

(仮称) 旧上瀬谷通信施設
公園整備事業

環境影響評価書

2分冊の1

令和5年11月

横浜市

はじめに

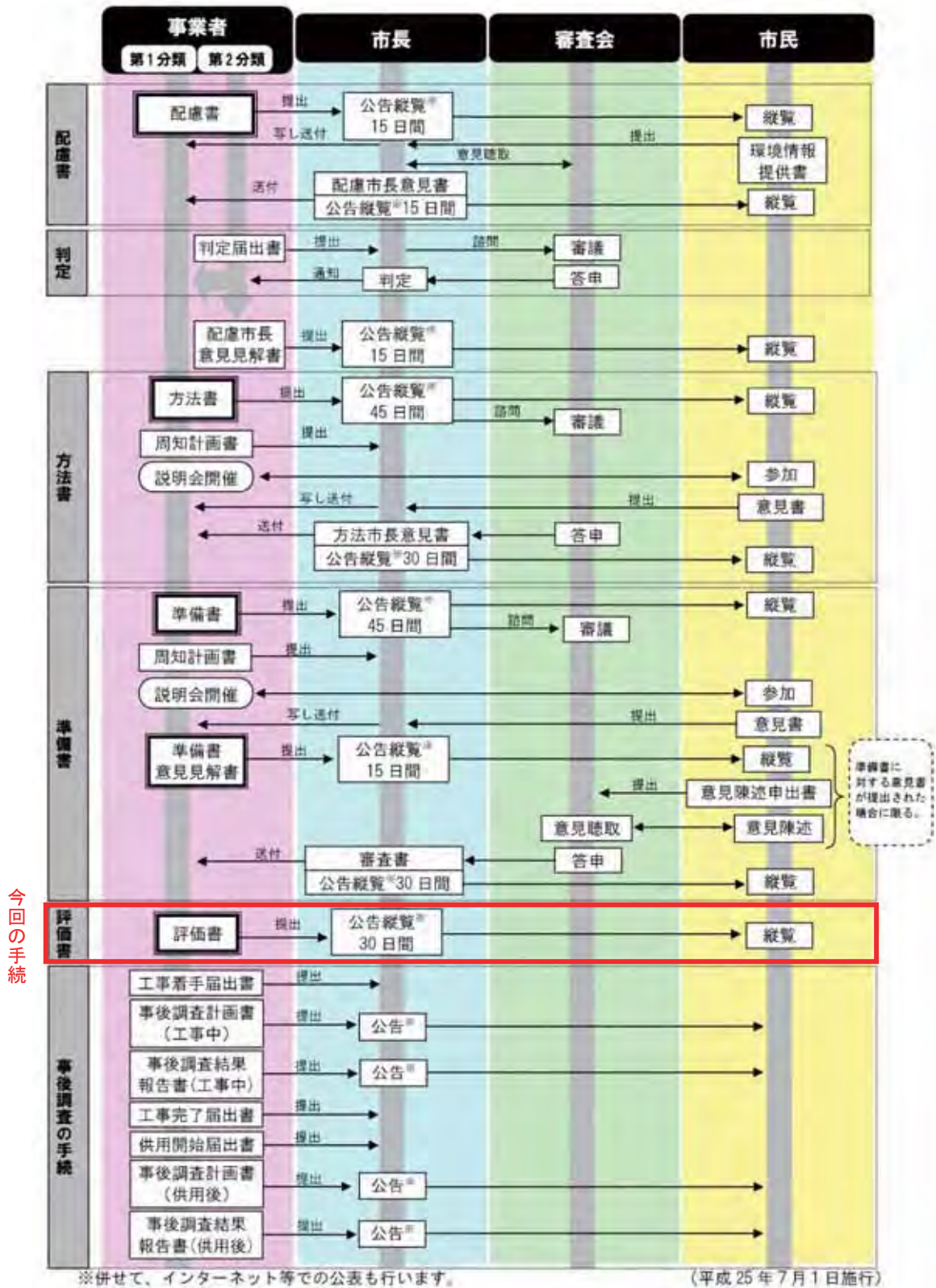
旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。横浜市では、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を公表し、土地利用について検討を進めており、まちづくりの一環として新たな公園の整備を計画しています。また、令和2年12月から令和3年1月にかけて「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(素案)」について市民意見募集を実施し、令和3年6月に「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)」を公表しました。その後、公園区域を北側に拡大し、令和4年6月に「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」を公表しました。なお、公園予定地は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場として利用される計画です。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を図る事業です。

本事業は、「横浜市環境影響評価条例」の「運動施設、レクリエーション施設等(都市公園の新設)」の第1分類事業に該当することから、同条例に基づき「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書」として、ここに取りまとめました。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項、送付を受けた方法市長意見書、公園区域拡大に伴い提出した事業内容等修正届出書に対する答申の附帯意見及び審査書等の内容を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

横浜市環境影響評価条例の手続の流れと評価書の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例の手続の流れ【手続フロー図】」

(横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ 令和5年10月閲覧)

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（配慮書～方法書段階）

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	提出	令和2年1月9日	
	公告	令和2年1月24日	
	縦覧	令和2年1月24日 ～令和2年2月7日	縦覧期間：15日間
	環境情報を記載した書面の受付	令和2年1月24日 ～令和2年2月7日	環境情報：0通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日	会場：関内中央ビル
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月28日	会場：関内中央ビル
	配慮市長意見書の作成	令和2年3月10日	
	配慮市長意見書の公告	令和2年3月25日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和2年3月25日 ～令和2年4月8日	縦覧期間：15日間
	事業廃止等届出書の提出	令和3年3月26日	
	事業廃止等届出書の公告	令和3年4月15日	
環境影響評価方法書手続	提出	令和3年6月14日	
	公告	令和3年6月25日	
	縦覧	令和3年6月25日 ～令和3年8月10日	縦覧期間：47日間
	意見書の受付	令和3年6月25日 ～令和3年8月10日	意見書：4通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年6月28日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催（1回目）	令和3年7月16日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（2回目）	令和3年7月17日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（3回目）	令和3年7月19日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年7月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和3年8月31日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和3年9月30日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和3年10月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和3年11月11日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和3年12月9日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和3年12月21日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の作成	令和3年12月24日	
方法市長意見書の公告	令和4年1月14日		
方法市長意見書の縦覧	令和4年1月14日 ～令和4年2月14日	縦覧期間：32日間	

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（事業内容等修正届出書段階～準備書段階）

	項目	日付	備考
事業内容等修正届出書手続	提出	令和4年7月19日	
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和4年7月28日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和4年9月1日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和4年9月29日	会場：横浜市庁舎
	事業内容等修正届出書に係る環境影響評価の通知	令和4年10月12日	
環境影響評価準備書手続	提出	令和5年3月14日	
	公告	令和5年3月24日	
	縦覧	令和5年3月24日 ～令和5年5月8日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和5年3月24日 ～令和5年5月8日	意見書：21通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和5年3月27日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催（1回目）	令和5年4月14日	会場：旭公会堂
	説明会の開催（2回目）	令和5年4月15日	会場：旭公会堂
	説明会の開催（3回目）	令和5年4月21日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（4回目）	令和5年4月22日	会場：瀬谷公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和5年4月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和5年5月25日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の提出	令和5年6月5日	
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和5年6月12日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の公告	令和5年6月15日	
	準備書意見見解書の縦覧	令和5年6月15日 ～令和5年6月29日	縦覧期間：15日間
	意見陳述の申出	令和5年6月15日 ～令和5年6月29日	1通
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和5年6月22日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和5年7月10日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和5年7月31日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和5年8月8日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（9回目）	令和5年9月11日	会場：横浜市庁舎
横浜市環境影響評価審査会（10回目）	令和5年9月25日	会場：横浜市庁舎	
審査書の送付	令和5年10月4日		
審査書の公告	令和5年10月13日		
審査書の縦覧	令和5年10月13日 ～令和5年11月13日	32日間	

- 総目次 -

【2分冊の1】

第1章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項.....	1-1
第2章 対象事業の計画内容.....	2-1
第3章 地域の概況及び地域特性.....	3-1
第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容.....	4-1
第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定.....	5-1
第6章 環境影響評価の予測及び評価.....	6-1
第7章 環境影響の総合的な評価.....	7-1
第8章 事後調査の実施に関する事項.....	8-1
第9章 対象地域.....	9-1

【2分冊の2】

第10章 準備書に対する意見、見解等.....	10-1
第11章 審査会に提出した資料.....	11-1
第12章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項.....	12-1
第13章 方法書に対する意見、見解等.....	13-1

資料編

第1章 調査・予測・評価関連.....	資 1.1-1
---------------------	---------

【2分冊の1】 - 目 次 -

第1章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項.....	1-1
第2章 対象事業の計画内容.....	2-1
2.1 対象事業の概要.....	2-1
2.2 対象事業の目的及び必要性.....	2-4
2.2.1 事業の目的	2-4
2.2.2 事業の必要性	2-4
2.3 対象事業の内容.....	2-6
2.3.1 テーマ	2-6
2.3.2 整備方針	2-6
2.3.3 公園の地区構成と主な施設	2-8
2.3.4 動線計画	2-23
2.3.5 今後のスケジュール	2-26
2.4 施工計画.....	2-27
2.4.1 工事概要等	2-27
2.4.2 工事工程表	2-28
2.4.3 工事用車両の走行ルート	2-28
2.4.4 工事排水計画	2-29
2.4.5 工事時間帯	2-29
2.5 地球温暖化対策.....	2-33
2.6 生物多様性の保全.....	2-33
2.7 緑の保全と創造.....	2-36
2.7.1 グリーンインフラの展開	2-36
2.7.2 緑化の方針	2-40
2.8 計画を策定した経緯.....	2-45
2.8.1 旧上瀬谷通信施設の経緯	2-45
第3章 地域の概況及び地域特性.....	3-1
3.1 調査対象地域等の設定.....	3-1
3.2 自然的状況.....	3-2
3.2.1 大気環境の状況	3-2
3.2.2 水環境の状況	3-16
3.2.3 土壌及び地盤の状況	3-26

3.2.4	地形及び地質の状況	3-35
3.2.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-57
3.2.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-99
3.3	社会的状況	3-107
3.3.1	人口及び産業の状況	3-107
3.3.2	土地利用の状況	3-110
3.3.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-123
3.3.4	交通の状況	3-126
3.3.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な 施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-132
3.3.6	下水道の整備状況	3-148
3.3.7	環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-149
3.3.8	文化財等の状況	3-152
3.3.9	その他の事項	3-161
3.4	調査対象地域における地域特性の概要	3-169
第4章	配慮指針に基づいて行った配慮の内容	4-1
4.1	環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2	環境情報の概要	4-7
4.2.1	配慮書の縦覧等	4-7
4.2.2	環境情報の概要	4-7
4.3	配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解	4-8
第5章	環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	5-1
5.1	環境影響要因の抽出	5-1
5.2	環境影響評価項目の選定	5-1
第6章	環境影響評価の予測及び評価	6-1
6.1	温室効果ガス	6.1-1
6.2	生物多様性（動物）	6.2-1
6.3	生物多様性（植物）	6.3-1
6.4	生物多様性（生態系）	6.4-1
6.5	水循環（湧水の流量）	6.5-1
6.6	廃棄物・建設発生土	6.6-1
6.7	大気質	6.7-1

6.8 水質・底質（公共用水域の水質）	6.8-1
6.9 騒音	6.9-1
6.10 振動	6.10-1
6.11 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	6.11-1
6.12 景観	6.12-1
6.13 触れ合い活動の場	6.13-1
第7章 環境影響の総合的な評価	7-1
第8章 事後調査の実施に関する事項	8-1
8.1 事後調査の考え方	8-1
8.2 事後調査項目の選定	8-2
8.3 事後調査の内容	8-5
第9章 対象地域	9-1

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイトル）を加工して作成したものである。

第 1 章 審査書等を総合的に検討して
準備書の内容を変更した事項

第1章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

令和5年3月に提出した（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書（以下、「準備書」とします。）に対する意見書、審査書等を総合的に検討し、準備書の内容を変更した事項は、表 1.1 に示すとおりです。

表 1.1(1) 準備書の内容を変更した事項

準備書の項目	準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ	
対象事業の計画内容	施設配置計画	施設配置計画に係る環境配慮事項の具体化	審査書を踏まえ、施設配置計画に係る環境配慮事項を具体化しました。	p. 2-12～2-22
	地球温暖化対策	ヒートアイランド現象抑制の取組の追記	審査書を踏まえ、ヒートアイランド現象抑制に向けた取組を地球温暖化対策に追記しました。	p. 2-33
	生物多様性の保全	生態系ネットワークの追記	審査書を踏まえ、対象事業実施区域の生態系ネットワークを生物多様性の保全に追記しました。	p. 2-33～2-35
	緑の保全と創造	グリーンインフラの整備目標、導入予定のグリーンインフラ施設の諸元等の追記	審査書を踏まえ、グリーンインフラの整備目標、導入予定のグリーンインフラ施設の諸元、実装規模、配置及び浸透・貯留量の試算結果をグリーンインフラの展開に追記しました。	p. 2-36～2-39
		緑地の区分の見直し、海外由来の園芸品種の取扱及び緑地の詳細の具体化	審査書を踏まえ、緑化の方針の緑地の区分を見直し、海外由来の園芸品種の取扱及び緑地の詳細の表現を具体化しました。	p. 2-40～2-44
計画を策定した経緯	準備書手続きの内容の追記	準備書手続きの内容を追記しました。	p. 2-48	
地域の概況及び地域特性	土壌及び地盤の状況	土壌汚染の状況に関するデータの更新	対象事業実施区域を含む範囲が形質変更時要届出区域として指定されたため、表 3.2-12 及び図 3.2-8 のデータを更新しました。	p. 3-26、3-29
環境影響評価	温室効果ガス	事業別・業務部門別の温室効果ガス排出量の追記	審査会での指摘を踏まえ、事業別・業務部門別の温室効果ガス排出量及び削減目標を調査結果及び評価に追記しました。	p. 6.1-1～6.1-2、6.1-11、6.1-25

表 1.1(2) 準備書の内容を変更した事項

準備書の項目	準備書からの 変更点	評価書での記載概要	評価書 該当ページ	
環境影響評価	生物多様性 (動物)	予測条件の具体化	審査書を踏まえ、予測条件に生態系ネットワークを追記し、施設配慮事項に係る環境配慮事項を具体化しました。	p. 6. 2-113～ 6. 2-117
		施設の存在・土地利用の変化に伴う予測結果及び評価の修正	審査書を踏まえ、現況からの変化の内容が明確になるよう予測結果の表現を見直しました。	p. 6. 2-3～ 6. 2-4、 6. 2-120～ 6. 2-127、 6. 2-134～ 6. 2-135
		環境の保全のための措置の追記	審査書を踏まえ、工事中に裸地の早期緑化を追加し、供用時の施設の存在・土地利用の変化の環境保全措置を具体化しました。	p. 6. 2-2、 6. 2-4～ 6. 2-5、 6. 2-129～ 6. 2-133
	生物多様性 (植物)	施設の存在・土地利用の変化に伴う予測結果及び評価の修正	審査書を踏まえ、現況からの変化の内容が明確になるよう予測結果の表現を見直しました。	p. 6. 3-2、 6. 3-38～ 6. 3-39、 6. 3-44～ 6. 3-45
		環境の保全のための措置の具体化	審査書を踏まえ、供用時の施設の存在・土地利用の変化の環境保全措置を具体化しました。	p. 6. 3-2～ 6. 3-3、 6. 3-41～ 6. 3-43
	生物多様性 (生態系)	緑地の区分の見直し	審査書を踏まえ、緑地の区分を見直しました。	p. 6. 4-23、 6. 4-32
		施設の存在・土地利用の変化に伴う予測結果及び評価の修正	審査書を踏まえ、現況からの変化の内容が明確になるよう予測結果の表現を見直しました。	p. 6. 4-3～ 6. 4-4、 6. 4-26～ 6. 4-32、 6. 4-40～ 6. 4-42
		環境の保全のための措置の追記	審査書を踏まえ、工事中に裸地の早期緑化を追加し、供用時の施設の存在・土地利用の変化の環境保全措置を具体化しました。	p. 6. 4-2～ 6. 4-5、 6. 4-35～ 6. 4-39
	水循環（湧水の流量）	堀谷戸川の流域、グリーンインフラの整備目標の追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、対象事業実施区域外の堀谷戸川流域の浸透性・不浸透性土地利用の面積と被覆率、グリーンインフラの整備目標を予測条件、予測結果、環境保全措置及び評価に追記しました。	p. 6. 5-2～ 6. 5-3、 6. 5-17～ 6. 5-21、 6. 5-24～ 6. 5-25 6. 5-27～ 6. 5-29
予測条件、環境の保全のための措置の具体化		審査書を踏まえ、予測条件の施設配置計画に係る環境配慮事項、施設の存在・土地利用の変化の環境保全措置を具体化しました。	p. 6. 5-3、 6. 5-17～ 6. 5-23、 6. 5-27	

表 1.1(3) 準備書の内容を変更した事項

準備書の項目	準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ	
環境影響評価	水質・底質 (公共用水域の水質)	仮設調整池の位置の追記	審査書を踏まえ、予測地点となる仮設調整池の位置を追記しました。	p. 6.8-23、 6.8-25
		予測条件、予測結果及び評価の修正	審査書を踏まえ、浮遊物質量に係る予測条件を修正し、予測結果及び評価を見直しました。	p. 6.8-1、 6.8-25～ 6.8-30、 6.8-32
	騒音	予測方法の表現の修正	審査会での指摘を踏まえ、予測方法の現地調査結果を用いた補正に関する表現を修正しました。	p. 6.9-29、 6.9-37
		予測結果の追記	審査書を踏まえ、予測値の比較対象と、現地調査結果と予測値の乖離が大きい要因を予測結果に追記しました。それに伴い、既存資料（区画整理）における道路交通騒音及び自動車交通量の現地調査結果を追記しました。	p. 6.9-10～ 6.9-11、 6.9-35、 6.9-45、 6.9-47
		一般交通量が増加することへの対応の追記	審査会での指摘を踏まえ、地点7の一般交通量の増加への対応を評価に追記しました。	p. 6.9-51
	振動	予測方法の表現の修正	審査会での指摘を踏まえ、予測方法の現地調査結果を用いた補正に関する表現を修正しました。	p. 6.10-26、 6.10-34
		予測結果の追記	審査会での指摘を踏まえ、予測値の比較対象を予測結果に加筆しました。	p. 6.10-31、 6.10-42、 6.10-45
	地域社会 (交通混雑、歩行者の安全)	飽和交通流率の実測値の適用	審査書を踏まえ、飽和交通流率は実測値を適用し、実測値が観測されていない車線、将来新たに車線数の増加や車線運用が変更となる車線、新設される交差点のみ算定値を適用し、調査結果、予測方法、予測結果、評価を修正しました。その結果、交差点需要率が限界需要率を上回る交差点や交通容量比が1.0を上回る車線があると予測されたため、来園車両の走行経路を分散する方策を環境保全措置に追記しました。	p. 6.11-1、 6.11-4～ 6.11-5、 6.11-24～ 6.11-30、 6.11-43～ 6.11-46、 6.11-49、 6.11-51～ 6.11-62、 6.11-65～ 6.11-66、 資 1.6-98～ 資 1.6-103、 資 1.6-105～ 資 1.6-107、 資 1.6-109、 資 1.6-111、 資 1.6-113～ 資 1.6-120、 資 1.6-122～ 資 1.6-131、 資 1.6-133～ 資 1.6-168

表 1.1(4) 準備書の内容を変更した事項

準備書の項目		準備書からの 変更点	評価書での記載概要	評価書 該当ページ
環境影響評価	景観	「現況」の定義 追記	審査会での指摘を踏まえ、「現況」の定義を予測方法に追記しました。	p. 6. 12-32
		地域景観の特性の変化の 予測結果及び評価の表現 の修正	審査書を踏まえ、地域景観の質的な変化について、予測結果及び評価の表現を見直しました。	p. 6. 12-1、 6. 12-33 6. 12-61
		主要な眺望地点からの景 観の変化の予測結果、評 価の修正	審査書を踏まえ、眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について、予測結果及び評価の表現を見直しました。	p. 6. 12-2、 6. 12-34～ 6. 12-46、 6. 12-62
		圍繞景観の変化の予測結 果及び評価の修正	審査書を踏まえ、圍繞景観の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、圍繞景観の価値の変化の予測結果及び評価の表現を見直しました。	p. 6. 12-2、 6. 12-47～ 6. 12-59、 6. 12-62～ 6. 12-63
		環境の保全のための措置 の見直し	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、環境の保全のための措置を具体化しました。	p. 6. 12-3、 6. 12-60
触れ合い 活動の場	予測結果及び保全措置の 追記	審査書及び審査会での指摘を踏まえ、お花見ができる広場の整備、環境学習や自然体験の観点での新たな自然との触れ合いの拠点づくりを予測結果及び環境保全措置に追記しました。	p. 6. 13-2、 6. 13-13～ 6. 13-15	
事後調査	工事中の公共用水域の水 質の選定理由及び事後調 査内容の修正	審査書を踏まえ、公共用水域の水質を事後調査項目として選定した理由及び事後調査の内容を修正しました。	p. 8-2～8-3、 8-5	
	事後調査項目の追記	審査書を踏まえ、供用時の来園車両等の走行に伴う交通混雑を事後調査項目として追加で選定し、事後調査の内容を追記しました。	p. 8-4、8-7	
	土地区画整理事業の事後 調査結果の活用	審査会での指摘を踏まえ、土地区画整理事業の事後調査結果を活用することを事後調査の内容に追記しました。	p. 8-5	
	事後調査結果が予測結果 と大きく異なる場合の対 応の追記	審査会での指摘を踏まえ、事後調査の結果が予測結果と大きく異なる場合の対応を事後調査の内容に追記しました。	p. 8-5	

第2章 対象事業の計画内容

第2章 対象事業の計画内容

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業(以下、「本事業」とします。)は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

2.1 対象事業の概要

対象事業の概要は、表 2.1 に示すとおりです。

また、本事業の対象事業実施区域は、図 2.1 に示すとおりです。

表 2.1 対象事業の概要

事業者の氏名及び住所	名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
対象事業の名称	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業
対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 (第1分類事業) 敷地面積：約64.5ha 形質変更区域面積：約64.5ha
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
対象事業に係る許可等の内容	【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館



図 2.1(1) 対象事業実施区域



図 2.1 (2) 対象事業実施区域

2.2 対象事業の目的及び必要性

2.2.1 事業の目的

本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

2.2.2 事業の必要性

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。

旧上瀬谷通信施設では、約70年間にわたり米軍施設による土地利用制限を受けながら、地権者の方々を中心に農業が営まれてきました。そのなかで、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（横浜市 令和2年3月）においては、今ある緑や農地を保全しつつ、ここでしかできない新たなコトやモノを創出することで、世界中のヒトやモノを惹きつける魅力ある空間を実現し、旧上瀬谷通信施設を含む郊外部の活性化を目指していく必要があるとしています。

また、令和9年開催の国際園芸博覧会の理念をみらいに継承・発展していくことも重要としています。

このため、旧上瀬谷通信施設全体のまちづくりのテーマを豊かな自然環境をいかした「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めるため、「多様な交流による、賑わいと活気のあるまち」、「活力ある都市農業と緑をいかした魅力あるまち」と「将来にわたり、安全安心で、利便性の高いまち」を方針として位置付けました。

また、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針を踏まえ、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下、「土地区画整理事業」とします。）にて検討を深度化し、土地利用計画図をまとめ、その中で「公園・防災地区」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ることとしています。

以上のことから、横浜市では、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的に、図2.2に示すとおり、「公園・防災地区」の一部に広域公園を整備する計画としました。



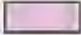



また、対象事業実施区域北側の「観光・賑わい地区」に接する区域については、公民連携手法を積極的に導入し、旧上瀬谷通信施設地区の賑わいにも寄与する計画としています。

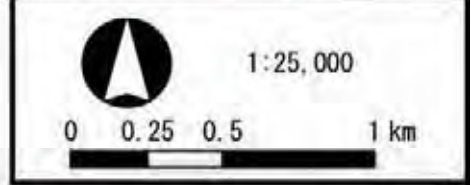


凡例

●●●● 対象事業実施区域 - - - 土地区画整理事業実施区域

— — — 都県界 - · - · - 市界 - · - · - 区界

- | | | | |
|---|----------|---|----------|
|  | 農業振興地区 |  | 道路 |
|  | 観光・賑わい地区 |  | 調整池（地上式） |
|  | 物流地区 | | |
|  | 公園・防災地区 | | |



注1：調整池は、容量を検討中のため、形状が変更する可能性があります。

図 2.2 土地利用構成

2.3 対象事業の内容

2.3.1 テーマ

本事業では、花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷で、「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルを実践・発信します。

なお、本項における記載内容は、令和4年6月に公表した「公園基本計画（案）」を元に作成したものです。

テーマ：『「みどり」で広がる暮らしの風景』

2.3.2 整備方針

「つくる」「つかう たのしむ」「たかめる」の3つの視点から取組を進めていきます。

■「つくる」：花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷の環境基盤の創出

(1) 上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園

上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

(2) グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

(3) 防災・減災に資する公園

できる限りまとまったオープンスペースを確保することで、災害時には「広域応援活動拠点※」や、地域の避難場所として防災機能を発揮するとともに、グリーンインフラの効果による防災・減災機能も発揮できる公園とします。

※広域応援活動拠点：防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点

■「つかう たのしむ」：「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルの展開

(4) 「農」と持続可能なライフスタイルの融合

農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し実践する公園とします。

(5) 多様な主体が参画し、様々な楽しみ方を引き出せる公園

市民や企業、周辺まちづくりなどと連携し、地域の祭りや広域的なイベント、スポーツやレクリエーション、公園の維持管理など、様々な場面で多様な主体が参加・運営することができる公園とします。

(6) 四季を通じて楽しみながら自然と触れ合う心地よさや喜びを感じられる公園

豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、自然体験や環境学習などが行える公園とします。

■「たかめる」：多様な主体と連携し緑の機能を高める取組・パークマネジメントを展開

(7) 国際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点

園芸博の跡地にできる記念公園として、花き園芸・農に関する取組、SDGs の実現や Society5.0、カーボンニュートラルの推進等の園芸博の理念や取組などを継承していく公園とします。

(8) 公民連携による質の高いサービスの提供

民間活力の導入により、公園の利便性の向上と賑わいを創出する機能を配置します。

2.3.3 公園の地区構成と主な施設

(1) 地区構成

対象事業実施区域の地区構成については、図 2.3 に示すとおり、現在の地形などをいかにしながら、大きく 4 つの地区を設定しました。

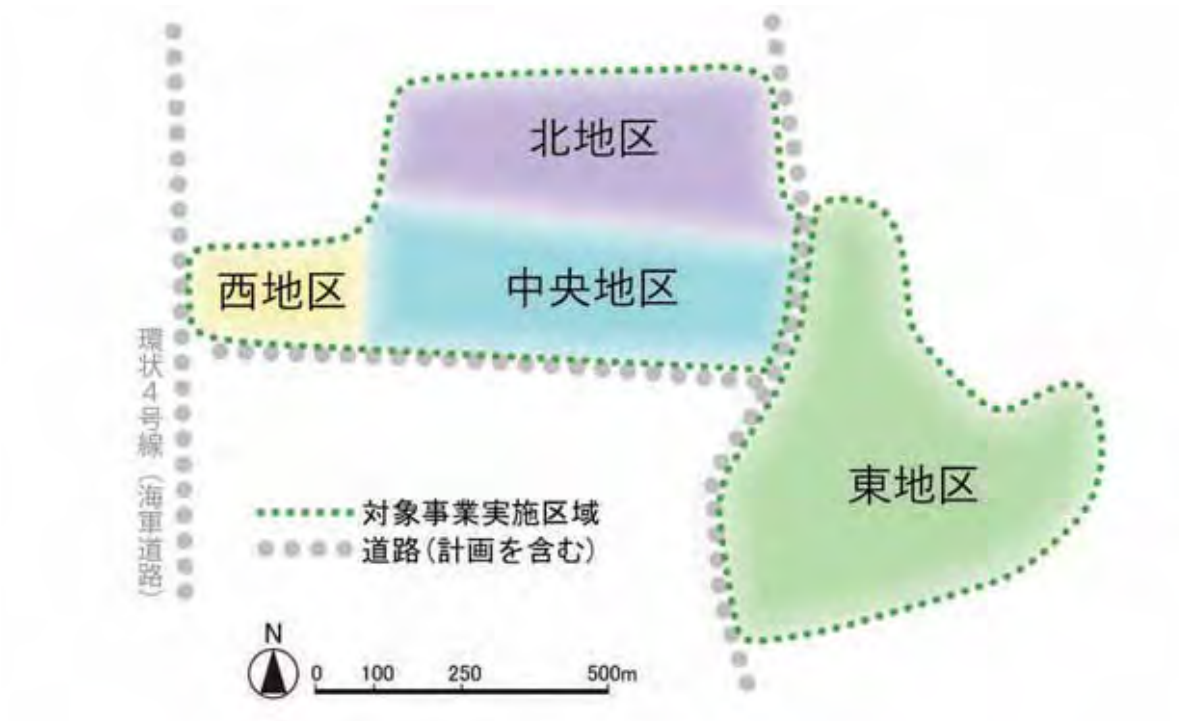


図 2.3 地区構成

a. 西地区

スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区

b. 中央地区

広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区

c. 北地区

公民連携を積極的に推進し、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区

d. 東地区

自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区

(2) 施設配置計画

① 各地区の施設配置・規模

公園基本計画（案）をもとに表 2.2 及び図 2.4 に示す施設を各地区に配置する計画としました。また、公園内の主な計画建築物の規模は表 2.3 に示すとおりです。

公園内の建築物は周辺地域の日照や景観などに配慮した計画とし、詳細な施設配置については、今後の土地区画整理事業や国際園芸博覧会の検討を踏まえ、設計等を進めながらより具体化していきます。なお、公民連携を積極的に推進する北地区においては、サウンディング調査を経て、事業提案の公募を行い、具体的な施設の決定を行う予定です。

表 2.2 主な施設の特徴

地区	施設	内容
西	運動広場	サッカー、少年サッカーなどの有料利用を想定した広場。ナイター利用も想定。
	野球場	硬式野球、少年硬式野球、軟式野球、少年軟式野球、ソフトボールなどの有料利用を想定。ナイター利用も想定。
	多目的広場	地域のスポーツレクリエーションの場として、少年軟式野球、ソフトボールなどの利用を想定。
	スポーツ施設管理棟	更衣室、シャワー、ロッカー、休憩施設などを備えた管理棟。
中央	桜並木	公園のシンボルとなる主園路沿いに配置するソメイヨシノの並木。
	サクラ広場 (草地広場)	周囲に桜のある広大な草地広場。地域の祭りやイベントにも活用。災害時には自衛隊などの活動拠点やヘリコプターの発着も可能。
	大花壇	谷戸の地形をいかし、市内産の花苗などを活用した大花壇。
	遊具広場	大型複合遊具や健康器具、身体能力に関係なく、様々な利用者が安心して楽しめる遊具などを設置。
	ドッグラン	犬の大きさに応じた複数の区画や、休憩施設、水飲みなどを設置。
	パークセンター1 (植物・環境体験 学習等)	「みどり」とともにある持続可能なライフスタイルをテーマとした様々な展示や情報発信、体験学習等が可能な施設。休憩や飲食の場としても活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討 ^{注1} 。
北	アウトドア体験施設 飲食・物販施設	自然と共生しながら賑わいを創出する区域として樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施。
東	体験農園	農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用。
	森の散策路	和泉川の源流や周辺の自然を保全・活用し、隣接する市民の森などと連続した自然の魅力を体感できる散策路。環境教育などのフィールドとしての活用や森の維持管理への参加などを通じた森と緑のコミュニティ形成の場としても活用。
	日本庭園	和泉川の源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生を体現する庭園。日本の伝統文化・技術の発信の場。
	パークセンター2 (環境活動拠点等)	花や農、福祉、健康、教育などをキーワードに多様な環境活動の支援・展開を行う施設。休憩や飲食の場としても活用。既存部材を活用して再現した日本建築も整備し、伝統文化を継承する場としても活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討 ^{注1} 。
園内 で展開	ガーデン・庭園	国際園芸博覧会に向けてテーマが異なる複数のガーデンや庭園を整備。市民と共につくる球根ミックス花壇など、花と緑を通じた交流やコミュニティ形成の場としても活用。
	ジョギングコース	幅の広い園路を活用し、ジョギングコースを設定。

注1：パークセンター1，2は、本事業で整備し、国際園芸博覧会の準備及び開催期間中は、国際園芸博覧会施設として供用を予定しています。

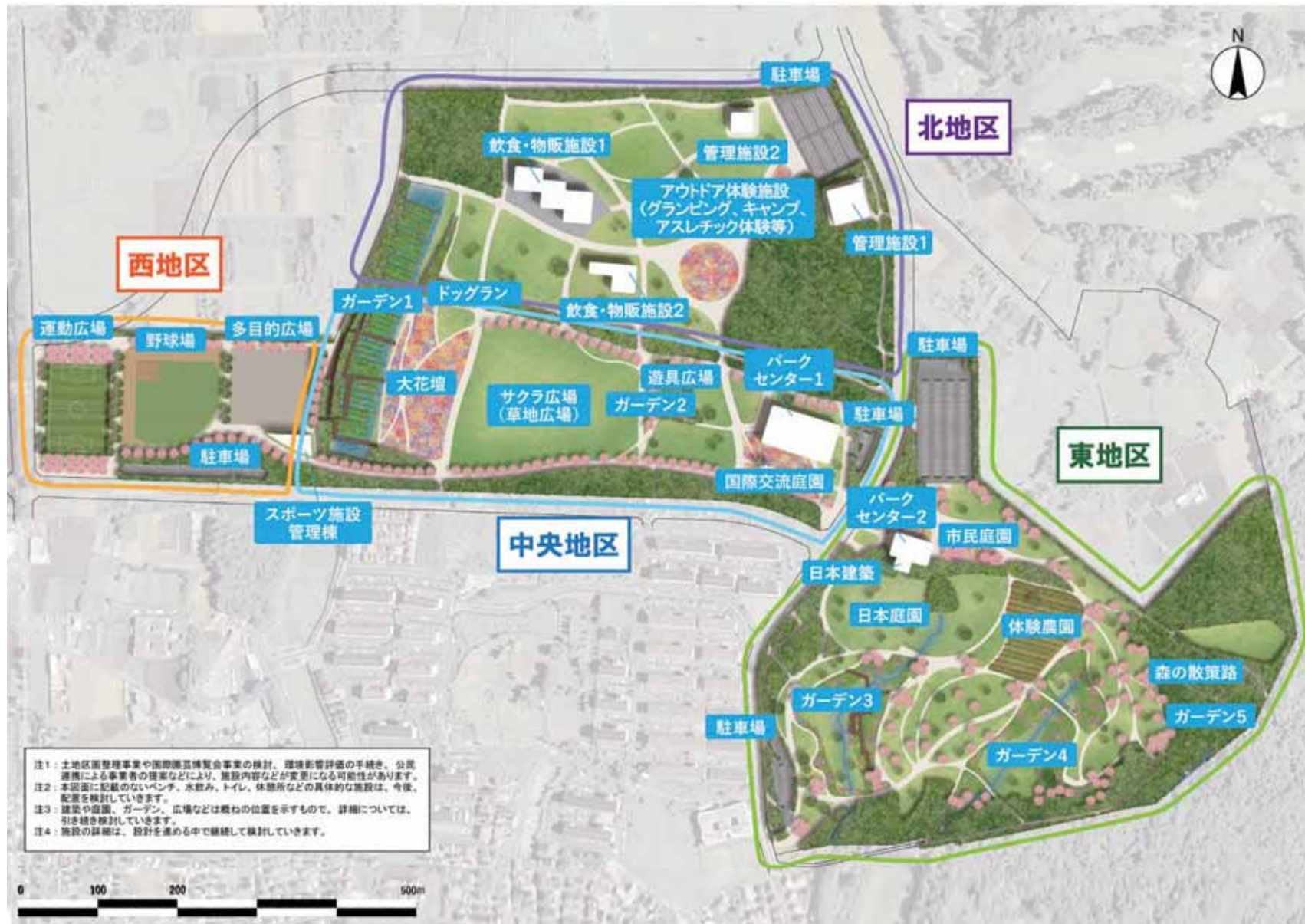


図 2.4 各地区の施設配置計画

表 2.3 主な計画建築物の規模

地区	施設用途	延べ床面積 (㎡)	階数	高さ
西	スポーツ施設管理棟	約 1,000	平屋建て程度	対象事業実施区域は市街化調整区域のため建築物の高さは市街化調整区域内の高さ制限（原則10m、道路に接する区域は20m）を目安に、周辺地域の日照や景観などに配慮し計画します。
中央	パークセンター 1	約 4,500	平屋建て程度	
北	飲食・物販施設 1	約 3,500	2階建て程度	
	飲食・物販施設 2	約 1,500	2階建て程度	
	管理施設 1	約 2,000	2階建て程度	
	管理施設 2	約 700	2階建て程度	
東	パークセンター 2	約 1,500	平屋建て程度	
	日本建築	約 250	平屋建て程度	

注 1：「スポーツ施設管理棟」は二次整備工事で整備します。その他の施設は、一次整備工事での整備を予定します。

② 施設配置計画に係る環境配慮事項

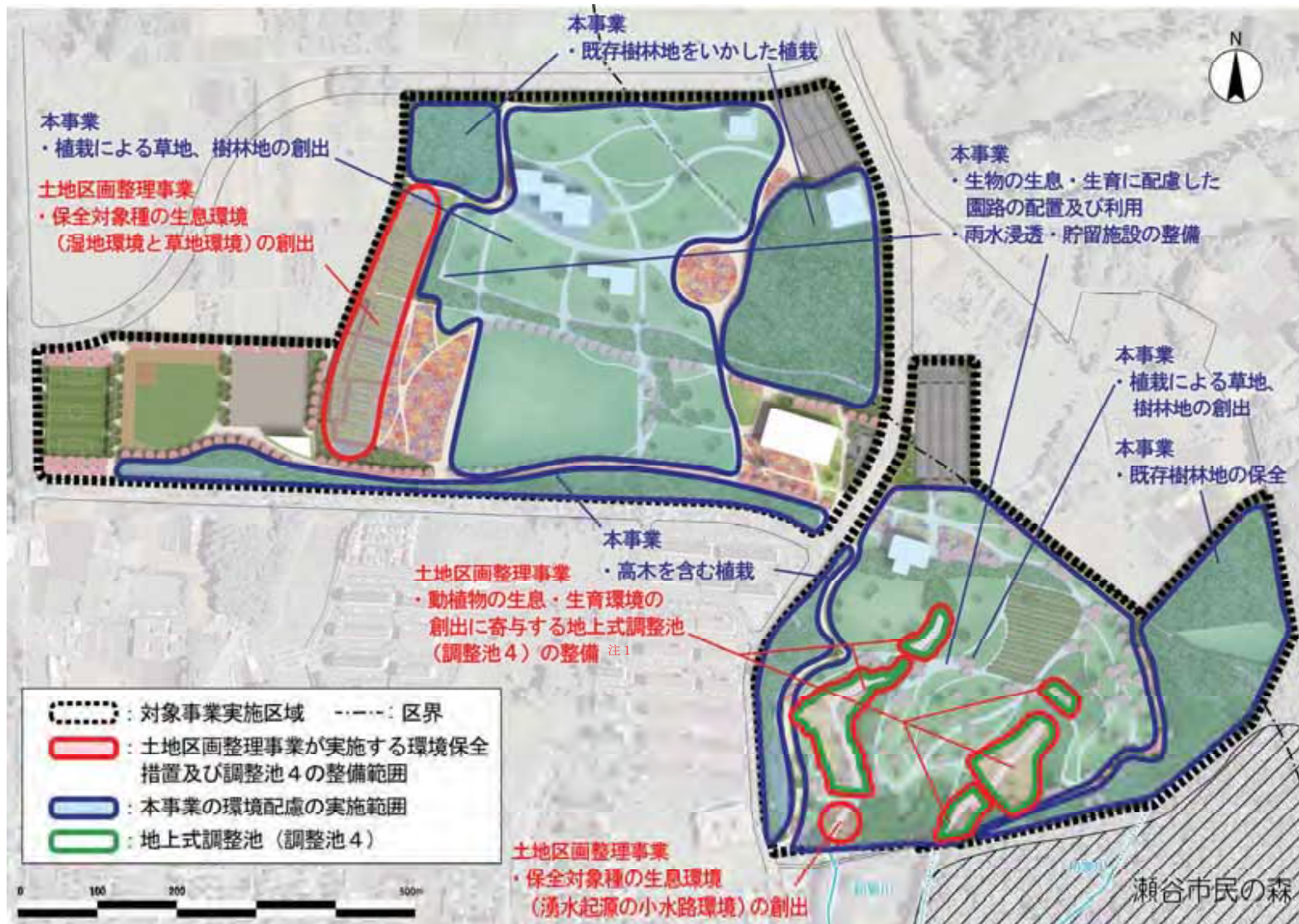
施設配置計画に係る環境配慮事項及びその実施位置は、図 2.5 に示すとおりです。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、土地区画整理事業が主体となって、本事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池 4）の検討の深度化を進めています。相沢川及び和泉川周辺における環境配慮事項の内容は、下記及び次頁以降に示すとおりです。なお、災害時は西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場（草地広場）等を活用することで、災害時に活動拠点として活用するエリアが、これらと重ならないよう計画します。また、本事業の対象事業実施区域は国際園芸博覧会の会場としても利用されますが、相沢川及び和泉川周辺の水辺空間等に配慮した会場内の施設配置や運営方法等が検討されており、国際園芸博覧会の準備及び開催期間中を通じての保全が見込まれます。

加えて、本事業の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や相沢川及び和泉川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。

- ・施設整備にあたっては、既存の樹木の位置や地形、表土^{注1}を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。特に、北地区は、草地を主体としながらも疎林が分布していることから、これらをいかし、樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等の整備を行います。
- ・対象事業実施区域境界に植栽する樹木は既存樹木も活用し、対象事業実施区域と瀬谷市民の森等周辺の樹林と同様に落葉樹と常緑樹を混植する等の配慮を行います。
- ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。

注 1：表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。



注1：調整池は、容量を検討中のため、形状が変更する可能性があります。

図 2.5 施設配置計画に係る環境配慮事項及びその実施位置

a. 相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出

本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の内容は、表 2.4 に示すとおりです。

本事業では、土地区画整理事業が実施する環境保全措置の内容を踏まえ、以下に配慮することで、相沢川周辺の谷戸地形をいかした生物の生息・生育環境の保全・創出等に努めます。

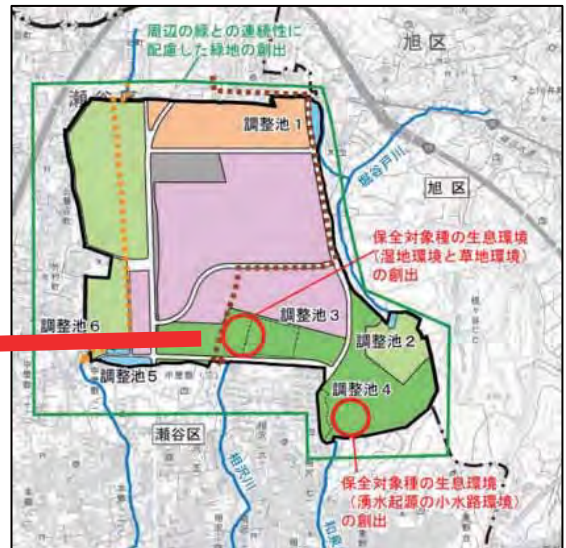
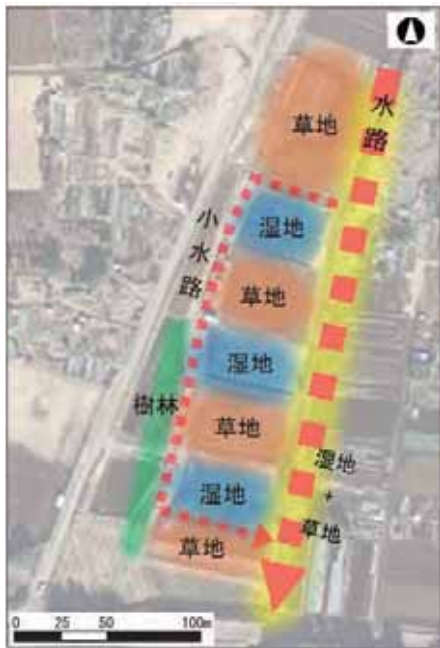
- ・土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地を整備する計画です。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。
- ・土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲及びその周辺においては、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。
- ・土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲及びその周辺においては、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

表 2.4 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の内容（相沢川周辺）

相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事や相沢川の暗渠化及び切り回し）に伴う生息・生育環境への影響が大きいと予測された種（以下、保全対象種という）
	実施内容	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）を創出 ・湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿生草地と乾生草地を創出する計画です。 ・生息・生育環境の創出にあたっては、暗渠化された相沢川から取水した水を保全した谷戸地形に放流し、活用する計画です。
	実施位置	本事業の対象事業実施区域の拡張に伴い、土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲を可能な限り北側に延伸する計画です（表 2.5 及び図 2.6 参照）。
期待される効果	相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能となります。	

表 2.5 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の範囲（相沢川周辺）

土地区画整理事業環境影響評価書時点	本事業の対象事業実施区域拡張後
面積：約 1.5ha	面積：約 2.0ha
東西方向：約 60～70m	東西方向：約 60～70m
南北方向：約 220～230m	南北方向：約 300～310m



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9.10-149）より引用

図 2.6(1) 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ（相沢川周辺）
（土地区画整理事業環境影響評価書（令和4年3月）時点）

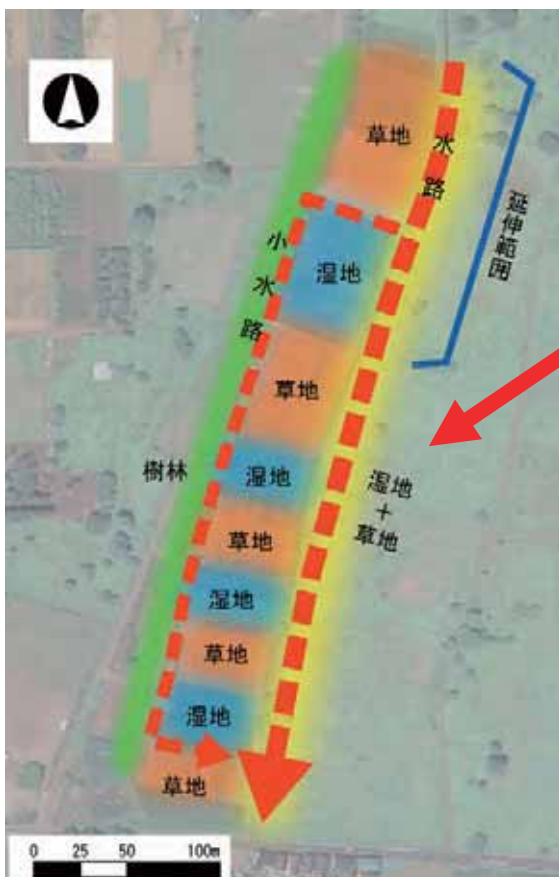
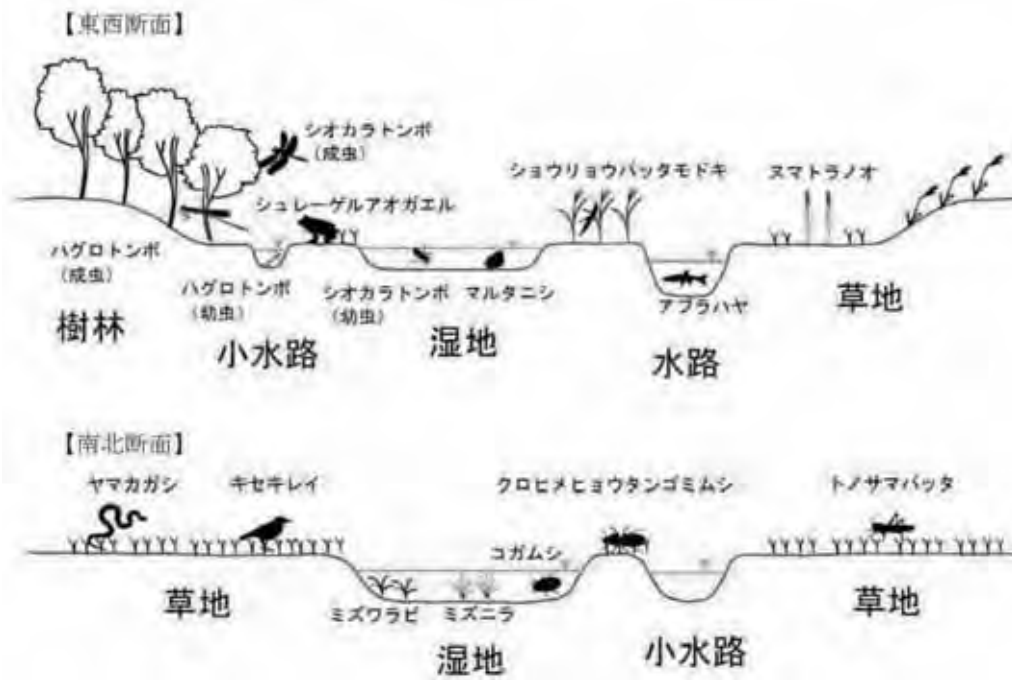


図 2.6(2) 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ（相沢川周辺）
（本事業の対象事業実施区域の拡張後（令和4年7月））



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 (p. 9. 10-150) より引用

図 2.6(3) 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の断面イメージ (相沢川周辺)

b. 和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出

本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置（湧水起源の小水路環境の創出）及び動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容は、図 2.7～図 2.9 及び表 2.6～表 2.7 に示すとおりです。調整池4の整備にあたっては、平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。

本事業では、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備の内容を踏まえ、以下に配慮し、和泉川源頭部の地上式調整池（調整池4）を中心に、ガーデン3、4、その周辺部へ広がりをもった段階的な環境整備を行うことで、多様な動植物の生息・生育環境の形成も目指します。また、現況の水辺環境や景観を保全するエリアと、多様な植栽により見どころの形成や園芸文化の発信を行うエリアに区分し、公園利用と地域の生態系保全の調和を図る計画です。

- ・ガーデン3、4のHWL以下は、可能な限り現在の地形やメヒシパーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。ガーデン3のHWL以上の範囲にはアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4のHWL以上の範囲には上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースにした西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させることで、多様な動植物の生息・生育環境を創出します。ガーデン3、4周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出する予定です。草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアを設定します。また、ガーデン3、4周辺は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜などの花木も植栽する計画とします。以上により、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。
- ・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出する範囲は、生物の生息環境保護エリアとして、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。ガーデン3、4のHWL以上の範囲については、ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りをコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理する予定です。ガーデン3、4に挟まれる草地広場などについては、月1～2回の草刈や樹木の剪定等を実施して利用者が自由に立ち入り可能なエリアとし、散策など一定の利用を想定します。一方、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保することを予定しています。瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地でも、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。

・和泉川周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。特に、ガーデン3、4のHWL以上の範囲には、草花や花木を中心とした植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。



注1：HWLとは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

図 2.7 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置及び調整池4の整備

表 2.6 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の内容（和泉川周辺）

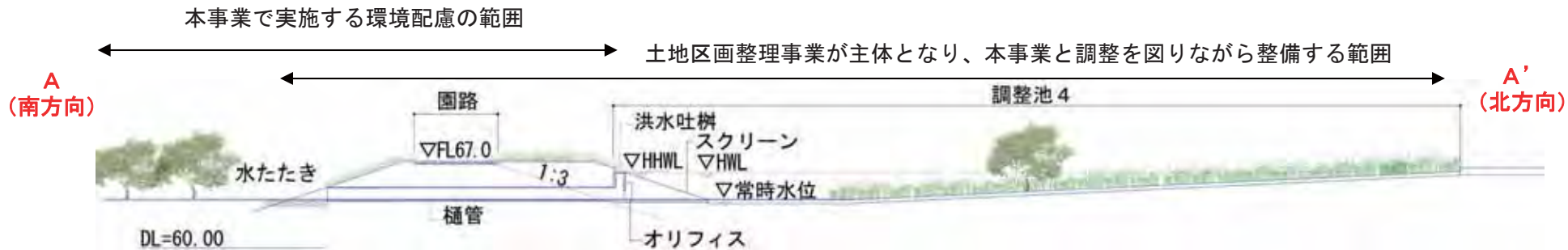
和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事）に伴う影響が大きいと予測されたホトケドジョウの生息環境（和泉川の源頭部の湧水起源の小水路に生息）
	実施内容	ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出 ・水際部は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持します。 ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。 ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。 ・現況と同様に、水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境を維持します。
	実施位置	土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲（現地調査でホトケドジョウが確認された範囲）に計画します。
期待される効果	現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した河床環境や植生を整備することで、ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育が可能となります。	



図 2.8 ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）の断面イメージ図

表 2.7 動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容

動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	瀬谷市民の森等に隣接する和泉川源流域において生息・生育している動植物
	実施内容	<p>動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地形や既存樹木をできるだけ残し、水際は自然石護岸等を整備し、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、可能な限り現在の地形や既存樹林、メヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。 ・河床は自然石護岸とし、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。 ・大雨等による調整池区域の水位上昇時は、最大で図 2.7 に示すHWL（最高水位）まで浸水することが想定されますが、浸水時間は長期に渡ることはなく、動植物への影響は回復可能な範囲と考えられます。
	実施位置	図 2.7 に示した和泉川源頭に計画します。
期待される効果	<p>洪水調節機能の確保・維持だけでなく、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。加えて、図 2.9 及び図 2.15 に示すとおり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹木をできるだけ残し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎草地のエリアの設定することで、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。</p>	

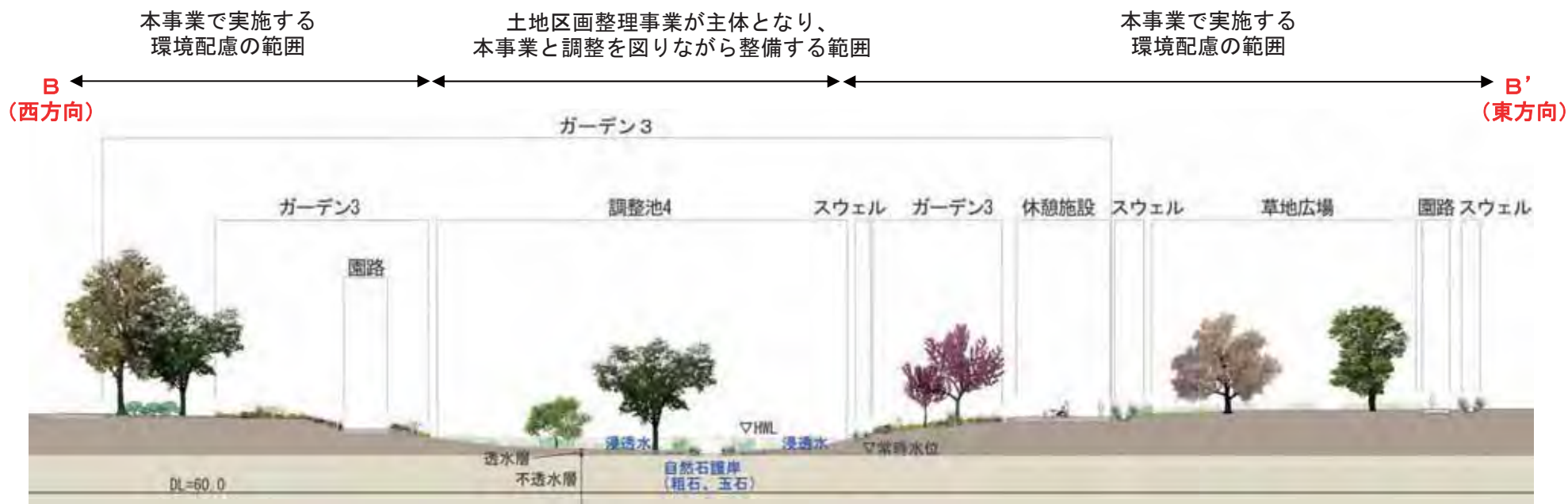


注1：A-A'断面の位置は、前掲図 2.7 (p. 2-19 参照) に示します。

注2：HWLは計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWLは既往における最高水位を示します。

図 2.9(1) 地上式調整池（調整池4）の縦断模式図（A-A'断面）

2-22



注1：B-B'断面の位置は、前掲図 2.7 (p. 2-19 参照) に示します。

注2：HWLは計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

図 2.9(2) 地上式調整池（調整池4）の横断模式図（B-B'断面）

2.3.4 動線計画

(1) 周辺動線計画

対象事業実施区域周辺の車両・歩行者動線計画は図 2.11 に示すとおりです。

土地区画整理事業実施区域内では、環状 4 号線の拡幅整備や環状 4 号線を補完する地区内幹線道路（区画 1 号線～3 号線）が整備されます。周辺道路については、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）の拡幅整備及び瀬谷地内線、三ツ境下草柳線の整備が進められています。

また、土地区画整理事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）を整備する「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続きが進められており、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧が、令和 2 年 7 月 21 日から 9 月 3 日まで方法書の公告及び縦覧が行われました。

なお、新たな交通については、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コストの抑制や新たな技術の活用などの視点で、輸送システムの検討が進められています。

その他、東名高速道路と直結する新たなインターチェンジについて、検討が進められています。

① 車両動線計画

南北方向の道路は、西側に環状 4 号線の拡幅整備が計画され、東側にも市道五貫目第 33 号線及び瀬谷地内線に接続する区画 1 号線が計画されています。東西方向の道路は、上記の南北方向の道路をつなぐ区画 2 号線及び区画 3 号線が計画されています。車両などによる公園へのアクセス動線は、東西 2 本の南北方向の道路からのアクセスが主になると想定されます。

② 歩行者（公共交通機関利用者を含む）動線計画

歩行者のアクセス動線は、環状 4 号線沿いに検討されている新たな交通からのアクセス動線が主になると想定されます。

(2) 対象事業実施区域内的動線計画

対象事業実施区域内的の歩行者主動線は、回遊性のある動線を形成する計画とします。園内動線計画のイメージは、図 2.10 に示すとおりです。



図 2.10 園内動線計画イメージ図

(3) 駐車場等計画

公園利用者の公共交通利用の促進を図るとともに、公園の各エリアに駐車場を整備します。駐車場の位置は、図 2.10 及び表 2.8 に示すとおり 5 箇所設置し、合計 1,000 台程度確保する計画です。

また、自転車利用者にも配慮し、駐輪場も整備します。駐輪場については、各地区の駐車場近傍等へ、来園者数を考慮した駐輪台数（5 箇所 400 台程度）を歩行者動線と分離して整備します。

表 2.8 駐車場計画

駐車場	台数 (台)
西地区駐車場	約 180
北地区駐車場	約 270
中央地区駐車場	約 40 (大型含む)
東地区 (北) 駐車場	約 460
東地区 (南) 駐車場	約 110
合計	約 1,060

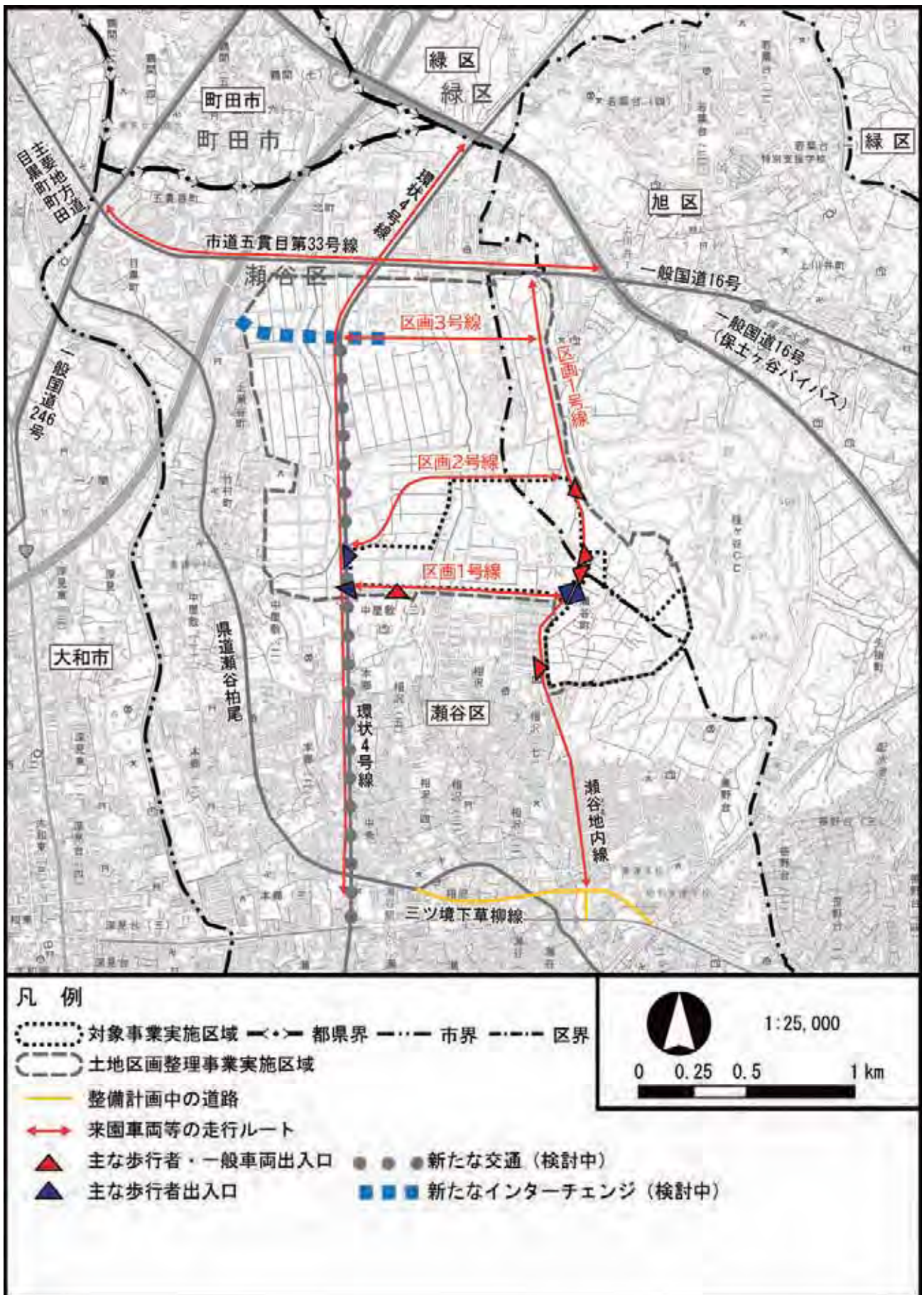


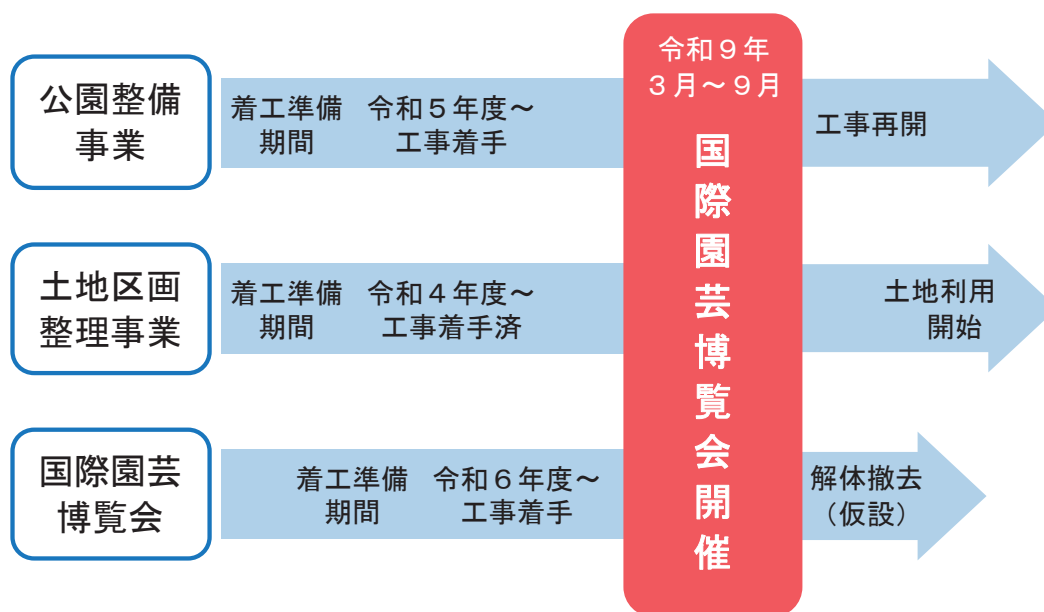
図 2.11 車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）

2.3.5 今後のスケジュール

本事業は、令和元年度から令和5年度中の着工準備期間（環境影響評価等の手続、国との協議など）ののち、各種手続き完了後速やかに整備を開始します。その後、令和9年3月～9月に開催を想定している国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。

また、本事業及び土地区画整理事業の対象事業実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。国際園芸博覧会の工事の実施にあたっては、本事業及び関連事業による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の着手を想定しています。

各事業の概略スケジュールは、図2.12に示すとおりです。



注1：関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに整理したものです。

図 2.12 各事業の概略スケジュール

2.4 施工計画

2.4.1 工事概要等

本事業は、対象事業実施区域内の土地区画整理事業による既設建築物、既設工作物の撤去工事や土壌汚染対策工事、造成工事等が完了した箇所から順次整備工事を開始します。なお、対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。対象事業実施区域内は、全て土地区画整理事業の造成工事により改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

本事業では、国際園芸博覧会の開催を整備プロセスに含むため、国際園芸博覧会開催前に整備を行う一次整備工事（令和5年度～8年度を想定）と国際園芸博覧会開催後に整備を行う二次整備工事（令和9年度～25年度を想定）に分けて行います。

一次整備工事で行う整備については、国際園芸博覧会で利用し、その後、公園施設として残存する主要な園路、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備及び植栽地等の施設が対象となるため、公園設計においては、これら園路やインフラなどの主要施設について、国際園芸博覧会と可能な限り合致させるよう検討を行います。二次整備工事については、国際園芸博覧会後、公園の必要施設（駐車場やスポーツ施設等）の整備が対象となります。段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。

本事業の実施にあたっては、工事従事者への講習・指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）、外来種の拡大抑制（タイヤ洗浄、郷土種による施工ヤードの速やかな緑化、作業員への教育）等の配慮を実施するとともに、同時期に工事が行われる関連事業の事業者と工事実施時期や工法等について調整することで、可能な限り工事による環境負荷の低減を図ります。

工事の概要は表 2.9 に示すとおりです。

表 2.9 工事概要

工種	主な工事内容	主な建設機械
【一次整備工事】		
基盤整備工	敷地整地など	ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックなど
植栽工	植栽基盤、植栽など	バックホウ、小型バックホウ、ダンプトラックなど
設備工	給水設備、雨水排水設備、 汚水排水設備、電気設備など	バックホウ、ダンプトラックなど
園路広場整備工	園路広場整備	モータグレーダー、マカダムローラー、アスファルトフィニッシャなど
施設整備工	修景施設整備、休養施設整備、 管理施設整備など	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーンなど
建築工事	山留め、土工事、杭工事、 屋根・外装、内装・設備など	トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、杭打機など
【二次整備工事】		
基盤整備工	敷地整地など	ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックなど
植栽工	植栽基盤、植栽など	小型バックホウなど
設備工	給水設備、雨水排水設備、 汚水排水設備、電気設備など	バックホウ、ダンプトラックなど
園路広場整備工	園路広場整備など	モータグレーダー、マカダムローラー、アスファルトフィニッシャなど
施設整備工	休養施設、サイン施設、 グラウンド整備など	バックホウ、振動ローラ、モータグレーダーなど
建築工事	山留め、土工事、杭工事、 屋根・外装、内装・設備など	トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、杭打機など

2.4.2 工事工程表

本事業は、令和5年度に着工し、令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備していき、工事期間は令和25年度までを予定しています。

工事工程は、表 2.10 に示すとおりです。

2.4.3 工事用車両の走行ルート

本事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」とします。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の走行ルートは、図 2.13 に示すとおり、一次整備工事及び二次整備工事は、環状4号線、市道五貫目第33号線を主な走行ルートとし、二次整備工事時は、土地区画整理事業が新設する区画1号線及び区画2号線を追加する計画としています。

なお、一次整備工事の工事区域への出入りは、着工時は、環状4号線からのルート（土地区画整理事業が設置した出入口）を使用し、土地区画整理事業で設置する土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用するルート（出入口）が使用可能となれば、そちらに工事車両を分散する計画です。

二次整備工事の工事区域への出入りは、環状4号線からのルート（入口）と土地区画整理事業で整備される区画1号線及び区画2号線を使用するルート（出入口）を活用する計画です。

2.4.4 工事排水計画

工事により発生する工事排水は、一次整備工事における排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設排水路を設置して仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。排水管の敷設・接続工事の完了後は、順次、排水管により工事排水を公共下水道に排出します。二次整備工事開始時は、全ての区域で排水管の敷設・接続工事が完了しているため、全ての工事排水を公共下水道に排出します。なお、工事排水を公共用水域に直接排水することはありません。

2.4.5 工事時間帯

工事時間は、原則、午前8時から午後5時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討し、地域住民に事前に周知を行います。

表 2.10 工事工程表

工事開始後累計年		年目																											
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目						
整備スケジュール	工区																												
	一次整備工事	西地区	■																										
		中央地区	■																										
		東地区	■																										
		北地区	■																										
	二次整備工事	西地区				■											地区全面供用開始予定												
		中央地区				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	地区全面供用開始予定													
		東地区				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					地区全面供用開始予定					
北地区					■											地区全面供用開始予定													

注1：中央地区、東地区において、国際園芸博覧会終了後の状況により、利用可能エリアがある場合は、安全を確保した上で、範囲を限定して供用する可能性があります。なお、その場合、必要な安全対策の工事等を行う場合も想定されますが、全体の工事量を考慮し、実施します。

工事開始後累計年		年目																										
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目					
施工計画	工種																											
	一次整備工事	基盤整備	■																									
		植栽工	■	■	■	■																						
		設備工	■																									
		園路広場整備工	■																									
		施設整備工	■																									
		建築	■																									
	二次整備工事	基盤整備				■													■									
		植栽工				■				■			■		■		■		■		■		■					
		設備工				■				■			■		■		■		■		■		■					
		園路広場整備工				■																						
		施設整備工				■													■									
		建築				■				■			■		■		■		■		■		■					

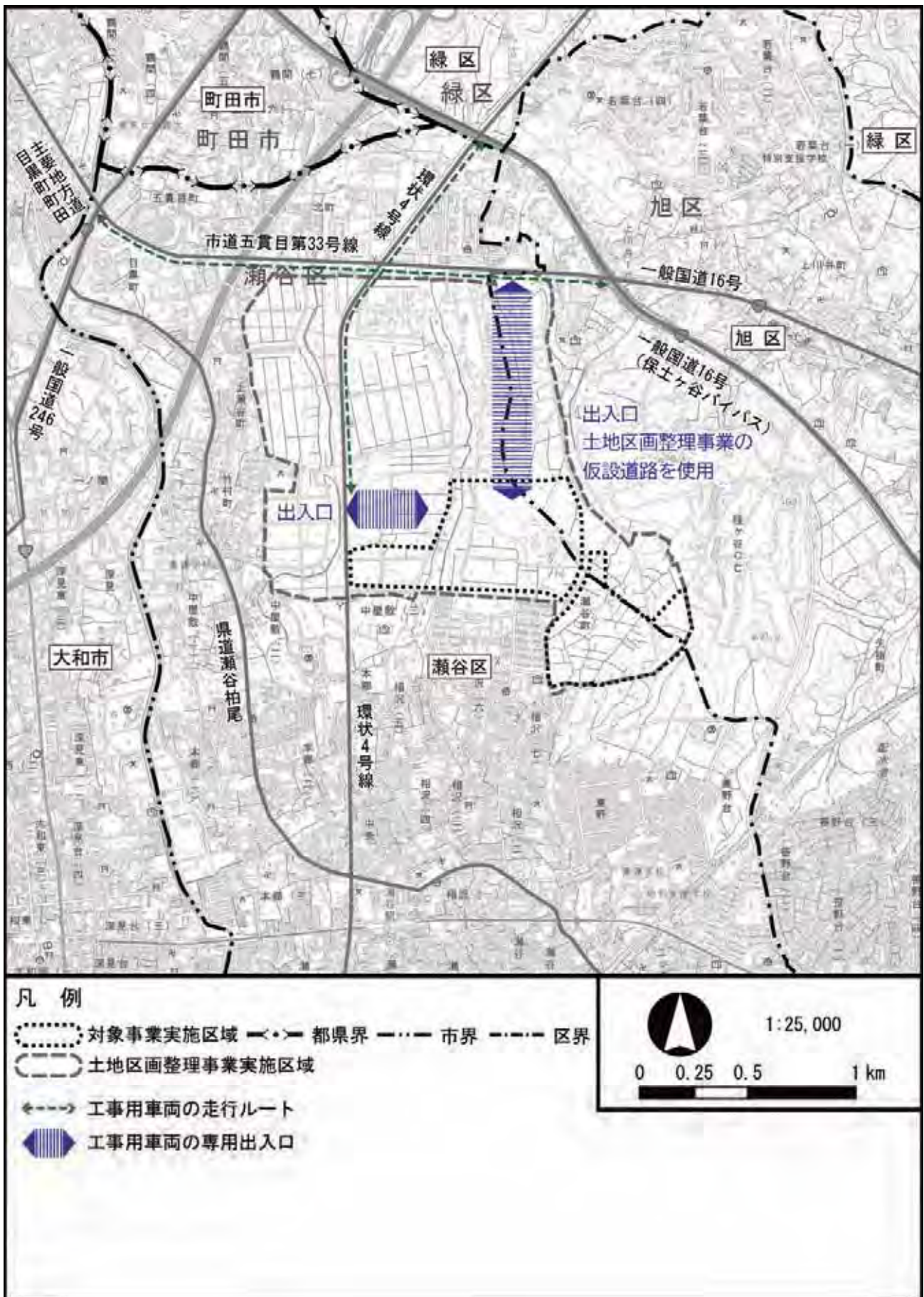


図 2.13 (1) 工事用車両の走行ルート（一次整備工事）



図 2.13 (2) 工事用車両の走行ルート (二次整備工事)

2.5 地球温暖化対策

本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（横浜市 令和5年1月）に基づき、温室効果ガス削減に配慮します。具体的には、建物（パークセンター等）や照明等への省エネルギー型機器の導入や、建物（パークセンター等）周辺の緑化、太陽光等の再生可能エネルギー施設の導入を行います。省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組みとします。なお、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力調達制度」（横浜市 平成18年）に基づき電力調達します。

また、このような省エネルギー対策や建物周辺の緑化に加えて、可能な限り人工被覆を抑え、緑地を確保すること、緑陰を形成する樹木の適切な配植に努めること等により、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。

2.6 生物多様性の保全

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる以下の①～③に示す相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林をコアエリアとして設定します。

- ①瀬谷市民の森に隣接する樹林
- ②和泉川源流部の小水路環境及び地上式調整池（調整池4）
- ③相沢川沿いの湿地環境と草地環境

また、対象事業実施区域の代表的な環境である湿性低地や樹林地がまとまって分布するエリア及び①～③の周辺に整備する乾生草地のうち、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等において、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアをサブコアエリアとして設定します。

上記を踏まえた対象事業実施区域の生態系ネットワークを図 2.14 に示します。

このように、相沢川の谷戸周辺及び和泉川源頭部周辺を中心に、公園全体として草地や新たな植栽帯等で相互に結びつけることより、湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、コアエリアとなる相沢川及び和泉川周辺においては、土地区画整理事業が主体となって、本事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の検討の深度化を進めています。相沢川及び和泉川周辺における環境配慮事項の内容は、「2.3.3 (2) ②施設配置計画に係る環境配慮事項」（p. 2-12～2-22 参照）に示すとおりです。なお、災害時は西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場（草地広場）等を活用することで、災害時に活動拠点として活用するエリアが、これらと重ならないよう計画します。

また、本事業の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や和泉川周辺及び相沢川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。そのほか、建物（パークセンター等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めるとともに、外来生物法に基づく、特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。

- ・施設整備にあたっては、既存の樹木の位置や地形、表土を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。特に、北地区は、草地を主体としながらも疎林が分布していることから、これらをいかし、樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等の整備を行います。
- ・対象事業実施区域境界に植栽する樹木は既存樹木も活用し、対象事業実施区域と瀬谷市民の森等周辺の樹林と同様に落葉樹と常緑樹を混植する等の配慮を行います。
- ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。

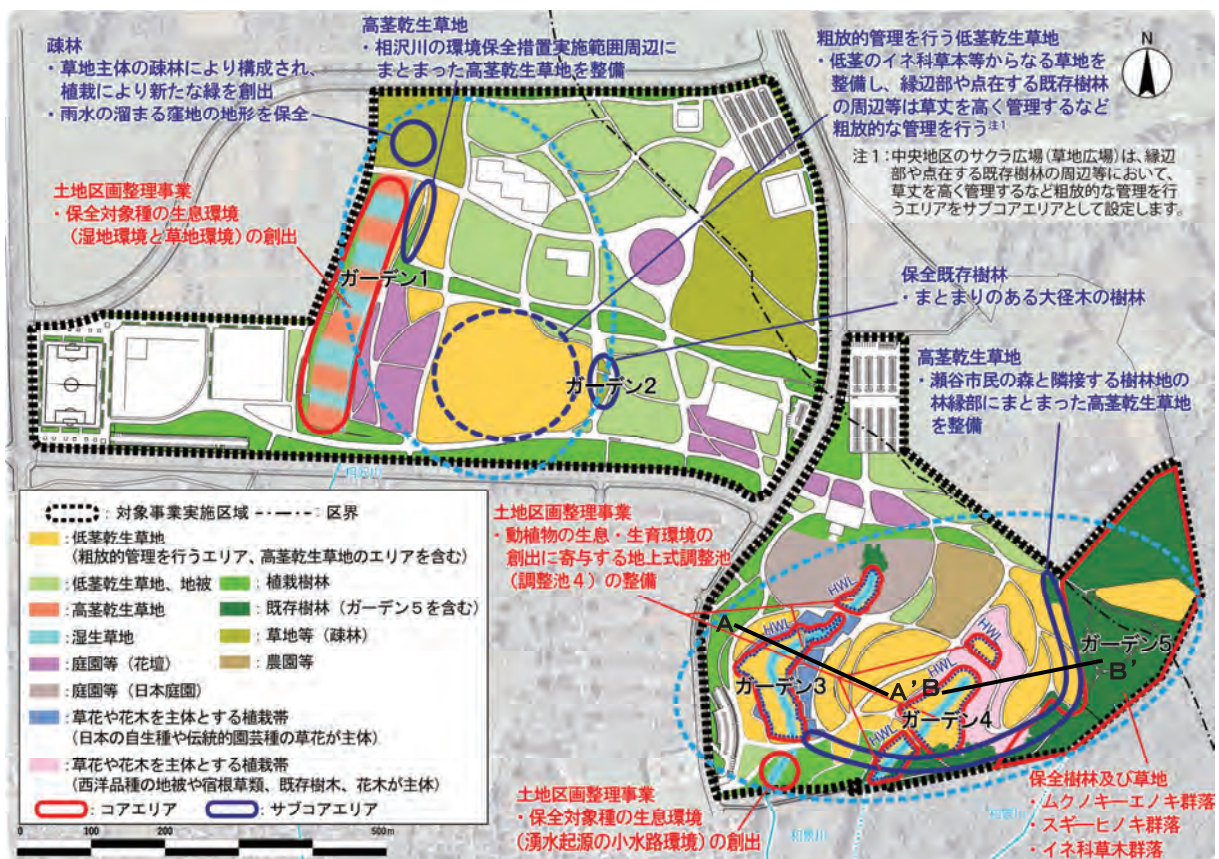
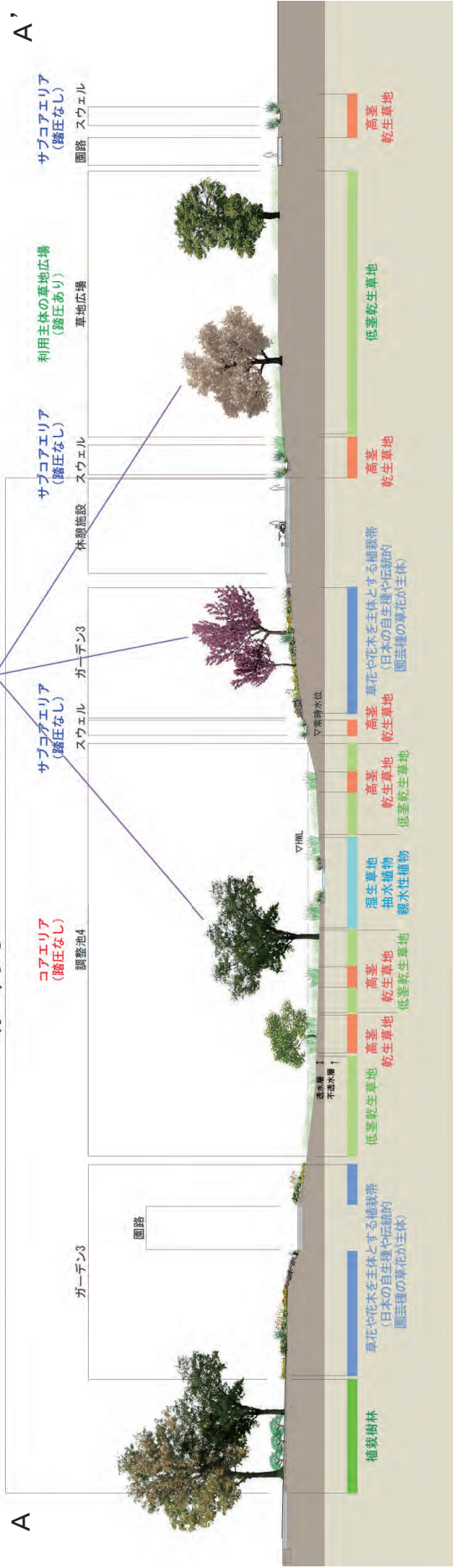
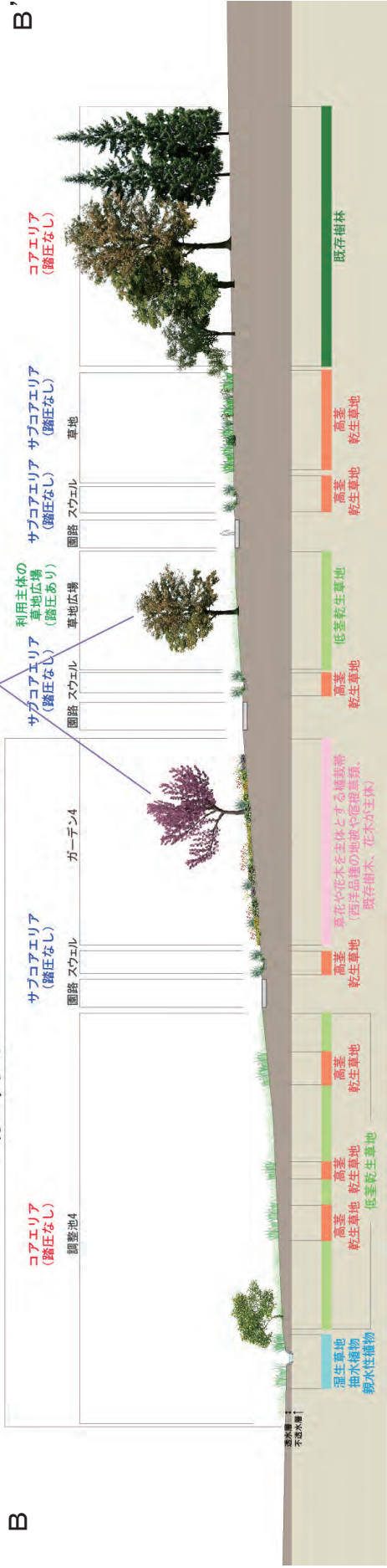


図 2.14 対象事業実施区域の生態系ネットワーク

ガーデン3周辺のイメージ



ガーデン4周辺のイメージ



注1：断面の位置は、前掲図 2.14 に示します。

図 2.15 ガーデン3、4 断面図

2.7 緑の保全と創造

2.7.1 グリーンインフラの展開

対象事業実施区域は、既存樹林地や谷戸地形、生物の生息・生育環境など、上瀬谷地区の中でも多様な環境が保全・整備されるエリアであることから、これらの自然環境ポテンシャルを最大限に活用することを基本とし、グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めます。加えて、図 2.17 及び表 2.11 に示す礫間貯留、バイオスウェル等の浸透・貯留施設の整備、維持管理により、流域単位での水循環を行います。

また、これらグリーンインフラの展開による、熱環境や水循環に関する測定、園内で利用しているエネルギーや資源の循環、仕組みをパークセンターなどで結果を見える化し、自然が持つ様々な機能を把握できるようにします。

本事業では、グリーンインフラの目標として「2020 年年間降雨量 (1,687.5mm) における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しており、図 2.16 に示すとおり、グリーンインフラ施設の導入により公園区域全体で、公園整備による対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収する効果を目指します。なお、湧水の源流域となる和泉川流域と堀谷戸川流域においては、当該流域内だけでも流出量の増加分の全てを吸収するように計画します。また、一時的な強雨による流出抑制は、土地区画整理事業により整備される調整池にて達成されることから、ここでは年間を通じた雨の区域外への流出を整備前と同程度に抑え、水源の涵養及び湧水の流量を維持することを目標としました。

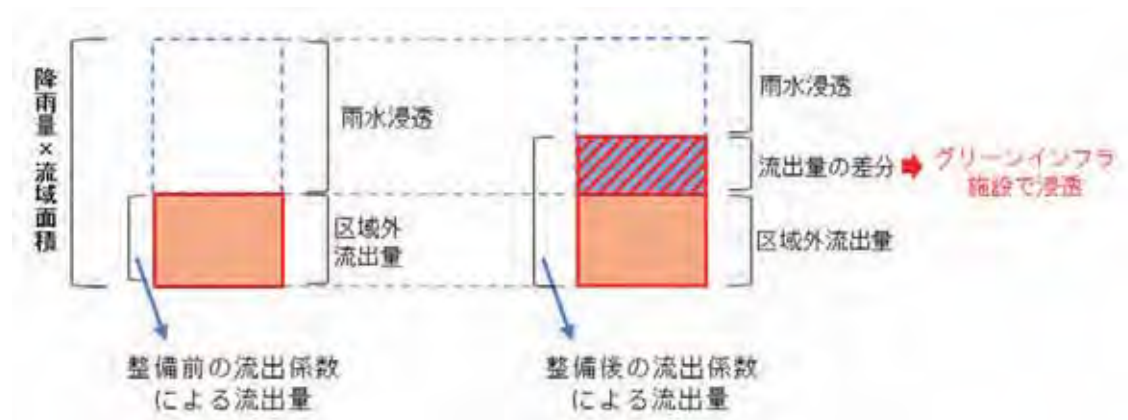
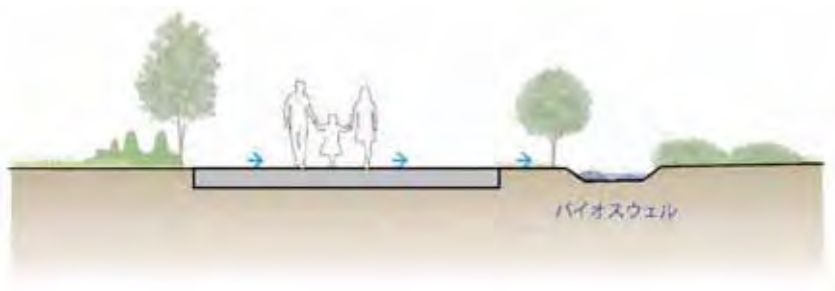


図 2.16 公園整備前後の流出量のイメージ

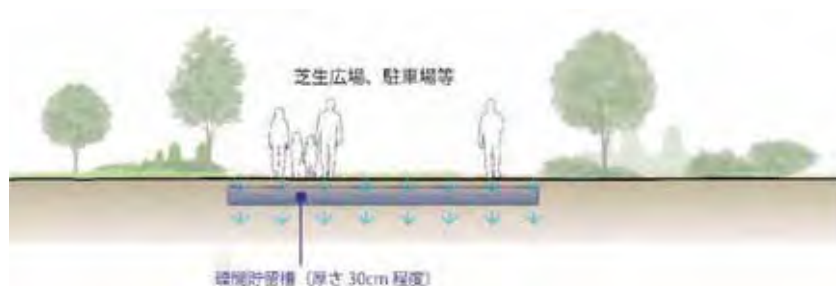
バイオスウェルの例

- ・園路、駐車場等に帯状に整備
- ・植生と多孔質な構造が一体となり、降雨時に水を集め、一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させる



礫間貯留（舗装型）の例

- ・駐車場、草地等に整備
- ・地下の碎石層へ雨水を導き、碎石内の空隙を利用して一時的に貯留、貯留された水は側面及び底面から地下に浸透する



礫間貯留（雨庭型）の例

- ・窪地等に整備
- ・緑地内に雨水を導いて一時的に貯留し、ゆっくり浸透させる
- ・表面貯留と礫間貯留の組合せ

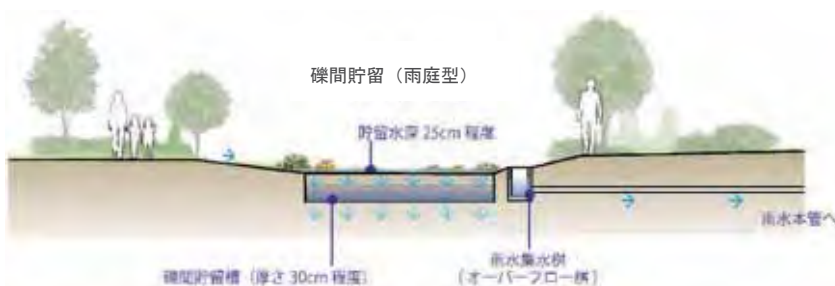


図 2.17 グリーンインフラ施設実装例

表 2.11 施設諸元（各施設の浸透・貯留能力の例）

項目		大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k_0 (m/hr)		0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
バイオスウェル	単位設計浸透量 (m^3/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
	単位設計貯留量 (m^3/m^2)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175
礫間貯留	単位設計浸透量 (m^3/hr)	0.0083	0.0083	0.0116	0.0116	0.0087
	単位設計貯留量 (m^3/m^2)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175
表面貯留		0.250	0.250	0.250	0.250	0.250

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果（R4年度（仮称）旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託）の各流域近傍の調査地点の数値（湛水深0.25m）を適用しました。

礫間貯留の単位設計浸透量の算定式は、雨水浸透施設技術指針〔案〕調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）の透水性舗装（浸透池）単位設計浸透量の算定を適用しました。

注1：礫間貯留槽の厚さは、大門川流域、和泉川流域①②、相沢川流域②③では50cm、相沢川流域①、堀谷戸川流域では30cmに設定しています。

注2：礫間貯留槽の貯留量は、厚さ0.5m（もしくは0.3m）に間隙率0.35をかけています。

注3：流域区分は、図2.18（p.2-38参照）に対応しています。

グリーンインフラの整備目標である「2020年年間降雨量（1,687.5mm）における対象事業実施

区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」を達成するにあたり、現時点の計画におけるグリーンインフラ施設の規模、配置及び見込まれる効果を試算しました。

グリーンインフラ施設の配置イメージを図 2.18、その場合の実装規模及びグリーンインフラによる浸透・貯留量の試算結果を表 2.12 に示します。公園整備前後の流出量の差分 (C) とグリーンインフラによる浸透量 (D) を比較すると、和泉川流域①、②と堀谷戸川流域については、各流域においてグリーンインフラによる浸透量 (D) が流出量の差分 (C) と同程度となっており (C≒D)、公園区域全体でもグリーンインフラによる浸透量 (D) が流出量の差分 (C) よりも大きくなります (C<D)。

ただし、本試算は図 2.16 に示す「整備後の流出係数による流出量」が全てグリーンインフラ施設に導水された場合に見込まれる浸透・貯留量であり、グリーンインフラ施設に導水されず、雨水管に直接流れ込む雨水が発生した場合、グリーンインフラ施設による浸透・貯留量は試算結果より減少します。そのため、設計にあたっては、現地の土壌の飽和透水係数を考慮して算出する浸透量、貯留量 (表 2.11) を踏まえるとともに、集水範囲、方法を具体化し、雨水管に直接流れ込む雨水量も考慮して、上記のグリーンインフラの目標について、流域ごとを基本に達成できるよう、これらグリーンインフラ施設の適切な規模や位置を検討します。

なお、公園全体で展開するグリーンインフラの実装イメージは図 2.19 に示すとおりです。

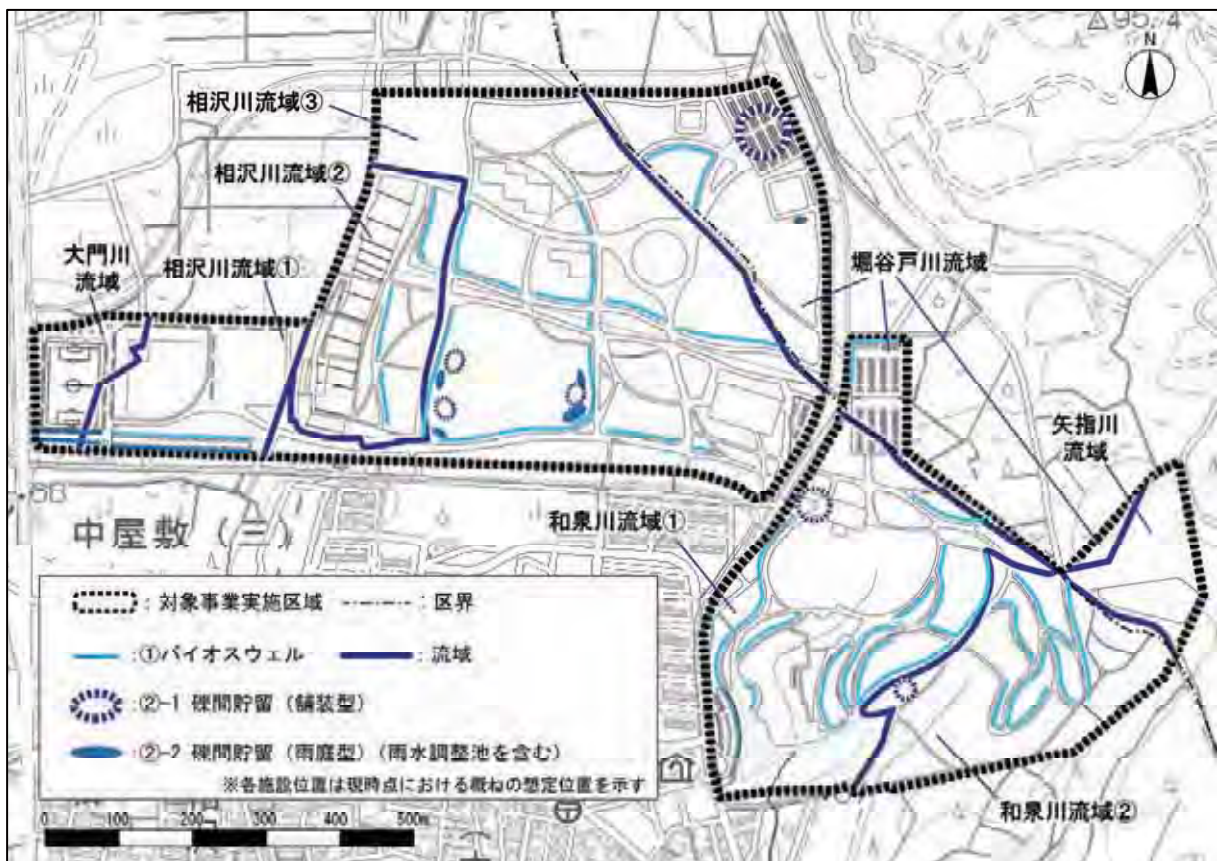


図 2.18 グリーンインフラ施設配置イメージ

表 2.12 2020 年実績降雨におけるグリーンインフラによる浸透・貯留量の試算結果

流域	流域面積 (m ²)	実装規模 (m ²)			降雨量×流域 面積 (m ³)	整備前 流出係数	整備後 流出係数	流出量の差分 (m ³)	グリーンインフ ラによる浸透・ 貯留量 (m ³) ^{注1}
		礫間貯留 (舗装型)	礫間貯留 (雨庭型)	バイオ スウェル					
和泉川流域①	122,036	630	0	3,762	205,935	0.422	0.543	24,922	25,142
和泉川流域②	67,654	260	0	1,902	114,166	0.424	0.518	10,713	11,170
堀谷戸川流域	82,414	1,300	150	501	139,073	0.427	0.634	28,744	29,650
大門川流域	19,043	0	650	0	32,136	0.426	0.844	13,443	15,798
相沢川流域	322,377	1,600	2,571	4,147	543,833	0.433	0.577	78,457	122,266
矢指川流域	22,391	0	0	0	37,785	0.400	0.400	0	0
合計	635,915	3,790	3,371	10,312	1,072,927	0.428	0.573	156,279	204,026

注1：グリーンインフラによる浸透・貯留量 (D) は、2020 年の 10 分毎の降雨量と各グリーンインフラ施設の実装規模、表 2.11 に示すグリーンインフラ施設の単位設計浸透・単位設計貯留量を基に、年間の浸透・貯留量の合計を積算しました。



図 2.19 グリーンインフラの実装イメージ

2.7.2 緑化の方針

緑化計画は図 2.20 に示すとおり、対象事業実施区域東側の瀬谷市民の森等と隣接する樹林地を保全するエリア（既存樹林）と、その他、草地や草花や花木を主体とする植栽帯などの地被や草本、樹木等を植栽するエリアがあります。既存樹林地を含めた緑地面積としては表 2.13 に示すとおり、合計約 45.6ha、対象事業実施区域に対する割合は約 71%となる予定で、生物の生息・生育環境の確保や良好な景観形成に資する、質の高い緑を十分に創出し、環境形成を図ります。

なお、本事業は可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種（現地調査で把握された地域の植生を参照し、それらの種もしくは、同様の生息環境を提供する種）を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。また、対象事業実施区域は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や市の「緑の 10 大拠点」に指定されている川井・矢指・上瀬谷地区に位置していることから、自然体験や農体験などができる場を創出します。

また、公園内には、周囲に桜のある広大なサクラ広場（草地広場）を整備し、地域の祭りやイベントに活用する予定です。公園のシンボルとなる主要な園路沿いにはソメイヨシノの並木を配置します。併せて、花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜も植栽することにより、新たな桜の名所づくりを進めます。東地区は草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜のほか、ヤマボウシ（花期：6～7月）、サルスベリ（花期：7～10月）、ヤブツバキ（12月～4月）、モミジ（紅葉：10月～12月）等、四季を通して開花や紅葉を楽しめる花木や落葉樹も植栽します。

表 2.13 緑地面積

区分	緑地面積 (ha)	被覆率 (%)
低茎乾生草地、地被	約 8.7	13.5
低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）	約 9.7	15.0
高茎乾生草地	約 1.0	1.6
湿生草地	約 0.6	0.9
草地等（疎林）	約 5.0	7.8
草花や花木を主体とする植栽帯	約 2.7	4.1
庭園等	約 4.7	7.2
農園等	約 0.9	1.4
植栽樹林	約 7.6	11.8
既存樹林	約 4.7	7.3
合計	約 45.6	70.7

注 1：「低茎乾生草地、地被」、「低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）」、「高茎乾生草地」、「湿生草地」、「草地等（疎林）」、「庭園等」、「農園等」では、当該範囲に点在する樹木も面積に含めて計上しています。

注 2：「草花や花木を主体とする植栽帯」や「庭園等」では、郷土種ではない園芸種を必要に応じて用います。

注 3：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

注 4：「緑地面積」は、区分ごとの敷地面積、「被覆率」は、対象事業実施区域面積（64.5ha）に対する、各区分の面積の割合です。

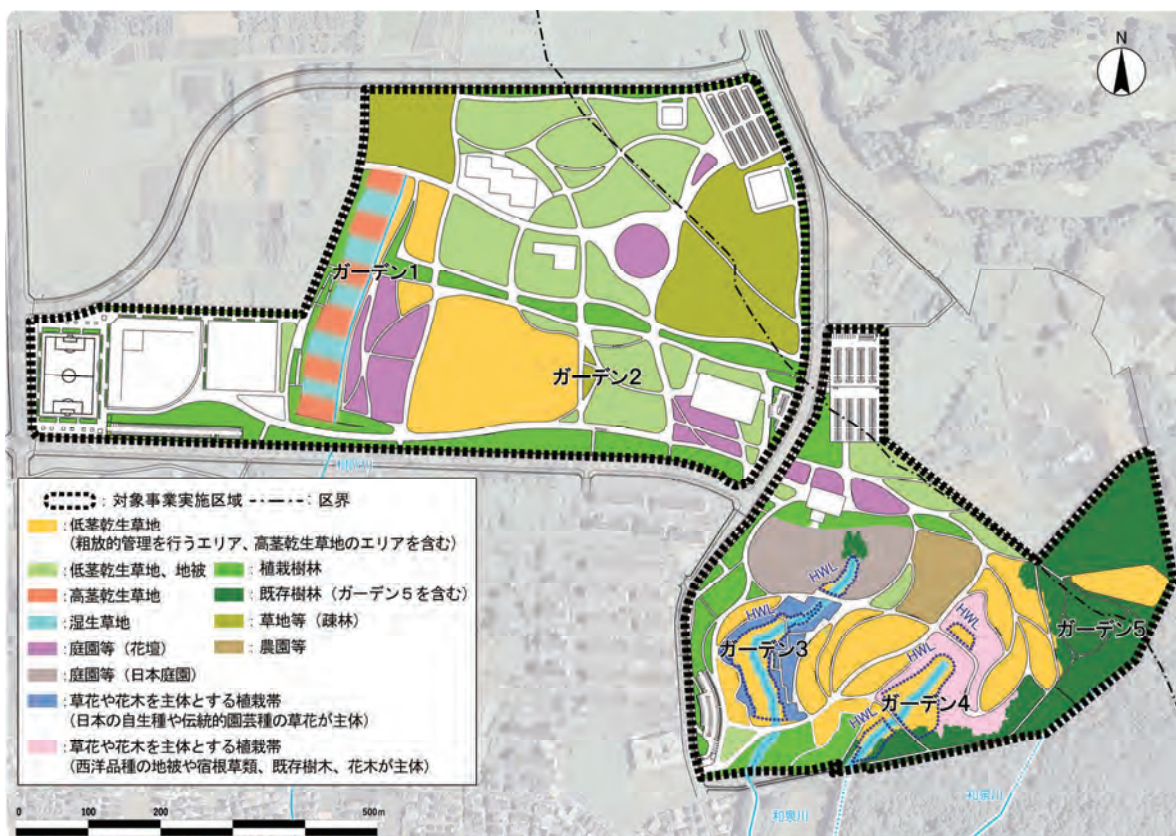


図 2.20 緑化計画図

なお、本事業では、ガーデン3、4のHWL以上の範囲及び庭園等において、一部、海外由来の園芸品種を植栽しますが、植栽する園芸品種は日本で通常流通している品種であり、特定外来生物として指定されている植物は、ガーデンの植物材料として使用しないことに加え、見かけ次第、駆除を行うなど、適切に管理します。

また、生態系等への被害を防止するべく、環境省と農林水産省により指定された「生態系被害防止外来種リスト」に掲載される植物は、各種の侵略性に関する情報を理解した上で、使用する場合は在来種との競合や、植栽地からの逸出及び意図せぬ分布拡大の防止に十分に注意します。なお、緊急対策外来種は使用しません。重点対策外来種は原則使用しませんが、使用する場合は適切に管理できる範囲（花壇内、閉鎖水域等）に限定し、コアエリアやサブコアエリアには植栽しません。

生態系被害防止外来種などのリストに掲載されていない植物であっても、こぼれ種やちぎれた根茎などから大繁殖し、一旦増えると除去が難しく、他の植物の生育を抑制し、生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、設定された植栽範囲を超えて植物を生育させないように管理します。

また、ガーデン以外の草地においては、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持していく予定です。

表 2.14(1) 緑地の詳細




区分	種別 ^{注1}	イメージ	内 容
草地	地被類 低茎乾生草地 低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む) 高茎乾生草地 湿生草地		利用主体の草地については、様々な利用ができるよう、地被や低く刈り込んだ草本により整備・管理します。草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹木の周辺等は、生物の生息環境や移動空間の確保を目指し、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。草地等には、高木による緑陰箇所が点在します。
ガーデン	上瀬谷の自然の魅力や機能を体感できるグリーンインフラを象徴する場とし、各ガーデンは相沢川や和泉川の源頭部など既存の自然環境や地形をいかしながら木本類や草本類を複層植栽して整備します。また、ガーデンの特徴を見せる自生種・郷土種に加え、園芸種の植物も植栽します。		
ガーデン1	湿生草地 高茎乾生草地 樹林地 (中木、高木)		植栽等により樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地を整備します。相沢川の谷戸の地形をいかし、環境保全措置としてのミズワラビ、ミズニラ、ヌマトラノオ等の希少種を含めた環境を維持します。また、湿性環境を好む植物や谷戸の景観になじむナノハナやレンゲ等を植栽します。斜面部から道路沿いの上部は、サクラ、下部にはヤナギ、コナラ、ハンノキ等の高中木を植栽します。
ガーデン2	低茎湿生草地 樹林地 (中木、高木)		既存の地形にならい、雨水の集まる地形の窪地に配し、まとまりのある大径木の樹林を保全して、既存樹と宿根草により、グリーンインフラの機能を見える化するガーデンとします。その他、ヤマボウシ、イロハモミジ、ヤナギ類等の湿潤な環境に耐える高木を植栽します。

表 2.14(2) 緑地の詳細

区分	種別 ^{注1}	イメージ	内 容
ガーデン	湿生草地 低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む) 草花や花木を主体とする植栽帯		和泉川の源頭部の地形や環境をいかし、その地に適した日本や横浜ゆかりの植栽を展開します。 具体的には、横浜が近代日本の植物交易の始まりの場であったことを象徴するように、日本から海外へ輸出したアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置するとともに、既存樹や花木を散在させます。
	湿生草地 低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む) 草花や花木を主体とする植栽帯		上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースにした西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存樹や花木を散在させながら、自然の植物群落に見えるように配植し、野の花の風景を創ります。
	樹林地(高木)		現在の樹林環境を保全しながら、市民の森と連続する樹林をいかした新たな活動の場等を展開します。
庭園等	花壇等		自生種・郷土種の木本類のほか、園芸種の花木やバラなども植栽します。また、華やかな園芸種の草本類も植栽し、親しみやすい緑化を行います。

表 2.14(3) 緑地の詳細

区分	種別 ^{注1}	イメージ	内 容
植栽樹林	樹林地(高木)		公園区域や各地区の境界にサクラ、ケヤキやエノキ、シラカシなど高木を含む落葉樹、常緑樹を混植します。
農園等	花壇等		農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用します。野菜や果樹を想定しています。
草地等 (疎林)	低茎乾生草地 樹林地 (中木、高木)		草地主体の疎林により構成され、植栽により新たな緑の創出をしながら、利活用も想定します。
既存樹林	樹林地 (中木、高木)		瀬谷市民の森等に隣接する高木の既存樹林地で、適切に保全・管理します。

注1：「草地」、「ガーデン1」、「ガーデン2」、「ガーデン3」、「ガーデン4」、「庭園等」、「農園等」には、一部樹木も植栽しますが、「草地」、「ガーデン1」、「ガーデン2」は「草地」、「ガーデン3」、「ガーデン4」は「草花や花木を主体とする植栽帯」及び「草地」、「庭園等」、「農園等」は「花壇等」に区分して、「6.4 生物多様性(生態系)」の予測評価を行いました。

2.8 計画を策定した経緯

2.8.1 旧上瀬谷通信施設の経緯

旧上瀬谷通信施設は、昭和 20 年に米軍により接收され、平成 27 年 6 月 30 日に全域が返還された約 242ha の米軍基地の跡地です。

横浜市では、平成 19 年 3 月に公表された「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、旧上瀬谷通信施設が広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指すことを示しました。

平成 29 年 11 月には地権者により、「旧上瀬谷施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」とします。）が設立され、平成 30 年 5 月には、まちづくり協議会と横浜市により「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（協議会・横浜市素案）」がまとめられ、旧上瀬谷通信施設は、「みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち」をまちづくりのテーマに、土地利用の検討が進められることになりました。この素案には、郊外部のグリーンインフラの拠点的基盤として水・緑の骨格を形成し、公民連携を取り入れた地域活力の創出や、大規模地震災害発生時における県外の応援部隊の一括受け入れを想定した公園整備の検討を進めることを示しました。

また、令和元年 12 月には、横浜市が「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」を公表し、郊外部の活性化を目指し、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の 4 つのゾーンから構成される旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンを設定しました。これに対し、令和 2 年 1 月から 2 月にかけて市民意見募集を実施し、市民意見を踏まえ素案を一部修正して、令和 2 年 3 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

その後、土地区画整理事業の地元調整及び設計を深度化し、国有地の換地先を整理した結果、自然環境の一層の保全・創出（和泉川源流部などの自然環境の保全、相沢川水辺環境の創出）と、レクリエーション等のニーズに対応した施設の充実を推進し、園芸博覧会のレガシーを確実に継承するため、対象事業実施区域を北側に拡張することとしました。

表 2.15 旧上瀬谷通信施設の主な経過

昭和 26 年 3 月 15 日	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20 年 8 月）し、その後一旦解除（昭和 22 年 10 月 16 日）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35 年 3 月	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37 年 1 月	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44 年 2 月	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48 年 3 月	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48 年 11 月	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51 年 9 月	広域避難場所に指定
昭和 52 年 3 月	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52 年 4 月	施設内海軍道路用地（40,599 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 52 年 9 月	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53 年 4 月	施設内農道用地（181,501 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 54 年 12 月	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55 年 8 月	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57 年 2 月	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57 年 3 月	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57 年 9 月	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59 年 3 月	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63 年 7 月	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 m ² ）が横浜市へ譲与
平成 4 年 3 月	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者の間で締結
平成 7 年 4 月	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止

平成 15 年 10 月	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16 年 10 月 18 日	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16 年 10 月	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{注1} 」が設置
平成 17 年 6 月	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{注2} 」が設立
平成 17 年 12 月	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」をいただく。
平成 18 年 1～3 月	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」に対して、意見募集を実施
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」が策定
平成 19 年 3 月	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」としてまとめた。
平成 20 年 8 月	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21 年 4 月	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23 年 1 月	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」が改訂
平成 27 年 6 月 30 日	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27 年 7 月	上瀬谷通信施設の返還後の跡地利用及び返還に伴う課題等について協議し、区民の意見及び要望を関係機関に伝えることを目的に瀬谷区 12 地区連合自治会長等による瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会が設置
	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始
	国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、ウド栽培は平成 29 年 6 月末、露地での耕作は平成 28 年 6 月末までの使用が承認
平成 27 年 10 月 1 日	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球場等の利用を開始
平成 28 年 3 月 28 日	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450 メートルが開通
平成 28 年 4 月	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン(案)」を横浜市から地権者へ提示
平成 28 年 10 月	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29 年 3 月	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29 年 11 月 27 日	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30 年 5 月 14 日	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市素案）を公表
令和元年 6 月	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示

令和元年 6～11 月	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討
令和元年 9 月	国際園芸博覧会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認された。
令和元年 11 月	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元年 12 月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2 年 1 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書 提出
令和 2 年 1～2 月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2 年 3 月	計画段階配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2 年 3 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 公表
令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月	「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 3 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案） 公表
令和 3 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書 提出
令和 4 年 1 月	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和 4 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案） 公表
令和 4 年 7 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 事業内容等修正届出書 提出
令和 5 年 3 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 提出
令和 5 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書意見見解書 提出
令和 5 年 10 月	環境影響評価準備書に対する審査書 公告

注 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織です。

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認められた事項に関すること

注 2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成 17 年 6 月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5 回の会議を開催し、検討を行いました。

注 3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これを受けて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

注 4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

注 5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状 4 号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指し、共同使用の手続を進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成 23 年 3 月に改定しており、環状 4 号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新しています。

第3章 地域の概況及び地域特性

第3章 地域の概況及び地域特性

3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県横浜市瀬谷区、神奈川県横浜市旭区、神奈川県横浜市緑区、神奈川県大和市、東京都町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

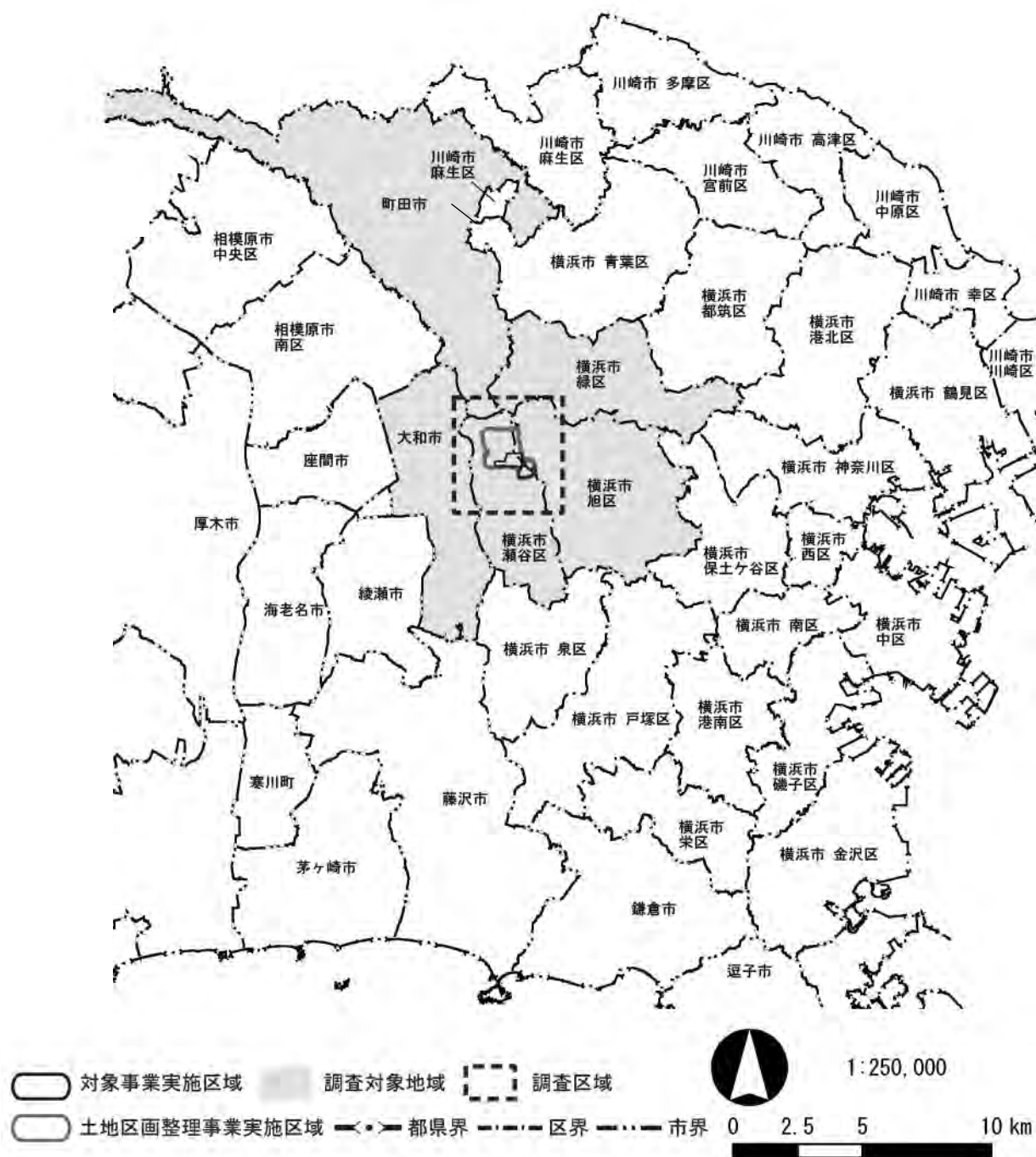


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

3.2 自然的状況

3.2.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）の位置は図 3.2-1(1)に、令和 3 年の気象状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和 3 年の平均気温は 17.0℃、平均湿度 68%、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 2,056.5mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況（令和 3 年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	17.0	6.2	9.1	13.2	15.2	19.6	22.7	26.0	27.5	22.6	18.7	14.3	8.8
最高気温 (℃)	35.1	18.1	21.9	23.1	26.1	28.3	30.4	34.2	35.1	32.0	29.2	21.9	20.4
最低気温 (℃)	-0.8	-0.8	0.5	4.3	7.4	11.8	16.5	20.0	19.0	17.3	9.3	5.2	-0.7
平均湿度 (%)	68	56	48	62	60	73	76) ^{注1}	82	79	80	74	63	57
平均雲量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均風速 (m/s)	3.5	3.3	4.0	3.9	3.7	3.9	2.9	2.7	3.7	3.2	3.6	3.3	3.6
最多風向	北) ^{注1}	北	北	北	北	南西	南南東	南	南南西	北	北	北) ^{注1}	北
日照時間 (h)	2,215.8	185.3	227.4	191.1	218.5	162.6	148.5	189.5	191.7	115.2	171.0	208.7	206.3
日照率 (%)	50	60	75	52	56	38	34	43	46	31	49	68	68
降水総量 (mm)	2,056.5	46.5	97.5	219.0	155.5	113.5	113.5	368.0	274.0	197.5	209.5	127.5	134.5

注 1：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。

必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80% を基準とします。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

(2) 大気質の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 3.2-1(2)に、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の5年分（瀬谷区南瀬谷小学校測定局及び旭区都岡小学校測定局：平成29年度～令和3年度、大和市役所測定局及び大和市深見台交差点測定局：平成28年度～令和2年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.9km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.9km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は4測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は4測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く3測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）によると、平成2年度から32年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。



図3.2-1(1) 横浜地方気象台の位置

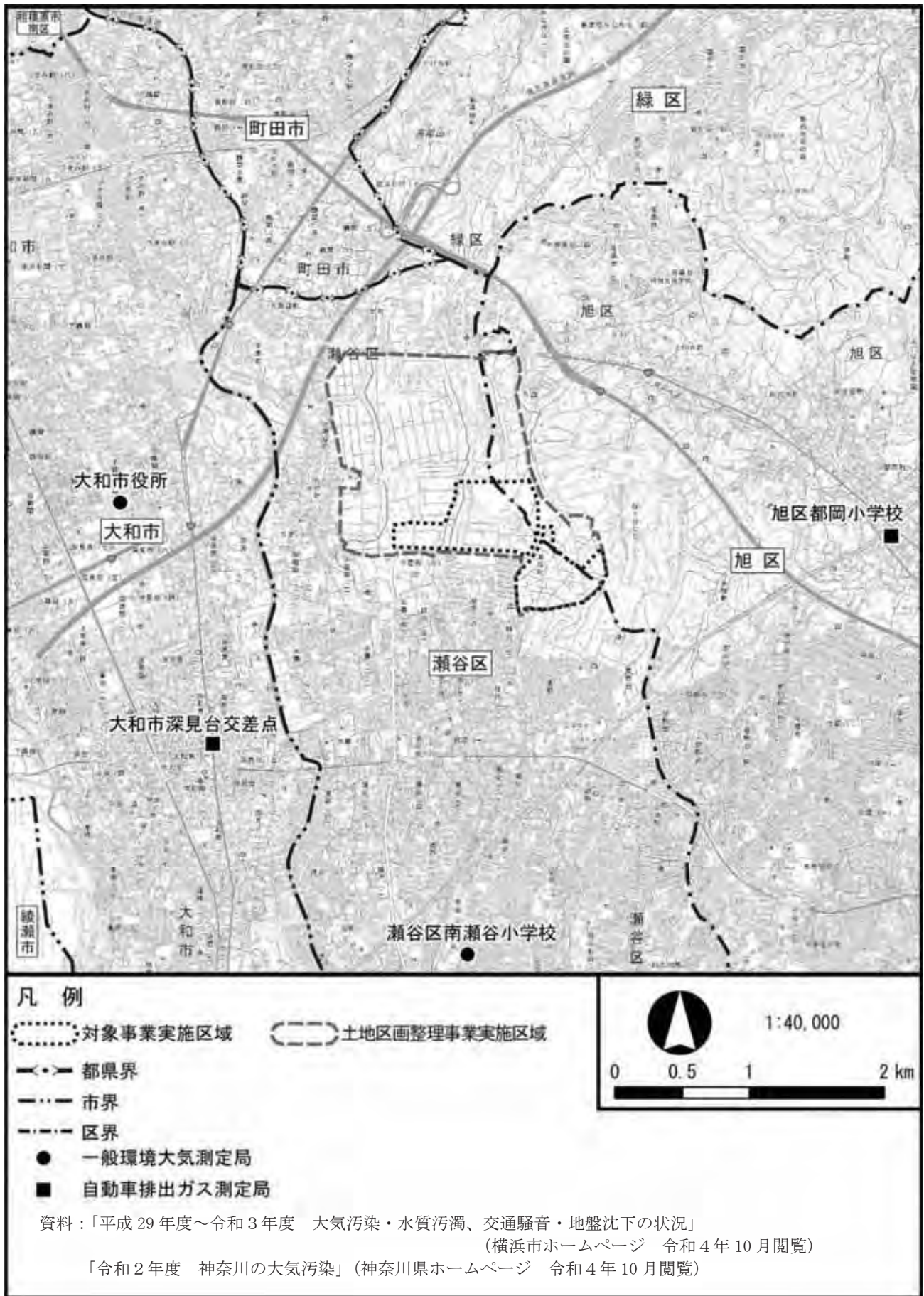


図 3.2-1(2) 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと 日平均値が 10ppm を超えないこと
二酸化窒素 (NO ₂) ^{注3}	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注2}) 以内であること。 ^{注4注5}
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注2}) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注 1 : 2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。
 注 2 : 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。
 注 3 : 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
 注 4 : 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としています。
 注 5 : 「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企 262 号 昭和 53 年 7 月)より抜粋)
 資料 : 「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 令和元年 3 月)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 29	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 2	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 3	0.002	0.003	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 28	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和 2	0.001	0.002	無	0	0	○

注 1 : 環境基準適合状況
 ○ : 長期的評価、短期的評価ともに適合
 ※環境基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
 資料 : 「平成 29 年度～令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 「平成 28 年度～令和 2 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

表 3.2-3(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和 2	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和 3	0.016	0.035	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 28	0.013	0.029	無	0	0	○
	平成 29	0.013	0.030	無	1	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	0	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和 2	0.010	0.028	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 29	0.020	0.042	無	0	0	○
	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和 2	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和 3	0.014	0.031	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 28	0.016	0.033	無	0	0	○
	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和 2	0.012	0.034	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 時間数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 29	0.6	1.0	0	無	0	○
	平成 30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和 2	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和 3	0.4	0.8	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 28	0.3	1.0	0	無	0	○
	平成 29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成 30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和 2	0.1	0.5	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成29	0.013	0.030	0	0	○
	平成30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和2	0.012	0.030	0	0	○
	令和3	0.012	0.028	0	0	○
大和市役所 測定局	平成28	0.017	0.032	0	0	○
	平成29	0.017	0.034	0	0	○
	平成30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和2	0.014	0.030	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成29	0.019	0.038	0	0	○
	平成30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.017	0.032	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成28	0.018	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.039	0	0	○
	平成30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成29	12.1	26.3	1	○
	平成30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和2	10.4	24.4	1	○
	令和3	9.8	22.0	0	○
大和市役所 測定局	平成28	11.8	26.8	0	○
	平成29	10.7	23.1	0	○
	平成30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和2	7.6	20.4	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成28	12.0	26.5	0	○
	平成29	11.7	25.6	1	○
	平成30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和2	9.4	23.3	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過、もしくは98%値評価に不適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 29	0.031	62	312	×
	平成 30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
	令和2	0.031	55	228	×
	令和3	0.032	53	210	×
大和市役所 測定局	平成 28	0.027	35	121	×
	平成 29	0.030	56	259	×
	平成 30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×
	令和2	0.031	58	227	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 21	0.030	○
	平成 24	0.017	○
	平成 27	0.017	○
	平成 30	0.013	○
	令和 3	0.016	○

注1：平成21年度からは3年毎の測定。

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和3年度 化学物質調査の結果について」（神奈川県環境農政局環境部 令和4年7月）

(3) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、県道瀬谷柏尾（地点番号：1）です。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（地点番号：2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：5）、一般国道 246 号（地点番号：9）、一般国道 16 号（鶴間）（地点番号：11）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（地点番号：4）、一般国道 467 号（地点番号：7）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：デシベル				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	64	70	58	65	R2
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1
3	一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整地域	B	○	79	70	79	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市中鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市中鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
8	東名高速道路	大和市深見 720-1 付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
9	一般国道 246 号	町田市鶴間五丁目 15	準工業地域	C	○	74	70	73	65	R2
10	東名高速道路	町田市鶴間七丁目 22	準工業地域	C	○	59	70	57	65	R3
11	一般国道 16 号(鶴間)	町田市鶴間七丁目 32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3

注 1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注 2： は、環境基準に不適合。

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時

注 5：等価騒音レベル (L_{Aeq}) とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 6：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「令和元年度～令和 2 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「快適な生活環境のために 一平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「2020 年度～2021 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、大和市深見西四丁目（地点番号：A）です。

測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：デシベル				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
B	大和市下鶴間 2170-1	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30
C	大和市深見台四丁目 4-7	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注 1：環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 3.2-4、注 3 及び注 4 参照。

注 3：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 4：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。

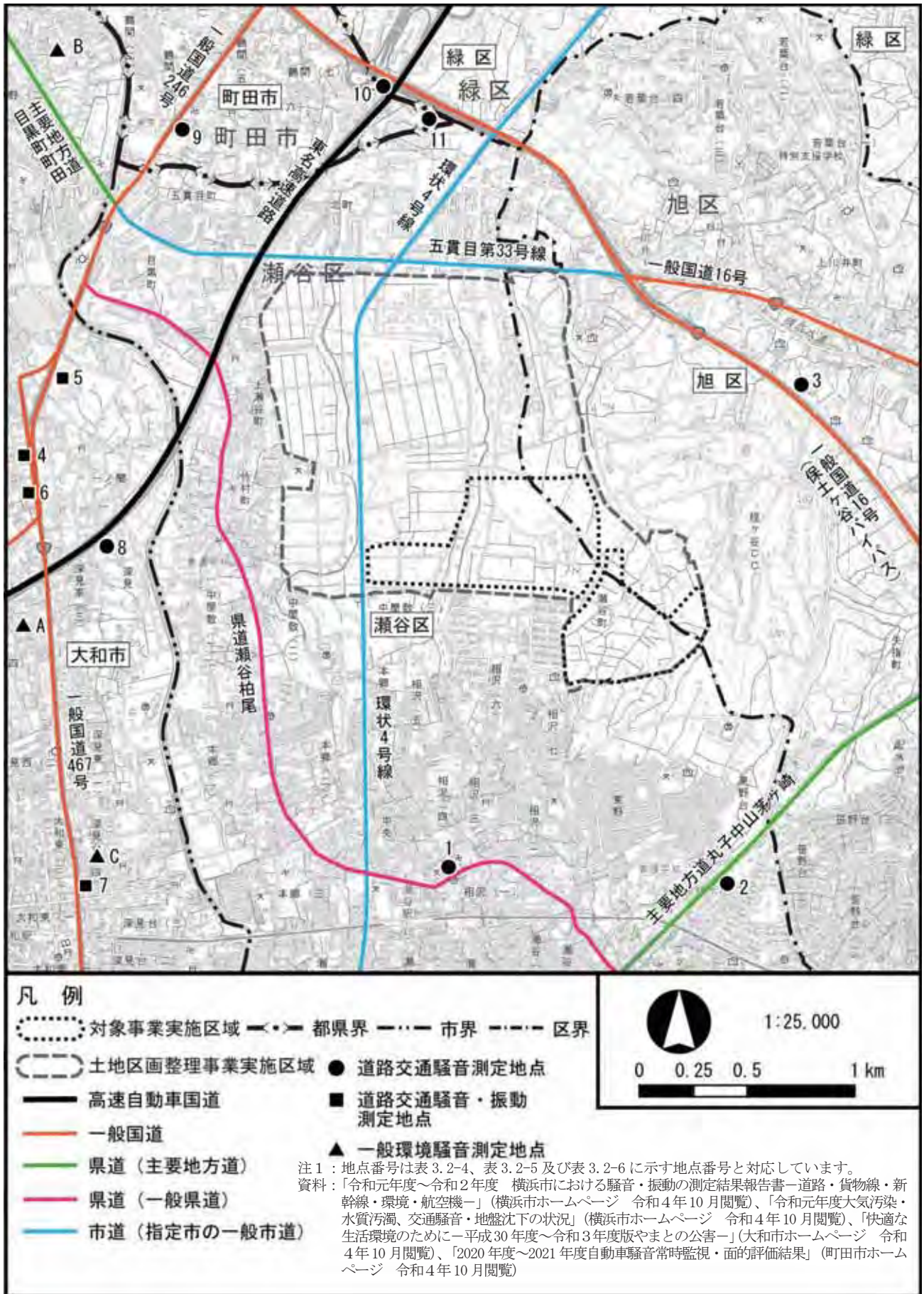


図 3.2-2 騒音・振動測定地点図

(4) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、一般国道 246 号の 3 地点（地点番号：4、5 及び 6）及び一般国道 467 号の 1 地点（地点番号：7）であり、図 3.2-2 に示すとおりです。測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号：5）の夜間が要請限度を上回っています。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル 単位：デシベル				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	第 1 種区域	47	65	42	60	R1

注 1： は、要請限度値を超過。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

3.2.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-3 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、相沢川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の周辺では、北東側には帷子川及び堀谷戸川、東側には矢指川、西側には大門川及び境川が流れています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、相沢川が $0.017 \text{ m}^3/\text{s}$ 、堀谷戸川が $0.034 \text{ m}^3/\text{s}$ 、和泉川が $0.047 \text{ m}^3/\text{s}$ 、大門川が $0.021 \text{ m}^3/\text{s}$ 、令和 2 年度の河川流量の年平均値は、帷子川が $4.200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、境川が $0.660\sim 2.220 \text{ m}^3/\text{s}$ となっています。

表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長 (m)	流域面積 (k m ²)
境川	境川	二級河川 (全域)	52,140	211.0
		二級河川 (都管理区間) 注2	10,490	—
		二級河川 (県管理区間) 注2	18,300	—
	和泉川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	9,420	11.5
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	大門川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	相沢川	準用河川	2,340	4.3
その他 (横浜市管理) 注1		—	—	
帷子川	帷子川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		二級河川 (横浜市管理)	6,170	23.5
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
		公共下水道注1	—	—
	堀谷戸川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川注2	540	—
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	二俣川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	1,310	4.4
	新井川注2	準用河川	1,000	—
くぬぎ台川注2	準用河川	1,190	—	
鶴見川	梅田川	一級河川 (横浜市管理) 注2	2,230	3.9
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—

注1：和泉川 (その他 (横浜市管理))、大門川、相沢川 (その他 (横浜市管理))、帷子川 ((その他 (横浜市管理)) 及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川 (その他 (横浜市管理))、二俣川及び梅田川 (その他 (横浜市管理)) の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

注2：境川 (二級河川 (都管理区間) 及び二級河川 (県管理区間))、矢指川 (準用河川)、新井川、くぬぎ台川 及び梅田川 (一級河川 (横浜市管理)) の流域面積は、資料に記載されていません。

注3：河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川
その他：上記以外の河川 (普通河川)

注4：大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和4年10月閲覧)

「計画28河川」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和4年10月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川計画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和4年10月閲覧)

「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和4年10月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度～令和 2 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m ³ /s)	測定年度	備考
境川	境川	1	鶴間橋（町田市）	0.360	H30	
	境川	2	鶴間一号橋	0.660	R2	
	境川	3	鶴間橋（大和市）	0.790	R2	
	境川	4	新道大橋	2.220	R2	
	和泉川	5	鍋屋橋 ^{注1}	0.047	H29	図 3.2-3 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	H29	
	相沢川	7	童橋	0.017	H29	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	H29	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	H29	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	H29	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	H29	
	新井川	12	分水路際	0.058	H29	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	H29	
	帷子川	14	水道橋 ^{注1}	4.200	R2	図 3.2-3 の図郭外

注 1：表中の番号は、図 3.2-3 及び図 3.2-5 に対応しています。なお、和泉川の No.5 鍋屋橋及び帷子川の No.14 水道橋は、図 3.2-3 の図郭外となります。

注 2：流量は年平均値です。

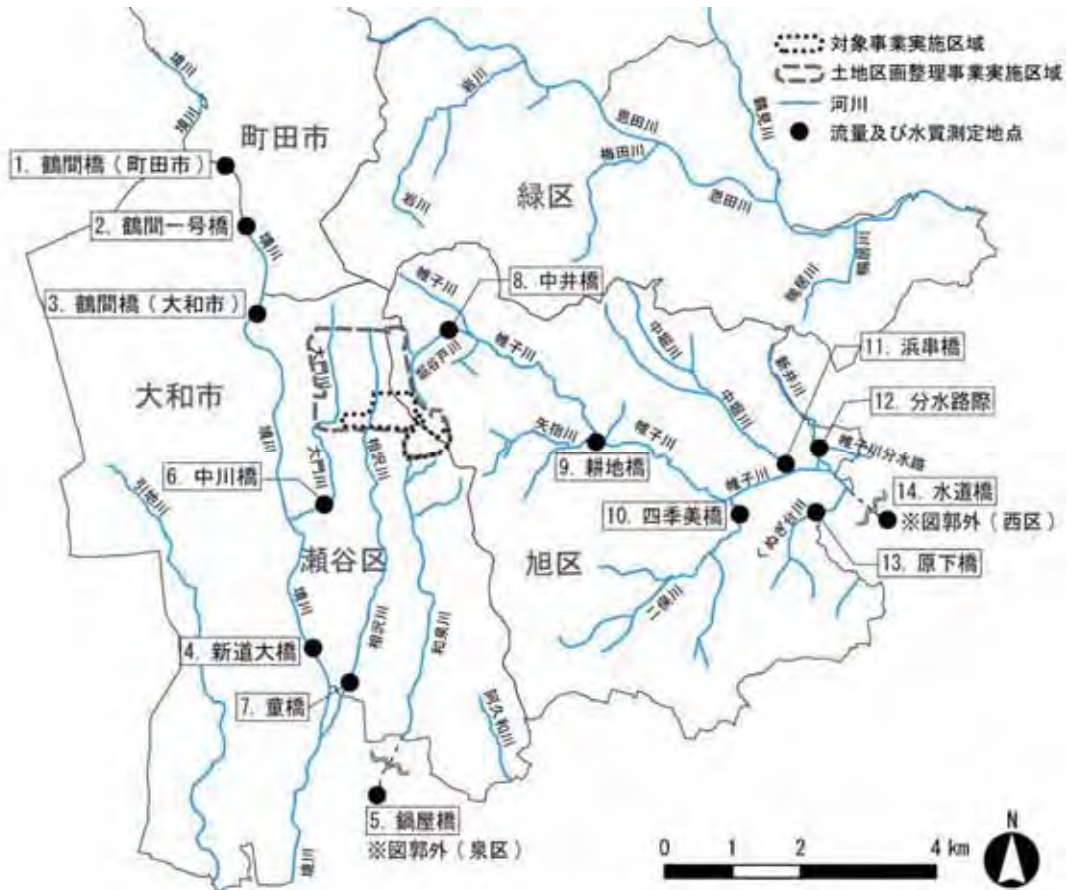
注 3：No.5 鍋屋橋、No.6 中川橋、No.7 童橋、No.8 中井橋、No.9 耕地橋、No.10 四季美橋、No.11 浜串橋、No.12 分水路際、No.13 原下橋の水質測定は平成 29 年度調査をもって終了しています。

注 4：No.1 鶴間橋（町田市）は平成 30 年度調査をもって終了しています。

資料：「平成 29 年度、令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「2018 年度、2020 年度 環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）



注1：図中の番号は表3.2-8及び表3.2-10に対応しています。

資料：「国土数値情報（河川データ・平成20年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課 令和4年10月閲覧）
「平成29年度、令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「2018年度、2020年度 環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図3.2-3 河川図

また、調査区域における湧水の分布状況は、表3.2-9及び図3.2-4に示すとおりです。対象事業実施区域の南東側及び対象事業実施区域周辺の北東側に湧水がみられます。大和市及び町田市については、公表されている資料では、調査区域内に湧水はありませんでした。

表3.2-9 湧水の分布状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森1（和泉川周辺の窪地）	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森2（和泉川周辺の窪地）	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町2053付近
4	横浜市旭区	—	旭区上川井町
5	横浜市旭区	—	旭区川井本町
6	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注1：番号は図3.2-4に示す番号と対応しています。

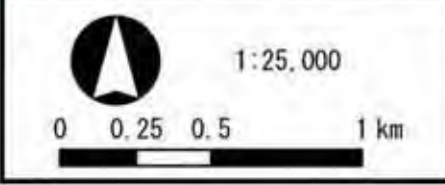
資料：「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 湧水の位置
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道



注1：湧水の位置の番号は、表3.2-9の番号と対応しています。
 注2：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
 注3：土地区画整理事業実施区域内を流れる大門川及び相沢川は、土地区画整理事業により暗渠化し切り回しが行われる計画です。

資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-4 河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域及び中小河川水質測定結果は表 3.2-10、測定地点は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は中川橋（大門川）、中井橋（堀谷戸川）があります。

鶴間橋（大和市）（境川）の pH、BOD、SS、DO は、最近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の BOD、DO 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、DO、BOD は、平成 28 年度～平成 29 年度において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 28 年度～平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10(1) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H28	7.4	9.5	2.2	1	-
					H29	7.6	9.8	1.1	7	-
					H30	7.4	9.3	1.1	3	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	H28	7.9	10.8	1.3	2	-
					H29	8.0	10.7	1.0	3	-
					H30	7.6	10.6	0.8	2	-
					R1	7.9	11.0	1.1	1	-
					R2	8.1	11.2	1.2	3	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 ⁴
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 ³
					H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10 ³
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10 ³
					R2	7.8	9.7	1.5	3	5.4×10 ³
	境川	D	4	新道大橋	H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10 ⁴
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10 ³
					H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10 ⁴
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10 ³
					R2	7.6	8.6	2.5	3	1.8×10 ³
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H28	8.4	13.1	1.7	-	-
H29					8.1	11.3	1.1	-	-	
H30					-	-	-	-	-	
R1					-	-	-	-	-	
R2					-	-	-	-	-	
大門川	D	6	中川橋	H28	9.0	14.5	1.1	-	-	
				H29	9.8	12.1	2.3	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
				R2	-	-	-	-	-	
相沢川	D	7	童橋	H28	7.9	11.9	1.2	-	-	
				H29	7.6	12.7	1.2	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
				R2	-	-	-	-	-	
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H28	7.8	10.6	0.8	-	-
					H29	7.7	10.1	1.2	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-

表 3.2-10(2) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名	年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	
						mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	
帷子川	矢指川	B	9	耕地橋	H28	7.8	9.9	2.0	-	-
					H29	7.7	9.4	2.1	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	二俣川	B	10	四季美橋	H28	8.9	12.5	1.4	-	-
					H29	9.2	12.6	2.7	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	中堀川	B	11	浜串橋	H28	8.5	12.1	1.4	-	-
					H29	8.4	11.3	1.4	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	新井川	B	12	分水路際	H28	8.7	10.6	1.4	-	-
					H29	9.0	10.5	1.8	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H28	8.0	10.2	0.8	-	-
					H29	7.7	10.0	1.0	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
R2					-	-	-	-	-	
帷子川	B	14	水道橋	H28	8.0	9.4	1.1	3	2.6×10^4	
				H29	8.1	9.4	1.4	3	7.1×10^3	
				H30	8.0	9.0	1.2	4	2.2×10^4	
				R1	8.0	9.2	1.5	4	2.1×10^3	
				R2	8.1	9.5	1.1	5	2.7×10^3	

注1：「-」は測定を行っていないことを示します。

注2：環境基準値（B類型）

水素イオン濃度指数：6.5以上8.5以下
 溶存酸素量：5mg/L以上
 生物化学的酸素要求量：3mg/L以下
 浮遊物質量：25mg/L以下
 大腸菌群数：5,000MPN/100mL以下

注3：環境基準値（D類型）

水素イオン濃度指数：6.0以上8.5以下
 溶存酸素量：2mg/L以上
 生物化学的酸素要求量：8mg/L以下
 浮遊物質量：100mg/L以下
 大腸菌群数：Dタイプの河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

注4：生物化学的酸素要求量のうち地点3、4、14は75%値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

注5：■は、環境基準値を超過

注6：大腸菌群数の環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数が追加されています。

注7：中小河川である堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

注8：境川の鶴間橋（町田市）、鶴間一号橋の調査結果について、大腸菌群数の情報は公表されていません。

注9：大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。（「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」（平成12年10月神奈川県告示第702号）より）

注10：表中の番号は、図3.2-3及び図3.2-5に対応しています。

資料：「2018年度～2020年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

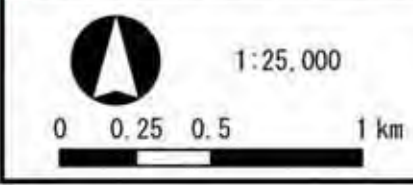
「平成28年度～令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）



凡例

- 公共用水域水質測定地点
- 中小河川水質調査の測定地点
- ⋯ 対象事業実施区域
- ⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- ⋯ 公共下水道



注1：調査区域には準用河川が無い為、凡例に示していません。
 注2：図中の番号は表3.2-8及び表3.2-10に対応しています。

資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「平成28年度～令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図3.2-5 公共用水域・中小河川水質測定地点

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表3.2-11、測定地点は図3.2-6に示すとおりです。平成28年度から令和2年度までにおいて、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。

表 3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H28	0.018	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H30	0.033	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R1	0.020	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R2	0.021	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H28	40	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下

注1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図3.2-6では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成25年度からは、市内18区を6区ずつの3グループに分け、3年で全区の測定を実施）

環境基準項目27項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目1項目（クロロホルム）及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計33項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ2kmメッシュに区切り、4年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ33項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和57年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目5項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

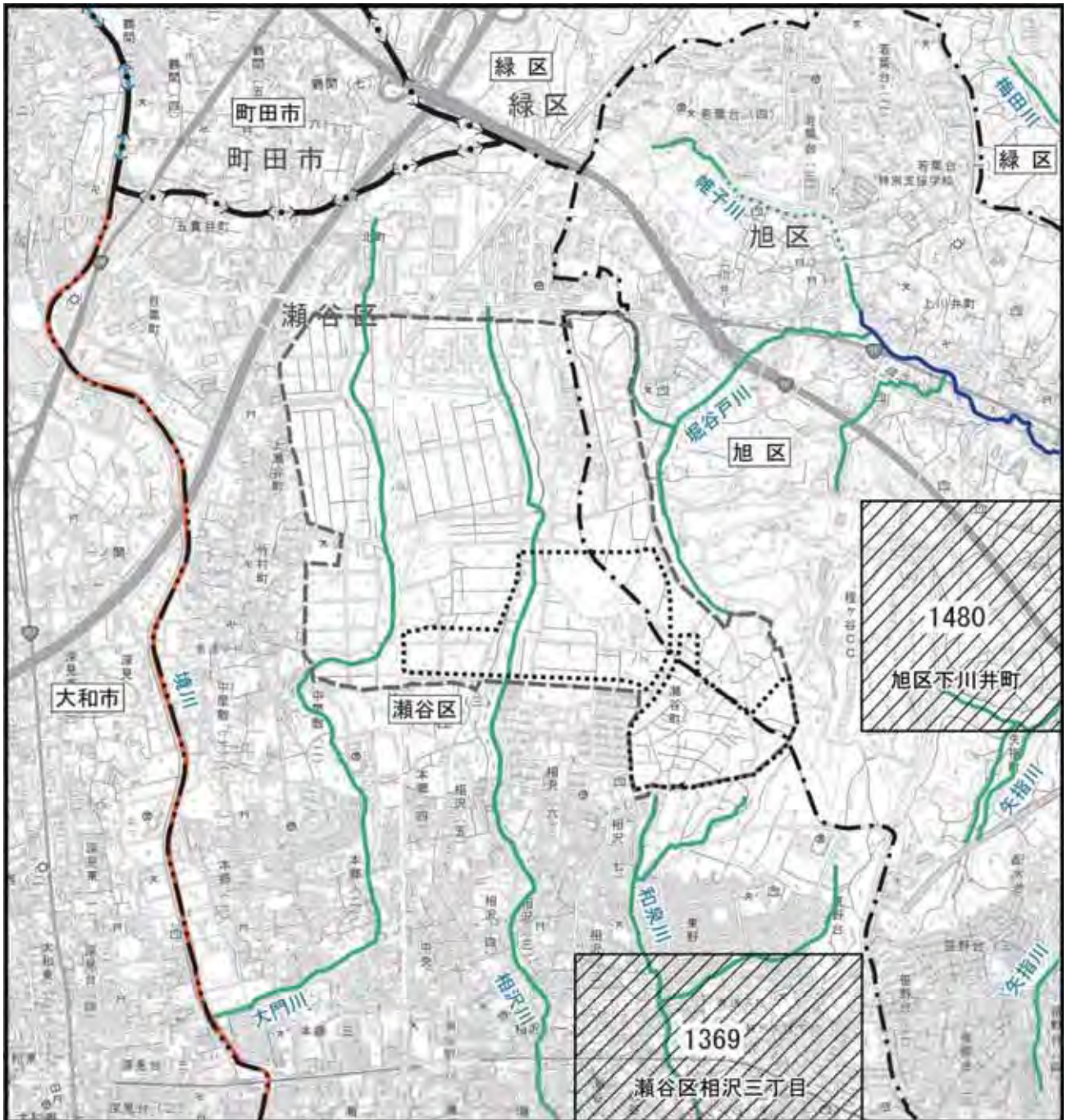
・汚染井戸追跡調査

昭和57年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ10項目を測定。

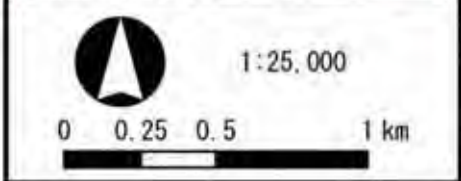
資料：「平成28年度～令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 地下水の水質測定地点 (調査メッシュ)
- 二級河川 (県管理区間)
- 二級河川 (都管理区間)
- 二級河川 (県管理市施行・維持区間)
- その他 (横浜市管理)
- 公共下水道



注1：調査区域には準用河川が無いいため、凡例に示していません。

資料：「横浜市 河川図」(横浜市 平成 23 年 3 月)、「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年 4 月)、「平成 28 年度～令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)、「平成 28 年度～令和 2 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

図 3.2-6 地下水の水質測定地点

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

(2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷区瀬谷町 6126 番、7178 番、7449 番 1、7449 番 2、7449 番 5 及び 7745 番の各一部並びに旭区上川井町 3447 番、3509 番 1 及び 3509 番 2 の各一部	6252.86	鉛及びその化合物、 ふっ素及びその化合物、 砒素及びその化合物	不明	令和 3 年 9 月 24 日、 令和 5 年 6 月 23 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

また、対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。現在は、図 3.2-9 のような土地所有状況であり、国有地と民有地、市有地が混在しています。

なお、令和元年度及び令和 3 年度に旧上瀬谷通信施設において防衛省による土壌汚染調査が行われており、対象事業実施区域内の一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 3.2-13 及び

図 3.2-9 に示すとおりです。ダイオキシン類については、返還国有地約 110ha のうち、全区画において基準に適合していました。

表 3.2-13 防衛省における土壤汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	(ア) 深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 (イ) 深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 (ウ) 深度方向 0.5～1m のみ 1 調査区画 (ア)(イ)(ウ)の合計 22 調査区画
鉛及びその化合物 (土壤含有量、mg/kg)		36	1,600	150	(エ) 深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 (オ) 深度方向 0～0.5m 及び旧地盤 (GL-0.85～GL1.35m) にて 1 調査区画 (カ) 深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 (キ) 深度方向 0～0.5m 及び 0.5～1m にて 1 調査区画 (ク) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) のみ 2 調査区画 (ケ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 2m にて 1 調査区画 (コ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 1m、2m にて 1 調査区画 (エ) から (コ) の合計 36 調査区画
ひ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	(サ) 深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画 (シ) 深度方向 0.5～1m にて 9 調査区画 (サ)(シ)の合計 10 調査区画

注 1：鉛については、土壤溶出量、土壤含有量のいずれも基準不適合になった区画が 3 箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が 66 調査区画になりません。

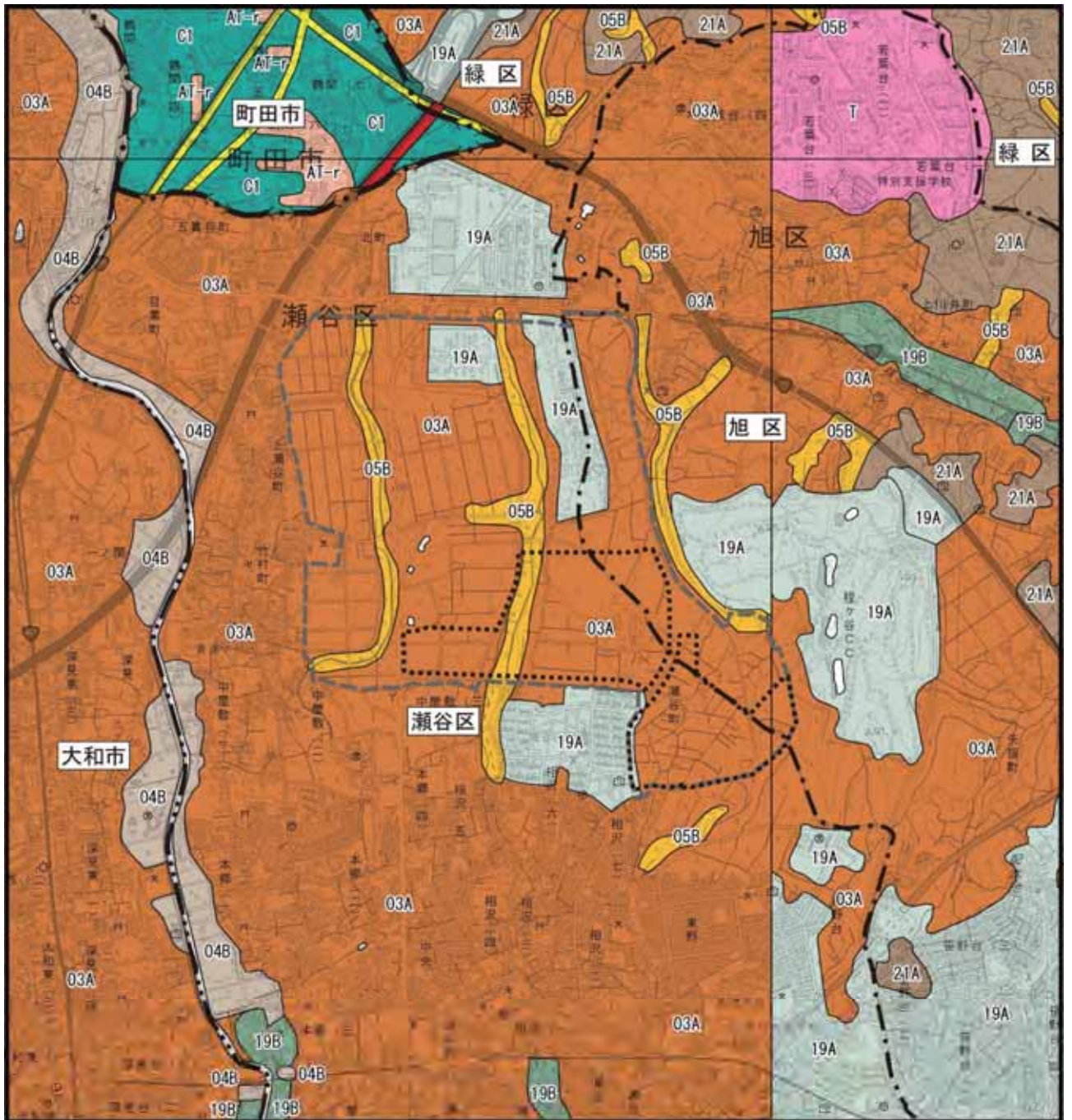
注 2：第二溶出量基準値（いずれも土壤溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。

注 3：上記、土壤溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

【地下水採取方法】

機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定
地下水採取は、掘削底面と地下水水位の中間水位にて採取

民有地・市有地における調査においては、3,532 地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）1 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）1 区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。なお、鉛及びその化合物（土壤含有量）の指定基準値超過が確認された 2 区画については、令和 2 年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。



凡例 <-> 都県界 - - - 市界 - - - 区界

⋯⋯ 対象事業実施区域 ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

- | | | |
|-----------------|-------------|------|
| 21A 黒ボク土 | 19B 人工改変低地土 | 高速道路 |
| 03A 厚層多腐植質黒ボク土 | 19A 人工改変台地土 | 主要道路 |
| AT-r 厚層黒ボク土多腐植質 | C1 人工改変地 | なし |
| 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土 | T 大規模造成地 | |
| 05B 腐植質黒ボクグライ土 | | |

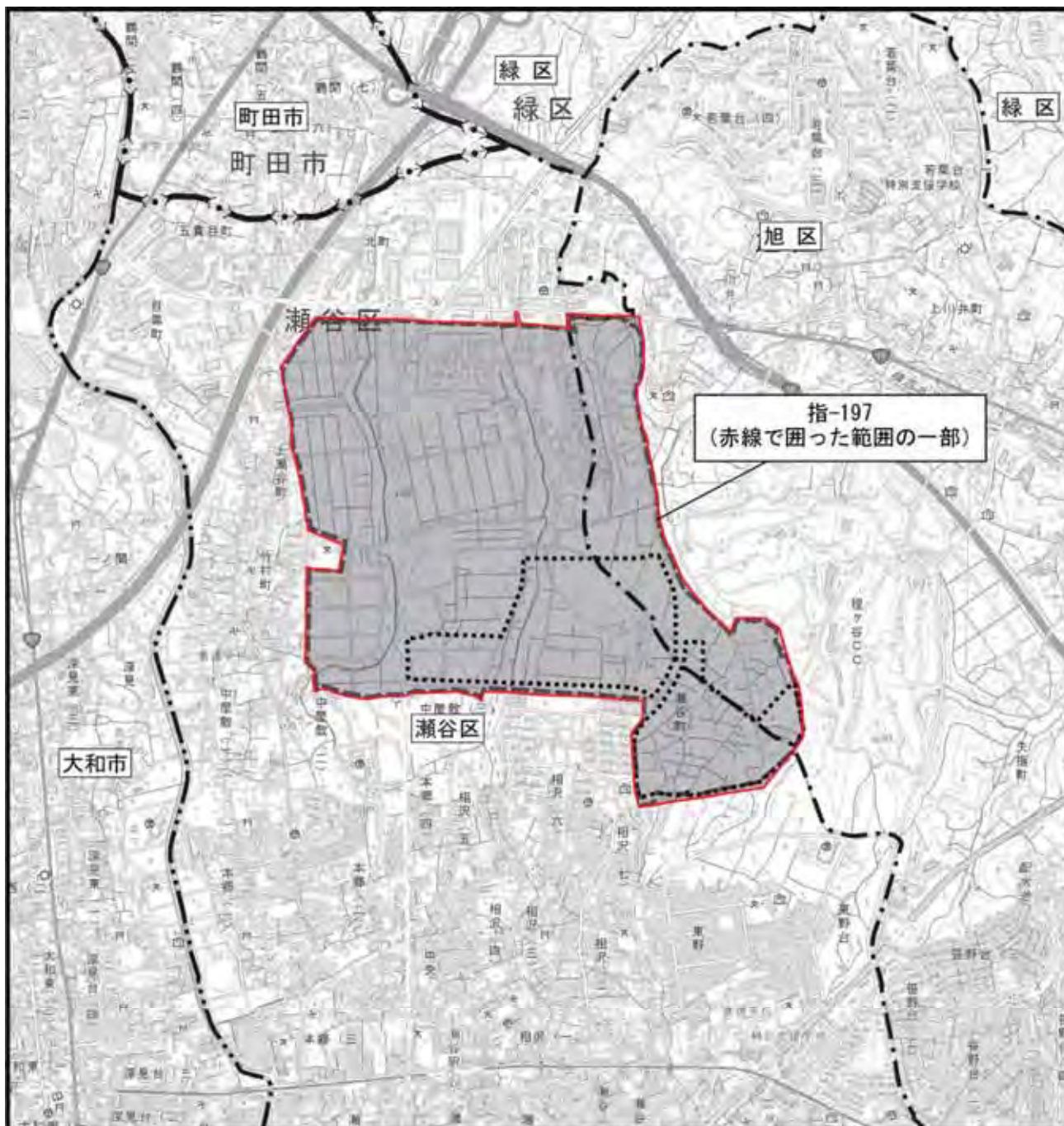


1:25,000


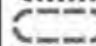

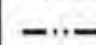


0 0.25 0.5 1 km

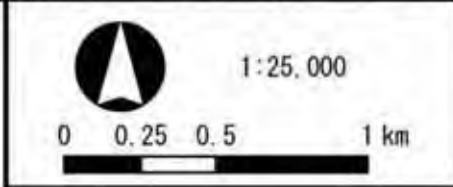
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-7 土壌図



凡例

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  形質変更時要届出区域



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域

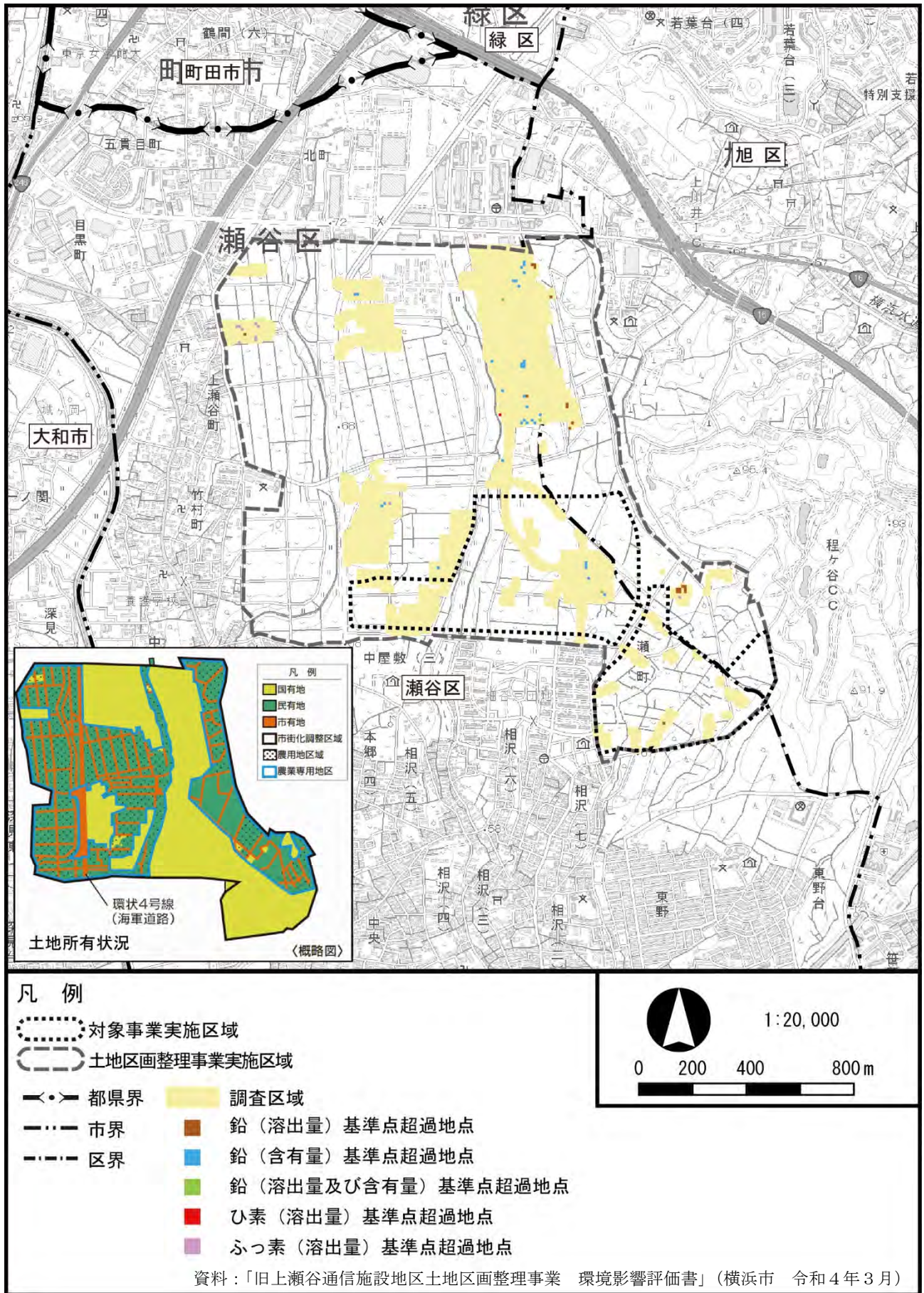


図 3.2-9 国有地における土壤汚染調査区画及び基準超過区画の位置

(3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-14 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-15 及び図 3.2-10 に、観測水準点の位置は図 3.2-11 に示すとおりです。平成 25 年を基準とした標高の変動状況をみると、-15mm～5mm で推移しています。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-12 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-14(1) 地盤沈下状況（横浜市）

（観測基準日：平成 27 年 1 月 1 日）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0

注 1：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

注 2：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

表 3.2-14(2) 令和 2 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から 鉄管底までの 間の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面 の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内）	100	-0.05 ^{注1}	0.24	0.19
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側	190	-0.01 ^{注1}	0.23	0.22
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.03 ^{注1}	0.20	0.17
	町田南第 2	（高瀬第 2 公園西側脇）	225	-0.02 ^{注1}	0.19	0.17

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和 2 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 3 年 7 月）

表 3.2-15 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点番号	所在地	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952	53.9967	53.9913
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755	48.4787	48.4779	48.4735
A-9	旭区上川井町 320-1	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-

注1：「-」は欠測を示します。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

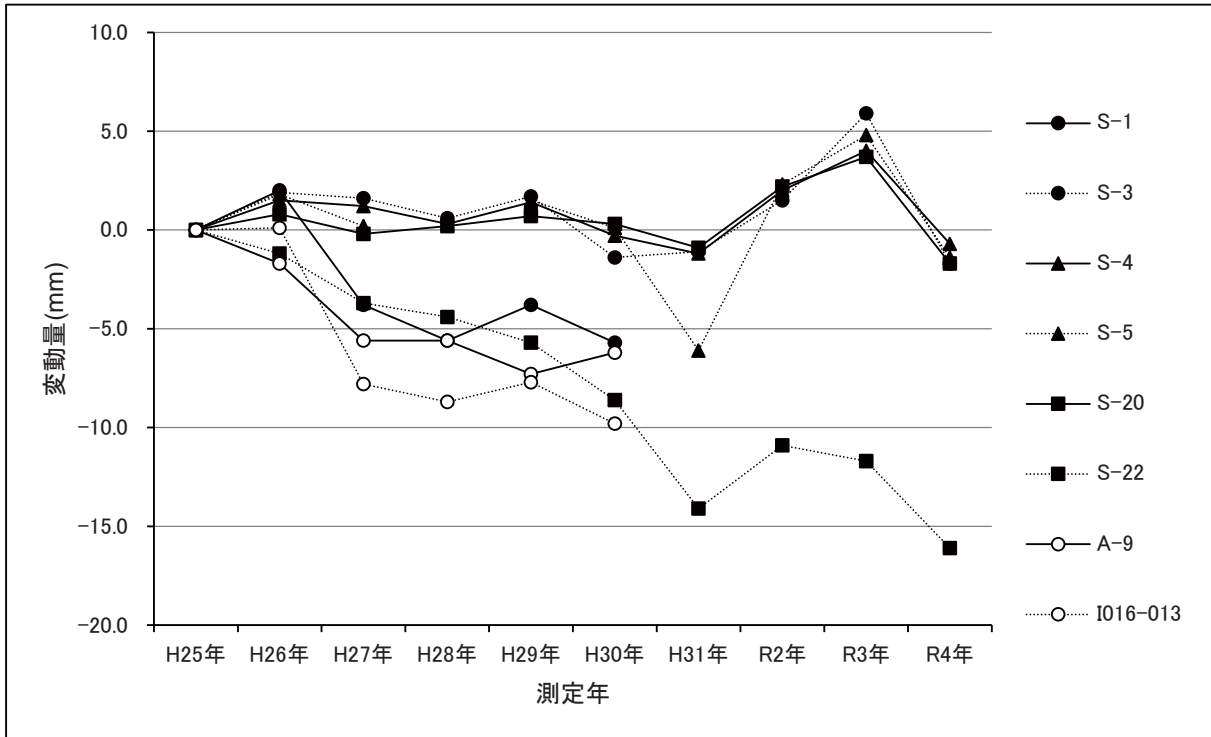
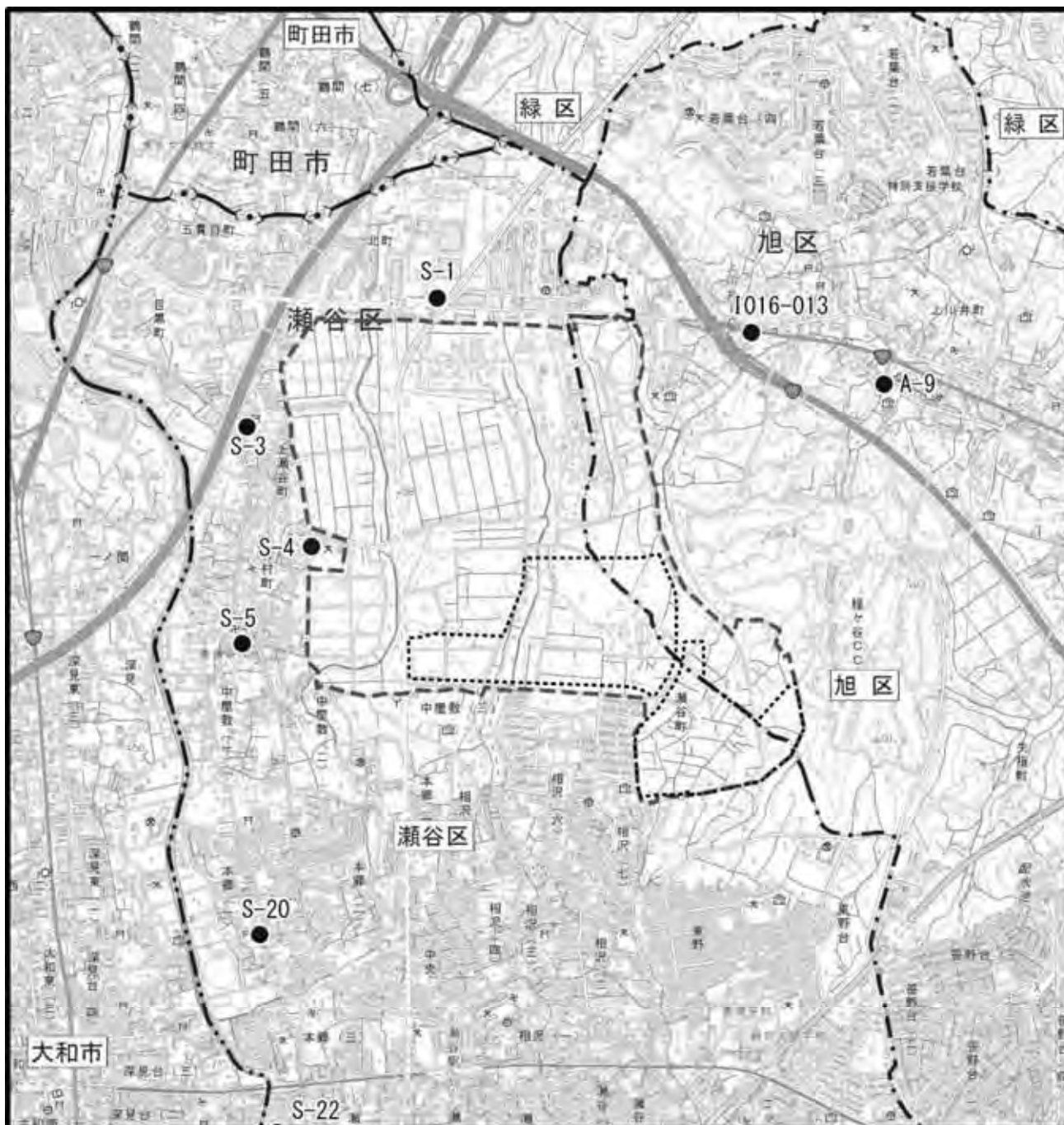
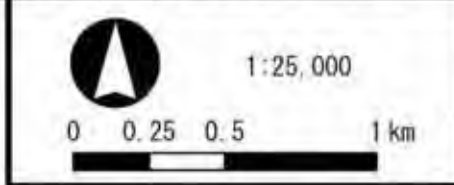


図 3.2-10 各水準点における平成 25 年を基準とした標高の変動状況



凡例

- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域 ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- +—+— 都県界 - - - - 市界 - · - · - 区界
- 観測水準点



注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-11 観測水準点位置図

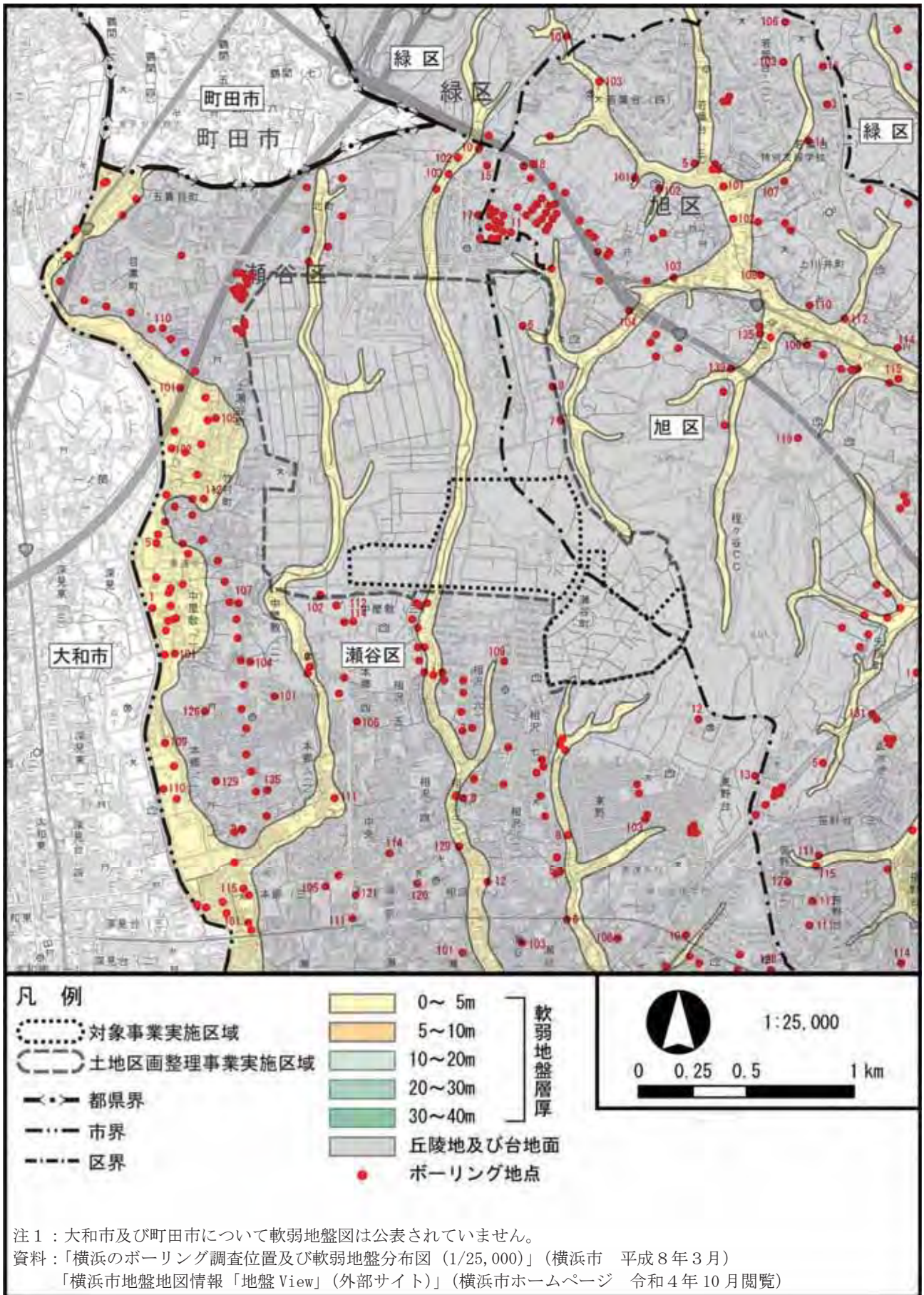


図 3.2-12 軟弱地盤図

3.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-13、標高区分は図 3.2-14 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は盛土地等もみられます。

調査区域の保全すべき地形は、図 3.2-15 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観(三保市民の森)は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月)に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」(建設省国土地理院 平成11年4月)、「自然環境保全調査報告書」(環境庁 昭和51年)、「第3回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」(環境庁 平成元年)、「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁 平成元年)、「日本の地形レッドデータブック 第1集(新装版)—危機にある地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成12年12月)、「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)及び「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)に記載されている保全すべき地形は存在しません。

(2) 地質の状況

調査区域の地質については、図 3.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック 第1集(新装版)—危機にある地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成12年12月)及び「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月)に記載されている保全すべき地質は存在しません。

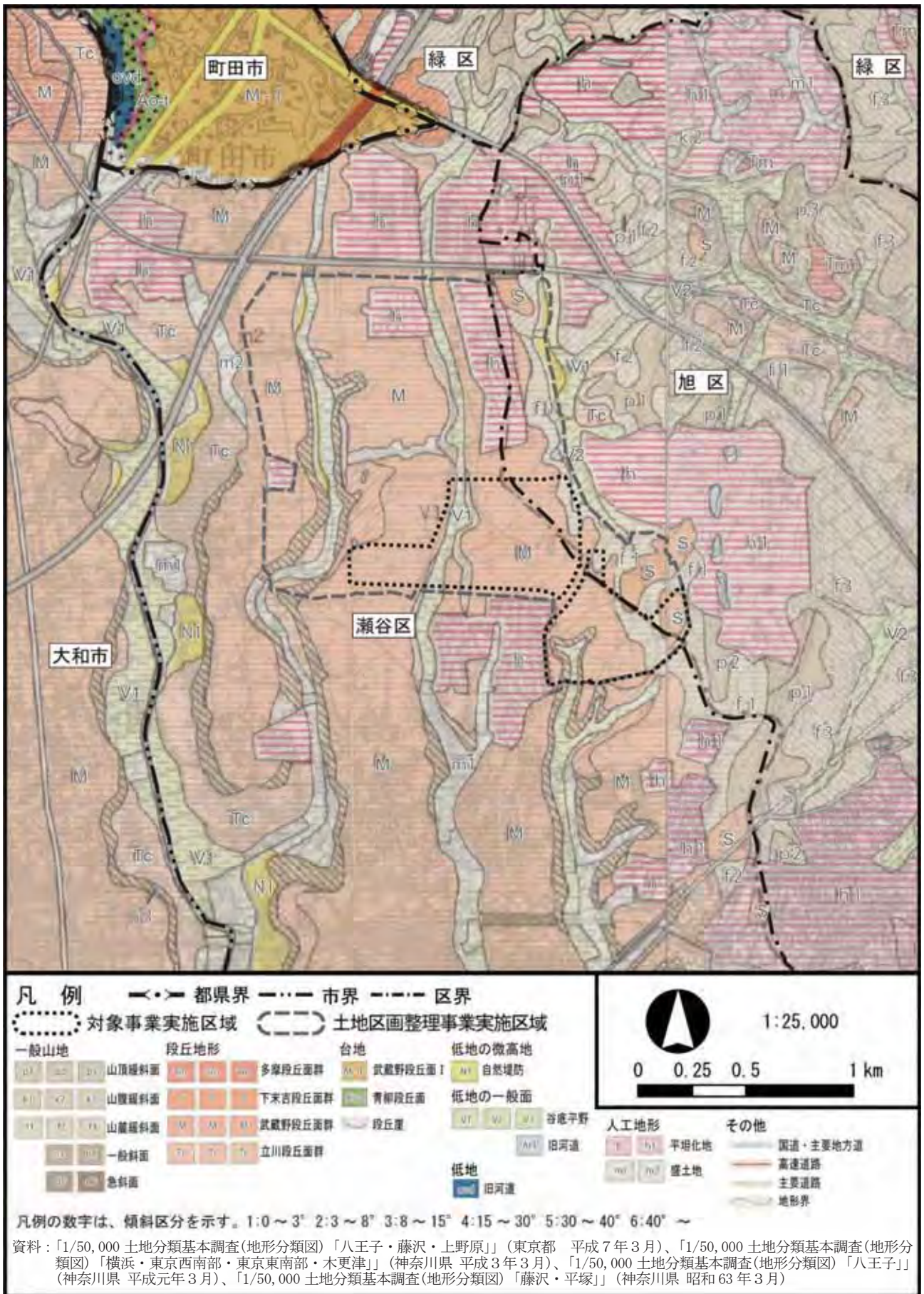


図 3.2-13 地形分類図

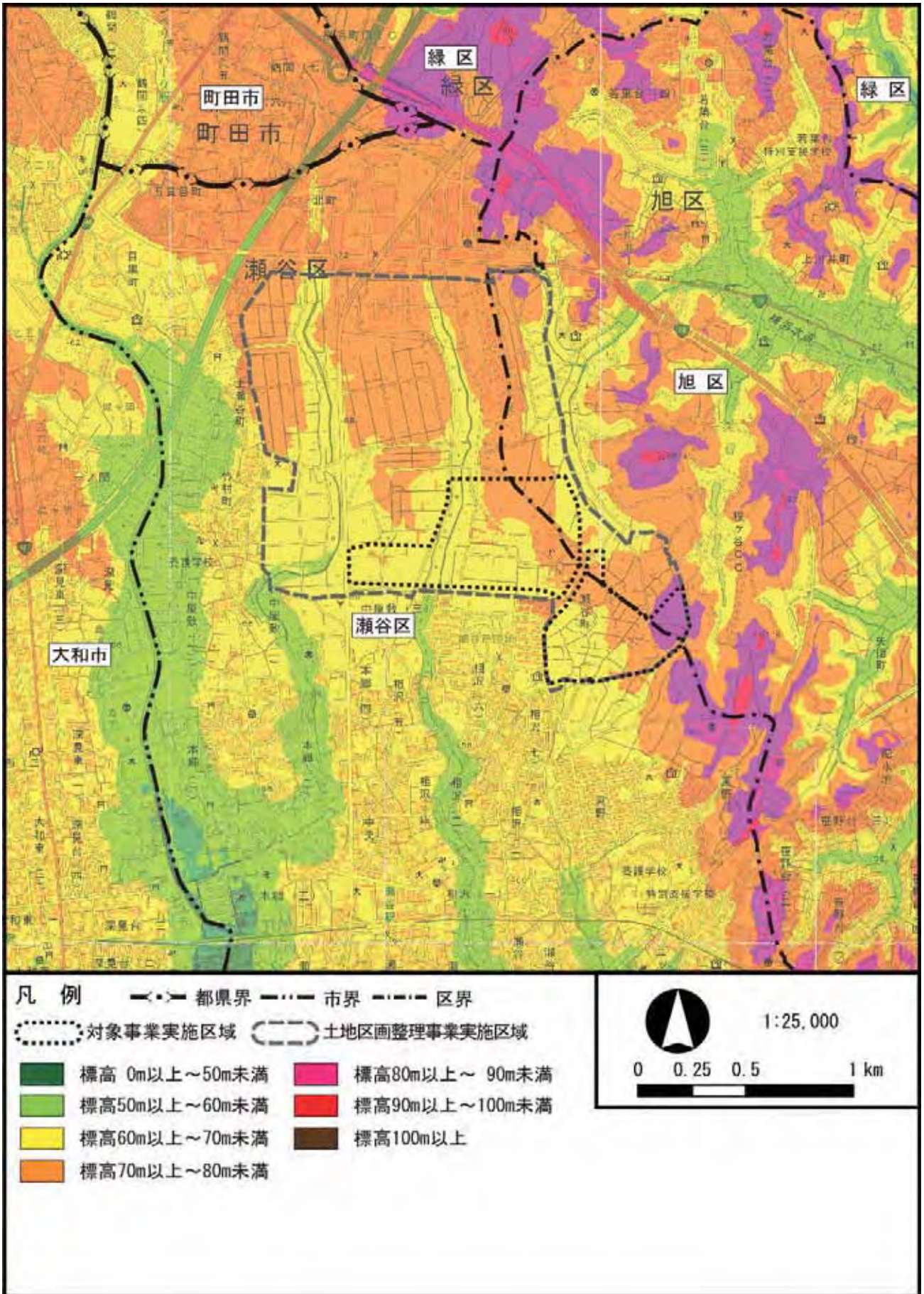
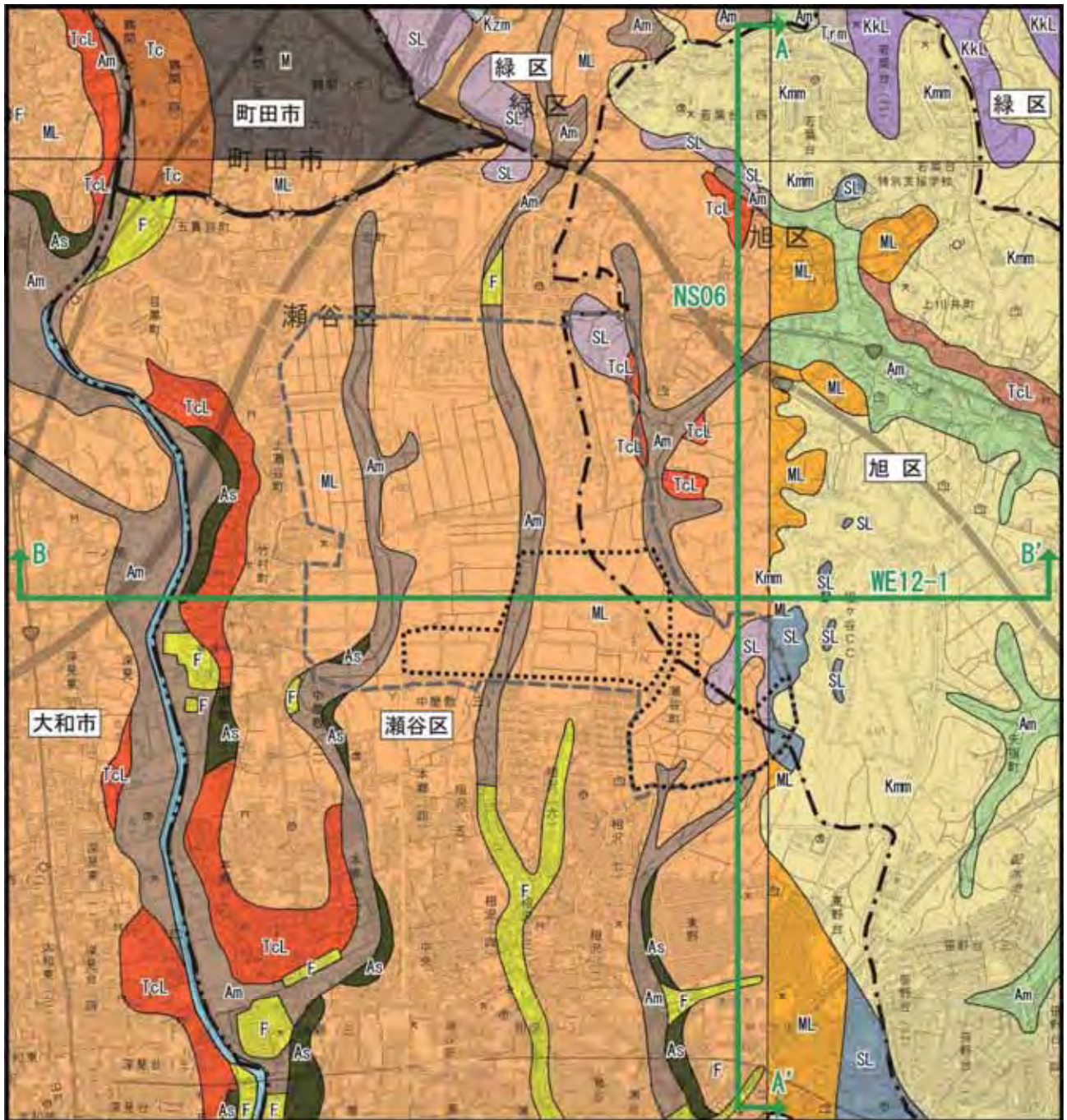


图 3.2-14 標高区分图

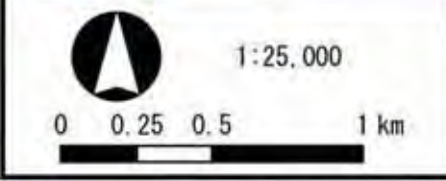


図 3.2-15 保全すべき地形



凡例 ←→ 都県界 - - - 市界 - - - 区界
 対象事業実施区域 - - - 土地地区画整理事業実施区域

- | | | | |
|-----|-------------------|-----|-------------------|
| Am | 沖積層 (泥を主とし砂を含む) | M | 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 |
| As | 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) | SL | 相模層群・下末吉ローム層 |
| TcL | 立川ローム層 | SL | 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 |
| Tc | 立川ローム層・立川段丘堆積物 | KKL | 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 |
| TcL | 立川ローム層・立川礫層 | Kzm | 上総層群 |
| M | 武蔵野ローム層 | Trm | 上総層群・鶴川層 |
| M | 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | Kmm | 上総層群・上里川層 |



- | | | | |
|-----|--------|----|-------|
| Am | 低湿地堆積物 | □ | なし |
| F | 埋土 | ↑↑ | 断面図位置 |
| F | 盛土 | | |
| 水部分 | | | |

(図 3.2-17)

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子・藤沢・上野原」 (東京都 平成7年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」 (神奈川県 平成3年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子」 (神奈川県 平成元年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「藤沢・平塚」 (神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-16 表層地質図

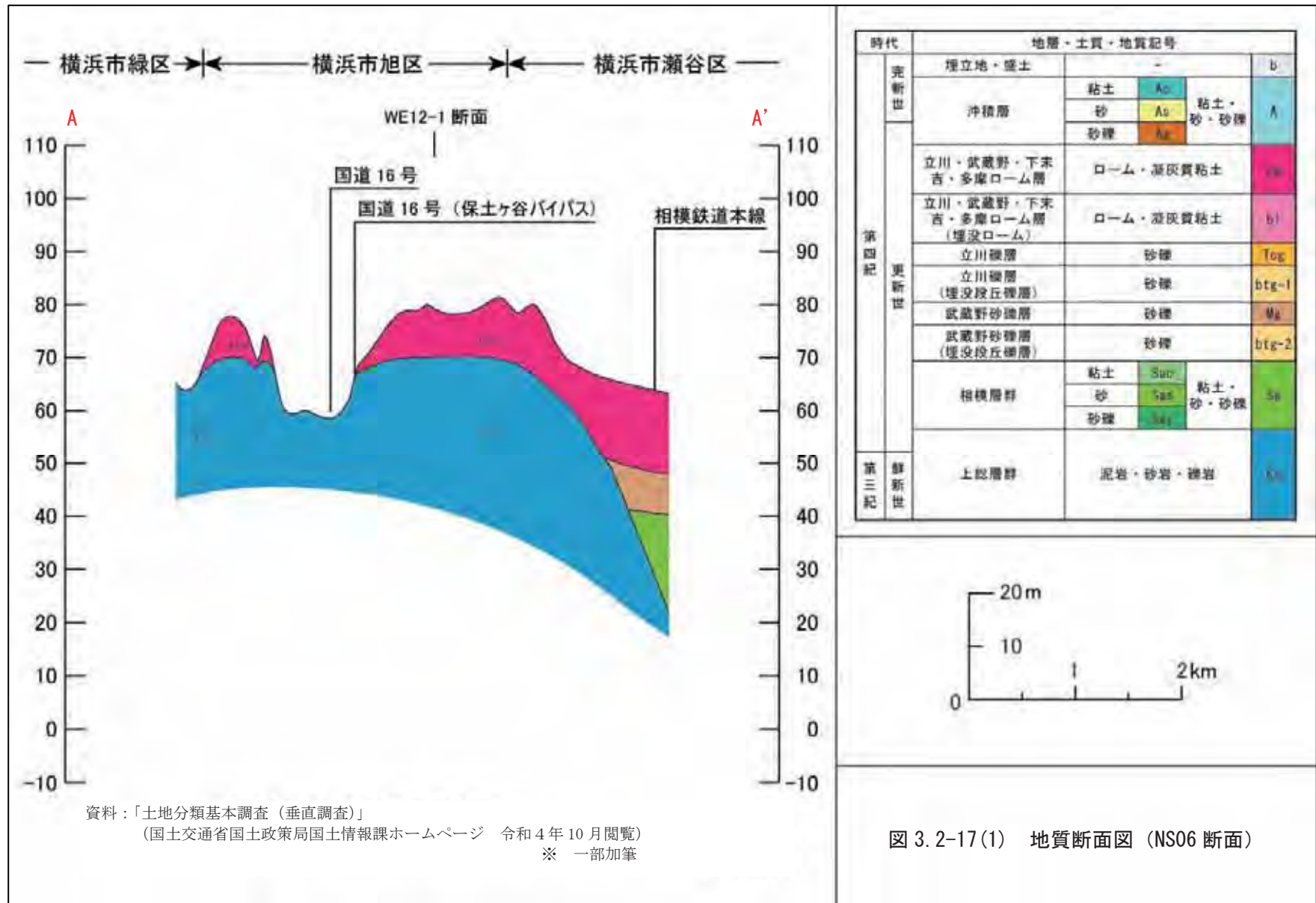


図 3.2-17(1) 地質断面図 (NS06 断面)

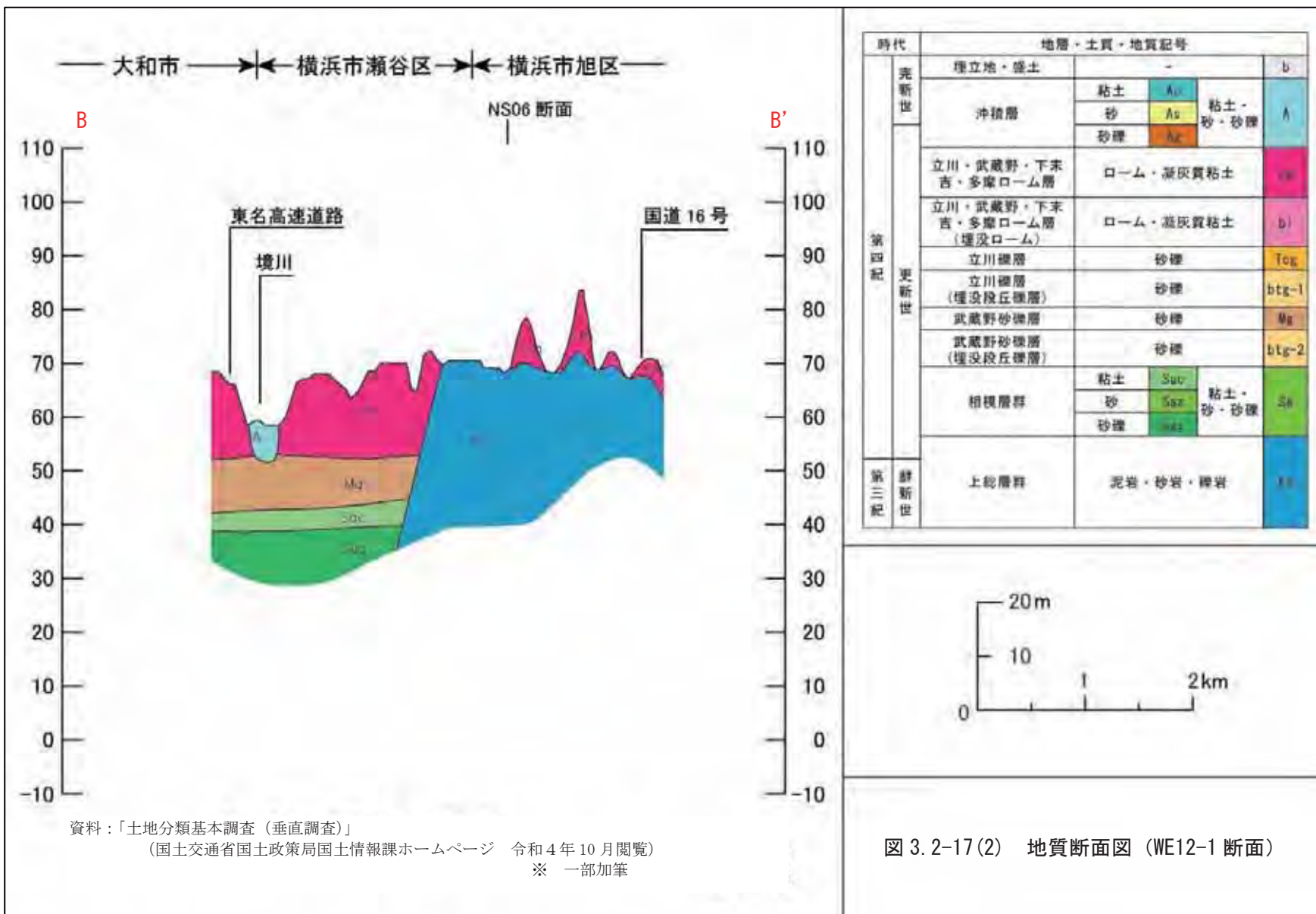


図 3.2-17(2) 地質断面図 (WE12-1 断面)

(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」（明治 30 年 3 月法律第 29 号）に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2-18 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 57 号）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2-18 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 57 号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 57 号）に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在していますが、対象事業実施区域内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域はありません。

⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」（昭和 26 年 6 月法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。

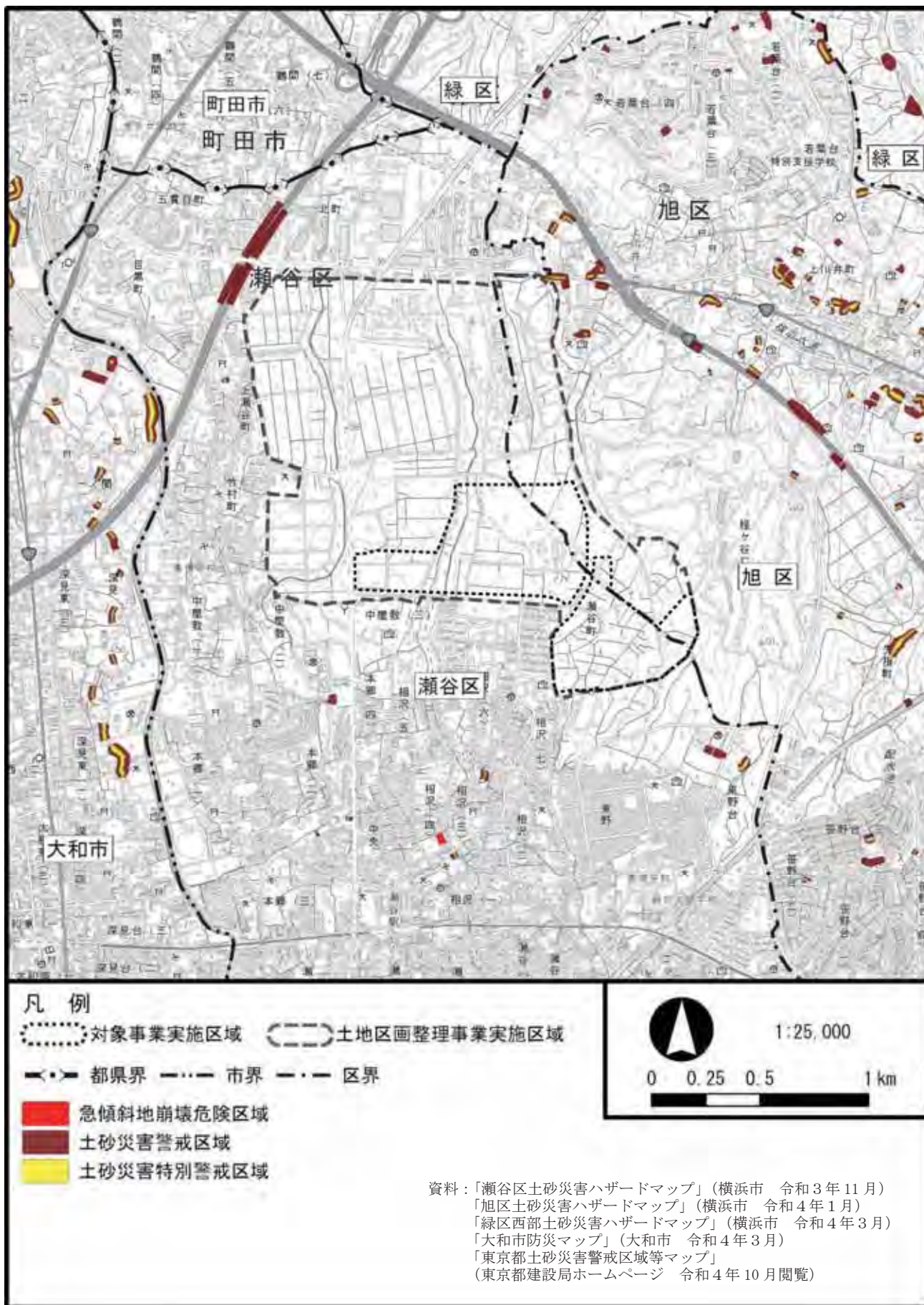


図 3.2-18 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和3年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が1棟、非住家被害が1棟、田畑被害が0.0268ha、その他の被害が5件（箇所）、旭区では、人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0ha、その他の被害が3件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成29年から令和3年の被害の状況を見ると、平成30年及び令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

表 3.2-16(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類	横浜市					瀬谷区					旭区					緑区						
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3		
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	5	12	13	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
住家被害	全壊	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	大規模半壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	半壊	0	13	102	0	0	0	0	6	0	0	0	9	8	0	0	0	1	8	0	0	
	一部破損	11	503	2,377	1	4	0	8	60	0	0	2	62	214	0	0	0	0	37	0	1	
	床上浸水	5	2	51	0	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	20	2	33	0	0	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	1	10	55	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0
		浸水	0	0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	1	5	10	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
		一部破損	7	76	249	0	0	0	1	5	0	0	0	14	37	0	0	0	0	3	5	0
		浸水	10	3	504	0	0	2	1	1	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	0	0.0018	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	0	0	2	0	0.0268	0	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	6	15	34	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	-	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	がけ崩れ	28	9	60	4	9	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	
	鉄道不通	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	回線	-	0	1	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	ガス	戸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	箇所	2	13	72	0	6	0	0	1	0	0	0	2	5	0	1	0	1	3	0	1
その他	箇所	84	795	2,397	2	58	10	25	35	0	4	9	103	124	0	2	1	16	60	0	1	

注1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、また

は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

注3：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注4：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注5：「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成29年～令和3年 横浜市の災害」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

表 3.2-16(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	H30	R1	R2
件 数(件)	35	46	38
建 物(件)	24	30	23
林 野(件)	-	-	-
車 両(件)	2	-	4
そ の 他(件)	9	16	11
棟 数(棟)	30	40	24
全 焼(棟)	3	3	0
半 焼(棟)	-	3	2
部 分 焼(棟)	12	7	6
ぼ や(棟)	15	27	16
焼 損 面 積	233	450	152
建物(m ²)	233	450	152
林野(a)	-	-	-
世 帯(世帯)	21	37	15
全 損(世帯)	2	7	-
半 損(世帯)	-	3	-
小 損(世帯)	19	27	15
死 傷 者(人)	3	12	7
死 者(人)	-	2	-
負 傷 者(人)	3	10	7
損 害 額(千円)	8,428	34,512	17,148
建 物	5,613	30,027	9,195
収 容 物	1,818	4,481	5,682
林 野	-	-	-
車 両	490	-	2,260
そ の 他	507	4	11

資料：「令和2年版 統計概要」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)

表 3.2-16(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H28	H29	H30	R1	R2
火災件数 (件)	総数	116	94	108	104	103
	建物	78	57	52	65	59
	車両	13	3	7	2	7
	林野	-	-	-	-	-
	その他	25	34	49	37	37
建物 焼損面積 (㎡)	床面積	605	683	337	919	460
	表面積	233	282	113	129	103
その他・林野焼損面積 (㎡)		465	529	289	1,102	1,218
損害見積額 (千円)		156,332	69,007	136,702	303,411	49,612

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-16(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		R1	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		小山町	相原町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
床上	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和4年10月閲覧）

② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-19 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 強～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 強～6 弱の揺れが想定されています。

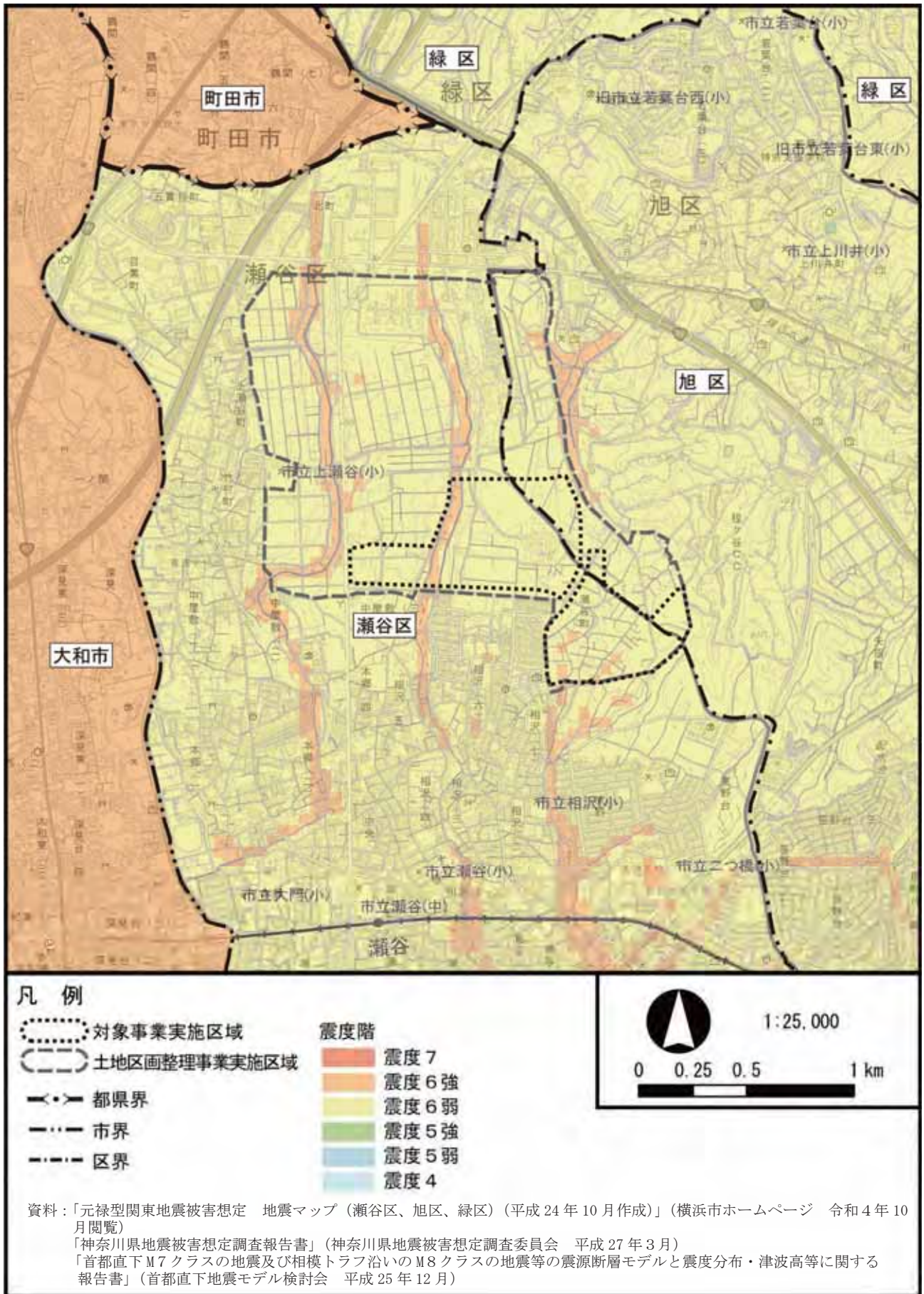
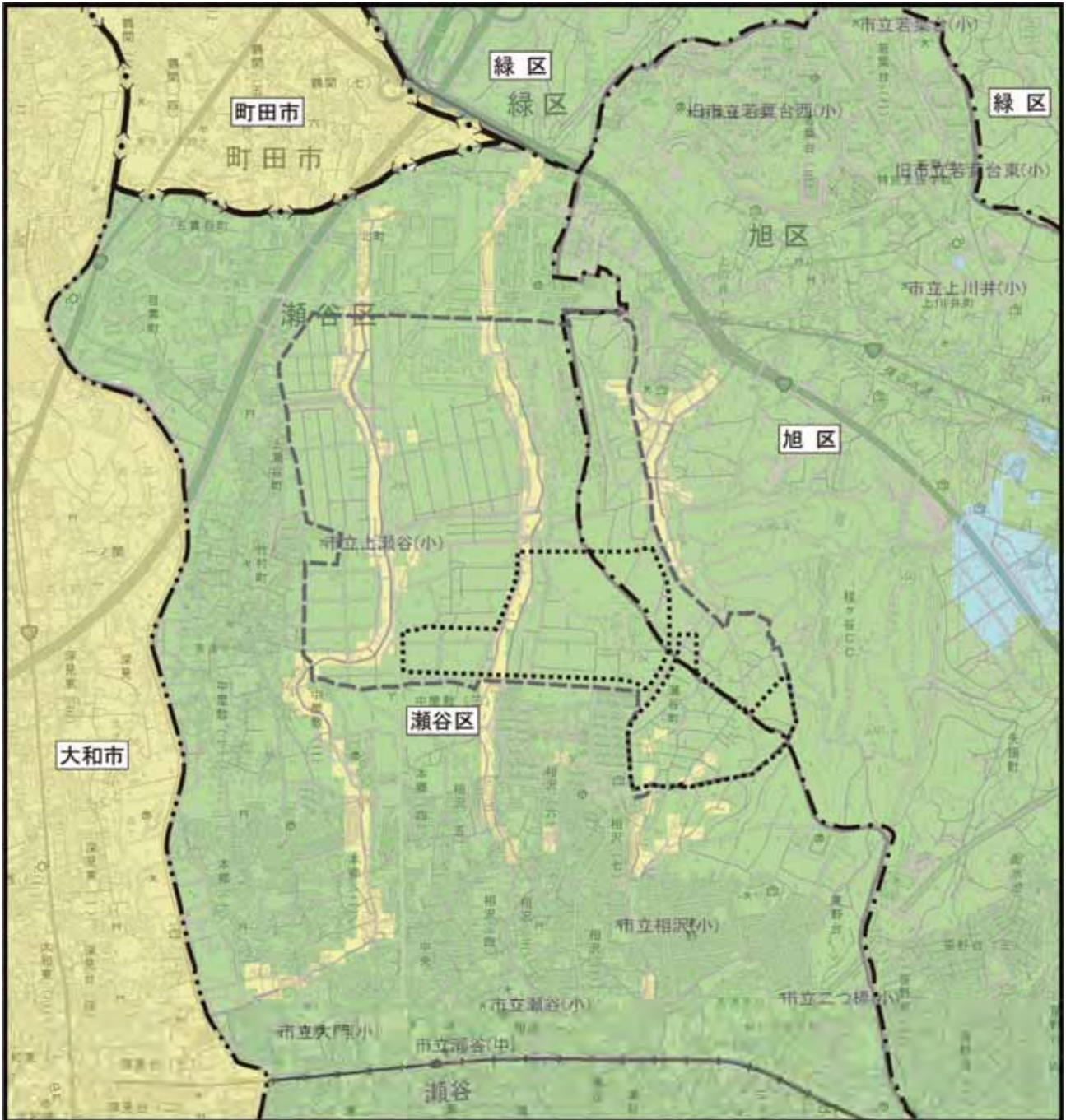


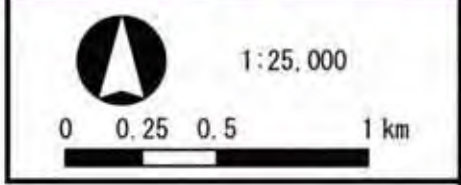
図 3.2-19(1) 地震マップ（元禄型関東地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 震度階
- 震度7
 - 震度6強
 - 震度6弱
 - 震度5強
 - 震度5弱
 - 震度4



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成24年10月作成）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 「神奈川地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成27年3月）
 「首都直下M7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成25年12月）

図 3.2-19 (2) 地震マップ（東京湾北部地震）

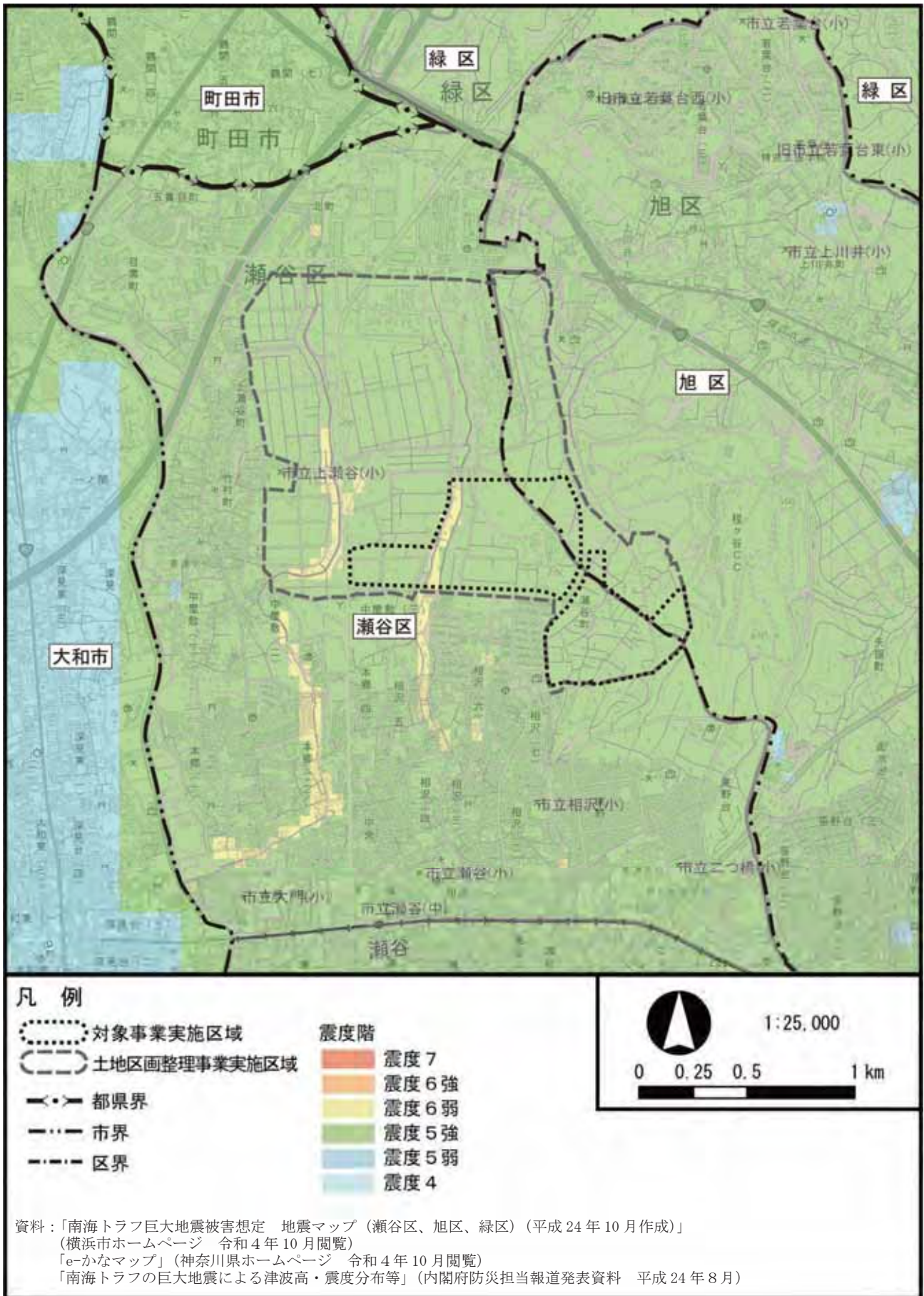


図 3.2-19 (3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3. 2-20 に、内水による浸水想定区域は図 3. 2-21 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは 24 時間に境川流域全体で約 632mm、帷子川流域全体で約 390mm の降雨を想定しています。(横浜地方気象台では平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307mm の降雨を観測)。内水ハザードマップは、平成 11 年に関東地方で観測された、1 時間で 153mm の降雨を想定しています。

対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 1. 0m~2. 0m 未満及び 2. 0m 以上の地域となっており、南東部において浸水深が主に 2 cm~20cm 未満の地域が散在しています。

④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3. 2-22 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)としました。

対象事業実施区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。

⑤ 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3. 2-23 に示すとおりで、瀬谷区に 37 箇所、旭区に 24 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 289 件登録されていますが、場所は公表されていません。

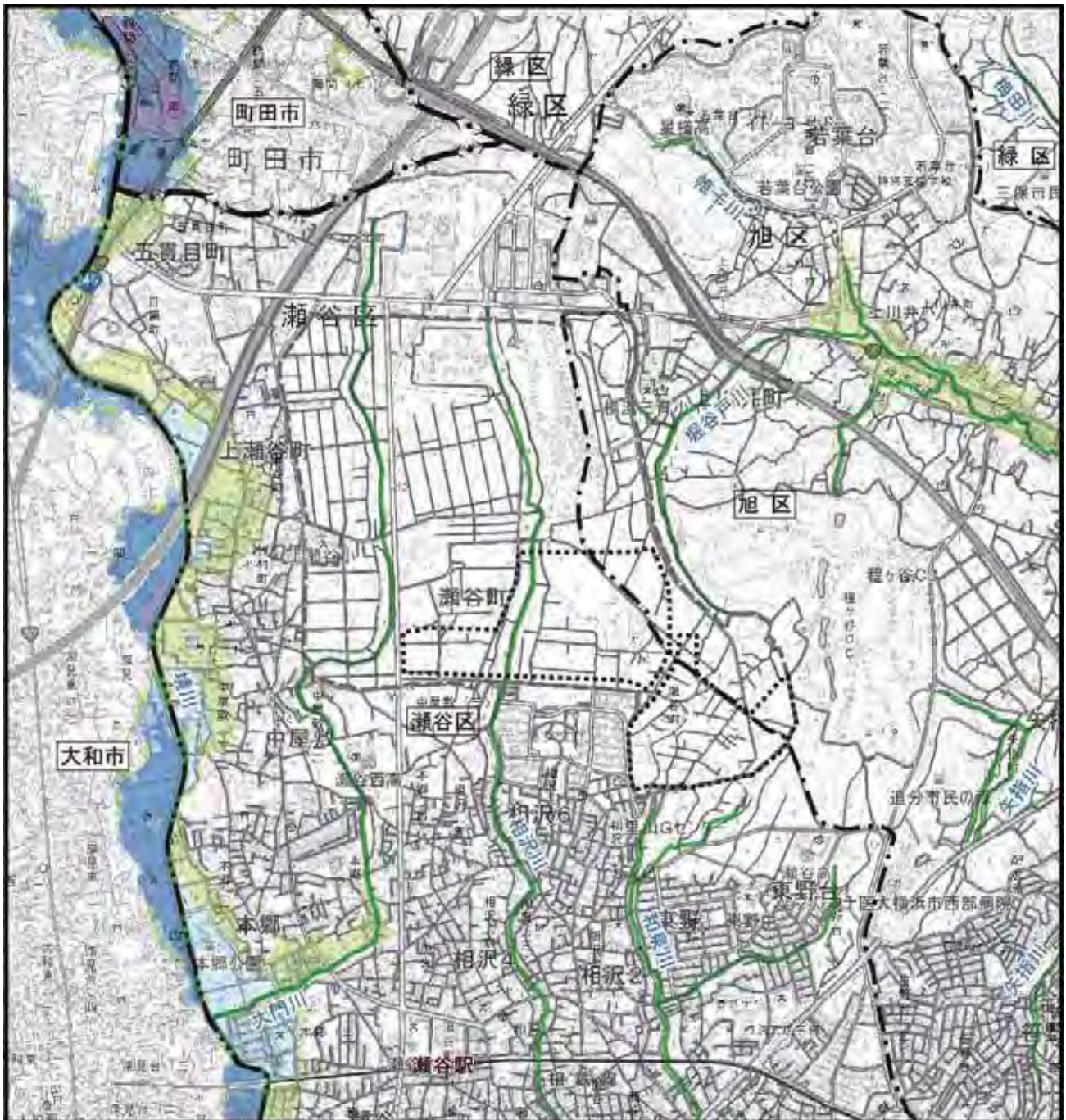


図 3.2-20 洪水による浸水想定区域

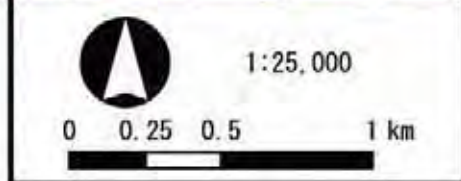


凡例

- ⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

浸水深ランク

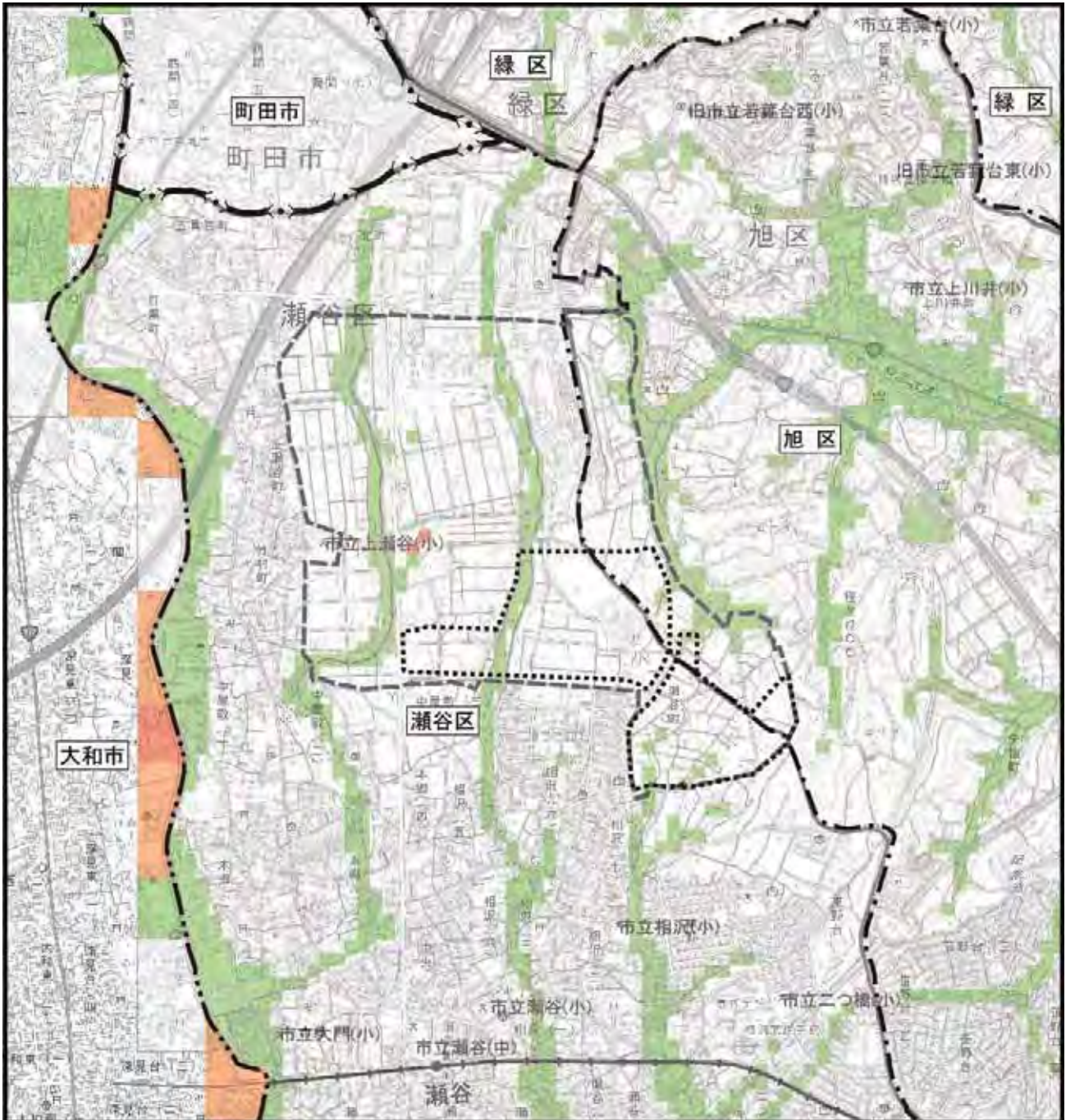
- 0 ~ 2cm 未満
- 2cm ~ 20cm 未満
- 20cm ~ 50cm 未満
- 50cm ~ 1.0m 未満
- 1.0m ~ 2.0m 未満
- 2.0m 以上



注1：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。

資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）、「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）、「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）、「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-21 内水による浸水想定区域



凡 例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い: $15 < PL$
- 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）
 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）」（東京都防災ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

図 3.2-22(1) 液状化マップ（元禄型関東地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都境界
- 市界
- 区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い: $15 < PL$
- 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）」（東京都防災ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

図 3.2-22(2) 液状化マップ（東京湾北部地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い: $15 < PL$
- 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成24年10月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）
 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表）」（東京都防災ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-22 (3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）

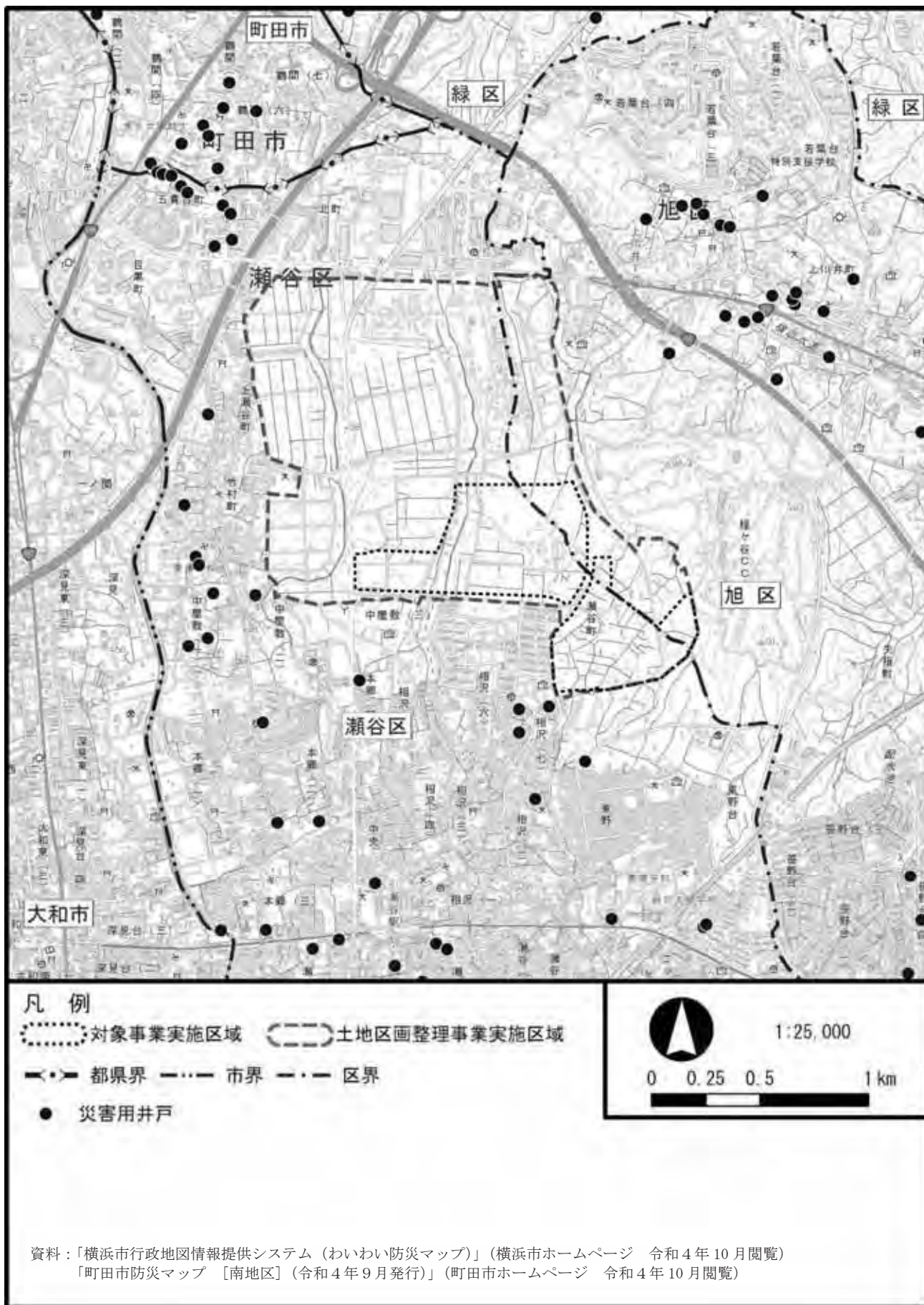


図 3.2-23 災害用井戸

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

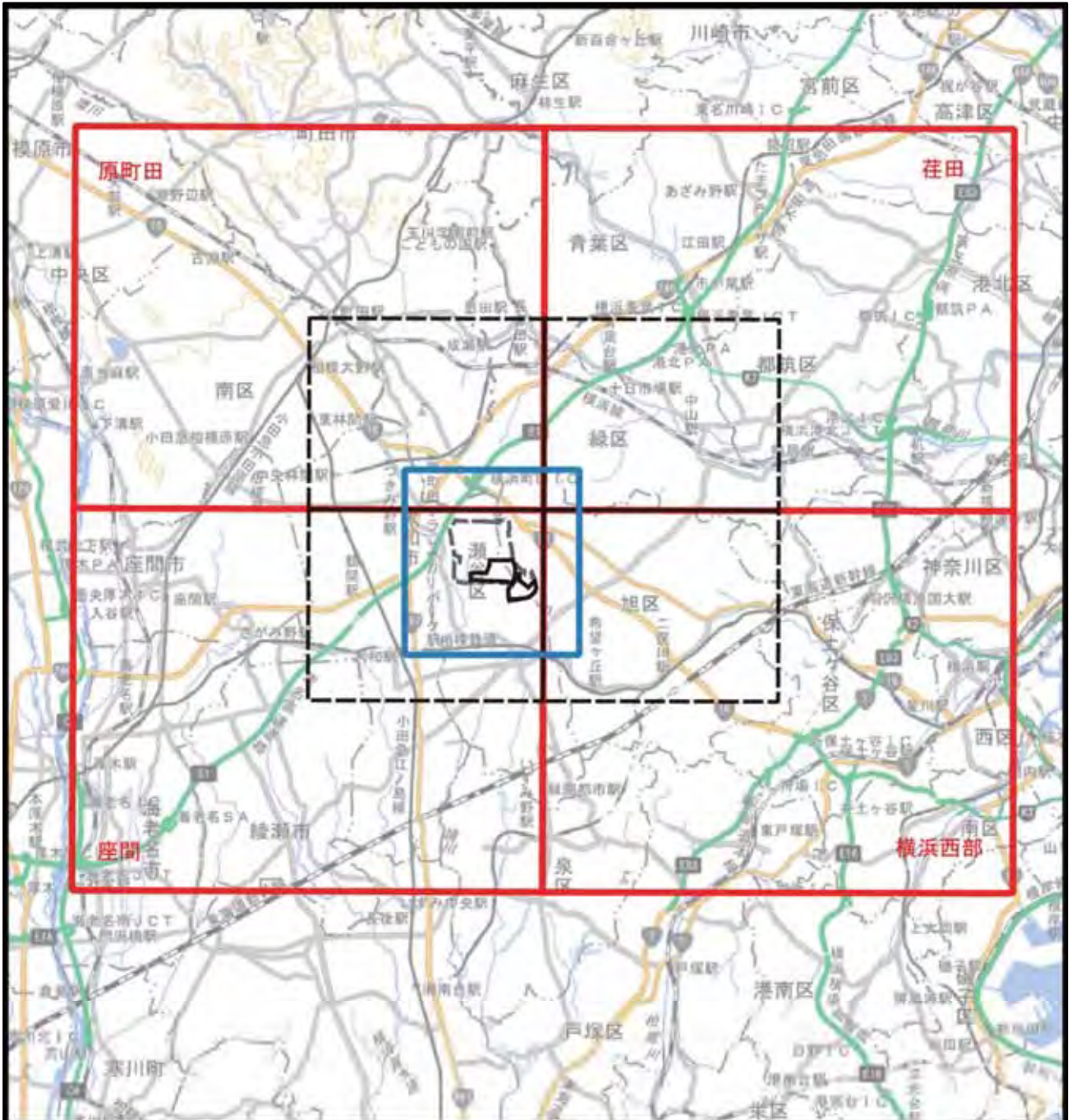
動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。
文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-17 及び図 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-17 文献その他の資料による調査範囲（動物）






文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成 4 年 3 月)	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成 4 年 3 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物(第 15 報・河川編)」 (横浜市環境科学研究所 令和 2 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」 (大和市教育委員会 平成 2 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成 3 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8 (上) 別編自然」 (大和市 平成 8 年 9 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年(平成 5 年)町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成 6 年 10 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度(平成 10 年度)町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成 12 年 2 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度(平成 15 年度)町田の野鳥 3」 (町田野鳥の会 平成 17 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地(1983 年度版)」 (横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

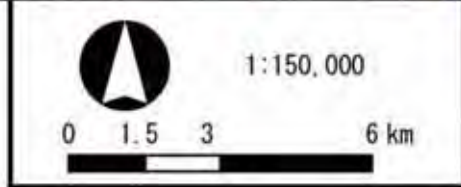
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース(EADAS)」(環境省ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)により、調査区域及びその周辺における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種(イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ)の分布状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  調査区域
-  調査対象2次メッシュ
-  調査対象5kmメッシュ



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-24 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-18 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫类等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

表 3.2-18(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	127	

表 3.2-18(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	8	
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	9	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウツキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (49種)
	「横浜の川と海の生物(第15報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	13	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	43	
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (98種)
	「横浜の川と海の生物(第15報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	68	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	9	

② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-19 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表 3.2-20 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 5 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)によれば、図 3.2-25 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-26 に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 3.2-27 及び図 3.2-28 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハククマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

図 3.2-29 に示すとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは、オオタカの生息ランクとして「繁殖を確認」に該当します。

表 3.2-19(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号)に基づく天然記念物 国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)ほか各自治体ホームページ

表 3.2-19(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等</p>	<p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)</p>
③	<p>「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和元年3月)の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>	<p>EX：絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少：減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種。 希少：希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種。 要注：要注種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目：注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明：不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>

表 3.2-20(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成14年）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3.2-19（p.3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

表 3.2-20(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類1）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU ^b	
2			ヤマドリ				VU ^{a,b}	
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オシドリ			DD	希少 ^a 、減少 ^b	
5			トモエガモ			VU	希少 ^b	
6	ハト	ハト	アオバト				注目 ^{a,b}	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU ^a	
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN ^a	
9			ササゴイ				VU ^a	
10			チュウサギ			NT		
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN ^a	
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU ^a	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU ^a	
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 ^a	
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU ^b	
16			ダイゼン				減少 ^b	
17			イカルチドリ				NT ^a 、注目 ^b	
18			コチドリ				注目 ^a	
19			シギ	ヤマシギ				希少 ^b
20		タシギ					注目 ^b	
21		クサシギ					NT ^b	
22		キアシシギ					VU ^b	
23		イソシギ					希少 ^a 、注目 ^b	
24		ハマシギ				NT	VU ^b	
25		タマシギ		タマシギ			VU	CR+EN ^a 、希少 ^b
26		カモメ		コアジサシ			VU	CR+EN ^a
27		タカ		タカ	ツミ			
28			ハイタカ				NT	DD ^a 、希少 ^b
29	オオタカ					NT	VU ^a 、希少 ^b	
30	サシバ					VU	CR+EN ^a	
31	ノスリ						VU ^a 、希少 ^b	
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT ^a	
33			アオバズク				VU ^a	
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU ^a	
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN ^a	
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN ^a 、希少 ^b	
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU ^a	
38			カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU ^a
39		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN ^a	
40			モズ				減少 ^a	

表 3. 2-20 (3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準			
				①	②	③	④
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 ^a
42		シジュウカラ	コガラ				VU ^a 、NT ^b
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 ^a
44		ツバメ	ツバメ				減少 ^a
45			コシアカツバメ				減少 ^a
46		ウグイス	ヤブサメ				NT ^a
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU ^a
48			エゾムシクイ				NT ^a
49			センダイムシクイ				NT ^a
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU ^a
52		セッカ	セッカ				減少 ^{a, b}
53		カワガラス	カワガラス				減少 ^{a, b}
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 ^a
55			クロツグミ				VU ^a
56			アカハラ				減少 ^a
57			ルリビタキ				VU ^a
58			コサメビタキ				CR+EN ^a
59			キビタキ				減少 ^a
60			オオルリ				NT ^a
61			セキレイ	キセキレイ			
62		セグロセキレイ					減少 ^a
63		ビンズイ					VU ^a
64		アトリ	カワラヒワ				減少 ^a
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN ^a
66			アオジ				VU ^a
67			クロジ				CR+EN ^a 、減少 ^b
68			オオジュリン				VU ^b
計	14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第 7 版」（日本鳥学会 平成 24 年 9 月）に準拠しました。

注 2：選定基準は前掲表 3. 2-19 (p. 3-61～3-62 参照) に示すとおりです。

注 3：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期、b：非繁殖期

表 3. 2-20 (4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和 4 年 7 月）に準拠しました。

注 2：選定基準は前掲表 3. 2-19 (p. 3-61～3-62 参照) に示すとおりです。

表 3. 2-20 (5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	アカガエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル			要注
3			ナガレタゴガエル			希少	
4			ニホンアカガエル			VU	
5			ツチガエル			要注	
6			トウキョウダルマガエル			NT	VU
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			要注	
8			モリアオガエル			要注	
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和4年7月）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3. 2-19（p. 3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

表 3. 2-20 (6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫类等 1）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネトンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16	トンボ	トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR

表 3.2-20(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
35	コウチュウ	クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注	
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT	
37		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT	
38		ホタル	ヘイケボタル				NT	
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT	
40			マルクビケマダラカミキリ				NT	
41			トラフカミキリ				要注	
42			シロスジカミキリ				要注	
43			ネジロカミキリ				NT	
44		チョウ	ミノガ	オオミノガ				VU
45	セセリチョウ		ホソバセセリ				VU	
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT	
47			ミヤマチャバネセセリ				要注	
48			オオチャバネセセリ				VU	
49	シロチョウ		ヒメシロチョウ			EN	EN	
50	シジミチョウ		ミドリシジミ				NT	
51			クロシジミ			EN	EX	
52			シルビアシジミ			EN	CR	
53	タテハチョウ		スミナガン本土亜種				要注	
54			オオムラサキ			NT	NT	
55	ヤガ		コシロシタバ			NT		
計	5 目		27 科	55 種	0 種	1 種	15 種	54 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成7年4月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注2：選定基準は前掲表 3.2-19（p. 3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

表 3.2-20(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN) ^{注3}			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ					NT	
6			ウグイ					NT	
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ					NT	
9			ニゴイ					VU	
-			スゴモロコ				(VU) ^{注4}		
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	EN			
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ				NT		
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和3年8月）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3.2-19（p.3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

注3：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

注4：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 3.2-20(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5			オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和3年8月）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3.2-19（p.3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

表 3. 2-20(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
5	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
計	4 目	4 科	5 種	0 種	0 種	4 種	1 種

注 1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和 3 年 8 月）に準拠しました。

注 2：選定基準は前掲表 3. 2-19（p. 2-61～3-62 参照）に示すとおりです。

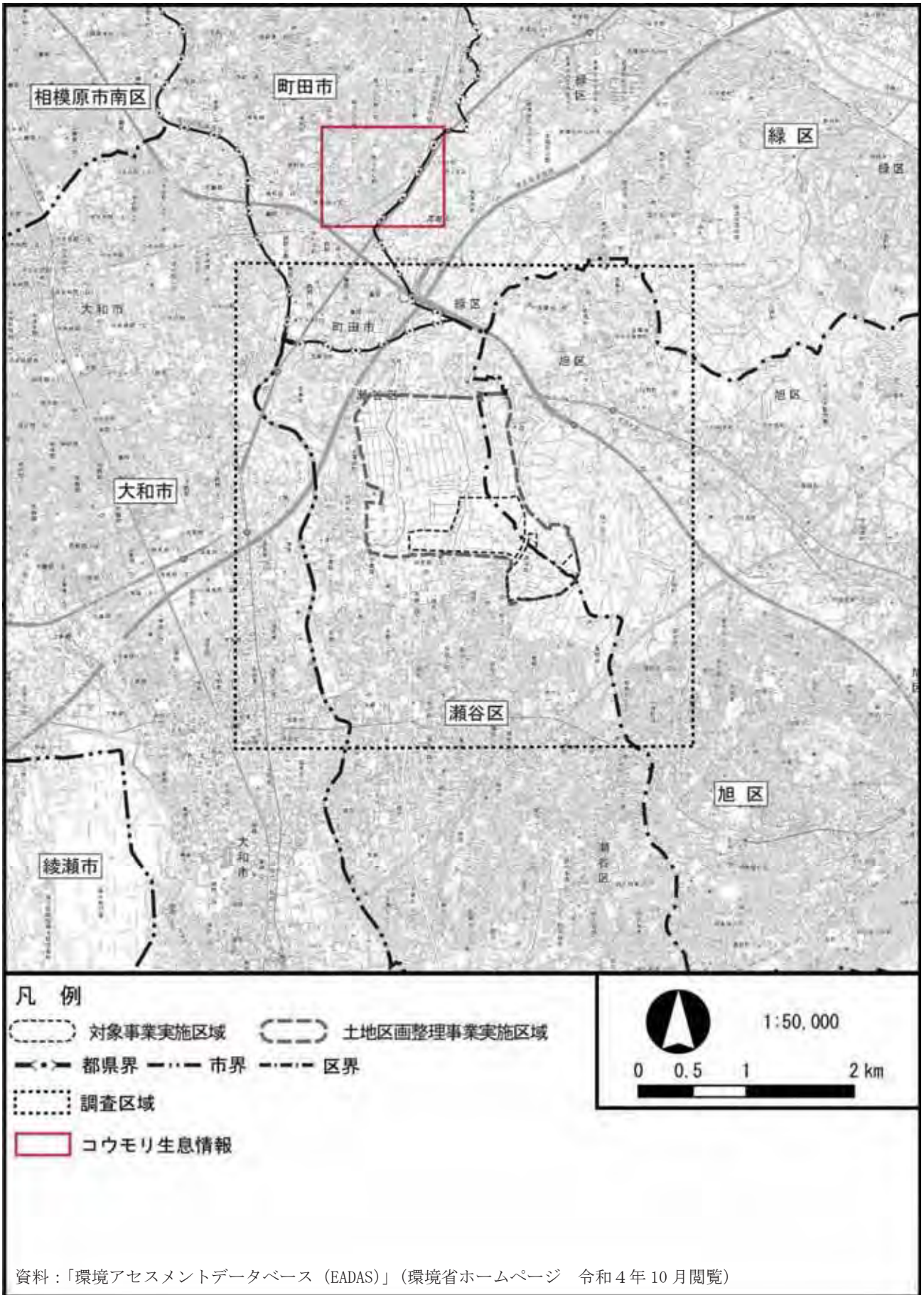


図 3.2-25 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報

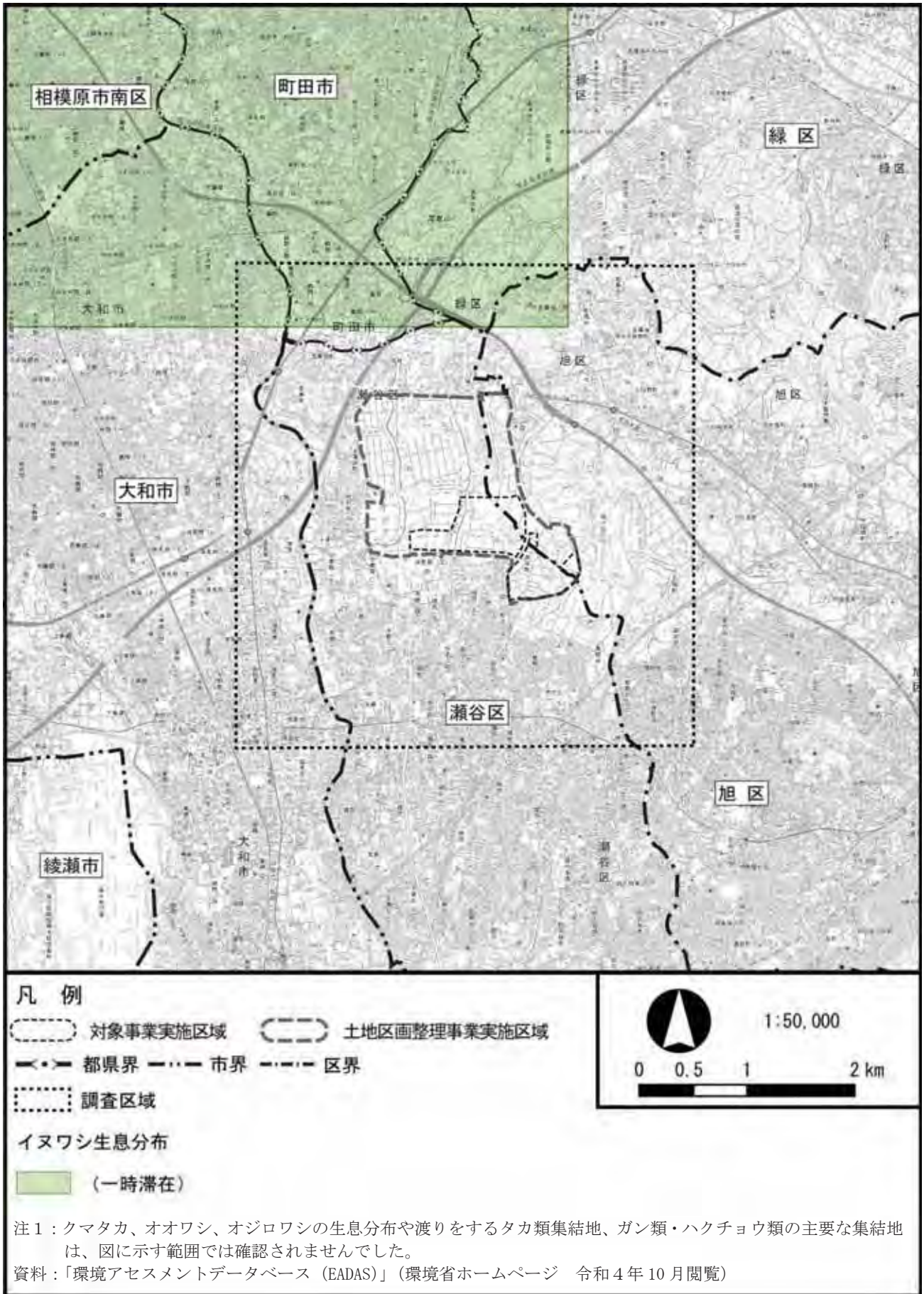


図 3.2-26 イヌワシ生息分布

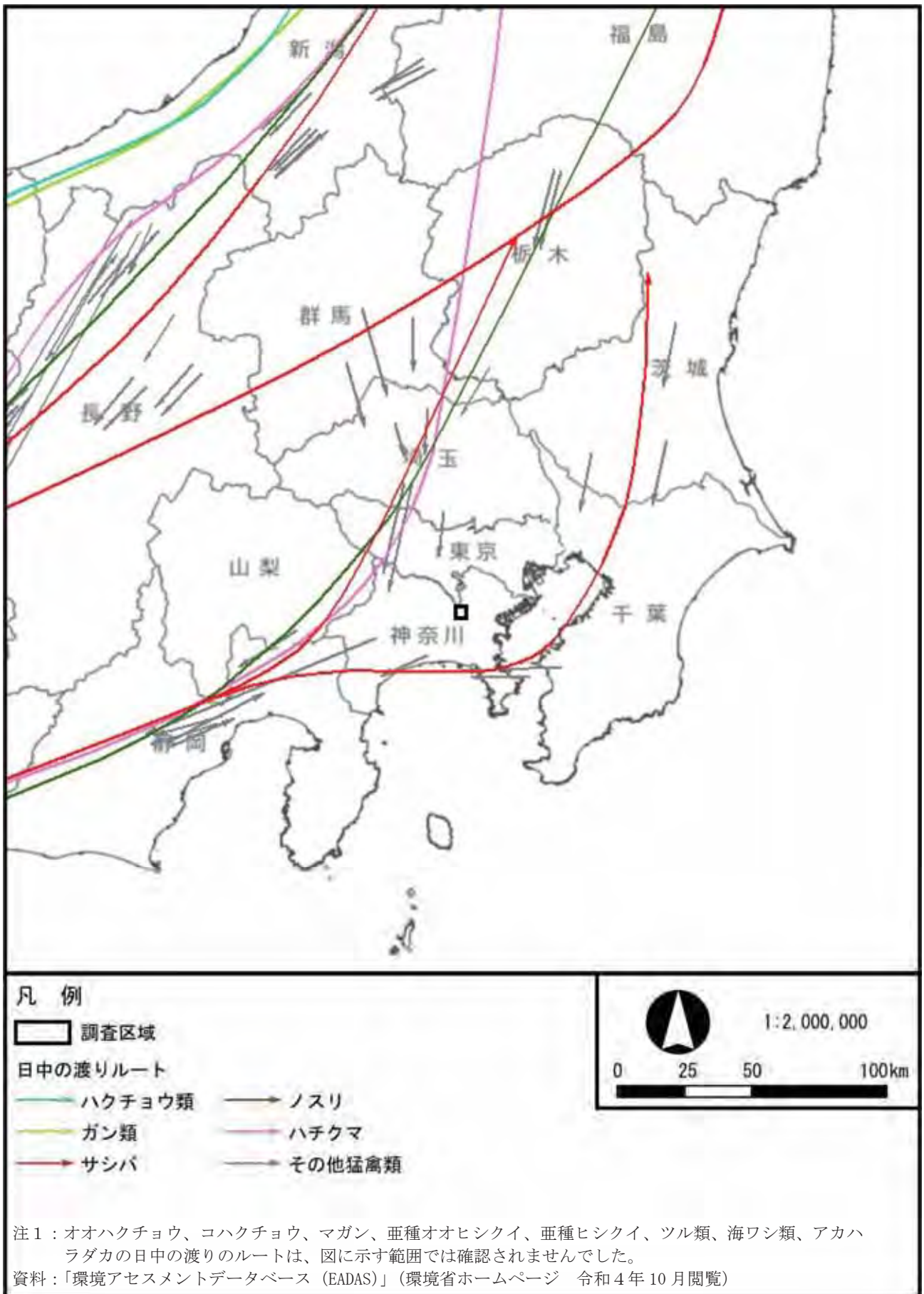


図 3.2-27 センシティブィティマップにおける日中の渡りルート

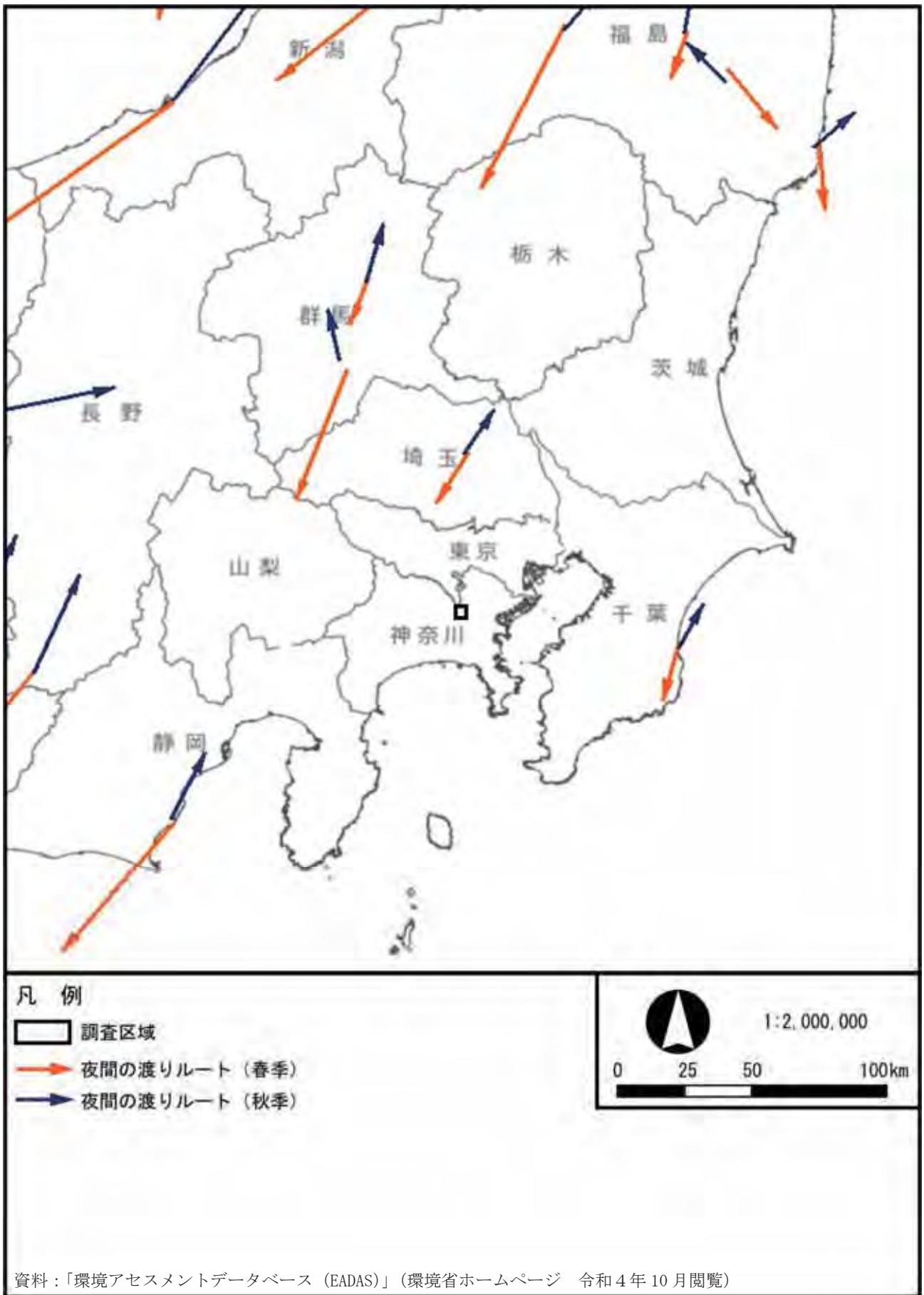


図 3.2-28 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

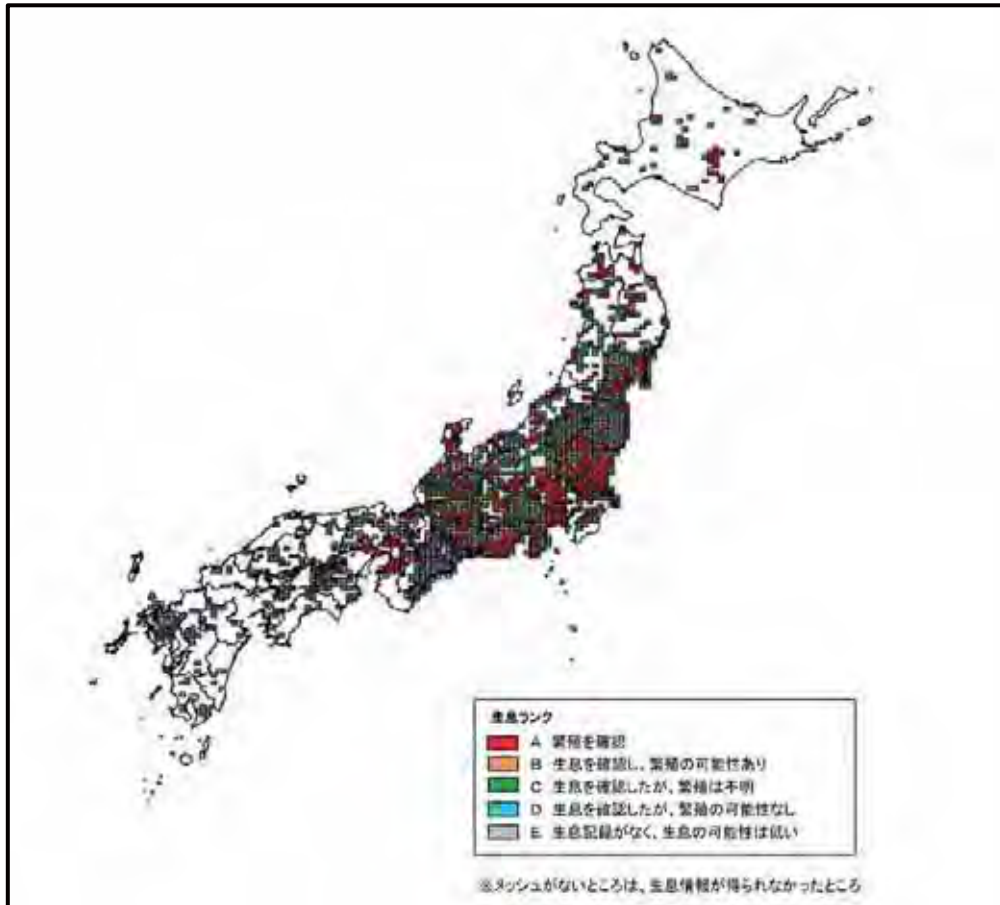


図 3. 2-29 (1) オオタカの生息分布

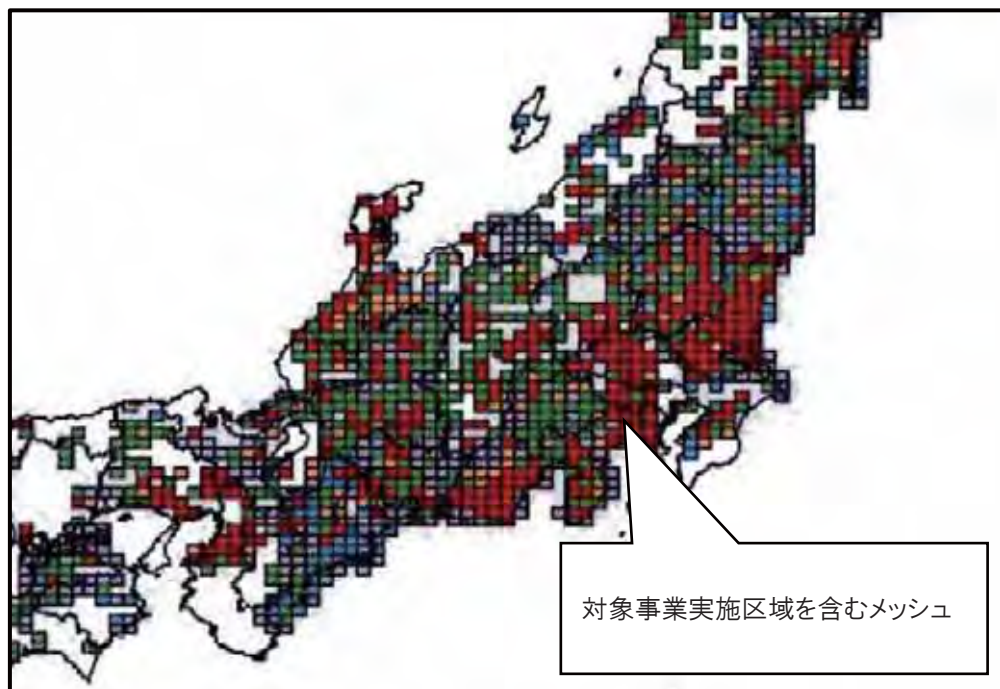


図 3. 2-29 (2) オオタカの生息分布 (拡大図)

資料：「猛禽類保護の進め方 (改訂版) - 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて -」
(環境省 平成 24 年 12 月)

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-21 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-22 及び図 3.2-30 に示します。調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。これについては、「(3)生態系の状況 ③重要な自然環境のまとまりの場」(p. 3-97～3-98) にて記述します。

表 3.2-21(1) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和4年10月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ 令和4年10月閲覧）
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-21(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)	<p>基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地</p> <p>基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地</p> <p>基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地</p> <p>基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地</p> <p>基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地</p> <p>基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地</p> <p>基準7: 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地</p> <p>基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地</p> <p>基準9: 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)	<p>都道府県指定鳥獣保護区</p> <p>国指定鳥獣保護区</p> <p>特: 特別保護地区</p> <p>特指: 特別保護指定区域</p>
⑨	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)	<p>基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準3: 多様な生物相を有している場合</p> <p>基準4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合</p> <p>基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>

表 3.2-21(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和4年10月閲覧)	<p>A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2: 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3: ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>*バイオーム: それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和4年10月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR)、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和4年10月閲覧)</p> <p>「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)</p>

表 3.2-22 動物の注目すべき生息地

選定基準	区分
⑫ 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホテル生息確認地域
	トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)

資料: 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

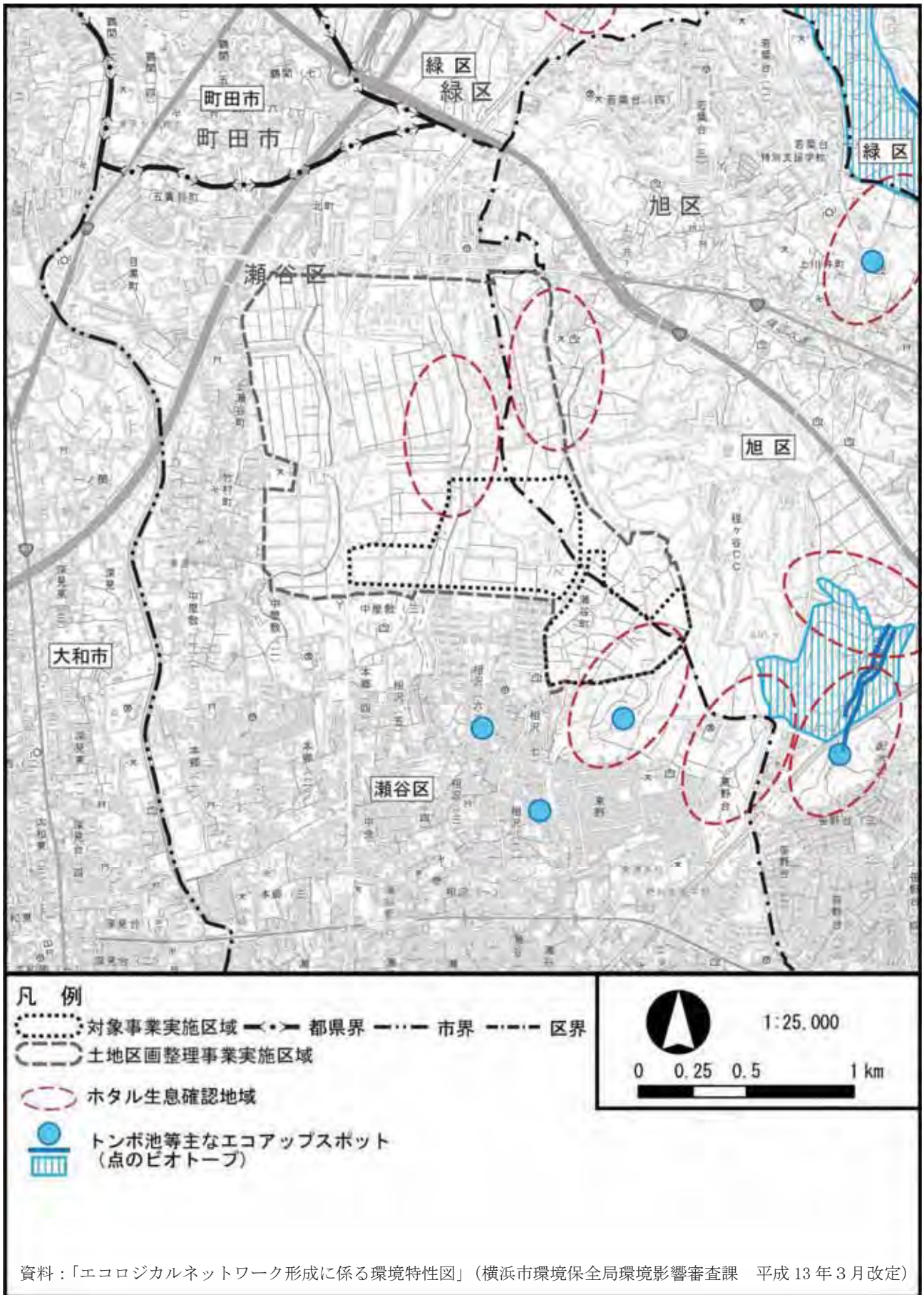


図 3.2-30 動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-23 のとおりです。

表 3.2-23 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成8年9月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第15報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 令和2年3月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成3年3月）	調査区域内で確認された種を対象としました。

① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3.2-24 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,009 種が確認されています。

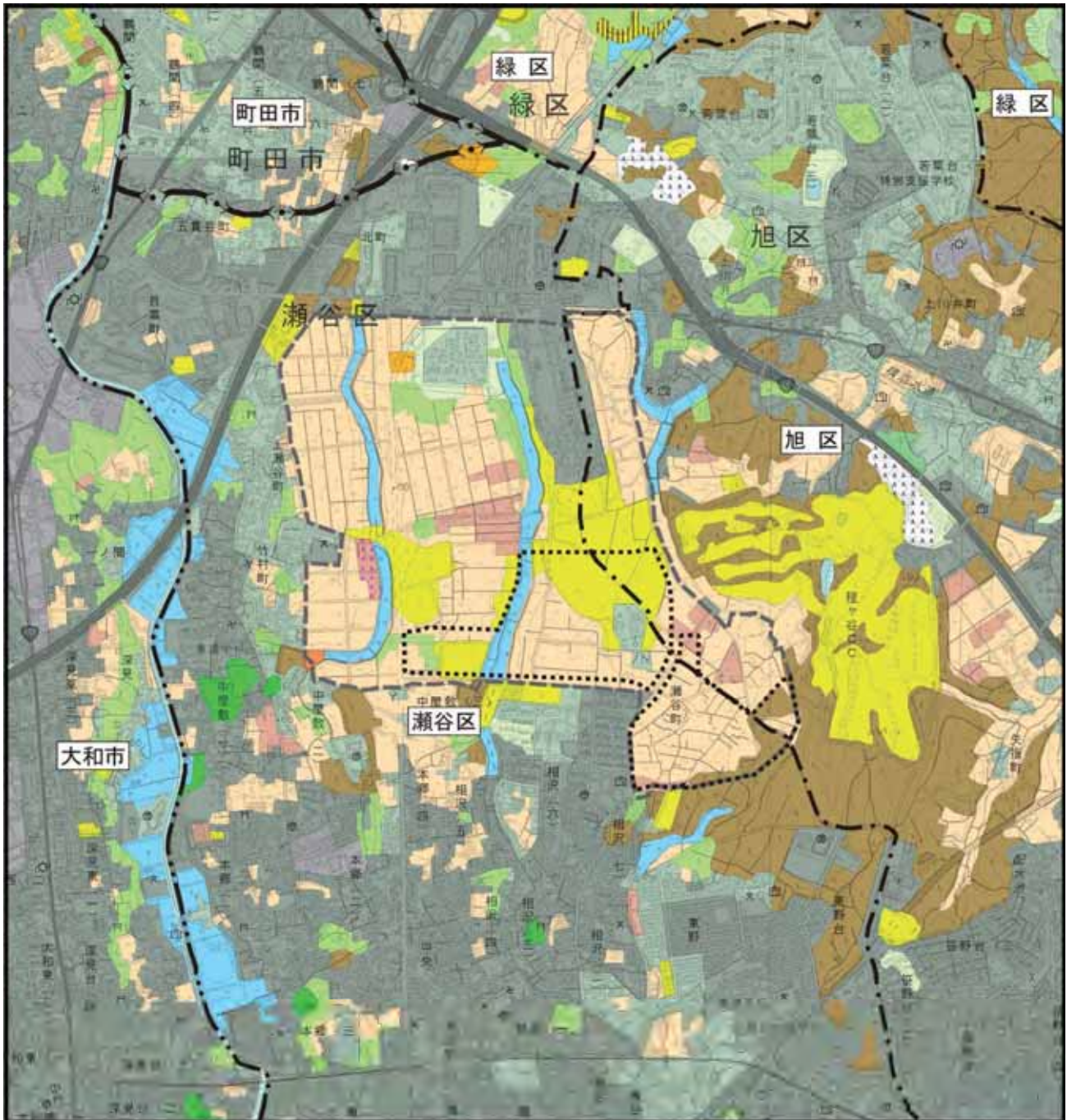
表 3.2-24 文献により確認された植物

分類	主な確認種		
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (85種)		
種子植物	裸子植物	イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10種)	
	被子植物	双子葉植物	オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカン、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマトヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (419種)
		合弁花類	ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオパコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等 (244種)
	単子葉植物	ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ピロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (251種)	
合計	1,009 種		

② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3. 2-31 に、潜在自然植生図は図 3. 2-32 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

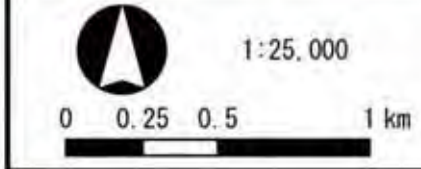
対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。



凡例 都県界 市界 区界
 対象事業実施区域 土地区画整理事業実施区域

- シラカシ群落
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ・コナラ群落
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地



- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-31 現存植生図



図 3.2-32 潜在自然植生図

③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.2-25 のとおりです。

表 3.2-25(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和4年10月閲覧) ほか各自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)	○	
③	「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類・・・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	○	

表 3.2-25(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	<p>「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)</p> <p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種・・・生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)</p>	○	
⑤	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)に記載された植物群落(群落複合)</p> <p>群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>	○	○
⑥	<p>「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)</p> <p>Ex-A: 絶滅種 (Ex) のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B: 絶滅種 (Ex) のうち、横浜市全域にみられた種 En-A: 絶滅寸前 (En) のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B: 絶滅寸前 (En) のうち、横浜市全域にみられた種 V-A: 危急種 (V) のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B: 危急種 (V) のうち、横浜市全域にみられた種 R: 準絶滅危惧種</p>	<p>「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)</p>	○	

表 3.2-25(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落
⑦	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁平成12年3月)に掲載された特定植物群落</p> <p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁平成12年3月)</p>		○
⑧	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落</p> <p>4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)</p>		○
⑨	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落</p> <p>植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省平成28年3月)</p>		○

ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 3.2-26 のとおり 66 科 189 種が確認されています。

表 3.2-26(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B
2		ハナヤスリ	シチトウハナワラビ				NT	
3			ナツノハナワラビ					V-B
4			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B
5		キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A
6			キジノオシダ				NT	En-A
7		ミズワラビ	ミズワラビ				NT	En-A
8		オシダ	シノブカグマ				EN	
9			メヤブソテツ					En-A
10			ナチクジャク				CR	Ex-A
11			サクライカグマ					En-A
12			エンシュウベニシダ					V-A
13			ワカナシダ				EN	
14			タニヘゴ				EN	
15			イヌイワイタチシダ				NT	
16		メシダ	ムクゲシケシダ				VU	En-A
17			コヒロハシケシダ				EN	
18		ウラボシ	マメヅタ					V-B
19		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B
20	裸子植物	マツ	モミ					V-A
21	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
22			双子葉植物	オオキツネヤナギ				EN
23	離弁花植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A
24			ムカゴイラクサ					V-B
25			カテンソウ					V-B
26			イラクサ					V-B
27		ヤドリギ	マツグミ				NT	
28		タデ	サクラタデ					V-B
29			ナガバノウナギツカミ				EX	
30		ナデシコ	フシグロセンノウ				VU	
31			ワダソウ				EN	En-A
32		ヒユ	ヤナギイノコズチ				NT	Ex-A
33		フサザクラ	フサザクラ					R
34		キンポウゲ	イチリンソウ					En-B
35			アズマイチゲ				NT	En-A
36	オキナグサ				VU	EN	Ex-A	
37	ウマノアシガタ						V-B	
38	メギ	イカリソウ					En-B	
39	ツツラフジ	ツツラフジ					R	
40	スイレン	ヒツジグサ				EX		
41	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B	
42	オトギリソウ	ミズオトギリ				EN		
43	ケシ	ヤマエンゴサク				NT	En-A	
44		ヤマブキソウ				VU		
45	アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A	
46	ベンケイソウ	メノマンネングサ				EN		

表 3.2-26(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
47	被子植物	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A
48	双子葉植物		タコノアシ			NT		V-B
49	離弁花植物	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A
50			マメザクラ					En-A
51			ヤブザクラ			EN	EN	En-A
52		マメ	ホドイモ					V-B
53			レンリソウ				EN	Ex-A
54			イヌハギ			VU	VU	Ex-A
55			マキエハギ					V-B
56		フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
57		アワブキ	アワブキ					V-B
58		ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
59		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
60		ブドウ	サンカクヅル					En-B
61		スマレ	ヒカゲスマレ				NT	En-A
62		ミソハギ	ミズキカシグサ				EX	
63			ミズマツバ			VU	NT	En-B
64		アカバナ	オオアカバナ				CR	
65			ウスゲチョウジタデ			NT		
66		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
67		セリ	アシタバ					En-A
68			ホタルサイコ				CR	Ex-A
69			セントウソウ					V-B
70			セリモドキ				CR	En-A
71			ムカゴニンジン				CR	
72	被子植物	イチヤクソウ	シャクジョウソウ					En-A
73	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
74	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
75		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
76			ナツハゼ				NT	En-A
77		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
78			ヌマトラノオ				VU	
79			クサレダマ				VU	
80		リンドウ	リンドウ					V-B
81			コケリンドウ				VU	
82		ガガイモ	スズサイコ			NT	VU	En-A
83		アカネ	キヌタソウ					V-A
84			ヤブムグラ			VU	VU	V-B
85			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A
86		ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B
87			ルリソウ				CR	En-B
88		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A
89			ジュウニヒトエ					V-B
90			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A
91			キセワタ			VU	CR	Ex-A
92			ミゾコウジュ			NT		V-B
93			ヒメナミキ				VU	Ex-A
94		ナス	イガホオズキ					En-A
95		オオバコ	サワトウガラシ				VU	
96		ゴマノハグサ	シソクサ				VU	En-A
97			キクモ				NT	
98			ヒメトラノオ				CR	Ex-A
99			ゴマノハグサ			VU	EN	Ex-A

表 3.2-26(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
100	被子植物 双子葉植物 合弁花植物	ハマウツボ	シオガマギク				VU	
101			ヒキヨモギ				VU	
102		レンブクソウ	レンブクソウ					Ex-A
103		オミナエシ	オミナエシ					En-B
104		スイカズラ	マツムシソウ				EN	
105		キキョウ	ソバナ					En-A
106			サワギキョウ				EN	
107			キキョウ			VU	EN	Ex-A
108		キク	ノブキ					Ex-A
109			ヤマハハコ				VU	
110			カワラハハコ				VU	
111			ヒメシオン				EN	Ex-A
112			サワシロギク				EN	Ex-A
113			タウコギ					En-B
114			モミジガサ					V-B
115			コウモリソウ				VU	
116			ヒレアザミ				VU	
117			コヤブタバコ					V-B
118			タカアザミ				EN	En-A
119			サワヒヨドリ				EN	V-B
120			アキノハハコグサ			EN	CR	En-A
121			オグルマ				NT	
122			カセンソウ				VU	En-A
123			ノニガナ				NT	En-A
124			センボンヤリ					V-B
125			ミヤコアザミ				VU	
126			タカオヒゴタイ				VU	
127			キクアザミ				EN	
128		オカオグルマ				EN		
129		ハチジョウナ				VU		
130		ハバヤマボクチ				EN		
131	オナモミ				EN			
132	単子葉植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
133			マルバオモダカ				EX	
134		ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A
135			アイノコイトモ					En-B
136			ヤナギモ					En-B
137			リュウノヒゲモ			NT	VU	En-A
138			カワツルモ			NT		Ex-A
139		トチカガミ	サガミトリゲモ				NT	
140		ユリ	キジカクシ				VU	
141			カタクリ				VU	
142			コバギボウシ					En-B
143			ヤマアマドコロ				NT	
144			ユキザサ				NT	Ex-A
145			アマナ				NT	En-B
146		シュロソウ	シュロソウ				VU	
147		アヤメ	ヒオウギ				VU	
148			ノハナショウブ				EN	Ex-A
149	アヤメ					EX		

表 3.2-26(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
150	単子葉植物	ホシクサ	イトイヌノヒゲ				EN	
151			イヌノヒゲ				CR	
152			ヒロハノイヌノヒゲ				NT	
153		イネ	ハネガヤ				EN	En-A
154			ミズタカモジグサ					En-B
155			ヤマアワ					V-B
156			キタメヒシバ				NT	
157			スズメガヤ				VU	
158			カモノハシ				EN	
159			ミノボロ				CR	En-A
160			キダチノネズミガヤ				VU	En-A
161			ヨコハマダケ				EN	
162			ヤマミゾイチゴツナギ					V-A
163			イヌアワ					V-B
164		ガマ	ヒメミクリ				CR	
165		カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
166			マツバスケ				VU	En-B
167			オオタマツリスゲ				CR	
168			ビロードスゲ					En-A
169	クジュウツリスゲ					CR		
170	ヌカスゲ						V-A	
171	オタルスゲ					VU		
172	クサスゲ					VU		
173	センダイスゲ					VU	En-A	
174	タガネソウ						V-B	
175	ツルナシコアゼガヤツリ					VU		
176	ハリイ					VU		
177	クログワイ						V-B	
178	シカクイ					NT		
179	クロテンツキ						V-B	
180	アゼテンツキ				VU			
181	メアゼテンツキ				VU			
182	コマツカサススキ				EN	En-A		
183	シズイ				EX			
184	タタラカンガレイ				CR			
185	コシンジュガヤ				EN			
186	ラン	エビネ			NT	NT	V-B	
187		キンラン			VU	NT		
188		サガミラン				NT		
189		クマガイソウ			VU	VU	En-B	
計	—	66 科	189 種	0 種	0 種	25 種	126 種	120 種

注 1 : 種名及び配列は原則として、「植物目録」(環境庁 昭和 63 年 1 月)に準拠しました。

注 2 : 選定基準は前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照)に示すとおりです。

イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 3.2-27、表 3.2-28 及び図 3.2-33 に示しました。

なお、前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、表 3.2-27 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-28 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 3.2-27 天然記念物

選定基準	名称	区分
①天然記念物	日枝社のケヤキ	横浜天
	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	大和天

注 1 : 選定基準は前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示すとおりです。

資料 : 「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

表 3.2-28 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

注 1 : 選定基準は前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示すとおりです。

資料 : 「第 6 回~第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)



図 3.2-33 重要な植物群落の分布位置図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 3.2-29 に、分布図は図 3.2-34 に示すとおりです。

調査区域には、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が27本指定されています。

表 3.2-29 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木林（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木（かながわの名木100選）】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	備考
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	300	
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	300	
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	234	
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	230	
	10	竹村町 1-14	イチヨウ	150	
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	
	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	
旭区	13	上川井町 112	ヤブツバキ	240	群指定：群 16 本
	14	上川井町 147-1	カヤ	300	
	15	上川井町 846	ケヤキ	340	

注1：表中のNo. は図3.2-34 (p. 3-92) に対応しています。

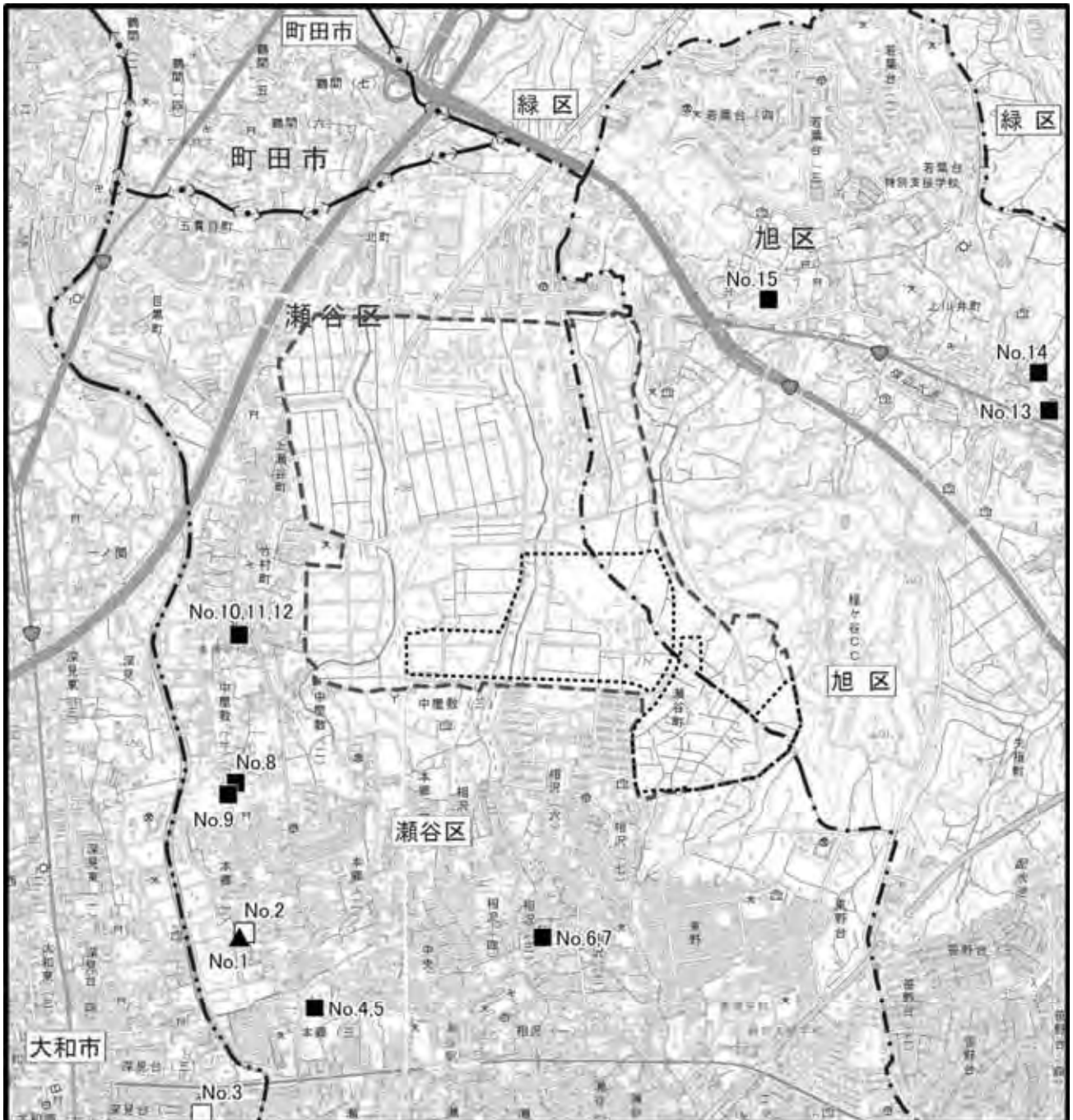
注2：巨樹・巨木林については、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ令和4年10月閲覧）に記録のあるものとししました。

注3：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和4年10月閲覧）

「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和4年9月1日現在）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和4年9月実施）



凡例

●●●● 対象事業実施区域 ○○○○ 土地区画整理事業実施区域

—+—+— 都県界 - - - - 市界 - · - · - 区界

▲ 巨樹・巨木林(環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査)

□ 名木(かながわの名木100選)

■ 名木古木(横浜市指定)

注1: 図中のNo. は表3.2-29 (p.3-91) に対応しています。

資料: 「名木古木指定樹木一覧」(横浜市環境創造局 令和4年9月1日現在)

「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」(一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和4年10月閲覧)

「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧)

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング(令和4年9月実施)

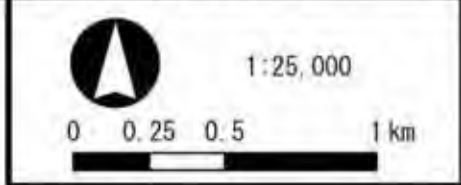


図 3.2-34 巨樹・巨木林及び名木古木等分布図

(3) 生態系の状況

① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-30、その分布状況は図 3.2-35 のとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

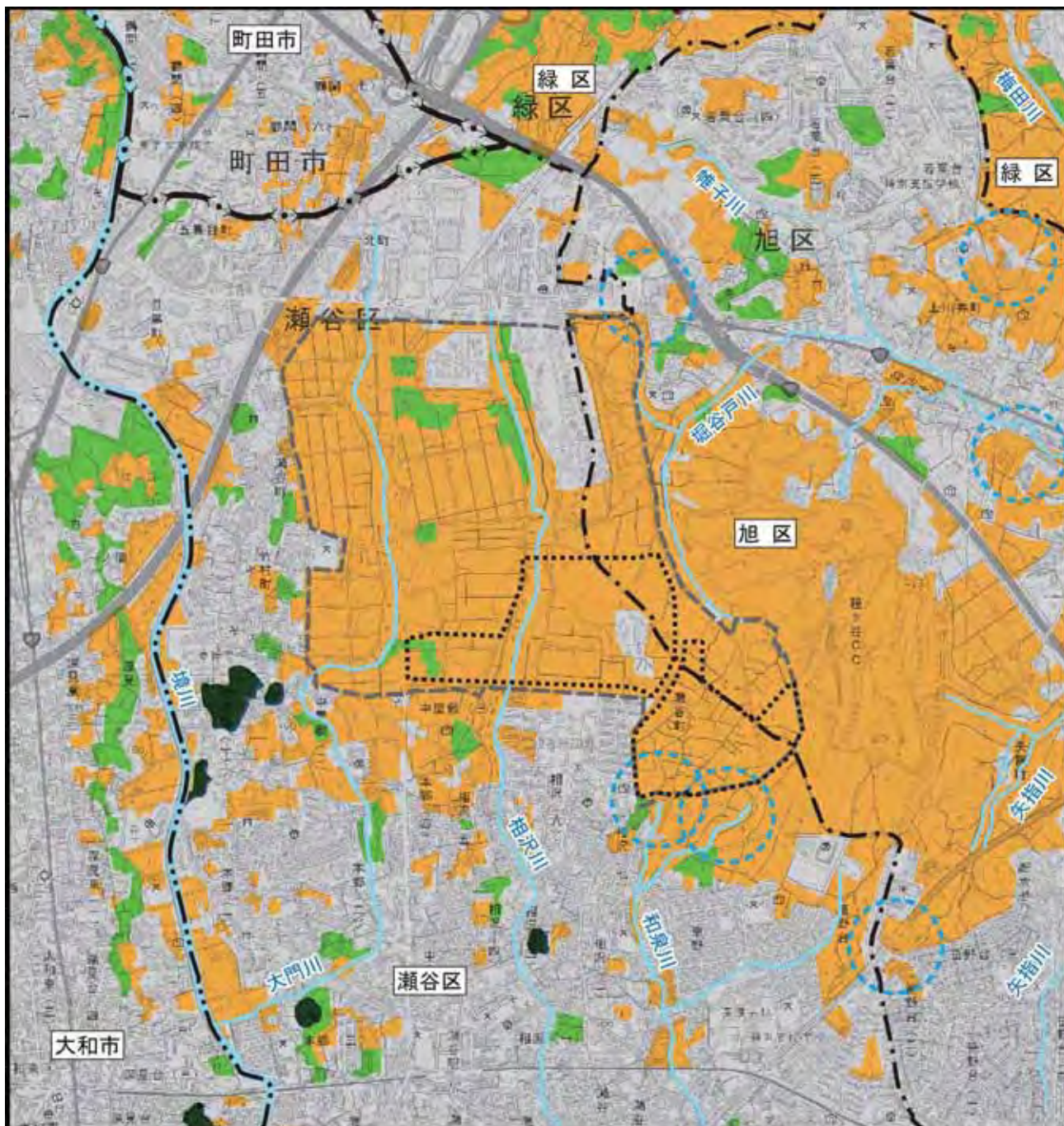
対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

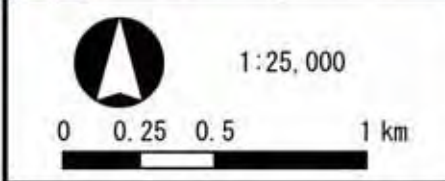
表 3.2-30 環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギ・コナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注1：植生区分は現存植生図凡例（前掲図 3.2-31（p.3-80 参照））によります。



- 凡 例
- 都県界
 - 市界
 - 区界
 - ⋯⋯ 対象事業実施区域
 - ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
 - 樹林（自然植生）
 - 樹林（代償植生）
 - 草地（代償植生）
 - 植林地・耕作地植生
 - 市街地等
 - 水域
 - 湧水



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-35 環境類型区分

② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3.2-36 に概要を整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側から北東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落（Ⅶ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギ-コナラ群集、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（前掲図 3.2-35（p.3-94）参照）。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の雑食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

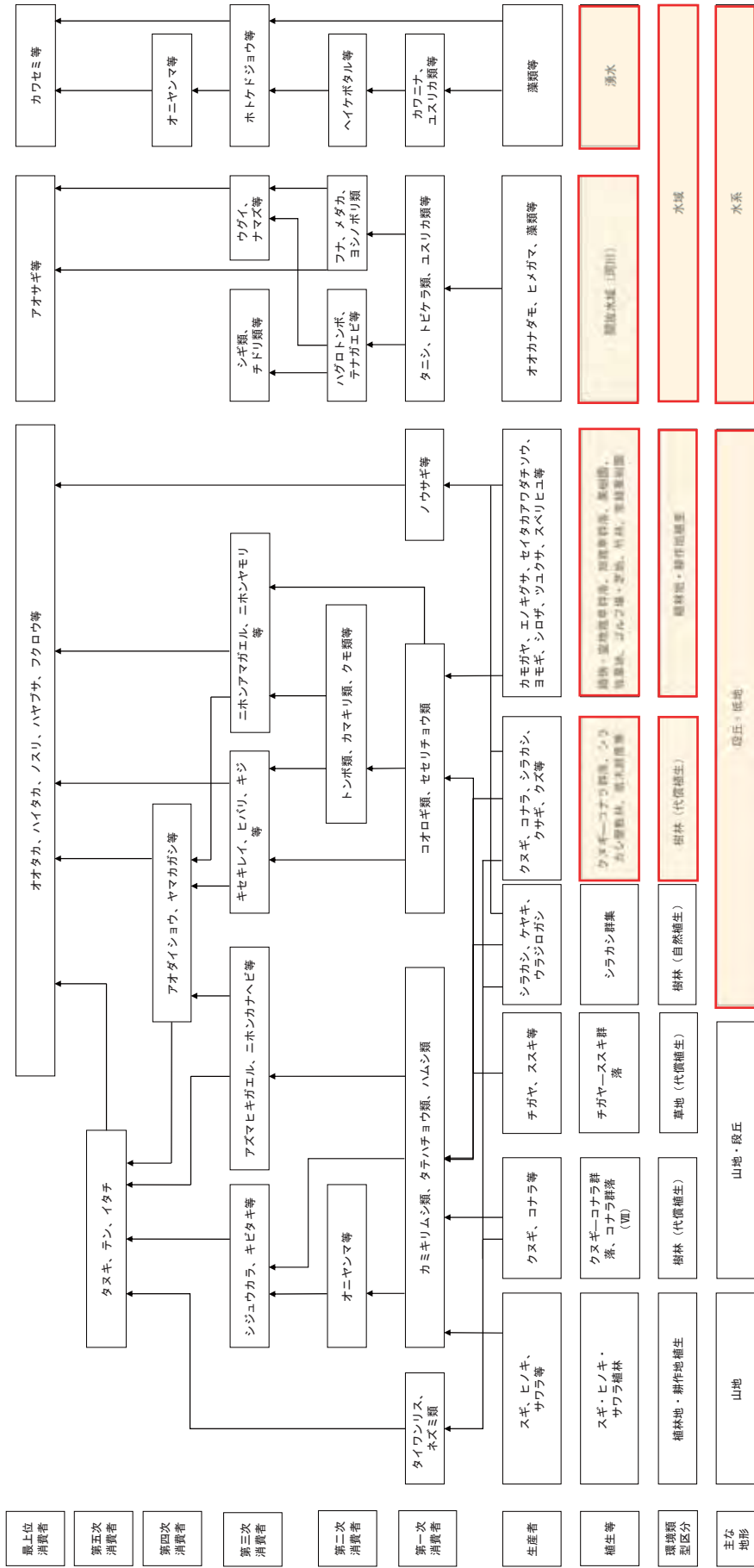


図 3.2-36 食物連鎖模式図

…対象事業実施区域が該当する部分

③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表3.2-31及び図3.2-37のとおりです。

表3.2-31 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		川井特別緑地保全地区	
10		三保特別緑地保全地区	
11		本郷三丁目特別緑地保全地区	
12	生物多様性 保全上重要な 里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	
13	ホテル生息確認地域		1983年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホテル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
14	トンボ池等主なエコアップスポット （点のビオトープ）		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット（トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ）です。
15	湧水	瀬谷市民の森1（和泉川周辺の窪地）（瀬谷区瀬谷町）	「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）及び「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
16		瀬谷市民の森2（和泉川周辺の窪地）（瀬谷区瀬谷町）	
17		－（旭区上川井町2053付近）	
18		－（旭区上川井町）	
19		－（旭区川井本町）	
20		－（旭区笹野台）	
21	緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
22		三保・新治地区	

注1：表中のNo. は図3.2-37に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和4年10月閲覧）

「特別緑地保全地区」指定一覧（令和4年2月4日現在）（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）

「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

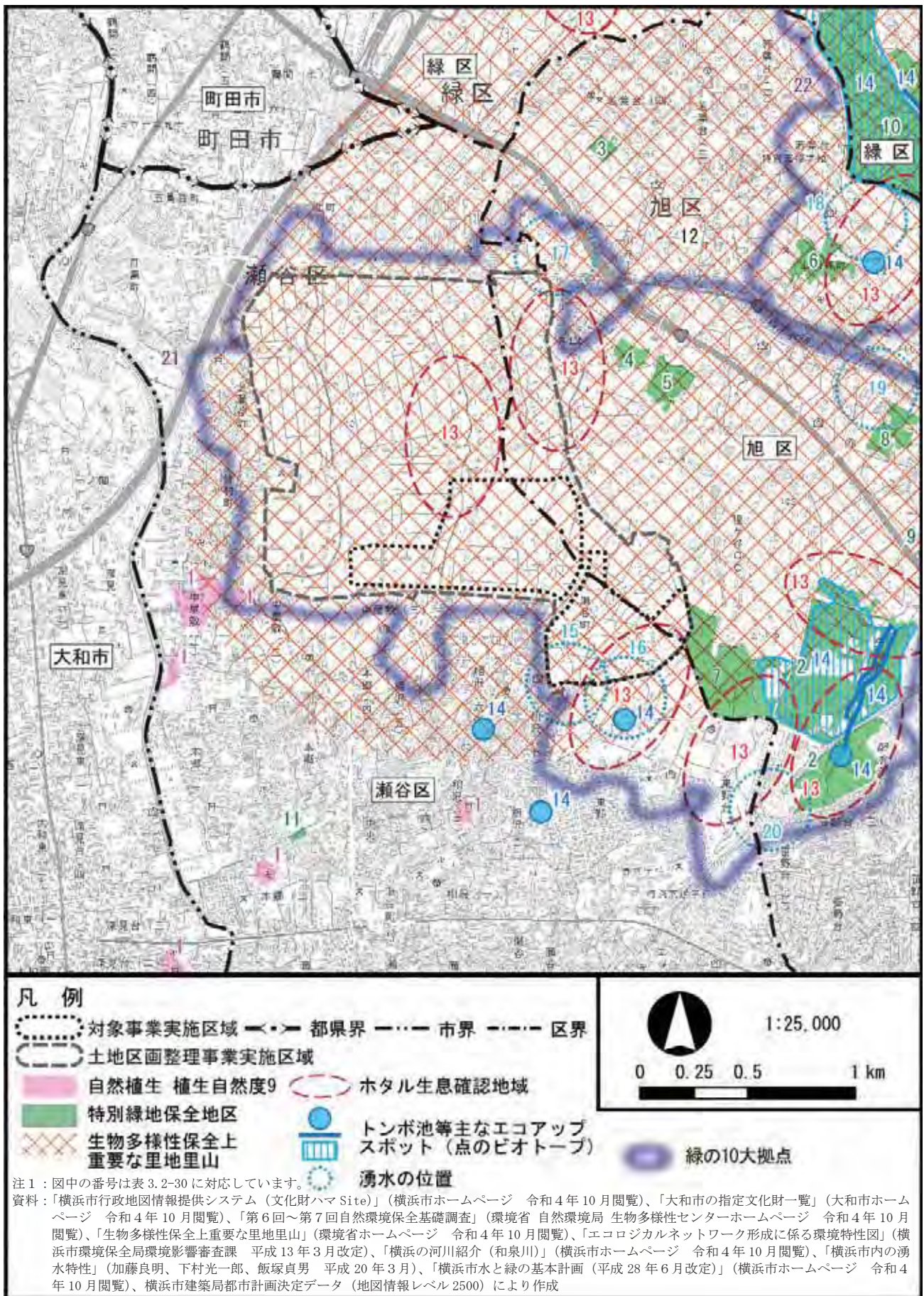


図 3.2-37 重要な自然環境のまとまりの場

3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-38 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3.2-14 (p. 3-37) 参照）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 3.2-40 (p. 3-105) 参照）。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています（図 3.2-39 (p. 3-103) 参照）。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっておりますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています（「第 3 章 3.3.2 (2) ④都市計画に基づく用途地域」(p. 3-117 参照)）。

② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね 3 km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-38 及び表 3.2-32 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

③ 景観資源の分布及び概況

対象事業実施区域における景観資源は、都市部としては貴重な農地景観や、東側には川井・矢指風致地区の緑地があります。また、周辺（調査区域内）では、西側に隣接する海軍道路沿いの桜並木などがあり、図 3.2-38 及び表 3.2-32 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

④ 主要な眺望景観の概況

前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。

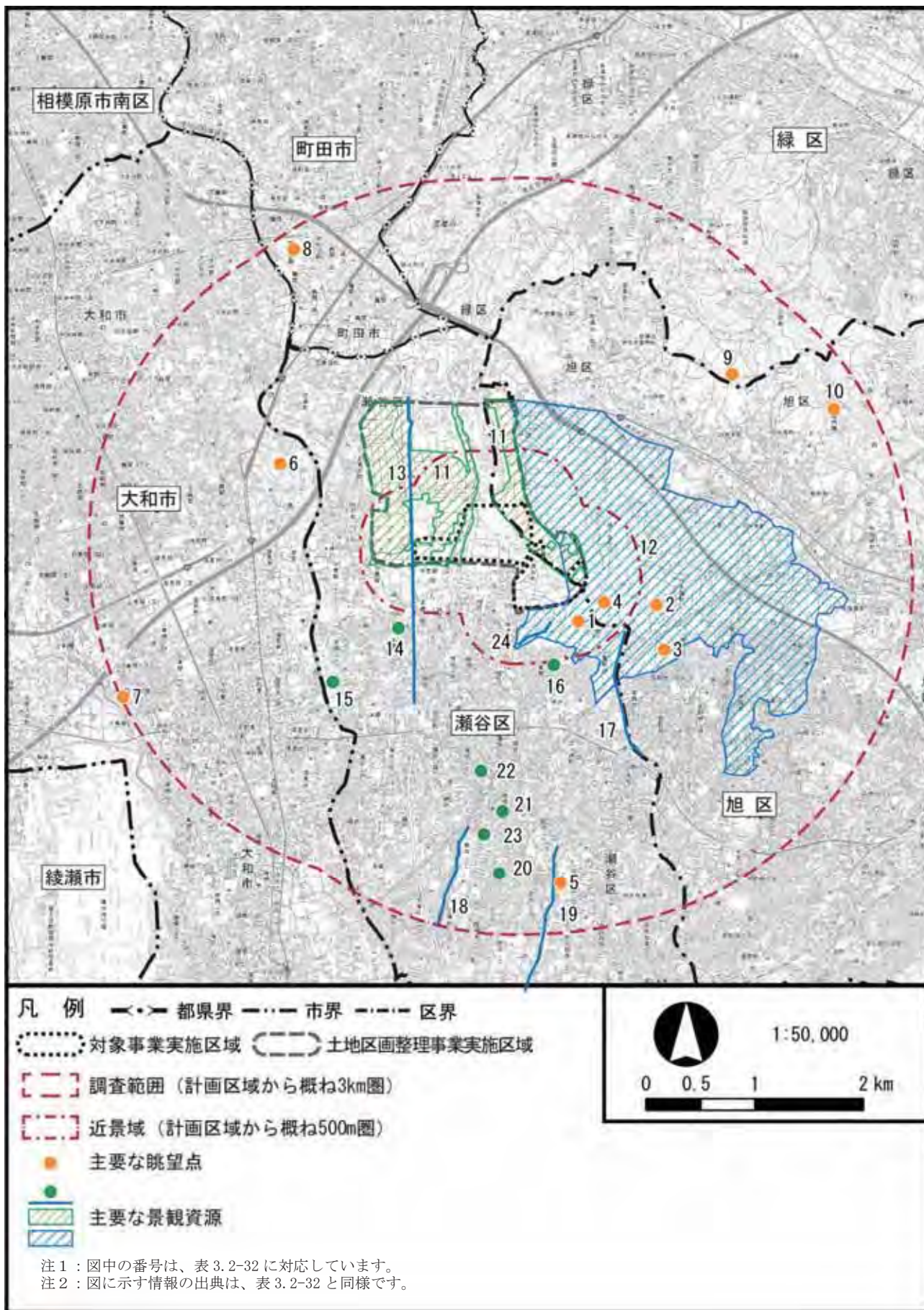


図 3.2-38 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3. 2-32 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね 3 km 圏）

区分	No.	名称	資料 ^{注1}
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	7	ふれあいの森	⑤
	8	鶴間公園	⑥
	9	三保市民の森	⑦
	10	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	11	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	12	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	13	海軍道路沿いの桜並木	①
	14	瀬谷中央公園	①
	15	瀬谷本郷公園	①
	16	東野第一公園	①
	17	野境道路	①
	18	相沢川ウォーク	①
	19	東山・関ヶ原の水辺	①
	20	瀬谷第一公園	①
	21	瀬谷第二公園	①
	22	瀬谷第三公園	①
	23	南台公園	①
	24	瀬谷町小川アメニティ	⑪
	—	丹沢の山並み（遠景）	—
	—	富士山（遠景）	—

注 1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注 2：表中の No. は図 3. 2-38 に対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

②「「市民の森」指定一覧 横浜市」（令和 4 年 4 月 1 日現在）（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑤「大和市の観光スポット」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑪「小川アメニティ、せせらぎ緑道 一覧」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月 法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、対象事業実施区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-33及び図3.2-39のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-33 風致地区指定状況

名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第3種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第4種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)



図 3.2-39 風致地区指定状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表 3.2-34 及び図 3.2-40 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

調査区域の中央をとおる海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3.2-34 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 ^{注1}
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	瀬谷本郷公園	都市公園（地区公園）	①
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②
	矢指市民の森		②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

注1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 ②「市民の森指定一覧（令和4年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和4年10月閲覧）
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 ⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

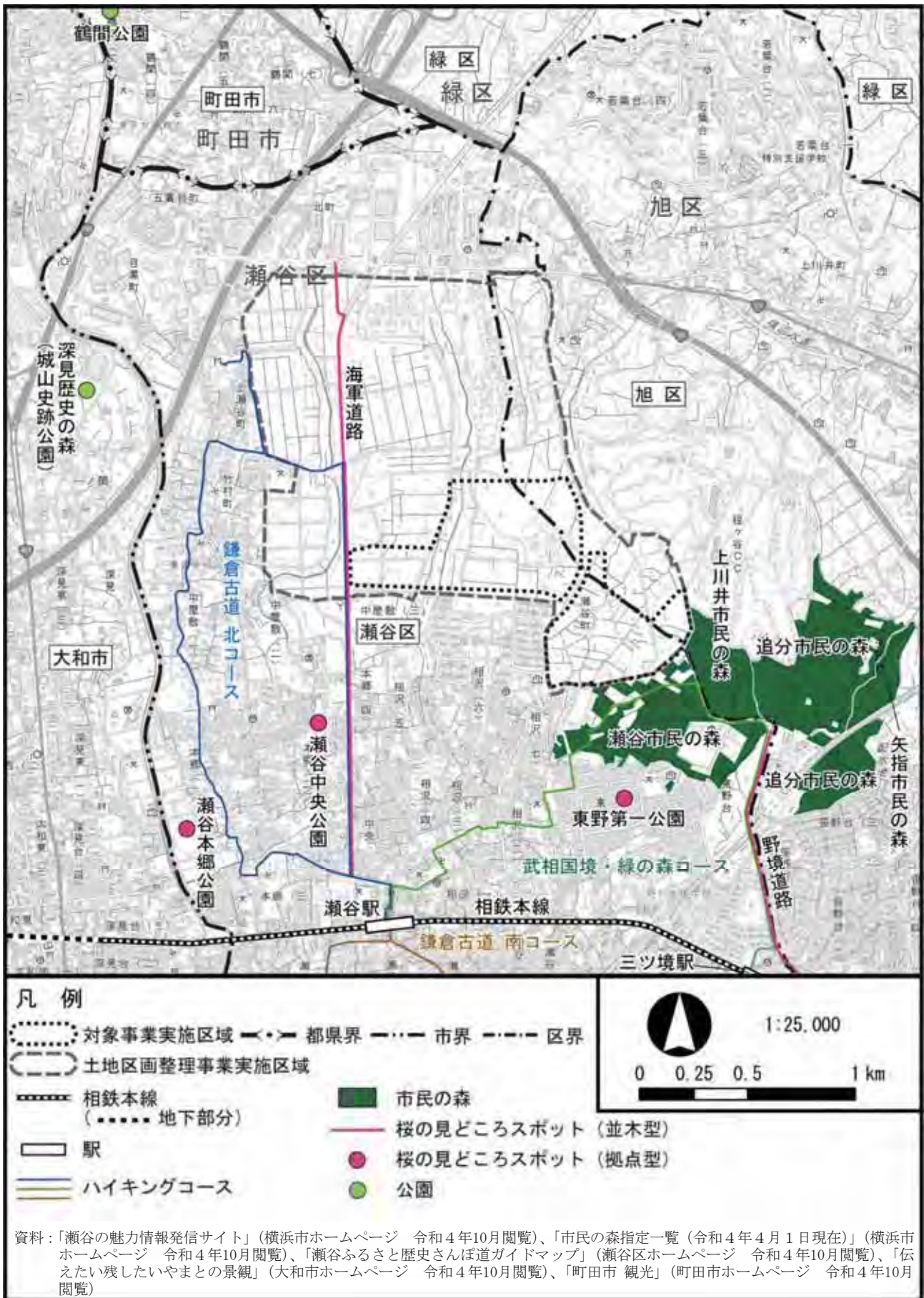


図 3.2-40 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区(前掲図3.2-37(p.3-98)参照)や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森などがあります(前掲図3.2-40(p.3-105)参照)。

③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」(神奈川県 平成31年3月)には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年(2027年)3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1 及び表 3.3-2 に示すとおりです。

令和3年10月1日現在の横浜市の人口は3,775,352人、1世帯あたりの人員は2.14人、人口密度は8,624人/k㎡となっています。

対象事業実施区域は瀬谷区及び旭区にあり、瀬谷区の人口は122,099人、1世帯あたりの人員は2.31人、人口密度は7,111人/k㎡、旭区の人口は243,564人、1世帯あたりの人員は2.27人、人口密度は7,442人/k㎡となっています。

平成30年から令和4年の人口等の推移を見ると、横浜市では、人口は令和2年まで増加、令和3年以降は減少、世帯数は増加傾向がみられます。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は増加傾向がみられます。

表 3.3-1 人口等の現況（令和3年・令和4年）

行政区分	面積 (k㎡)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯あたり 人員(人)	人口密度 (人/k㎡)
横浜市全域	437.78	1,767,218	3,775,352	2.14	8,624
瀬谷区	17.17	52,890	122,099	2.31	7,111
旭区	32.73	107,254	243,564	2.27	7,442
緑区	25.51	80,345	183,410	2.28	7,190
大和市	27.09	114,194	242,680	2.13	8,958
町田市	71.55	200,182	429,152	2.14	5,998

注1：横浜市は令和3年10月1日現在、大和市は令和4年10月1日現在、町田市は令和3年1月1日現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.3-2 人口等の推移

行政区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
横浜市全域	人口(人)	3,740,172	3,748,781	3,777,491	3,775,352	3,771,961
	世帯数(世帯)	1,690,932	1,710,900	1,753,081	1,767,218	1,781,879
瀬谷区	人口(人)	122,828	122,166	122,623	122,099	121,652
	世帯数(世帯)	51,126	51,396	52,414	52,890	53,349
旭区	人口(人)	245,747	245,169	245,174	243,564	242,572
	世帯数(世帯)	105,219	106,092	107,049	107,254	107,739
緑区	人口(人)	181,523	182,115	183,082	183,410	182,755
	世帯数(世帯)	76,855	77,858	79,411	80,345	80,801
大和市	人口(人)	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680
	世帯数(世帯)	106,294	108,465	110,519	112,630	114,194
町田市	人口(人)	428,742	428,685	428,821	429,152	—
	世帯数(世帯)	194,121	195,643	197,711	200,182	—

注1：横浜市及び大和市は各年10月1日現在、町田市は各年1月1日現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

(2) 産 業

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、平成 28 年 6 月 1 日現在の事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。

また、農業、工業、商業の生産状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類	横浜市				大和市	町田市	
	瀬谷区	旭区	緑区				
全産業（公務を除く）	事業所数（事業所）	114,930	3,305	5,341	3,729	7,479	12,106
	従業者数（人）	1,475,974	32,219	57,788	45,064	76,799	134,323
農業、林業	事業所数（事業所）	163	5	9	9	7	28
	従業者数（人）	1,403	27	38	381	40	198
漁業	事業所数（事業所）	—	—	—	—	—	—
	従業者数（人）	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	事業所数（事業所）	—	—	—	—	—	—
	従業者数（人）	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数（事業所）	10,713	485	750	383	731	1,114
	従業者数（人）	89,498	2,955	5,189	2,857	5,286	6,429
製造業	事業所数（事業所）	6,271	145	233	180	456	452
	従業者数（人）	131,338	2,366	3,037	4,237	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・ 水道業	事業所数（事業所）	49	0	3	1	2	3
	従業者数（人）	3,234	0	48	98	123	214
情報通信業	事業所数（事業所）	1,979	23	47	45	74	205
	従業者数（人）	65,952	124	145	414	818	2,204
運輸業、郵便業	事業所数（事業所）	3,212	99	127	76	125	155
	従業者数（人）	90,846	3,100	3,264	2,526	3,561	5,296
卸売業、小売業	事業所数（事業所）	26,784	767	1,162	874	1,699	2,990
	従業者数（人）	294,029	7,622	11,561	9,447	17,550	29,826
金融業、保険業	事業所数（事業所）	1,694	30	52	54	94	204
	従業者数（人）	33,663	362	919	866	1,433	3,626
不動産業、 物品賃貸業	事業所数（事業所）	10,285	287	381	266	849	928
	従業者数（人）	51,368	1,151	1,800	1,210	2,601	5,303
学術研究、専門・技術 サービス業	事業所数（事業所）	6,116	109	227	157	290	692
	従業者数（人）	67,125	601	963	1,568	1,376	3,561
宿泊業、 飲食サービス業	事業所数（事業所）	14,426	348	580	458	1,098	1,546
	従業者数（人）	147,486	3,033	5,554	4,706	9,815	17,936
生活関連サービス業、 娯楽業	事業所数（事業所）	9,481	291	508	321	695	1,167
	従業者数（人）	62,414	1,515	3,105	1,694	3,833	7,665
教育、学習支援業	事業所数（事業所）	4,549	130	254	185	298	646
	従業者数（人）	61,771	922	2,517	2,729	2,304	9,970
医療、福祉	事業所数（事業所）	12,151	409	714	532	708	1,333
	従業者数（人）	220,968	6,518	16,065	10,806	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数（事業所）	379	14	24	10	18	43
	従業者数（人）	5,097	135	618	98	176	858
サービス業（他に 分類されないもの。）	事業所数（事業所）	6,678	163	270	178	335	600
	従業者数（人）	149,782	1,788	2,965	1,427	5,491	8,349

注 1：平成 28 年 6 月 1 日現在

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「令和 2 年 統計概要」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

表 3.3-4 農業の状況（令和2年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（ha）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	1,527
瀬谷区	181	138	43	143
旭区	238	110	128	84
緑区	1,296	182	1,114	174
大和市	300	146	154	120
町田市	659	279	380	186

注1：令和2年2月1日現在

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「2020年農林業センサス」（横浜市 政策局 総務部 統計情報課 令和4年10月閲覧）

表 3.3-5 工業の状況（令和元年・令和2年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	2,214	87,983	392,691,150	97,402,356
瀬谷区	61	1,849	4,346,973	1,979,130
旭区	66	1,688	5,758,541	2,473,280
緑区	78	3,346	7,268,934	3,416,349
大和市	186	8,872	30,430,000	8,899,500
町田市	134	4,853	10,586,435	4,319,482

注1：横浜市及び町田市は令和2年6月1日現在、大和市は令和元年6月1日現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和2年 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.3-6 商業の状況（平成26年・平成28年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （㎡）
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
瀬谷区	596	5,756	17,395,467	71,431
旭区	863	8,709	22,240,165	118,029
緑区	630	7,171	18,576,690	108,383
大和市	1,245	13,261	36,482,900	241,734
町田市	2,261	23,941	66,015,500	400,822

注1：町田市は平成28年6月1日現在、横浜市及び大和市は平成26年7月1日現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和2年 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

3.3.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では宅地が最も多く、面積は瀬谷区で 7.39k m²、旭区で 13.71k m²となっています。

対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

表 3.3-7 地目別土地利用の現況

単位：k m²

地目	横浜市	調査区域			大和市	町田市
		瀬谷区	旭区	緑区		
総面積	273.06	11.09	21.93	15.56	27.09	64.20
宅地	204.29	7.39	13.71	9.24	14.33	30.76
田	2.03	0.08	0.02	0.51	0.09	0.73
畑	26.31	2.15	2.64	2.55	1.86	5.51
山林	17.89	0.69	2.03	2.12	1.12	8.33
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	—	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.45	0.79	3.52	1.12	2.30	3.82
その他	—	—	—	—	7.39	15.05

注1：横浜市及び町田市は令和3年1月1日現在、大和市は令和2年1月1日現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和2年 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

(2) 土地利用規制の状況

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

ア．都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

イ．農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

ウ．森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。

エ．自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

オ．自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域は、図 3.3-3 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示すとおり、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区（おおむね 10ha）を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には、上川井農業専用地区（35.3ha）、上瀬谷農業専用地区（92.0ha）及び長津田農業専用地区（25.7ha）が存在しています（令和 4 年 10 月閲覧）。対象事業実施区域の一部が、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定（横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定）。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域（農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域）を中心とした、まとまりのある農地がある地区（おおむね 10ha）を対象として横浜市が指定。

資料：「横浜市都市農業推進プラン 2019-2023」（横浜市環境創造局農政推進課 平成 30 年 11 月）

③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域における「森林法」（昭和 26 年 6 月法律第 249 号）に基づき定められた地域森林計画対象民有林は、図 3.3-4 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表3.3-9、調査区域における用途地域は図3.3-5に示すとおりであり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：k㎡

行政区分	横浜市全域				大和市	町田市	
	瀬谷区	旭区	緑区				
総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7	
市街化区域	337.7	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8	
住居系	第1種低層住居専用地域	137.0	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
	第2種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
	第1種中高層住居専用地域	27.0	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
	第2種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
	第1種住居地域	46.2	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
	第2種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
	準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
小計	249.9	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7	
商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
	商業地域	19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7
	小計	33.6	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0
工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7
	工業地域	17.2	1.1	—	0.5	0.6	0.2
	工業専用地域	18.3	—	—	—	—	—
	小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9
市街化調整区域	98.9	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8	

注1：横浜市は令和3年度末現在、町田市は令和2年度末現在（総面積は令和2年1月1日現在）、大和市は令和2年4月1日現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和2年 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

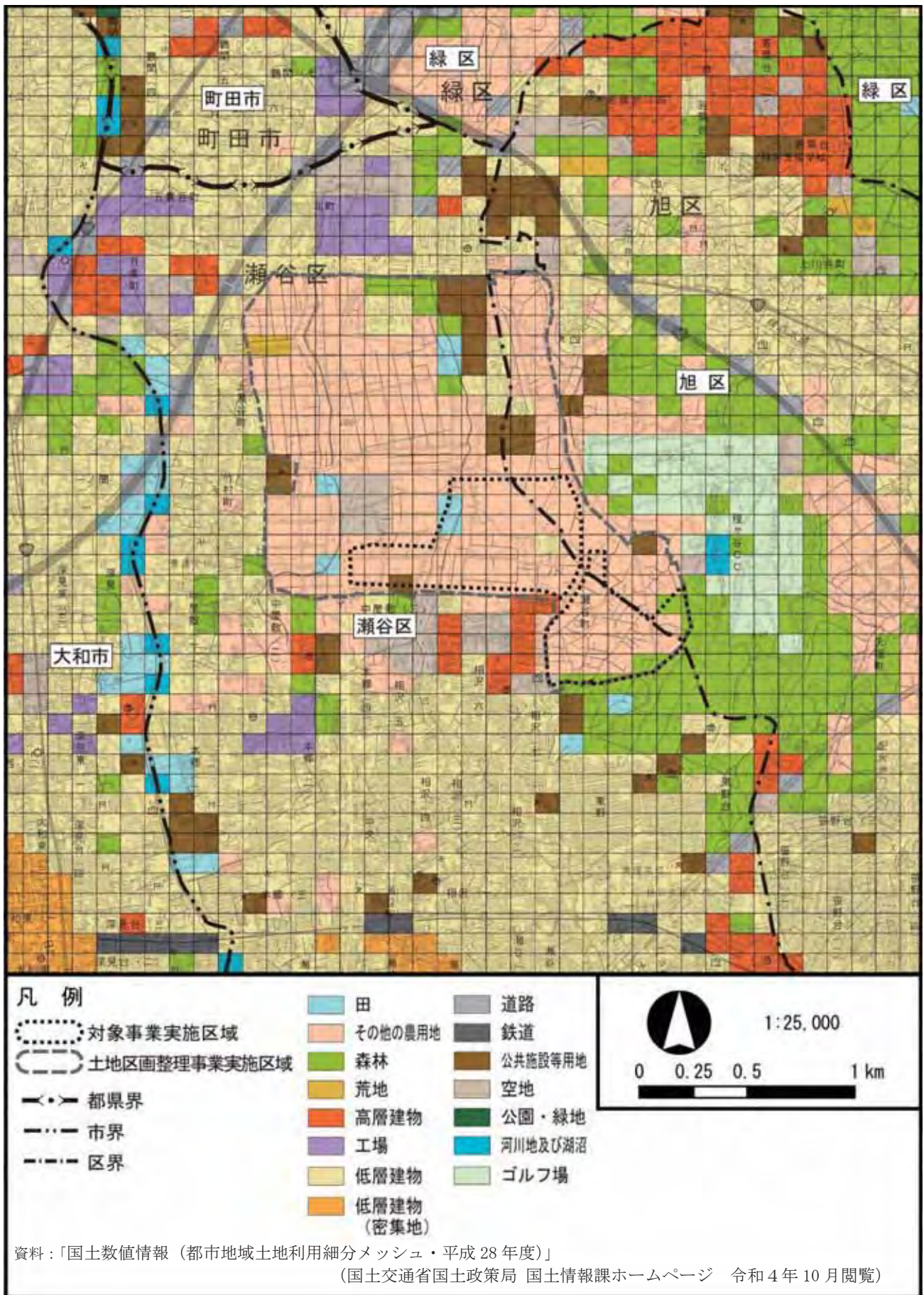


図 3.3-1 土地利用現況図

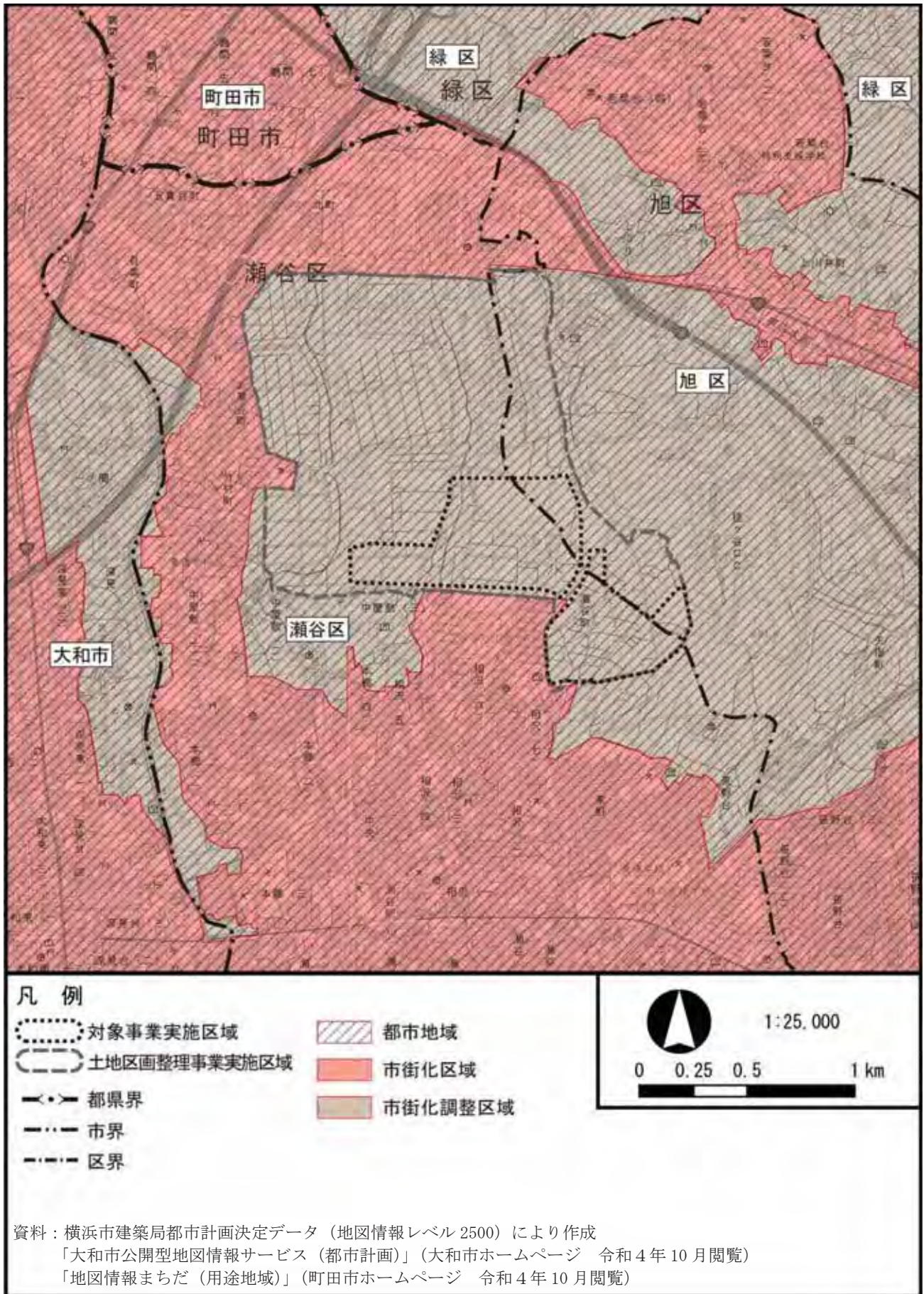


図 3.3-2 土地利用基本計画図（都市地域）

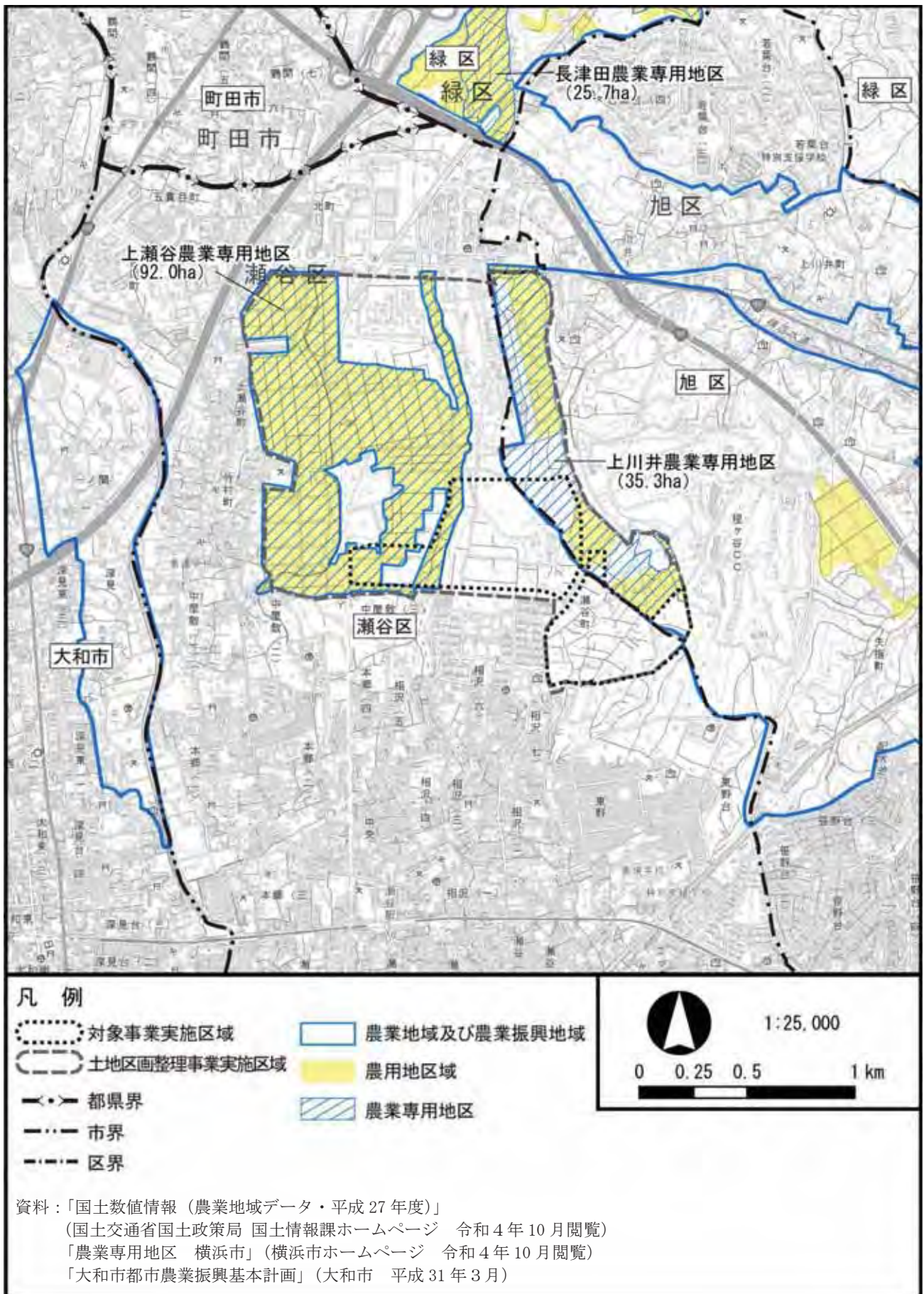
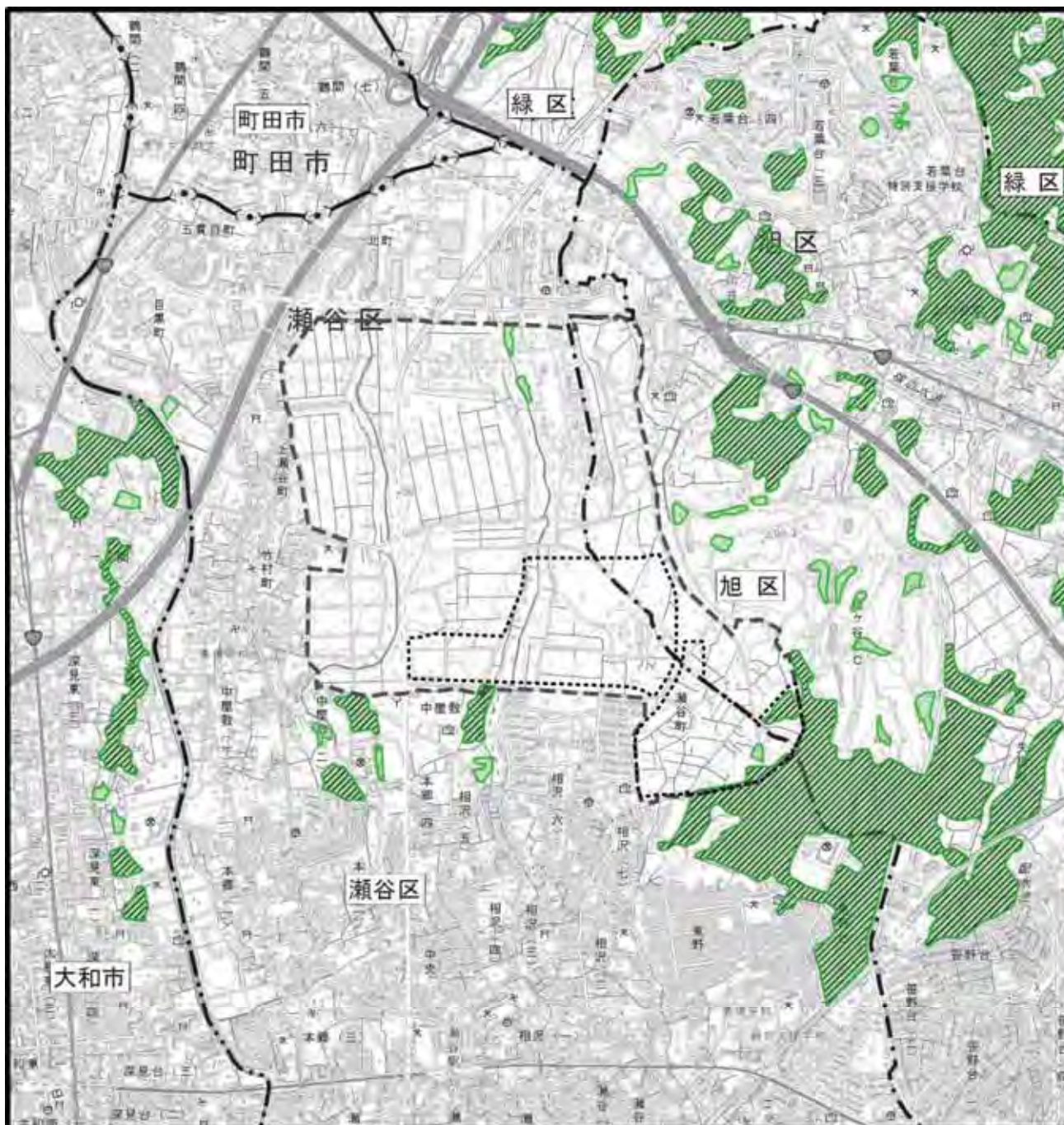
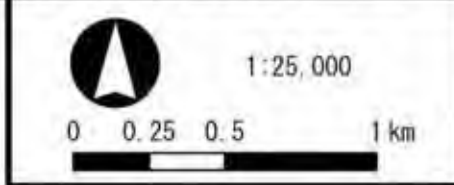


図 3.3-3 土地利用基本計画図（農業地域、農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区）



凡 例

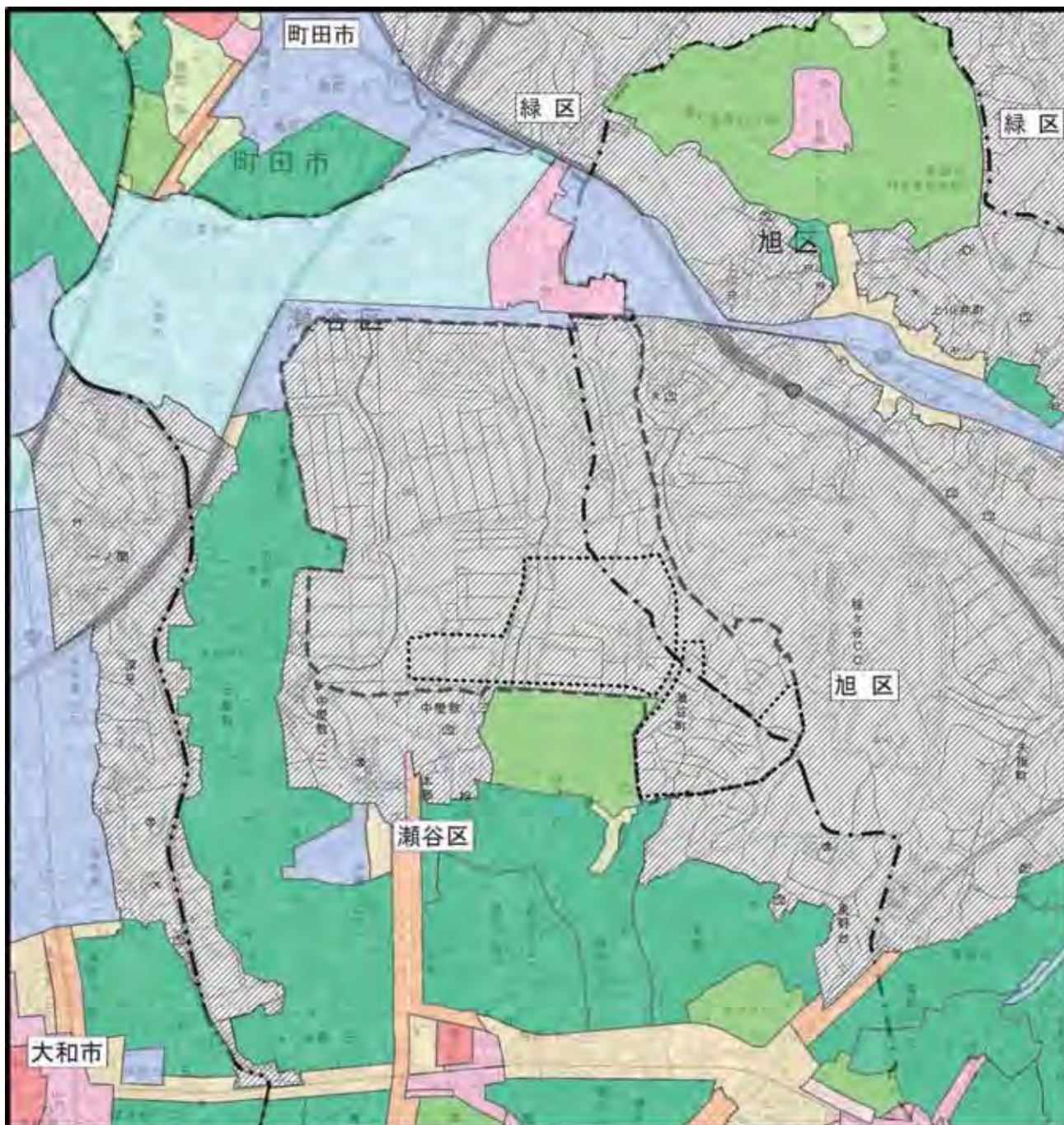
- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域 ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界 - - - 市界 - · - · - 区界
- ▨ 森林地域
- 地域森林計画対象民有林



注1：森林地域は平成27年度時点、地域森林計画対象民有林は令和4年10月閲覧のデータのため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場合があります。

資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成27年度）」
 (国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和4年10月閲覧)
 「e-かなマップ」(神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.3-4 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）

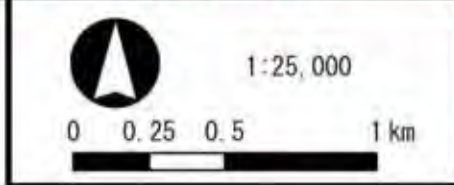


凡例

⋯⋯ 対象事業実施区域 ⌒ 土地区画整理事業実施区域

◀▶ 都県界 - - - 市界 - · - 区界

- | | |
|----------------|-----------|
| ■ 第1種低層住居専用地域 | ■ 準住居地域 |
| ■ 第2種低層住居専用地域 | ■ 近隣商業地域 |
| ■ 第1種中高層住居専用地域 | ■ 商業地域 |
| ■ 第2種中高層住居専用地域 | ■ 準工業地域 |
| ■ 第1種住居地域 | ■ 工業地域 |
| ■ 第2種住居地域 | ■ 市街化調整区域 |



資料：「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」
 （大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）、
 「地図情報まちだ（用途地域）」
 （町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）、
 横浜市建築局 都市計画決定データ
 （地図情報レベル2500）により作成

図 3.3-5 土地利用基本計画図（用途地域）

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和4年10月現在の指定の状況は、表3.3-10及び図3.3-6のとおりです。なお、調査区域には、同法第5条の規定により指定された緑地保全地域はありません。

また、対象事業実施区域内には、特別緑地保全地区に指定された地域はありませんが、対象事業実施区域の南東側に近接して上川井町露木谷特別緑地保全地区が存在しています。

表 3.3-10 特別緑地保全地区指定状況

名称	面積(ha)	指定年月日
川井特別緑地保全地区	5.3	平成11年11月5日
追分特別緑地保全地区	33.3	平成20年3月14日 (変更:平成26年2月5日、平成31年2月5日、 令和2年2月5日)
上川井町大貫谷特別緑地保全地区	1.0	平成25年2月5日
上川井町堀谷特別緑地保全地区	1.5	平成25年2月5日
上川井町中田谷特別緑地保全地区	3.1	平成25年12月5日
上川井町堂谷特別緑地保全地区	3.5	平成26年7月15日
上川井町露木谷特別緑地保全地区	10.3	平成27年9月4日
川井本町特別緑地保全地区	3.1	平成27年12月4日 (変更:平成28年12月5日、令和3年12月3日)
三保特別緑地保全地区	56.5	平成16年1月5日 (変更:平成20年3月14日、平成23年3月25日、 平成28年2月5日、平成29年12月5日)
本郷三丁目特別緑地保全地区	0.3	平成27年9月4日

資料:「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和4年10月閲覧)

「特別緑地保全地区」指定一覧(令和4年2月4日現在)(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)第3条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和4年10月現在の指定の状況は、図3.3-7のとおりです。対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。



図 3.3-6 特別緑地保全地区指定状況



図 3.3-7 宅地造成工事規制区域指定状況

(3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 278ha、269ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 209.6ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市 全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	3,065	278	269	329
山林	3,386	100	312	365
河川・水路・水面	543	11	28	27
荒地・海浜・法面等	927	49	83	80

注1：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成26・27年度」

(横浜市建築局企画部都市計画課 平成30年4月)

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	9.5
畑	197.5
耕作放棄地	2.6
農地小計	209.6
平地地山林	55.6
傾斜地山林	41.8
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	27.2

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2021（令和3年度）」

(神奈川県県土整備局都市部都市計画課 令和4年3月)

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

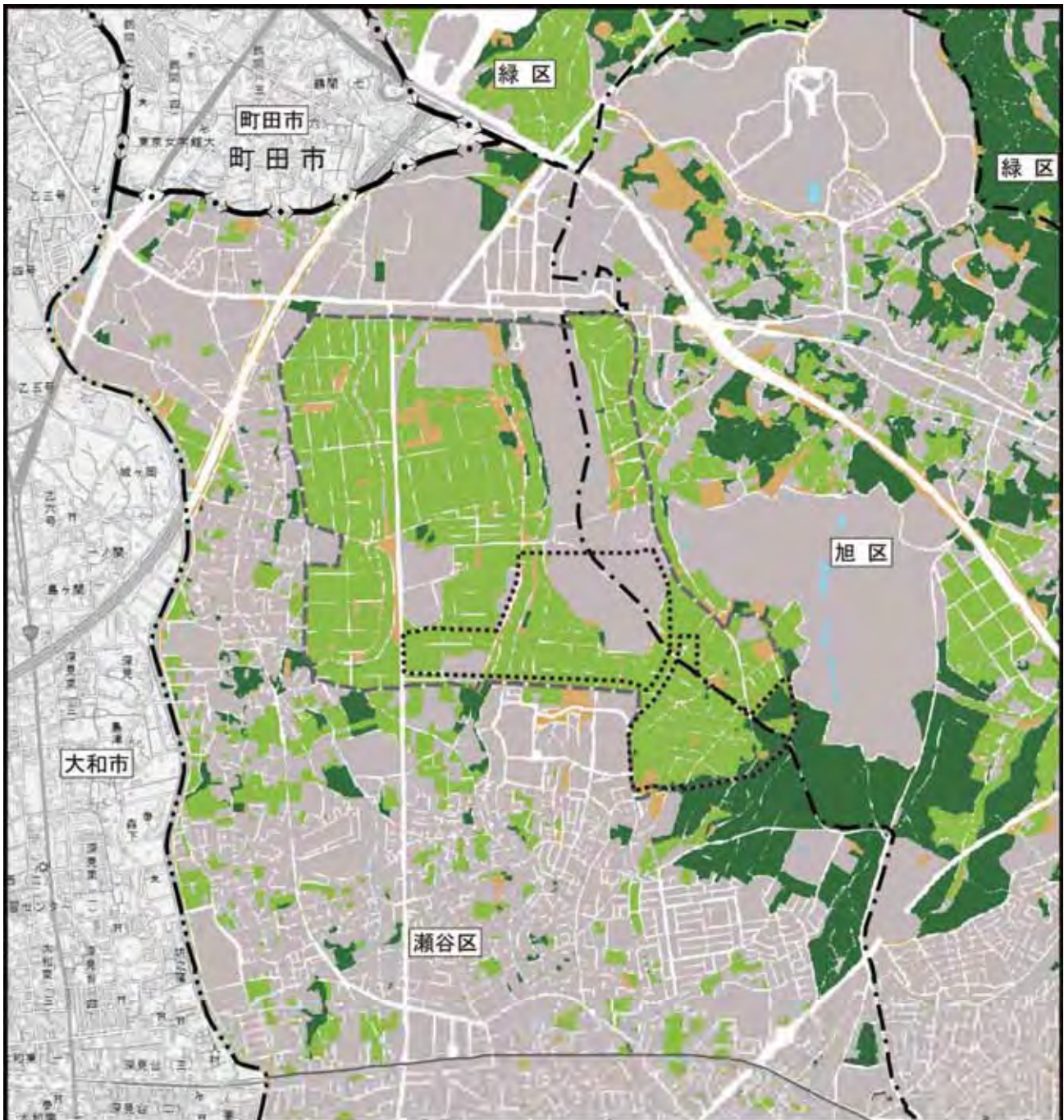
資料：「東京の土地利用（平成29年多摩・島しょ地）」（東京都都市

整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成31年5月）

(4) その他

対象事業実施区域周辺における地下埋設管等の状況は、環状4号線の地下に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設または敷設されています。

大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。



凡例

- 対象事業実施区域

 都県界

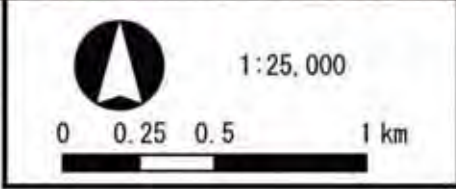
 市界

 区界
- 土地区画整理事業実施区域
- : 農地

 : 荒地・海浜・法面等
- : 山林

 : 道路用地
- : 河川・水路・水面

 : その他



注1：大和市、町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。
 資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成26・27年度」（横浜市建築局企画部都市計画課 平成30年4月発行）

図 3.3-8 自然的土地利用状況

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水利用の状況

① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統及び相模川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量

行政区域	給水戸数（戸）	使用水量（千 m^3 ）
横浜市	1,907,706	384,916
瀬谷区	57,090	11,788
旭区	116,651	24,194
緑区	86,118	17,301
大和市	121,157	22,890
町田市	208,658	—

注1：横浜市は令和2年度10月1日現在、町田市は令和2年度末現在、大和市は令和元年度末現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和2年 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和4年9月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町67）での取水が確認されました。

③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和4年9月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」（昭和24年12月法律第267号）に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

(2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月)及び「届出対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月)によると、対象事業実施区域内の地下水利用施設はありませんが、周辺には「横浜市環境創造局農政推進課(上瀬谷跡地利用推進事業)」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の2施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課(上瀬谷跡地利用推進事業)」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年7月から供用を開始しています。

また、調査区域内において、同様の目的で、令和元年度に2箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和2年4月から供用を開始しています。

「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会^{注1}」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 3.3-13 地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数(施設)		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	16	11	27
旭区	12	21	33

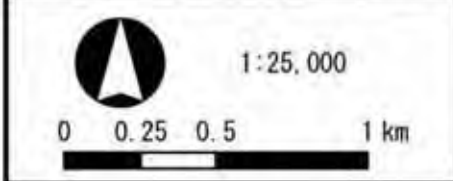
資料：「許可対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月)
「届出対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月)

注1：「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となって行う、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成20年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 地下水利用施設



資料：「許可対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 令和4年4月）
 「届出対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 令和4年4月）
 「ヨコハマ市民まち普請事業 整備事例集 vol. 4 [平成20年度先行整備提案 整備事例集]」（横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課 平成22年10月）
 横浜市環境創造局農政推進課へのヒアリング（令和4年9月実施）

図 3.3-9 地下水利用施設位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域の周辺には西側に環状 4 号線、北側に国道 16 号、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）において、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台となっています。また、市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 16,875 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：22）、県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は 7,061 台（二ツ上橋、観測地点番号：21）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

対象事業実施区域の周辺では、西側に神奈川中央交通バスの停留所「竹村町」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第 4」、「細谷戸第 3」等があります。

表 3.3-14 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	No.	観測地点名 ^{注3}	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	—	—	84,110	29.7	—	—
	2	横浜町田 IC～海老 名 JCT	—	—	—	—	87,610	28.8
一般国道 16 号	3	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	—	—	—	—
	4	旭区上川井町 917	30,588	30.5	—	—	—	—
	5	旭区今宿西町 161-1 (今宿)	—	—	—	—	10,502	10.3
	6	旭区上川井町 2454	—	—	38,423	24.9	36,421	24.3
	7	緑区鶴間 1581	—	—	36,729	27.6	—	—
	8	旭区上川井町 1039(上川井 IC)	—	—	—	—	38,431	25.7
一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	9	旭区今宿一丁目 67 (下川井 IC)	86,526	28.2	—	—	74,693	26.9
一般国道 246 号	10	瀬谷区目黒 11	—	—	38,080	30.0	39,401	29.1
一般国道 467 号	11	大和市大和東 一丁目 10-2	14,923	14.3	14,635	16.9	—	—
	12	大和市大和東 一丁目 10-18	—	—	—	—	14,903	12.5
環状 4 号線	13	瀬谷区本郷 三丁目 16	10,214	11.0	—	—	10,160	9.7
	14	瀬谷中学校前	—	—	—	—	14,121	8.3
	15	瀬谷区北町 25-1	6,766	19.5	—	—	—	—
主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	16	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	—	—	—	—
	17	旭区笹野台 二丁目 3	—	—	25,846	17.1	—	—
	18	二ツ上橋	—	—	—	—	23,555	11.7
主要地方道 目黒町町田	19	大和市下鶴間 100	—	—	13,864	8.6	—	—
県道瀬谷柏尾	20	瀬谷区中央 七丁目 3	10,853	7.5	—	—	—	—
	21	二ツ上橋	—	—	9,308	6.5	7,061	6.6
市道五貫目 第 33 号線	22	旭区上川井町 1966	—	—	13,136	39.0	16,875	39.0
	23	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	—	—	—	—

注 1：表中の観測地点番号は図 3.3-10 に対応します。

注 2：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

注 3：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）

「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）

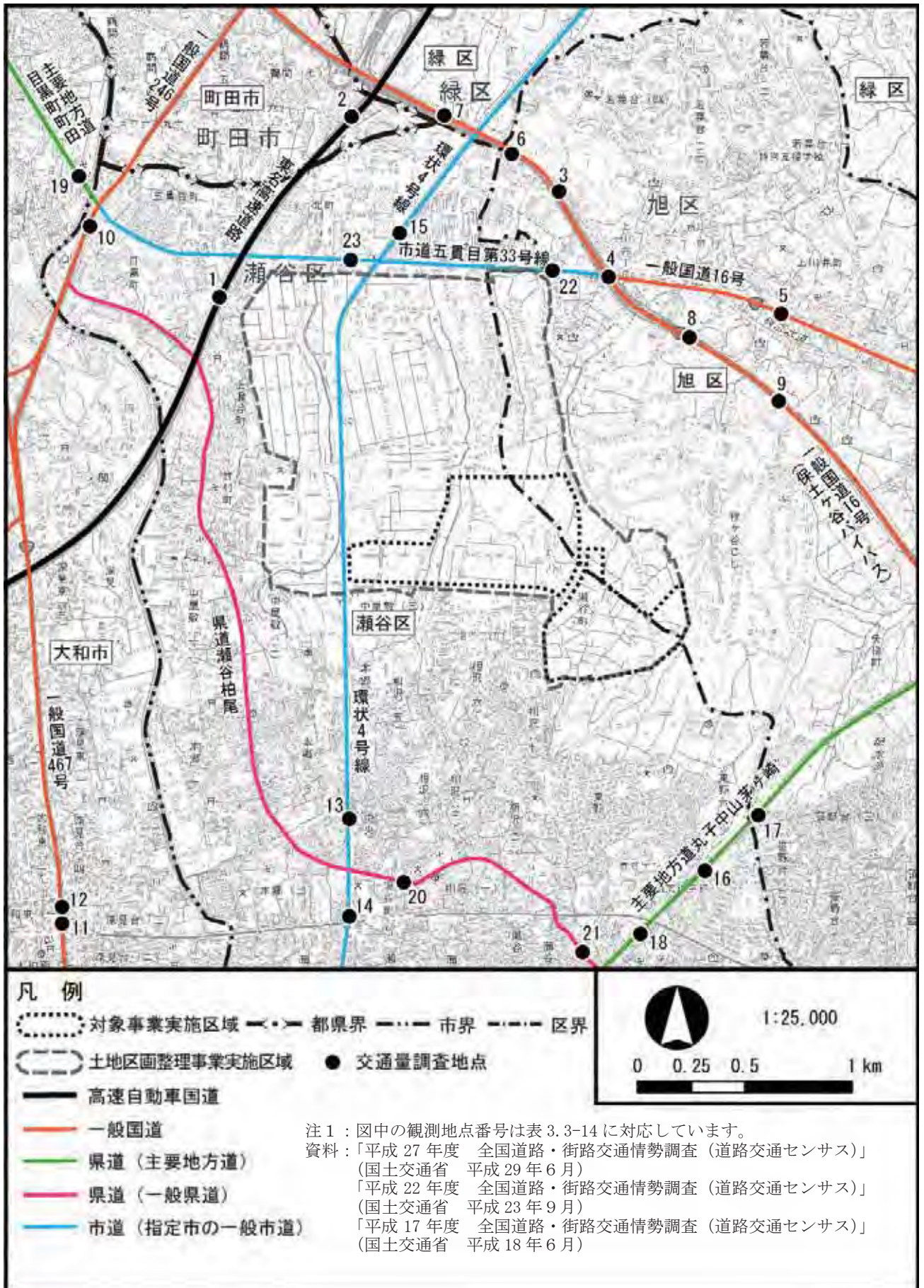
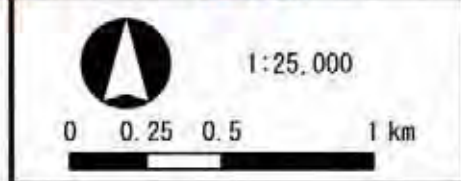


図 3.3-10 主要道路及び交通量調査地点図



- 凡例**
- 横浜市営バス
 - 神奈川中央交通バス
 - 相鉄バス
 - 大和市コミュニティバス
 - 対象事業実施区域
 - 土地区画整理事業実施区域
 - 都県界
 - 市界
 - 区界
 - バス停 (起点・終点)
 - バス停



資料：「横浜市市営バス路線マップ（2022年10月版）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
「相鉄バス路線図（2020年12月）」（相鉄グループホームページ 令和4年10月閲覧）
「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図（2021年1月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和4年10月閲覧）
「神奈川中央交通(株)戸塚営業所路線図（2022年4月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和4年10月閲覧）
「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図（2022年4月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和4年10月閲覧）
「大和市コミュニティバス路線図深見地域（平成29年10月）」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）
「大和市コミュニティバス路線図北部ルート（令和4年4月）」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.3-11 バス路線図

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員は表 3.3-15 に、鉄道路線図は図 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成 29 年度以降おおむね横ばいで推移していましたが、令和 2 年度に減少がみられました。

表 3.3-15 鉄道駅の乗車人員（1日平均）

単位：人

路線	駅名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相鉄本線	希望ヶ丘駅	17,781	17,732	17,446	13,482	14,277
	三ツ境駅	29,285	29,043	28,823	21,960	23,130
	瀬谷駅	22,406	22,474	22,215	17,168	17,920
	大和駅	56,468	56,810	58,716	—	—
小田急 江ノ島線	大和駅	58,684	58,964	60,347	—	—
	鶴間駅	15,211	15,298	15,454	—	—
東急 田園都市線	つきみ野駅	5,400	5,376	5,374	—	—
	南町田 グランベリーパーク駅 ^{注3}	14,721	15,121	20,019	17,121	—
	すずかけ台駅	5,841	5,863	5,842	3,896	—

注 1：相鉄本線の大和駅、小田急江ノ島線の大和駅、鶴間駅、東急田園都市線のつきみ野駅以外の乗車人員 1 日平均は、年間の乗車人員を令和元年度は 366 日、それ以外の年度は 365 日で除した人数を示しています。

注 2：大和駅は乗換人員を含みます。

注 3：南町田駅は、令和元年 10 月 1 日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「平成 29 年～令和 2 年 統計概要」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）



図 3.3-12 鉄道路線図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16、及び図 3.3-13 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています。（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（p.3-113）、用途地域は前掲図 3.3-5（p.3-117）参照）

(1) 主な教育機関等

調査区域内においては、保育所・幼稚園が 39 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 4 校、特別支援学校が 6 校、専修学校が 2 校、大学が 1 校存在しています。対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、南側に「わらべ細谷戸保育園」（S02）、西側に「横浜市中屋敷保育園」（S01）、「横浜市立上瀬谷小学校」（S20）、南東側に「神奈川県立瀬谷高等学校」（S26）があります。

(2) 主な医療機関等

調査区域内においては、主な医療機関が 7 施設存在します。対象事業実施区域周辺の主な医療機関等は、南東側に「聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院」（A02）があります。

(3) 主な官公庁等

調査区域内においては、市役所の連絡所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な官公庁等は、南側に「中瀬谷消防出張所」（S01）、「横浜細谷戸郵便局」（S05）があります。

(4) 主な福祉施設等

調査区域内においては福祉施設が 59 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な福祉施設等は、南側に「ファミリーイン瀬谷」（S02）、「愛成苑」（S03）、「サンライズ・ホーム瀬谷市民の森」（S12）、南西側に「横浜市中屋敷地域ケアプラザ」（S26）があります。

(5) その他の市民利用施設等

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 19 施設存在しています。対象事業実施区域周辺のその他の主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」（S02）があります。

(6) 主な公園・緑地等

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 97 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な公園・緑地等は、西側に「竹村町公園」(S21)、南側に「瀬谷みはらし公園」(S04)、「相沢六丁目第二公園」(S07)、「東野第五公園」(S14)、「細谷戸公園」(S25) があります。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森」(S34)、「矢指市民の森」(A21)、「追分市民の森」(A22)、「上川井市民の森」(A23)、「三保市民の森」(M01) が存在しています。

表 3.3-16(1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S02	わらべ細谷戸保育園	瀬谷町 5945
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S05	GENKIDS 瀬谷保育園	中央 1-4 3 F
		S06	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S07	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S08	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S09	ココファン・ナーサリー二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S10	ネスト瀬谷	中央 6-15 3 F
		S11	はぐ@ねすと注 2	三ツ境 5-5 2 F
		S12	ていんく 2 @ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S13	認定こども園 あづまの幼稚園・あづまのナーサリー	東野台 38
		S14	フルまる〜む	瀬谷一丁目 13-9
		S15	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S16	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
		S17	瀬谷そらいる保育園	瀬谷四丁目 5-12
		S18	保育ルーム「ばおばぶ」	三ツ境 5-5 グレートヒル三ツ境
	小学校	S19	横浜市立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S20	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S21	横浜市立二ツ橋小学校	二ツ橋町 507
		S22	横浜市立相沢小学校	相沢二丁目 56-1
		S23	横浜市立大門小学校	本郷三丁目 47-5
	中学校	S24	横浜市立瀬谷中学校	中央 5-41
		S25	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校	S26	神奈川県立瀬谷高等学校	東野台 29-1
		S27	神奈川県立瀬谷西高等学校	中屋敷二丁目 2-5
	特別支援学校	S28	神奈川県立瀬谷養護学校	竹村町 28-1
		S29	神奈川県立三ツ境養護学校	二ツ橋町 468
		S30	横浜市立二ツ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470
		S31	三ツ境養護学校瀬谷西分教室	中屋敷二丁目 2-5

表 3.3-16(2) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
旭区	保育所・幼稚園	A01	幼保連携型認定こども園若葉台こども園	若葉台二丁目 20-1
		A02	三ツ境たんぼぼ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A03	とこちゃん☆みつつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二広島ビル 601
		A04	プレススクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
		A05	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A06	認定こども園 オーセルわかば幼稚園	若葉台一丁目 7-1
		A07	わかばの森保育園（森の台保育園の分園）	若葉台二丁目 14-1
		A08	医療法人赤枝会 オレンジ託児所	上川井町 2694-20
		A09	聖マリアンナはなみずき保育園	矢指町 1197-1
		A10	ゆずの木保育園	笹野台一丁目 1-43 第二広島ビル 3階
	小学校	A11	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A12	横浜三育小学校	上川井町 1985
		A13	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
	中学校	A14	横浜市立若葉台中学校	若葉台一丁目 13-1
	高等学校	A15	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1
	特別支援学校	A16	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1-1
緑区	大学	M01	東洋英和女学院大学	三保町 32
大和市	保育所・幼稚園	Y01	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y02	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y03	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y04	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-7 木曾ビル 2階
		Y05	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 ますみビル
		Y06	大和YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y07	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y08	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y09	大和市屋内こども広場 保育室	大和南一丁目 8-1
		Y10	とこちゃん保育園	大和南一丁目 16-25
	小学校	Y11	大和市立大和東小学校	深見 1805
	高等学校	Y12	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y13	瀬谷養護学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y14	大和商业高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y15	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	保育所・幼稚園	MC01	ママズスマイル 南町田グランベリーパーク店	鶴間三丁目 4-1 グランベリーパーク セントラルコート 3階
	小学校	MC02	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1

注1：表中のNo. は図 3.3-13(1)と対応しています。

注2：「S11 はぐ@ねすと」は令和3年5月に移転しました。

資料：「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）」（WAM NET ホームページ 令和4年10月閲覧）

「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「区内の保育施設情報」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等について」

（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

「認可外保育施設一覧」（令和4年9月1日現在）（東京都福祉保健局ホームページ 令和4年10月閲覧）

「東京都公立学校一覧（令和3年5月1日現在）」（東京都教育委員会ホームページ 令和4年10月閲覧）

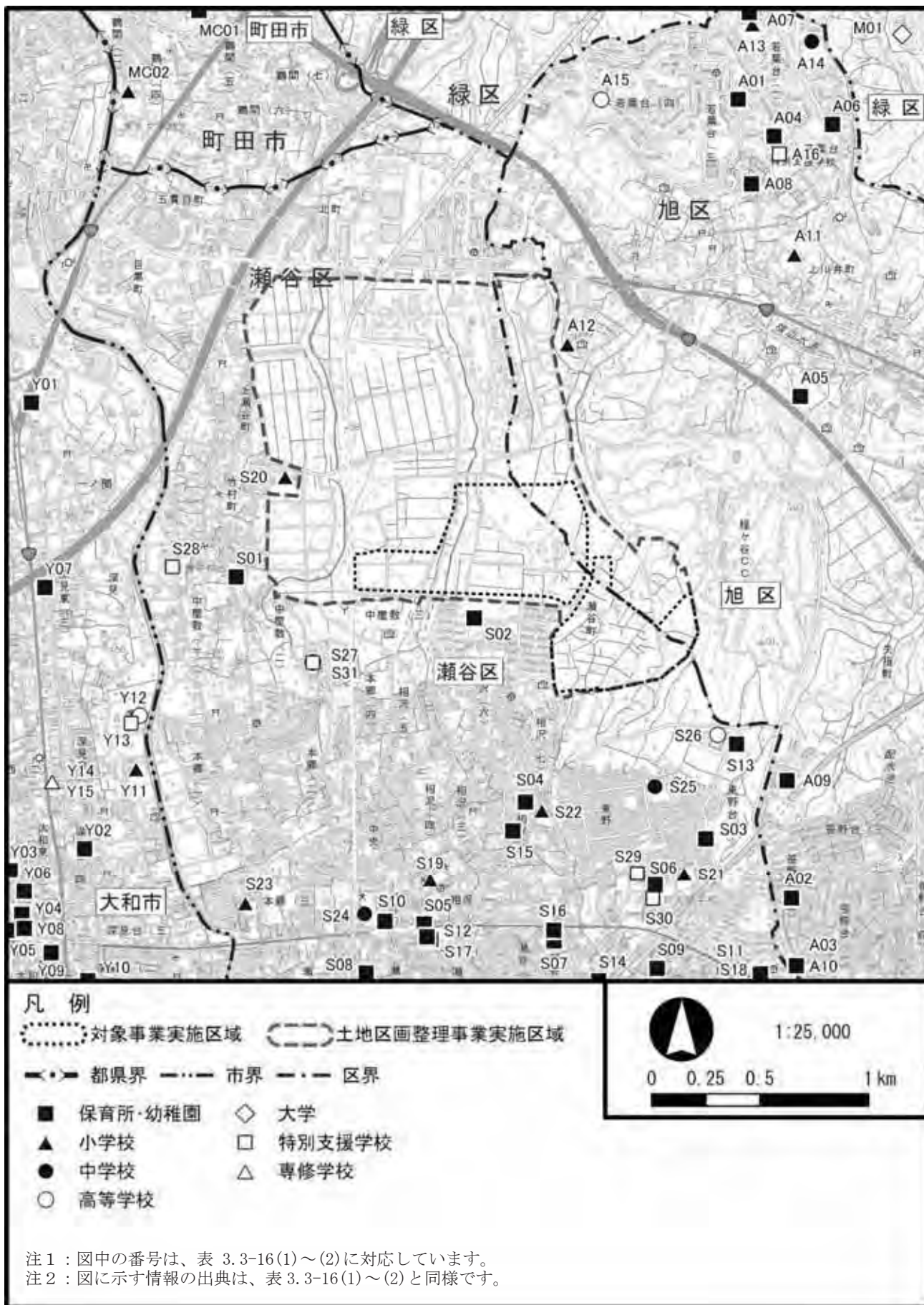


図 3.3-13(1) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な教育機関等）

表 3.3-16(3) 配慮が特に必要な施設（主な医療機関等）

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-1
	A03	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-1
	A04	あさひの丘病院	川井本町 128-1
	A05	神奈川病院	川井本町 122-1
町田市	MC01	南町田病院	鶴間四丁目 4-1

注1：表中のNo. は図 3.3-13(2)と対応しています。

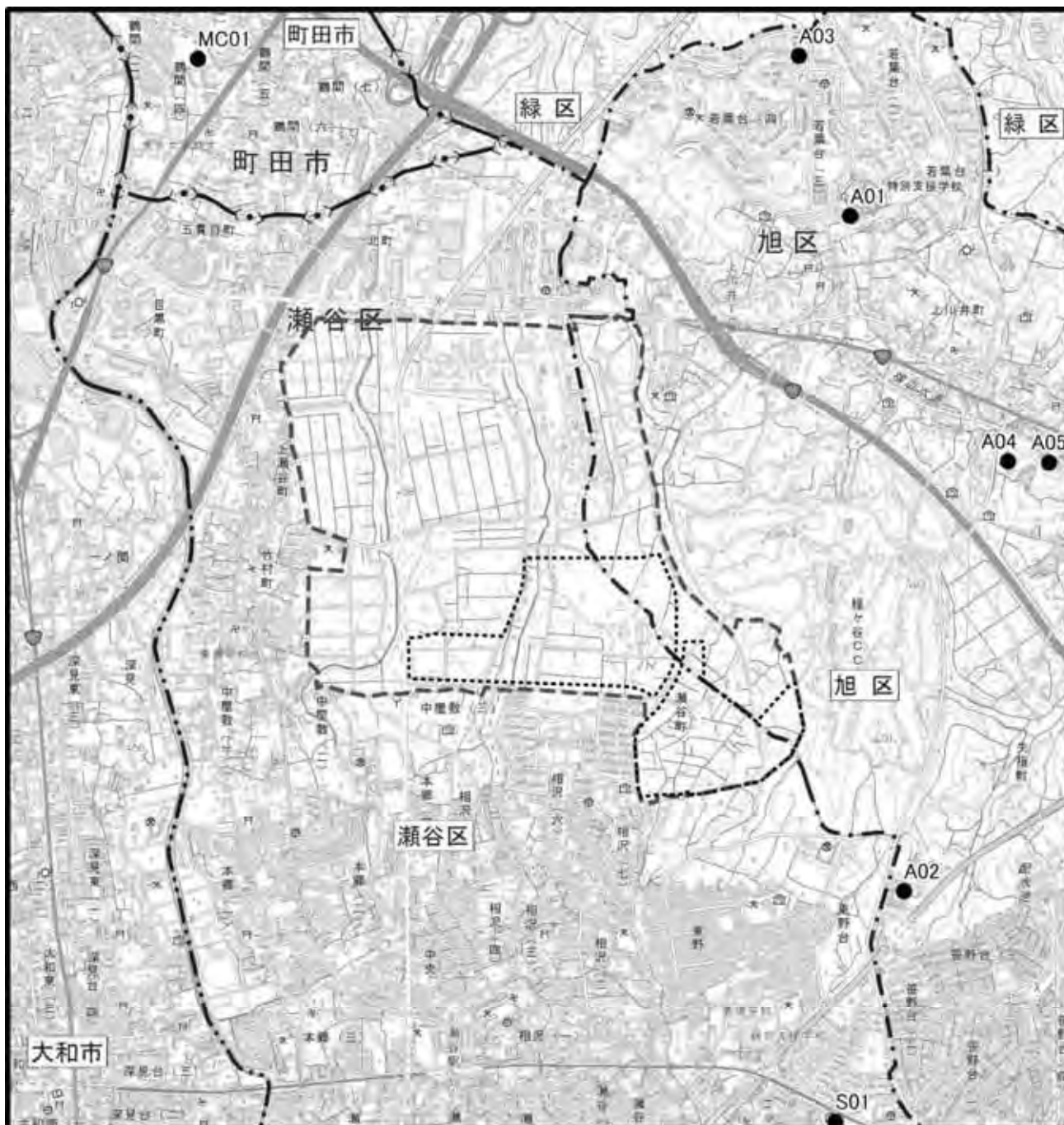
資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」
 （神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和4年4月）
 「市内の病院一覧」（町田市医師会ホームページ 令和4年4月1日）

表 3.3-16(4) 配慮が特に必要な施設（主な官公庁等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
	郵便局	S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S03	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境 5-35
		S04	横浜瀬谷北郵便局	相沢一丁目 5-6
		S05	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S06	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-5
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
	郵便局	A02	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目 5-1
大和市	市役所	Y01	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目 8-1
	郵便局	Y02	南大和郵便局	大和南一丁目 8-1

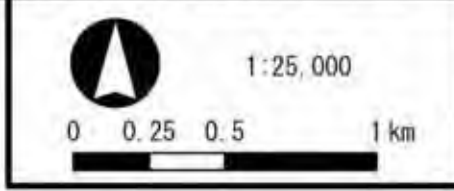
注1：表中のNo. は図 3.3-13(3)と対応しています。

資料：「2022年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 「大和市市民便利帳」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）
 「郵便局・ATMをさがす」（日本郵政グループホームページ 令和4年10月閲覧）
 「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）



凡例

- ⋯⋯ 対象事業実施区域
- - - 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- - - 市界
- · - 区界
- 主な医療機関



注1：図中の番号は、表 3.3-16(3)に対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和4年4月）

「市内の病院一覧」（町田市医師会ホームページ 令和4年4月1日）

図 3.3-13(2) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な医療機関等）

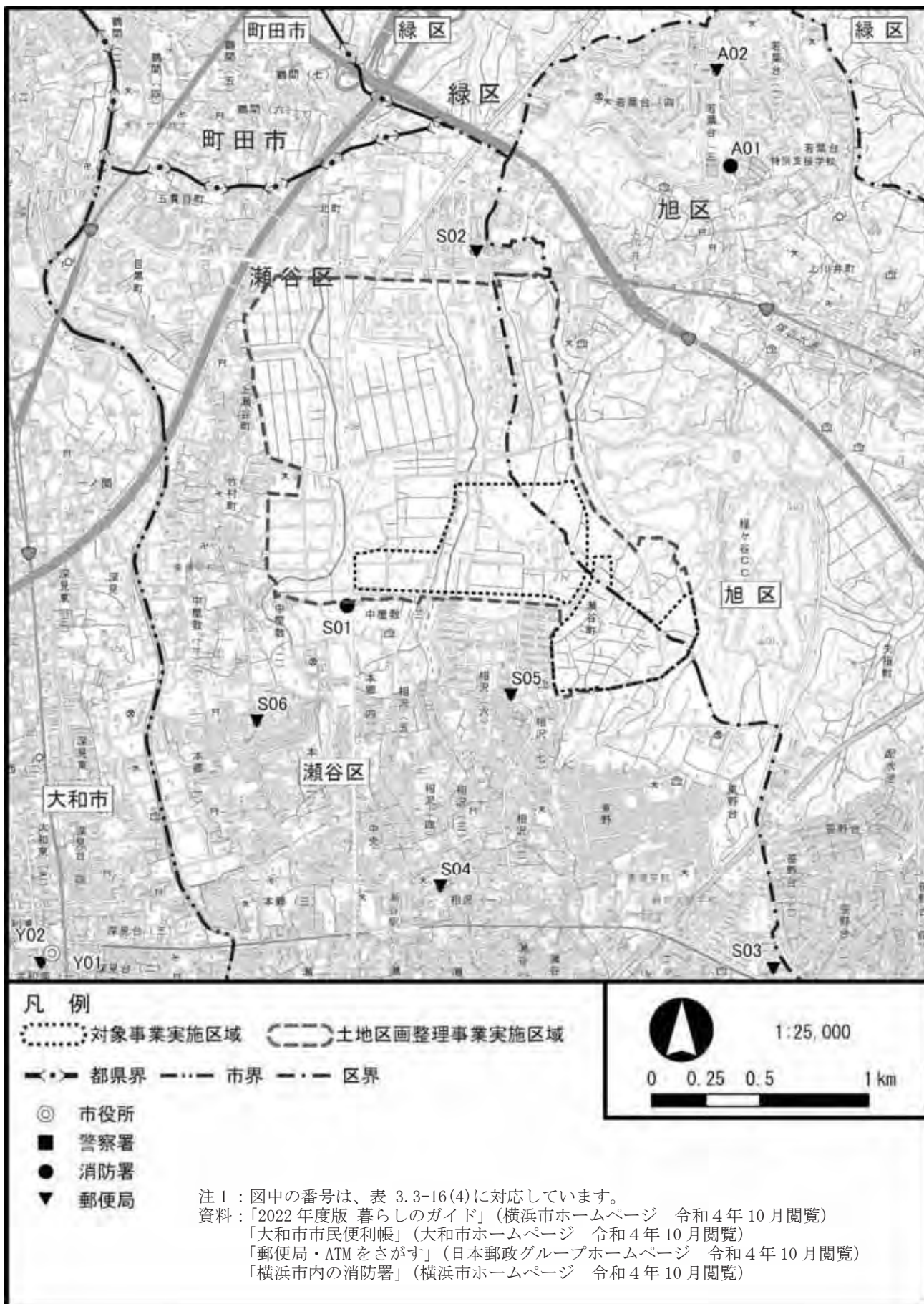


図 3.3-13(3) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (主な官公庁等)

表 3.3-16(5) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラベ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	認知症高齢者 グループホーム	S07	グループホーム 泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S08	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S09	グループホーム ところ	本郷三丁目 25-1
		S10	グループホーム ソラスト 瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S11	特定非営利活動法人 ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S12	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S13	グループホーム みんなの家 横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S14	グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S15	グループホーム きずな	東野台 40
		S16	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
		介護付有料老人ホーム等	S17	サンライズ・ヴィラ瀬谷
	S18		ホームステーションらいふ瀬谷	相沢六丁目 4-7
	住宅型有料老人ホーム	S19	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S20	住宅型有料老人ホーム フォンテーヌ横浜町田壱番館	五貫目町 18-19
		S21	住宅型有料老人ホーム フォンテーヌ横浜町田貳番館	五貫目町 18-1
		S22	ベストライフ横浜瀬谷	本郷二丁目 7-7
	小規模多機能型居宅介護	S23	小規模多機能ホーム あんのん	本郷三丁目 1-17
		S24	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	本郷一丁目 14-13
		S25	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S26	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S27	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	社会福祉協議会	S28	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	地域子育て支援拠点	S29	にこてらす	二ツ橋町 469

表 3.3-16(6) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地	
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287	
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988	
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426	
		A04	水の郷	上川井町 3059	
		A05	弥生苑	上川井町 1241-1	
		A06	旭ホーム	川井本町 154-6	
	ケアハウス	A07	シャローム桜山	上川井町 1988	
	介護老人保健施設	A08	グリーンリーフズ赤枝	上川井町 2694-7	
		A09	希望の森	上川井町 2968-2	
	認知症高齢者グループホーム	A10	花物語 あさひ	上川井町 2269	
		A11	青い空と緑の大地	上川井町 2911-5	
		A12	グループホーム つどい	下川井町 2218-25	
	介護付有料老人ホーム等	A13	トレクオーレ横浜 若葉台	若葉台四丁目 36-1	
		A14	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26	
	住宅型有料老人ホーム	A15	アモーレ 水の郷	上川井町 169	
	地域ケアプラザ	A16	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16-1	
		A17	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32-1	
		A18	横浜市川井地域ケアプラザ	川井本町 57-8	
大和市	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	Y01	ベルビルガーデンやまと	深見 713-2	
		Y02	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10	
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	Y03	ル・リアンふかみ	深見 2106-1	
	小規模多機能型居宅介護	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	Y05	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり		深見 1736-2
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	Y06	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2-5	
		Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17	
Y07		大和 YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16		
地域包括支援センター	Y08	深見大和地域包括支援センター(大和 YMCA)	大和東三丁目 3-16		
町田市	介護老人保健施設	MC01	オネステイ南町田	鶴間七丁目 3-3	
	認知症高齢者グループホーム	MC02	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40	
	有料老人ホーム	MC03	ひだまりガーデン南町田	鶴間四丁目 14-1	
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	MC04	ペンギンステイ南町田	鶴間四丁目 5-8	

注1：表中のNo. は図 3.3-13(4) と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和4年10月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「介護保険サービス提供事業所一覧（令和2年6月23日現在）」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護等）」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和4年10月閲覧）

「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

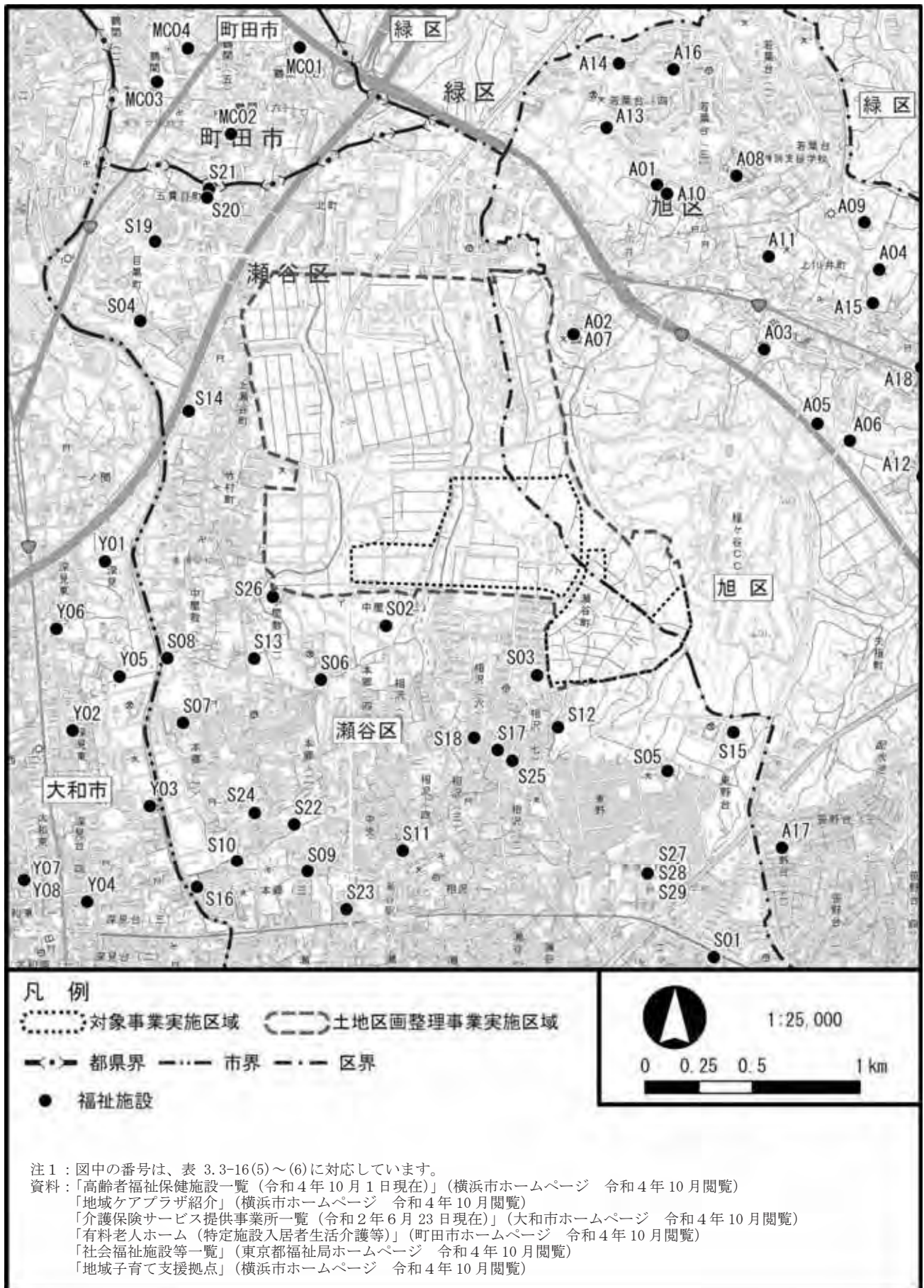


図 3.3-13(4) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な福祉施設等）

表 3.3-16(7) 配慮が特に必要な施設（その他の主な市民利用施設等）

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22-1
	地区センター	S02	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	コミュニティハウス	S03	東野中学校コミュニティ・スクール	東野 130
	市民活動・生涯学習支援センター	S04	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	区民文化センター	S05	あじさいプラザ (瀬谷区民文化センター)	瀬谷四丁目 4-10
	その他	S06	横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス (まるたのしろ)	本郷二丁目 28-4
旭区	地区センター	A01	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4-2
	スポーツ施設	A02	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A03	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
		Y03	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10-29
	スポーツ施設	Y04	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
	学習センター	Y05	大和市生涯学習センター(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
	その他	Y06	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
		Y07	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8-1
		Y08	やまと芸術文化ホール(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
		Y09	ぷらっと大和(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
町田市	その他	MC01	南町田会館	鶴間三丁目 16-1

注1：表中のNo.は図 3.3-13(5)と対応しています。

資料：「2022年度版 暮らしのガイド」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

「横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス(まるたのしろ)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

「大和市コミュニティセンター一覧」(大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和4年10月閲覧)

「フロア案内」(大和市文化創造拠点シリウス ホームページ 令和4年10月閲覧)

「大和市スポーツ関連施設一覧」(大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和4年10月閲覧)

「生涯学習・文化」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)

「集会施設のご案内」(町田市ホームページ 令和4年10月閲覧)



図 3.3-13(5) 配慮が特に必要な施設の分布状況（その他の主な市民利用施設等）

表 3.3-16(8) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No	名称	面積 (㎡)
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	55,902
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
		S05	相沢公園	2,917
	街区	S06	相沢六丁目公園	1,156
		S07	相沢六丁目第二公園	979
		S08	相沢南公園	150
		S09	相沢四丁目公園	2,739
		S10	東野第一公園	3,553
		S11	東野第二公園	1,277
		S12	東野第三公園	1,016
		S13	東野第四公園	150
		S14	東野第五公園	1,774
		S15	上瀬谷町東公園	683
		S16	五貫目町公園	1,749
		S17	瀬谷四丁目公園	1,723
		S18	瀬谷駅北口公園	3,000
		S19	瀬谷土橋公園	4,472
		S20	大門第一公園	930
		S21	竹村町公園	1,756
		S22	中屋敷三丁目公園	1,463
		S23	中屋敷中央公園	4,136
		S24	橋戸北第二公園	1,498
		S25	細谷戸公園	7,787
		S26	本郷三丁目公園	5,305
		S27	本郷四丁目公園	533
		S28	本郷四丁目第二公園	4,120
		S29	本郷二丁目公園	783
		S30	目黒町公園	676
		S31	楽老北公園	1,557
		S32	楽老中公園	1,199
		S33	楽老南公園	3,770
	市民の森	S34	瀬谷市民の森	191,000
	特別緑地保全地区	S35	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	近隣	A02	大貫谷公園	32,323
		A03	桧山公園	26,394
		A04	日向根公園	16,215
		A05	笹野台北公園	9,879
		A06	えびね公園	5,445
	街区	A07	上川井市坂公園	589
		A08	上川井堂谷公園	6,910
		A09	笹野台大野公園	931
		A10	笹野台二丁目公園	1,065
		A11	つくし公園	2,574
		A12	なのはな公園	3,695

表 3.3-16(9) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
旭区	街区	A13	やまゆり公園	5,187
		A14	たんぼぼ公園	2,224
		A15	金が谷第五公園	621
		A16	笹野台第二公園	1,166
		A17	笹野台第四公園	435
	緑地	A18	若葉台四丁目緑地	—
		A19	若葉台一丁目緑地	—
		A20	笹野台三丁目緑地	—
	市民の森	A21	矢指市民の森	51,000
		A22	追分市民の森	332,000
		A23	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A24	追分特別緑地保全地区	333,000
		A25	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A26	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
		A27	上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000
		A28	上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000
A29		上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000	
A30		川井本町特別緑地保全地区	31,000	
A31		川井特別緑地保全地区	53,000	
緑区		市民の森	M01	三保市民の森
	特別緑地保全地区	M02	三保特別緑地保全地区	565,000
大和市	街区	Y01	目黒公園	1,152
		Y02	深見台1号公園	2,257
		Y03	宿公園	1,562
		Y04	一ノ関公園	1,755
		Y05	大上公園(おおがさ公園)	852
		Y06	目黒台公園	2,055
		Y07	きらめき公園	484
		Y08	名和公園	1,336
		Y09	山王原東公園	1,241
		Y10	松の久保公園	2,077
		Y11	深見台第5児童遊園	848
		Y12	大和東児童遊園	788
		Y13	こもれび公園	430
		Y14	菊園児童遊園	607
		Y15	山谷南公園	1,227
	緑地	Y16	深見台緑地	914
	緑の広場	Y17	緑の広場33号	1,357
大規模緑地	Y18	深見歴史の森	65,833	
	Y19	城山史跡公園(深見歴史の森内)	—	
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC04	鶴間三角公園	779
		MC05	鶴間風の子公園	472
		MC06	鶴間ポケット公園	63

表 3.3-16(10) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No	名称	面積 (㎡)
町田市	市立公園	MC07	鶴間大ヶ谷戸広場	495
		MC08	横浜水道緑道	8,232
	運動公園	MC09	鶴間公園	71,075
	ふるさとの森	MC10	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注1：表中のNo. は図 3.3-13(6)と対応しています。

資料：「公園一覧表（令和4年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和4年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「特別緑地保全地区」指定一覧（令和4年2月4日現在）（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「横浜市建築局 都市計画基礎調査データ（地図情報レベル2500）」により作成

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

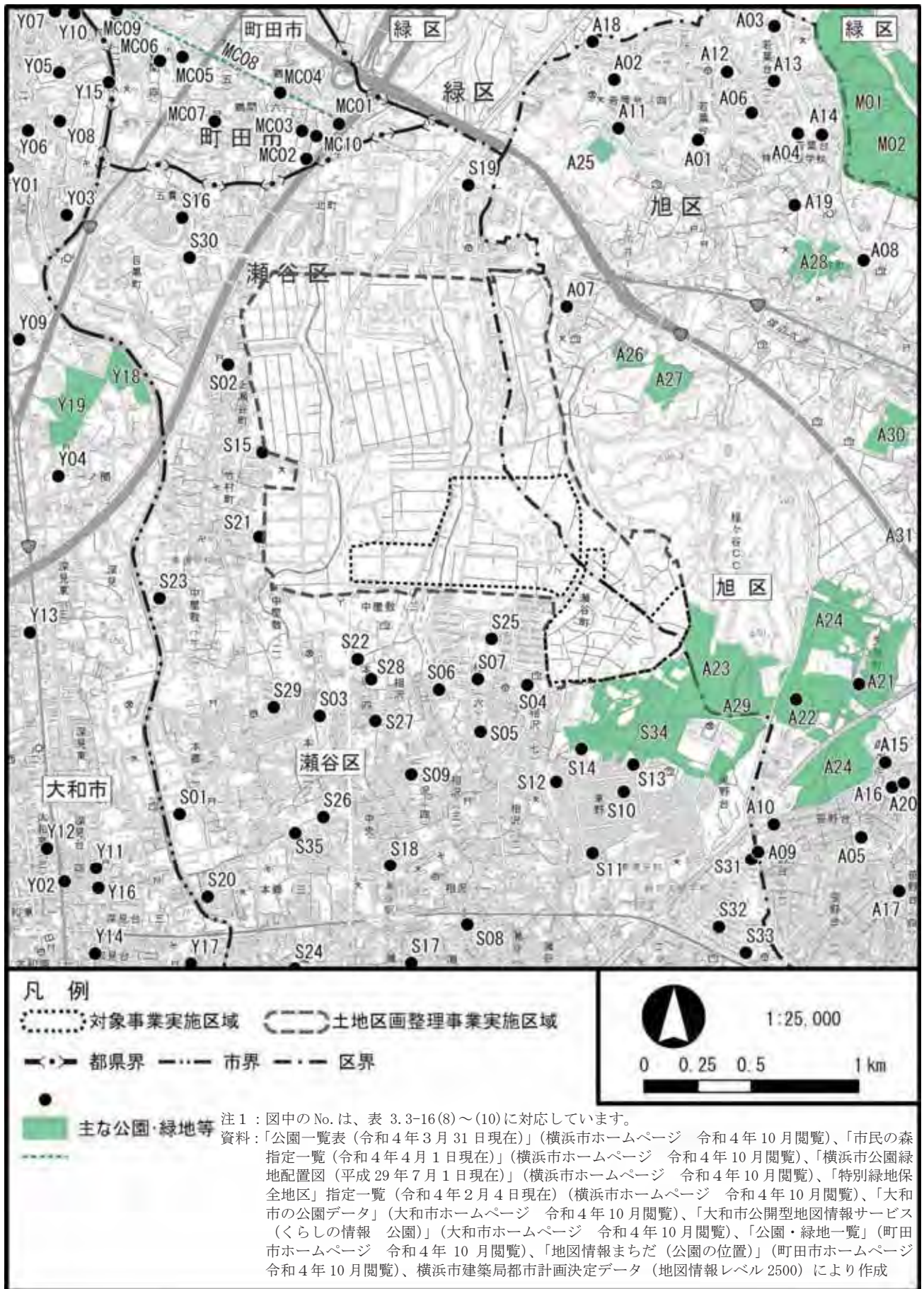


図 3.3-13(6) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な公園・緑地等）

3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における令和2年度末(大和市は令和元年度末)の下水道の整備の状況は、表 3.3-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が65.9%、旭区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が69.4%となっています。

また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。

表 3.3-17 下水道の整備の状況

項目	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市	43,771	3,776,146	31,483	3,774,571	71.9	100.0
瀬谷区	1,717	122,241	1,132	122,095	65.9	99.9
旭区	3,273	244,412	2,272	244,203	69.4	99.9
緑区	2,551	183,397	1,504	183,340	59.0	100.0
大和市	2,709	239,827	1,956	229,107	72.2	95.5
町田市	7,155	429,645	5,038	425,056	70.4	98.9

注1：横浜市及び町田市は令和2年度末現在、大和市は令和元年度末現在の値

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

「令和2年 統計概要」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和4年10月閲覧)

3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業や対象事業実施区域に係る主な環境関係法令等は、表 3.3-18 に示すとおりです。

表 3.3-18(1) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
環境関連	環境基本法	○	
	神奈川県環境基本条例	—	
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○	
	環境影響評価法	—	
	神奈川県環境影響評価条例	—	
	横浜市環境影響評価条例	○	
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	—	
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
建築物用地下水の採取の規制に関する法律		—	
悪臭	悪臭防止法	—	
日照障害	建築基準法	○	
	横浜市建築基準条例	—	
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—	
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	○	
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○		
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—	
グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○	

表 3.3-18(2) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
	世界遺産(自然遺産)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	○
		風致地区条例(神奈川県)	—
		横浜市風致地区条例	○
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑化、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例(横浜市)	○
		横浜市緑化地域に関する条例	—
	生産緑地地区	生産緑地法	○
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—
自然再生	自然再生推進法	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	—
毒物及び劇物取締法		—	

表 3.3-18(3) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	○
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
	まちづくり方針	土地区画整理法	○
		駐車場法	—
		横浜市駐車場条例	—
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	—
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○

3.3.8 文化財等の状況

① 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.3-19 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域の史跡、天然記念物としては、義民建功の碑（S02：横浜市指定史跡）日枝社のケヤキ（S03：横浜市指定天然記念物）、ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）（Y13：大和市指定天然記念物）、旧小倉家住宅宅地（Y14：大和市指定史跡）があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-19(1) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36-6	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然 記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-9	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-2	—	—
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S13	市	石造物	地蔵像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-3	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S21	市	石造物	地蔵像	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S29	市	石造物	地蔵像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—

表 3.3-19(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S62	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目 4-1 長天寺	—	—
S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—	
S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6-1	—	—	
S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—	
S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6-1	—	—	
S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-5	—	—	
S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-3	—	—	
S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目 1-1 瀬谷小学校	—	—	
S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-1	—	—	
S73	市	石造物	庚申塔	瀬谷五丁目 2-6	—	—	
S74	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目 3	—	—	
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成 7 年 11 月 1 日	長源寺

表 3.3-19(3) 調査区域の指定・登録文化財の概要

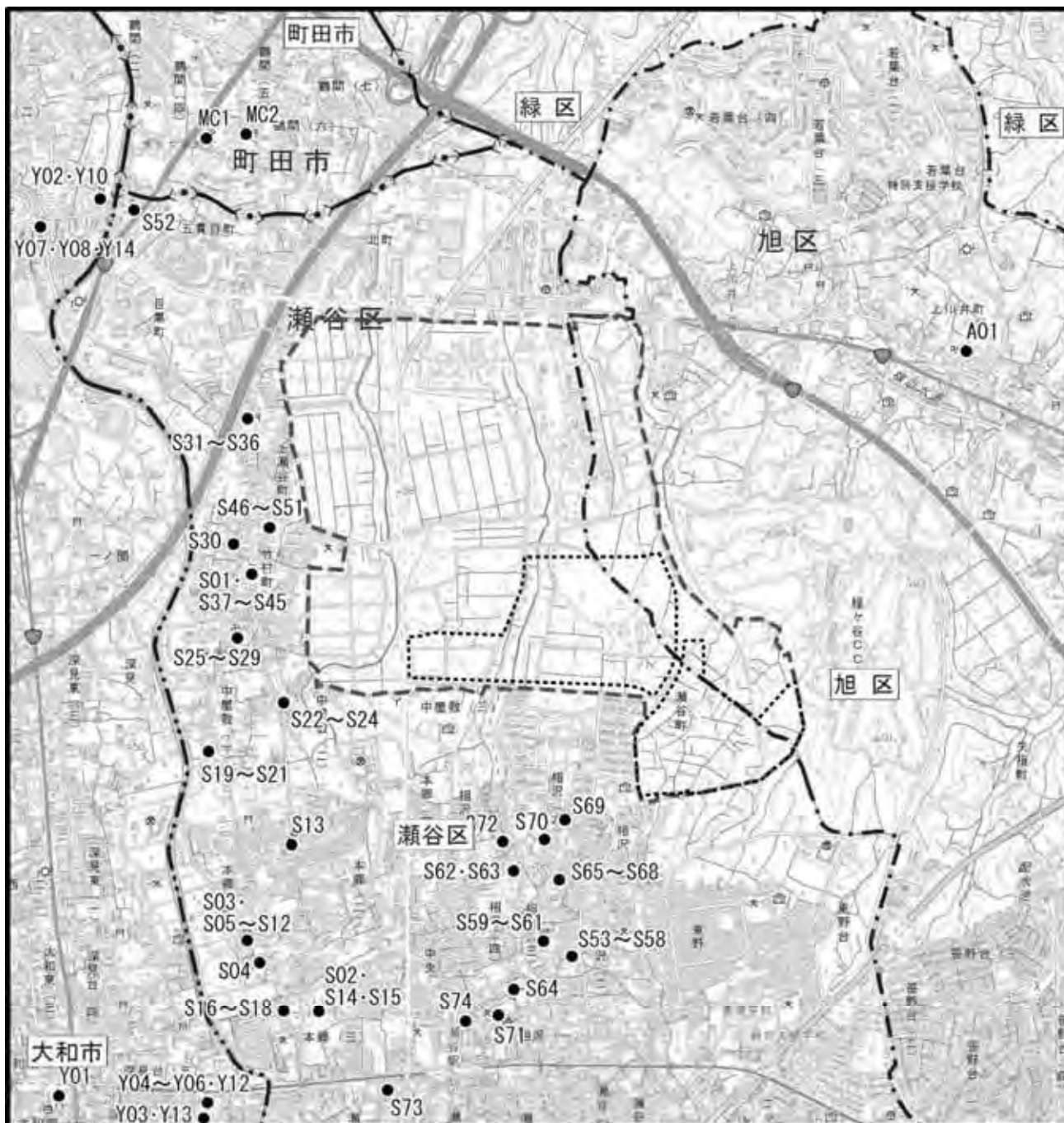
行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
大和市	Y01	県	考古資料	大和市 上野遺跡出土品	大和南一丁目8-1 文化創造拠点シリウス つきみ野七丁目3-2 つる舞の里歴史資料館	昭和62年 2月20日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間2240 観音寺	昭和47年 2月25日	宗教法人観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見3367 深見神社	昭和47年 2月25日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見3361 仏導寺	昭和47年 2月25日	個人
	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見3361 仏導寺	昭和47年 2月25日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見3361 仏導寺	昭和47年 2月25日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間2359-5 下鶴間ふるさと館	平成7年 4月27日	大和市
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅土蔵	下鶴間2359-5 下鶴間ふるさと館	平成9年 4月24日	大和市
	Y09	市	彫刻	坂本小左エ門重安の位牌	深見 ^{注3}	昭和47年 2月25日	個人
	Y10	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間2240 観音寺	昭和56年 8月1日	宗教法人観音寺代表役員
	Y11	市	工芸品	旧子ノ社鰐口	深見 ^{注3}	昭和56年 8月1日	個人
	Y12	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見3361 仏導寺	昭和56年 8月1日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y13	市	天然記念物	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	深見3367 深見神社	昭和47年 2月25日	深見神社奉賛会会長
	Y14	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間2359-5ほか	平成15年 6月25日	大和市
町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目17-1 円成寺	昭和62年 11月13日	—
	MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目21-24 日枝神社	平成30年 1月24日	—

注1：「—」は、資料中に項目として記載されていないことを示します。

注2：表中の地点は、図3.3-14に対応しています。

注3：Y09、Y11の所在地の詳細情報が公表されていないため、図3.3-14に表記していません。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和4年5月）
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月）
「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成9年3月）
「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月）
「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- - - 市界
- · - 区界
- 指定・登録文化財



注1：図中の地点番号は表 3.3-19 (p. 3-152~154) に対応しています。

注2：Y09、Y11の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図中に表記していません。

資料：「神奈川県文化財目録(市町村別)」(神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和4年5月)、「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」(横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月)、「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」(横浜市教育委員会 平成9年3月)、「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマSite)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)、「大和市の指定文化財一覧」(大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月)、「町田市の文化財一覧」(町田市ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.3-14 指定・登録文化財の分布状況

② 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-20 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、S06、S07、A17 の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 3.3-20(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳(円墳)、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳(円墳)、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和 53 年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	—
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目 24 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目 26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	—
	S20	中央 39 付近	塚	駐車場・雑木林	台地上	(不明)	—

表 3.3-20(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A01	若葉台四丁目35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)	破壊
	A02	若葉台二丁目8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生	宅地化により破壊、やまゆり公園付近
	A03	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	大部分破壊
	A04	上川井町 2195 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)	宅地化進行
	A05	若葉台三丁目3 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	—
	A06	若葉台二丁目29 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・中・後期)	西野谷戸遺跡、宅地化により破壊
	A07	上川井町 2908 付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	時代時期：縄文(早・前期)	北側は宅地化、南側は上川井小学校で破壊
	A08	上川井町 729 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生	—
	A09	上川井町 2164 付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成3年調査、住居跡(縄文早期)、大部分破壊
	A10	上川井町 2106-3 付近	散布地	台地上	縄文(早・前・中期)	縄文(早・前・中期)	—
	A11	上川井町 919・991・1039・1735・1779 付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文(前・中期)	板下谷遺跡 A・B 地点、平成5年調査、炉穴・落とし穴(縄文)
	A12	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	—
	A13	上川井町 1216 付近	散布地	畑地・幼稚園	台地上	弥生(後期)	東根谷遺跡
	A14	上川井町 1322・1378・1403 付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)	上川井産業廃棄物埋立処理場により破壊、程ヶ谷カントリークラブゴルフ場内は大部分破壊
	A15	上川井町 1110 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)	頂部は削平、破壊
	A16	上川井町 1623 付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早期)	程ヶ谷カントリークラブ・ゴルフ場敷地内
	A17	上川井町 136 付近	散布地	畑地	台地上	(不明)	—
	A18	上川井町 1614 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	—
	A19	矢指町 1197 付近	集落跡	地目：病院	台地上・斜面	時代時期：先土器・縄文(早・前・中期)	備考1：矢指谷遺跡、昭和59・60年調査、住居跡(縄文早期)他、大部分破壊
	A20	若葉台二丁目17 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生・古墳	宅地化により破壊
	A21	若葉台二丁目18 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)	宅地化により破壊
	A22	若葉台一丁目13 付近	散布地	学校	台地上	縄文(前?・中期)	学校建設により破壊(若葉台東中学校敷地内)
	A23	若葉台一丁目6 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	A24	上川井町 2872 付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文(早・前・後期)	西横浜(変)遺跡、昭和57年調査
	A25	上川井町 2988 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生・古墳	—
	A26	上川井町 3066 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生	—

表 3.3-20(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A27	上川井町 32・3122・3154・3162 付近	散布地・集落跡	雑木林・畑地・荒地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	笹峰遺跡、昭和59年調査、住居跡(縄文中期)他
	A28	上川本町 143・上川井町 1304・下川井町 1531 付近	散布地	荒地・畑地・宅地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生(中期)	宅地化により一部破壊
	A29	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳	—
	A30	下川井町 2256・2260 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中・後期)	—
	A31	矢指町 1697・1716・1729 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	—
	A32	矢指町 1825・1840 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	矢指遺跡
	A33	金が谷 657 付近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早期)	金が谷台遺跡、昭和57年調査、炉穴群(縄文早期)、一部破壊
	A34	笹野台三丁目 51 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(前・後期)	宅地化により破壊
	A35	笹野台四丁目 52 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
	A36	笹野台四丁目 55 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(中期)・古墳	三ツ境遺跡、宅地化により破壊
	A37	笹野台一丁目 24 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
	A38	下川井町 2216 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(早・前・中期)・弥生	—
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳	—
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史	—
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳・歴史	長津田辻西ノ原遺跡、昭和60・61年調査、土壌群(縄文)
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早期)	—
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)	—
	M06	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳	—
	M07	三保町 115 付近	集落跡	学校	台地上・斜面	縄文(中・後期)	西之谷大谷遺跡、昭和57・62年調査、集落跡(縄文中・後期)
大和市	Y01	下鶴間 2172 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y02	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y03	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y04	つきみ野二・四丁目付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近世	—
	Y05	下鶴間 2083 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—

表 3.3-20(4) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
大和市	Y06	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安	—
	Y07	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y08	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y09	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世	—
	Y10	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y11	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y12	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y13	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y14	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文	—
	Y15	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y16	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y17	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安	—
Y18	深見台二丁目 15 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—	
町田市	MC1	鶴間十二号 ^{注2}	包蔵地	—	低地	縄文中期/縄文後期/奈良時代/平安時代	—
	MC2	鶴間十三号・十四号 ^{注2}	包蔵地	—	丘陵	中世	—
	MC3	鶴間三丁目(鶴間公園内)	—	—	台地	古墳/奈良時代/平安時代	—

注1：「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注2：「鶴間十二号」、「鶴間十三号・十四号」は住所として存在しておりません。現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十二号」：町田市鶴間六丁目

「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

注3：表中の地点番号は、図 3.3-15 に対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

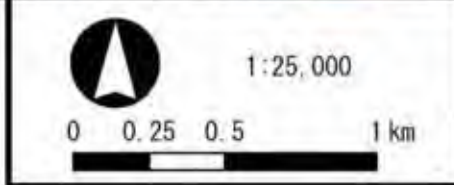
「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和4年10月閲覧）



凡例

- ⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 埋蔵文化財包蔵地



注1：図中の地点番号は表 3.3-20 (p. 3-156~159) に対応しています。
 資料：「横浜市行政地図情報提供システム (文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 「大和市公開型地図情報サービス (埋蔵文化財マップ)」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)
 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.3-15 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.3.9 その他の事項

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 3.3-21 に示すとおりです。

令和3年度（町田市は令和2年度、大和市は令和元年度）の横浜市における公害苦情総数は1,362件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の430件、大気汚染の362件、悪臭の358件となっています。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ57件及び85件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では騒音及び悪臭が各17件、旭区では騒音26件、緑区では大気汚染及び悪臭25件、大和市では騒音43件、町田市では大気汚染84件となっています。

表 3.3-21 公害苦情の発生件数（令和3年度・令和2年度・令和元年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,362	362	57	0	430	147	2	358	6
瀬谷区	57	14	3	0	17	6	0	17	0
旭区	85	23	4	0	26	10	0	22	0
緑区	73	25	4	0	16	3	0	25	0
大和市	83	21	0	—	43	6	—	11	2
町田市	211	84 ^{注3}	2	0	81	6	—	32	6

注1：■は、対象事業実施区域のある行政区分

注2：「—」は調査項目がないことを示しています。

注3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

注4：横浜市は令和3年度、大和市は令和元年度、町田市は令和2年度の値

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和2年 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

(2) 廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-22～表 3.3-24 に示すとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、令和3年度のごみと資源の総量は約117.8万トンで、前年度に比べ、約2.2万トン減少（約-1.8%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量^{注1}約83.6万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約2.9万トン減少（約-3.3%）、事業系に区分されるごみと資源の総量^{注2}は約34.2万トンで前年度に比べ約0.7万トン増加（約1.9%）となっています。

注1：家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

注2：事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 3.3-22 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
ごみと資源の総量		1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,409	1,178,320	
処理内訳	ごみ 量	家庭系					
		焼却	577,071	569,112	581,269	598,514	578,970
		埋立	1,867	182	312	316	307
		小計	578,938	569,295	581,581	598,830	579,277
		事業系					
	焼却	300,635	298,140	305,374	267,824	273,094	
	埋立	3,188	2,914	3,692	2,610	2,766	
	小計	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860	
	計	882,761	870,348	890,647	869,264	855,137	
	資源 化量	家庭系					
		缶	8,648	8,547	8,671	9,728	9,533
		びん	21,323	20,376	19,534	20,538	19,566
		ペットボトル	11,772	12,858	13,094	14,077	14,372
		ガラス残さ	4,317	4,213	4,354	4,907	5,098
		小さな金属類	4,497	4,446	4,648	5,276	4,726
		プラスチック製容器包装	47,800	47,979	48,817	51,129	50,094
		スプレー缶	619	593	611	620	619
		古紙	1,266	1,190	1,209	1,254	973
		古布	533	519	508	467	426
蛍光灯、電球		109	97	82	77	70	
乾電池		343	339	321	319	336	
粗大金属		5,578	5,792	6,704	7,209	7,077	
羽毛布団		8	12	10	8	12	
小型家電	35	56	61	85	91		
燃えないごみ	—	1,489	1,333	1,327	1,233		
その他 ^{注1}	57	185	60	0	0		
小計	106,904	108,693	110,018	117,023	114,225		
資源集団回収	165,225	157,458	152,637	149,022	142,784		
事業系							
せん定枝	43,260	46,381	50,197	49,457	49,313		
生ごみ	9,387	11,846	17,099	15,643	16,861		
小計 ^{注2}	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174		
計	324,776	324,377	329,950	331,145	323,183		
ごみ 量	焼却	877,706	867,252	886,643	866,338	852,065	
	直接埋立	5,055	3,096	4,004	2,926	3,072	
	計	882,761	870,348	890,647	869,264	855,137	
資源化量		324,776	324,377	329,950	331,145	323,183	
焼却残さ	埋立	124,986	124,344	123,686	124,000	120,803	
	資源化	968	1,009	1,032	830	796	

注 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注 3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

注 4：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2,139 トン)
- ・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン)
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)

資料：「令和 4 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月)

表 3.3-23 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
総排出量	69,224	67,787	67,035	68,480	68,547	
ごみ総量	55,238	54,233	53,901	55,180	54,637	
燃やせるごみ	52,804	51,906	51,642	52,961	52,258	
燃やせないごみ	2,434	2,327	2,259	2,219	2,379	
資源回収量	13,986	13,554	13,134	13,301	13,911	
総資源化量	18,495	18,817	18,602	19,292	20,314	
資源回収量のうちのリサイクル量	11,793	11,577	11,461	12,320	13,012	
不燃物資源化	965	976	983	1,021	1,160	
不燃物リサイクル	897	907	913	949	1,092	
処理困難物資源化	68	69	69	72	67	
焼却灰資源化（溶融化等）	5,737	6,264	6,158	5,950	6,142	
資源分別回収実績 （自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計）	新聞	1,947	1,736	1,435	1,345	1,150
	雑誌	2,366	2,237	2,163	2,333	2,364
	段ボール	1,897	1,884	1,890	1,889	2,182
	紙パック	132	130	131	130	139
	古布	861	881	887	936	1,085
	びん	1,381	1,363	1,320	1,300	1,409
	アルミ	366	364	356	389	434
	鉄類	323	322	318	318	349
	ペットボトル	542	552	585	592	635
	白色トレイ	46	47	44	43	45
	紙製容器包装	931	902	886	870	859
	容器包装プラ	3,186	3,127	3,110	3,144	3,241
	廃食用油・たい肥	5	5	6	5	4
	合計	13,983	13,551	13,130	13,293	13,897

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
資料：「令和 3 年度版 清掃事業の概要」（大和市環境農政部 令和 3 年）（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

表 3.3-24 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	63,553	63,282	62,692	63,665	65,795
			持込分	489	429	469	705	601
			事業系持込分	20,995	19,645	18,831	19,315	16,816
		計	85,037	83,356	81,992	83,685	83,212	
		不燃	収集分	6,009	6,478	6,771	7,209	7,995
			持込分	41	50	46	49	75
			計	6,050	6,528	6,817	7,258	8,070
		粗大	収集分	1,337	1,374	1,475	1,586	1,576
			持込分	2,315	1,492	1,356	1,647	1,705
			計	3,652	2,866	2,831	3,233	3,281
		有害	141	144	149	133	156	
		土砂・瓦礫	0	0	0	0	0	
	ごみ量小計	94,880	92,894	91,789	94,309	94,719		
	資源	収集分	ビン	2,959	2,900	2,764	2,721	2,914
			カン	1,008	951	921	933	1,058
			古紙	8,449	8,149	7,800	7,681	8,127
			古着・古布	1,021	1,031	1,034	1,099	1,296
			発泡トレイ	8	9	8	8	8
			紙パック	15	13	15	15	15
			ペットボトル	982	1,012	1,058	1,048	1,094
小型家電			5	5	7	6	7	
剪定枝			635	601	594	574	619	
容器包装プラスチック			433	415	438	408	429	
計		15,515	15,086	14,639	14,493	15,567		
持込分		リサイクル広場まちだ	115	100	99	107	89	
		剪定枝	1,039	1,076	1,073	993	994	
		計	1,154	1,176	1,172	1,100	1,083	
資源量小計		16,669	16,262	15,811	15,593	16,650		
合計（総ごみ量）		111,549	109,156	107,600	109,902	111,369		
集団回収量 （町内会・子ども 会等の回収）		ビン	231	227	214	208	205	
		カン	255	258	257	253	242	
	古紙	10,463	10,263	9,817	9,539	8,871		
	古着・古布	623	636	654	692	676		
	合計	11,572	11,384	10,942	10,692	9,994		
総合計（総ごみ量+集団回収量）	123,121	120,540	118,542	120,594	121,363			

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
資料：「ごみ・資源の量」（町田市環境資源部 環境政策課 令和 4 年 10 月閲覧）

② 産業廃棄物

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 3.3-25 のとおりです。

令和元年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,523 千トン（前年度比約 10.1%減少）であり、減量化量は約 6,510 千トン、再生利用量は約 2,842 千トン、最終処分量は約 170 千トンとなっています。また、令和 2 年度の神奈川県内における産業廃棄物排出量は約 17,370 千トン（前年度比約 3.9%減少）であり、減量化量は約 10,600 千トン、再生利用量は約 6,500 千トン、最終処分量は約 270 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-26 に、分布状況は図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 13 箇所、最終処分場が 1 箇所存在しています。

表 3.3-25(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発生量	10,012	10,000	10,635	10,595	9,523
減量化量	6,218	6,495	6,580	7,697	6,510
再生利用量	3,350	2,942	3,835	2,449	2,842
最終処分量	456	563	219	450	170

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

表 3.3-25(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
排出量	18,170	17,160	18,790	18,080	17,370
減量化量	9,890	8,910	11,550	10,890	10,600
再生利用量	6,820	7,110	6,910	6,910	6,500
最終処分量	1,460	1,140	340	280	270

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

表 3.3-26 産業廃棄物処理施設の状況

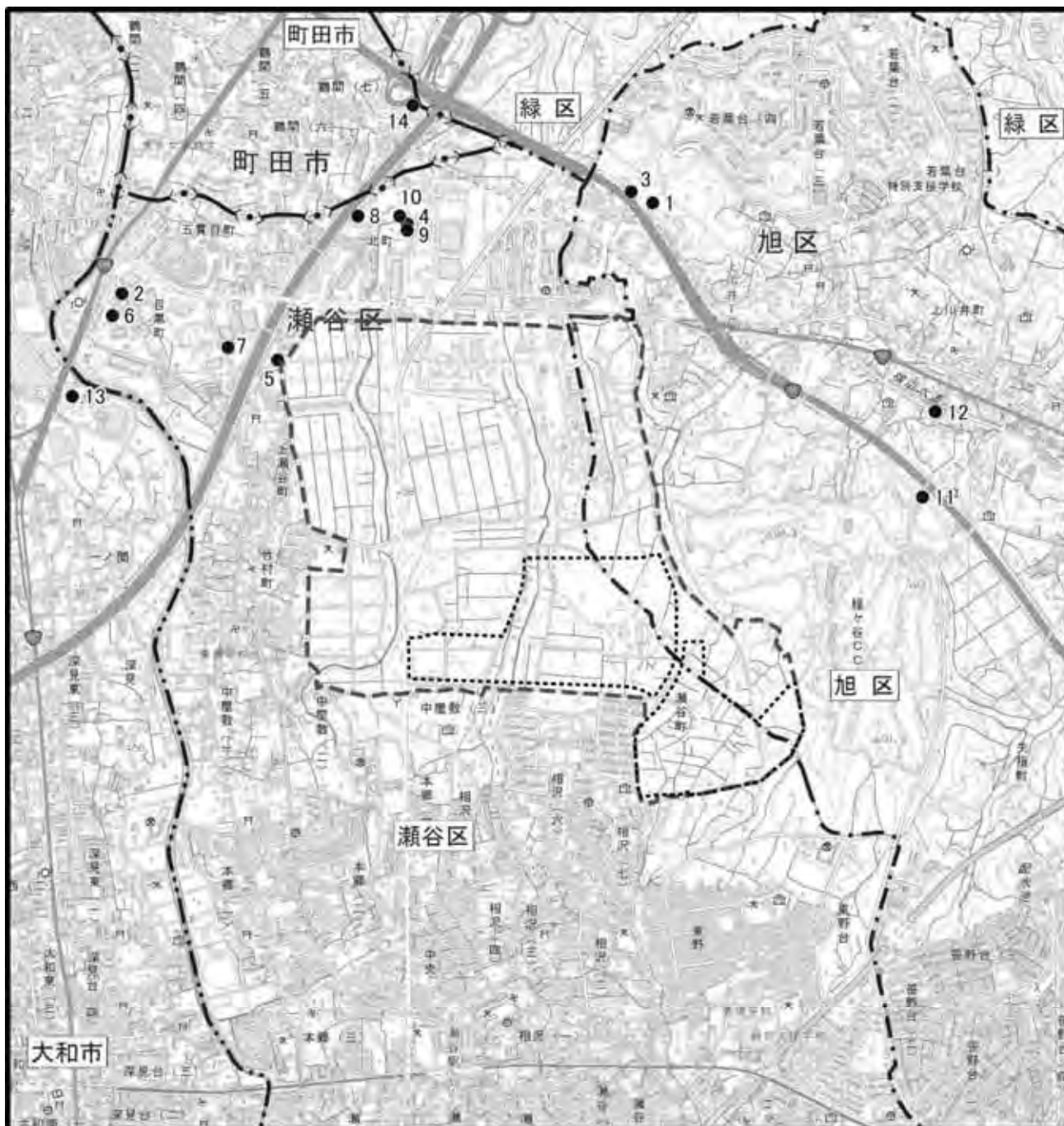
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外6筆及び移動式	中間処理 (破砕)
2	(株) ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16-12	中間処理 (破砕)
3	(株) カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444-7 外7筆	中間処理 (破砕、圧縮)
4	木村管工 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破砕、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外1筆	中間処理 (分級、造粒固化、破砕)
7	(株) 佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36-2	中間処理 (破砕)
8	ダイシン産業 (株)	横浜市瀬谷区北町 28-1 外6筆	中間処理 (破砕、圧縮、選別)
9	(株) 早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破砕、切断)
10	前田道路 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破砕)
11	和英堂興産 (株)	横浜市旭区上川井町 1245 外22筆	最終処分 (埋立)
12	(株) トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理 (中和)
13	大和アスコン (株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破砕)
14	(有) 町田環境リサイクル	町田市鶴間七丁目 22-30	中間処理 (破砕)

注1：表中のNo. は図 3.3-16 に対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

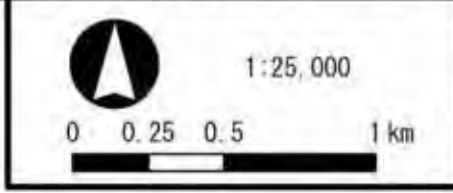
「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和4年10月閲覧)



凡 例

- ⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- - - 市界
- · - 区界
- 産業廃棄物処理施設



注1：図中のNo. は表 3.3-26 に対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.3-16 産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-27 に示すとおりです。

表 3.3-27 本事業及び対象事業実施区域に係る計画等

項目	関係法令	本事業との関係		
環境関連	環境一般	生活環境保全推進ガイドライン	○	
	環境計画等	横浜市環境管理計画	○	
	公害防止	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
		廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
			アスベスト除去工事に関する指導指針	—
			横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～	○
			第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
神奈川県循環型社会づくり計画	○			
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○	
		横浜市水と緑の基本計画	○	
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○	
		緑化地域制度	○	
		横浜つながりの森構想	—	
		横浜市森づくりガイドライン	○	
		これからの緑の取り組み [2019-2023]	○	
		生物多様性保全上重要な里地里山	○	
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—	
		横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)	○	
自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—		
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○	
		横浜市防災計画 震災対策編	○	
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針 (神奈川県)	—	
	化学物質の適正な管理に関する指針 (横浜市)	—		
	神奈川県内消防広域応援実施計画	—		
地球環境保全	温暖化対策	横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○	
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—	
		神奈川県循環型社会づくり計画	○	
その他	景観	横浜市景観計画	○	
		神奈川県景観づくり基本方針	○	
		横浜市景観ビジョン	○	
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○	
	まちづくり方針	横浜市基本構想 (長期ビジョン)	○	
		横浜市中期4か年計画 2018～2021	○	
		横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	
		地区計画・建築協定	○	
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	
		首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○	
		街づくり協議地区制度	—	
		横浜都市交通計画	○	
		横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○	
		旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案	○	
		旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○	
		横浜市 SDGs 未来都市計画	○	
		その他	光害対策ガイドライン	○
			工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○

3.4 調査対象地域における地域特性の概要

「3.2 自然的状況」、「3.3 社会的状況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3.4-1～表 3.4-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域の位置する旧上瀬谷通信施設は、戦後に米軍により接收され、平成 27 年 6 月に返還されました。戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、自由な土地利用が制限され、広大な丘陵地が未利用に近い状態で残された反面、各種都市基盤は未整備な状況となっています。

令和 2 年 3 月に横浜市が策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、郊外部の新たな活性化拠点を目指し、「農業振興ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」、「公園・防災ゾーン」の 4 つの土地利用ゾーンが設定されました。また、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針を踏まえ、旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業（以下、「土地地区画整理事業」とします。）にて検討を深度化し、土地利用計画図をまとめ、その中で「公園・防災地区」を配置しました。本事業は、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的に「公園・防災地区」の一部に広域公園を整備するものです。

対象事業実施区域の周辺には、一般国道 246 号や一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）等の幹線道路や、相鉄本線、東急田園都市線等の鉄道が南北に存在するなど、交通の利便性が高い地域です。そうした中、なだらかな傾斜をもつ丘陵地とそこを南北に流れる小河川からなる地形の上に、農用地や草原がまとまって分布しており、それらを構成要素としたとした緑豊かでのどかな景観が広がっています。

表 3.4-1(1) 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
大気環境の状況 (気象)	・横浜地方気象台(横浜市中区山手町)の令和3年の気象状況は、平均気温 17.0℃、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 2,056.5mm です。(p.3-2 (1)気象の状況)
(大気質)	・平成 29 年度から令和 3 年度（2 つの測定局は平成 28 年度から令和 2 年度）の経年変化をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質は、調査区域内で測定が行われた全ての地点において全ての年度で環境基準に適合していました。(p.3-3 (2)大気質の状況) ・光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でしたが、これは全国的にも同様の傾向です。(p.3-3 (2)大気質の状況) ・ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。(p.3-3 (2)大気質の状況)
(騒音)	・道路交通騒音の平成 29 年度以降の測定結果は、丸子中山茅ヶ崎（瀬谷区二ツ橋町）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（旭区上川井町）、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2572 付近）、一般国道 246 号（町田市鶴間 5 丁目 15）、一般国道 16 号（鶴間）（町田市鶴間 7 丁目 32）は昼間と夜間ともに、一般国道 246 号（大和市下鶴間二丁目 12 付近）、一般国道 467 号（大和市深見台四丁目 1-1 付近）は夜間において環境基準に不適合でした。(p.3-12 ①道路交通騒音) ・一般環境騒音の平成 28 年度以降の測定結果は、等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。(p.3-13 ②一般環境騒音)

表 3.4-1(2) 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
(振動)	・ 道路交通振動の平成 29 年度以降の測定結果は、一般国道 246 号（大和市中鶴間 2572 付近）の夜間において要請限度を超過しています。（p. 3-15 ①道路交通振動）
(悪臭)	・ 調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。（p. 3-15 (5) 悪臭の状況）
水環境の状況 (水象)	・ 対象事業実施区域内には、相沢川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の北東側には帷子川及び堀谷戸川、東側には矢指川、西側には大門川及び境川が流れています。（p. 3-16 (1) 水象の状況） ・ 対象事業実施区域南東部及び対象事業実施区域の北東側には、湧水が分布しています。（p. 3-20 図 3.2-4）
(水質)	・ 調査区域内の河川の水質測定地点 3 地点での測定結果は、境川の鶴間橋（大和市）では平成 28 年度から令和 2 年度まで pH、D ₀ 、BOD、SS を測定しており、いずれの年も全項目で環境基準に適合していました。堀谷戸川の中井橋、大門川の中川橋では平成 28 年度から平成 29 年度まで pH、D ₀ 、BOD を測定しており、中井橋ではいずれの年も全項目で環境基準に適合していましたが、中川橋では pH のみがいずれの年度も環境基準に不適合でした。（p. 3-21 ①河川の水質） ・ 調査区域内の地下水の水質測定地点 2 地点での測定結果は、瀬谷区相沢三丁目では平成 28 年度から令和 2 年度までテトラクロロエチレンを測定しており、いずれの年度も環境基準に不適合でした。旭区下川井町では平成 28 年度、平成 30 年度及び令和 2 年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を測定しており、いずれの年度も環境基準に不適合でした。（p. 3-24 ②地下水の水質）
土壌及び地盤の状況 (土壌)	・ 対象事業実施区域の土壌は、主に厚層多腐植質黒ボク土となっており、一部に腐植質黒ボクグライ土、人工改変台地土が分布しています。（p. 3-26 (1) 土壌の状況）
(土壌汚染)	・ 調査区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。なお、令和元年度及び令和 3 年度に旧上瀬谷通信施設において土壌汚染調査が行われており、対象事業実施区域内の一部区画において土壌の汚染が確認されています。（p. 3-26 (2) 土壌汚染の状況）
(地盤)	・ 瀬谷区の観測水準点 13 地点のうち、沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点 13 地点では、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満です。（p. 3-31 (3) 地盤の状況） ・ 調査区域の大部分は丘陵地及び台地面で、軟弱地盤の層厚は 0～5m です。（p. 3-31 (3) 地盤の状況）
地形及び地質の状況 (地形)	・ 対象事業実施区域の地形は主に武蔵野段丘面群で、標高はおおむね 60m 以上 80m 未満で、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。（p. 3-35 (1) 地形の状況）
(地質)	・ 対象事業実施区域の地質は、主に武蔵野ローム層で形成されており、河川沿いに沖積層が分布しています。（p. 3-35 (2) 地質の状況）
(土砂災害関連法令による指定状況)	・ 対象事業実施区域内には砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林に指定された区域はありません。調査区域に、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定された区域がありますが、対象事業実施区域内には指定された区域はありません。（p. 3-42 (3) 土砂災害関連法令による指定状況）
(災害)	・ 瀬谷区の令和 3 年の被害総数は、人的被害が 0 人、住家被害が 1 棟、非住家被害が 1 棟、田畑被害が 0.0268ha、その他の被害が 5 件（箇所）、旭区では、人的被害が 0 人、住家被害が 0 棟、非住家被害が 0 棟、田畑被害が 0 ha、その他の被害が 3 件（箇所）となっています。（p. 3-44 ①災害による被害の発生状況） ・ 調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。（p. 3-46 ②地震） ・ 対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 1.0m～2.0m 未満及び 2.0m 以上の地域となっており、南東部において浸水深が主に 2cm～20cm 未満の地域が散在しています。（p. 3-50 ③浸水想定区域） ・ 地震発生時の液状化危険度は、対象事業実施区域周辺には「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部ありますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。（p. 3-50 ④液状化）

表 3.4-1(3) 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (動物)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域周辺で確認されている重要な種としては、哺乳類ではキツネ、イタチの2種、鳥類ではヒバリ、オオタカ等 68 種、爬虫類ではアオダイショウ等 5 種、両生類ではニホンアカガエル等 8 種、昆虫類等 55 種、魚類ではホトケドジョウ等 18 種、陸産貝類 5 種、底生動物 5 種が確認されています。(p. 3-61~68 ②動物の重要な種)
(植物)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。(p. 3-79 ②植生の概要) ・調査区域周辺で確認されている重要な種としては、植物ではサンショウモ、タコノアシ等 189 種が確認されています。(p. 3-85~88 ア. 重要な種) ・調査区域には植物の重要な群落等として植生自然度 9 のシラカシ群集が確認されていますが、対象事業実施区域内には分布していません。(p. 3-89 イ. 重要な群落等) ・調査区域には巨樹・巨木林が 1 本、名木が 2 本、名木古木が 27 本指定されていますが、対象事業実施区域内にはありません。(p. 3-91 ウ. 巨樹・巨木林等)
(生態系)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。(p. 3-93 ①環境類型区分) ・陸域では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、オオタカ等の猛禽類を最上位の消費者とする食物連鎖が成立しています。(p. 3-95 ②生態系の概要) ・対象事業実施区域内は生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているほか、緑の 10 大拠点に含まれており、南東部にはホタル生息確認地域の一部が分布しています。(p. 3-98 図 3.2-37 重要な自然環境のまとまりの場合)
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 (景観)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。対象事業実施区域からは西方向から西南西方向に丹沢の山並みが眺望でき、その奥に、富士山の山頂部のごく一部が眺望できます。(p. 3-99 (1) 景観)
(人と自然との触れ合いの活動の場)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域における触れ合い活動の場としては、「鎌倉古道 北コース」等のハイキングコース、「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」などのほか、調査区域の中央をとおる海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。(p. 3-104 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況)

表 3.4-2(1) 地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
人口及び産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区、旭区では、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。(p. 3-107 (1) 人口の状況) ・瀬谷区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多く、旭区では、事業所数は「卸売業、小売業」、従業者数は「医療、福祉」が最も多くなっています。(p. 3-108 (2) 産業)
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内はほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側の土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。南東側は森林及びゴルフ場となっています。(p. 3-110 (1) 土地利用の状況)
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はありません。(p. 3-123 (1) 水利用の状況) ・対象事業実施区域周辺の地下水利用施設は 2 施設で、農業利用されています。(p. 3-124 (2) 地下水等の利用の状況)

表 3.4-2(2) 地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
交通の状況 (道路交通)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周辺には、西側に環状4号線、北側に国道16号、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。バス路線は4社が運行しています。対象事業実施区域の周辺では、西側に神奈川中央交通バスの停留所「竹村町」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第4」、「細谷戸第3」等があります。(p.3-126 (1) 道路交通の状況)
(鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道は北側に東急田園都市線、南側に相鉄本線、西側に小田急江ノ島線があります。対象事業実施区域最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。(p.3-130 (2) 鉄道の状況)
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、保育所・幼稚園等が39施設、小学校が10校、中学校が3校、高等学校が4校、養護学校・特別支援学校が6校、専修学校が2校、大学が1校存在し、対象事業実施区域周辺には4施設があります。(p.3-132 (1) 主な教育機関等) 調査区域内には、主な医療機関が7施設あります。(p.3-132 (2) 主な医療機関等) 調査区域内には、市役所の連絡所が1施設、消防署が2施設、郵便局が7施設あります。(p.3-132 (3) 主な官公庁等) 調査区域内には、福祉施設が60施設あります。(p.3-132 (4) 主な福祉施設等) 調査区域内には、地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が16施設あります。(p.3-132 (5) その他の市民利用施設等) 調査区域内には、主な公園・緑地等が96施設あり、対象事業実施区域の南東側に「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」が隣接しています。(p.3-133 (6) 主な公園・緑地等)
下水道の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が65.9%、旭区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が69.4%となっています。対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。(p.3-148 3.3.6 下水道の整備状況)
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事業と関係する環境関連法令等としては、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な法令等があります。本事業実施に当たっては、これらの関連ある法令等を遵守します。(p.3-149 3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況)
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域には91件の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域内にはありません。(p.3-152 ① 指定・登録文化財) 調査区域には86件の埋蔵文化財包蔵地があり、対象事業実施区域内には3件が分布しています。(p.3-156 ② 埋蔵文化財の状況)
その他の事項 (公害苦情処理件数)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区における公害苦情総数は57件であり、公害苦情が多い項目は騒音及び悪臭が(17件)、大気汚染(14件)、旭区における公害苦情総数は85件であり、公害苦情が多い項目は騒音(26件)、大気汚染(23件)、悪臭(22件)となっています。(p.3-161 (1) 公害苦情処理件数)
(廃棄物処理施設の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市の一般廃棄物の状況は、令和3年度のごみと資源の総量は約117.8万トンで、前年度に比べ約2.2万トン減少(約-1.8%)しています。(p.3-161 ① 一般廃棄物の状況) 横浜市の産業廃棄物発生量は、約9,523千トンで、前年度に比べ約10.1%減少しています。調査区域には、中間処理施設が14箇所、最終処分場が1箇所あります。(p.3-165 ② 産業廃棄物)
(その他の環境の保全を目的とした計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等としては、「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」、「横浜市都市農業推進プラン(2019-2023)」、「横浜市SDGs未来都市計画」、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」、「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」等があります。(p.3-168 (3) その他の環境の保全を目的とした計画等)

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した配慮事項に対し、本事業で検討した配慮の内容を表 4.1 に記載しました。

なお、配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものとなります。

表 4.1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>(1) 対象事業実施区域の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">基本的な配慮事項</p>	○	<p>・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に加え、以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</p> <p>(主な上位・関連計画と本事業の位置づけ)</p> <p>① 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月） 【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】より 緑の10大拠点の一つに指定されている川井・矢指・上瀬谷地区は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農業体験などの場として活用します。また、旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。</p> <p>② 横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン（平成29年3月） 【4. 部門別まちづくりの方針 1. 土地利用の方針】より 旧上瀬谷通信施設は、その広大さから横浜市に残された貴重な財産であるため、緑や農の保全とのバランス等を図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。また、あわせて周辺区域においても、都市的土地利用も含めた、土地利用を誘導します。</p> <p>③ 横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン（平成30年11月） 【Ⅲまちづくりの方針 1. 土地利用の方針】より 旧上瀬谷通信施設の土地利用は、道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを生かし、持続的な都市農業を展開するとともに、全市的・広域的課題への対応を図りながら、旭区をはじめとした周辺地域の活力に結びつくよう誘導していきます。</p> <p>④ 横浜市環境管理計画（平成30年11月） 【第5章環境側面からの基本施策 基本施策2. 生物多様性】より 市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となるなど生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特徴に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間を創出します。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外（南東側）に位置する瀬谷市民の森等との連続性や、現況の和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状等に配慮し、公園のエリア構成は、対象事業実施区域内（南東部）に、樹林地、和泉川の源流域を中心とした緑と水の保全・創出に取り組む「みどりの発信エリア」、「みどりの実践エリア」を配置する計画としました。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地、和泉川源流の湧水環境等、多様な緑と水の環境を保全・創出します。 ・「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」においても、建物（管理棟等）周辺や敷地内を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。また、「みどりの実践エリア」の生態系に配慮し、新たな水辺空間の整備などを検討していきます。 ・太陽光等の再生可能エネルギーの活用など、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を検討します。
--	--	--

注1：下線部：「配慮書」からの変更点を示します。

表 4.1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項 (2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。 (3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。 (4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて対象事業実施区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。 ・<u>対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や市の「緑の10大拠点」に指定されている川井・矢指・上瀬谷地区に位置し、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農業体験などの場としての活用を目指していることから、それらに配慮した計画とします。</u>
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。 ・<u>一部供用後も工事が予定されていることから、工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。</u>
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。
本事業に係る配慮事項 (5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。 (6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状と自然環境を保全し、生物多様性を考慮した自然体験の場の確保に努めます。 ・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・<u>公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討していきます。</u>
	○	<ul style="list-style-type: none"> ・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。 ・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、公園の整備と併せて導入を検討します。 ・<u>太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観への影響に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めます。</u>

注1：下線部：「配慮書」からの変更点を示します。

表 4.1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づきグリーン電力の導入に努めます。 注：横浜市グリーン電力調達制度 温暖化対策を進めていくために、本市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴う CO ₂ 排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導する制度を平成 18 年度より導入しています。
(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> 通路や駐車場の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、ヒートアイランド現象の抑制策として、保水性舗装や遮熱性舗装などの採用についても検討します。 ヒートアイランド現象の抑制を図るため、水系や緑陰、地形による微気象など快適に過ごせ、親しみながらグリーンインフラを体感できる場の整備を検討します。
(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> 相沢川の河川空間とそこから連続する広々とした草地や上瀬谷の原風景となる農景観などの多様な景観をいかした整備を検討します。 管理棟等について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう、検討を進めます。
(10) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の整備に当たっては、横浜市駐車場条例等を参考に必要台数を確保した上で、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、駐車場を適切に配置します。 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。 <u>マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置などについて検討します。</u>

注 1：下線部：「配慮書」からの変更点を示します。

表 4.1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
(11) 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とします。 ・工事の施工中においては、低騒音型・低振動型機械の使用、仮囲いの設置、低騒音・低振動工法の採用、作業量の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。 ・駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップ、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。
(12) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。 ・既存文献によると、計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。
(13) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地の保全、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、湧き水の保全、駐車場や管理用通路並びに園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画とします。
(14) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再利用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討します。 ・工作物については、定期的な点検を適切に行うことで、長寿命化に努めます。 ・建設発生土は、場内再利用に努めます。

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、令和2年1月24日に公告され、同日から令和2年2月7日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2に示すとおりです。

表 4.2 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年1月24日～令和2年2月7日（15日間）
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、環境情報の提供はありませんでした。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 2 年 3 月 10 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び事業者の見解は、表 4.4 に示すとおりです。

表 4.3 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 3 月 25 日～令和 2 年 4 月 8 日（15 日間）
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.4(1) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 全 般 的 事 項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例えば基本的な配慮事項（1）については、第2章 2.3.3 p.2-8～2-9, 2.5 p.2-16, 2.6 p.2-16, 2.7 p.2-16） ^{注1} 。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性を踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。	・「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第6章の調査位置を示す図面の統一を図りました。
	(4) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。	・関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、本事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました（第6章 p.6-16（表6.12脚注※2）等） ^{注1} 。
	(5) 本事業の計画区域の設定と旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンの関連性について、土地利用の時間経過も含めて、適切に分かりやすく方法書に記載してください。	・旧上瀬谷通信施設の土地利用は、土地区画整理事業において土地利用計画の基本方針を踏まえ検討を深度化し、土地利用計画図をまとめました。その中で「公益的施設用地（公園・防災等用地）」を配置し、本事業の対象事業実施区域は、「公益的施設用地（公園・防災等用地）」の一部となり、その旨を方法書に記載しました。（第2章 2.2.2 p.2-4等） ^{注1} 。

注1：方法書の該当ページを示します。

表 4.4(2) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 配慮指針に掲げられている配慮事項</p>	<p>ア 旧上瀬谷通信施設全体の事業実施による生態系への影響が想定されることも踏まえ、生物多様性の観点から、各エリアの整備を検討してください。</p>	<p>・対象事業実施区域外（南東側）に位置する瀬谷市民の森等との連続性や、現況の和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状等に配慮し、公園のエリア構成は、対象事業実施区域内（南東部）に、樹林地、和泉川の源流を中心とした緑と水の保全・創出に取り組む「みどりの発信エリア」、「みどりの実践エリア」を配置する計画としました。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地、和泉川源流の湧水環境等、多様な緑と水の環境を保全・創出します。また、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」においても、建物（管理棟等）周辺や敷地内を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。</p>
	<p>イ 公民連携推進エリアにおいては、自然環境保全エリアの生態系に配慮し、相沢川を生かした整備を検討してください。</p>	<p>・「みどりの賑わい・レクリエーションエリア（配慮書では「公民連携推進エリア）」においては、「みどりの実践エリア（配慮書では「自然環境保全エリア）」の生態系に配慮し、新たな水辺空間の整備などを検討していきます。</p>
	<p>一部供用後も工事が予定されていることから、利用者の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者への適切な情報提供に努めてください。</p>	<p>・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。</p>

表 4.4(3) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項 (3) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項(5)】	自然環境の保全が継続的に行われる機能を有する施設の設置など、公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討してください。	・公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討していきます。
(4) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項(6)】	太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めてください。	・太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観への影響に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めます。
(5) ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項(8)】	グリーンインフラの整備について、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。	・雨水浸透施設等や瀬谷市民の森等と連続性のある既存樹林地の保全等、緑のネットワークの形成などグリーンインフラの検討を進めています。具体的な内容は、準備書以降の図書で示します。
(6) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 【配慮事項(10)】	利用者に対するマイカー以外の交通手段の利用促進を図るとともに、それらに応じた対策も検討してください。	・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置などについて検討します。

第5章 環境影響要因の抽出及び
環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

本事業の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中と供用時の各段階で、表 5.1 に示すとおり抽出しました。

表 5.1 環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因	抽出の理由
工 事 中		建設機械の稼働	・造成工事や建物の建築等のために、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
		工事用車両の走行	・資機材の運搬や廃棄物等の搬出を行う車両が、周辺道路を運行します。
		建設行為等	・造成工事や建物の建築等の工事を実施します。
注1 供 用 時	施設の存在	施設の存在・土地利用の変化	・対象事業実施区域内に公園施設が出現し、土地利用が変化します。
	施設の供用	施設の運営	・公園施設管理・運営作業が行われます。 ・利用者及び施設管理関係者が施設を利用します。
		来園車両等の走行	・利用者による来園車両及び管理用車両が走行します。

注1：区分欄に掲げる「供用時」は、公園整備が完了し全体供用開始の時点を示します。

5.2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5.2 に示すとおり、温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（湧水の流量）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）、大気質、水質・底質（公共用水域の水質）、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場の計 11 項目選定しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5.3 及び表 5.4 に示すとおりです。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	施設の存在		施設の供用	
						変化	施設の存在・土地利用の	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	●	●			●		
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物			●	●	●		
		植物			●	●	●		
		生態系			●	●	●		
	水循環	地下水位及び湧水の流量			●	●			
河川の形態、流量									
海域の流況									
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物					●		
		産業廃棄物			●		●		
		建設発生土			●				
	大気質	大気汚染	●	●				●	
	水質・底質	公共用水域の水質			●				
		公共用水域の底質							
		地下水の水質							
	土壌	土壌汚染							
	騒音	騒音	●	●				●	
	振動	振動	●	●				●	
	地盤	地盤沈下							
	悪臭	悪臭							
	低周波音	低周波音							
	電波障害	テレビジョン電波障害							
	日影	日照阻害							
		シャドーフリッカー							
風害	風害								
安全	土地の安定性								
	浸水								
	火災・爆発								
	有害物漏洩								
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断							
		交通混雑		●				●	
		歩行者の安全		●				●	
	景観	景観				●			
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		●		●		●	
文化財等	文化財等								

注1：●は選定した項目を示します。

注2：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事用車両の走行は限られますが、工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業において改変された土地であり、本事業の工事に伴う直接的影響はありません。しかし、隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、工事により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等を行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	○	工事に伴い発生する工事排水は速やかに公共下水道に接続できない場合も想定されます。そのため、工事排水を公共用水域に排出する場合、公共用水域の浮遊物質（SS）及び水素イオン濃度（pH）に係る影響を生じさせる恐れがあることから、環境影響評価項目として選定します。なお、排水管の敷設・接続工事の完了後は、排水管により工事排水を公共下水道に排出します。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はありません。また、旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度に行われた防衛省による土壤汚染調査では、一部区画で土壤の汚染が確認されていますが、本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壤汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.3(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。 旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度及び令和3年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、 <u>対象事業実施区域内の一部区画</u> で土壌の汚染が確認されていますが、本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。また、本事業では工事において土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	工事において、地盤沈下を招くような地下水の揚水、排除、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を生じさせるおそれはないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、工事において新たな電波障害を生じさせる仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、工事において新たな日照阻害を生じさせる仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、工事においてシャドーフリッカーを生じさせる仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	風害	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、工事において新たな風害を生じさせる仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.3(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しないため、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	工事において、周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	工事において、可燃物を大量に蓄積することなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事において、有害物の使用・蓄積はなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業の工事において、地域分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、工事施工ヤードも限られた範囲になることから、地域分断を引き起こすおそれがないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、工事において景観に影響を及ぼすような仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、工事に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するものの、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じた後、本事業の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	<p>施設の稼働に伴い、設備機器等から定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。</p> <p>なお、施設の供用にあたっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。</p>
生物多様性	動物	○	<p>対象事業実施区域は、土地区画整理事業において改変された土地であり、施設の存在・土地利用の変化に伴う直接的影響はありません。しかし、施設の供用に伴う照明設備の使用により対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。</p> <p>また、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、土地区画整理事業による改変後からの生物多様性の回復の程度も対象とします。</p>
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	<p>対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、公園整備に伴い湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。</p> <p>なお、供用時において、地下水の揚水は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。</p>
	河川の形態、流量	×	<p>本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水することはありません。</p>
	海域の流況	×	<p>本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	<p>供用時における施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	産業廃棄物	○	<p>供用時における施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	建設発生土	×	<p>供用時には建設発生土は発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
大気質	大気汚染	○	<p>来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.4(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
水質・底質	公共用水域の水質	×	公園内の施設における水利用・排水処理は、公営上水道及び公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	公園内の施設における水利用・排水処理は、公営上水道及び公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	来園車両等の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う騒音の発生の要因はありません。また、施設の運営に当たっては、騒音等の迷惑行為の防止のため、パトロールや看板設置などでの注意喚起等により公園利用マナー向上に努めます。
振動	振動	○	来園車両等の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う振動の発生の要因はありません。
地盤	地盤沈下	×	本事業では、地下水位の低下を招くような地下水の揚水、排除、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	供用時において、著しい低周波音を発生させる設備の導入計画はありません。また、設備機器は定期的なメンテナンスを実施することで、機能の維持に努めていきます。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業では、周辺地域に電波障害を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業では、周辺地域の日照に影響を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業では、大規模な風力発電施設の建設はなく、シャドーフリッカーは発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	風害	×	本事業では、周辺地域の風環境に影響を及ぼす高層建築物はないため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	土地の改変及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

第6章 環境影響評価の予測及び評価

第6章 環境影響評価の予測及び評価

本章では、選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、その結果を以下に記載しました。各項目の調査のうち、「既存資料調査」は既存文献等の資料収集及び整理による調査、「現地調査」は対象事業実施区域内及び周辺において実施した調査を指しています。

なお、現地調査を実施することが一般的な動物、植物、生態系、水循環、大気質、水質・底質、騒音、振動、地域社会、景観、触れ合い活動の場といった項目については、土地区画整理事業において実施された現地調査の結果を引用し、現況把握に活用しました。土地区画整理事業において実施された現地調査の結果は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（横浜市 令和4年3月）（以下、「既存資料（区画整理）」とする）に整理されていますので、本書では本事業と関連する一部を抜粋して引用しました。

表 6.1 土地区画整理事業の現地調査結果を活用している項目
及び公園事業において現地調査を実施する項目

環境影響評価項目	現地調査	土地区画整理事業の現地調査結果を活用している項目	公園事業において現地調査を実施する項目
温室効果ガス	-	-	-
生物多様性	○	○	-
水循環（湧水の流量）	○	○	○
廃棄物・建設発生土	-	-	-
大気質	○	○	-
水質・底質 （公共用水域の水質）	○	○	-
騒音	○	○	-
振動	○	○	-
地域社会 （交通混雑、歩行者の安全）	○	○	-
景観	○	○	○ （近景の調査を実施）
触れ合い活動の場	○	○	-

注1：土地区画整理事業において実施された現地調査の結果は、本事業と関連する一部を抜粋して引用しました。

6.1 温室効果ガス

6.1 温室効果ガス

本事業では、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は施設の運営に伴い温室効果ガスが排出されます。

このことから、本事業の工事中、供用時に排出する温室効果ガス排出量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 2020年度の横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5万tCO₂です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。また、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。 「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」を「Zero Carbon Yokohama」とし、横浜地域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で50%、2050年までに実質ゼロを目指しています。また、「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」では、温室効果ガス排出量の削減目標(2013(平成25)年度比)を市役所全体で50%、庁舎等で72%と設定しています。 	p. 6.1-4 ~6.1-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。 	p. 6.1-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは7,736tCO₂/期間(約20年6ヶ月)、工事用車両からは9,520tCO₂/期間(約20年6ヶ月)と予測します。 	p. 6.1-16, 6.1-18
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械や工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械や工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用します。 	p. 6.1-23
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6.1-25

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 2020年度の横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5万tCO₂です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。また、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。 「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」を「Zero Carbon Yokohama」とし、横浜地域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で50%、2050年までに実質ゼロを目指しています。また、「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」では、温室効果ガス排出量の削減目標(2013(平成25)年度比)を市役所全体で50%、庁舎等で72%と設定しています。 	p. 6.1-4 ～6.1-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。 	p. 6.1-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、電力由来が1,359tCO₂/年、都市ガス由来が205tCO₂/年と予測します。 	p. 6.1-21 ～6.1-22
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー型製品(空調設備、LED照明等)の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。 建物(パークセンター等)周辺の緑化や、太陽光等の再生エネルギー施設の導入を行います。 省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。 設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づき電力調達します。 機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。 駐車場内に電気自動車の充電設備の導入を目指します。 マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 	p. 6.1-24
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6.1-25 ～6.1-26

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.1.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 温室効果ガスに係る原単位の把握
- ② 排出抑制対策の実施状況
- ③ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、横浜市域としました。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年1月）等により、予測式及び原単位を整理しました。

② 排出抑制対策の実施状況

横浜市で取り組んでいる地球温暖化対策等を整理しました。

③ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
- ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」
- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」
- ・「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
- ・「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」
- ・「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」

(5) 調査結果

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

予測で用いるため、「⑤ 予測条件の整理」(p. 6. 1-15 参照)に整理しています。

② 排出抑制対策の実施状況

ア. 温室効果ガスの排出抑制対策

環境省による「事業者のための CO₂ 削減対策 Navi」において示されている、事業所(業務部門)における主な CO₂ 削減対策は、表 6. 1-1 に示すとおりです。

また、「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」(横浜市ホームページ令和 4 年 10 月閲覧)で掲げられている重点対策は、表 6. 1-2 に示すとおりです。横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

表 6.1-1(1) 事業所（業務部門・産業部門）における主な CO₂ 削減対策

【業務部門】

対象工程等	対象タイプ	対策名		
熱源・搬送	運用改善	冷温水出口温度の調整		
		冷却水設定温度の調整		
		冷却水量の変更		
		熱源台数制御装置の運転発停順位の調整		
		冷温水ポンプの冷温水流量の調整		
		インバータ設定値の見直し		
	設備	省エネ型の冷却塔への更新		
		フリークーリングの導入		
		蒸気配管・蒸気バルブ・フランジ等の断熱強化		
		蒸気漏れ等の配管・バルブの更新		
		ポンプ台数制御の導入		
		インバータ等によるポンプの可変流量制御 (VWV) の導入		
		循環ポンプの更新		
		コージェネレーションの導入		
		熱配管経路の見直し		
		高効率ターボ冷凍機の導入		
		高効率冷温水機・冷凍機の導入		
		空調・換気	運用改善	空調・換気運転時間の短縮
				空室・不在時の空調停止
外気取り入れ量の縮小				
温度センサーによる換気制御システム				
冷暖房設定温度・湿度の緩和				
除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止				
ウォーミングアップ時の外気取入れ停止				
外気冷房(中間期等の送風のみ運転)				
駐車場換気設備のスケジュール運転				
コイル・フィルター、熱交換器の清掃				
空調機のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入				
夜間等の冷気取り入れ(ナイトバージ)				
冷暖房ミキシングロスの防止(室内混合損失の改善)				
空調室外機の放熱環境改善				
設備	高効率空調機への更新			
	空調機・換気ファンの省エネファンベルトの導入			
	空調機・換気ファンのプーリダウン			
	全熱交換器の導入			
	インバータ等によるファンの変風量制御 (VAV) の導入			
	空調ゾーニングの細分化			
	CO ₂ 又は CO 濃度による外気量自動制御システムの導入			
	空調機器のフィルターを低圧損型に変更			
	ペリメータレス空調システム			
温度成層型空調システム				
給排水	運用改善	給排水ポンプの流量・圧力調整		
		給湯温度・循環水量の調整		
		給湯機関の短縮(冬期以外の給油禁止)		
	設備	節水型シャワーヘッドの導入		
		高効率ヒートポンプ給湯機への更新		
		高効率ガス給湯器への更新		

資料:「事業者のための CO₂ 削減対策 Navi」(環境省 令和 4 年 10 月閲覧)

表 6.1-1(2) 事業所（業務部門・産業部門）における主な CO₂ 削減対策

【業務部門】

対象工程等	対象タイプ	対策名
その他	運用改善	不要変圧器の遮断
		専用変圧器等の不要時遮断
		不要照明・不要時間帯の消灯
		パソコン等 OA 機器の待機電力削減
		閑散期のエレベーターの一部停止
		間引き消灯
	設備	エレベーターへの回生電力回収システムの導入
		超高効率変圧器の導入
		変圧器の統合
		変圧器の台数制御装置の導入
		LED 照明の導入
		人感センサー方式の導入
		タスクアンビエント照明
		省エネ型自動販売機への更新
		冷蔵・冷凍設備の省エネ
		昇降機へのインバータ制御の導入

資料：「事業者のための CO₂ 削減対策 Navi」（環境省 令和 4 年 10 月閲覧）

表 6.1-2(1) 「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」で掲げられている重点対策
【第1号及び第2号該当事業者^{注1}向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の削減に向けた会議等を実施する。 ・会議にて決定した事項を従業員へ周知し、事業者全体で温室効果ガス排出量の削減対策を実施する。 ・PDCA サイクルで、対策状況の評価を定期的実施する。
エネルギー使用量の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー種類別の使用量の記録（記録の頻度、記録方法等）、保管等についての管理基準を設定する。 ・上記の管理基準を基に、エネルギー種類別の使用量を定量的に把握する。 ・事業所のエネルギー使用状況の時間変化（時間、日、月単位）を把握し、過年度のエネルギー使用実績と比較検討することで、エネルギー使用量の無駄を把握及び事業者として対応すべき課題を特定する。
事務用機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減に関する管理基準（省エネモードの設定、業務終了時の速やかな停止等）を設定する。 ・省エネモードの設定方法を整備し、従業員へ周知する。 ・管理基準が順守されているかを定期的に点検する体制を整備する。
受変電設備の力率の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受電端における力率の管理基準の値及び管理方法を設定する。 ・最大負荷時、最低負荷時等の機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理する。 ・更新、新設等の機会をとらえて、進相コンデンサの導入等により、力率の改善を図る。
照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備は、灯数及び点灯時間、照度等の基準（日本工業規格 Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格に規定するもの）についての管理基準を設定する。 ・過剰又は不要な照明をなくすための運用ルールを設定する。
空調設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラインド管理等による負荷の軽減及び使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、温度等について管理基準を設定する。 ・温度、湿度その他の空気の状態等の個別の室内条件をきめ細かく把握し、各室ごとに運転時間の見直しを行い、使用頻度の低い部屋の空調停止、空気調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の軽減を図る。
空調用冷凍機の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空調用冷凍機の総合的なエネルギー効率を向上させる冷却水温度、冷温水温度、圧力等の管理基準の値を設定する。 ・空調用冷凍機の効率を維持するため、定期的に効率を把握（実稼働ベース）し、その結果を記録する。 ・現状の空調用冷凍機の稼働条件を事業所の状況変化（生産設備の変更、テナントの増減等）や季節等に合わせ、省エネルギーの観点から適宜見直す。

注1：第1号及び第2号該当事業者：4月1日から翌年の3月31日までの1年間に、横浜市内に設置している全ての事業所に係る原油換算エネルギー使用量の合算が1,500kl以上の場合に該当事業者となります。
資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局 令和4年4月）

表 6.1-2(2) 「横浜市地球温暖化対策計画等作成マニュアル」で掲げられている重点対策
【第1号及び第2号該当事業者^{注1}向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
換気設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季、冬季に冷暖房を使用する区画については、外気導入量が抑制されるよう、換気量、運転時間の基準を設定する。 ・中間期及び冬季に冷房需要がある区画については、積極的に外気を利用することを検討し、管理方法を整備する。 ・管理基準を基に、夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し、外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入する。
フィルター清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備、換気設備のフィルター清掃について、室用途により1回/月～2回/年等清掃の基準を定める。 ・清掃のスケジュール、実施状況を記録する様式を整備する。 ・上記に基づき、定期的に清掃を実施し、その実施の記録を残す。

注1：第1号及び第2号該当事業者：4月1日から翌年の3月31日までの1年間に、横浜市内に設置している全ての事業所に係る原油換算エネルギー使用量の合算が1,500kl以上の場合に該当事業者となります。

資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局 令和4年4月）

イ. 横浜市の温室効果ガス排出量

横浜市による温室効果ガス排出量の集計は、表 6.1-3 に示すとおりです。

2020 年度の横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5 万 tCO₂ です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019 年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。

また、1 人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。

表 6.1-3 横浜市の温室効果ガス排出量

排出量単位：万 tCO₂

項目	年度	2013	2017	2018	2019			2020 (速報値)	
					排出量	2013 年度比	2017 年度比		前 年度比
二酸化炭素	家庭部門	500.9	439.4	442.5	431.1	-13.9%	-1.9%	-2.6%	472.4
	業務部門	486.7	371.4	360.5	336.3	-30.9%	-9.5%	-6.7%	312.5
	産業部門	245.1	199.9	189.0	181.5	-25.9%	-9.2%	-4.0%	159.1
	エネルギー転換部門	450.7	405.4	380.1	385.5	-14.5%	-4.9%	1.4%	302.9
	運輸部門	389.5	370.8	361.4	356.0	-8.6%	-4.0%	-1.5%	316.9
	廃棄物部門	52.5	46.6	49.6	48.2	-8.2%	3.4%	-2.8%	45.6
	合計	2,125.4	1,833.5	1,783.1	1,738.7	-18.2%	-5.2%	-2.5%	1,609.4
その他ガス	メタン	2.5	2.6	2.4	2.5	0.0%	-3.8%	4.2%	2.4
	一酸化二窒素	20.4	23.2	21.9	22.6	10.8%	-2.6%	3.2%	20.4
	ハイドロフルオロカーボン	9.5	10.2	10.3	14.5	52.6%	42.2%	40.8%	14.9
	パーフルオロカーボン	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	0.0
	六フッ化硫黄	0.8	0.5	0.5	0.4	-50.0%	-20.0%	-20.0%	0.4
	三フッ化窒素	—	0.0	—	—	—	—	—	—
	合計	33.2	36.5	35.1	40.0	20.5%	9.6%	14.0%	38.1
温室効果ガス(7ガス)計	2,158.6	1,870.0	1,818.2	1,778.7	-17.6%	-4.9%	-2.2%	1,647.5	
一人あたり温室効果ガス 排出量(tCO ₂ /人)	5.83	5.01	4.86	4.74	-18.7%	-5.4%	-2.5%	4.36	
一人あたり二酸化炭素 排出量(tCO ₂ /人)	5.74	4.91	4.77	4.64	-19.2%	-5.5%	-2.7%	4.26	

資料：「横浜市温室効果ガス排出量 令和 2 (2020) 年度速報値」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

③ 関係法令・計画等

ア. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月法律第117号)

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとして、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることを鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とされています。

この法律では、事業者に対しては事業活動において、国民に対しては日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に努める必要があるとされています。

イ. 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成21年7月神奈川県条例第57号)

この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の推進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として策定されています。

この条例では、事業者については、その事業活動にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組むよう努めなければならないとされています。

また、県民については、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むよう努めなければならないとされています。

ウ. 「横浜市地球温暖化対策実行計画」(横浜市温暖化対策統括本部 令和5年1月)

この実行計画は、平成23年3月に策定し、平成26年3月及び平成30年10月に改訂した実行計画について、地球温暖化に関する国内外の動向や、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の制定等を踏まえ、新たな2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、改定されました。

新たな実行計画では、改めて脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」を見直し、「Zero Carbon Yokohama ～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」とするとともに、「脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち」、「脱炭素を原動力として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち」及び「脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち」の3つを目指しています。また、表 6.1-4 に示すとおり、横浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として2030(令和12)年度までに50%、2050年までに実質ゼロを目指すとともに、特に市内経済の循環・持続可能な発展や市民・事業者の行動変容に資する取組を重点取組としています。改定に合わせ、関連する計画を実行計画に統合することとしています。

表 6.1-4 温室効果ガス排出削減目標

目標年度（目標年）	基準年 【温室効果ガス排出量】	温室効果ガス排出削減目標 【温室効果ガス排出目標量】
2030 年度	2013 年度 【2,159 万 t-CO ₂ 】	▲50% 【1,079 万 t-CO ₂ 】
2050 年	—	温室効果ガス排出実質ゼロ

エ. 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（横浜市 令和 5 年 1 月）

この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画で、横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための措置を取りまとめたものです。

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）（平成 30 年 10 月）」の計画期間の満了に伴い、改定されました。

市役所全体の温室効果ガス排出量の削減目標（2013（平成 25）年度比）を、以下のとおり設定しています。

表 6.1-5 温室効果ガス排出量の事業別排出量及び削減目標

単位：万 t-CO₂

事業	基準年度 (2013 年度)	2030 年度目標		
		目標排出量	削減率 ^{注2} (2013 年度比)	
総排出量	91.6	46.0	▲50%	
庁舎等 ^{注1}	17.3	4.9	▲72%	
主要事業	①一般廃棄物処理事業	32.8	16.4	▲50%
	②下水道事業	18.1	9.0	▲50%
	③水道事業	6.8	3.2	▲54%
	④高速鉄道事業	5.0	4.0	▲20%
	⑤自動車事業	3.4	3.2	▲5%
	⑥教育事業	6.1	3.8	▲37%
	⑦病院事業	2.1	1.5	▲31%

注 1：「庁舎等」の範囲は、主要事業以外の庁舎・施設等、公用車（主要事業に含まれない車両等）。

注 2：「削減率」の「▲」は減少を示しています。

また、この実行計画における取組事項は以下のとおりです。

<取組事項>

全事業において実施する取組

- ・ 公共建築物の新築・改修等における取組
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組
- ・ 公用車における取組
- ・ 施設の運用及び職員が実施する取組

主要事業の特性を生かした取組

- ・ 一般廃棄物処理事業
- ・ 下水道事業
- ・ 水道事業
- ・ 高速鉄道事業
- ・ 自動車事業
- ・ 教育事業
- ・ 病院事業

オ. 「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」(横浜市 令和2年5月)

この活用戦略は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において設定した「Zero Carbon Yokohama (2050年までに脱炭素化(温室効果ガス実質排出ゼロ)を実現)」の姿をより具体化するとともに、実現に向けた取組を示し、脱炭素社会を目指すための方向性を様々な主体と共有することを目的に策定されています。

この活用戦略における、業務・産業部門の省エネルギーのための主な取組は以下のとおりです。

<主な取組>

- ・ 建築主に対して「建築物環境配慮計画」の作成を求め、その結果を公表する「CASBEE 横浜」を推進し、省エネルギー対策をはじめとする建築物の総合的な環境配慮の取組を進める。
- ・ 事業者に対して情報提供等の普及啓発や導入支援等を行うことにより、高効率な省エネルギー設備・機器(コージェネレーションシステム等)や電化設備(ヒートポンプ空調機、ヒートポンプ給湯器、IH調理器など)の導入を進める。
- ・ 一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成を求める横浜市地球温暖化対策計画書制度の充実を図り、市内事業者の自主的な取組の一層の推進を図る。
- ・ 横浜スマートビジネス協議会(YSBA)と連携したエネルギーマネジメントの取組を推進する。
- ・ COOL CHOICE YOKOHAMA を旗印とした、市民や企業との共同による取組を促進する。

カ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(横浜市条例第 17 号 平成 7 年 3 月)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

キ. 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和 54 年 6 月法律第 49 条)

この法律は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

東日本大震災後の電力需要の逼迫に直面し、従来からのエネルギー合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理が求められています。また、エネルギー消費量が特に大きく増加している業務・家庭部門において、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策を強化する必要があり、条文の改正が行われてきています。

ク. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成 27 年法律第 53 号)

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減(2013 年度比)の実現に向け、2021 年 10 月、地球温暖対策等の削減目標を強化することが決定されたことをうけ、建築物分野における取組として、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるものとして、条文改正が行われています。

ケ. 「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」(令和5年1月)

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月条例第58号)に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の基準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的としています。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針(令和4年4月)により、木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の目標値を定めたものです。

コ. 「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」(令和3年6月横浜市条例第37号)

この条例は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の趣旨を踏まえ、横浜市における脱炭素社会の形成の推進に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に寄与することを目的として策定されています。

この条例では、市においては脱炭素社会の形成の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施すること、事業者は、事業活動を行うにあたり自主性及び創造性を発揮し、脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めること、市民は、日常生活において再生可能エネルギー等の導入等その他の脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めることとされています。

6.1.2 環境保全目標の設定

温室効果ガスに係る環境保全目標は、表 6.1-6 に示すとおり設定しました。

表 6.1-6 環境保全目標(温室効果ガス)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働 工事用車両の走行	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。
【供用時】 施設の運営	

6.1.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働については対象事業実施区域内を原則としました。

③ 予測時期

予測時期は、全工事期間とし、工事開始後1ヶ月から246ヶ月目までとしました。

④ 予測方法

ア. 予測手法

予測方法は、全工事期間において稼働が想定される建設機械の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年1月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ. 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年1月）

⑤ 予測条件の整理

ア. 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-7 に示す値を用いました。

表 6.1-7 単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年1月）

イ. 建設機械の燃料使用量

軽油を燃料とする建設機械の燃料使用量は、全工事期間における建設機械の想定稼働延べ台数、稼働時間及び単位燃料使用量から、表 6.1-8 に示すとおり 2,992.533kL/期間としました。

表 6.1-8 建設機械の種類及び燃料使用量（工事開始後 1 ヶ月目～246 ヶ月目）

建設機械		定格出力 ^{注1} (kW)	燃料使用率 ^{注1} (L/kW・h)	延べ稼働台数 (台/期間)	日あたり稼働時間 (h)	平均稼働率 ^{注2} (%)	1時間あたりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥ /1,000
アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0	92	0.147	252	8	70%	13.524	19.085
クローラクレーン	80t	212	0.075	1,835	8	70%	15.900	163.388
タイヤローラー	8～20t	71	0.085	807	8	70%	6.035	27.273
ダンプトラック	4t	135	0.043	375	8	70%	5.805	12.191
	10t	246	0.043	3,270	8	70%	10.578	193.704
トラッククレーン	10t	107	0.044	13,766	8	70%	4.708	362.938
	4.9t 吊	107	0.044	1,158	8	70%	4.708	30.530
バックホウ	0.09 m ³	20	0.153	1,692	8	70%	3.060	28.994
	0.28 m ³	41	0.153	3,216	8	70%	6.273	112.974
	0.45 m ³	64	0.153	3,294	8	70%	9.792	180.627
	0.5 m ³	64	0.153	272	8	70%	9.792	14.915
	0.8 m ³	104	0.153	8,610	8	70%	15.912	767.213
ブルドーザー	20t	139	0.153	1,170	8	70%	21.267	139.341
	46.4t	246	0.153	230	8	70%	37.638	48.478
	6t	53	0.153	24	8	70%	8.109	1.090
マカダムローラー	10t	55	0.118	807	8	70%	6.490	29.330
モータグレーダー	3.1m	93	0.108	807	8	70%	10.044	45.391
ラフテレーンクレーン	16t	160	0.088	1,772	8	70%	14.080	139.719
	25t 吊	200	0.088	378	8	70%	17.600	37.256
	50t	257	0.088	1,421	8	70%	22.616	179.969
杭打機	120t ベースマシン	235	0.181	1,835	8	70%	42.535	437.090
小型バックホウ	0.13 m ³	25	0.153	440	8	70%	3.825	9.425
振動ローラ	3～4t	20	0.16	648	8	70%	3.200	11.612
合計	-	-	-	-	-	-	-	2,992.533

注1：「令和4年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会 令和4年4月）の定格出力及び燃料使用率としました。

注2：工事工程から設定した70%を用いました。

⑥ 予測結果

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-9 に示すとおりです。

軽油を燃料とする建設機械からは 7,736tCO₂/期間（約 20 年 6 ヶ月）と予測します。

表 6.1-9 軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO ₂ /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
建設機械	軽油	2,992.5	37.7	0.0187	7,735.6

(2) 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測対象については、資材等の搬入出の範囲として平均往復距離 60km と想定しました。

③ 予測時期

予測時期は、全工事期間とし、工事開始後 1 ヶ月から 246 ヶ月目までとしました。

④ 予測方法

ア. 予測手法

予測方法は、全工事期間において稼働が想定される工事用車両の種類、走行台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 4 年 1 月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ. 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

軽油・ガソリン

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 4 年 1 月）

⑤ 予測条件の整理

ア. 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-10 に示す値を用いました。

表 6.1-10 単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 4 年 1 月）

イ. 工事用車両の燃料使用量

工事中の工事用車両の走行に伴う燃料使用量は、全工事期間における工事用車両の走行延べ台数、平均走行距離及び燃費から、表 6.1-11 に示すとおりとしました。

なお、平均走行距離は、建設発生土等の場外搬出先、施工業者の所在地がまだ決定していませんが、片道 30km 程度の範囲内を想定し、往復 60km と仮定しました。

表 6.1-11 工事用車両の燃料使用量

区分	延べ 車両台数 (台/期間)	平均走行 距離(往復) (km/台)	工事用車両 総走行距離 (km)	燃料	燃費 (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
	①	②	③=①×②			
大型車	123,525	60	7,411,500	軽油	3.38 ^{注1}	2,192.8
小型車	181,675	60	10,900,500	ガソリン	6.57 ^{注2}	1,659.1

注1:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和4年1月)の最大積載量6,000kg~7,999kgの営業用としました。

注2:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和4年1月)の最大積載量~1,999kgの営業用の平均値としました。

⑥ 予測結果

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-12 に示すとおりです。

工事用車両からは9,520tCO₂/期間(約20年6ヶ月)と予測します。

表 6.1-12 工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO ₂ /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
大型車	軽油	2,192.8	37.7	0.0187	5,668.3
小型車	ガソリン	1,659.1	34.6	0.0183	3,851.9
合計		—	—	—	9,520.2

(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量

① 予測項目

施設の運営に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量としました。

② 予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事完了後、事業活動が平常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

ア. 予測手法

本事業で供用後に定常状態で使用するエネルギーの種類は、電気及び都市ガスです。予測にあたっては、導入予定の設備機器による電気及び都市ガスの年間使用量を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和4年1月)に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ. 予測式

・電気

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

・都市ガス

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{都市ガス使用量 (N m}^3\text{)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/N m}^3\text{)}$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年1月）

⑤ 予測条件の整理

ア. 単位使用量あたりの排出量

電気及び都市ガスの単位使用量あたりの排出量は、表 6.1-13 に示すとおりです。

表 6.1-13 単位発熱量及び排出係数

エネルギーの種類	単位使用量あたりの排出量
電気	0.441kgCO ₂ /kWh ^{注1}
都市ガス	2.29kgCO ₂ /N m ³ ^{注2}

注1：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和2年度実績-」（環境省・経済産業省 令和4年1月）の東京電力エナジーパートナー（株）の調整後排出係数（事業者全体）を示しています。

注2：「CO₂排出量算定方法」（東京ガスホームページ 令和4年10月閲覧）に掲載されている標準状態（0℃、1気圧）の値です。

イ. 年間電気使用量及び都市ガス使用量

施設の運営において、本事業の各施設用途で想定される年間電気使用量は、表 6.1-14 及び表 6.1-15 に、年間都市ガス使用量は表 6.1-16 に示すとおりです。

表 6.1-14 施設の年間電気使用量

施設用途	地区	数量 延べ面積 (㎡)	電気使用量原単位 (kWh/㎡・年)	年間電気使用量 (千 kWh/年)
		①	②	③=①×②/1,000
パークセンター 1	中央地区	4,500	153	688.50
パークセンター 2	東地区	1,500	116	174.00
スポーツ施設管理棟	西地区	1,000	116	116.00
日本建築	東地区	250	109	27.25
トイレ (9 棟)	全地区	約 500	109	54.50
飲食・物販施設 1	北地区	約 3,500	153	535.50
飲食・物販施設 2	北地区	約 1,500	153	229.50
管理施設 1	北地区	約 2,000	116	232.00
管理施設 2	北地区	約 700	116	81.20
アウトドア 体験施設 ^{注2}	北地区	約 7,300	102	744.60
合計	—	—	—	2,883.05

注 1 : 「建築物エネルギー消費量調査報告【第 44 報】ダイジェスト版」(一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会 令和 4 年 6 月)において、パークセンター 1、飲食・物販施設 1 及び 2 は店舗・飲食店、パークセンター 2、スポーツ施設管理棟、管理施設 1 及び 2 は事務所(民間用途)、アウトドア体験施設はホテル、日本建築及びトイレはその他の値を引用しました。

注 2 : アウトドア体験施設の建築物として、グランピング等宿泊施設を想定しています。施設は広い敷地に散在するように配置される予定です。延べ面積は、現時点での最大規模と想定しています。なお、延べ面積には共用施設も含めています。

表 6.1-15 照明設備の年間電気使用量

施設用途	地区	数量	電気使用量 (kWh)	年間電気使用量 (千 kWh/年)
ポール照明	全地区	455 灯	22.75	66.43
野球場ナイター照明	西地区	6 基	108.00	108.00
運動広場ナイター照明	西地区	4 基	24.00	24.00
合計	—	—	—	198.43

注 1 : ポール照明の点灯時間は、毎日 17~21 時までが全点灯、21~翌日 5 時までが 1/2 の間引き点灯を想定して算出しています。なお、電気使用量は、全地区分のポール照明の数量分を既に見込んだ値です。

注 2 : ナイター照明の稼働日数は、神奈川県の間年降雨日数を考慮して年間約 250 日程度、点灯時間は 17 時~21 時までを想定して算出しています。

注 3 : ナイター照明の電気使用量は、既存の公園の類似施設の消費電力の実績値を基にランプ効率を考慮して算出しました。なお、電気使用量は、各地区のナイター照明の数量分を既に見込んだ値です。

表 6.1-16 年間都市ガス使用量

施設用途	地区	延べ面積 (㎡)	都市ガス使用量 原単位 (N ㎡/㎡・年)	年間都市ガス 使用量 (千 N ㎡/年)
		①	②	③=①×②/1,000
パークセンター 1	中央地区	4,500	5.97	26.87
パークセンター 2	東地区	1,500	6.28	9.42
スポーツ施設管理棟	西地区	1,000	6.28	6.28
飲食・物販施設 1	北地区	約 3,500	5.97	20.90
飲食・物販施設 2	北地区	約 1,500	5.97	8.96
管理施設 1	北地区	約 2,000	6.28	12.56
管理施設 2	北地区	約 700	6.28	4.40
合計	—	—	—	89.37

注 1 : 「建築物エネルギー消費量調査報告【第 44 報】ダイジェスト版」(一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会 令和 4 年 6 月)において、パークセンター 1、飲食・物販施設 1 及び 2 は店舗・飲食店、パークセンター 2、スポーツ施設管理棟、管理施設 1 及び 2 は事務所(民間用途)の値を引用しました。

注 2 : 日本建築、トイレ及びアウトドア体験施設は、都市ガスを使用しない計画です。

注 3 : 四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

⑥ 予測結果

施設の運営に伴い、発生が想定される年間の二酸化炭素排出量は、表 6.1-17 及び表 6.1-18 に示すとおりです。

電力由来の二酸化炭素排出量は 1,359tCO₂/年、都市ガス由来の二酸化炭素排出量は 205tCO₂/年と予測します。本事業では、今後、詳細な設備計画を検討するにあたって、法令、実行計画(市役所編)の目標・内容に沿って、高効率機器(変圧器、全熱交換機等)を採用し、照明や空調機を省エネ制御することで、さらなる消費エネルギー並びに二酸化炭素排出量の削減に努めます。

表 6.1-17 電力由来の二酸化炭素排出量の予測結果

施設用途	地区	本事業の 年間電力使用量 (千 kWh/年)	二酸化炭素排出係数 (kgCO ₂ /kWh)	電力由来 二酸化炭素年間排出量 (tCO ₂ /年)
		①	②	①×②
パークセンター 1	中央地区	688.50	0.441	303.63
パークセンター 2	東地区	174.00	0.441	76.73
スポーツ施設管理棟	西地区	116.00	0.441	51.16
日本建築	東地区	27.25	0.441	12.02
トイレ (9 棟)	全地区	54.50	0.441	24.03
飲食・物販施設 1	北地区	535.50	0.441	236.16
飲食・物販施設 2	北地区	229.50	0.441	101.21
管理施設 1	北地区	232.00	0.441	102.31
管理施設 2	北地区	81.20	0.441	35.81
アウトドア体験施設	北地区	744.60	0.441	328.37
ポール照明	全地区	66.43	0.441	29.30
野球場ナイター照明	西地区	108.00	0.441	47.63
運動広場ナイター照明	西地区	24.00	0.441	10.58
合計	—	3,081.48	—	1,358.93

注 1：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-18 都市ガス由来の二酸化炭素排出量の予測結果

施設用途	地区	本事業の 年間都市ガス使用量 (千 N m ³ /年)	二酸化炭素排出係数 (kgCO ₂ /N m ³)	都市ガス由来 二酸化炭素年間排出量 (tCO ₂ /年)
		①	②	①×②
パークセンター 1	中央地区	26.87	2.29	61.52
パークセンター 2	東地区	9.42	2.29	21.57
スポーツ施設管理棟	西地区	6.28	2.29	14.38
飲食・物販施設 1	北地区	20.90	2.29	47.85
飲食・物販施設 2	北地区	8.96	2.29	20.51
管理施設 1	北地区	12.56	2.29	28.76
管理施設 2	北地区	4.40	2.29	10.07
合計	—	89.37	—	204.66

注 1：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

6.1.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-19 に示す内容を実施します。

表 6.1-19 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none">・ 建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。・ 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。・ 建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。・ 建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。

(2) 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-20 に示す内容を実施します。

表 6.1-20 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の 走行	<ul style="list-style-type: none">・ 工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。・ 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。・ 工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。

(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、施設の運営に伴い発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-21 に示す内容を実施します。

表 6.1-21 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の運営	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。・建物（パークセンター等）周辺の緑化や、太陽光等の再生エネルギー施設の導入を行います。・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。・設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づき電力調達します。・機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。・駐車場内に電気自動車の充電設備の導入を目指します。・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。

6.1.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは7,736tCO₂/期間（約20年6ヶ月）と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）（1,647.5万tCO₂/年）の0.047%です。

また、環境保全措置として、工事中は、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。

また、建設機械については、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(2) 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、工事用車両からは9,520tCO₂/期間（約20年6ヶ月）と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）（1,647.5万tCO₂/年）の0.058%です。

また、環境保全措置として、工事中は、工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量

施設の運営に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、電力由来が1,359tCO₂/年、都市ガス由来が205tCO₂/年と予測します。施設の運営に伴い発生が想定される二酸化炭素の総排出量は1,564tCO₂/年であり、横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）（1,647.5万tCO₂/年）の0.009%、本事業の施設の運営が該当する業務部門の温室効果ガス排出量（312.5万tCO₂/年）に対しては、0.05%に相当します。また、横浜市役所の事業別の温室効果ガス排出量については、2013年度から2030年度までに、温室効果ガス排出量を市役所全体で50%、庁舎等で72%削減することを目標としており、庁舎等の温室効果ガスの目標排出量（2030年度）に対して、本事業の施設の運営に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の割合は、3.191%です。

なお、今後、詳細な設備計画の検討にあたっては、法令、実行計画（市役所編）の目標・内容に沿って、高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用し、照明や空調機を省エネ制御することに加え、環境保全措置として、新しい技術も含めて検討したうえで、省エネルギー型製品や、太陽光等の再生可能エネルギー施設の設備等の積極的な導入、グリーン電力調達制度に基づく電力調達、機器・設備等の運用改善、電気自動車の充電設備の導入、ホームページで公共交通機関の利用の呼びかけ等を実施し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。これらの環境保全措

置により、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

6.2 生物多様性（動物）

6.2 生物多様性（動物）

本事業の実施に伴い、工事中は建設行為等により、また供用時は施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営により、動物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における動物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁																																						
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4 目</td> <td>7 科</td> <td>9 種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>14 目</td> <td>34 科</td> <td>66 種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1 目</td> <td>3 科</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1 目</td> <td>4 科</td> <td>7 種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>17 目</td> <td>222 科</td> <td>1, 178 種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1 目</td> <td>23 科</td> <td>117 種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1 目</td> <td>11 科</td> <td>24 種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3 目</td> <td>5 科</td> <td>6 種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>7 門</td> <td>12 綱</td> <td>24 目</td> <td>68 科</td> <td>143 種</td> </tr> </tbody> </table>	哺乳類	4 目	7 科	9 種	鳥類	14 目	34 科	66 種	両生類	1 目	3 科	3 種	爬虫類	1 目	4 科	7 種	昆虫類	17 目	222 科	1, 178 種	クモ類	1 目	23 科	117 種	陸産貝類	1 目	11 科	24 種	魚類	3 目	5 科	6 種	底生動物	7 門	12 綱	24 目	68 科	143 種	p. 6. 2-28 ～6. 2-109
哺乳類	4 目	7 科	9 種																																					
鳥類	14 目	34 科	66 種																																					
両生類	1 目	3 科	3 種																																					
爬虫類	1 目	4 科	7 種																																					
昆虫類	17 目	222 科	1, 178 種																																					
クモ類	1 目	23 科	117 種																																					
陸産貝類	1 目	11 科	24 種																																					
魚類	3 目	5 科	6 種																																					
底生動物	7 門	12 綱	24 目	68 科	143 種																																			
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。 	p. 6. 2-110																																						
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林域及び住宅地域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。 土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域及び住宅地域と同様の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響はほとんどないと予測します。 <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 2-118 ～6. 2-119																																						

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を可能な限り早期緑化し、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。 	p. 6. 2-129
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 2-134

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁																																						
調査結果の概要	<p>・既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。</p> <table border="1" data-bbox="443 327 1165 622"> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4目</td> <td>7科</td> <td>9種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>14目</td> <td>34科</td> <td>66種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目</td> <td>3科</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目</td> <td>4科</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>17目</td> <td>222科</td> <td>1,178種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目</td> <td>23科</td> <td>117種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1目</td> <td>11科</td> <td>24種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3目</td> <td>5科</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>7門</td> <td>12綱</td> <td>24目</td> <td>68科</td> <td>143種</td> </tr> </table>	哺乳類	4目	7科	9種	鳥類	14目	34科	66種	両生類	1目	3科	3種	爬虫類	1目	4科	7種	昆虫類	17目	222科	1,178種	クモ類	1目	23科	117種	陸産貝類	1目	11科	24種	魚類	3目	5科	6種	底生動物	7門	12綱	24目	68科	143種	p. 6. 2-28 ～6. 2-109
哺乳類	4目	7科	9種																																					
鳥類	14目	34科	66種																																					
両生類	1目	3科	3種																																					
爬虫類	1目	4科	7種																																					
昆虫類	17目	222科	1,178種																																					
クモ類	1目	23科	117種																																					
陸産貝類	1目	11科	24種																																					
魚類	3目	5科	6種																																					
底生動物	7門	12綱	24目	68科	143種																																			
環境保全目標	<p>・注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復に寄与すること。</p>	p. 6. 2-110																																						
予測結果の概要	<p>・対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。それらを踏まえた地域区分ごとの予測結果は下記のとおりです。</p> <p>【人工的土地利用域】</p> <p>・公園施設を整備することで、人工的な土地利用の面積が拡大し、低茎乾生草地、植栽樹林の面積が縮小、畑地が消失することから、当該地域において確認された注目すべき種の生息環境が減少すると予測します。</p> <p>【谷戸地域】</p> <p>・公園施設を整備することで、低茎乾生草地の面積が減少することから、当該地域において確認された低茎乾生草地に生息する注目すべき種の生息環境は減少すると予測します。</p> <p>・土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出が行われます。そのため、水路、湿生草地、高茎乾生草地及び樹林地に生息する注目すべき種の生息環境は維持されるとともに、コンクリート三面張りの単調な環境から多自然型水路となることで、樹林、湿性環境、草地環境を移動する生物が利用しやすい環境を形成するものと予測します。</p> <p>【樹林が点在する広大な草地域】</p> <p>・公園施設を整備することで、低茎乾生草地の面積が縮小し、東部に分布する湿生草地、高茎乾生草地、畑地は消失することから、草地及び畑地に生息する注目すべき種の生息環境は減少すると予測します。</p> <p>・ガーデン2の樹林の保全や、東部に分布する疎林では樹林などの新たな緑を創出することから、樹林地に生息する注目すべき種の生息環境の変化は小さいと予測します。</p>	p. 6. 2-120 ～6. 2-127																																						

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設を整備することで、乾生草地の面積が減少するとともに種構成や生息環境としての機能が変化し、乾生草地に生息する注目すべき種の生息環境が減少すると予測します。 土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備が行われます。また、コアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に近い草地については、粗放的な管理や人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討することから、小水路、湿生草地、樹林地及びその林縁部に生息する注目すべき種の生息環境の変化は小さいと予測します。 	p. 6. 2-120 ～6. 2-127
環境の保全のための措置の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。 <p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。 	p. 6. 2-129 ～6. 2-133

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーデン3、4のHWL以下は、可能な限り現在の地形やメシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持、ガーデン3、4のHWL以上は草花や花木を主体とする植栽帯を整備、ガーデン3、4周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアを設定します。以上により、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとして、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。ガーデン3、4のHWL以上の範囲は、ガーデン内に配置した園路にロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りをコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理し、ガーデン3、4に挟まれる草地広場等は、利用者が自由に立ち入り可能なエリアとしますが、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保します。瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地でも、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。特に、ガーデン3、4のHWL以上の範囲には、草花や花木を主体とする植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。 	p. 6.2-129 ～6.2-133
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。 	p. 6.2-134 ～6.2-135

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁																																						
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="443 327 1166 629"> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4目</td> <td>7科</td> <td>9種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>14目</td> <td>34科</td> <td>66種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目</td> <td>3科</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目</td> <td>4科</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>17目</td> <td>222科</td> <td>1,178種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目</td> <td>23科</td> <td>117種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1目</td> <td>11科</td> <td>24種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3目</td> <td>5科</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>7門</td> <td>12綱</td> <td>24目</td> <td>68科</td> <td>143種</td> </tr> </table> 	哺乳類	4目	7科	9種	鳥類	14目	34科	66種	両生類	1目	3科	3種	爬虫類	1目	4科	7種	昆虫類	17目	222科	1,178種	クモ類	1目	23科	117種	陸産貝類	1目	11科	24種	魚類	3目	5科	6種	底生動物	7門	12綱	24目	68科	143種	p. 6. 2-28 ～6. 2-109
哺乳類	4目	7科	9種																																					
鳥類	14目	34科	66種																																					
両生類	1目	3科	3種																																					
爬虫類	1目	4科	7種																																					
昆虫類	17目	222科	1,178種																																					
クモ類	1目	23科	117種																																					
陸産貝類	1目	11科	24種																																					
魚類	3目	5科	6種																																					
底生動物	7門	12綱	24目	68科	143種																																			
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。 	p. 6. 2-110																																						
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。 土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。 	p. 6. 2-128																																						
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 	p. 6. 2-132																																						
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 2-136																																						

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.2.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 動物の状況
- ② 地形、地質の状況
- ③ 土壌の状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 水循環の状況
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（区画整理）における現地調査地域は、図 6.2-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

既存資料（区画整理）における現地調査地点は図 6.2-2、踏査ルートは図 6.2-3 に示すとおりとされています。なお、既存資料（区画整理）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（区画整理）の現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討されています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編(p. 資 1.1-1～資 1.1-10 参照)に示すとおりであり、本事業の対象事業実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 水質の状況

既存資料（区画整理）における現地調査地点は、図 6.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（地点 1～3）とされています。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (2) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-4～6.5-5 参照)と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦ 関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

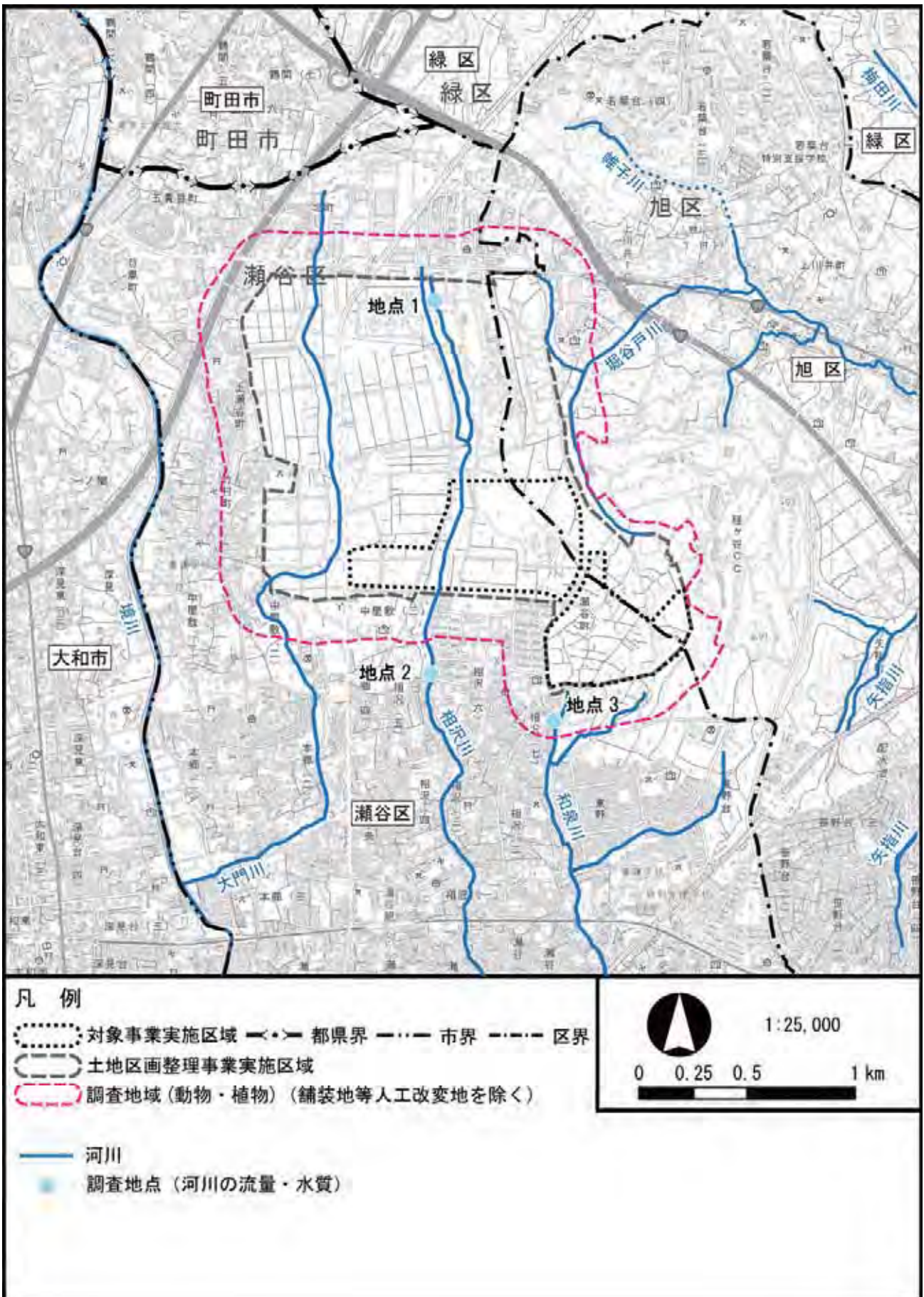
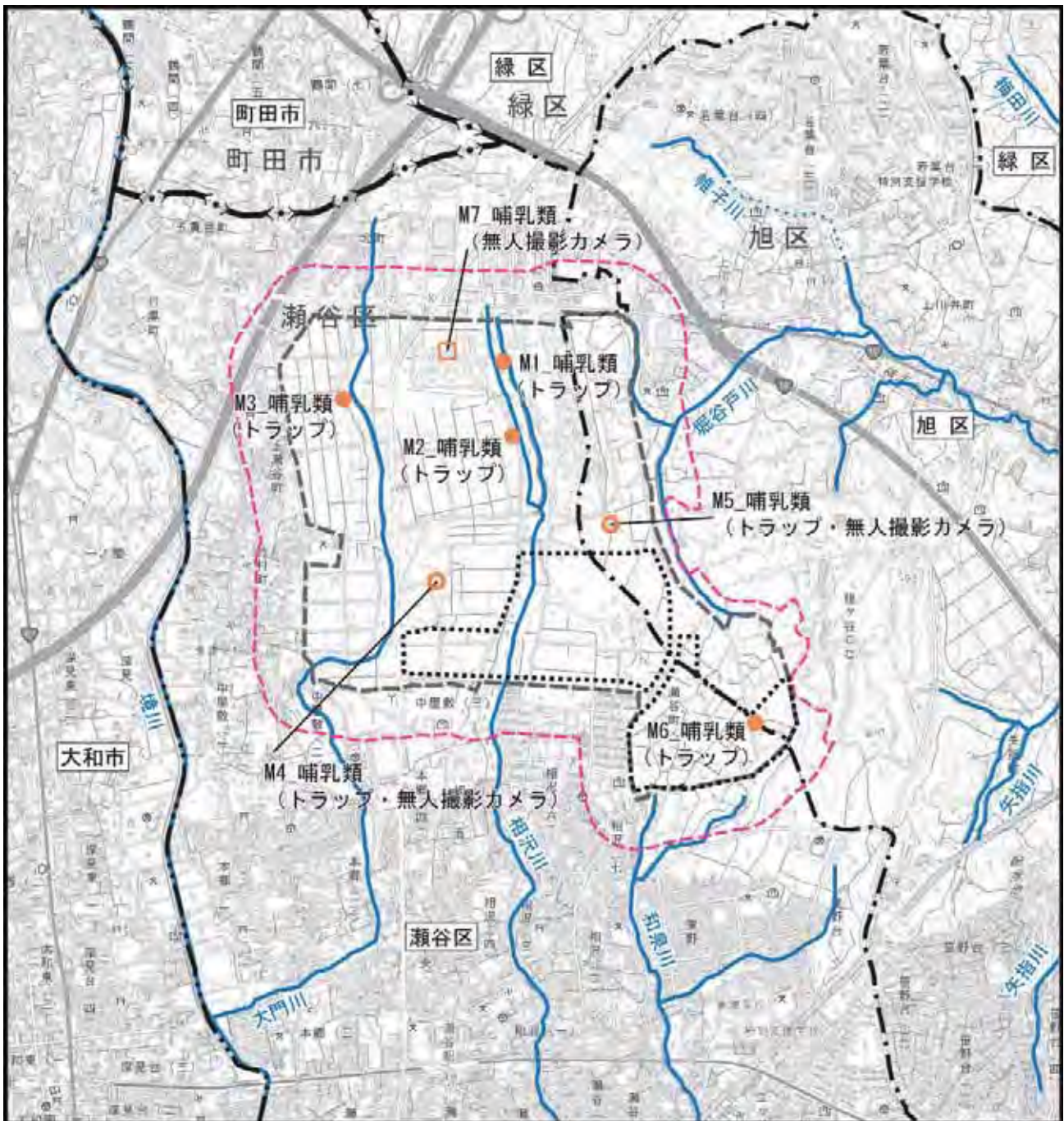
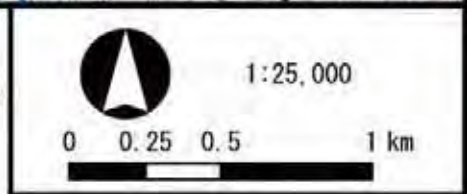


図 6.2-1 既存資料 (区画整理) における現地調査地域



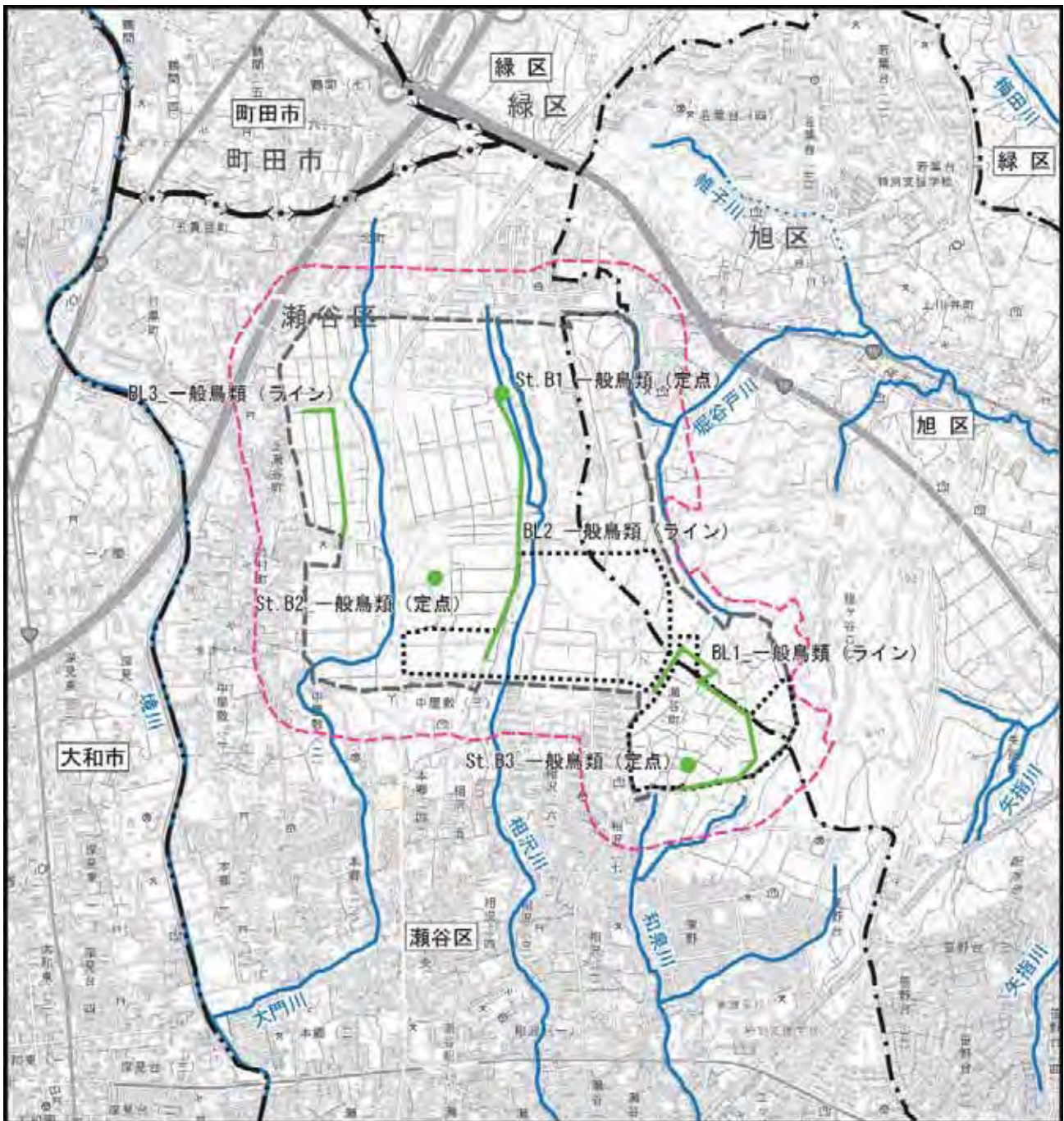
凡例

- 対象事業実施区域 ◀・▶ 都県界 ——— 市界 - - - - 区界
- 土地区画整理事業実施区域
- 動植物調査範囲（舗装地等人工改変地を除く）
- 河川
- 哺乳類（トラップ）
- 哺乳類（トラップ・無人撮影カメラ）
- 哺乳類（無人撮影カメラ）



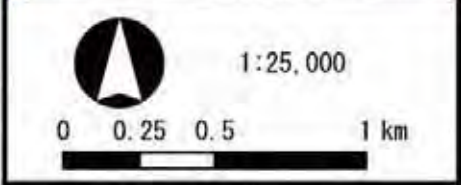
注：無人カメラの設置については、調査地域の環境条件及びフィールドサイン調査結果に応じて、現地の判断にて設置地点を調整しながら、哺乳類の利用が想定される場所についても設置されています。

図 6.2-2(1) 既存資料（区画整理）における現地調査地点（哺乳類）



凡例

- 対象事業実施区域 ◀・▶ 都県界 ——— 市界 - - - - 区界
- ▭ 土地区画整理事業実施区域
- ▭ 動植物調査範囲 (舗装地等人工改変地を除く)
- 河川
- 一般鳥類 (定点)
- 一般鳥類 (ライン)



注：一般鳥類については、各季の調査期間の中で、定点観察、ラインセンサス、任意観察調査を現地の状況を踏まえて組み合わせながら調査が行われています。

図 6.2-2(2) 既存資料 (区画整理) における現地調査地点 (一般鳥類)



図 6.2-2(3) 既存資料（区画整理）における現地調査地点（猛禽類）

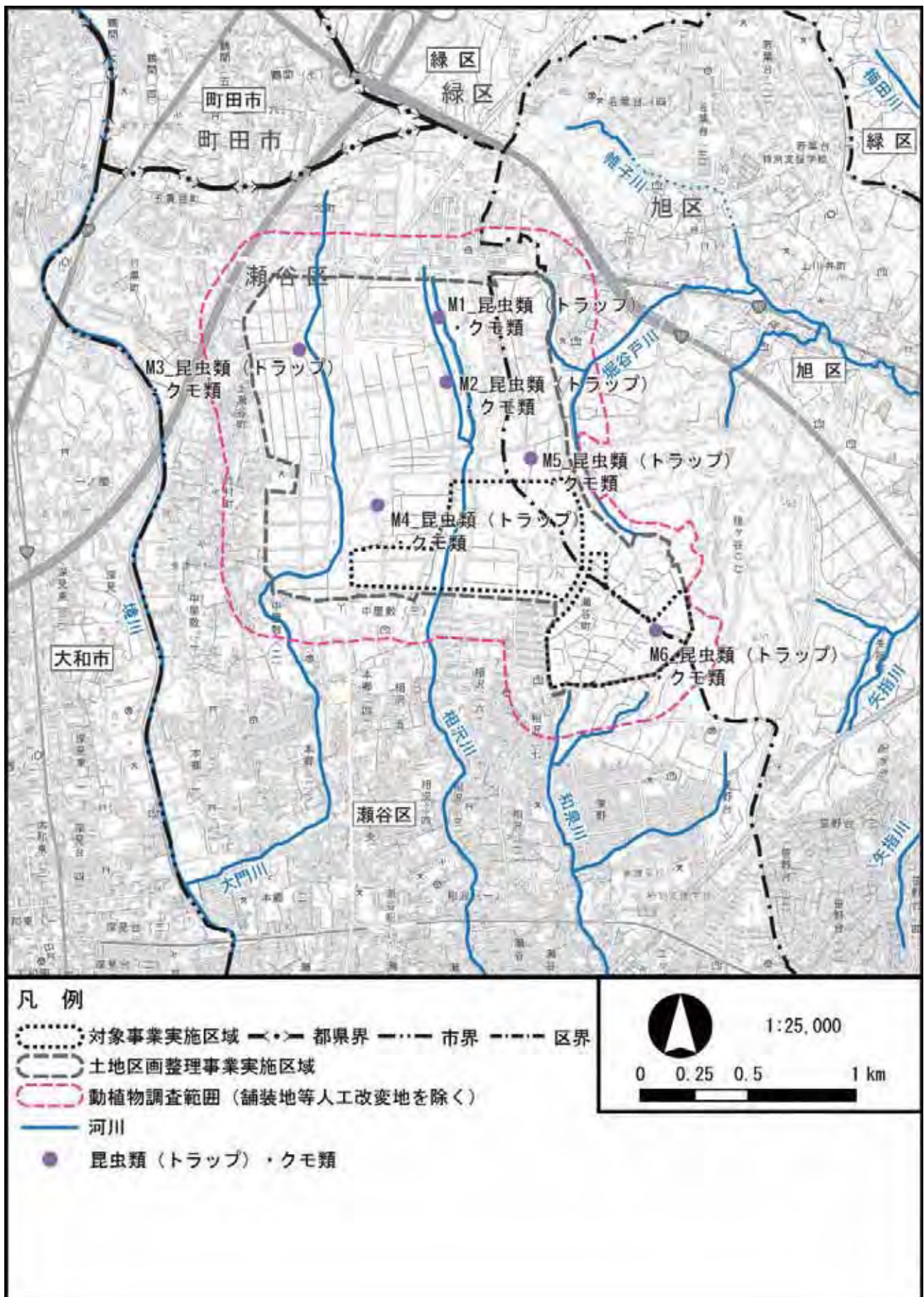


図 6.2-2(4) 既存資料 (区画整理) における現地調査地点 (昆虫類・クモ類)

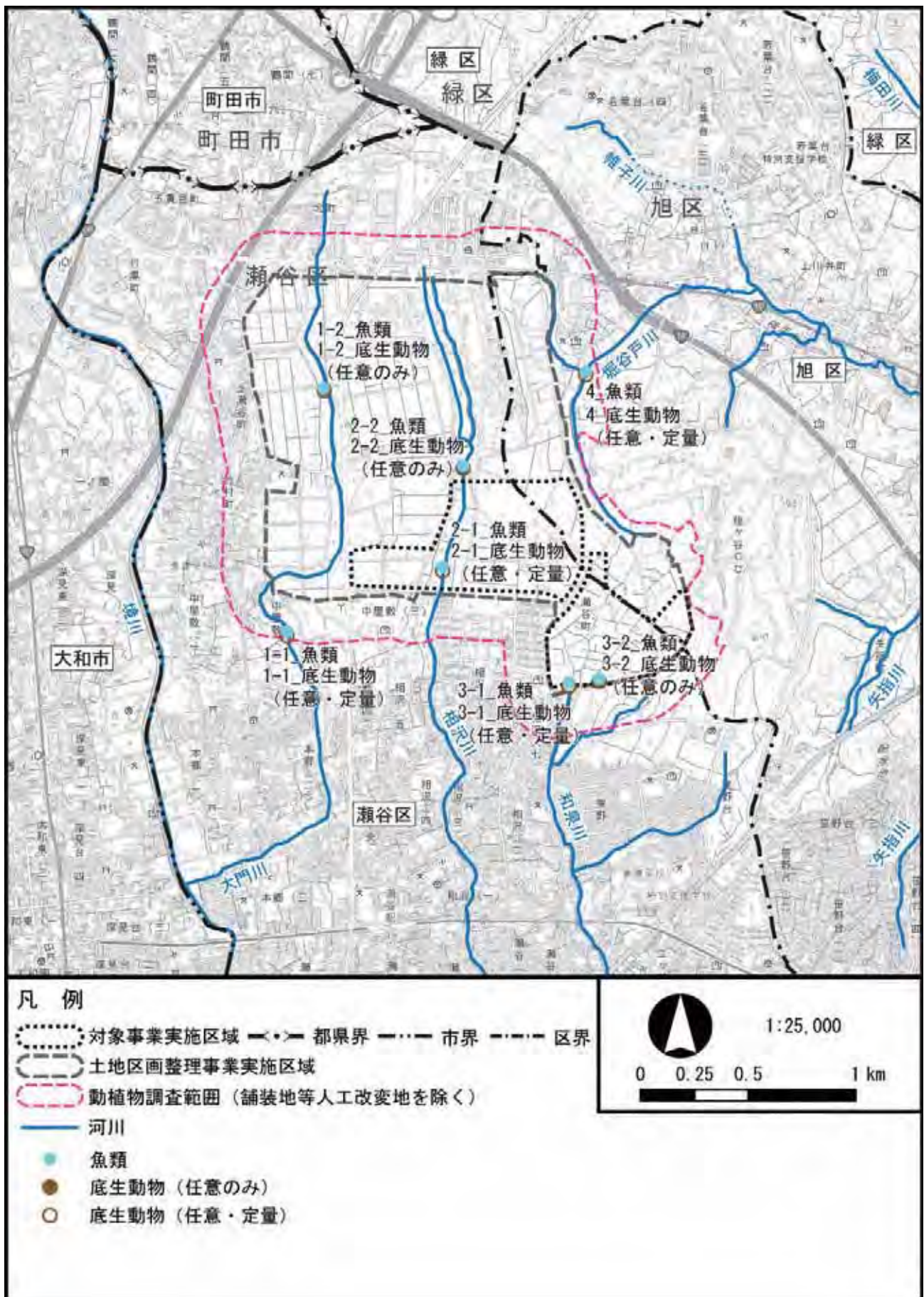


図 6.2-2(5) 既存資料 (区画整理) における現地調査地点 (魚類・底生動物)

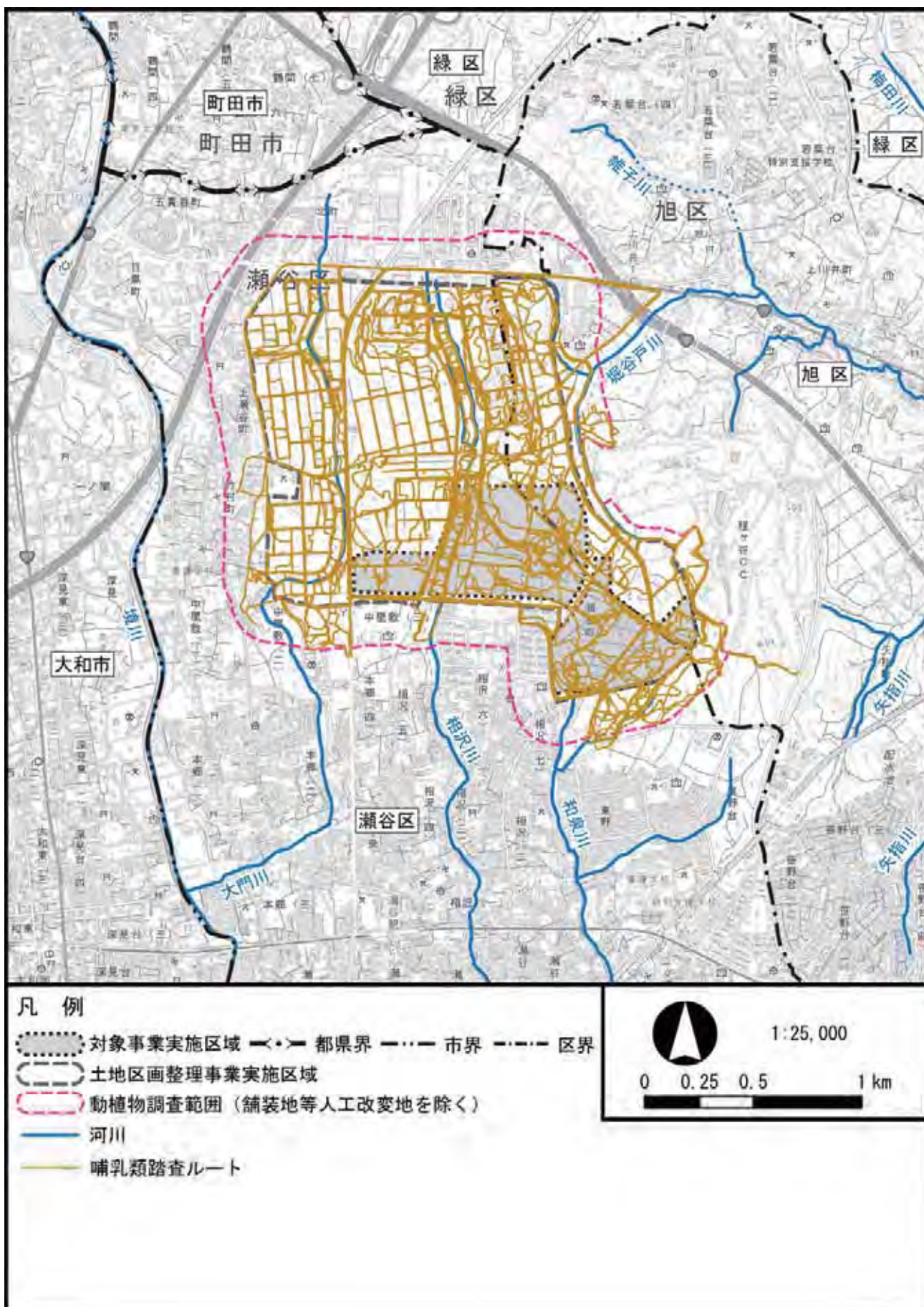


図 6.2-3(1) 既存資料（区画整理）における現地踏査ルート（哺乳類）

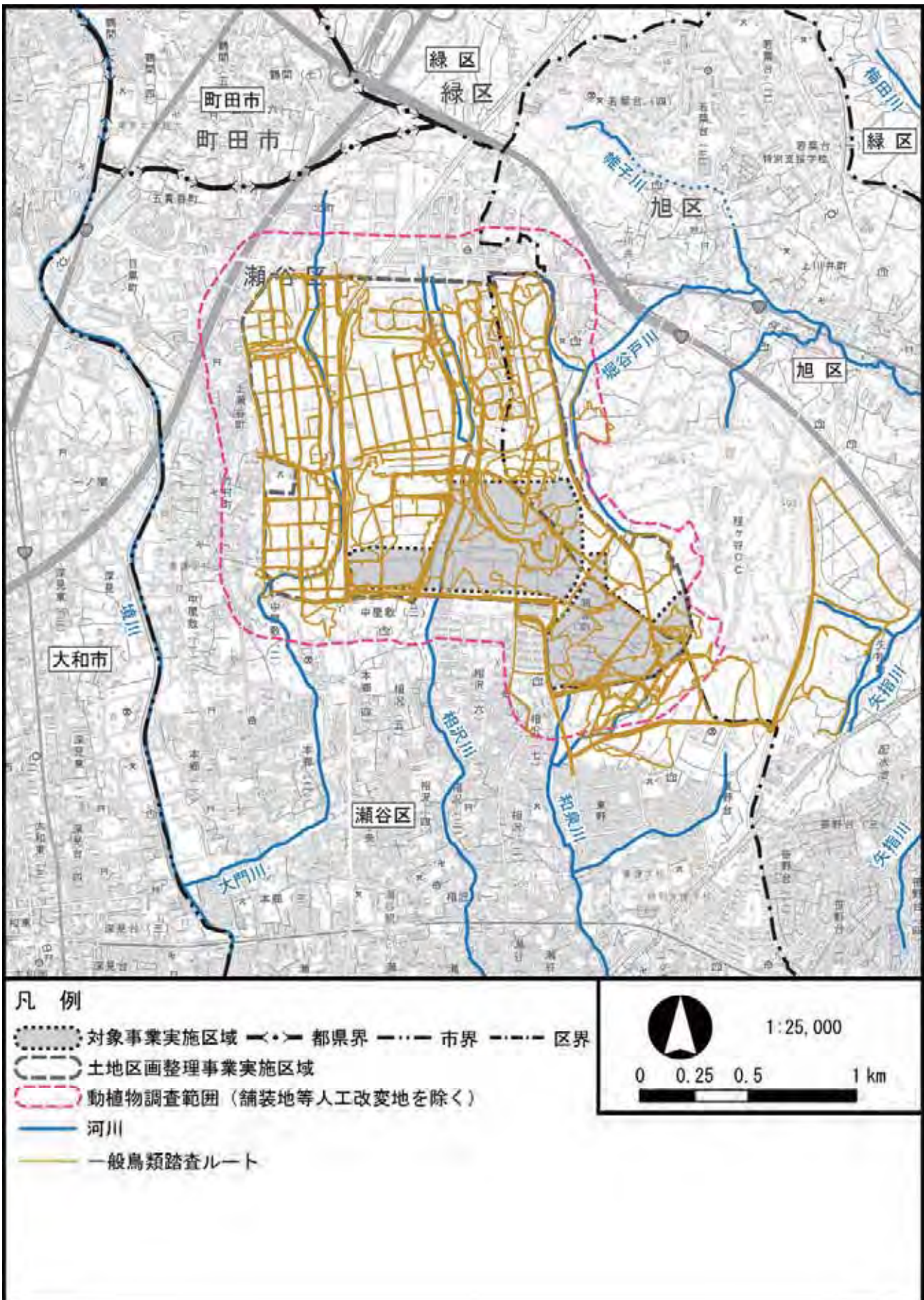


図 6.2-3(2) 既存資料 (区画整理) における現地踏査ルート (一般鳥類)

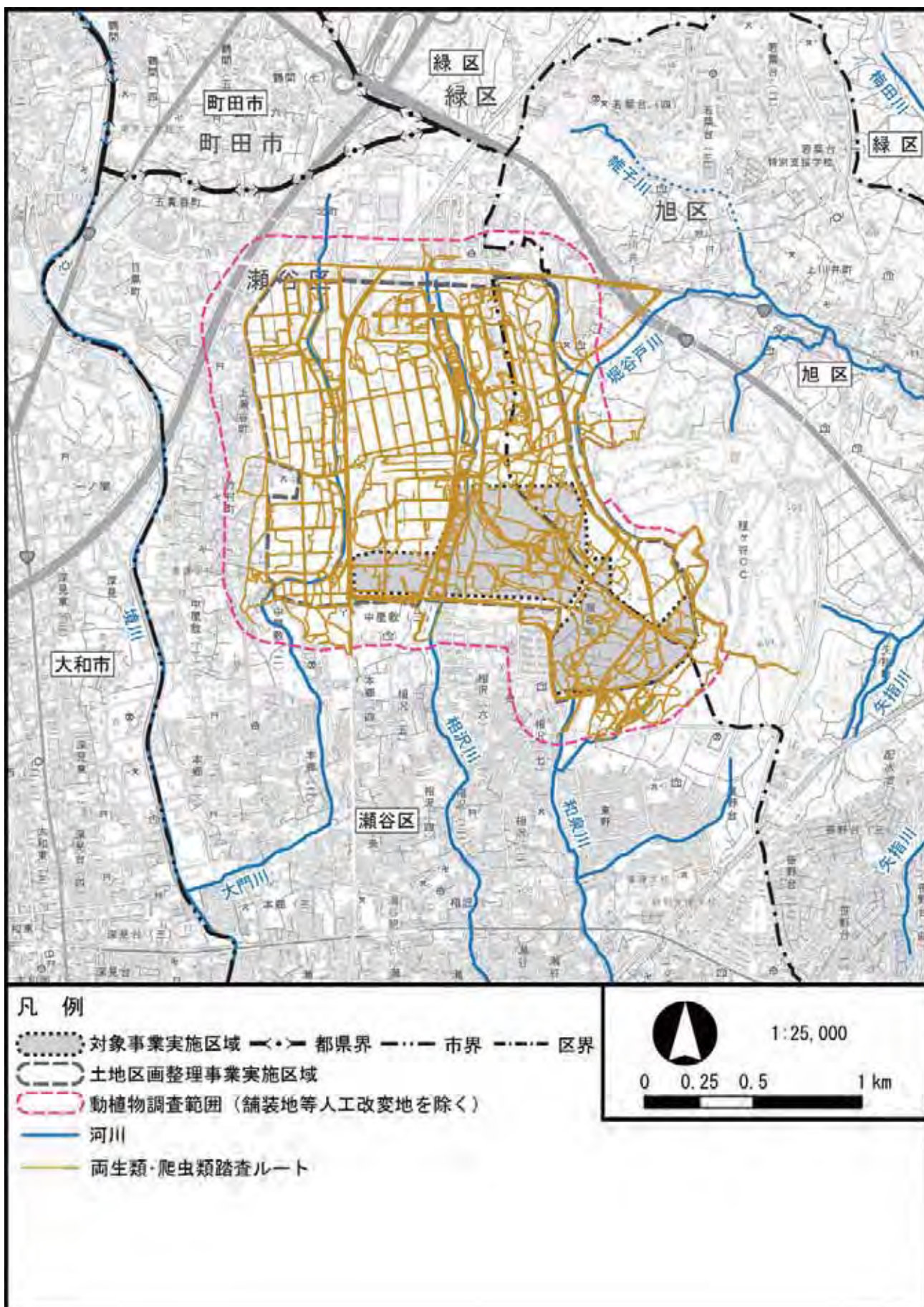


図 6.2-3(3) 既存資料 (区画整理) における現地踏査ルート (両生類・爬虫類)

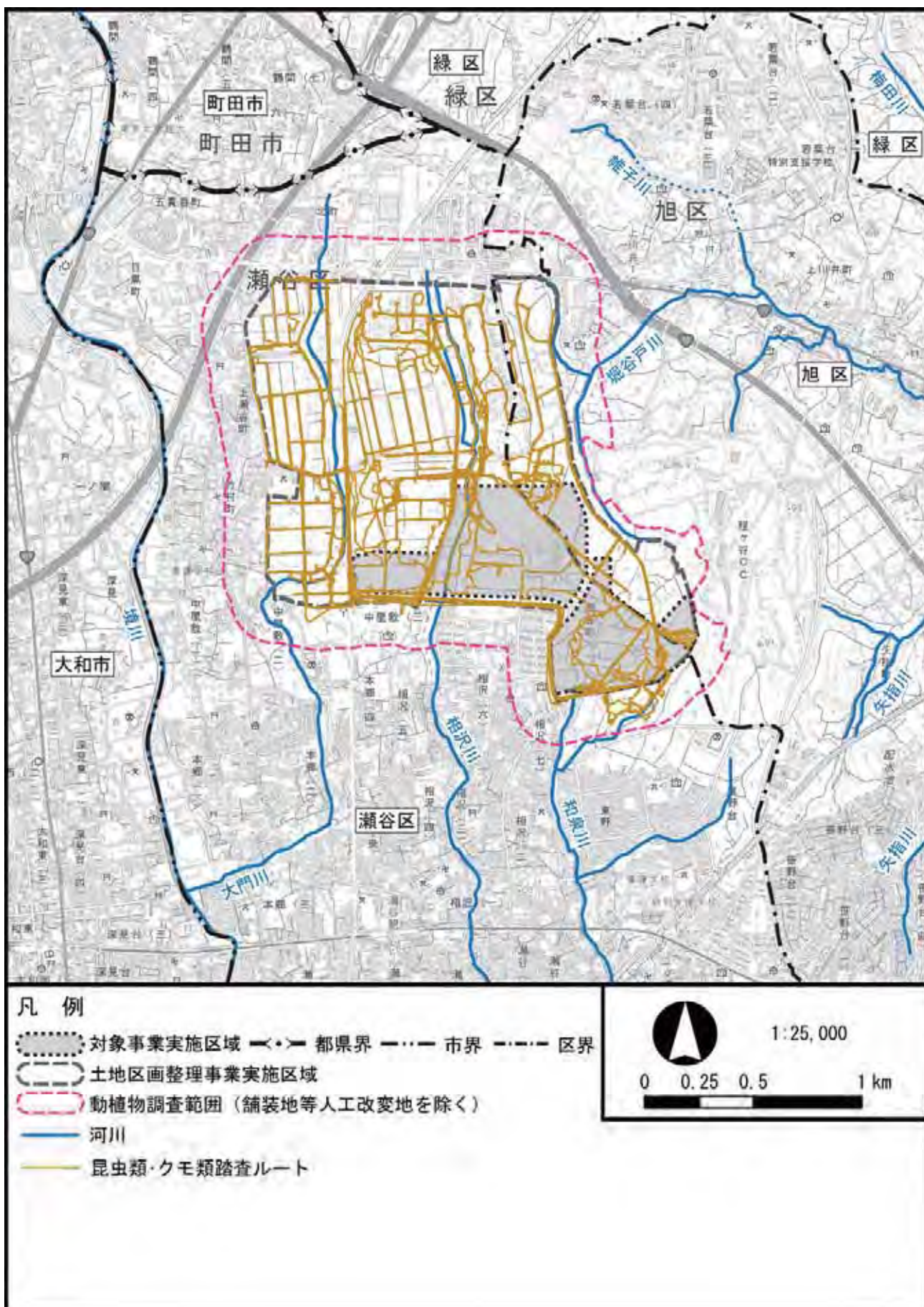


図 6.2-3(4) 既存資料 (区画整理) における現地踏査ルート (昆虫類・クモ類)

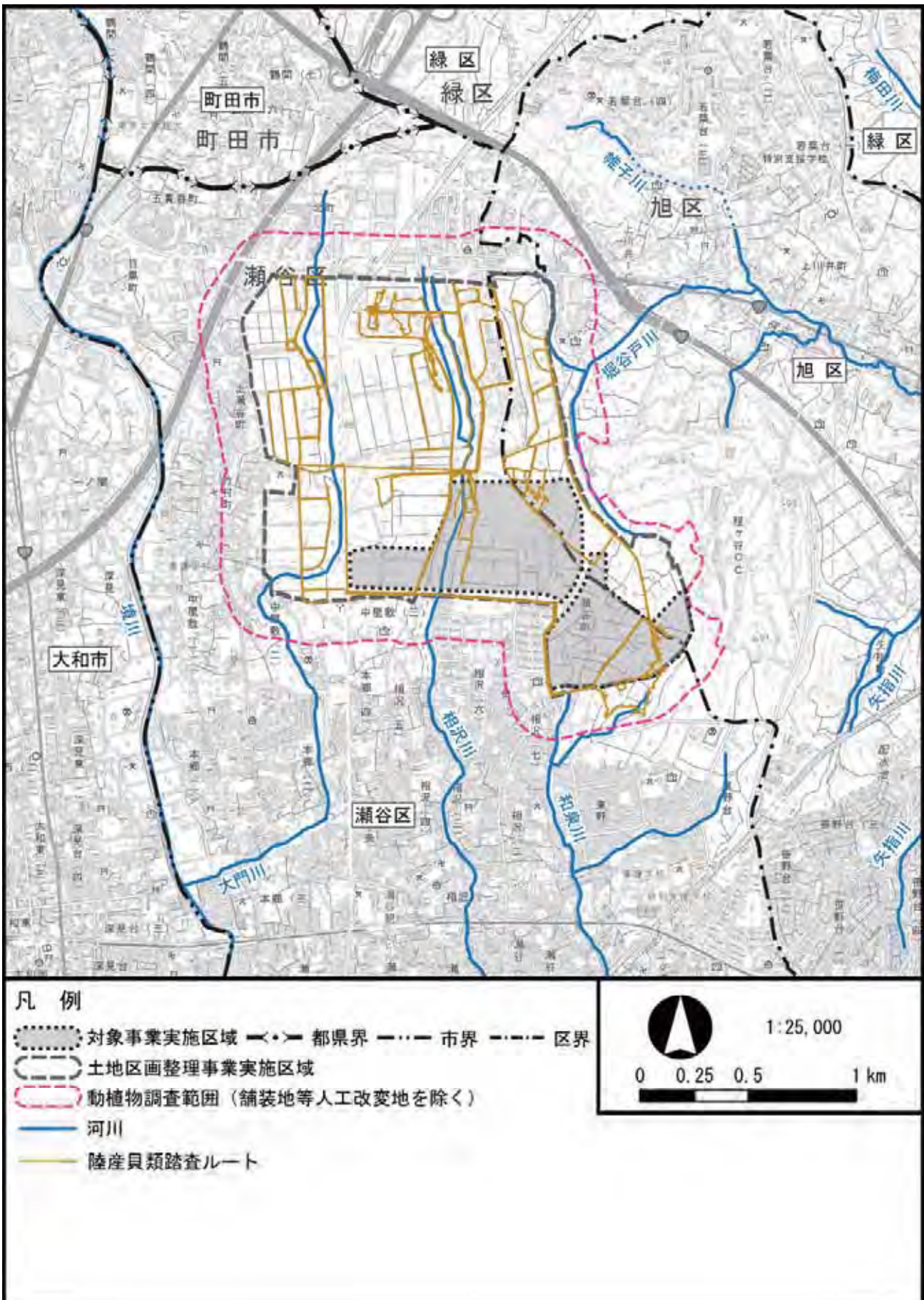


図 6.2-3(5) 既存資料 (区画整理) における現地踏査ルート (陸産貝類)

(3) 調査時期

① 動物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査は、表 6.2-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、渡り時期（秋・早春）、繁殖状況の把握可能な時期、成虫等出現時期（夏）等、重要種の確認適期を踏まえて設定されています。具体的な調査日時は、気象及び現地の環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また、既存資料（区画整理）における一般鳥類と猛禽類の定点調査の調査時間については、それぞれ表 6.2-2、表 6.2-3 に示すとおりとなっています。

表 6.2-1(1) 既存資料（区画整理）における現地調査日（動物）

調査項目	調査方法	季節	現地調査日
哺乳類	任意観察及び フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	夏季	平成 30 年 8 月 6 日～8 月 8 日 令和元年 7 月 4 日～7 月 5 日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 12 日
		冬季	平成 31 年 1 月 21 日～1 月 23 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 9 日
	夜間調査	夏季	平成 30 年 8 月 6 日～8 月 7 日 令和元年 7 月 4 日～7 月 5 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 8 日
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日 令和元年 7 月 18 日～7 月 19 日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 12 日
		冬季	平成 31 年 2 月 20 日～2 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 3 日
		初夏季	令和元年 6 月 14 日～6 月 16 日
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類)	夜間調査	平成 31 年 繁殖期	平成 31 年 1 月 15 日～1 月 16 日 平成 31 年 2 月 20 日～2 月 21 日 令和元年 6 月 14 日～6 月 15 日 令和元年 8 月 1 日～8 月 2 日
		令和 2 年 繁殖期	令和 2 年 1 月 15 日～1 月 16 日 令和 2 年 2 月 5 日～2 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日～6 月 16 日 令和 2 年 8 月 3 日～8 月 4 日

表 6.2-1(2) 既存資料（区画整理）における現地調査日（動物）

調査項目	調査方法	現地調査日	
鳥類 (猛禽類)	定点観察法	平成31年 繁殖期	平成31年1月16日～1月18日 平成31年2月6日～2月8日 平成31年3月14日～3月16日 平成31年4月15日～4月17日 令和元年5月26日～5月28日 令和元年6月17日～6月19日 令和元年7月9日～7月11日
		令和2年 繁殖期	令和2年1月15日～1月17日 令和2年2月5日～2月7日 令和2年3月10日～3月12日 令和2年4月22日～4月24日 令和2年5月28日～5月30日 令和2年6月15日～6月17日 令和2年7月16日～7月18日
両生類・爬虫類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成30年8月16日～8月17日 令和元年7月4日～7月5日
		秋季	平成30年10月10日～10月11日
		早春季	平成31年3月8日
		春季	令和元年5月7日～5月9日
		初夏季	令和元年6月4日～6月5日
	夜間調査	夏季	平成30年8月16日～8月17日
		春季	令和元年5月7日～5月9日
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 ライトトラップ ベイトトラップ	夏季	平成30年8月10日～8月11日 令和元年7月16日～7月17日
		秋季	平成30年10月9日～10月10日
		春季	令和元年5月9日～5月10日
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成30年8月10日～8月11日
		秋季	平成30年10月9日～10月10日
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	春季	令和元年5月9日～5月10日
		冬季	平成31年1月16日～1月17日
魚類	任意観察法 及び任意採取法	初夏季	令和元年6月13日～6月14日
		夏季	平成30年7月31日～8月1日
		秋季	平成30年10月1日～10月2日
		冬季	平成31年1月21日～1月22日
底生動物	任意観察法 及び任意採取法 定量調査	春季	令和元年5月7日～5月8日
		夏季	平成30年7月31日～8月1日
		秋季	平成30年10月1日～10月2日
		冬季	平成31年1月21日～1月22日

表 6.2-2 既存資料（区画整理）における一般鳥類の定点調査時間

調査季	調査年月日	調査時間
夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日	5:00～13:00
秋季	令和 30 年 10 月 20 日～10 月 22 日	5:30～13:30
冬季	平成 31 年 2 月 20 日～2 月 22 日	6:30～12:30
春季	令和元年 5 月 3 日	5:00～13:00
初夏	令和元年 6 月 14 日～6 月 16 日	4:30～12:30
夏季	令和元年 7 月 18 日～7 月 19 日	4:30～12:30

表 6.2-3 既存資料（区画整理）における猛禽類の定点調査時間

繁殖期	調査月	調査年月日	調査時間
H31 繁殖期	1 月	平成 31 年 1 月 16 日～1 月 18 日	7:00～15:00
	2 月	平成 31 年 2 月 6 日～2 月 8 日	7:00～15:30
	3 月	平成 31 年 3 月 14 日～3 月 16 日	6:00～14:00
	4 月	平成 31 年 4 月 15 日～4 月 17 日	6:30～14:30
	5 月	令和元年 5 月 26 日～5 月 28 日	6:30～14:30
	6 月	令和元年 6 月 17 日～6 月 19 日	7:00～15:00
	7 月	令和元年 7 月 19 日～7 月 11 日	6:30～14:30
R2 繁殖期	1 月	令和 2 年 1 月 15 日～1 月 17 日	6:30～14:30
	2 月	令和 2 年 2 月 5 日～2 月 7 日	6:40～14:40
	3 月	令和 2 年 3 月 10 日～3 月 12 日	6:30～14:30
	4 月	令和 2 年 4 月 22 日～4 月 23 日 令和 2 年 4 月 24 日	6:30～14:30 4:30～12:30
	5 月	令和 2 年 5 月 28 日～5 月 30 日	4:30～12:30
	6 月	令和 2 年 6 月 15 日～6 月 17 日	6:30～14:30
	7 月	令和 2 年 7 月 16 日～7 月 18 日	6:30～14:30

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

既存資料（区画整理）における現地調査は、表 6.2-4 に示す日程で実施されています。

表 6.2-4 既存資料（区画整理）における現地調査日（水質）

調査項目		現地調査日	
水質	平常時	豊水期	令和元年7月29日（月）
		渇水期	令和2年1月10日（金）

⑤ 水循環の状況

ア. 既存資料調査

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」（p.6.5-4 参照）と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

ウ. 現地調査

湧水の流量の現地調査の日程は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」（p.6.5-4 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 動物の状況

ア. 既存資料調査

既存資料調査は、「第3章 3.2 自然的状況 3.2.5 (1)動物の生息の状況」(p. 3-57 参照)に示すとおり、文献その他の資料から、対象事業実施区域及びその周辺において生息記録のある種を整理しました。

イ. 既存資料(区画整理)調査

既存資料(区画整理)における調査項目及び調査方法は表 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-5(1) 既存資料(区画整理)における現地調査方法(動物)

項目		方法
哺乳類	任意観察法 及びフィールドサイン法	調査範囲内を網羅的に踏査し、足跡、糞、食痕、巣、球巣(カヤネズミ)、爪痕、抜毛、掘り返し(モグラ坑道、モグラ塚等)等のフィールドサイン(動物の生活痕)を確認しました。
	トラップ法	目撃、フィールドサインによる確認が困難なネズミ類やヒミズ類を対象にシャーマントラップを設置し、捕獲による調査を行いました。 誘引餌は、ピーナッツやオートミール等を使用しました。 調査地点は、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ6地点設定しました。 トラップは、1地点あたり10個を1晩設置しました。
	無人撮影法	哺乳類が頻繁に往来しているような「けもの道」あるいは小径に自動撮影機能付のカメラを設置し、カメラの視野内に出現する中型哺乳類を撮影しました。 誘引餌は、さつまあげや魚肉ソーセージ等の餌を使用しました。 調査地点は、乾生草地及び旧米軍宿舎跡の3地点としました。 カメラは1地点あたり2台程度を2晩設置しました。
	夜間調査	夕暮れから夜間において、バットディテクターを用いて、飛翔するコウモリ類を確認しました。
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。
	ライン センサス法	あらかじめ設定しておいた調査ルート上を歩いて、一定速度でゆっくり(1~2km/h)と歩き、一定の範囲内に出現する鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 調査ルートは、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ3ルートを設定しました。
	定点観察法	配置した定点より半径200m程度の範囲内に出現した鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 調査定点は、環境植生(植生、土地利用)を踏まえ、3定点を設定しました。

表 6.2-5(2) 既存資料（区画整理）における現地調査方法（動物）

項目	方法
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類)	<p>夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。</p> <p>また、録音した鳴声を流し、帰ってくる鳴声により、種の判別を行い、記録しました（コールバック法）。</p>
鳥類 (猛禽類)	<p>営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。</p> <p>調査定点は、設定した6地点から、猛禽類の出現状況等を踏まえ3～4地点を選定し、調査を実施しました。</p>
両生類 及び爬虫類	<p>調査範囲内を網羅的に踏査し、実個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録しました。</p> <p>両生類については、生息環境である湿性環境（水田・水域及び周辺・湿地）及び産卵場となり得る湧水に着目した調査を行いました。</p> <p>夜間調査においては、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するヘビ類を確認しました。</p>
	<p>夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するヘビ類を確認し、記録しました。</p>
昆虫類	<p>調査範囲内を網羅的に踏査し、スウィーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録しました。</p>
	<p>夜間に光源（BOX 法）を置き、光に集まってくる昆虫類を採取しました。</p> <p>調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ6地点を設定しました。</p> <p>ライトトラップは、1地点あたり1個を1晩設置しました。</p>
	<p>誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取しました。</p> <p>誘引餌はドッグフード及びカルピスや焼酎の混合液を使用しました。</p> <p>調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ6地点を設定しました。</p> <p>ベイトトラップは、1地点あたり10個程度を1晩設置しました。</p>
	<p>成虫の発生時期である5月下旬～6月中旬（ゲンジボタル）、6月下旬～7月上旬（ヘイケボタル）の夜間に、調査範囲内の河岸及び水田沿いを踏査し、発光するホタル類を確認し、記録しました。</p>
	<p>クツムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツムシの鳴き声を確認し、記録しました。</p>

表 6.2-5(3) 既存資料（区画整理）における現地調査方法（動物）

項目		方法
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
魚類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。また、水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶も使用しました。 また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録しました。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を設定しました。
底生動物	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を設定しました。
	定量調査	方形枠にて水底を囲い、方形枠内に生息する底生動物をすべて採取し、種名、個体数を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に4地点を設定しました。

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 水質の状況

既存資料（区画整理）における調査項目及び調査方法は表 6.2-6 に示すとおりです。

表 6.2-6 既存資料（区画整理）における現地調査方法（水質）

調査項目			調査方法
水質	平常時	生活環境項目	「水質調査法」（昭和46年環水管30号）及び「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に定める方法に準拠
		一般項目	

⑤ 水循環の状況

ア. 既存資料調査

湧水の流量は、既存資料の収集・整理により、湧水の分布を把握しました。対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況」(p. 3-19～3-20 参照)に示すとおりです。

イ. 既存資料(区画整理)調査

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (4) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-6 参照)と同様としました。

河川の流量は、既存資料(区画整理)において、「水質調査方法」(昭和46年9月30日 環水管30号)に定める方法に準拠し、把握されています。

ウ. 現地調査

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (4) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-6 参照)と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト2020」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」
- ・「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

① 動物の状況

ア. 既存資料調査

A 動物相

既存資料調査の結果は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ①動物相の概要 表 3.2-18」(p. 3-59～3-60 参照)に示すとおり、哺乳類 14 種、鳥類 149 種、両生類 10 種、爬虫類 11 種、昆虫類等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

B 注目すべき動物種及び生息地の状況

注目すべき種は、「A 動物相」の文献その他の資料で確認された種について「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②動物の重要な種 表 3.2-19」(p. 3-61～3-62 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、注目すべき種は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②動物の重要な種 表 3.2-20」(p. 3-63～3-68 参照)のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、両生類 8 種、爬虫類 5 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、底生動物 5 種及び陸産貝類 5 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)によれば、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②動物の重要な種 図 3.2-25」(p. 3-69 参照)に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②動物の重要な種 図 3.2-26」(p. 3-70 参照)に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。

クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類の集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②動物の重要な種 図 3.2-27、図 3.2-28」(p. 3-71～3-72 参照)に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サンバ、ノスリ、ハククマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②動物の重要な種 図 3.2-29」(p. 3-73 参照)に示すとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは、オオタカの生息ランクとして「繁殖を確認」に該当します。

動物の注目すべき生息地については、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ③動物の注目すべき生息地 表 3.2-21」(p. 3-74～3-76 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

調査区域における動物の注目すべき生息地は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ③動物の注目すべき生息地 表 3.2-22、図 3.2-30」(p. 3-76～3-77 参照)に示すとおり、調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)」が存在しており、対象事業実施区域には「ホテル生息確認地域」が含まれています。なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。

イ. 既存資料（区画整理）調査

A 動物相

a. 哺乳類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、4目7科9種の哺乳類が確認されています。確認された哺乳類は、調査地の生息環境を反映し、耕作地・草地に生息するアズマモグラ、樹林から耕作地・草地にかけて生息するアカネズミ、タヌキが確認されています。なお、外来種として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）（以下、「外来生物法」とします。）の特定外来生物に指定され、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省自然環境局 平成27年3月）（以下、「生態系被害防止外来種リスト」とします。）の総合対策外来種（緊急対策外来種）に指定されているアライグマ、総合対策外来種（重点対策外来種）に指定されているハクビシンが確認されています。詳細は資料編(p. 資 1. 1-11 参照)に示すとおりです。

b. 鳥類（一般鳥類）

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、14目34科66種の一般鳥類が確認されています。確認された鳥類は、調査地の生息環境を反映し、主に耕作地・草地に生息するヒバリ、セッカ、樹林等に生息するコゲラ、エナガ、樹林・草地・耕作地を広く利用するオオタカやチョウゲンボウ等が確認されています。また、集落に近接していることから、ムクドリ、ツバメ、スズメ等、主に市街地・集落に生息する種も確認されています。なお、外来種として、「外来生物法」の特定外来生物に指定され、「生態系被害防止外来種リスト」の総合対策外来種（重点対策）に指定されているガビチョウ、「生態系被害防止外来種リスト」の総合対策外来種（その他の総合対策外来種）に指定されているワカケホンセイインコが確認されています。詳細は資料編(p. 資 1. 1-12 参照)に示すとおりです。

c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、1目1科1種のフクロウ類・夜行性鳥類が確認されています。確認されたフクロウ類・夜行性鳥類は、平地から山地の留鳥として生息するフクロウでした。詳細は資料編(p. 資 1. 1-13 参照)に示すとおりです。

d. 鳥類（猛禽類）

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、2目3科8種の猛禽類が確認されています。確認された猛禽類は、大きな川や湖、入り江などに生息し、断崖の岩棚などに巣を作るミサゴ、山地の樹林や雑木林、公園などでの環境下で生息及び繁殖を行うツミ、山地の林や低山地、丘陵地の森林に生息するハイタカ、オオタカ、森林内や草原的環境で生息するノスリ、平地の農耕地や草原に生息し、断崖に巣を作るチョウゲンボウ、水鳥の多い湖沼や海岸でよくみられるハヤブサでした。特にオオタカは対象事業実施区域を利用する頻度が高く複数個体が確認されています。対象事業実施区域の環境と調査結果から狩場（餌場）として利用していることが考えられます。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

詳細は、資料編(p. 資 1. 1-13 参照)に示すとおりです。

e. 両生類・爬虫類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、1目3科3種の両生類、1目4科7種の爬虫類が確認されています。

確認された両生類（アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル）は、調査地の生息環境を反映し、草地・樹林・水田・湿地を主な生息環境に生息する種でした。一方、水田を主な生息環境とするトウキョウダルマガエル等は現地調査では確認されませんでした。

確認された爬虫類は、調査地の生息環境を反映し、ニホンカナヘビ、シマヘビ等、耕作地・草地に生息する種その他、ニホンヤモリ、アオダイショウといった人家近くに生息する種が確認されています。

両生類及び爬虫類の詳細は、資料編(p. 資 1. 1-13 参照)に示すとおりです。

f. 昆虫類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、17目222科1,178種の昆虫類が確認されています。

確認種目録は資料編(p. 資 1. 1-14～資 1. 1-28 参照)に示すとおりです。確認された昆虫類は、調査地の生息環境を反映し、エンマコオロギやトノサマバッタ、オオヨコバイ、ウズラカメムシ、ヨモギハムシ、モンシロチョウ等耕作地・草地に生息する昆虫類の確認種数が最も多く、カナブン、ノコギリクワガタ、アオスジアゲハ等樹林や林縁に生息する種、アジアイトトンボやアメンボ、ヒメゲンゴロウ、ゲンジボタルといった水域を利用する種も確認されています。

g. クモ類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、1目23科117種のクモ類が確認されています。確認されたクモ類は、調査地の生息環境を反映し、ユウレイグモやハラクロコモリグモ、ワカバグモ、ハナグモ、アリグモ、ネコハエトリなど、人家周辺から耕作地、草地環境に生息する種が多く確認されています。また、マネキグモやジョロウグモ、ヤマトヤドカリグモなど樹林地やその周辺に生息する種も確認されています。詳細は資料編(p. 資 1. 1-29～資 1. 1-30 参照)に示すとおりです。

h. 陸産貝類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、1目11科24種の陸産貝類が確認されています。確認された陸産貝類は、調査地の生息環境を反映し、耕作地や草地環境に生息するウスカワマイマイ、市街地や人家周辺にも生息するオカチョウジガイやコハクガイ等の種が多く確認されています。また、樹林地に生息するヒカリギセルやミスジマイマイなどの種も確認されています。詳細は資料編(p. 資 1. 1-31 参照)に示すとおりです。

i. 魚類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、3目5科6種の魚類が確認されています。詳細は資料編(p. 資 1. 1-31～1. 1-32 参照)に示すとおりです。

大門川（St. 1-1 及び St. 1-2）では、魚類は確認されませんでした。本河川はコンクリート三面張りの河川であることに加え、周辺は畑地となっており水田などの水域がないため、魚類の生息は難しいと考えられます。

相沢川（St. 2-1 及び St. 2-2）もコンクリート三面張りの河川ですが、周辺は水田となっており、流下したドジョウとミナメダカが確認されています。ただし、河川から水田への遡上は落差が大きいため難しいほか、非灌漑期である冬季及び春季においては、わずかに残された1箇所の水たまりがあった以外は水田域に水がなく、魚類の生息環境は脆弱と言えます。なお、St. 2-2 付近には環境教育用の水田があり、アブラハヤは夏季にこの水田脇でのみ確認されたほか、ミナメダカも多くはこの水田脇か、もしくはこれより下流でのみ確認されていることから、この水田で放されたものである可能性が高いとされています。春季調査時は、冬季に水が枯渇したためか、ドジョウ以外の魚類は確認されませんでした。

和泉川源流の小水路（St. 3-1 及び St. 3-2）は護岸されておらず、流量は少ないものの浸み出した水が流れており、湧水を好むホトケドジョウが特に西側の水路で多数確認されています。

堀谷戸川（St. 4）も、大門川及び相沢川同様コンクリート三面張りの河川ですが、周辺から流下したと考えられるドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ及びクロダハゼが確認されています。

j. 底生動物

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、7門12綱24目68科143種の底生動物が確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.1-33～資 1.1-47 参照)に示すとおりです。

魚類と同様、大門川（St. 1-1 及び St. 1-2）、相沢川（St. 2-1 及び St. 2-2）及び堀谷戸川（St. 4）は、三面張りのコンクリート護岸が施されているため環境が単調であり、確認された底生動物の種数も少ないとされています。ただし、浸みだし水に由来する水が流れているため、ナミウズムシやサワガニ、コエグリトビケラ属など比較的きれいな水を好む種がいくつか確認されています。

護岸の施されていない和泉川源流の小水路（St. 3-1 及び St. 3-2）では、湧水環境を好むオナシカワゲラ属が多く確認されたほか、St. 2-2 付近にある環境教育用の水田脇では、止水もしくは湿地環境を好むマルタニシやクロスジギンヤンマ、エサキコミズムシなどが確認されています。

外来種としては、「生態系被害防止外来種リストに」の「総合対策外来種」（緊急対策外来種）に指定されているアメリカザリガニ、「総合対策外来種」（その他の総合対策外来種）に指定されているタイワンシジミ、フロリダマミズヨコエビ（その他の総合対策外来種）が確認されました。なお、「外来生物法」に指定されている特定外来生物は確認されませんでした。

B 注目すべき動物種及び生息地の状況

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（1）②動物の重要な種 表3.2-19」（p.3-61～3-62 参照）及び「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（1）③動物の注目すべき生息地 表3.2-21」（p.3-74～3-76 参照）に示す法令や規制等の選定基準に基づき、注目すべき種及び生息地を選定しました。

また、調査地域内のうち、対象事業実施区域内と、対象事業実施区域端部からの約200mまでの範囲のうち土地区画整理事業により改変されない範囲を植生、地形及び利用等の状況から表6.2-7及び図6.2-4に示す6つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

表 6.2-7 地域区分

区分		特性	
(1)	対象事業 実施区域内	人工的土地利用域	高低差が小さく、グラウンド（野球場）、畑地、植栽樹群等の人工的な土地利用が行われている。
(2)		谷戸地域	相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側にはメヒシバーエノコログサ群落、谷戸底は畑地、水田、果樹園等の土地利用が行われている。
(3)		樹林が点在する 広大な草地域	高低差が小さく、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等を中心とした草地が広範囲に分布し、一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布している。中央部の囲障区域 ^{注1} には低層の旧米軍施設が残っており、周辺には植栽樹群が分布している。
(4)		和泉川源流域	和泉川周辺は標高が低く、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布している。瀬谷市民の森、上川井市民の森に近接する付近は標高が最も高く、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布している。
(5)	対象事業 実施区域外	住宅地域	住宅地が広く分布し、一部にオギ群落、スギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地等が分布している。
(6)		樹林地域	瀬谷市民の森、上川井市民の森等が該当し、主にコナラ群落、スギ・ヒノキ植林で構成されている。

注1：囲障区域とは、旧上瀬谷通信施設地区のうち、フェンスで囲まれた約50haの区域をいいます。米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成20年に閉鎖されました。

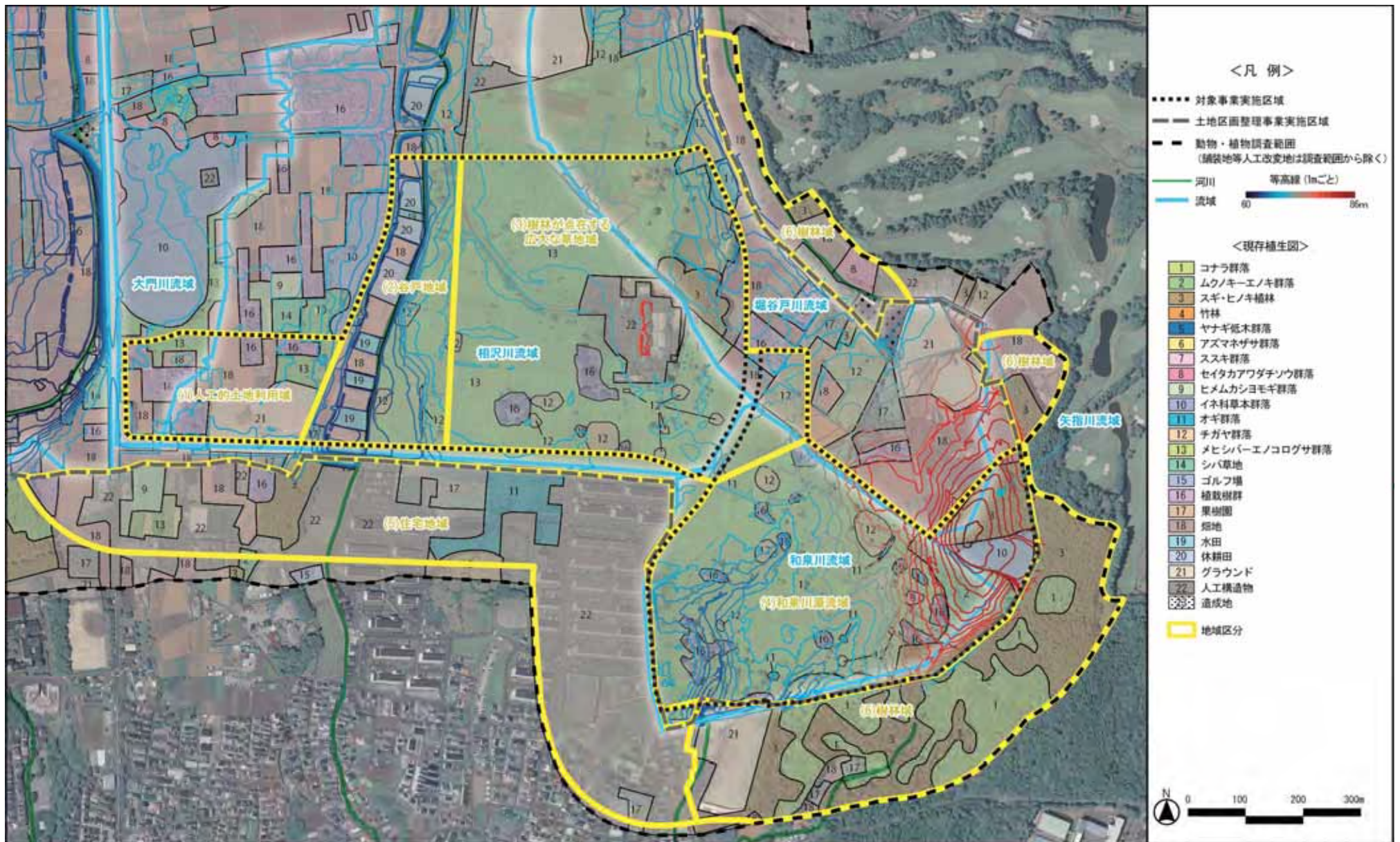


図 6.2-4 地域区分

a. 哺乳類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として、哺乳類は確認されませんでした。

b. 鳥類（一般鳥類）

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として4目14科24種の鳥類が確認されています。

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-8、生態及び確認状況は表 6.2-9、確認位置図は図 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-8 注目すべき種（一般鳥類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準					
				区域内				区域外		①	②	③	④		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				繁殖期	非繁殖期	
1	ハト	ハト	アオバト						●					注目	注目
2	チドリ	チドリ	ムナグロ			●									減少
3			コチドリ			●	●							注目	
4	タカ	ミサゴ	ミサゴ									NT	VU	NT	
5		タカ	ツミ	●									VU	希少	
6			ハイタカ									NT	情不	希少	
7			オオタカ		●	●	●	●	●			NT	VU	希少	
8			ノスリ		●	●	●	●	●				VU		
9	スズメ	モズ	モズ	●	●	●	●		●					減少	
10		ヒバリ	ヒバリ	●	●	●	●							減少	
11		ツバメ	ツバメ	●	●	●	●		●					減少	
12		ムシクイ	センダイムシクイ						●					NT	
13		ヨシキリ	オオヨシキリ		●	●			●					VU	
14		セッカ	セッカ		●	●	●							減少	減少
15		ヒタキ	トラツグミ		●									減少	
16			アカハラ				●		●					減少	
17			キビタキ						●					減少	
18		セキレイ	キセキレイ						●					減少	
19			セグロセキレイ											減少	
20			ビンズイ						●					VU	
21		アトリ	カワラヒワ	●	●	●	●		●					減少	
22		ホオジロ	ホオアカ											CR+EN	
23			アオジ				●		●					VU	
24			クロジ						●					CR+EN	減少
合計	4目	14科	24種	5	9	10	10	3	14	0	0	3	23	8	

注1：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-9(1) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アオバト	<p>【生態など】</p> <p>北海道、本州、四国、九州で繁殖し、北海道では夏鳥、他は留鳥、薩南諸島、南西諸島には冬に現れます。本州中部以南に多いです。</p> <p>山地帯の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息します。樹上、特に小枝や葉が茂る樹冠部や、林内や林縁の地上で採餌します。樹木や草の実・果実・種子等のほか、どんぐりのような堅果も餌とします。詳しい繁殖生態は明らかではありませんが、巣は地上1～6m ぐらいの樹木の枝の上に、小枝を集めて粗雑な巣をつくります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	ムナグロ	<p>【生態など】</p> <p>全国に旅鳥として渡来し、小笠原や南西諸島では越冬します。</p> <p>全長は24cm。上面が黄褐色と黒の斑で、下面が黒いのが特徴。旅鳥として春と秋の渡りの時期に渡来します。干潟や砂浜、水田やハス田に渡来するほか、畑、草地、川原などでもよくみられ、昆虫などを食べます。立ち止まったときに頭をぴょこりと上下させる習性があります。巣は地上に作られ、卵数は通常4個、抱卵日数は26～27日位です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で夏季に1地点計1個体が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
3	コチドリ	<p>【生態など】</p> <p>夏鳥として北海道、本州、四国、九州等で繁殖し、九州以南で少数が越冬します。</p> <p>河川敷内の中州、水辺、河口の三角州や干潟、海岸の砂浜、植生が疎らで裸出の多い荒地に生息します。道路工事やダム、その他大規模に整地している工事現場等で、短期放置されている荒地地状のところでもみられます。主に昆虫類を捕食します。繁殖期は4～7月。砂地に浅い窪みを掘って営巣します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で夏季に1地点計6個体、初夏に1地点計2個体、和泉川流域で初夏に1地点計2個体が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
4	ミサゴ	<p>【生態など】</p> <p>全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多いです。</p> <p>全長は雄55cm、雌64cm。翼が細長くて尾が短い、下面の白っぽい大きなタカ。大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣を作り、4月頃に2～3卵を産みます。抱卵日数は35日位、巣立ちまで50日位です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>

表 6.2-9(2) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
5	ツミ	<p>【生態など】 全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。 全長は雄 27cm、雌 30cm。顔全体が黒い小さなタカ。夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、4月中旬から5月に3～5卵を産みます。抱卵日数、巣立ちまでの日数とも30日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で秋季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
6	ハイタカ	<p>【生態など】 四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多いです。 全長は雄 32cm、雌 39cm。白い眉斑と黒い眼帯を持ち、飛翔姿がツミにそっくりな小さなタカ。留鳥または冬鳥として、山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔しておもに小鳥類をとらえます。高木に営巣し、普通4～5卵を産みます。抱卵日数は33日位、巣立ちまでの日数は約30日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
7	オオタカ	<p>【生態など】 北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多いです。 全長は雄 50cm、雌 56cm。顔に顕著な眉斑と黒い眼帯のある大きなタカ。留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、おもに中・小型の鳥類をとらえます。スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣することが多く、4月中旬～5月上旬に3～4卵を産みます。抱卵日数は37日位、巣立ちまでの日数は約40日です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で初夏に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で初夏に1地点計1個体、和泉川源流域で春季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で初夏に1地点計1個体、樹林域で夏季に2地点計2個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
8	ノスリ	<p>【生態など】 北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国で見られます。 全長は雄 52cm、雌 57cm。顎ひげ状の黒褐色斑とやさしい黒目を持つ、ずんぐりしたタカ。留鳥または漂鳥。繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られ、5月頃に2～3卵を産みます。非繁殖期には、川原、農耕地のような草原的環境にも生息します。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型ほ乳類を多く捕食することが知られています。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で秋季に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で秋季に1地点計1個体、和泉川源流域で秋季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で秋季に1地点計1個体、樹林域で秋季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(3) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
9	モズ	<p>【生態など】 ほぼ全国で繁殖し、積雪地の個体は冬期に暖地へ移動します。 全長は 20cm。鋭い口ばしを持ち、雄では黒い過眼線、翼の白斑、雌では茶色い過眼線、波模様のある下面が特徴。留鳥としてほぼ全域で見られます。低地の林、河原、農耕地、公園などで単独で生活します。昆虫類を初めとした無脊椎動物や小型哺乳類、鳥類、は虫類、両生類などを食べ、はやにえを作る習性があります。繁殖は2月から9月上旬まで確認されていますが、3月から5月に多いです。おもに雄が他の鳥の鳴きまねをすることが知られています。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で初夏に1地点計1個体、谷戸地域で夏季に1地点計1個体、秋季に1地点計1個体、冬季に1地点計1個体、初夏に4地点計4個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に2地点計2個体、秋季に1地点計1個体、春季に2地点計2個体、初夏に1地点計1個体、和泉川源流域で夏季に2地点計2個体、秋季に3地点計6個体、冬季に3地点計3個体、春季に2地点計2個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体、春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
10	ヒバリ	<p>【生態など】 留鳥、あるいは漂鳥として北海道から九州に生息します。南西諸島では冬鳥として生息します。 全長は 17cm。目立つ冠羽、赤褐色の雨覆、目の周りにしわがあるような顔つきなどが特徴。留鳥として、広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地などに生息します。背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度の疎らな乾いた草原を特に好みます。背の高い草本が密生する場所や、湿地ではあまりみられません。繁殖期間は4～7月。イネ科などの植物の株際の地上、あるいは株内の低い位置に巣をつくります。抱卵期間は約 10 日、ヒナは約 10 日で巣立ちます。オスは空中や地上で盛んにさえずります。非繁殖期は数羽から十数羽の群で行動します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で冬季に1地点計3個体、初夏に1地点計1個体、谷戸地域で初夏に2地点計2個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に2地点計2個体、秋季に1地点計2個体、冬季に1地点計1個体、春季に5地点計8個体、初夏に5地点計7個体、和泉川源流域で冬季に2地点計4個体、春季に3地点計3個体、初夏に3地点計4個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>

表 6.2-9(4) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
11	ツバメ	<p>【生態など】 九州以北に夏鳥として渡来します。西日本では越冬する個体も多いです。沖縄では旅鳥。 全長は 17cm。背は全体的に黒く、額とのどは赤褐色などが特徴。県内全域の集落、都市に夏鳥として渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣をつくります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。繁殖期間は 4～7 月。抱卵期間は 13～14 日、ヒナは 17～22 日で巣立ちます。繁殖期の後半から河川のヨシ群落などに集団ねぐらをつくり、数千～数万羽の集結がみられます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で夏季に 2 地点計 10 個体、谷戸地域で夏季に 3 地点計 37 個体、春季に 1 地点計 3 個体、初夏に 1 地点計 1 個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に 7 地点計 91 個体、春季に 2 地点計 4 個体、初夏に 3 地点計 7 個体、和泉川源流域で夏季に 5 地点計 25 個体、初夏に 1 地点計 2 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で夏季に 1 地点計 29 個体、樹林域で夏季に 1 地点計 2 個体、春季に 2 地点計 3 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
12	センダイムシクイ	<p>【生態など】 夏鳥として北海道から九州までの各地で繁殖します。主に低山帯の落葉広葉樹林に生息し、傾斜があり、林床に低木や藪が多い林を好みます。渡りの時期には平野部でもみられます。樹上で採餌し、昆虫類の幼虫や成虫を捕食します。繁殖期は 5～6 月。草の根元や崖の窪みに、枯れ草、樹皮、イネ科の茎、コケ類等で球形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 1 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
13	オオヨシキリ	<p>【生態など】 夏鳥として北海道の北部及び東部と沖縄を除く全国で繁殖します。 水辺のヨシ原に生息し、海岸や河口等の低地の湿原や、山地の湖岸や川岸の湿地で繁殖します。茎から茎へと移動しながら、チョウ、バッタといった昆虫類やクモ類等を捕食します。繁殖期は 5～8 月。ヨシの茎にイネ科の葉や茎を用いて椀形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に 1 地点計 1 個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に 1 地点計 1 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 1 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(5) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
14	セッカ	<p>【生態など】 本州以南の平地から山地の草原、ヨシ原、農耕地で繁殖し、多雪地や本州北部のものは冬期には南下します。 全長は 12cm。先が白く扇のように広がる尾、背中の濃淡の縦斑などが特徴。留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら昆虫などを採ります。草の茎や葉の間に巣をつくります。産卵期は5～8月、卵数は4～6個、抱卵日数は14日位、巣立ちまでの日数は13日位です。ヒッヒッヒッとさえずり飛翔します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地で夏季に3地点計3個体、春季に4地点計4個体、初夏に1地点計1個体、和泉川源流域で夏季に4地点計5個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
15	トラツグミ	<p>【生態など】 九州以北、奄美大島、西表島で繁殖し、北方や高地のものは冬に暖地へ移動します。 全長は 30cm。全身が黄褐色で、黒褐色の斑模様を持ち、夜の森で不気味な声で鳴く鳥。留鳥として、低地から山地の暗い森林内の林床に生息します。繁殖は、落葉広葉樹や雑木に営巣します。巣は樹上にあります。産卵期は4～7月、卵数は3～5個、越冬期には繁殖期よりも明るい林にも現れ、人家の庭などにも来ることがあります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で冬季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
16	アカハラ	<p>【生態など】 本州部以北で繁殖し、冬は本州中部以西から中国南部などに渡ります。 山地の明るい林、木が疎らに生えた環境を好み、カラマツ林や草原と林が接するところで繁殖します。冬は暖地の林に移動します。繁殖期は5月中旬～8月。林縁の落葉広葉樹、アカマツ、カラマツ、コメツガ、オオシラビソなどの亜高山針葉樹の枝先、または幹に近い枝上に巣をつくります。巣は、樹枝と草本の根を主材に、サルオガセや枯れたマツ葉、シダの葉などを交えて椀形に作られ、3～5卵を産んで繁殖します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で春季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
17	キビタキ	<p>【生態など】 夏鳥として九州以北に渡来します。 全長は 14cm。黄色い眉斑と翼の白い紋、黄色い下面が特徴。夏鳥として、山地から丘陵地によく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り虫を採食することが多いです。繁殖は、落葉広葉樹、針広混交林で行われます。巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。産卵期は5～7月、卵数は4～5個、抱卵日数は13日位、巣立ちまでの日数は12日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に3地点計3個体、初夏に3地点計3個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(6) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
18	キセキ レイ	<p>【生態など】</p> <p>北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。</p> <p>全長は 20cm。白い眉斑、黄色い腰と下面、黄褐色の脚が特徴。留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、おもに水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木に止まり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチをしたりもします。人家の屋根や橋桁、樹木などにお椀型の巣をつくります。産卵期は 4～8 月、卵数は 4～6 個、抱卵日数は 11～14 日位、巣立ちまでの日数は 11～14 日位です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で秋季に 1 地点計 1 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
19	セグロ セキレイ	<p>【生態など】</p> <p>北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。</p> <p>全長は 21cm。背は黒く、黒い顔に白い眉斑が特徴。留鳥または漂鳥として、平地から山地の河川中流域の川岸や湖沼、水田、農耕地に生息します。海岸ではほとんどみることはありません。巣は、川の土手のくぼみ、河原の石や流木の下、人家の石垣や屋根、瓦の隙間などにつくります。枯れ草の茎、葉、根などで椀形の外装をつくり、内装には獣毛、羽毛、綿くずなどを使います。オスとメスが巢の場所を探して回り、造巣はメスが行い、造巣中は、オスは巢の近くで頻繁にさえずります。また、巣材を集めるメスに、オスはつききりでメイトガードをします。多くのつがいは同じシーズンに 2 回、繁殖を行います。産卵期は 3～7 月、卵数は 4～6 個、抱卵日数は 11～13 日位、巣立ちまでの日数は約 14 日です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
20	ビンズイ	<p>【生態など】</p> <p>本州中部の山地から北海道にかけて繁殖し、少数は四国の山地でも繁殖します。冬は本州中部以南の暖地で越冬します。北海道から東北地方北部では、海岸近くから山地までみられるが、その他の地方では山地に限って繁殖します。本州中部においては、比較的標高の高い山地の明るい林、林縁、草生地、木が疎らに生えた草原、夏のスキー場等に生息します。</p> <p>夏は主にチョウ、バッタ、ハチ、ハエ、ガガンボ、甲虫といった昆虫類を餌とし、冬は主に植物の種子を餌とします。繁殖期は 5～8 月。林縁の草の根元、崖、土手の窪み等に、枯れた葉や茎、細根等を用いて皿形または浅い椀形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 2 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>

表 6.2-9(7) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
21	カワラ ヒワ	<p>【生態など】</p> <p>本州から九州にかけて留鳥、または冬鳥として生息します。</p> <p>全長は 15cm。翼の鮮やかな黄色い模様が特徴。草の実を食べます。平地から低山地の林や、市街地などの木や街路樹に営巣します。巣は枝の茂みに作られます。産卵期は3～7月、卵数は3～5個、抱卵日数は11～13日位、巣立ちまでの日数は14日位です。秋冬には、河原や農耕地に群をつくります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で初夏に2地点計4個体、谷戸地域で初夏に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に1地点計1個体、秋季に1地点計1個体、初夏に1地点計1個体、和泉川源流域で夏季に4地点計6個体、秋季に1地点計4個体、冬季に1地点計1個体、春季に1地点計1個体が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計2個体、冬季に1地点計1個体、春季に1地点計1個体、初夏に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
22	ホオアカ	<p>【生態など】</p> <p>全国に旅鳥として渡来し、小笠原や南西諸島では越冬します。</p> <p>低地、低山帯、亜高山帯の草原、あるいは草原状のところに生息します。イネ科、タデ科などの種子を採食します。繁殖期は5～7月。草むらの間や草株の上、藪の枝上に枯れ草などを用いて碗形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
23	アオジ	<p>【生態など】</p> <p>本州中部以北の標高 1000m くらいの亜高山帯で繁殖し、冬期には南方や平地へ移動します。本州中部以西では冬鳥として観察されます。</p> <p>全長は 16cm。繁殖期にはごく少数が西丹沢や箱根の山地でみられ、箱根では繁殖の記録もあります。非繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭などでもみられます。地上でエサを求め、さえずる時は梢にとまります。産卵期は5～7月、卵数は普通4～5個、抱卵日数は13～14日位、巣立ちまでの日数は12～13日位です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、和泉川源流域で冬季に1地点計1個体、春季に2地点計4個体が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で春季に1地点計1個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(8) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
24	クロジ	<p>【生態など】 本州中部以北の亜高山帯の落葉広葉樹林や針葉樹林のササが多い林で繁殖するが局所的です。本州では日本海側の山地に偏っており、特に新潟県や長野県、群馬県の県境地方に多いです。冬期は南の地方や平地へ移動します。本州中部以南では冬鳥としてみられます。</p> <p>全長は 17cm。丹沢山地で繁殖が確認されていますが、個体数は少なく局所的です。巣はハンノキやヤナギなどの灌木から地上 1 m 以下の高さの枝上にあります。非繁殖期には丘陵地や低山の林で見られるほか、都市公園や人家の庭でも記録があります。暗い林床の落ち葉をかき分けて、おもに草や木の実を食べます。産卵期は 6 月頃、卵数は 5 個位、抱卵日数は 12 日位、巣立ちまでの日数は 11 日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 1 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）

「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」（山と溪谷社 平成 4 年 11 月）

「原色日本野鳥生態図鑑＜水鳥編＞」（中村登流・中村雅彦 平成 7 年）

「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦 平成 7 年）

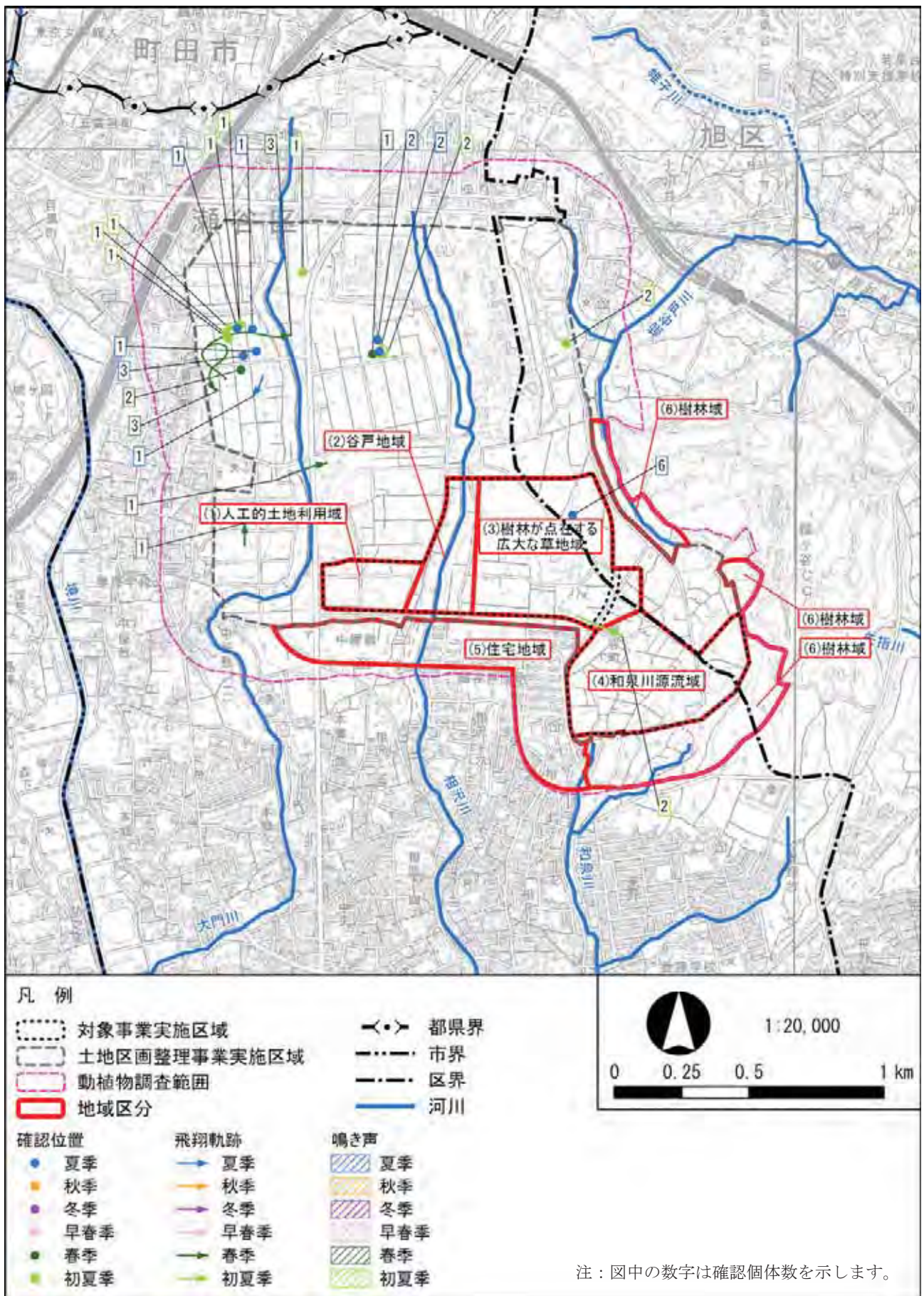


図 6.2-5(1) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：コチドリ）

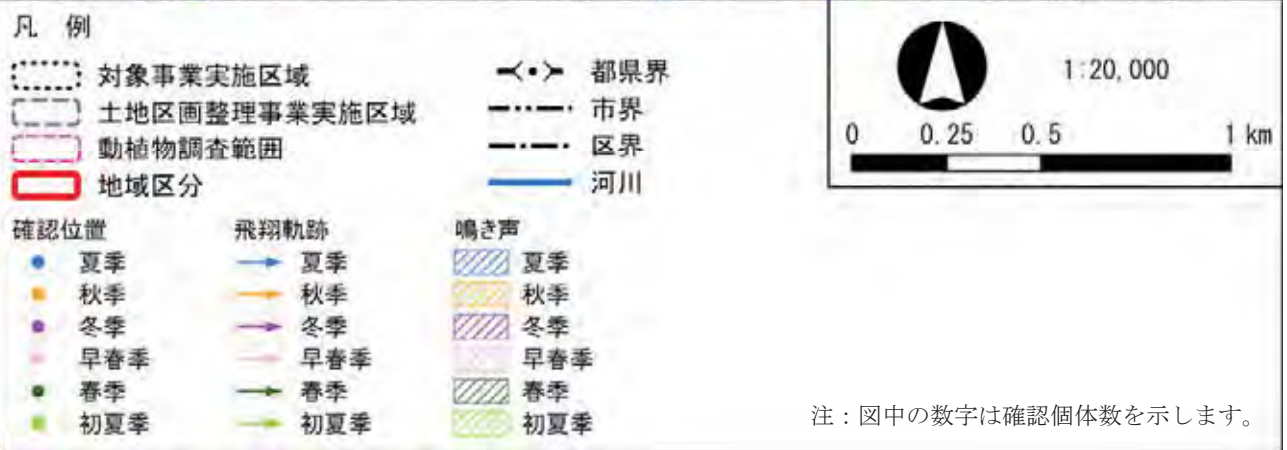
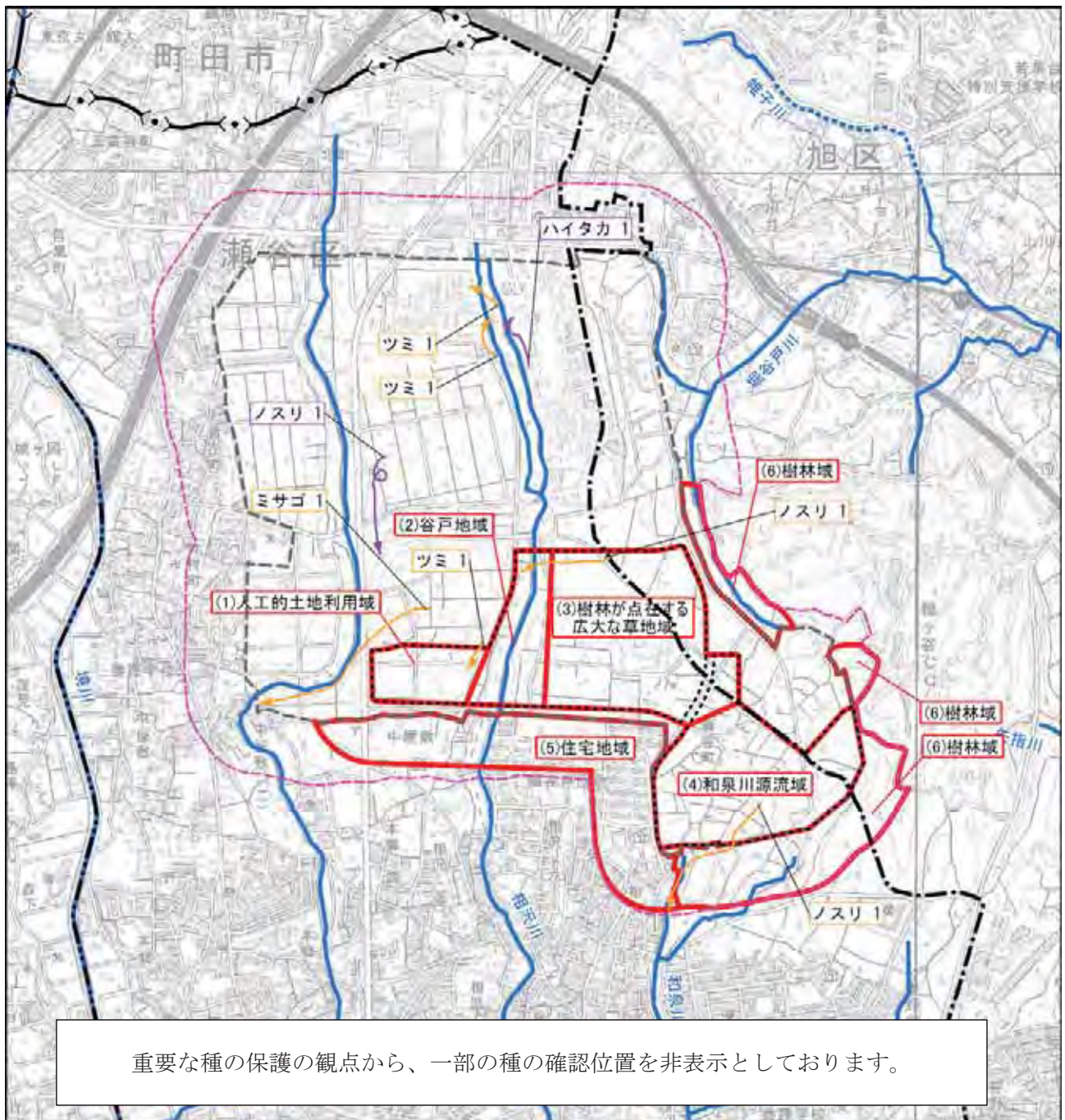


図 6.2-5(2) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：猛禽類（タカ目5種））

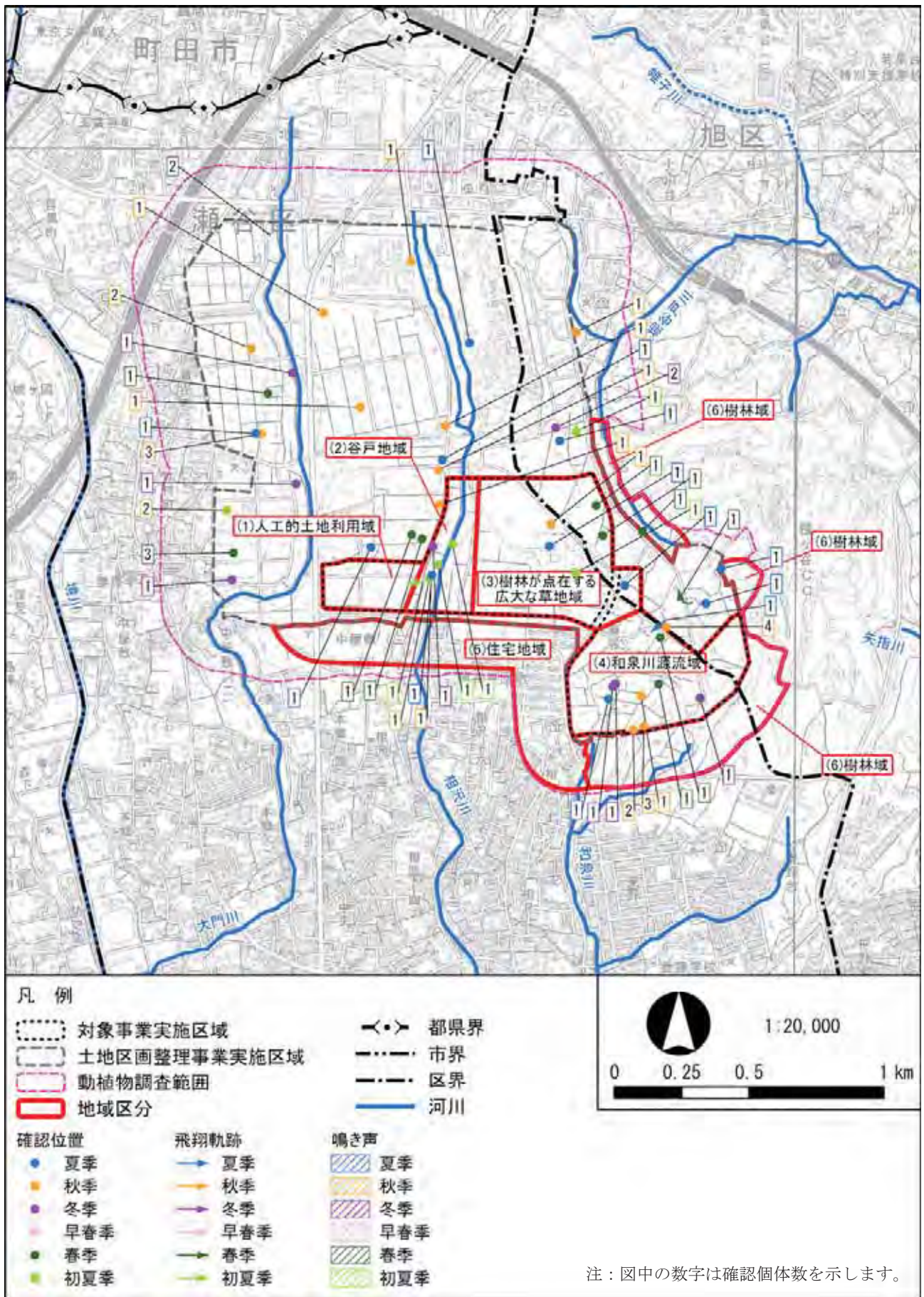


図 6.2-5(3) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：モズ）

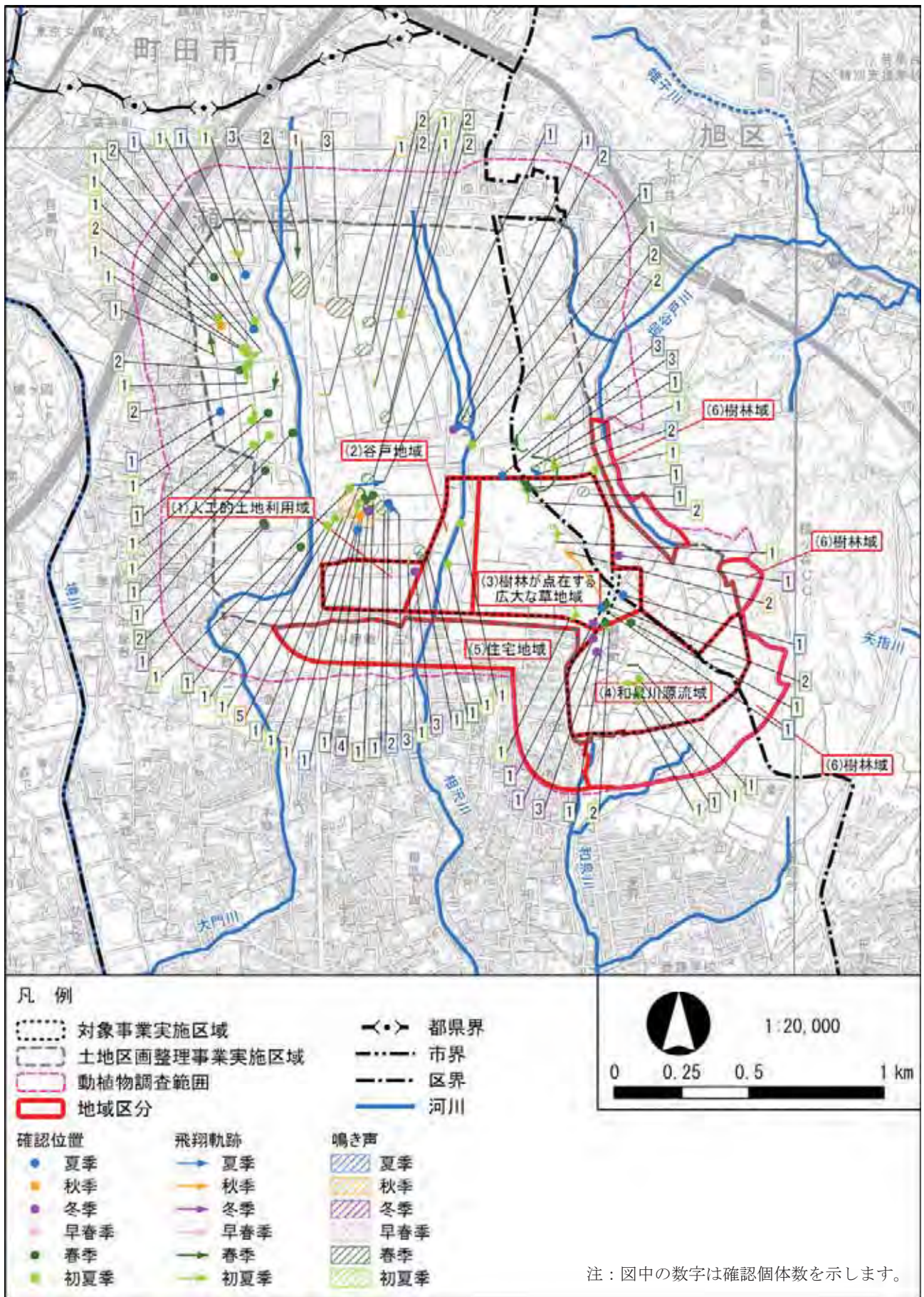


図 6.2-5(4) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：ヒバリ）

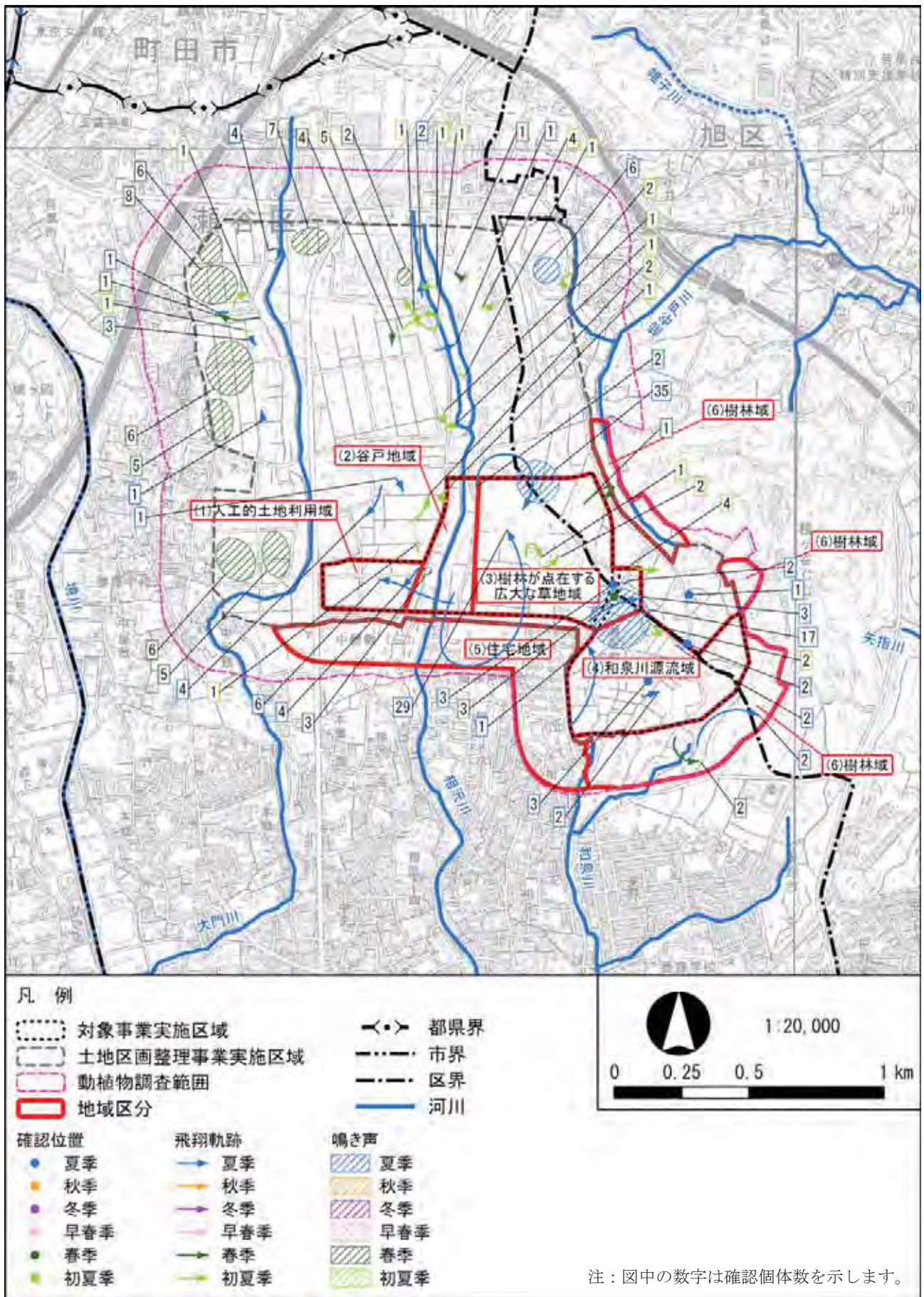


図 6.2-5(5) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：ツバメ）

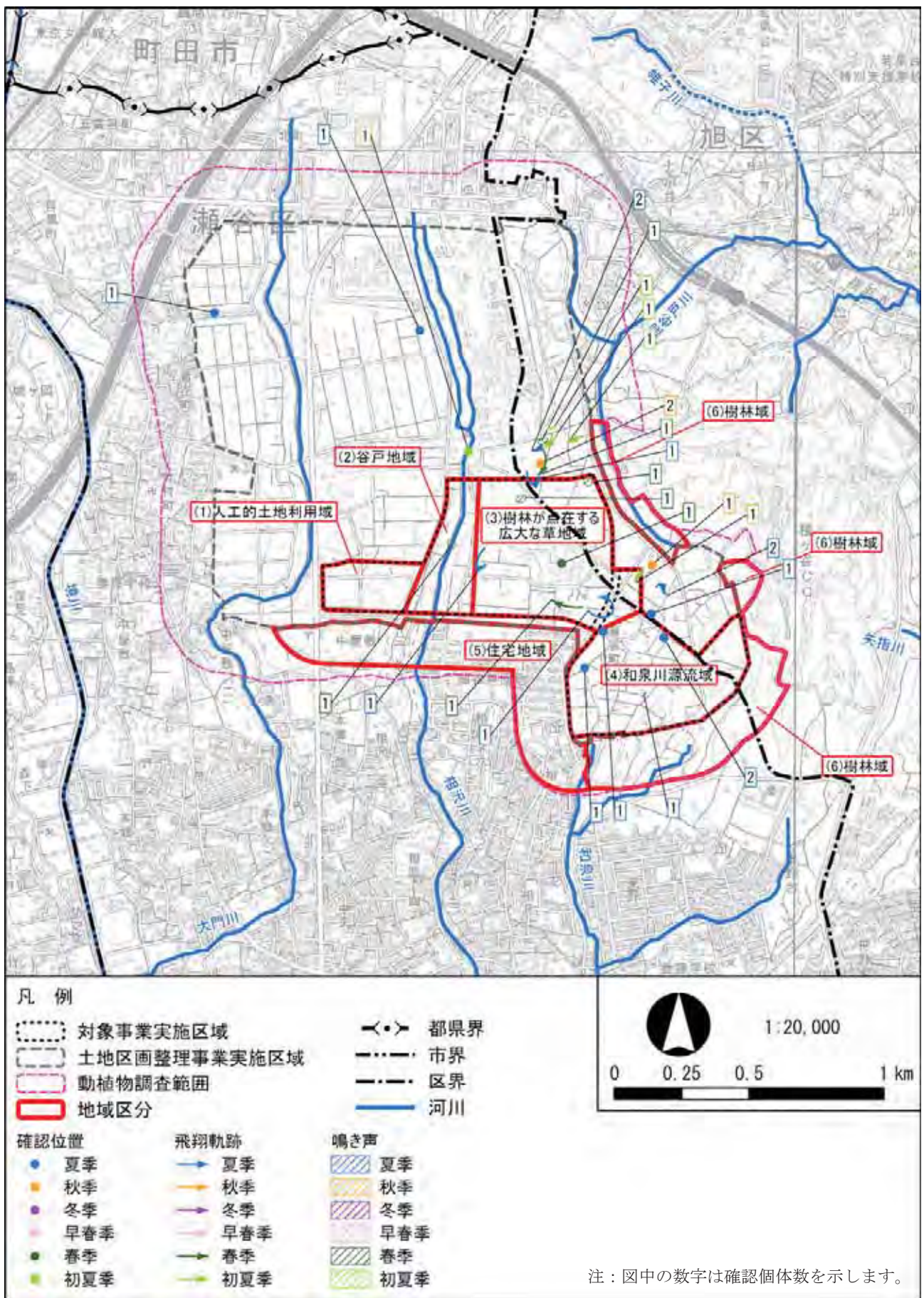


図 6.2-5(6) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：セッカ）

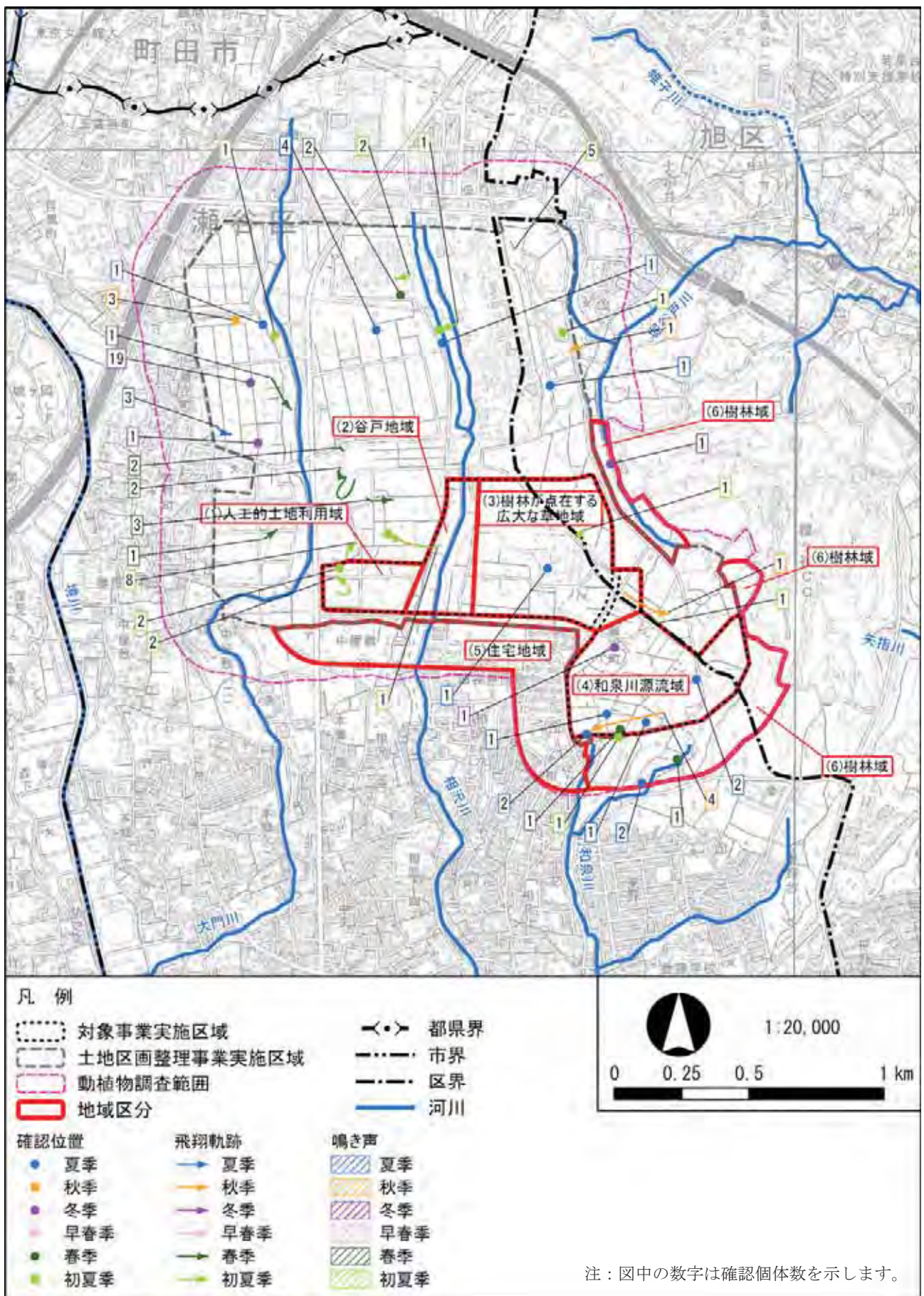


図 6.2-5(7) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：カワラヒワ）

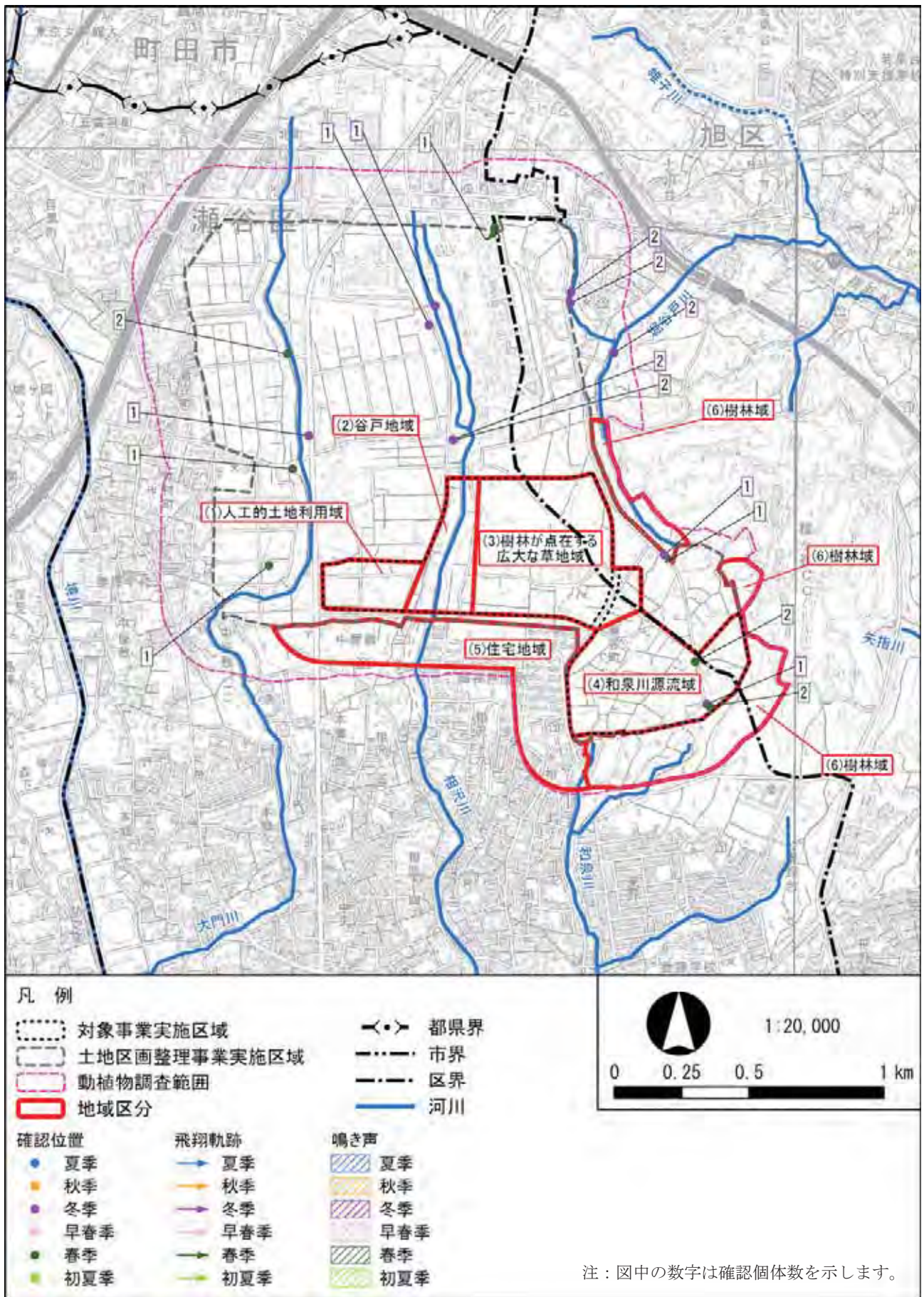


図 6.2-5(8) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：アオジ）

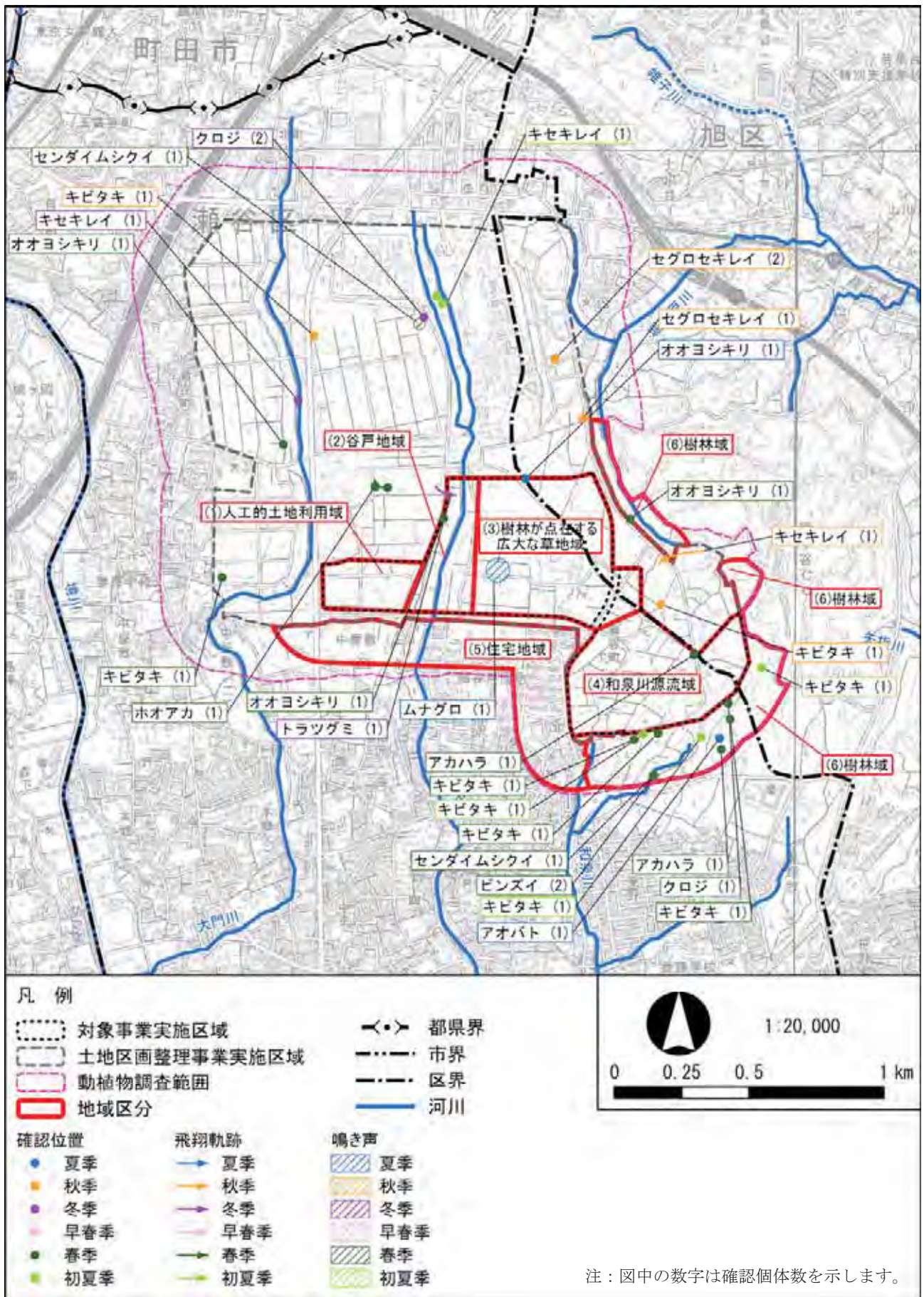


図 6.2-5(9) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：その他）

c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

既存資料（区画整理）で確認された注目すべき種は表 6.2-10、生態及び確認状況は表 6.2-11、確認位置図は図 6.2-6 に示すとおりです。

表 6.2-10 注目すべき種（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準				
				区域内			区域外			①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				繁殖期	非繁殖期
1	フクロウ	フクロウ	フクロウ						●				NT	
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0

注1：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-11 注目すべき種の生態・確認状況（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
1	フクロウ	<p>【生態など】</p> <p>留鳥として、平地から低山の大木のある林に生息します。各地の洞のある大木などで営巣、繁殖しているが多くはありません。留鳥として九州以北の平地から低山の林に生息します。</p> <p>全長は50cm。羽角のない丸顔で目の黒いフクロウ類。日本では九州以北の平地から山地の林に留鳥として生息しています。ネズミを主食とし、小鳥やイタチなども食べるほか、時には昆虫や小動物も食べます。社寺の森、林の大木の樹洞に1～5卵を産んで営巣するほか、地上や廃屋、カラスやタカのご巣などでも繁殖します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で冬季に2地点計2個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」（山と溪谷社 平成4年11月）

「原色日本野鳥生態図鑑<陸鳥編>」（中村登流・中村雅彦 平成7年）

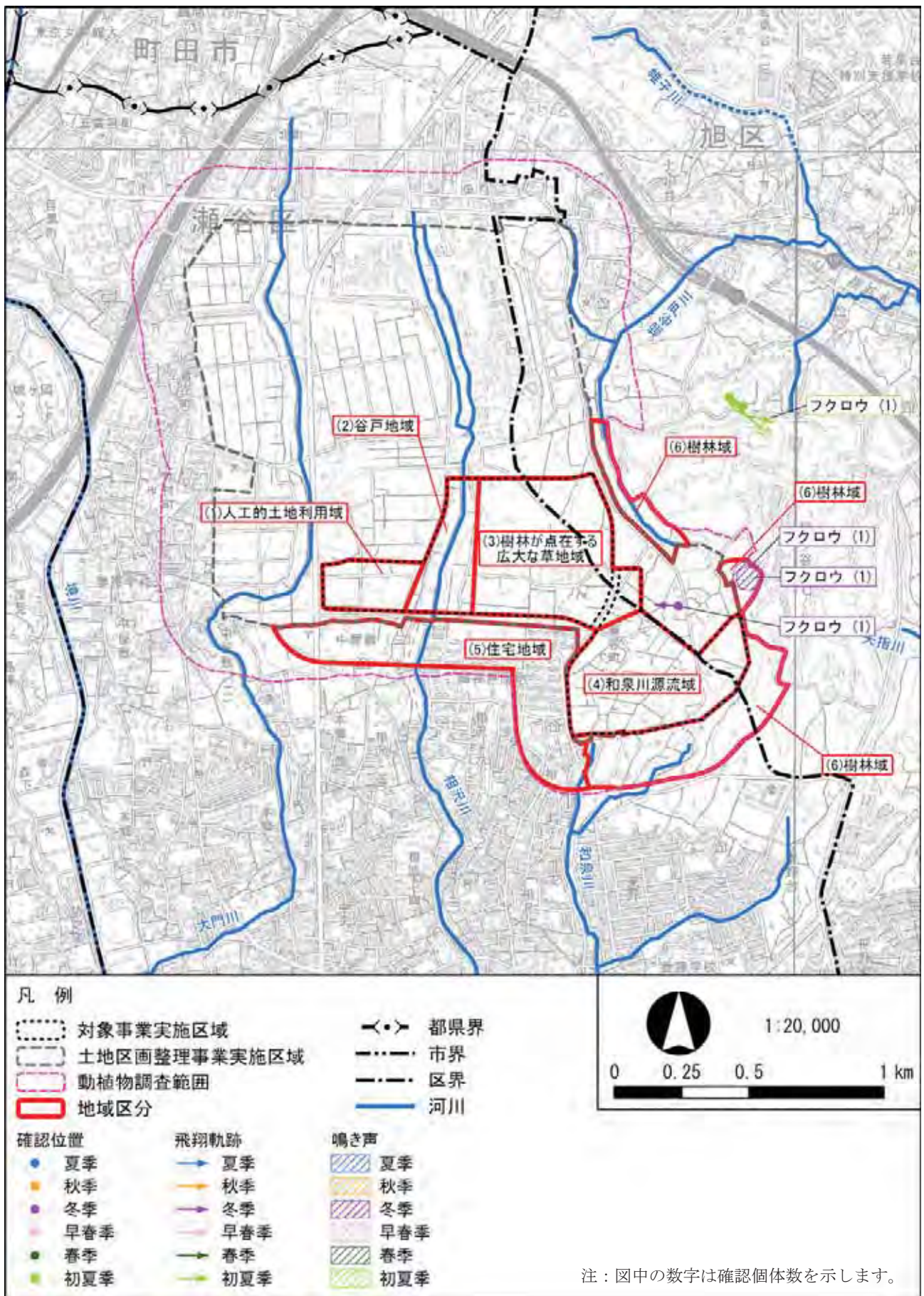


図 6.2-6 注目すべき種の確認位置（フクロウ類・夜行性鳥類）

d. 鳥類（猛禽類）

既存資料（区画整理）の結果、注目すべき種として2目3科7種の鳥類が確認されています。

既存資料（区画整理）で確認された注目すべき種は表 6.2-12、生態及び確認状況は表 6.2-13、確認位置図は図 6.2-7 に示すとおりです。

表 6.2-12 注目すべき種（猛禽類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準					
				区域内			区域外			①	②	③	④		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				繁殖期	非繁殖期	
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ		●	●						NT	VU	NT	
2		タカ	ツミ		●	●	●	●	●				VU	希少	
3			ハイタカ	●	●	●	●	●	●			NT	DD	希少	
4			オオタカ	●	●	●	●	●	●			NT	VU	希少	
5			サシバ					●	●				VU	CR+EN	
6			ノスリ		●	●	●	●	●					VU	希少
7	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				●	●			国内	VU	CR+EN	希少	
合計	2目	3科	7種	2	5	5	5	6	6	0	1	5	7	6	

注1：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-13(1) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミサゴ	<p>【生態など】 全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多いです。全長は雄 55cm、雌 64cm。翼が細長くて尾が短い、下面の白っぽい大きなタカ。大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣を作り、4月頃に2～3卵を産みます。抱卵日数は35日位、巣立ちまで50日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	ツミ	<p>【生態など】 全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。全長は雄 27cm、雌 30cm。顔全体が黒い小さなタカ。夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、4月中旬から5月に3～5卵を産む。抱卵日数、巣立ちまでの日数とも30日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で平成31年繁殖期に齢不明（雌）の飛翔が1例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、平成31年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例、齢不明（雌）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。和泉川源流域では、平成31年繁殖期に、齢不明（雌）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に、成鳥（雄）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例、樹林域で令和2年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例、採食行動が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では成鳥（雄・雌）、齢不明（雄）等によるとまり、飛翔、採食行動、防衛行動等が複数例確認されました。</p>

表 6.2-13(2) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
3	ハイタカ	<p>【生態など】 四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多いです。全長は雄 32cm、雌 39cm。白い眉斑と黒い眼帯を持ち、飛翔姿がツミにそっくりな小さなタカ。留鳥または冬鳥として、山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔しておもに小鳥類をとらえます。高木に営巣し、普通 4～5 卵を産む。抱卵日数は 33 日位、巣立ちまでの日数は約 30 日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域では、人工的土地利用域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が 1 例、性齢不明の旋回上昇が 1 例、急降下が 1 例、採食行動が 1 例確認されました。谷戸地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が 1 例、若鳥（性不明）の採食行動が 1 例、性齢不明の旋回上昇が 1 例、急降下が 1 例、採食行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が 1 例、若鳥（性不明）の採食行動が 1 例、性齢不明の急降下が 1 例、防衛行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例、成鳥（性不明）の旋回上昇が 1 例、急降下が 1 例、採食行動が 1 例、幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。和泉川源流域では、平成 31 年繁殖期に性齢不明の急降下が 1 例、防衛行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雌）の採食行動が 1 例、幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例確認されました。樹林域では、平成 31 年繁殖期に齢不明（雄）の採食行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例、成鳥（雌）の採食行動が 1 例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雄・雌）、若鳥（雄・雌）、齢不明（雄・雌）等による、とまり、飛翔、採食行動、旋回上昇、急降下、防衛行動等が複数例確認されました。</p>

表 6.2-13(3) 注目すべき種の生態・確認状況(猛禽類)

No.	種名	生態・確認状況
4	オオタカ	<p>【生態など】</p> <p>北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多いです。全長は雄 50cm、雌 56cm。顔に顕著な眉斑と黒い眼帯のある大きなタカ。留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、おもに中・小型の鳥類をとらえます。スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣することが多く、4月中旬～5月上旬に3～4卵を産みます。抱卵日数は37日位、巣立ちまでの日数は約40日です。</p> <p>【確認状況】</p>
<p>重要な種の保護の観点から、非表示としております。</p>		

表 6.2-13(4) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
5	サシバ	<p>【生態など】 夏鳥として渡来し、東北地方から九州にかけて繁殖します。南西諸島では多くの固体が越冬します。全長は雄 47cm、雌 51cm。白い眉斑とどの中央に太い黒色縦線を持つ、褐色の中形のタカ。4月頃夏鳥として渡来し、丘陵地や低山地に生息します。高木の梢などを見張り場にしてエサを探し、水辺でカエルやヘビをよく捕らえます。また昆虫類も捕食します。スギ林などの高木の樹上に営巣し、4月下旬から5月上旬頃に2～4卵を産みます。抱卵期間は31日程度、育雛期間は40～45日です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例、樹林域で平成31年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雌）、若鳥等による、旋回上昇が複数例確認されました。</p>
6	ノスリ	<p>【生態など】 北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国で見られます。全長は雄 52cm、雌 57cm。顎ひげ状の黒褐色斑とやさしい黒目を持つ、ずんぐりしたタカ。留鳥または漂鳥。繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られ、5月頃に2～3卵を産みます。非繁殖期には、川原、農耕地のような草原的環境にも生息します。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型ほ乳類を多く捕食することが知られています。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、令和2年繁殖期に成鳥（雄）のとまりが2例、採食行動が1例、成鳥（性不明）のとまりが2例、旋回上昇が1例、採食行動が1例、若鳥（性不明）の採食行動が1例確認されました。和泉川源流域では、平成31年繁殖期に、成鳥（性不明）の飛翔が1例、若鳥（性不明）の飛翔が1例、性齢不明の採食行動が1例、令和2年繁殖期に、成鳥（性不明）のとまりが1例、飛翔が1例、採食行動が2例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に若鳥（性不明）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例確認されました。樹林域では、平成31年繁殖期に成鳥（性不明）の飛翔が1例、若鳥（性不明）の飛翔が1例、性齢不明の採食行動が1例、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の採食行動が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（性不明）等によるとまり、飛翔、採食行動、旋回上昇等が複数例確認されました。</p>

表 6.2-13(5) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
7	ハヤブサ	<p>【生態など】 おもに冬鳥として渡来し、沿岸部や大きな河川の周辺で観察されますが、内陸部に飛来することもあります。繁殖例としては、2例を数えるのみです。全長は雄42cm、雌49cm。頬に太いひげ状の黒色斑を持ち、上面が薄墨色の猛禽。留鳥または冬鳥として、断崖のある海岸に生息します。高速で飛行し、ハト類などの鳥類を飛びながらとらえます。断崖に営巣し、普通3～4卵を産みます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雄）、若鳥（雄）、幼鳥（雄）等のとまり、飛翔、旋回上昇、急降下、採食行動、防衛行動等が複数例確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」（山と溪谷社 平成4年11月）

「原色日本野鳥生態図鑑＜水鳥編＞」（中村登流・中村雅彦 平成7年）

「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦 平成7年）

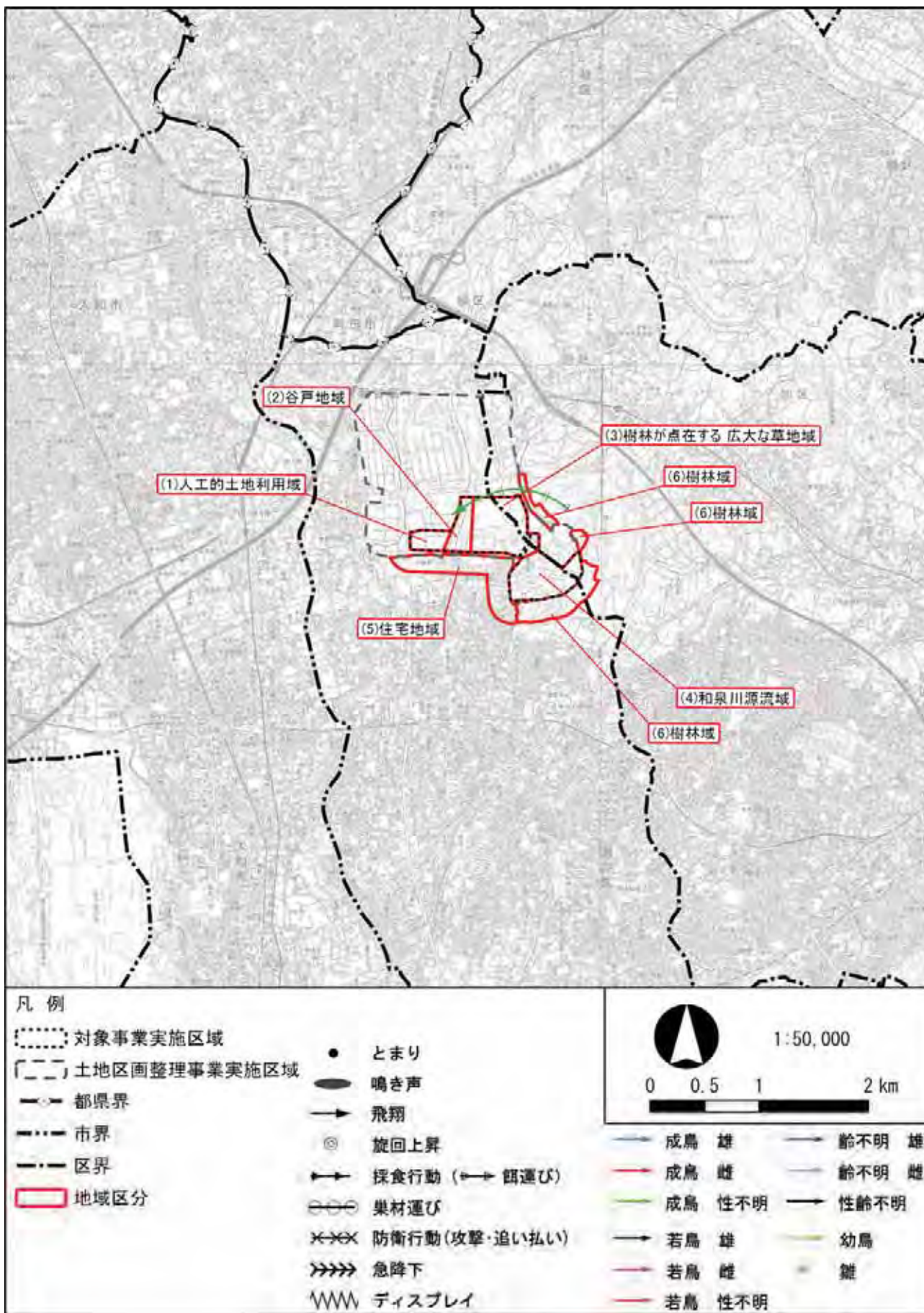


図 6.2-7(1) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ミサゴ (令和2年繁殖期))

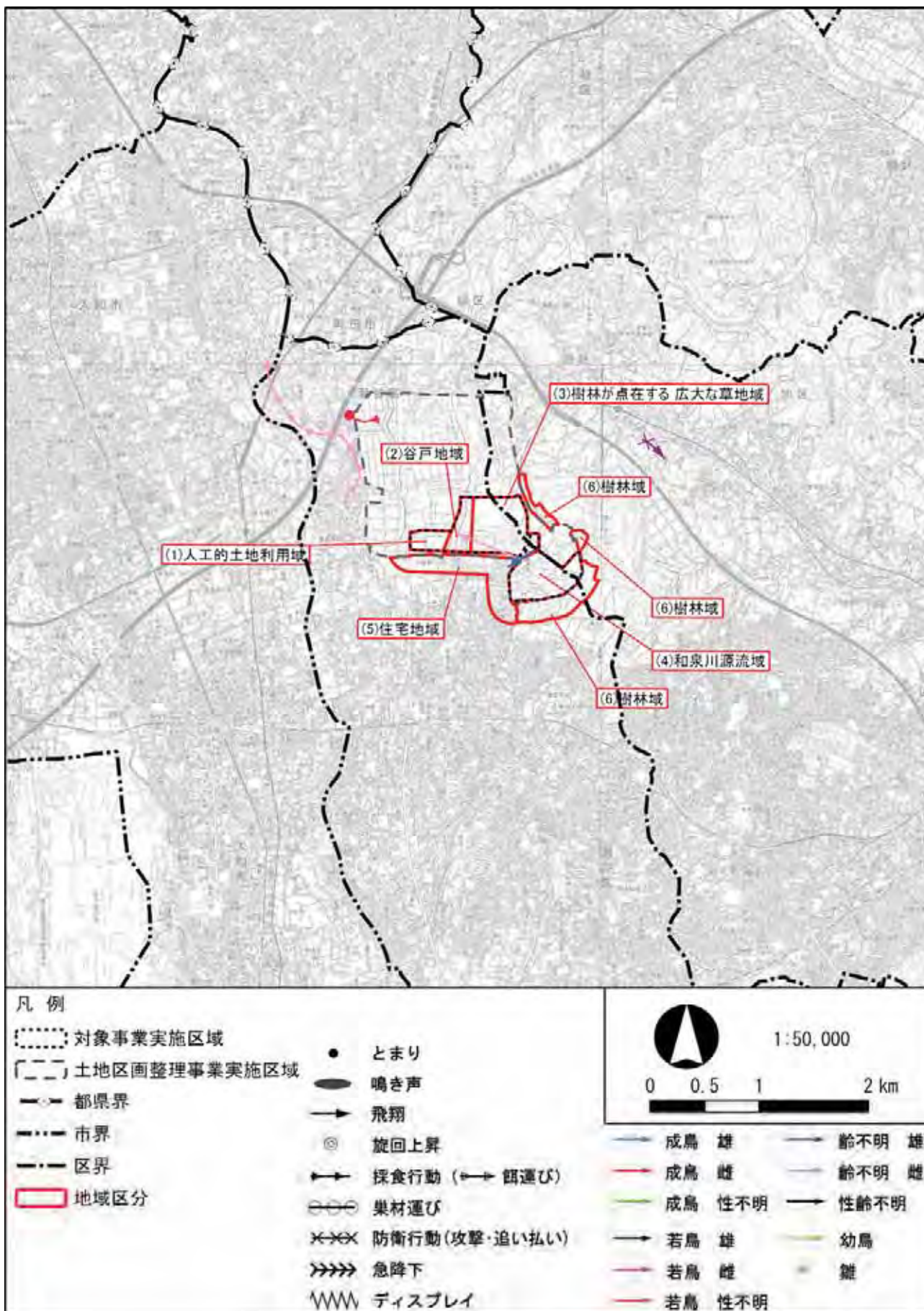


図 6.2-7(2) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ツミ (平成 31 年繁殖期))

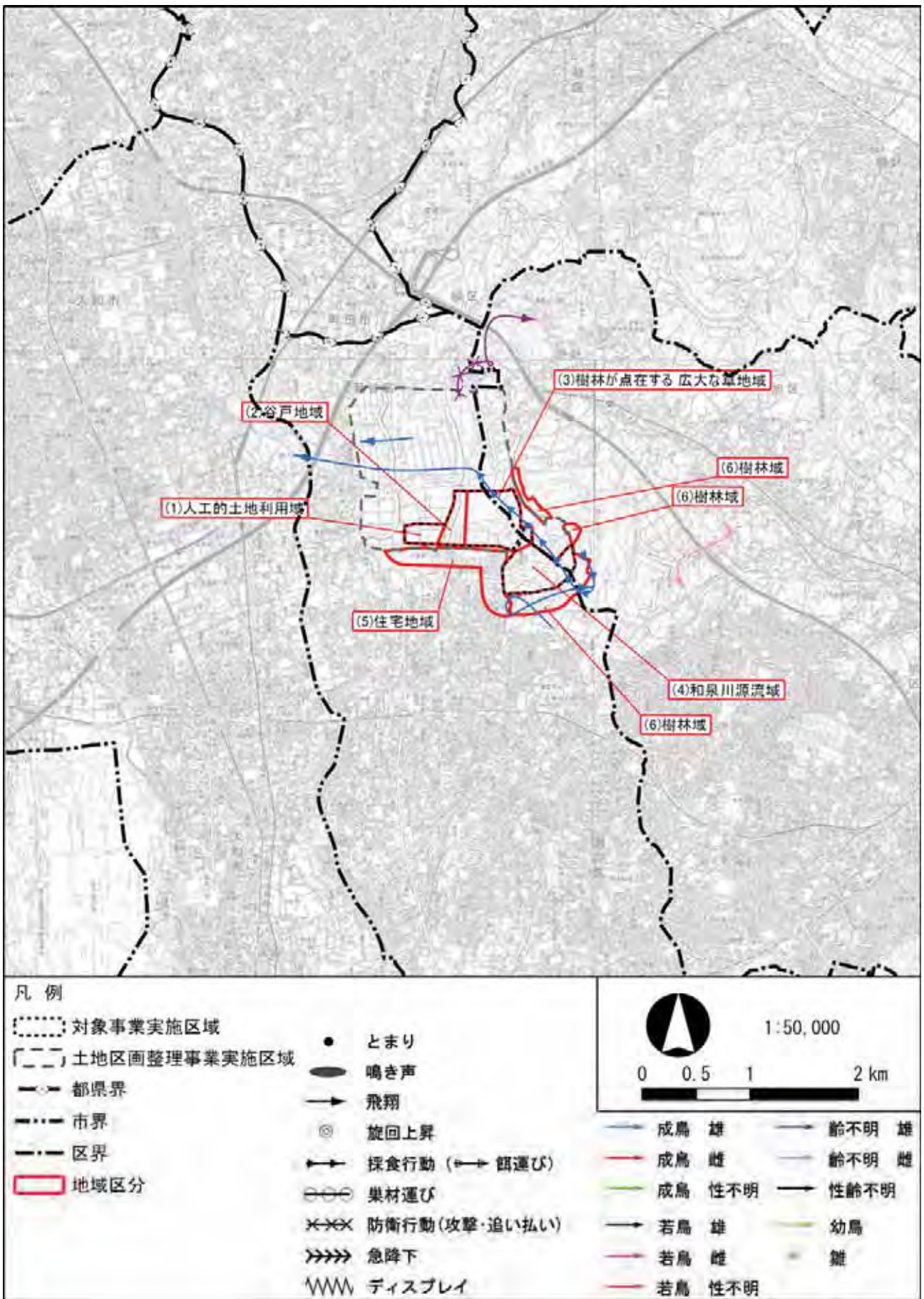


図 6.2-7(3) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ツミ (令和2年繁殖期))

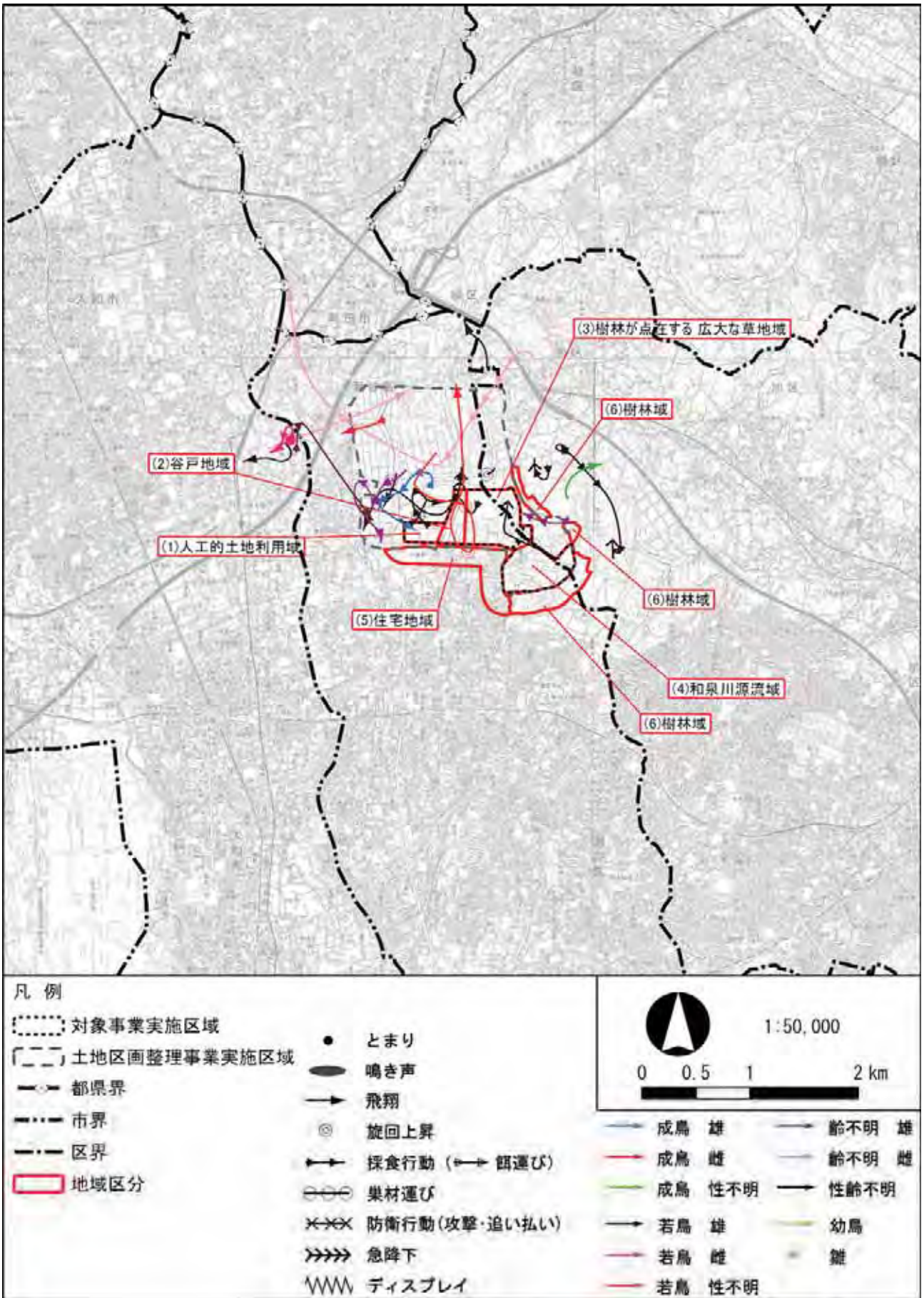


図 6.2-7(4) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ハイタカ (平成 31 年繁殖期))

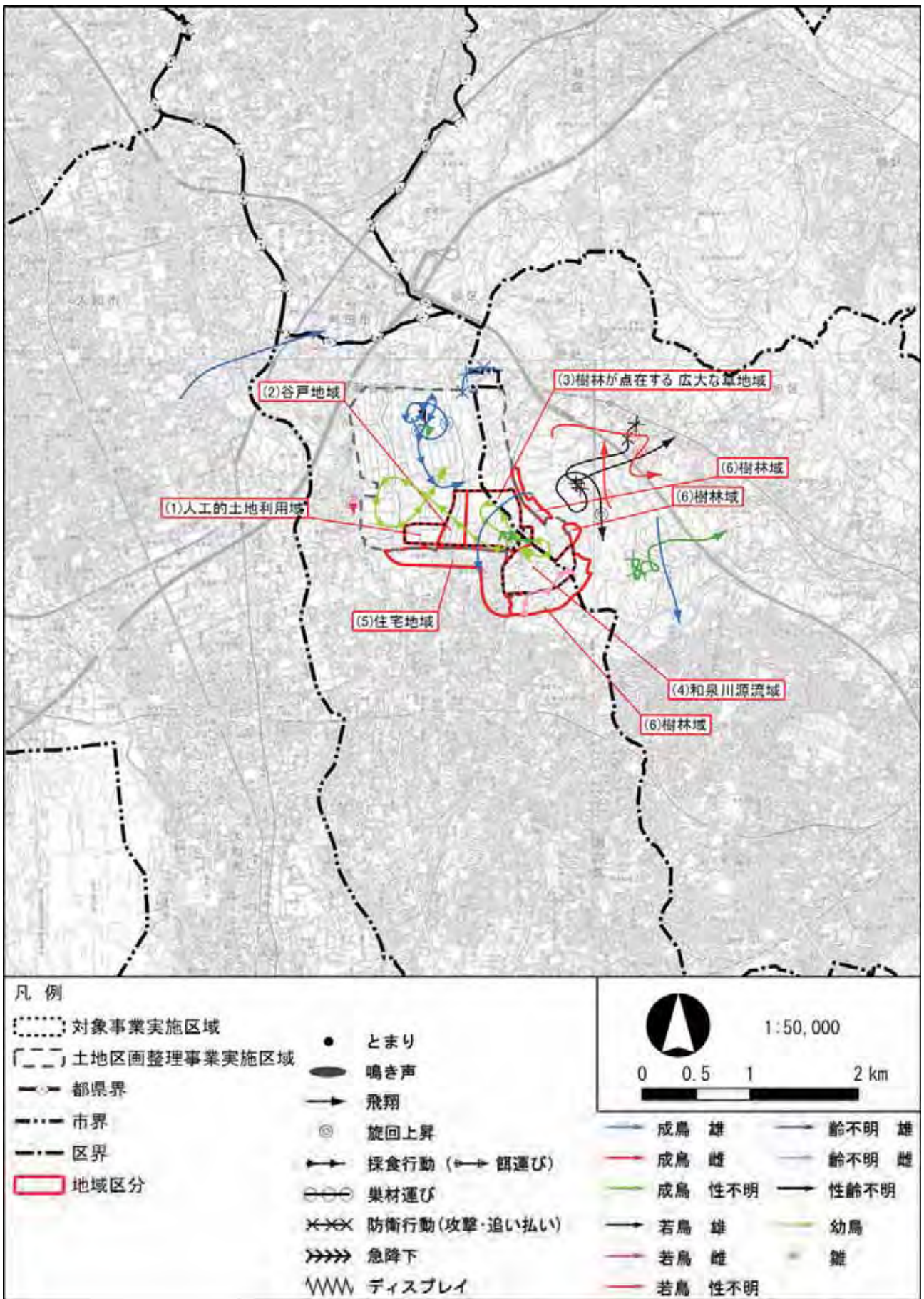


図 6.2-7(5) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ハイタカ (令和2年繁殖期))

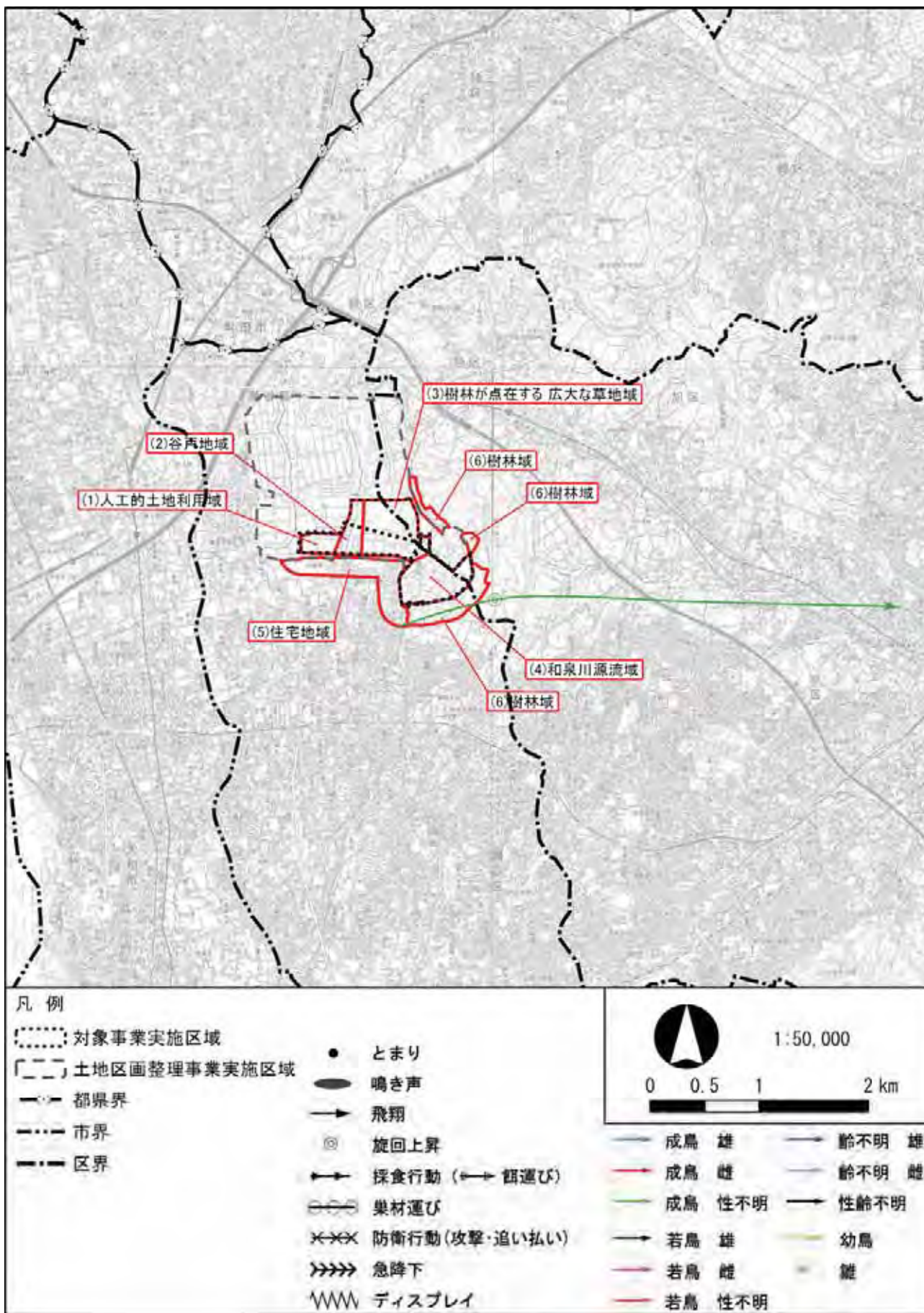


図 6.2-7(6) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: サシバ (平成 31 年繁殖期))

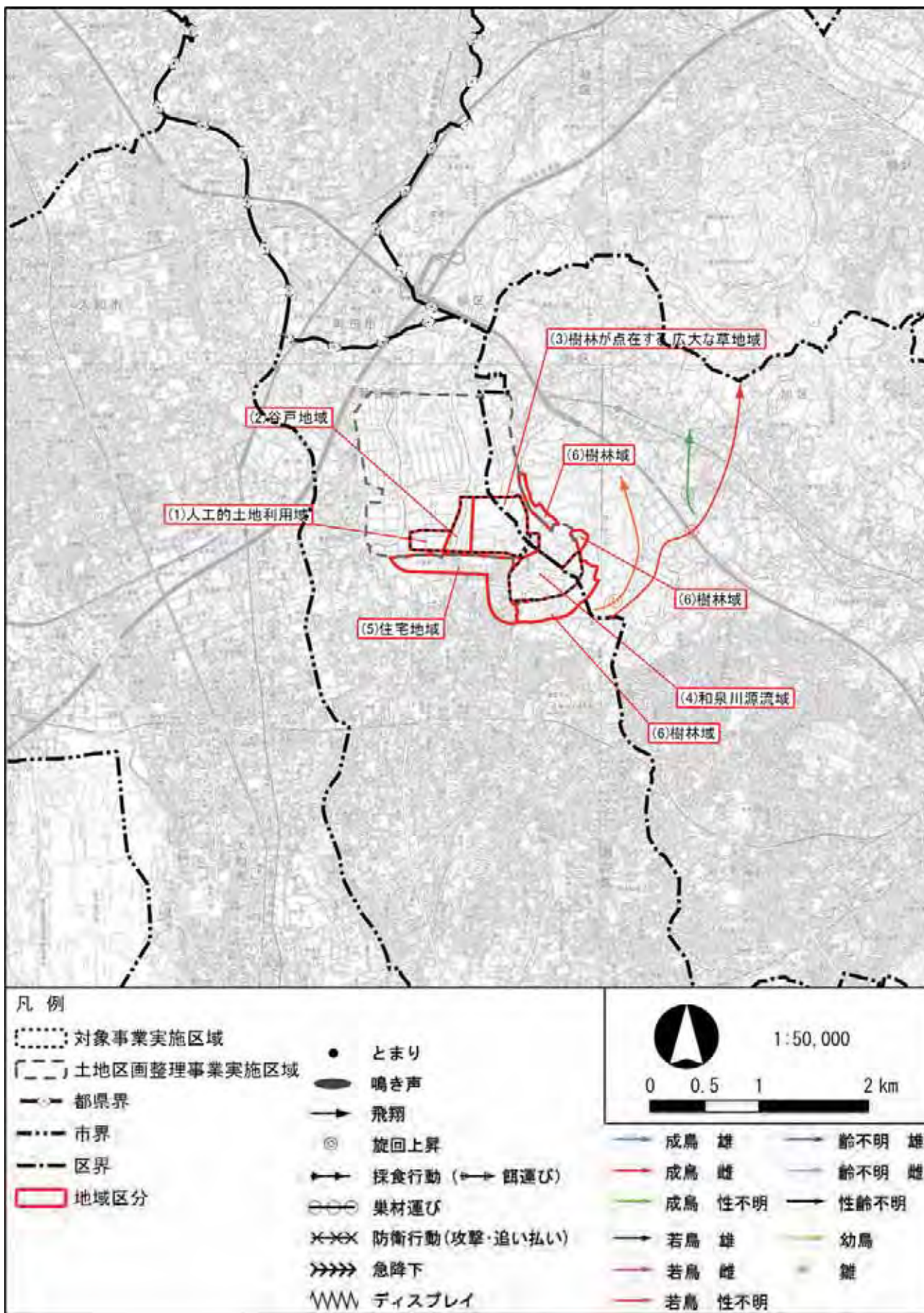


図 6.2-7(7) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：サシバ (令和2年繁殖期))

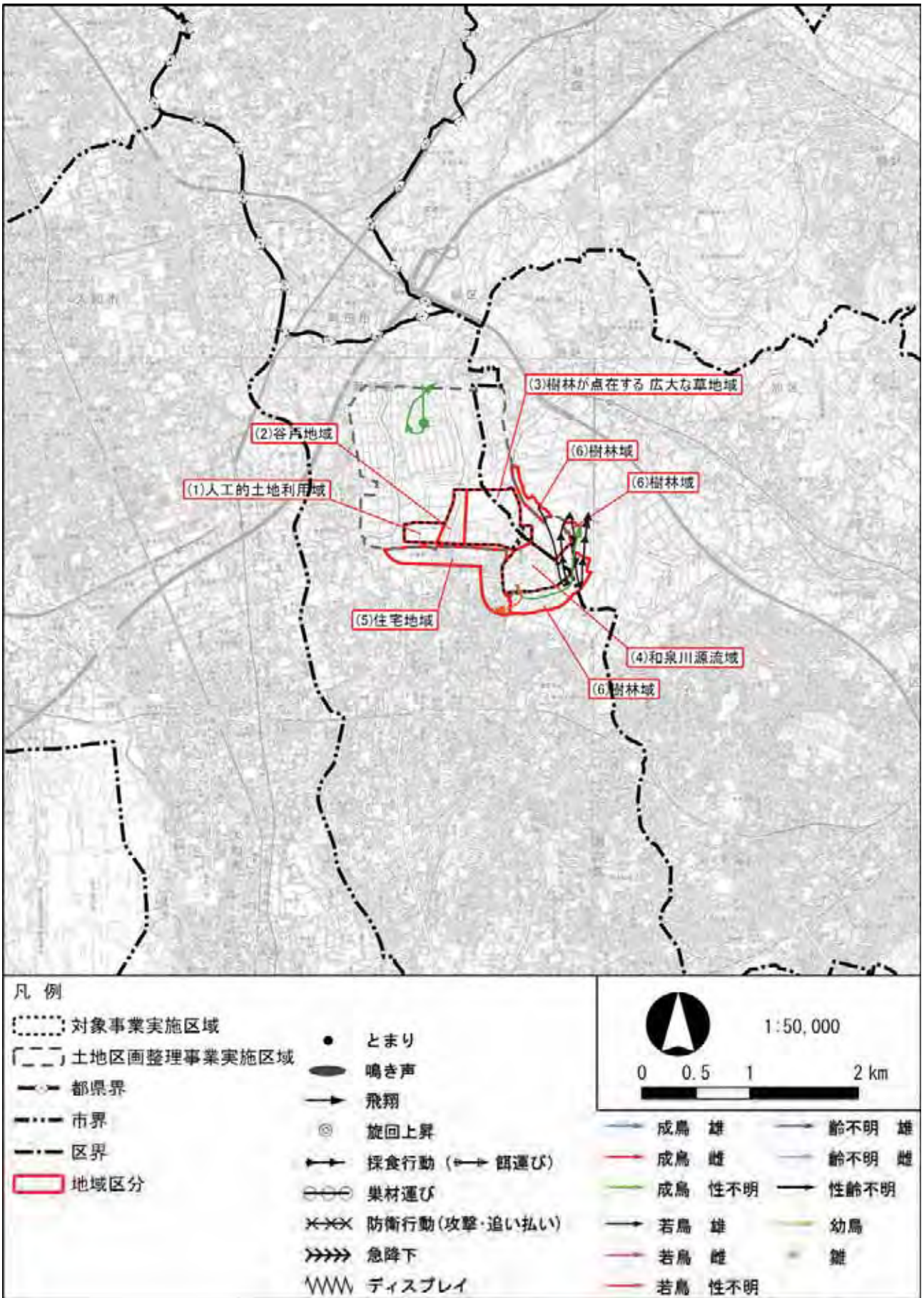


図 6.2-7(8) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: ノスリ (平成31年繁殖期))

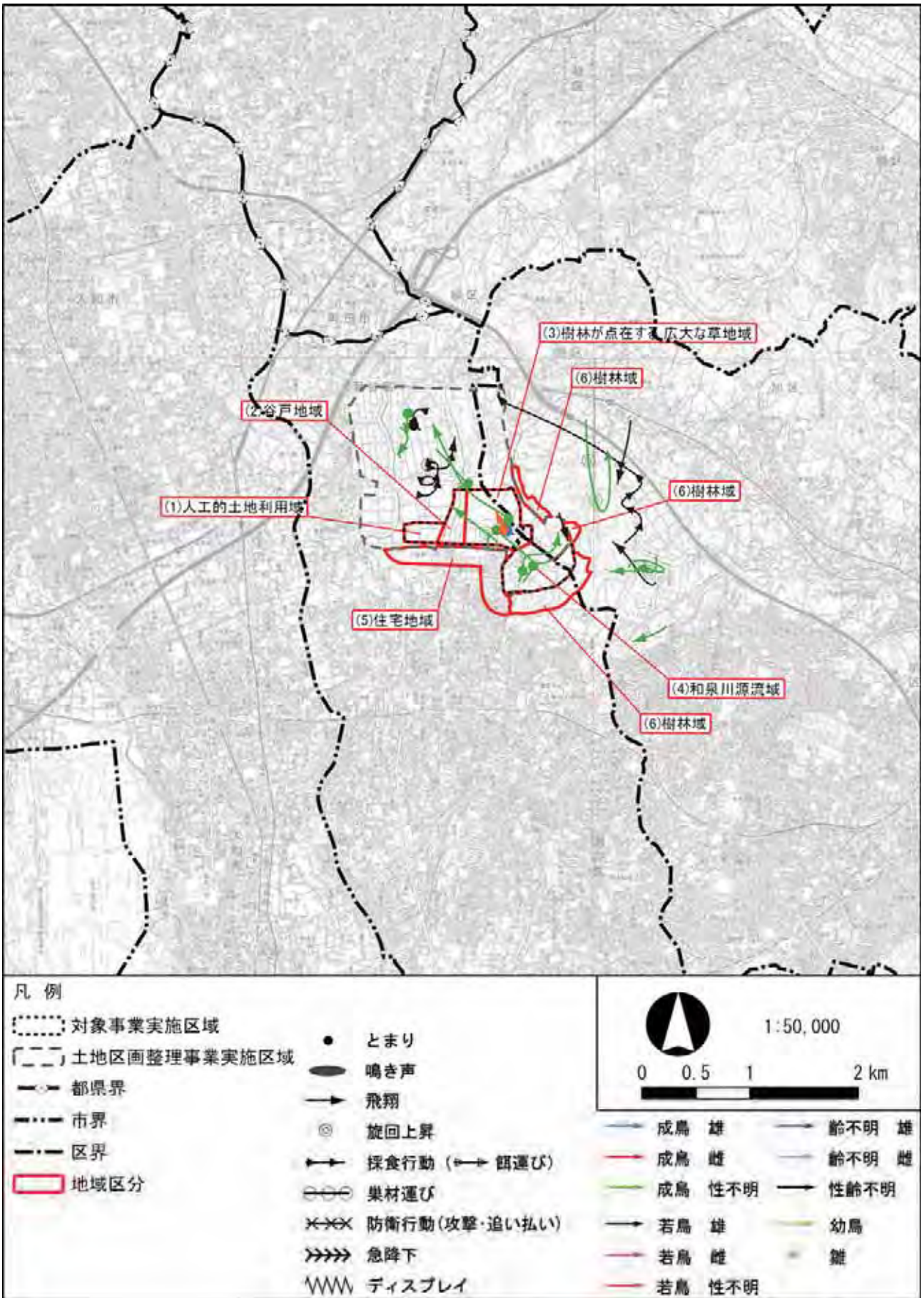


図 6.2-7(9) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ノスリ (令和2年繁殖期))

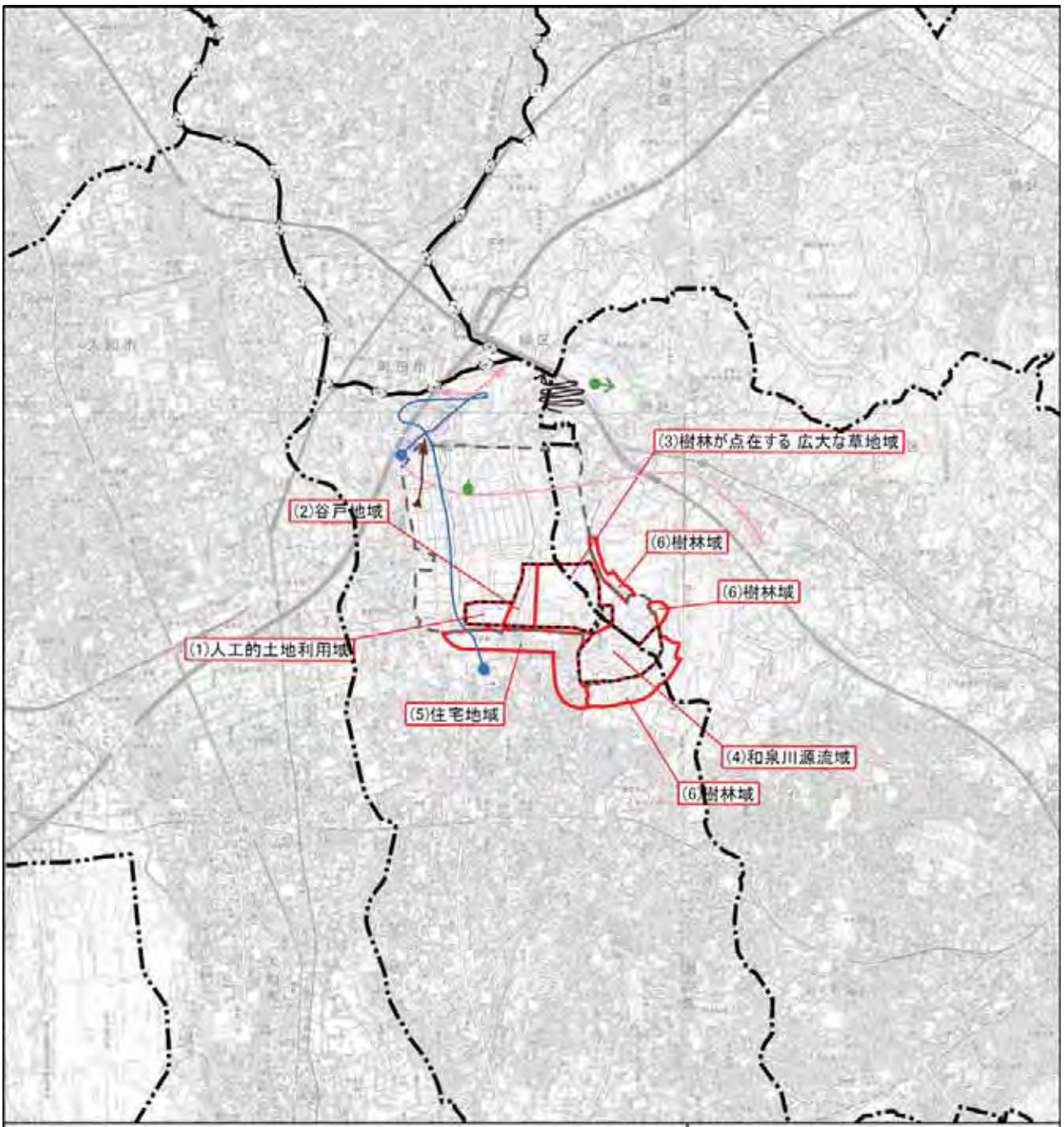


図 6.2-7(10) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: ハヤブサ (平成31年繁殖期))

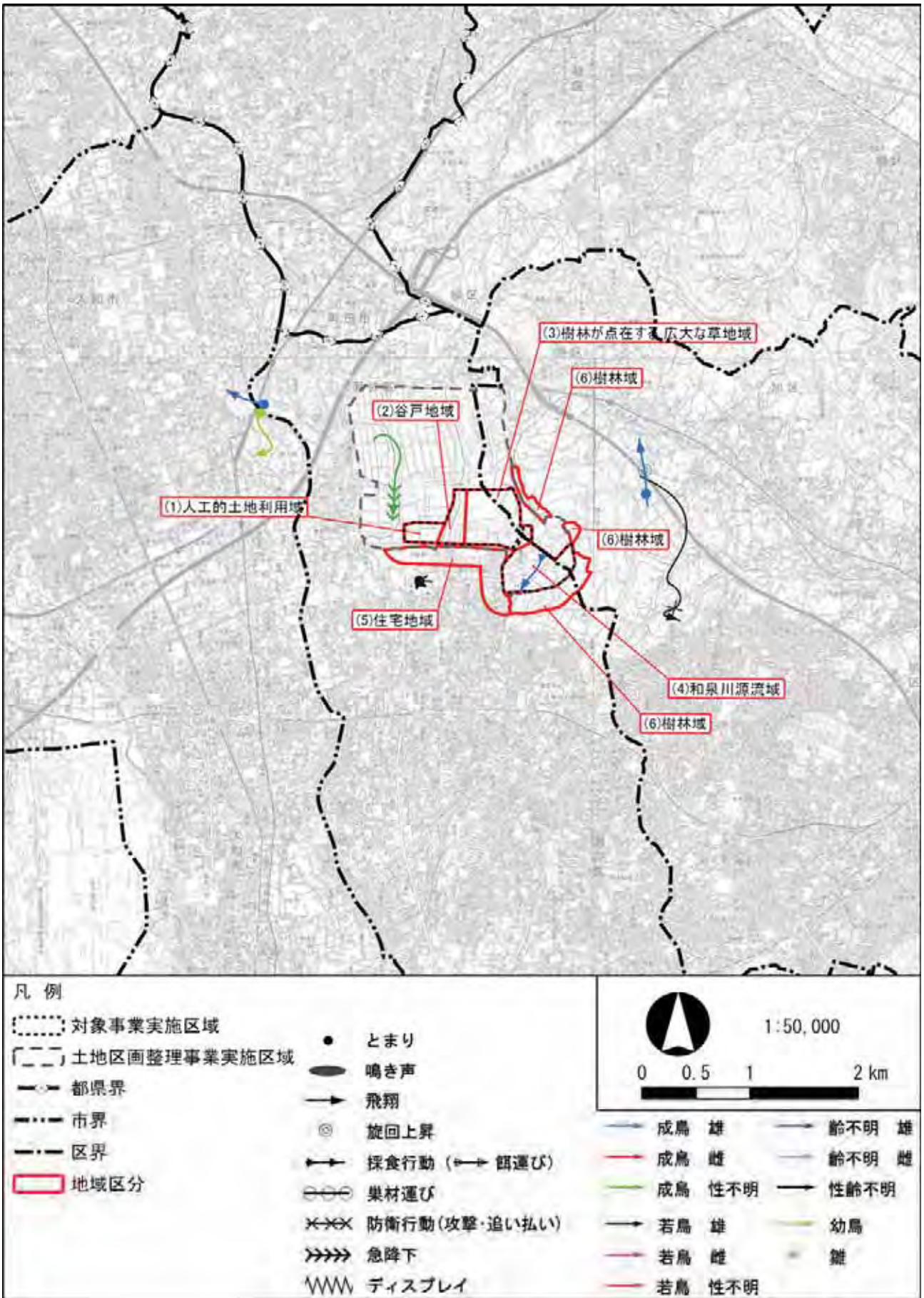


図 6.2-7(11) 注目すべき種の確認位置（猛禽類：ハヤブサ（令和2年繁殖期））

また、確認された重要な種のうち、オオタカについての確認状況を図 6.2-8 に示します。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

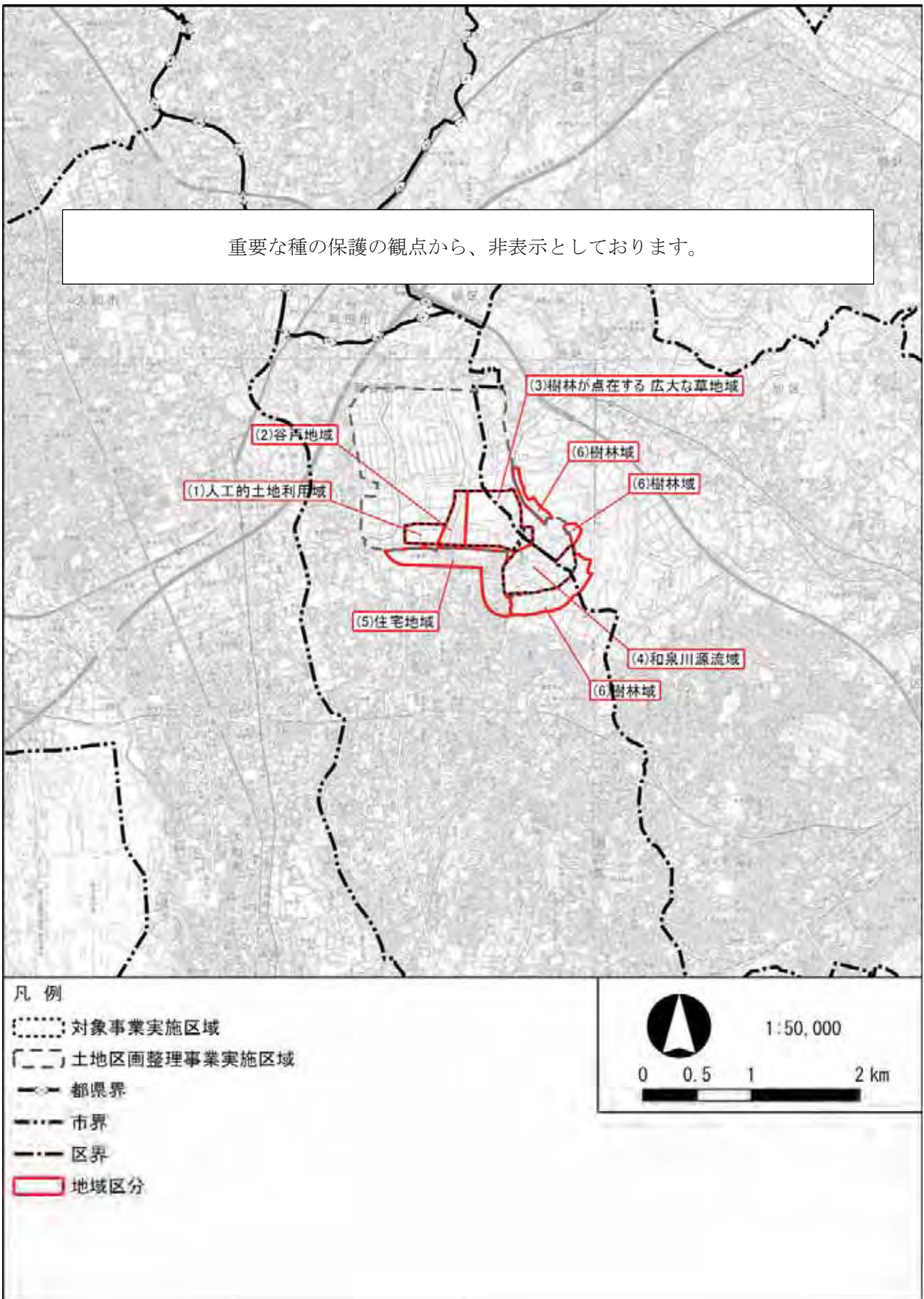


図 6.2-8(1) 注目すべき種の確認位置（猛禽類：オオタカ（平成 31 繁殖期））

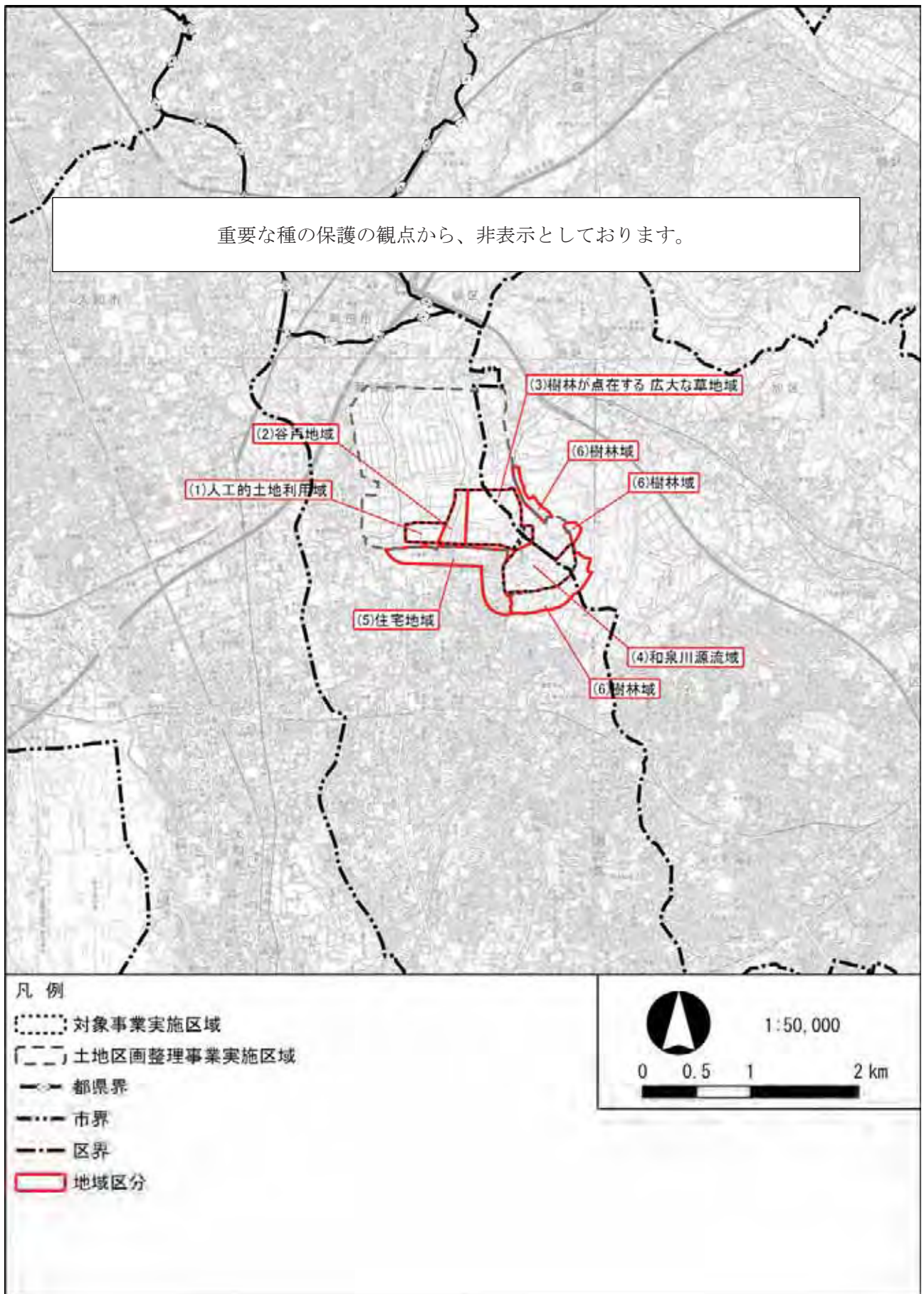


図 6.2-8(2) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：オオタカ (令和2繁殖期))

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

e. 両生類・爬虫類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として1目2科2種の両生類、1目2科5種の爬虫類が確認されています。

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-16、生態及び確認状況は表 6.2-17、確認位置図は図 6.2-10 に示すとおりです。

表 6.2-16(1) 注目すべき種（両生類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準				
				区域内				区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)					
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				●		●					要注
2		アオガエル	シュレーゲルアオガエル		●									要注
合計	1目	2科	2種	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2

注1：科名、種名及びその配列は、概ね『平成31年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成31年度版）に準拠しました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-16(2) 注目すべき種（爬虫類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準				
				区域内				区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)					
1	有隣	トカゲ	ヒガシニホントカゲ							●				要注
2		ナミヘビ	シマヘビ											要注
3			アオダイショウ											要注
4			ヒバカリ											NT
5			ヤマカガシ		●									要注
合計	1目	2科	5種	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	5

注1：科名、種名及びその配列は、概ね『平成31年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成31年度版）に準拠しました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表6.2-7の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-17(1) 注目すべき種の生態・確認状況（両生類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アズマヒキガエル	<p>【生態など】 北海道南部～近畿、山陰地方に分布しています。 体長は6～15cm。体背面は雄では黄褐色、雌では茶褐色。森林周辺の草むら・竹やぶ・人家の庭等に住み、繁殖期以外はほとんど水には入りません。昼間は石や倒木の下にひそみ、夕暮れから行動して、昆虫・ミミズなどの小動物を捕食します。繁殖期は平地では2～4月頃、山地では4～7月頃で、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に成体が1地点計1個体、秋季に成体が1地点計1個体、春季に幼生が1地点計50個体以上確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に幼体が1地点計1個体、早春季に成体が1地点計15個体、卵塊が1地点計2塊、初夏に幼生が1地点計50個体以上確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	シュレーゲルアオガエル	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は雄3.5～4cm、雌5～6cm。体背面は黄緑色で腹面が白く、体色は土の上では暗かっ色に変化します。平地から丘陵地の水田周辺や草地に多く、地上性。繁殖期は2月下旬から5月頃で、水田のあぜや小川の堤に穴を掘り、白い泡状の卵塊を産み、孵化した幼生は水中に泳ぎだして成長します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で初夏に成体が1地点計10個体確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で幼体が1地点計1個体、成体が5地点計33個体確認されました。</p>

表 6.2-17(2) 注目すべき種の生態・確認状況（爬虫類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ヒガシニホントカゲ	<p>【生態など】 東日本に分布しています。 全長は 20～25cm。頭部のくびれはなく、体は円筒形、体背面は茶褐色の金属光沢で、胴側部だけに幅広い黒色縦条が走っています。尾は全長の3分の2近くを占め、自切して再生します。日当たりの良い石の下や石垣の隙間、土手の斜面の穴などにすみ、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。幼体の尾は鮮やかなコバルトブルーですが、この色は成長と共に消えます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に幼体が1地点計1個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、幼体が3地点計3個体、成体が3地点計3個体確認されました。</p>
2	シマヘビ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は1～1.5m(最大2m)。体鱗列数は胴の大半で19列、体背面は黄褐色またはオリーブがかった褐色で、頸部から尾部にかけて4本の黒褐色縦条が走ります。開けた平地から山地の林縁部など、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲなどさまざまな動物を捕食します。7～8月頃に4～15個ほどを産卵し、40～50日で孵化します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で幼体が1地点計1個体、成体が2地点計2個体、脱皮殻が1地点計1例確認されました。</p>
3	アオダイショウ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は1～2.5m(最大3m程)。体鱗列数は胴の大部分で23列、体背面は青みがかったオリーブ褐色です。山地の林から平野部までさまざまな環境にすみ、日本では古くから最も身近なヘビとして知られます。成蛇は人家や倉庫などにもすみ着き、ネズミをよく捕食するので、「家の主」として大切に扱う地域も多いです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で成体が1地点計1個体、脱皮殻（成体）が1地点計1例確認されました。</p>

表 6.2-17(3) 注目すべき種の生態・確認状況（爬虫類）

No.	種名	生態・確認状況
4	ヒバカリ	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 全長は 40～65cm。小型で胴は細長く、頭部は比較的小さいです。体鱗列数は胴の大部分で 19 列、体表面は褐色または茶褐色、腹面は黄色で、それぞれの腹板の両縁には暗色の小斑点があります。低山地から山地の森林に住み、水辺や多湿な場所を好み、カエルやミミズ、水中に入ってオタマジャクシや小魚などを捕食します。性質は温和で、夏に 4～10 個を産卵します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で轢死体が 1 地点計 1 例確認されました。</p>
5	ヤマカガシ	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 全長は 1～1.2m(最大 1.4～1.5m)。胴はやや太く、体鱗列数は胴の大部分で 19 列、各鱗には顕著なキールがあります。体背面はオリーブ褐色、灰褐色、暗褐色など変異が多いです。平地から山地の水田や小川、湿地などに多いです。動きは活発で主としてカエルを食べますが、水にも入り、オタマジャクシや小魚なども捕食します。秋に交尾をすることが多く、翌年の初夏に 8～20 個ほどを産卵します。頸部に毒を持っています。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で秋季に幼蛇が 1 地点計 1 個体確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）
 「自然観察シリーズ 22<生態編>日本の両生類・爬虫類」（株式会社小学館 昭和 60 年 6 月 20 日）

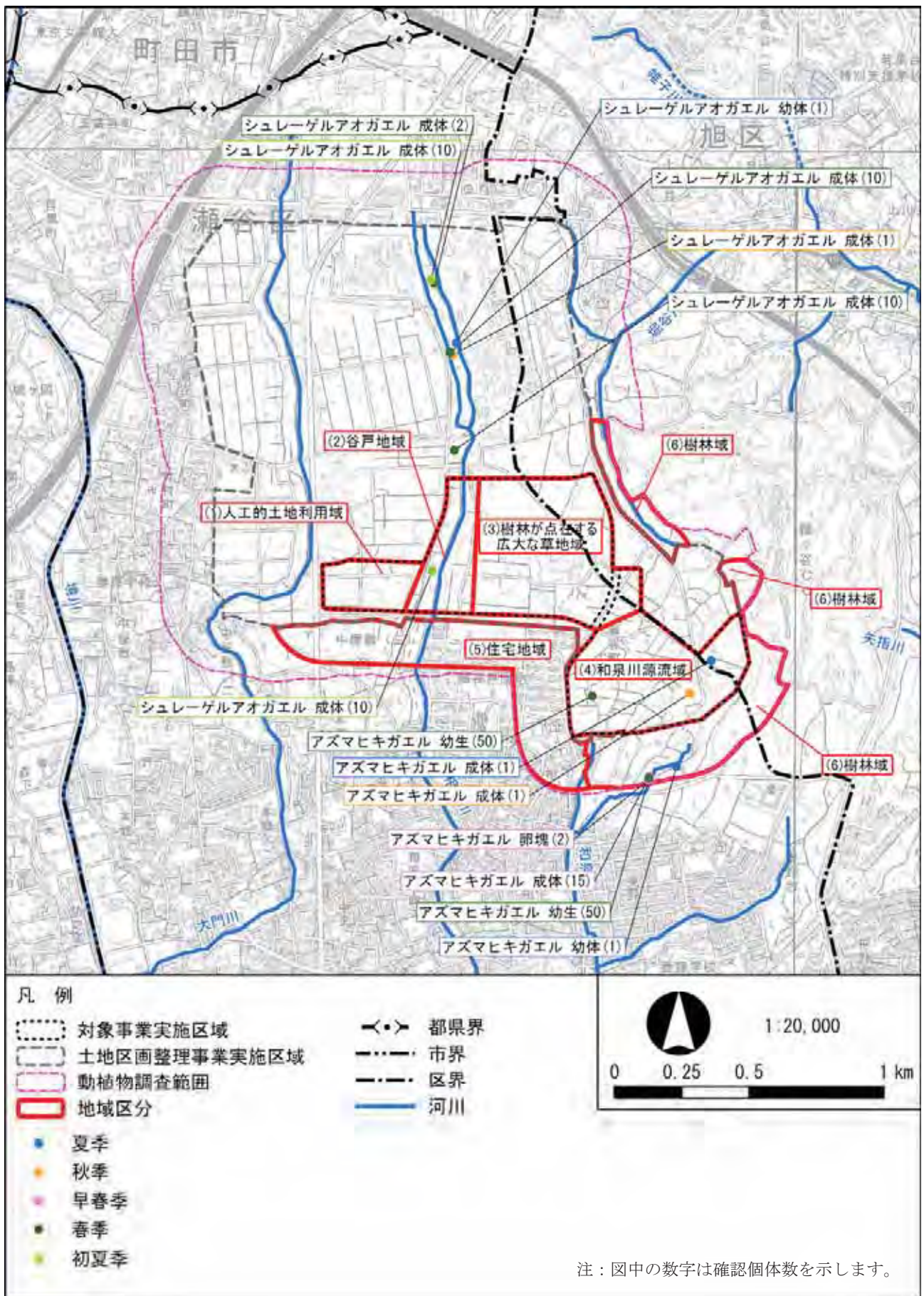


図 6.2-10(1) 注目すべき種の確認位置（両生類）

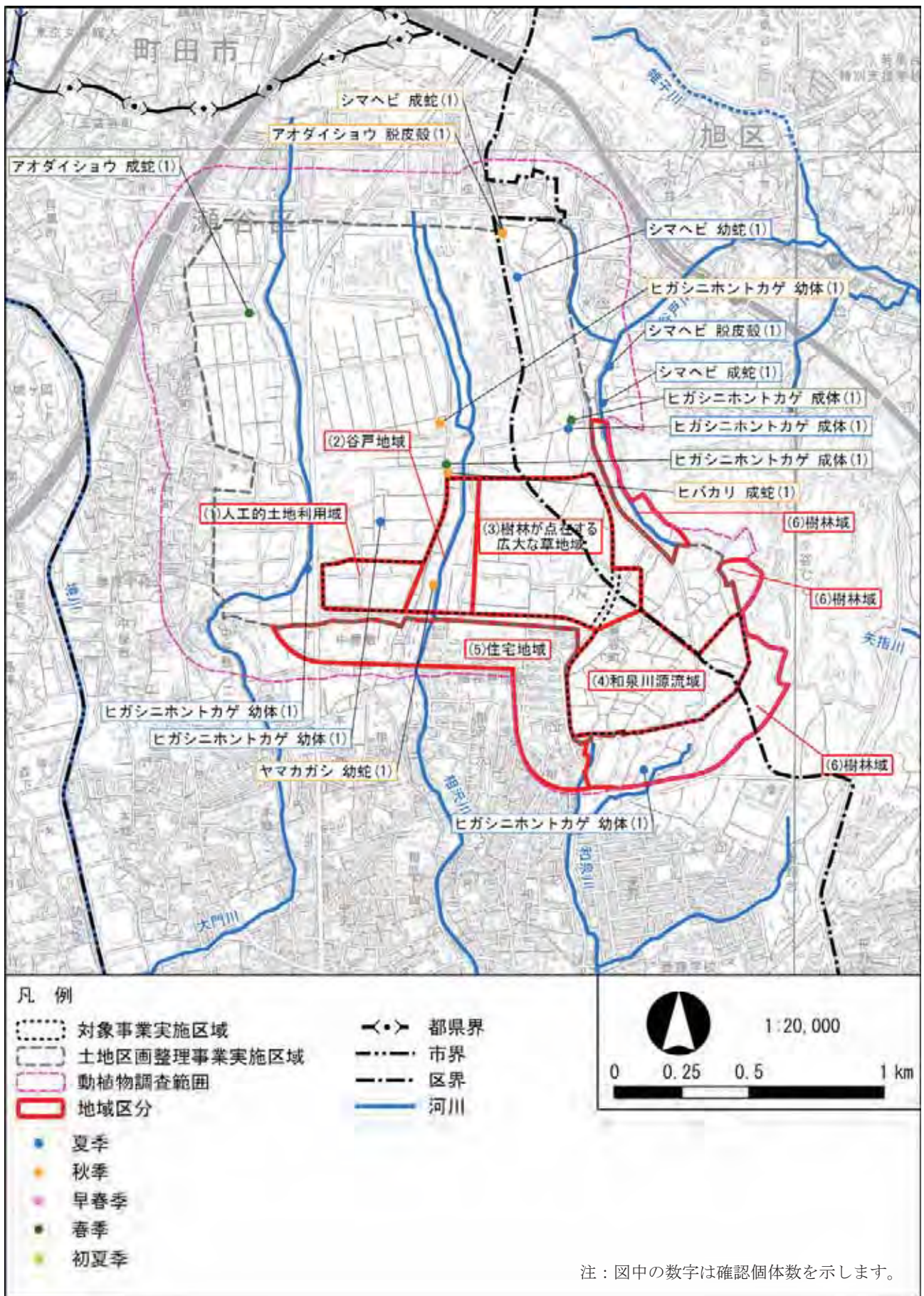


図 6.2-10(2) 注目すべき種の確認位置（爬虫類）

f. 昆虫類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として5目 15科 17種の昆虫類が確認されています。

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-18、生態及び確認状況は表 6.2-19、確認位置図は図 6.2-11 に示すとおりです。

表 6.2-18 注目すべき種（昆虫類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準					
				区域内				区域外		①	②	③	④		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)						
1	トンボ	カワトンボ	ニホンカワトンボ					●					NT		
2		イトトンボ	ホソミイトトンボ					●					DD		
3		トンボ	ナツアカネ											要注	
4	バッタ	ケラ	ケラ				●						要注		
5		クツムシ	クツムシ				●						要注		
6		バッタ	ショウリョウバッタモドキ			●								要注	
7	カメムシ	ミズムシ	エサキコミズムシ											DD	
8		ゲンバヤシ	ヤブガラシゲンバヤシ				●	●						DD	
9		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ											DD	
10	コウチュウ	オサムシ	クロヒメヒョウタンゴミムシ											NT	
11			アトモンコミズギワゴミムシ												NT
12			クロケブカゴミムシ												NT
13		ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ											NT	
14		ガムシ	コガムシ											DD	NT
15		カミキリムシ	キイロトラカミキリ						●						要注
16	ゾウムシ	ハマベキクイゾウムシ		●										NT	
17	チョウ	ヤガ	コシロシタバ											NT	
合計	5目	15科	17種	0	1	1	3	0	4	0	0	3	15		

注1：科名、種名及びその配列は、原則的に『日本産昆虫総目録』（九州大学農学部昆虫学研究室, 1989）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-19(1) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ニホンカワトンボ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は 47～68mm。おもに丘陵地の流れにみられ、源流から中流まで幅広い環境に記録があります。成虫は一般には4～6月の春季が出現期です。以前には、オオカワトンボと言われていました。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体、春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	ホソミイトトンボ	<p>【生態など】 石川、栃木県～九州に分布しています。 体長は 33mm 内外。体は細長く、前翅の緑紋は後翅のよりも大形で、雄の第8・9腹節と雌の9節後半、10節は青白色です。丘陵地の池や湿地にみられます。成虫越冬する種であり、越冬場所は水から近い山腹の南斜面や南に面する崖下です。西日本ではとくに珍しい種ではありませんが、分布北限となる関東地方での記録は散発的です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体、秋季に1地点計2個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
3	ナツアカネ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は 33～43mm。オスは成熟すると顔から胸部まで赤くなります。平野部・低山地の水田や池沼に生息しますが、通常は丘陵や樹林に隣接する場所を好むようです。7～8月頃に羽化しますが、未熟成虫は大規模な移動は行わず、羽化期直後から水域近辺の樹林で継続してみられます。成熟成虫は9～11月に出現します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点計1個体が確認されました。</p>
4	ケラ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 体長は 30～35mm。湿地に穴を掘ってすむ種で、水田付近に多く、円筒型の体型、細かい毛の密生、前足の発達など穴居に適した形態を備えています。雄はブーという単調な声で鳴きます。雌も短い発音をするといひます。飛ぶことができ、灯火に飛来します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に3地点計3個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で4地点計4個体が確認されました。</p>

表 6.2-19(2) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
5	クツワムシ	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は 50～53mm。クズ・カラスウリなどの蔓性植物がからみついた雑木林の林縁をおもな棲息場所としています。一年一化で、秋に成虫が出現します。ガシャガシャ・・・と非常に大きな声で鳴きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に 2 地点計 2 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 4 地点計 5 個体が確認されました。</p>
6	ショウリョウバッタモドキ	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は 25～45mm。淡緑色でときに背面は赤みのある褐色で、頭頂がとがり、全体細長いです。成長は 8 月から現れ、やや湿った草原やススキ・アシなどの草にとまっています。飛ぶことはほとんどありません。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で秋季に 1 地点計 5 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 2 地点計 3 個体が確認されました。</p>
7	エサキコミズムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布しています。 全長は成虫で 4.5～6.0mm、幼虫で 3～4 mm。池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 3 地点計 6 個体が確認されました。</p>
8	ヤブガラシゲンバイ	<p>【生態など】 本州、九州に分布しています。 体長は 3～3.5mm。体がややずんぐりしており、翼状片の膨らんだ部分は広く暗色を呈して、その後方が凹みません。ヤブガラシの葉裏に時に群生し採集されますが、ヤブガラシ群生地であっても採集できる株は少ないです。秋の初めに多く採集できます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に 2 地点計 2 個体、秋季に 1 地点計 30 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で秋季に 1 地点計 4 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも 3 地点で計 11 個体が確認されました。</p>

表 6.2-19(3) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
9	ミナミトゲヘリ カメムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、南西諸島に分布しています。 体長は 14.2～20.8mm。体の背面は黒みがかった褐色で、前翅膜質部は黒色、腹部は萌黄色となります。前胸背側角は尖り、前方に向いた鋭い棘になることが特徴です。寄主植物はクスノキ科ですが、柑橘類を加害することもあります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 2 個体確認されました。</p>
10	クロヒメヒョウ タンゴミムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布しています。 河川敷の湿地的環境にみられますが、個体数は少ないです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 1 個体が確認されました。</p>
11	アトモンコミズ ギワゴミムシ	<p>【生態など】 本州、九州に分布しています。 公園などの疎らな草地で、スギゴケが生えるような湿った環境に局地的に生息します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 1 個体が確認されました。</p>
12	クロケブカゴミ ムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布しています。 河川敷の草地に多くみられますが、湿地にも生息します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 1 個体が確認されました。</p>

表 6.2-19(4) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
13	コマルケシゲンゴロウ	<p>【生態など】 本州（福島県以南）、四国、九州、南西諸島に分布しています。 体長は 2.0～2.5mm。体型は卵型で、背面は網状印刻に覆われるがやや不明瞭で光沢は強いです。池沼の浅瀬や湿地、放棄水田などの植物の豊富な水域から得られます。産地はやや局所的で、灯火で得られることもあります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 1 個体が確認されました。</p>
14	コガムシ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 体長は 15～18mm。黒色で光沢があり、触角柄部・口枝は黄褐色、肢・腹部各節両側の紋は赤褐色。平地の池沼や水田などに住み、成虫は年中みられ、夏の夜には電燈によく飛んできます。卵は寒天状の分泌液につつまでまとめて産み、この卵のうは水面に浮いています。成虫は水草、藻などを食べますが、幼虫は強い肉食性を持ち、他の虫を食べ、夏にみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 6 個体が確認されました。</p>
15	キイロトラカミキリ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 山地にも生息しますが、むしろ低地や山間地の夏緑林に多く生息します。各種広葉樹を寄主植物とし、成虫は 5～8 月に出現、伐採・枯死木に集まります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に 1 地点計 3 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
16	ハマベクイゾウムシ	<p>【生態など】 本州～南西諸島に分布しています。 体長は 2.6～3.1mm。沿岸性の種で、マツ類やヒノキなどのピーティングなどで採れますが、詳細な生態は不明です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に 1 地点計 1 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

表 6.2-19(5) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
17	コシロシタバ	<p>【生態など】</p> <p>北海道～九州に分布しています。</p> <p>開張は 50～60mm 内外。前翅は一様に暗色化し、斑紋は明瞭ではありませんが、亜腎紋は明瞭で白から黄色の小班になります。クヌギなどのブナ科を食草とします。年 1 化で 6 月上旬から出現し、10 月下旬までみられます。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 1 個体が確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）
「学研生物図鑑 昆虫Ⅲ [バッタ・ハチ・セミ・トンボほか]」（学習研究社 平成 5 年 10 月）
「日本のトンボ」（文一総合出版 平成 24 年 7 月）
「水生昆虫 2 タガメ・ミズムシ・アメンボ ハンドブック」（文一総合出版 平成 29 年 7 月）
「日本原色カメムシ図鑑 第 3 巻」（株式会社全国農村教育協会 平成 24 年 12 月）
「日本原色カメムシ図鑑」（全国農村教育協会 平成 5 年 12 月）
「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」（株式会社保育社 昭和 60 年 1 月）
「改訂版 図説 日本のゲンゴロウ」（株式会社文一総合出版 平成 19 年 6 月）
「水生昆虫大百科 2011 年度特別展「およげ！ゲンゴロウくん～水辺に生きる虫たち～」展示解説書」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 23 年 8 月）
「学研生物図鑑 昆虫Ⅱ [甲虫]」（学習研究社 平成 6 年 3 月）
「日本産カミキリムシ」（東海大学出版会 平成 19 年 2 月）
「原色日本甲虫図鑑（Ⅳ）」（株式会社保育社 昭和 59 年 4 月）
「日本産蛾類標準図鑑Ⅱ」（学研 平成 23 年 4 月）

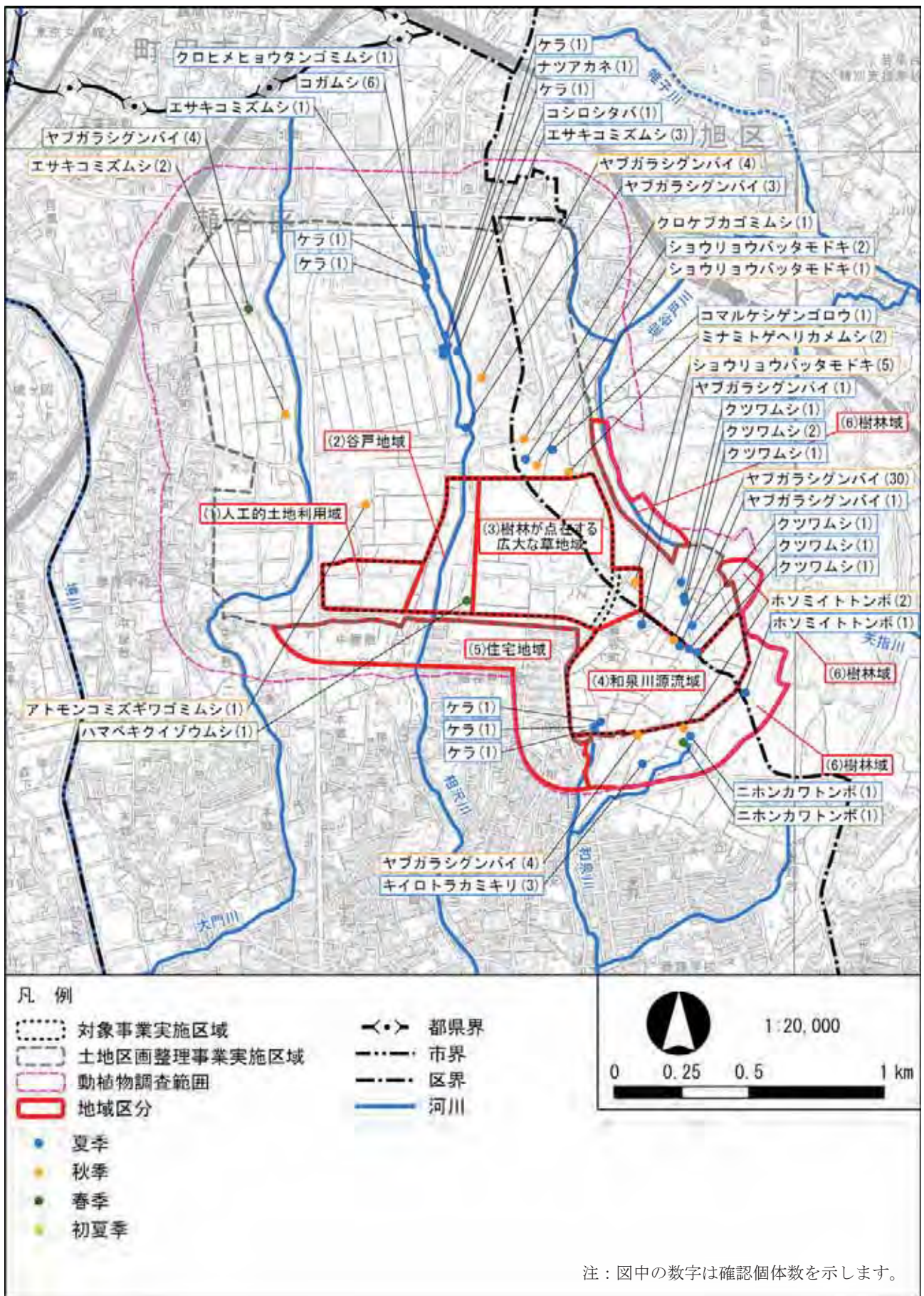


図 6.2-11 注目すべき種の確認位置（昆虫類）

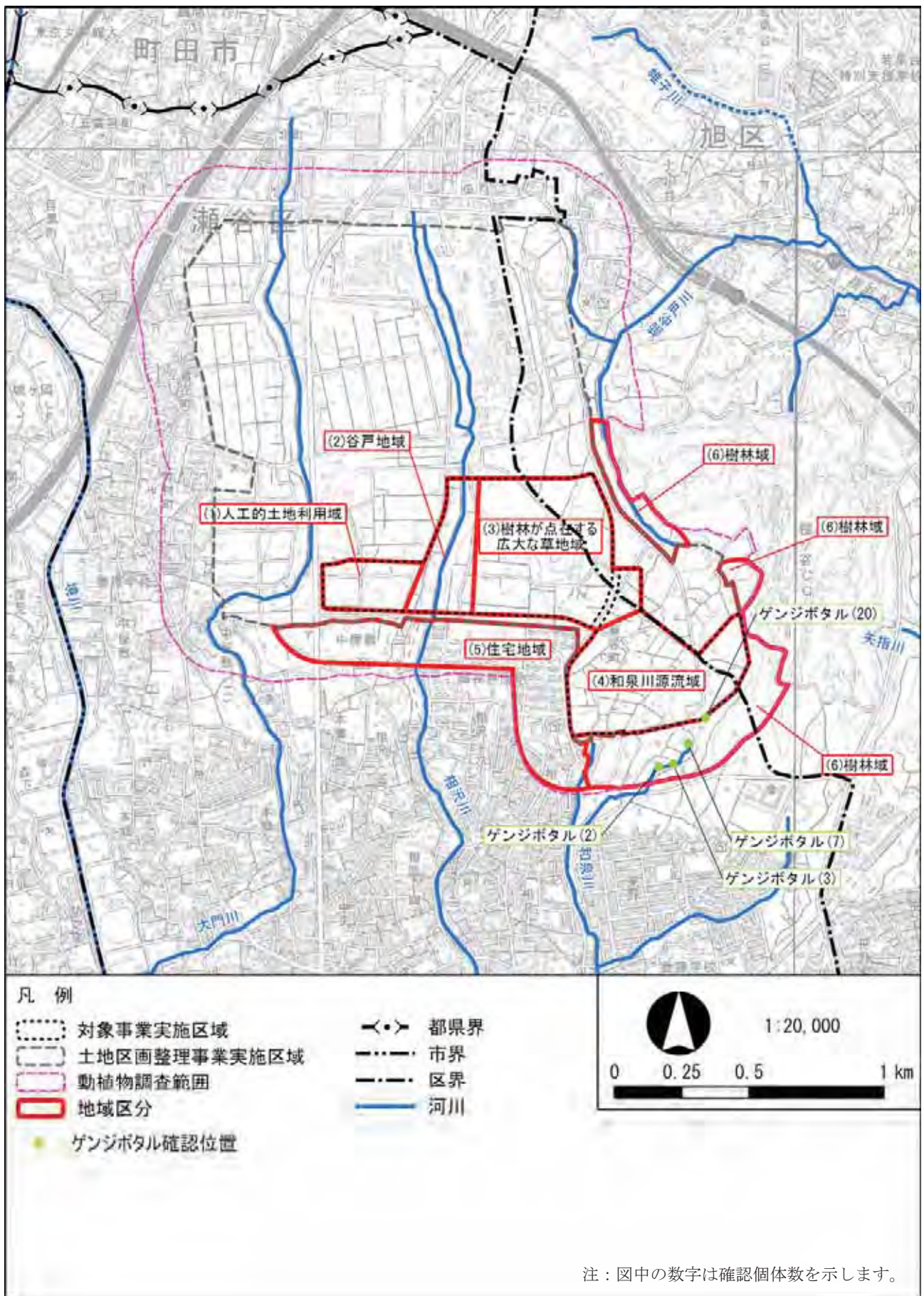


図 6.2-12 注目すべき種の確認位置（ゲンジボタル）

g. クモ類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として、クモ類は確認されませんでした。

h. 陸産貝類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として1目1科1種の陸産貝類が確認されています。

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-22、生態及び確認状況は表 6.2-23、確認位置図は図 6.2-13 に示すとおりです。

表 6.2-22 注目すべき種（陸産貝類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内				区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	マイマイ	キバサナギガイ	スナガイ									NT	
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

注1：科名、種名及びその配列は、原則的に『野生生物目録 無脊椎動物Ⅲ』（環境庁, 1998）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-23 注目すべき種の生態・確認状況（陸産貝類）

No.	種名	生態・確認状況
1	スナガイ	<p>【生態など】</p> <p>本州、四国、九州、奄美、沖縄に分布します。 殻高1.5～2.5mm。マサキの群落の落葉の下などでみられます。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点計19個体が確認されました。</p>

資料：「原色日本陸産貝類図鑑」（保育社 昭和57年7月）

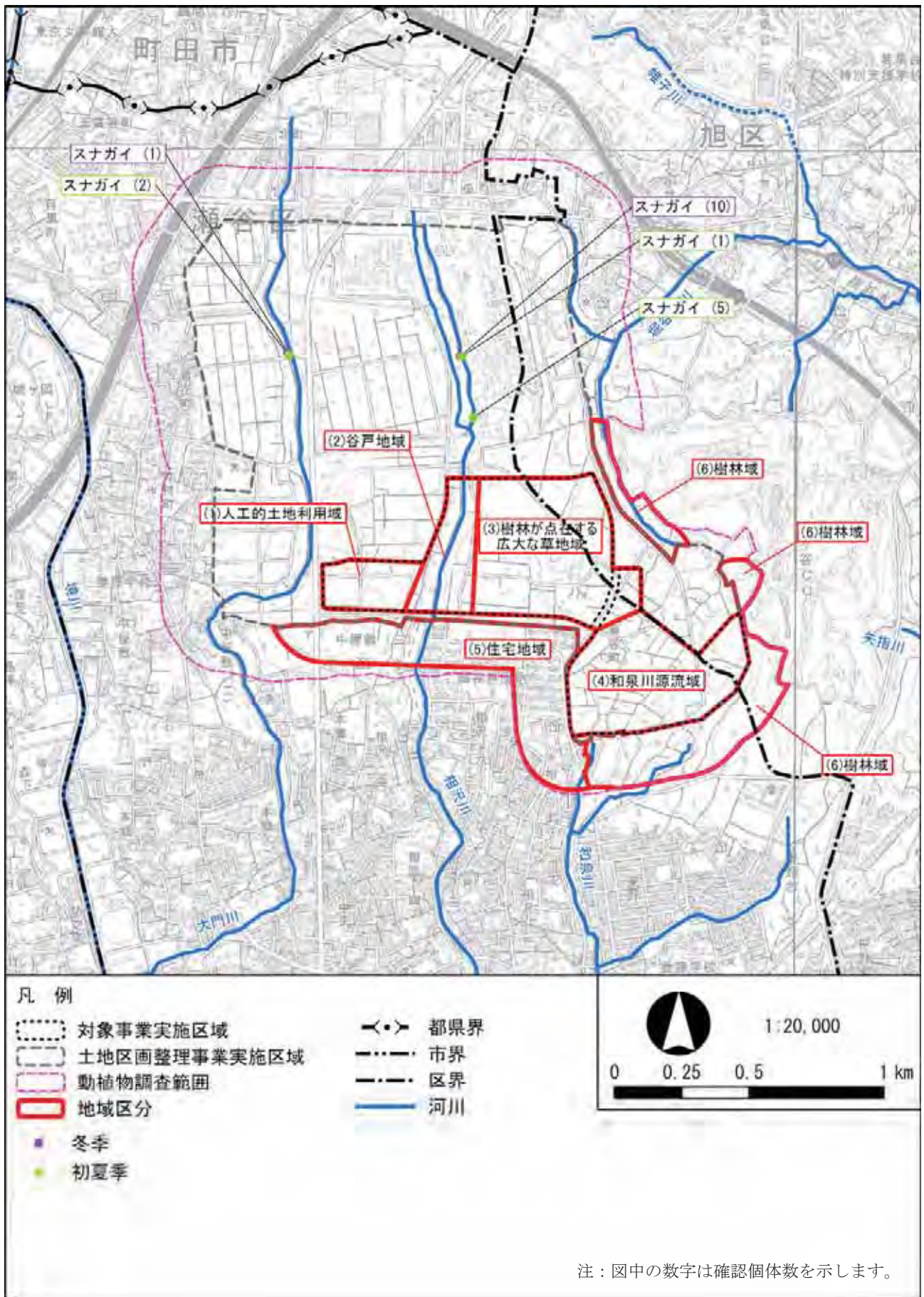


図 6.2-13 注目すべき種の確認位置（陸産貝類）

i. 魚類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として1目3科3種の魚類が確認されています。

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-24、生態及び確認状況は表 6.2-25、確認位置図は図 6.2-14 に示すとおりです。

なお、ドジョウについては、DNA 系統分析の結果、中国からの外来系統であると判断されたことから、注目すべき種として扱いません。

また、ミナミメダカについては、専門家へのヒアリングの結果、放流個体の可能性が高いということから、注目すべき種として扱いません。

表 6.2-24 注目すべき種（魚類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内				区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	コイ	コイ	アブラハヤ										NT
2		ドジョウ	ヒガシシマドジョウ										NT
3		フクドジョウ	ホトケドジョウ				●					EN	EN
合計	1目	3科	3種	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3

注1：科名、種名及びその配列は、『平成30年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成30年度版）に準拠しました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-25(1) 注目すべき種の生態・確認状況（魚類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アブラハヤ	<p>【生態など】 青森県から岡山県の太平洋側と青森県から福井県の日本海側に分布します。</p> <p>全長は 13cm。尾柄が細長く、背中線と体側中央に黒い縦条が走り、うろこは小さく、体表はぬるぬるしています。河川の上流域から中流域にかけて生息します。雑食性で底生動物、付着藻類、落下昆虫などを食べています。産卵期は春から初夏、淵や平瀬の砂泥底・砂礫底に集団で産卵します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 2 個体確認されました。</p>
2	ヒガシシマドジョウ	<p>【生態など】 中部以東の本州に分布します。</p> <p>体長は 50～100mm。特に関東地方の集団は小型です。尾鰭付け根の黒点は上下とも不明瞭、尾鰭の模様は細かく不規則な 3～6 列の横帯で、口ひげは長いのが特徴です。中流域から下流域上部にかけての、砂底ないし砂礫底域に生息します。底生動物やデトリタスを砂と一緒に取り込み、餌だけ食します。繁殖期は 4～6 月で、河川敷の浅い湿地、農業用水路、水田などに移動して、雄が雌に巻きついて産卵します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 2 地点計 10 個体確認されました。</p>
3	ホトケドジョウ	<p>【生態など】 東北地方から近畿地方にかけての本州に分布します。</p> <p>体長は 40～60mm。口ひげは 4 対（8 本）で、尾鰭の後端は丸く、独特の丸く太短い体を持ち、中層をよく泳ぎます。河川上・中流域や河川敷の湿地、農業用水路、丘陵地細流、池沼などに生息します。水質が良好で植生が豊富な緩やかな流れのある場所を好みます。雑食性で水生小動物などを捕食しています。繁殖期は 3～6 月で、多回産卵で、水草や植物の根などにばらばらと産みつけます。1 年で成熟し、2～6 年ほど生きます。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では和泉川源流域で夏季に 1 地点計 58 個体、秋季に 2 地点計 18 個体、冬季に 1 地点計 3 個体、春季に 1 地点計 3 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 4 地点計 73 個体確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）
「山溪カラー名鑑 日本の淡水魚」（山と溪谷社 平成 5 年 9 月）
「日本のドジョウ」（山と溪谷社 平成 29 年 7 月）

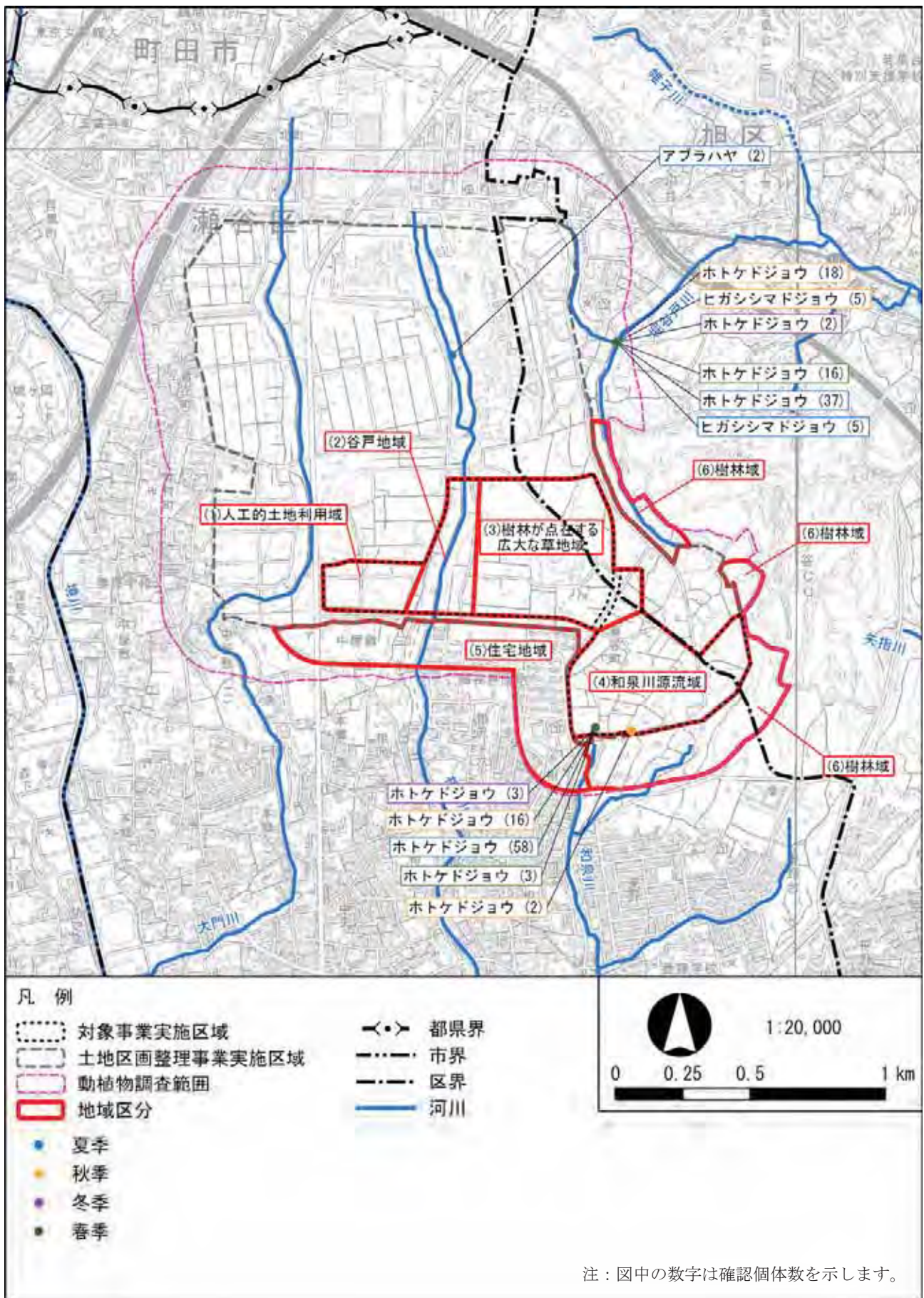


図 6.2-14 注目すべき種の確認位置（魚類）

j. 底生動物

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき種として3目4科4種の底生動物が確認されています。

既存資料（区画整理）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-26、生態及び確認状況は表 6.2-27、確認位置図は図 6.2-15 に示すとおりです。

なお、マルタニシについては、DNA 系統分析の結果、在来系統であると判断されています。

表 6.2-26 注目すべき種（底生動物）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準				
				区域内				区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)					
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ										VU	
2	トンボ(蜻蛉)	カワトンボ	ハグロトンボ		●									要注
3		サナエトンボ	ヤマサナエ		●		●							要注
4	カメムシ(半翅)	ミズムシ(昆)	エサキコミズムシ											DD
合計	3目	4科	4種	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	3

注1：分類、種の配列等は、概ね『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト 河川環境データベース』（国土交通省、平成29年）に準拠したほか、部分的には『図説日本のユスリカ』（日本ユスリカ研究会編、2010）など、各種文献類に従いました。

注2：確認位置(1)～(6)は、表 6.2-7 の地域区分に対応しています。

注3：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注4：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.2-27(1) 注目すべき種の生態・確認状況（底生動物）

No.	種名	生態・確認状況
1	マルタニシ	<p>【生態など】</p> <p>北海道から琉球列島に分布します。</p> <p>殻長は 40～60mm。螺層の周辺部は丸く、縫合部は深いです。自然湖沼、湿原、ため池、水田などを主な生息環境としています。石などに生えた藻類や水底に沈殿した有機物を餌とします。卵胎生です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では確認されませんでした。</p> <p>対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 2 地点計 3 個体確認されました。</p>
2	ハグロトンボ	<p>【生態など】</p> <p>北海道、本州、九州、種子島、屋久島などに分布します。</p> <p>生息域は水辺に草本類の生える流水で、アオハダトンボに比べると水質汚染に耐性を持ち、生活排水などでやや汚染されている川にも生息しています。成虫は 5 月下旬から 11 月下旬にかけて出現します。最盛期は 7～8 月です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では谷戸地域で秋季に 1 地点計 1 個体、春季に 1 地点計 1 個体確認されました。</p> <p>対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 2 地点計 2 個体確認されました。</p>
3	ヤマサナエ	<p>【生態など】</p> <p>本州、四国、九州に分布します。</p> <p>河川上流域に生息し、同属のキイロサナエに比較すると上流寄り、渓流域でカワトンボと同所的に生息する例が多いです。4 月下旬から 5 月上旬に斉一的に羽化し、成熟成虫は 5、6 月を中心に出現します。産卵は流水面に直接打水して行われます。幼虫期間は長く、県内では孵化から羽化に至るまでに 2～4 年を経ると推定されます。幼虫は汚染されていない砂泥底に、ほぼ完全に潜って生活します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では谷戸地域で夏季に 1 地点計 3 個体、和泉川源流域で夏季に 1 地点計 4 個体、冬季に 1 地点計 3 個体、春季に 1 地点計 7 個体が確認されました。</p> <p>対象区域実施区域外では確認されませんでした。</p>
4	エサキコミズムシ	<p>【生態など】</p> <p>本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布します。</p> <p>全長は成虫で 4.5～6.0mm、幼虫で 3～4 mm。池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では確認されませんでした。</p> <p>対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 4 地点計 15 個体確認されました。</p>

資料：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 6 貝類」

(環境省 平成 26 年 9 月)

「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)

「水生昆虫 2 タガメ・ミズムシ・アメンボ ハンドブック」(文一総合出版 平成 29 年 7 月)

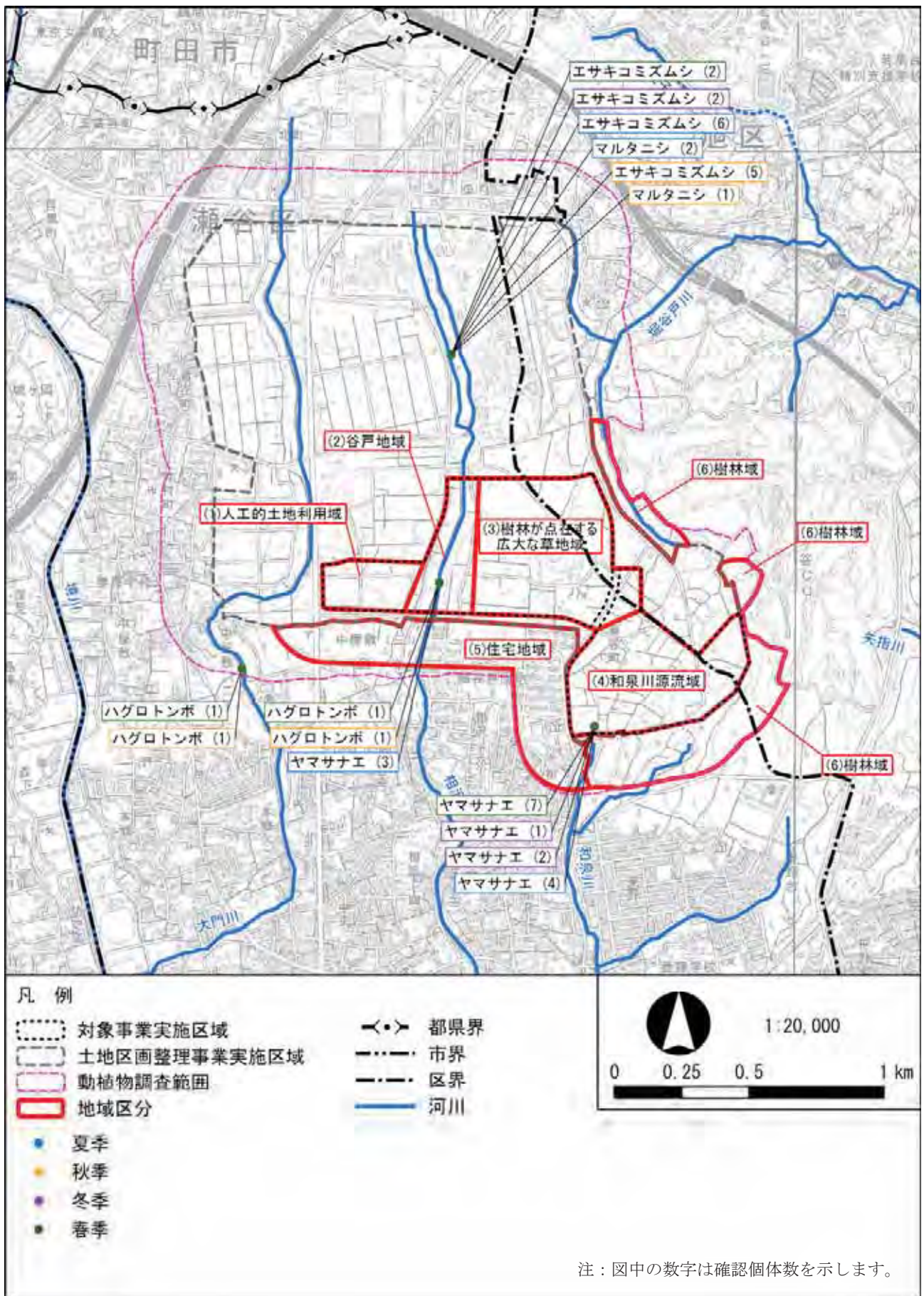


図 6.2-15 注目すべき種の確認位置（底生動物）

C 生息環境の特性

調査地域は、米軍施設跡地であり、耕作地・植栽樹群以外は、平成 20 年に住宅及び関連施設が閉鎖されて以降、巡回警備をしている以外は人の立ち入りがなく、かつ敷地全体が通行を制限された土地です。国有地での耕作が平成 28 年 6 月末に終了してからは、調査地域の中には、年 2～3 回の草刈り以外では人の手が入らないままの草地や、湿性環境が分布しており、これらの地域は、横浜市内でも、生物の生息・生育環境として希少な環境になっていると考えられます。

対象事業実施区域及びその周辺は、前掲図 6.2-4 (p.6.2-34 参照) に示すとおり草地・耕作地が大半を占め、一部、植栽樹林(植木の栽培地及び栽培放棄地)がみられます。また、コナラ群落、ムクノキーエノキ群落等の落葉広葉樹林が分布し、対象事業実施区域の南東部には瀬谷市民の森等へと続くスギ・ヒノキ植林がみられます。

D 動物の生息環境からみた地域環境特性

前掲表 6.2-7 (p.6.2-33 参照) 及び前掲図 6.2-4 (p.6.2-34 参照) に示す 6 つの地域ごとに動物の生息環境からみた地域環境特性を以下に整理しました。

a. 対象事業実施区域西側の人工的土地利用域

当該環境は、高低差が小さく、グラウンド(野球場)、畑地、植栽樹群、果樹園、低茎乾生草地や芝地等が分布しており、注目すべき種であるモズ、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワなど鳥類の生息環境となっています。

b. 中央部を流れる相沢川沿いの谷戸地域

当該環境は、三面張り相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側にはメヒシバーエノコログサ群落、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎草地、樹林、果樹園等が帯状に分布しており、相沢川及びその周辺の水田等の湿生草地は、注目すべき種であるアオカワモズク、シャジクモなどの付着藻類や、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジなどの植物、ハグロトンボ(昆虫類)、ヤマサナエ(底生動物(幼虫)として確認)、シュレーゲルアオガエル(両生類)の生息・生育環境となっており、高茎乾生草地や畑地、樹林地はヤマカガシ(爬虫類)、オオヨシキリ(鳥類)などの生息環境となっています。

c. 樹林が点在する広大な草地域

当該環境は、高低差が小さく、中央部の困障区域には旧米軍施設が残っており、周辺には、耕作が終了して以来、人為的利用がなく、人の手が入らないままのメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等を中心とした低茎草地が広く分布し、一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布し、草地の縁辺部に高茎草地が分布しており、低茎草地や小規模樹林等は、注目すべき種であるモズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワの鳥類の生息環境となっており、高茎草地などはオオヨシキリ、ヒバリなどの鳥類、ショウリョウバッタモドキ(昆虫類)などの生息環境となっています。

d. 和泉川源流域

当該環境は、瀬谷市民の森から和泉川源流域にかけて比較的高低差があり、メヒシバエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、シヨウブ等の湿生植物が分布しています。瀬谷市民の森、上川井市民の森に近接する付近は標高が最も高く、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布し、和泉川源流域の小水路及び水辺に分布する湿生草地や乾生草地などは、注目すべき種であるホトケドジョウ（魚類）、ヤマサナエ（底生動物(幼虫)）、アズマヒキガエル（両生類）、ケラ、ヤブガラシグンバイなどの昆虫類の生息環境となっており、周辺の高茎乾生草地、耕作地、瀬谷市民の森に続く樹林などはヒバリ、セッカ、モズ、ツバメ、カワラヒワ、アオジなどの鳥類、クツワムシ（昆虫類）の生息環境となっています。

e. 対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森などの樹林地、住宅地域

当該環境は、対象事業実施区域の南東側に隣接する瀬谷市民の森、上瀬谷市民の森の樹林地であり、主にコナラ群落、スギ・ヒノキ群落が分布し、樹林地は、注目すべき種であるキイロトラカミキリ（昆虫類）やヤブムグラ・アマナなどの植物の生息・生育環境となっており、樹林内の小水路及びその周辺では、ゲンジボタル（昆虫類）、アズマヒキガエル（両生類）などの生息環境となっています。

また、瀬谷市民の森の西側には、対象事業実施区域に隣接して、住宅地が広く分布し、一部にオギ群落、スギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地等が分布しています。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域の地形は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (1) 地形の状況 図 3.2-13 地形分類図」(p. 3-36 参照) に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は自然堤防等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (2) 地質の状況 図 3.2-16 表層地質図」(p. 3-39 参照) に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (2) 地質の状況 図 3.2-17」(p. 3-40～3-41 参照) に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域の土壌区分の状況は、「第3章 3.2.3 土壌及び地盤の状況 (2) 土壌汚染の状況 図 3.2-7 土壌図」(p. 3-28 参照) に示したとおり、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

対象事業実施区域周辺における「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月法律第 53 号) 及び「横

浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、「第3章 3.2.3 土壌及び地盤の状況 (2) 土壌汚染の状況 図3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域」(p.3-29 参照)に示すとおりです。対象事業実施区域周辺には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が対象事業実施区域の北側に位置していますが、対象事業実施区域内には形質変更時要届出区域の指定はありません。

④ 水質の状況

既存資料(区画整理)における平常時の河川の水質の調査結果は、表6.2-28に示すとおりです。

「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」の水域類型指定状況は、相沢川、和泉川はD及び生物Bとなっています。これらの環境基準値と比較すると、豊水期、渇水期ともに全地点で水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)の環境基準値を満足していました。

表 6.2-28(1) 河川の水質(豊水期)

調査項目	単位	地点1	地点2	地点3	環境基準
		相沢川上流	相沢川下流	和泉川	
類型区分		D	D	D	
		(全重鉛：生物B)			
気温	℃	25.0	32.0	32.0	
水温	℃	20.5	27.0	25.1	
外観	—	淡黄色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	
透視度	度	50以上	50以上	50以上	
濁度	度	0.87	2.26	0.71	
臭気	—	無臭	無臭	無臭	
電気伝導率(EC)	mS/m	33.0	24.6	24.9	
水素イオン濃度(pH)	—	7.6	7.5	7.4	6.0以上、8.5以下
浮遊物質(SS)	mg/L	2	1未満	2	100mg/L以下
流量	m ³ /s	0.0071	0.0434	0.0027	

表 6.2-28(2) 河川の水質(渇水期)

調査項目	単位	地点1	地点2	地点3	環境基準
		相沢川上流	相沢川下流	和泉川	
類型区分		D	D	D	
		(全重鉛：生物B)			
気温	℃	8.4	9.5	12.5	
水温	℃	13.1	10.4	12.1	
外観	—	無色透明	無色透明	無色透明	
透視度	度	50以上	50以上	50以上	
濁度	度	2.25	1.05	0.84	
臭気	—	無臭	無臭	無臭	
電気伝導率(EC)	mS/m	28.7	23.0	21.9	
水素イオン濃度(pH)	—	7.9	7.7	7.4	6.0以上、8.5以下
浮遊物質(SS)	mg/L	2	1未満	1	100mg/L以下
流量	m ³ /s	0.0076	0.0262	0.0023	

⑤ 水循環の状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況 (1) 水象の状況」(p. 3-19～3-20 参照) に示すとおりです。

イ. 既存資料(区画整理)調査

湧水の流量は「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (5) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-8 参照)、河川の流量は「④ 水質の状況」(p. 6.2-105 参照) に示すとおりです。

ウ. 現地調査

湧水の流量は「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (5) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-8～6.5-10 参照) に示すとおりです。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 (2) ④都市計画に基づく用途地域図 3.3-1 土地利用現況図」(p. 3-113 参照) に示したとおり、そのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 (2) ④都市計画に基づく用途地域図 3.3-5 土地利用基本計画図(用途地域)」(p. 3-117 参照) に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

⑦ 関係法令、計画等

ア. 「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)

この法律では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、それらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

このうち「記念物」とは、以下の文化財の総称を示しています。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

イ. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するために施行されました。本法では、国内に生息・生育する、または、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類)のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施等、保全のために必要な措置を講じています。

ウ. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)

この法律は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とするものです。

特定外来生物とは、海外から導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であり、生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物として政令で指定された種です。

エ. 「環境省レッドリスト2020」(環境省自然環境局 令和2年3月)

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体やNGO等が作成しています。

環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。動物については、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに作成されています。

また、環境省のレッドリストでは、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて、以下のとおりカテゴリー分けをして評価しています。

<絶滅のおそれのある種のカテゴリー(ランク)>

・ 絶滅(EX)

我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

・ 野生絶滅(EW)

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種

・ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

・ 絶滅危惧ⅠA類(CR)

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・ 絶滅危惧ⅠB類(EN)

ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

- ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
絶滅の危険が増大している種
- ・ 準絶滅危惧 (NT)
現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・ 情報不足 (DD)
評価するだけの情報が不足している種
- ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

オ. 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)

本報告書は、神奈川県から絶滅した種や絶滅の危機に瀕している種のリストや、その集計結果を確認することができる報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

<神奈川県レッドデータのランク>

- ・ 絶滅 (EX)
すでに絶滅したと考えられる種
- ・ 野生絶滅 (EW)
飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)
絶滅の危機に瀕している種
- ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR)
ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
- ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN)
ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
- ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
絶滅の危険が増大している種
- ・ 準絶滅危惧 (NT)
現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・ 減少種
かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種
- ・ 希少種
生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種
- ・ 要注意種
前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地また

は生息個体数が明らかに減少傾向にある種

・ 注目種

生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種

・ 情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

・ 不明種

過去に不確実な記録だけが残されている種

・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群

カ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課 平成 30 年 11 月)

この計画は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられていますが、生物多様性に関する取組等としては、表 6.2-29 のとおりです。

表 6.2-29 「横浜市環境管理計画」における生物多様性に関する取組等

2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。・ 生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・緑環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。・ 企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。・ 「市民や事業者等の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進・ 市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加・ 生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加

(6) 専門家等ヒアリング結果

既存資料(区画整理)における専門家等ヒアリング結果は、資料編(p. 資 1.1-48~1.1-53 参照)に示すとおりです。

6.2.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.2-30 に示すとおり設定しました。

表 6.2-30 環境保全目標(生物多様性)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復 ^{注1)} に寄与すること。
【供用時】 施設の運営	注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。

注1：土地区画整理事業による造成工事によって、対象事業実施区域内の動植物の生息・生育環境は、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

6.2.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

予測地域は、表 6.2-31 に示すとおりであり、前掲表 6.2-7 (p.6.2-33 参照) 及び前掲図 6.2-4 (p.6.2-34 参照) に示す動物の生息環境の特性が異なる 6 つの地域のうち、本事業の実施により、直接的または間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

施設の存在・土地利用の変化に係る予測地域は、土地区画整理事業による造成工事^{注1}の後に、本事業によって各地域で確認された注目すべき種の生息環境がどの程度回復するのかを予測するため、対象事業実施区域内の 4 つの地域を対象としました。

また、工事の実施及び施設の運営に係る予測地域は、本事業の実施に伴い対象事業実施区域周辺に生息する動物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域の端部から 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林地域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（表 6.2-32～表 6.2-34 (p.6.2-116～6.2-117 参照)）も対象としました。

注 1：対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があります、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

表 6.2-31 予測地域

予測地域		予測項目		
		①工事の実施	②施設の存在・土地利用の変化	③施設の運営
対象事業実施区域内	人工的土地利用域		○	
	谷戸地域	○ ^{注3}	○	○ ^{注3}
	樹林が点在する広大な草地		○	
	和泉川源流域	○ ^{注3}	○	○ ^{注3}
対象事業実施区域外 (区域の端部から約 200m までの範囲)	住宅地域	○		○
	樹林地	○		○

注 1：予測地域の区分は、前掲図 6.2-4 (p.6.2-34 参照) に示すとおりです。

注 2：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。

注 3：谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事中は工事期間全体、供用時は工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

(4) 予測方法

① 工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する住宅地域、樹林域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と施工計画を基に、予測地域を生息環境とする注目すべき種への工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-116～6.2-117 参照））についても、本事業の工事中の夜間照明に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域内の人工的土地利用域、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、予測地域で確認された注目すべき種の生息環境の回復の程度を定性的に予測しました。

③ 施設の運営に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する住宅地域、樹林域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と施工計画を基に、予測地域を生息環境とする注目すべき種への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-116～6.2-117 参照））についても、照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

対象事業実施区域内は土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる以下の①～③に示す相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林をコアエリアとして設定します。

- ①瀬谷市民の森に隣接する樹林
- ②和泉川源流部の小水路環境及び地上式調整池（調整池4）
- ③相沢川沿いの湿地環境と草地環境

また、対象事業実施区域の代表的な環境である湿性低地や樹林地がまとまって分布するエリア及び①～③の周辺に整備する乾生草地のうち、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等において、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアをサブコアエリアとして設定します。

上記を踏まえた対象事業実施区域の生態系ネットワークを図 6.2-16 に示します。

このように、相沢川の谷戸周辺及び和泉川源頭部周辺を中心に、公園全体として草地や新たな植栽帯等で相互に結びつけることより、湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、コアエリアとなる相沢川及び和泉川周辺においては、表 6.2-32～表 6.2-34 に示すとおり土地区画整理事業が主体となって、本事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の検討の深度化を進めています（詳細は「第2章 2.3.3 (2) ②施設配置計画に係る環境配慮事項」(p.2-12～2-22 参照)）。

また、本事業の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や相沢川及び和泉川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。グリーンインフラ及び緑化の詳細は、「第2章 2.7 緑の保全と創造」(p.2-36～2-44 参照) に示すとおりです。

- ・施設整備にあたっては、既存の樹木の位置や地形、表土^{注1}を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。特に、北地区は、草地を主体としながらも疎林が分布していることから、これらをかき、樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等の整備を行います。
- ・対象事業実施区域境界に植栽する樹木は既存樹木も活用し、対象事業実施区域と瀬谷市民の森等周辺の樹林と同様に落葉樹と常緑樹を混植する等の配慮を行います。

注1：表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。

- ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。

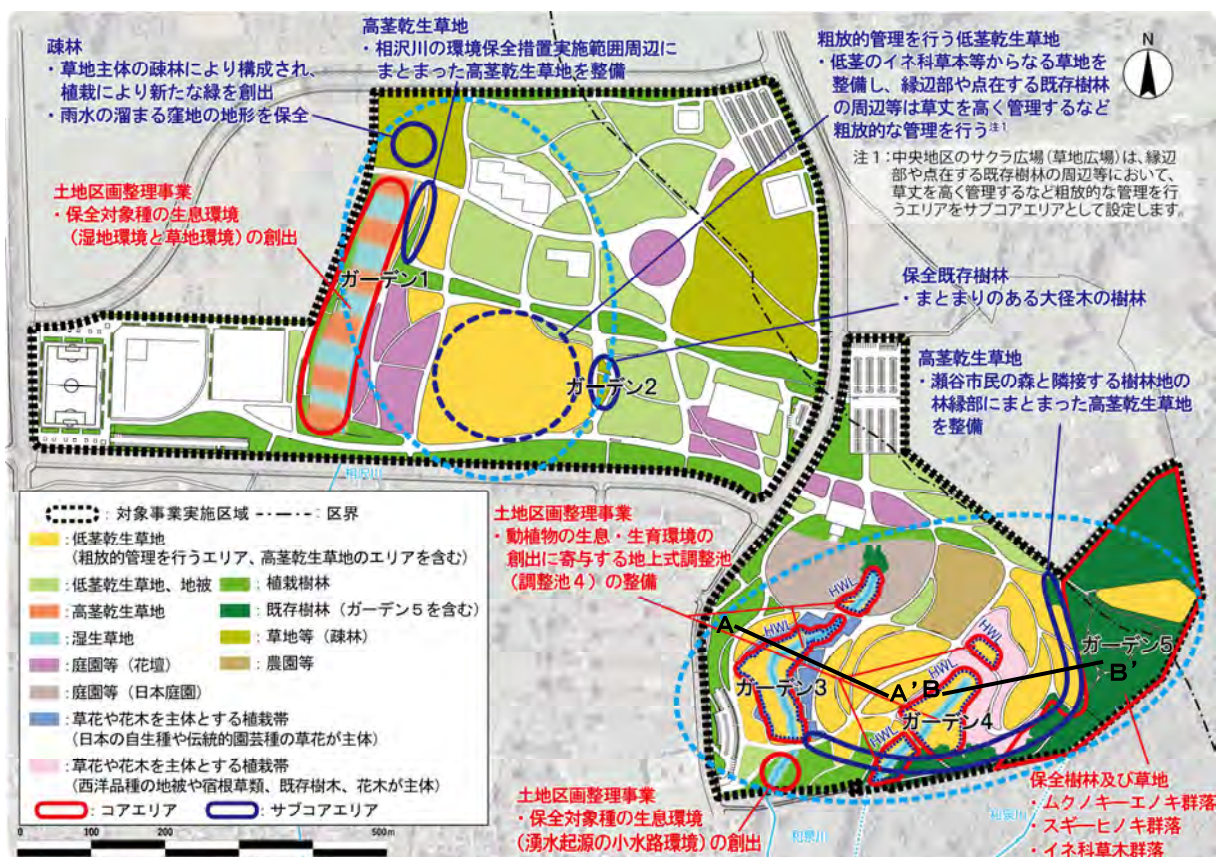


図 6.2-16 対象事業実施区域の生態系ネットワーク

表 6.2-32 土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（谷戸地域）

相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事や相沢川の暗渠化及び切り回し）に伴う生息・生育環境への影響が大きいと予測された種（以下、保全対象種という）
	実施内容	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）を創出 ・湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿生草地と乾生草地を創出する計画です。 ・生息・生育環境の創出にあたっては、暗渠化された相沢川から取水した水を保全した谷戸地形に放流し、活用する計画です。
	実施位置	本事業の対象事業実施区域の拡張に伴い、土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲を可能な限り北側に延伸する計画です。
期待される効果	相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能となります。	

表 6.2-33 土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（和泉川源流域）

和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事）に伴う影響が大きいと予測されたホトケドジョウの生息環境（和泉川の源頭部の湧水起源の小水路に生息）
	実施内容	ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出 ・水際は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持します。 ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。 ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。 ・現況と同様に、水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際の草地環境を維持します。
	実施位置	土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲（現地調査でホトケドジョウが確認された範囲）に計画します。
期待される効果	現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した河床環境や植生を整備することで、ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育が可能となります。	

表 6.2-34 動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容

動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	瀬谷市民の森等に隣接する和泉川源流域において生息・生育している動植物
	実施内容	<p>動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地形や既存樹木をできるだけ残し、水際は自然石護岸等を整備し、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、可能な限り現在の地形や既存樹林、メヒシバ、エノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。 ・河床は自然石護岸とし、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。 ・大雨等による調整池区域の水位上昇時は、最大でHWL（最高水位）まで浸水することが想定されますが、浸水時間は長期に渡ることはなく、動植物への影響は回復可能な範囲と考えられます。
	実施位置	和泉川源頭に計画します。
期待される効果	<p>洪水調節機能の確保・維持だけではなく、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。加えて、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹木をできるだけ残し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎草地のエリアの設定することで、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。</p>	

(6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形及び利用等の状況を踏まえ、動物の生息環境の特性が異なる6つの地域（前掲表 6.2-7 及び図 6.2-4（p.6.2-33～6.2-34 参照））に区分し、各地域で確認された注目すべき種の生息環境への影響を予測しました。

各地域で確認された注目すべき種の確認状況は、表 6.2-35 に示すとおりです。

また、各地域の環境特性は、「第6章 6.2.1 (5) ① イ D 動物の生息環境からみた地域環境特性」（p.6.2-103～6.2-104 参照）に示すとおりです。

表 6.2-35 注目すべき種の主な生息環境

主な生息環境 ^{注1}	区分	注目すべき種
(1) 人工的土地利用域	一般鳥類	ツミ、モズ、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワ
	猛禽類	ハイタカ、オオタカ
(2) 谷戸地域	一般鳥類	ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、セッカ、トラツグミ、カワラヒワ、オオタカ
	猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ
	両生類	シュレーゲルアオガエル
	爬虫類	ヤマカガシ
	昆虫類	ハマベキクイゾウムシ
	底生動物	ハグロトンボ、ヤマサナエ
(3) 樹林が点在する広大な草地	一般鳥類	ムナグロ、コチドリ、ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、オオタカ
	猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ
	昆虫類	ショウリョウバッタモドキ
(4) 和泉川源流域	一般鳥類	コチドリ、ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、アカハラ、カワラヒワ、アオジ、オオタカ
	猛禽類	ツミ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、オオタカ
	両生類	アズマヒキガエル
	昆虫類	ケラ、クツワムシ、ヤブガラシグンバイ
	魚類	ホトケドジョウ
	底生動物	ヤマサナエ
(5) 住宅地域	一般鳥類	ノスリ、ツバメ、オオタカ
	猛禽類	ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ、オオタカ
(6) 樹林域	一般鳥類	アオバト、ノスリ、モズ、ツバメ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、アカハラ、キビタキ、キセキレイ、ビンズイ、カワラヒワ、アオジ、クロジ、フクロウ、オオタカ
	猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、オオタカ
	両生類	アズマヒキガエル
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ
	昆虫類	ニホンカワトンボ、ホソミイトトンボ、ヤブガラシグンバイ、キイロトラカミキリ
	ホタル類	ゲンジボタル

注1：主な生息環境の範囲は、前掲図 6.2-4（p.6.2-34 参照）に示すとおりです。

注2：ツミ、ノスリ、オオタカは鳥類調査（一般鳥類）、鳥類調査（猛禽類）の両方で確認されています。

① 工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林域及び住宅地域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域及び住宅地域と同様に、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

ア. 人工的土地利用域

人工的土地利用域は、畑地、植栽樹群・果樹園、低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）とグラウンド等の人工的な土地利用が混在するエリアであり、注目すべき種として、谷戸地域に隣接する低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、畑地ではモズや、対象事業実施区域の中央部から南東部の草地を主な生息環境とするヒバリ等が、対象事業実施区域西部に分布する植栽樹群、果樹園では瀬谷市民の森に隣接する樹林地やその林縁部を主な生息環境とするカワラヒワが確認されたほか、採餌のために飛来する猛禽類が確認されています。

本事業では、土地区画整理事業の造成工事の後、公園整備に必要な範囲の整地と野球場、運動広場、多目的広場、スポーツ施設管理棟等の公園施設を設置します。そのため、人工的な土地利用の面積が拡大し、低茎乾生草地、植栽樹林の面積が縮小、畑地が消失することから、当該地域において確認された注目すべき種の生息環境が減少すると予測します。

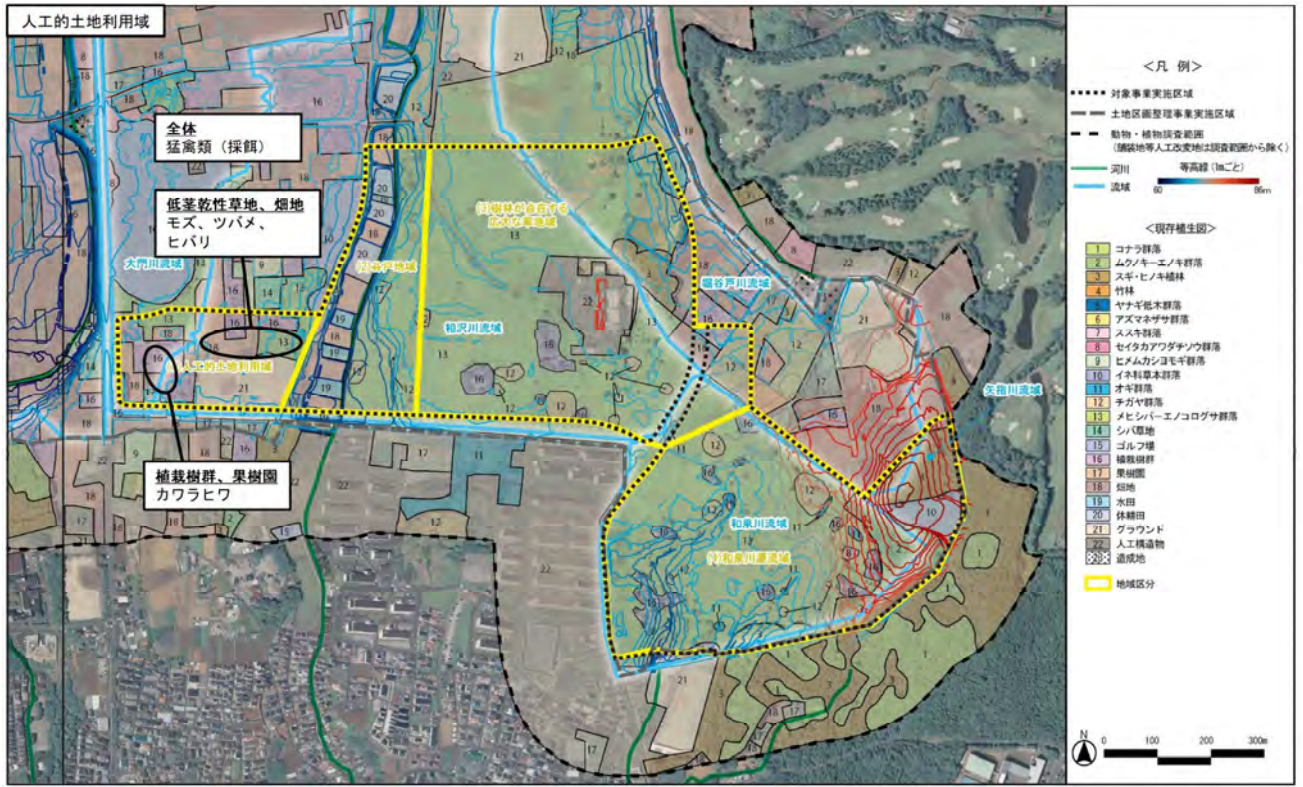


図 6.2-18(1) 現況 (人工的土地利用域)

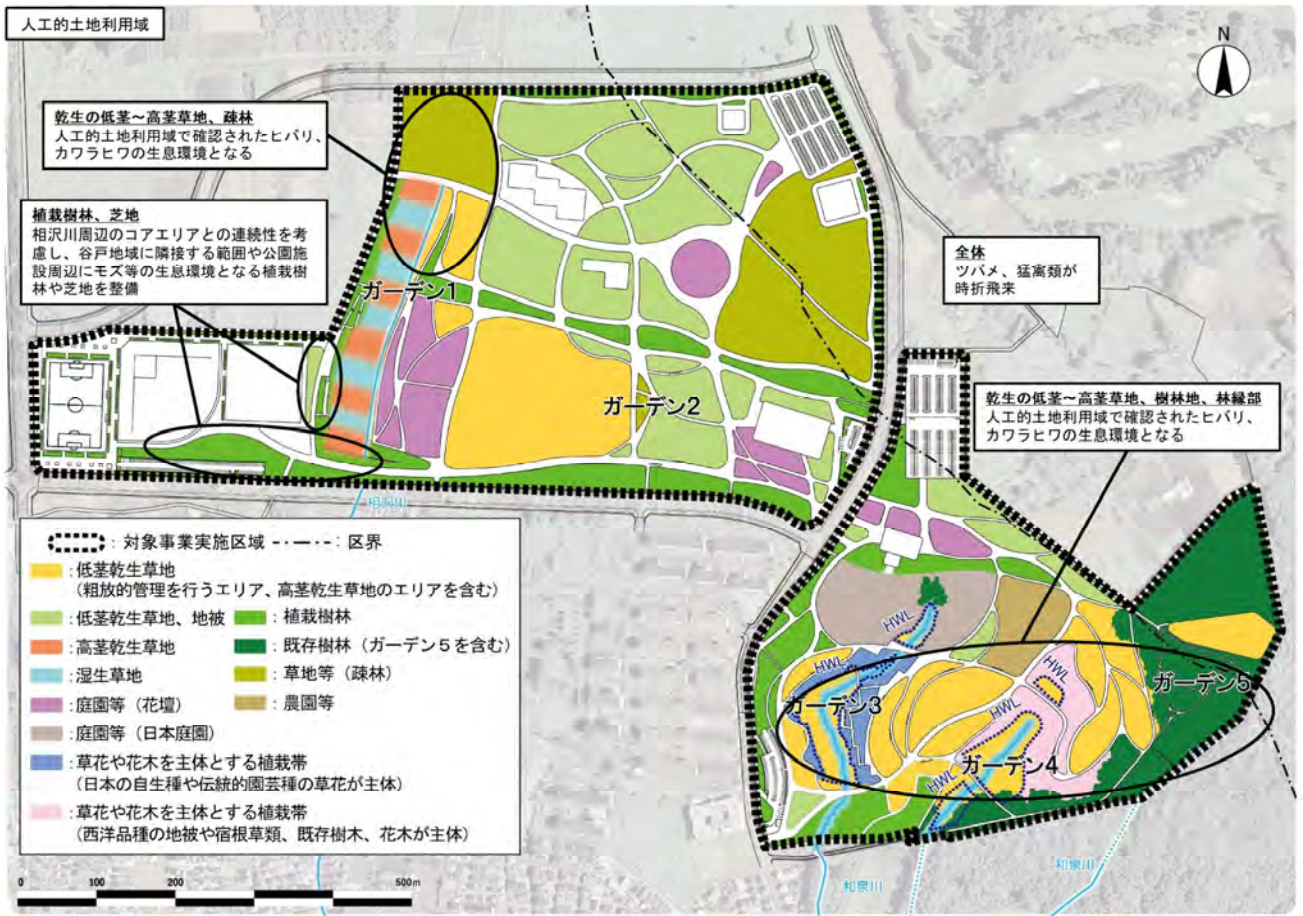


図 6.2-18(2) 施設の存在時 (人工的土地利用域)

イ. 谷戸地域

谷戸地域は、コンクリート三面張りの相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側には低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）等が帯状に分布し、注目すべき種として、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地ではハグロトンボ等が、水田等の湿生草地や畑地ではシュレーゲルアオガエル等が、畑地や低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）ではハマベキクイゾウムシや、対象事業実施区域の中央部から南東部の草地を主な生息環境とするヒバリ等が確認されたほか、採餌のために飛来する猛禽類や渡りの時期には湿生高茎草地を選好するオオヨシキリの飛来が確認されています。ただし、相沢川はコンクリート三面張りで単調な環境になっているため、ハグロトンボ等の水生生物の生息環境は脆弱であり、また、シュレーゲルアオガエル等の樹林と水田とを移動する生物にとっては移動の障害となっている可能性があります。

本事業では、園路、休憩所（あずまや）等の小規模建築物、庭園等（大花壇）を整備することで、低茎乾生草地の面積が減少することから、当該地域において確認された低茎乾生草地に生息する注目すべき種の生息環境は減少すると予測します。

また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕田が消失しますが、本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-32 (p. 6.2-116 参照) に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高茎乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、草地や樹林地の種構成や配置が変化しますが、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地、樹林地に生息する注目すべき種の生息環境は維持されるとともに、コンクリート三面張りの単調な環境から多自然型水路となることで、樹林、湿性環境、草地環境を移動する生物が利用しやすい環境を形成するものと予測します。

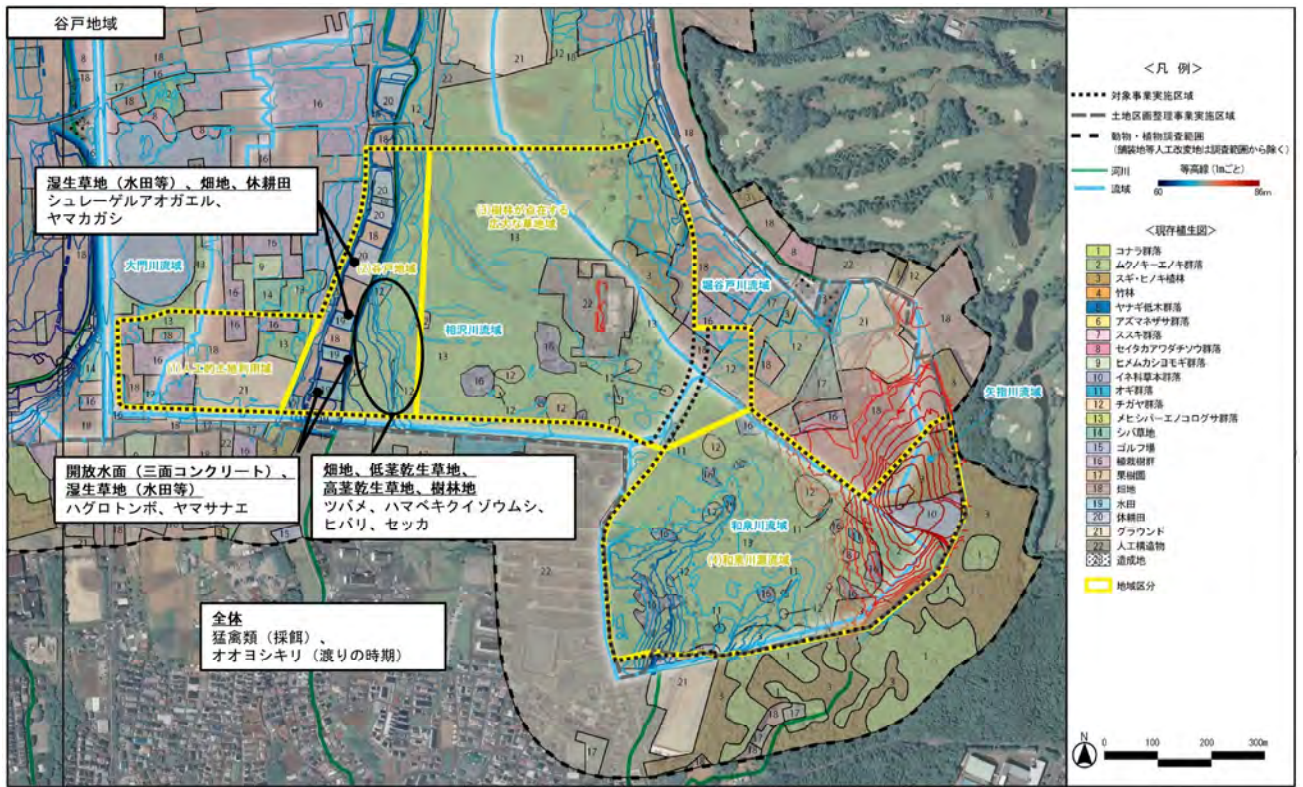


図 6.2-19(1) 現況 (谷戸地域)

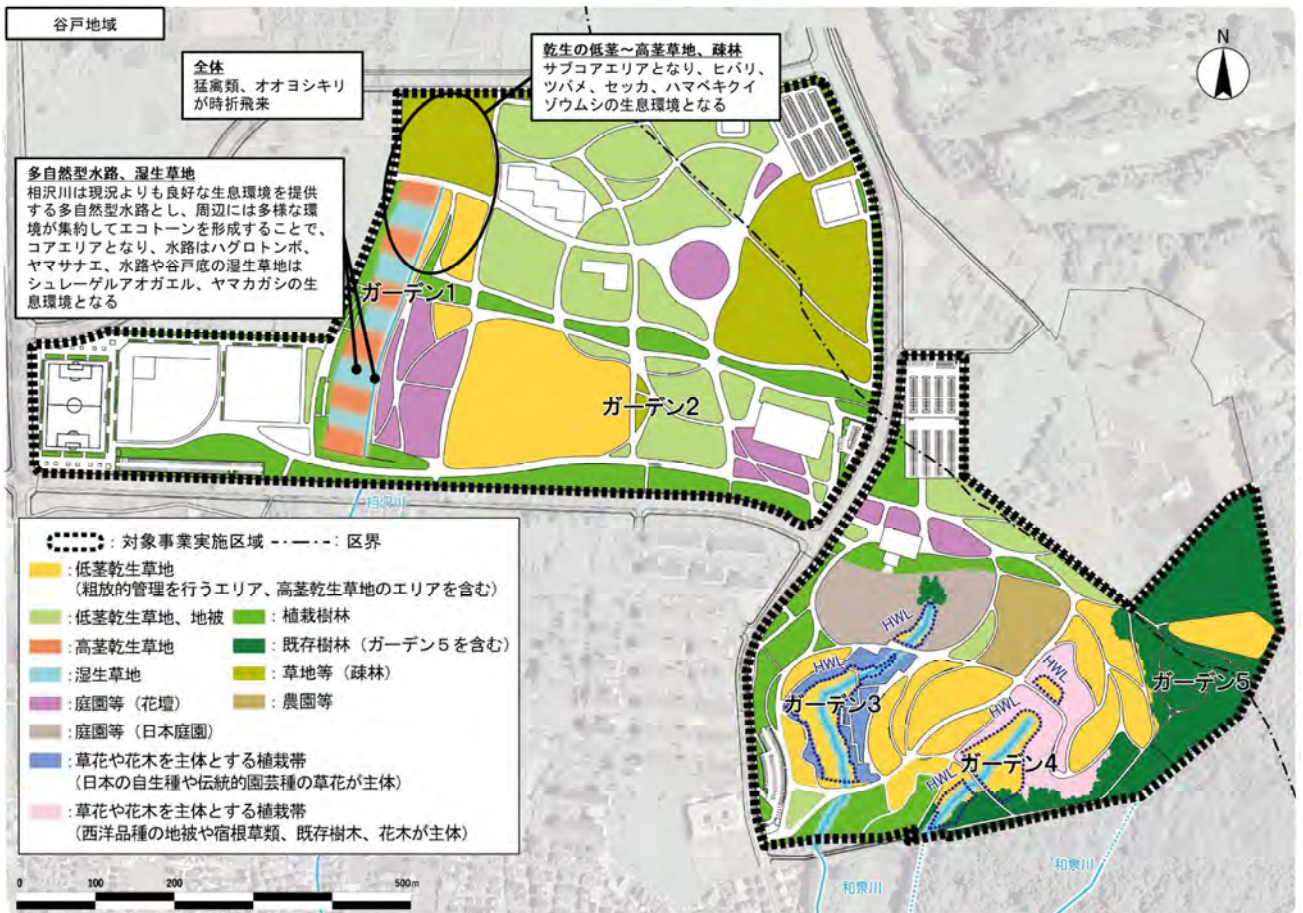


図 6.2-19(2) 施設の存在時 (谷戸地域)

ウ. 樹林が点在する広大な草地域

樹林が点在する広大な草地域では、中央部の困障区域に旧米軍施設が残っており、周辺には、耕作が終了して以来、人為的利用がなく、人の手が入らないままの低茎乾生草地（メヒシバーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）を中心とした乾生草地が広く分布し、その中には小規模植栽樹群が点在し、東部には疎林（主にスギ・ヒノキ植林）、湿生草地（オギ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）、畑地が分布しています。注目すべき種として、東部にまとまって分布する高茎乾生草地（チガヤ群落）ではショウリョウバッタモドキが、東部の畑地、疎林（主にスギ・ヒノキ植林）にはモズや、瀬谷市民の森に隣接する樹林地やその林縁部を主な生息環境とするカラヒワが、その周辺の低茎乾生草地（メヒシバーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）、湿生草地ではヒバリ等が確認されたほか、採餌のために飛来する猛禽類や渡りの時期には湿生高茎草地を選好するオオヨシキリの飛来が確認されています。

樹林が点在する広大な草地域は、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と飲食・物販施設、パークセンター、駐車場等の公園施設の設置を予定しています。そのため、低茎乾生草地の面積が縮小し、東部に分布する湿生草地、高茎乾生草地、畑地は消失することから、草地及び畑地に生息する注目すべき種の生息環境は減少すると予測します。ガーデン2ではまとまりのある大径木の樹林を保全し、東部に分布する疎林では植栽により樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等の整備を行うことから、樹林地に生息する注目すべき種の生息環境の変化は小さいと予測します。

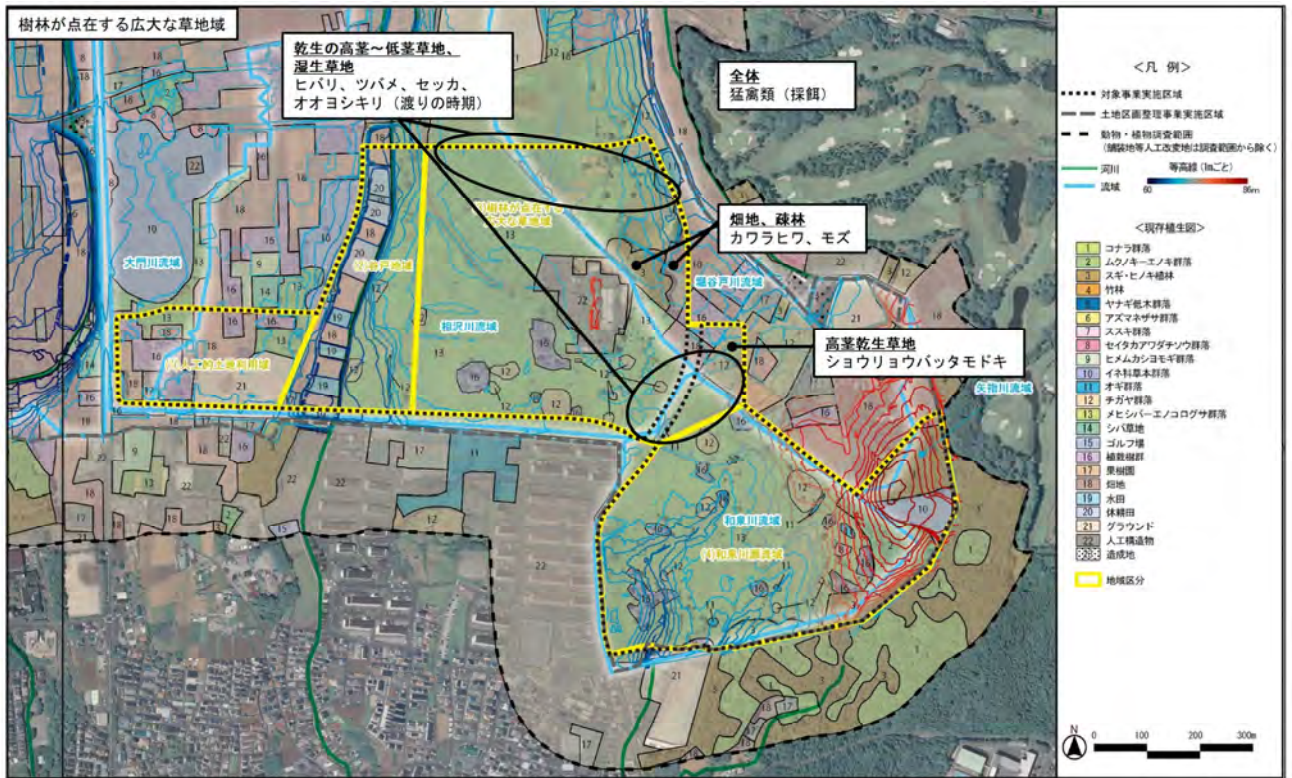


図 6.2-20(1) 現況（樹林が点在する広大な草地域）

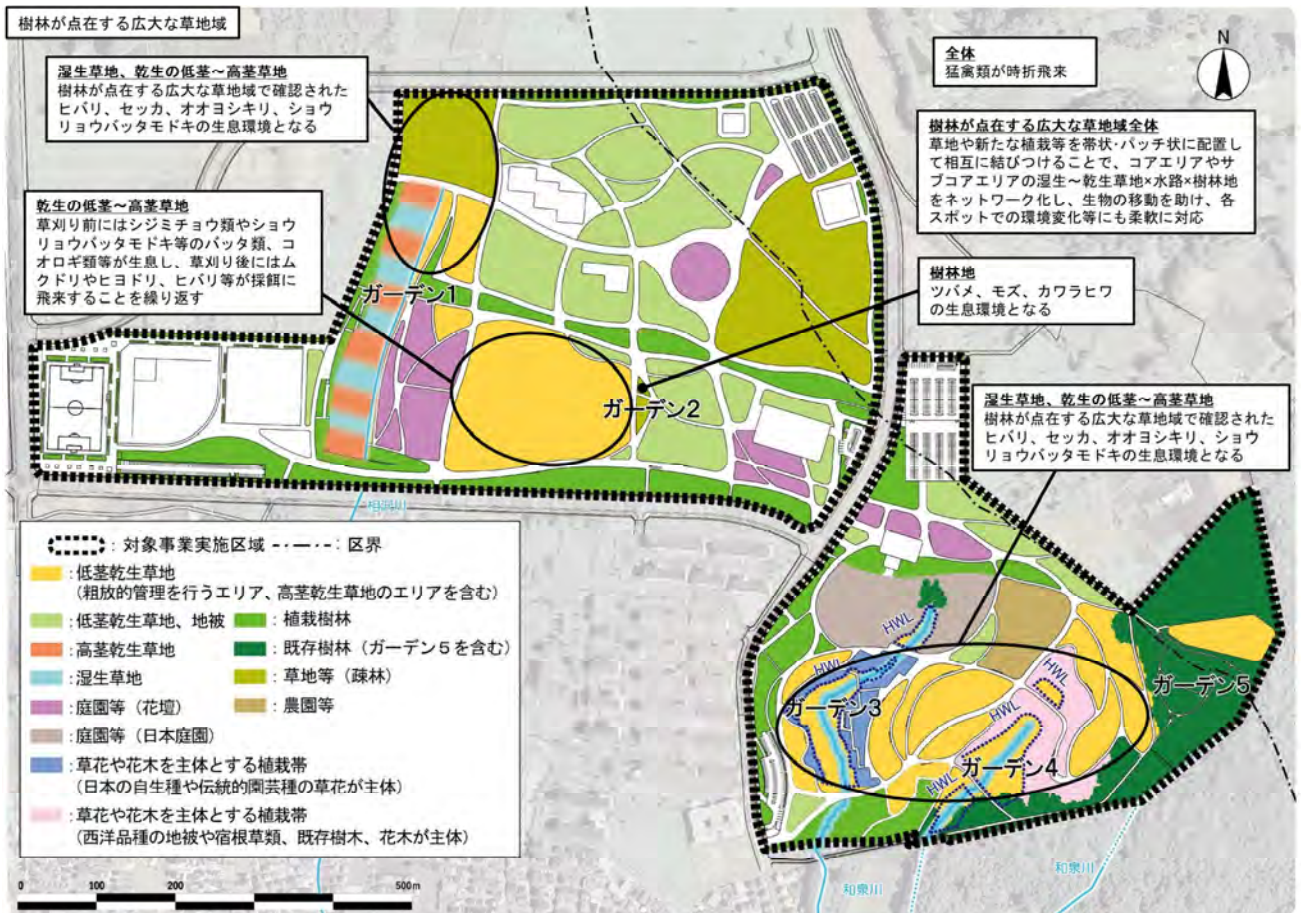


図 6.2-20(2) 施設の存在時（樹林が点在する広大な草地域）

エ. 和泉川源流域

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。和泉川源流域の小水路沿いの一部には湿生植物（チゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等）が分布し、その周辺は低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）が大部分を占めており、高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、湿生草地（オギ群落）、小規模植栽樹林が点在しています。南東部には瀬谷市民の森に隣接する樹林（主にコナラ群落、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）等が分布し、その中にまとまったイネ科草本群落も分布しています。注目すべき種として、和泉川源流域の小水路ではホトケドジョウ等が、その周辺の湿生草地（オギ群落）、低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）ではアズマヒキガエル、ケラ、ヒバリ等が、小規模植栽樹林や瀬谷市民の森に隣接する樹林（主にコナラ群落、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）及びその林縁部の粗放的に管理された草地（メヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等）ではカワラヒワ、クツワムシ等が確認されたほか、採餌のために飛来する猛禽類が確認されています。

和泉川源流域では、本事業で駐車場、園路、庭園等（花壇、日本庭園）の設置を予定しており、それらは主に低茎乾生草地、高茎乾生草地が分布する場所に整備します。また、農園等、草花や花木を主体とする植栽帯を整備することで、種構成や生息環境としての機能が変化し、乾生草地に生息する注目すべき種の生息環境が減少すると予測します。

また、本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-33～表 6.2-34（p.6.2-116～6.2-117 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のある HWL 以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとして瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。また、前掲図 6.2-16 及び図 6.2-17（p.6.2-114～115 参照）に示すとおり、コアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地（主にコナラ群落、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）の保全を行うとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に近い草地については、高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、園路にロープ柵等を設置して人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討します。そのため、小水路、湿生草地、樹林地及びその林縁部に生息する注目すべき種の生息環境の変化は小さいと予測します。

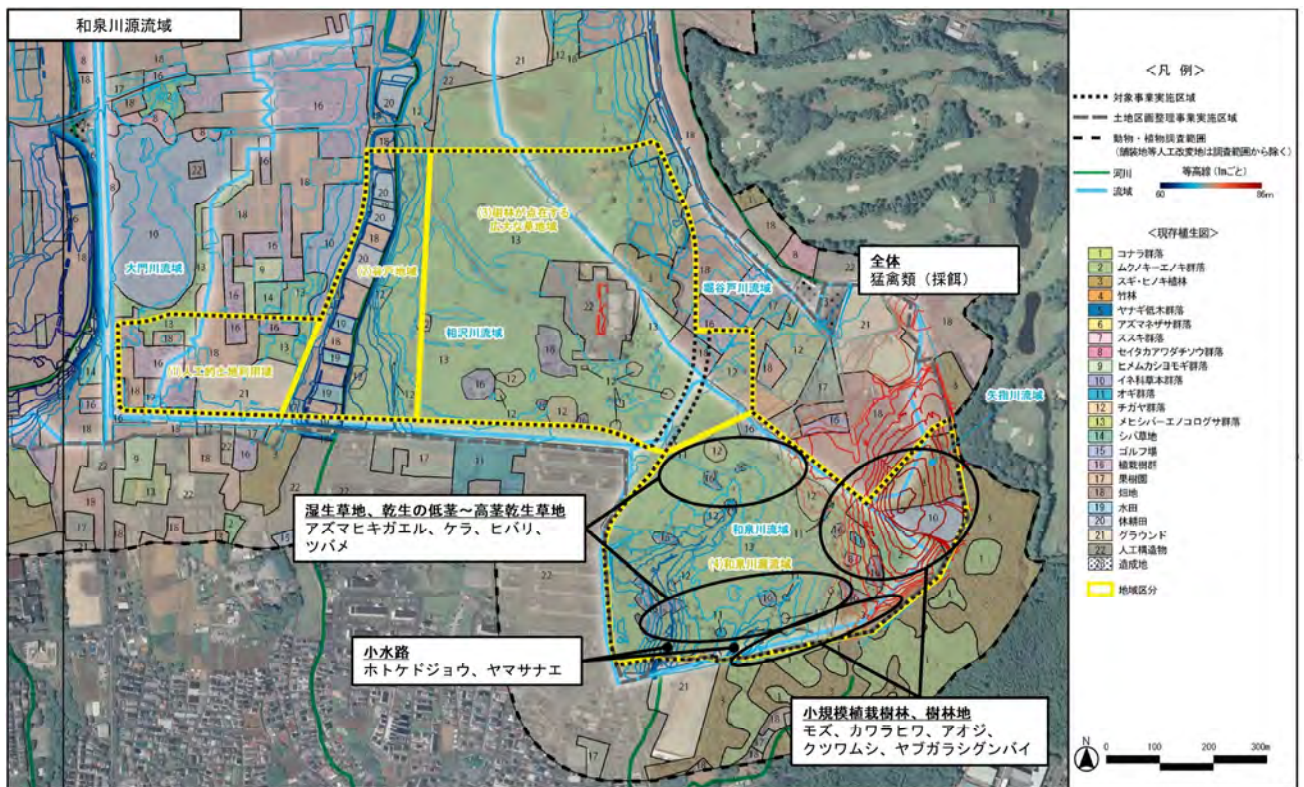


図 6.2-21(1) 現況 (和泉川源流域)

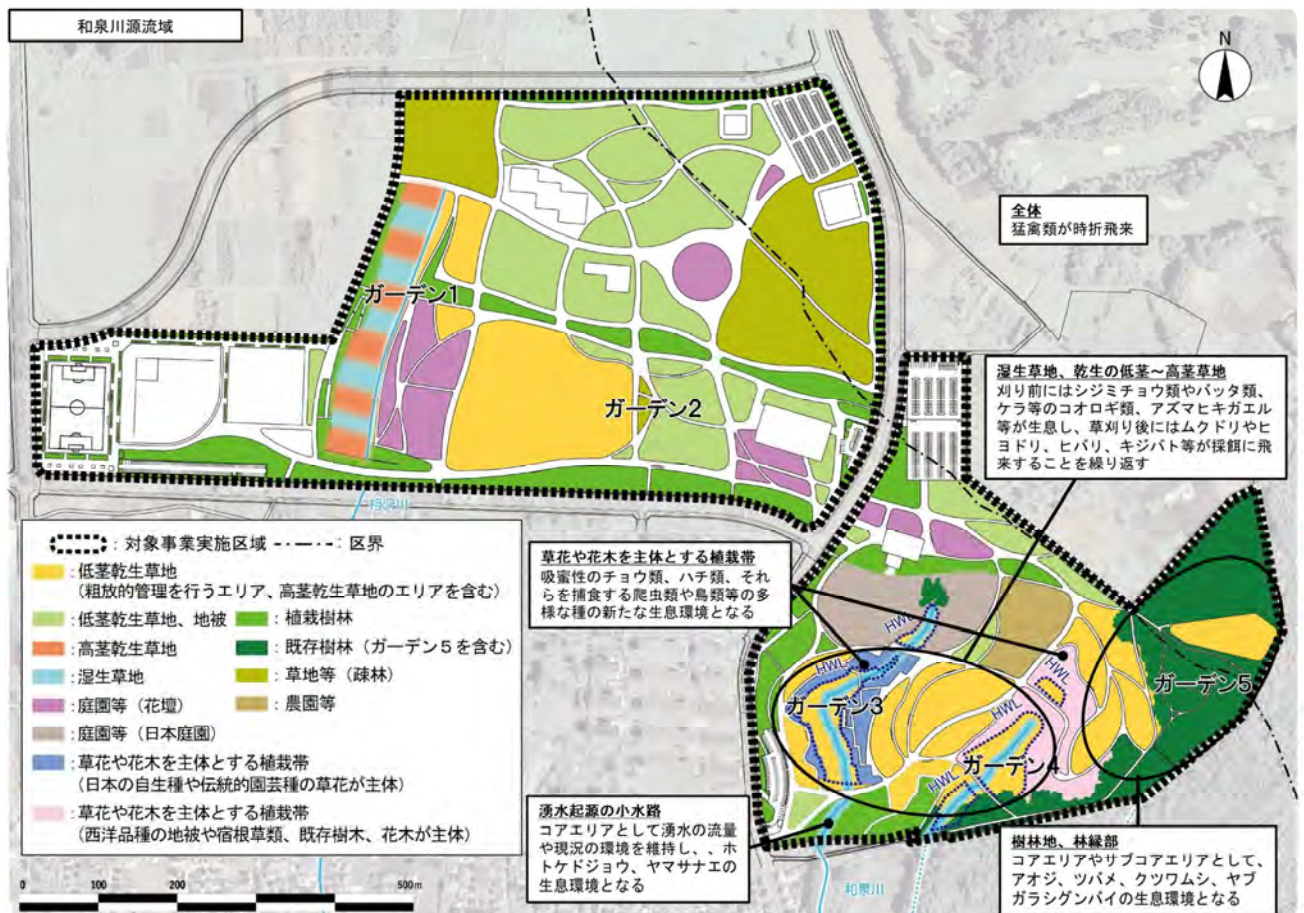


図 6.2-21(2) 施設の存在時 (和泉川源流域)

③ 施設の運営に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、公園施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

6.2.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2-36 に示す内容を実施します。

表 6.2-36 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を可能な限り早期緑化し、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、施設の存在・土地利用の変化に伴い、注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復に寄与すること及び施設の運営に伴う注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2-37 に示す内容を計画段階から配慮し、実施します。

表 6.2-37(1) 環境の保全のための措置

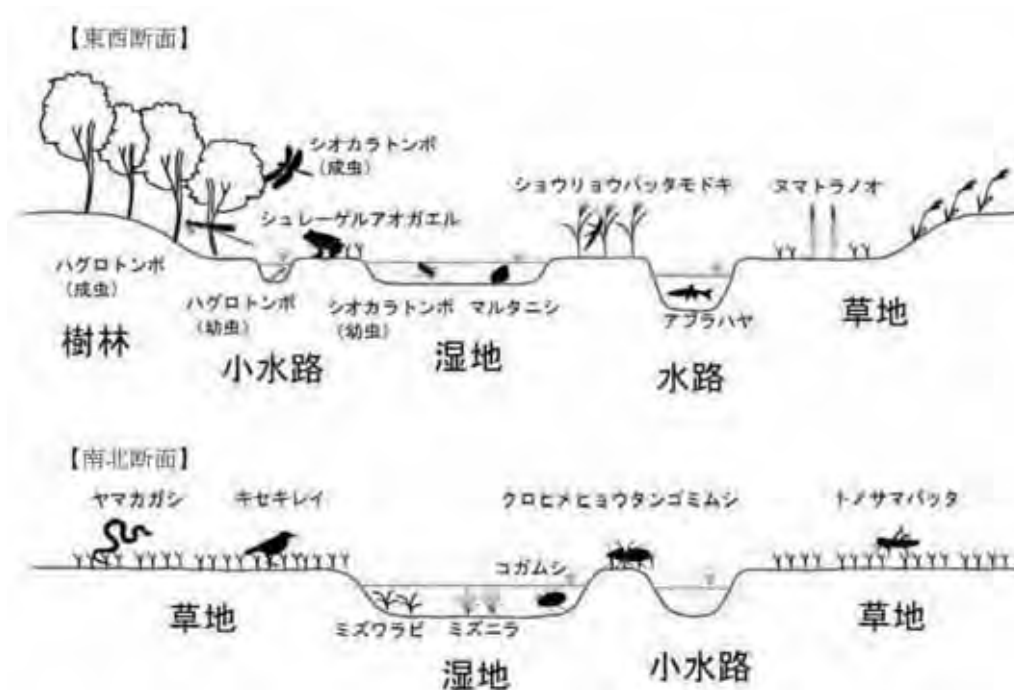
区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 ・中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 ・生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。

表 6.2-37(2) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】</p> <p>施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。



図 6.2-22 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ（相沢川周辺）
（本事業の対象事業実施区域の拡張後（令和4年7月））



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9.10-150）より引用

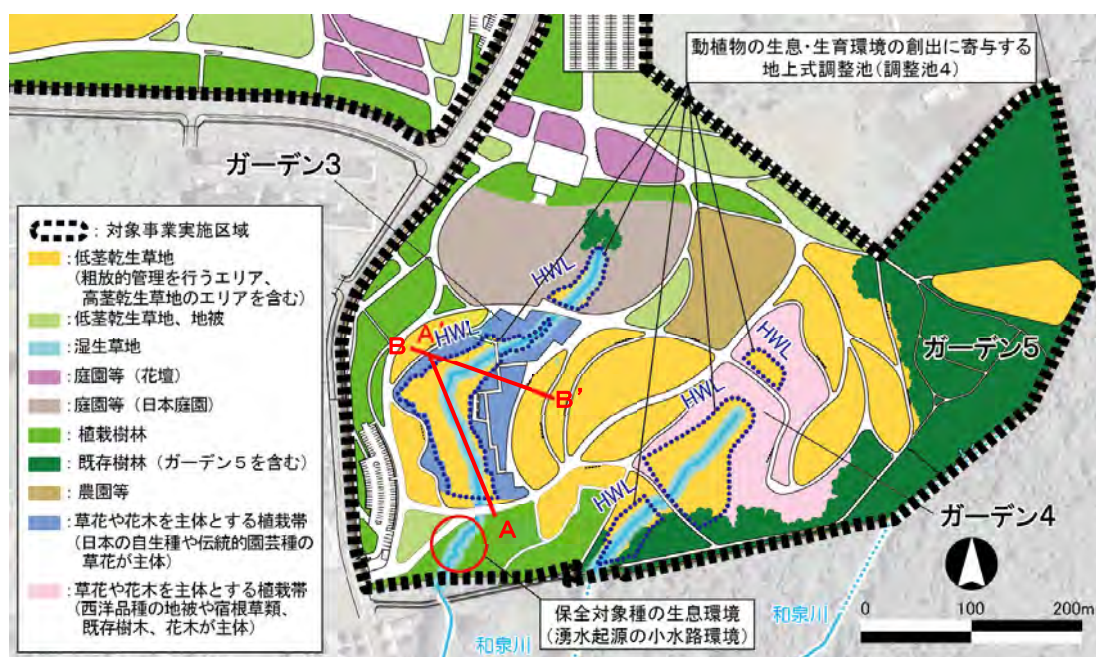
図 6.2-23 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の断面イメージ（相沢川周辺）

表 6.2-37(3) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーデン3、4のHWL以下は、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持、ガーデン3、4のHWL以上は草花や花木を主体とする植栽帯を整備、ガーデン3、4周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアを設定します。以上により、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとして、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。ガーデン3、4のHWL以上の範囲は、ガーデン内に配置した園路にロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りをコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理し、ガーデン3、4に挟まれる草地広場等は、利用者が自由に立ち入り可能なエリアとしますが、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保します。瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地でも、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。

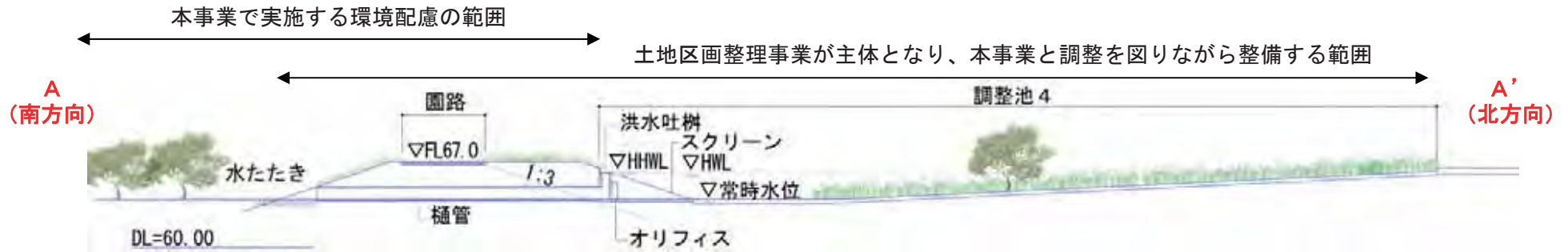
表 6.2-37(4) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。特に、ガーデン 3、4 の HWL 以上の範囲には、草花や花木を主体とする植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。
<p>【供用時】 施設の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。



注1：HWLとは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

図 6.2-24 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置及び調整池4の整備



注1：A-A'断面の位置は、前掲図 6.2-24(p.6.2-132 参照)に示します。

注2：HWLは計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWLは既往における最高水位を示します。

図 6.2-25(1) 地上式調整池（調整池4）の縦断模式図（A-A'断面）

6.2-133



注1：B-B'断面の位置は、前掲図 6.2-24(p.6.2-132 参照)に示します。

注2：HWLは計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

図 6.2-25(2) 地上式調整池（調整池4）の縦断模式図（B-B'断面）

6.2.5 評価

(1) 工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林地及び住宅地域との境界に仮囲いを設置することから、樹林地に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林地及び住宅地域と同様の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響はほとんどないと予測します。

さらに、本事業では東地区において、瀬谷市民の森と隣接する既存樹林地を保全し、その周辺には高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行う草地、低茎乾生草地等を整備し、その中に樹木を散在させる計画であることから、工事中においては環境保全措置として、本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲の裸地を可能な限り早期緑化することで、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と飲食・物販施設、パークセンター等の公園施設を設置します。それらを踏まえた地域区分ごとの予測結果は下記のとおりです。

人工的土地利用域では、公園施設を整備することで人工的な土地利用の面積が拡大し、低茎乾生草地、植栽樹林の面積が縮小、畑地が消失することから、当該地域において確認された注目すべき種の生息環境が減少すると予測します。

谷戸地域では、公園施設を整備することで、低茎乾生草地の面積が減少することから、当該地域において確認された低茎乾生草地に生息する注目すべき種の生息環境は減少すると予測します。また、谷戸地域では土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出が行われます。そのため、水路、湿生草地、高茎乾生草地及び樹林地に生息する注目すべき種の生息環境は維持されるとともに、コンクリート三面張りの単調な環境から多自然型水路となることで、樹林、湿性環境、草地環境を移動する生物が利用しやすい環境を形成するものと予測します。

樹林が点在する広大な草地域では、低茎乾生草地の面積が縮小し、東部に分布する湿生草地、高茎乾生草地、畑地は消失することから、草地及び畑地に生息する注目すべき種の生息環境は減少すると予測します。ガーデン2の樹林の保全や、東部に分布する疎林では樹林などの新た

な緑を創出することから、樹林地に生息する注目すべき種の生息環境の変化は小さいと予測します。

和泉川源流域では、公園施設を整備することで、乾生草地の面積が減少するとともに種構成や生息環境としての機能が変化し、乾生草地に生息する注目すべき種の生息環境が減少すると予測します。また、和泉川源流域では土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備が行われます。加えて、コアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に近い草地については、粗放的な管理や人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討することから、小水路、湿生草地、樹林地及びその林縁部に生息する注目すべき種の生息環境の変化は小さいと予測します。

本事業では、コアエリアの周辺において樹林地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯を整備します。緑化にあたっては、可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。また、相沢川の谷戸地域周辺及び和泉川源頭部周辺を中心に、草地や新たな植栽等を帯状・パッチ状に配置して相互に結びつけることで、コアエリアやサブコアエリアの湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。対象事業実施区域全域の園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養及び和泉川源流域の湧水の流量の維持を図ります。

これらにより、前掲図 6.2-18～図 6.2-21（p.6.2-121～6.2-127 参照）に示す注目すべき種が再び確認できるような環境が創出、維持されるよう配慮します。加えて、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。

(3) 施設の運営に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池 4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

6.3 生物多様性（植物）

6.3 生物多様性（植物）

本事業の実施に伴い、工事中は建設行為等により、また供用時は施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営により、植物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における植物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="475 645 1161 745"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> 対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落等を確認しました。 	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-33
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。 	p. 6. 3-34									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従事者への講習・指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域と同様の配慮を実施するとともに、本事業の工事が影響を与えないよう工事実施時期や工法などについて土地区画整理事業の事業者と調整することから、影響はほとんどないと予測します。 <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 3-37									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 工事の実施に伴う夜間照明の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 	p. 6. 3-41									
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 3-44									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="480 322 1161 421"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> 対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落等を確認しました。 	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-33
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。 	p. 6. 3-34									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。それらを踏まえた地域区分ごとの予測結果は下記のとおりです。 【人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域】 注目すべき種の生育は確認されていません。 【谷戸地域】 公園施設を整備することで低茎乾生草地の面積が減少します。また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕田が消失しますが、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地、高茎乾生草地、樹林地の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地に生育する注目すべき種の生育環境の変化は小さいと予測します。 	p. 6. 3-38 ～6. 3-39									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 【対象事業実施区域全体】 可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。 	p. 6. 3-41 ～6. 3-43									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。 	p. 6. 3-41 ～6. 3-43
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 3-44 ～6. 3-45

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="480 322 1163 421"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> 対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落等を確認しました。 	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-33
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。 	p. 6. 3-34									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。 土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。 <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 3-40									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 	p. 6. 3-41 ～6. 3-42									
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 3-45									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.3.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 植物の状況
- ② 地形、地質の状況
- ③ 土壌の状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 水循環の状況
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 植物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（区画整理）における現地調査地域は、図 6.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

維管束植物及び蘚苔類の任意観察（踏査による調査）については、調査地域内を網羅的に踏査することにより行うことを基本としましたが、林縁部、草地の境目、林内の日当たりのよい場所や逆に湿潤な場所等に注目する等、分類群ごとに、該当する生育好適環境を踏まえ、効率的な踏査ルートが設定されています。

付着藻類は対象事業実施区域及びその周辺を流れる大門川、相沢川、和泉川及び堀谷戸川にそれぞれ調査地点が設定されました。また、調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取が行われました。

既存資料（区画整理）における現地調査地点は図 6.3-2、踏査ルートは図 6.3-3 に示すとおりとされています。

なお、既存資料（区画整理）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（区画整理）の現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討されています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編(p. 資 1.2-1～資 1.2-5 参照)に示すとおりであり、本事業の対象事業実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（2）④水質の状況」（p.6.2-7、6.2-9 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1（2）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-4～6.5-5 参照）と同様としました。

河川の流量は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（2）④水質の状況」（p.6.2-7、6.2-9 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦ 関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

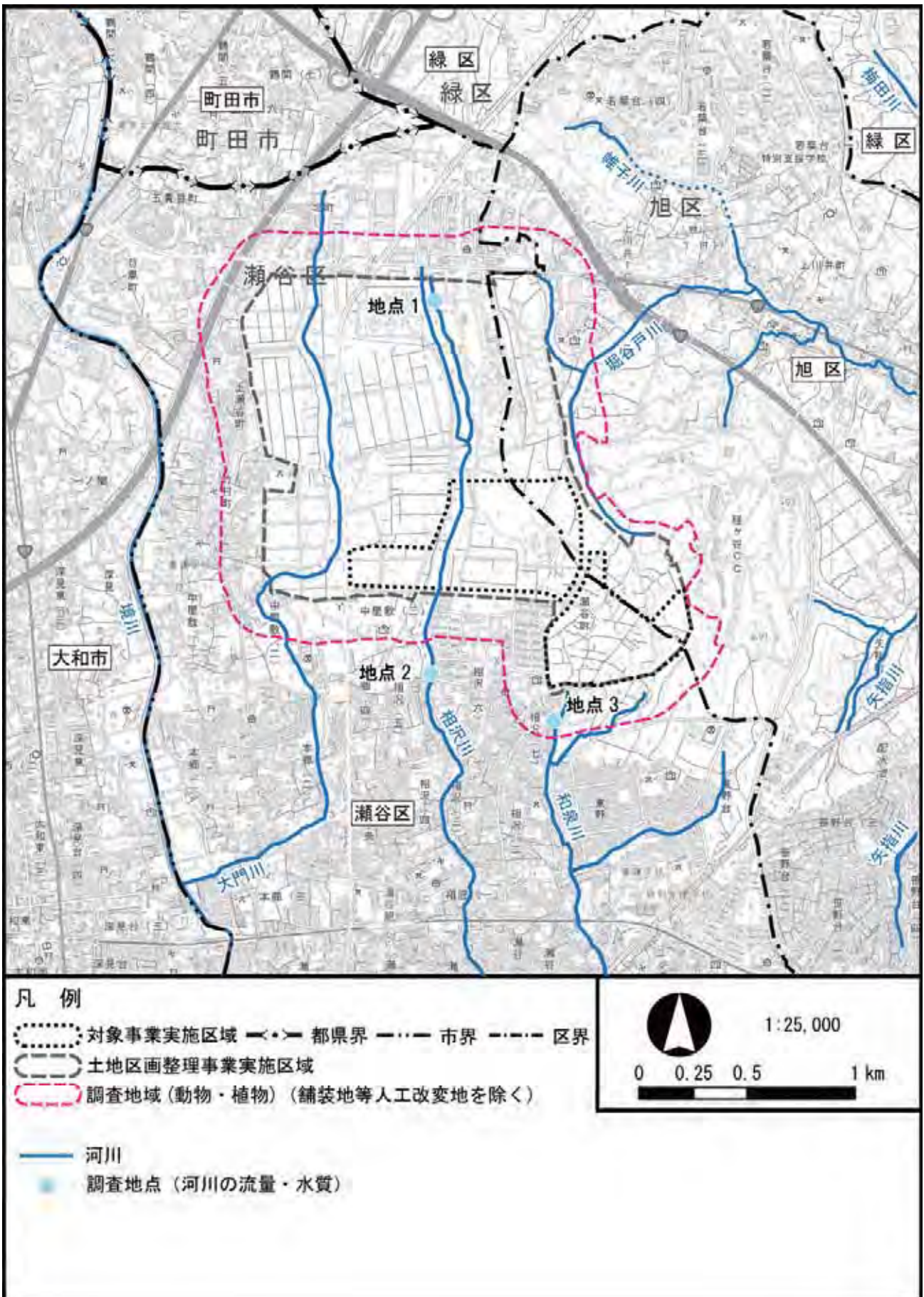


図 6.3-1 既存資料 (区画整理) における現地調査地域

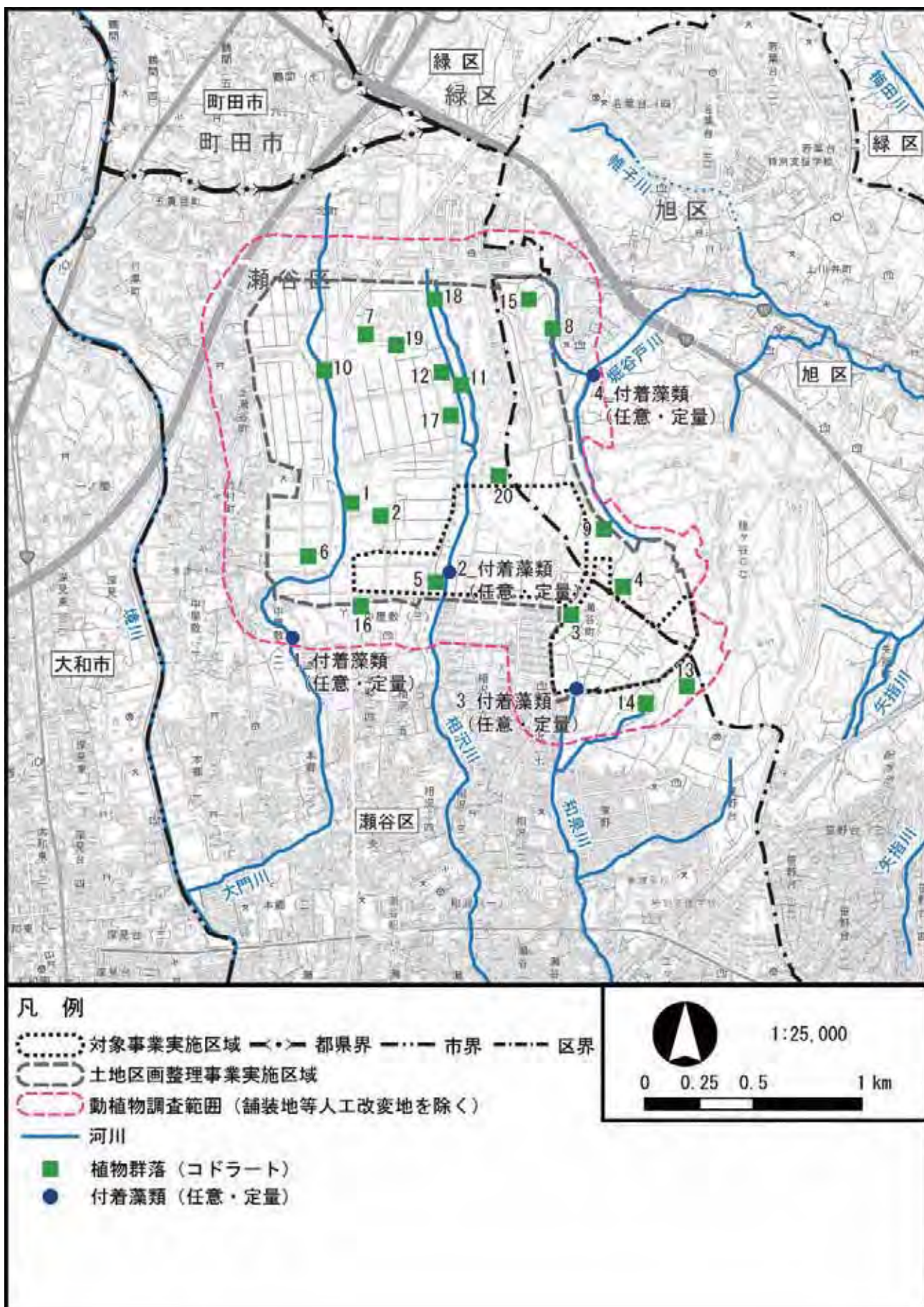


図 6.3-2 既存資料 (区画整理) における現地調査地点図 (植物群落・付着藻類)

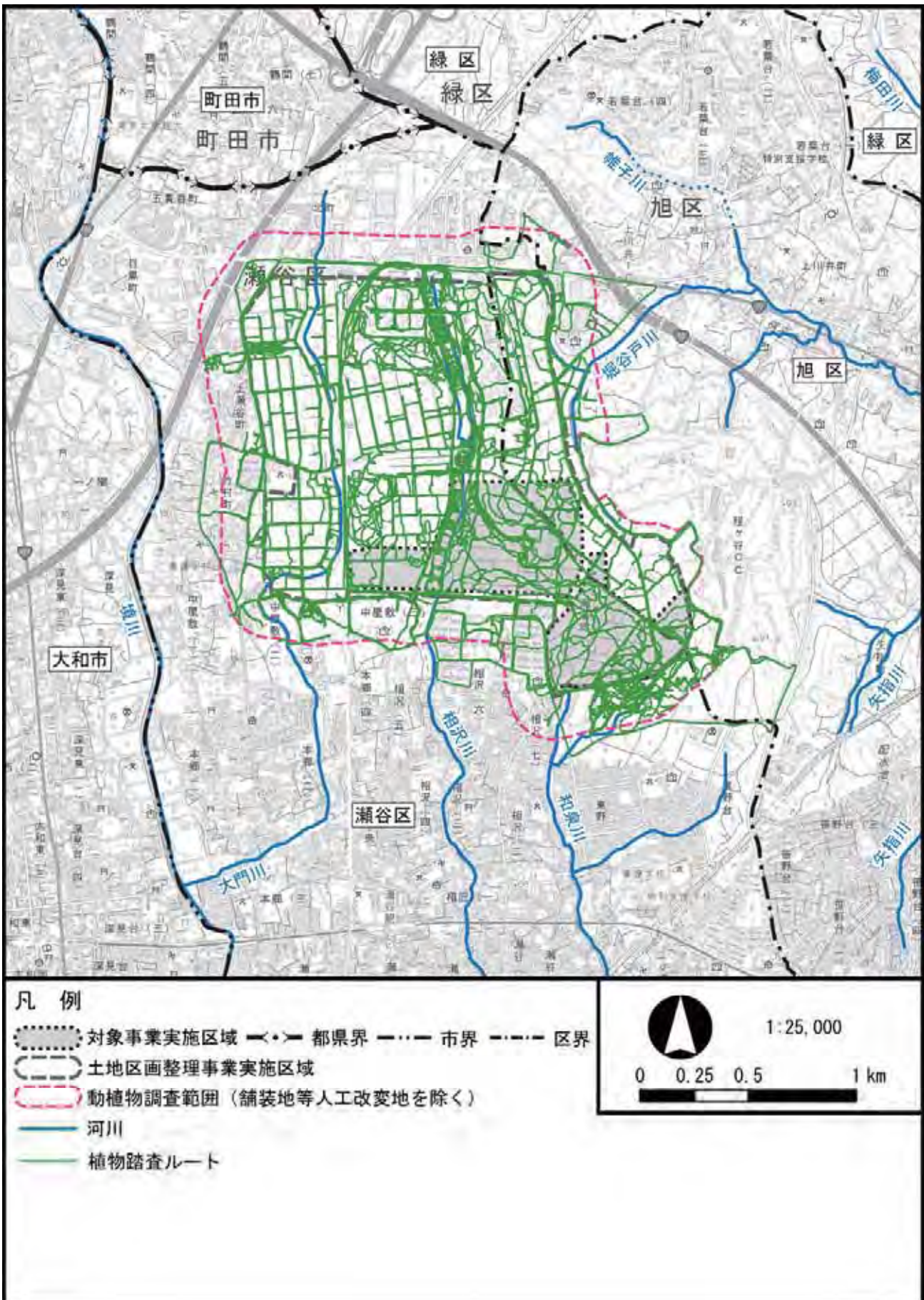


図 6.3-3 既存資料（区画整理）における植物踏査ルート図

(3) 調査時期

① 植物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査は、表 6.3-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、開花時期、結実により同定可能な時期（特にイネ科・カヤツリグサ科：秋季・春季）、展葉時期（夏季・早春季・春季）等、重要種の確認適期を十分踏まえて設定されています。具体的な調査時期は、生物気象及び現地の環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また、既存資料（区画整理）における植物群落の調査時期は、草本群落の季節による植生変化を踏まえて春季、夏季に行われています。

表 6.3-1 既存資料（区画整理）における現地調査日（植物）

調査項目	調査方法	現地調査日	
		季節	調査日
維管束植物 (大径木調査含)	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年 7 月 24 日～7 月 25 日
		秋季	平成 30 年 10 月 22 日～10 月 24 日
		早春季	平成 31 年 3 月 18 日～3 月 19 日
		春季	平成 31 年 4 月 17 日～4 月 19 日
		夏季	令和 3 年 8 月 16 日～8 月 17 日
		秋季	令和 3 年 10 月 8 日
蘚苔類	任意観察及び採取	秋季	平成 30 年 11 月 19 日～11 月 21 日
		初夏季	令和元年 6 月 4 日～6 月 5 日
付着藻類	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日
		秋季	平成 30 年 10 月 1 日～10 月 2 日
		冬季	平成 31 年 1 月 21 日～1 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 8 日
植物群落	植生調査 (植物社会学的手法)	夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日 令和元年 7 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 13 日～5 月 14 日

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ④水質の状況」（p.6.2-23 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第 6 章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」（p.6.5-4 参照）及び「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ⑤水循環の状況」（p.6.2-23 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 植物の状況

ア. 既存資料調査

既存資料の調査方法は、「第3章 3.2 自然的状況 3.2.5 (2)植物の生育及び植生の状況」(p.3-78 参照)に示すとおり、文献から対象事業実施区域及びその周辺において生育記録のある種を整理しています。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における調査項目及び調査方法は、表 6.3-2 に示すとおりです。

表 6.3-2 既存資料（区画整理）における現地調査方法

調査項目		調査方法
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）をすべて記録しました。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	大径木調査（任意観察法）	H30 年度：原則として地上から 1.3m の高さで幹回りが 3m 以上の樹木の幹回り(m)、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」 (環境省 自然環境局 生物多様性センター) H31 年度：海軍道路及び困障区域内を網羅的に踏査し、原則として地上から 1.3m の高さでの幹周り 90cm 以上の樹木の幹回り(m)、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「平成 26 年度 大径木再生指針 東京都建設局公園緑地部」 (平成 26 年 7 月発行)
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、植物体の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠内に付着している付着藻類をすべて採取し、種名、総細胞数を記録しました。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。
植物群落	植生調査（植物社会学的手法）	既存の現存植生図及び航空写真等から、相観的な植物群落を区分し、これらの植生区分毎に、方形枠（コドラート）を 1～数箇所設定して、枠内の植物種の出現状況（被度・群度）、階層構造、優占種等を記録しました。コドラートの面積については、各群落を構成する種がほぼ含まれているとみられる最小面積とし、任意に設定しました（通常、草地は 1m 四方程度、樹林は 5～10m 四方程度）。 調査結果については、航空写真を基に現存植生図を作成するとともに、植生断面図を作成しました。

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）④水質の状況」（p.6.2-26 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）⑤水循環の状況」（p.6.2-27 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1（4）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-6 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト 2020」
- ・「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」
- ・「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

① 植物の状況

ア. 既存資料調査

A 植物相

既存資料調査の結果は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ①植物相の概要 表 3.2-24」(p. 3-78 参照)に示すとおり、維管束植物(シダ植物及び種子植物) 1,009 種が確認されています。

B 植生(植物群落)

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図(既存資料)及び潜在自然植生図は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ①植物相の概要 図 3.2-31、図 3.2-32」(p. 3-80~3-81 参照)に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

C 注目すべき植物種及び植物群落の状況

植物の重要な種は、「A 植物相」の文献その他の資料で確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③植物の重要な種及び重要な群落 表 3.2-25」(p. 3-82~84 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ア. 重要な種 表 3.2-26」(p. 3-85~88 参照)のとおり、66 科 189 種が確認されています。

注目すべき植物群落については、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③植物の重要な種及び重要な群落 表 3.2-25」(p. 3-82~84 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定しました。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③植物の重要な種及び重要な群落 表 3.2-25」(p. 3-82~84 参照)に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③イ. 重要な群落等 表 3.2-27」(p. 3-89 参照)のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③イ. 重要な群落等 表 3.2-28」(p. 3-89 参照) のとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

D 巨樹・巨木林等

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林及び名木古木の状況、及び分布図は「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ウ. 巨樹・巨木等 表 3.2-29、図 3.2-34」(p. 3-91～3-92 参照) に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第 6 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 4 年 10 月閲覧) により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が 2 本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」(情報公開されている樹木に限る。) が 27 本指定されています。

イ. 既存資料 (区画整理) 調査

A 植物相 (陸生植物及び水生植物)

a. 維管束植物

既存資料 (区画整理) における現地調査の結果、128 科 678 種の維管束植物が確認されています。分類別の確認種数は資料編 (p. 資 1.2-6 参照)、確認種目録は資料編 (p. 資 1.2-7～資 1.2-16 参照) に示すとおりです。

確認された維管束植物は、調査地の生育環境を反映し、広大な草地ではカナムグラやイタドリ、マメグンバイナズナ、ヘビイチゴ、ツルマメ、ヤブガラシ、ヤエムグラ、ヒメオドリコソウ、ヒメジョオン、メヒシバ、カゼクサ、ヒメクグ等がみられました。また一部に存在する樹林ではベニシダやシケシダ、ヒノキ、コナラ、エノキ、ヒサカキ、ウワミズザクラ、コマユミ、アオキ、トウネズミモチ、シラヤマギク、ヤブラン、アズマネザサ、ナキリスゲ等がみられ、畑地等の耕作地ではスギナやカナムグラ、ミチヤナギ、イヌビユ、ナワシロイチゴ、ヘラオオバコ、ヒメムカシヨモギ等がみられました。わずかに存在する水田周辺ではヒメミズワラビやミゾソバ、セリ、アゼナ、ミゾカクシ、コブナグサ、イヌホタルイ等がみられました。

b. 蘚苔類

既存資料 (区画整理) における現地調査の結果、39 科 85 種の蘚苔類が確認されています。分類別の確認種数は資料編 (p. 資 1.2-17 参照)、確認種目録は資料編 (p. 資 1.2-18～資 1.2-19 参照) に示すとおりです。

確認された蘚苔類は、調査地の生育環境を反映し、やや乾燥気味の耕作地ではツチノウエノタマゴケ、ユミダイゴケ、ネジクチゴケ、ミヤコゼニゴケなどがよく確認されています。旧米軍施設などの人工構造物周辺では、エゾスナゴケ、ハマキゴケ、ギンゴケ、チュウゴクネジクチゴケなどが生育していました。樹林環境では、林床にヒメタチゴケ、コツボゴケ、キャラハゴケなどがみられ、樹幹でヒナノハイゴケ、タチヒダゴケ、ヤマトヨウジョウゴケ、

フルノゴケなどがみられました。また、一部にみられた水田環境では、アゼゴケ、コハタケゴケ、チヂレバツノゴケなどが確認されています。

c. 付着藻類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、5綱12目18科85種の付着藻類が確認されています。分類別の確認種数は資料編(p. 資 1.2-20 参照)、確認種目録は資料編(p. 資 1.2-21～資 1.2-22 参照)に示すとおりです。

調査地点のうち、大門川 (St. 1)、相沢川 (St. 2) 及び堀谷戸川 (St. 4) は、三面張りのコンクリート護岸が施されており、河床の石のほかコンクリート自体も着生基質として機能し、主に珪藻類などの種が多く生育しています。

護岸が施されていない和泉川源流の小水路 (St. 3) は、着生基質となる石がわずかにみられるのみで、珪藻類が主にみられるものの、年間を通して安定した生育環境とはなっていません。

また、調査地点以外も含めて重要種に該当する大型藻類の確認を行った結果、夏季に相沢川下流右岸側の水田内でシャジクモが、春季に相沢川の St. 2 でアオカワモズク、St. 2 の上流側（魚類・底生動物調査地点の St. 2-2 付近）でチャイロカワモズクとアオカワモズクが確認されました。カワモズク類は、シャントランシア期と呼ばれる小型の胞子体等は St. 3（和泉川源流の小水路）と St. 4（堀谷戸川）でも確認されましたが、同定可能な藻体が出現したのは相沢川のみでした。タンスイベニマダラやオオイシソウ類といった、重要種に該当する大型藻類は確認されませんでした。

その他、近年各地で分布を拡げている外来珪藻のクチビルミズワタケイソウ (*Cymbella janischii*) も確認されませんでした。

B 植生（植物群落）

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、23の植物群落等が確認されています。植物群落等の概要を表 6.3-3 に、現存植生図を図 6.3-4 に示します。なお、図 6.3-4 は既存資料（区画整理）における現地調査結果及び本事業の現地踏査結果を基に作成した現存植生図に微地形（標高地形）、流域を重ね合わせたものです（詳細は資料編 (p. 資 1.1-1 参照)）。また、植生断面図（平成 30～平成 31 年調査結果）を、資料編 (p. 資 1.2-23～資 1.2-42 参照) に示します。

対象事業実施区域内では、旧米軍施設の建造物がみられるほか、メヒシバーエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。相沢川周辺には畑地、水田、休耕地、和泉川周辺にはメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群が分布していました。また、瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布していました。

対象事業実施区域外では、南東側にコナラ群落及びスギ・ヒノキ植林がまとまって分布しており、東部はゴルフ場に隣接しています。これら以外の北部から西部、南部は市街地等が広がっており、局所的にコナラ群落やスギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地、オギ群落等がみられました。

確認された植物群落はいずれも代償植生あるいは植林であり、人為的な影響を受けた植生でした。

表 6.3-3(1) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地 点 No.	概要
1	コナラ群落	13	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域の南東側にみられました。 高木層にコナラが優占し、亜高木層や低木層にヒノキやウワミズザクラ等が生育していました。草本層にはスゲ属の一種が多く生育し、アズマネザサやアケビ等が混生していました。
2	ムクノキ・エノキ群落	12	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域の南東側にみられました。 高木層にエノキやムクノキが優占し、亜高木層、低木層にはシロダモ、トウネズミモチ等が生育していました。草本層にはアズマネザサがやや多く生育していました。
3	スギ・ヒノキ植林	14	常緑針葉樹の植林で、主に対象事業実施区域の南東側及び囲障区域の北東側にみられました。 高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にはミズキやヒサカキ等が生育していました。草本層にはホシダやミドリヒメワラビ、ケチヂミザサ等が生育していました。
4	竹林	8	マダケやモウソウチク、ハチクの植林で、対象事業実施区域外に局所的にみられました。 高木層にマダケやモウソウチク、ハチクが優占し、亜高木層・低木層にはわずかにスタジイやヤブツバキ等が生育していました。草本層にはケチヂミザサやドクダミ等が生育していました。
5	ヤナギ低木群落	18	湿性に成立したヤナギ類の低木群落で、対象事業実施区域外にわずかにみられました。 低木層にタチヤナギが優占し、草本層にはヘクソカズラやヨシ、ドクダミが生育していました。
6	アズマネザサ群落	10	アズマネザサの優占するタケ群落で、対象事業実施区域外の河川沿いの一部にみられました。 低木層にアズマネザサが密に生育し、草本層にはトウネズミモチやエノキ、ヒカゲイノコズチ等がわずかに生育していました。
7	ススキ群落	15	ススキの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域外にわずかにみられました。 草本層にススキが優占し、チガヤやクズ、セイタカアワダチソウ等が混生していました。
8	セイタカアワダチソウ群落	1	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域外に局所的にみられました。 草本層にセイタカアワダチソウが優占し、クズやムラサキツメクサ等がやや混生していました。
9	ヒメムカシヨモギ群落	16	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層にヒメムカシヨモギが優占し、オオアレチノギクやメヒシバ等が混生していました。
10	イネ科草本群落	2	イネ科草本の優占する低茎草本群落で、主に対象事業実施区域の南東側及び対象事業実施区域外にみられました。 草本層第一層にイネ科の一種が優占し、第二層にはノチドメやシロツメクサ等が生育していました。

表 6.3-3(2) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
11	オギ群落	7	オギの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層第一層にオギが優占し、第二層にはエノコログサやツクサ等がわずかに生育していました。
12	チガヤ群落	4	チガヤの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外の主に人為的に管理された箇所に局所的にみられました。 草本層にチガヤが優占し、オニウシノケグサやスギナ等がやや混生していました。
13	メヒシバエノコログサ群落	20, 19, 3	メヒシバやエノコログサの優占する低茎草本群落で、対象事業実施区域内に広くみられました。 草本層にメヒシバやエノコログサが優占し、ユウゲショウやカタバミ、コセンダングサ等がやや混生していました。
14	シバ草地	-	シバの植栽された草本群落で、対象事業実施区域外にわずかにみられました。 よく管理されており、ほぼシバだけが生育していました。
15	ゴルフ場	-	ゴルフ場。主にシバ等が植栽された草本群落で、対象事業実施区域外に広くみられました。 立ち入りできないため、群落組成調査は実施していません。
16	植栽樹群	17	各種の樹木が植栽された樹木群で、対象事業実施区域の内外にやや広くみられました。 高木層から低木層にはケヤキやイロハモミジ等の様々な樹木が植栽されていました。草本層にはクズやツクサ等が生育していました。
17	果樹園	6	ウメやクリ等の果樹園。対象事業実施区域の内外に点在していました。 低木層にウメ等が植栽され、草本層にはカラスウリやセイタカアワダチソウ、ヒカゲイノコズチ等が生育していました。
18	畑地	9	畑地。対象事業実施区域の内外に広くみられました。 草本層にスベリヒユやイヌビエ、ゴウシュウアリタソウ等が生育していました。
19	水田	5	水田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にイボクサやオモダカ、コナギ等が生育していました。
20	休耕田	11	休耕田。対象事業実施区域の内外にわずかにみられました。 草本層にタイヌビエやアゼガヤツリ、テンツキ等が生育していました。
21	グラウンド	-	野球場等のグラウンド。対象事業実施区域の内外の一部にみられました。
22	人工構造物	-	旧米軍施設や市街地、道路等。対象事業実施区域外の南西側に広くみられました。
23	造成地	-	造成地。対象事業実施区域外に局所的にみられました。

注1：植生調査地点 No. は、図 6.3-2 に対応します。

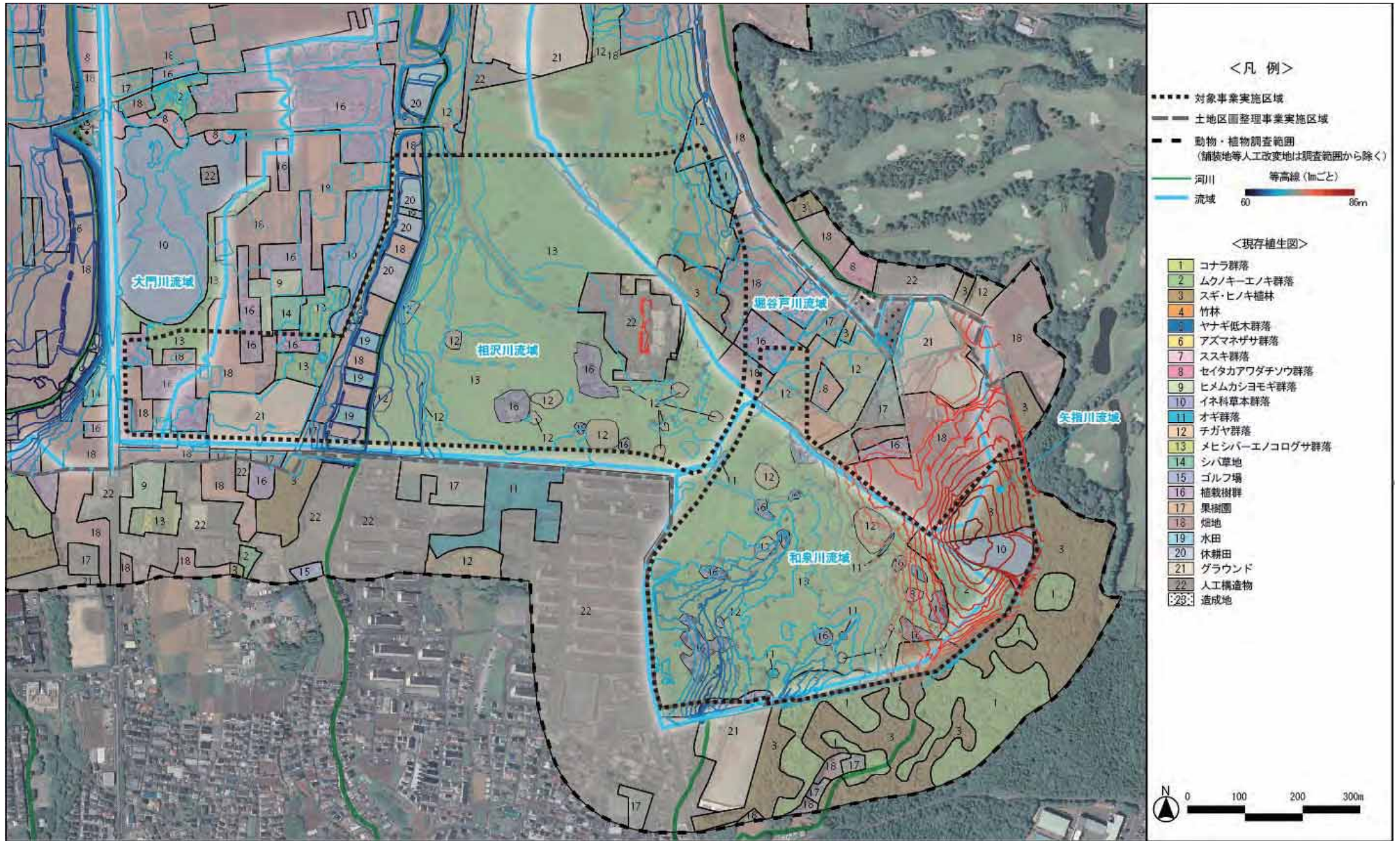


図 6.3-4 現存植生図

C 大径木

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」における巨樹巨木林の定義である「原則として地上から 1.3m の高さでの幹回りが 3m 以上の木」に該当する大径木は、モミジバズカケノキ 1 本が確認されています。また、「地上から 1.3m の高さで幹回りが 90cm 以上の木」に該当する大径木は、741 本が確認され、そのうち、17 本が対象事業実施区域内で確認されています。既存資料（区画整理）における現地調査の大径木の確認状況を表 6.3-4 及び図 6.3-5 に示す。

表 6.3-4 大径木一覧

No.	種名	本数	
		対象事業実施区域内	対象事業実施区域外
1	ソメイヨシノ	4	467
2	サワラ	1	106
3	ヒマラヤスギ	2	58
4	マテバシイ	-	25
5	モミジバズカケノキ	3	8
6	ケヤキ	-	8
7	シラカシ	-	8
8	アカマツ	-	6
9	カイヅカイブキ	4	1
10	スダジイ	-	5
11	オオシマザクラ	-	3
12	クロガネモチ	-	3
13	タイサンボク	-	3
14	ミズキ	2	-
15	イロハモミジ	1	1
16	カラスザンショウ	-	2
17	カラマツ	-	2
18	クロマツ	-	2
19	シダレヤナギ	-	2
20	スギ	-	2
21	ハリギリ	-	2
22	イチイガシ	-	1
23	ウラジロモミ	-	1
24	エノキ	-	1
25	エンジュ	-	1
26	キリ	-	1
27	クヌギ	-	1
28	ドイツトウヒ	-	1
29	トウネズミモチ	-	1
30	ヒノキ	-	1
31	モミ	-	1

注1：大径木定義は下記の通りです。

平成 30 年度調査：「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センター）

平成 31 年度調査：「平成 26 年度大径木再生指針 東京都建設局公園緑地部」（平成 26 年 7 月発行）

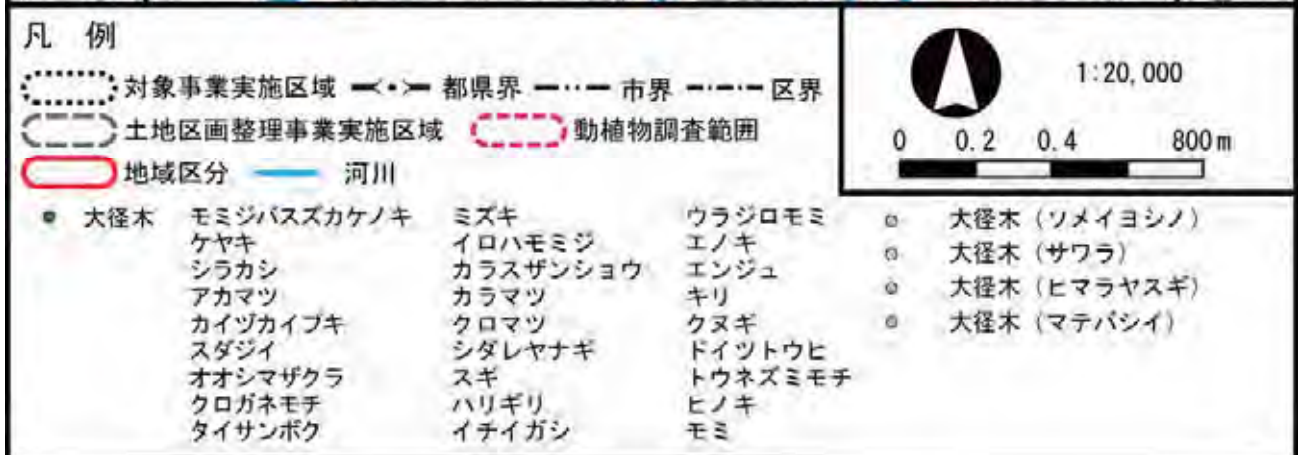
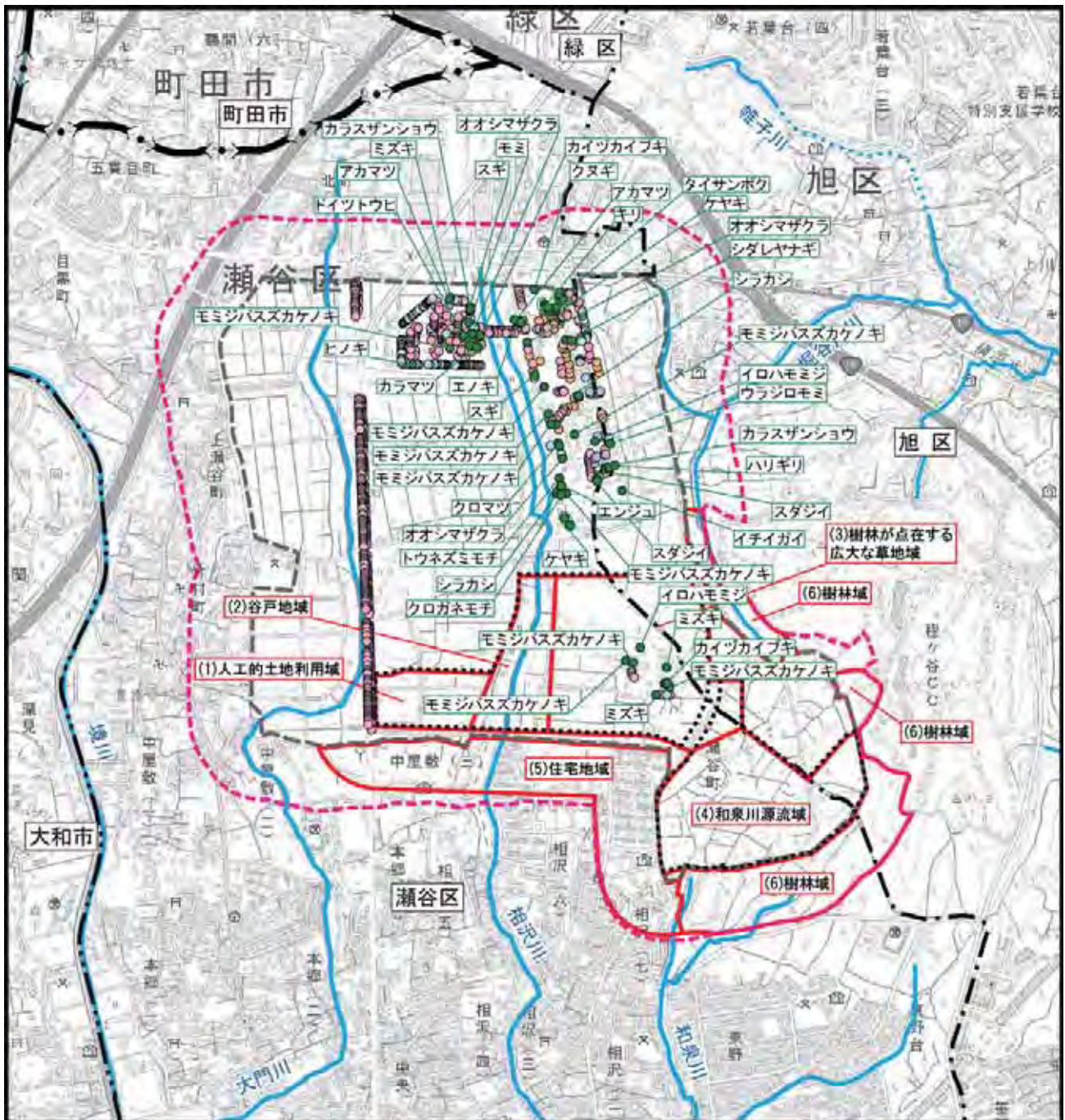


図 6.3-5 大径木確認位置図

D 注目すべき植物種及び植物群落の状況

既存資料（区画整理）における現地調査において確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(2) ③植物の重要な種及び重要な群落」(p. 3-82~84 参照)の選定基準により注目すべき種及び植物群落を選定しました。

また、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.1(5) ①イB 注目すべき動物種及び生息地の状況」(p. 6.2-33~6.2-34 参照)と同様に、6つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

なお、既存資料（区画整理）における現地調査において、注目すべき群落は確認されませんでした。

a. 維管束植物

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき植物種として11科13種の維管束植物が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-5、生態及び確認状況は表 6.3-6、確認位置図は図 6.3-6 に示すとおりです。

表 6.3-5 注目すべき種（維管束植物）

No.	分類群	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内				区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ									NT	VU
2		ミズワラビ	ヒメミズワラビ										NT
3	離弁花類	ユキノシタ	タコノアシ									NT	
4		バラ	ヒロハノカワラサイコ									VU	VU
5		アカバナ	ウスゲチョウジタデ		●							NT	
6	合弁花類	サクラソウ	スマトラノオ	—	—	—	—	—	—				VU
7		アカネ	ヤブムグラ						●			VU	VU
8	単子葉類	ユリ	アマナ						●				NT
9		イネ	ミズタカモジ		●							VU	
10		カヤツリグサ	セイタカハリイ	—	—	—	—	—	—				VU
11			ハリイ	—	—	—	—	—	—				VU
12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。												
13													
合計	—	11科	13種	0	2	0	0	0	4	0	0	8	10

注1：維管束植物の分類、配列等は原則として『植物目録1987』（環境庁 昭和63年）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成4年3月）

EX：絶滅、準絶滅：準絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

注4：スマトラノオ及びハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年）で新たに重要な種に指定された種であり、既存資料（区画整理）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（区画整理）における令和3年度の調査では、確認されませんでした。

表 6.3-6(1) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミズニラ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 池、水田、湿地の水底や泥中に生える多年草。ニラのような細長い葉をもちます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で3地点多数株が確認されました。</p>
2	ヒメミズワラビ	<p>【生態など】 本州（山形県以南）、四国、九州、琉球列島（沖縄島以北）に分布します。 植物体が小型のミズワラビの仲間。北方系統の「ミズワラビ」で、栄養葉の葉身長に対して葉柄長が短いです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で2地点多数株が確認されました。</p>
3	タコノアシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球（奄美大島以北）に分布します。 茎の先に数本の枝を放射状に伸ばす独特の花序がタコの足のようによにみえます。 花期は8月～9月。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域及び住宅地域の範囲外で2地点40株が確認されました。</p>
4	ヒロハノカワラサイコ	<p>【生態など】 北海道、本州（北部、中部）に分布します。 河川敷、明るい草原、芝地、海岸の風衝草地などに生育する多年草。高さ30～60cm。7～8月に黄色い花が咲きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点約83株が確認されました。</p>
5	ウスゲチョウジタデ	<p>【生態など】 本州（関東以西）、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える一年草。全体に毛が多く、茎や葉には細毛があります。8～10月に小さい花が咲きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で秋季に2地点約107株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で8地点約171株が確認されました。</p>

表 6.3-6(2) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
6	ヌマトラ ノオ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 湿った草原に生える多年草。全草はほとんど無毛。花期は7月～8月です。</p> <p>【確認状況】 既存資料（区画整理）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（区画整理）における令和3年度の調査では確認されませんでした。</p>
7	ヤブムグラ	<p>【生態など】 東京都・千葉県・神奈川県などの関東地方南部に分布します。 丘陵地に生える多年草。茎は細く、つる状に伸びて40～60cm。葉は4～5（～6）枚輪生します。7～8月、細長い花序を出し、数個の白色の花をつけます。果実は無毛です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に2地点多数株が確認されました。樹林域及び住宅地域の範囲外では確認されませんでした。</p>
8	アマナ	<p>【生態など】 本州（福島県以西）、四国、九州に分布します。 原野に生える多年草。葉は線形で2個。花期は3～5月、日光を受けて開きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に3地点約120株が確認されました。樹林域及び住宅地域以外の範囲外でも3地点約530株が確認されました。</p>
9	ミズタカモ ジ	<p>【生態など】 本州～九州に分布します。 田植え前の水田などに生える多年草。茎はのちに倒れて地をはい、各節から新苗が出て、翌年の茎となります。花穂は太くて直立し、小穂は圧着します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に1地点約20株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点多数株が確認されました。</p>
10	セイタカ ハリイ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える多年草。茎は高さ30～50cmほど、柱基は幅と長さが同じか横長で、果実と同幅～3/4くらい。果実期は8月～10月です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で3地点6株が確認されました。</p>
11	ハリイ	<p>【生態など】 北海道、本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田に生える一年草または短命な多年草。高さ5～20cm。花期は6月～11月で、針のように細い茎に小穂が一つ付きます。</p> <p>【確認状況】 既存資料（区画整理）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（区画整理）における令和3年度の調査では確認されませんでした。</p>

表 6.3-6(3) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
12		<p>重要な種の保護の観点から、 非表示としております。</p>
13		<p>重要な種の保護の観点から、 非表示としております。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）
 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成 4 年 3 月）
 「日本産シダ植物標準図鑑 1」（日本シダの会 平成 28 年 7 月）
 「フィールド版 日本の野生植物」（平凡社 昭和 60 年 2 月）
 「改訂新版 日本の野生植物 3 バラ科～センダン科」（平凡社 平成 28 年 9 月）
 「改訂新版 日本の野生植物 4 アオイ科～キョウチクトウ科」（平凡社 平成 29 年 3 月）
 「改訂新版 日本の野生植物 1 ソテツ科～カヤツリグサ科」（平凡社 平成 27 年 12 月）
 「改訂新版 日本の野生植物 2 イネ科～イラクサ科」（平凡社 平成 28 年 3 月）
 「いきものログ」（環境省ホームページ）
 「山溪カラー名鑑 日本の野草」（山と溪谷社 平成 6 年 9 月）
 「横浜の植物」（横浜植物会 平成 15 年 7 月）

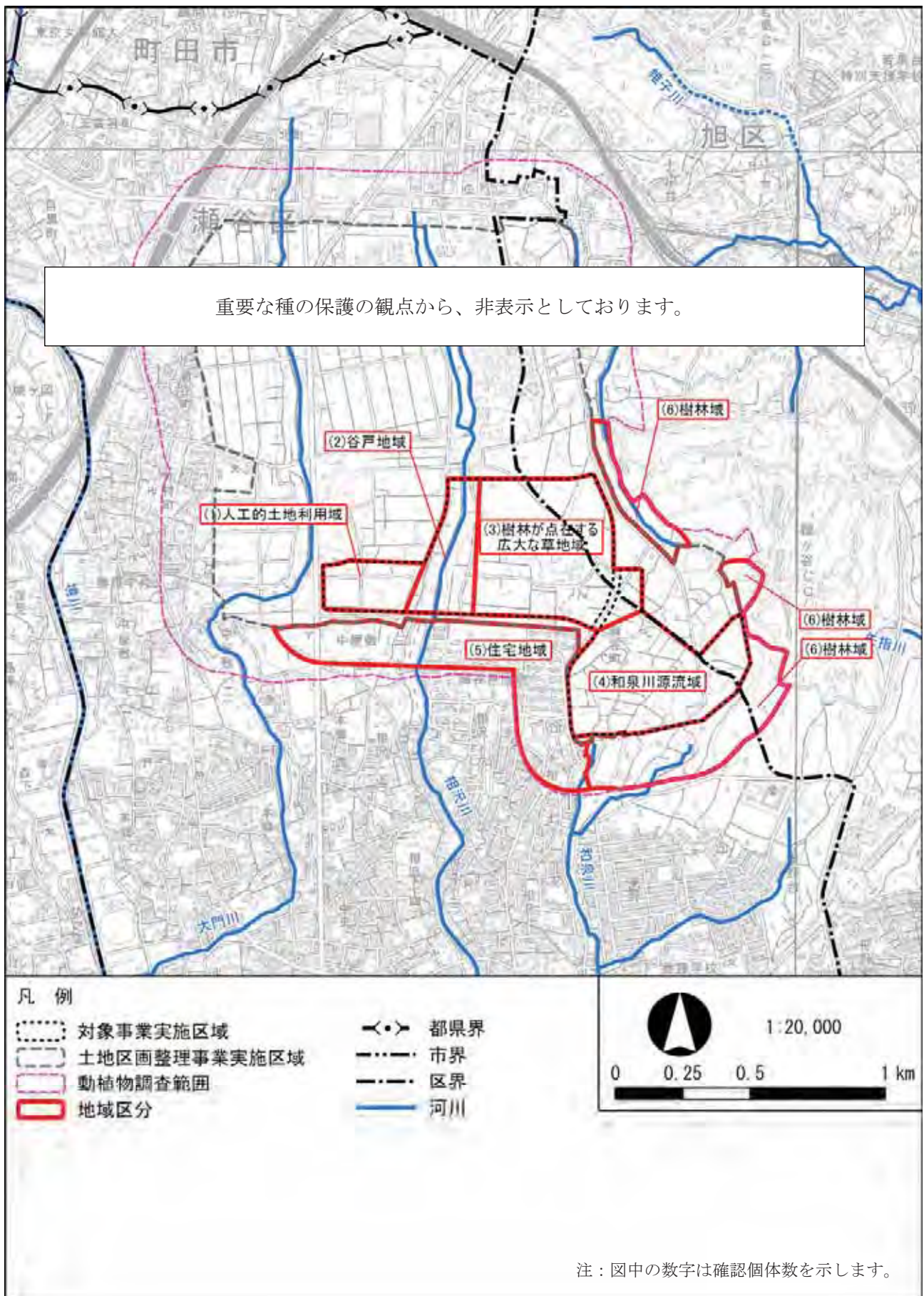


図 6.3-6 注目すべき種の確認位置（維管束植物）

b. 蘚苔類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき植物種として1科1種の蘚苔類が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-7、生態及び確認状況は表 6.3-8、確認位置図は図 6.3-7 に示すとおりです。

表 6.3-7 注目すべき種（蘚苔類）

No.	分類群	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内				区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	苔類	ウキゴケ	イチョウウキゴケ									NT	NT
合計	—	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

注1：蘚苔類の科の配列は平凡社の「日本の野生植物 コケ」（岩月編 平成13年）に従い、科名、和名、学名は、蘚類では(Iwatsuki 平成16年)に、苔類では(片桐・古木,平成24年)に従いました。ただし、ウキゴケ属は、(富永・古木 平成26年)に従いました。

注2：重要な種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成4年3月）

EX：絶滅、準絶滅：準絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.3-8 注目すべき種の生態・確認状況（蘚苔類）

No.	種名	生態・確認状況
1	イチョウウキゴケ	<p>【生態など】</p> <p>北海道～琉球に分布します。</p> <p>水田や池の水面に浮遊して生育する苔類。水を抜いた水田や裸地にも生育します。毎年春先から晩秋にかけて水田や遊水池など決まったところに広がるが多いです。畦や河川敷などの土上に小さなロゼットを作り着生することもあります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約50株が確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「ずかんこけ」（技術評論社 平成31年2月）

「いきものログ」（環境省ホームページ）

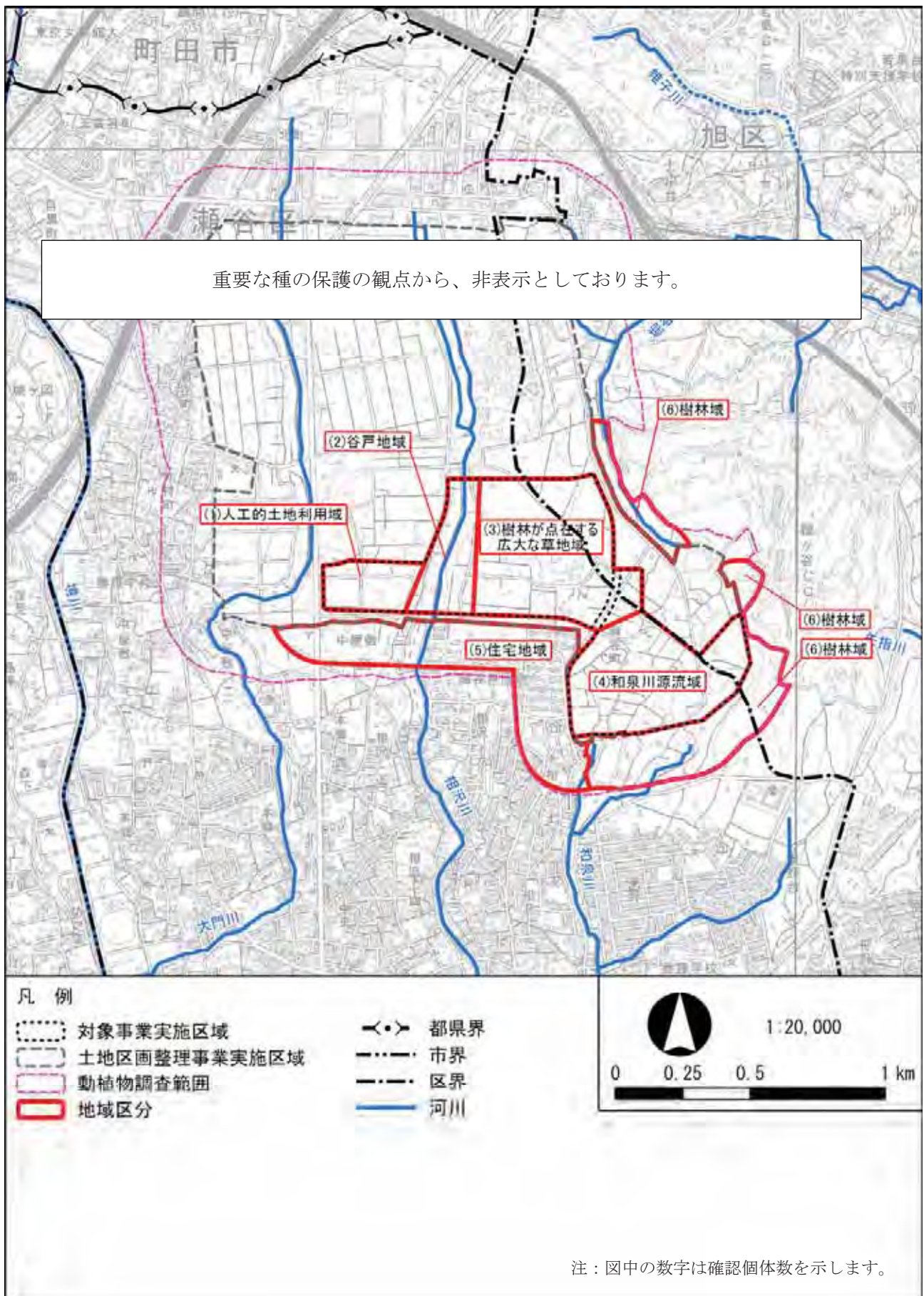


図 6.3-7 注目すべき種の確認位置（蘚苔類）

c. 付着藻類

現地調査の結果、注目すべき植物種として2目2科3種の付着藻類が確認されました。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-9、生態及び確認状況は表 6.3-10、確認位置図は図 6.3-8 に示すとおりです。

表 6.3-9 注目すべき種（付着藻類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内			区域外			①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク									NT	NT
2			アオカワモズク		●							NT	VU
3	シヤジクモ	シヤジクモ	シヤジクモ		●							VU	注
合計	2目	2科	3種	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3

注1：分類、種の配列等は、『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度生物リスト 河川環境データベース』（国土交通省 平成26年）を参考にしたほか、部分的には『小林弘珪藻図鑑 第1巻』（小林弘ほか 2006年）などに従いました。

注2：重要な種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成4年3月）

EX：絶滅、準絶滅：準絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.3-10 注目すべき種の生態・確認状況（付着藻類）

No.	種名	生態・確認状況
1	チャイロカワモズク	<p>【生態など】 北海道、本州、四国、九州に分布します。 平野の湧泉、灌漑用水路などの流水中に生育します。繁茂期は10月～翌5月。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約3株が確認されました。</p>
2	アオカワモズク	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布に分布します。 谷津の水源域と河川上流部の流水中、平野の湧泉の流水中に生育します。繁茂期は10月～翌5月。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施茎内では、谷戸地域で春季に1地点計2株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約30株が確認されました。</p>
3	シャジクモ	<p>【生態など】 国内全域に分布します。 雄雌同株。雄雌両性器は小枝の部節につき、輪生枝の基部には生じません。皮層を完全に欠きます。輪生枝に互生する托葉冠を1段持ち、形状は乳頭突起状から1mm程に尖った形にまで変異がみられます。小枝の末端は苞細胞が集まり冠状になります。 湖沼、ため池などの水深の深い環境に生育する一方で、水田などの浅い水環境にも生育します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で夏季に1地点10株以上が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

資料：「世界の淡水産紅藻」（内田老鶴圃 平成12年6月）

「千葉県保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」（千葉県）

「レッドデータブック 2014 —日本の絶滅のおそれのある野生生物— 9 植物II」（環境省 平成27年2月）

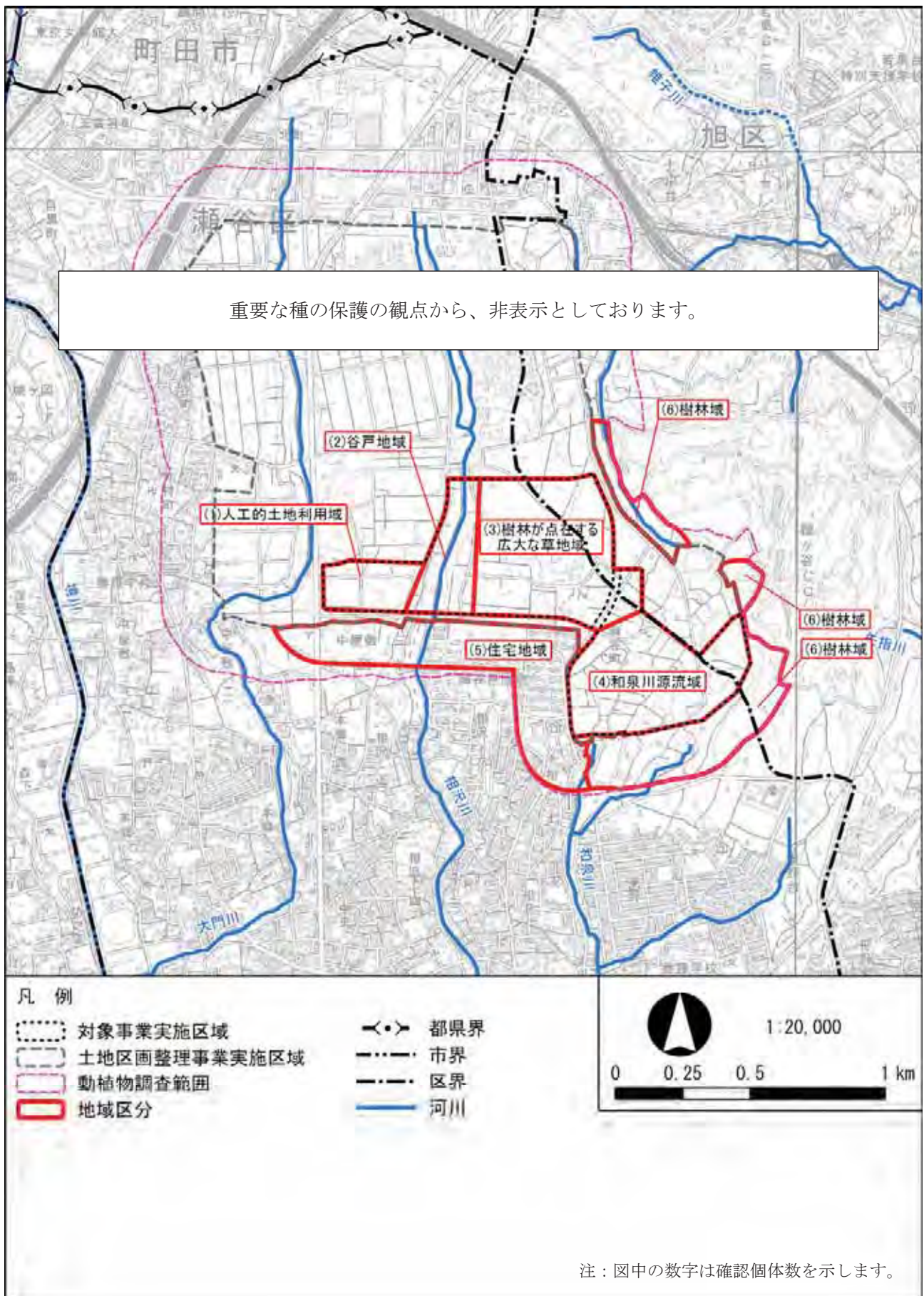


図 6.3-8 注目すべき種の確認位置（付着藻類）

② 地形、地質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）②地形、地質の状況」（p.6.2-104 参照）に示すとおりです。

③ 土壌の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）③土壌の状況」（p.6.2-104～6.2-105 参照）に示すとおりです。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-105 参照）に示すとおりです。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-105 参照）及び「第6章 6.5 水循環6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8～6.5-10 参照）に示すとおりです。

⑥ 土地利用の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑥土地利用の状況」（p.6.2-106 参照）に示すとおりです。

⑦ 関係法令、計画等

ア. 「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-106 参照）に示すとおりです。

イ. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-107 参照）に示すとおりです。

ウ. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-107 参照）に示すとおりです。

エ. 「環境省レッドリスト2020」（環境省自然環境局 令和2年3月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-107～6.2-108 参照）に示すとおりです。

オ. 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-108～6.2-109 参照）に示すとおりです。

カ. 「神奈川県レッドデータブック2022 植物編」

（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月）

本報告書は、神奈川県の保護上重要な野生生物（維管束植物、コケ植物、藻類、菌類）について、評価結果及び生態・生育状況・存続を脅かす原因等の説明等が記載されている報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

<神奈川県レッドデータのランク>

・絶滅 (EX)

神奈川県ではすでに絶滅したと考えられる種

・準絶滅

絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種

・野生絶滅 (EW)

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみ存続している種

・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

・絶滅危惧 I A 類 (CR)

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧 I B 類 (EN)

I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧 II 類 (VU)

絶滅の危険が増大している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの

・準絶滅危惧 (NT)

存続基盤が脆弱な種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

・情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

県内の特定の地域的小において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

・注目種

環境省のカテゴリーには判定されないが、生育環境や生態的特徴等により注目に値する種

キ. 「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成16年3月）

明治時代以降に蓄積された横浜市内の植物の記録を基に取りまとめられた報告書で、横浜市の絶滅及び絶滅の危険のある植物についてランク付けされ、目録として取りまとめら

れています。横浜の植物目録におけるランクは下記に示すとおりです。

<横浜のレッドデータ植物目録のランク>

・ 絶滅 (EX)

かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種

Ex-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、現在、絶滅したと考えられる種

Ex-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、現在は絶滅したと考えられる種

・ 絶滅危惧種 (EN)

横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種

En-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、今や絶滅寸前と考えられる種

En-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少して、現在は絶滅寸前と考えられる種

・ 危急種 (V)

横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境改変により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種

V-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、減少の著しい種

V-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少している種

・ 準絶滅危惧種 (R)

生態系に生育地が限られ生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など

ク。「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課 平成 30 年 11 月)

「第 6 章 6.2 生物多様性 (動物) 6.2.1 (5) ⑦関係法令、計画等」(p. 6.2-109 参照) に示すとおりです。

(6) 専門家等ヒアリング結果

既存資料 (区画整理) における専門家等ヒアリング結果は、資料編(p. 資 1.2-43 参照) に示すとおりです。

6.3.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.3-11 に示すとおり設定しました。

表 6.3-11 環境保全目標（生物多様性）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復 ^{注1} に寄与すること。
【供用時】 施設の運営	注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。

注1：土地区画整理事業による造成工事によって、対象事業実施区域内の動植物の生息・生育環境は、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

6.3.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

予測地域は、表 6.3-12 に示すとおりであり、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）①イ.B 注目すべき動物種及び生息地の状況 表 6.2-7、図 6.2-4」（p. 6.2-33～6.2-34 参照）に示す植物の生育環境の特性が異なる6つの地域のうち、本事業の実施により、直接的または間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

施設の存在・土地利用の変化に係る予測地域は、土地区画整理事業による造成工事^{注1}の後に、本事業によって各地域で確認された注目すべき種の生育環境がどの程度回復するのかを予測するため、対象事業実施区域内を対象としました。

また、工事の実施及び施設の運営に係る予測地域は、本事業の実施に伴い対象事業実施区域周辺に生育する植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域の端部から200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林地域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」（p. 6.2-116～6.2-117 参照））も対象としました。

なお、対象事業実施区域内で確認されている大径木に係る予測は、「第6章 6.4 生物多様性（生態系）6.4.3（6）ウ 緑の量及び緑の質」（p. 6.4-31～6.4-37 参照）に示します。

注1：対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

表 6.3-12 予測地域

予測地域		予測項目		
		①工事の実施	②施設の存在・土地利用の変化	③施設の運営
対象事業実施区域内	人工的土地利用域		—	
	谷戸地域	○ ^{注3}	○	○ ^{注3}
	樹林が点在する広大な草地		—	
	和泉川源流域	○ ^{注3}	—	○ ^{注3}
対象事業実施区域外 (区域の端部から約200mまでの範囲)	住宅地域	—		—
	樹林地	○		○

注1：予測地域の区分は、前掲図 6.2-4（p. 6.2-34 参照）に示すとおりです。

注2：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。

—は、現地調査の結果、注目すべき種の生育が確認されなかったため、対象から除外した地域を示します。

注3：谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事中は工事期間全体、供用時は工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

(4) 予測方法

① 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と施工計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種への工事中の夜間照明による間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表6.2-32～表6.2-34」（p.6.2-116～6.2-117 参照））についても、本事業の工事中の夜間照明に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域内で注目すべき種の生育が確認されている谷戸地域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、予測地域で確認された注目すべき種の生育環境の回復の程度を定性的に予測しました。

③ 施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表6.2-32～表6.2-34」（p.6.2-116～6.2-117 参照））についても、照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

予測条件は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件」（p.6.2-113～6.2-117 参照）と同様としました。

(6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形及び利用等の状況を踏まえ、植物の生育環境の特性が異なる6つの地域（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (5) ①イ.B 注目すべき動物種及び生息地の状況 表6.2-7、図6.2-4」（p.6.2-33～6.2-34 参照））に区分し、各地域で確認された注目すべき種の生育環境への影響を予測しました。

各地域で確認された注目すべき種の確認状況は、表6.3-13に示すとおりです。人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域、住宅地域では注目すべき種の生育が確認されなかったため、予測対象から除外しました。

表 6.3-13 注目すべき種の主な生育環境

主な生育環境 ^{注1}	区分	注目される種	
		重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。	
(1) 人工的土地利用域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(2) 谷戸地域	維管束植物	ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジ	
	付着藻類	アオカワモズク、シャジクモ	
(3) 樹林が点在する広大な草地域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(4) 和泉川源流域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(5) 住宅地域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(6) 樹林域	維管束植物	ヤブムグラ、アマナ	

注1：主な生育環境の範囲は、前掲図6.2-4（p.6.2-34 参照）に示すとおりです。

① 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナが確認されています。

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域と同様に、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、本事業の工事が影響を与えないよう工事实施時期や工法などについて土地区画整理事業の事業者と調整することから、影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

ア. 谷戸地域

谷戸地域は、コンクリート三面張りの相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側には低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）等が帯状に分布し、注目すべき種として、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地ではアオカワモズク、シャジクモが、水田等の湿生草地や畑地、休耕田ではウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。

本事業で園路、休憩所（あずまや）等の小規模建築物、庭園等（大花壇）を整備することで低茎乾生草地の面積が減少します。また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕田が消失しますが、本事業の実施にあたっては、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表6.2-32」（p.6.2-116 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高茎乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地に生育する注目すべき種の生育環境の変化は小さいと予測します。

注1：土地区画整理事業の保全対象種に選定されており、創出した生育環境（湿地環境と草地環境）へ移植される計画ですが、付着藻類は仮移植が困難であることから、土地区画整理事業において暗渠化への切り替え時期等を踏まえ、専門家等と対応を協議する予定です。

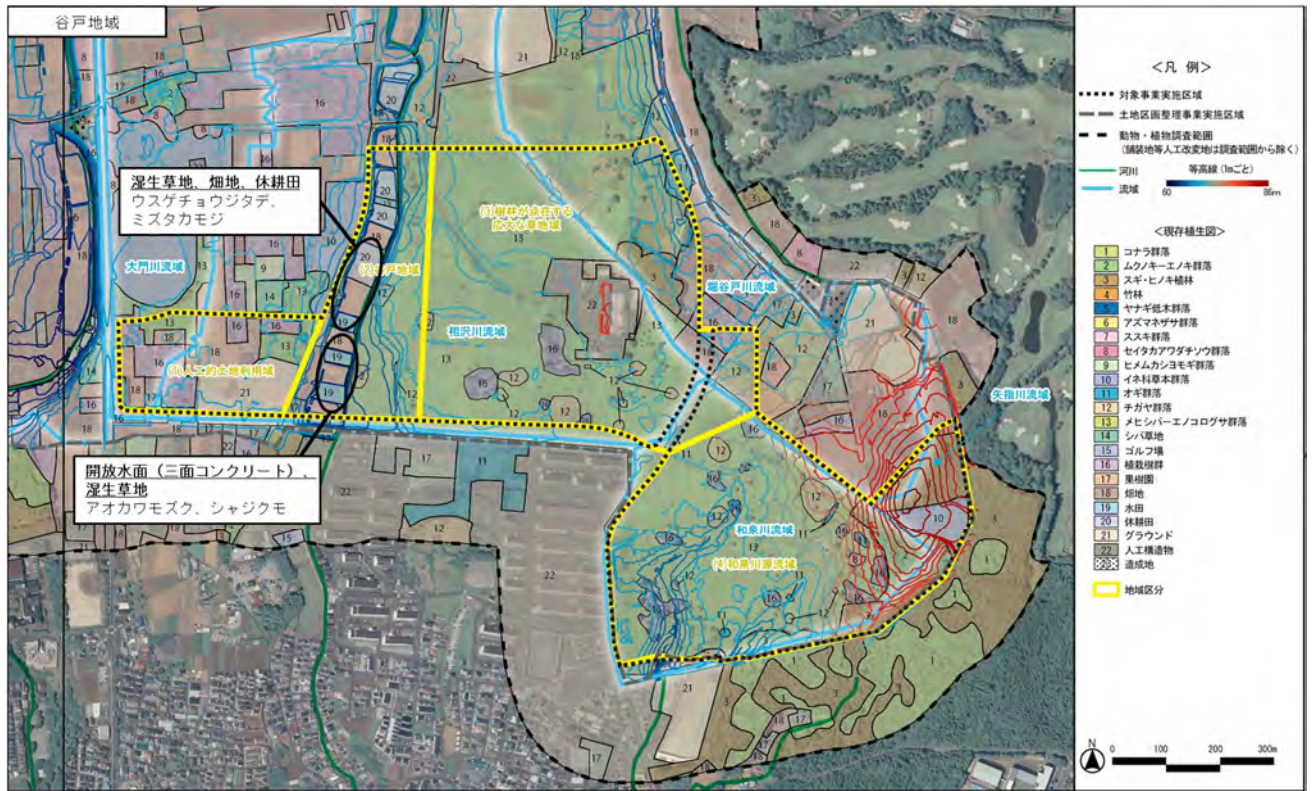


図 6.3-9(1) 現況（谷戸地域）

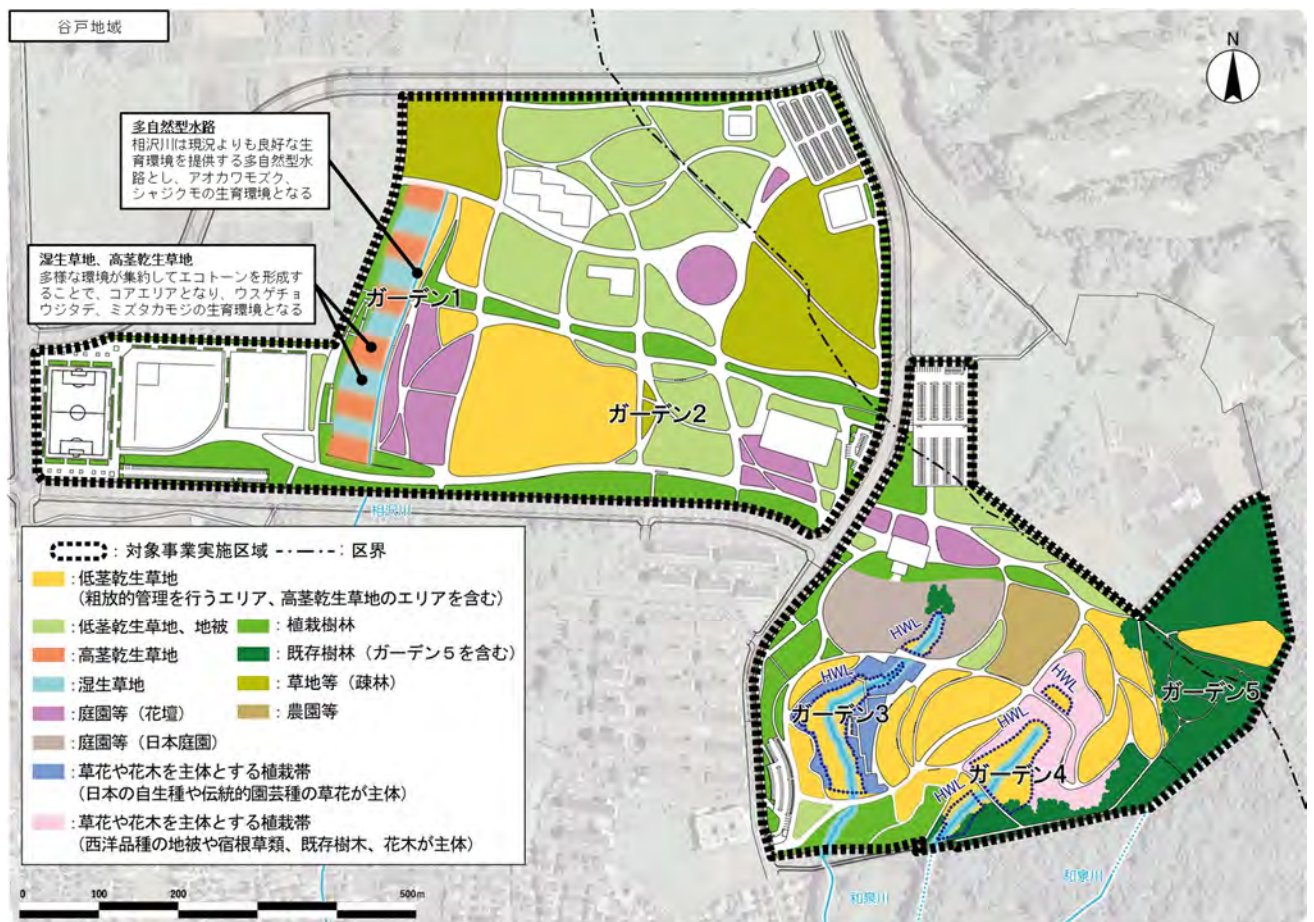


図 6.3-9(2) 施設の存在時（谷戸地域）

③ 施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、公園施設の夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナが確認されています。

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

6.3.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う植物相の生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-14 に示す内容を実施します。

表 6.3-14 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none">・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。・工事の実施に伴う夜間照明の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

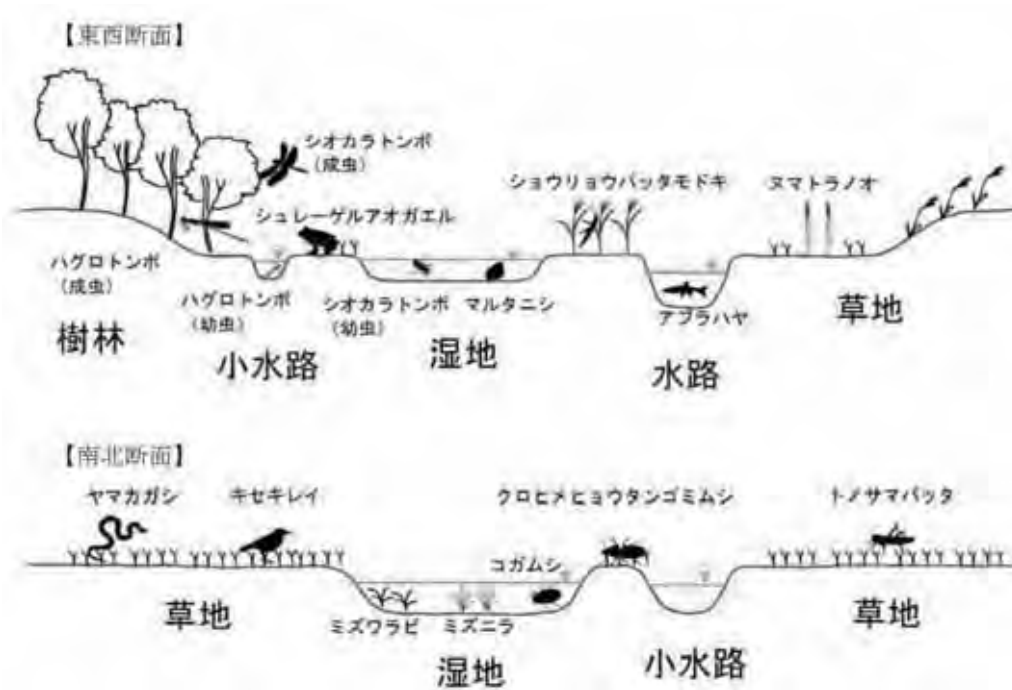
環境の保全のための措置は、施設の存在・土地利用の変化に伴い、注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること及び施設の運営に伴う注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-15 に示す内容を計画段階から配慮し、実施します。

表 6.3-15 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 ・中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 ・生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。 <p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。
<p>【供用時】 施設の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。



図 6.3-10 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ（相沢川周辺）
（本事業の対象事業実施区域の拡張後（令和4年7月））



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9.10-149～9.10-150）より引用

図 6.3-11 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の断面イメージ（相沢川周辺）

6.3.5 評価

(1) 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池(調整池4)の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域と同様の配慮を実施するとともに、本事業の工事が影響を与えないよう工事実施時期や工法などについて土地区画整理事業の事業者と調整することから、影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

(2) 施設の存在・土地利用の変更に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。それらを踏まえた地域区分ごとの予測結果は下記のとおりです。

人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域では注目すべき種の生育は確認されていません。

谷戸地域では、公園施設を整備することで低茎乾生草地の面積が減少します。また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕地が消失しますが、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地、高茎乾生草地、樹林地の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地に生育する注目すべき種の生育環境の変化は小さいと予測します。

また、本事業では、相沢川周辺において、サブコアエリアとしてまとまった高茎乾生草地を創出し、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。緑化にあたっては、可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。

これらにより、図 6.3-9 (p.6.3-39 参照) に示す注目すべき種が再び確認できるような環境が創出、維持されるよう配慮します。加えて、「横浜市森づくりガイドライン」(横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月)を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。

(3) 施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生育環境及び地上式調整池（調整池 4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

6.4 生物多様性（生態系）

6.4 生物多様性（生態系）

本事業の実施に伴い、工事中は建設行為等により、また供用時は施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営により、生態系に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における生態系への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<p>・既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生態系</th> <th>植生、土地利用</th> <th>分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低地の樹林・畑地・草地の生態系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 </td> </tr> <tr> <td>湿性低地・河川の生態系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 </td> </tr> </tbody> </table>	生態系	植生、土地利用	分布状況	低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 	湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 	p. 6. 4-9 ～6. 4-19
生態系	植生、土地利用	分布状況									
低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 									
湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。 	p. 6. 4-19									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。 ・相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、瀬谷市民の森と同様の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響はほとんどないと予測します。 <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 4-25									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事实施時期や工法とします。 ・工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を可能な限り早期緑化し、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。 	p. 6. 4-35
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 4-40

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<p>・既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。</p> <table border="1" data-bbox="400 365 1208 813"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 365 555 398">生態系</th> <th data-bbox="555 365 959 398">植生、土地利用</th> <th data-bbox="959 365 1208 398">分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 398 555 622">低地の樹林・畑地・草地の生態系</td> <td data-bbox="555 398 959 622"> <ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い </td> <td data-bbox="959 398 1208 622"> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 622 555 813">湿性低地・河川の生態系</td> <td data-bbox="555 622 959 813"> <ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている </td> <td data-bbox="959 622 1208 813"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 </td> </tr> </tbody> </table>	生態系	植生、土地利用	分布状況	低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 	湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 	p. 6. 4-9 ～6. 4-19
生態系	植生、土地利用	分布状況									
低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 									
湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生物多様性の回復に寄与すること。 	p. 6. 4-19									
予測結果の概要	<p>・対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設定を行います。それらを踏まえた生態系区分ごとの予測結果は下記のとおりです。</p> <p>【低地の樹林・畑地・草地の生態系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設を整備することで、人工的な土地利用の面積が拡大し、低茎乾生草地、高茎乾生草地、畑地の面積が縮小することから、草地及び畑地からなる生息・生育環境は減少すると予測します。 ・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等との連続性を考慮して、生態系ネットワークのコアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林を保全するとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に隣接する樹林地に近い草地については、粗放的な管理や人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討します。また、対象事業実施区域内は、既存の樹木を活用し、植栽等により約 12. 3ha の樹林地を整備する計画です。そのため、樹林及びその林縁部からなる生息・生育環境の変化は小さいと予測します。 <p>【相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として、保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出が行われます。そのため、草地や樹林地の種構成や配置が変化しますが、水路及びその周辺の湿生草地、高茎乾生草地、樹林地からなる生息・生育環境は維持されるとともに、コンクリート三面張りの単調な環境から多自然型水路となることで、樹林、湿性環境、草地環境を移動する生物が利用しやすい環境を形成するものと予測します。 	p. 6. 4-26 ～6. 4-32									

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>予測結果の概要</p>	<p>【和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設を整備することで、乾生草地の面積が減少するとともに種構成や生息環境としての機能が変化し、乾生草地からなる生息・生育環境が減少すると予測します。 土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備が行われます。そのため、小水路及びその周辺の湿生草地からなる生息・生育環境の変化は小さいと予測します。 <p>【緑の量・緑の質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の量は減少すると予測しますが、緑の質は既存樹や郷土種、表土の活用に努めるとともに、水路、湿生草地、乾生の低茎～高茎草地、草花や花木、樹林という多様な環境を創出し、それらの環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境が創出、維持されるよう配慮します。 	<p>p. 6. 4-26 ～6. 4-32</p>
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 中央地区及び東地区の草地広場は、国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。 <p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 	<p>p. 6. 4-35 ～6. 4-39</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。 <p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガーデン 3、4 の HWL 以下は、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持、ガーデン 3、4 の HWL 以上は草花や花木を主体とする植栽帯を整備、ガーデン 3、4 周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（野菜、果樹等）を創出し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアを設定します。以上により、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池 4 の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとして、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。ガーデン 3、4 の HWL 以上の範囲は、ガーデン内に配置した園路にロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りをコントロールすることで、ガーデン 3、4 内に位置する和泉川の水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理し、ガーデン 3、4 に挟まれる草地広場等は、利用者が自由に立ち入り可能なエリアとしますが、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保します。瀬谷市民の森等と隣接するガーデン 5 の既存樹林地でも、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。特に、ガーデン 3、4 の HWL 以上の範囲には、草花や花木を主体とする植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。 	p. 6. 4-35 ～6. 4-39
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 4-40 ～6. 4-42

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<p>・既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。</p> <table border="1" data-bbox="400 365 1208 813"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 365 555 398">生態系</th> <th data-bbox="555 365 959 398">植生、土地利用</th> <th data-bbox="959 365 1208 398">分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 398 555 622">低地の樹林・畑地・草地の生態系</td> <td data-bbox="555 398 959 622"> <ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い </td> <td data-bbox="959 398 1208 622"> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 622 555 813">湿性低地・河川の生態系</td> <td data-bbox="555 622 959 813"> <ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている </td> <td data-bbox="959 622 1208 813"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 </td> </tr> </tbody> </table>	生態系	植生、土地利用	分布状況	低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 	湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 	p. 6. 4-9 ～6. 4-19
生態系	植生、土地利用	分布状況									
低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占 ・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布 ・人により利用されている場所が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布 ・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布 									
湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い ・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布 									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。 	p. 6. 4-19									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。 ・土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。 	p. 6. 4-33									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 	p. 6. 4-38									
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 4-42									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.4.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 生態系の状況
- ② 地形、地質の状況
- ③ 土壌の状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 水循環の状況
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（区画整理）における現地調査は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (2) ①動物の状況」（p. 6.2-7、6.2-9～6.2-19 参照）及び「第6章 6.3 生物多様性（植物）6.3.1 (2) ①植物の状況」（p. 6.3-5、6.3-7～6.3-9 参照）と同様としました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (2) ④水質の状況」（p. 6.2-7、6.2-9 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (2) ①湧水の分布、流量及び水質」（p. 6.5-4～6.5-5 参照）と同様としました。

河川の流量は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (2) ④水質の状況」（p. 6.2-7、6.2-9 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦ 関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

(3) 調査時期

① 生態系の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ①動物の状況」（p. 6.2-20～6.2-22 参照）及び「第6章 6.3 生物多様性（植物）6.3.1 (3) ①植物の状況」（p. 6.3-10 参照）と同様とされています。

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ④水質の状況」（p. 6.2-23 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ⑤水循環の状況」（p. 6.2-23 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」（p. 6.5-4 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 生態系の状況

既存資料調査は、動物の状況及び植物の状況の調査結果及び現地踏査により、生態系の状況を把握しました。

既存資料（区画整理）における現地調査は、既存資料（区画整理）における動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出しました。

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）④水質の状況」（p.6.2-26 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）⑤水循環の状況」（p.6.2-27 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1（4）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-6 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト 2020」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- ・「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
- ・「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

① 生態系の状況

ア. 既存資料調査

A 生態系を構成する要素の状況

調査区域における環境類型区分の概要は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3）①環境類型区分 表 3.2-30、図 3.2-35」（p.3-93～3-94 参照）に示すとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

B 食物連鎖の状況

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (3) ①環境類型区分②生態系の概要 図3.2-36」(p.3-96 参照)に概要を整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側から北東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落 (VII) が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギ-コナラ群集、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (3) ①環境類型区分 図3.2-35」(p.3-94 参照)。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の雑食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

イ. 既存資料（区画整理）調査

A 生態系を構成する要素の状況

動植物その他の自然環境に係る概況から、地域を特徴づける生態系について環境類型区分を行いました。

地域を特徴づける生態系の区分と概要については、表 6.4-1 に示すとおりです。

表 6.4-1 生態系を構成する要素の状況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシバーエノコログサ群落、畑地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ・エノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多いです。 和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されています。	対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布します。

B 食物連鎖の状況

地域を特徴づける生態系の注目種等について、表 6.4-2 に示す「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、既存資料（区画整理）における現地調査結果を踏まえて選定しました。

表 6.4-2 注目種等の選定の考え方

区分	考え方
上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とします。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となります。また、小規模な湿地やため池等、対象範囲における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定します。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合があります。
典型性	対象範囲の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となります。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定します。
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定します。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や異なる場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられます。

表 6.4-1 で示した地域を特徴づける生態系の環境類型区分を踏まえ、表 6.4-2 に示した選定の考え方に従い、表 6.4-3 に示す注目種等を選定しました。

表 6.4-3 地域を特徴づける生態系の注目種等

地域を特徴づける生態系	区分	注目種等	選定の理由
低地の樹林・畑地・草地の生態系	上位性	オオタカ	里山環境の食物連鎖の上位種であり、生息情報を確認しています。
	典型性	タヌキ	里山環境に一般に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		ヒバリ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		トノサマバツタ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		落葉広葉樹林	里山環境に一般的にみられる植生であり、調査範囲にも分布しています。
湿性低地・河川の生態系	上位性	シマヘビ	水田等によく見られる種であり、調査範囲にも生息しており、生態系では食物連鎖の上位種になります。
	典型性	シオカラトンボ	水田等によくみられる種であり、調査範囲にも生息しています。
	特殊性	ホトケドジョウ	湧水に限定して生息する種であり、調査範囲にも生息しています。

C 注目種等の生態

動植物調査において確認された、地域を特徴づける生態系の注目種等の生態は、表 6.4-4 に示すとおりです。

表 6.4-4(1) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
上位性	オオタカ	<p>留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。</p> <p>スギ、マツ類等の針葉樹の高木に営巣することが多く、普通3～4個卵を産みます。北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多くいます。</p>	<p>重要な種の保護の観点から、非表示としております。</p>
	シマヘビ	<p>北海道から九州まで広く分布しています。開けた平地から山地の林縁部等、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲ等、様々な動物を捕食します。</p>	<p>対象事業実施区域内では確認されていません。対象事業実施区域外では、夏季に旧米軍施設の人工構造物(廃屋)でニホンヤモリを捕食する幼体を1個体、堀谷戸川周辺の墓地の擁壁で脱皮殻が1例、秋季に旧米軍施設と耕作地の境界にある低茎草地で成体が1個体、夏季(平成31年)に瀬谷市民の森周辺の湿生草地で成体が1個体確認されました。確認例数が少なく確認地点もまばらですが、対象事業実施区域の北東側で確認される傾向がみられたことから、河川や耕作地などの水辺の他に、餌となる小動物が生息していれば、やや乾燥した環境も利用していると考えられます。</p>

表 6.4-4(2) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	タヌキ	<p>沖縄県を除く全都道府県に分布しています。平地から標高2,000mを超える亜高山帯までの林や林縁、里山に住み、水辺近くの下生えの密生する広葉樹林を好みます。雑食性で夜行性です。</p> <p>交尾期は2～4月、出産期は5～6月で、一夫一妻制です。ふつう4～5子を出産します。</p>	<p>調査範囲内では、平成30年夏季から平成31年夏季までの任意踏査によって目撃の他、足跡やため糞などのフィールドサインが、合計41例確認されました。確認地点は調査範囲内の市街地を除くほぼ全域で、対象事業実施区域内の中央及び南東部、瀬谷市民の森、上川井市民の森でも確認されています。また、自動撮影カメラによっても調査範囲内で延べ17例が確認されています。以上のことから、タヌキは年間を通じて対象事業実施区域及びその周辺の樹林や畑地、草地を広く利用していると考えられます。</p>
	ヒバリ	<p>留鳥あるいは漂鳥として北海道から九州に分布し、南西諸島では冬鳥として生息しています。広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地等に生息しており、背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度のまばらな乾いた草原を特に好みます。</p> <p>繁殖期間は4～7月です。イネ科などの植物の株際の地上や株内の低い位置に巣をつくります。</p>	<p>調査範囲内では合計116地点160個体（一般鳥類調査：89地点129個体、猛禽類調査：17地点31個体）が確認されました。対象事業実施区域内では相沢川周辺で冬季に1地点計3個体、初夏に3地点計3個体、中央部～南東部で夏季に2地点計2個体、秋季に1地点計2個体、冬季に3地点計5個体、春季に8地点計11個体、初夏に8地点計11個体が確認されました。主に草地、耕作地といった環境で広範囲に確認されています。本種が繁殖や採食に利用する環境が対象事業実施区域及びその周辺には広がっており、対象事業実施区域及びその周辺では、夏季から冬季にも確認されていることから、一年を通して利用しているものと考えられます。</p>
	トノサマバツタ	<p>沖縄から北海道まで広く分布します。繁殖のためにえさ場としてのイネ科の草本と産卵場としての裸地の両方が必要のため、川原、草のまばらな草原、開発中の住宅分譲地、運動場、サトウキビやトウモロコシの畑などに生息します。</p>	<p>調査範囲内では夏季から秋季までの調査で、特に秋季に成虫が多数確認されました。対象事業実施区域内では北部及び南東部で確認されました。確認地点は、広範囲にみられる草地環境や耕作地周辺、未舗装の道路脇など開放的な環境であり、中でも、草刈りがされている草地環境や耕作地周辺で多く確認されました。</p>
	落葉広葉樹林	<p>コナラ科の落葉広葉樹高木であるコナラと、ニレ科の落葉広葉樹であるムクノキやエノキが優占する二次林です。樹林に生息する動物の餌資源や生息場所として重要な役割を担っています。</p>	<p>落葉広葉樹林は、コナラ群落及びムクノキエノキ群落の2つが主に確認されました。コナラ群落は主に対象事業実施区域の南東側に広く分布していました。ムクノキエノキ群落は対象事業実施区域の南東側に分布しているほか、対象事業実施区域外の相沢川上流部にやや広い群落、小河川の周辺に小さな群落がみられました。</p>

表 6.4-4(3) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	シオカラトンボ	<p>北海道から九州まで広く分布し、平地から低山地に至る挺水植物が繁茂する池沼や湿地の滞水、休耕田、ほとんど流れのない溝川等、広範な止水域に生息します。</p> <p>幼虫は挺水植物の根際や植物性沈積物の陰に隠れたり、柔らかい泥の中に潜って生息しています。</p>	<p>幼虫は、対象事業実施区域内では夏季に相沢川、冬季及び春季に和泉川源流の小水路で確認されました。対象事業実施区域内では夏季、秋季、冬季及び春季に相沢川上流付近の水田脇で確認されました。また、成虫が春季から秋季にかけて相沢川周辺の水田付近で少数確認されています。池沼や水田、流れの緩い小河川に生息する種で、対象事業実施区域及びその周辺の水田や河川周辺が主な生息・繁殖環境となっているものと考えられます。</p>
特殊性	ホトケドジョウ	<p>流れの緩やかな谷戸の源流域や湧水のある水路等に生息しています。雑食性で水生小動物等を捕食しています。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。</p> <p>繁殖期は春から夏で、多回産卵で水草や植物の根等にばらばらと産み付けます。</p>	<p>対象事業実施区域内では、和泉川源流の小水路で夏季に 58 個体、秋季に 18 個体、冬季に 3 個体、春季に 3 個体、対象事業実施区域外では、堀谷戸川で夏季に 37 個体、秋季に 18 個体、冬季に 2 個体、春季に 16 個体が確認されました。本種は湧水環境を好む種であり、湧水の流れる和泉川源流の小水路は主要な生息環境となっているものと考えられます。ただし、湧水量は少なく流路も短いため生息環境としては脆弱といえます。また、堀谷戸川はコンクリート三面張りの河川であり、ここで確認されたホトケドジョウは、周辺水域からの流下個体であると考えられます。</p>

D 他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

a. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

対象事業実地区域及びその周辺は、畑地・草地が大部分を占めており、こうした中に樹林地が小規模ながら点在し、南東部には比較的規模の大きな樹林地がみられます。このように対象事業実地区域及びその周辺には、いくつかの環境構成要素が混在しており、これらの環境を利用する生物にとって選択できる多様な条件を含んでいます。このため、低地の樹林・畑地・草地において、典型性種（タヌキ、ヒバリ、トノサマバッタ）が広く多数確認されており、上位性種（オオタカ）による利用頻度も高く、狩場として広範囲に利用されています。

低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図は図 6.4-3 に、食物連鎖の模式図は図 6.4-1 に示すとおりです。

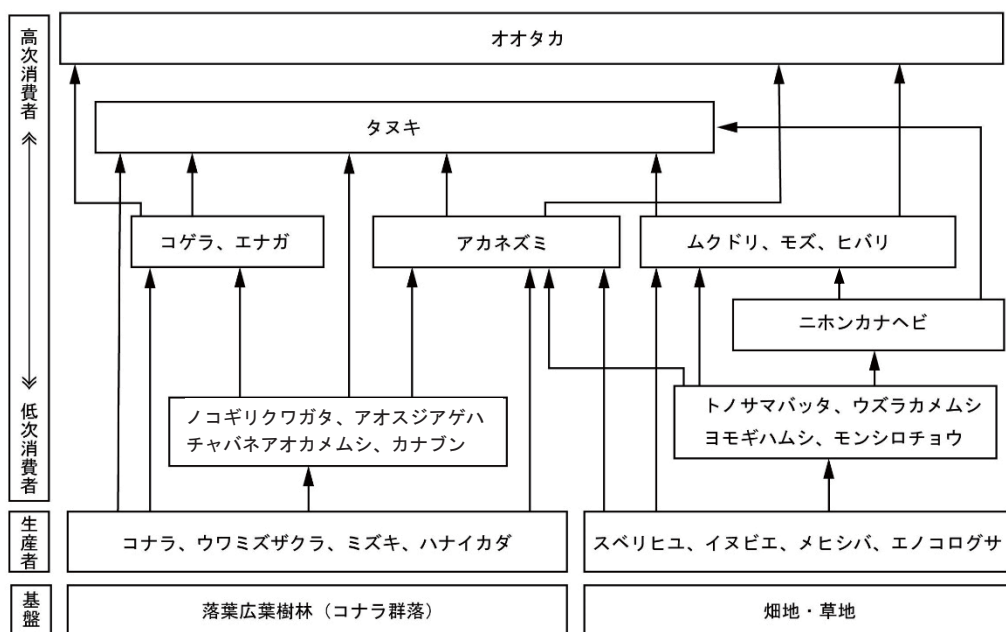


図 6.4-1 低地の樹林・畑地・草地の生態系における食物連鎖の模式図

b. 湿性低地・河川の生態系

対象事業実地区域及びその周辺における河川の多くはコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性種（シオカラトンボ）をはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性種であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

一方で、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性種であるホトケドジョウの主要な生息環境となっています。

湿性低地・河川の生態系における断面模式図は図 6.4-3 に、食物連鎖の模式図は図 6.4-2 に示すとおりです。なお、湿性低地・河川の生態系については、相沢川と和泉川では、環境が異なるため、それぞれについて断面模式図を示しています。

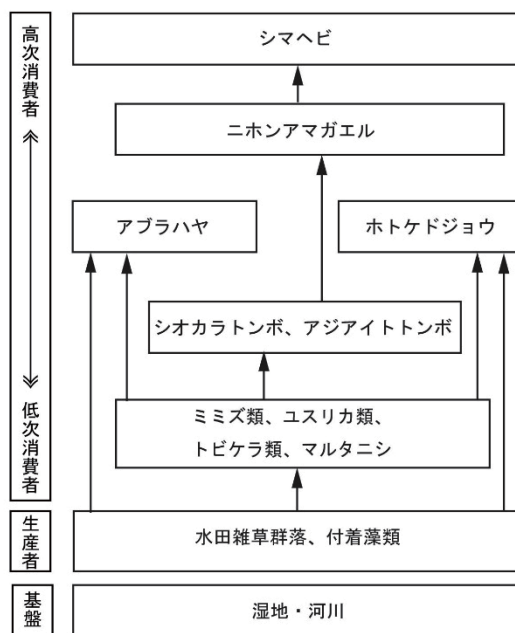


図 6.4-2 湿性低地・河川の生態系における食物連鎖の模式図

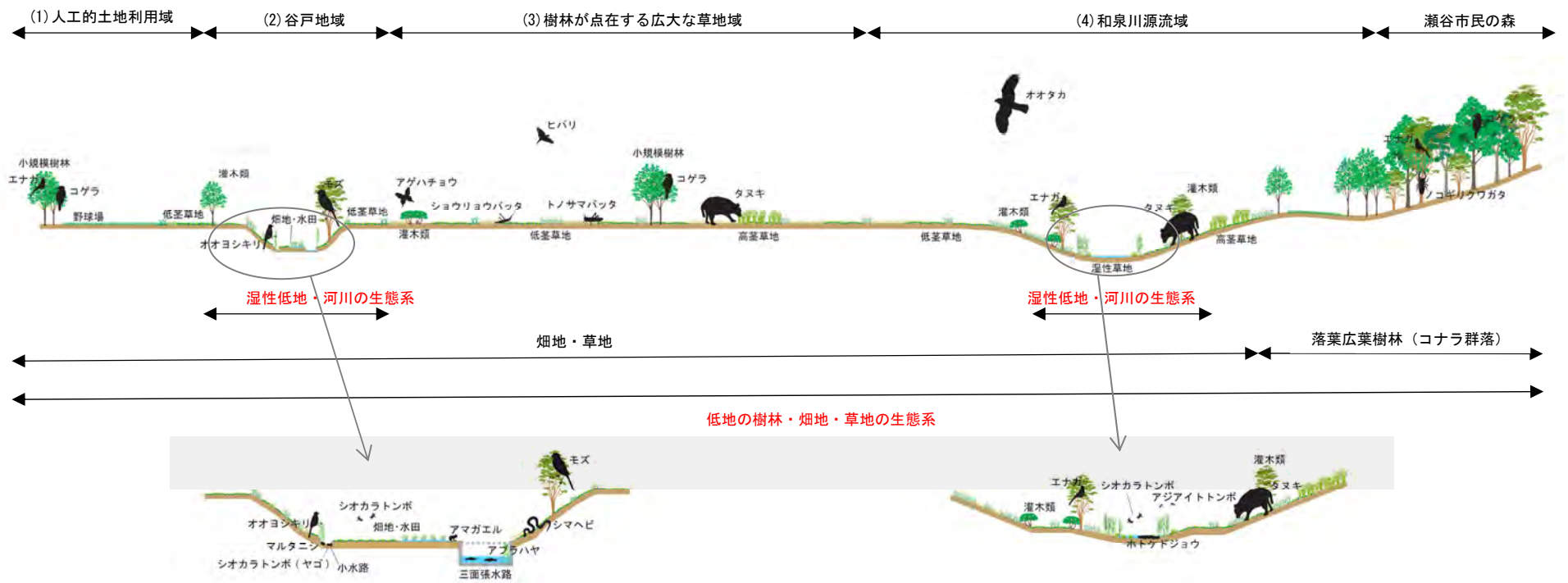


図 6.4-3 低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系における断面模式図（現況）

② 地形、地質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）②地形、地質の状況」（p.6.2-104 参照）に示すとおりです。

③ 土壌の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）③土壌の状況」（p.6.2-104～6.2-105 参照）に示すとおりです。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-105 参照）に示すとおりです。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-105 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8～6.5-10 参照）に示すとおりです。

⑥ 土地利用の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑥土地利用の状況」（p.6.2-106 参照）に示すとおりです。

⑦ 関係法令、計画等

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-106～6.2-109 参照）及び「第6章 6.3 生物多様性（植物）6.3.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.3-31～6.3-33 参照）に示すとおりです。

6.4.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.4-5 に示すとおり設定しました。

表 6.4-5 環境保全目標（生物多様性）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	地域の生物多様性の回復 ^{注1} に寄与すること。
【供用時】 施設の運営	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。

注1：土地区画整理事業による造成工事によって、対象事業実施区域内の動植物の生息・生育環境は、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

6.4.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、生態系の状況の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

施設の存在・土地利用の変化に係る予測地域は、土地区画整理事業による造成工事^{注1}の後に、本事業によって対象事業実施区域及びその周辺の地域を特徴づける生態系の注目種等の生息・生育環境及び緑の量、緑の質がどの程度回復するか予測するため、対象事業実施区域内としました。

なお、動物及び植物の予測においては、対象事業実施区域を6地域に区分し、予測地域を設定しましたが、本予測では、生態系ネットワークの観点から、水と緑のまとまりや、つながりを評価するため、動植物その他の自然環境に係る概況から、対象事業実施区域及びその周辺の地域を特徴づける生態系を前掲表 6.4-1 (p. 6.4-11 参照) 及び前掲図 6.4-1～図 6.4-3 (p. 6.4-16～6.4-18 参照) に示す「低地の樹林・畑地・草地の生態系」、「湿性低地・河川の生態系」の2つに区分し、生態系区分ごとに予測を行いました。また、「湿性低地・河川の生態系」については、相沢川と和泉川では現況の環境が異なり、それぞれの環境に合わせた環境保全措置を実施することから、それぞれ予測を行いました。

工事の実施及び施設の運営に係る予測地域は、本事業の実施に伴い対象事業実施区域周辺に生息・生育する動植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域の端部から200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」(p. 6.2-116～6.2-117 参照)も対象としました。

注1：対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性がありますが、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

(3) 予測時期

予測時期は、工事中は工事期間全体、供用時は工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

(4) 予測方法

① 工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と施工計画を基に、予測地域を生息・生育環境とする生態系の注目種等への工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」（p. 6.2-116～6.2-117 参照）についても、本事業の工事中の夜間照明に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、生態系の注目種等の生息・生育環境の回復の程度及び対象事業実施区域に整備される緑の量、緑の質の回復の程度を定性的に予測しました。

③ 施設の運営に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、予測地域を生息・生育環境とする生態系の注目種等への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」（p. 6.2-116～6.2-117 参照）についても、照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

予測条件は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件」（p. 6.2-113～6.2-117 参照）と同様としました。

① 予測地域における植生等の改変率

予測地域において想定される植生等の改変率は、表 6.4-6 に示すとおりです。

予測地域は、図 6.4-5 に示すとおり、本事業の対象事業実施区域内及び本事業の対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）のうち、土地区画整理事業により改変されない範囲としました。

対象事業実施区域内の植生等は、土地区画整理事業による造成工事によって、全て改変される可能性があります。また、予測地域内（対象事業実施区域と隣接する範囲を含む）の樹林域の約 26%、乾生草地の約 96%、湿生草地の約 15%、合計約 57%が改変される可能性があります。

また、緑化計画における供用時の対象事業実施区域内の緑地面積は表 6.4-7 に示すとおりです。対象事業実施区域全体の緑地面積は約 45.6ha、対象事業実施区域に対する割合は約 71%となる予定です。

表 6.4-6 予測地域における植生等の改変率

区分	群落名等	予測地域 ^{注1}					
		非改変区域		改変区域 ^{注1} (対象事業実施区域)		予測地域全体	
		面積 (ha)	改変率 (%)	面積 (ha)	改変率 (%)	面積 (ha)	改変率 (%)
樹林域	コナラ群落	5.48	0.0	0.63	100.0	6.11	10.3%
	ムクノキ・エノキ群落	0.03	0.0	1.68	100.0	1.72	98.0%
	スギ・ヒノキ植林	9.64	0.0	2.87	100.0	12.52	23.0%
	竹林	0.00	0.0	0.00	100.0	0.00	—
	ヤナギ低木群落	0.00	0.0	0.00	100.0	0.00	—
	計	15.15	0.0	5.19	100.0	20.34	25.5%
乾生草地	アズマネザサ群落	0.00	0.0	0.19	100.0	0.19	100.0%
	ススキ群落	0.00	0.0	0.00	100.0	0.00	—
	セイタカ アワダチソウ群落	0.39	0.0	0.06	100.0	0.45	12.4%
	ヒメムカシヨモギ群落	0.56	0.0	0.01	100.0	0.57	2.3%
	イネ科草本群落	0.00	0.0	0.90	100.0	0.90	100.0%
	チガヤ群落	0.24	0.0	2.89	100.0	3.14	92.3%
	メヒシパー エノコログサ群落	0.65	0.0	41.00	100.0	41.65	98.4%
	計	1.84	0.0	45.05	100.0	46.89	96.1%
湿生草地	オギ群落	1.59	0.0	0.28	100.0	1.87	15.1%
	計	1.59	0.0	0.28	100.0	1.87	15.1%
その他 土地利用	シバ草地	0.00	0.0	0.00	100.0	0.00	—
	植栽樹群	0.60	0.0	4.05	100.0	4.65	87.1%
	果樹園	1.84	0.0	0.37	100.0	2.21	16.7%
	畑地	5.66	0.0	4.64	100.0	10.30	45.0%
	水田	0.00	0.0	0.56	100.0	0.56	100.0%
	休耕田	0.00	0.0	0.83	100.0	0.83	100.0%
	グラウンド	1.71	0.0	1.59	100.0	3.30	48.1%
	人工構造物	19.39	0.0	2.07	100.0	21.47	9.7%
造成地	0.32	0.0	0.00	100.0	0.32	0.0%	
	計	29.52	0.0	14.11	100.0	43.63	32.3%
	合計	48.11	0.0	64.63	100.0	112.73	57.3%

注1：予測地域、改変区域は、図 6.4-5 に示す範囲の面積です。予測地域は、本事業の対象事業実施区域内及び本事業の対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）のうち、土地区画整理事業により改変されない範囲としました。また、本事業の対象事業実施区域内はすべて土地区画整理事業により改変される可能性があるため、改変区域は、本事業の対象事業実施区域の全域としました。

注2：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

表 6.4-7 緑地面積

区分	緑地面積 (ha)	被覆率 (%)
低茎乾生草地、地被	約 8.7	13.5
低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、 高茎乾生草地のエリアを含む)	約 9.7	15.0
高茎乾生草地	約 1.0	1.6
湿生草地	約 0.6	0.9
草地等 (疎林)	約 5.0	7.8
草花や花木を主体とする植栽帯	約 2.7	4.1
庭園等	約 4.7	7.2
農園等	約 0.9	1.4
植栽樹林	約 7.6	11.8
既存樹林	約 4.7	7.3
合計	約 45.6	70.7

- 注 1 : 「低茎乾生草地、地被」、「低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む)」、「高茎乾生草地」、「湿生草地」、「草地等 (疎林)」、「庭園等」、「農園等」では、当該範囲に点在する樹木も面積に含めて計上しています。
- 注 2 : 「区分」は、図 6.4-4 に対応しており、「緑地面積」は、区分ごとの敷地面積、「被覆率」は、対象事業実施区域面積 (64.5ha) に対する、各区分の面積の割合です。
- 注 3 : 四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

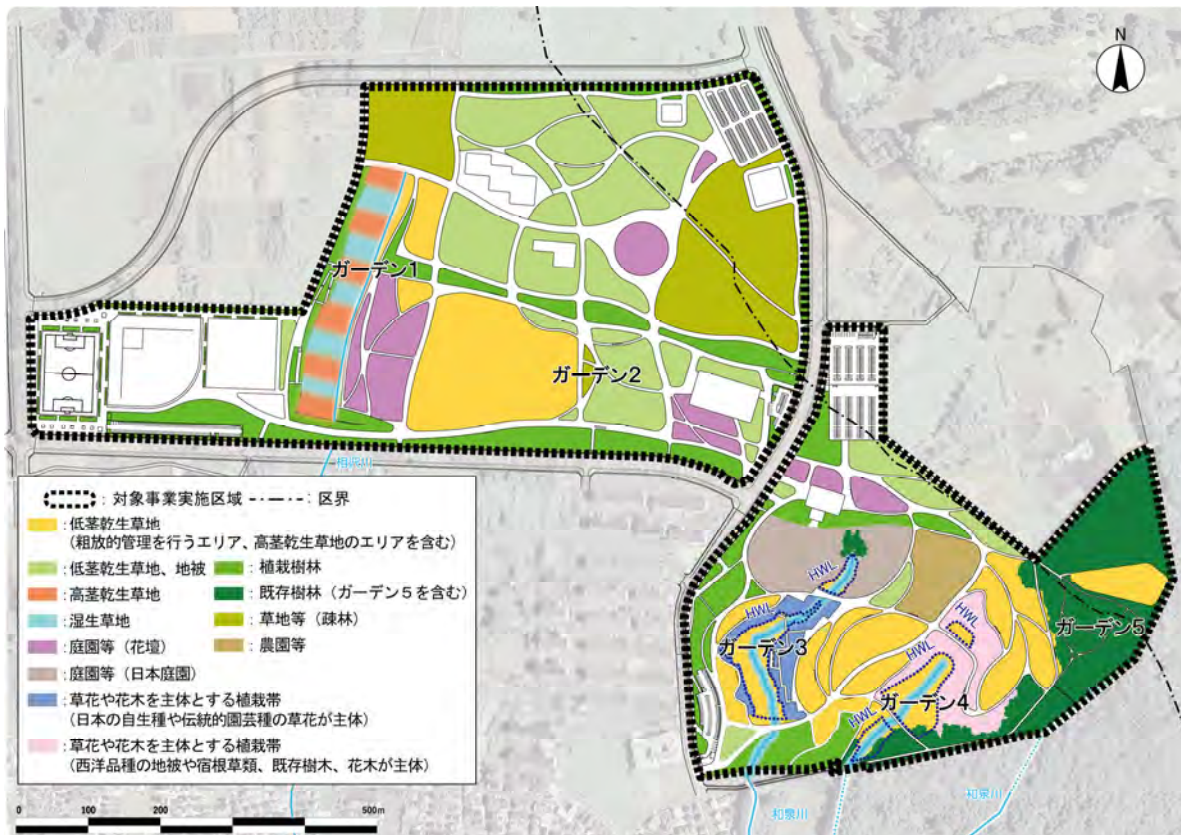


図 6.4-4 緑化計画図

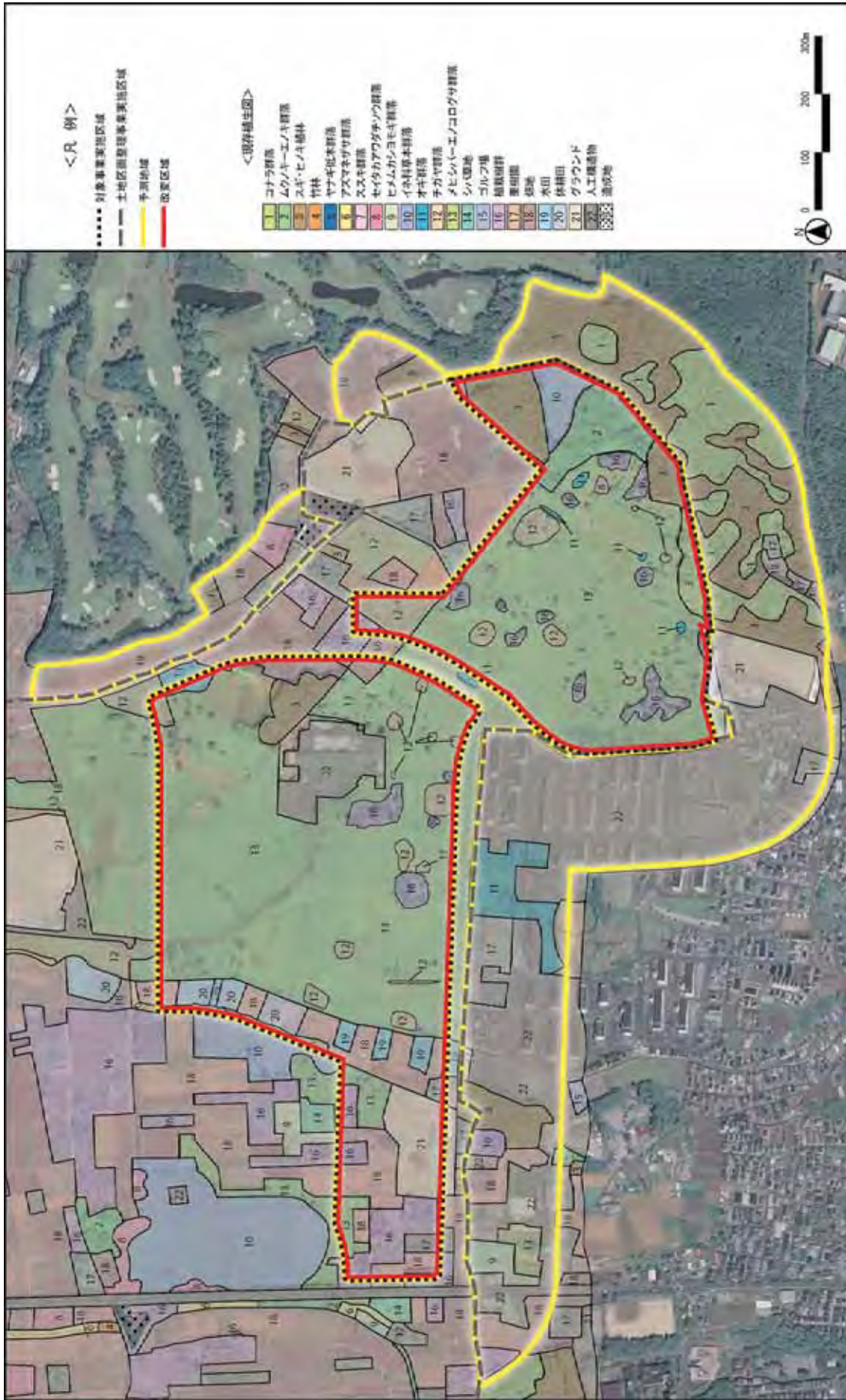


図 6.4-5 予測地域及び変更区域

(6) 予測結果

① 工事の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ(典型性)が挙げられます。

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池(調整池4)が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、瀬谷市民の森等と同様に、工事中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

施設の存在時の低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系の断面模式図を図 6.4-8 (p. 6.4-34 参照) に示します。

ア. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林（落葉広葉樹林：コナラ群落、ムクノキーエノキ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地（乾生草地：メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバツタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。そのため、人工的な土地利用の面積が拡大し、低茎乾生草地、高茎乾生草地、畑地の面積が縮小することから、対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系の草地及び畑地からなる生息・生育環境は減少すると予測します。

また、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.3(5) 予測条件 図 6.2-16～図 6.2-17」(p. 6.2-114～6.2-115 参照) に示すとおり、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等との連続性を考慮して、生態系ネットワークのコアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林（主にコナラ群落、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）を保全するとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に隣接する樹林地に近い草地については、高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、園路にロープ柵等を設置して人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討します。また、対象事業実施区域内は、既存の樹木を活用し、植栽等により約 12.3ha の樹林地を整備する計画です。そのため、対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系の樹林及びその林縁部からなる生息・生育環境の変化は小さいと予測します。

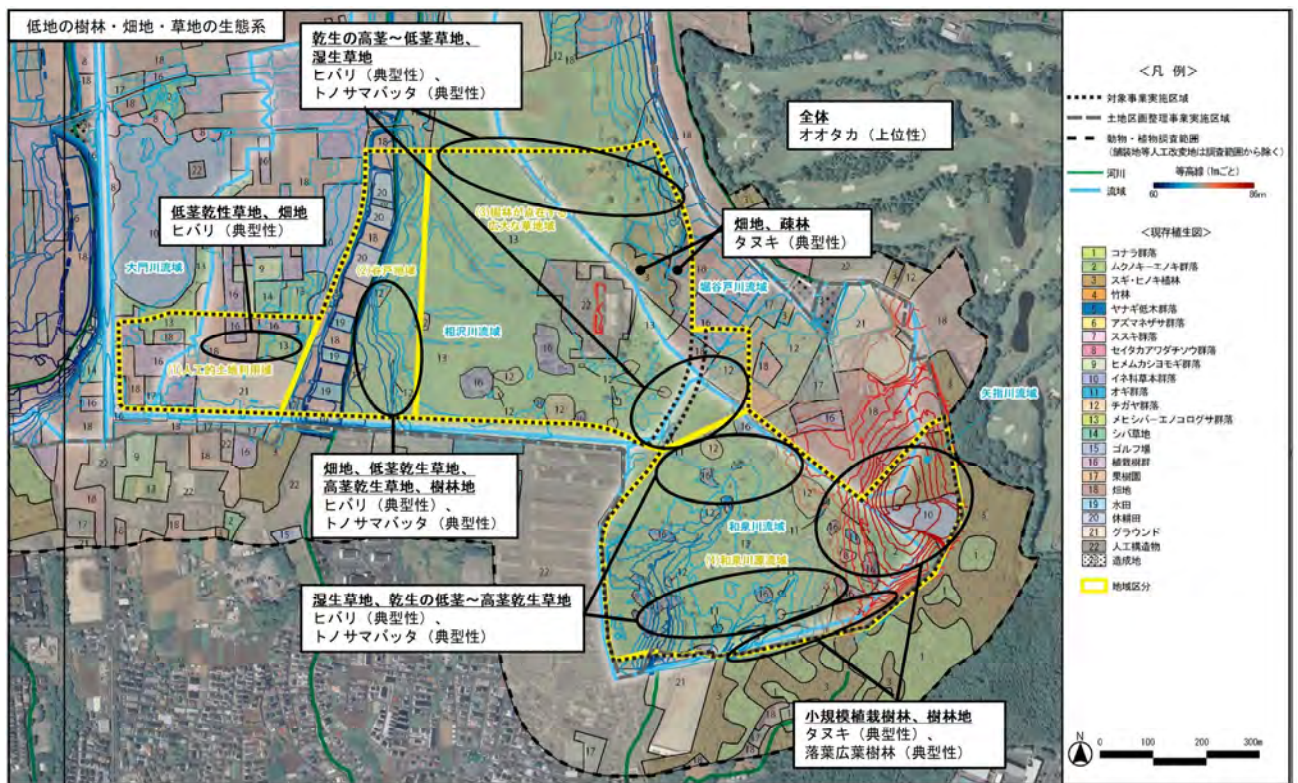


図 6.4-6(1) 現況（低地の樹林・畑地・草地の生態系）

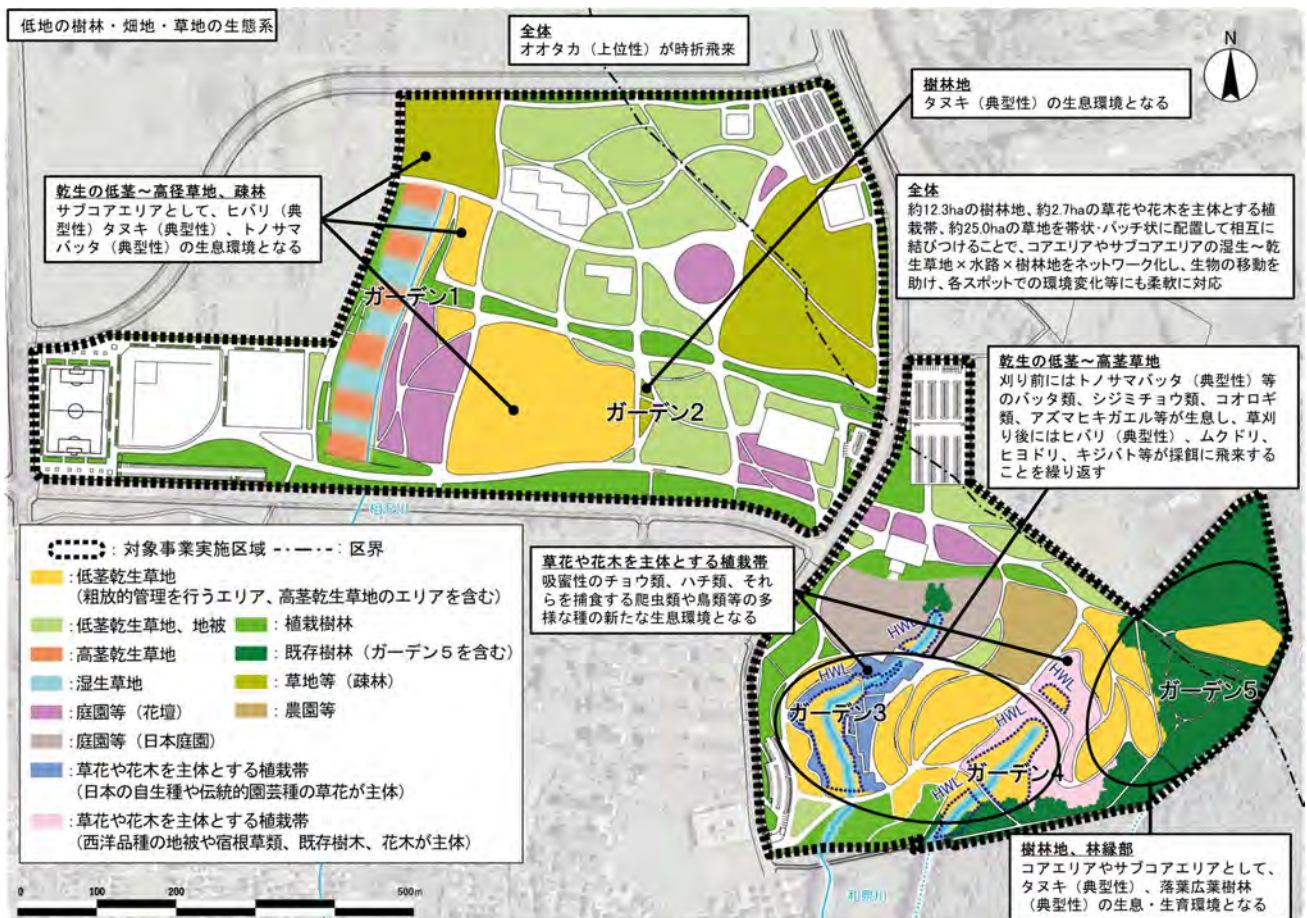


図 6.4-8(2) 施設の存在時（低地の樹林・畑地・草地の生態系）

イ. 湿性低地・河川の生態系

A 相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系

相沢川はコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があります。本事業の実施にあたっては、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-32」（p. 6.2-116 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高茎乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、草地や樹林地の種構成や配置が変化しますが、相沢川周辺における湿性低地、河川の生態系の水路及びその周辺の湿生草地、高茎乾生草地、樹林地からなる生息・生育環境は維持されるとともに、コンクリート三面張りの単調な環境から多自然型水路となることで、樹林、湿性環境、草地環境を移動する生物が利用しやすい環境を形成するものと予測します。

B 和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があります。また、本事業で駐車場、園路、庭園等（花壇、日本庭園）の設置を予定しており、それらは主に低茎乾生草地、高茎乾生草地が分布する場所に整備します。加えて、農園等、草花や花木を主体とする植栽帯を整備することで、種構成や生息環境としての機能が変化し、和泉川源流域における湿性低地、河川の生態系の乾生草地からなる生息・生育環境が減少すると予測します。

また、本事業の実施にあたっては、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-33～表 6.2-34」（p. 6.2-116～6.2-117 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生

育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のある HWL 以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとして瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。そのため、和泉川源流域における湿性低地、河川の生態系の小水路及びその周辺の湿生草地からなる生息・生育環境の変化は小さいと予測します。

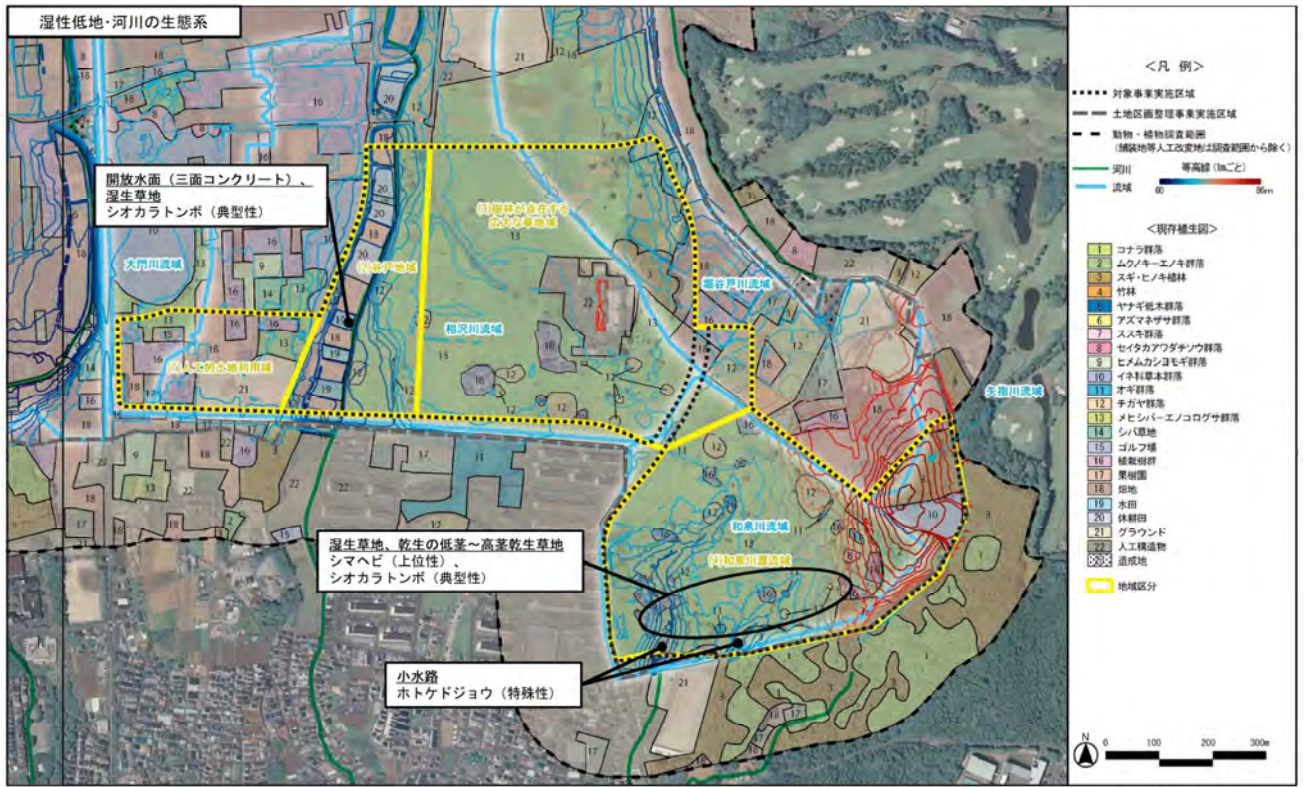


図 6.4-7(1) 現況（湿性低地・河川の生態系）

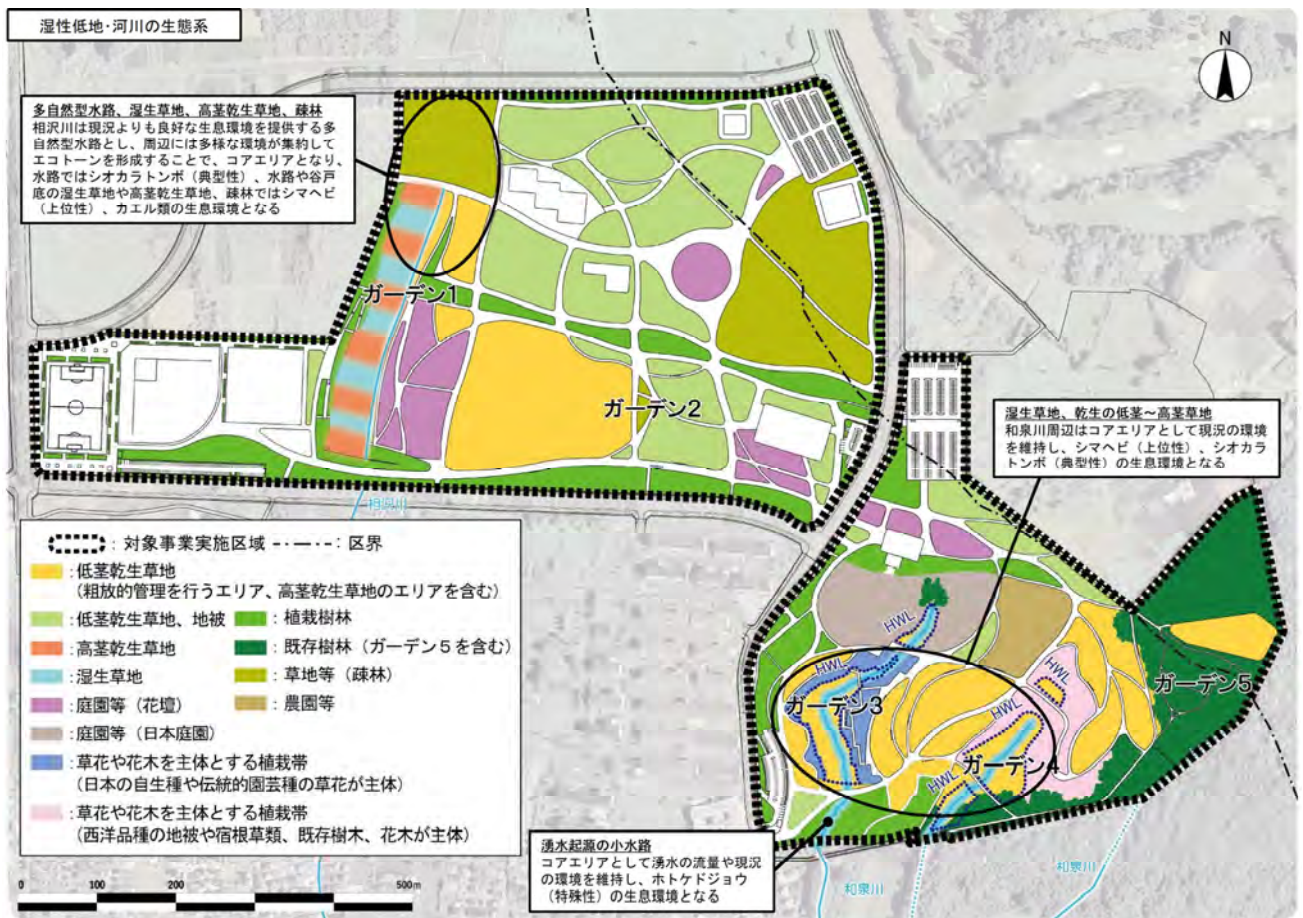


図 6.4-7(2) 施設の存在時（湿性低地・河川の生態系）

ウ. 緑の量及び緑の質

対象事業実施区域内(約 64.5ha)には、表 6.4-8 に示すとおり、約 9.2ha の樹林、約 45.1ha の乾生草地、約 0.3ha の湿生草地、予測地域内には約 25.0ha の樹林、約 46.9ha の乾生草地、約 1.9ha の湿生草地が分布しています。対象事業実施区域内の緑地は、土地区画整理事業による造成工事によって、全て改変される可能性があります。また、予測地域内(対象事業実施区域と隣接する範囲を含む)の樹林域の約 37%、乾生草地の約 96%、湿生草地の約 15%、合計約 70%が改変される可能性があります。

【緑の量】

本事業では、対象事業実施区域東側の瀬谷市民の森等と隣接する樹林地や北地区の東側及び北西側は、既存樹林地を保全し、その他のエリアは、地被や草本、樹木等を植栽することで、合計約 45.6ha(対象事業実施区域全体 64.5ha の約 71%)の緑地面積を確保する計画です。これにより、予測地域内(対象事業実施区域と隣接する範囲を含む)112.7ha の約 64%が緑地となる計画です。

【緑の質】

本事業では、可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。草地は利活用主体のエリアと保全するエリアを分け、サクラ広場や東地区の草地広場など利用主体の草地については、利用しやすいよう低めに刈り込み、それらの草地広場の縁辺部や点在する樹林地周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地については、高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討し、草刈り前にはシジミチョウ類やバッタ類、コオロギ類等が生息し、草刈り後にはムクドリやヒヨドリ、ヒバリ、キジバト等が採餌に飛来することを繰り返すような、多様なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を維持するなど、生物の生息・生育環境の確保に資する緑の質の向上を図ります。また、「横浜市森づくりガイドライン」(横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月)を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。なお、対象事業実施区域の中央部に位置する困障区域内で大径木(ソメイヨシノ 4 本、サワラ 1 本、ヒマラヤスギ 2 本、モミジバズカケノキ 3 本、カイヅカイブキ 4 本、ミズキ 2 本、イロハモミジ 1 本)が確認されています(「第 6 章 6.3 生物多様性(植物) 6.3.1 (5) ① イ C 大径木」(p. 6.3-19~6.3-20 参照))。対象事業実施区域内は土地区画整理事業の造成工事によって全て改変される可能性がありますが、大径木については、毎木調査及び健康度等の簡易診断を実施し、公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木としての活用を予定しています。

以上により、緑の量は減少すると予測しますが、緑の質は、既存樹や郷土種、表土の活用に努めるとともに、水路、湿生草地、乾生の低茎～高茎草地、草花や花木、樹林という多様

な環境を創出し、それらの環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境が創出、維持されるよう配慮します。

表 6.4-8 緑地面積

区分 ^{注1}		現況				将来（供用時）				
		対象事業実施区域		予測地域		対象事業実施区域		予測地域		
		面積 (ha) ^{注2}	改変率 (%)	面積 (ha) ^{注2}	改変率 (%)	面積 (ha) ^{注2}	被覆率 (%) ^{注2}	面積 (ha) ^{注2}	被覆率 (%) ^{注2}	
樹林	植栽樹林	0.00	—	0.00	—	7.60	11.8	7.60	6.7	
	既存樹林 (植栽樹林)	9.23 (4.05)	100.0 (100.0)	24.99 (4.65)	37.0 (87.1)	4.73	7.3	20.48	18.2	
	合計	9.23	100.0	24.99	37.0	12.33	19.1	28.09	24.9	
草花や花木を主体とする植栽帯		0.00	—	0.00	—	2.66	4.1	2.66	2.4	
草地	乾生草地	地被	0.00	—	0.00	—	2.84	4.4	2.84	2.5
		低茎乾生草地	0.00	—	0.00	—	5.87	9.1	5.87	5.2
		低茎乾生草地 (粗放的管理を行う エリア、高茎乾生草 地のエリアを含む)	41.90	100.0	42.54	98.5	9.70	15.0	10.34	9.2
		高茎乾生草地	3.15	100.0	4.34	72.6	1.00	1.6	2.19	1.9
		合計	45.05	100.0	46.89	96.1	24.42	37.9	26.26	23.3
	湿生草地	0.28	100.0	1.87	15.1	0.61	0.9	2.20	1.9	
	草地等（疎林）	0.00	—	0.00	—	5.01	7.8	5.01	4.4	
	合計	45.33	100.0	48.76	93.0	25.03	38.8	28.45	25.2	
花壇等	庭園等	0.00	—	0.00	—	4.66	7.2	4.66	4.1	
	農園等	6.40	100.0	13.90	46.0	0.89	1.4	8.40	7.4	
	合計	6.40	100.0	13.90	46.0	5.55	8.6	13.05	11.6	
合計		60.97	100.0	87.65	69.6	45.58	70.7	72.26	64.1	

注1：前掲表 6.4-6 (p.6.4-22 参照) の「群落名等」との対応は、以下のとおりとしました。

なお、前掲表 6.4-6 (p.6.4-22 参照) の植栽樹群の面積及び改変率は、「既存樹林」の()内に示します。

植栽樹林：該当なし

既存樹林：コナラ群落、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林、竹林、ヤナギ低木群落、植栽樹林

草花や花木を主体とする植栽帯：該当なし

地被：シバ草地

低茎乾生草地：該当なし

低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）：イネ科草本群落、メヒシバ
—エノコログサ群落

高茎乾生草地：アズマネザサ群落、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヒメムカシヨモギ群落、
チガヤ群落

湿生草地：オギ群落

草地等（疎林）：該当なし

庭園等：該当なし

農園等：果樹園、畑地、水田、休耕地

注2：「面積」は、区分ごとの敷地面積、対象事業実施区域の「被覆率」は、対象事業実施区域面積（64.5ha）に対する、各区分の面積の割合、予測地域の「被覆率」は、予測地域面積（112.7ha）に対する、各区分の面積の割合です。

注3：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

③ 施設の運営に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、公園施設の夜間照明による影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

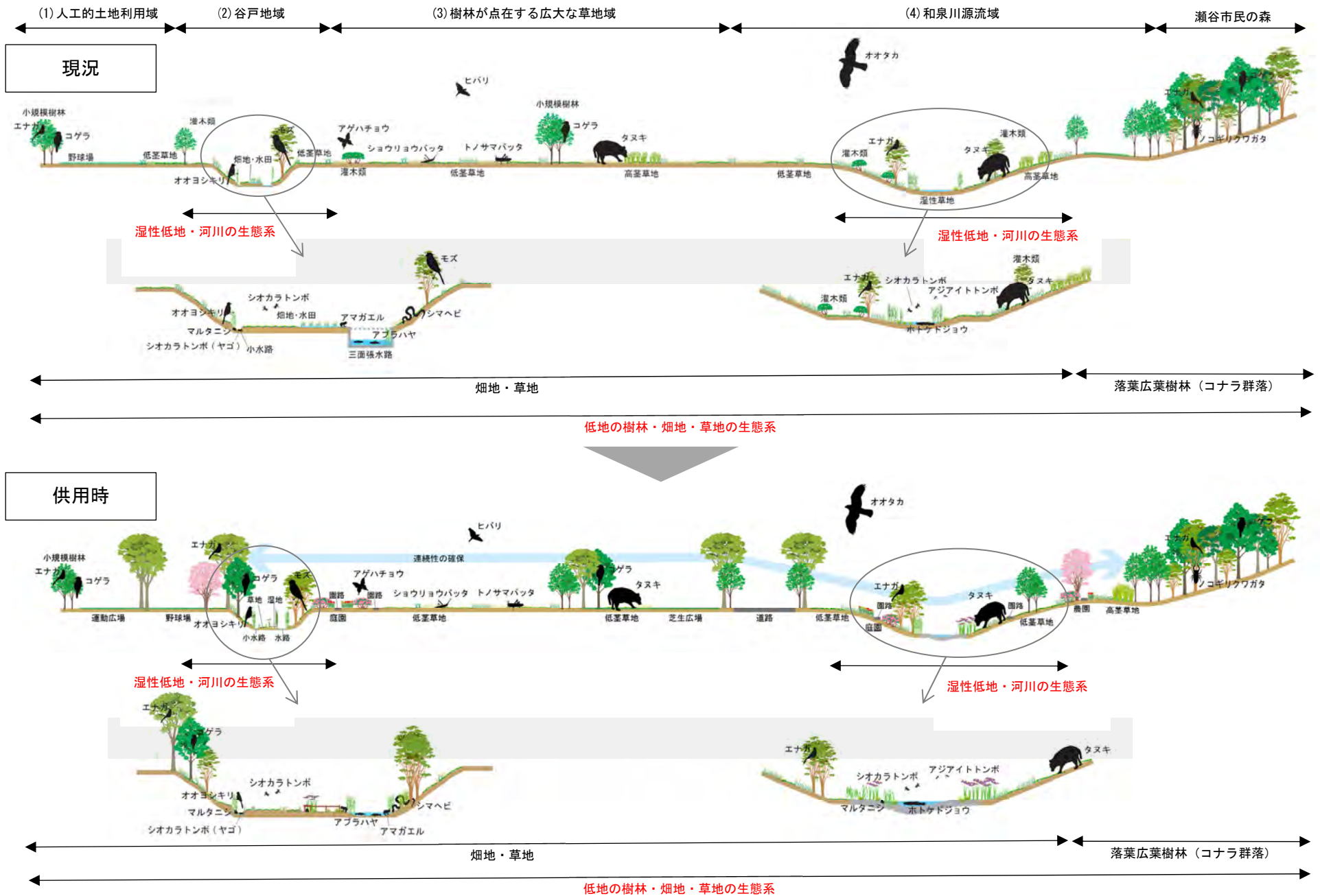


図 6.4-8 低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系における断面模式図（施設の存在・土地利用の変化）

6.4.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めるため、表 6.4-9 に示す内容を実施します。

表 6.4-9 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 ・工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 ・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 ・草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を可能な限り早期緑化し、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、施設の存在・土地利用の変化に伴い、地域の生物多様性の回復に寄与すること及び施設の運営に伴う地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めるため、表 6.4-10 に示す内容を計画段階から配慮し、実施します。

表 6.4-10(1) 環境の保全のための措置

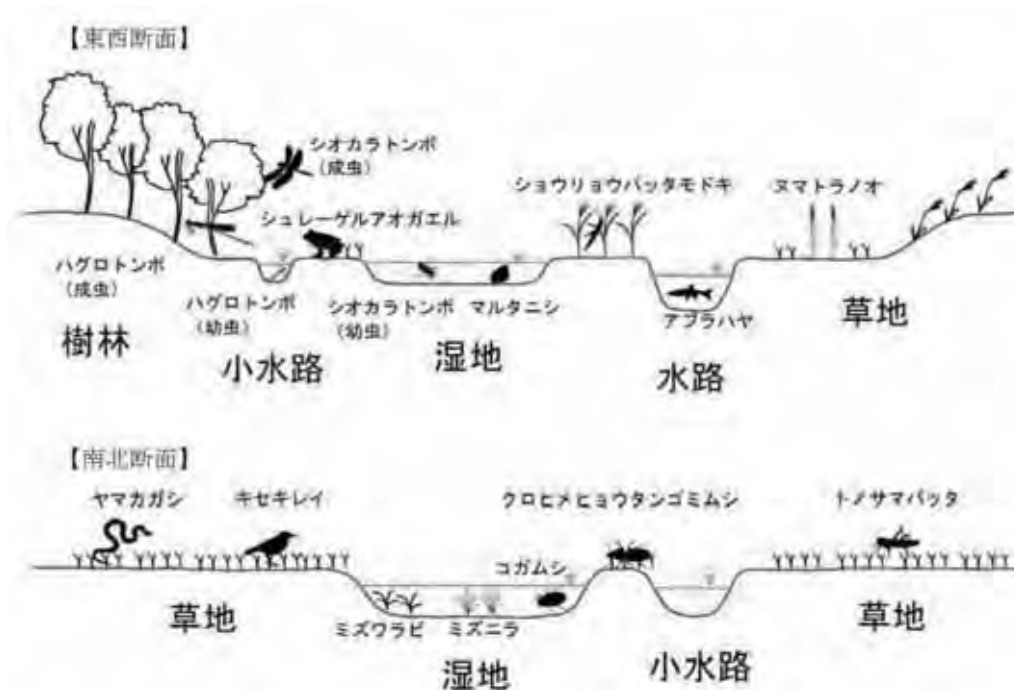
区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 ・中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 ・生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。

表 6.4-10(2) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。



図 6.4-9 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ（相沢川周辺）
（本事業の対象事業実施区域の拡張後（令和4年7月））



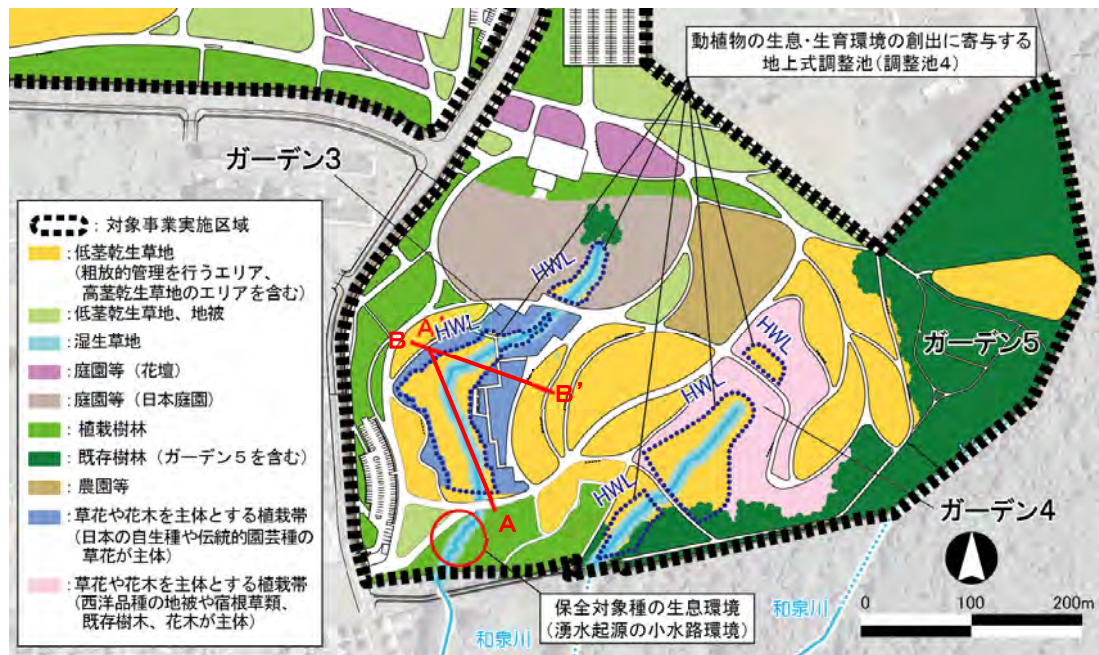
注1: 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 (p.9.10-149~9.10-150) より引用
 図 6.4-10 土地区画整理事業が実施する環境保全措置の断面イメージ (谷戸地域)

表 6.4-10(3) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーデン3、4のHWL以下は、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持、ガーデン3、4のHWL以上は草花や花木を主体とする植栽帯を整備、ガーデン3、4周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアを設定します。以上により、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとして、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。ガーデン3、4のHWL以上の範囲は、ガーデン内に配置した園路にロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りをコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理し、ガーデン3、4に挟まれる草地広場等は、利用者が自由に立ち入り可能なエリアとしますが、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保します。瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地でも、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。

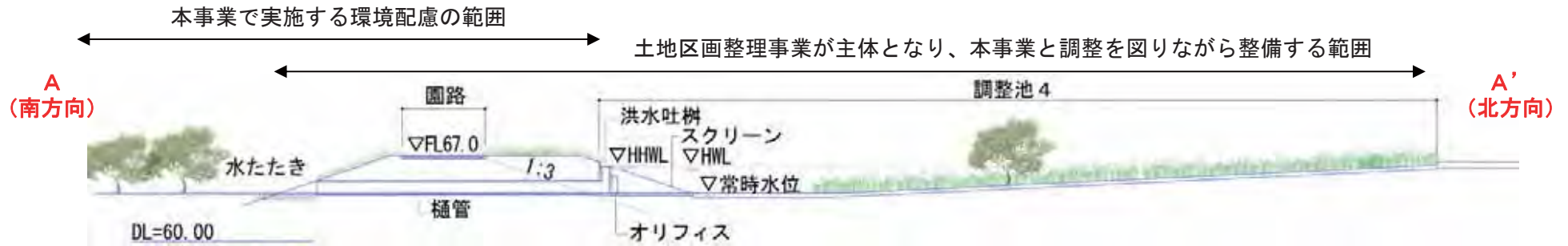
表 6.4-10(4) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。特に、ガーデン 3、4 の HWL 以上の範囲には、草花や花木を主体とする植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。
<p>【供用時】 施設の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。



注 1：HWL とは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

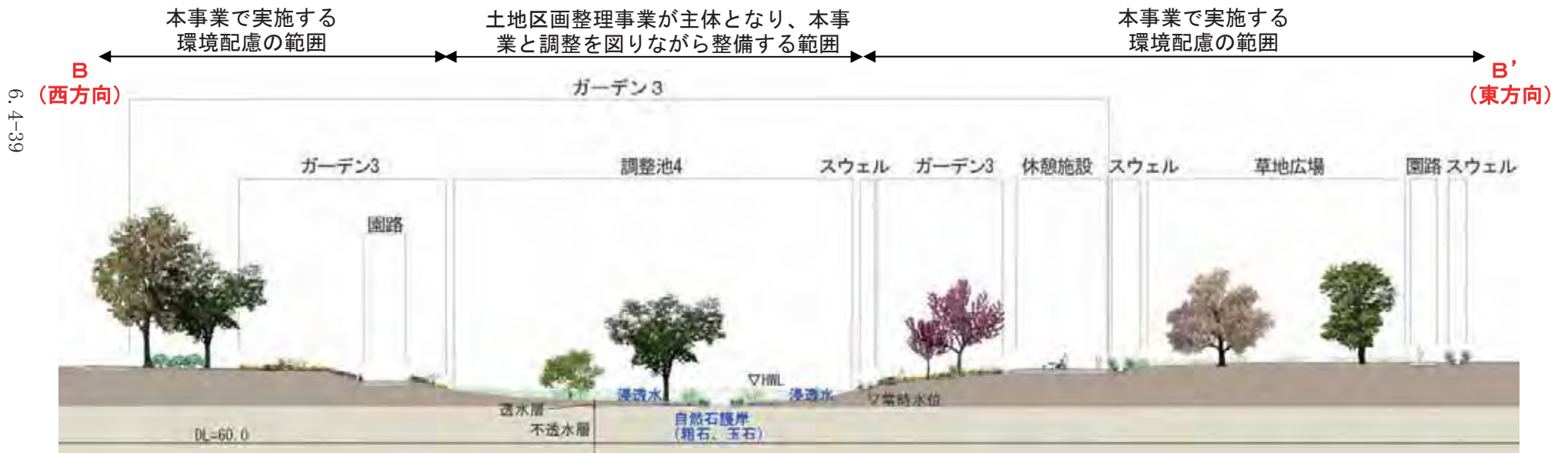
図 6.4-11 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置及び調整池 4 の整備



注1：A-A'断面の位置は、前掲図6.4-11(p.6.4-38参照)に示します。

注2：HWLは計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWLは既往における最高水位を示します。

図6.4-12(1) 地上式調整池(調整池4)の縦断模式図(A-A'断面)



注1：B-B'断面の位置は、前掲図6.4-11(p.6.4-38参照)に示します。

注2：HWLは計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

図6.4-12(2) 地上式調整池(調整池4)の横断模式図(B-B'断面)

6.4.5 評価

(1) 工事の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池(調整池4)が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、瀬谷市民の森等と同様の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響はほとんどないと予測します。

さらに、本事業では東地区において、瀬谷市民の森と隣接する既存樹林地を保全し、その周辺には高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行う草地、低茎乾生草地等を整備し、その中に樹木を散在させる計画であることから、工事中においては環境保全措置として、本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲の裸地を可能な限り早期緑化することで、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。

したがって、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

(2) 施設の存在・土地利用の変更に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。それらを踏まえた生態系区分ごとの予測結果は下記のとおりです。

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、公園施設を整備することで、人工的な土地利用の面積が拡大し、低茎乾生草地、高茎乾生草地、畑地の面積が縮小することから、草地及び畑地からなる生息・生育環境は減少すると予測します。また、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等との連続性を考慮して、生態系ネットワークのコアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林を保全するとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に隣接する樹林地に近い草地については、粗放的な管理や人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討します。また、対象事業実施区域内は、既存の樹木を活用し、植栽等により約12.3haの樹林地を整備する計画です。そのため、樹林及びその林縁部からなる生息・生育環境の変化は小さいと予測します。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系は、相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などが、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があります。本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として、保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出が行われます。そのため、草地や樹林地の種構成や配置が変化しますが、水路及びその周辺の湿生草地、高茎乾生草地、樹林地からなる生息・生育環境は維持されるとともに、コンクリート三面張りの単調な環境か

ら多自然型水路となることで、樹林、湿性環境、草地環境を移動する生物が利用しやすい環境を形成するものと予測します。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系は、公園施設を整備することで、乾生草地の面積が減少するとともに種構成や生息環境としての機能が変化し、乾生草地からなる生息・生育環境が減少すると予測します。また、土地区画整理事業が主体となり、環境保全措置として保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備が行われます。そのため、小水路及びその周辺の湿生草地からなる生息・生育環境の変化は小さいと予測します。

本事業では、和泉川源流域から相沢川沿いの谷戸地域までの連続性を考慮して、約12.3haの樹林地、約2.7haの草花や花木を主体とする植栽帯、約25.0haの草地を帯状・パッチ状に配置して相互に結びつけることで、コアエリアやサブコアエリアの湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。緑化にあたっては、可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。対象事業実施区域全域の園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養及び和泉川源流域の湧水の流量の維持を図ります。以上により、前掲図6.4-6（p.6.4-27参照）に示す低地の樹林・畑地・草地の生態系の注目種及び前掲図6.4-7（p.6.4-30）に示す相沢川周辺及び和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の注目種が再び確認できるような環境が創出、維持されるよう配慮します。特にガーデン3、4のHWL以下では現在の地形や植生を維持して整備するため、現況で生息・生育が確認されている注目すべき種であるホトケドジョウ、トノサマバッタ等の回復を図り、ガーデン3、4のHWL以上では草花や花木を主体とする植栽帯を整備する計画であることから、吸蜜性のチョウ類、ハチ類等の新たな生息環境の創出を図ることで、低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系を維持・向上できるよう配慮します。加えて、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

なお、中央地区と東地区の間には、幅約26mの道路が整備される計画ですが、新たに創出する樹林や草地を主な生息・生育環境とするタヌキ等の道路上への侵入が懸念されるため、新たに樹林や草地を創出した後の状況を踏まえ、必要に応じて対策を検討します。

対象事業実施区域内の緑地は土地区画整理事業による造成工事によって、全て改変される可能性があります。本事業では、対象事業実施区域東側の瀬谷市民の森等と隣接する樹林地や北地区の東側及び北西側は、既存樹林地を保全し、その他のエリアは、地被や草本、樹木等を植栽することで、合計約45.6ha（対象事業実施区域全体64.5haの約71%）の緑地面積を確保する計画です。また、可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。草地は利活用主体のエリアと保全す

るエリアを分け、サクラ広場や東地区の草地広場など利用主体の草地については、利用しやすいよう低めに刈り込み、それらの草地広場の縁辺部や点在する樹林地周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地については、粗放的な管理や人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討し、多様なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を維持するなど、生物の生息・生育環境の確保に資する緑の質の向上を図ります。また、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。大径木については、毎木調査及び健康度等の簡易診断を実施し、公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木としての活用を予定しています。以上により、緑の量は減少すると予測しますが、緑の質は既存樹や郷土種、表土の活用に努めるとともに、水路、湿生草地、乾生の低茎～高茎草地、草花や花木、樹林という多様な環境を創出し、それらの環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境が創出、維持されるよう配慮します。

したがって、環境保全目標「地域の生物多様性の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。

(3) 施設の運営に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池 4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

したがって、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

6.5 水循環（湧水の流量）

6.5 水循環（湧水の流量）

本事業では、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化により、湧水の分布及び流量が変化する可能性があります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における湧水の流況への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴い変化する湧水の流況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の流量は、地点1～6では、夏季が0.0004～0.0075 m³/s、秋季が0.0000～0.0040 m³/s、冬季が0.0000～0.0015 m³/s、春季が0.0000～0.0010 m³/s、地点7、8では、豊水期が0.0000～0.0013 m³/s、渇水期が0.0002～0.0008 m³/sとなっていました。 	p. 6. 5-8 ～6. 5-13
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。 	p. 6. 5-13
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、本事業で湧水源（地点1～8）の直接改変をすることはありません。 和泉川源流域（地点1～6）は、現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持することから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、和泉川下流の流量への影響も小さいと予測します。 堀谷戸川源流域（地点7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全し、本事業で既存樹林地をいかながら植栽により新たな緑を創出します。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されることが考えられることから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、堀谷戸川下流の流量への影響も小さいと予測します。 	p. 6. 5-16
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。 和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。 	p. 6. 5-26
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 5-27 ～6. 5-28

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する湧水の流況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の流量は、地点1～6では、夏季が0.0004～0.0075 m³/s、秋季が0.0000～0.0040 m³/s、冬季が0.0000～0.0015 m³/s、春季が0.0000～0.0010 m³/s、地点7、8では、豊水期が0.0000～0.0013 m³/s、渇水期が0.0002～0.0008 m³/sとなっていました。 	p. 6. 5-8 ～6. 5-13
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。 	p. 6. 5-13
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかにしながら、公園利用に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。 和泉川源流域（地点1～6）周辺は、本事業の整備により雨水が浸透する土地利用の被覆率が100%から約82%となりますが、本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として湧水起源の小水路環境を創出するとともに、大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落を含めた植生を維持して整備します。さらに本事業では、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備します。上記に加え、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養及び和泉川源流域の湧水の流量の維持を図ります。以上のことから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、和泉川下流の流量への影響も小さいと予測します。 堀谷戸川源流域（地点7、8）周辺は、本事業の整備により雨水が浸透する土地利用の被覆率が100%から約52%となりますが、対象事業実施区域北東部の既存樹林をいかにした整備を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎乾生草地を整備します。また、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養及び堀谷戸川源流域の湧水の流量の維持を図ります。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、本事業の対象事業実施区域外も含めた堀谷戸川流域全体における、雨水が浸透する土地利用の被覆率は約87%から約61%となりますが、土地区画整理事業実施区域内の地点8周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点7周辺では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されることが考えられることから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、堀谷戸川下流の流量への影響も小さいと予測します。 	p. 6. 5-24 ～6. 5-25

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する湧水の流況】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図ります。 ・地上式調整池（調整池4）周辺のガーデン3～5や草地等においては、既存樹林地の保全を行うとともに、植栽等により樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯を整備することで、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・ガーデン3、4のHWL以上の範囲には、草花や花木を中心とした植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。 ・全体供用後、和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。 	p. 6. 5-27
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 5-28 ～6. 5-29

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.5.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 湧水の分布、流量及び水質
- ② 地形、地質の状況
- ③ 降水量の状況

(2) 調査地域・地点

① 湧水の分布、流量及び水質

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における現地調査地点は、図 6.5-1 に示す地点 7～8 の 2 地点とされています。また、現地調査の調査地点は、図 6.5-1 に示す地点 1～6 の 6 地点としました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 降水量の状況

横浜地方气象台としました。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査を行った日時は、表 6.5-1 に示すとおりです。また、現地調査を行った日時は、表 6.5-2 に示すとおりです。

表 6.5-1 既存資料（区画整理）における現地調査の調査日時

調査項目	地点	調査実施日	
湧水の流量	7、8	豊水期	令和元年7月29日（月）
		渇水期	令和2年1月10日（金）

注1：地点は図 6.5-1 の地点 7、8 と対応します。

表 6.5-2 現地調査の調査日時

調査項目	地点	調査実施日	
湧水の流量	1～6	夏季	令和3年8月27日（金）
		秋季	令和3年11月24日（水）
		冬季	令和4年1月17日（月）
		春季	令和4年3月11日（金）

注1：地点は図 6.5-1 の地点 1～6 と対応します。

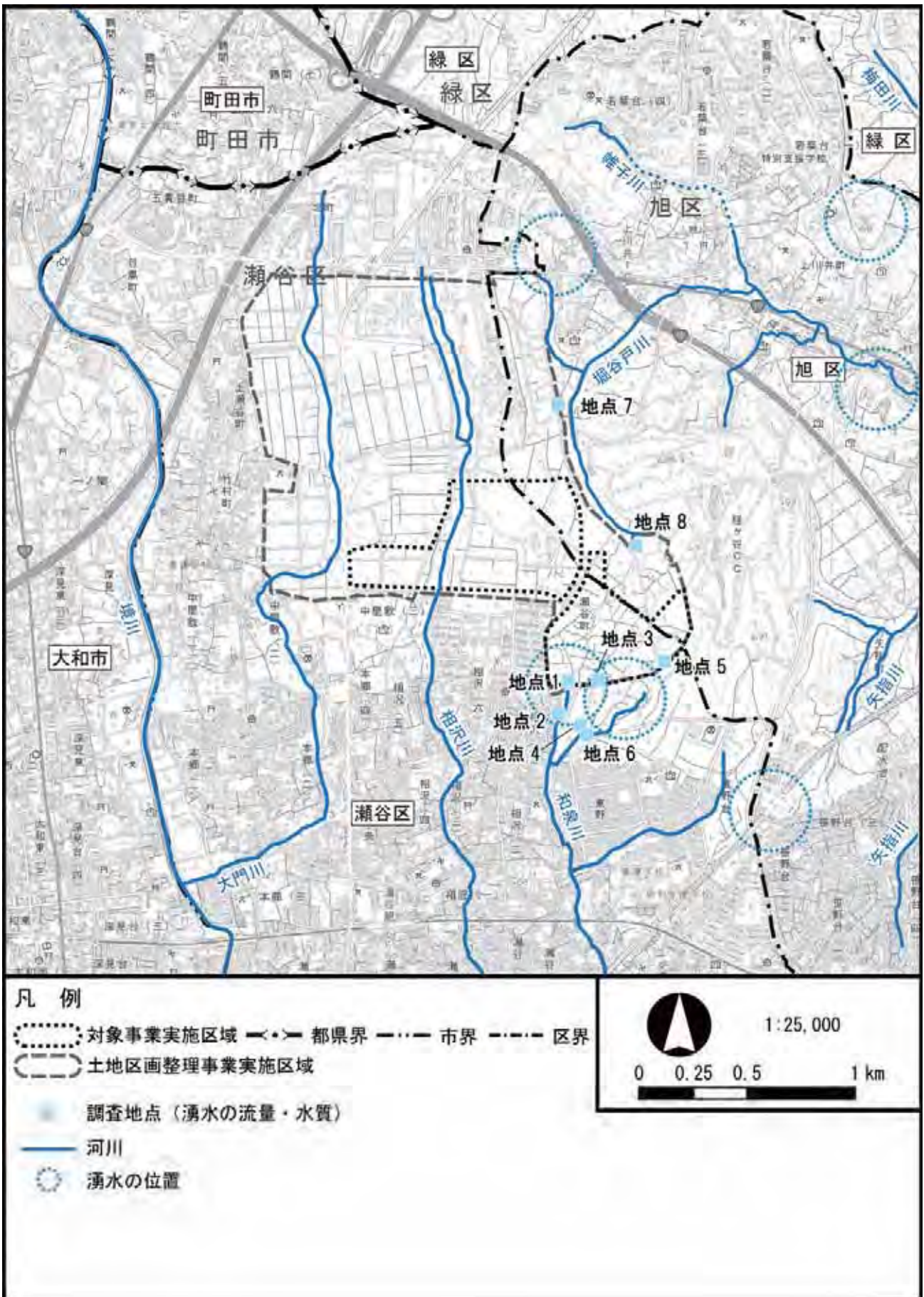


図 6.5-1 湧水の流量現地調査地点

(4) 調査方法

① 湧水の分布、流量及び水質

ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により、湧水の分布、流量及び水質を把握しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

「水質調査方法」（昭和46年9月 環水管30号）及び日本工業規格K 0094に定める方法又は容器法により、湧水（河川）の流量が調査されています。その他の調査項目及び分析方法は、表6.5-3に示すとおりです。測定機器は表6.5-4に示すとおりです。

ウ. 現地調査

湧水（河川）の流量の調査方法、調査項目、分析方法は、「イ. 既存資料（区画整理）調査」と同様としました。測定機器は表6.5-4に示すとおりです。

表 6.5-3 調査・分析方法

調査項目	分析方法
流量	JIS K 0094
水温	JIS K 0102 7.2
水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1
電気伝導率 (EC)	JIS K 0102 13
気温	JIS K 0102 7.1
溶存酸素量 (DO)	JIS K 0102 32.3
濁度	JIS K 0101 9

表 6.5-4 使用測定機器一覧

測定項目	地点	機器名	メーカー	形式	測定範囲
流速	1～6	携帯型電磁流速計	(株)ケネック	LP1100	0～5m/s
	7、8	直読式電磁流向流速計	(株)ケネック	LP3100	0～5m/s
水温	1～6	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	C m ³ 1P	0～80.0℃
	7、8	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	W m ³ 2EP	0～80.0℃
水素イオン濃度 (pH)	1～6	ポケットタイプ pH 計	Thermo Fisher Scientific Inc.	pHTestr (R)20	-1.00～15.00
	7、8	ポータブル pH 計	東亜 DKK(株)	W m ³ 2EP	0.00～14.00
電気伝導率 (EC)	1～6	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	C m ³ 1P	0.1mS/m～10S/m
	7、8	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	W m ³ 2EP	0.1mS/m～10S/m
溶存酸素量 (DO)	1～6	ハンディ DO メーター	飯島電子工業(株)	ID-150	0.00～20.0mg/L
	7、8	—	—	—	—
濁度	1～6	ポータブル濁度計	Thermo Fisher Scientific Inc.	TN100IR	0～2000NTU
	7、8	ポータブル濁度計	ハック社 (東亜 DKK(株))	2100Q	0～1000NTU (ホルマジン校正)

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 降水量の状況

横浜地方気象台における令和元年度（地点 7、8 の調査期間）及び令和 3 年度（地点 1～6 の調査期間）の月別合計降水量、日別合計降水量の資料を収集・整理し、対象事業実施区域及びその周辺における降水量を把握しました。

(5) 調査結果

① 湧水の分布、流量及び水質

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況 (1) 水象の状況」(p.3-19～3-20 参照)に示すとおりです。

対象事業実施区域の南東側及び対象事業実施区域周辺の北東側に湧水がみられます。

イ. 既存資料(区画整理)調査

既存資料(区画整理)における湧水の現地調査結果は、表 6.5-5 に示すとおりです。

地点7、8の流量は、豊水期が0.0000～0.0013 m³/s、渇水期が0.0002～0.0008 m³/sとなっており、豊水期・渇水期とも地点7と比較して、地点8の流量が多いとされています。

表 6.5-5 既存資料(区画整理)における湧水の現地調査結果(地点7、8)

調査時期	調査項目	単位	地点7	地点8
豊水期	流量	m ³ /s	0.0000	0.0013
	水温	℃	20.5	20.5
	水素イオン濃度(pH)	—	6.9	7.1
	電気伝導率(EC)	mS/m	32.9	15.0
	気温	℃	32.0	32.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	3.4	7.8
	濁度	度	3.36	1.40
渇水期	流量	m ³ /s	0.0002	0.0008
	水温	℃	14.0	13.7
	水素イオン濃度(pH)	—	7.6	7.5
	電気伝導率(EC)	mS/m	28.2	24.1
	気温	℃	13.4	13.6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	4.1	9.0
	濁度	度	10.2	8.40

注1：地点7は豊水期には湧水の流れがみられませんでした。

ウ. 現地調査

湧水の現地調査結果は、表 6.5-6 に示すとおりです。

地点1～6の流量は、夏季が0.0004～0.0075 m³/s、秋季が0.0000～0.0040 m³/s、冬季が0.0000～0.0015 m³/s、春季が0.0000～0.0010 m³/sでした。流量は、6地点とも概ね夏季、秋季、冬季、春季の順で多く、調査日前の累積降水量の変動と一致していました。このことから、和泉川の湧水は当該地に降った雨が伏流水となり、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられます。対象事業実施区域に分布する和泉川の支流は、図 6.5-2 に示すとおり、支流①及び支流②の2箇所が分布し、隣接する瀬谷市民の森の敷地には支流③の1箇所が分布しており、それらの支流は瀬谷市民の森の西橋付近で合流しています。各支流の流量を比較すると、支流①が年間を通して最も多くなっていました。支流①は上流と下流において概ね同程度の流量が確

認められました。一方で、支流②、③は上流では流量が非常に少なく、枯れている時期もありましたが、下流ではどの季節においても一定の流量が確認されました。対象事業実施区域から和泉川に流れる湧水（伏流水）は、地形の形状を踏まえると、支流①又は支流②から道路下の導水管（コンクリート）を通過して下流に流れ、支流②、③では対象事業実施区域外も素掘りの水路の状態であるため、瀬谷市民の森の湧水が供給されていると考えられます。

表 6.5-6 湧水の現地調査結果（地点1～6）

調査時期	調査項目	単位	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6
夏季	流量	m ³ /s	0.0056	0.0075	0.0010	0.0013	0.0004	0.0025
	水温	℃	23.9	24.5	20.9	23.0	19.7	20.8
	水素イオン濃度(pH)	—	6.6	6.8	6.4	6.7	6.2	6.8
	電気伝導率(EC)	mS/m	24.1	23.3	19.3	17.0	15.2	13.0
	気温	℃	31.4	31.1	30.3	33.8	29.3	33.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.9	7.2	3.9	7.1	5.0	7.5
	濁度	度	0.09	0.68	1.68	1.60	0.20	1.11
秋季	流量	m ³ /s	0.0027	0.0040	0.0000	0.0014	0.0002	0.0022
	水温	℃	15.5	15.3	15.2	14.3	16.6	13.8
	水素イオン濃度(pH)	—	6.7	6.9	6.4	6.4	6.1	6.9
	電気伝導率(EC)	mS/m	21.8	22.3	17.7	15.0	15.0	12.6
	気温	℃	13.8	15.8	14.8	17.1	13.5	15.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.9	7.6	3.9	6.5	5.5	8.2
	濁度	度	1.04	0.28	3.54	0.54	0.02	0.55
冬季	流量	m ³ /s	0.0010	0.0015	0.0000	0.0009	0.0001	0.0014
	水温	℃	12.7	10.8	—	11.1	15.3	9.9
	水素イオン濃度(pH)	—	6.6	6.8	—	6.3	6.4	7.0
	電気伝導率(EC)	mS/m	21.2	21.4	—	14.1	14.7	12.2
	気温	℃	10.4	10.8	10.2	12.2	9.2	12.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.3	—	6.5	8.0	8.9
	濁度	度	4.98	0.24	—	0.32	0.03	0.20
春季	流量	m ³ /s	0.0004	0.0010	0.0000	0.0003	0.0001	0.0005
	水温	℃	15.5	13.2	—	15.7	14.8	9.9
	水素イオン濃度(pH)	—	6.7	7.0	—	6.3	6.4	7.2
	電気伝導率(EC)	mS/m	20.60	21.30	—	14.01	14.90	11.61
	気温	℃	13.5	16.2	13.9	19.5	14.3	17.7
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.1	—	5.3	8.3	9.0
	濁度	度	3.54	0.41	—	0.48	0.02	0.74

注1：地点3は、秋季には水はあるが流れがなく、冬季と春季には対象事業実施区域の範囲全てで枯れた状態となっていました。



図 6.5-2 和泉川の支流の状況

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域の地形は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (1) 地形の状況」(p. 3-36 参照) に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は盛土地等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (2) 地質の状況」(p. 3-39 参照) に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (2) 地質の状況」(p3-40～3-41 参照) に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

③ 降水量の状況

横浜地方気象台の令和元年度（地点7、8の調査期間）及び令和3年度（地点1～6の調査期間）の月別降水量は、図6.5-3に示すとおりであり、年間降水量は令和元年度が2,097mm、令和3年度が1,878mmでした。月別に見ると、最大は令和元年度が10月で465mm、令和3年度が7月で368mm、最少は令和元年度が2月で33mm、令和3年度が1月で21mmでした。

調査日までの累積降水量は、図6.5-4に示すとおり地点1～6では夏季、秋季、冬季、春季の順で多く、湧水の流量の変動と一致していました。地点8は累積降水量、湧水の流量ともに豊水期が多い結果となりましたが、地点7は豊水期には湧水の流れがみられませんでした。

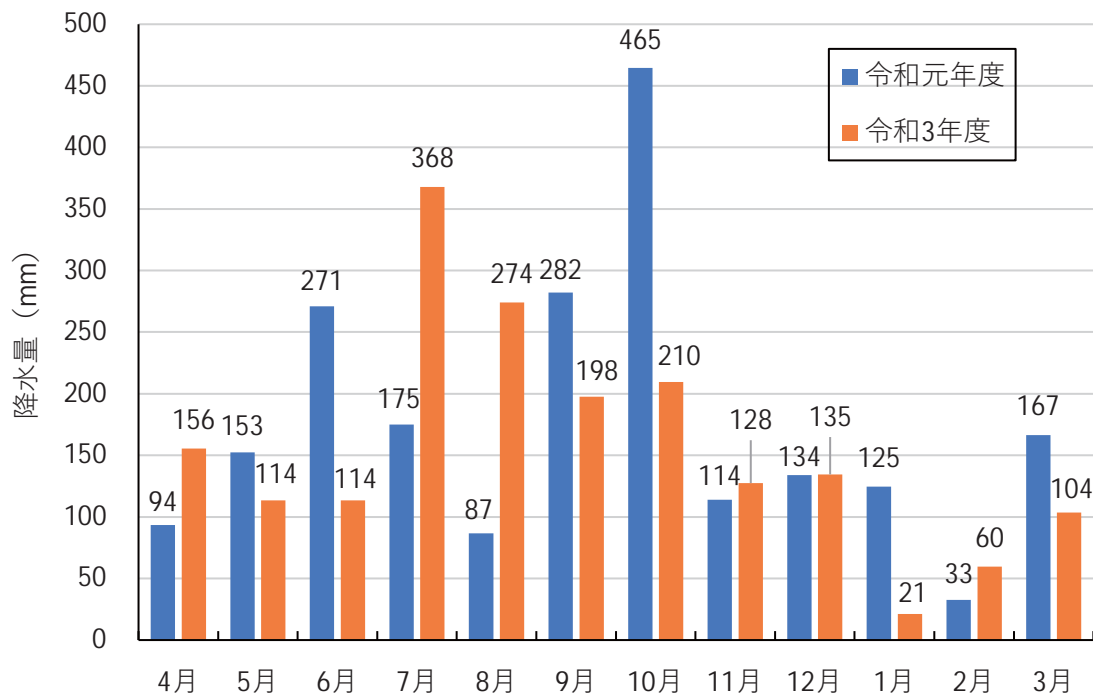


図 6.5-3 横浜地方気象台における月別降水量

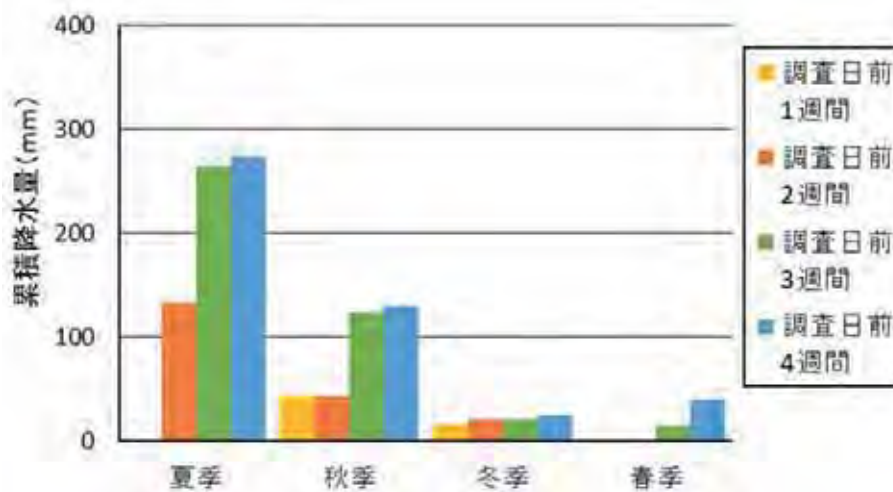


図 6.5-4(1) 調査日までの累積降水量 (地点 1~6)

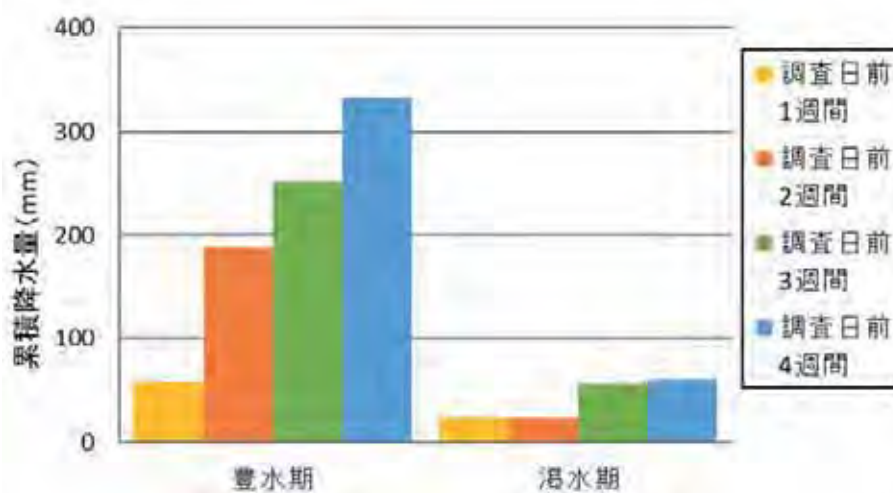


図 6.5-4(2) 調査日までの累積降水量 (地点 7、8)

6.5.2 環境保全目標の設定

水循環に係る環境保全目標は、表 6.5-7 に示すとおり設定しました。

表 6.5-7 環境保全目標(水循環)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

6.5.3 予測

(1) 工事の実施に伴い変化する湧水の流況

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い変化する湧水の流況としました。

② 予測地域・地点

予測地点は、調査地点と同様としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事による影響が最大となる時期としました。

④ 予測方法

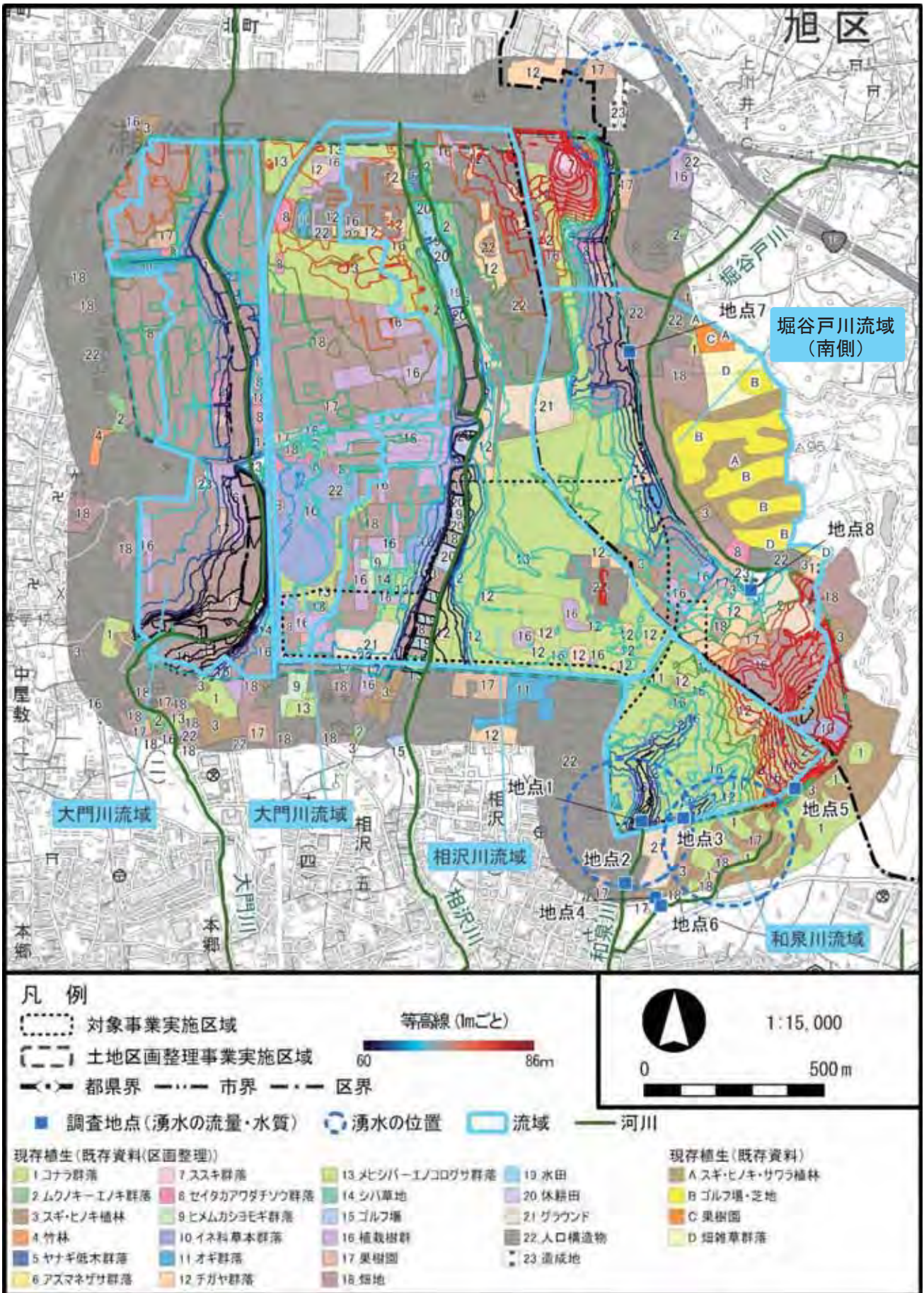
施工計画の内容を勘案し、建設行為に伴う湧水の流況への影響について定性的に予測しました。なお、和泉川及び堀谷戸川下流への影響についても定性的に予測しました。

⑤ 予測条件

現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図は、図 6.5-5 に示すとおりです。対象事業実施区域南東部は和泉川流域、北東部は堀谷戸川流域となっています。

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

対象事業実施区域内は全て土地区画整理事業により改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかながら、公園利用に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。



資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書」（横浜市 令和4年3月）
「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和5年4月閲覧）

図 6.5-5 現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図（現況）

⑥ 予測結果

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、計画構造物は湧水源（地点 1～8）から離れているため、本事業で湧水源（地点 1～8）の直接改変をすることはありません。

和泉川源流域（地点 1～6）は、当該地に降った雨が伏流水として、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられるため、現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

以上より、本事業による湧水の流況への影響は小さく、和泉川下流の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（地点 7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全し、本事業で既存樹林地をいかながら植栽により新たな緑を創出します。また、堀谷戸川の集水域は前掲図 6.5-5（p.6.5-15 参照）に示すとおり、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、前掲図 6.5-5（p.6.5-15 参照）に示すとおり、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されることが考えられます。

以上より、本事業による湧水の流況への影響は小さく、堀谷戸川下流の流量への影響も小さいと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する湧水の流況

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する湧水の流況としました。

② 予測地域・地点

予測地点は、調査地点と同様としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

④ 予測方法

事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流況への影響について定性的に予測しました。なお、和泉川及び堀谷戸川下流への影響についても定性的に予測しました。

⑤ 予測条件

ア. 施設配置計画

施設の存在時における現存植生、土地利用、流域の重ね合わせ図は、図 6.5-6 に示すとおりです。また、施設配置計画は、「第 2 章 2.3.3 (2)施設配置計画」(p.2-9～2-22 参照)に示すとおりです。対象事業実施区域内は、全て土地区画整理事業により改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかにしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

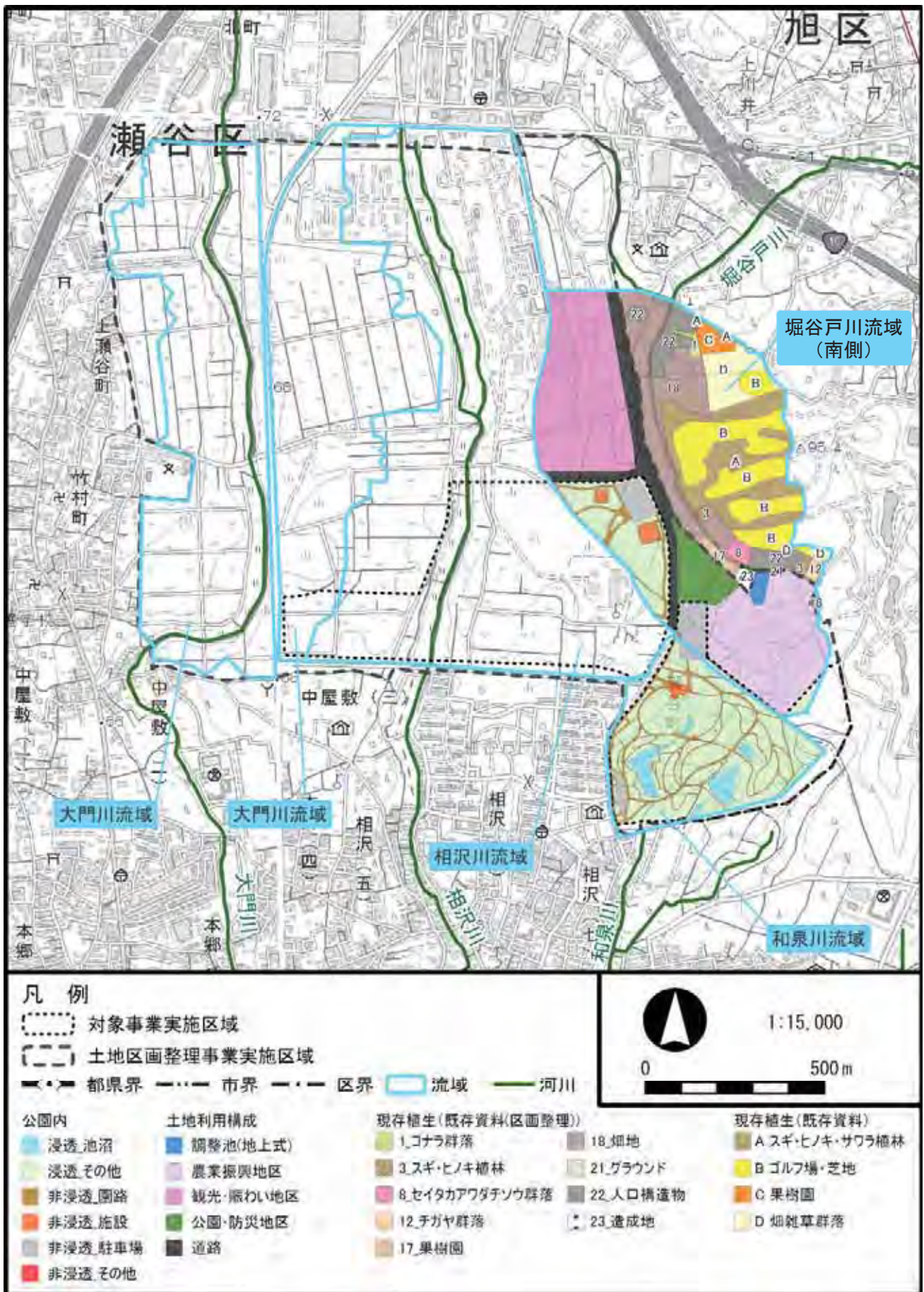
流域ごとの雨水の浸透性に関する被覆面積は、表 6.5-8 に示すとおりです。対象事業実施区域内の和泉川流域のうち、雨水が浸透する土地利用の被覆面積は、現況では約 19.0ha (被覆率 100%)、施設の存在時は約 15.5ha (被覆率約 82%)、対象事業実施区域内の堀谷戸川流域のうち、雨水が浸透する土地利用の被覆面積は、現況では約 8.2ha (被覆率 100%)、施設の存在時は約 4.3ha (被覆率約 52%) となります。なお、堀谷戸川の集水域は、前掲図 6.5-5 (p.6.5-15 参照) 及び図 6.5-6 に示すとおり本事業の対象事業実施区外の北東側にも広がっており、対象事業実施区域外を含めた堀谷戸川流域全体における、雨水が浸透する土地利用の被覆面積は、現況では約 54.1ha (被覆率約 87%)、施設の存在時は約 38.2ha (被覆率約 61%) となります。

本事業の実施にあたっては、表 6.5-9～表 6.5-10 に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやキボウシなどの浸水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のある HWL 以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池 (調整池 4) として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落を含めた植生を維持して整備します。さらに本事業では、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、地上式調整池 (調整池 4) の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、低

茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とした植栽帯を整備します。

また、本事業では、グリーンインフラの目標として「2020 年年間降雨量（1,687.5mm）における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しており、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園区域全体で、公園整備による対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収する効果を目指します。湧水の源流域となる和泉川流域と堀谷戸川流域においては、当該流域内だけでも流出量の増加分の全てを吸収するように計画します。なお、グリーンインフラ施設的设计にあたっては、現地の土壌の飽和透水係数を考慮して算出する浸透量、貯留量を踏まえるとともに、集水範囲や方法を具体化し、雨水管に直接流れ込む雨水量も考慮して、上記のグリーンインフラの目標について、流域ごとを基本に達成できるよう、グリーンインフラ施設の適切な規模や位置を検討します。グリーンインフラの展開方針は「第2章 2.7.1 グリーンインフラの展開」(p. 2-36～2-39 参照) に示すとおりです。

なお、ガーデン3のHWL以上の範囲には、アジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4のHWL以上の範囲には、上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースに西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、両ガーデンとも既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させますが、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用を抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。



資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書」(横浜市 令和4年3月)

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和5年4月閲覧)

図 6.5-6 現存植生、土地利用、流域の重ね合わせ図(施設の存在時)

表 6.5-8(1) 雨水の浸透性に関する被覆面積（現況）

区分	群落名等 ^{注3}	流域			
		和泉川流域	堀谷戸川流域		
			区域内 ^{注1}	区域外 ^{注2}	合計
浸透性	コナラ群落	0.37	0.00	0.20	0.20
	ムクノキーエノキ群落	1.01	0.01	0.00	0.01
	スギ・ヒノキ植林	0.27	1.04	6.47	7.51
	竹林	0.00	0.00	0.00	0.00
	ヤナギ低木群落	0.00	0.00	0.00	0.00
	アズマネザサ群落	0.00	0.00	0.00	0.00
	ススキ群落	0.00	0.00	0.00	0.00
	セイタカアワダチソウ群落	0.06	0.00	0.39	0.39
	ヒメムカシヨモギ群落	0.00	0.00	0.00	0.00
	イネ科草本群落	0.00	0.00	0.00	0.00
	チガヤ群落	0.66	1.00	2.60	3.60
	メヒシバーエノコログサ群落	15.18	4.66	5.74	10.40
	オギ群落	0.11	0.17	0.24	0.41
	シバ草地	0.00	0.00	0.00	0.00
	ゴルフ場	0.00	0.00	6.83	6.83
	植栽樹群	1.31	0.24	1.04	1.28
	果樹園	0.00	0.04	2.50	2.54
	畑地	0.00	1.04	19.85	20.89
	水田	0.00	0.00	0.00	0.00
	休耕田	0.00	0.00	0.00	0.00
被覆面積合計 (ha)	18.97	8.20	45.86	54.06	
被覆率合計 (%)	100.0%	100.0%	84.86%	86.86%	
不浸透性	グラウンド	0.00	0.00	3.44	3.44
	人工構造物	0.00	0.00	3.98	3.98
	造成地	0.00	0.00	0.77	0.77
	被覆面積合計 (ha)	0.00	0.00	8.18	8.18
	被覆率合計 (%)	0.0%	0.0%	15.14%	13.14%

注1：本事業の対象事業実施区域内。

注2：前掲図 6.5-5 (p.6.5-15 参照) に示す本事業の対象事業実施区域外を含む合流前の南側の堀谷戸川流域。

注3：前掲図 6.5-5 (p.6.5-15 参照) の現存植生（既存資料）との対応は、以下のとおりとしました。

スギ・ヒノキ植林：スギ・ヒノキ・サワラ植林

ゴルフ場：ゴルフ場・芝地

果樹園：果樹園

畑地：畑雑草群落

注4：「被覆面積」は雨水が浸透する土地利用の敷地面積、「被覆率」は対象事業実施区域の各流域の面積に対する、雨水が浸透する土地利用の敷地面積の割合です。

注5：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

表 6.5-8(2) 雨水の浸透性に関する被覆面積（施設の存在時）

		流域			
		和泉川流域	堀谷戸川流域		
			区域内 ^{注1}	区域外 ^{注2}	合計
被覆面積 (ha)	浸透性 ^{注3}	15.49	4.26	33.89	38.15
	不浸透性 ^{注3}	3.48	3.94	20.15	24.09
	合計	18.97	8.20	54.04	62.24
浸透性土地利用の被覆率 (%)		81.6	52.0	62.7	61.3

注1：本事業の対象事業実施区域内。

注2：前掲図 6.5-6 (p. 6.5-19 参照) に示す本事業の対象事業実施区域外を含む合流前の南側の堀谷戸川流域。

注3：前掲図 6.5-6 (p. 6.5-19 参照) に示す土地利用との対応は、以下のとおりとしました。

浸透性：本事業の対象事業実施区域内は、調整池（地上式）、その他（林地、耕地、原野、その他ローター等に類する建設機械を用いて締め固められていない土地）。

土地区画整理事業実施区域内（本事業の対象事業実施区域を除く）は、調整池（地上式）、農業振興地区。

土地区画整理事業実施区域外は、「現存植生（既存資料（区画整理）」）のコナラ群落、スギ・ヒノキ植林、セイタカアワダチソウ群落、チガヤ群落、果樹園、畑地、「現存植生（既存資料）」のスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地、果樹園、畑雑草群落。

不浸透性：本事業の対象事業実施区域内は、園路、建築物（管理施設 1、2、パークセンター 2、日本建築、トイレ、休憩所（あずまや）、駐車場）。

土地区画整理事業実施区域内（本事業の対象事業実施区域を除く）は、観光・賑わい地区、公園・防災地区、道路。

土地区画整理事業実施区域外は、「現存植生（既存資料（区画整理）」）のグラウンド、人工構造物、造成地。

注4：「被覆面積」は雨水が浸透する土地利用の敷地面積、「被覆率」は各流域の面積に対する、雨水が浸透する土地利用の敷地面積の割合です。

注5：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

表 6.5-9 動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容

動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	瀬谷市民の森等に隣接する和泉川源流域において生息・生育している動植物
	実施内容	<p>動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地形や既存樹木をできるだけ残し、水際は自然石護岸等を整備し、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、可能な限り現在の地形や既存樹林メヒシパーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。 ・河床は自然石護岸とし、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。 ・大雨等による調整池区域の水位上昇時は、最大でHWL（最高水位）まで浸水することが想定されますが、浸水時間は長期に渡ることはなく、動植物への影響は回復可能な範囲と考えられます。
	実施位置	和泉川源頭に計画します。
期待される効果	<p>洪水調節機能の確保・維持だけではなく、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。加えて、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹木をできるだけ残し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎草地のエリアの設定することで、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。</p>	

表 6.5-10 土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（和泉川源流域）

和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事）に伴う影響が大きいと予測されたホトケドジョウの生息環境（和泉川の源頭部の湧水起源の小水路に生息）
	実施内容	ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出 ・水際は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持します。 ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。 ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。 ・現況と同様に、水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境を維持します。
	実施位置	土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲（現地調査でホトケドジョウが確認された範囲）に計画します。
期待される効果	現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した河床環境や植生を整備することで、ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育が可能となります。	

イ. 施設利用

本事業では、計画地内にトイレ、飲食・物販施設等の水利用を行う施設を整備する計画となっています。具体的な施設の整備方針については、「第2章 2.3.3 (2)施設配置計画 図2.4 各地区の施設配置計画」(p.2-10 参照)に示したとおりです。

これらの施設は全て、上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。

⑥ 予測結果

本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行う計画であり、トイレ、飲食・物販施設等の水利用を行う施設を整備しますが、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。

和泉川源流域（地点1～6）周辺は、前掲図 6.5-5（p.6.5-15 参照）に示すとおり、現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、チガヤ群落、オギ群落等が分布し、本事業の対象事業実施区域内の和泉川流域のうち、約19.0ha（被覆率100%）が雨水が浸透する土地利用となっています。

本事業では、対象事業実施区域内の和泉川流域の一部にパークセンター、駐車場、園路等の公園施設を整備する計画です。そのため、施設の存在により、雨水が浸透する土地利用の被覆率は約82%となりますが、本事業の実施にあたっては、前掲表 6.5-9～表 6.5-10（p.6.5-22～6.5-23 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやキボウシなどの浸水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落を含めた植生を維持して整備します。さらに本事業では、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備します。

また、本事業では、上記に加え、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養及び和泉川源流域の湧水の流量の維持を図ります。

なお、ガーデン3のHWL以上の範囲には、アジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4のHWL以上の範囲には、上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースにした西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、両ガーデンとも既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させますが、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用を抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。

以上のことから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、和泉川下流の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（地点7、8）周辺は、前掲図 6.5-5（p.6.5-15 参照）に示すとおり、現況では畑地、造成地、グラウンド、チガヤ群落、果樹園等が分布しています。本事業の対象事業実施区域内の堀谷戸川流域には、現況ではメヒシバーエノコログサ群落、スギ・ヒノキ植林、畑地等が分布し、約8.2ha（被覆率100%）が雨水が浸透する土地利用となっています。

本事業では、対象事業実施区域内の堀谷戸川流域に、管理施設、駐車場、園路等の公園施設を整備する計画です。そのため、施設の存在により、雨水が浸透する土地利用の被覆率は約52%となりますが、対象事業実施区域北東部の既存樹林をいかした整備を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎乾生草地を整備します。また、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討

し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養及び堀谷戸川源流域の湧水の流量の維持を図ります。

また、堀谷戸川の集水域は、前掲図 6.5-5 (p.6.5-15 参照) 及び前掲図 6.5-6 (p.6.5-19 参照) に示すとおり対象事業実施区外の北東側にも広がっており、本事業の対象事業実施区域外も含めた堀谷戸川流域全体における、雨水が浸透する土地利用の被覆面積は、現況では約 54.1ha (被覆率約 87%)、施設の存在時は約 38.2ha (被覆率約 61%) となりますが、土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点 7 周辺では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、前掲図 6.5-5 (p.6.5-15 参照) 及び前掲図 6.5-6 (p.6.5-19 参照) に示すとおり、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されと考えられます。

以上のことから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、堀谷戸川下流の流量への影響も小さいと予測します。

6.5.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施に伴い変化する湧水の流況

環境の保全のための措置は、工事中の水環境保全の観点から、表 6.5-11 に示すとおり実施します。

表 6.5-11 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none">・土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。・草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。・和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する湧水の流況

環境の保全のための措置は、供用時の水環境保全の観点から、表 6.5-12 に示すとおり実施します。

表 6.5-12 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図ります。 ・地上式調整池（調整池 4）周辺のガーデン 3～5 や草地等においては、既存樹林地の保全を行うとともに、植栽等により樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯を整備することで、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池 4 の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 ・ガーデン 3、4 の HWL 以上の範囲には、草花や花木を中心とした植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。 ・全体供用後、和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。

6.5.5 評価

(1) 工事の実施に伴い変化する湧水の流況

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、計画構造物は湧水源（地点 1～8）から離れているため、本事業で湧水源（地点 1～8）の直接改変をすることはありません。

和泉川源流域（地点 1～6）は、現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

以上より、本事業による湧水の流況への影響は小さく、和泉川下流の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（地点 7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全し、本事業で既存樹林地をいかながら植栽により新たな緑を創出します。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区

画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持され则认为されます。

以上より、本事業による湧水の流況への影響は小さく、堀谷戸川下流の流量への影響も小さいと予測します。

加えて、環境保全措置として、草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保するとともに和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。

以上により、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する湧水の流況

本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行う計画であり、トイレ、飲食・物販施設等の水利用を行う施設を整備しますが、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。

和泉川源流域（地点1～6）周辺は、現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、チガヤ群落、オギ群落等が分布し、本事業の対象事業実施区域内の和泉川流域のうち、約19.0ha（被覆率100%）が雨水が浸透する土地利用となっています。

本事業では、対象事業実施区域内の和泉川流域の一部にパークセンター、駐車場、園路等の公園施設を整備する計画です。そのため、施設の存在により、雨水が浸透する土地利用の被覆率は約82%となりますが、本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業が実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやキボウシなどの浸水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落を含めた植生を維持して整備します。さらに本事業では、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備します。

また、本事業では、上記に加え、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養及び和泉川源流域の湧水の流量は維持されると予測します。

なお、ガーデン3のHWL以上の範囲には、アジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4のHWL以上の範囲には、上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースにした西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、両ガーデンとも既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させますが、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用を抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。

以上のことから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、和泉川下流の流量への影響も

小さいと予測します。

また、環境保全措置として、全体供用後、和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。

堀谷戸川源流域（地点7、8）周辺は、現況では畑地、造成地、グラウンド、チガヤ群落、果樹園等が分布しています。本事業の対象事業実施区域内の堀谷戸川流域には、現況ではメシバエノコログサ群落、スギ・ヒノキ植林、畑地等が分布し、約8.2ha（被覆率100%）が雨水が浸透する土地利用となっています。

本事業では、対象事業実施区域内の堀谷戸川流域に、管理施設、駐車場、園路等の公園施設を整備する計画です。そのため、施設の存在により、雨水が浸透する土地利用の被覆率は約52%となりますが、対象事業実施区域北東部の既存樹林をいかした整備を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎乾生草地を整備します。また、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の適切な規模や位置を検討し、整備・維持管理を行うことで、公園整備による堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養及び堀谷戸川源流域の湧水の流量は維持されると予測します。

また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区外の北東側にも広がっており、本事業の対象事業実施区域外も含めた堀谷戸川流域全体における、雨水が浸透する土地利用の被覆面積は、現況では約54.1ha（被覆率約87%）、施設の存在時は約38.2ha（被覆率約61%）となりますが、土地区画整理事業実施区域内の地点8周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点7周辺では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられます。

以上のことから、本事業による湧水の流況への影響は小さく、堀谷戸川下流の流量への影響も小さいと予測します。

以上により、環境保全目標である「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。

6.6 廃棄物・建設発生土

6.6 廃棄物・建設発生土

本事業の実施により、工事中は工事の実施により産業廃棄物及び建設発生土の発生が、供用時は施設の運営により一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が想定されます。

このことから、本事業の工事中及び供用時に発生する廃棄物等の発生量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約9,523千t（前年度比約10.1%減少）であり、減量化量は約6,510千t、再生利用量は約2,842千t、最終処分量は約170千tで、最終処分率は1.8%となっています。 令和3年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は66,174tとなっています。 横浜市の公共土木事業において搬出される建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が、99.0%と高くなっています。 神奈川県の新築・増改築時の建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は77.7%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。 	p. 6.6-4 ～6.6-12
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。 	p. 6.6-13
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 計画建築物の建設に伴う産業廃棄物の発生量は、合計で917.2tと予測します。計画建築物の建設により発生する産業廃棄物発生量に、各品目の再資源化率を適用した場合、最終処分量は74.4tと予測します。 本事業の工事では構造物の基礎の掘削等の作業土工による発生土を69,424 m³見込んでいます。発生土は可能な限り対象事業実施区域内での不陸整正や整地に用いる計画です。 本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、発生残土は可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用います。 	p. 6.6-17 ～6.6-19
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 	p. 6.6-27

【工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 施工計画に基づき、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等での有効利用を行います。 建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 	p. 6. 6-27
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 6-28

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約9,523千t（前年度比約10.1%減少）であり、減量化量は約6,510千t、再生利用量は約2,842千t、最終処分量は約170千tで、最終処分率は1.8%となっています。 令和3年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は66,174tとなっています。 	p. 6. 6-4 ～6. 6-12
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。 	p. 6. 6-13
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 公園内で発生する一般廃棄物の最終処分量は、年間678.7tと予測します。 発生する産業廃棄物の最終処分量は、年間103.5tと予測します。 供用時に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 	p. 6. 6-24 ～6. 6-26
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 公園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図ります。 公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。 発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。 	p. 6. 6-27
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 6-28

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.6.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況
 - ・ 種類別発生量
 - ・ 資源化の状況
 - ・ 廃棄物の処理状況
- ② 土地利用の状況
- ③ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）、「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）、「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）、「令和 3 年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局 令和 4 年 9 月）等を整理しました。

② 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料による情報の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査しました。

③ 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・ 「循環型社会形成推進基本法」
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）
- ・ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）
- ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
- ・ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）
- ・ 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」
- ・ 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」
- ・ 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
- ・ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・ 「神奈川県循環型社会づくり計画」
- ・ 「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」
- ・ 「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」

(5) 調査結果

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。また資源として再利用される建設副産物で発生量の大きいものとしては建設発生土があります。それぞれを、「ア. 産業廃棄物」、「イ. 一般廃棄物」、「ウ. 建設発生土」として整理しました。

ア. 産業廃棄物

横浜市における産業廃棄物の発生量及び処理状況は、表 6.6-1 に示すとおりです。令和元年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,523 千 t（前年度比約 10.1%減少）であり、減量化量は約 6,510 千 t、再生利用量は約 2,842 千 t、最終処分量は約 170 千 t で、最終処分率は 1.8%となっています。

表 6.6-1 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千 t

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発生量	10,012	10,000	10,635	10,595	9,523
減量化量	6,218	6,495	6,580	7,697	6,510
再生利用量	3,350	2,942	3,835	2,449	2,842
最終処分量	456	563	219	450	170

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」
(横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

平成 30 年度の横浜市の公共土木事業における産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-2 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の排出ベースの再資源化率は100%であり、その他の多くの項目についても再資源化が進んでいますが、廃プラスチック、廃石膏ボード、廃塩化ビニル管・継手については再資源化が進んでいない状況です。ただし、再資源化が進んでいない3項目については、発生量が少ない傾向にあります。

表 6.6-2 横浜市における建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千 t

項目	発生量							再資源化等量	再資源化等率 (%)	
	現場内利用量	現場内減量化量	搬出量	搬出先						
				再資源化	減量化	最終処分				
公共土木 (横浜市)	アスファルト・コンクリート塊	300.5	0.9	0.0	299.6	299.6	0.0	0.0	299.6	100.0
	コンクリート塊	81.5	2.2	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0	79.3	100.0
	汚泥	200.8	0.0	0.0	200.8	175.0	23.6	2.2	198.6	98.9
	建設混合廃棄物	3.2	0.0	0.0	3.2	2.5	0.2	0.4	2.8	87.1
	建設発生木材	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.9	99.9
	伐木材・除根材	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	98.8
	廃プラスチック	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.1	0.4	77.0
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.2
	金属くず	10.1	0.0	0.0	10.1	9.9	0.0	0.3	9.9	97.5
	廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.8

注1：再資源化等量：搬出量（再資源化）＋搬出量（減量化）

注2：再資源化等率：搬出量全体に対する再資源化等量の割合

注3：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）

平成 30 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.6-3 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、発生木材、伐木材・除根材及び金属くずの搬出量ベースの再資源化率は 90%以上となっています。

表 6.6-3 神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千 t

項目	①発生量							搬出ベース 再資源化等 (縮減を含む)		
	② 現場内 利用量	③ 現場内 減量化量	④搬出量			⑦ 最終処分	⑧ 量 ⑤+⑥	⑨ 率 (%) ⑧/④		
			⑤ 再資源化	⑥ 減量化 (縮減)						
解体	アスファルト・コンクリート塊	24.7	0.8	0.0	23.9	23.9	0.0	0.0	23.9	100.0
	コンクリート塊	608.9	61.2	0.0	547.7	547.7	0.0	0.0	547.7	100.0
	汚泥	33.2	0.1	0.0	33.1	24.3	3.4	5.4	27.7	83.7
	混合廃棄物	26.1	0.0	0.0	26.1	15.6	1.1	9.4	16.6	63.9
	発生木材	75.9	7.3	0.0	68.5	68.3	0.0	0.2	68.3	99.7
	伐木材・除根材	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	4.8	100.0
	廃プラスチック	3.0	0.0	0.0	3.0	1.7	0.7	0.6	2.5	81.3
	紙くず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	43.4
	金属くず	35.3	0.0	0.0	35.3	34.6	0.0	0.7	34.6	98.0
	廃石膏ボード	7.2	0.0	0.0	7.2	5.4	0.0	1.8	5.4	75.6
	廃塩化ビニル管・継手	0.3	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2	58.7
新築・増改築	アスファルト・コンクリート塊	76.2	1.4	0.0	74.8	74.8	0.0	0.0	74.8	100.0
	コンクリート塊	464.8	143.4	0.0	321.4	321.4	0.0	0.0	321.4	100.0
	汚泥	101.1	4.5	0.4	96.2	81.8	10.8	3.6	92.6	96.2
	混合廃棄物	48.6	0.0	0.0	48.6	39.4	3.5	5.7	42.9	88.2
	発生木材	42.2	0.3	0.0	41.9	37.4	0.8	3.8	38.1	91.0
	伐木材・除根材	19.6	0.0	0.0	19.6	19.2	0.2	0.1	19.4	99.4
	廃プラスチック	14.8	0.0	0.0	14.8	8.5	3.6	2.8	12.1	81.4
	紙くず	10.5	0.0	0.0	10.5	8.1	2.2	0.2	10.3	98.0
	金属くず	14.9	0.0	0.0	14.9	14.6	0.0	0.3	14.6	97.9
	廃石膏ボード	34.3	0.0	0.0	34.3	21.6	0.0	12.7	21.6	63.0
	廃塩化ビニル管・継手	1.0	0.0	0.0	1.0	0.6	0.0	0.4	0.6	58.7

注 1：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)

イ. 一般廃棄物

横浜市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移は、表 6.6-4 に示すとおりです。
令和 3 年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は 66,174t となっています。

横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は概ね減少傾向にあり、資源化量は概ね増加傾向にあります。

表 6.6-4 事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ごみ量 (t)	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860
資源化量 (t)	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174
事業所数	-	-	-	-	115,877

資料：「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）

「令和 3 年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局 令和 4 年 9 月）

ウ. 建設発生土

横浜市の公共土木事業における建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況は、表 6.6-5 に示すとおりです。

横浜市では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が 99.0%と高くなっています。

表 6.6-5 横浜市の公共土木事業における建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況

単位：千³m

項目	②発生量															①有効利用率 (%)	
	場外搬出量														④現場内利用量		
	③有効利用量										その他						
	公共工事等での利用			売却	他の工事現場（海面）	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	廃棄物最終処分場（覆土以外）	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場						
他の工事現場（内陸）	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場															
公共土木（横浜市）	789.4	508.8	500.9	5.8	0.6	23.9	0.0	3.3	17.7	4.3	445.2	7.9	0.0	7.3	0.6	280.6	99.0

注 1：①有効利用率＝（③場外搬出量（有効利用量）＋④現場内利用量）÷②発生量全体×100

注 2：表示単位未満を端数処理しているため、場外搬出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）

神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況は、表 6.6-6 に示すとおりです。

神奈川県では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は77.7%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。

表 6.6-6 神奈川県における建設発生土の搬出先及び土砂の利用状況

項目	②発生量															①有効利用率(%)	
	場外搬出量											④現場内利用量					
	③有効利用量							その他									
	公共工事等での利用			売却	他の工事現場(海面)	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	廃棄物最終処分場(覆土以外)	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場						
他の工事現場(内陸)	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場															
新築・増改築	1,492.1	971.8	638.3	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3	169.0	9.2	459.4	333.5	2.5	0.8	330.2	520.3	77.7

注1：①有効利用率 = (③場外搬出量(有効利用量) + ④現場内利用量の割合) ÷ ②発生量全体 × 100

注2：表示単位未満を端数処理しているため、場外排出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)

② 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図3.3-1 土地利用現況図」(p.3-113 参照)に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図3.3-5 土地利用基本計画図(用途地域)」(p.3-117 参照)に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

③ 関係法令・計画等

ア. 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月 法律第110号)

この法律は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用または処分に伴う環境への負荷ができる限り低減されるよう、提言されています。

イ. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月 法律第137号)

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付することが義務づけられています。

ウ. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月 法律第48号)

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

エ. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月 法律第104号)

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材(コンクリート、アスファルト、木材等)について、その分別解体等や再資源化等を促進すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものです。

特に、発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る必要があり、再資源化により得られた建設資材の使用等、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

オ. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年6月 法律第60号)

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定するとされています。また、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各主体に関して個別の措置事項を講じるとされています。

カ. 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」(平成11年3月 神奈川県条例第3号)

この条例は、土砂の適正な処理を推進するために、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項が定められています。

一定規模以上の土砂の搬出や埋立てを行う場合には、届出や許可が必要であり、土砂の搬出に際して、事業者は、処理計画を作成し、知事へ提出する必要があります。

キ. 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

(平成 18 年 12 月 神奈川県条例第 67 号)

この条例は、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とするものです。

条例では事業者の責務として、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制等に努めることや適正な処分の実施が定められています。

ク. 「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

(平成 4 年 9 月 横浜市条例第 44 号)

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年 1 回、市長に提出する必要があります。また、事業用大規模建築物については、事業系廃棄物の保管場所の設置を義務づけています。

ケ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月 横浜市条例第 58 号)

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(横浜市条例第 17 号 平成 7 年 3 月)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

コ. 「神奈川県循環型社会づくり計画」(神奈川県 平成 29 年 3 月改定)

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、神奈川県内の一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切に、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取り入れた、循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、表 6.6-7 に示すとおり排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の原単位を用いた目標を設定しています。

表 6.6-7 計画目標

項目		平成 26 年度実績	平成 33 年度目標値
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	681g/人・日	644g/人・日
目標 2	事業活動による廃棄物の 県内 GDP（県内総生産）当たりの排出量	55.0t/億円	53.6t/億円
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	25.7%	31%
目標 4	製造業における産業廃棄物の再生利用率	43.5%	50%
目標 5	不法投棄等残存量	126,697t	前年度より減少 ^{注1}

注 1：不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定

サ. 「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」（横浜市資源循環局 平成 28 年 3 月）

この計画は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理等を進めるため、横浜市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示すものです。

「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」は、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、「横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測」、「国の法制度及び計画等の動向」、「横浜市の計画等の動向」、「第 6 次処理指導計画の取組状況」を踏まえて、以下の課題が整理されています。

- ・最終処分量の削減
- ・有害廃棄物の適正処理
- ・建設系廃棄物の適正処理
- ・災害廃棄物対策

これらの課題を受け、計画では、横浜市内における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取組み、「持続可能な循環型社会の構築」を目指すことが基本理念として掲げられています。

シ. 「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢プラン～」

（横浜市 平成 23 年 1 月）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、横浜市内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成 37 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3 R（廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3 つの R）を推進するとともに、ごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能な街を目指す。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての事業者の役割や具体的取組が定められています。

6.6.2 環境保全目標の設定

廃棄物・建設発生土に係る環境保全目標は、表 6.6-8 に示すとおり設定しました。

表 6.6-8 環境保全目標(廃棄物・建設発生土)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。
【供用時】 施設の運営	・供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。

6.6.3 予測

(1) 工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土

① 予測項目

予測項目は、工事の実施により発生する産業廃棄物と建設発生土としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

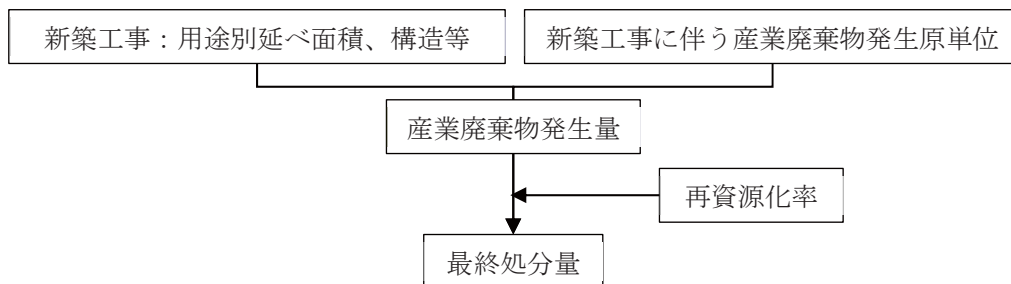
予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

ア. 予測手順

予測手順は、図 6.6-1 に示すとおりです。

【産業廃棄物】



【建設発生土】

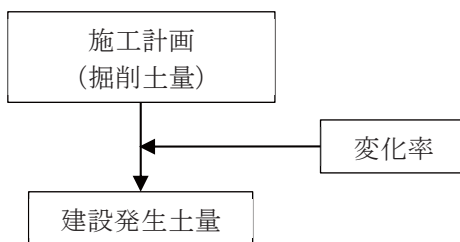


図 6.6-1 予測手順（産業廃棄物、建設発生土）

イ. 予測手法

工事の実施に伴う産業廃棄物発生量は、用途別延べ面積、構造等と廃棄物発生原単位から予測しました。建物の新築工事に伴う産業廃棄物の原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成24年11月)に基づき、構造等に該当する値を設定しました。

工事中に発生する産業廃棄物の最終処分量は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)等の既存資料を基に設定した最終処分率が適用される場合を想定して発生量に乗ずることで算出しました。

建設発生土量は、施工計画(掘削工事)の内容から掘削量を把握し、土量変化率を考慮して建設発生土量を推定しました。

⑤ 予測条件

ア. 計画施設の概要

本事業の実施に伴い、新たに建設する計画建築物の用途別延べ面積は、表6.6-9に示すとおりです。

表 6.6-9 計画施設の概要

施設	区分	構造	延べ面積 (㎡)
パークセンター1	店舗	S造	約4,500
パークセンター2	事務所	S造	約1,500
スポーツ施設管理棟	事務所	S造	約1,000
日本建築	その他	木造	約250
休憩所(あずまや)(10棟)	その他	木造	約360
トイレ(9棟)	その他	RC造	約500
飲食・物販施設1	店舗	全構造	約3,500
飲食・物販施設2	店舗	全構造	約1,500
管理施設1	事務所	全構造	約2,000
管理施設2	事務所	全構造	約700
アウトドア体験施設	ホテル	全構造	約7,300

注1: 計画施設の概要は、現時点の想定であり、関連事業の検討や公民連携による事業者の提案等により変更になる可能性があります。

注2: 「区分」と「構造」は表6.6-10に示す発生原単位の分類を記載しています。

注3: 飲食・物販施設1、飲食・物販施設2、管理施設1、管理施設2及びアウトドア体験施設は、計画段階で構造形式が未定のため、現時点では全構造としました。

注4: アウトドア体験施設の建築物として、グランピング等宿泊施設を想定しています。施設は広い敷地に散在するように配置される予定です。延べ面積は、現時点での最大規模と想定しています。なお、延べ面積には共用施設も含めています。

イ. 発生原単位

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表6.6-10に示すとおりです。これらは、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成24年11月)及び「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」((社)日本建材産業協会 平成16年3月)より整理しました。

表 6.6-10 品目別発生原単位

廃棄物の種類	発生原単位 (kg/m ³)								
	事務所			店舗			ホテル	その他	
	S造	全構造		S造	全構造		全構造	RC造	木造
	3,000 m ² 未満	1,000 m ² 未満	3,000 m ² 未満	6,000 m ² 未満	3,000 m ² 未満	6,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 未満	6,000 m ² 未満
コンクリート塊	8.9	7	7.9	10.8	9	11.7	11.1	11.1	0
アスファルト・コンクリート塊	0.7	0.8	0.5	0.4	1.1	0.3	1.3	2.6	0
ガラス陶磁器	1.5	1.3	1.3	1.2	2.3	1.1	1.4	0.4	1.23
廃プラスチック	1.2	1.3	1.5	1.9	1.3	1.7	2.3	1.1	0.6
金属くず	1.5	2.1	1.3	2	1.3	1.5	1.8	1.5	0.2
木くず	2.1	2.9	2.8	1.4	2.3	1.3	2.7	6.9	5.3
紙くず	1.6	2.4	1.9	1.7	1.2	1.5	2.4	2.6	1.85
廃石膏ボード	3.4	3.7	2.7	0.9	2.7	1.3	4.7	1.7	5.25
その他	3	3	2.1	2.3	2.7	2.1	6.1	1.6	0.02
混合廃棄物	12.1	18.1	14.5	12.2	15.1	13.5	14.2	18.3	0.32

注1：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会 平成24年11月）において、パークセンター1、飲食・物販施設1、2は、「店舗」、パークセンター2、スポーツ施設管理棟、管理施設1、2は、「事務所」、アウトドア体験施設は、「ホテル」、日本建築、休憩所（あずまや）、トイレは、「その他」の値を引用しました。
 注2：飲食・物販施設1、飲食・物販施設2、管理施設1、管理施設2及びアウトドア体験施設は、計画段階で構造形式が未定のため、現時点では全構造としました。
 注3：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和2年1月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊
 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊
 石膏ボード：廃石膏ボード

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会 平成24年11月）
 「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」（(社)日本建材産業協会 平成16年3月）

ウ. 再資源化率

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-11 に示すとおり、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和2年1月）等を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-11 産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率(%)		出典資料
	非木造	木造	
コンクリート塊	100.0	100.0	①
アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	①
ガラス陶磁器	87.2	87.2	②
廃プラスチック	82.6	80.6	①
金属くず	97.9	98.0	①
木くず	98.8	98.8	②
紙くず	97.6	98.0	①
廃石膏ボード	79.4	56.1	①
その他	95.5	94.0	③
混合廃棄物	87.4	89.3	①

注1：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和2年1月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

資料：①「平成30年度建設副産物実態調査結果（建設廃棄物の再資源化等率）」（国土交通省 令和2年1月）より、「新築・増改築（非木造）」及び「新築・増改築（木造）」の神奈川県値を適用しました。

②「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成28年度>平成32年度」（横浜市資源循環局 平成28年3月）より、「建設業における産業廃棄物の最終処分率（平成32年予測）」から算出した値を適用しました。

③「平成24年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 平成26年3月）より、「新築・増改築（非木造）」及び「新築・増改築（木造）」の神奈川県値を適用しました。

⑥ 予測結果

ア. 工事実施により発生する産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量の予測結果は、表 6.6-12 に示すとおりです。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量は、合計で917.2tと予測します。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量に、各品目の再資源化率を適用した場合、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の最終処分量は、74.4tになると予測します。

表 6.6-12 工事の実施により発生する産業廃棄物発生量及び最終処分量

単位：t

区分	用途	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
発生量 ①	パークセンター1	48.6	1.8	5.4	8.6	9.0	6.3	7.7	4.1	10.4	54.9
	パークセンター2	13.4	1.1	2.3	1.8	2.3	3.2	2.4	5.1	4.5	18.2
	スポーツ施設管理棟	8.9	0.7	1.5	1.2	1.5	2.1	1.6	3.4	3.0	12.1
	日本建築	0.0	0.0	0.3	0.2	0.1	1.3	0.5	1.3	0.0	0.1
	休憩所(あずまや)10か所	0.0	0.0	0.4	0.2	0.1	1.9	0.7	1.9	0.0	0.1
	トイレ(9棟)	5.6	1.3	0.2	0.6	0.8	3.5	1.3	0.9	0.8	9.2
	飲食・物販施設1	41.0	1.1	3.9	6.0	5.3	4.6	5.3	4.6	7.4	47.3
	飲食・物販施設2	13.5	1.7	3.5	2.0	2.0	3.5	1.8	4.1	4.1	22.7
	管理施設1	15.8	1.0	2.6	3.0	2.6	5.6	3.8	5.4	4.2	29.0
	管理施設2	4.9	0.6	0.9	0.9	1.5	2.0	1.7	2.6	2.1	12.7
	アウトドア体験施設 ^{注3}	81.0	9.5	10.2	16.8	13.1	19.7	17.5	34.3	44.5	103.7
	合計	非木造	192.1	13.9	25.3	32.3	31.3	40.5	34.2	47.1	58.6
木造		40.5	4.7	5.9	8.8	6.7	13.1	9.9	20.4	22.3	52.0
合計		917.2									
再資源化率(%) ^{注1} ②	非木造	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4
	木造	100.0	100.0	87.2	80.6	98.0	98.8	98.0	56.1	94.0	89.3
最終処分量 ^{注2} ③	合計	0.0	0.0	4.0	7.3	0.8	0.6	1.0	18.6	4.0	38.0
		74.4									

注1：再資源化率は、表 6.6-11 に示した再資源化率より設定しました。

注2：③=①-(①×②/100)

注3：アウトドア体験施設は計画段階で構造形式が未定のため、延べ面積を非木造と木造形式に等分して算出しました。

注4：四捨五入の関係から合計値が合わないことがあります。

注5：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

イ. 工事実施により発生する建設発生土

基礎掘削等の作業土工による発生土量は、表 6.6-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業等を実施して施設整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

作業土工による発生土量は、69,424 m³を見込み、可能な限り対象事業実施区域内での不陸整正や整地に用いることとしますが、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、発生残土は可能な限り、他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。

表 6.6-13 建設発生土量

発生土量
約 69,424 m ³

(2) 施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

① 予測項目

予測項目は、施設の運営により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

③ 予測時期

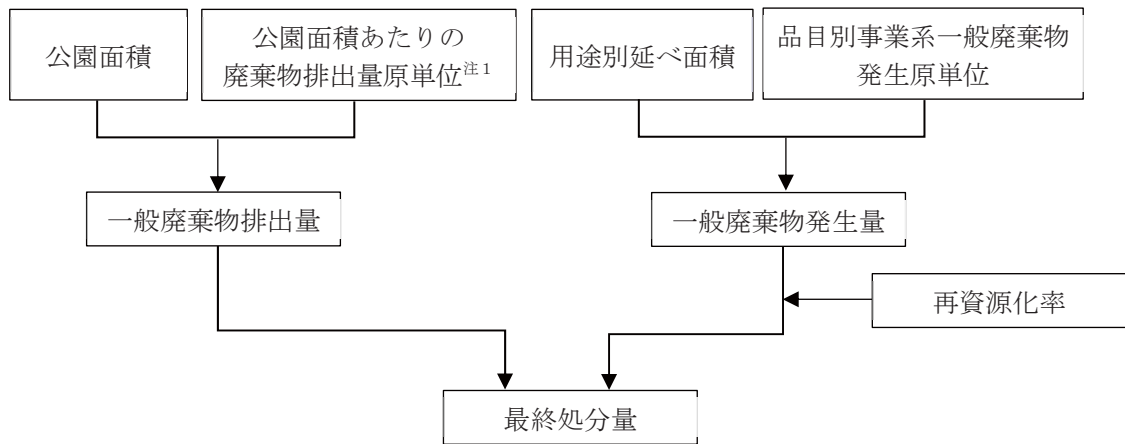
予測時期は、工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

④ 予測方法

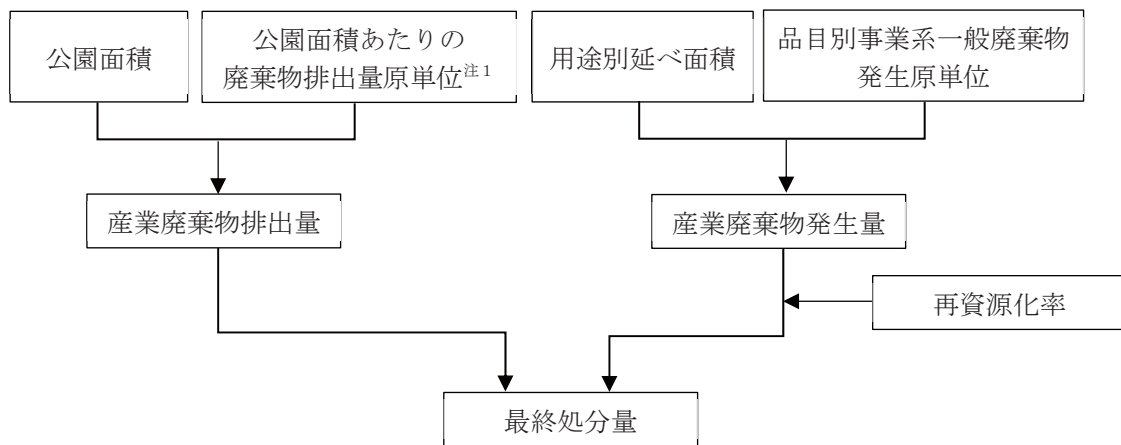
ア. 予測手順

予測手順は、図 6.6-2 に示すとおりです。

【一般廃棄物】



【産業廃棄物】



注1：公園面積あたりの廃棄物排出量原単位は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値となります。

図 6.6-2 予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

イ. 予測手法

公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、単位面積あたりの一般廃棄物及び産業廃棄物排出量原単位に、公園面積を乗ずることで予測しました。

単位面積あたりの廃棄物排出量原単位については、既存の類似公園における廃棄物排出量と公園面積から、単位面積あたりの廃棄物排出量原単位を求め算出しました。なお、既存の類似公園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値です。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は、既存資料を基に設定した単位面積あたりの品目別事業系一般廃棄物及び産業廃棄物発生原単位に各用途の延べ面積を乗ずることで算出しました。また、公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する廃棄物の最終処分量は、発生量に「令和4年度 事業概要」（横浜市資源

循環局政策調整部政策調整課（令和4年9月）の令和3年度事業系ごみの資源化量及び「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課 令和4年12月）の産業廃棄物の発生量と処理状況の推移における令和元年度の資源化量実績値を基に設定した再資源化率を考慮し、算出しました。

施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の最終処分量は、上記の公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量と、公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を合計した値としました。

⑤ 予測条件

ア. 公園施設及び計画施設の概要

本事業の実施に伴い、新たに整備される公園施設の地区別面積は、表 6.6-14 に示すとおりです。公園面積のうち、北地区はアウトドア体験施設、飲食・物販施設1、飲食・物販施設2の面積を除いた面積としました。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の用途別延べ面積は、表 6.6-15 に示すとおりです。

表 6.6-14 公園施設の概要

地区	公園地区別面積
西地区	6.5 ha
中央地区	14.5 ha
東地区	24.1 ha
北地区 ^{注1}	18.3 ha
合計	63.4 ha

注1：北地区は、アウトドア体験施設、飲食・物販施設1、飲食・物販施設2の面積を除いた面積としました。

注2：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.6-15 北地区における計画施設の概要

施設	地区	区分	延べ面積 (m ²)
アウトドア体験施設 ^{注2}	北地区	宿泊施設	約 7,300
飲食・物販施設1	北地区	店舗	約 3,500
飲食・物販施設2	北地区	店舗	約 1,500
合計	—	—	約 12,300

注1：計画施設の概要は、現時点の想定であり、関連事業の検討や公民連携による事業者の提案などにより変更になる可能性があります。

注2：アウトドア体験施設の建築物として、グランピング等宿泊施設を想定しています。施設は広い敷地に散在するように配置される予定です。延べ面積は、現時点での最大規模と想定しています。なお、延べ面積には共用施設も含めています。

注3：「区分」は表 6.6-17 に示す予測排出量原単位の分類を記載しています。

イ. 発生原単位及び排出量原単位

公園施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量原単位は、既存の公園から発生した廃棄物量実績と公園面積から設定し、単位面積あたりの一般廃棄物及び産業廃棄物排出量原単位は、表 6.6-16 に示すとおりとしました。なお、原単位の設定根拠は、資料編(p. 資 1.3-1～資 1.3-2 参照)に示すとおりです。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設から発生する廃棄物の予測排出量原単位は、表 6.6-17 に示すとおり「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」(横浜市資源循環局 平成 31 年 4 月) より整理しました。

また、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成割合は、表 6.6-18 に示すとおり、「東京都環境科学研究所年報」(東京都環境科学研究所 平成 12 年 11 月) の平成 11 年度排出源等ごみ性状調査の結果を引用しました。

これらの排出量原単位及び組成割合を基に、各用途の単位面積あたりの事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位は、表 6.6-19 に示すとおりです。

表 6.6-16 類似公園の単位面積あたりの一般廃棄物及び産業廃棄物排出量原単位

参照した類似公園	種類	排出量原単位
三ッ沢公園	一般廃棄物	2.6t/ha・年
	産業廃棄物	0.6t/ha・年
相模原公園	一般廃棄物	6.8t/ha・年
	産業廃棄物	0.6t/ha・年

注 1：本事業で整備する公園と類似した機能・施設を有する既存公園の令和 3 年度の廃棄物量実績の聞き取り結果を使用しました。

表 6.6-17 事業用大規模建築物における廃棄物の予測排出量原単位

区分	廃棄物
	予測排出量原単位
	kg/m ² ・日
宿泊施設 ^{注1}	0.06
店舗 ^{注2}	0.15

注 1：「宴会場なし」の値を示しています。

注 2：「食料品中心のスーパー・飲食店等」の値を示しています。

資料：「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」(横浜市資源循環局 平成 31 年 4 月)

表 6.6-18 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の組成割合

単位：％

廃棄物の種類		宿泊施設	店舗
事業系 一般廃棄物	紙類 ^{注1}	37.9	16.3
	厨芥	22.3	66.7
	繊維	2.3	0.4
	草木・その他可燃物	6.8	0.7
産業廃棄物	プラスチック ^{注2}	14.9	4.6
	ゴム・皮革	0.7	0.1
	ガラス ^{注3} ・石・陶磁器	8.5	4.6
	金属類 ^{注4}	6.6	6.1
	その他不燃物	0.1	0.6
合計		100.0	100.0

注1：紙類：新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、容器包装類、OA用紙等

注2：プラスチック：包装フィルム、ペットボトル、その他ボトル、パック・カップ類、食品トレー等

注3：ガラス：リターナブルびん、ワンウェイビン等

注4：金属類：鉄類、非鉄金属等

注5：宿泊施設は「理美容・宿泊・宗教・教育」、店舗は「飲食店」において発生した不要物の割合を用いました。

注6：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

資料：「平成11年度排出源等ごみ性状調査」（東京環境科学研究所 平成12年11月）

表 6.6-19 単位面積あたりの事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位

単位：g/m²・日

廃棄物の種類		品目別発生原単位	
		宿泊施設	店舗
事業系 一般廃棄物	紙類	22.7	24.5
	厨芥	13.4	100.1
	繊維	1.4	0.6
	草木・その他可燃物	4.1	1.1
	計	41.6	126.2
産業廃棄物	プラスチック	8.9	6.9
	ゴム・皮革	0.4	0.2
	ガラス・石・陶磁器	5.1	6.9
	金属類	4.0	9.2
	その他不燃物	0.1	0.9
計		18.5	24.0

注1：廃棄物の種類は、表 6.6-18 と同じ分類を記載しています。

注2：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

ウ. 再資源化率

施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化率について、公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、計画施設内に整備する廃棄物保管施設にて分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、横浜市や横浜市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等により、適正に処理される予定です。また、公園及び公園施設内で発生した剪定枝や刈草等、再資源化が可能なものは、資源化・再利用に努めます。なお、既存の類似公園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値を用いました。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発

生ずる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-20 に示すとおり、「令和4年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和4年9月)の令和3年度事業系ごみの資源化量及び「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」(横浜市環境創造局政策課 令和4年12月)の産業廃棄物の発生量と処理状況の推移における令和元年度の資源化量実績値を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-20 廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率(%)	出典資料
事業系一般廃棄物	19.4	①
産業廃棄物	29.8	②

資料：①「令和4年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和4年9月)より、令和3年度事業系ごみの資源化量から算出した値を適用しました。

②「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」(横浜市環境創造局政策課 令和4年12月)より、「産業廃棄物の発生量と処理状況の推移」における令和元年度の資源化量実績値から算出した値を適用しました。

⑥ 予測結果

公園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、表 6.6-21 に示すとおり、一般廃棄物が年間 403.6t、産業廃棄物が年間 38.0t 発生すると予測します。

公園の北地区に配置を計画しているアウトドア体験施設及び飲食・物販施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は表 6.6-22 に示すとおりです。一般廃棄物が一日 935.2kg、産業廃棄物が一日 255.6kg 発生すると予測します。この一般廃棄物及び産業廃棄物発生量に、再資源化率を適用した場合の最終処分量は表 6.6-23 に示すとおりです。一般廃棄物の最終処分量は 275.1t、産業廃棄物は 65.5t になると予測します。

したがって、供用時に本事業より発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、表 6.6-24 に示すとおり、それぞれ 678.7t、103.5t と予測します。

なお、供用時に発生する廃棄物は分別収集し、再資源化が可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。

表 6.6-21 公園施設の供用時に発生する廃棄物排出量

地区	参照した類似公園	廃棄物種類	発生原単位 (t/ha・年)	面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)
			①		②=①×③
西地区	三ッ沢公園	一般廃棄物	2.6	6.5	16.9
		産業廃棄物	0.6		3.9
中央地区	相模原公園	一般廃棄物	6.8	14.5	98.6
		産業廃棄物	0.6		8.7
東地区	相模原公園	一般廃棄物	6.8	24.1	163.9
		産業廃棄物	0.6		14.5
北地区	相模原公園	一般廃棄物	6.8	18.3	124.2
		産業廃棄物	0.6		11.0
合計	—	一般廃棄物	—	63.4	403.6
		産業廃棄物	—		38.0

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.6-22 北地区における計画施設の供用時に発生する廃棄物発生量

廃棄物の種類		発生原単位 (g/m ² ・日)	延べ面積 (m ²)	廃棄物発生量 (kg/日)
		①	②	③=①×②/1,000
飲食・物販施設 1	事業系 一般廃棄物	紙類	24.5	85.8
		厨芥	100.1	350.4
		繊維	0.6	2.1
		草木・その他可燃物	1.1	3.9
	産業廃棄物	プラスチック	6.9	24.2
		ゴム・皮革	0.2	0.7
		ガラス・石・陶磁器	6.9	24.2
		金属類	9.2	32.2
		その他不燃物	0.9	3.2
	合計		150.2	—
飲食・物販施設 2	事業系 一般廃棄物	紙類	24.5	36.8
		厨芥	100.1	150.2
		繊維	0.6	0.9
		草木・その他可燃物	1.1	1.7
	産業廃棄物	プラスチック	6.9	10.4
		ゴム・皮革	0.2	0.3
		ガラス・石・陶磁器	6.9	10.4
		金属類	9.2	13.8
		その他不燃物	0.9	1.4
	合計		150.2	—
アウトドア体験施設	事業系 一般廃棄物	紙類	22.7	165.7
		厨芥	13.4	97.8
		繊維	1.4	10.2
		草木・その他可燃物	4.1	29.9
	産業廃棄物	プラスチック	8.9	65.0
		ゴム・皮革	0.4	2.9
		ガラス・石・陶磁器	5.1	37.2
		金属類	4.0	29.2
		その他不燃物	0.1	0.7
	合計		60.1	—
事業系一般廃棄物		—	—	935.2
産業廃棄物		—	—	255.6
総計		—	123,000	1,190.7

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.6-23 北地区における計画施設の供用時に発生する廃棄物量、再資源化量及び最終処分量

種類	廃棄物発生量 (t/年)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)
	①	②	③=①×②	④=①-③
一般廃棄物	341.3	19.4	66.2	275.1
産業廃棄物	93.3	29.8	27.8	65.5
合計	434.6	—	94.0	340.6

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

注2：年=365日で算出しています。

表 6.6-24 供用時に発生する廃棄物の最終処分量

種類	廃棄物最終処分量 (t/年)
一般廃棄物	678.7
産業廃棄物	103.5
合計	782.2

注1：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

6.6.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土

環境の保全のための措置は、工事の実施により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化という観点から、表 6.6-25 に示す内容を実施します。

これら環境の保全のための措置は、工事期間中を通じて実施することで、産業廃棄物の最終処分量を減量化できるものと考えます。

表 6.6-25 環境の保全のための措置（工事の実施により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 ・施工計画に基づき、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等での有効利用を行います。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。

(2) 施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

環境保全のための措置は、公園の供用により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制及び再資源化等、表 6.6-26 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、公園の運営に際し、公園管理者が適切に実施することによって廃棄物の最終処分量を減量化できるものと考えます。

表 6.6-26 環境の保全のための措置（施設の運営により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図ります。 ・公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。

6.6.5 評価

(1) 工事の実施により発生する産業廃棄物、建設発生土

工事の実施により発生する産業廃棄物は917.2t発生し、このうち74.4tが最終処分されると予測します。

関連法令を踏まえ、本事業の工事に際しては、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、工事現場内での分別保管の徹底等により産業廃棄物の減量化、再利用・再生利用に努め、最終処分量の低減を図ります。

また、本事業の工事では構造物の基礎の掘削等の作業土工による発生土を69,424 m³見込んでいます。発生土は可能な限り対象事業実施区域内での不陸整正や整地に用いる計画です。ただし、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、発生残土は可能な限り、場内利用もしくは他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。

以上のことから、環境保全目標「工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

(2) 施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

供用時に本事業より発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、それぞれ年間678.7t及び103.5tと予測します。

公園の供用後は、公園内で発生する剪定枝や刈草等の資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図るとともに、発生した廃棄物については分別収集及び分別搬出し、再資源化する等、適正に処分することで、最終処分量の低減に努めます。

また、公園利用者に対し、廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。

以上のことから、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

6.7 大氣質

6.7 大気質

本事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が周辺地域の大気質に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時に排出する大気汚染物質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の公定法による二酸化窒素の調査結果は、0.006~0.029ppmとされています。 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の公定法による浮遊粒子状物質の調査結果は、0.014~0.029mg/m³とされています。 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の風向・風速の調査結果は、風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。風速は、各調査期間の平均値は、1.8~2.8m/sとされています。 	p. 6. 7-10 ~6. 7-23
環境保全目標	<p>(二酸化窒素)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。 <p>(浮遊粒子状物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。 	p. 6. 7-23
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度(年平均値)の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南西側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.0037ppm、浮遊粒子状物質は0.00068mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で22.2%、浮遊粒子状物質で3.4%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m³に換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³)に適合しています。 同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度(年平均値)の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南西側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.0044ppm、浮遊粒子状物質は0.00104mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で25.2%、浮遊粒子状物質で5.2%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.037ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m³に換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³)に適合しています。 	p. 6. 7-38 ~6. 7-45

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。 	p. 6. 7-77
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 7-78

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の公定法による二酸化窒素の調査結果は、0.006~0.029ppmとされています。 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の公定法による浮遊粒子状物質の調査結果は、0.014~0.029mg/m³とされています。 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の風向・風速の調査結果は、風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。風速は、各調査期間の平均値は、1.8~2.8m/sとされています。 	p. 6.7-10 ~6.7-23
環境保全目標	<p>(二酸化窒素)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。 <p>(浮遊粒子状物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。 	p. 6.7-23
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の工事用車両の走行台数が最大になる1年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で0.013712~0.015210ppm、浮遊粒子状物質で0.019038~0.019164mg/m³となり、将来濃度に対する本事業の工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.04~0.20%、浮遊粒子状物質で0.01未満~0.01%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下)に適合しています。 他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で0.013733~0.015256ppm、浮遊粒子状物質で0.019039~0.019168mg/m³となり、将来濃度に対する他事業を考慮した工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.09~0.54%、浮遊粒子状物質で0.01未満~0.04%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.034ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下)に適合しています。 	p. 6.7-56 ~6.7-61
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 	p. 6.7-77
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6.7-79

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【来園車両等の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の公定法による二酸化窒素の調査結果は、0.006~0.029ppmとされています。 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の公定法による浮遊粒子状物質の調査結果は、0.014~0.029mg/m³とされています。 既存資料(区画整理)の現地調査における対象事業実施区域周辺の風向・風速の調査結果は、風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。風速は、各調査期間の平均値は、1.8~2.8m/sとされています。 	p. 6. 7-10 ~6. 7-23
環境保全目標	<p>(二酸化窒素)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。 <p>(浮遊粒子状物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。 	p. 6. 7-23
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 供用時の本事業の来園車両等に伴う将来濃度は、二酸化窒素で、0.013292~0.014305ppm、浮遊粒子状物質で0.019013~0.019098mg/m³となり、将来濃度に対する本事業の来園車両等の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.01未満~0.18%程度、浮遊粒子状物質で0.01未満~0.01%程度であると予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.033ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下)に適合しています。 供用時の他事業を考慮した関係車両の走行に伴う将来濃度(年平均値)は、二酸化窒素で0.013353~0.014330ppm、浮遊粒子状物質で0.019017~0.019100mg/m³となり、将来濃度に対する他事業を考慮した関係車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.17~1.35%程度、浮遊粒子状物質で0.01~0.07%程度であると予測します。二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.033ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下)に適合しています。 	p. 6. 7-71 ~6. 7-76
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 駐車場内に電気自動車の充電設備の導入を目指します。 マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 	p. 6. 7-77 ~6. 7-78
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 7-80

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.7.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 大気質の状況（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）
- ② 気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量）
- ③ 地形、工作物の状況
- ④ 土地利用の状況
- ⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況
- ⑥ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における現地調査の調査地点は、図 6.7-1 に示すとおりです。一般環境大気質及び気象の状況は対象事業実施区域周辺の1地点（地点A）、沿道環境大気質は、工事用車両の走行が予想される主要な道路沿道の6地点（地点a～f）、自動車交通量調査は沿道環境大気質の調査地点と同様の6地点（地点1～3、5～7）に加え、騒音及び振動の自動車断面交通量の調査地点と同様の1地点（地点4）の計7地点とされています。

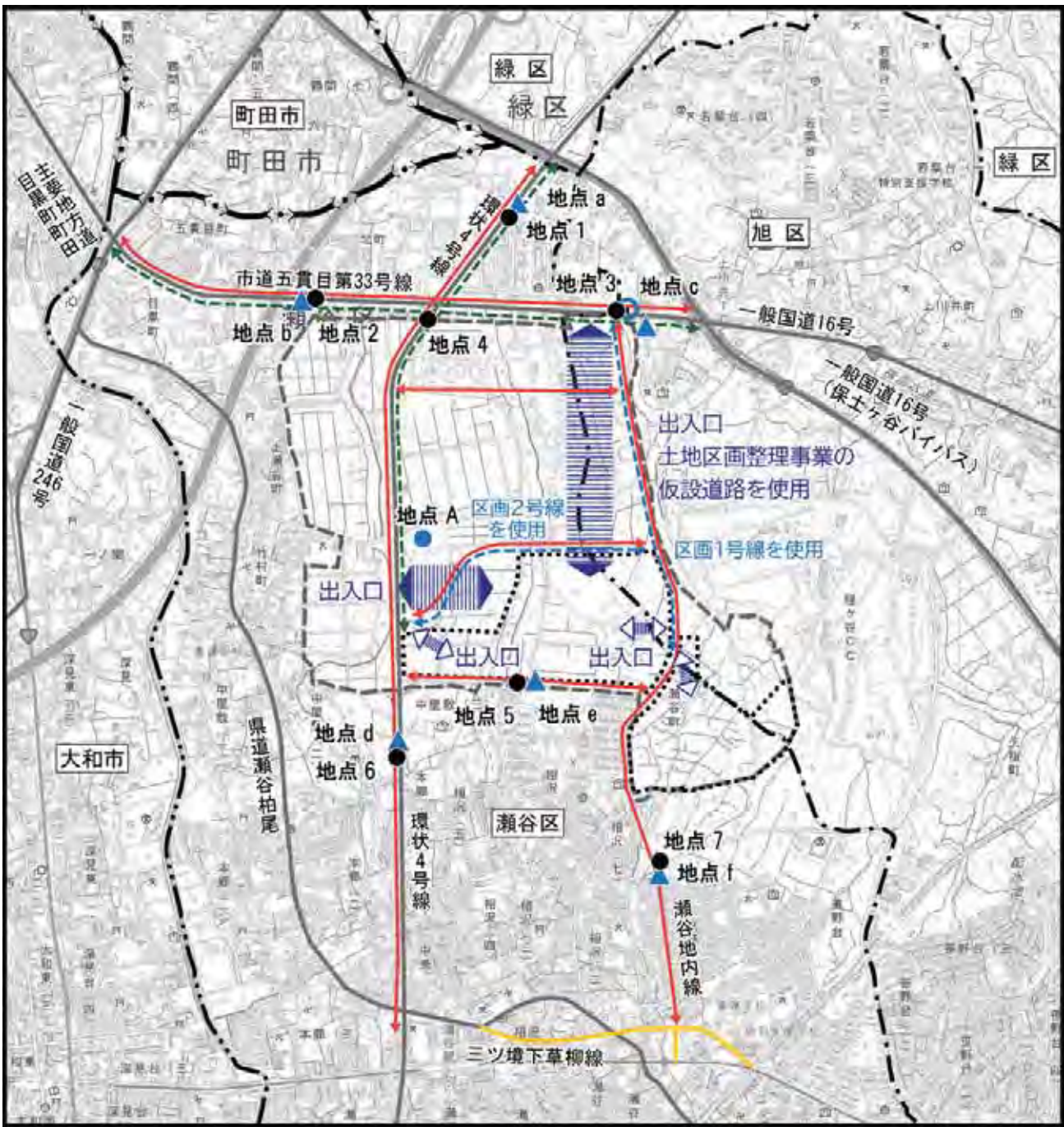
(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査日時は、表 6.7-1 に示すとおりです。

表 6.7-1 既存資料（区画整理）における現地調査の調査日時

季節・調査項目			調査期間	
春季	大気質	公定法	令和元年5月17日(金)0時～令和元年5月23日(木)24時	
		簡易法	令和元年5月17日(金)午前～令和元年5月23日(木)午前	
	気象	令和元年5月17日(金)0時～令和元年5月23日(木)24時		
夏季	大気質	公定法	令和元年7月26日(金)0時～令和元年8月1日(木)24時	
		簡易法	令和元年7月26日(金)午前～令和元年8月2日(金)午前	
	気象	令和元年7月26日(金)0時～令和元年8月1日(木)24時		
秋季	大気質	公定法	令和元年11月6日(水)0時～令和元年11月12日(火)24時	
		簡易法	令和元年11月6日(水)午前～令和元年11月13日(水)午前	
	気象	令和元年11月6日(水)0時～令和元年11月12日(火)24時		
冬季	大気質	公定法	令和2年1月15日(水)0時～令和2年1月21日(火)24時	
		簡易法	令和2年1月15日(水)午前～令和2年1月22日(水)午前	
	気象	令和2年1月15日(水)0時～令和2年1月21日(火)24時		
自動車断面交通量			令和2年10月27日(火)10時～令和2年10月28日(水)10時 令和2年10月24日(土)20時～令和2年10月25日(日)20時	



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- ←→ 工事用車両の走行ルート（一次整備工事、二次整備工事）
- ←→ 工事用車両の走行ルート（二次整備工事）
- ↔ 来園車両等の走行ルート
- 調査地点（公定法（一般大気）、地上気象）
- 調査地点（公定法（沿道大気））
- ▲ 調査地点（簡易法（沿道大気））
- 調査地点（自動車断面交通量）
- 都県界
- 市界
- - - 区界
- 整備計画中の道路
- ▲ 工事用車両の専用出入口（一次整備工事）
- ◀▶ 工事用車両の専用出入口（二次整備工事）

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

図 6.7-1 既存資料（区画整理）における大気質・気象の調査地点図

(4) 調査方法

① 大気質の状況

ア. 既存資料調査

既存資料により、過去5年間の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度等の状況を整理しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における現地調査の調査方法は表 6.7-2、使用測定機器は表 6.7-3 に示すとおりです。

二酸化窒素(公定法)及び浮遊粒子状物質については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示38号)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)に定める方法に準拠し、実施されました。

道路の沿道で測定した窒素酸化物の簡易測定については、「短期暴露用拡散型サンプラーを用いた環境大気中のNO、NO₂、SO₂、O₃およびNH₃濃度の測定法」(横浜市環境科学研究所 平成22年8月)に定めるPTIO法に基づいて測定が行われました。

表 6.7-2 既存資料（区画整理）における調査方法

項目		方法	測定高
窒素酸化物 (NO, NO ₂ , NO _x)	公定法	オゾンを用いる化学発光法: JIS B 7953 (NO _x =NO+NO ₂)	1.5m
	簡易測定法	短期暴露用拡散型サンプラーを用いたPTIO法 (横浜市環境科学研究所による開発の方法)	2.5m
浮遊粒子状物質 (SPM)		β線吸収法: JIS B 7954	3.0m

表 6.7-3 既存資料（区画整理）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
窒素酸化物	窒素酸化物 自動計測機	東亜 DKK	GLN-314D	0~0.1/0.2/0.5/1.0/2.0 ppm
			GLN-214J	
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質 自動測定器	東亜 DKK	DUB-317C	0~1/5mg/m ³
			DUB-222	

② 気象の状況

ア. 既存資料調査

令和3年度の観測データ(1時間値)について、風向・風速、日射量、放射収支量を収集・整理しました。また、収集年が気象的に異常でないかを確認しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における現地調査の調査方法は表 6.7-4、使用測定機器は表 6.7-5 に示すとおりです。

風向・風速、日射量及び放射収支量の状況は「地上気象観測指針」(気象庁 平成14年3月)等に定める方法に準拠し、実施されました。

表 6.7-4 既存資料（区画整理）における調査方法

項目	方法	測定高
風向・風速 (WD・WS)	風車型微風向風速計により測定：地上気象観測指針	10.0m
日射量	全天日射計により測定：地上気象観測指針	1.5m
放射収支量	放射収支計により測定：地上気象観測指針	1.5m

表 6.7-5 既存資料（区画整理）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
風向	風車型微風向風速計	ノースワン(株)	KDC-S04	0～360°
風速				0～60m/s
日射量	全天日射計	(株)プリード	CMP-3E	0～2,000W/m ²
放射収支量	放射収支計	(株)プリード	NR-Lite2	-25～+25mV

③ 地形、工作物の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

④ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況

ア. 既存資料調査

都市計画基本図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における現地調査は、工事用車両の主な走行ルートを考慮し、対象事業実施区域周辺の主要な道路断面7地点で実施されました。

交通量は表 6.7-6 に示す3車種に分類し、マニュアルカウンターを用いて計測されました。調査は24時間連続して行い、1時間毎に集計されました。

表 6.7-6 車種分類表

種 別		ナンバープレートの車頭番号等	
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3. 5. 7のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車	自動二輪、原動機付自転車	

注1：自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が8等の独自のナンバープレートを付した車両は、それぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類。

⑥ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「環境基本法」
- ・「大気汚染防止法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 大気質の状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）及び自動車排出ガス測定局（旭区都岡小学校及び大和市深見台交差点）の位置は、「第3章 3.2.1 大気環境の状況」（p. 3-5 参照）に示したとおりです。

各測定局の測定結果は、「第3章 3.2.1 大気環境の状況 表 3.2-3(1)～(7) 大気質測定結果」（p. 3-6～3-11 参照）に示したとおりです。

各測定局の5年分（平成28年度～令和2年度、または平成29年度から令和3年度）の経年変化を見ると、一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）及び自動車排出ガス測定局（旭区都岡小学校及び大和市深見台交差点）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は全ての年度で環境基準を満たしています。

イ. 既存資料（区画整理）調査

窒素酸化物、浮遊粒子状物質の大気質濃度の測定結果は、表 6.7-7～表 6.7-11 に示すとおりです。

A 公定法による大気質濃度(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)

a. 一酸化窒素

四季を通しての平均値は、地点Aが0.006ppm、地点cが0.032ppmとされています。

各季節の期間平均値は、地点Aは春季が0.003ppm、夏季が0.001ppm、秋季が0.009ppm、冬季が0.010ppmで、冬季が最も高く、地点cは春季が0.023ppm、夏季が0.031ppm、秋季が0.038ppm、冬季が0.034ppmで、秋季が最も高いとされています。

1時間値の最高値は、地点Aが冬季に0.082ppm、地点cが秋季に0.334ppmとされています。

日平均値の最高値は、地点Aが冬季に0.022ppm、地点cが冬季に0.091ppmとされています。

b. 二酸化窒素

四季を通しての平均値は、地点Aは0.010ppm、地点cは0.024ppmとされています。

各季節の期間平均値は、地点Aは春季が0.008ppm、夏季が0.006ppm、秋季が0.011ppm、冬季が0.016ppmで、冬季が最も高く、地点cは春季が0.022ppm、夏季が0.016ppm、秋季が0.029ppm、冬季が0.029ppmで、秋季及び冬季が最も高いとされています。

1時間値の最高値は、地点Aが冬季に0.039ppm、地点cが冬季に0.067ppmとされています。

日平均値の最高値は、地点Aが冬季に0.021ppm、地点cが冬季に0.045ppmとされています。

c. 窒素酸化物

四季を通しての平均値は、地点Aは0.016ppm、地点cは0.055ppmとされています。

各季節の期間平均値は、地点Aは春季が0.011ppm、夏季が0.007ppm、秋季が0.020ppm、冬季が0.026ppmで、冬季が最も高く、地点cは春季が0.044ppm、夏季が0.047ppm、秋季が0.067ppm、冬季が0.063ppmで、秋季が最も高いとされています。

1時間値の最高値は、地点Aが冬季に0.113ppm、地点cが秋季に0.393ppmとされています。

日平均値の最高値は、地点Aが冬季に0.042ppm、地点cが冬季に0.136ppmとされています。

d. 浮遊粒子状物質

四季を通しての平均値は、地点Aは0.020mg/m³、地点cは0.019mg/m³とされています。

各季節の期間平均値は、地点Aは春季が0.017mg/m³、夏季が0.029mg/m³、秋季が0.019mg/m³、冬季が0.015mg/m³で、夏季が最も高く、地点cは春季が0.017mg/m³、夏季が0.029mg/m³、秋季が0.015mg/m³、冬季が0.014mg/m³で、夏季が最も高いとされています。

1時間値の最高値は、地点Aが夏季に0.120mg/m³、地点cが夏季に0.073mg/m³とされています。

日平均値の最高値は、地点Aが夏季に0.044mg/m³、地点cが夏季に0.037mg/m³とされています。

表 6.7-7 一酸化窒素測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
春季	地点A	7	168	0.003	0.027	0.006
	地点c	7	168	0.023	0.153	0.036
夏季	地点A	7	168	0.001	0.008	0.002
	地点c	7	168	0.031	0.109	0.048
秋季	地点A	7	168	0.009	0.065	0.015
	地点c	7	168	0.038	0.334	0.072
冬季	地点A	7	168	0.010	0.082	0.022
	地点c	7	168	0.034	0.286	0.091
年間	地点A	28	672	0.006	0.082	0.022
	地点c	28	672	0.032	0.334	0.091

表 6.7-8 二酸化窒素測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
春季	地点A	7	168	0.008	0.026	0.012	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.022	0.052	0.031	0	0.0	0	0.0
夏季	地点A	7	168	0.006	0.015	0.009	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.016	0.044	0.023	0	0.0	0	0.0
秋季	地点A	7	168	0.011	0.023	0.014	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.029	0.066	0.038	0	0.0	0	0.0
冬季	地点A	7	168	0.016	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
	地点c	7	168	0.029	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
年間	地点A	28	672	0.010	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
	地点c	28	672	0.024	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0

注1：環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。

表 6.7-9 窒素酸化物測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	$\frac{NO_2}{NO + NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
春季	地点 A	7	168	0.011	0.047	0.016	72.7
	地点 c	7	168	0.044	0.205	0.061	48.9
夏季	地点 A	7	168	0.007	0.020	0.010	85.7
	地点 c	7	168	0.047	0.140	0.068	34.0
秋季	地点 A	7	168	0.020	0.083	0.026	55.0
	地点 c	7	168	0.067	0.393	0.110	43.3
冬季	地点 A	7	168	0.026	0.113	0.042	61.5
	地点 c	7	168	0.063	0.342	0.136	46.0
年間	地点 A	28	672	0.016	0.113	0.042	64.1
	地点 c	28	672	0.055	0.393	0.136	43.2

表 6.7-10 浮遊粒子状物質測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	
		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
春季	地点 A	7	168	0.017	0.054	0.022	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.017	0.044	0.021	0	0.0	0	0.0
夏季	地点 A	7	168	0.029	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.029	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0
秋季	地点 A	7	168	0.019	0.063	0.030	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.015	0.049	0.024	0	0.0	0	0.0
冬季	地点 A	7	168	0.015	0.065	0.031	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.014	0.059	0.030	0	0.0	0	0.0
年間	地点 A	28	672	0.020	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
	地点 c	28	672	0.019	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0

注1：環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

B 簡易法による大気質濃度(二酸化窒素)

地点 a～f における簡易法による二酸化窒素の調査結果については、表 6.7-11 に示すとおりです。二酸化窒素 (NO₂) の期間平均値は、公定法と同様に、夏季より冬季の調査結果が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域周辺の道路沿道における二酸化窒素 (NO₂) 濃度は、春季については、期間平均値が 0.009～0.029ppm、日平均値の最高値が地点 c の 0.045ppm、夏季については、期間平均値が 0.005～0.020ppm、日平均値の最高値が地点 c の 0.028ppm、秋季については、期間平均値が 0.015～0.036ppm、日平均値の最高値が地点 b の 0.046ppm、冬季については、期間平均値が 0.012～0.036ppm、日平均値の最高値が、地点 b の 0.047ppm とされています。

表 6.7-11 大気質調査結果(簡易法(NO₂))

季節	地点	有効測定日数	期間平均値	日平均値の最高値
		日	ppm	ppm
春季	地点 a	7	0.022	0.036
	地点 b	7	0.029	0.039
	地点 c	7	0.029	0.045
	地点 d	7	0.017	0.028
	地点 e	7	0.009	0.015
	地点 f	7	0.010	0.015
夏季	地点 a	7	0.012	0.017
	地点 b	7	0.017	0.025
	地点 c	7	0.020	0.028
	地点 d	7	0.009	0.013
	地点 e	7	0.005	0.008
	地点 f	7	0.005	0.008
秋季	地点 a	7	0.027	0.040
	地点 b	7	0.036	0.046
	地点 c	7	0.028	0.044
	地点 d	7	0.021	0.031
	地点 e	7	0.015	0.019
	地点 f	7	0.015	0.021
冬季	地点 a	7	0.027	0.038
	地点 b	7	0.036	0.047
	地点 c	7	0.027	0.043
	地点 d	7	0.020	0.031
	地点 e	7	0.012	0.020
	地点 f	7	0.014	0.022
年間	地点 a	28	0.022	0.040
	地点 b	28	0.030	0.047
	地点 c	28	0.026	0.045
	地点 d	28	0.017	0.031
	地点 e	28	0.010	0.020
	地点 f	28	0.011	0.022

② 気象の状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）では、気象（風向・風速）の観測も行われています。一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）の位置は、「第3章 3.2.1 大気環境の状況 図 3.2-1(2) 大気汚染測定局位置」(p.3-5 参照)に示したとおりです。

令和3年度の平均風速は、南瀬谷小学校は 2.1m/s、大和市役所は 1.2m/s でした。風向の頻度としては、表 6.7-12 及び図 6.7-2 に示すとおり、南瀬谷小学校は北北東、北東、北の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られ、大和市役所は北北東、西南西、北東の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られます。

表 6.7-12(1) 瀬谷区南瀬谷小学校の風向別出現頻度・平均風速（令和3年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率 (%)	18.5	11.3	5.7	3.8	3.6	4.8	4.2	5.0	8.2	8.7	4.4	2.2	1.3	1.5	2.9	10.2	3.4
平均風速 (m/s)	2.1	2.1	1.9	2.0	2.2	2.1	1.9	2.5	3.2	3.6	3.1	2.1	1.5	1.5	1.7	2.3	0.3

注1：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (Calm) としました。

資料：「大気環境月報（令和3年度）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 6.7-12(2) 大和市役所の風向別出現頻度・平均風速（令和3年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率 (%)	18.2	11.9	7.1	9.1	0.9	0.1	0.2	0.4	2.1	8.4	13.2	6.5	1.8	1.3	1.4	8.0	9.3
平均風速 (m/s)	1.3	1.7	1.4	1.6	1.6	1.0	0.9	1.0	1.2	1.2	1.1	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1	0.3

注1：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (Calm) としました。

資料：「大気汚染常時監視測定結果月報（令和3年度）」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

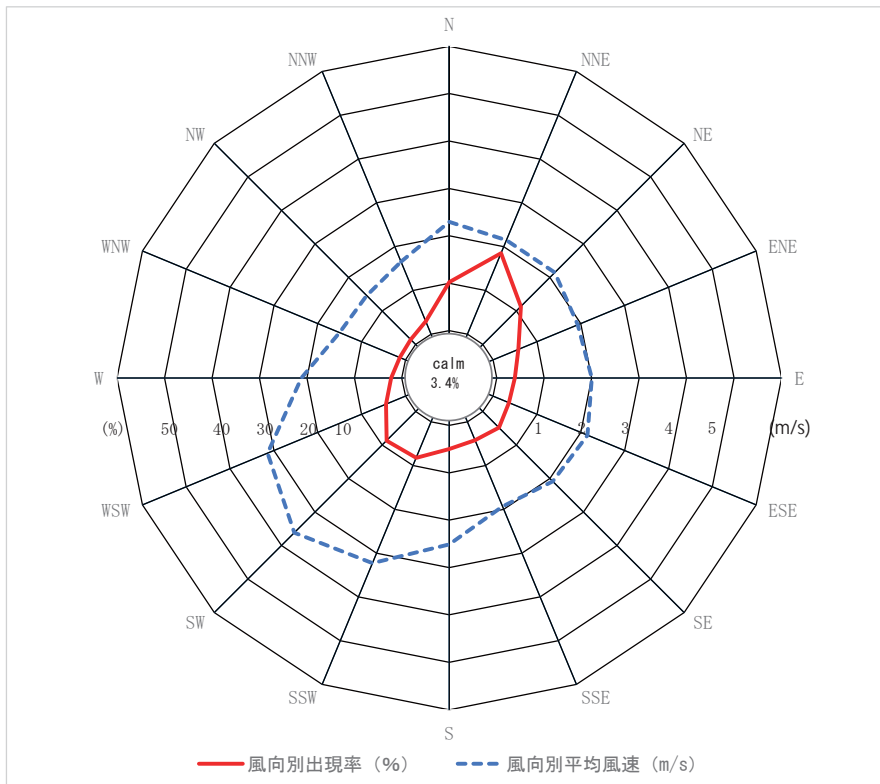


図 6.7-2(1) 瀬谷区南瀬谷小学校の風配図 (令和3年度)

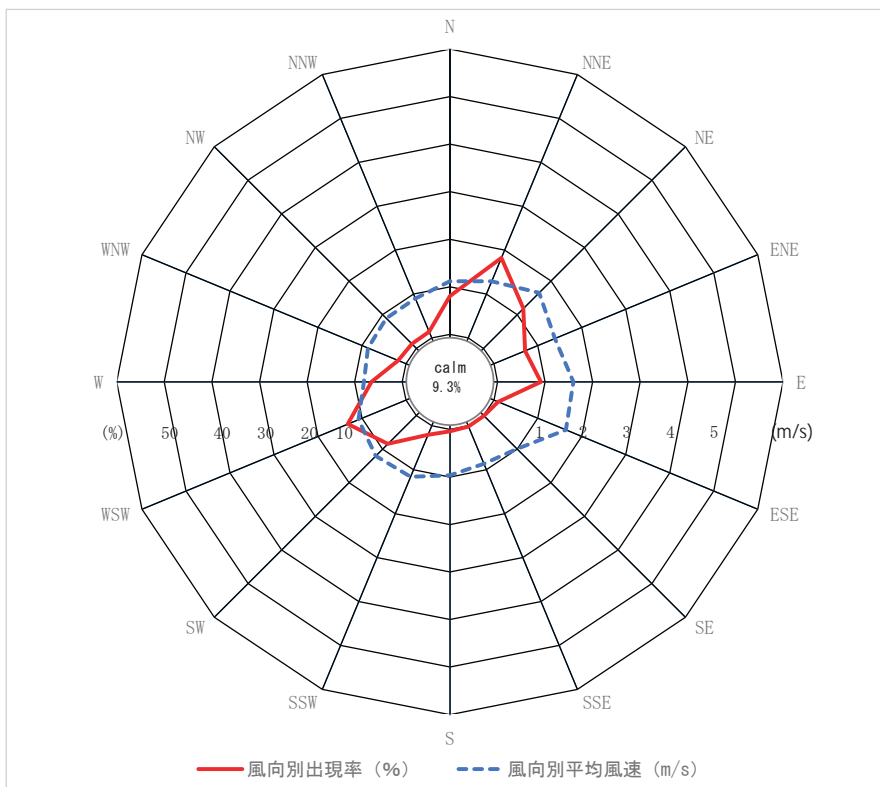


図 6.7-2(2) 大和市役所の風配図 (令和3年度)

日射量及び放射収支量の調査結果は、表 6.7-13 及び表 6.7-14 に示すとおりです。令和3年度の日射量の月平均値は0.099～0.212kw/m²となっています。平成30年度の放射収支量の月平均値は0.001～0.125kw/m²となっています。

表 6.7-13(1) 中区本牧の日射量（令和3年度）

単位：kw/m²

令和3年									令和4年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.212	0.184	0.196	0.197	0.185	0.121	0.124	0.117	0.099	0.104	0.143	0.161

資料：「大気環境月報（令和3年度）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 6.7-13(2) 中区本牧の日射量（平成30年度）

単位：kw/m²

平成30年									平成31年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.197	0.206	0.197	0.247	0.221	0.120	0.125	0.096	0.076	0.109	0.105	0.155

資料：「大気環境月報（2018年度）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

注1：金沢区長浜一般環境大気測定局の令和3年度の放射収支量の観測結果は欠測のため、参考として、中区本牧の日射量平成30年度の日射量の観測結果についても整理しました。

表 6.7-14 金沢区長浜の放射収支量（平成30年度）

単位：kw/m²

平成30年									平成31年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.097	0.100	0.102	0.125	0.118	0.064	0.045	0.017	0.006	0.001	0.029	0.073

資料：「大気環境月報（2018年度）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

注1：金沢区長浜一般環境大気測定局の放射収支量の観測結果は、令和元年9月2日以降、欠測が続いているため、通年で観測がある平成30年度のデータを整理しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における気象に関する現地調査の結果は、表 6.7-15～表 6.7-18、及び図 6.7-3 に示すとおりです。

風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域付近の風速については、春季の期間平均値が2.6m/s、1時間値の最高値が11.8m/s、日平均値の最高値が5.4m/s、夏季の期間平均値が2.8m/s、1時間値の最高値が7.5m/s、日平均値の最高値が5.6m/s、秋季の期間平均値が1.8m/s、1時間値の最高値が5.9m/s、日平均値の最高値が2.4m/s、冬季の期間平均値が2.2m/s、1時間値の最高値が7.0m/s、日平均値の最高値が4.1m/sとされています。

日射量については、春季の期間平均値が0.226kW/m²、1時間値の最高値が1.057kW/m²、日平均値の最高値が0.338kW/m²、夏季の期間平均値が0.277kW/m²、1時間値の最高値が1.077kW/m²、日平均値の最高値が0.315kW/m²、秋季の期間平均値が0.150kW/m²、1時間値の最高値が0.674kW/m²、日平均値の最高値が0.172kW/m²、冬季の期間平均値が0.105kW/m²、1時間値の最高値が0.619kW/m²、日平均値の最高値が0.152kW/m²とされています。

放射収支量については、春季の期間平均値が 0.125kW/m²、1 時間値の最高値が 0.753kW/m²、日平均値の最高値が 0.189kW/m²、夏季の期間平均値が 0.172kW/m²、1 時間値の最高値が 0.782kW/m²、日平均値の最高値が 0.197kW/m²、秋季の期間平均値が 0.047kW/m²、1 時間値の最高値が 0.399kW/m²、日平均値の最高値が 0.059kW/m²、冬季の期間平均値が 0.027kW/m²、1 時間値の最高値が 0.462kW/m²、日平均値の最高値が 0.055kW/m²とされています。

表 6.7-15 風向・風速測定結果総括表

季節	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1 時間値		日平均値		最大風速とその時の風向		最多風向と出現率		静穏率 ^{注1}
				最高	最低	最高	最低					
	日	時間	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	-	-	%
春季	7	168	2.6	11.8	0.0	5.4	1.4	11.8	SSE	SSE	23.2	14.9
夏季	7	168	2.8	7.5	0.0	5.6	1.7	7.5	S	S	48.8	11.9
秋季	7	168	1.8	5.9	0.0	2.4	0.9	5.9	N	N	34.5	10.1
冬季	7	168	2.2	7.0	0.1	4.1	1.1	7.0	N	N	36.3	6.0
年間	28	672	2.4	11.8	0.0	5.6	0.9	11.8	SSE	N	20.2	10.7

注1：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (Calm) としました。

表 6.7-16 風向別出現頻度・平均風速

季節	項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	注1 静穏
春季	平均風速 (m/s)	0.7	1.4	1.4	1.8	2.3	3.1	5.0	3.4	1.9	1.0	-	-	0.6	-	1.7	1.6	0.1
夏季	出現率 (%)	0.0	0.6	0.6	1.8	1.8	1.8	26.8	48.8	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	11.9
夏季	平均風速 (m/s)	-	1.0	1.3	1.0	1.1	1.8	3.3	3.5	1.9	-	-	-	-	-	-	1.0	0.2
秋季	出現率 (%)	7.7	6.0	4.2	3.0	6.0	0.6	1.2	5.4	1.8	0.6	0.0	0.6	1.8	1.8	14.9	34.5	10.1
秋季	平均風速 (m/s)	1.8	1.4	1.2	1.6	1.4	2.0	1.8	3.3	2.5	1.5	-	1.4	0.9	1.9	1.7	2.3	0.2
冬季	出現率 (%)	11.9	3.0	4.2	1.8	6.0	4.2	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	1.2	4.8	19.6	36.6	6.0
冬季	平均風速 (m/s)	1.8	1.3	1.4	2.3	1.4	1.8	-	0.5	0.9	-	-	-	0.6	1.7	2.4	3.2	0.2
年間	出現率 (%)	5.4	2.5	2.8	3.1	5.5	3.0	12.8	17.4	2.7	0.3	0.0	0.1	0.9	1.6	10.9	20.2	10.7
年間	平均風速 (m/s)	1.7	1.3	1.3	1.7	1.7	2.4	4.0	3.4	1.9	1.3	0.0	1.4	0.8	1.8	2.0	2.6	0.2

注1：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (Calm) としました。

注2：表中の出現率は、小数第二位を四捨五入しているため、合計値が 100%にならないことがあります。

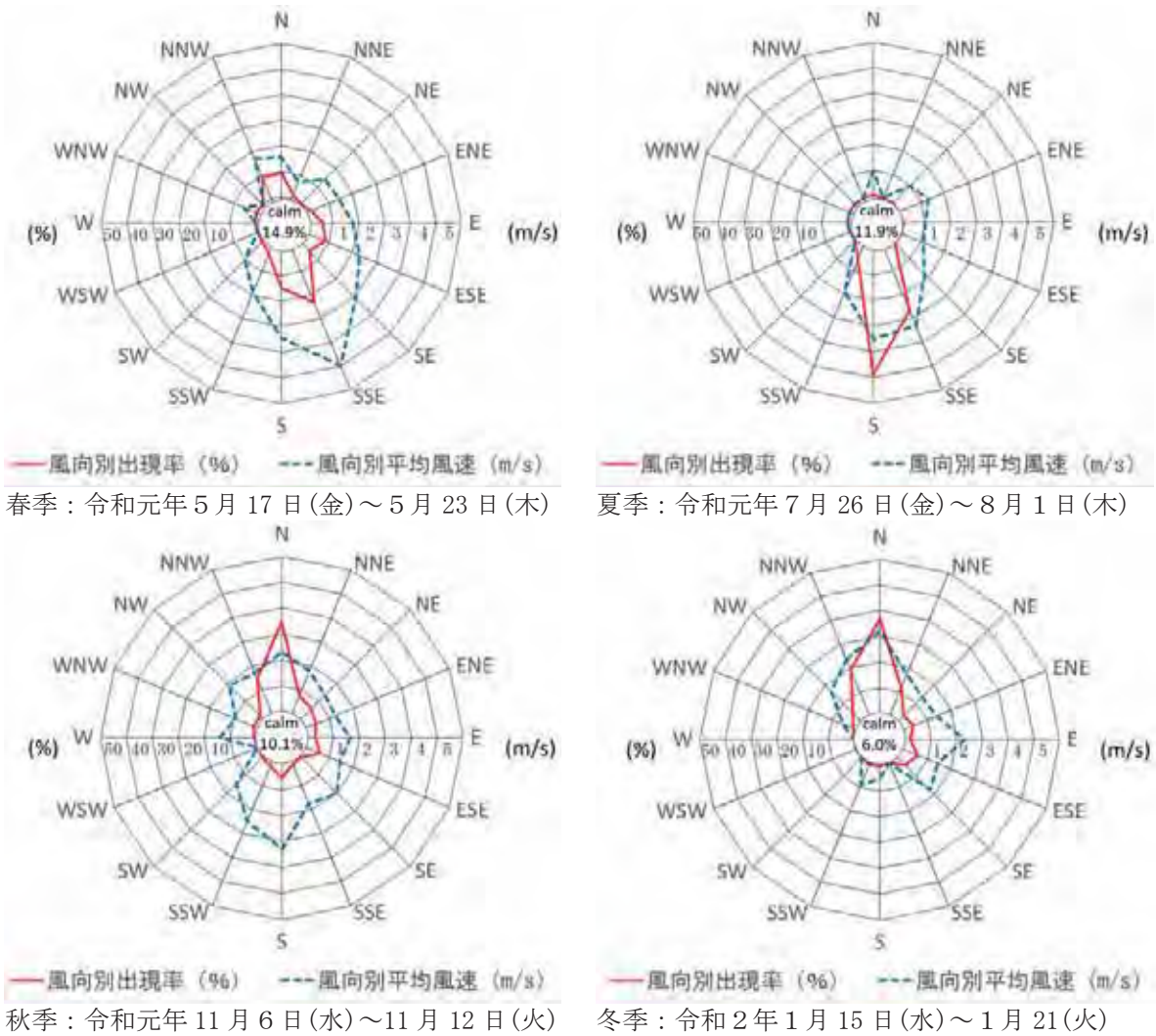


図 6.7-3 既存資料（区画整理）における現地調査の風配図

表 6.7-17 日射量測定結果

季節	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値		日平均値	
				最高	最低	最高	最低
	日	時間	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²
春季	7	168	0.226	1.057	0.000	0.338	0.035
夏季	7	168	0.277	1.077	0.000	0.315	0.230
秋季	7	168	0.150	0.674	0.000	0.172	0.110
冬季	7	168	0.105	0.619	0.000	0.152	0.015
年間	28	672	0.190	1.077	0.000	0.338	0.015

表 6.7-18 放射収支量測定結果

季節	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1 時間値		日平均値	
				最高	最低	最高	最低
	日	時間	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²	kW/m ²
春季	7	168	0.125	0.753	-0.079	0.189	-0.005
夏季	7	168	0.172	0.782	-0.046	0.197	0.139
秋季	7	168	0.047	0.399	-0.073	0.059	0.035
冬季	7	168	0.027	0.462	-0.108	0.055	-0.043
年間	28	672	0.093	0.782	-0.108	0.197	-0.043

③ 地形、工作物の状況

対象事業実施区域の地形は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 図 3.2-13 地形分類図」(p. 3-36 参照)に示したとおり、主に武蔵野段丘地形となっており、相沢川及び和泉川周辺は谷底平野となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東部に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。

工作物としては、対象事業実施区域内には主に畑や草地在り広がっています。対象事業実施区域周辺は、北側に市道五貫目第 33 号線に沿うように工場地域が広がっています。西側から南側は、主に住宅系用地であるため、多くの低層建築物が存在し、その中に教育施設、医療施設、市民利用施設といった建築物が点在している状況です。東側はゴルフ場施設があるほか、比較的自然の多い地域が広がっています。

④ 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図 3.3-1 土地利用現況図」(p. 3-113 参照)に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図 3.3-5 土地利用基本計画図(用途地域)」(p. 3-117 参照)に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な大気汚染物質の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第 33 号線、対象事業実施区域の西側を通る環状 4 号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

既存資料（区画整理）における現地調査による自動車交通量の状況は、表 6.7-19 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の自動車断面交通量は、大型車は 33～9,014 台/日、小型車は 2,491～22,673 台/日とされています。

表 6.7-19(1) 既存資料（区画整理）における現地調査による自動車交通量の状況（平日）

地点	道路名	方向	交通量（台/日）			
			大型車	小型車	自動車類合計	二輪車
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	1,839	7,509	9,348	522
		十日市場（北行）	1,409	8,363	9,772	562
		断面交通量	3,248	15,872	19,120	1,084
地点 2	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前（東行）	4,430	9,769	14,199	696
		国道 246 号（西行）	4,584	10,940	15,524	779
		断面交通量	9,014	20,709	29,723	1,475
地点 3	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前（西行）	3,944	8,106	12,050	447
		上川井（東行）	3,552	7,966	11,518	539
		断面交通量	7,496	16,072	23,568	986
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	1,136	5,957	7,093	498
		瀬谷駅（南行）	1,169	6,265	7,434	529
		断面交通量	2,305	12,222	14,527	1,027
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	154	3,001	3,155	252
		細谷戸公園（東行）	128	2,678	2,806	223
		断面交通量	282	5,679	5,961	475
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	1,102	6,549	7,651	638
		瀬谷駅（南行）	1,034	6,475	7,509	568
		断面交通量	2,136	13,024	15,160	1,206
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	65	1,624	1,689	140
		瀬谷駅（南行）	79	1,777	1,856	179
		断面交通量	144	3,401	3,545	319

注 1：調査地点は図 6.7-1 に示したとおりです。

表 6.7-19(2) 既存資料（区画整理）における現地調査による自動車交通量の状況（休日）

地点	道路名	方向	交通量（台/日）			
			大型車	小型車	自動車類 合計	二輪車
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	657	6,937	7,594	473
		十日市場（北行）	426	7,984	8,410	535
		断面交通量	1,083	14,921	16,004	1,008
地点 2	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前（東行）	1,482	10,654	12,136	739
		国道 246 号（西行）	1,647	12,019	13,666	871
		断面交通量	3,129	22,673	25,802	1,610
地点 3	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前（西行）	1,400	9,443	10,843	617
		上川井（東行）	1,317	8,349	9,666	571
		断面交通量	2,717	17,792	20,509	1,188
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	315	5,715	6,030	423
		瀬谷駅（南行）	305	6,360	6,665	504
		断面交通量	620	12,075	12,695	927
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	51	2,723	2,774	199
		細谷戸公園（東行）	49	2,443	2,492	179
		断面交通量	100	5,166	5,266	378
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	341	6,958	7,299	590
		瀬谷駅（南行）	313	6,422	6,735	534
		断面交通量	654	13,380	14,034	1,124
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	15	1,131	1,146	95
		瀬谷駅（南行）	18	1,360	1,378	126
		断面交通量	33	2,491	2,524	221

注 1：調査地点は図 6.7-1 に示したとおりです。

⑥ 関係法令、計画等

ア. 「環境基本法」（平成 5 年 11 月法律第 91 号）

環境基本法において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は、表 6.7-20 に示すとおりです。

表 6.7-20 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること ^{注1}	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(年間98%値)が0.06ppm以下であること	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ であること	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

注1：二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年7月環境庁告示38号、改正平成8年10月環境庁告示第74号)とは別に、二酸化窒素に係る環境基準の改正について(昭和53年7月環大企262号)において、「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあたっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」と示されています。

イ. 「大気汚染防止法」(昭和43年6月法律第97号)

「大気汚染防止法」は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としたものです。

工場や事業場等の固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。

ウ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成7年3月横浜市条例第17号)

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

エ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

大気の汚染の防止に関して、排煙及び粉じんに関する規制基準について本条例施行規則に定めており、事業者は規制基準を遵守する必要があります。

オ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。大気環境の保全に関しては、表 6.7-21 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.7-21 環境目標

2025 年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大気などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質等の環境リスクが低減しています。 ・においなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

カ. 生活環境保全推進ガイドライン(横浜市 平成 31 年 3 月)

このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。

大気環境の保全のための具体的取組の概要として、以下の 3 点が示されています。

- ・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果等を把握します。
- ・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
- ・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

なお、二酸化窒素の環境基準について、横浜市では環境基準のゾーン下限値(0.04ppm)を環境目標値としています。

6.7.2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表 6.7-22 に示すとおり設定しました。

表 6.7-22 環境保全目標(大気質)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと。
【工事中】 工事用車両の走行	
【供用時】 来園車両等の走行	(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。

6.7.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度

① 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲としました。

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍の等濃度分布図の作成を行いました。

なお、仮囲い(高さ3m)は土地区画整理事業の工事で使用する仮囲いを引き継ぐため、土地区画整理事業により本事業の対象事業実施区域周辺に設置される仮囲いの範囲と同様とし、その仮囲いの位置を本事業の工事敷地境界としました。

また、予測高さは地上1.5mとしました。

③ 予測時期

予測対象時期は、表 6.7-23 に示すとおりです。

予測対象時期は、工事工程表より、各種建設機械の月延べ台数と諸元(定格出力、燃料消費率等)より窒素酸化物及び粒子状物質の総量を12ヶ月単位で算定し、建設機械の稼働による影響が最大となる12ヶ月間を対象としました。また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

なお、予測時期の設定根拠は資料編(p.資1.4-2～資1.4-7参照)に示すとおりです。

表 6.7-23 予測対象時期(建設機械の稼働に伴う大気質濃度)

項目	対象物質	対象事業	予測対象時期	主な工種
年平均値	二酸化窒素	本事業	工事開始後 20～31ヶ月目	植栽工、設備工、施設整備工、園路広場整備工、建築(パークセンター1、2、日本建築、飲食・物販施設1、2、管理施設1、2、休憩所(あずまや)、トイレ)
		土地区画整理事業	工事開始後 32～43ヶ月目	土工事、調整池工事、擁壁工事、下水道工事、道路工事
	浮遊粒子状物質	本事業	工事開始後 20～31ヶ月目	植栽工、設備工、施設整備工、園路広場整備工、建築(パークセンター1、2、日本建築、飲食・物販施設1、2、管理施設1、2、休憩所(あずまや)、トイレ)
		土地区画整理事業	工事開始後 32～43ヶ月目	土工事、調整池工事、擁壁工事、下水道工事、道路工事

④ 予測方法

ア. 予測手順

予測手順は、図 6.7-4 に示すとおりです。

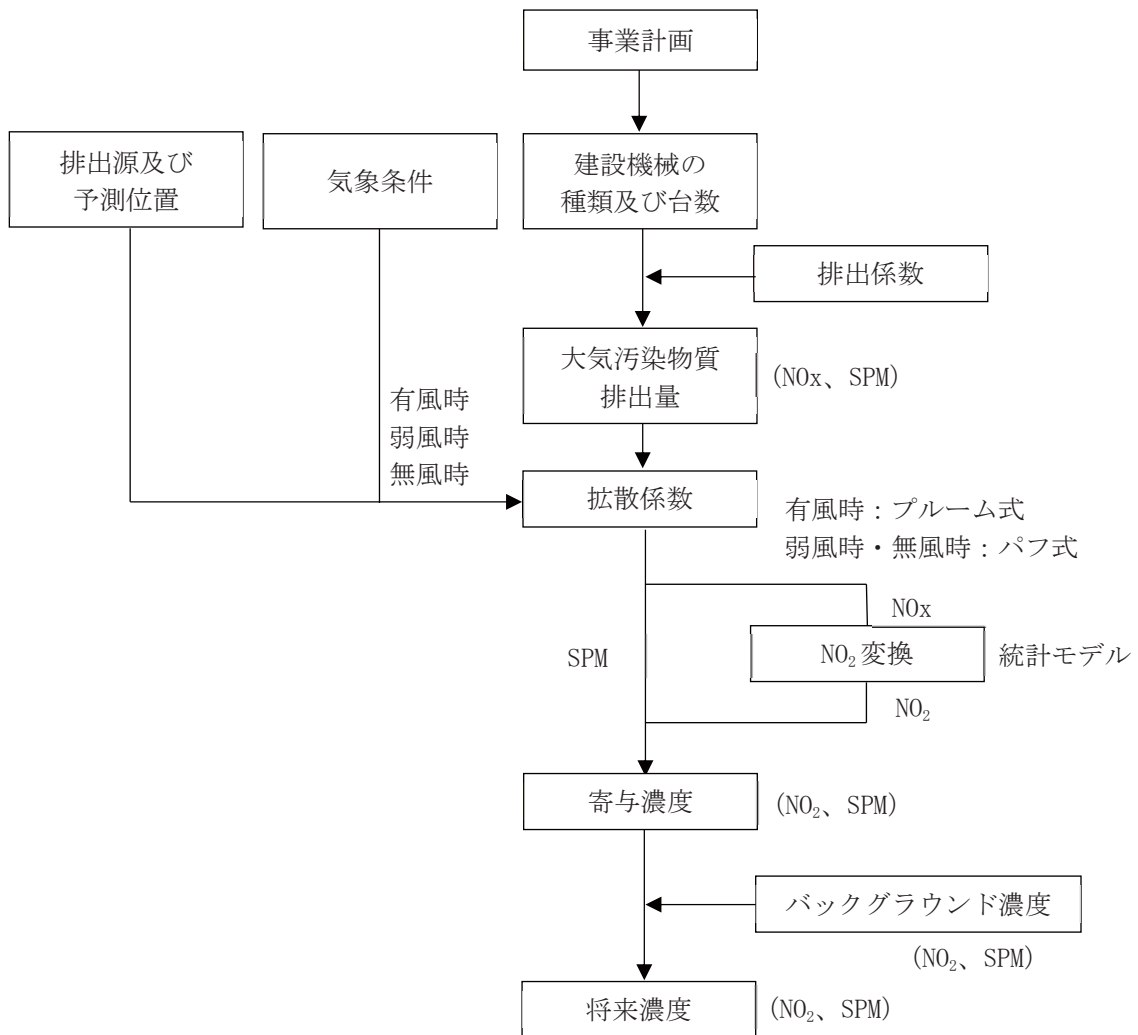


図 6.7-4 予測手順（建設機械の稼働に伴う大気質濃度・年平均値）

イ. 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

ブルーム式における拡散幅は、表 6.7-24 に示すパスキル・ギフォードによる拡散幅を用いました。パフ式における拡散幅は、表 6.7-25 に示す値を用いました。

【有風時：ブルーム式】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi}} \cdot \frac{Q}{\frac{\pi}{8} R \sigma_z u} \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

$C(R, z)$: (R, z) 地点における窒素酸化物濃度 (ppm)
(又は浮遊粒子状物質濃度 (mg/m³))

R : 点煙源と計算点の水平距離 (m)

z : x 軸に直角な鉛直距離 (m)

Q : 点煙源の窒素酸化物の排出量 (mL/s)
(又は浮遊粒子状物質の排出量 (mg/s))

u : 平均風速 (m/s)

H : 排出源の有効煙突高さ (m)

σ_z : 鉛直 (z 軸) 方向の拡散幅 (m)

※その他、既出の文字は準用します。

【弱風時：パフ式】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi}} \cdot \frac{Q}{\frac{\pi\gamma}{8}} \cdot \left[\frac{1}{\eta_-^2} \cdot \exp\left\{-\frac{u^2(z-H)^2}{2\gamma^2\eta_-^2}\right\} + \frac{1}{\eta_+^2} \cdot \exp\left\{-\frac{u^2(z+H)^2}{2\gamma^2\eta_+^2}\right\} \right]$$

$$\eta_-^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z-H)^2 \quad , \quad \eta_+^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z+H)^2, R^2 = x^2 + y^2$$

α, γ : 拡散幅に関する係数

※その他、既出の文字は準用します。

【無風時：パフ式】

$$C(R, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \cdot \left[\frac{1}{\eta_-^2} + \frac{1}{\eta_+^2} \right]$$

※既出の文字は準用します。

表 6.7-24 有風時における拡散幅に関する係数 (α 、 γ)

$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$				$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$			
安定度	風下距離 x (m)	α_y	γ_y	安定度	風下距離 x (m)	α_z	γ_z
A	0~1,000	0.901	0.426	A	0~300	1.122	0.0800
	1,000~	0.851	0.602		300~500	1.514	0.00855
					500~	2.109	0.000212
B	0~1,000	0.914	0.282	B	0~500	0.964	0.1272
	1,000~	0.865	0.396		500~	1.094	0.0570
C	0~1,000 1,000~	0.924 0.885	0.1772 0.232	C	0~	0.918	0.1068
D	0~1,000	0.929	0.1107	D	0~1,000	0.826	0.1046
	1,000~	0.889	0.1467		1,000~10,000	0.632	0.400
					10,000~	0.555	0.811
E	0~1,000	0.921	0.0864	E	0~1,000	0.788	0.0928
	1,000~	0.897	0.1019		1,000~10,000	0.565	0.433
					10,000~	0.415	1.732
F	0~1,000	0.929	0.0554	F	0~1,000	0.784	0.0621
	1,000~	0.889	0.0733		1,000~10,000	0.526	0.370
					10,000~	0.323	2.41
G	0~1,000	0.921	0.0380	G	0~1,000	0.794	0.0373
	1,000~	0.896	0.0452		1,000~2,000	0.637	0.1105
					2,000~10,000	0.431	0.529
					10,000~	0.222	3.62

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター 平成12年12月）」

表 6.7-25 弱風時、無風時における拡散幅に関する係数 (α 、 γ)

パスキルの 安定度階級	弱風時		無風時	
	α	γ	α	γ
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A-B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B-C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C-D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター 平成12年12月）」

⑤ 予測条件

ア. 排出量

建設機械ごとの排出係数原単位は、表 6.7-26 に示すとおりです。

窒素酸化物及び粒子状物質の排出係数原単位は、建設機械の定格出力、エンジン排出係数原単位等を基に、次式により算出しました。

$$Q_i = (P_i \times \overline{EM}) \times B_r / b$$

Q_i	: 建設機械 <i>i</i> の排出係数原単位 (g/h)
P_i	: 建設機械 <i>i</i> の定格出力 (kW) 注1)
\overline{EM}	: エンジン排出係数原単位 (g/kW・h) 注2)
B_r	: 原動機燃料消費率/1.2 (g/kW・h) 注1)
b	: ISO-C1モードにおける平均燃料消費量 (g/kW・h) 注2)

注1) 資料: 「令和4年度版 建設機械等損料表」(一社)日本建設機械施工協会 令和4年4月)

注2) 資料: 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」

(国土技術政策総合研究所資料 第714号、土木研究所資料 第4254号 平成25年3月)

年平均値を予測する大気汚染物質年間排出量は、表 6.7-27 に示すとおり、建設機械ごとの排出係数原単位に、予測時期とした1年間の年間稼働時間(年間延べ稼働台数に1日あたりの稼働時間と稼働率を乗じたもの)を乗じ、算出しました。排出ガス対策型建設機械に指定されている機種については、第2次基準値を用いました。なお、1日あたりの稼働時間は8時~12時及び13時~17時の計8時間、月あたりの工事日数は25日としました。稼働率は施工計画を作成する際に、工事工程から設定した70%を用いました。

なお、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所資料 第714号、土木研究所資料 第4254号 平成25年3月)によると、エンジン排出係数原単位は粒子状物質(PM)のみが記されていることから、粒子状物質全量を浮遊粒子状物質(SPM)と仮定しました。

表 6.7-26(1) 窒素酸化物排出係数原単位（本事業の工事開始後 20～31 ヶ月目）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 P_i (kW)	B_r/b	エンジン 排出係数 原単位 \overline{EM} (g/kW·h)	排出係数 原単位 Q (g/h)
本事業	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0	92	0.5235	5.4	260.1
	クローラクレーン	80t	212	0.2729	5.3	306.7
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	5.4	116.1
	トラッククレーン	10t	107	0.1534	13.9	228.2
		4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	バックホウ	0.09 m ³	20	0.4811	5.8	55.8
		0.28 m ³	41	0.5357	6.1	134.0
		0.45 m ³	64	0.5449	5.4	188.3
		0.5 m ³	64	0.5449	5.4	188.3
		0.8 m ³	104	0.5449	5.4	306.0
	ブルドーザー	46.4t	246	0.5380	14.0	1,852.8
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	6.1	138.6
	モータグレーダー	3.1m	93	0.3846	5.4	193.2
	ラフテレーンクレーン	16t	160	0.3202	5.3	271.6
		25t 吊	200	0.3202	5.3	339.4
		50t	257	0.3202	5.3	436.2
	杭打機	120t へースマシン	235	0.6364	14.0	2,093.8
小型バックホウ	0.13 m ³	25	0.4811	5.8	69.8	
振動ローラ	3～4t	20	0.5031	5.8	58.4	

資料：「令和4年度版 建設機械等損料表」（(一社)日本建設機械施工協会 令和4年4月）

表 6.7-26(2) 粒子状物質排出係数原単位（本事業の工事開始後 20～31 ヶ月目）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 P_i (kW)	B_r/b	エンジン 排出係数 原単位 \overline{EM} (g/kW·h)	排出係数 原単位 Q (g/h)
本事業	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0	92	0.5235	0.22	10.6
	クローラクレーン	80t	212	0.2729	0.15	8.7
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	0.22	4.7
	トラッククレーン	10t	107	0.1534	0.45	7.4
		4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	バックホウ	0.09 m ³	20	0.4811	0.42	4.0
		0.28 m ³	41	0.5357	0.27	5.9
		0.45 m ³	64	0.5449	0.22	7.7
		0.5 m ³	64	0.5449	0.22	7.7
		0.8 m ³	104	0.5449	0.22	12.5
	ブルドーザー	46.4t	246	0.5380	0.41	54.3
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	0.27	6.1
	モータグレーダー	3.1m	93	0.3846	0.22	7.9
	ラフテレーンクレーン	16t	160	0.3202	0.15	7.7
		25t 吊	200	0.3202	0.15	9.6
		50t	257	0.3202	0.15	12.3
杭打機	120t ベースマシン	235	0.6364	0.41	61.3	
小型バックホウ	0.13 m ³	25	0.4811	0.42	5.1	
振動ローラ	3～4t	20	0.5031	0.42	4.2	

資料：「令和4年度版 建設機械等損料表」（（一社）日本建設機械施工協会 令和4年4月）

表 6.7-27(1) 窒素酸化物年間排出量（年平均値）（本事業の工事開始後 20～31 ヶ月目）

対象事業	建設機械の種類	規格	窒素酸化物 排出係数 原単位 (g/h)	年間延べ 稼働台数 (台/年)	年間 ^{注1} 稼働時間 (時間/年)	窒素酸化物 ^{注2} 年間排出量 (m^3 /年)
本事業	アスファルトフィニッシャ	2.3～6.0	260.1	176	986	134.1
	クローラクレーン	80t	306.7	1,560	8,736	1,401.1
	タイヤローラー	8～20t	116.1	201	1,126	68.3
	トラッククレーン	10t	228.2	7,960	44,576	5,319.5
		4.9t 吊	228.2	136	762	90.9
	バックホウ	0.09 m^3	55.8	1,364	7,638	223.0
		0.28 m^3	134.0	2,164	12,118	849.2
		0.45 m^3	188.3	456	2,554	251.5
		0.5 m^3	188.3	220	1,232	121.3
		0.8 m^3	306.0	3,523	19,729	3,157.4
	ブルドーザー	46.4t	1,852.8	115	644	624.0
	マカダムローラー	10t	138.6	201	1,126	81.6
	モータグレーダー	3.1m	193.2	201	1,126	113.7
	ラフテレーンクレーン	16t	271.6	391	2,190	311.0
		25t 吊	339.4	185	1,036	183.9
		50t	436.2	403	2,257	514.8
杭打機	120t ベースマシン	2,093.8	1,560	8,736	9,566.6	
小型バックホウ	0.13 m^3	69.8	160	896	32.7	
振動ローラ	3～4t	58.4	451	2,526	77.1	

注1：日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。

注2：窒素酸化物の年間排出量は523mL/gとして計算しました。

表 6.7-27(2) 粒子状物質年間排出量（年平均値）（本事業の工事開始後 20～31 ヶ月目）

対象事業	建設機械の種類	規格	粒子状物質 排出係数 原単位 (g/h)	年間延べ 稼働台数 (台/年)	年間 ^{注1} 稼働時間 (時間/年)	粒子状物質 年間排出量 (kg/年)
本事業	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0	10.6	176	986	9.5
	クローラクレーン	80t	8.7	1,560	8,736	75.8
	タイヤローラー	8～20t	4.7	201	1,126	5.9
	トラッククレーン	10t	7.4	7,960	44,576	293.3
		4.9t 吊	7.4	136	762	6.3
	バックホウ	0.09 m ³	4.0	1,364	7,638	28.1
		0.28 m ³	5.9	2,164	12,118	65.9
		0.45 m ³	7.7	456	2,554	27.4
		0.5 m ³	7.7	220	1,232	9.5
		0.8 m ³	12.5	3,523	19,729	238.4
	ブルドーザー	46.4t	54.3	115	644	34.9
	マカダムローラー	10t	6.1	201	1,126	7.6
	モータグレーダー	3.1m	7.9	201	1,126	9.7
	ラフテレーンクレーン	16t	7.7	391	2,190	16.8
		25t 吊	9.6	185	1,036	8.8
		50t	12.3	403	2,257	27.9
	杭打機	120t ベースマシン	61.3	1,560	8,736	535.7
小型バックホウ	0.13 m ³	5.1	160	896	4.5	
振動ローラ	3～4t	4.2	451	2,526	9.7	

注1：日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。

イ. 排出源の位置

予測対象時期における本事業の建設機械は、図 6.7-5(1)に示すとおり、作業中に適宜移動を繰り返すことから、施工範囲の最外側に点煙源をほぼ均等に設定しました。

予測対象時期における土地区画整理事業の建設機械は、作業中に適宜移動を繰り返すことから、排出源の位置は図 6.7-5(2)に示すとおり、施工範囲内に点煙源をほぼ均等に設定しました。

また、建設機械の排出源の高さは、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示される代表排気管高さを参考に、地上+3.0m としました。

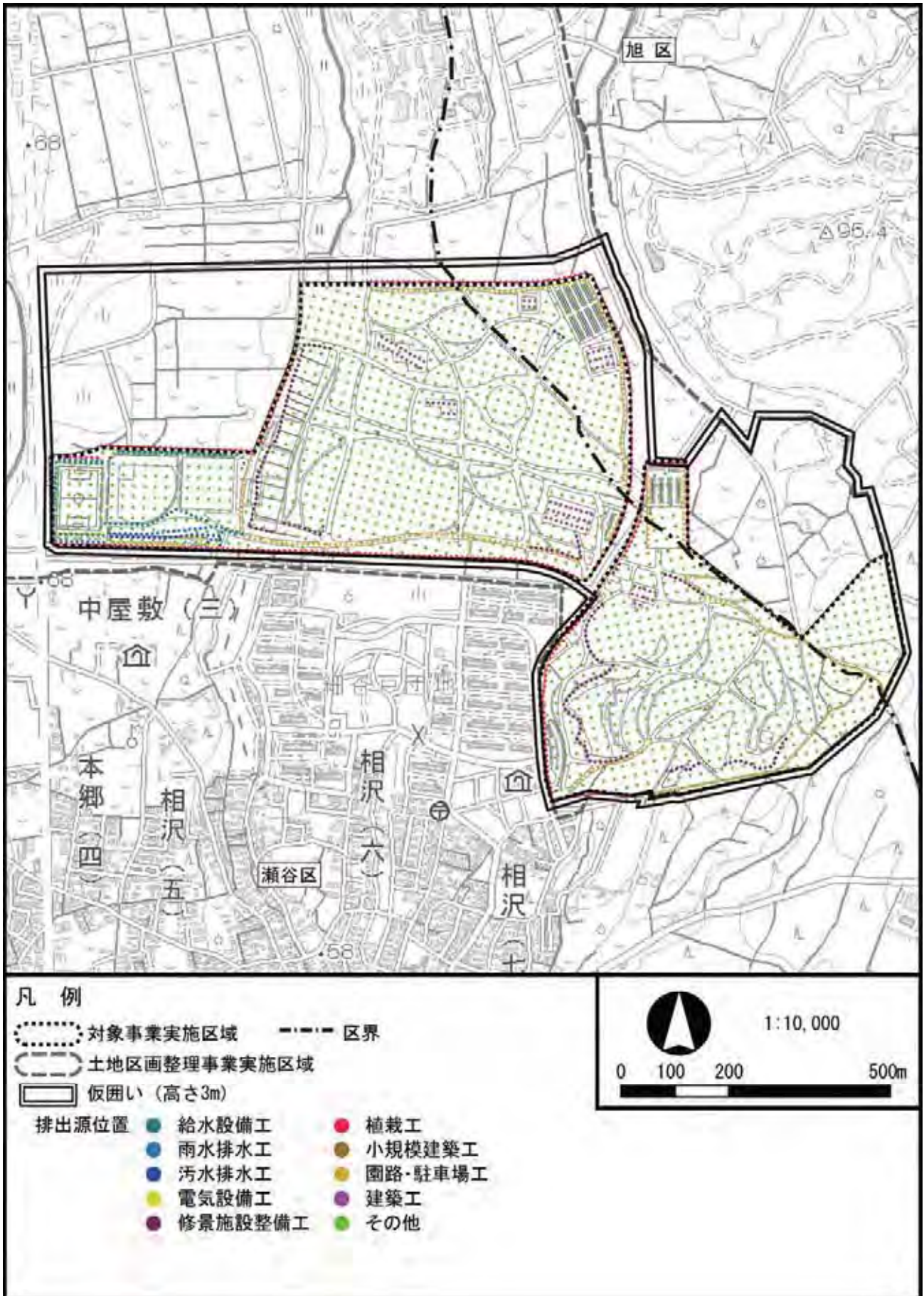
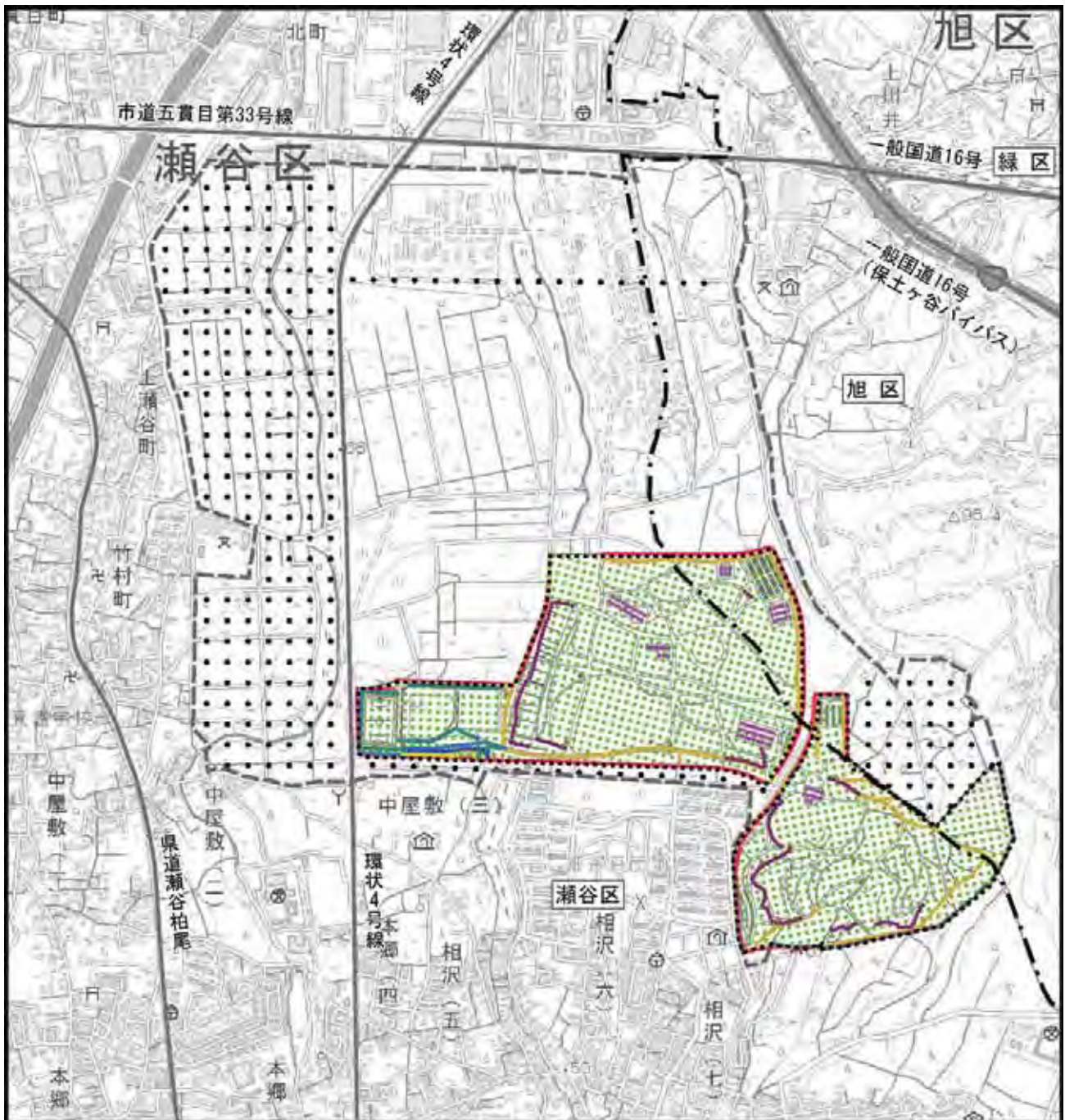
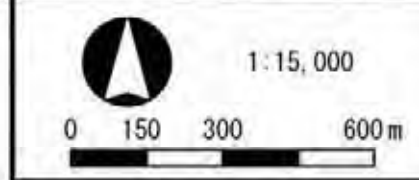


図 6.7-5(1) 建設機械の排出源の位置 (本事業)



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 排出源位置 (土地区画整理事業)
- 排出源位置 (本事業)
- 給水設備工
- 雨水排水工
- 汚水排水工
- 電気設備工
- 修景施設整備工
- 植栽工
- 小規模建築工
- 園路・駐車場工
- 建築工
- その他



注1：本事業の対象事業実施区域内の下図を供用時の施設配置計画図としていますが、予測対象時期には完成していません。

図 6.7-5(2) 建設機械の排出源の位置 (他事業を考慮した予測)

ウ. 気象条件

予測に用いる気象条件のうち、風向・風速は、対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、地形的にも対象事業実施区域周辺と同様の状況に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局（対象事業実施区域の南側約 2.6km、観測高さ地上 18m）のデータを用いました。また、日射量は中区本牧測定局のデータを用いました。放射収支量は金沢区長浜測定局が令和元年9月以降欠測となっていたため、大気安定度を最も出現頻度の高いD（中立）と設定しました。大気安定度は、表 6.7-28 に示すパスキル安定度階級分類に基づき区分しました。

気象データは、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における過去 10 年間の風向・風速データを用いて異常年検定を行い、異常年ではないと判定された令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）のデータを用いました（p. 資 1.4-15 参照）。

なお、排出源高さにおける風速については、風速の鉛直分布がべき法則に従うものとして、風速の高さ補正を次式により行いました。補正に用いたべき指数は、表 6.7-29 に示すアメリカ合衆国環境保護庁（EPA）が提案しているパスキル安定度階級別のべき指数を用いました。年平均値の予測に用いる気象条件は資料編（p. 資 1.4-16 参照）に示すとおりです。

表 6.7-28 パスキル安定度階級分類

風速 (u) m/s	日射量 (T) kw/m ²				放射収支量 (Q) kw/m ²		
	T ≥ 0.60	0.60 > T ≥ 0.30	0.30 > T ≥ 0.15	0.15 > T	Q ≥ -0.020	-0.020 > Q ≥ -0.040	-0.040 > Q
u < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ u < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ u < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ u < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ u	C	D	D	D	D	D	D

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター 平成 12 年 12 月）

$$U = U_0(H/H_0)^p$$

- U : 排出源高さ H (m) の風速 (m/s)
- U_0 : 基準高さ H_0 (m) の風速 (m/s)
- H : 排出源の高さ (m)
- H_0 : 基準とする高さ (=18) (m)
- p : べき指数

表 6.7-29 パスキル大気安定度別のべき指数

大気安定度	A	B	C	D	E	F・G
べき指数 p	0.10	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター 平成 12 年 12 月）

エ. 窒素酸化物 (NO_x) 濃度から二酸化窒素 (NO₂) 濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、統計モデルを使用しました。

統計モデルは、横浜市に設置された大気汚染常時監視測定局における5年間（平成28～令和2年度）の測定結果から、自排局と最寄りの一般局の年平均値の差を回帰分析して算出しました。詳細は資料編(p. 資 1.4-17～資 1.4-18 参照)に示します。

$$y = 0.1473x^{0.8107}$$

y : 二酸化窒素濃度 (ppm)

x : 窒素酸化物濃度 (ppm)

オ. 年平均値から1日平均値（年間98%値または年間2%除外値）への変換

年平均値から日平均値への換算式は、対象事業実施区域近傍の一般局における近年5年間（平成28～令和2年度）の測定結果を用いて、換算式を算出しました。詳細は資料編(p. 資 1.4-18～1.4-19 参照)に示します。

表 6.7-30 年平均値から1日平均値（年間98%値または年間2%除外値）への換算式

項目	換算式
二酸化窒素	日平均値の年間98%値 = 1.4178 × 年平均値 + 0.0127
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値 = 1.1369 × 年平均値 + 0.0244

カ. バックグラウンド濃度の設定

対象事業実施区域最寄りの一般局である瀬谷区南瀬谷小学校測定局における近年5年間（平成28～令和2年度）の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値は、表 6.7-31 に示すとおりです。

年平均値の推移をみると、二酸化窒素は概ね横ばい、浮遊粒子状物質は減少傾向であったことから、バックグラウンド濃度は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における近年5年間の年平均値を用いることとし、二酸化窒素は0.013ppm、浮遊粒子状物質は0.019mg/m³としました。

表 6.7-31 バックグラウンド濃度

測定局	年度	バックグラウンド濃度	
		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
瀬谷区南瀬谷小学校	平成28年度	0.013	0.022
	平成29年度	0.013	0.021
	平成30年度	0.013	0.019
	令和元年度	0.013	0.018
	令和2年度	0.012	0.016
	平均値	0.013	0.019

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-32 及び図 6.7-6 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南西側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.0037ppm、浮遊粒子状物質は 0.00068mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 22.2%、浮遊粒子状物質で 3.4%と予測します。

表 6.7-32 予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度）

物質名		最大着地濃度 出現地点	バック グラウンド 濃度	建設機械 寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	工事開始後 20～31ヶ月目	南西側工事 敷地境界	0.013	0.0037	0.0167	22.2%
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	工事開始後 20～31ヶ月目	南西側工事 敷地境界	0.019	0.00068	0.01968	3.4%

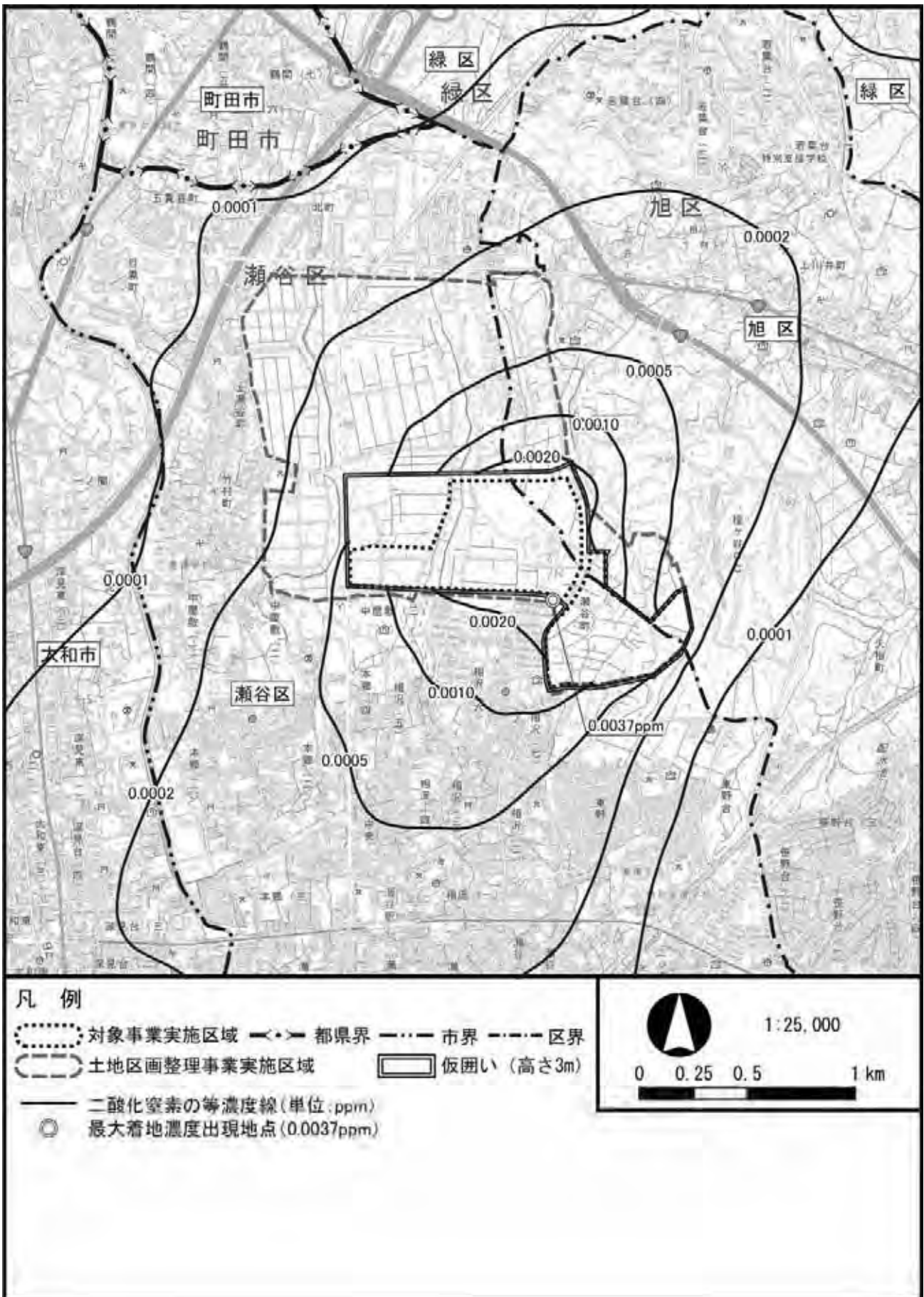


図 6.7-6(1) 予測結果 (建設機械の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素))

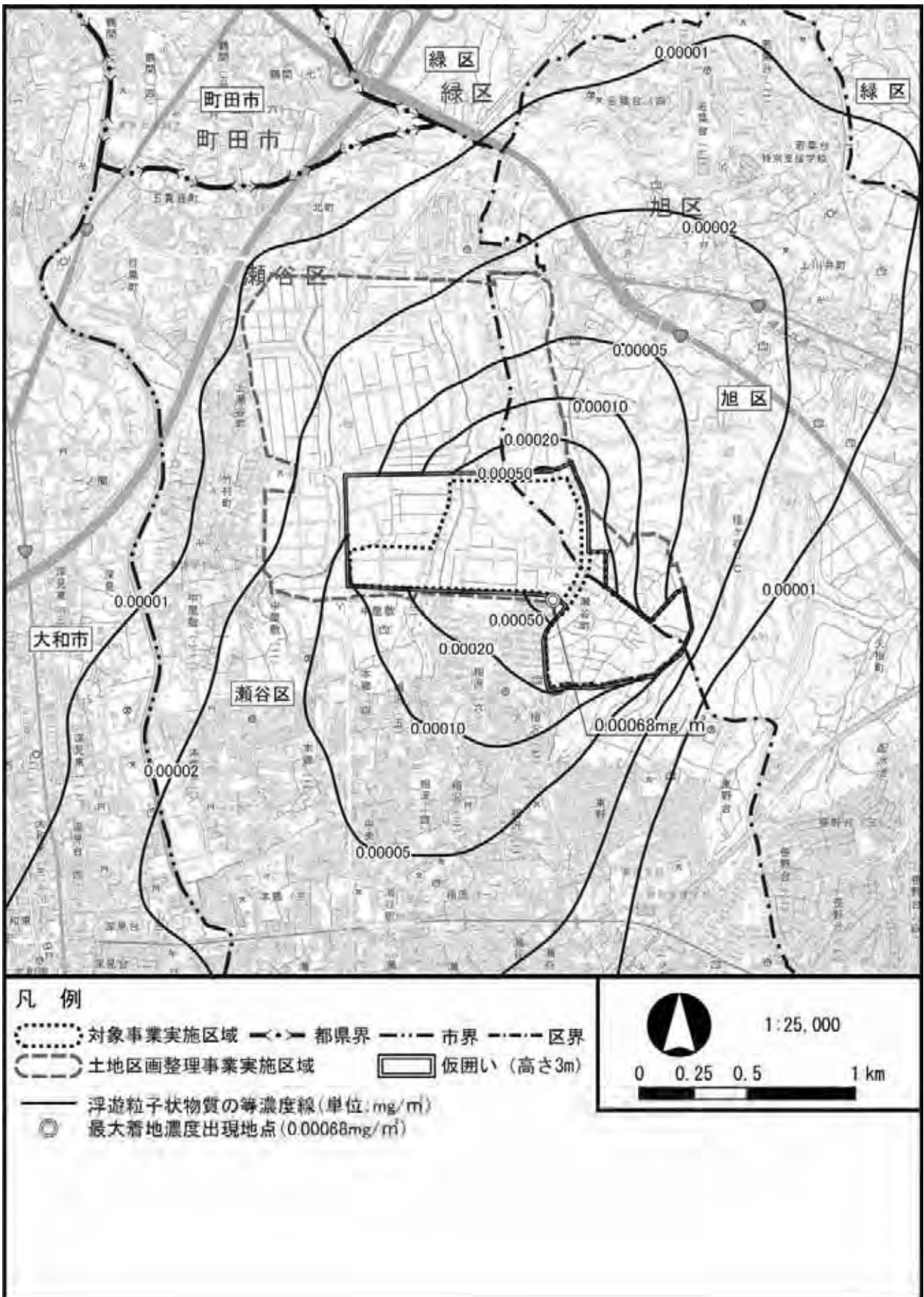


図 6.7-6(2) 予測結果 (建設機械の稼働に伴う大気質濃度(浮遊粒子状物質))

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-33 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m³と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）に適合しています。

表 6.7-33 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う 大気環境への影響	0.0167	0.036	0.01968	0.047

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

イ. 他事業を考慮した予測結果

同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-34 及び図 6.7-7 に示すとおりです。

本事業の建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南西側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は 0.0044ppm、浮遊粒子状物質は 0.00104g/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で 25.2%、浮遊粒子状物質で 5.2%と予測します。

表 6.7-34 予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素））

物質名		最大着地濃度 出現地点	バック グラウンド 濃度	建設機械 寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	本事業の工事開始後 20～31ヶ月目 (土地区画整理事業の工事 開始後 32～43ヶ月目)	南西側工事 敷地境界	0.013	0.0044	0.0174	25.2%
浮遊粒子状 物質 (mg/m ³)	本事業の工事開始後 20～31ヶ月目 (土地区画整理事業の工事 開始後 32～43ヶ月目)	南西側工事 敷地境界	0.019	0.00104	0.02004	5.2%

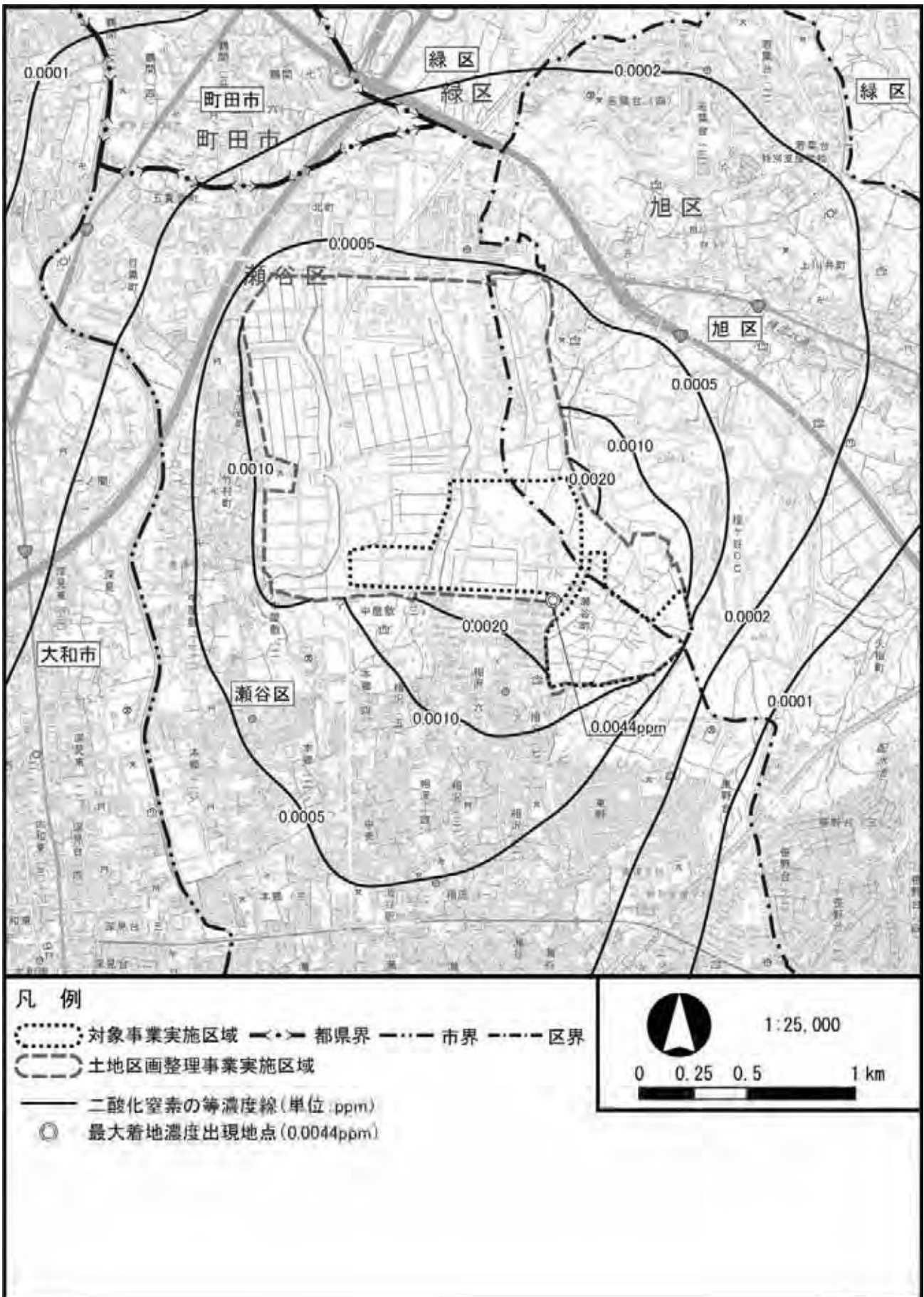


図 6.7-7(1) 予測結果 (建設機械の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素))

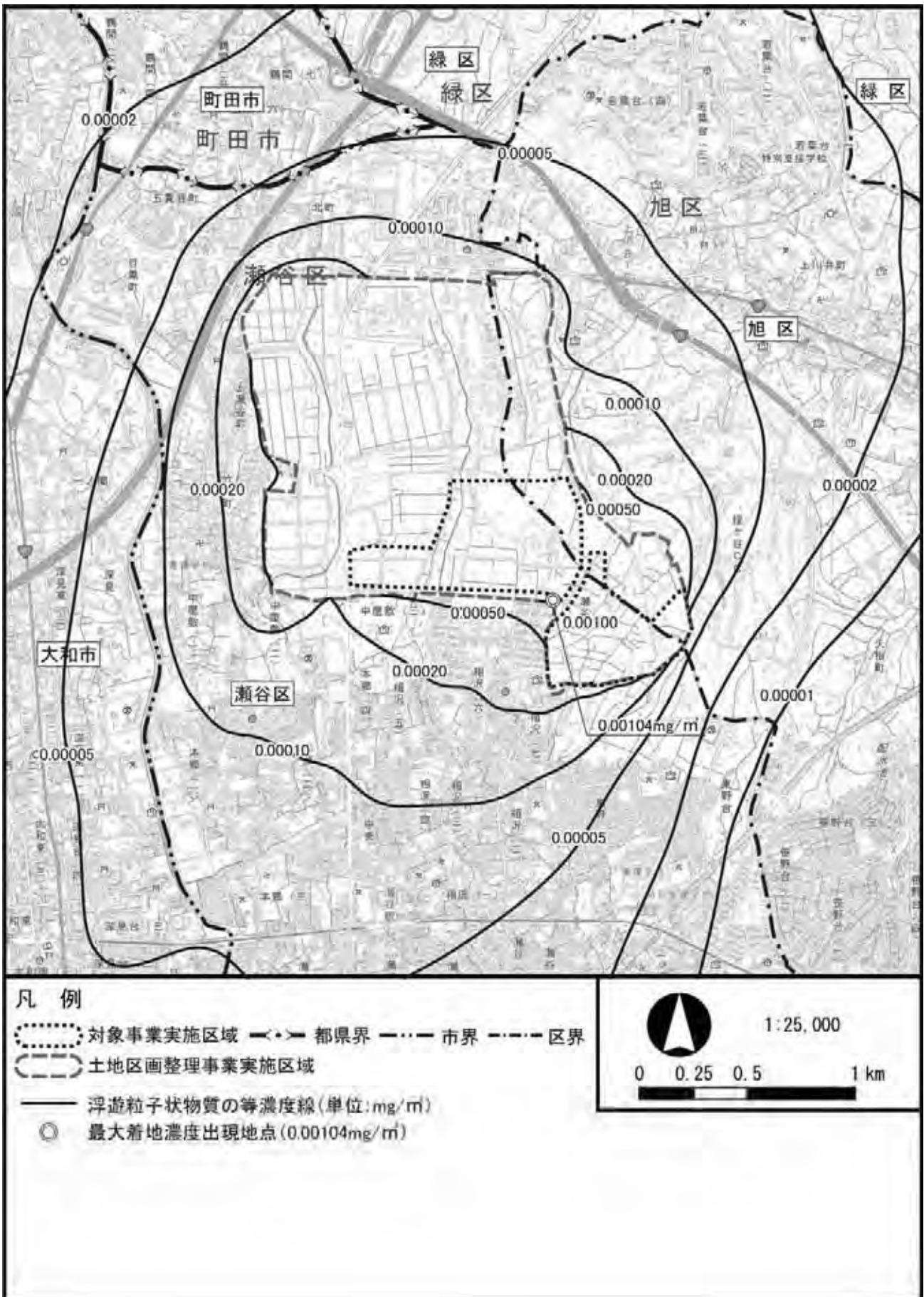


図 6.7-7(2) 予測結果 (建設機械の稼働に伴う大気質濃度(浮遊粒子状物質))

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-35 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.037ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m³と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）に適合しています。

表 6.7-35 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う 大気環境への影響	0.0174	0.037	0.02004	0.047

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

① 予測項目

工事用車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、沿道環境大気質の現地調査地点 1～4 とします（前掲図 6.7-1 (p. 6.7-6) 参照）。

また、予測高さは地上 1.5m としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、表 6.7-36 に示すとおりです。

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺における、工事用車両の走行と来園車両の走行の影響を考慮して検討しました。予測対象時期は工事用車両の走行による影響が最大となる時期とし、工事用車両の年間の走行台数が最大となる工事開始後 14～25 ヶ月目の 1 年間としました。なお、本事業は二次整備工事の途中から一部供用するため、一部供用時における来園車両等も考慮し、工事用車両と来園車両等の合計台数が最大となる時期を検討しましたが、一部供用時における来園車両等の台数が、工事用車両台数を大きく上回るため（詳細は資料編(p. 資 1.4-14)参照)、工事用車両の走行による影響を把握することを目的に、工事用車両のみの台数が最大となる時期を設定しました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

なお、工事用車両の走行台数が最大となる月の設定根拠は資料編(p. 資 1.4-8～資 1.4-13 参照)に示すとおりです。

表 6.7-36 予測対象時期

予測地点	道路名	予測対象時期	
		本事業	土地区画整理事業
地点 1	環状 4 号線	工事開始後 14～25 ヶ月目	工事開始後 26～37 ヶ月目
地点 2	市道五貫目第 33 号線		
地点 3	市道五貫目第 33 号線		
地点 4	環状 4 号線		

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.7-8 に示すとおりです。

年平均値の予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号 平成 25 年 3 月)に基づき、有風時(風速 1 m/s を超える場合)にはプルーム式、弱風時(風速 1.0m/s 以下)にはパフ式を利用した点煙源拡散式としました。

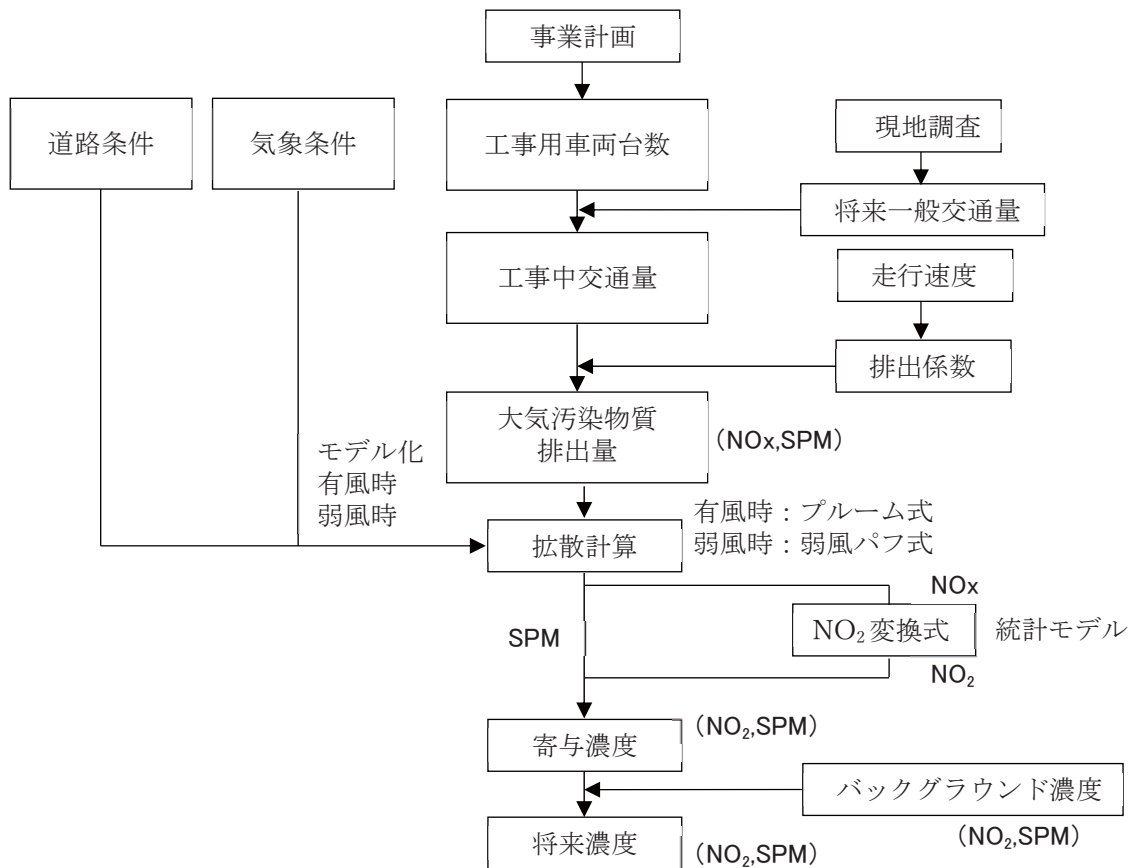


図 6.7-8 予測手順 (工事用車両の走行に伴う大気質濃度)

イ. 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

【有風時：ブルーム式】

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \cdot u \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left[\exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

x	:	風向に沿った風下距離 (m)
y	:	x 軸に直角な水平距離 (m)
z	:	x 軸に直角な鉛直距離 (m)
$C(x, y, z)$:	地点 (x, y, z) における窒素酸化物濃度 (ppm) (又は浮遊粒子状物質濃度 (mg/m ³))
Q	:	点煙源の窒素酸化物の排出量 (ml/s) (又は浮遊粒子状物質の排出量 (mg/s))
u	:	平均風速 (m/s)
H	:	排出源の有効煙突高さ (m)
σ_y, σ_z	:	水平(y 軸)、鉛直(z 軸)方向の拡散幅 (m)

(拡散幅の設定)

- 水平方向の拡散幅 σ_y (m)

$$\sigma_y = \frac{W}{2} + 0.46L^{0.81} \quad \left(X \geq \frac{W}{2}\right)$$

$$\sigma_y = \frac{W}{2} \quad \left(X < \frac{W}{2}\right)$$

- 鉛直方向の拡散幅 σ_z (m)

$$\sigma_z = \sigma_{z0} + 0.31L^{0.83} \quad \left(X \geq \frac{W}{2}\right)$$

$$\sigma_z = \sigma_{z0} \quad \left(X < \frac{W}{2}\right)$$

σ_{z0}	:	鉛直方向初期拡散幅 (m) (遮音壁のない場合 $\sigma_{z0}=1.5$)
W	:	車道部幅員 (m)
L	:	車道部端からの距離 (m)
X	:	風向に沿った風下距離 (m)

【弱風時：パフ式】

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2} \cdot \alpha^2 \cdot \gamma} \cdot \left[\frac{1 - \exp\left(-\frac{l}{t_0^2}\right)}{2l} + \frac{1 - \exp\left(-\frac{m}{t_0^2}\right)}{2m} \right]$$

$$\therefore l = \frac{1}{2} \left[\frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z-H)^2}{\gamma^2} \right] \quad , \quad m = \frac{1}{2} \left[\frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z+H)^2}{\gamma^2} \right]$$

α, γ : 拡散幅に関する係数
 $\alpha = 0.3$ 、 $\gamma = 0.18$ (昼間)、 0.09 (夜間)
 t_0 : 初期拡散幅に相当する時間 (=W/2 α)

⑤ 予測条件

ア. 交通条件

予測時点における交通量は、表 6.7-37 に示すとおり設定しました。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量に本事業の工事用車両台数を加えて算出しました。

対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量は、近年概ね横ばいまたは減少傾向にありますが、安全側の観点で将来一般交通量は平日の現地調査結果を設定しました。

本事業の工事用車両台数は、工事用車両台数が最大となる月（工事開始後 25 ヶ月目）の台数を用い、予測にあたっては、この交通量が 1 年間続くものとししました（詳細は資料編(p. 資 1.4-20～資 1.4-30)参照）。

また、土地区画整理事業の工事用車両台数は、本事業の工事用車両台数が最大となる 1 年間のうち、土地区画整理事業の工事用車両台数が最大となる月（工事開始後 26 ヶ月目）の台数を用い、この交通量が 1 年間続くものとししました。

表 6.7-37(1) 予測交通量（工事用車両の走行に伴う大気質濃度）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	本事業の工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前(南行)	大型車	1,839	18	1,857
			小型車	7,509	60	7,569
			合計	9,348	78	9,426
		十日市場(北行)	大型車	1,409	196	1,605
			小型車	8,363	119	8,482
			合計	9,772	315	10,087
地点2	市道五貫目第33号線	目黒交番前(東行)	大型車	4,430	18	4,448
			小型車	9,769	59	9,828
			合計	14,199	77	14,276
		国道246号(西行)	大型車	4,584	18	4,602
			小型車	10,940	59	10,999
			合計	15,524	77	15,601
地点3	市道五貫目第33号線	目黒交番前(西行)	大型車	3,944	178	4,122
			小型車	8,106	59	8,165
			合計	12,050	237	12,287
		上川井(東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	1,136	36	1,172
			小型車	5,957	60	6,017
			合計	7,093	96	7,189
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,169	36	1,205
			小型車	6,265	119	6,384
			合計	7,434	155	7,589

表 6.7-37(2) 他事業を考慮した予測交通量（工事用車両の走行に伴う大気質濃度）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を考慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,839	51	1,890
			小型車	7,509	99	7,608
			合計	9,348	150	9,498
		十日市場 (北行)	大型車	1,409	552	1,961
			小型車	8,363	196	8,559
			合計	9,772	748	10,520
地点2	市道五貫目 第33号線	目黒交番前 (東行)	大型車	4,430	50	4,480
			小型車	9,769	98	9,867
			合計	14,199	148	14,347
		国道246号 (西行)	大型車	4,584	50	4,634
			小型車	10,940	98	11,038
			合計	15,524	148	15,672
地点3	市道五貫目 第33号線	目黒交番前 (西行)	大型車	3,944	501	4,445
			小型車	8,106	97	8,203
			合計	12,050	598	12,648
		上川井 (東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点4	環状4号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,136	101	1,237
			小型車	5,957	99	6,056
			合計	7,093	200	7,293
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,169	101	1,270
			小型車	6,265	197	6,462
			合計	7,434	298	7,732

イ. 道路条件

予測断面における道路断面は、図 6.7-9 に示すとおりです。

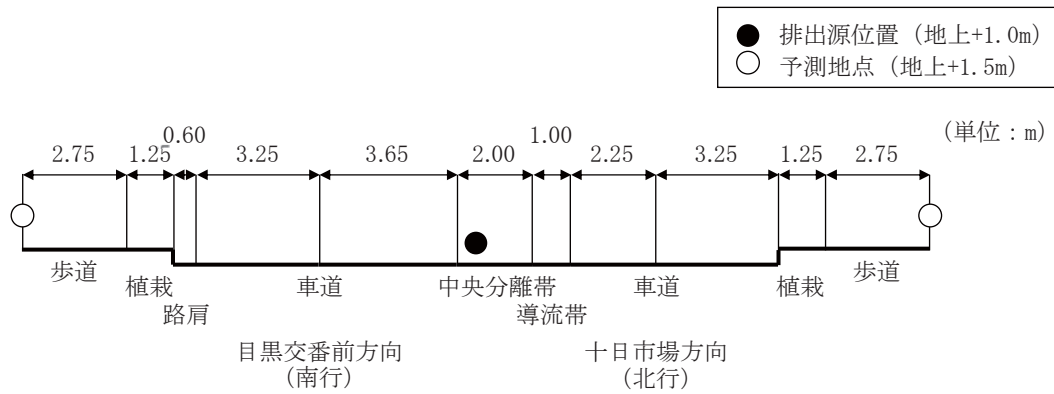


図 6.7-9(1) 予測地点の断面図 (地点1 環状4号線)

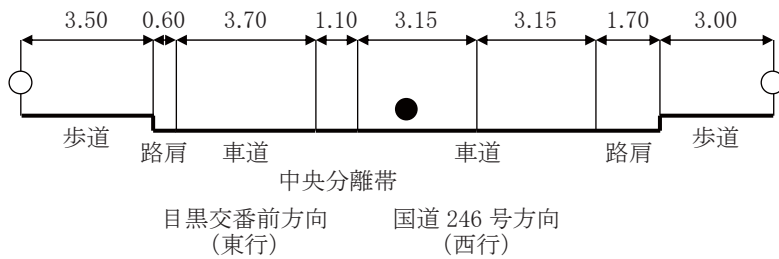


図 6.7-9(2) 予測地点の断面図 (地点2 市道五貫目第33号線)

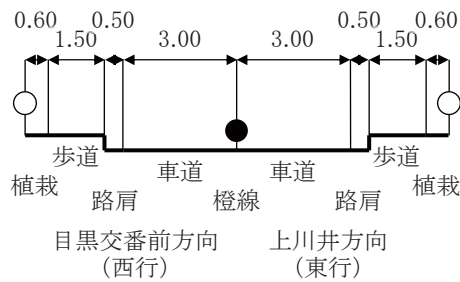


図 6.7-9(3) 予測地点の断面図 (地点3 市道五貫目第33号線)

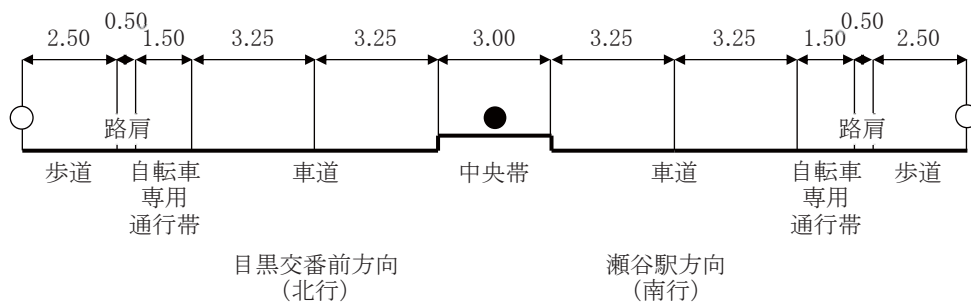


図 6.7-9(4) 予測地点の断面図 (地点4 環状4号線)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.7-38 に示すとおりです。

表 6.7-38 走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線	40
地点 4	環状 4 号線	40

エ. 自動車排出係数

自動車排出係数は、表 6.7-39 に示すとおりです。「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号)道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年 2 月)に示されている自動車排出係数を用いました。

表 6.7-39 自動車排出係数 (2025 年次)

項目	走行速度 (km/h)	排出係数 (g/km・台)	
		小型車	大型車
窒素酸化物 (NO _x)	40	0.049	0.432
	50	0.042	0.361
浮遊粒子状物質 (SPM)	40	0.000548	0.006958
	50	0.000377	0.005798

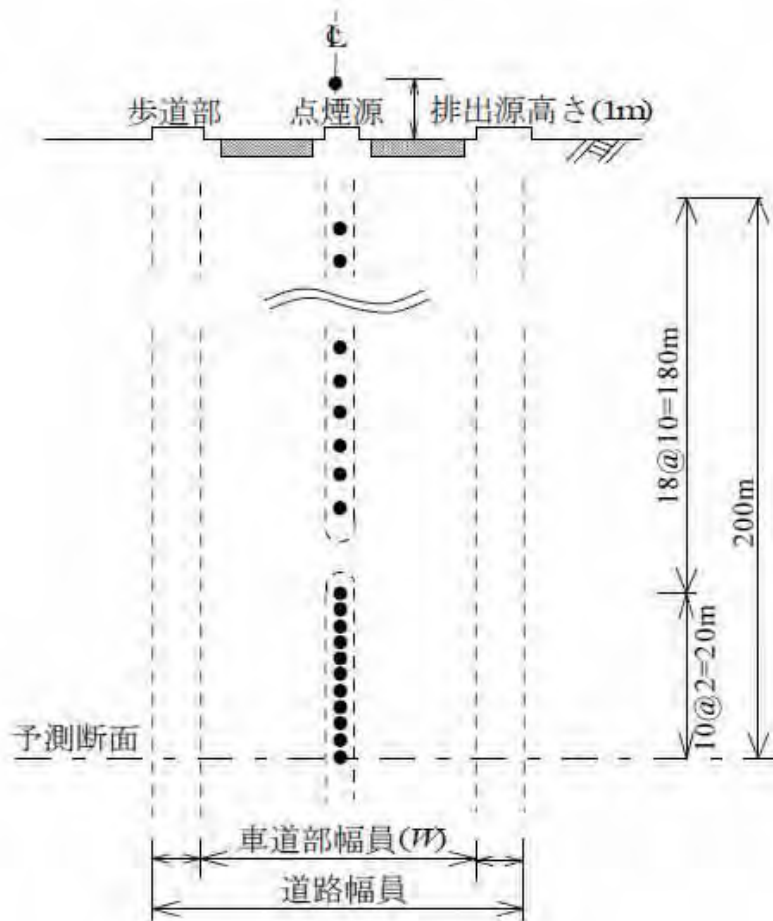
資料：「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号) 道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年 2 月)

オ. 排出源の位置

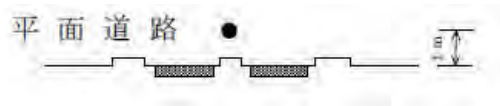
排出源の位置は、図 6.7-10 に示すとおりです。排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20m は 2m 間隔、その両側 180m は 10m 間隔で前後 400m にわたる配置としました。

排出源の高さは、路面より 1.0m として設定しました。

A ①平面図



B ②断面図 (点煙源は、道路中央で路面から 1m の高さに置く。)



資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」

(国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)

図 6.7-10 点煙源の配置

カ. 排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-36 参照)。

キ. 気象条件

予測に用いた気象条件は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-36 参照)。気象条件の整理にあたっては、排出源高さ(地上+1.0m)における風速に換算した上で、時間別風向別年間出現頻度、時間別風向別年間平均風速を整理しました(資料編(p. 資 1. 4-31~資 1. 4-32 参照))。

ク. 窒素酸化物(NO_x)濃度の二酸化窒素(NO_2)濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-37 参照)。

ケ. 年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換

年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-37 参照)。

コ. バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-37 参照)。

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-40 に示すとおりです。

本事業の工事用車両の走行台数が最大になる1年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で0.013712～0.015210ppm、浮遊粒子状物質で0.019038～0.019164mg/m³となり、将来濃度に対する本事業の工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.04～0.20%、浮遊粒子状物質で0.01未満～0.01%と予測します。

表 6.7-40(1) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.013	0.000806	0.000025	0.013831	0.18%
		西側		0.000836	0.000028	0.013864	0.20%
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.001922	0.000006	0.014928	0.04%
		南側		0.001836	0.000005	0.014841	0.04%
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.002183	0.000027	0.015210	0.18%
		北側		0.002071	0.000025	0.015096	0.17%
地点4	環状4号線	西側		0.000730	0.000013	0.013743	0.09%
		東側		0.000698	0.000014	0.013712	0.10%

注1：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-40(2) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.019	0.000042	0.000002	0.019044	0.01% 未満
		西側		0.000044	0.000002	0.019046	0.01%
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.000137	0.000001 未満	0.019137	0.01% 未満
		南側		0.000129	0.000001 未満	0.019129	0.01% 未満
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.000161	0.000003	0.019164	0.01%
		北側		0.000150	0.000002	0.019152	0.01%
地点4	環状4号線	西側		0.000039	0.000001	0.019040	0.01% 未満
		東側		0.000037	0.000001	0.019038	0.01% 未満

注1：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-41 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6.7-37 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準(二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下)及び環境保全目標(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下)に適合しています。

表 6.7-41 年平均値から日平均値への換算結果

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の年間98%値 ^{注1}	年平均値 (予測結果)	日平均値の2%除外値 ^{注1}
地点1	環状4号線	東側	0.013831	0.032	0.019044	0.046
		西側	0.013864	0.032	0.019046	0.046
地点2	市道五貫目 第33号線	北側	0.014928	0.034	0.019138	0.046
		南側	0.014841	0.034	0.019130	0.046
地点3	市道五貫目 第33号線	南側	0.015210	0.034	0.019163	0.046
		北側	0.015096	0.034	0.019153	0.046
地点4	環状4号線	西側	0.013743	0.032	0.019040	0.046
		東側	0.013712	0.032	0.019038	0.046

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

イ. 他事業を考慮した予測結果

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-42 に示すとおりです。

他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で 0.013733～0.015256ppm、浮遊粒子状物質で0.019039～0.019168mg/m³となり、将来濃度に対する他事業を考慮した工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.09～0.54%、浮遊粒子状物質で 0.01 未満～0.04%と予測します。

表 6.7-42(1) 他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.013	0.000806	0.000068	0.013874	0.49%
		西側		0.000836	0.000075	0.013911	0.54%
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.001922	0.000014	0.014936	0.10%
		南側		0.001836	0.000013	0.014849	0.09%
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.002183	0.000073	0.015256	0.48%
		北側		0.002071	0.000070	0.015141	0.48%
地点4	環状4号線	西側		0.000730	0.000033	0.013763	0.24%
		東側		0.000698	0.000035	0.013733	0.25%

注1：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-42(2) 他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.019	0.000042	0.000005	0.019047	0.03%
		西側		0.000044	0.000006	0.019050	0.03%
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.000137	0.000001	0.019138	0.01% 未満
		南側		0.000129	0.000001	0.019130	0.01% 未満
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.000161	0.000007	0.019168	0.04%
		北側		0.000150	0.000007	0.019157	0.03%
地点4	環状4号線	西側		0.000039	0.000002	0.019041	0.01%
		東側		0.000037	0.000002	0.019039	0.01%

注1：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-43 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6.7-37 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）に適合しています。

表 6.7-43 年平均値から日平均値への換算結果

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の年間98%値 ^{注1}	年平均値 (予測結果)	日平均値の2%除外値 ^{注1}
地点1	環状4号線	東側	0.013874	0.032	0.019047	0.046
		西側	0.013911	0.032	0.019049	0.046
地点2	市道五貫目 第33号線	北側	0.014936	0.034	0.019139	0.046
		南側	0.014849	0.034	0.019130	0.046
地点3	市道五貫目 第33号線	南側	0.015256	0.034	0.019168	0.046
		北側	0.015141	0.034	0.019157	0.046
地点4	環状4号線	西側	0.013763	0.032	0.019041	0.046
		東側	0.013733	0.032	0.019039	0.046

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

(3) 来園車両等の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度

① 予測項目

来園車両等の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。予測地点は、来園車両等の主要運行ルートとなる道路の沿道として、沿道環境大気質の現地調査地点 1~7 とします(前掲図 6.7-1 (p. 6.7-6) 参照)。

③ 予測時期

予測対象時期は、来園車両等の走行が定常となる時期(2046年(令和28年))としました。

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.7-11 に示すとおりです。

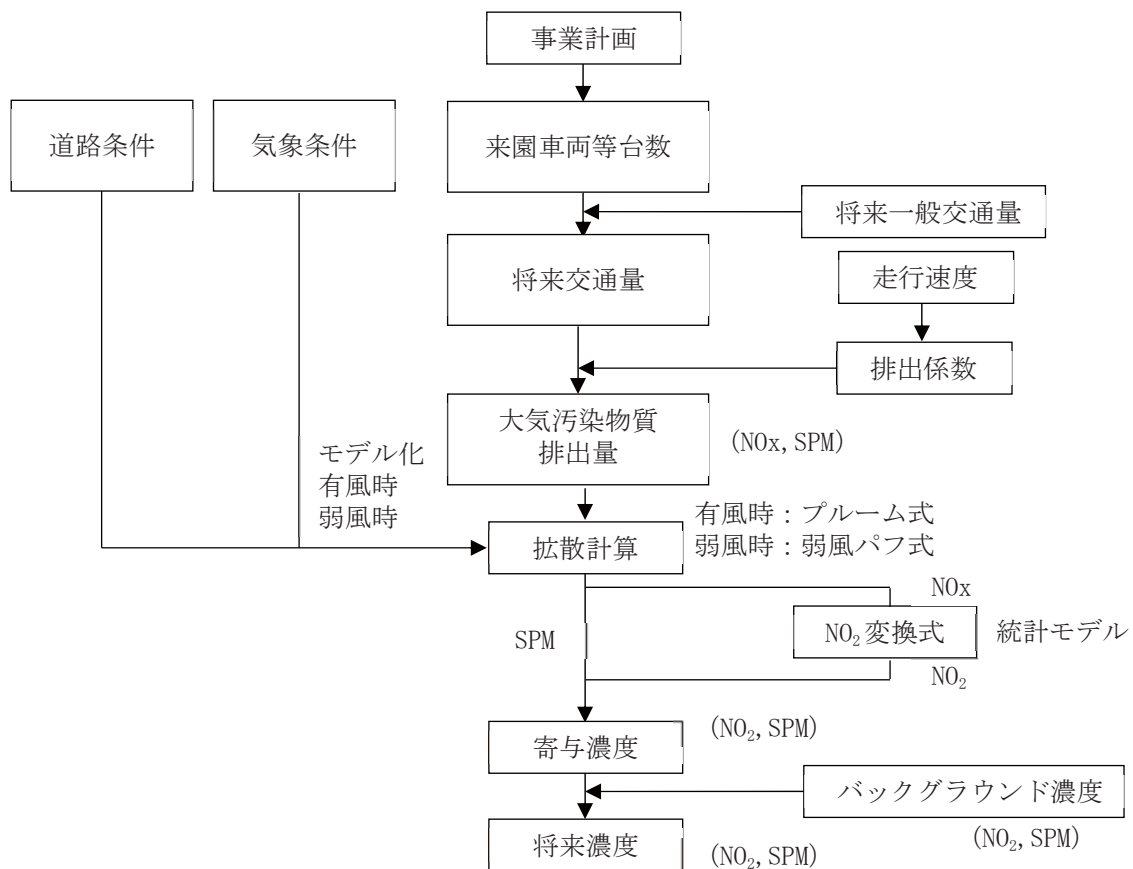


図 6.7-11 予測手順(来園車両等の走行に伴う大気質濃度)

イ. 予測式

予測式は、「(2)工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」の予測と同様としました（p. 6.7-48～6.7-49 参照）。

⑤ 予測条件

ア. 交通条件

供用時における交通量は、表 6.7-44 に示すとおり設定しました。

本事業の発生集中交通量（来園車両等）を将来一般交通量に加えることで、将来交通量としました（詳細は資料編(p. 資 1.6-53～資 1.6-60 参照)）。また、他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両等台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

なお、本事業及び他事業の発生集中交通量の設定根拠は、資料編(p. 資 1.6-44～資 1.6-53 参照)に示すとおりです。

表 6.7-44(1) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う大気質濃度）（平日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前(南行)	大型車	2,621	0	2,621	3,012
			小型車	6,978	17	6,995	7,728
			合計	9,599	17	9,616	10,740
		十日市場(北行)	大型車	1,973	0	1,973	2,302
			小型車	5,916	16	5,932	6,831
			合計	7,889	16	7,905	9,133
地点 2	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前(東行)	大型車	4,101	0	4,101	4,120
			小型車	7,138	29	7,167	7,638
			合計	11,239	29	11,268	11,758
		国道 246 号(西行)	大型車	3,901	0	3,901	3,948
			小型車	6,915	27	6,942	7,671
			合計	10,816	27	10,843	11,619
地点 3	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前(西行)	大型車	3,018	0	3,018	3,245
			小型車	6,306	47	6,353	9,957
			合計	9,324	47	9,371	13,202
		上川井(東行)	大型車	2,701	0	2,701	2,867
			小型車	5,237	7	5,244	10,494
			合計	7,938	7	7,945	13,361

注 1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

表 6.7-44(2) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う大気質濃度）（平日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	1,160	0	1,160	1,472
			小型車	5,545	43	5,588	8,022
			合計	6,705	43	6,748	9,494
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,602	0	1,602	2,177
			小型車	6,468	50	6,518	7,989
			合計	8,070	50	8,120	10,166
地点5	深見第228号線	環状4号線(西行)	大型車	485	0	485	825
			小型車	3,201	0	3,201	3,566
			合計	3,686	0	3,686	4,391
		細谷戸公園(東行)	大型車	496	1	497	497
			小型車	2,879	251	3,130	3,711
			合計	3,375	252	3,627	4,208
地点6	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	874	0	874	897
			小型車	4,128	115	4,243	4,837
			合計	5,002	115	5,117	5,734
		瀬谷駅(南行)	大型車	962	0	962	1,457
			小型車	3,918	66	3,984	4,239
			合計	4,880	66	4,946	5,696
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	564	0	564	575
			小型車	3,739	374	4,113	4,687
			合計	4,303	374	4,677	5,262
		瀬谷駅(南行)	大型車	507	0	507	528
			小型車	3,237	442	3,679	4,066
			合計	3,744	442	4,186	4,594

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

表 6.7-44(3) 予測交通量（他事業を考慮した関係車両の走行に伴う大気質濃度）（休日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点1	環状4号線	目黒交番前(南行)	大型車	791	0	791	1,142
			小型車	5,838	32	5,870	6,648
			合計	6,629	32	6,661	7,790
		十日市場(北行)	大型車	597	0	597	919
			小型車	4,947	31	4,978	6,249
			合計	5,544	31	5,575	7,168
地点2	市道五貫目第33号線	目黒交番前(東行)	大型車	3,490	0	3,490	3,498
			小型車	6,075	61	6,136	6,612
			合計	9,565	61	9,626	10,110
		国道246号(西行)	大型車	3,322	0	3,322	3,341
			小型車	5,884	58	5,942	6,836
			合計	9,206	58	9,264	10,177
地点3	市道五貫目第33号線	目黒交番前(西行)	大型車	2,594	0	2,594	2,681
			小型車	5,411	99	5,510	10,143
			合計	8,005	99	8,104	12,824
		上川井(東行)	大型車	2,320	0	2,320	2,395
			小型車	4,493	15	4,508	11,926
			合計	6,813	15	6,828	14,321
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	987	0	987	1,299
			小型車	4,722	90	4,812	8,449
			合計	5,709	90	5,799	9,748
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,364	0	1,364	1,795
			小型車	5,501	107	5,608	6,834
			合計	6,865	107	6,972	8,629
地点5	深見第228号線	環状4号線(西行)	大型車	440	0	440	766
			小型車	2,914	0	2,914	3,243
			合計	3,354	0	3,354	4,009
		細谷戸公園(東行)	大型車	452	1	453	453
			小型車	2,616	527	3,143	3,989
			合計	3,068	528	3,596	4,442

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

表 6.7-44(4) 予測交通量（他事業を考慮した関係車両の走行に伴う大気質濃度）（休日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点6	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	793	0	793	806
			小型車	3,755	245	4,000	4,425
			合計	4,548	245	4,793	5,231
		瀬谷駅(南行)	大型車	876	0	876	1,317
			小型車	3,562	138	3,700	4,002
			合計	4,438	138	4,576	5,319
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	579	0	579	584
			小型車	3,821	796	4,617	5,379
			合計	4,400	796	5,196	5,963
		瀬谷駅(南行)	大型車	520	0	520	527
			小型車	3,304	942	4,246	4,581
			合計	3,824	942	4,766	5,108

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

イ. 道路条件

予測断面における道路断面は、図 6.7-12 に示すとおりです。

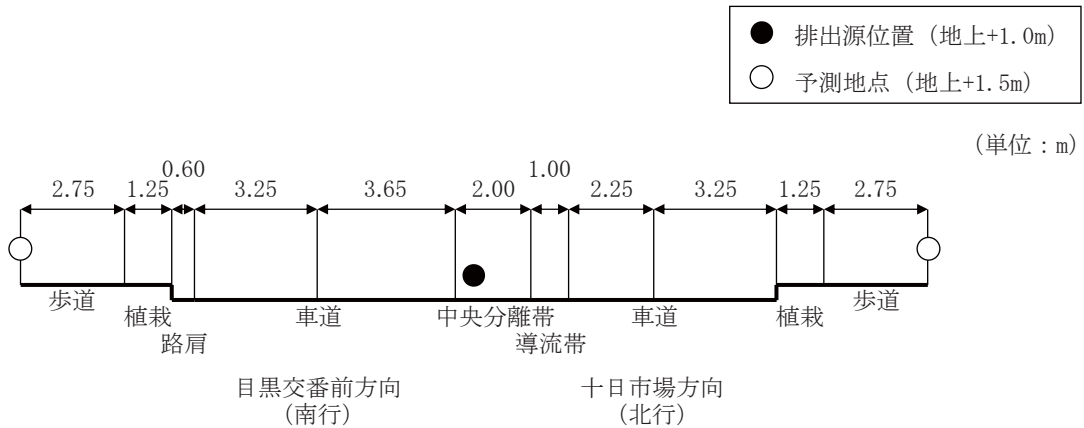
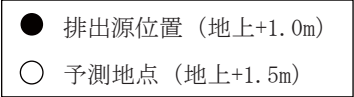


図 6.7-12(1) 予測地点の断面図（地点1 環状4号線）



(単位 : m)

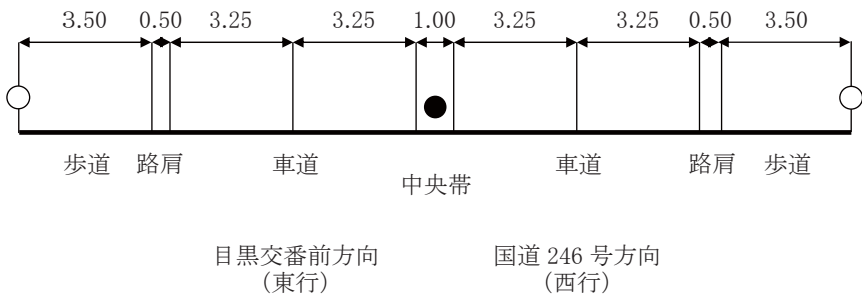


図 6.7-12(2) 予測地点の断面図 (地点 2 市道五貫目第 33 号線)

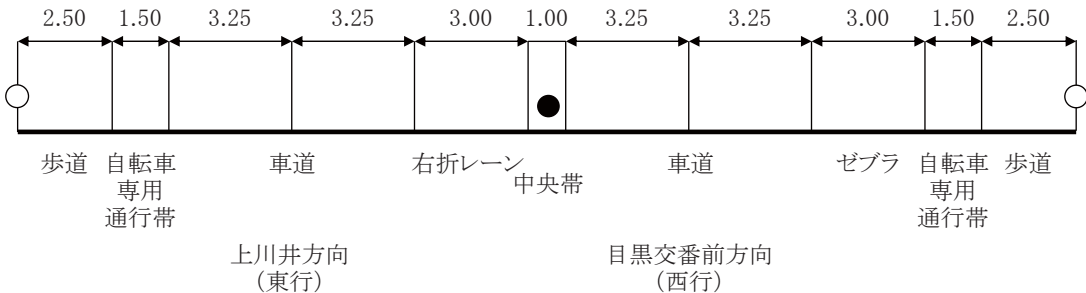


図 6.7-12(3) 予測地点の断面図 (地点 3 市道五貫目第 33 号線)

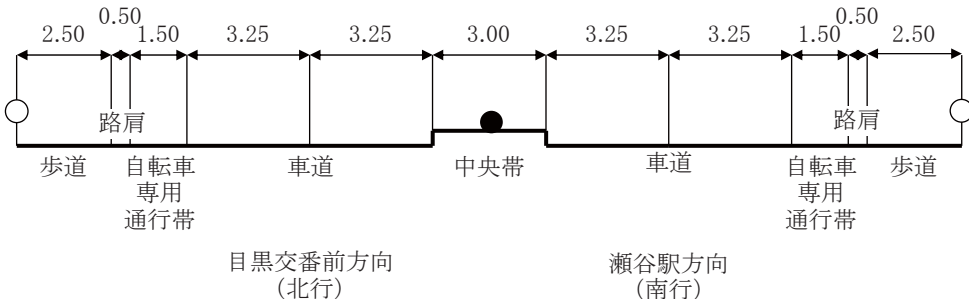


図 6.7-12(4) 予測地点の断面図 (地点 4 環状 4 号線)

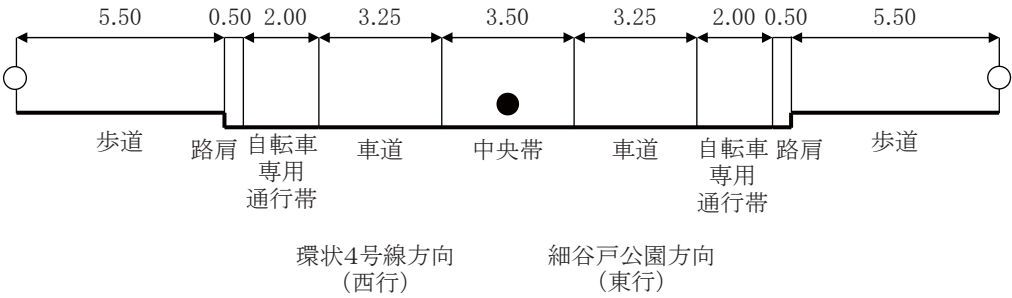
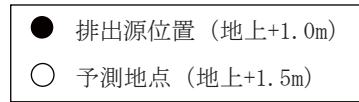


図 6.7-12(5) 予測地点の断面図 (地点 5 深見第 228 号線)



(単位 : m)

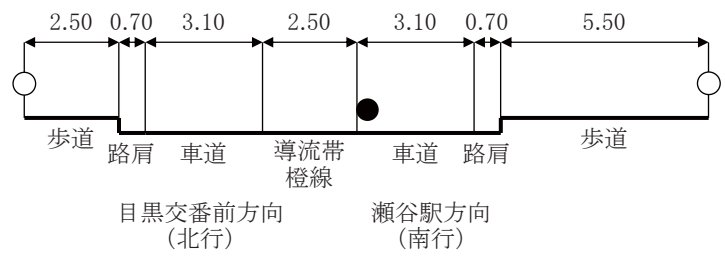


図 6.7-12(6) 予測地点の断面図 (地点6 環状4号線)

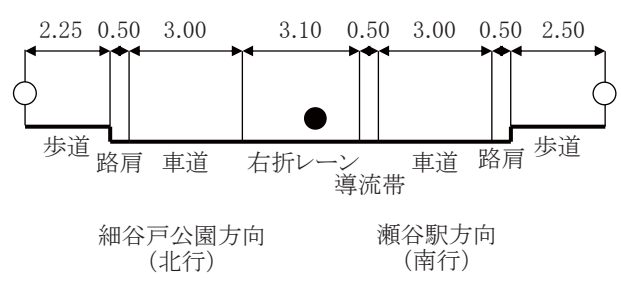


図 6.7-12(7) 予測地点の断面図 (地点7 瀬谷地内線)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.7-45 に示すとおりです。

表 6.7-45 走行速度

単位 : km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点1	環状4号線	50
地点2	市道五貫目第33号線	40
地点3	市道五貫目第33号線	40
地点4	環状4号線	40
地点5	深見第228号線	40
地点6	環状4号線	40
地点7	瀬谷地内線	40

エ. 自動車排出係数

自動車排出係数は、表 6.7-46 に示すとおりです。「国土交通省国土技術政策総合研究所資料(第 671 号)道路環境影響等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年 2 月)に示されている自動車排出係数を用いました。

表 6.7-46 自動車排出係数 (2030 年次)

項目	走行速度 (km/h)	排出係数 (g/km・台)	
		小型車	大型車
窒素酸化物 (NO _x)	40	0.048	0.353
	50	0.041	0.295
浮遊粒子状物質 (SPM)	40	0.000540	0.006663
	50	0.000369	0.005557

オ. 排出源の位置

排出源の高さは、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様に、路面より 1.0m として設定しました (p.6.7-54 参照)。

また、排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20m は 2m 間隔、その両側 180m は 10m 間隔で前後 400m にわたる配置としました。

カ. 排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました (p.6.7-36 参照)。

キ. 気象条件

予測に用いた気象条件は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-36 参照)。気象条件の整理にあたっては、排出源高さ(地上+1.0m)における風速に換算した上で、時間別風向別年間出現頻度、時間別風向別年間平均風速を整理しました(資料編(p. 資 1. 4-31~資 1. 4-32 参照))。

ク. 窒素酸化物(NO_x)濃度の二酸化窒素(NO_2)濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-37 参照)。

ケ. 年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換

年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-37 参照)。

コ. バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6. 7-37 参照)。

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

来園車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-47 に示すとおりです。

供用時の本事業の来園車両等に伴う将来濃度（年平均値）は、二酸化窒素で、0.013292～0.014305ppm、浮遊粒子状物質で0.019013～0.019098mg/m³となり、将来濃度に対する本事業の来園車両等の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.01 未満～0.18%程度、浮遊粒子状物質で 0.01 未満～0.01%程度であると予測します。

表 6.7-47(1) 来園車両等の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.013	0.000706	0.000001	0.013707	0.01%未満
		西側		0.000729	0.000001	0.013730	0.01%未満
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.001304	0.000001	0.014305	0.01%
		南側		0.001262	0.000001	0.014263	0.01%
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.000847	0.000001	0.013848	0.01%
		北側		0.000895	0.000001	0.013896	0.01%
地点4	環状4号線	西側		0.000702	0.000002	0.013704	0.01%
		東側		0.000686	0.000002	0.013688	0.01%
地点5	深見第228号線	西側		0.000297	0.000005	0.013302	0.04%
		東側		0.000287	0.000005	0.013292	0.04%
地点6	環状4号線	西側		0.000656	0.000005	0.013661	0.04%
		東側		0.000484	0.000004	0.013488	0.03%
地点7	瀬谷地内線	西側		0.000468	0.000024	0.013492	0.18%
		東側		0.000405	0.000021	0.013426	0.15%

注1：寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-47(2) 来園車両等の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	来園車両等による寄与濃度	将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.019	0.000041	0.000001 未満	0.019041	0.01%未満
		西側		0.000043	0.000001 未満	0.019043	0.01%未満
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.000098	0.000001 未満	0.019098	0.01%未満
		南側		0.000094	0.000001 未満	0.019094	0.01%未満
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.000057	0.000001 未満	0.019057	0.01%未満
		北側		0.000061	0.000001 未満	0.019061	0.01%未満
地点4	環状4号線	西側		0.000042	0.000001 未満	0.019042	0.01%未満
		東側		0.000041	0.000001 未満	0.019041	0.01%未満
地点5	深見第228号線	西側		0.000014	0.000001 未満	0.019014	0.01%未満
		東側		0.000013	0.000001 未満	0.019013	0.01%未満
地点6	環状4号線	西側		0.000039	0.000001 未満	0.019039	0.01%未満
		東側		0.000026	0.000001 未満	0.019026	0.01%未満
地点7	瀬谷地内線	西側		0.000024	0.000001	0.019025	0.01%
		東側		0.000020	0.000001	0.019021	0.01%未満

注1：寄与率は、「将来濃度」に占める「来園車両等による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-48 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6.7-37 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.033ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）に適合しています。

表 6.7-48 年平均値から日平均値への換算結果

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の年 間98%値 ^{注1}	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 ^{注1}
地点1	環状4号線	東側	0.013707	0.032	0.019041	0.046
		西側	0.013730	0.032	0.019043	0.046
地点2	市道五貫目 第33号線	北側	0.014305	0.033	0.019098	0.046
		南側	0.014263	0.033	0.019094	0.046
地点3	市道五貫目 第33号線	南側	0.013848	0.032	0.019057	0.046
		北側	0.013896	0.032	0.019061	0.046
地点4	環状4号線	西側	0.013704	0.032	0.019042	0.046
		東側	0.013688	0.032	0.019041	0.046
地点5	深見 第228号線	西側	0.013302	0.032	0.019014	0.046
		東側	0.013292	0.032	0.019013	0.046
地点6	環状4号線	西側	0.013661	0.032	0.019039	0.046
		東側	0.013488	0.032	0.019026	0.046
地点7	瀬谷地内線	西側	0.013492	0.032	0.019025	0.046
		東側	0.013426	0.032	0.019021	0.046

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

イ. 他事業を考慮した予測結果

土地区画整理事業の影響を考慮した予測結果は、表 6.7-49 に示すとおりです。

供用時の他事業を考慮した関係車両の走行に伴う将来濃度（年平均値）は、二酸化窒素で 0.013353～0.014330ppm、浮遊粒子状物質で 0.019017～0.019100mg/m³となり、将来濃度に対する他事業を考慮した関係車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.17～1.35%程度、浮遊粒子状物質で 0.01～0.07%程度であると予測します。

表 6.7-49(1) 他事業を考慮した関係車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した関係車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.013	0.000706	0.000104	0.013810	0.75%
		西側		0.000729	0.000108	0.013837	0.78%
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.001304	0.000026	0.014330	0.18%
		南側		0.001262	0.000025	0.014287	0.17%
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.000847	0.000151	0.013998	1.08%
		北側		0.000895	0.000167	0.014062	1.19%
地点4	環状4号線	西側		0.000702	0.000187	0.013889	1.35%
		東側		0.000686	0.000182	0.013869	1.31%
地点5	深見第228号線	西側		0.000297	0.000070	0.013367	0.52%
		東側		0.000287	0.000066	0.013353	0.50%
地点6	環状4号線	西側		0.000656	0.000116	0.013772	0.84%
		東側		0.000484	0.000086	0.013569	0.63%
地点7	瀬谷地内線	西側		0.000468	0.000056	0.013524	0.41%
		東側		0.000405	0.000047	0.013452	0.35%

注1：「他事業を考慮した関係車両による寄与濃度」は土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両による寄与濃度を示します。

注2：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した関係車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-49(2) 他事業を考慮した関係車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した関係車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率 ^{注1}
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.019	0.000041	0.000008	0.019049	0.04%
		西側		0.000043	0.000008	0.019051	0.04%
地点2	市道五貫目第33号線	北側		0.000098	0.000002	0.019100	0.01%
		南側		0.000094	0.000002	0.019096	0.01%
地点3	市道五貫目第33号線	南側		0.000057	0.000009	0.019066	0.05%
		北側		0.000061	0.000011	0.019071	0.06%
地点4	環状4号線	西側		0.000042	0.000014	0.019056	0.07%
		東側		0.000041	0.000013	0.019054	0.07%
地点5	深見第228号線	西側		0.000014	0.000004	0.019018	0.02%
		東側		0.000013	0.000004	0.019017	0.02%
地点6	環状4号線	西側		0.000039	0.000009	0.019048	0.05%
		東側		0.000026	0.000006	0.019033	0.03%
地点7	瀬谷地内線	西側		0.000024	0.000003	0.019027	0.01%
		東側		0.000020	0.000002	0.019023	0.01%

注1：「他事業を考慮した関係車両による寄与濃度」は土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両による寄与濃度を示します。

注2：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した関係車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-50 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p. 6.7-37 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.033ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.046mg/m³と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下）に適合しています。

表 6.7-50 年平均値から日平均値への換算結果

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の年 間98%値 ^{注1}	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 ^{注1}
地点1	環状4号線	東側	0.013810	0.032	0.019049	0.046
		西側	0.013837	0.032	0.019051	0.046
地点2	市道五貫目 第33号線	北側	0.014330	0.033	0.019100	0.046
		南側	0.014287	0.033	0.019096	0.046
地点3	市道五貫目 第33号線	南側	0.013998	0.033	0.019066	0.046
		北側	0.014062	0.033	0.019071	0.046
地点4	環状4号線	西側	0.013889	0.032	0.019056	0.046
		東側	0.013869	0.032	0.019054	0.046
地点5	深見 第228号線	西側	0.013367	0.032	0.019018	0.046
		東側	0.013353	0.032	0.019017	0.046
地点6	環状4号線	西側	0.013772	0.032	0.019048	0.046
		東側	0.013569	0.032	0.019033	0.046
地点7	瀬谷地内線	西側	0.013524	0.032	0.019027	0.046
		東側	0.013452	0.032	0.019023	0.046

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m³以下。

6.7.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.7-51 に示す内容を実施します。

表 6.7-51 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。・工事区域境界には仮囲いを設置します。・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.7-52 に示す内容を実施します。

表 6.7-52 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none">・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。

(3) 来園車両等の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.7-53 に示す内容を実施します。

表 6.7-53 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・ 公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 ・ 駐車場内に電気自動車の充電設備の導入を目指します。 ・ マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・ 自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。

6.7.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で0.0037ppm、浮遊粒子状物質で0.00068mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で22.2%、浮遊粒子状物質で3.4%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.047mg/m³であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で0.0044ppm、浮遊粒子状物質で0.00104mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で25.2%、浮遊粒子状物質で5.2%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.047mg/m³であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

また、環境保全措置として、可能な限りの排ガス対策型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、より一層の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えないこと。」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で 0.20%、浮遊粒子状物質が最大で 0.01%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.046mg/m³であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業を考慮した工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で 0.54%、浮遊粒子状物質が最大で 0.04%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.046mg/m³であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

また、環境保全措置として、極力新しい排出ガス規制適合型の車両の使用、工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導、工事用車両の点検・整備による性能維持を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³を超えないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 来園車両等の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

来園車両等の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で 0.18%程度、浮遊粒子状物質が最大で 0.01%程度であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.032~0.033ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.046mg/m³であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

土地区画整理事業を考慮した関係車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素で最大 1.35%程度、浮遊粒子状物質で最大 0.07%程度であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.032~0.033ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.046mg/m³であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

また、公園職員やその他業務関係者等に対して、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促す等の環境の保全のための措置を講じることで可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³を超えないこと。」を達成するものと評価します。

6.8 水質・底質（公共用水域の水質）

6.8 水質・底質（公共用水域の水質）

本事業の工事に伴い発生する工事排水が公共用水域の水質（浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH））に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、工事中における公共用水域の水質への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質、水素イオン濃度）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時は、豊水期及び渇水期において全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）の環境基準値を満足しています。 ・ 降雨時は、降水量の多い2回目の方が浮遊物質（SS）及び流量の値が高い結果となっています。 ・ 土壌の沈降試験による浮遊物質（SS）とその残留率の経過をみると、初期濃度に対し残留率1%未満となるのは、地点1では72時間、地点2、3、4では12時間、地点5では2時間で、地点によるばらつきがみられています。 	p. 6.8-9 ~6.8-19
環境保全目標	<p>(浮遊物質 (SS))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設調整池出口は「市条例の工事排水の水質に係る規制基準」である70mg/L以下、放流先河川は大門川、相沢川、和泉川については「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」である100mg/Lとし、堀谷戸川については現況の水質を大きく悪化させないこと。 <p>(水素イオン濃度 (pH))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事排水の排出先となる河川の現況の水質を大きく悪化させないこと。 	p. 6.8-20
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨時における仮設調整池出口でのSS濃度は、10.0~57.8mg/L、日常的な降雨時における仮設調整池出口でのSS濃度は、10.0~16.8mg/Lと予測され、市条例の工事排水の水質に係る規制基準（70mg/L以下）以下となることから、豪雨時及び日常的な降雨時において、本事業の工事時の雨水の排水に起因する基準値の超過はないものと予測します。 ・ 日常的な降雨時における放流先河川のSS濃度は、現況のSS濃度が高い堀谷戸川以外は放流先河川の環境基準値（大門川、相沢川及び和泉川は100mg/L、堀谷戸川は25mg/L）を満足する値となっています。また、すべての仮設調整池で現況の河川濃度を下回る結果となりました。 ・ コンクリート打設により発生するアルカリ排水は、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出することから、雨水の排水に伴う公共用水域の水質（水素イオン濃度）への影響は小さいものと考えられます。 	p. 6.8-28 ~6.8-30

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質量、水素イオン濃度）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・造成裸地のうち本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。 ・必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで浮遊物質量の低減を図ります。 ・工事排水の処理を適切に実施できるよう、仮設調整池の点検を徹底します。 ・工事排水の水質を定期的に測定し、適切な処理が行われているかを確認することで、工事排水の水質管理を徹底します。 ・アルカリ排水は、作業現場に個別の集水枡を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出します。 	p. 6. 8-31
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(浮遊物質量 (SS)) 仮設調整池出口は「市条例の工事排水の水質に係る規制基準」である 70mg/L 以下、放流先河川は大門川、相沢川、和泉川については「生活環境の保全に関する環境基準 (河川)」である 100mg/L とし、堀谷戸川については現況の水質を大きく悪化させないこと。」「(水素イオン濃度 (pH)) 工事排水の排出先となる河川の現況の水質を大きく悪化させないこと。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 8-32

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.8.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 水質の状況
- ② 地形、地質（土質）の状況
- ③ 降水量の状況
- ④ 利水の状況
- ⑤ 流れの状況
- ⑥ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

① 水質の状況

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における河川の水質の現地調査地点は、図 6.8-1 に示すとおり、大門川の上流側、下流側の2地点（地点1、2）、相沢川の上流側、下流側の2地点（地点3、4）、堀谷戸川の1地点（地点5）及び和泉川の1地点（地点6）の計6地点です。

② 地形、地質（土質）の状況

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における土壌の沈降試験の調査地点（試料採取地点）は、造成工事中に雨水によって仮設調整池へ流入する代表的な土壌を想定し、図 6.8-2 に示すとおり、土地区画整理事業実施区域内の5地点（地点1～5）です。

③ 降水量の状況

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所としました。

④ 利水の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑤ 流れの状況

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における流れの状況の調査地点は、「①水質の状況」と同様としました。

⑥ 関係法令・計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

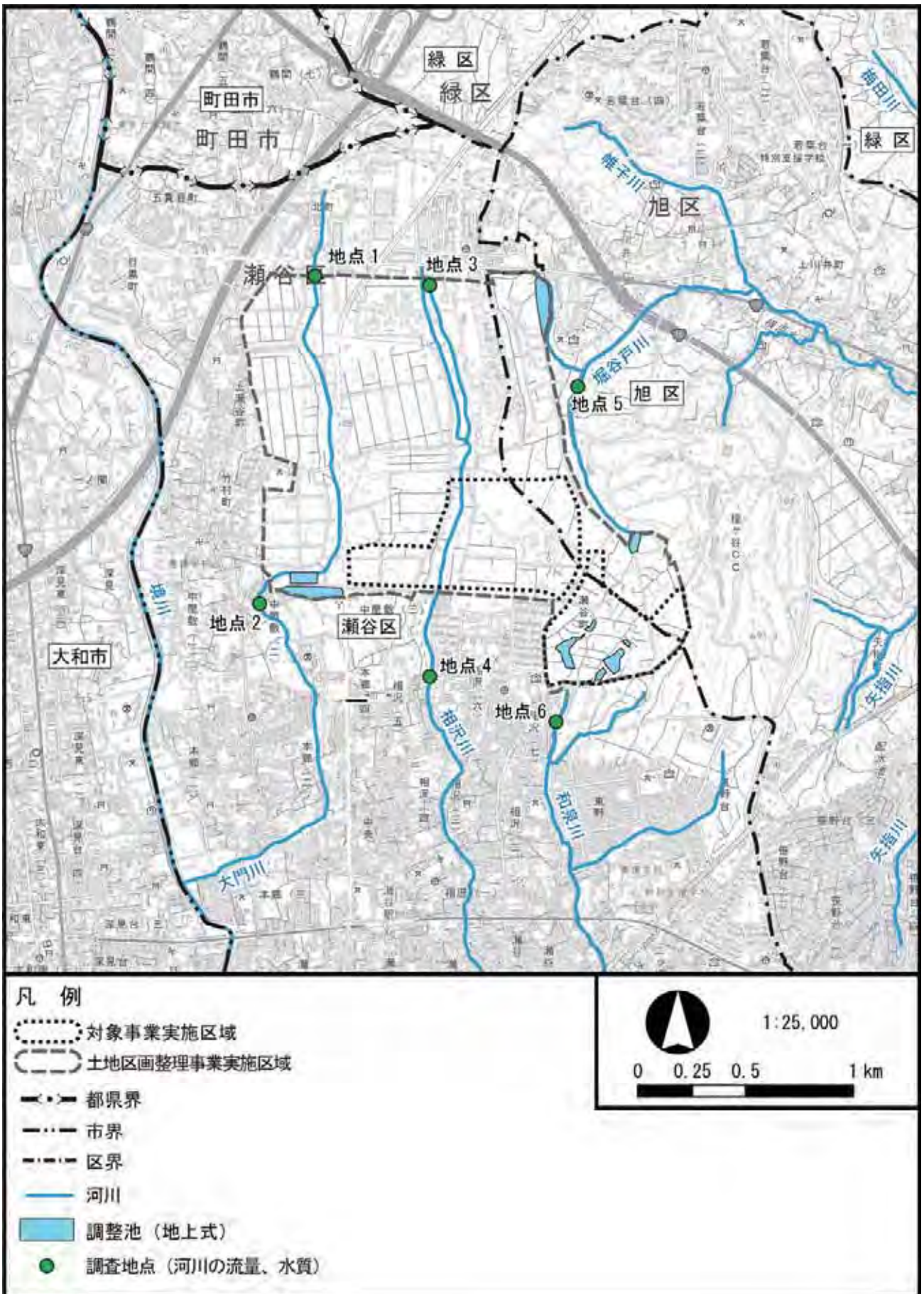


図 6.8-1 既存資料（区画整理）における水質調査地点

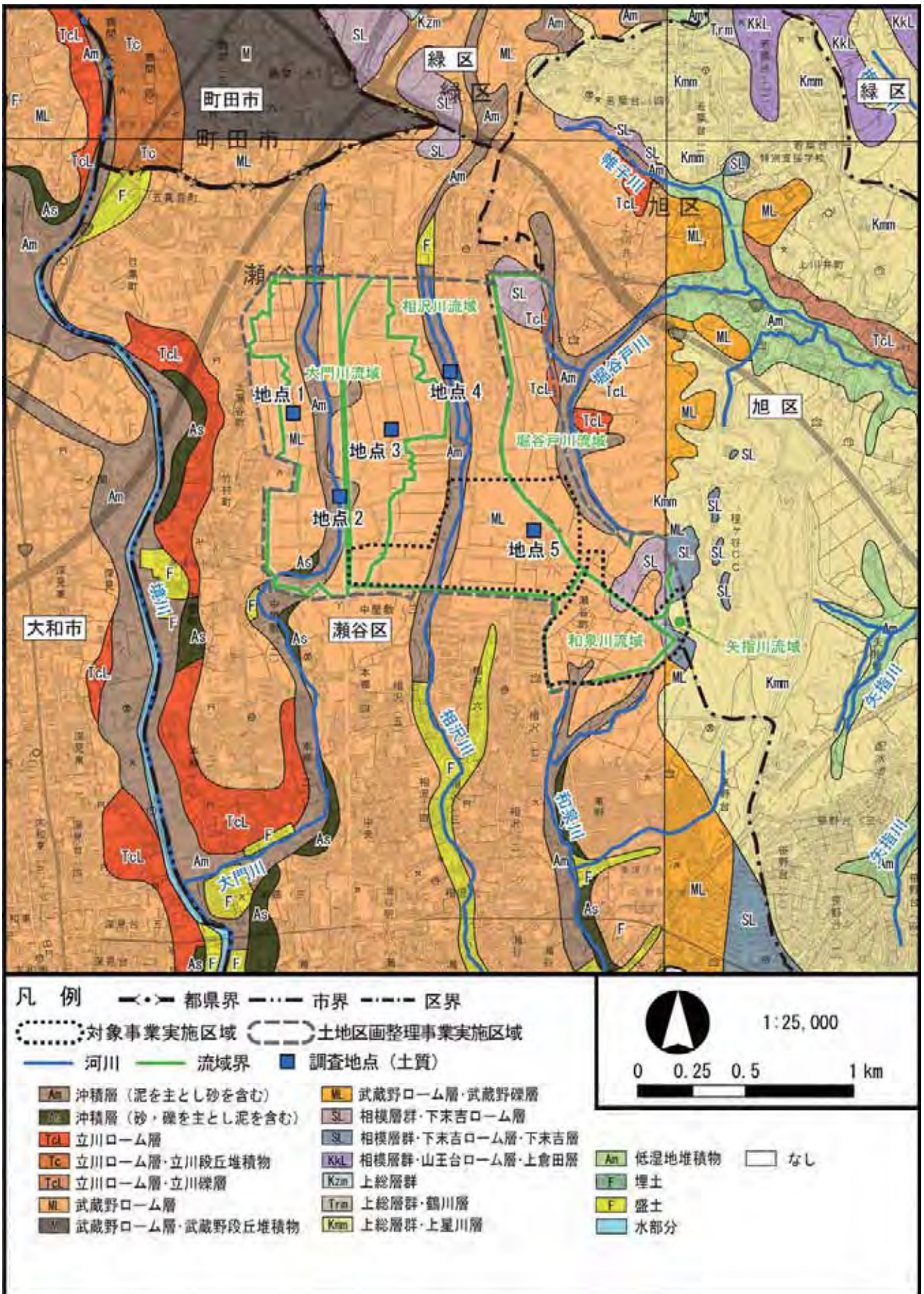


図 6.8-2 既存資料 (区画整理) における土質調査地点

(3) 調査時期

① 水質の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査は、生活環境項目等については、渇水期及び豊水期において平常時の調査が各1回、降雨時に浮遊物質量（SS）の調査が2回実施されています。現地調査期間は、表 6.8-1 に示すとおりです。

表 6.8-1 既存資料（区画整理）における現地調査期間（水質）

調査項目	時期	調査日（各地点同日）	天候
生活環境項目等	平常時 豊水期	令和元年7月29日(月)	調査時 晴、前日 晴
	渇水期	令和2年1月10日(金)	調査時 晴、前日 晴
降雨時 SS	1回目	令和元年6月7日(金)	調査時 雨、前日 晴
	2回目	令和元年10月25日(金)	調査時 雨、前日 曇

② 地形、地質（土質）の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における土質の資料採取は、以下のとおり実施されています。

・試料採取日：令和2年9月1日(火)

③ 降水量の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 利水の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑤ 流れの状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査期間は、「①水質の状況」と同様としました。

⑥ 関係法令・計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 水質の状況

ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により対象事業実施区域及びその周辺の河川の水質の状況を把握しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における調査項目及び調査方法は表 6.8-2 に示すとおりです。

表 6.8-2 既存資料（区画整理）における現地調査方法（水質）

調査項目			調査方法
水質	平常時	生活環境項目	「水質調査法」(昭和 46 年環水管 30 号)及び「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)」に定める方法に準拠
		一般項目	
	降雨時	生活環境項目	
		一般項目	

② 地形、地質（土質）の状況

ア. 既存資料調査

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

土地区画整理事業実施区域内で採取した土壌を用いて、表 6.8-3 に示すとおり、土壌の沈降試験が実施されています。

表 6.8-3 既存資料（区画整理）における調査方法（土壌の沈降特性）

調査項目	調査方法
土壌の沈降特性	<p>【調査の概要】 試料の調整：JIS A 1201 に準拠 沈降試験：JIS M 0201-12 沈降時間：0, 1, 2, 4, 6, 12, 18, 24, 48, 72 時間 採泥した土壌の初期濁水：2,000mg/L</p> <p>【具体的な試料採取及び試験方法】</p> <p><試料採取> 採取にあたっては表土を取り除き、約 GL-5 cm から-20cm の土壌を採取しました。</p> <p><前処理></p> <p>i 採取した土壌を分析室へ持ち帰り、土を粗くほぐし、早根や木根等の固形物を取り除き風乾した後、2mm のふるいにかけて、通過した土を沈降試験試料に用いました。</p> <p>ii 土壌の初期濁水を SS 濃度 2,000mg/L となるようにビーカーに土を採りました。</p> <p>iii ビーカーに蒸留水 20~50mL を加え、土塊を完全に解きほぐし、上澄み濁水を 1L メスシリンダーに移しました。</p> <p>iv iii の作業を土塊が完全に解きほぐされ、上澄み濁水がなくなるまで繰り返しました。</p> <p>v ii ~ iv の作業を 10 検体分セットしました。</p> <p><沈降試験></p> <p>i 濁水の入った 1L メスシリンダーを転倒攪拌後、所定の時間まで静置しました。</p> <p>ii 静置後、水面より 2/3 の検水位置からサイフォンで約 100mL の濁水を分取しました。</p> <p>iii 採取した試料を孔径約 1μm の直径 24mm のガラス繊維ろ紙でろ過、105~110$^{\circ}$C で 2 時間乾燥しました。</p> <p>iv ろ過乾燥後のろ過材及びサンプルの質量 (mg) を計量し、SS (mg/L) を算定しました。</p> <p>v i ~ iv を検体分（静置時間：0, 1, 2, 4, 6, 12, 18, 24, 48, 72 時間の計 10 検体）繰り返しました。</p>

なお、表 6.8-4 に示すとおり、一般に造成区域から発生する濁水は浮遊物質量（SS）が 200~2,000mg/L との報告があることから、安全をみて最大値である 2,000mg/L を沈降試験にあたっての初期濃度としました。

表 6.8-4 浮遊物質流出負荷量の設定に関する調査事例

発生地域	工種	具体的工事	濁水の発生量	浮遊物質量 (SS)
市街地、近郊	広域整備工事	宅地造成工事 飛行場造成工事 ゴルフ場造成工事	工事規模、降水量によって大きく変動する。	200~ 2,000mg/L

資料：「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）

③ 降水量の状況

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所における令和元年度（既存資料（区画整理）における水質の現地調査期間）の月別合計降水量、日別合計降水量の資料を収集・整理し、対象事業実施区域及びその周辺における降水量を把握しました。

④ 利水の状況

既存資料の収集・整理により対象事業実施区域及びその周辺の利水の状況を把握しました。

⑤ 流れの状況

ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により対象事業実施区域及びその周辺の河川の流れの状況を把握しました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面（裸地、草地、舗装面）の状況を目視等による調査が実施されています。

⑥ 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「環境基本法」
- ・「水質汚濁防止法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 水質の状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における河川の水質の状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況 (2) ①河川の水質」（p. 3-21～3-23 参照）に示すとおりです。

イ. 既存資料（区画整理）調査

A 生活環境項目等調査（平常時）

河川の平常時の生活環境項目等に係る調査結果は、表 6.8-5 に示すとおりです。

「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の水域類型指定状況は、大門川、相沢川、和泉川は D 及び生物 B、堀谷戸川は B 及び生物 B となっています。これらの環境基準値と比較すると、豊水期は、全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）及び溶存酸素量（DO）の環境基準値を満足しています。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）及び全亜鉛は地点 1（大門川上流）で、大腸菌群数（MPN）は地点 5（堀谷戸川）でそれぞれ環境基準値を超過していました。渇水期は、全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数（MPN）の環境基準値を満足しています。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）及び全亜鉛は地点 1（大門川上流）で、それぞれ環境基準値を超過しています。

表 6.8-5(1) 河川の水質（豊水期—生活環境項目等）

調査項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	地点 4	地点 5	地点 6	環境基準
		大門川 上流	大門川 下流	相沢川 上流	相沢川 下流	堀谷戸川	和泉川	
類型区分		D	D	D	D	B	D	
（全亜鉛：生物 B）								
気温	℃	30.0	32.0	25.0	32.0	32.0	32.0	—
水温	℃	27.0	27.0	20.5	27.0	22.2	25.1	—
外観	—	淡白色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	無色透明	淡黄色 透明	—
透視度	度	31	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	—
濁度	度	8.07	2.46	0.87	2.26	6.1	0.71	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
電気伝導率 (EC)	mS/m	47.5	42.9	33.0	24.6	15	24.9	—
水素イオン 濃度 (pH)	—	8.3	8.2	7.6	7.5	7.9	7.4	B:6.5 以上、8.5 以下 D:6.0 以上、8.5 以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	9.1	3.4	1.1	0.5 未満	0.8	0.5 未満	B:3mg/L 以下 D:8mg/L 以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	11	3	2	1 未満	6	2	B:25mg/L 以下 D:100mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.5	8.7	8.1	8.2	8.4	8.1	B:5mg/L 以上 D:2mg/L 以上
大腸菌群数	MPN /100mL	49,000	46,000	1,700	79,000	33,000	13,000	B:5,000MPN/100mL 以下 D:基準なし
全亜鉛	mg/L	0.053	0.020	0.006	0.003	0.002	0.006	生物 B:0.03mg/L 以下
流量	m ³ /s	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027	—

注 1：網掛けは、環境基準を満足しない値を示します。

注 2：大腸菌群数は環境基準の見直しが行われ、令和 4 年 4 月 1 日より生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されています。なお、表中の記載は、調査実施時点の調査項目である大腸菌群数の調査結果及び環境基準を示します。

表 6.8-5(2) 河川の水質（湧水期—生活環境項目等）

調査項目	単位	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	環境基準
		大門川 上流	大門川 下流	相沢川 上流	相沢川 下流	堀谷戸川	和泉川	
類型区分		D	D	D	D	B	D	
(全亜鉛：生物B)								
気温	℃	12.8	11.9	8.4	9.5	13.8	12.5	—
水温	℃	13.7	10.0	13.1	10.4	12.3	12.1	—
外観	—	淡黄色濁	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	—
透視度	度	16	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	—
濁度	度	25.5	2.83	2.25	1.05	4.05	0.84	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
電気伝導率 (EC)	mS/m	37.0	31.7	28.7	23.0	24.2	21.9	—
水素イオン 濃度(pH)	—	7.8	8.4	7.9	7.7	8.1	7.4	B:6.5以上、8.5以下 D:6.0以上、8.5以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	11	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5未満	B:3mg/L以下 D:8mg/L以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	25	2	2	1未満	1	1	B:25mg/L以下 D:100mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.9	11	9.6	11	11	10	B:5mg/L以上 D:2mg/L以上
大腸菌群数	MPN /100mL	130,000	3,300	4,900	2,400	1,700	1,100	B:5,000MPN/100mL以下 D:基準なし
全亜鉛	mg/L	0.052	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	生物B:0.03mg/L以下
流量	m ³ /s	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023	—

注1：網掛けは、環境基準を満足しない値を示します。

注2：大腸菌群数は環境基準の見直しが行われ、令和4年4月1日より生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されています。なお、表中の記載は、調査実施時点の調査項目である大腸菌群数の調査結果及び環境基準を示します。

B 降雨時 SS 調査

河川の降雨時の結果は、表 6.8-6 に示すとおりです。横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所では、1 回目の降雨時の調査日は、20mm/日超の降水量を観測しており、2 回目の降雨時の調査日は、80mm/日超の降水量が観測されています。いずれも、測定は降雨のピーク時間帯に行われています。1 回目及び2 回目を比較すると、降水量の多い2 回目の方が浮遊物質量（SS）及び流量の値が高い結果となっています。

表 6.8-6(1) 河川の水質（降雨時 1 回目）

調査項目	単位	地点 1 大門川上流	地点 2 大門川下流	地点 3 相沢川上流	地点 4 相沢川下流	地点 5 堀谷戸川	地点 6 和泉川
気温	℃	19.8	19.8	19.8	19.4	19.9	19.5
水温	℃	19.0	21.0	18.5	19.9	18.5	19.8
外観	—	淡褐色強濁	褐色濁	淡褐色中濁	淡褐色白色濁	茶色濁	淡灰色微濁
透明度	度	10.5	9.5	13.5	13.0	8.0	24.0
濁度	度	42	60	21	38	91	21
浮遊物質量 (SS)	mg/L	28	77	9	50	130	10
流量	m ³ /s	0.2233	0.3329	0.04989	0.1813	0.0304	0.0110

表 6.8-6(2) 河川の水質（降雨時 2 回目）

調査項目	単位	地点 1 大門川上流	地点 2 大門川下流	地点 3 相沢川上流	地点 4 相沢川下流	地点 5 堀谷戸川	地点 6 和泉川
気温	℃	14.8	15.2	15.0	15.5	15.2	15.0
水温	℃	15.3	14.8	15.5	15.4	15.8	16.0
外観	—	褐色強濁	褐色強濁	淡褐色中濁	淡褐色濁	褐色強濁	淡褐色濁
透明度	度	4.5	4.5	11.0	10.5	3.0	25.0
濁度	度	264	218	61	49	487	30
浮遊物質量 (SS)	mg/L	120	190	61	56	480	36
流量	m ³ /s	3.0371	2.4686	0.44593	0.0851	0.4153	0.0608

② 地形、地質（土質）の状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域の地形は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 図 3.2-13 地形分類図」（p.3-36 参照）に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は自然堤防等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 図 3.2-16 表層地質図」（p.3-39 参照）に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、図 3.2-17（p.3-40～3-41 参照）に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）において土地区画整理事業実施区域内で採取した土壌を用いて土質沈降試験を実施した結果は表 6.8-7 に示すとおりです。各地点の浮遊物質量（SS）とその残留率の経過をみると、初期濃度に対し残留率1%未満となるのは、地点1では72時間、地点2、地点3及び地点4では12時間、地点5では2時間となり、地点によるばらつきがみられています。

表 6.8-7 土質沈降試験結果

No.	経過時間(時)	0	1	2	4	6	12	18	24	48	72
地点1	SS(mg/L)	2,000	140	74	57	44	40	34	29	24	9
	濁度(度)	—	120	91	74	63	84	78	69	69	33
	SS 残留率(%)	100	7	3.7	2.8	2.2	2	1.7	1.4	1.2	0.4
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
地点2	SS(mg/L)	2,000	61	28	27	23	12	10	9	9	2
	濁度(度)	—	46	31	30	29	31	28	28	13	12
	SS 残留率(%)	100	3	1.4	1.35	1.15	0.6	0.5	0.4	0.4	0.1
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
地点3	SS(mg/L)	2,000	66	35	35	34	15	15	15	7	5
	濁度(度)	—	53	42	40	39	40	44	37	15	17
	SS 残留率(%)	100	3.3	1.75	1.75	1.7	0.75	0.75	0.75	0.35	0.2
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
地点4	SS(mg/L)	2,000	49	32	28	22	11	10	9	9	2
	濁度(度)	—	36	28	26	24	21	21	21	14	13
	SS 残留率(%)	100	2.4	1.6	1.4	1.1	0.55	0.5	0.4	0.4	0.1
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
地点5	SS(mg/L)	2,000	20	16	17	14	5	5	6	5	3
	濁度(度)	—	17	14	15	14	13	13	13	9.8	10
	SS 残留率(%)	100	1	0.8	0.8	0.7	0.2	0.2	0.3	0.2	0.15
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}

注1：各地点の目視による性状は以下のとおりです。

地点1：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質及び粘土質の土壌。

地点2：沖積層。基地内の草地。砂利が多いものの、粘土質の土壌も一部含まれます。

地点3：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質及び粘土質の土壌。

地点4：沖積層。地表は農道と農用地の間の草地。砂利が多いものの、粘土質の土壌も一部含まれます。

地点5：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質主体の粘り気のない土壌。

注2：SSの初期濃度は、2,000mg/Lとしました。

③ 降水量の状況

ア. 既存資料調査

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所における令和元年度（既存資料（区画整理）における水質の現地調査期間）の月別降水量は、図 6.8-3 に示すとおりであり、年間降水量は横浜地方気象台が 2,097mm、アメダス海老名観測所が 1,970mm でした。月別にみると、10月の降水量が最大で横浜地方気象台は 465mm、アメダス海老名観測所は 539mm、最少は2月で横浜地方気象台は 33mm、アメダス海老名観測所が 28mm でした。

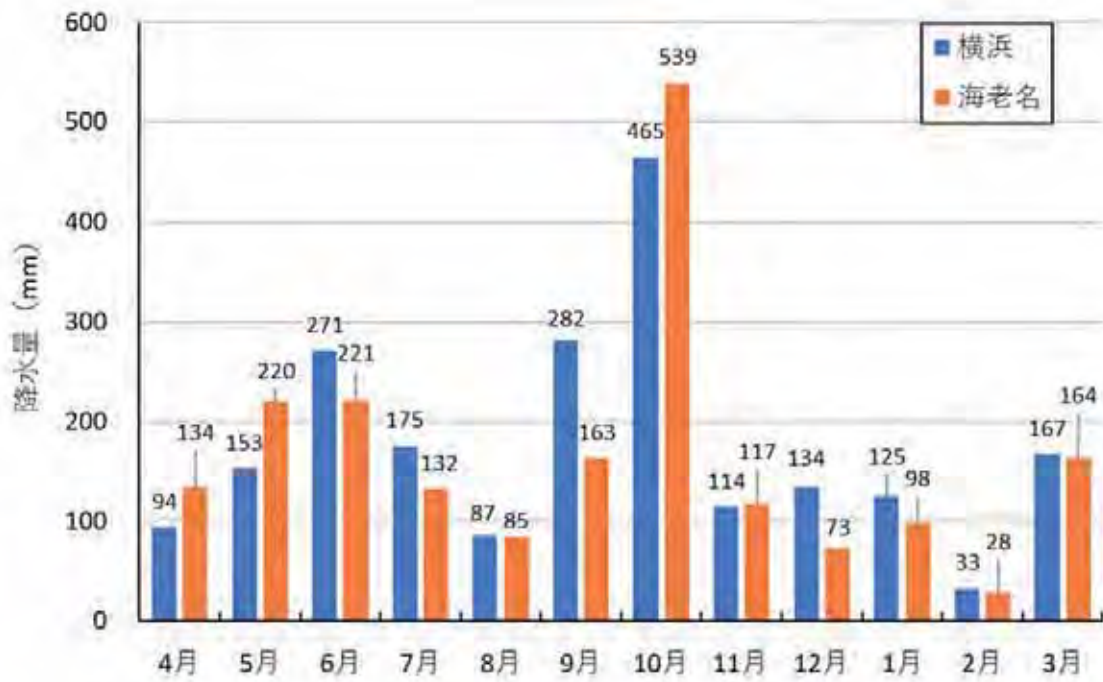


図 6.8-3 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所における月別降水量

④ 利水の状況

対象事業実施区域及びその周辺における利水の状況は、「第3章 3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況」(p. 3-123~3-125 参照) に示すとおりです。

⑤ 流れの状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における河川の流れの状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況」(p. 3-16~3-20 参照) に示すとおりです。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における河川の流量の現地調査結果は、前掲表 6.8-5 及び表 6.8-6 (p. 6.8-10~6.8-12 参照) に示すとおりです。

⑥ 関係法令・計画等

ア. 「環境基本法」(平成5年11月法律第91号)

環境基本法において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

水質汚濁に係る環境基準は表 6.8-8 及び表 6.8-9 に示すとおりです。

表 6.8-8 水質汚濁に係る環境基準 (生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く。)))

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1：基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。

注2：農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

注4：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)

注5：大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注6：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 6.8-9 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2：「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

イ. 「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月法律第 138 号)

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、さらに、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等が目的とされています。

同法では、特定の施設を有する事業所等に対し排出基準等が定められているほか、事業活動に伴う汚水又は廃液による公共用水域への排出、又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならないとされています。

ウ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成 7 年 3 月横浜市条例第 17 号)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とされています。

同条例では、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、環境行政として横浜市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するとされています。

エ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

同条例では、指定事業所に係る各種届出の義務や、事業所における公害の防止を目的とした規制基準や行為制限、特定行為等に係る公害の防止に関する必要事項など、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するための事業者が配慮すべき事項が定められています。

また、工事排水に関する事項として、「工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準」が定められている他、一定以上(工事排水量が 10 m³/日以上)の工事を行う場合の公共用水域への排水を行う際の届出義務や、工事排水の水質に係る規制基準が定められています。工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準は、表 6.8-10 に示すとおりです。

表 6.8-10 工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)第 103 条の規定により、工事排水による公共用水域の水質の汚濁に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 建設工事の施行にあたっては、水質の汚濁の防止に配慮した工事計画を作成すること。
- 2 建設工事により発生する排水(以下「工事排水」という。)に係る適正な排水処理計画を作成すること。
- 3 排水処理施設を設置する場合は、適正な維持管理をすること。
- 4 工事排水は、条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準(表 6.8-11 参照)を順守すること。
- 5 水質事故時の応急対策及び連絡体制の整備を行うこと。

表 6.8-11 工事排水の水質に係る規制基準(抜粋)

項目	基準
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	25 (mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	25 (mg/L)
浮遊物質(SS)	70 (mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 (mg/L)
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

資料:「工事排水届出の手引き」(横浜市環境創造局 令和 3 年 3 月)

オ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。計画の中でまとめられている水質に関する目標等は、表 6.8-12 に示すとおりです。

表 6.8-12 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

環境目標等	
【生活環境 ～安全で安心・快適な生活環境の保全～】	
2025 年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成状況の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする ・市民の生活環境に関する満足度の向上 ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

カ. 「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 平成 31 年 3 月)

このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。

ガイドラインの中でまとめられている水質に関する目標等は、表 6.8-13 に示すとおりです。

表 6.8-13 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全・安心で快適な生活環境の保全
水環境の保全	2025 年度までの環境目標	◇水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ◇生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする

6.8.2 環境保全目標の設定

公共用水域の水質に係る環境保全目標は、表 6.8-14 に示すとおり設定しました。

表 6.8-14 環境保全目標(公共用水域の水質)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	(浮遊物質(SS)) 仮設調整池出口は「市条例の工事排水の水質に係る規制基準」である70mg/L以下、放流先河川は大門川、相沢川、和泉川については「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」である100mg/Lとし、堀谷戸川については現況の水質を大きく悪化させないこと。 (水素イオン濃度(pH)) 工事排水の排出先となる河川の現況の水質を大きく悪化させないこと。

6.8.3 予測

(1) 工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質、水素イオン濃度）

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質、水素イオン濃度）としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事排水を排出する可能性が考えられる公共用水域として、大門川、相沢川、堀谷戸川及び和泉川としました。

予測地点は、図 6.8-5 に示す仮設調整池の出口及び周辺河川の下流側の地点としました。なお、堀谷戸川については、予測地点としては支川合流後の地点としました。

③ 予測時期

予測時期は、一次整備工事の実施による影響が最大となる時期としました。予測時点は、日常的な降雨時と豪雨時の2時点としました。

工事により発生する雨水排水（濁水）は、一次整備工事における排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設排水路を設置して仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。排水管の敷設・接続工事が完了後は、順次、排水管により工事排水を公共下水道に排出します。二次整備工事開始時は、全ての区域で排水管の敷設・接続工事が完了しているため、全ての工事排水を公共下水道に排出します。なお、工事排水を公共用水域に直接排水することはありません。

なお、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響については、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（横浜市 令和4年3月）において、土地区画整理事業実施区域全域を対象に予測評価及び環境の保全のための措置の検討が実施されていることから、予測時期は、本事業の工事の実施による影響が最大となる時期としました。

④ 予測方法

ア. 工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質量）

A 予測方法

予測手順は、集水区域から流出する雨水排水（濁水）は、仮設調整池へ集水し、一定時間滞留させて土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画であることから、濁水発生量や仮設調整池の諸元、土壌の沈降試験結果を基に、仮設調整池における土粒子の沈降効果を計算して、仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）を予測しました。また、その浮遊物質量（SS）の予測結果を、既存資料（区画整理）における浮遊物質量（SS）の現地調査結果と比較することで、下流河川の水質（浮遊物質量）への影響を予測しました。

仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）の予測手順は、図 6.8-4 に示すとおりです。

放流先河川における浮遊物質量（SS）の濃度については、仮設調整池出口での濃度と既存資料（区画整理）における降雨時の現地調査結果による濃度から、完全混合式により予測しました。

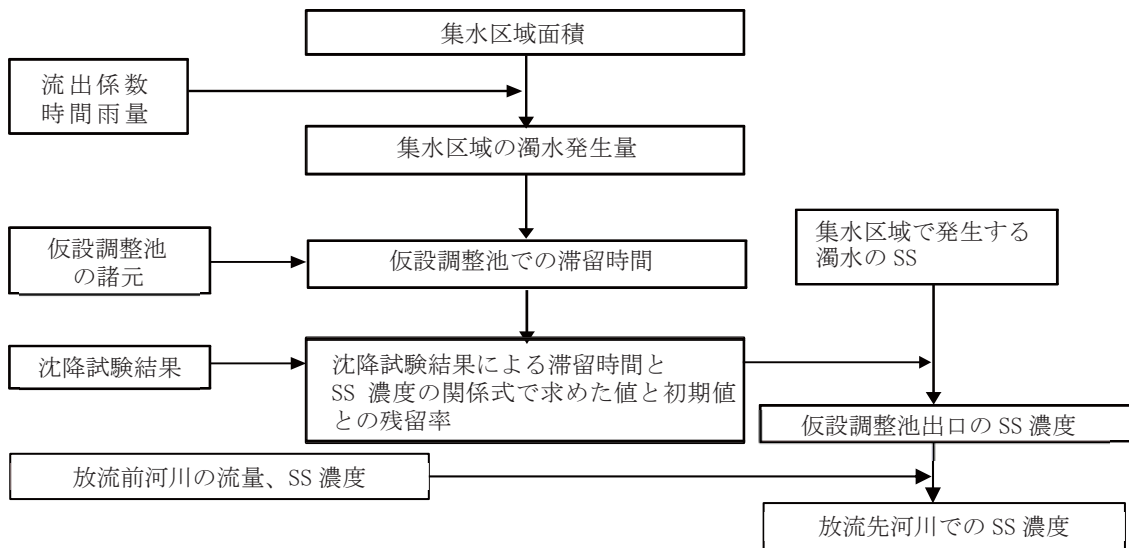


図 6.8-4 浮遊物質量（SS）の予測手順

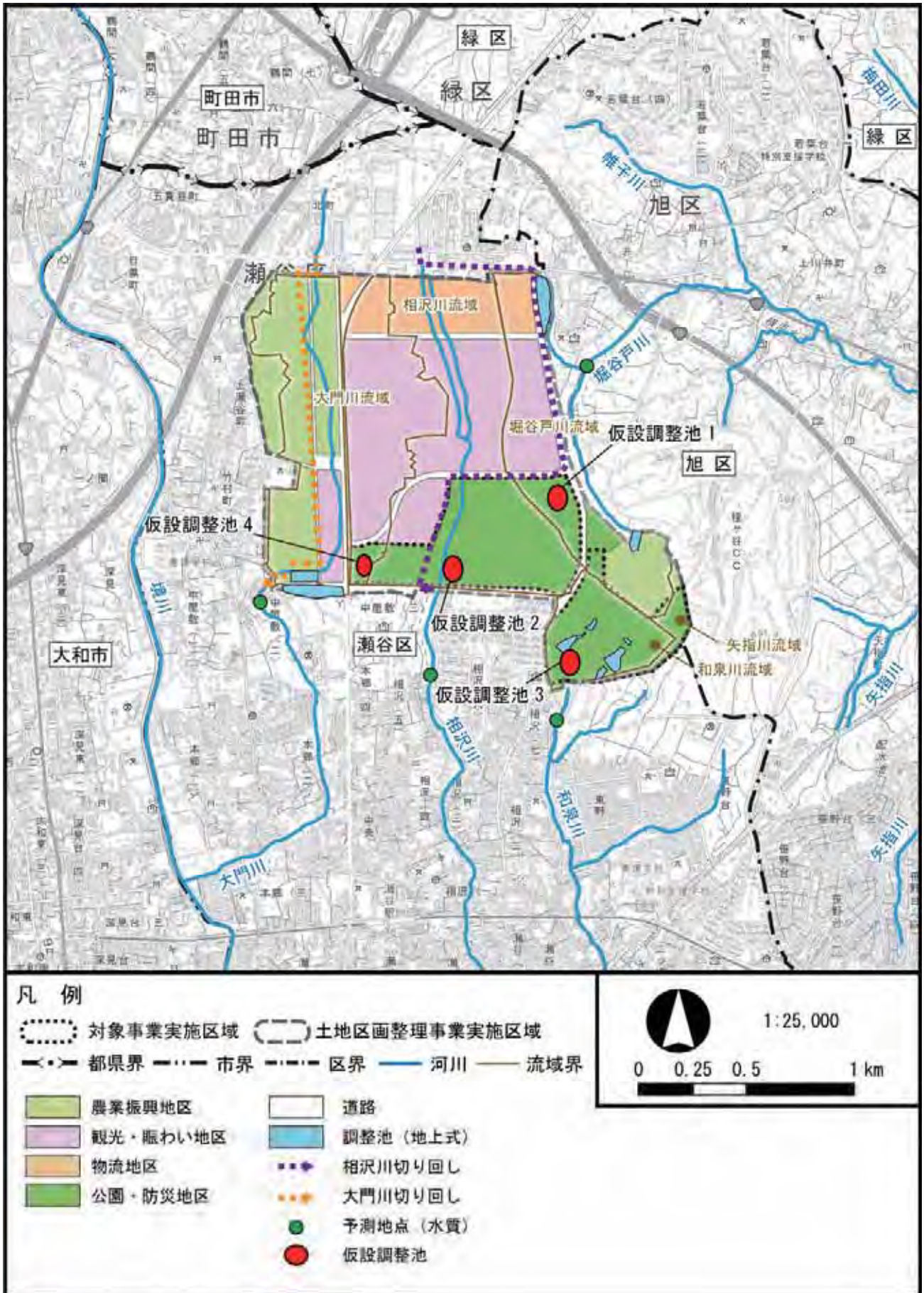


図 6.8-5 予測地点及び仮設調整池の位置

B 予測式

a. 集水区域の濁水発生量

集水区域の濁水発生量は、次式により算出しました。

$$Q = A \times f \times I / (1,000 \times 60)$$

ここで、 Q : 集水区域の濁水発生量 (m³/min)

A : 集水区域の面積 (m²)

f : 集水区域の雨水流出係数

I : 時間雨量 (mm/h)

b. 仮設調整池での滞留時間

仮設調整池での滞留時間は、次式により算出しました。

$$T = V / Q$$

ここで、 T : 仮設調整池での滞留時間 (min)

V : 仮設調整池の貯留容量 (m³)

Q : 仮設調整池への濁水流入量 = 集水区域の濁水発生量 (m³/min)

c. 仮設調整池の出口での浮遊物質量 (SS)

仮設調整池の出口での浮遊物質量 (SS) は、次式により算出しました。

$$C = C_0 \times P / 100$$

ここで、 C : 仮設調整池出口での浮遊物質量 (mg/L)

C₀ : 集水区域で発生する浮遊物質量 (mg/L)

P : 仮設調整池の出口での土砂の残留率 (%)

d. 放流先河川 (予測地点) での浮遊物質量 (SS)

日常的な降雨時における放流先河川 (予測地点) での浮遊物質量 (SS) は、次式により算出しました。

$$C_R = (Q_S \cdot C_S + Q \cdot C) / (Q_S + Q)$$

ここで、 C_R : 放流先河川 (予測地点) での浮遊物質量 (mg/L)

Q_S : 放流先の現況河川流量 (m³/min)

C_S : 放流先の現況浮遊物質量 (mg/L)

Q : 仮設調整池出口での排出量 (m³/min)

C : 仮設調整池出口での浮遊物質量 (mg/L)

注 1 : 現況河川流量及び現況浮遊物質量については、大門川は地点 1、相沢川は地点 3、堀谷戸川は地点 5、和泉川は地点 6 の調査結果を用いました。

イ. 工事の実施に伴う公共用水域の水質（水素イオン濃度）

想定される工事排水量と予測の前提とする環境保全措置の内容を踏まえ影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件

ア. 本事業の集水区域の対象範囲

流域ごとに設置する仮設調整池に流入する雨水の集水区域の面積については、表 6.8-15 に示すとおりです。また、矢指川流域の土地利用については、自然的な利用を計画しているため、仮設調整池の対象とはしないこととしました。

集水区域の流域の状況は、前掲図 6.8-5（p.6.8-23 参照）に示すとおりです。

仮設調整池は、前掲図 6.8-5（p.6.8-23 参照）に示すとおり各流域の流末付近に設置する計画です。

イ. 仮設調整池の諸元

工事により発生する雨水排水（濁水）は、公共下水道に排出する計画ですが、排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。

仮設調整池の諸元は表 6.8-15 に示すとおりです。

表 6.8-15 仮設調整池の諸元

仮設調整池の名称	流域	集水区域の面積 (ha)	仮設調整池の貯留容量 (m ³)
仮設調整池 1	堀谷戸川	7.66	4,800
仮設調整池 2	相沢川	32.19	4,500
仮設調整池 3	和泉川	20.98	4,700
仮設調整池 4	大門川	1.90	2,700

ウ. 集水区域の雨水流出係数

国土交通省告示による雨水流出係数は、表 6.8-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われます。本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。なお、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

本事業の工事は対象事業実施区域をいくつかの工区に分けて段階的に行います。土地区画整理事業の造成工事後、園路や建築施設等、本事業で速やかな施工を行う区域（以下、「造成裸地」とする）は、雨水流出係数（0.5）を用いました。道路擦り付け部等、本事業で速やかな施工を行わない区域（以下、「造成緑地」とする）は、土地区画整理事業により造成終了後に緑地の回復が行われる計画であることから、雨水流出係数（0.4）を用いました。また、既存樹林を保全し、本事業及び土地区画整理事業で改変を行わない区域（以下、「非改変区域」とする）についても、雨水流出係数（0.4）を用いました。

表 6.8-16 集水区域の雨水流出係数と面積

土地利用の区分	雨水流出係数	SSの発生濃度 (原単位) (mg/L)	集水区域の面積 (ha)				備考
			仮設調整池1 (堀谷戸川)	仮設調整池2 (相沢川)	仮設調整池3 (和泉川)	仮設調整池4 (大門川)	
造成裸地	0.5	2,000	0.99	9.23	5.53	0	出典における「ローラその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地」の流出係数を設定
造成緑地	0.4	200 ^{注1}	3.41	0.75	1.49	1.90	出典における「人工的に造成され植生に覆われた法面」の流出係数を設定
非改変区域	0.4	200 ^{注1}	3.26	22.21	13.96	0	出典における「人工的に造成され植生に覆われた法面」の流出係数を設定
集水区域で発生するSS濃度 (mg/L) ^{注2}			481.69	802.00	765.40	200.00	-

注1：「道路環境影響評価手法」7. 水質 7.4 切土工事等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する参考資料（国総研資料大594号）を踏まえて、植栽範囲では9割程度の低減が図られるとし、200mg/Lを設定しました。当該文献は、裸地法面で平均310mg/Lに対し、植栽法面では平均20mg/Lとなっており、9割以上の削減となっています。

注2：各仮設調整池の集水区域で発生する浮遊物質量は、以下のとおり計算しました。

集水区域で発生する浮遊物質量 = 2000 × (造成裸地からの濁水量 / 集水区域全体の濁水量)

+ 200 × (造成緑地及び非改変区域からの濁水量 / 集水区域全体の濁水量)

資料：「流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」

(平成16年国土交通省告示第521号)

エ. 時間雨量

対象事業実施区域の最寄り気象官署であるアメダス海老名観測所の過去30年間時間雨量の最大値を基に、豪雨時の1時間降水量(102mm)を設定しました。

日常的な降雨時については、既存資料（「降雨の時間特性に関する研究」（水工学論文集第47巻 土屋ら 平成15年2月））により関東地方平野部における一降雨時あたり最大1時間降水量の平均値（7.1mm）を設定しました。

表 6.8-17 時間雨量

降雨の区分	時間雨量	備考	資料
豪雨時	102mm/時	アメダス海老名観測所における平成5年～令和4年までの1時間降水量の最大値	1
日常的な降雨時	7.1mm/時	関東地方平野部における一降雨時あたり最大1時間降水量の平均値	2

資料：1. 「各種データ・資料、過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ 令和5年2月閲覧）

2. 水工学論文集「降雨の時間特性に関する研究」（水工学論文集第47巻 土屋ら 平成15年2月）

オ. 集水区域で発生する浮遊物質量

本事業の工事は対象事業実施区域をいくつかの工区に分けて段階的に行います。そのため、土地利用区分を造成裸地、造成緑地、非改変区域の3つに区分し、それぞれ浮遊物質量の発生濃度（原単位）を設定しました。

日常的な降雨時、豪雨時ともに、造成裸地は前掲表 6.8-4（p. 6.8-8）を参考に最大値である 2,000mg/L を設定しました。造成緑地は、土地区画整理事業により造成終了後に緑地の回復が行われる計画であることから、「道路環境影響評価手法「7. 水質 7.4 切土工事等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁り」に関する参考資料（国総研資料第 594 号）^{注1}を踏まえて、植栽範囲では9割程度の低減が図られるとし、200mg/L を設定しました。非改変区域も造成緑地と同様に 200mg/L を設定しました。

集水区域で発生する浮遊物質量は前掲表 6.8-16 に示すとおり、仮設調整池 1（堀谷戸川）は 481.69mg/L、仮設調整池 2（相沢川）は 802.00mg/L、仮設調整池 3（和泉川）は 765.40mg/L、仮設調整池 4（大門川）は 200.00mg/L です。

なお、工事排水は速やかに公共下水道に接続できない場合も想定され、造成緑地の一部では、局所的な植栽工事等を実施しますが、該当工事の施工期間は短期間であり、排水管の敷設・接続工事の完了後は、順次、排水管により工事排水を公共下水道に排出し、二次整備工事開始時は、全ての工事排水を公共下水道に排出することから、発生する浮遊物質量は前掲表 6.8-16 で設定した値を大きく上回ることはないと想定します。

注1：当該文献は、裸地法面で平均 310mg/L に対し、植栽法面では平均 20mg/L となっており、9割以上の削減となっています。

注2：各仮設調整池の集水区域で発生する浮遊物質量は、以下のとおり計算しました。

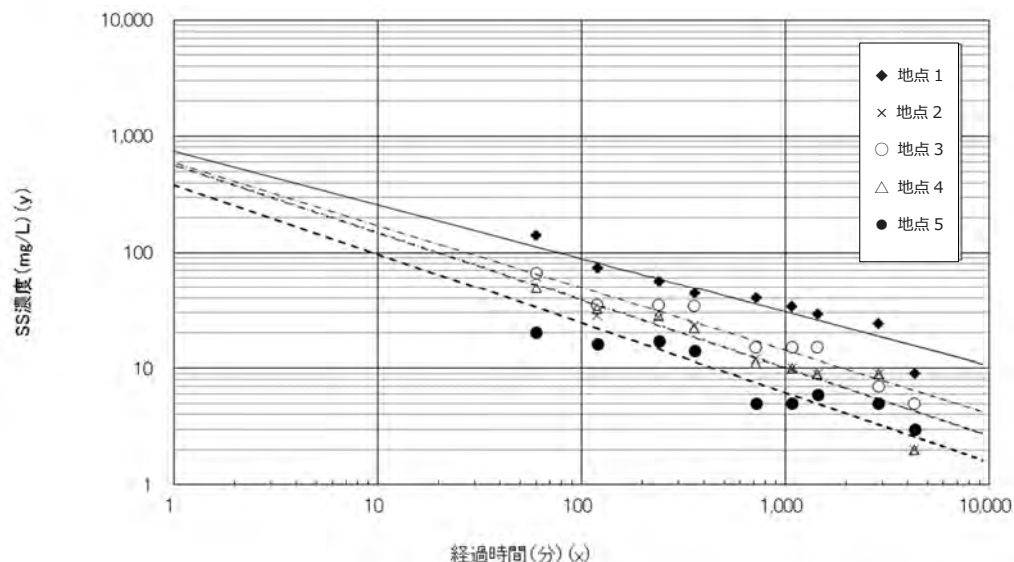
$$\begin{aligned} \text{集水区域で発生する浮遊物質量} &= 2000 \times (\text{造成裸地からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量}) \\ &+ 200 \times (\text{造成緑地及び非改変区域からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量}) \end{aligned}$$

カ. 仮設調整池の出口での土砂の残留率

仮設調整池の出口での土砂の残留率は、各仮設調整池での滞留時間と土壌の沈降試験結果（前掲表 6.8-7 及び図 6.8-6）から設定しました。

本事業の工事は土地区画整理事業の造成工事によって表土が剥ぎ取られた後に着手することから、土壌の沈降試験に用いた土質サンプル（前掲表 6.8-3（p. 6.8-8）参照）と同様の粒度組成の土壌が流出すると想定しました。粒径が同じ土砂の沈降速度は同じであるため、図 6.8-6 に示す初期濃度 2,000mg/L の土壌の沈降試験から算出される近似式を用いて土砂の残留率を算出し、算出した残留率を初期濃度 200.00～802.00mg/L にかけることで、仮設調整池出口での SS 濃度の予測値を算出しました。

ただし、SS 濃度が 10mg/L 以下の低濃度の範囲では横ばいになる傾向が見られ、近似式のとおり SS 濃度が減少しないことが想定されることから、安全側をみて仮設調整池の出口での SS 濃度の最小値は 10mg/L としました。



	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5
近似的式	$y = 748.27x^{-0.463}$	$y = 575.76x^{-0.584}$	$y = 599.40x^{-0.542}$	$y = 561.66x^{-0.583}$	$y = 384.13x^{-0.598}$
R^2	0.9740	0.9664	0.9860	0.9681	0.9701
線種	——	-----	-----

注1：地点2の近似的式と地点4の近似的式はほぼ重複しています。Rは相関係数です。

仮設調整池出口での残留率Pは、各調整池における滞留時間経過後SS濃度／初期SS濃度(=2000mg/L)で求めました。

図 6.8-6 滞留時間（経過時間）とSS濃度との関係

キ. アルカリ排水の処理

コンクリート打設時には、アルカリ排水による公共用水域の水素イオン濃度の変化が生じないように、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いてアルカリ排水の適正処理をした後、公共用水域に放流するものとします。その際、必要に応じて沈殿装置を設置することとします。

⑥ 予測結果

ア. 工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質量）

仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）は、表 6.8-18 に示すとおりです。

豪雨時におけるSS濃度は10.0～57.8mg/L、日常的な降雨時におけるSS濃度は、10.0～16.8mg/Lと予測されます。

豪雨時及び日常的な降雨時における仮設調整池出口での濃度は、市条例の工事排水の水質に係る規制基準（70mg/L以下）以下となることから、豪雨時及び日常的な降雨時には、本事業の工事時の雨水の排水に起因する基準値の超過はないものと予測します。

表 6.8-18(1) 仮設調整池の出口での浮遊物質(SS)の予測結果(豪雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	集水区域で発生するSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率 ^{注1} (%)	仮設調整池の出口でのSS(計算値) (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS(見直し後) (mg/L) ^{注3}
仮設調整池 1	堀谷戸川	7.66	53.8	481.69	89.3	1.31(地点 5)	6.3	10.0
仮設調整池 2	相沢川	32.19	234.6	802.00	19.2	5.02(地点 4)	40.2	40.2
仮設調整池 3	和泉川	20.98	152.1	765.40	30.9	7.64(地点 1) ^{注2}	57.8	57.8
仮設調整池 4	大門川	1.90	12.9	200.00	209.0	1.27(地点 2)	2.5	10.0

注 1 : 仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の () 内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。

注 2 : 土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい地点 1 (武蔵野ローム層で粘土質主体) の沈降試験結果を用いました。

注 3 : 仮設調整池の出口での SS 濃度が 10mg/L 以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口での SS 濃度を 10mg/L としました。

表 6.8-18(2) 仮設調整池の出口での浮遊物質(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	集水区域で発生するSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率 ^{注1} (%)	仮設調整池の出口でのSS(計算値) (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS(見直し後) (mg/L) ^{注3}
仮設調整池 1	堀谷戸川	7.66	3.7	481.69	1282.4	0.27(地点 5)	1.3	10.0
仮設調整池 2	相沢川	32.19	16.3	802.00	275.6	1.06(地点 4)	8.5	10.0
仮設調整池 3	和泉川	20.98	10.6	765.40	444.0	2.22(地点 1) ^{注2}	16.8	16.8
仮設調整池 4	大門川	1.90	0.9	200.00	3002.2	0.27(地点 2)	0.5	10.0

注 1 : 仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の () 内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。

注 2 : 土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい地点 1 (武蔵野ローム層で粘土質主体) の沈降試験結果を用いました。

注 3 : 仮設調整池の出口での SS 濃度が 10mg/L 以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口での SS 濃度を 10mg/L としました。

日常的な降雨時における放流先河川のSS濃度について、完全混合式により予測した結果を表6.8-19に示します。現況のSS濃度が高い堀谷戸川以外は、放流先河川的环境基準値（大門川、相沢川及び和泉川は100mg/L、堀谷戸川は25mg/L）を満足する値となっています。また、すべての仮設調整池で現況の河川濃度を下回る結果となりました。しかしながら、放流先河川へのSSの負荷量としては影響があるため、環境保全措置を検討するものとします。

表 6.8-19 放流先河川での浮遊物質（SS）の予測結果（日常的な降雨時）

処理施設	流域	現況の日常的な降雨時河川流量 ^{注1} (m ³ /min) Q _S	現況のSS濃度 ^{注1} (mg/L) C _S	仮設調整池からの放流量 ^{注2} (m ³ /min) Q	仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L) C	放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L) C _R
仮設調整池1	堀谷戸川	13.4	305	3.7	10.0	240.5
仮設調整池2	相沢川	14.9	35	16.3	10.0	21.9
仮設調整池3	和泉川	2.15	23	10.6	16.8	17.9
仮設調整池4	大門川	97.8	74	0.9	10.0	73.4

注1：現況の日常的な降雨時河川流量及びSS濃度は、既存資料（区画整理）における2回の降雨時調査における観測値の平均としました。

注2：仮設調整池への流入量と同じとしました。

注3：仮設調整池1の排水は堀谷戸川の支流に排水されますが、当該支流の流量は少なく、仮設調整池1からの排水により流量やSS濃度が支配されるものとみなし、合流後（前掲図 6.8-5 の堀谷戸川の地点）の濃度を予測しました。

注4：仮設調整池の出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとしました。

イ. 工事の実施に伴う公共用水域の水質（水素イオン濃度）

本事業の工事では、建築工事等に伴うコンクリート打設により発生するアルカリ排水は、作業現場に個別の集水枥を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出することから、雨水の排水に伴う公共用水域の水質（水素イオン濃度）への影響は小さいものと考えられます。

6.8.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質、水素イオン濃度）

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質、水素イオン濃度）への影響を低減するため、表 6.8-20 に示す内容を実施します。

表 6.8-20 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none">・造成裸地のうち本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。・必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで浮遊物質の低減を図ります。・工事排水の処理を適切に実施できるよう、仮設調整池の点検を徹底します。・工事排水の水質を定期的に測定し、適切な処理が行われているかを確認することで、工事排水の水質管理を徹底します。・アルカリ排水は、作業現場に個別の集水柵を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出します。

6.8.5 評価

(1) 工事の実施に伴う公共用水域の水質（浮遊物質、水素イオン濃度）

工事の実施に伴う公共用水域の水質のうち、豪雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、10.0～57.8mg/L、日常的な降雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、10.0～16.8mg/L と予測され、仮設調整池出口での濃度は、市条例の工事排水の水質に係る規制基準（70mg/L 以下）以下となることから、豪雨時及び日常的な降雨時において、本事業の工事時の雨水の排水に起因する基準値の超過はないものと予測します。

また、日常的な降雨時における放流先河川の SS 濃度は、現況の SS 濃度が高い堀谷戸川以外は放流先河川の環境基準値（大門川、相沢川及び和泉川は 100mg/L、堀谷戸川は 25mg/L）を満足する値となっています。また、すべての仮設調整池で現況の河川濃度を下回る結果となりました。

工事の実施に伴う公共用水域の水素イオン濃度について、コンクリート打設により発生するアルカリ排水は、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出することから、雨水の排水に伴う公共用水域の水質（水素イオン濃度）への影響は小さいものと考えられます。

また、環境保全措置として、裸地の早期緑化、凝集剤の添加、仮設調整池の点検、工事排水の水質の定期的な測定を実施することで、より一層の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「（浮遊物質（SS））仮設調整池出口は「市条例の工事排水の水質に係る規制基準」である 70mg/L 以下、放流先河川は大門川、相沢川、和泉川については「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」である 100mg/L とし、堀谷戸川については現況の水質を大きく悪化させないこと。」「（水素イオン濃度（pH））工事排水の排出先となる河川の現況の水質を大きく悪化させないこと。」を達成するものと評価します。

6.9 騷音

6.9 騒音

本事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時に生じる騒音による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う騒音】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日 44～47 デシベル、休日 45 デシベルとされています。 既存資料（区画整理）における対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日 60～73 デシベル、休日 58～72 デシベルとされています。 	p. 6. 9-8 ～6. 9-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。 	p. 6. 9-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる工事開始後 6 ヶ月目において、騒音レベル (L_{A5}) の最大値は、南西側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。 土地区画整理事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる本事業の工事開始後 6 ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後 18 ヶ月目）において、騒音レベル (L_{A5}) の最大値は、南西側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。 	p. 6. 9-24 ～6. 9-27
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 工事区域境界には仮囲いを設置します。 建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 	p. 6. 9-49
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 9-50

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日 44～47 デシベル、休日 45 デシベルとされています。 既存資料（区画整理）における対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日 60～73 デシベル、休日 58～72 デシベルとされています。 	p. 6. 9-8 ～6. 9-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6. 9-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる工事開始後 25 ヶ月目の道路交通騒音 (L_{Aeq}) は、工事用車両の主要走行ルート上において最大で 72.8 デシベル、このうち、本事業の工事用車両に起因する騒音レベルの増分は 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.3 デシベル) と予測します。 同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した騒音レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため、各地点の騒音レベルへの影響は小さいと考えます。 	p. 6. 9-35
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 	p. 6. 9-49
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 9-50

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【来園車両等の走行に伴う道路交通騒音】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料（区画整理）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L_{Aeq})は、平日 44～47 デシベル、休日 45 デシベルとされています。 ・既存資料（区画整理）における対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日 60～73 デシベル、休日 58～72 デシベルとされています。 	p. 6. 9-8 ～6. 9-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6. 9-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供用後の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、来園車両等走行ルート上において平日の昼間 64. 3～73. 3 デシベル、休日の昼間 63. 1～72. 8 デシベルと予測します。このうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル未満(0. 1 未満～0. 3 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル未満(0. 1 未満～0. 7 デシベル)と予測します。 ・土地区画整理事業の影響を考慮した道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、平日の昼間 64. 7～73. 5 デシベル、休日の昼間 64. 3～72. 9 デシベルと予測します。このうち他事業を考慮した関係車両による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル以上(0. 1～1. 3 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル以上(0. 1～1. 7 デシベル)と予測します。 	p. 6. 9-45 ～6. 9-48
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 	p. 6. 9-49
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 9-50 ～6. 9-51

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.9.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）
- ② 地形、工作物の状況
- ③ 土地利用の状況
- ④ 騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）
- ⑤ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における現地調査の調査地点は、図 6.9-1 に示すとおりです。

一般環境騒音は対象事業実施区域周辺の2地点（地点A、B）、道路交通騒音及び自動車交通量調査は、工事用車両及び来園車両等の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点（地点1～7）とされています。

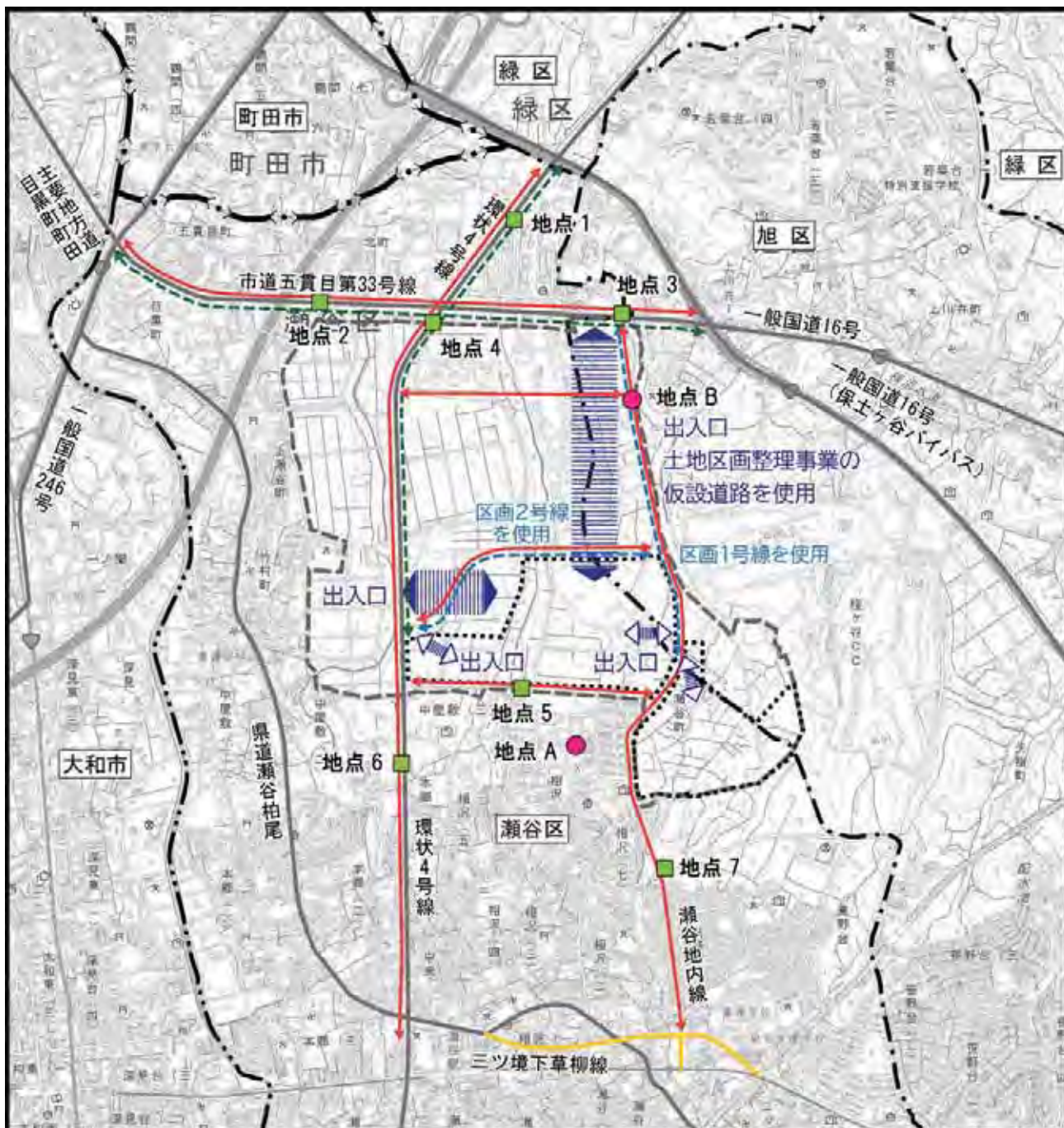
(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査の調査時期は、表 6.9-1 に示すとおり、平日及び休日に実施されています。

表 6.9-1 既存資料（区画整理）における現地調査の調査時期

調査時期	日時
平日	令和2年10月27日（火）10:00～令和2年10月28日（水）10:00
休日	令和2年10月24日（土）20:00～令和2年10月25日（日）20:00



凡例

- 対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界
- 土地区画整理事業実施区域
 整備計画中の道路
- 工事用車両の走行ルート（一次整備工事、二次整備工事）
- 工事用車両の走行ルート（二次整備工事）
- 来園車両等の走行ルート
- 調査地点（一般環境騒音）
- 調査地点（道路交通騒音、自動車断面交通量）
- 工事用車両の専用出入口（一次整備工事）
- 工事用車両の専用出入口（二次整備工事）



1:25,000

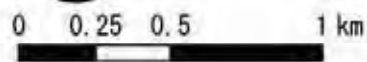


図 6.9-1 既存資料（区画整理）における騒音の調査地点図

(4) 調査方法

① 騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

既存資料（区画整理）における騒音レベルの測定方法は表 6.9-2(1)に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）に定める方法に準拠して実施されています。

また、調査に使用された機器は表 6.9-2(2)に示すとおりです。

表 6.9-2(1) 既存資料（区画整理）における現地調査方法

項目	方法
騒音レベル	計量法第71条の条件に合格した「普通騒音計」を使用してJIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し測定しました。 測定機器については、マイクロホンを地上高1.2mに設置し、騒音計の周波数重み特性をA特性に、時間重み特性をF (FAST) に設定して24時間の連続測定としました。

表 6.9-2(2) 既存資料（区画整理）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
騒音レベル	積分型 普通騒音計	リオン（株）	NL-42	周波数範囲：20～8,000Hz レベル範囲：25～138 デシベル

② 地形、工作物の状況

調査方法は、「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ③ 地形、工作物の状況」（p.6.7-8 参照）と同様としました。

③ 土地利用の状況

調査方法は、「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ④ 土地利用の状況」（p.6.7-8 参照）と同様としました。

④ 騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

自動車断面交通量の調査方法は「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ⑤大気汚染物質の主要な発生源の状況」（p.6.7-8 参照）と同様としました。

⑤ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「環境基本法」
- ・「騒音規制法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

既存資料（区画整理）における一般環境騒音及び道路交通騒音の測定結果は、表 6.9-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の環境騒音(L_{Aeq})は、平日 44～47 デシベル、休日 45 デシベルでした。すべての地点で環境基準を下回っていました。

対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L_{Aeq})は、平日 60～73 デシベル、休日 58～72 デシベルでした。地点 2、3、5、6 の平日及び休日は環境基準を上回り、地点 1、4、7 の平日及び休日は環境基準を下回っていました。

表 6.9-3(1) 測定結果（一般環境騒音）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	地域類型 ^{注2}	区分	時間帯 ^{注1}	L _{Aeq}	環境基準との適合	環境基準
地点 A	第一種中高層住居専用地域	A (一般)	平日	昼間	44	○	55
			休日	昼間	45	○	
地点 B	市街化調整区域	B (一般)	平日	昼間	47	○	55
			休日	昼間	45	○	

注 1：昼間：6時～22時

注 2：地域類型は、以下に示すとおりです。なお、横浜市は、「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月告示第 82 号）として、平成 24 年 4 月から下表に示すように定められています。

A：専ら住居の用に供される地域、

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(一般)：一般地域

(道路)：2車線以上の車線を有する道路（Cについては車線を有する道路）に面する地域

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

表 6.9-3(2) 測定結果 (道路交通騒音)

単位：デシベル

調査地点	用途地域	地域類型 ^{注2}	区分	時間帯 ^{注1}	L _{Aeq}	環境基準との適合	環境基準
地点1	近隣商業地域	幹線	平日	昼間	66	○	70
			休日	昼間	63	○	
地点2	準工業地域	C (道路)	平日	昼間	71	×	65
			休日	昼間	69	×	
地点3	準工業地域	C (道路)	平日	昼間	73	×	65
			休日	昼間	72	×	
地点4	市街化調整区域	幹線	平日	昼間	64	○	70
			休日	昼間	62	○	
地点5	第一種中高層 住居専用地域	A (道路)	平日	昼間	67	×	60
			休日	昼間	66	×	
地点6	準住居地域	B (道路)	平日	昼間	67	×	65
			休日	昼間	67	×	
地点7	第一種低層住居 専用地域	A (道路)	平日	昼間	60	○	60
			休日	昼間	58	○	

注1：昼間：6時～22時

注2：地域類型は、表 6.9-3(1)の注2に示すとおりです。

② 地形、工作物の状況

「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (5) ③ 地形、工作物の状況」(p.6.7-19 参照)に示すとおりです。

③ 土地利用の状況

「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (5) ④ 土地利用の状況」(p.6.7-19 参照)に示すとおりです。

④ 騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

対象事業実施区域及びその周辺における主要な騒音の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第33号線、対象事業実施区域の西側を通る環状4号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

既存資料（区画整理）における現地調査による自動車交通量の状況は、表6.9-4に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の自動車断面交通量は、大型車は32～7,020台/16時間、小型車は2,363～20,418台/16時間とされています。

表 6.9-4(1) 既存資料（区画整理）における現地調査による自動車交通量の状況（平日）

地点	道路名	方向	交通量（台/16時間）			
			大型車	小型車	自動車類合計	二輪車
地点1	環状4号線	目黒交番前（南行）	1,617	6,978	8,595	468
		十日市場（北行）	1,218	7,809	9,027	512
		断面交通量	2,835	14,787	17,622	980
地点2	市道五貫目第33号線	目黒交番前（東行）	3,416	8,477	11,893	577
		国道246号（西行）	3,604	9,931	13,535	692
		断面交通量	7,020	18,408	25,428	1,269
地点3	市道五貫目第33号線	目黒交番前（西行）	3,170	7,206	10,376	385
		上川井（東行）	2,784	6,918	9,702	441
		断面交通量	5,954	14,124	20,078	826
地点4	環状4号線	目黒交番前（北行）	965	5,336	6,301	437
		瀬谷駅（南行）	1,034	5,690	6,724	455
		断面交通量	1,999	11,026	13,025	892
地点5	深見第228号線	環状4号線（西行）	140	2,839	2,979	237
		細谷戸公園（東行）	117	2,508	2,625	203
		断面交通量	257	5,347	5,604	440
地点6	環状4号線	目黒交番前（北行）	914	5,893	6,807	566
		瀬谷駅（南行）	895	5,856	6,751	485
		断面交通量	1,809	11,749	13,558	1,051
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	64	1,524	1,588	132
		瀬谷駅（南行）	78	1,721	1,799	168
		断面交通量	142	3,245	3,387	300

注1：調査地点は図6.9-1に示したとおりです。

注2：6時～22時までの合計台数を示しています。

表 6.9-4(2) 既存資料（区画整理）における現地調査による自動車交通量の状況（休日）

地点	道路名	方向	交通量（台/16時間）			
			大型車	小型車	自動車類 合計	二輪車
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	486	6,327	6,813	429
		十日市場（北行）	326	7,431	7,757	490
		断面交通量	812	13,758	14,570	919
地点 2	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前（東行）	991	9,502	10,493	652
		国道 246 号（西行）	1,129	10,916	12,045	753
		断面交通量	2,120	20,418	22,538	1,405
地点 3	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前（西行）	994	8,457	9,451	522
		上川井（東行）	883	7,408	8,291	506
		断面交通量	1,877	15,865	17,742	1,028
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	237	5,218	5,455	393
		瀬谷駅（南行）	222	5,724	5,946	445
		断面交通量	459	10,942	11,401	838
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	42	2,568	2,610	186
		細谷戸公園（東行）	44	2,264	2,308	159
		断面交通量	86	4,832	4,918	345
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	241	6,338	6,579	538
		瀬谷駅（南行）	225	5,763	5,988	463
		断面交通量	466	12,101	12,567	1,001
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	15	1,075	1,090	87
		瀬谷駅（南行）	17	1,288	1,305	111
		断面交通量	32	2,363	2,395	198

注 1：調査地点は図 6.9-1 に示したとおりです。

注 2：6 時～22 時までの合計台数を示しています。

⑤ 関係法令、計画等

ア. 「環境基本法」（法律第 91 号 平成 5 年 11 月）

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表 6.9-5 に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）が定められています。

事業実施区域の大部分は市街化調整区域であり、地域の類型は B 類型（その他の地域）に該当します。

表 6.9-5(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1：地域の類型は以下のとおりです。

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 6.9-5(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分を指します。

表 6.9-5(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

注1：幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道を指します。（市町村道にあっては4車線以上の区間に限ります）

注2：幹線交通を担う道路に近接する空間：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定されます。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

イ. 「騒音規制法」（法律第98号 昭和43年6月）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することが目的とされています。法律では、都道府県知事等により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制のための地域の指定について定められているほか、自動車騒音の許容限度について環境大臣が定めるよう規定されています。

なお、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 6.9-6 に示すとおりです。

表 6.9-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業	<p>1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）</p> <p>2 びょう打機を使用する作業</p> <p>3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）</p> <p>4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）</p> <p>5 コンクリートプラント（混棟機の混棟容量が0.45 m³以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混棟機の混棟重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）</p> <p>6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業</p>
基準値	85 デシベル以下
作業時間	①：19時～7時の時間内でないこと、②22時～6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	①：10時間/日を超えないこと、②：14時間/日を超えないこと
作業日数	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと
<p>・騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。</p> <p>・騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。</p> <p>(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。</p>	

注1：①…第1号区域

- ・住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から8mまでの区域
 - (ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院及び診療所
 - (エ) 図書館 (オ) 特別養護老人ホーム (カ) 幼保連携型認定こども園

②…第2号区域

- ・工業地域のうち2号区域以外の区域

注2：建設作騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。（昭和43年 建設省・厚生省告示第1号）

注3：表内6、7、8の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（平成9年 環境庁告示第54号）」をいいます。

ウ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(条例第 17 号 平成 7 年 3 月)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

エ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 58 号 平成 14 年 12 月)

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

条例では、事業所において発生する騒音の許容限度については表 6.9-7 に示すとおり定められています。

表 6.9-7 事業所において発生する騒音の許容限度(騒音の規制基準)

	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び 午後 6 時から 午前 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

注 1:騒音の測定の方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりです。

- (1)騒音の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- (3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値
- (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の 90%レンジの上端の数値

注 2:騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点としました。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点としました。

注 3:この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しません。

資料:「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(横浜市 平成 15 年 3 月)

オ。「横浜市環境管理計画」（横浜市 平成 30 年 11 月）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。

騒音・振動の保全に関しては、表 6.9-8 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.9-8 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの環境目標	音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上している。
達成状況の目安となる環境の状況（騒音）	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

カ. 生活環境保全推進ガイドライン（横浜市 平成 31 年 3 月）

このガイドラインは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針が示されています。

ガイドラインの中でまとめられている騒音に関する目標等は、表 6.9-9 に示すとおりです。

表 6.9-9 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの環境目標	◇騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇市民の生活環境に関する満足度の向上

6.9.2 環境保全目標の設定

騒音に係る環境保全目標は、表 6.9-10 に示すとおり設定しました。

表 6.9-10 環境保全目標(騒音)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。
【工事中】 工事用車両の走行	現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 来園車両等の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

6.9.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

① 予測項目

予測項目は、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域及び仮囲い（高さ3m）の範囲を踏まえた敷地の境界線とするほか、等音線図を作成しました。

なお、仮囲いは土地区画整理事業の工事で使用する仮囲いを引き継ぐため、土地区画整理事業により本事業の対象事業実施区域周辺に設置される仮囲いの範囲と同様とし、その仮囲いの位置を本事業の工事敷地境界としました。

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音の予測地域は、他事業を考慮した建設機械の稼働に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、予測地点は、土地区画整理事業実施区域の境界線としました。

予測高さは、地上1.2mとしました。

③ 予測時期

予測時期は、対象事業実施区域境界において建設機械の稼働に伴う騒音による影響が大きくなると考えられる時期とし、建設機械の稼働台数等から、工事開始後6ヶ月目としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

なお、本事業の建設機械の稼働に伴う騒音による影響が大きくなると考えられる時期は工事開始後2～6ヶ月目ですが、そのうち、建設機械の稼働台数等から、土地区画整理事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響が最も大きくなる時期は本事業の工事開始6ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後18ヶ月目）であるため、本事業の予測時期及び土地区画整理事業の影響を考慮した予測時期は本事業の工事開始後6ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後18ヶ月目）としました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.5-1～資 1.5-7 参照)に示すとおりです。敷地境界から離れた場所で建設機械が稼働する場合、距離減衰の影響が大きく敷地境界における予測値に影響しないことから、住居等の保全対象近傍の西地区、中央地区、東地区において、敷地境界から離れている管理施設1、2以外の建築と修景施設整備工を除く工種の合成値が最大となる時期を予測時期としました。

表 6.9-11 建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期

対象事業	予測時期	主な工種
本事業	工事開始後6ヶ月目	敷地整地工、植栽工
土地区画整理事業	工事開始後18ヶ月目	土工事、擁壁工事、下水道工事

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音は、騒音の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて予測しました。

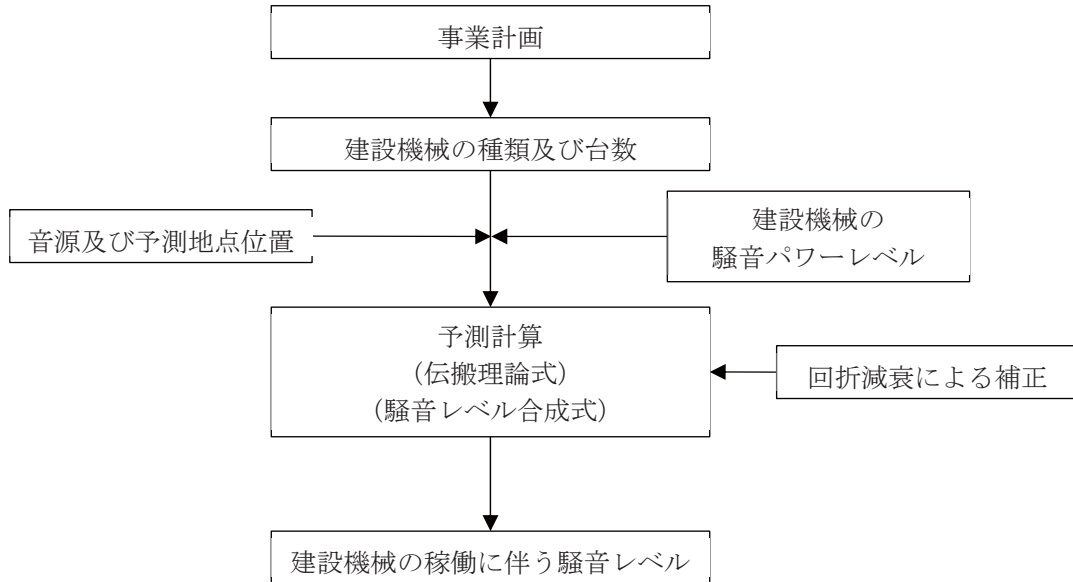


図 6.9-2 予測手順（建設機械の稼働に伴う騒音）

イ. 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測式は、騒音の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いました。

また、建設機械の稼働により発生する騒音に関しては「建設工事騒音の予想モデル” ASJ CN-Model 2007”（一般社団法人日本音響学会誌 第64巻4号 平成20年4月）に準拠し、点音源の距離減衰式を用いました。

A 伝搬理論式

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10}r_i + \Delta L_{cor,i}$$

i : 伝搬に影響を与える要因 ($i = 1$: 回折、 $i = 2$: 透過損失)

$L_{A,i}$: 予測点における騒音レベル (デシベル)

$L_{WA,i}$: 音源の騒音パワーレベル (デシベル)

r_i : 発生源から予測点までの距離 (m)

$\Delta L_{cor,i}$: 伝搬に影響を与える各種要因に関する補正量
(回折、地表面効果、空気の音響吸収) の和 (デシベル)

B 回折による減衰量

$$\Delta L_{d,i}$$

$$\Delta L_{d,i} = \begin{cases} \delta \geq 1 & \text{(予測点から音源が見えない)} \\ \begin{cases} -10\log_{10}\delta - 18.4 & 0 < \delta \leq 1 \\ -5 - 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 0.073 \\ -5 + 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0.073 < \delta \end{cases} & \text{(予測点から音源が見える)} \end{cases}$$

δ : 行路差 (= $a + b + c$)

C 透過損失による減衰量

$$\Delta L_2 = -20$$

D 回折による減衰と透過損失による減衰の合成

$$L_A = 10 \log_{10}(10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10})$$

L_A : 回折及び透過損失による減衰を考慮に入れた騒音レベル (デシベル)

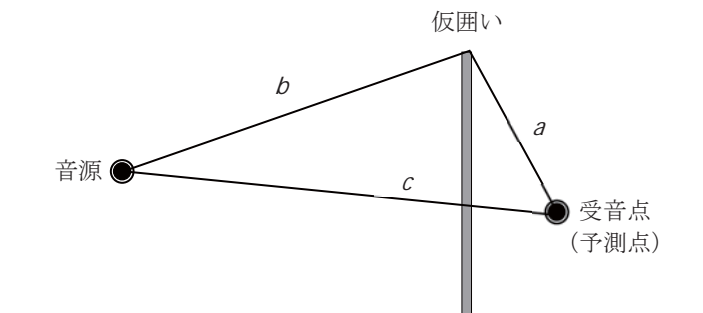


図 6.9-3 回折減衰イメージ

E 複数音源による騒音レベルの合成式

$$L_A = 10 \log_{10}(10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10})$$

L_A : 予測地点での合成騒音レベル (デシベル)

L_{An} : 予測地点での発生源 n からの騒音レベル (デシベル)

⑤ 予測条件

ア. 建設機械の種類及び台数

予測時期における建設機械の種類及び台数は、表 6.9-12 に示すとおりです。

音源として設定したこれらの建設機械がすべて同時に稼働することは少ないと考えられますが、すべてが同時に稼働すると仮定して設定しました。

表 6.9-12 建設機械の種類及び台数（工事開始後 6 ヶ月目）

対象事業	建設機械	規格	台数 (台/日)
本事業	バックホウ	0.8 m ³	26
	ダンプトラック	10t	23
	ブルドーザー	20t	11
	合計		60
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0 m ³	17
	ダンプ	10t	36
	ブルドーザー	32t	11
	合計		64

イ. 建設機械の配置

予測対象時期における建設機械は、作業中に移動を繰り返すことから建設機械の位置を 1 台ずつ設定するのではなく、予測対象時期に工事を行う工種ごとに、施工範囲の最外側に集約して音源を設定しました。なお、保全対象施設が近くにある場合は、そちらに近寄った側へ音源位置を寄せ、図 6.9-4 に示すとおりとしました。

また、土地区画整理事業は、予測対象時期にまとまって工事を行う範囲の中心付近に集約して音源を設定しました。

音源の高さは、建設機械のエンジンの高さを考慮して、地上 1.5m としました。

ウ. 回折減衰による補正

工事の施工中は、鋼製仮囲い（高さ 3m）を設定する計画であるため、予測においては、鋼製仮囲いを回折条件として考慮しました。

仮囲いの位置は、図 6.9-4 に示すとおりです。仮囲いは土地区画整理事業の工事で使用する仮囲いを引き継ぐため、土地区画整理事業により本事業の対象事業実施区域周辺に設置される仮囲いの範囲と同様とし、その仮囲いの位置を本事業の工事敷地境界としました。

なお、回折減衰による補正においては、鋼製仮囲いの透過損失（=20 デシベル^{注1}）を考慮して、補正量を算出しました。

注 1：鋼製仮囲い（高さ 3m）の透過損失は、「建設工事騒音の予想モデル」ASJ CN-Model 2007」（一般社団法人日本音響学会誌 第 64 巻 4 号 平成 20 年 4 月）に示されている遮音壁の音響等価損失の目安（一般の遮音壁や防音パネルを仮設物として設置した場合）を設定しました。

エ. 建設機械の騒音レベル

建設機械の騒音パワーレベルは、表 6.9-13 に示すとおりです。

表 6.9-13 建設機械の騒音パワーレベル

対象事業	建設機械	規格	騒音パワー レベル (デシベル)	出典資料
本事業	ダンプトラック	10t	102	②
	バックホウ	0.8 m ³	106	①
	ブルドーザー	20t	105	①
土地区画整理 事業	バックホウ	平積 1.0 m ³	106	①
	ダンプ	10t	102	②
	ブルドーザー	32t	105	①

資料：①「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 13 年 4 月 国土交通省告示第 487 号）
 ②「建設工事騒音の予測モデル”ASJ CN-Mode12007”」（平成 20 年 4 月 一般社団法人日本音響学会誌 第 64 巻 4 号）



図 6.9-4(1) 建設機械配置 (本事業)

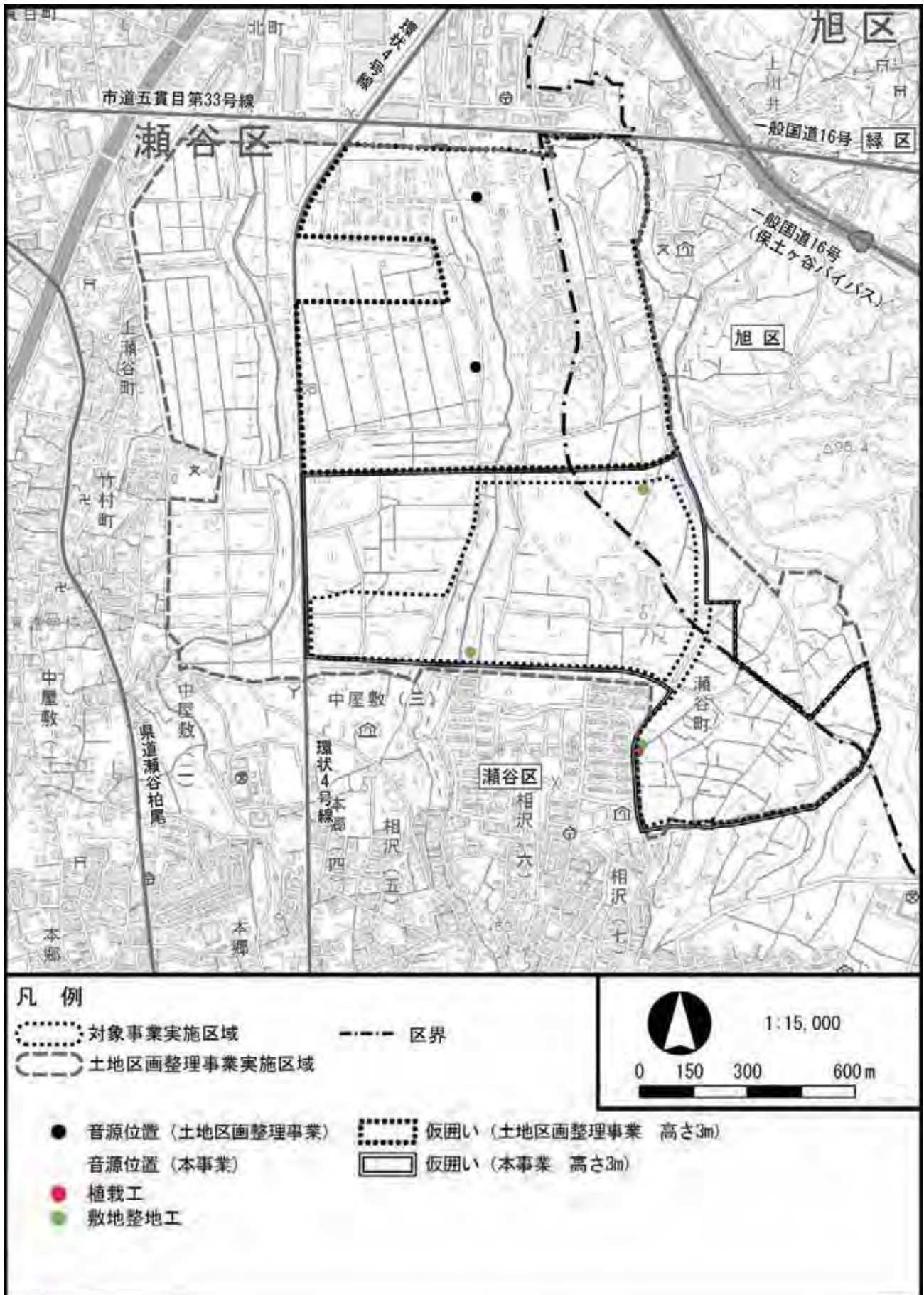


図 6.9-4(2) 建設機械配置 (他事業を考慮した予測)

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 6.9-14 及び図 6.9-5 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる工事開始後 6 ヶ月目において、騒音レベル (L_{A5}) の最大値は、南西側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。

表 6.9-14 建設機械の稼働に伴う騒音

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル (L _{A5}) 最大値
工事開始後 6 ヶ月目	南西側工事敷地境界	67

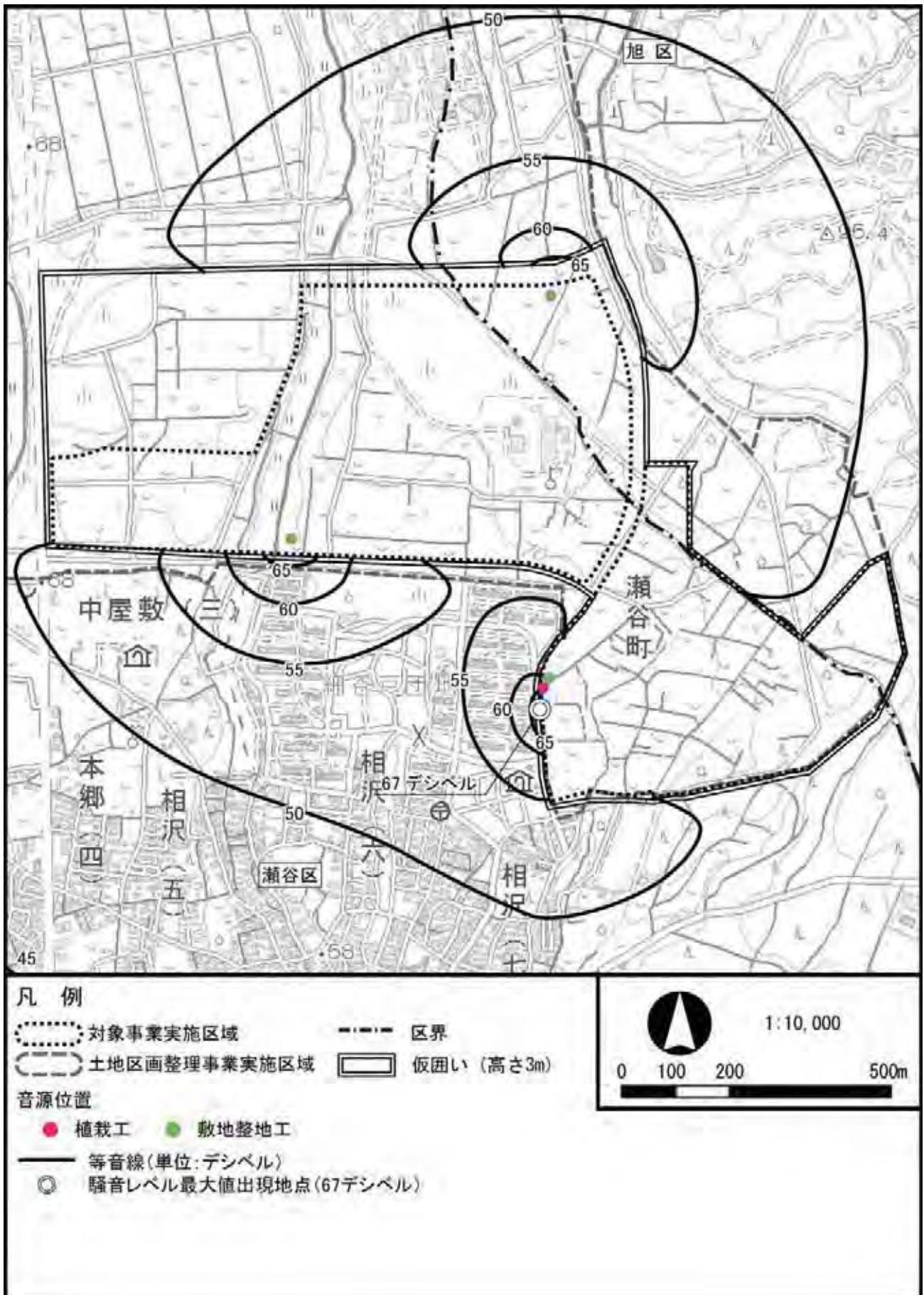


図 6.9-5 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果 (本事業)

イ. 他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 6.9-15 及び図 6.9-6 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる本事業の工事開始後 6 ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後 18 ヶ月目）において、騒音レベル（ L_{A5} ）の最大値は、南西側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。

表 6.9-15 建設機械の稼働に伴う騒音

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル（ L_{A5} ） 最大値
本事業の工事開始後 6 ヶ月目 （土地区画整理事業の 工事開始後 18 ヶ月目）	南西側工事敷地境界	67

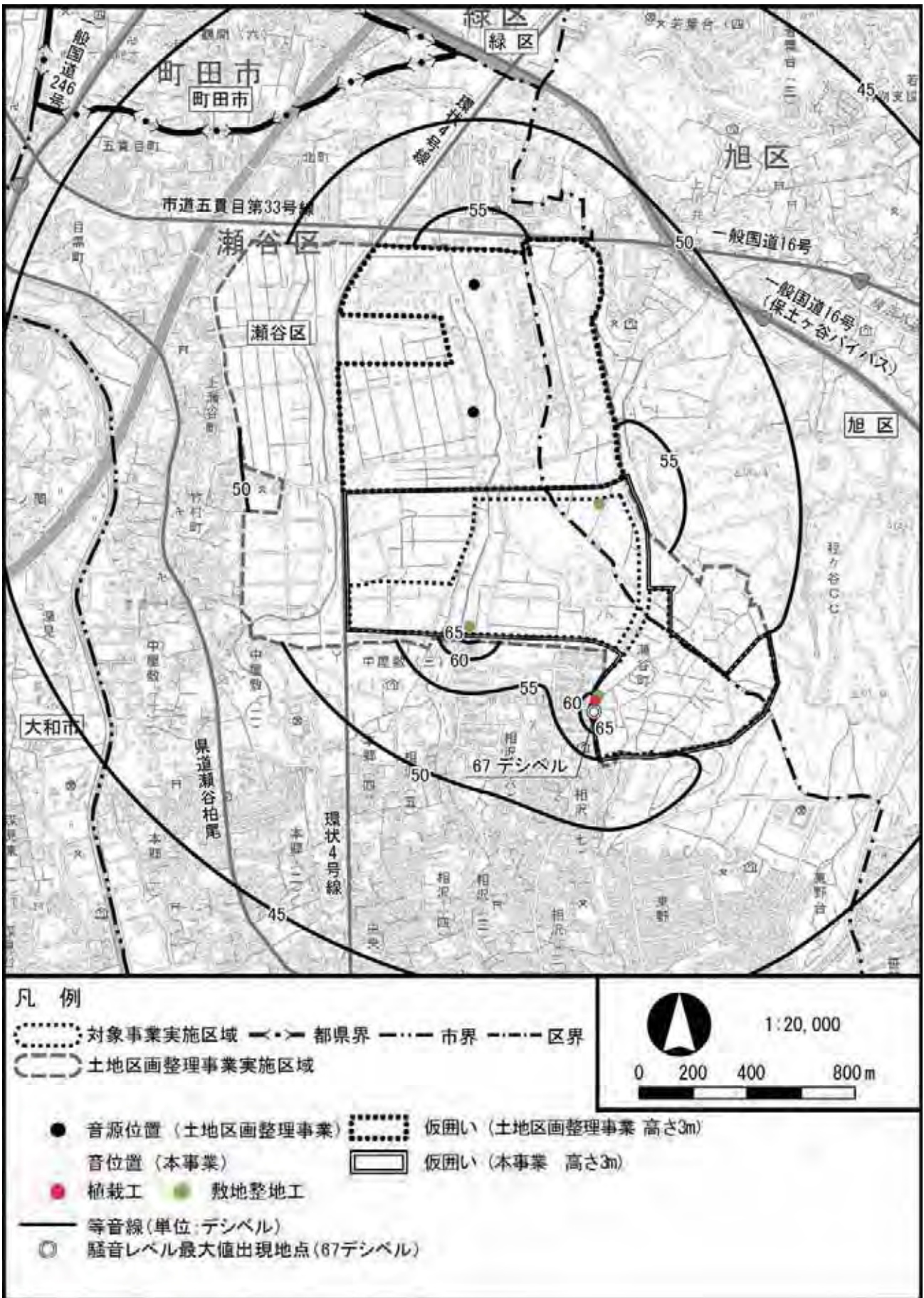


図 6.9-6 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果 (他事業を考慮した予測)

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通騒音及び自動車断面交通量の現地調査地点1～4としました（前掲図 6.9-1（p.6.9-5 参照））。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地上1.2mとしました。

③ 予測時期

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺において、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期とし、工事開始後25ヶ月目としました。なお、本事業は二次整備工事の途中から一部供用するため、一部供用時における来園車両等も考慮し、工事用車両と来園車両等の合計台数が最大となる月を検討しましたが、一部供用時における来園車両等の台数が、工事用車両台数を大きく上回るため（詳細は資料編(p.資1.5-10)参照）、工事用車両の走行による影響を把握することを目的に、工事用車両のみの台数が最大となる時期を設定しました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

なお、工事用車両の走行台数が最大となる月の検証を行った詳細は資料編(p.資1.5-8～資1.5-9 参照)に示します。

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-7 に示すとおり、現況の等価騒音レベル（現地調査結果）と現況交通による等価騒音レベル（計算値）から補正値を算出し、予測値を補正しました。

なお、地点 4 の予測においては、車線構造が現況と工事中で変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルを予測しました。

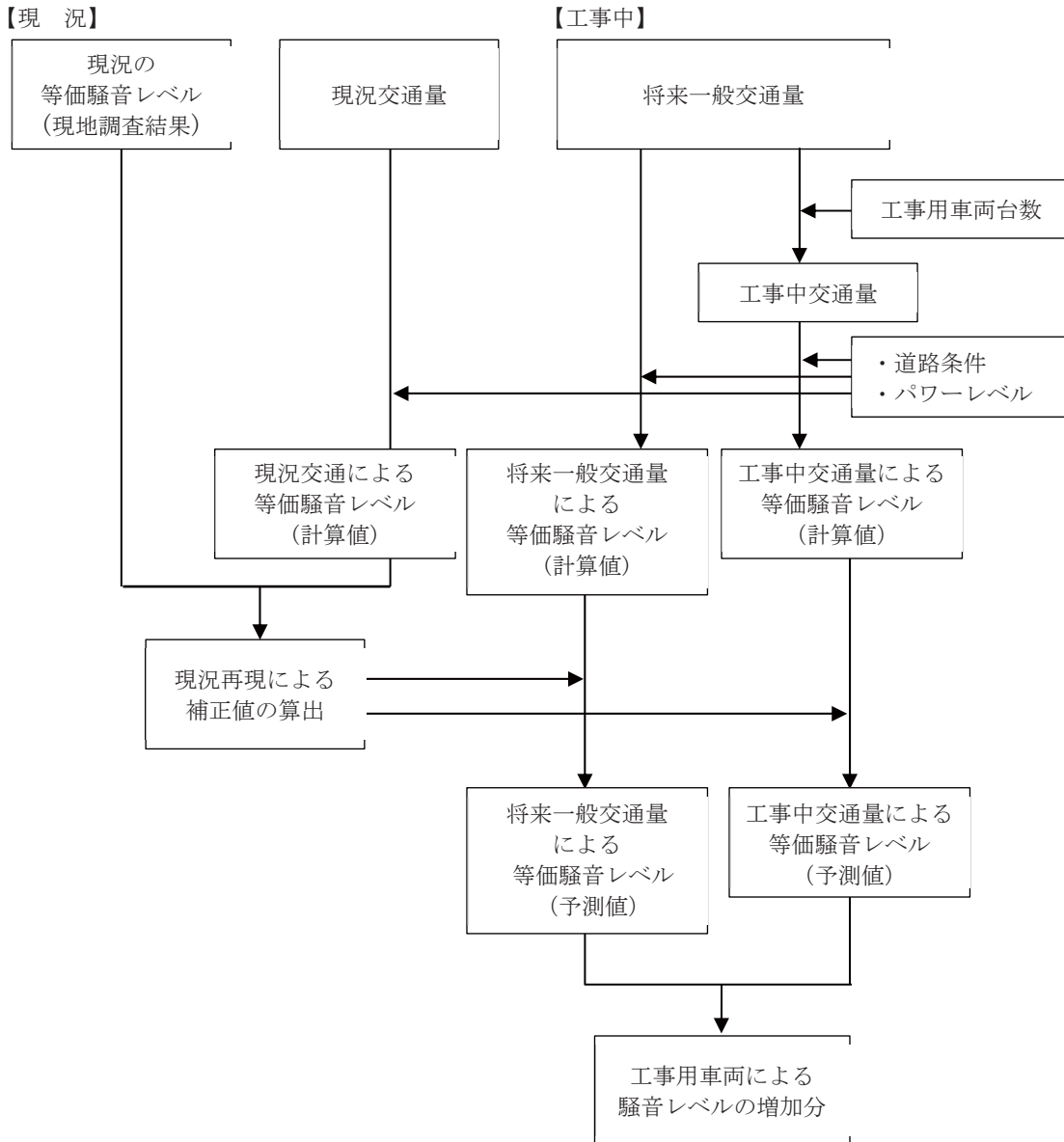


図 6.9-7 予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音）

イ. 予測式

工事用車両の走行に伴う騒音は、以下のとおり、現況の騒音レベルに、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分を加えることで算出します。

$$L_{Aeq} = L_{Aeq*} + \Delta L$$

- L_{Aeq} : 工事用車両走行時の等価騒音レベル (デシベル)
 L_{Aeq*} : 現況の等価騒音レベル (=現地調査結果) (デシベル)
 ΔL : 工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分 (デシベル)

なお、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分は、次式により求めます。

$$\Delta L = 10 \log_{10} \left\{ \left(10^{L_{Aeq,R}/10} + 10^{L_{Aeq,HC}/10} \right) / 10^{L_{Aeq,R}/10} \right\}$$

- $L_{Aeq,R}$: 現況の交通量から求められる等価騒音レベル (デシベル)
 $L_{Aeq,HC}$: 工事用車両の台数から算出する等価騒音レベル (デシベル)

各交通量を条件とした等価騒音レベルの算出は、(社)日本音響学会により提案されている「ASJ RTN=Model 2018」を用いて行います。

予測にあたっては、1台の自動車が単独で走行した時の予測地点におけるA特性音圧レベルの時間変化(ユニットパターン)を求め、この時間積分値と交通量から、対象時間帯におけるエネルギー平均値である等価騒音レベルを算出しました。

A 等価騒音レベル(L_{Aeq})の基本式

$$L_{Aeq,T} = 10 \cdot \log_{10} \left(10^{\frac{L_{AE}}{10}} \frac{N_T}{T} \right)$$
$$= L_{AE} + 10 \cdot \log_{10} \frac{N_T}{T}$$

$$L_{AE} = 10 \cdot \log_{10} \left(\frac{1}{T_0} \sum_i 10^{\frac{L_{Ai}}{10}} \Delta t_i \right)$$

- $L_{Aeq,T}$: 等価騒音レベル (デシベル)
 L_{AE} : ユニットパターンの時間積分値をレベル表示した値
(単発騒音暴露レベル) (デシベル)
 N_T : T (秒) 時間内の交通量 (台)
 $L_{A,i}$: i 番目の音源からの A 特性音圧レベル
 $T_0 = 1$ 秒 (基準の時間)
 $\Delta t_i = \Delta l_i / V_i$ (秒)
 Δl_i : i 番目の区間の長さ (m)
 V_i : i 番目の区間における自動車の走行速度 (m/秒)

B A特性音圧レベル算定式

各音源からのA特性音圧レベルの算出は、次式を用いました。

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \cdot \log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

$L_{A,i}$: i番目の音源位置から予測地点に伝搬する騒音のA特性音圧レベル (デシベル)

$L_{WA,i}$: i番目の音源位置における自動車走行騒音のA特性音響パワーレベル (デシベル)

r_i : i番目の音源位置から予測地点までの直達距離 (m)

$\Delta L_{cor,i}$: i番目の音源位置から予測地点に至る音の伝搬に影響を与える各種の減衰要素に関する補正量 (デシベル) であり、次式で表される。

$$\Delta L_{cor} = \Delta L_{dif} + \Delta L_{grnd} + \Delta L_{air}$$

ΔL_{dif} : 回折に伴う減衰に関する補正量 (デシベル) (0デシベルとした)

ΔL_{grnd} : 地表面効果による減衰に関する補正量 (デシベル) (0デシベルとした)

ΔL_{air} : 空気の音響吸収による減衰に関する補正量 (デシベル) (0デシベルとした)

C 自動車走行騒音のA特性音響パワーレベル基本式

A特性音響パワーレベルは、ASJ RTN-Model 2018 に示されている一般道路の非定常走行区間に適用する以下のパワーレベル式を用いて求めました。

$$\text{大型車類} : L_{WA} = 88.8 + 10 \cdot \log_{10} V + C$$

$$\text{小型車類} : L_{WA} = 82.3 + 10 \cdot \log_{10} V + C$$

L_{WA} : A特性音響パワーレベル (デシベル)

V : 走行速度 (km/時)

C : 基準値に対する補正項 (ただし、基準値とは敷設後数年以内の密粒舗装道路を走行した際のパワーレベルをいいます。) で次式により表される。

$$C = \Delta L_{surf} + \Delta L_{grad} + \Delta L_{dir}$$

ΔL_{surf} : 排水性舗装等による騒音低減に関する補正量 (デシベル) (0デシベルとした)

ΔL_{grad} : 道路の縦断勾配による走行騒音の変化に関する補正量 (デシベル) (0デシベルとした)

ΔL_{dir} : 自動車走行騒音の指向性に関する補正量 (デシベル) (0デシベルとした)

⑤ 予測条件

ア. 交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.9-16 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量に本事業の工事用車両台数を加えて算出しました。

対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量は、近年概ね横ばいまたは減少傾向にあります。安全側の観点で将来一般交通量は平日の現地調査結果を設定しました（詳細は資料編(p. 資 1.4-20)参照）。

工事用車両台数は、本事業の工事用車両台数が最大となる月（工事開始後 25 ヶ月目）の台数を用いました（詳細は資料編(p. 資 1.4-20～資 1.4-30)参照）。

また、土地区画整理事業の工事用車両台数は、同時期（土地区画整理事業の工事開始後 37 ヶ月目）の台数としました。

表 6.9-16 予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,617	18	1,635
			小型車	6,978	60	7,038
			合計	8,595	78	8,673
		十日市場 (北行)	大型車	1,218	196	1,414
			小型車	7,809	119	7,928
			合計	9,027	315	9,342
地点 2	市道五貫目 第 33 号線	目黒交番前 (東行)	大型車	3,416	18	3,434
			小型車	8,477	59	8,536
			合計	11,893	77	11,970
		国道 246 号 (西行)	大型車	3,604	18	3,622
			小型車	9,931	59	9,990
			合計	13,535	77	13,612
地点 3	市道五貫目 第 33 号線	目黒交番前 (西行)	大型車	3,170	178	3,348
			小型車	7,206	59	7,265
			合計	10,376	237	10,613
		上川井 (東行)	大型車	2,784	0	2,784
			小型車	6,918	0	6,918
			合計	9,702	0	9,702
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前 (北行)	大型車	965	36	1,001
			小型車	5,336	60	5,396
			合計	6,301	96	6,397
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,034	36	1,070
			小型車	5,690	119	5,809
			合計	6,724	155	6,879

注 1：予測時間帯は昼間（6 時～22 時）としました。

イ. 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.9-8 に示すとおりです。

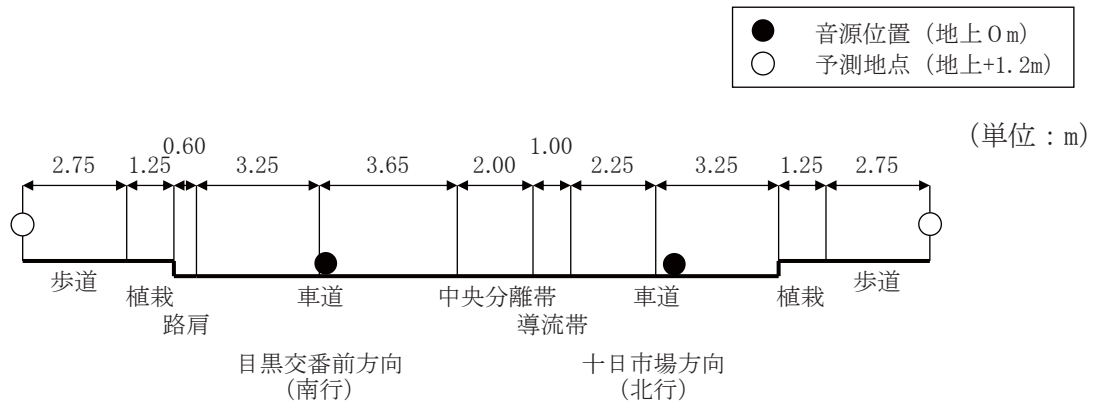


図 6.9-8(1) 予測地点の断面図 (地点1 環状4号線)

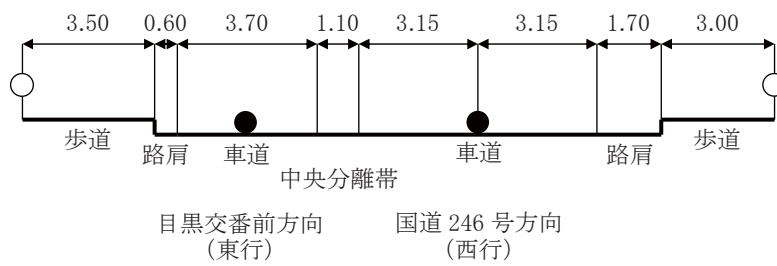


図 6.9-8(2) 予測地点の断面図 (地点2 市道五貫目第33号線)

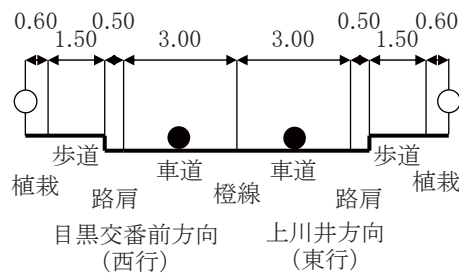


図 6.9-8(3) 予測地点の断面図 (地点3 市道五貫目第33号線)

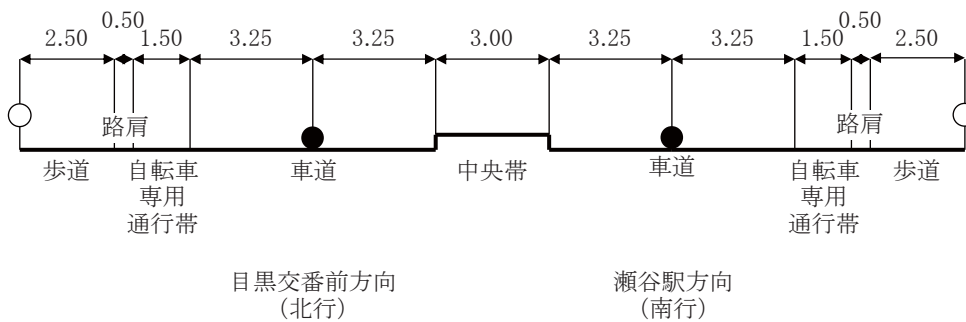


図 6.9-8(4) 予測地点の断面図 (地点4 環状4号線)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.9-17 に示すとおりです。

表 6.9-17 走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線	40
地点 4	環状 4 号線	40

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.9-18 に示すとおりです。

工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通騒音 (L_{Aeq}) は 65.9~72.8 デシベル、このうち、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は 0.1 未満~0.3 デシベルと予測します。

なお、地点 4 の予測においては、将来一般交通量の予測では、道路条件を道路の拡幅後の道路断面、交通量を将来一般交通量（平日の現地調査結果）、工事中交通量の予測では道路条件を道路の拡幅後の道路断面、交通量を将来一般交通量（平日の現地調査結果）に本事業の工事用車両台数を上乗せした台数として予測しました。そのため、地点 4 は、現在の状況（現地調査時点）からの変化ではなく、拡幅後の道路を一般車両のみが走行する場合の道路交通騒音と、そこに工事用車両が上乗せされた場合の道路交通騒音を比較しています。地点 4 において、現地調査結果から工事中交通量の予測値で騒音レベルが 6.2 デシベル増加（現地調査結果から将来一般交通量の予測値では 6.1 デシベル増加）するのは、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等の影響と考えられます。

表 6.9-18 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) (予測値)		工事用車両 による 増加分	現地調査結果との 比較 ^{注2}	
			将来一般交通 量	工事中交通 量		道路交通騒 音レベル (L_{Aeq}) (実測値)	現地調査 結果からの 増加分
			A	B		B-A	C
地点 1	環状 4 号線	東側	65.7	65.9	0.2	65.7	0.2
		西側	66.7	67.0	0.3	—	—
地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	71.9	71.9	0.1 未満	—	—
		南側	71.0	71.0	0.1 未満	71.0	0.1 未満
地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	72.7	72.8	0.1	—	—
		北側	72.6	72.7	0.1	72.6	0.1
地点 4	環状 4 号線	西側	69.7	69.8	0.1	63.6	6.2
		東側	69.8	69.9	0.1	—	—

注 1：時間区分は、昼間：6~22 時です。

注 2：既存資料（区画整理）における平日の道路交通騒音レベルの現地調査結果との比較結果を示します。

イ. 他事業を考慮した予測結果

本事業の工事用車両の走行台数が最大となる時期（本事業の工事開始後 25 ヶ月目、土地区画整理事業の工事開始後 37 ヶ月目）における土地区画整理事業の工事用車両台数は、大型車 0 台/日、小型車 11 台/日です。将来一般交通量及び本事業の工事用車両台数の合計と比較して土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加はわずかであるため、土地区画整理事業の工事用車両を考慮した場合においても工事用車両による各地点の騒音レベルへの影響は小さいと考えます。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う道路交通騒音としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、来園車両等の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通騒音及び自動車断面交通量の現地調査地点1～7としました（前掲図 6.9-1（p.6.9-5 参照））。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地上1.2mとしました。

③ 予測時期

予測対象時期は、来園車両等の走行が定常となる時期（2046年（令和28年））としました。

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-9 に示すとおり、現況の等価騒音レベル（現地調査結果）と現況交通による等価騒音レベル（計算値）から補正値を算出し、予測値を補正しました。

なお、地点2、地点3、地点4及び地点5の予測においては、現況と供用後で道路構造が変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量及び将来交通量による等価騒音レベルを予測しました。

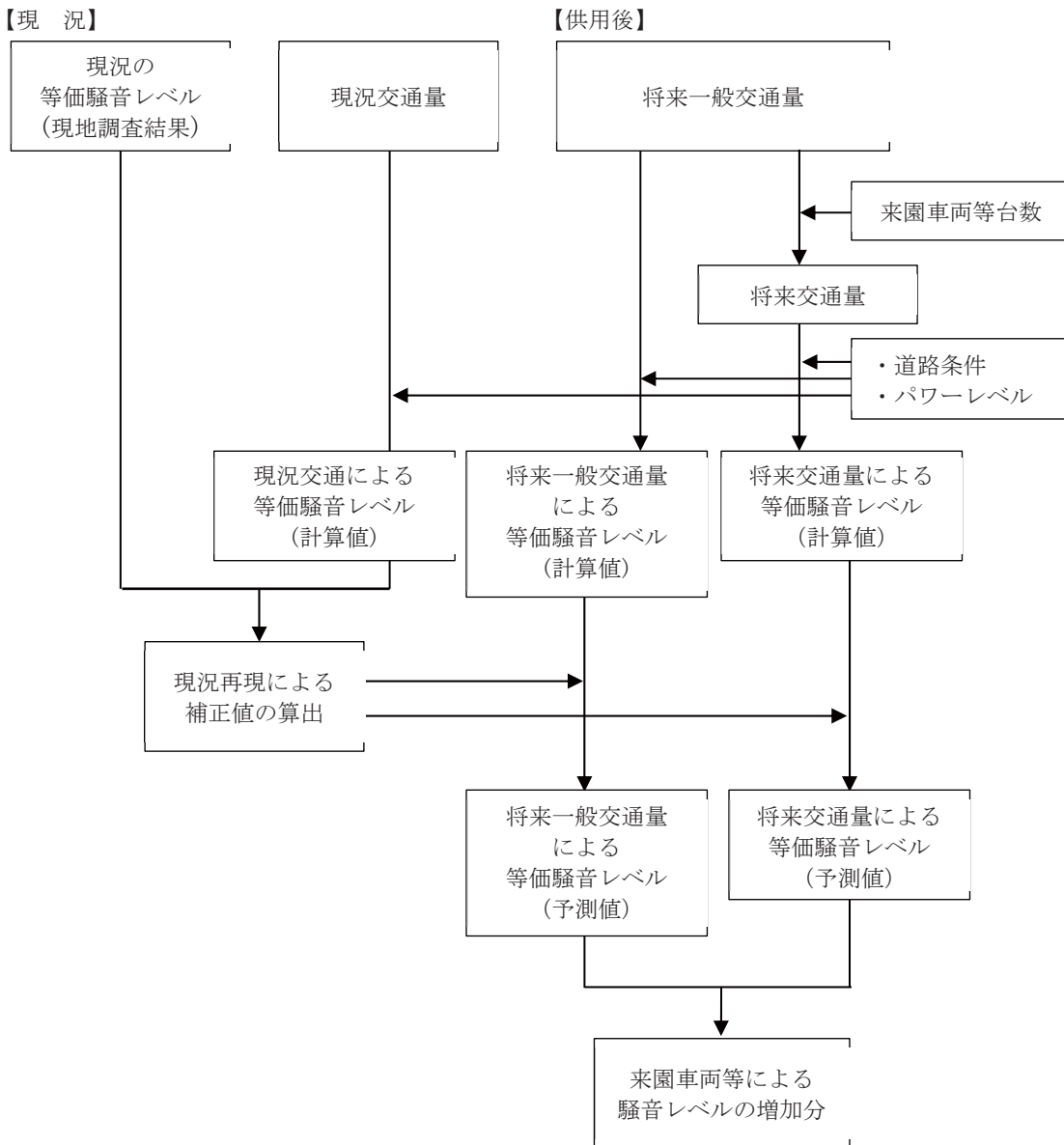


図 6.9-9 予測手順（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）

イ. 予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」と同様としました。(p. 6.9-30～6.9-31 参照)

⑤ 予測条件

ア. 交通条件

供用時における交通量は、表 6.9-19 に示すとおり設定しました。

本事業の発生集中交通量（来園車両等）を将来一般交通量に加えることで、将来交通量としました（詳細は資料編(p. 資 1.6-53～資 1.6-60 参照)）。また、他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両等台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

なお、本事業及び他事業の発生集中交通量の設定根拠は、資料編(p. 資 1.6-44～資 1.6-53 参照)に示すとおりです。

表 6.9-19(1) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）（平日）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前(南行)	大型車	2,260	0	2,260	2,620
			小型車	6,513	17	6,530	7,225
			合計	8,773	17	8,790	9,845
		十日市場(北行)	大型車	1,700	0	1,700	2,004
			小型車	5,523	16	5,539	6,303
			合計	7,223	16	7,239	8,307
地点 2	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前(東行)	大型車	3,415	0	3,415	3,433
			小型車	5,948	29	5,977	6,426
			合計	9,363	29	9,392	9,859
		国道 246 号(西行)	大型車	3,251	0	3,251	3,295
			小型車	5,760	27	5,787	6,411
			合計	9,011	27	9,038	9,706
地点 3	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前(西行)	大型車	2,508	0	2,508	2,715
			小型車	5,240	47	5,287	8,361
			合計	7,748	47	7,795	11,076
		上川井(東行)	大型車	2,245	0	2,245	2,395
			小型車	4,352	7	4,359	9,348
			合計	6,597	7	6,604	11,743

注 1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注 2：予測時間帯は昼間（6 時～22 時）としました。

表 6.9-19(2) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）（平日）

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	967	0	967	1,255
			小型車	4,618	43	4,661	6,692
			合計	5,585	43	5,628	7,947
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,335	0	1,335	1,860
			小型車	5,388	50	5,438	6,831
			合計	6,723	50	6,773	8,691
地点5	深見第228号線	環状4号線(西行)	大型車	430	0	430	744
			小型車	2,851	0	2,851	3,193
			合計	3,281	0	3,281	3,937
		細谷戸公園(東行)	大型車	441	1	442	442
			小型車	2,563	251	2,814	3,322
			合計	3,004	252	3,256	3,764
地点6	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	777	0	777	798
			小型車	3,675	115	3,790	4,357
			合計	4,452	115	4,567	5,155
		瀬谷駅(南行)	大型車	857	0	857	1,300
			小型車	3,487	66	3,553	3,777
			合計	4,344	66	4,410	5,077
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	530	0	530	539
			小型車	3,509	374	3,883	4,430
			合計	4,039	374	4,413	4,969
		瀬谷駅(南行)	大型車	476	0	476	495
			小型車	3,038	442	3,480	3,827
			合計	3,514	442	3,956	4,322

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注2：予測時間帯は昼間（6時～22時）としました。

表 6.9-19(3) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）（休日）

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点1	環状4号線	目黒交番前(南行)	大型車	608	0	608	934
			小型車	5,380	32	5,412	6,152
			合計	5,988	32	6,020	7,086
		十日市場(北行)	大型車	460	0	460	758
			小型車	4,559	31	4,590	5,663
			合計	5,019	31	5,050	6,421
地点2	市道五貫目第33号線	目黒交番前(東行)	大型車	2,994	0	2,994	3,001
			小型車	5,209	61	5,270	5,725
			合計	8,203	61	8,264	8,726
		国道246号(西行)	大型車	2,849	0	2,849	2,868
			小型車	5,046	58	5,104	5,856
			合計	7,895	58	7,953	8,724
地点3	市道五貫目第33号線	目黒交番前(西行)	大型車	2,201	0	2,201	2,287
			小型車	4,593	99	4,692	8,593
			合計	6,794	99	6,893	10,880
		上川井(東行)	大型車	1,969	0	1,969	2,041
			小型車	3,814	15	3,829	10,885
			合計	5,783	15	5,798	12,926
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	848	0	848	1,136
			小型車	4,048	90	4,138	7,172
			合計	4,896	90	4,986	8,308
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,170	0	1,170	1,570
			小型車	4,718	107	4,825	5,987
			合計	5,888	107	5,995	7,557
地点5	深見第228号線	環状4号線(西行)	大型車	388	0	388	690
			小型車	2,572	0	2,572	2,881
			合計	2,960	0	2,960	3,571
		細谷戸公園(東行)	大型車	399	1	400	400
			小型車	2,309	527	2,836	3,574
			合計	2,708	528	3,236	3,974

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注2：予測時間帯は昼間（6時～22時）としました。

表 6.9-19(4) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）（休日）

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点6	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	700	0	700	711
			小型車	3,315	245	3,560	3,967
			合計	4,015	245	4,260	4,678
		瀬谷駅(南行)	大型車	773	0	773	1,158
			小型車	3,144	138	3,282	3,544
			合計	3,917	138	4,055	4,702
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	537	0	537	541
			小型車	3,548	796	4,344	5,069
			合計	4,085	796	4,881	5,610
		瀬谷駅(南行)	大型車	483	0	483	489
			小型車	3,068	942	4,010	4,302
			合計	3,551	942	4,493	4,791

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注2：予測時間帯は昼間（6時～22時）としました。

イ. 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.9-10 に示すとおりです。

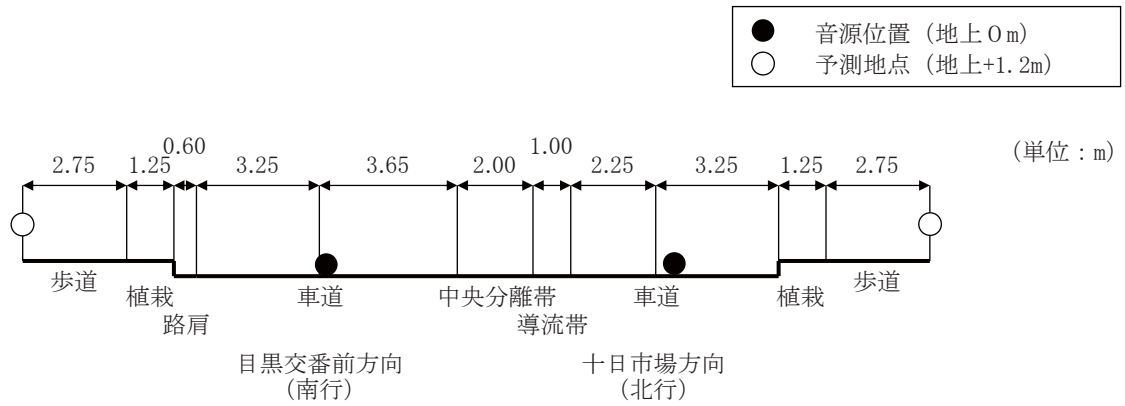


図 6.9-10(1) 道路断面 (地点 1 環状 4 号線)

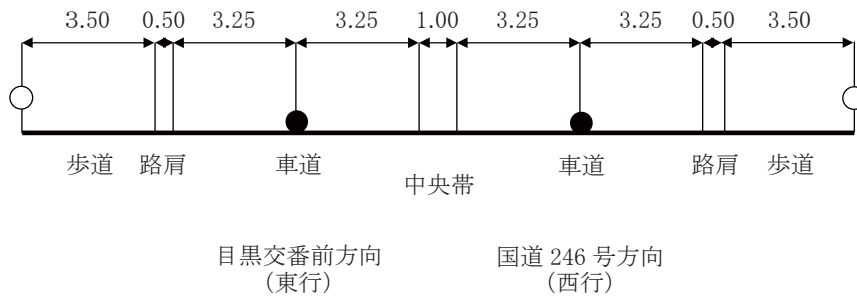


図 6.9-10(2) 道路断面 (地点 2 市道五貫目第 33 号線)

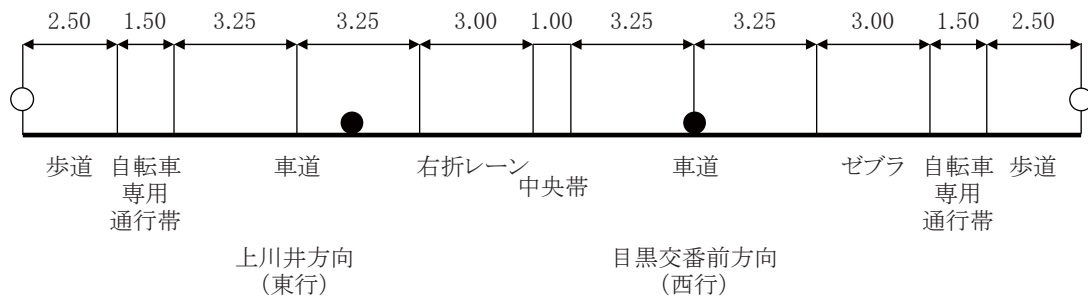


図 6.9-10(3) 道路断面 (地点 3 市道五貫目第 33 号線)

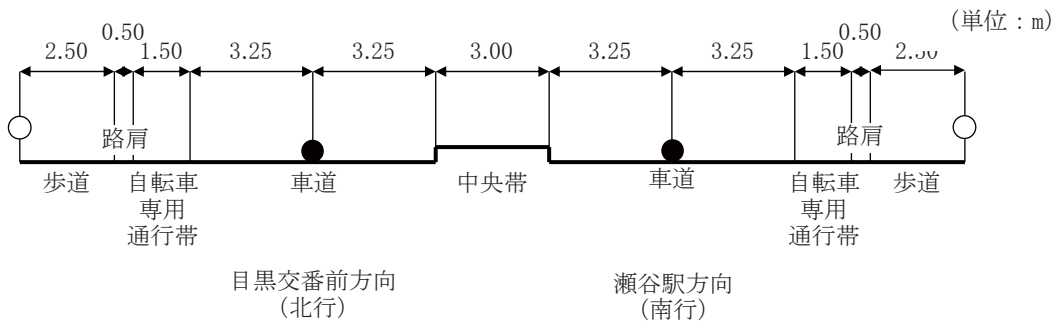
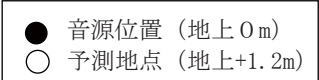


図 6.9-10(4) 道路断面 (地点 4 環状4号線)

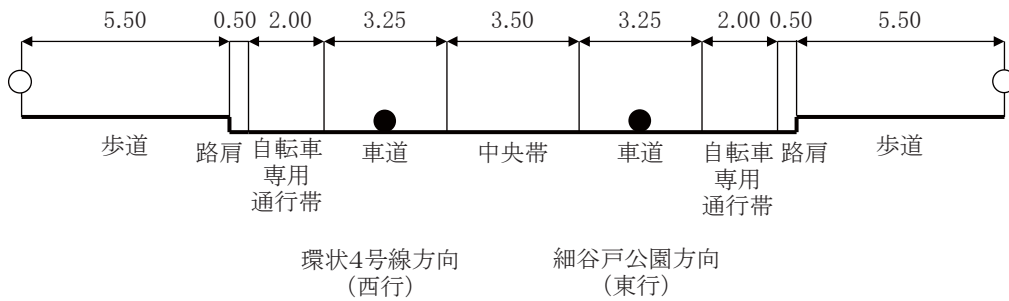


図 6.9-10(5) 道路断面 (地点 5 深見第228号線)

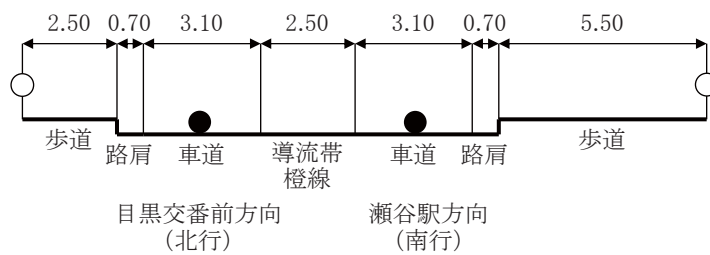


図 6.9-10(6) 道路断面 (地点 6 環状4号線)

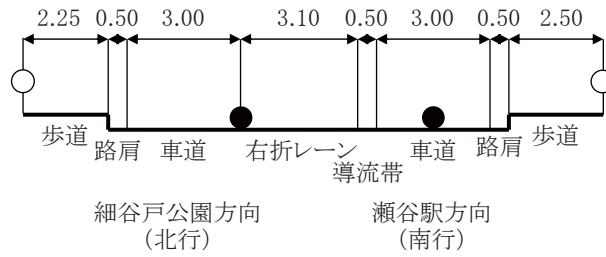


図 6.9-10(7) 道路断面 (地点7 瀬谷地内線)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.9-20 に示すとおりです。

表 6.9-20 走行速度

単位 : km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線	40
地点 4	環状 4 号線	40
地点 5	深見第 228 号線	40
地点 6	環状 4 号線	40
地点 7	瀬谷地内線	40

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.9-21 に示すとおりです。

供用時の将来交通量による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) は、平日の昼間 64.3～73.3 デシベル、休日の昼間 63.1～72.8 デシベルと予測します。このうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.3 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.7 デシベル) と予測します。

なお、来園車両等の走行に伴う騒音の予測においては、供用時の一般交通量 (将来一般交通量) による等価騒音レベルの予測値と、将来一般交通量に本事業の来園車両等を加えた将来交通量による等価騒音レベルの予測値を比較しています。

現地調査結果と将来一般交通量による等価騒音レベルの予測値の乖離が大きい地点 4 及び地点 7 について、騒音レベルが増加する要因を以下に示します。

地点 4 については、現況と供用後で道路構造が変わるため、現地調査結果を用いた計算値の補正を行わず予測しました。平日の予測結果について、交通量は、前掲表 6.9-4 (p. 6.9-10～6.9-11 参照) 及び前掲表 6.9-19 (p. 6.9-38～6.9-41 参照) に示すとおり現地調査結果と供用時の将来一般交通量で大幅な増加はありませんが、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等の影響により騒音レベルが増加したと考えます。休日の予測結果については、前掲表 6.9-4 (p. 6.9-10～6.9-11 参照) 及び前掲表 6.9-19 (p. 6.9-38～6.9-41 参照) に示すとおり交通量が約 2 倍に増加しているため、騒音レベルの増加は、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等に加え、交通量の増加の影響によるものと考えられます。ただし、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1 デシベル未満 (0.1 デシベル未満～0.1 デシベル) であることから、本事業の影響は小さいと予測します。

地点 7 については、現況と供用後で道路構造が変わらないため、現地調査結果を用いた補正を行い予測しました。そのため、現地調査結果と将来一般交通量による等価騒音レベルの予測値との差は、交通量の増加によるものと考えられます。ただし、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1 デシベル未満 (0.3 デシベル～0.7 デシベル) であることから、本事業の影響は小さいと予測します。

なお、将来一般交通量の増加要因は、地点 4 では、高規格道路 (圏央道等) の整備に伴い、交通量がそれらの路線に転換し、保土ヶ谷バイパスの交通量が減少することで、保土ヶ谷バイパスを経由して周辺道路 (主に一般国道 467 号線) から 4 車線に拡幅された環状 4 号線に交通が転換するためであり、地点 7 では、瀬谷地内線等が新規整備により中原街道と接続することで、交通が流入するためと考えられます。

表 6.9-21(1) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（平日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル (L _{Aeq}) (予測値)		来園車両等による増加分
				将来一般交通量	将来交通量	
				A	B	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	66.2	66.2	0.1 未満
			西側	66.9	66.9	0.1 未満
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	73.3	73.3	0.1 未満
			南側	73.3	73.3	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	70.6	70.6	0.1 未満
			北側	71.6	71.6	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	69.6	69.6	0.1 未満
			東側	70.0	70.0	0.1 未満
	地点 5	深見 第 228 号線	南側	65.9	66.0	0.1
			北側	65.8	66.0	0.2
	地点 6	環状 4 号線	西側	65.9	65.9	0.1 未満
			東側	64.2	64.3	0.1
	地点 7	瀬谷地内線	西側	64.6	64.9	0.3
			東側	64.2	64.5	0.3

注 1：予測時間帯は、昼間 6～22 時としました。

注 2：来園車両等の走行時間帯は、6 時～21 時です。

表 6.9-21(2) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（休日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル (L _{Aeq}) (予測値)		来園車両等による増加分
				将来一般交通量	将来交通量	
				A	B	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	63.1	63.1	0.1 未満
			西側	63.9	63.9	0.1 未満
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	72.8	72.8	0.1 未満
			南側	72.7	72.7	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	70.1	70.1	0.1 未満
			北側	71.1	71.1	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	69.0	69.1	0.1
			東側	69.4	69.4	0.1 未満
	地点 5	深見 第 228 号線	南側	65.4	65.6	0.2
			北側	65.4	65.7	0.3
	地点 6	環状 4 号線	西側	65.4	65.6	0.2
			東側	63.8	63.9	0.1
	地点 7	瀬谷地内線	西側	64.7	65.2	0.5
			東側	64.2	64.9	0.7

注 1：予測時間帯は、昼間 6～22 時としました。

注 2：来園車両等の走行時間帯は、6 時～21 時です。

イ. 他事業を考慮した予測結果

土地区画整理事業の影響を考慮した予測結果は、表 6.9-22 に示すとおりです。

供用時の他事業を考慮した将来交通量による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) は、平日の昼間 64.7~73.5 デシベル、休日の昼間 64.3~72.9 デシベルと予測します。このうち他事業を考慮した関係車両による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル以上 (0.1~1.3 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル以上 (0.1~1.7 デシベル) と予測します。

なお、他事業を考慮した予測においても、供用時の一般交通量 (将来一般交通量) による等価騒音レベルの予測値と、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設 (賑わい施設、物流施設、公園、防災施設) の関係車両の発生集中交通量を加えた将来交通量による等価騒音レベルの予測値を比較しています。

現地調査結果と将来一般交通量による等価騒音レベルの予測値の乖離が大きい地点 4 及び地点 7 について、騒音レベルが増加する要因は、「ア. 本事業の予測結果」(p. 6.9-45 参照) と同様です。ただし、地点 7 については、他事業を考慮した関係車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1 デシベル未満 (0.5 デシベル~0.9 デシベル) であることから、本事業の影響は小さいと予測します。

表 6.9-22(1) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（平日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L _{Aeq}) (予測値)		他事業を考慮した関係車両による増加分
				将来一般交通量	他事業を考慮した将来交通量	
				A	B	
昼間	地点1	環状4号線	東側	66.2	66.8	0.6
			西側	66.9	67.6	0.7
	地点2	市道五貫目第33号線	北側	73.3	73.5	0.2
			南側	73.3	73.4	0.1
	地点3	市道五貫目第33号線	南側	70.6	71.7	1.1
			北側	71.6	72.9	1.3
	地点4	環状4号線	西側	69.6	70.9	1.3
			東側	70.0	71.3	1.3
	地点5	深見第228号線	南側	65.9	67.0	1.1
			北側	65.8	66.8	1.0
	地点6	環状4号線	西側	65.9	66.6	0.7
			東側	64.2	65.1	0.9
	地点7	瀬谷地内線	西側	64.6	65.3	0.7
			東側	64.2	64.7	0.5

注1：予測時間帯は、昼間6～22時としました。

注2：「他事業を考慮した関係車両による増加分」は本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両による増加分を示します。

表 6.9-22(2) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音（休日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L _{Aeq}) (予測値)		他事業を考慮した関係車両による増加分
				将来一般交通量	他事業を考慮した将来交通量	
				A	B	
昼間	地点1	環状4号線	東側	63.1	64.3	1.2
			西側	63.9	65.2	1.3
	地点2	市道五貫目第33号線	北側	72.8	72.9	0.1
			南側	72.7	72.9	0.2
	地点3	市道五貫目第33号線	南側	70.1	71.5	1.4
			北側	71.1	72.8	1.7
	地点4	環状4号線	西側	69.0	70.7	1.7
			東側	69.4	70.8	1.4
	地点5	深見第228号線	南側	65.4	66.8	1.4
			北側	65.4	66.7	1.3
	地点6	環状4号線	西側	65.4	66.1	0.7
			東側	63.8	64.7	0.9
	地点7	瀬谷地内線	西側	64.7	65.6	0.9
			東側	64.2	65.0	0.8

注1：予測時間帯は、昼間6～22時としました。

注2：「他事業を考慮した関係車両による増加分」は本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両による増加分を示します。

6.9.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴う影響を低減するため、表 6.9-23 に示す内容を実施します。

表 6.9-23 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。・工事区域境界には仮囲いを設置します。・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.9-24 に示す内容を実施します。

表 6.9-24 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none">・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音

環境の保全のための措置は、来園車両等の走行に伴う影響を低減するため、表 6.9-25 に示す内容を実施します。

表 6.9-25 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none">・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。・公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。

6.9.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音

本事業の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる工事開始後6ヶ月目において、南西側工事敷地境界において最大で67デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下となる結果になりました。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる本事業の工事開始後6ヶ月目(土地区画整理事業の工事開始後18ヶ月目)において、南西側工事敷地境界において最大で67デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下となる結果になりました。

また、環境保全措置として、可能な限りの低騒音型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、より一層の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

本事業の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる工事開始後25ヶ月目の道路交通騒音(L_{Aeq})は、工事用車両の主要走行ルート上において最大で72.8デシベル、このうち、本事業の工事用車両に起因する騒音レベルの増分は1デシベル未満(0.1未満~0.3デシベル)と予測します。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した騒音レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため、各地点の騒音レベルへの影響は小さいと考えます。

また、環境保全措置として工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音

来園車両等の走行に伴う将来交通量による道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、平日の昼間64.3~73.3デシベル、休日の昼間63.1~72.8デシベルと予測します。このうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間1デシベル未満(0.1未満~0.3デシベル)、休日の昼間1デシベル未満(0.1未満~0.7デシベル)と予測します。

土地区画整理事業の影響を考慮した道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、平日の昼間64.7~73.5デシベル、休日の昼間64.3~72.9デシベルと予測します。このうち他事業を考慮した関係車両による道路交通騒音レベルの増加分は、平日の昼間1デシベル以上(0.1~1.3デシベル)、休日の昼間1デシベル以上(0.1~1.7デシベル)と予測します。

また、公園の供用に際しては、マイカー以外の交通手段の利用促進について周知し、公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促す等の環境の保全のための措置を講じていきます。

以上のことから、環境保全目標「周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

なお、地点 7 における他事業を考慮した関係車両の交通量を加えた将来交通量は、前掲表 6.9-19 (p. 6.9-38～6.9-41 参照) に示すとおり、本事業の来園車両等や土地区画整理事業実施区域内の全開発施設の関係車両以外の将来一般交通量が多くを占めることから、本事業では対応が困難なところもありますので、評価書に記載した予測結果を関係部局に引き継いでいくとともに、供用時における事後調査を実施します。

6.10 振動

6.10 振動

本事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時に生じる振動による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う振動】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L₁₀)は、平日 26～30 デシベル、休日 25 未満～28 デシベルでした。 対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L₁₀)は、平日 36～56 デシベル、休日 34～49 デシベルでした。 	p. 6. 10-8 ～6. 10-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。 	p. 6. 10-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う振動レベル(L₁₀)は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる工事開始後 6 ヶ月目において、南西側工事敷地境界において最大で 72 デシベルと予測します。 同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した振動レベルは、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる本事業の工事開始後 6 ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後 18 ヶ月目）において、南西側工事敷地境界において最大で 72 デシベルと予測します。 	p. 6. 10-21 ～6. 10-24
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 	p. 6. 10-48
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 10-49

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L₁₀)は、平日 26～30 デシベル、休日 25 未満～28 デシベルでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L₁₀)は、平日 36～56 デシベル、休日 34～49 デシベルでした。 	p. 6. 10-8 ～6. 10-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況から、周囲の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6. 10-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる工事開始後 25 ヶ月目の道路交通振動 (L₁₀) は、工事用車両の主要走行ルート上において最大で昼間 56.9 デシベル、夜間 55.9 デシベル、このうち、本事業の工事用車両に起因する振動レベルの増加分は昼間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.5 デシベル)、夜間 1 デシベル未満 (0.1～0.7 デシベル) と予測します。 ・同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した振動レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため、各地点の振動レベルへの影響は小さいと考えます。 	p. 6. 10-31 ～6. 10-32
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 	p. 6. 10-48
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「現在の状況から、周囲の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 10-49

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【来園車両等の走行に伴う道路交通振動】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L₁₀)は、平日 26～30 デシベル、休日 25 未満～28 デシベルでした。 ・対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L₁₀)は、平日 36～56 デシベル、休日 34～49 デシベルでした。 	p. 6. 10-8 ～6. 10-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6. 10-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の供用後の道路交通振動レベル(L₁₀)は、来園車両等走行ルート上において平日の昼間 42.0～51.5 デシベル、平日の夜間 43.5～50.3 デシベル、休日の昼間 42.0～50.9 デシベル、休日の夜間 40.4～49.9 デシベルと予測します。このうち、本事業の来園車両等に起因する振動レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル未満(0.1 未満～0.2 デシベル)、平日の夜間 1 デシベル未満(0.1 未満～0.1 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル未満(0.1 未満～0.6 デシベル)、休日の夜間 1 デシベル未満(0.1 未満～0.1 デシベル)と予測します。 ・土地区画整理事業の影響を考慮した道路交通振動レベル(L₁₀)は、平日の昼間 42.4～51.9 デシベル、平日の夜間 43.8～50.8 デシベル、休日の昼間 42.1～51.6 デシベル、休日の夜間 41.1～50.4 デシベルと予測します。このうち、他事業を考慮した関係車両に起因する振動レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル以上(0.1～1.5 デシベル)、平日の夜間 1 デシベル以上(0.1～1.7 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル以上(0.1～1.5 デシベル)、休日の夜間 1 デシベル以上(0.1～2.1 デシベル)と予測します。 	p. 6. 10-42 ～6. 10-47
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 	p. 6. 10-48
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周囲の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 10-49 ～6. 10-50

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.10.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）
- ② 地盤の状況（道路卓越振動数）
- ③ 地形、工作物の状況
- ④ 土地利用の状況
- ⑤ 振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）
- ⑥ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（区画整理）における現地調査の調査地点は、図 6.10-1 に示すとおりです。一般環境振動は対象事業実施区域周辺の2地点（地点A、B）、道路交通振動、地盤卓越振動数及び自動車交通量調査は、工事用車両及び来園車両等の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点（地点1～7）とされています。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査の調査時期は、表 6.10-1 に示すとおり、平日及び休日に実施されています。

表 6.10-1 既存資料（区画整理）における現地調査の調査時期

調査項目	調査地点	調査時期	
振動レベル	地点A、B、 1～7	平日	令和2年10月27日(火)10:00～令和2年10月28日(水)10:00
		休日	令和2年10月24日(土)20:00～令和2年10月25日(日)20:00
地盤卓越 振動数	地点1～3、 5～7	令和元年11月7日(木)6:00～22:00	
	地点4	令和2年10月25日(日)6:00～22:00	

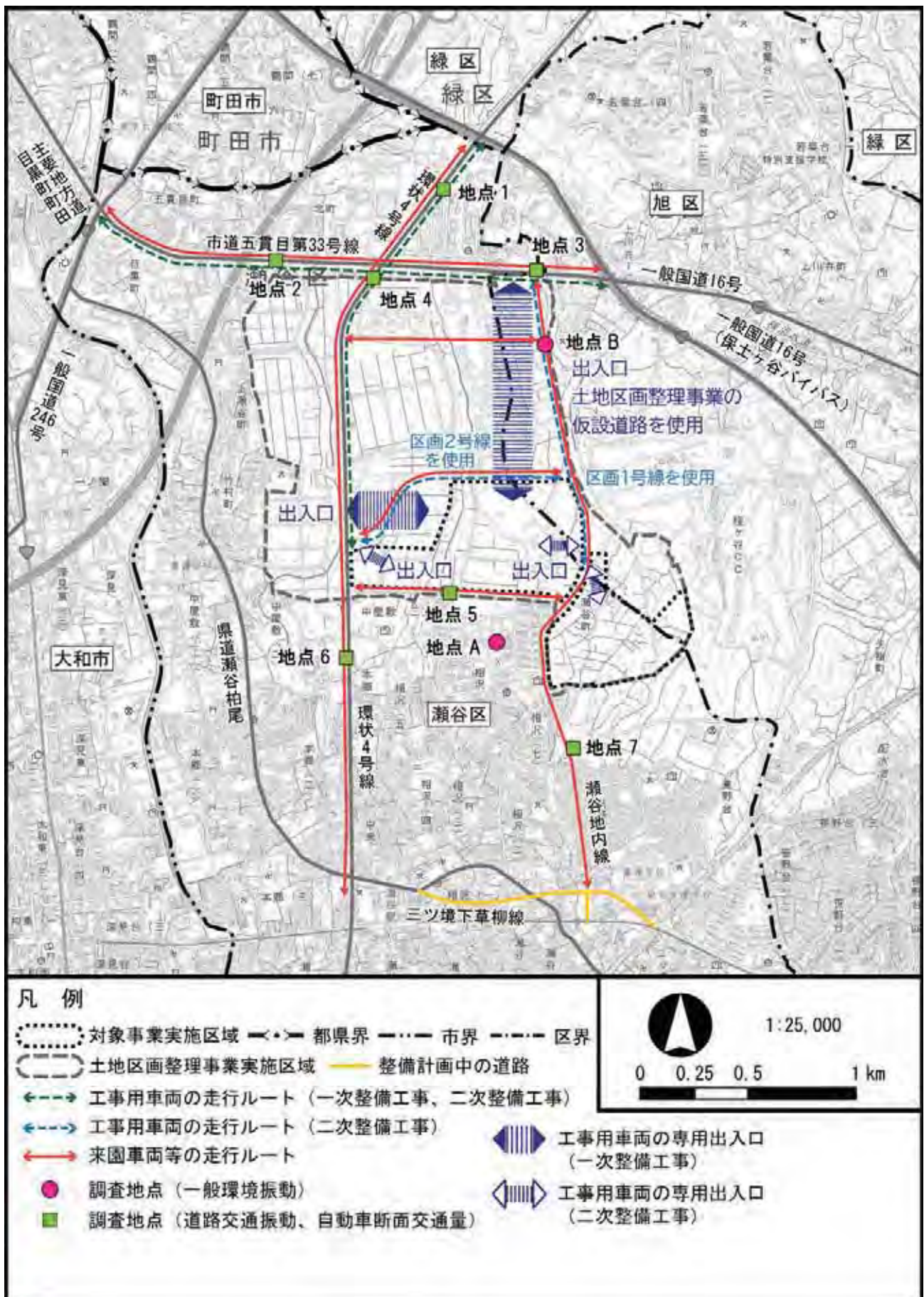


図 6.10-1 既存資料（区画整理）における振動の調査地点図

(4) 調査方法

① 振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

既存資料（区画整理）における現地調査の測定方法は表 6.10-2(1)に示すとおり、「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に定める方法に準拠して実施されています。

また、調査に使用された機器は表 6.10-2(2)に示すとおりです。

表 6.10-2(1) 既存資料（区画整理）における調査方法（振動の状況）

項目	方法
振動レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して JIS Z 8735「振動レベルの測定法」に準拠し測定しました。 測定機器については、ピックアップを地表面に設置し、振動レベル計振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、鉛直方向について 24 時間の連続測定としました。

表 6.10-2(2) 既存資料（区画整理）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
振動レベル 地盤卓越振動数	振動レベル計	リオン（株）	VM-53A	周波数範囲：1～80Hz レベル範囲： VL：25～120 デシベル（振動レベル） VAL：30～120 デシベル （振動加速度レベル）

② 地盤の状況（道路卓越振動数）

既存資料（区画整理）における現地調査の調査方法は表 6.10-3 に示すとおり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)に基づき、地盤卓越振動数が測定されています。

表 6.10-3 既存資料（区画整理）における調査方法（地盤の状況）

項目	方法
地盤卓越振動数	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」をデータレコーダに接続し、大型車の単独走行 10 台の振動加速度レベルを収録し、室内で周波数分析を行いました。

③ 地形、工作物の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ③ 地形、工作物の状況」(p.6.7-8 参照)と同様としました。

④ 土地利用の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ④ 土地利用の状況」(p.6.7-8 参照)と同様としました。

⑤ 振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における自動車断面交通量の調査方法は「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (4) ⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況」（p. 6.7-8 参照）と同様としました。

⑥ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「振動規制法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

① 振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

既存資料（区画整理）における一般環境振動及び道路交通振動の測定結果は、表 6.10-4 に示すとおりです。対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動(L₁₀)は、平日の昼間が 26～30 デシベル、夜間が 25 未満～27 デシベル、休日の昼間が 25 未満～28 デシベル、夜間が 25 デシベル未満とされています。なお、環境基準はありませんが、全地点の平日及び休日は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を下回りました。

対象事業実施区域周辺の道路交通振動(L₁₀)は、平日の昼間が 36～56 デシベル、夜間が 25～54 デシベル、休日の昼間が 34～49 デシベル、夜間が 25 未満～49 デシベルとされています。全地点の昼間及び夜間は要請限度を下回っていました。

表 6.10-4(1) 測定結果（一般環境振動）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	区域区分 ^{注1}	区分	時間帯 ^{注2}	L ₁₀	許容限度との適合	許容限度 ^{注3}
地点 A	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	26	○	60
			休日	昼間	28	○	
地点 B	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	30	○	60
			休日	昼間	<25	○	
地点 A	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	<25	○	55
			休日	夜間	<25	○	
地点 B	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	27	○	55
			休日	夜間	<25	○	

注 1：区域区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2：昼間：8 時～19 時、夜間：19 時～8 時

注 3：「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を示します。

注 4：<25 は、25 デシベル未満を示します。

表 6.10-4(2) 測定結果 (道路交通振動)

単位:デシベル

調査地点	用途地域	区域区分 ^{注3}	区分	時間帯 ^{注1}	L ₁₀	要請限度との適合	要請限度 ^{注2}
地点 1	近隣商業地域	第 2 種	平日	昼間	46	○	70
			休日	昼間	38	○	
地点 2	準工業地域	第 2 種	平日	昼間	46	○	70
			休日	昼間	40	○	
地点 3	準工業地域	第 2 種	平日	昼間	56	○	70
			休日	昼間	49	○	
地点 4	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	43	○	65
			休日	昼間	37	○	
地点 5	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	51	○	65
			休日	昼間	49	○	
地点 6	準住居地域	第 1 種	平日	昼間	48	○	65
			休日	昼間	42	○	
地点 7	第一種低層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	36	○	65
			休日	昼間	34	○	
地点 1	近隣商業地域	第 2 種	平日	夜間	40	○	65
			休日	夜間	37	○	
地点 2	準工業地域	第 2 種	平日	夜間	45	○	65
			休日	夜間	40	○	
地点 3	準工業地域	第 2 種	平日	夜間	54	○	65
			休日	夜間	49	○	
地点 4	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	40	○	60
			休日	夜間	36	○	
地点 5	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	41	○	60
			休日	夜間	40	○	
地点 6	準住居地域	第 1 種	平日	夜間	41	○	60
			休日	夜間	38	○	
地点 7	第一種低層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	25	○	60
			休日	夜間	<25	○	

注 1 : 昼間 : 8 時~19 時、夜間 : 19 時~8 時

注 2 : 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を示します。

注 3 : 区域区分は、表 6.10-4(1)の注 1 に示すとおりです。

注 4 : <25 は、25 デシベル未満を示します。

② 地盤の状況（道路卓越振動数）

既存資料（区画整理）における現地調査地点における地盤卓越振動数（振動加速度レベルが最大を示す中心周波数の平均値）の調査結果は、表 6.10-5 に示すとおりです。地盤卓越振動数は 14.4～25.0Hz とされています。

表 6.10-5 測定結果（地盤卓越振動数）

調査地点	中心周波数帯 (Hz)
地点 1	19.9
地点 2	25.0
地点 3	14.4
地点 4	17.2
地点 5	17.3
地点 6	16.5
地点 7	22.4

③ 地形、工作物の状況

「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (5) ③ 地形、工作物の状況」(p. 6.7-19 参照)に示すとおりです。

④ 土地利用の状況

「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (5) ④ 土地利用の状況」(p. 6.7-19 参照)に示すとおりです。

⑤ 振動の主要発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

対象事業実施区域及びその周辺における主要な振動の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第 33 号線、対象事業実施区域内を南北に通る環状 4 号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

現地調査による自動車断面交通量の状況は、「第 6 章 6.7 大気質 (5) ⑤ 大気汚染物質の主要な発生源の状況」(p. 6. 7-20～6. 7-21 参照) に示すとおりです。

⑥ 関係法令、計画等

ア. 「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 法律第 64 号)

道路交通振動の要請限度は、表 6. 10-6(1) に示すとおり、「振動規制法」に基づく「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 総理府令 58 号) により定められています。

なお、対象事業実施区域の北区間と南区間の大部分は第 1 種区域、対象事業実施区域の南区間の一部は第 2 種区域となります。

また、同法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 6. 10-6(2) に示すとおりです。

表 6. 10-6(1) 道路交通振動に係る要請限度

	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1 : 第 1 種区域 : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域
第 2 種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 6.10-6(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）						
基準値	75 デシベル以下						
作業時間	①：19時～7時の時間内でないこと、②：22時～6時の時間内でないこと						
1日あたりの作業時間	①：10時間/日を超えないこと、②：14時間/日を超えないこと						
作業日数	連続6日を超えないこと						
作業日	日曜日その他の休日でないこと						
・振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。 ・振動の測定方法は、次のとおりとする。 1 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。 (1) 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 (2) 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所 (3) 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所 2 振動の影響の補正は、次のとおりとする。 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。							
指示値の差	3デシベル	4デシベル	5デシベル	6デシベル	7デシベル	8デシベル	9デシベル
補正値	3デシベル	2デシベル		1デシベル			
・振動レベルの決定は、次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。							

注1：①…第1号区域

- ・住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
 (ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院及び診療所
 (エ) 図書館 (オ) 特別養護老人ホーム (カ) 幼保連携型認定こども園

②…第2号区域

- ・工業地域のうち1号区域以外の区域

注2：建設作振動が基準値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。

イ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成7年3月 条例第17号)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

ウ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月 横浜市条例第58号)

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

条例では、事業所において発生する振動の許容限度は表 6.10-7 に示すとおり定められています。

表 6.10-7 事業所において発生する振動の許容限度(振動の規制基準)

	午前8時から午後7時まで	午後11時から午前6時まで	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル	
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域			
工業地域			
工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル	
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	

注1:振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点としました。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点としました。

注2:振動レベルの決定は、次のとおりです。

- (1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均
- (3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端の数値

注3:この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しません。

資料:「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(横浜市 平成15年3月)

エ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。

振動の保全に関しては、表 6.10-8 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.10-8 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの環境目標	音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上している。
達成状況の目安となる環境の状況(振動)	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

オ. 「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市環境創造局 平成 31 年 3 月)

このガイドラインは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針が示されています。

ガイドラインの中でまとめられている振動に関する目標等は、表 6.10-9 に示すとおりです。

表 6.10-9 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの環境目標	◇騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇市民の生活環境に関する満足度の向上

6.10.2 環境保全目標の設定

振動に係る環境保全目標は、表 6.10-10 に示すとおり設定しました。

表 6.10-10 環境保全目標(振動)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。
【工事中】 工事用車両の走行	現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 来園車両等の走行	周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

6.10.3 予測

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

① 予測項目

予測項目は、工事中の建設機械の稼働に伴う振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域及び仮囲いの範囲を踏まえた敷地の境界線とするほか、等振動線図を作成しました。

なお、仮囲いは土地区画整理事業の工事で使用する仮囲いを引き継ぐため、土地区画整理事業により本事業の対象事業実施区域周辺に設置される仮囲いの範囲と同様とし、その仮囲いの位置を本事業の工事敷地境界としました。

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う振動の予測地域は、他事業を考慮した建設機械の稼働に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、予測地点は、土地区画整理事業実施区域の境界線としました。

予測高さは、地表面としました。

③ 予測時期

予測時期は、対象事業実施区域境界において建設機械の稼働に伴う振動による影響が大きくなると考えられる時期とし、建設機械の稼働台数等から、工事開始後6ヶ月目としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

なお、本事業の建設機械の稼働に伴う振動による影響が大きくなると考えられる時期は工事開始後2～6ヶ月目ですが、そのうち、建設機械の稼働台数等から、土地区画整理事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響が最も大きくなる時期は本事業の工事開始6ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後18ヶ月目）であるため、本事業の予測時期及び土地区画整理事業の影響を考慮した予測時期は本事業の工事開始後6ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後18ヶ月目）としました。

予測時期の設定根拠は資料編(p. 資 1.5-1～資 1.5-7)に示すとおりです。敷地境界から離れた場所で建設機械が稼働する場合、距離減衰の影響が大きく敷地境界における予測値に影響しないことから、住居等の保全対象近傍の西地区、中央地区、東地区において、敷地境界から離れている管理施設1、2以外の建築と修景施設整備工を除く工種の合成値が最大となる時期を予測時期としました。

表 6.10-11 建設機械の稼働に伴う振動の予測時期

対象事業	予測時期	主な工種
本事業	工事開始後6ヶ月目	敷地整地工、植栽工
土地区画整理事業	工事開始後18ヶ月目	土工事、擁壁工事、下水道工事

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.10-2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動には、点振動源の伝搬理論式を用いて、複数振動源による振動レベルを合成することにより予測しました。

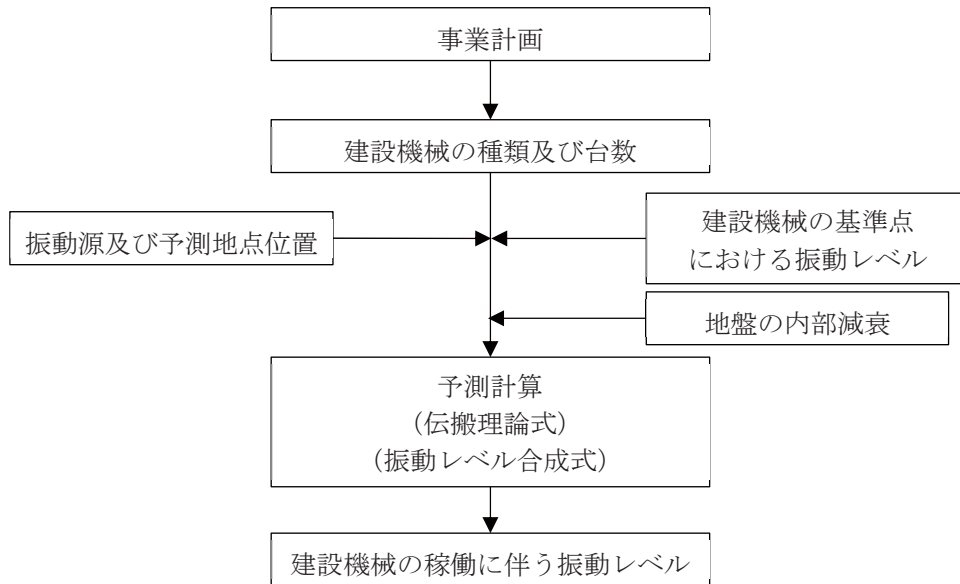


図 6.10-2 予測手順（建設機械の稼働に伴う振動）

イ. 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号 平成 25 年 3 月）に示されている予測式を用いました。

A 点振動源の伝搬理論式

$$L(r) = L(r_0) - 15 \log_{10} \left(\frac{r}{r_0} \right) - 8.68 \alpha (r - r_0)$$

$L(r)$: 振動源から r [m] 地点（予測点）の振動レベル（デシベル）

$L(r_0)$: 振動源から r_0 [m] 地点（基準点）の振動レベル（デシベル）

r : 振動源から予測点までの距離（m）

r_0 : 振動源から基準点までの距離（m）

α : 内部減衰定数（0.01）

B 複数振動源による振動レベルの合成式

$$L = 10 \log_{10} (10^{L_1} + 10^{L_2/10} + \dots + 10^{L_n/10})$$

L : 合成振動レベル（デシベル）

L_1, L_2, \dots, L_n : 各建設機械からの振動レベル（デシベル）

⑤ 予測条件

ア. 建設機械の種類及び台数

予測対象時点における建設機械の種類及び台数は、表 6.10-12 に示すとおりです。

振動源として設定したこれらの建設機械が全て同時に稼働することは少ないと考えられますが、全てが同時に稼働すると設定しました。

表 6.10-12 建設機械の種類及び台数（工事開始後6ヶ月目）

対象事業	建設機械	規格	台数 (台/日)
本事業	ダンプトラック	10t	23
	バックホウ	0.8 m ³	26
	ブルドーザー	20t	11
	合計		60
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0 m ³	17
	ブルドーザー	32t	11
	ダンプ	10t	36
	合計		64

イ. 建設機械の配置

予測対象時期における建設機械は、作業中に移動を繰り返すことから建設機械の位置を1台ずつ設定するのではなく、予測対象時期に工事を行う工種ごとに、施工範囲の最外側に集約して振動源を設定しました。なお、保全対象施設が近くにある場合は、そちらに近寄った側へ音源位置を寄せ、図 6.10-3 に示すとおりです。

また、土地区画整理事業は予測対象時期にまとまって工事を行う範囲の中心付近に集約して振動源を設定しました。

振動源は地表面としました。

ウ. 建設機械の振動レベル

建設機械の振動レベルは、表 6.10-13 に示すとおりです。

表 6.10-13 建設機械の基準点での振動レベル

対象事業	建設機械	規格	振動レベル (デシベル)	機側距離 (m)	出典 資料
本事業	ダンプトラック	10t	62	5	②
	バックホウ	0.8 m ³	55	15	①
	ブルドーザー	20t	75	5	②
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0 m ³	55	15	①
	ブルドーザー	32t	75	5	②
	ダンプ	10t	62	5	②

資料：①「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省告示第487号 平成13年4月）

②「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック第3版」（社団法人日本建設機械化協会 平成13年2月）



図 6.10-3(1) 建設機械配置 (本事業)



図 6.10-3(2) 建設機械配置 (他事業を考慮した予測)

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 6.10-14 及び図 6.10-4 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる工事開始後 6 ヶ月目において、振動レベル (L₁₀) の最大値は南西側工事敷地境界において 72 デシベルと予測します。

表 6.10-14 建設機械の稼働に伴う振動

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル (L ₁₀) 最大値
工事開始後 6 ヶ月目	南西側工事敷地境界	72

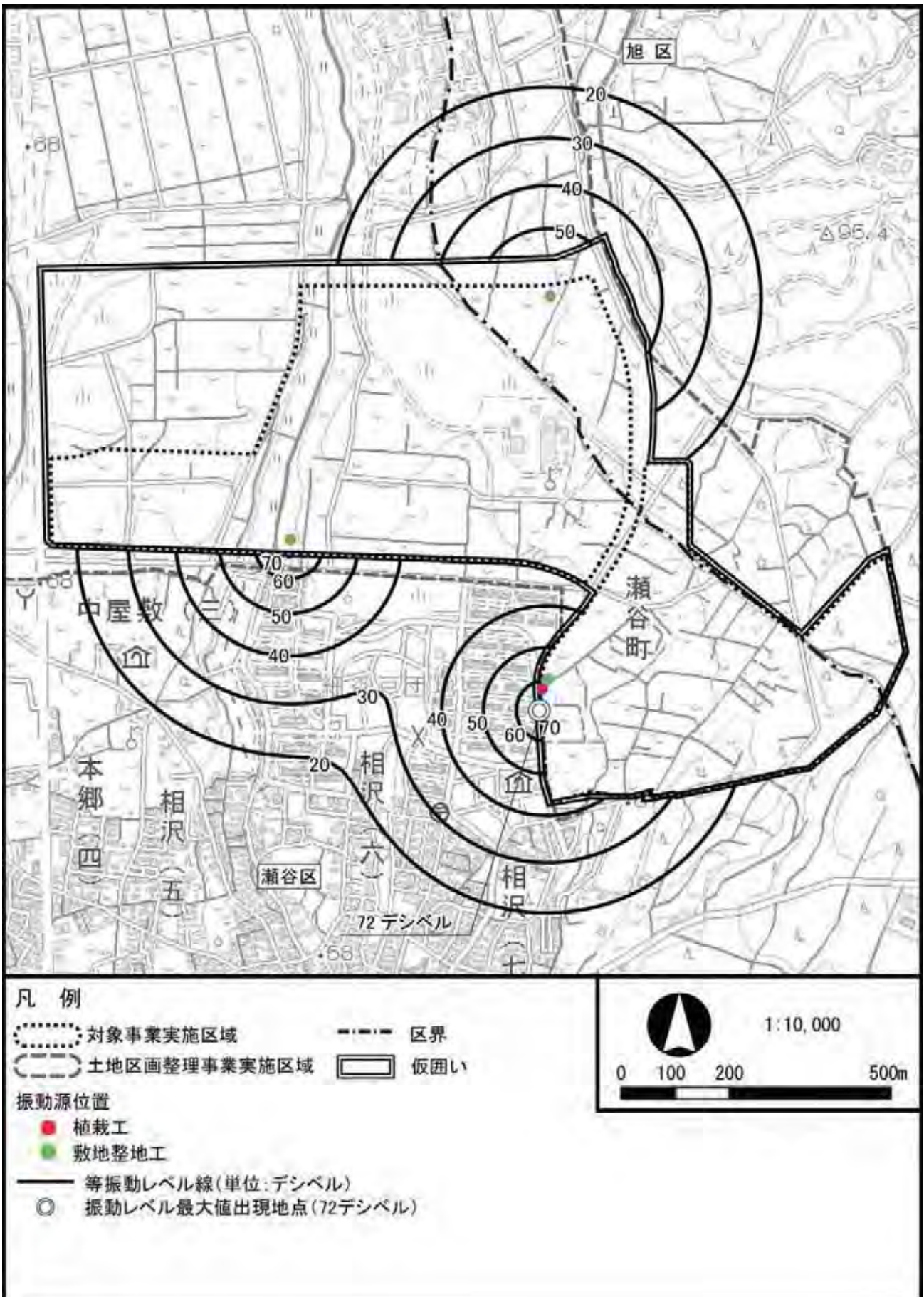


図 6.10-4 建設機械の稼働に伴う振動予測結果 (本事業)

イ. 他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 6.10-15 及び図 6.10-5 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる本事業の工事開始後 6 ヶ月目（土地区画整理事業の工事開始後 18 ヶ月目）において、振動レベル（L₁₀）の最大値は、南西側工事敷地境界において 72 デシベルと予測します。

表 6.10-15 建設機械の稼働に伴う振動

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル（L ₁₀ ） 最大値
本事業の工事開始後 6 ヶ月目 （土地区画整理事業の 工事開始後 18 ヶ月目）	南西側工事敷地境界	72

注 1：他事業は、土地区画整理事業の同時期における予測結果を示す。

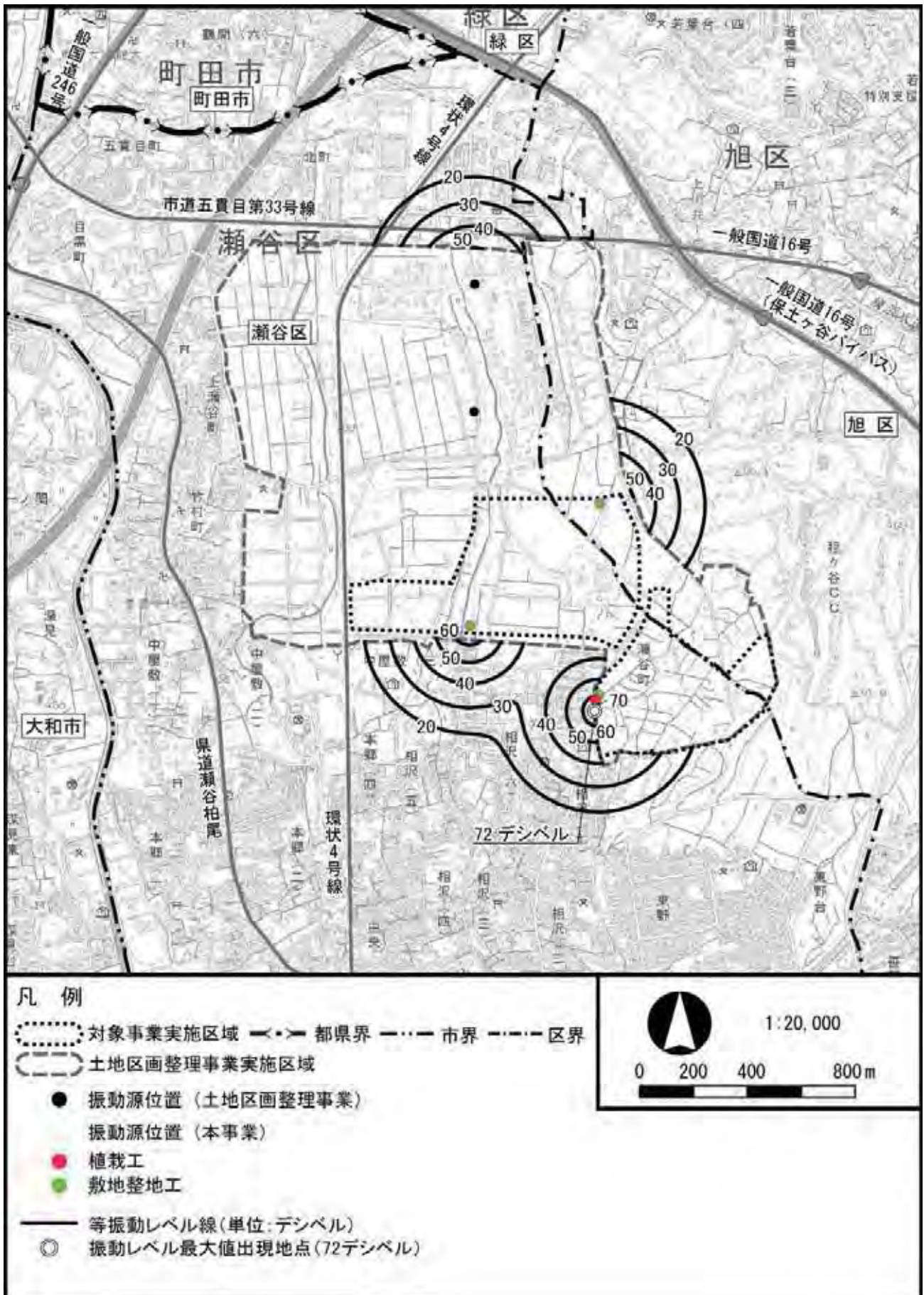


図 6.10-5 建設機械の稼働に伴う振動予測結果 (他事業を考慮した予測)

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行により生じる道路交通振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通振動及び自動車断面交通量の現地調査地点1～4としました（前掲図 6.10-1（p.6.10-5 参照））。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地表面としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺において、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期とし、工事開始後25ヶ月目としました。なお、本事業は二次整備工事中から一部供用するため、一部供用時における来園車両等も考慮し、工事用車両と来園車両等の合計台数が最大となる月を検討しましたが、一部供用時における来園車両等の台数が、工事用車両台数を大きく上回るため（詳細は資料編(p.資 1.5-10)参照）、工事用車両の走行による影響を把握することを目的に、工事用車両のみの台数が最大となる時期を設定しました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

なお、工事用車両の走行台数が最大となる月の検証を行った詳細は資料編(p.資 1.5-8～資 1.5-9 参照)に示します。

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.10-6 に示すとおり、現況の振動レベル（現地調査結果）と現況交通による振動レベル（計算値）から補正値を算出し、予測値を補正しました。

なお、地点 4 の予測においては、車線構造が現況と工事中で変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量、工事中交通量による振動レベルを予測しました。

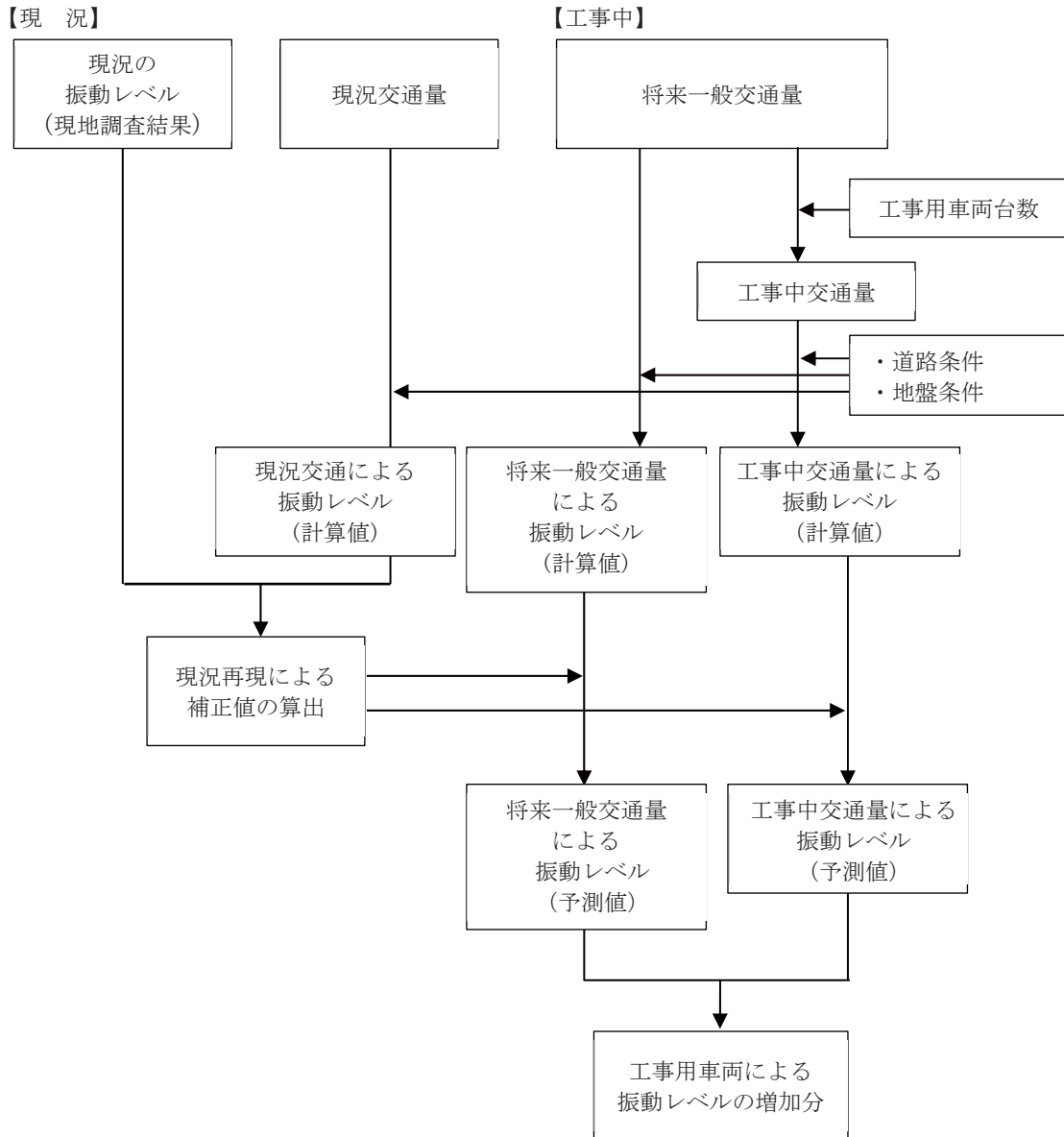


図 6.10-6 予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通振動）

イ. 予測式

工事用車両の走行に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号 平成 25 年 3 月）に示されている予測式を用いました。

$$L_{10} = L_{10}^* - \alpha_l$$

$$L_{10}^* = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

- L_{10} : 振動レベルの 80%レンジ上端値 (デシベル)
- L_{10}^* : 基準点における振動レベルの 80%レンジ上端値の予測値 (デシベル)
- Q^* : 500 秒間の 1 車線当たり等価交通量 (台/500 秒/車線)

$$\frac{500}{3,600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + KQ_2)$$
- Q_1 : 小型車類時間交通量 (台/時)
- Q_2 : 大型車類時間交通量 (台/時)
- K : 大型車の小型車への換算係数
- V : 平均走行速度 (km/時)
- M : 上下車線合計の車線数
- α_σ : 路面の平坦性等による補正值 (デシベル)
- α_f : 地盤卓越振動数による補正值 (デシベル)
- α_s : 道路構造による補正值 (デシベル)
- α_l : 距離減衰値 (デシベル)
- a,b,c,d : 定数 (表 6.10-16 参照)

表 6.10-16 道路交通振動予測式の定数及び補正值等 (平面道路)

道路構造	K	a	b	c	d	α_σ	α_f	α_s	$\alpha_l = \beta \log(\gamma/5 + 1)/\log 2$ γ : 基準点から予測地点 までの距離 (m)
平面道路 高架道路に 併設された 場合を除く	$V \leq 100 \text{ km/h}$ のとき 13	47	12	3.5	27.3	$8.2 \log_{10} \sigma$ ここで、 $\sigma = 5.0 \text{ mm}$	$8 \text{ Hz} \leq f$ のとき $-17.3 \log_{10} f$	0	β : 粘土地盤では <u>$0.068 L_{10}^* - 2.0$</u> β : 砂地盤では $0.130 L_{10}^* - 3.9$

注 1 : 下線は、予測に用いた定数及び補正值等を示しています。

資料 : 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号 平成 25 年 3 月）

⑤ 予測条件

ア. 交通条件

予測対象時期における工事中交通量は、表 6.10-17 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量に本事業の工事用車両台数を加えて算出しました。

対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量は、近年概ね横ばいまたは減少傾向にありますが、安全側の観点で将来一般交通量は平日の現地調査結果を設定しました(詳細は資料編(p. 資 1.4-20)参照)。

工事用車両台数は、本事業の工事用車両台数が最大となる月(工事開始後 25 ヶ月目)の台数を用いました(詳細は資料編(p. 資 1.4-20～資 1.4-30)参照)。

また、土地区画整理事業の工事用車両台数は、同時期(土地区画整理事業の工事開始後 37 ヶ月目)の台数としました。

表 6.10-17 予測交通量(工事用車両の走行に伴う道路交通振動)

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	本事業の工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前(南行)	大型車	1,839	18	1,857
			小型車	7,509	60	7,569
			合計	9,348	78	9,426
		十日市場(北行)	大型車	1,409	196	1,605
			小型車	8,363	119	8,482
			合計	9,772	315	10,087
地点 2	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前(東行)	大型車	4,430	18	4,448
			小型車	9,769	59	9,828
			合計	14,199	77	14,276
		国道 246 号(西行)	大型車	4,584	18	4,602
			小型車	10,940	59	10,999
			合計	15,524	77	15,601
地点 3	市道五貫目第 33 号線	目黒交番前(西行)	大型車	3,944	178	4,122
			小型車	8,106	59	8,165
			合計	12,050	237	12,287
		上川井(東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前(北行)	大型車	1,136	36	1,172
			小型車	5,957	60	6,017
			合計	7,093	96	7,189
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,169	36	1,205
			小型車	6,265	119	6,384
			合計	7,434	155	7,589

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19 時～8 時としました。

イ. 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.10-7 に示すとおりです。

予測の基準点^{注1}の位置は、最も外側の車線の中心から 5m の位置に設定しました。

注1：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点を示します。

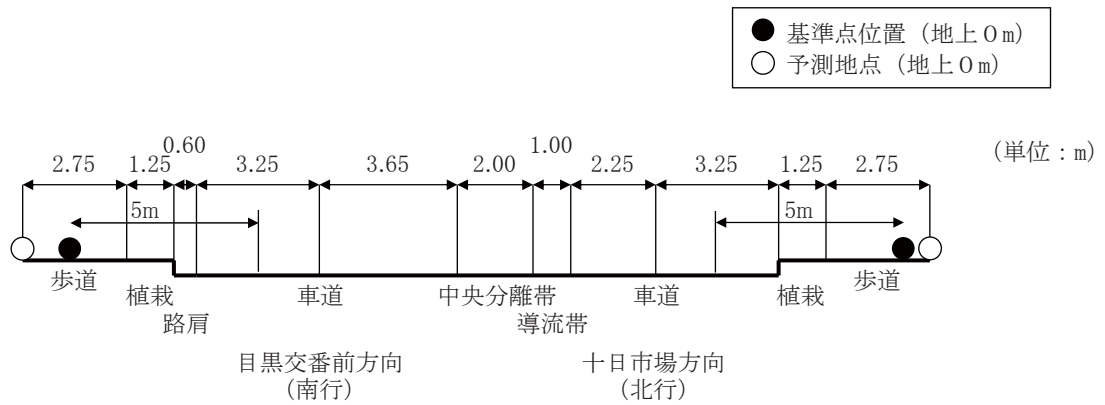


図 6.10-7(1) 予測地点の断面図 (地点1 環状4号線)

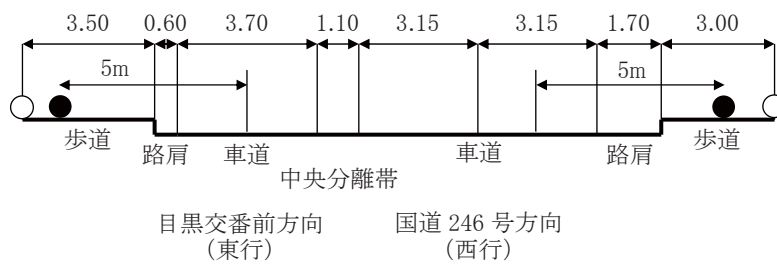


図 6.10-7(2) 予測地点の断面図 (地点2 市道五貫目第33号線)

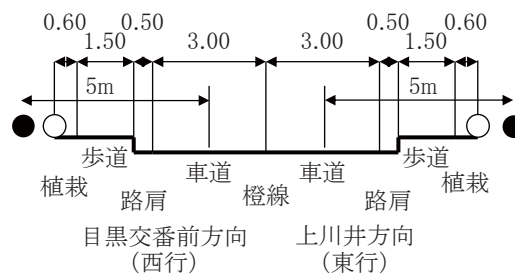
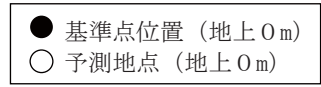


図 6.10-7(3) 予測地点の断面図 (地点3 市道五貫目第33号線)



(単位 : m)

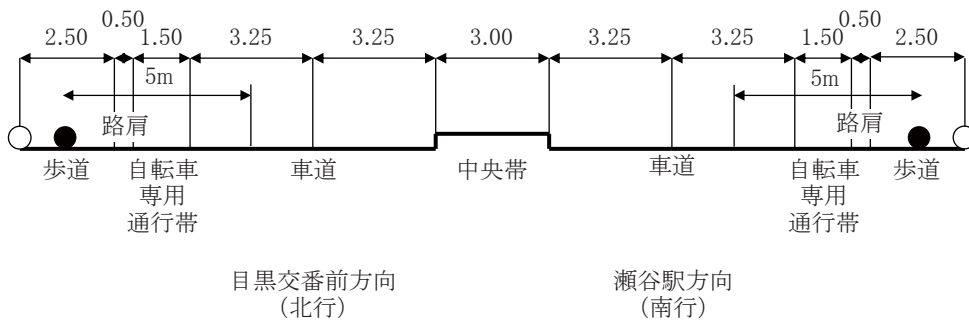


図 6.10-7(4) 予測地点の断面図 (地点 4 環状 4 号線)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.10-18 に示すとおりです。

表 6.10-18 走行速度

単位 : km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線	40
地点 4	環状 4 号線	40

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.10-19 に示すとおりです。

工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動（L₁₀）は昼間 43.2～56.9 デシベル、夜間 45.3～55.9 デシベル、このうち、工事用車両に起因する振動レベルの増加分は昼間 1 デシベル未満（0.1 未満～0.5 デシベル）、夜間 1 デシベル未満（0.1～0.7 デシベル）と予測します。

なお、地点 4 の予測においては、将来一般交通量の予測では、道路条件を道路の拡幅後の道路断面、交通量を将来一般交通量（平日の現地調査結果）、工事中交通量の予測では道路条件を道路の拡幅後の道路断面、交通量を将来一般交通量（平日の現地調査結果）に本事業の工事用車両台数を上乗せした台数として予測しました。そのため、地点 4 は、現在の状況（現地調査時点）からの変化ではなく、拡幅後の道路を一般車両のみが走行する場合の道路交通振動と、そこに工事用車両が上乗せされた場合の道路交通振動を比較しています。

表 6.10-19 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル (L ₁₀) (予測時間帯の最大値)		工事用車両による 増加分	現地調査結果との 比較 ^{注3}	
				将来一般 交通量	工事中交 通量		道路交 通振 動レ ベル (L10) (実測値)	現地調 査結 果か らの 増加分
				A	B		B-A	C
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	47.1	47.3	0.2	47.1	0.2
			西側	47.3	47.5	0.2	—	—
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	43.3	43.3	0.1 未満	—	—
			南側	43.2	43.2	0.1 未満	43.2	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	56.9	56.9	0.1 未満	—	—
			北側	56.9	56.9	0.1 未満	56.9	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	45.3	45.8	0.5	39.9	5.9
			東側	45.3	45.8	0.5	—	—
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.1	45.3	0.2	45.1	0.2
			西側	45.2	45.4	0.2	—	—
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	46.6	46.7	0.1	—	—
			南側	46.6	46.7	0.1	46.6	0.1
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	55.8	55.9	0.1	—	—
			北側	55.8	55.9	0.1	55.8	0.1
	地点 4	環状 4 号線	西側	45.8	46.5	0.7	42.2	4.3
			東側	45.8	46.5	0.7	—	—

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。

注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。

注 3：既存資料（区画整理）における平日の道路交通振動レベルの現地調査結果との比較結果を示します。

イ. 他事業を考慮した予測結果

本事業の工事用車両の走行台数が最大となる時期（本事業の工事開始後 25 ヶ月目、土地区画整理事業の工事開始後 37 ヶ月目）における土地区画整理事業の工事用車両台数は、大型車 0 台/日、小型車 11 台/日です。将来一般交通量及び本事業の工事用車両台数の合計と比較して土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加はわずかであるため、土地区画整理事業の工事用車両を考慮した場合においても工事用車両による各地点の振動レベルへの影響は小さいと考えます。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う道路交通振動としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、来園車両等の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通振動及び自動車断面交通量の現地調査地点1～7としました（前掲図 6.10-1（p.6.10-5 参照））。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地表面としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、来園車両等の走行が定常となる時期（2046年（令和28年））としました。

④ 予測方法

ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.10-8 に示すとおり、現況の振動レベル（現地調査結果）と現況交通による振動レベル（計算値）から補正值を算出し、予測値を補正しました。

なお、地点 2、地点 3、地点 4 及び地点 5 の予測においては、現況と供用後で道路構造が変わることから現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量及び将来交通量による振動レベルを予測しました。

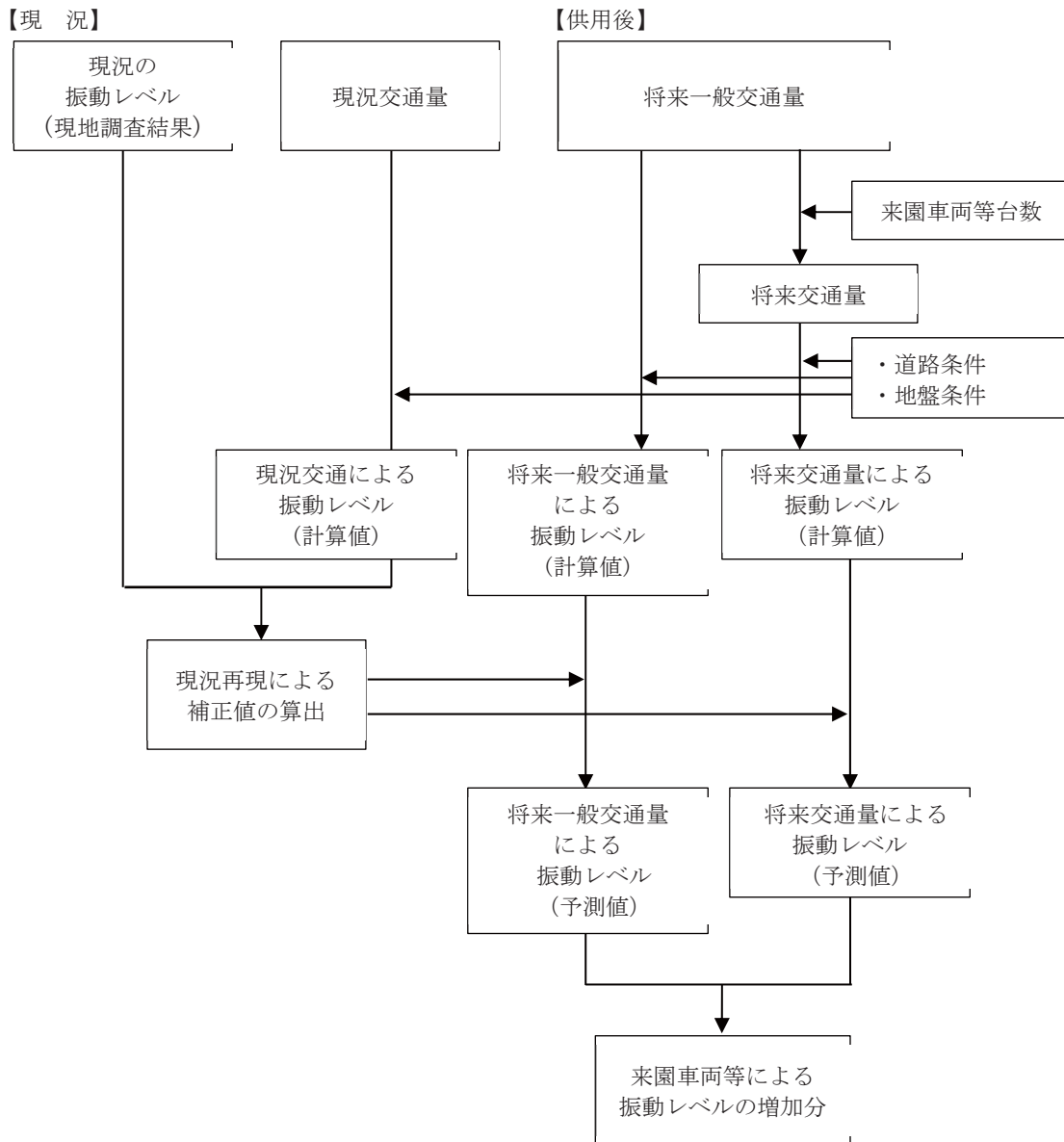


図 6.10-8 予測手順（来園車両等の走行に伴う道路交通振動）

イ. 予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動」と同様としました。(p. 6.10-27 参照)

⑤ 予測条件

ア. 交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.10-20 に示すとおりです。

本事業の発生集中交通量（来園車両等）を将来一般交通量に加えることで、将来交通量としました（詳細は資料編(p. 資 1.6-53～資 1.6-60 参照)）。また、他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両等台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

なお、本事業及び他事業の発生集中交通量の設定根拠は、資料編(p. 資 1.6-44～資 1.6-53 参照)に示すとおりです。

表 6.10-20(1) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通振動）（平日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点1	環状4号線	目黒交番前(南行)	大型車	2,621	0	2,621	3,012
			小型車	6,978	17	6,995	7,728
			合計	9,599	17	9,616	10,740
		十日市場(北行)	大型車	1,973	0	1,973	2,302
			小型車	5,916	16	5,932	6,831
			合計	7,889	16	7,905	9,133
地点2	市道五貫目第33号線	目黒交番前(東行)	大型車	4,101	0	4,101	4,120
			小型車	7,138	29	7,167	7,638
			合計	11,239	29	11,268	11,758
		国道246号(西行)	大型車	3,901	0	3,901	3,948
			小型車	6,915	27	6,942	7,671
			合計	10,816	27	10,843	11,619
地点3	市道五貫目第33号線	目黒交番前(西行)	大型車	3,018	0	3,018	3,245
			小型車	6,306	47	6,353	9,957
			合計	9,324	47	9,371	13,202
		上川井(東行)	大型車	2,701	0	2,701	2,867
			小型車	5,237	7	5,244	10,494
			合計	7,938	7	7,945	13,361

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注2：時間区分は、昼間8～19時、夜間19時～8時としました。

表 6.10-20(2) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通振動）（平日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	1,160	0	1,160	1,472
			小型車	5,545	43	5,588	8,022
			合計	6,705	43	6,748	9,494
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,602	0	1,602	2,177
			小型車	6,468	50	6,518	7,989
			合計	8,070	50	8,120	10,166
地点5	深見第228号線	環状4号線(西行)	大型車	485	0	485	825
			小型車	3,201	0	3,201	3,566
			合計	3,686	0	3,686	4,391
		細谷戸公園(東行)	大型車	496	1	497	497
			小型車	2,879	251	3,130	3,711
			合計	3,375	252	3,627	4,208
地点6	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	874	0	874	897
			小型車	4,128	115	4,243	4,837
			合計	5,002	115	5,117	5,734
		瀬谷駅(南行)	大型車	962	0	962	1,457
			小型車	3,918	66	3,984	4,239
			合計	4,880	66	4,946	5,696
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	564	0	564	575
			小型車	3,739	374	4,113	4,687
			合計	4,303	374	4,677	5,262
		瀬谷駅(南行)	大型車	507	0	507	528
			小型車	3,237	442	3,679	4,066
			合計	3,744	442	4,186	4,594

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注2：時間区分は、昼間8～19時、夜間19時～8時としました。

表 6.10-20(3) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通振動）（休日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点1	環状4号線	目黒交番前(南行)	大型車	791	0	791	1,142
			小型車	5,838	32	5,870	6,648
			合計	6,629	32	6,661	7,790
		十日市場(北行)	大型車	597	0	597	919
			小型車	4,947	31	4,978	6,249
			合計	5,544	31	5,575	7,168
地点2	市道五貫目第33号線	目黒交番前(東行)	大型車	3,490	0	3,490	3,498
			小型車	6,075	61	6,136	6,612
			合計	9,565	61	9,626	10,110
		国道246号(西行)	大型車	3,322	0	3,322	3,341
			小型車	5,884	58	5,942	6,836
			合計	9,206	58	9,264	10,177
地点3	市道五貫目第33号線	目黒交番前(西行)	大型車	2,594	0	2,594	2,681
			小型車	5,411	99	5,510	10,143
			合計	8,005	99	8,104	12,824
		上川井(東行)	大型車	2,320	0	2,320	2,395
			小型車	4,493	15	4,508	11,926
			合計	6,813	15	6,828	14,321
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	987	0	987	1,299
			小型車	4,722	90	4,812	8,449
			合計	5,709	90	5,799	9,748
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,364	0	1,364	1,795
			小型車	5,501	107	5,608	6,834
			合計	6,865	107	6,972	8,629
地点5	深見第228号線	環状4号線(西行)	大型車	440	0	440	766
			小型車	2,914	0	2,914	3,243
			合計	3,354	0	3,354	4,009
		細谷戸公園(東行)	大型車	452	1	453	453
			小型車	2,616	527	3,143	3,989
			合計	3,068	528	3,596	4,442

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

注2：時間区分は、昼間8～19時、夜間19時～8時としました。

表 6.10-20(4) 予測交通量（来園車両等の走行に伴う道路交通振動）（休日）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量			
				将来一般交通量	来園車両等台数	将来交通量	他事業を考慮した将来交通量 ^{注1}
				A	B	A+B	C
地点6	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	793	0	793	806
			小型車	3,755	245	4,000	4,425
			合計	4,548	245	4,793	5,231
		瀬谷駅(南行)	大型車	876	0	876	1,317
			小型車	3,562	138	3,700	4,002
			合計	4,438	138	4,576	5,319
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	579	0	579	584
			小型車	3,821	796	4,617	5,379
			合計	4,400	796	5,196	5,963
		瀬谷駅(南行)	大型車	520	0	520	527
			小型車	3,304	942	4,246	4,581
			合計	3,824	942	4,766	5,108

注1：他事業を考慮した将来交通量は、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数を示します。

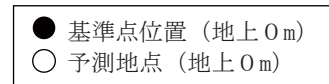
注2：時間区分は、昼間8～19時、夜間19時～8時としました。

イ. 道路条件

予測地点における道路断面は、図 6.10-9 に示すとおりです。

予測の基準点*の位置は、最も外側の車線の中心から 5m の位置に設定しました。

※：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点を示します。



(単位：m)

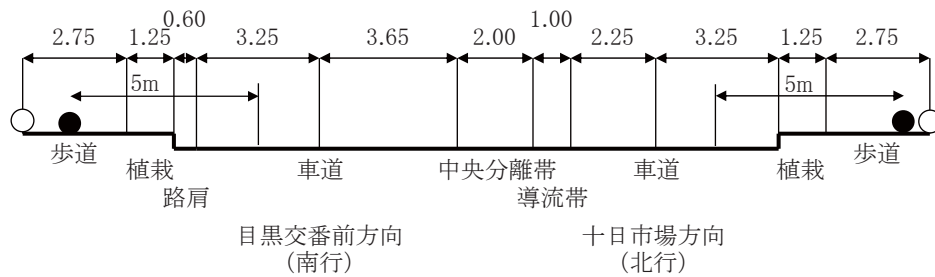


図 6.10-9(1) 道路断面 (地点 1 環状 4 号線)

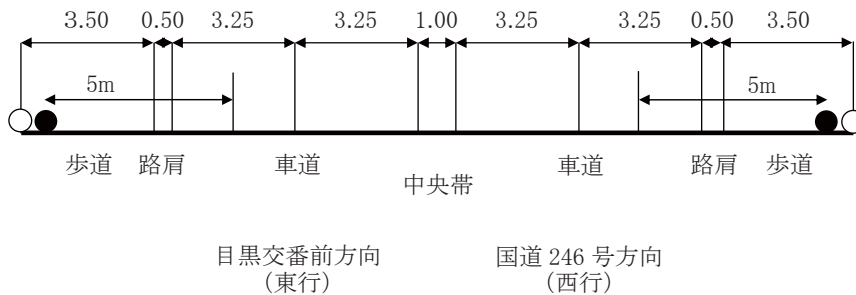


図 6.10-9(2) 道路断面 (地点 2 市道五貫目第 33 号線)

● 基準点位置 (地上 0 m)
○ 予測地点 (地上 0 m)

(単位 : m)

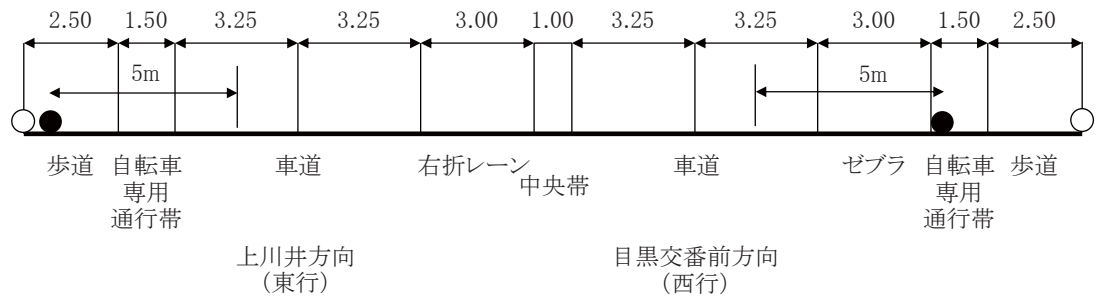


図 6.10-9(3) 道路断面 (地点 3 市道五貫目第 33 号線)

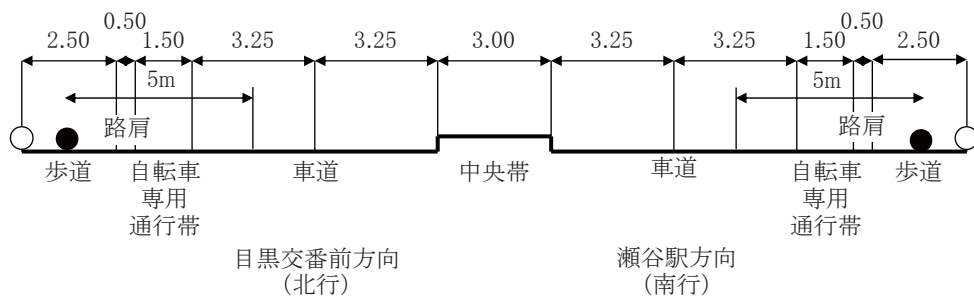


図 6.10-9(4) 道路断面 (地点 4 環状 4 号線)

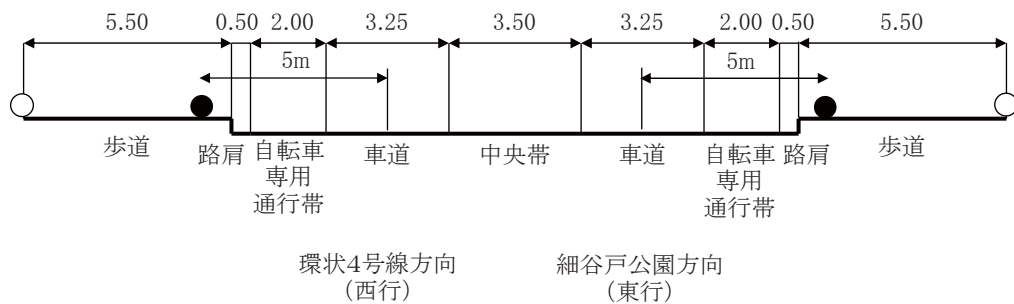


図 6.10-9(5) 道路断面 (地点 5 深見第 228 号線)

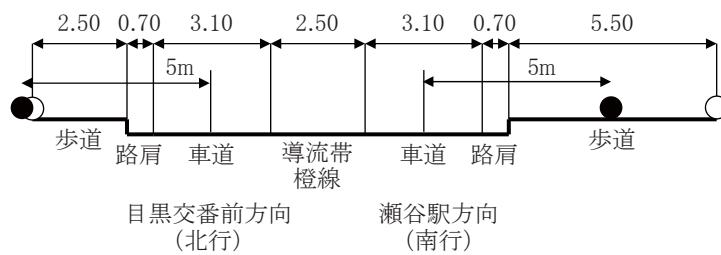


図 6.10-9(6) 道路断面 (地点 6 環状 4 号線)

● 基準点位置 (地上 0 m)
○ 予測地点 (地上 0 m)

(単位 : m)

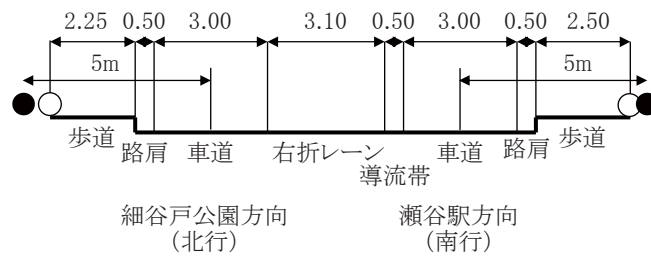


図 6.10-9(7) 道路断面 (地点 7 瀬谷地内線)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.10-21 に示すとおりです。

表 6.10-21 走行速度

単位 : km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線	40
地点 4	環状 4 号線	40
地点 5	深見第 228 号線	40
地点 6	環状 4 号線	40
地点 7	瀬谷地内線	40

⑥ 予測結果

ア. 本事業の予測結果

来園車両等の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.10-22 に示すとおりです。

供用時の将来交通量による道路交通振動レベル (L_{10}) は、平日の昼間 42.0～51.5 デシベル、平日の夜間 43.5～50.3 デシベル、休日の昼間 42.0～50.9 デシベル、休日の夜間 40.4～49.9 デシベルと予測します。このうち、本事業の来園車両等に起因する振動レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.2 デシベル)、平日の夜間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.1 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.6 デシベル)、休日の夜間 1 デシベル未満 (0.1 未満～0.1 デシベル) と予測します。

なお、来園車両等の走行に伴う振動の予測においては、供用時の一般交通量 (将来一般交通量) による振動レベルの予測値と、将来一般交通量に本事業の来園車両等を加えた将来交通量による振動レベルの予測値を比較しています。

表 6.10-22(1) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動（平日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル (L_{10}) (予測時間帯の最大値)		来園車両等による増加分
				将来一般交通量	将来交通量	
				A	B	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	47.0	47.0	0.1 未満
			西側	47.2	47.2	0.1 未満
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	47.8	47.8	0.1 未満
			南側	47.8	47.8	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	50.5	50.5	0.1 未満
			北側	51.5	51.5	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	46.3	46.3	0.1 未満
			東側	46.3	46.3	0.1 未満
	地点 5	深見 第 228 号線	南側	43.4	43.6	0.2
			北側	43.4	43.6	0.2
	地点 6	環状 4 号線	西側	47.7	47.7	0.1 未満
			東側	46.8	46.9	0.1
	地点 7	瀬谷地内線	西側	41.8	42.0	0.2
			東側	41.8	42.0	0.2
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	46.3	46.3	0.1 未満
			西側	46.5	46.5	0.1 未満
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	47.1	47.1	0.1 未満
			南側	47.1	47.1	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	49.4	49.4	0.1 未満
			北側	50.3	50.3	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	45.4	45.5	0.1
			東側	45.4	45.5	0.1
	地点 5	深見 第 228 号線	南側	43.8	43.8	0.1 未満
			北側	43.8	43.8	0.1 未満
	地点 6	環状 4 号線	西側	47.0	47.0	0.1 未満
			東側	46.2	46.2	0.1 未満
	地点 7	瀬谷地内線	西側	43.5	43.5	0.1 未満
			東側	43.4	43.5	0.1

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19 時～8 時としました。

注 2：来園車両等の走行時間帯は、6 時～21 時です。

注 3：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において来園車両等が通行する時間帯における最大値を示します。

表 6.10-22(2) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動（休日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル (L_{10}) (予測時間帯の最大値)		来園車両等による増加分
				将来一般交通量	将来交通量	
				A	B	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	42.7	42.8	0.1
			西側	42.9	42.9	0.1 未満
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	47.2	47.2	0.1 未満
			南側	47.2	47.2	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	50.0	50.0	0.1 未満
			北側	50.9	50.9	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	45.4	45.5	0.1
			東側	45.4	45.5	0.1
	地点 5	深見 第 228 号線	南側	43.1	43.3	0.2
			北側	43.1	43.3	0.2
	地点 6	環状 4 号線	西側	47.5	47.6	0.1
			東側	46.7	46.7	0.1 未満
	地点 7	瀬谷地内線	西側	41.4	42.0	0.6
			東側	41.4	42.0	0.6
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	40.8	40.8	0.1 未満
			西側	41.0	41.0	0.1 未満
	地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	46.4	46.4	0.1 未満
			南側	46.4	46.4	0.1 未満
	地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	49.0	49.0	0.1 未満
			北側	49.9	49.9	0.1 未満
	地点 4	環状 4 号線	西側	44.5	44.5	0.1 未満
			東側	44.5	44.5	0.1 未満
	地点 5	深見 第 228 号線	南側	41.3	41.3	0.1 未満
			北側	41.3	41.3	0.1 未満
	地点 6	環状 4 号線	西側	44.8	44.8	0.1 未満
			東側	44.0	44.0	0.1 未満
	地点 7	瀬谷地内線	西側	40.3	40.4	0.1
			東側	40.3	40.4	0.1

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19 時～8 時としました。

注 2：来園車両等の走行時間帯は、6 時～21 時です。

注 3：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において来園車両等が通行する時間帯における最大値を示します。

イ. 他事業を考慮した予測結果

土地区画整理事業の影響を考慮した予測結果は、表 6.10-23 に示すとおりです。

供用時の他事業を考慮した将来交通量による道路交通振動レベル (L_{10}) は、平日の昼間 42.4～51.9 デシベル、平日の夜間 43.8～50.8 デシベル、休日の昼間 42.1～51.6 デシベル、休日の夜間 41.1～50.4 デシベルと予測します。このうち、他事業を考慮した関係車両に起因する振動レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル以上 (0.1～1.5 デシベル)、平日の夜間 1 デシベル以上 (0.1～1.7 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル以上 (0.1～1.5 デシベル)、休日の夜間 1 デシベル以上 (0.1～2.1 デシベル) と予測します。

なお、他事業を考慮した予測においても、供用時の一般交通量 (将来一般交通量) による振動レベルの予測値と、将来一般交通量に本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設 (賑わい施設、物流施設、公園、防災施設) の関係車両の発生集中交通量を加えた将来交通量による振動レベルの予測値を比較しています。

表 6.10-23(1) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動（平日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル (L ₁₀) (予測時間帯の最大値)		他事業を考慮した関係車両による増加分
				将来一般交通量	他事業を考慮した将来交通量	
				A	B	
昼間	地点1	環状4号線	東側	47.0	47.5	0.5
			西側	47.2	47.7	0.5
	地点2	市道五貫目第33号線	北側	47.8	47.9	0.1
			南側	47.8	47.9	0.1
	地点3	市道五貫目第33号線	南側	50.5	50.9	0.4
			北側	51.5	51.9	0.4
	地点4	環状4号線	西側	46.3	47.2	0.9
			東側	46.3	47.2	0.9
	地点5	深見第228号線	南側	43.4	44.9	1.5
			北側	43.4	44.9	1.5
	地点6	環状4号線	西側	47.7	48.8	1.1
			東側	46.8	47.9	1.1
	地点7	瀬谷地内線	西側	41.8	42.5	0.7
			東側	41.8	42.4	0.6
夜間	地点1	環状4号線	東側	46.3	46.8	0.5
			西側	46.5	47.0	0.5
	地点2	市道五貫目第33号線	北側	47.1	47.2	0.1
			南側	47.1	47.2	0.1
	地点3	市道五貫目第33号線	南側	49.4	49.9	0.5
			北側	50.3	50.8	0.5
	地点4	環状4号線	西側	45.4	47.1	1.7
			東側	45.4	47.1	1.7
	地点5	深見第228号線	南側	43.8	45.0	1.2
			北側	43.8	45.0	1.2
	地点6	環状4号線	西側	47.0	47.9	0.9
			東側	46.2	47.0	0.8
	地点7	瀬谷地内線	西側	43.5	43.9	0.4
			東側	43.4	43.8	0.4

注1：時間区分は、昼間8～19時、夜間19時～8時としました。

注2：「他事業を考慮した関係車両による増加分」は本事業の来園車両台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両による増加分を示します。

表 6.10-23(2) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動（休日）

単位：デシベル

予測時間帯	予測地点	道路名	予測位置	道路交通振動レベル (L ₁₀) (予測時間帯の最大値)		他事業を考慮した関係車両による増加分
				将来一般交通量	他事業を考慮した将来交通量	
				A	B	
昼間	地点1	環状4号線	東側	42.7	44.2	1.5
			西側	42.9	44.4	1.5
	地点2	市道五貫目第33号線	北側	47.2	47.3	0.1
			南側	47.2	47.3	0.1
	地点3	市道五貫目第33号線	南側	50.0	50.7	0.7
			北側	50.9	51.6	0.7
	地点4	環状4号線	西側	45.4	46.9	1.5
			東側	45.4	46.9	1.5
	地点5	深見第228号線	南側	43.1	44.5	1.4
			北側	43.1	44.5	1.4
	地点6	環状4号線	西側	47.5	48.4	0.9
			東側	46.7	47.5	0.8
	地点7	瀬谷地内線	西側	41.4	42.2	0.8
			東側	41.4	42.1	0.7
夜間	地点1	環状4号線	東側	40.8	42.9	2.1
			西側	41.0	43.0	2.0
	地点2	市道五貫目第33号線	北側	46.4	46.5	0.1
			南側	46.4	46.5	0.1
	地点3	市道五貫目第33号線	南側	49.0	49.5	0.5
			北側	49.9	50.4	0.5
	地点4	環状4号線	西側	44.5	46.2	1.7
			東側	44.5	46.2	1.7
	地点5	深見第228号線	南側	41.3	43.3	2.0
			北側	41.3	43.3	2.0
	地点6	環状4号線	西側	44.8	45.9	1.1
			東側	44.0	45.1	1.1
	地点7	瀬谷地内線	西側	40.3	41.1	0.8
			東側	40.3	41.1	0.8

注1：時間区分は、昼間8～19時、夜間19時～8時としました。

注2：「他事業を考慮した関係車両による増加分」は土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両による増加分を示します。

6.10.4 環境の保全のための措置

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴う振動を低減するため、表 6.10-24 に示す内容を実施します。

表 6.10-24 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.10-25 に示す内容を実施します。

表 6.10-25 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動

環境保全のための措置は、来園車両等の走行に伴う影響を低減するため、表 6.10-26 に示す内容を実施します。

表 6.10-26 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。

6.10.5 評価

(1) 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_{10})は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる工事開始後6ヶ月目において、南西側工事敷地境界において最大で72デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した振動レベルは、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる本事業の工事開始後6ヶ月目(土地区画整理事業の工事開始後18ヶ月目)において、南西側工事敷地境界において最大で72デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

また、環境保全措置として、可能な限りの低振動型建設機械及び工法の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。

(2) 工車用車両の走行に伴う道路交通振動

工車用車両の走行台数が最大になると考えられる工事開始後25ヶ月目の道路交通振動(L_{10})は、工車用車両の主要走行ルート上において最大で昼間56.9デシベル、夜間55.9デシベル、このうち、本事業の工車用車両に起因する振動レベルの増加分は昼間1デシベル未満(0.1未満~0.5デシベル)、夜間1デシベル未満(0.1~0.7デシベル)と予測します。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した振動レベルは、土地区画整理事業の工車用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため、各地点の振動レベルへの影響は小さいと考えます。

また、環境保全措置として、工車用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(3) 来園車両等の走行に伴う道路交通振動

来園車両等の走行に伴う将来交通量による道路交通振動レベル(L_{10})は、平日の昼間42.0~51.5デシベル、平日の夜間43.5~50.3デシベル、休日の昼間42.0~50.9デシベル、休日の夜間40.4~49.9デシベルと予測します。このうち、本事業の来園車両等に起因する振動レベルの増加分は、平日の昼間1デシベル未満(0.1未満~0.2デシベル)、平日の夜間1デシベル未満(0.1未満~0.1デシベル)、休日の昼間1デシベル未満(0.1未満~0.6デシベル)、休日の夜間1デシベル未満(0.1未満~0.1デシベル)と予測します。

土地区画整理事業の影響を考慮した道路交通振動レベル(L_{10})は、平日の昼間42.4~51.9

デシベル、平日の夜間 43.8～50.8 デシベル、休日の昼間 42.1～51.6 デシベル、休日の夜間 41.1～50.4 デシベルと予測します。このうち、他事業を考慮した関係車両に起因する振動レベルの増加分は、平日の昼間 1 デシベル以上 (0.1～1.5 デシベル)、平日の夜間 1 デシベル以上 (0.1～1.7 デシベル)、休日の昼間 1 デシベル以上 (0.1～1.5 デシベル)、休日の夜間 1 デシベル以上 (0.1～2.1 デシベル) と予測します。

また、公園の供用に際しては、マイカー以外の交通手段の利用促進について周知し、公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促す等の環境の保全のための措置を講じていきます。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

6.11 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

6.11 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

本事業の実施により、工事中は工事用車両の走行、供用時は来園車両等の走行が周辺の主要道路等での交通流や歩行者の安全に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時の自動車及び歩行者・自転車に対する影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。 ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。 既存資料（区画整理）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。 対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。 	p. 6. 11-12 ～6. 11-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6. 11-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、地点2（目黒交番前）の平日0.796ですが、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。 また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で休日0.022（地点2（目黒交番前））となっています。 車線の交通容量比が高い交差点は、地点2（目黒交番前）の平日A断面の右折方向で、現況の時点で交通容量比1.0を上回っていますが、工事用車両走行ルートではないため、本事業による影響はありません。工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも1.0を下回る結果となっています。また、現況交通量に対する工事中交通量の車線の交通容量比の増加量は最大で平日0.121、休日0.110（地点2（目黒交番前）、C断面、左折・直進方向、直進方向）となっています。 現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率及び車線混雑度の増加量は、ともにわずかであり、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。 	p. 6. 11-43 ～6. 11-46

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の工事用車両の走行台数が最大となる時期本事業の工事用車両の走行台数が最大となる時期（工事開始後 25 ヶ月目）における土地区画整理事業の工事用車両台数は、大型車 0 台/日、小型車 11 台/日です。将来一般交通量及び本事業の工事用車両台数の合計と比較して土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加はわずかであるため、土地区画整理事業の工事用車両を考慮した場合においても工事用車両による各交差点の影響は小さいと考えます。 	p. 6. 11-43 ～6. 11-46
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。 ・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・工事用車両ルートの変更分散化を検討します。 ・適切な荷載を行う運行計画を配慮し、工事用車両台数の削減を図ります。 ・工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。 	p. 6. 11-64
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 11-66

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う歩行者の安全】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料（区画整理）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。 ・既存資料（区画整理）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。 	p. 6. 11-12 ～6. 11-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。 	p. 6. 11-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の主な走行ルートである環状4号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第33号線の大部分はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。以上より、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。 	p. 6. 11-43
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保、必要に応じた誘導員の配置、一般車両との交錯を避けた工事用車両の出入口の計画等を行い、安全に配慮します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。 	p. 6. 11-64
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 11-66

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。 ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。 既存資料（区画整理）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。 対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。 	p. 6. 11-12 ～6. 11-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6. 11-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日は地点6（瀬谷中学校前）の1.076、休日は地点1（目黒）の0.896であり、平日の地点6（瀬谷中学校前）では限界需要率を上回っています。また、現況交通量に対する供用時交通量の交差点需要率の増加は、最大で平日の地点6（瀬谷中学校前）の0.539と予測されます。 将来交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、平日では地点1（目黒）のC断面左折車線で1.162、地点6（瀬谷中学校前）のC断面左折車線で1.431、D断面左折・直進車線で1.327、休日では地点1（目黒）のC断面左折車線で1.105、地点6（瀬谷中学校前）のC断面左折車線で1.155、D断面左折車線で1.239となっており、一部の流入部において1.0を上回る結果となっています。また、現況交通量に対する供用時交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で平日の地点6（瀬谷中学校前）のC断面左折車線で0.815と予測されます。なお、車線の交通容量比の増加は将来一般交通量の変化によるものであり、本事業による影響は小さいと考えます。 将来交通量による単路部の交通容量比は地点7で平日0.526、休日0.570となり1.0を下回ります。 他事業を考慮した予測結果は、交差点需要率は地点1（目黒）及び地点6（瀬谷中学校前）の2地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点1（目黒）、地点3（上川井IC）及び地点6（瀬谷中学校前）の3地点で1.0を上回る車線があると予測します。 	p. 6. 11-51 ～6. 11-62

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数として計5箇所で合計1,000台程度を確保した駐車場を整備します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 ・公園利用者に対し、混雑していないアクセスルートをホームページ等で周知し、地点1、3及び6への負荷を低減します。 	p. 6. 11-65
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 11-66 ～6. 11-67

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料（区画整理）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。 ・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。 ・既存資料（区画整理）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。 	p. 6. 11-12 ～6. 11-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。 	p. 6. 11-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・来園車両等の走行ルートである市道五貫目第33号線、環状4号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。 ・土地区画整理事業実施区域内については、環状4号線（北区間）では幅2.5mの歩道が道の両側に、環状4号線（南区間）と区画1号線～3号線は、幅5.5mの歩道が道の両側に設けられる計画となっています。以上より、歩行者等の安全は確保されるものと考えます。 	p. 6. 11-63
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。 ・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。なお、区画道路には自転車専用レーンが整備される計画です。 	p. 6. 11-65
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 11-67

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.11.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 日常生活圏等の状況
 - ・ 公共施設等の位置
 - ・ 学区、通学路の状況
 - ・ 避難場所等の状況
- ② 地域交通の状況
 - ・ 主要な交通経路及び交通量の状況
 - ・ 主要交差点部における交通処理
 - ・ 交通安全対策の状況
 - ・ 交通事故の発生状況
- ③ 歩行者の状況

(2) 調査地域・地点

① 日常生活圏等の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 地域交通の状況

自動車交通量の把握については、「既存資料（区画整理）」において工事用車両及び来園車両等の走行が想定される主要交差点として、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す信号交差点 6 ヶ所（地点 1～6）及び 1 断面（地点 7）で、現地調査が実施されています。

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

表 6.11-1 調査地点

地点番号	地点名	道路名
1	目黒交差点	市道五貫目第 33 号線と国道 246 号の交差点
2	目黒交番前交差点	市道五貫目第 33 号線と環状 4 号線の交差点
3	上川井インター交差点	市道五貫目第 33 号線と保土ヶ谷バイパスの交差点
4	滝沢交差点	環状 4 号線
	瀬谷土橋公園入口	環状 4 号線
	瀬谷土橋公園前	市道若葉台第 152 号線
5	中瀬谷消防署出張所北側	環状 4 号線
6	瀬谷中学校前	環状 4 号線
7	-	瀬谷地内線

③ 歩行者の状況

歩行者及び自転車の交通量の把握については、「既存資料（区画整理）」において工事用車両及び来園車両等の走行が想定される主要交差点として、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す信号交差点 6ヶ所(地点 1～6)で、現地調査が実施されています。

(3) 調査時期

地域交通及び歩行者の状況については、既存資料（区画整理）において表 6.11-2 に示す日時に、現地調査が実施されています。日常生活圏等及び交通安全対策等の状況については、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

表 6.11-2 既存資料（区画整理）における地域交通・歩行者の状況の調査日時

調査項目		調査日時
自動車交通量調査 渋滞長・滞留長調査 信号現示調査 歩行者・自転車交通量	地点 1～3、 5、6	休日：令和元年 5 月 11 日(土)22 時～12 日(日)22 時 平日：令和元年 5 月 14 日(火) 7 時～15 日(水) 7 時 混雑時 ^{注3} ：令和元年 5 月 3 日(金) 7 時～ 4 日(土) 7 時 ^{注1} 令和元年 10 月 13 日(日)22 時～14 日(月)22 時
	地点 4	休日：令和 2 年 9 月 26 日(土)22 時～27 日(日)22 時 平日：令和 2 年 9 月 29 日(火) 7 時～30 日(水) 7 時 混雑時 ^{注3} ：令和 2 年 9 月 21 日(月・祝) 7 時～22 日(火・祝) 7 時
自動車断面交通量	地点 7 ^{注1}	休日：令和 2 年 10 月 24 日(土)20 時～25 日(日)20 時 平日：令和 2 年 10 月 27 日(火)10 時～28 日(水)10 時
飽和交通流率 ^{注2}	地点 1～3	休日：令和元年 10 月 6 日(日)15 時～18 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)16 時～19 時
	地点 4	休日：令和 2 年 11 月 29 日(日)15 時～18 時 平日：令和 2 年 11 月 25 日(水)16 時～19 時
	地点 5	休日：令和元年 10 月 6 日(日)15 時～18 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)7 時～10 時
	地点 6	休日：令和元年 10 月 6 日(日)14 時～17 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)7 時～10 時

注 1：調査日の 8 時 40 分頃、地点 2～3 間の市道五巻目第 33 号線沿いで交通事故が発生し、14 時 20 分頃まで当該区間は通行止めとなり、迂回経路による交通整理が行われたことから、10 月に混雑時の再調査を実施しました。

注 2：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 3：混雑時は、大型連休や行楽シーズン等の一般に交通量が増加するとされる時期を対象に設定しました。

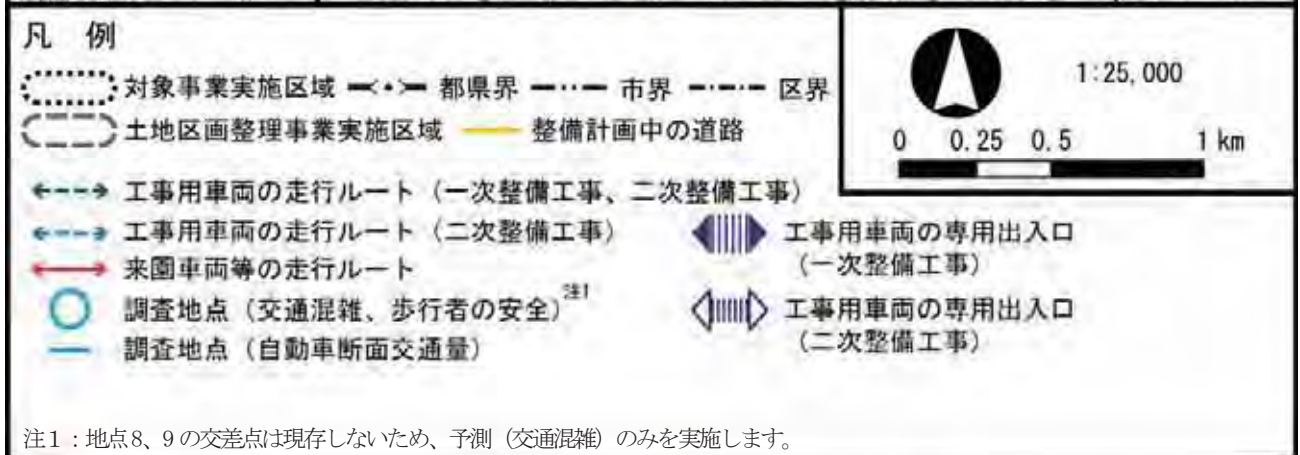


図 6.11-1 既存資料（区画整理）における地域交通・歩行者の状況の調査地点図

(4) 調査方法

① 日常生活圏等の状況

公共施設の位置、学区、通学路の状況及び避難場所等の状況を区民利用施設マップ等から整理しました。

② 地域交通の状況

ア. 主要な交通経路及び交通量の状況

A 主要な道路網・交通経路、交通量の状況

道路交通センサス等の既存資料の収集・整理により把握しました。

B バス停留所の位置

バス路線図等の既存資料の収集・整理により把握しました。

イ. 主要交差点部における交通処理

A 自動車交通量調査

既存資料(区画整理)において調査対象とした交差点を通過する車両について、方向別(右折・直進・左折等)、車種別、時間帯別に観測し、15分ごとに集計されています。車種は、表 6.11-3 に示すとおり、大型車、小型車及び二輪車の3種類分類となっています。

表 6.11-3 既存資料(区画整理)における車種分類表

種 別		ナンバープレートの車頭番号等	
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3・5・7のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車	自動二輪、原動機付自転車	

注1：自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が8等の独自のナンバープレートを付した車両は、それぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類しました。

B 信号現示調査

既存資料(区画整理)において調査対象とした交差点で、信号のスプリット及びサイクル長が観測されています。観測は表 6.11-4 に示す時間帯とし、各観測時間帯に3サイクル程度となっています。

表 6.11-4 既存資料(区画整理)における観測時間帯

観測時間帯			
朝	昼	夕	夜
7時～8時	12時～13時	17時～18時	22時～23時

C 渋滞長調査

既存資料（区画整理）において調査対象とした交差点の流入部ごとに滞留長^{注1}及び渋滞長^{注2}が観測されています。

距離は地図から読み取り、5m単位で計測し、15分ごとに集計しています。

D 道路現況調査

既存資料（区画整理）において、調査対象の交差点の交差点形状、車線構成、道路幅員、交通規制、道路標識の状況について把握されています。

E 飽和交通流率調査

自動車交通量調査結果を踏まえ、既存資料（区画整理）において、継続した渋滞が発生する交差点を対象に飽和交通流率調査^{注3}が実施されています。なお、「継続した渋滞」とは、前調査1時間の渋滞長が次の調査1時間に繰り越した場合とし、繰越があった場合においても特定の時間帯のみで渋滞が認められ、渋滞発生から1時間以内に渋滞が解消している場合には、調査対象外としました。

調査は調査対象交差点の各流入部について、車線毎に10サイクル程度を対象にして、10台程度（滞留車両）の信号変化後（赤⇒青）の停止線通過時間（1/100秒単位）を調査しました。その結果から各車線の平均車頭時間を算出し、車線毎の飽和交通流率（3,600/平均車頭時間）を算出しました。

ウ. 交通安全対策の状況

既存資料（区画整理）において、工事用車両の主要な走行ルートをもととして、現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備状況等を把握しています。また、既存資料等を収集・整理する事で交通事故発生状況を把握しました。

③ 歩行者の状況

既存資料（区画整理）において調査対象とした交差点の横断歩道を通行する歩行者及び自転車について、方向別、歩行者・自転車別、時間帯別に観測し、15分ごとに集計されています。

注1：「滞留長」：該当流入方向を制御する信号が赤から青に変わる瞬間の待ち行列長（停止線から該当車両までの距離）

注2：「渋滞長」：上記待ち行列長最後尾車両が1回の青信号で通過できなかった場合の捌け残り長（停止線から該当車両までの距離）

注3：「飽和交通流率」：信号が青を表示している時間の間中、車両の待ち行列が連続して存在しているほど需要が十分ある場合に、交差点流入部を追加しえる最大流率。単位：台/有効青時間1時間

(5) 調査結果

① 日常生活圏の状況

ア. 公共施設等の位置

対象事業実施区域周辺における公共施設等は、「第3章 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」(p. 3-132～3-147 参照)に示すとおりです。

イ. 学区、通学路の状況

事業実施区域及びその周辺の小学校、中学校の通学区域は、図 6.11-2 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は、上瀬谷小学校、瀬谷小学校、大門小学校、相沢小学校、二つ橋小学校、上川井小学校、若葉台小学校、瀬谷中学校、東野中学校、都岡中学校、若葉台中学校の学区が設定されており、通学路があります。

また、横浜市の各小学校では、小学校から半径約 500m の範囲をスクールゾーンの対象としており、横浜市のホームページでは「通学路交通安全プログラム」が公表されています。スクールゾーン対策における考え方は、表 6.11-5 に示すとおりです。

なお、そのほかの対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、南側に「わらべ細谷戸保育園」、西側に「横浜市中屋敷保育園」、南東側に「神奈川県立瀬谷高等学校」が立地しています。

表 6.11-5 横浜市におけるスクールゾーン対策における考え方

項目	対策の考え方	具体的内容
ゾーンの明示	スクールゾーンであることをゾーン内住民及び通行車両に明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や各種印刷物により住民に周知する。 ・ 標識、路面標示その他の方法で通行車両の注意を喚起する。
意識高揚	ゾーン内での事故絶滅のため、諸対策への住民の参加、協力を得て、通行車両の安全運転励行、意識高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等の印刷物、掲出物を活用し、交通安全のため、なすべきことの周知徹底を図る。 ・ 速度違反等の無謀運転や路上駐車、物件放置等の道路不正使用を無くすため、ゾーン内住民の自主活動を助長し意識高揚に努める。
通学路の安全	交通規制、交通安全施設を設け、児童の通学時間帯における通行及び横断時の危険を低減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路においては、車両の進入禁止等を導入し、児童と自動車の分離を促進する。 ・ 一方通行、車種別の通行制限の拡大と安全施設の充実を図り、また速度制限を強化することにより危険度の低減を期する。 ・ 駐車禁止を拡大するとともに違法駐車車両、放置物件の早期排除を推進する。 ・ 横断箇所を限定し、集中的に対策を行う。 ・ 通学路における無謀運転排除のため規制、指導、取締りの実施に努める。
歩行者の安全	通学路以外の道路で、児童、歩行者、自転車の安全な通行を確保し、また横断時の危険を低減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用道路の設定拡充や安全施設の充実等有効と思われる対策を進める。 ・ 違法駐車車両、放置物件の早期排除に努める。 ・ 指導、取締りの強化を図る。 ・ 広幅員道路での歩車道分離を促進する。 ・ 交通安全広報及び教育を徹底する。

資料：「スクールゾーン活動のしおり」(横浜市道路局ホームページ 令和4年10月閲覧)



図 6.11-2 学区の状況

ウ. 避難場所等の状況

広域避難場所は、災害対策基本法の規定に基づき作成した「横浜市防災計画」によって定められています。

広域避難場所は大規模火災時に避難する場所であり、一時（いつとき）避難場所は、一時的に避難して様子をみたり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結したりする場所です。一時避難場所は、自治会・町内会が選定することになっています。

対象事業実施区域周辺における広域避難場所は、表 6.11-6 に示すとおり、「旧上瀬谷通信施設一体」、「程ヶ谷カントリー倶楽部」及び「若葉台団地」を広域避難場所として指定しています。

横浜市では、身近な市立の小・中学校等を震災時避難場所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点に専用の携帯電話を配備しています。

対象事業実施区域及びその周辺における地域防災拠点として上瀬谷小学校、相沢小学校、二つ橋小学校、瀬谷小学校、瀬谷中学校、大門小学校及び若葉台特別支援学校（横浜わかば学園）が指定されています。各学校の位置は、「第3章 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 図 3.3-13(1) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な教育機関等）」（p.3-135 参照）に示すとおりです。

表 6.11-6 避難場所等の状況

広域避難所名称	割り当て地区			
	総面積 (㎡)	収容定員 (a) 人	要避難人口 (b) 人	収容率 { (b/a) × 100 } %
旧上瀬谷通信施設一体 (瀬谷区瀬谷町、中屋敷三丁目、旭区上川井町)	(瀬谷区) 相沢一～七丁目、東野、東野台、卸本町の一部、上瀬谷町、北町の一部、五貫目町、瀬谷町、瀬谷一～六丁目、竹村町、中央、中屋敷一～三丁目、二ツ橋町の一部、本郷一～四丁目、目黒町 (旭区) 上川井町の一部			
	1,155,975	1,113,364	53,949	4.8
程ヶ谷カントリー倶楽部 (旭区上川井町、下川井町、矢指町)	(旭区) 今宿町、金が谷、金が谷一、二丁目、上川井町の一部、川井本町、笹野台一～四丁目、下川井町、矢指町			
	693,113	647,252	26,471	4.1
若葉台団地 (旭区若葉台一～四丁目)	(旭区) 上川井町の一部、若葉台一～四丁目			
	745,487	509,234	16,561	3.3

資料：「横浜市防災計画「資料編」」（横浜市総務局危機管理部防災企画課ホームページ 令和4年10月閲覧）

② 地域交通の状況

ア. 主要な交通経路及び交通量の状況

A 主要な道路網・交通経路

「第3章 3.3.4 交通の状況」（p.3-126～131 参照）に示すとおり、対象事業実施区域周辺の主要な道路網は、対象事業実施区域に沿って環状4号線が、南側には県道瀬谷柏尾が存在しています。また、対象事業実施区域の北側には市道五貫目第33号線が存在しています。

工事中の工事用車両の主な走行ルートは「第2章 2.4.3 工事用車両の走行ルート

図 2.13」(p. 2-31～32 参照) に示すとおり、環状 4 号線、市道五貫目第 33 号線の利用を想定しています。

B 交通量の状況

「第 3 章 3.3.4 交通の状況」(p. 3-126～128 参照) に示すとおり、対象事業実施区域周辺の交通量は、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目 16 の観測地点(観測地点番号: 13) で 10,160 台～10,214 台(平成 17 年度、平成 27 年度観測)、瀬谷中学校前の観測地点(観測地点番号: 14) で 14,121 台(平成 27 年度観測)、瀬谷区北町 25-1 の観測地点(観測地点番号: 15) で 6,766 台(平成 17 年度観測)となっています。市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は、旭区上川井町 1966 の観測地点(観測地点番号: 22) で 13,136 台～16,875 台(平成 22 年度、平成 27 年度観測)、瀬谷区北町 40 の観測地点(観測地点番号: 23) で 21,299 台(平成 17 年度観測)となっています。県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区中央七丁目 3 の観測地点(観測地点番号: 20) で 10,853 台(平成 17 年度観測)、二ツ上橋の観測地点(観測地点番号: 21) で 7,061 台～9,308 台(平成 22 年度、平成 27 年度観測)となっています。

C バス停留所の位置

「第 3 章 3.3.4 交通の状況」(p. 3-126、129 参照) に示すとおり、対象事業実施区域周辺には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。なお、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

イ. 主要交差点部における交通処理

A 自動車交通量調査

既存資料(区画整理)における信号交差点 6 ヶ所(地点 1～6)及び 1 断面(地点 7)の交差点形状(断面位置)、または道路構造図は図 6.11-3 に、各交差点の自動車交通量調査結果は表 6.11-7 に示されています。

調査が実施された信号交差点 6 ヶ所(地点 1～6)及び 1 断面(地点 7)の 12 時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では地点 2(目黒交番前)の B 断面で 18,309 台/12h、次いで地点 1(目黒)の C 断面で 16,829 台/12h でした。休日では地点 2(目黒交番前)の B 断面で 16,664 台/12h、次いで地点 1(目黒)の C 断面で 16,283 台/12h でした。また、混雑時では地点 1(目黒)の C 断面で 17,234 台/12h、次いで地点 2(目黒交番前)の B 断面で 17,166 台/12h でした。

ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点 2(目黒交番前)が最大であり、平日は 2,549 台/1 時間、休日は 2,218 台/1 時間、混雑時は 2,349 台/1 時間でした。

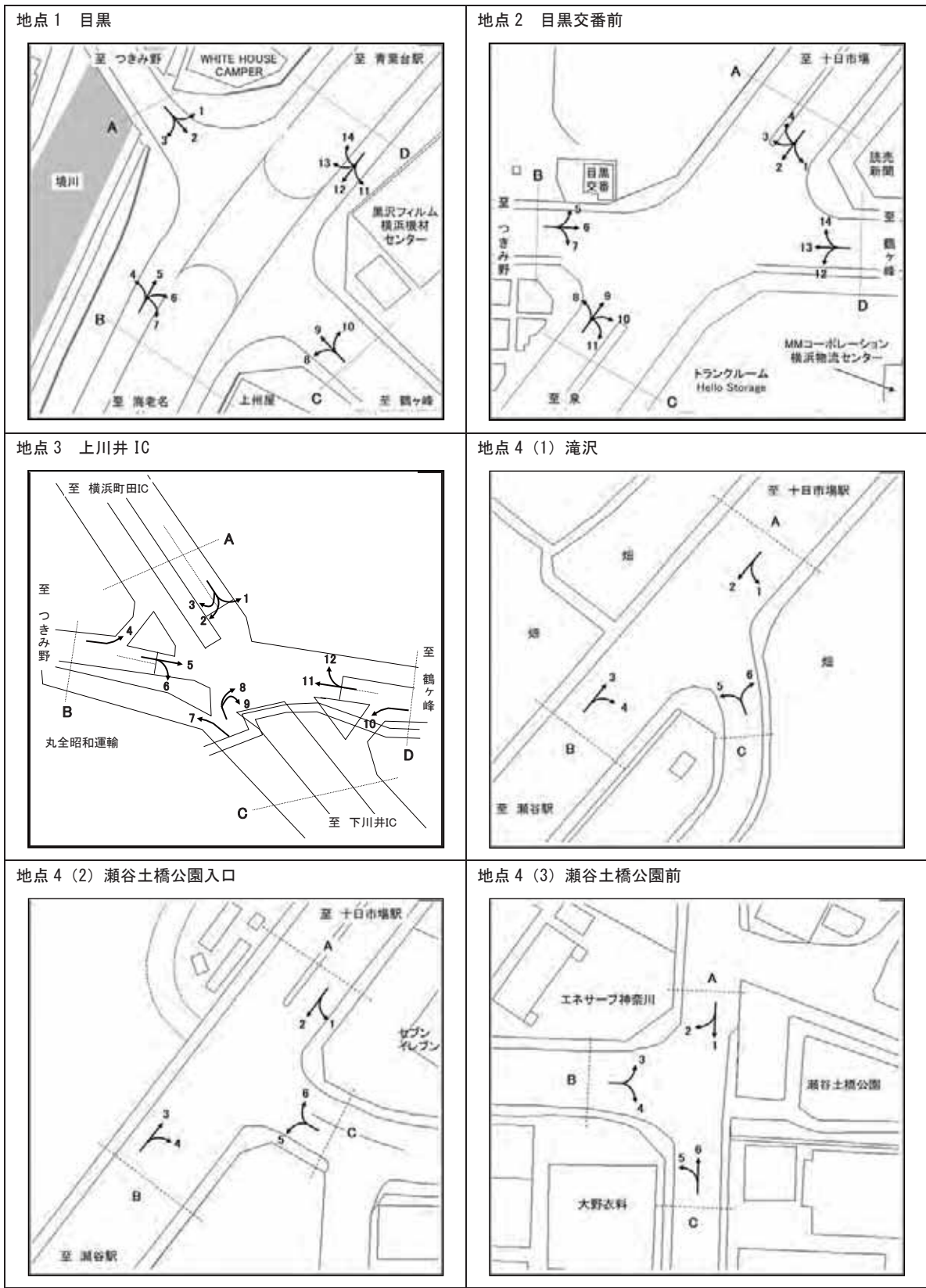


図 6.11-3(1) 交差点の断面位置

地点5 中瀬谷消防署出張所北側



地点6 瀬谷中学校前

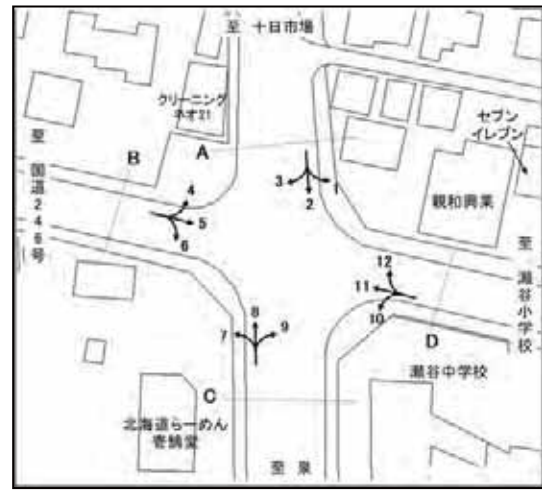


図 6.11-3(2) 交差点の断面位置

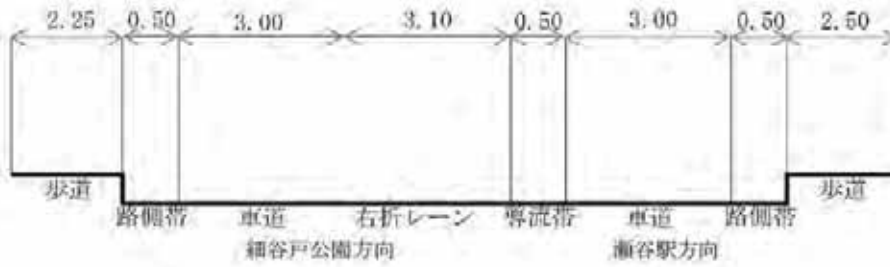


図 6.11-3(3) 道路構造図 (地点7)

表 6.11-7(1) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（自動車断面交通量：平日）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	時間帯	交差点流入台数 (台)注1	
地点1 (目黒)	A	20,945	22.0	13,887	21.7	17:45~ 18:45	493	2,289
	B	14,330	36.4	8,986	37.6		424	
	C	26,139	31.3	16,829	31.3		970	
	D	10,734	23.4	7,478	23.6		402	
地点2 (目黒交番前)	A	13,356	14.3	9,740	15.4	17:00~ 18:00	471	2,549
	B	28,052	30.3	18,309	30.4		929	
	C	13,179	14.3	9,247	14.9		348	
	D	24,363	31.3	15,470	31.4		801	
地点3 (上川井IC)	A	5,448	26.2	4,038	25.7	17:00~ 18:00	151	1,946
	B	22,423	34.2	14,580	34.0		788	
	C	17,779	36.9	11,482	36.5		503	
	D	15,118	19.1	10,970	19.3		504	
地点4 (滝沢)	A	21,900	13.3	16,354	14.1	18:00~ 19:00	637	2,045
	B	20,305	17.3	15,141	17.7		723	
	C	8,703	22.4	6,423	22.1		685	
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	19,439	17.1	14,460	17.6	17:30~ 18:30	754	1,694
	B	15,984	16.4	11,793	17.6		483	
	C	7,971	22.7	5,921	22.5		457	
地点4 (瀬谷土橋 公園前)	A	9,408	25.6	7,006	25.0	7:30~ 8:30	490	825
	B	7,990	22.4	6,035	22.2		217	
	C	4,196	35.6	3,105	34.1		118	
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	17,220	12.0	12,099	12.3	7:00~ 8:00	598	1,459
	B	15,186	12.9	10,657	13.1		620	
	C	5,426	4.6	4,232	4.7		241	
地点6 (瀬谷中学校前)	A	15,025	12.6	10,715	12.9	7:45~ 8:45	458	2,206
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		598	
	C	20,475	11.1	14,771	11.4		723	
	D	13,679	6.8	9,896	7.6		427	
地点7	-	3,545	4.1	2,910	4.6	18:00~ 19:00	302	-

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 6.11-7(2) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（自動車断面交通量：休日）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	時間帯	交差点流入台数 (台)注1	
地点1 (目黒)	A	19,635	8.1	13,878	5.9	16:45~ 17:45	588	2,175
	B	13,589	36.4	9,179	9.8		320	
	C	23,908	13.5	16,283	9.5		875	
	D	8,946	11.9	6,132	7.8		392	
地点2 (目黒交番前)	A	11,403	5.2	8,597	4.5	16:45~ 17:45	388	2,218
	B	23,880	12.5	16,664	9.4		823	
	C	11,287	5.6	8,209	4.3		344	
	D	20,310	31.3	13,960	9.7		663	
地点3 (上川井IC)	A	3,810	10.2	2,799	9.0	16:45~ 17:45	100	1,714
	B	19,251	13.9	13,260	10.4		632	
	C	15,320	14.8	10,629	11.0		533	
	D	12,743	6.2	9,556	5.2		449	
地点4 (滝沢)	A	17,635	4.7	13,759	4.2	15:45~ 16:45	511	1,480
	B	14,961	7.0	11,567	5.8		631	
	C	6,236	9.6	4,678	7.6		338	
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	14,300	6.5	11,095	5.4	15:45~ 16:45	480	1,175
	B	11,444	5.7	8,771	4.7		447	
	C	5,142	9.3	4,010	7.7		248	
地点4 (瀬谷土橋 公園前)	A	5,742	12.6	4,364	9.7	14:00~ 15:00	213	462
	B	5,248	9.6	4,092	8.0		187	
	C	1,802	33.9	1,238	28.3		62	
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,654	4.9	11,463	3.5	16:30~ 17:30	509	1,217
	B	13,484	5.2	9,736	3.7		443	
	C	5,546	1.8	4,495	1.5		265	
地点6 (瀬谷中学校前)	A	12,098	2.4	9,128	2.2	14:30~ 15:30	449	2,158
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		429	
	C	19,580	3.8	14,664	2.9		892	
	D	12,958	3.4	9,836	3.0		388	
地点7	-	2,524	1.3	2,082	1.3	15:00~ 16:00	229	-

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 6.11-7(3) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（自動車断面交通量：混雑時）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	時間帯	交差点流入台数 (台) ^{注1}	
地点1 (目黒)	A	21,056	12.0	14,576	9.9	11:15~ 12:15	558	2,192
	B	13,614	19.8	8,991	17.8		351	
	C	25,227	18.2	17,234	16.0		895	
	D	9,937	14.2	6,945	12.8		388	
地点2 (目黒交番前)	A	12,777	8.8	9,425	8.0	16:45~ 17:45	445	2,349
	B	25,161	18.7	17,166	17.3		831	
	C	12,046	9.0	8,705	8.2		433	
	D	20,894	20.0	13,838	18.2		640	
地点3 (上川井IC)	A	4,662	15.9	3,340	15.7	17:45~ 18:45	106	1,748
	B	20,191	20.7	13,557	18.5		663	
	C	15,950	21.9	10,839	19.3		529	
	D	13,865	10.7	10,130	10.1		450	
地点4 (滝沢)	A	22,733	8.1	17,126	8.5	17:30~ 18:30	635	1,769
	B	19,021	10.3	14,317	10.2		702	
	C	7,332	11.6	5,105	10.4		432	
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	18,287	10.2	13,779	10.1	15:45~ 16:45	631	1,462
	B	15,144	9.6	11,455	9.8		410	
	C	6,383	11.7	4,724	10.6		421	
地点4 (瀬谷土橋 公園前)	A	7,353	13.9	5,456	11.3	15:45~ 16:45	430	638
	B	6,383	11.3	4,791	9.7		144	
	C	2,528	30.4	1,831	23.8		64	
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,055	9.8	10,875	9.4	10:45~ 11:45	426	1,127
	B	13,176	11.1	9,414	10.8		448	
	C	5,131	5.2	4,127	5.5		253	
地点6 (瀬谷中学校前)	A	14,517	7.5	10,635	6.7	11:15~ 12:15	487	2,077
	B	13,152	3.9	9,786	4.0		443	
	C	19,982	6.3	14,575	5.7		620	
	D	13,739	4.2	10,440	4.2		527	

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

B 信号現示

対象事業実施区域周辺の信号交差点（6ヶ所）における信号現示調査結果は、資料編（p. 資1.6-2～資1.6-27参照）に示すとおりです。

なお、地点4（瀬谷土橋公園前）は信号機のない交差点です。

C 渋滞の状況

調査が実施された信号交差点6ヶ所において、最も渋滞長が長くなった時間帯の渋滞長調査結果は、表 6.11-8 に示すとおりです。渋滞の発生状況は、以下のとおりでした。

a. 平日渋滞の状況

地点1（目黒）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA断面の450mでした。地点2（目黒交番前）は、B断面以外で渋滞が発生しており、最大はD断面の350mでした。地点3（上川井IC）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はB断面の190mでした。地点4（滝沢）は、C断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は400mでした。地点4（瀬谷土橋公園入口）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA断面の250mでした。地点5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA断面の480mでした。地点6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA及びC断面の90mでした。

b. 休日渋滞の状況

地点1（目黒）は、C断面以外で渋滞が発生しており、最大はD断面の110mでした。地点2（目黒交番前）は、A断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は60mでした。地点3（上川井IC）は、D断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は20mでした。地点4（滝沢）は、渋滞の発生はみられませんでした。地点4（瀬谷土橋公園入口）は、B断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は50mでした。地点5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はB断面の100mでした。地点6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はD断面の50mでした。

c. 混雑時渋滞の状況

地点1（目黒）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はD断面の210mでした。地点2（目黒交番前）は、B断面以外で渋滞が発生しており、最大はD断面の220mでした。地点3（上川井IC）は、CとD断面のみ渋滞が発生しており、最大はD断面の30mでした。地点4（滝沢）は、A断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は300mでした。地点4（瀬谷土橋公園入口）は、C断面以外で渋滞が発生しており、最大はA断面の260mでした。地点5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はB断面の240mでした。地点6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はD断面の600mでした。

表 6.11-8(1) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（最大渋滞長：平日・休日）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	平日渋滞長最大時			休日渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)	観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地点 1 (目黒)	A	2	7:45~8:00	680	450	16:45~17:00	160	30
	B	2	12:30~12:45	200	100	10:15~10:30	130	70
	C	3	12:00~12:15	260	170	渋滞なし	—	—
	D	2	10:15~10:30	150	130	17:45~18:00	150	110
地点 2 (目黒交番前)	A	3	16:15~16:30	130	90	12:45~13:00	110	60
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	3	8:00~8:15	270	110	渋滞なし	—	—
	D	2	12:00~12:15	450	350	渋滞なし	—	—
地点 3 (上川井 IC)	A	2	6:30~6:45	130	30	渋滞なし	—	—
	B	2	6:00~6:15	380	190	渋滞なし	—	—
	C	2	10:00~10:15	70	30	渋滞なし	—	—
	D	2	8:00~8:15	150	20	10:00~10:15	80	20
地点 4 (滝沢)	A	2	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	2	19:00~19:15	600	400	渋滞なし	—	—
地点 4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	2	18:15~18:30 18:45~19:00	350	250	渋滞なし	—	—
	B	3	6:45~7:00	60	20	9:00~9:15	80	50
	C	2	18:30~18:45	150	20	渋滞なし	—	—
地点 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	1	8:00~8:15	530	480	10:45~11:00	180	60
	B	1	8:45~9:00	400	300	12:15~12:30	170	100
	C	1	15:00~15:15	70	20	16:45~17:00	150	70
地点 6 (瀬谷中学校前)	A	3	12:00~12:15	200	90	14:45~15:00	150	20
	B	2	8:00~8:15	140	50	16:30~16:45	80	30
	C	3	6:45~7:00	150	90	15:15~15:30	130	40
			7:15~7:30					
8:15~8:30								
D	2	8:30~8:45	130	70	16:15~16:30	120	50	

注 1：滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。

本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の渋滞長を示しています。

注 2：渋滞長：滞留時最後尾車両が 1 回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1 回の青信号で通過できた場合の渋滞長は 0m となります。本表は、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

表 6.11-8(2) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（最大渋滞長：混雑時）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	混雑時渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地点 1 (目黒)	A	2	17:00~17:15	500	160
	B	2	5:30~5:45	100	20
			7:00~7:15		
			17:15~17:30		
C	3	12:00~12:15	120	20	
D	2	13:15~13:30	260	210	
地点 2 (目黒交番前)	A	3	11:45~12:00	160	120
	B	3	渋滞なし	-	-
	C	3	8:30~8:45	110	20
	D	2	13:30~13:45	430	220
地点 3 (上川井 IC)	A	2	渋滞なし	-	-
	B	2	渋滞なし	-	-
	C	2	10:30~10:45	100	10
	D	2	17:30~17:45	140	30
地点 4 (滝沢)	A	2	11:15~11:30	430	300
	B	3	渋滞なし	-	-
	C	2	渋滞なし	-	-
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	A	2	11:15~11:30	350	260
	B	3	10:00~10:15	50	50
	C	2	渋滞なし	-	-
地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側)	A	1	16:45~17:00	160	40
	B	1	14:30~14:45	350	240
	C	1	11:15~11:30	80	10
地点 6 (瀬谷中学校前)	A	3	11:30~11:45	210	60
	B	2	18:30~18:45	90	30
	C	3	14:15~14:30	170	40
	D	2	10:45~11:00	680	600

注1：滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の渋滞長を示しています。

注2：渋滞長：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表は、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

D 道路現況調査

地点 1～6 の道路現況調査結果（交差点形状、車線構成及び道路幅員）は、資料編（p. 資 1.6-28～資 1.6-43 参照）に示すとおりです。

E 飽和交通流率

飽和交通流率調査は、既存資料（区画整理）における現況交通量調査結果を踏まえ、地点 1～6 の 6 交差点を対象に行いました。飽和交通流率の実測値は、表 6.11-9 に示すとおりです。

既存資料（区画整理）における現地調査で得られた各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は 65.7～115.5%、休日は 64.6～116.1%とされています。

調査対象交差点の交差点需要率の算定に用いる各車線の飽和交通流率の適用値は、実測値を適用し、実測値が観測されていない車線については算定値を適用しました。実測値が適用された車線の飽和交通流率は、工事中及び供用時の交差点需要率の算定時に固定値としました。

表 6.11-9(1) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（飽和交通流率：平日 地点1～3）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) 注3
地点1 (目黒)	A	左直	1,656	1,305	78.8	1,305
		右	1,656	-	-	1,656
	B	左直	1,672	1,391	83.2	1,391
		右	1,546	1,324	85.6	1,324
	C	左	1,253	1,075	85.8	1,075
		直	1,784	1,340	75.1	1,340
		右	1,654	1,643	99.3	1,643
	D	左直	1,563	1,444	92.4	1,444
		右	1,717	1,739	101.3	1,739
	地点2 (目黒交番前)	A	左直	1,916	1,651	86.2
直			1,926	1,515	78.7	1,515
右			1,665	1,738	104.4	1,738
B		左	1,377	1,076	78.1	1,076
		直	1,792	1,361	75.9	1,361
		右	1,661	1,248	75.1	1,248
C		左直	1,760	1,359	77.2	1,359
		直	1,932	1,536	79.5	1,536
		右	1,566	1,508	96.3	1,508
D		左直	1,726	1,330	77.1	1,330
	右	1,487	-	-	1,487	
地点3 (上川井 IC)	A	左	1,515	1,330	87.8	1,330
		右	1,267	1,049	82.8	1,049
	B	直	1,830	1,337	73.1	1,337
		右	1,616	1,425	88.2	1,425
	C	右	1,629	1,221	75.0	1,221
	D	直	1,866	1,410	75.6	1,410
		右	1,690	1,362	80.6	1,362

注1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

注2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

注3：実測値が観測されていない車線は、算定値を適用しました。

表 6.11-9(2) 既存資料（区画整理）における現地調査結果(飽和交通流率：平日 地点 4~6)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) 注3
地点 4 (滝沢)	A	左直	1,663	1,540	92.6	1,540
		直	1,656	1,490	90.0	1,490
	B	直	1,948	1,577	81.0	1,577
		右	1,406	-	-	1,406
	C	左右	1,476	1,548	104.9	1,548
		右	1,735	1,581	91.1	1,581
地点 4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	左直	1,744	1,232	70.6	1,232
		直	1,900	1,641	86.4	1,641
	B	直	1,920	1,263	65.7	1,263
		右	1,465	1,114	76.0	1,114
	C	左	1,568	-	-	1,568
		右	1,730	1,616	93.4	1,616
地点 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	直左	1,674	1,283	76.6	1,283
	B	直右	1,646	1,282	77.9	1,282
	C	右左	1,505	1,426	94.8	1,426
地点 6 (瀬谷学校前)	A	左	1,507	-	-	1,507
		直	1,828	1,712	93.7	1,712
		右	1,620	-	-	1,620
	B	左直	1,758	1,613	91.8	1,613
		右	1,733	2,002	115.5	2,002
	C	左	1,461	1,100	75.3	1,100
		直	1,872	1,432	76.5	1,432
		右	1,658	1,471	88.7	1,471
	D	左直	1,656	1,273	76.9	1,273
		右	1,712	1,333	77.9	1,333

注1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

注2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

注3：実測値が観測されていない車線は、算定値を適用しました。

表 6.11-9(3) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（飽和交通流率：休日 地点1～3）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) 注3
地点1 (目黒)	A	左直	1,713	1,326	77.4	1,326
		右	1,737	1,395	80.3	1,395
	B	左直	1,753	1,354	77.2	1,354
		右	1,667	1,420	85.2	1,420
	C	左	1,423	1,275	89.6	1,275
		直	1,851	1,528	82.5	1,528
		右	1,762	1,447	82.1	1,447
	D	左直	1,683	1,364	81.0	1,364
		右	1,730	1,443	83.4	1,443
	地点2 (目黒交番前)	A	左直	1,909	1,561	81.8
直			1,960	1,480	75.5	1,480
右			1,712	1,722	100.6	1,722
B		左	1,444	1,316	91.1	1,316
		直	1,886	1,419	75.2	1,419
		右	1,739	-	-	1,739
C		左直	1,849	1,242	67.2	1,242
		直	1,972	1,546	78.4	1,546
		右	1,661	1,564	94.2	1,564
D		左直	1,845	1,479	80.2	1,479
	右	1,744	-	-	1,744	
地点3 (上川井 IC)	A	左	1,626	1,600	98.4	1,600
		右	1,479	-	-	1,479
	B	直	1,924	1,523	79.2	1,523
		右	1,672	1,584	94.7	1,584
	C	右	1,791	1,392	77.7	1,392
	D	直	1,924	1,467	76.2	1,467
		右	1,764	1,513	85.8	1,513

注1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

注2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

注3：実測値が観測されていない車線は、算定値を適用しました。

表 6.11-9(4) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（飽和交通流率：休日 地点 4～5）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) 注3
地点 4 (滝沢)	A	左直	1,757	1,509	85.9	1,509
		直	1,940	1,348	69.5	1,348
	B	直	1,968	1,489	75.7	1,489
		右	1,543	-	-	1,543
	C	左右	1,445	1,146	79.3	1,146
		右	1,789	1,419	79.3	1,419
地点 4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	左直	1,799	1,405	78.1	1,405
		直	1,938	1,666	86.0	1,666
	B	直	1,952	1,478	75.7	1,478
		右	1,750	1,464	83.7	1,464
	C	左	1,613	-	-	1,613
		右	1,778	1,585	89.1	1,585
地点 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	直左	1,789	1,230	68.8	1,230
	B	直右	1,823	1,177	64.6	1,177
	C	右左	1,528	1,310	85.7	1,310
地点 6 (瀬谷中学校前)	A	左	1,552	1,802	116.1	1,802
		直	1,962	1,674	85.3	1,674
		右	1,800	-	-	1,800
	B	左直	1,836	1,690	92.0	1,690
		右	1,787	1,920	107.4	1,920
	C	左	1,519	1,371	90.3	1,371
		直	1,978	1,516	76.6	1,516
		右	1,769	1,452	82.1	1,452
	D	左直	1,680	1,357	80.8	1,357
		右	1,768	-	-	1,768

注 1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

注 3：実測値が観測されていない車線は、算定値を適用しました。

F 交差点需要率(信号交差点)

現況の交差点需要率は、表 6.11-10 に示すとおりです。交差点需要率は、平日では地点 2 (目黒交番前) で 0.789、地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側) で 0.700 の順で高い値を示しました。休日では地点 1 (目黒) で 0.680、地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側) で 0.666 の順で高い値を示しました。混雑時では地点 2 (目黒交番前) で 0.666、地点 1 (目黒) で 0.641 の順で高い値を示しました。現況の交差点需要率は、交差点処理が困難とされる限界需要率を超える交差点はありませんでした。

また、車線の交通容量比については表 6.11-11 に示すとおりです。平日及び混雑時の地点 2 (目黒交番前) A 断面の右折専用車線で、1.0 を超過しており、通行可能な最大量を超えた交通量が発生している状態となっています。

表 6.11-10 現況の交差点需要率 (信号交差点)

時期	交差点名		時間帯 ^{注1}	交差点需要率 ^{注2}	限界需要率 ^{注3}
平日	地点 1	目黒	17:45~18:45	0.697	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.789	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.680	0.847
	地点 4	滝沢	18:00~19:00	0.474	0.878
		瀬谷土橋公園入口	17:30~18:30	0.502	0.913
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	7:00~8:00	0.700	0.889
地点 6	瀬谷中学校前	7:45~8:45	0.537	0.840	
休日	地点 1	目黒	16:45~17:45	0.680	0.894
	地点 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.612	0.894
	地点 3	上川井 IC	16:45~17:45	0.492	0.829
	地点 4	滝沢	15:45~16:45	0.357	0.900
		瀬谷土橋公園入口	15:45~16:45	0.332	0.900
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	16:30~17:30	0.666	0.882
地点 6	瀬谷中学校前	14:30~15:30	0.520	0.840	
混雑時	地点 1	目黒	11:15~12:15	0.641	0.894
	地点 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.666	0.897
	地点 3	上川井 IC	17:45~18:45	0.504	0.836
	地点 4	滝沢	17:30~18:30	0.446	0.878
		瀬谷土橋公園入口	15:45~16:45	0.441	0.908
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	10:45~11:45	0.590	0.878
地点 6	瀬谷中学校前	11:15~12:15	0.508	0.840	

注 1:「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2:交差点需要率:交差点需要率とは、交通流が単一な車線または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注3)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 3:限界需要率:「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.11-11 現況の交通容量比

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注1}		
				平日	休日	混雑時
地点1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.969	0.790
			右折	0.278	0.184	0.389
		B	左折・直進	0.628	0.410	0.527
			右折	0.872	0.711	0.687
		C	左折	0.719	0.736	0.584
			直進	0.943	0.670	0.744
			右折	0.316	0.194	0.192
		D	左折・直進	0.492	0.559	0.433
			右折	0.699	0.806	0.903
		地点2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.426	0.500
右折	1.072				0.907	1.048
B	左折			0.279	0.245	0.294
	直進			0.815	0.729	0.639
	右折			0.287	0.140	0.185
C	左折・直進			0.524	0.513	0.769
	直進			0.524	0.513	0.769
	右折			0.737	0.489	0.368
D	左折・直進			0.984	0.770	0.745
	右折			0.031	0.054	0.010
地点3	上川井 IC			A	左折・右折	0.748
		B	直進	0.865	0.592	0.582
			右折	0.786	0.653	0.679
		C	右折	0.609	0.475	0.411
		D	直進	0.626	0.517	0.623
			右折	0.319	0.293	0.230
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.511	0.386	0.540
			直進	0.511	0.386	0.540
		B	直進	0.418	0.363	0.436
			右折	0.045	0.037	0.020
		C	左折・右折	0.612	0.317	0.428
	右折		0.659	0.453	0.538	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.363	0.415
			直進	0.636	0.363	0.415
		B	直進	0.300	0.228	0.191
			右折	0.389	0.304	0.324
C		左折	0.274	0.042	0.233	
右折	0.568	0.462	0.761			
地点5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	直進・左折	0.919	0.801	0.645
		B	直進・右折	0.782	0.592	0.578
		C	右折・左折	0.634	0.818	0.885
地点6	瀬谷中学校前	A	左折	0.207	0.165	0.165
			直進	0.556	0.543	0.599
			右折	0.057	0.084	0.069
		B	左折・直進	0.705	0.423	0.433
			右折	0.448	0.336	0.407
		C	左折	0.616	0.546	0.354
			直進	0.788	0.815	0.595
			右折	0.246	0.501	0.354
		D	左折・直進	0.816	0.730	0.933
			右折	0.282	0.133	0.225

注1：車線の交通容量比：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを示します。

ウ．交通安全対策の状況

対象事業実施区域及びその周辺の道路における歩車道分離状況及び信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備状況は図 6.11-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。

なお、深見第228号線（対象事業実施区域の南側に面する生活道路）や県道瀬谷柏尾の一部は歩道が整備されていません。

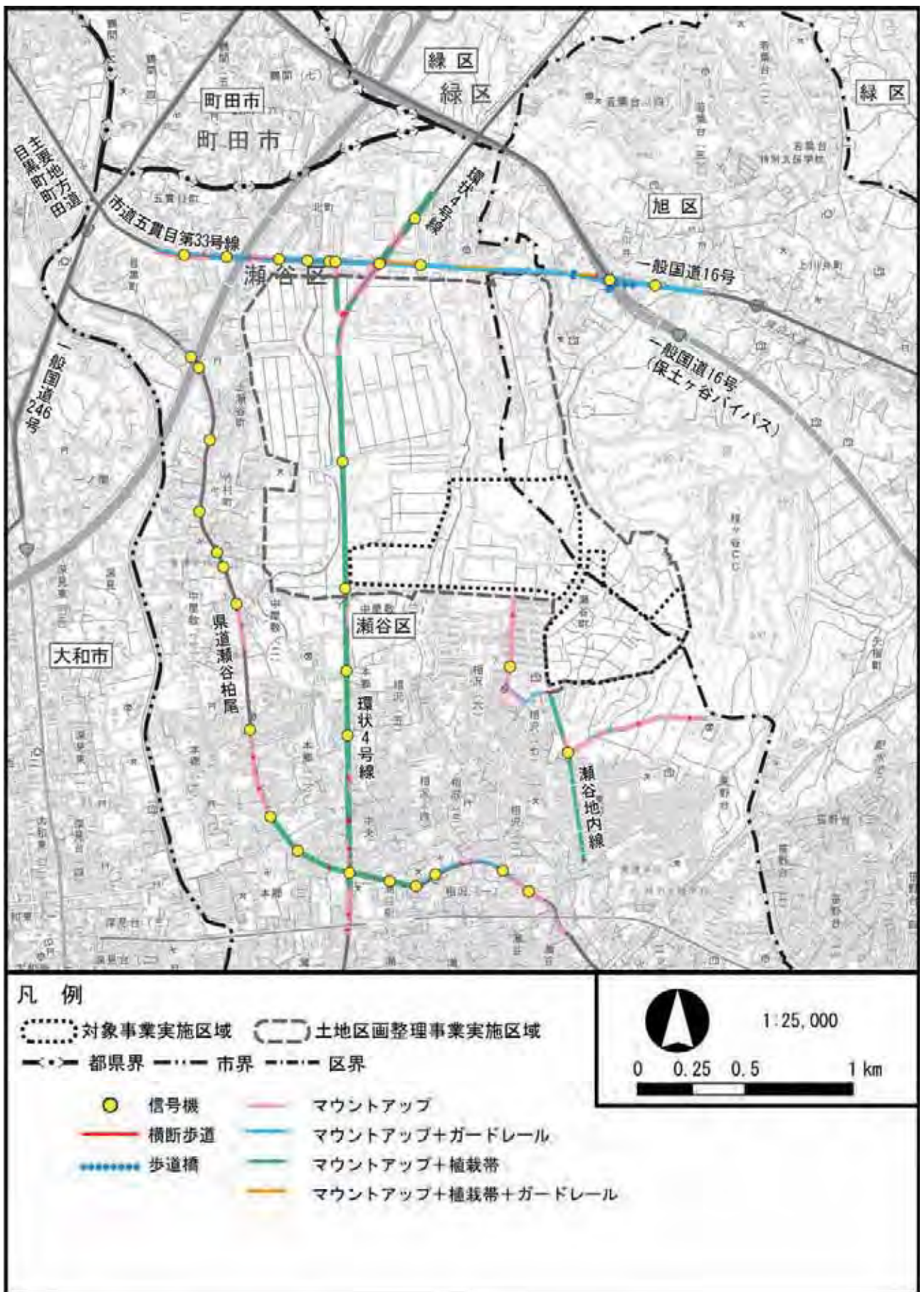


図 6.11-4 交通安全施設の整備状況

エ. 交通事故の発生状況

横浜市全域及び対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の令和3年における事故発生状況は、表 6.11-12 及び表 6.11-13 に示すとおりです。

表 6.11-12 対象事業実施区域周辺の類型別交通事故発生状況（令和3年）

単位：件

区分	車両相互							人対車両				単独	合計
	正面衝突	出合い頭	追突	右折	左折	その他	小計	横断中	横断歩道	歩道外横断	その他		
横浜市全域	105	869	1,704	1,044	576	1,642	5,940	634	339	642	1,615	328	7,883
瀬谷区	6	51	77	48	46	86	314	20	13	18	51	10	375
旭区	7	51	99	95	38	92	382	40	32	43	115	22	519

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和3年（2021年）」（横浜市道路局 令和4年5月）

表 6.11-13 区別交通事故発生状況（令和3年）

区分	交通事故件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
横浜市全域	7,883	36	8,997
瀬谷区	375	2	419
旭区	519	1	606

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和3年（2021年）」（横浜市道路局 令和4年5月）

③ 歩行者の状況

ア. 歩行者等交通量調査の状況

横断歩道部における歩行者・自転車交通量については、既存資料（区画整理）において、地点1～6の6交差点で調査が実施されています。

既存資料（区画整理）において調査が実施された6交差点の交差点形状（断面位置）は図6.11-5に、調査結果は、表6.11-14に示すとおりです。

既存資料（区画整理）において調査が実施された6地点のうち、歩行者と自転車の合計数が最も多かったのは、平日は地点6（瀬谷中学校前）のキーク断面で2,200人・台/12時間であり、休日は地点6（瀬谷中学校前）のオーカ断面で1,717人・台/12時間であり、混雑時は地点4（瀬谷土橋公園入口）のウーエ断面で1,313人・台/12時間とされています。また、ピーク時間帯の最も歩行者・自転車交通量が多かったのは、平日は地点6（瀬谷中学校前）のキーク断面で734人・台/時間（7:30～8:30）であり、休日は地点6（瀬谷中学校前）のオーカ断面で206人・台/時間（16:15～17:15）であり、混雑時は地点6（瀬谷中学校前）のアーイ断面で122人・台/時間（16:30～17:30）とされています。

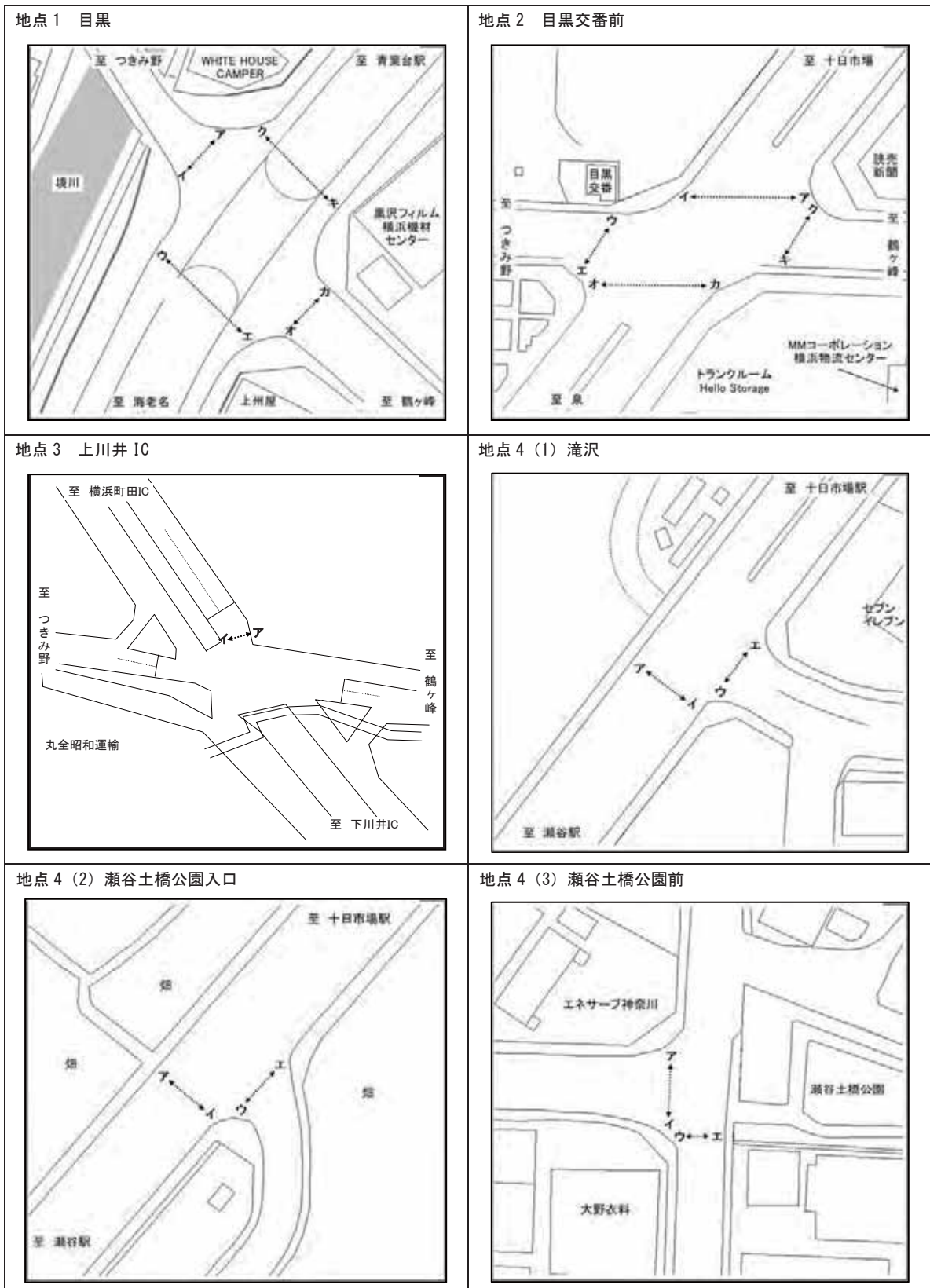
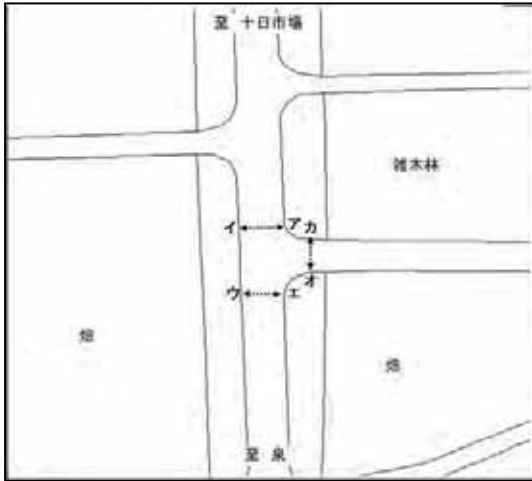


図 6.11-5(1) 交差点の断面位置

地点5 中瀬谷消防署出張所北側



地点6 瀬谷中学校前



図 6.11-5(2) 交差点の断面位置

表 6.11-14(1) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（歩道部歩行者等交通量：平日）

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)			12 時間 (7-19時)			ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	計	歩行者 (人)	自転車 (台)	計	時間帯	歩行者・ 自転車 (人・台/ 時間)	
地点 1 (目黒)	ア-イ	128	165	293	101	115	216	7:30~ 8:30	48	
	ウ-エ	228	264	492	178	169	347		108	
	オ-カ	93	107	200	68	70	138		24	
	キ-ク	218	310	528	139	207	346		74	
地点 2 (目黒交番前)	ア-イ	91	176	267	81	123	204	7:45~ 8:45	59	
	ウ-エ	36	85	121	29	61	90		21	
	オ-カ	28	62	90	20	45	65		15	
	キ-ク	33	70	103	27	61	88		19	
地点 3 (上川井 IC)	ア-イ	220	153	373	156	113	269	7:45~ 8:45	79	
地点 4	滝沢	ア-イ	17	7	24	17	6	23	8:00~	2
		ウ-エ	142	313	455	119	251	370	9:00	91
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	37	25	62	24	23	47	8:00~	6
		ウ-エ	126	275	401	84	232	316	9:00	89
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	94	33	127	80	23	103	12:00~	36
		ウ-エ	45	32	77	37	22	59	13:00	8
地点 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	ア-イ	11	33	44	5	27	32	17:00~ 18:00	4	
	ウ-エ	27	78	105	17	63	80		18	
	オ-カ	101	196	297	51	110	161		40	
地点 6 (瀬谷中学校前)	ア-イ	1,639	158	1,797	1,234	89	1,323	7:30~ 8:30	395	
	ウ-エ	1,156	203	1,359	947	162	1,109		198	
	オ-カ	2,063	208	2,271	1,539	158	1,697		341	
	キ-ク	2,451	362	2,813	1,967	233	2,200		734	

表 6.11-14(2) 既存資料（区画整理）における現地調査結果(歩道部歩行者等交通量：休日)

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)			12 時間 (7-19時)			ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	計	歩行者 (人)	自転車 (台)	計	時間帯	歩行者・ 自転車 (人・台/ 時間)	
地点 1 (目黒)	ア-イ	213	464	677	190	434	624	16:45~ 17:45	75	
	ウ-エ	242	390	632	175	294	469		68	
	オ-カ	159	385	544	127	334	461		50	
	キ-ク	301	543	844	249	461	710		96	
地点 2 (目黒交番前)	ア-イ	49	208	257	36	158	194	9:15~ 10:15	14	
	ウ-エ	30	152	182	28	135	163		9	
	オ-カ	51	118	169	42	88	130		26	
	キ-ク	51	149	200	45	114	159		32	
地点 3 (上川井 IC)	ア-イ	157	192	349	114	157	271	14:45~ 15:45	40	
地点 4	滝沢	ア-イ	10	9	19	8	9	17	10:15~	3
		ウ-エ	120	196	316	86	166	252	11:15	39
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	30	10	40	20	9	29	10:15~	4
		ウ-エ	81	172	253	55	147	202	11:15	30
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	14	13	27	10	10	20	15:15~ 16:15,	5
		ウ-エ	9	11	20	8	6	14	15:30~ 16:30	2
地点 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	ア-イ	36	48	84	34	40	74	9:45~ 10:45	15	
	ウ-エ	56	96	152	48	81	129		25	
	オ-カ	260	282	542	197	200	397		40	
地点 6 (瀬谷中学校前)	ア-イ	1,080	397	1,477	823	340	1,163	16:15~ 17:15	135	
	ウ-エ	703	492	1,195	578	414	992		112	
	オ-カ	1,483	569	2,052	1,232	485	1,717		206	
	キ-ク	1,164	753	1,917	964	630	1,594		165	

表 6.11-14(3) 既存資料（区画整理）における現地調査結果（歩道部歩行者等交通量：混雑時）

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)			12 時間 (7-19時)			ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	計	歩行者 (人)	自転車 (台)	計	時間帯	歩行者・ 自転車 (人・台/ 時間)	
地点 1 (目黒)	ア-イ	132	139	271	95	101	196	8:15~	35	
	ウ-エ	110	126	236	64	80	144		25	
	オ-カ	86	147	233	66	111	177	9:15	43	
	キ-ク	217	215	432	167	149	316		61	
地点 2 (目黒交番 前)	ア-イ	37	86	123	25	49	74	8:00~	18	
	ウ-エ	24	25	49	20	17	37		13	
	オ-カ	39	51	90	25	35	60	9:00	9	
	キ-ク	23	58	81	15	32	47		7	
地点 3 (上川井 IC)	ア-イ	155	78	233	119	53	172	7:15~ 8:15	38	
地点 4	滝沢	ア-イ	22	12	34	21	11	32	7:30~	3
		ウ-エ	132	296	428	113	248	361	8:30	54
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	46	22	68	33	17	50	10:45~	3
		ウ-エ	137	239	376	1,114	199	1,313	11:45	54
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	30	25	55	25	21	46	11:30~	15
		ウ-エ	23	27	50	19	20	39	12:30	10
地点 5 (中瀬谷消防 署出張所北 側)	ア-イ	10	11	21	10	10	20	7:00~ 8:00	3	
	ウ-エ	16	42	58	5	25	30		4	
	オ-カ	105	165	270	45	101	146		49	
地点 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,078	135	1,213	788	89	877	16:30~	122	
	ウ-エ	525	203	728	413	157	570		80	
	オ-カ	1,075	138	1,213	902	118	1,020	17:30	95	
	キ-ク	729	240	969	606	181	787		90	

6.11.2 環境保全目標の設定

地域社会に係る環境保全目標は、表 6.11-15 に示すとおり設定しました。

表 6.11-15 環境保全目標(地域社会(交通混雑、歩行者の安全))

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行に伴う交通混雑 (自動車)	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
【工事中】 工事中の歩行者・自転車の安全	歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。
【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車)	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 来園車両等の走行に伴う歩行者・ 自転車の安全	歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。

6.11.3 予測

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全

① 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに工事用車両と歩行者との交差頻度が高い工事施工ヤード周辺としました。

予測地点は、図 6.11-1 に示すとおり、工事用車両ルートとして想定される主要交差点の4地点（地点1～4）としました。

③ 予測時期

予測対象時期は、1日あたりの工事用車両の走行台数が最大となる時期（工事開始後25ヶ月目）としました。

本事業は二次整備工事の途中から一部供用するため、一部供用時における来園車両等も考慮し、工事用車両と来園車両等の合計台数が最大となる月を検討しましたが、一部供用時における来園車両等の台数が、工事用車両台数を大きく上回るため（詳細は資料編(p.資1.5-10)参照）、工事用車両の走行による影響を把握することを目的に、工事用車両のみの台数が最大となる時期を設定しました。なお、一部供用時の工事用車両と来園車両等の合計台数が、「6.11.3(2)来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全」で用いている供用時の来園車両等の台数を上回ることはありません。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。

④ 予測方法

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）の予測手順は、図 6.11-6 に示すとおりです。各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改訂平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会 平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。なお、交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の設定は、表 6.11-9 において整理した考え方に従いました。

歩行者の安全については、現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本事業で実施する施策等を整理することで定性的に予測しました。

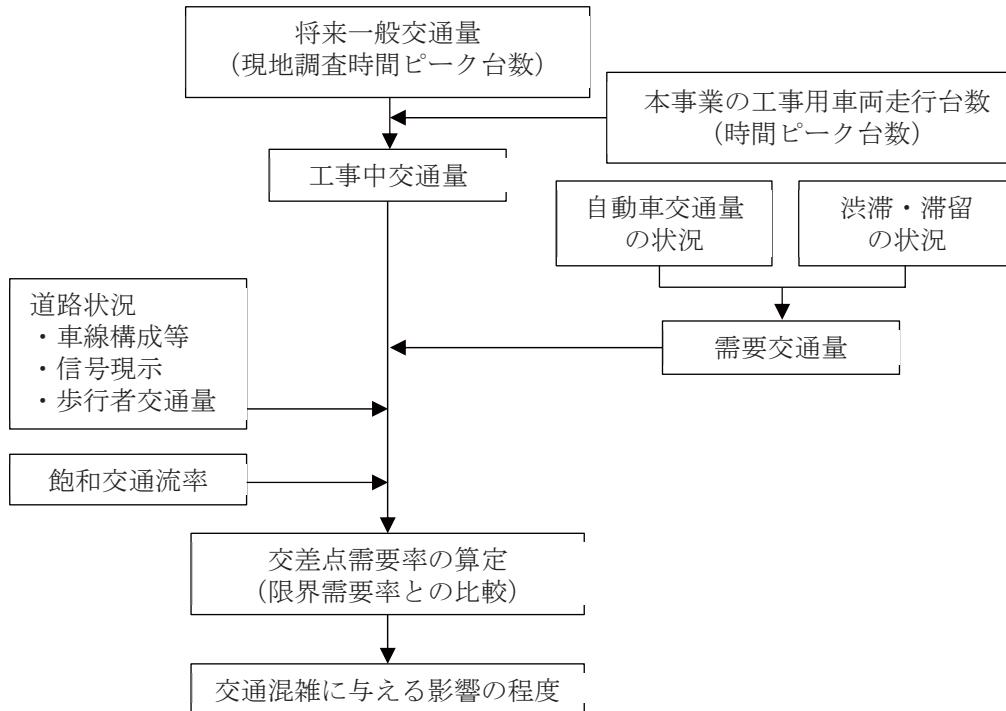


図 6.11-6 予測手順（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

⑤ 予測条件

ア. 交通量

予測対象時期における交通量は、表 6.11-16 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量に本事業の工事用車両台数を加えて算出しました。

対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量は、近年概ね横ばいまたは減少傾向にありますが、安全側の観点で将来一般交通量は平日の現地調査結果を設定しました（詳細は資料編(p. 資 1.4-20)参照）。

工事用車両台数は、本事業の工事用車両台数が最大となる月（工事開始後 25 ヶ月目）の台数を用いました（詳細は資料編(p. 資 1.4-20～資 1.4-30)参照）。

また、土地区画整理事業の工事用車両台数は、同時期（土地区画整理事業の工事開始後 37 ヶ月目）の台数としました。

表 6.11-16 予測対象時点（工事開始後 25 ヶ月目）の交通量

地点番号 (交差点名)	時期	工事中の ピーク時間帯	方向	将来一般交通量 (1時間あたり)		工事用車両台数 (1時間あたり)	
				大型車	小型車	大型車	小型車
地点 1 (目黒)	平日	17:45~18:45	C→A	48	465	3	10
			C→B	95	219	3	10
			C→D	18	125	3	9
	休日	16:45~17:45	C→A	16	406	3	10
			C→B	38	349	3	10
			C→D	2	64	3	10
地点 2 (目黒交番前)	平日	17:00~18:00	C→A	10	188	9	30
			C→B	3	49	9	0
			D→A	3	7	9	30
	休日	16:45~17:45	C→A	5	239	9	30
			C→B	3	30	9	0
			D→A	1	21	9	30
地点 3 (上川井 IC)	平日	17:00~18:00	A→D	23	102	3	10
	休日	16:45~17:45	A→D	6	76	3	10
地点 4 (滝沢)	平日	18:00~19:00	B→A	27	676	9	30
			B→C	8	12	6	19
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	平日	17:30~18:30	B→A	26	408	15	50
			B→C	16	33	3	10
	休日	16:30~17:30	B→A	14	362	15	50
			B→C	4	48	3	10

イ. 交通規制等

工事用車両の走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。

⑥ 予測結果

ア. 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

A 本事業の予測結果

工事用車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.11-17、車線の交通容量比は表 6.11-18 と表 6.11-19 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、地点 2（目黒交番前）の平日 0.796 ですが、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。

また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で休日 0.022（地点 2（目黒交番前））となっています。

車線の交通容量比が高い交差点は、地点 2（目黒交番前）の平日 A 断面の右折方向で、現況の時点で交通容量比 1.0 を上回っていますが、工事用車両走行ルートではないため、本事業による影響はありません。工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも 1.0 を下回る結果となっています。また、現況交通量に対する工事中交通量の車線の交通容量比の増加量は最大で平日 0.121、休日 0.110（地点 2（目黒交番前）、C 断面、左折・直進方向、直進方向）となっています。

以上より、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率及び車線混雑度の増加量は、ともにわずかであり、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

B 他事業を考慮した予測結果

本事業の工事用車両の走行台数が最大となる時期（工事開始後 25 ヶ月目）における土地区画整理事業の工事用車両台数は、大型車 0 台/日、小型車 11 台/日です。将来一般交通量及び本事業の工事用車両台数の合計と比較して土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加はわずかであるため、土地区画整理事業の工事用車両を考慮した場合においても工事用車両による各交差点の影響は小さいと考えます。

イ. 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

工事用車両の主な走行ルートである環状 4 号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第 33 号線の大部分はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています（前掲図 6.11-4（p.6.11-32）参照）。

以上より、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。

表 6.11-17 交差点需要率（信号交差点）（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

時期	交差点名		時間帯 ^{注1}	交差点需要率 ^{注3}			限界 需要率 ^{注4}
				現況	工事中 ^{注2}	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:45～ 18:45	0.697	0.708	0.011	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00～ 18:00	0.789	0.796	0.007	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00～ 18:00	0.680	0.691	0.011	0.847
	地点 4	滝沢	18:00～ 19:00	0.474	0.477	0.003	0.844
		瀬谷土橋公園入口	17:30～ 18:30	0.502	0.513	0.011	0.913
休日	地点 1	目黒	16:45～ 17:45	0.680	0.680	0	0.894
	地点 2	目黒交番前	16:45～ 17:45	0.612	0.634	0.022	0.894
	地点 3	上川井 IC	16:45～ 17:45	0.492	0.492	0	0.829
	地点 4	滝沢	15:45～ 16:45	0.357	0.357	0	0.900
		瀬谷土橋公園入口	16:30～ 17:30	0.325	0.334	0.009	0.900

注1：「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注2：「工事中」は将来一般交通量（現況交通量）に本事業において想定している工事中の工事用車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。

注3：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注4）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注4：「限界需要率」とは、「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.11-18 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：平日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注1}		
				現況	工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.809	0
			右折	0.278	0.296	0.018
		B	左折・直進	0.628	0.628	0
			右折	0.872	0.872	0
		C	左折	0.719	0.747	0.028
			直進	0.943	0.969	0.026
			右折	0.316	0.344	0.028
		D	左折・直進	0.492	0.492	0
			右折	0.699	0.699	0
		地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.603	0
右折	1.072				1.072	0
B	左折			0.279	0.279	0
	直進			0.815	0.815	0
	右折			0.287	0.287	0
C	左折・直進			0.524	0.645	0.121
	直進			0.524	0.645	0.121
	右折			0.737	0.737	0
D	左折・直進			0.984	0.984	0
	右折			0.031	0.147	0.116
地点 3	上川井 IC			A	左折・右折	0.748
		B	直進	0.865	0.865	0
			右折	0.786	0.786	0
		C	右折	0.609	0.609	0
		D	直進	0.626	0.626	0
			右折	0.319	0.319	0
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.511	0.511	0
			直進	0.511	0.511	0
		B	直進	0.418	0.444	0.026
			右折	0.045	0.097	0.052
		C	左折・右折	0.612	0.612	0
			右折	0.659	0.659	0
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0
			直進	0.636	0.636	0
		B	直進	0.300	0.349	0.049
			右折	0.389	0.488	0.099
C	左折	0.274	0.274	0		
	右折	0.568	0.568	0		

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-19 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：休日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注1}		
				現況	工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0
			右折	0.184	0.190	0.006
		B	左折・直進	0.410	0.410	0
			右折	0.711	0.711	0
		C	左折	0.736	0.763	0.027
			直進	0.670	0.693	0.023
			右折	0.194	0.237	0.043
		D	左折・直進	0.559	0.559	0
右折	0.806		0.806	0		
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.426	0
			直進	0.426	0.426	0
			右折	0.907	0.907	0
		B	左折	0.245	0.245	0
			直進	0.729	0.729	0
			右折	0.140	0.140	0
		C	左折・直進	0.513	0.623	0.110
			直進	0.513	0.623	0.110
			右折	0.489	0.489	0
		D	左折・直進	0.770	0.770	0
右折	0.054		0.160	0.106		
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.390	0.049
			直進	0.592	0.592	0
		B	右折	0.653	0.653	0
			右折	0.475	0.475	0
		D	直進	0.517	0.517	0
			右折	0.293	0.293	0
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.386	0.386	0
			直進	0.386	0.386	0
		B	直進	0.363	0.363	0
			右折	0.037	0.088	0.051
		C	左折・右折	0.317	0.317	0
			右折	0.453	0.453	0
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.329	0.329	0
			直進	0.329	0.329	0
		B	直進	0.216	0.258	0.042
			右折	0.323	0.411	0.088
C	左折	0.056	0.056	0		
	右折	0.479	0.479	0		

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

(2) 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全

① 予測項目

予測項目は、来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）及び供用時の歩行者・自転車の安全としました。

② 予測地域・地点

予測地域は来園車両等の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路としました。

予測地点は、図 6.11-1 に示すとおり、来園車両等の走行ルートとして想定される主要交差点（地点 1～6、地点 8、9）の 8 地点及び、1 断面（地点 7）としました。なお、地点 2（目黒交番前）、地点 3（上川井 IC）及び地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、交差点構造の変更が予定され、地点 8、9 は新設されるため、将来の交差点構造で予測しました。これらの交差点の構造図は図 6.11-7 に示すとおりです。

③ 予測時期

予測対象時期は、来園車両等の走行が定常となる時期（2046 年（令和 28 年））としました。

また、同時期に旧上瀬谷通信施設において整備が計画されている「賑わい施設」、「物流施設」、「防災施設」の関係車両の影響を考慮した予測も行いました。

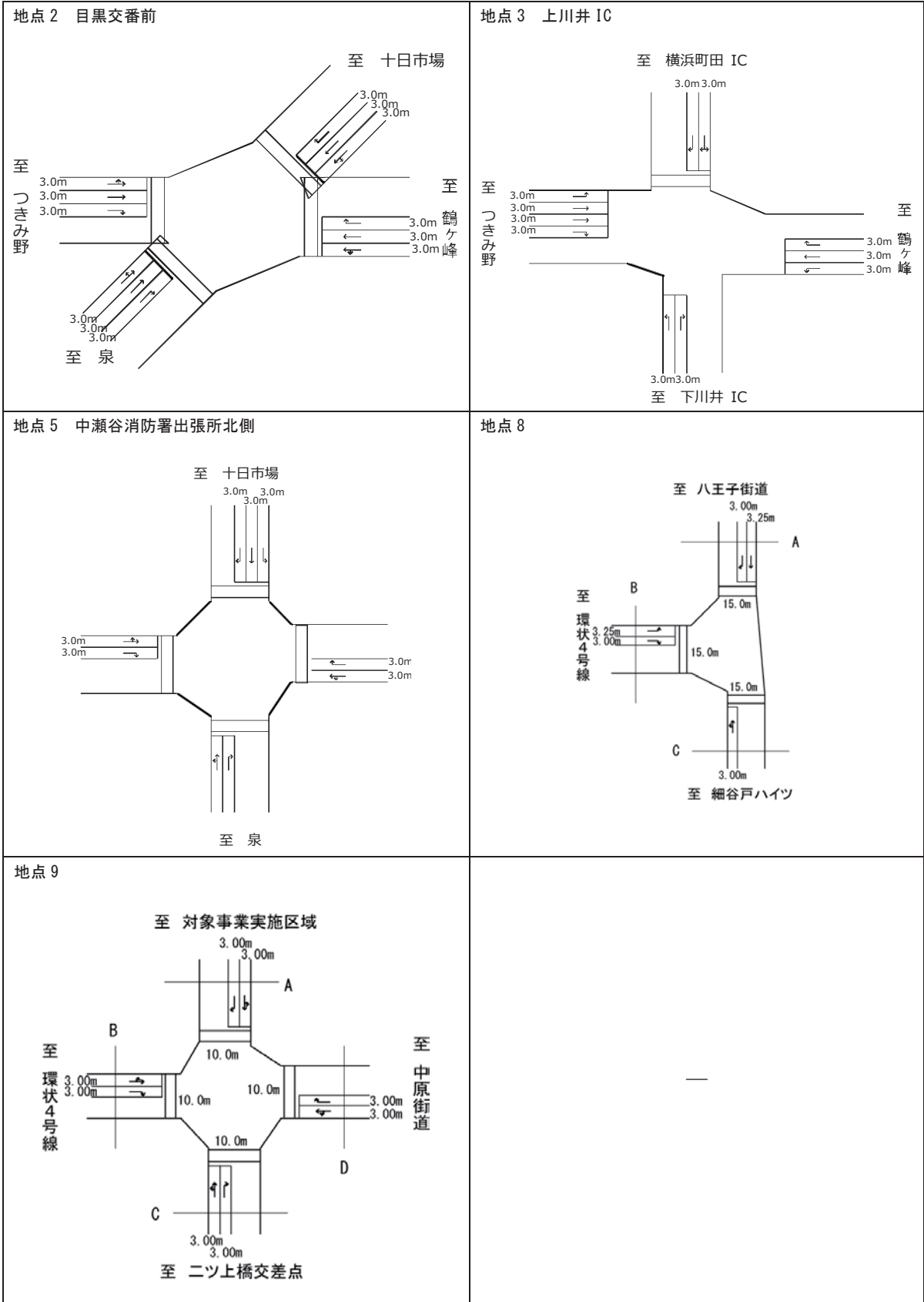


図 6.11-7 将来交差点構造

④ 予測方法

来園車両等の走行に伴う交通混雑の予測手順は、図 6.11-8 に示すとおりです。各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改訂平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。なお、交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の設定は、表 6.11-9 において整理した考え方に従いました。ただし、将来、新たに車線数の増加や車線運用が変更となる車線（地点 1 の A 断面右折車線、地点 2 の B 断面左折・直進車線、D 断面直進車線及び右折車線、地点 3 の A 断面右折車線、B 断面左折可車線、C 断面左折可車線、D 断面左折可車線、地点 4（滝沢）の B 断面右折車線、地点 4（瀬谷土橋公園入口）の C 断面左折車線、地点 5 の全断面全車線、地点 6 の A 断面左折車線及び右折車線）、新設される交差点（地点 8 の全断面全車線、地点 9 の全断面全車線）については、飽和交通流率の基本値の設定を、上記資料に基づき、直進を含む車線 2,000、右折・左折車線 1,800 としました。

また、単路である地点 7 については流入交通量がピークとなる時間帯における単路部の交通容量比を「道路の交通容量」（社）日本道路協会 昭和 59 年 9 月）に示される方法に準拠して算出しました。

歩行者の安全については、現状の交通安全施設の整理と、土地区画整理事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測しました。

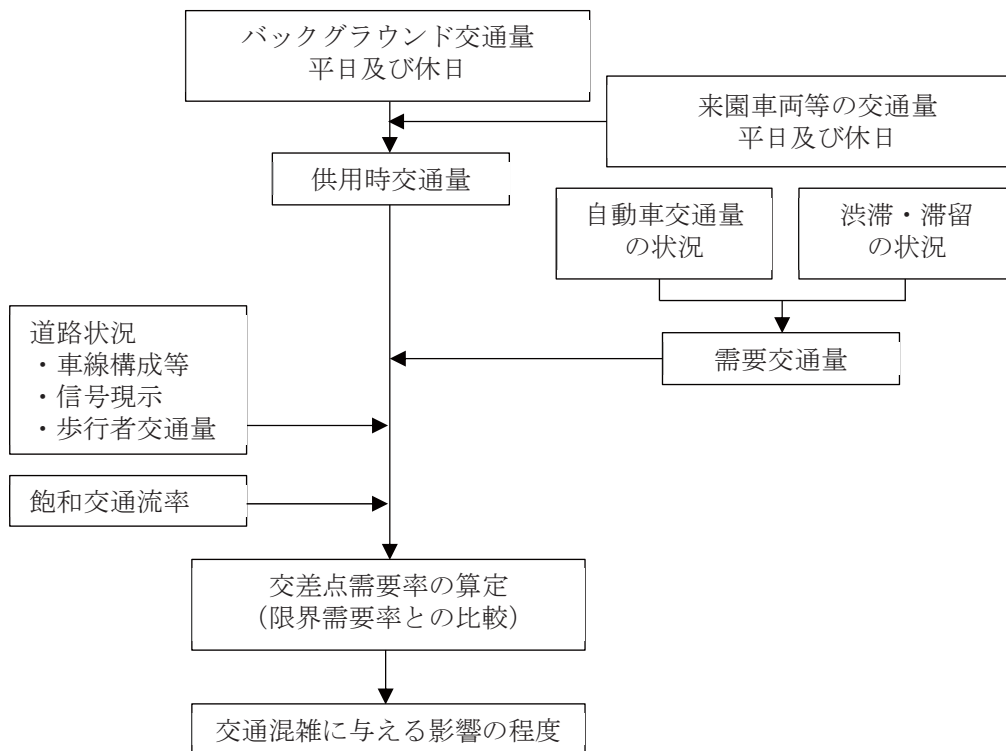


図 6.11-8 予測手順（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

⑤ 予測条件

ア. 交通量

供用時の交通量は、来園車両等の走行が定常となる時期（2046年（令和28年））の台数としました。来園車両等の年平均日交通量（発生集中交通量）は、来園車両が小型車1,968台/日、管理用車両が小型車32台/日、大型車6台/日となります。来園車両等及び土地区画整理事業を考慮した関係車両の交通量の詳細は、資料編（p.資1.6-44～資1.6-97）に示すとおりです。なお、供用時の交通量は、新たな交通を考慮して算定しました。新たなインターチェンジについては、具体的な検討が進められている段階のため、供用時の交通量の算定には考慮していません。

イ. 交通規制等

来園車両等の主な走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。なお、地点2（目黒交番前）、地点3（上川井IC）及び地点5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、将来、交差点構造の変更が予定されているため、将来の交差点構造で予測しました。

⑥ 予測結果

ア. 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）

A 本事業の予測結果

予測対象時期における交差点需要率は表 6.11-20、車線の交通容量比は表 6.11-21、単路部の交通容量比は表 6.11-22 に示すとおりです。

将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日は地点 6（瀬谷中学校前）で 1.076、休日は地点 1（目黒）で 0.896 であり、平日の地点 6（瀬谷中学校前）では限界需要率を上回っています。また、現況交通量に対する供用時交通量の交差点需要率の増加は、最大で平日の地点 6（瀬谷中学校前）の 0.539 と予測されます。

将来交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、平日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.162、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.431、D 断面左折・直進車線で 1.327、休日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.105、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.155、D 断面左折車線で 1.239 となっており、1.0 を上回る結果となっています。また、現況交通量に対する供用時交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で平日の地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 0.815 と予測されます。なお、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線及び D 断面左折・直進車線は 1.0 を上回る結果となっていますが、本事業の来園車両等がこれらの車線を通行することはなく、将来一般交通量の変化によるものであるため、本事業による影響はありません。また、地点 1（目黒）の C 断面左折車線は来園車両等の通行ルートではありますが、交通量推計の結果、来園車両等の台数は全時間帯で 0 台となり（資料編（p. 資 1.6-63）参照）、本ルートを通行する来園車両等の台数は非常に少ないと考えられます。そのため、車線の交通容量比の増加は将来一般交通量の変化によるものであり、本事業による影響は小さいと考えます。なお、将来一般交通量の増加要因は、高規格道路（圏央道等）の整備に伴い、交通量がそれらの路線に転換し、保土ヶ谷バイパスの交通量が減少することで、保土ヶ谷バイパスを経由して周辺道路（主に一般国道 467 号線）から 4 車線に拡幅された環状 4 号線に交通が転換するためと考えられます。

将来交通量による単路部の交通容量比は地点 7 で平日 0.526、休日 0.570 となり 1.0 を下回ります。

以上より、交差点需要率は地点 6（瀬谷中学校前）の 1 地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点 1（目黒）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 2 地点で 1.0 を上回る車線があると予測します。なお、車線の交通容量比の増加は将来一般交通量の変化によるものであり、本事業による影響は小さいと考えます。

表 6.11-20 交差点需要率（信号交差点）（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

時期	交差点名		交差点需要率 ^{注1}			供用時 限界 需要率 ^{注2}
			現況 (ピーク時間帯)	供用時 (ピーク時間帯)	増分	
			A	B	B-A	
平日	地点1	目黒	0.697 (17:45~18:45)	0.929 (17:00~18:00)	0.232	0.931
	地点2	目黒交番前	0.789 (17:00~18:00)	0.552 (17:00~18:00)	-0.237	0.918
	地点3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	0.545 (17:00~18:00)	-0.135	0.864
	地点4	滝沢	0.474 (18:00~19:00)	0.521 (7:00~8:00)	0.047	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.502 (17:30~18:30)	0.512 (18:00~19:00)	0.010	0.909
	地点5	中瀬谷消防署出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.281 (7:00~8:00)	-0.419	0.911
	地点6	瀬谷中学校前	0.537 (7:45~8:45)	1.076 (7:00~8:00)	0.539	0.880
	地点8	—	-	0.143 (17:00~18:00)	-	0.911
	地点9	—	-	0.529 (18:00~19:00)	-	0.917
休日	地点1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	0.896 (19:00~20:00)	0.216	0.931
	地点2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	0.479 (17:00~18:00)	-0.133	0.918
	地点3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	0.439 (17:00~18:00)	-0.053	0.864
	地点4	滝沢	0.357 (15:45~16:45)	0.373 (16:00~17:00)	0.016	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.332 (15:45~16:45)	0.313 (16:00~17:00)	-0.019	0.909
	地点5	中瀬谷消防署出張所北側	0.666 (16:30~17:30)	0.261 (15:00~16:00)	-0.405	0.900
	地点6	瀬谷中学校前	0.520 (14:30~15:30)	0.849 (15:00~16:00)	0.329	0.880
	地点8	—	-	0.239 (16:00~17:00)	-	0.911
	地点9	—	-	0.561 (16:00~17:00)	-	0.917

注1：交差点需要率：交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注2：限界需要率…「(サイクル長-損失時間(黄色-赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.11-21(1) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車): 平日)
(地点 1~5)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.911	0.102
			右折	0.278	0.772	0.494
		B	左折・直進	0.628	0.927	0.299
			右折	0.872	0.837	-0.035
		C	左折	0.719	1.162	0.443
			直進	0.943	0.337	-0.606
			右折	0.316	0.101	-0.215
		D	左折・直進	0.492	0.284	-0.208
			右折	0.699	0.163	-0.536
		地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.485	-0.118
右折	1.072				0.651	-0.421
B	左折 (左折・直進)			0.279	0.794	0.515
	直進			0.815	0.794	-0.021
	右折			0.287	0.300	0.013
C	左折・直進			0.524	0.624	0.100
	直進			0.524	0.624	0.100
	右折			0.737	0.049	-0.688
D	左折・直進			0.984	0.587	-0.397
	(直進)			なし	0.587	—
	右折			0.031	0.047	0.016
	(右折)			なし	0.104	—
地点 3	上川井 IC			A	左折・右折	0.748
		(右折)	なし		0.104	—
		B	直進	0.865	0.214	-0.651
			右折	0.786	0.889	0.103
		C	右折	0.609	0.266	-0.343
			直進	0.626	0.471	-0.155
		D	右折	0.319	0.375	0.056
直進	0.626		0.471	-0.155		
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.511	0.554	0.043
			直進	0.511	0.554	0.043
		B	直進	0.418	0.349	-0.069
			右折	0.045	0.000	-0.045
		C	左折・右折	0.612	0.188	-0.424
	右折		0.659	0.673	0.014	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.630	-0.006
			直進	0.636	0.630	-0.006
		B	直進	0.300	0.496	0.196
			右折	0.389	0.705	0.316
C		左折	0.274	0.000	-0.274	
	右折	0.568	0.219	-0.349		
地点 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.454	—
			左直 (直進)	0.919	0.352	-0.567
			右折	なし	0.038	—
		(B)	左折・直進	なし	0.073	—
			右折	なし	0.000	—
		B (C)	直右 (左折・直進)	0.782	0.359	-0.423
			右折	なし	0.052	—
		C (D)	左折・直進	なし	0.157	—
			右左 (右折)	0.634	0.324	-0.310

注 1 : 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2 : 地点 2、地点 3 及び地点 5 の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注 3 : 車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-21(2) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車): 平日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.207	0.029	-0.178
			直進	0.556	0.482	-0.074
			右折	0.057	0.074	0.017
		B	左折・直進	0.705	0.573	-0.132
			右折	0.448	0.643	0.195
		C	左折	0.616	1.431	0.815
			直進	0.788	0.903	0.115
			右折	0.246	0.636	0.390
		D	左折・直進	0.816	1.327	0.511
			右折	0.282	0.050	-0.232
地点 8	—	A	直進	—	0.072	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折	—	0.000	—
			右折	—	0.253	—
		C	左折・直進	—	0.126	—
		地点 9	—	A	左折・直進	—
右折	—				0.000	—
B	左折・直進			—	0.674	—
	右折			—	0.335	—
C	左折・直進			—	0.679	—
	右折			—	0.000	—
D	左折・直進	—	0.731	—		
	右折	—	0.047	—		

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-21(3) 車線の交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）：休日）
 (地点1~5)

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.881	-0.088
			右折	0.184	0.863	0.679
		B	左折・直進	0.410	0.916	0.506
			右折	0.711	0.798	0.087
		C	左折	0.736	1.105	0.369
			直進	0.670	0.293	-0.377
			右折	0.194	0.112	-0.082
		D	左折・直進	0.559	0.300	-0.259
右折	0.806		0.186	-0.620		
地点2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.376	-0.050
			直進	0.426	0.376	-0.050
			右折	0.907	0.607	-0.300
		B	左折（左折・直進）	0.245	0.693	0.448
			直進	0.729	0.693	-0.036
			右折	0.140	0.267	0.127
		C	左折・直進	0.513	0.499	-0.014
			直進	0.513	0.499	-0.014
			右折	0.489	0.045	-0.444
		D	左折・直進	0.770	0.496	-0.274
			（直進）	なし	0.496	—
			右折	0.054	0.039	-0.015
地点3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.283	-0.058
			（右折）	なし	0.077	—
		B	直進	0.592	0.197	-0.395
			右折	0.653	0.934	0.281
		C	右折	0.475	0.189	-0.286
		D	直進	0.517	0.452	-0.065
右折	0.293		0.396	0.103		
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.386	0.397	0.011
			直進	0.386	0.397	0.011
		B	直進	0.363	0.231	-0.132
			右折	0.037	0.000	-0.037
		C	左折・右折	0.317	0.130	-0.187
	右折		0.453	0.505	0.052	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.363	0.438	0.075
			直進	0.363	0.438	0.075
		B	直進	0.228	0.277	0.049
			右折	0.304	0.360	0.056
C		左折	0.042	0.000	-0.042	
	右折	0.462	0.163	-0.299		
地点5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左折	なし	0.474	—
			左直（直進）	0.801	0.361	-0.440
			右折	なし	0.042	—
		(B)	左折・直進	なし	0.067	—
			右折	なし	0.000	—
		B	直右（左折・直進）	0.592	0.352	-0.240
		(C)	右折	なし	0.068	—
		C	左折・直進	なし	0.127	—
右左（右折）	0.818		0.263	-0.555		

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：地点2、地点3及び地点5の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-21(4) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 休日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.165	0.027	-0.138
			直進	0.543	0.511	-0.032
			右折	0.084	0.078	-0.006
		B	左折・直進	0.423	0.578	0.155
			右折	0.336	0.538	0.202
		C	左折	0.546	1.155	0.609
			直進	0.815	0.879	0.064
			右折	0.501	0.557	0.056
D	左折・直進	0.730	1.239	0.509		
	右折	0.133	0.034	-0.099		
地点 8	—	A	直進	—	0.071	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折	—	0.000	—
			右折	—	0.642	—
		C	左折・直進	—	0.139	—
		D	左折・直進	—	0.509	—
地点 9	—	A	左折・直進	—	0.509	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折・直進	—	0.695	—
			右折	—	0.350	—
		C	左折・直進	—	0.732	—
			右折	—	0.000	—
		D	左折・直進	—	0.754	—
			右折	—	0.057	—

注 1 : 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2 : 車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-22 単路部における交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 : 地点 7)

時期	ピーク時間帯	車線数	基本容量 (台/h)	補正係数				可能交通容量 (台/h)	ピーク時流入交通量 (台/h)	交通容量比 ^{注1}	
				車線幅員	側方余裕	沿道条件	大型混入				
											3.0m
現況	平日	18:00~19:00	2500	0.94	0.95	0.75	0.993	0.7%	1,662	302	0.182
	休日	15:00~16:00					0.981	1.8%	1,643	229	0.139
供用時	平日	8:00~9:00					0.883	12.1%	1,478	777	0.526
	休日	16:00~17:00					0.901	10.0%	1,508	859	0.570

注 1 : 交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

B 他事業を考慮した予測結果

また、同時期に旧上瀬谷通信施設において整備が計画されている「賑わい施設」、「物流施設」、「防災施設」の関係車両の影響を考慮した来園車両等の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.11-23、車線の交通容量比は表 6.11-24、単路部の交通容量比は表 6.11-25 に示すとおりです。

他事業を考慮した予測結果は、本事業の対象事業実施区域の拡張により来園車両が増加したことで、将来の一般交通量を含めた交通量の各車線への分配が変化したことより、土地区画整理事業評価書における地域社会の交通混雑（関係車両の走行）の予測結果と異なります。

交差点需要率は、平日の地点 1（目黒）で 0.945、と地点 6（瀬谷中学校前）で 1.076 であり、限界需要率を上回っています。また、現況交通量に対する供用時交通量の交差点需要率の増加は、最大で平日の地点 6（瀬谷中学校前）の 0.539 と予測されます。

車線の交通容量比は、平日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.200、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.431、直進車線で 1.100、D 断面左折・直進車線で 1.327、休日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.125、地点 3（上川井 IC）の D 断面直進車線で 1.038、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.155、D 断面左折・直進車線で 1.239 となっており、1.0 を上回る結果となっています。また、現況交通量に対する供用時交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で平日は地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 0.815 と予測されます。なお、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線及び D 断面左折・直進車線は 1.0 を上回る結果となっていますが、本事業の来園車両を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両がこれらの車線を通行することはなく、将来一般交通量の変化によるものであるため、開発施設の関係車両による影響はありません。なお、将来一般交通量の増加要因は、高規格道路（圏央道等）の整備に伴い、交通量がそれらの路線に転換し、保土ヶ谷バイパスの交通量が減少することで、保土ヶ谷バイパスを経由して周辺道路（主に一般国道 467 号線）から 4 車線に拡幅された環状 4 号線に交通が転換するためと考えられます。

将来交通量による単路部の交通容量比は地点 7 で平日 0.569、休日 0.462 となり 1.0 を下回ります。

以上より、他事業を考慮した場合、交差点需要率は地点 1（目黒）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 2 地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点 1（目黒）、地点 3（上川井 IC）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 3 地点で 1.0 を上回る車線があると予測します。

表 6.11-23 交差点需要率（信号交差点）（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

時期	交差点名		交差点需要率 ^{注2}			供用時 限界 需要率 ^{注3}
			現況 (ピーク時間帯)	供用時 (ピーク時間帯)	増分	
			A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	0.697 (17:45~18:45)	0.945 (17:00~18:00)	0.248	0.931
	地点 2	目黒交番前	0.789 (17:00~18:00)	0.617 (17:00~18:00)	-0.172	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	0.730 (8:00~9:00)	0.050	0.864
	地点 4	滝沢	0.474 (18:00~19:00)	0.581 (7:00~8:00)	0.107	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.502 (17:30~18:30)	0.599 (18:00~19:00)	0.097	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.305 (7:00~8:00)	-0.395	0.911
	地点 6	瀬谷中学校前	0.537 (7:45~8:45)	1.076 (7:00~8:00)	0.539	0.880
	地点 8	—	-	0.182 (8:00~9:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.569 (8:00~9:00)	-	0.917
休日	地点 1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	0.915 (19:00~20:00)	0.235	0.931
	地点 2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	0.579 (17:00~18:00)	-0.033	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	0.734 (8:00~9:00)	0.242	0.864
	地点 4	滝沢	0.357 (15:45~16:45)	0.398 (16:00~17:00)	0.041	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.332 (15:45~16:45)	0.417 (17:00~18:00)	0.085	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.666 (16:30~17:30)	0.321 (17:00~18:00)	-0.345	0.900
	地点 6	瀬谷中学校前	0.520 (14:30~15:30)	0.849 (15:00~16:00)	0.329	0.880
	地点 8	—	-	0.251 (16:00~17:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.568 (16:00~17:00)	-	0.917

注1：網掛けは、交差点需要率が供用時限界需要率を上回ったことを示します。

注2：交差点需要率：交差点需要率とは、交通流が単一の車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注3：限界需要率…「(サイクル長-損失時間(黄色-赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.11-24(1) 車線の交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）：平日）
 (地点 1~5)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.924	0.115
			右折	0.278	0.806	0.528
		B	左折・直進	0.628	0.927	0.299
			右折	0.872	0.841	-0.031
		C	左折	0.719	1.200	0.481
			直進	0.943	0.373	-0.570
			右折	0.316	0.150	-0.166
		D	左折・直進	0.492	0.288	-0.204
			右折	0.699	0.163	-0.536
		地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.544	-0.059
右折	1.072				0.651	-0.421
B	左折 (左折・直進)			0.279	0.798	0.519
	直進			0.815	0.798	-0.017
	右折			0.287	0.447	0.160
C	左折・直進			0.524	0.867	0.343
	直進			0.524	0.867	0.343
	右折			0.737	0.060	-0.677
D	左折・直進			0.984	0.650	-0.334
	(直進)			なし	0.650	—
	右折			0.031	0.119	0.088
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.886	0.138
			(右折)	なし	0.682	—
		B	直進	0.865	0.239	-0.626
			右折	0.786	0.768	-0.018
		C	右折	0.609	0.213	-0.396
		D	直進	0.626	0.940	0.314
右折	0.319		0.301	-0.018		
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.511	0.660	0.149
			直進	0.511	0.660	0.149
		B	直進	0.418	0.381	-0.037
			右折	0.045	0.000	-0.045
		C	左折・右折	0.612	0.298	-0.314
			右折	0.659	0.673	0.014
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.648	0.012
			直進	0.636	0.648	0.012
		B	直進	0.300	0.536	0.236
			右折	0.389	0.945	0.556
C	左折	0.274	0.000	-0.274		
	右折	0.568	0.219	-0.349		
地点 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.502	—
			左直 (直進)	0.919	0.365	-0.554
			右折	なし	0.048	—
		(B)	左折・直進	なし	0.078	—
			右折	なし	0.000	—
		B	直右 (左折・直進)	0.782	0.501	-0.281
		(C)	右折	なし	0.057	—
		C	左折・直進	なし	0.157	—
		(D)	右左 (右折)	0.634	0.491	-0.143

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2：地点 2、地点 3 及び地点 5 の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注 3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-24(2) 車線の交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）：平日）
 (地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.207	0.035	-0.172
			直進	0.556	0.495	-0.061
			右折	0.057	0.117	0.060
		B	左折・直進	0.705	0.610	-0.095
			右折	0.448	0.643	0.195
		C	左折	0.616	1.431	0.815
			直進	0.788	1.100	0.312
			右折	0.246	0.644	0.398
		D	左折・直進	0.816	1.327	0.511
			右折	0.282	0.083	-0.199
地点 8	—	A	直進	—	0.084	—
			右折	—	0.048	—
		B	左折	—	0.114	—
			右折	—	0.130	—
		C	左折・直進	—	0.222	—
		地点 9	—	A	左折・直進	—
右折	—				0.000	—
B	左折・直進			—	0.650	—
	右折			—	0.317	—
C	左折・直進			—	0.774	—
	右折			—	0.000	—
D	左折・直進			—	0.709	—
	右折			—	0.134	—

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-24(3) 車線の交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）：休日）
 (地点1~5)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.894	-0.075
			右折	0.184	0.904	0.720
		B	左折・直進	0.410	0.916	0.506
			右折	0.711	0.802	0.091
		C	左折	0.736	1.125	0.389
			直進	0.670	0.334	-0.336
			右折	0.194	0.195	0.001
		D	左折・直進	0.559	0.304	-0.255
			右折	0.806	0.186	-0.620
		地点2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426
直進	0.426				0.432	0.006
右折	0.907				0.607	-0.300
B	左折 (左折・直進)			0.245	0.703	0.458
	直進			0.729	0.703	-0.026
	右折			0.140	0.286	0.146
C	左折・直進			0.513	0.832	0.319
	直進			0.513	0.832	0.319
	右折			0.489	0.063	-0.426
D	左折・直進			0.770	0.543	-0.227
	(直進)			なし	0.543	—
	右折			0.054	0.124	0.070
	(右折)			なし	0.749	—
地点3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.820	0.479
			(右折)	なし	0.749	—
		B	直進	0.592	0.222	-0.370
			右折	0.653	0.827	0.174
		C	右折	0.475	0.155	-0.320
			直進	0.517	1.038	0.521
D	右折	0.293	0.324	0.031		
	直進	0.517	1.038	0.521		
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.386	0.434	0.048
			直進	0.386	0.434	0.048
		B	直進	0.363	0.283	-0.080
			右折	0.037	0.000	-0.037
		C	左折・右折	0.317	0.173	-0.144
	右折		0.453	0.505	0.052	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.363	0.464	0.101
			直進	0.363	0.464	0.101
		B	直進	0.228	0.316	0.088
			右折	0.304	0.602	0.298
C		左折	0.042	0.000	-0.042	
	右折	0.462	0.160	-0.302		
地点5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.609	—
			左直 (直進)	0.801	0.425	-0.351
			右折	なし	0.050	—
		(B)	左折・直進	なし	0.066	—
			右折	なし	0.000	—
		B (C)	直右 (左直)	0.592	0.349	-0.222
			右折	なし	0.073	—
		C (D)	左折・直進	なし	0.124	—
			右左 (右折)	0.818	0.295	-0.523

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：地点2、地点3及び地点5の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-24(4) 車線の交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）：休日）
（地点 6～9）

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.165	0.059	-0.106
			直進	0.543	0.565	0.022
			右折	0.084	0.085	0.001
		B	左折・直進	0.423	0.578	0.155
			右折	0.336	0.538	0.202
		C	左折	0.546	1.155	0.609
			直進	0.815	0.893	0.078
			右折	0.501	0.592	0.091
D	左折・直進	0.730	1.239	0.509		
	右折	0.133	0.038	-0.095		
地点 8	—	A	直進	—	0.083	—
			右折	—	0.027	—
		B	左折	—	0.017	—
			右折	—	0.653	—
		C	左折・直進	—	0.154	—
			右折	—	0.539	—
地点 9	—	A	左折・直進	—	0.539	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折・直進	—	0.720	—
			右折	—	0.356	—
		C	左折・直進	—	0.743	—
			右折	—	0.000	—
		D	左折・直進	—	0.759	—
			右折	—	0.075	—

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-25 単路部における交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑：地点 7）

時期	ピーク時間帯	車線数	基本容量 (台/h)	補正係数				可能交通容量 (台/h)	ピーク時 流入 交通量 (台/h)	交通 容量比 ^{注1}	
				車線幅員	側方 余裕	沿道 条件	大型混入				
											3.0m
現況	平日	18:00～ 19:00	2500	0.94	0.95	0.75	0.993	0.7%	1,662	302	0.182
	休日	15:00～ 16:00					0.981	1.8%	1,643	229	0.139
供用時	平日	8:00～ 9:00					0.896	10.5%	1,501	911	0.607
	休日	16:00～ 17:00					0.904	9.6%	1,514	904	0.597

注 1：交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

イ. 来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全

来園車両等の走行ルートである市道五貫目第 33 号線、環状 4 号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています(前掲図 6.11-4(p.6.11-32)参照)。

土地区画整理事業実施区域内については、環状 4 号線(北区間)では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線(南区間)と区画 1 号線～3 号線は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

以上より、歩行者等の安全は確保されるものと考えます。

6.11.4 環境の保全のための措置

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

環境の保全のための措置は、工事中の工事用車両の走行による影響を低減するため、表 6.11-26 に示す内容を実施します。

表 6.11-26 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。 ・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・工事用車両ルートの変更の分散化を検討します。 ・適切な荷載を行う運行計画を配慮し、工事用車両台数の削減を図ります。 ・工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。

(2) 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

環境の保全のための措置は、工事中の歩行者等の安全な通行が確保されるよう、表 6.11-27 に示す内容を実施します。

表 6.11-27 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保、必要に応じた誘導員の配置、一般車両との交錯を避けた工事用車両の出入口の計画等を行い、安全に配慮します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。

(3) 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）

環境の保全のための措置は、来園車両等の走行による影響を低減するため、表 6.11-28 に示す内容を実施します。

表 6.11-28 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行に伴う 交通混雑（自動車）	<ul style="list-style-type: none">・必要駐車台数として計5箇所で合計1,000台程度を確保した駐車場を整備します。・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。・公園利用者に対し、混雑していないアクセスルートをホームページ等で周知し、地点1、3及び6への負荷を低減します。

(4) 来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全

環境の保全のための措置は、来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全な通行が確保されるよう、表 6.11-29 に示す内容を実施します。

表 6.11-29 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行に伴う 歩行者・自転車の安全	<ul style="list-style-type: none">・注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。なお、区画道路には自転車専用レーンが整備される計画です。

6.11.5 評価

(1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。また、車線の交通容量比は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも 1.0 を下回る結果となっています。

工事中は、環境保全措置として、土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数の調整を行うとともに、対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留の防止等を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

工事用車両の主な走行ルートである環状 4 号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。

工事中は、環境保全措置として、工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保するとともに、児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画の策定等を行います。

以上のことから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。

(3) 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）

来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、地点 6（瀬谷中学校前）の 1 地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点 1（目黒）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 2 地点で 1.0 を上回る車線があると予測します。なお、車線の交通容量比の増加は将来一般交通量の変化によるものであり、本事業による影響は小さいと考えます。

また、他事業の影響を考慮した交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、地点 1（目黒）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 2 地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点 1（目黒）、地点 3（上川井 IC）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 3 地点で 1.0 を上回る車線があると予測します。

供用時は、環境保全措置として、必要駐車台数を確保した駐車場を整備するとともに、路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースの確保等を行います。また、公園利用者に対し、マイカー以外の交通手段の利用促進、混雑していないアクセスルート ホームページ等で周知し、地点 1、3 及び 6 への負荷の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

なお、地点 1 及び地点 6 における将来交通量は、資料編 (p. 資 1.6-62～資 1.6-65、資 1.6-

86～資 1.6-89 参照) に示すとおり、本事業の来園車両等や土地区画整理事業実施区域内の全開発施設の関係車両以外の将来一般交通量が多くを占めることから、本事業では対応が困難なところもありますので、評価書に記載した予測結果を関係部局に引き継いでいくとともに、供用時における事後調査を実施します。

(4) 来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全

来園車両等の走行ルートである市道五貫目第 33 号線、環状 4 号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。

土地区画整理事業実施区域内については、環状 4 号線(北区間)では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線(南区間)と区画 1 号線～3 号線は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

供用時は、環境保全措置として注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るとともに、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しの確保等を行います。

以上のことから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。

6.12 景觀

6.12 景観

本事業の実施により、周辺眺望地点からの景観等に変化を生じさせるおそれがあります。

このことから、周辺の主要な眺望地点からの景観等を把握するために、調査、予測、評価を行いました。以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【施設の存在により変化する景観の状況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。 対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。 	p. 6. 12-12 ～6. 12-25
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。 	p. 6. 12-25
予測結果の概要	<p>(地域景観の特性の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内は土地区画整理事業により、全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行うことから、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、地域景観の特性が変化すると予測します。ただし、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかなるが、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、森林地域や住宅地が広がる周辺環境と可能な限り調和が図られるよう、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うとともに、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。 <p>(主要な景観資源の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業実施区域外に存在するものは、直接改変は行われないことから、改変による影響はないと予測します。 土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとともに緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。 	p. 6. 12-33 ～6. 12-59

注 1 : 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>予測結果の概要</p>	<p>(主要な眺望地点からの景観の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設として供用するにあたり、対象事業実施区域内の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することになりますが、地点1においては、対象事業実施区域の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。地点14においては、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。 ・地点15、16、17、20においては、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、景観が変化すると予測しますが、本事業の対象実施区域と地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植や低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。 <p>(囲繞景観の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場の状態及び眺めの状態は、土地区画整理事業により対象事業実施区域の全域が改変される可能性があり、本事業で新たな公園施設を整備する計画であることから、人工的土地利用域及び樹林が点在する広大な草地域では大きく変化すると予測します。谷戸地域及び和泉源流域では、一部の範囲で眺めの状態が変化しますが、現況の地形をいかし、樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、大きな変化はないと予測します。 ・利用の状態は、現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園の来園者に広く利用されると予測します。 ・囲繞景観の価値は、自然性、固有性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はないと予測しますが、樹林が点在する広大な草地域では、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。なお、人工的土地利用域において、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲においては、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野の大部分を占める草地が消失し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。視認性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はありませんが、樹林が点在する広大な草地域は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、低下すると予測します。利用性、親近性は、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありませんが、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域では、現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園来園者に広く利用されるため、向上すると予測します。 	<p>p. 6. 12-33 ~6. 12-59</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植を行います。 可能な限り既存樹木の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。 公園内の建築物及び工作物については、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。 <p>【谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の創出を行います。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。また、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等は、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。 	p. 6. 12-60
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 12-61 ～6. 12-63

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.12.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 地域景観の特性
- ② 主要な景観資源の状況
- ③ 主要な眺望地点からの景観
- ④ 囲繞景観の状況
- ⑤ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 主要な景観資源の状況

主要な景観資源を選定するにあたっては、対象事業実施区域及びその周辺から 16 地点を選定しました。選定した調査地点の位置は、表 6.12-1 及び図 6.12-1 に示すとおりです。(詳細は「第 3 章 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」(p. 3-99~101 参照))

③ 主要な眺望地点からの景観

対象事業実施区域周辺で対象事業実施区域が容易に見渡せると考えられる場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点とし、表 6.12-1 及び図 6.12-1 に示す対象事業実施区域周辺の 20 地点としました(詳細は「第 3 章 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」(p. 3-99~101 参照))。

④ 囲繞景観の状況

周辺の公園、車道、林道、農道等の周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点として、表 6.12-1 及び図 6.12-1 に示す地点 11、14~22 としました。

⑤ 関係法令・計画等

対象事業実施区域に関する関係法令・計画等としました。

表 6.12-1(1) 主要な眺望地点、景観資源及び圍繞景観

区分	No.	名称	資料 ^{注2}
主要な景観資源	A	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑧
	B	川井・矢指風致地区の緑地	⑨
	C	海軍道路沿いの桜並木	①
	D	瀬谷中央公園	①
	E	瀬谷本郷公園	①
	F	東野第一公園	①
	G	野境道路	①
	H	相沢川ウォーク	①
	I	東山・関ヶ原の水辺	①
	J	瀬谷第一公園	①
	K	瀬谷第二公園	①
	L	瀬谷第三公園	①
	M	南台公園	①
	N	瀬谷町小川アメニティ	⑩
	—	丹沢の山並み (遠景)	—
	—	富士山 (遠景)	—
	主要な眺望地点 (人が集まる要素を もった地区)	1	瀬谷市民の森
2		追分市民の森	②
3		矢指市民の森	②
4		上川井市民の森	②
5		東山ふれあい樹林	①
6		深見歴史の森 (城山史跡公園)	③
7		ふれあいの森	④
8		鶴間公園	⑤
9		三保市民の森	⑥
10		よこはま動物園ズーラシア	⑦
11		瀬谷みはらし公園	—
12		中屋敷三丁目公園	—
13		本郷四丁目第二公園	—
14		上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
15		旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	—
16		深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
17		深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
18		環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
19		上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	—
20		旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	—

表 6.12-1(2) 主要な眺望地点、景観資源及び圍繞景観

区分	No.	名称	資料 ^{注2}
主要な圍繞景観	11	瀬谷みはらし公園	—
	14	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
	15	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	—
	16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	—
	17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
	18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	—
	19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	—
	20	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	—
	21	旧上瀬谷通信施設地区内道路 (対象事業実施区域 西側)	—
	22	農道 (対象事業実施区域 北側)	—

注 1 : 表中の地点番号は図 6.12-1 に対応しています。

注 2 : 資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料 : ① 「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ② 「「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ③ 「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ④ 「大和市の観光スポット」(大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑤ 「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑥ 「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑦ 「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑧ 「横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑨ 「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)
 ⑩ 「小川アメニティ、せせらぎ緑道 一覧」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

(3) 調査時期

① 地域景観の特性

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

② 主要な景観資源の状況

ア. 既存資料 (区画整理) 調査

既存資料 (区画整理) における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 A~D、F~M、遠景 : 平成 31 年 4 月 2 日 (火)、令和 2 年 2 月 29 日 (土)

イ. 現地調査

主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施しました。

地点 E : 令和 3 年 9 月 21 日 (火)、令和 3 年 12 月 13 日 (月)、20 日 (月)

地点 N : 令和 3 年 8 月 27 日 (金)、令和 4 年 1 月 17 日 (月)

③ 主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

ア. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における主要な眺望地点からの景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 2～10：令和 2 年 1 月 21 日(火)

地点 1、12～13：令和 2 年 9 月 5 日(土)、令和 2 年 12 月 17 日(木)

イ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施しました。

地点 11、14～20：令和 3 年 9 月 21 日(火)～22 日(水)、令和 3 年 12 月 13 日(月)、20 日(月)

地点 21、22：令和 4 年 8 月 2 日(火)

④ 関係法令・計画等

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

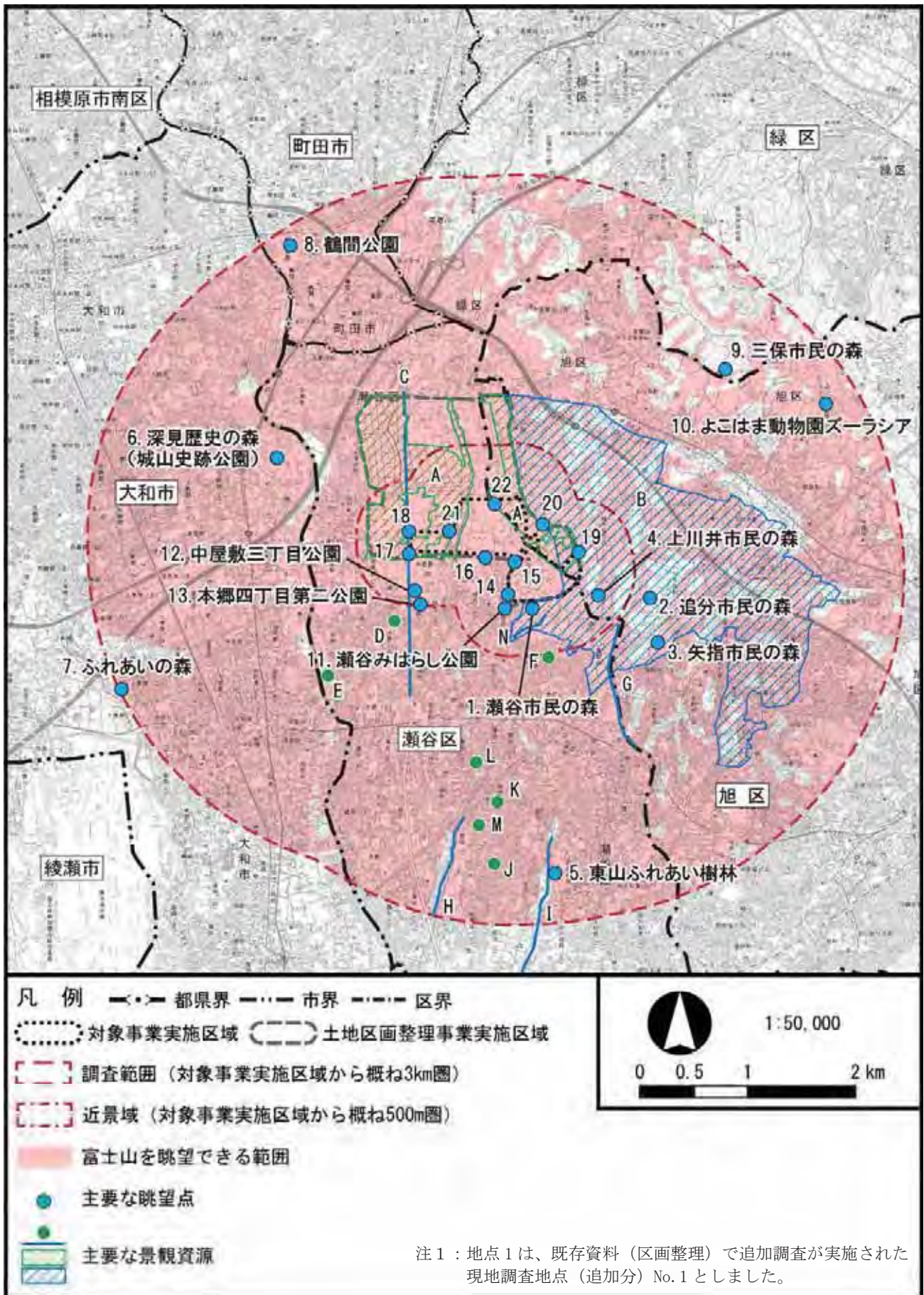


図 6.12-1 景観の調査地点図

(4) 調査方法

① 地域景観の特性

「地形図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査を行い、主要な景観要素及び地域景観の特性を把握しました。

② 主要な景観資源の状況

ア. 既存資料（区画整理）調査

以下の地点の主要な景観資源の状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査より把握されています。

- ・地点 A～D、F～M、遠景

イ. 現地調査

以下の地点の主要な景観資源の分布状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握しました。

- ・地点 E、N

③ 主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

ア. 既存資料（区画整理）調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況は、既存資料（区画整理）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.12-2、圍繞景観の整理、解析方法は表 6.12-3 に示すとおりです。

表 6.12-2 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
2～10	SONY SLT-A65V	35mm フィルム換算：33mm	地盤+1.5m ^{注1}
1、12～13	Nikon D5500	35mm フィルム換算：33mm	地盤+1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

表 6.12-3 圍繞景觀の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景觀区の区分	調査地域内 ^{注1} の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、対象事業実施区域を景觀区に区分しました。
景觀区の場の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景觀区ごとの地形要素(標高、傾斜等)、生物要素(植生等)、人文要素(道路、建造物、耕作地等)を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景觀区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景觀区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	現地踏査や写真撮影により、当該地域の圍繞景觀の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.12-4 に示すとおりです。 指標の選定にあたっては、景觀が有する普遍価値 ^{注2} (自然性、視認性、利用性等)と固有価値 ^{注3} (固有性、親近性等)という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として”高い”、”中程度”、”低い”の3段階に分けました。

注1：対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内としました。

注2：普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。

注3：固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.12-4 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標(例)
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際性の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ(被視頻度) 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

イ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び囲繞景観の状況を、現地踏査及び写真撮影により把握しました。

撮影条件は表 6.12-5、囲繞景観の整理、解析方法は「ア. 既存資料（区画整理）調査」と同様としました。

表 6.12-5 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
11、14～22	Canon EOS 80D	35mm フィルム換算：28mm	地盤+1.5m ^{注1}

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

④ 関係法令・計画等

以下の関係法令等の内容を整理しました。

- ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市景観計画」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「横浜市景観ビジョン」

(5) 調査結果

① 地域景観の特性

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区は、約 242ha の広大な敷地で、全体的にほぼ平坦な地形であるため、眺望が開けた開放的な景観となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観を形成しています。

対象事業実施区域の西側に隣接する海軍道路には約 300 本の桜が植栽されており、瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森等の横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっていますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路等による人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

② 主要な景観資源の状況

主要な景観資源の状況は、図 6.12-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。

No. A (旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 横浜市でも有数のまとまった農地が広がっています。</p>
No. B (川井・矢指風致地区の緑地) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。</p>
No. C (海軍道路沿いの桜並木) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 海軍道路の両側には約 300 本のソメイヨシノがあります。春には、海軍道路に隣接する海軍広場が開放され、花見客で賑わいます。</p> <p>注1 : 写真は、桜の開花期 (平成 31 年 4 月 2 日 (火)) に撮影されたものです。</p>
No. D (瀬谷中央公園) : 対象事業実施区域から約 670m	
	<p>【景観資源の状況】 瀬谷中央公園は、こどもログハウス”まるたのしろ”やゲートボールができる広場等があります。瀬谷中央公園沿いには大門川が流れており、大門川せせらぎ緑道があります。</p>

図 6.12-2(1) 主要な景観資源の状況

No. E (瀬谷本郷公園) : 対象事業実施区域から約 1,400m



【景観資源の状況】

瀬谷本郷公園は、ピクニックに最適な芝生の広場や、アスレチック、砂場、滑り台等の遊具があるほか、野球場やテニスコートもあります。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. F (東野第一公園) : 対象事業実施区域から約 500m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. G (野境道路) : 対象事業実施区域から約 600m



【景観資源の状況】

四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。

No. H (相沢川ウォーク) : 対象事業実施区域から約 2,500m



【景観資源の状況】

相沢川両岸流域の緑と水、桜が鑑賞できる約 1 km のプロムナードです。

図 6.12-2(2) 主要な景観資源の状況

<p>No. I (東山・関ヶ原の水辺) : 対象事業実施区域から約 2,200m</p> 	<p>【景観資源の状況】 この一帯は季節により、「あじさい」や「ヒガンバナ」をみることができます。さらに、東山ふれあい樹林を一体に、緑と水辺が見事に調和された自然を楽しむエリアで、西側に桜並木、土手に芝が植えられた和泉川の景勝地となっています。 また、関ヶ原の水辺は、和泉川の水辺として最初に整備された水辺です。</p>
<p>No. J (瀬谷第一公園) : 対象事業実施区域から約 2,400m</p> 	<p>【景観資源の状況】 対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。</p>
<p>No. K (瀬谷第二公園) : 対象事業実施区域から約 1,800m</p> 	<p>【景観資源の状況】 対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。</p>
<p>No. L (瀬谷第三公園) : 対象事業実施区域から約 1,500m</p> 	<p>【景観資源の状況】 対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。</p>

図 6.12-2(3) 主要な景観資源の状況

No. M (南台公園) : 対象事業実施区域から約 2,050m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. N (瀬谷町小川アメニティ) : 対象事業実施区域から約 120m



【景観資源の状況】

瀬谷区の東部「瀬谷市民の森」から流れる田園風景の中の小川アメニティです。和泉川の源流で、「そだ」を使った護岸は、自然にやさしく風情のある風景です。休耕田を利用したトンボ池もあり、様々な生き物やフデリンドウ、ホトトギス、オカトラノオなど、市内では少なくなっている野草を楽しむことができます。

図 6.12-2(4) 主要な景観資源の状況

遠景（丹沢の山並み）：対象事業実施区域から約 30km

遠景（富士山）：対象事業実施区域から約 70km



【景観資源の状況】

対象事業実施区域付近からでも、天候が良ければ丹沢の山並みや富士山の一部を視認することができます。

【富士山拡大写真】 ↓ 拡大



富士山については、写真では明瞭に写っていないものの、肉眼では頂上の一部を視認できます。

図 6.12-2(5) 主要な景観資源の状況

③ 主要な眺望地点からの景観

主要な眺望地点からの景観の状況は、表 6.12-6 に示すとおりです。

表 6.12-6(1) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
1	瀬谷市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左奥側に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域(対象事業実施区域内)であり、なだらかな丘陵地に樹木や緑地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しは良くありません。
2	追分市民の森	600	対象事業実施区域の南東側約 600m に位置する「追分市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している上川井市民の森の樹木が見えます。追分市民の森及び上川井市民の森の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
3	矢指市民の森	900	対象事業実施区域の南東側約 900m に位置する「矢指市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している追分市民の森の樹木が見えます。追分市民の森の樹木により、対象事業実施区域は視認できません。
4	上川井市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「上川井市民の森」の散策路上の地点です。林内の樹木により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	対象事業実施区域の南側約 2,500m に位置する「東山ふれあい樹林」内の地点です。林内の樹木の隙間から片側に広がる住宅地が見えます。林内の樹木や周辺の住宅地により、対象事業実施区域は視認できません。
6	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	対象事業実施区域の北西側約 1,400m に位置する「深見歴史の森(城山史跡公園)」内の地点です。正面には、深見歴史の森の中心部に位置する畑が広がり、その奥に深見歴史の森内の樹木が見えます。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
7	ふれあいの森	3,000	対象事業実施区域の南西側約 3,000m に位置する「ふれあいの森」内の地点です。正面にふれあいの森内の花壇、その奥に樹林が広がっています。周辺の樹林により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
8	鶴間公園	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「鶴間公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めています。道路沿いの生垣及び落葉樹の隙間から住宅街が見え、市街地景観を呈しています。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
9	三保市民の森	2,000	対象事業実施区域の北東側約 2,000m に位置する「三保市民の森」の散策路上の地点です。三保市民の森内の樹木の隙間から若葉台団地の高層マンションや団地内の樹木が見えます。周辺のマンションや樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
10	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	対象事業実施区域の東側約 2,400m に位置するズーラシアの南端の地点です。正面の住宅地は撮影地点より高くなっており、住宅地につながる階段、斜面に整備された生垣や樹木が見え、その奥に住宅が見えます。撮影地点が周辺より低い位置にあることから、見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.12-6(2) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
11	瀬谷みはらし公園	90	対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。北東方向の道路越しに対象事業実施区域が視認できます。
12	中屋敷三丁目公園	350	対象事業実施区域の南側約 350m に位置する「中屋敷三丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地が見えます。本地点及びその周辺は平坦な地形であることから、周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
13	本郷四丁目第二公園	400	対象事業実施区域の南側約 400m に位置する「本郷四丁目第二公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。中央付近の樹木の隙間から僅かに対象事業実施区域が視認できます。
14	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南西側に隣接する上瀬谷第 172 号線の歩道上の地点です。正面に上瀬谷第 172 号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。
15	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線からつながる旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。正面に対象事業実施区域内の樹林及び草地が視認でき、その奥に対象事業実施区域の北東側に位置する樹林地が見えます。
16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線上の地点です。南側には対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅が見えます。北側には対象事業実施区域内の樹林及び草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連なる樹林が視認できます。
17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線の歩道上の地点です。深見第 228 号線を挟んで西側には畑及び樹林が広がり、北側には対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林が視認できます。
18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の西側に隣接する環状 4 号線の歩道上です。西側には海軍道路沿いの桜並木が見え、東側には対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が視認できます。南東方向に対象事業実施区域が視認できます。
19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	対象事業実施区域の東側に隣接する上川井第 129 号線上の地点です。上川井第 129 号線の東側のフェンス内には対象事業実施区域外の樹林、西側には対象事業実施区域内の樹林が広がり、見通しは良くありません。
20	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	100	対象事業実施区域の北側に位置する旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。通路の北東側には草地、南西側には果樹園及び植栽樹群が広がっており、奥には対象事業実施区域内の樹林が点在する草地が視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。

注 1 : 距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

④ 困繞景観の状況

ア. 景観区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地利用域、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域の4つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状態は、表 6.12-7 及び図 6.12-3 に示すとおりです。

表 6.12-7 景観区の区分及び場の状態

景観区の区分	場の状態
人工的土地利用域	[地形] 標高（平均）：約 68.5m、高低差が小さい [現存植生等] グラウンド、畑地、植栽樹群、果樹園、メヒシバーエノコログサ群落
谷戸地域	[地形] 標高（平均）：約 64.5m、谷戸地形が形成されている [現存植生等] 水田、畑地、休耕地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落
樹林が点在する 広大な草地域	[地形] 標高（平均）：約 70.5m、高低差が小さい [現存植生等] メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群、畑地、スギ・ヒノキ植林、人工構造物
和泉川源流域	[地形] 標高（平均）：約 74.5m、和泉川周辺は標高が低く、瀬谷市民の森に近接する付近は対象事業実施区域内で最も標高が高い [現存植生等] 和泉川周辺は、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布 瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布

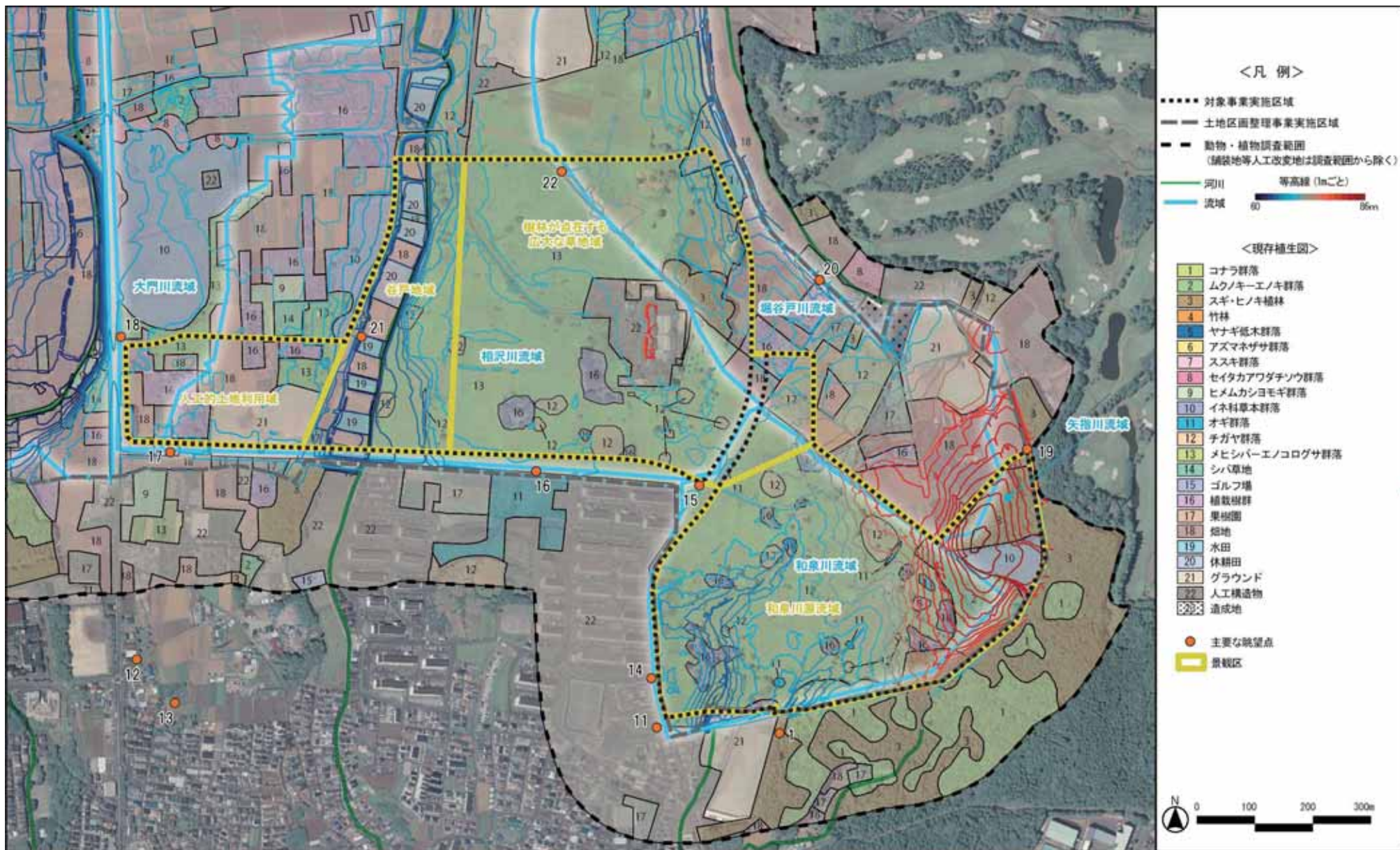


図 6.12-3 景観区の区分

イ. 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.12-8 に示すとおりです。

表 6.12-8 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
人工的土地利用域	対象事業実施区域の西側の範囲が該当します。畑地や果樹園では農家の方が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されています。
谷戸地域	相沢川周辺の谷戸地域が該当します。東側の樹林が点在する広大な草地との境界付近は関係者以外立ち入ることができませんが、畑地や果樹園では農家の方が作業をされています。
樹林が点在する広大な草地	対象事業実施区域の中央部に広がる草地が該当します。基本的には関係者以外立ち入ることができませんが、農道が整備されており、畑地では農家の方が作業されています。また、旧上瀬谷通信施設内通路が整備されており、地域住民に利用されています。
和泉川源流域	対象事業実施区域南東部に位置する和泉川流域と瀬谷市民の森及び上川井市民の森と連続性のある樹林地が該当します。対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森は、散策または自然との触れ合い活動の場として、市民に広く利用されています。

ウ. 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.12-9 に示すとおりです。

表 6.12-9 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点	眺めの状態
人工的土地利用域	18	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。
谷戸地域	21	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。
樹林が点在する広大な草地	22	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。
和泉川源流域	11	なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。南側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のある樹林地が見えます。

注1：表中の地点番号は前掲図 6.12-3 (p.6.12-21 参照) に対応しています。

エ. 価値の状況

景観区の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、圍繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

圍繞景観の価値の状況は、表 6.12-10 に示すとおりです。

表 6.12-10 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況	
人工的 土地利用域	普遍価値	自然性	△	人工的な土地利用のため自然性は低い。
		視認性	○	視認性は中程度。
		利用性	◎	畑地や果樹園では農家の方が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○	周辺に似たような環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎	畑地や果樹園では農家の方が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。
谷戸地域	普遍価値	自然性	◎	谷戸地形となっており、草地、樹林、水田、畑地が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎	視認性は高い。
		利用性	○	南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農家の方が作業されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎	周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○	南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農家の方が作業されているため、親近性は中程度。
樹林が点在する 広大な草地	普遍価値	自然性	◎	草地、樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎	平坦な地形のため視認性は高い。
		利用性	○	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農家の方が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎	周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農家の方が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、親近性は中程度。
和泉川源流域	普遍価値	自然性	◎	草地、植林、まとまった樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎	視認性は高い。
		利用性	△	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎	湧水の源流となっており固有性は高い。
		親近性	△	対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため親近性は低い。

⑤ 関係法令・計画等

ア. 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(横浜市条例第2号 平成18年2月)

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

条例では、事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、横浜市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、条例では、魅力ある都市景観の形成を図る必要がある地区を「都市景観協議地区」として横浜市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21新港地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域周辺には協議地区の指定はありません。

イ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(横浜市条例第17号 平成7年3月)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定めるとされています。その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

条例では、事業者の責務として、事業活動に関して、環境への負荷の低減、そのほか環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、横浜市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

ウ. 「横浜市景観計画」(横浜市 平成25年11月)

横浜市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

エ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成30年11月)

横浜市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指しています。

計画では、総合的な視点による基本政策である「基本政策2 環境と経済」「基本政策3 環境とまちづくり」の中で、以下の取組方針が示されています。

- ・ 地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
- ・ 良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

オ. 「横浜市景観ビジョン」(横浜市 平成 31 年 3 月)

横浜市景観ビジョンは、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくること、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

景観ビジョンでは、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下のテーマが示されています。

- (1) 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- (2) 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- (4) 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- (5) 身近な生活空間での景観づくり
- (6) 人々の交流や賑わいの景観づくり
- (7) 街の個性を引き立たせる夜間景観
- (8) 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- (9) 屋外広告物の景観的配慮
- (10) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性をいかした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

- ・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながらめぐることのできる景観を目指します。
- ・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
- ・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
- ・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

6.12.2 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.12-11 に示すとおり設定しました。

表 6.12-11 環境保全目標(景観)

区分	環境保全目標
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。

6.12.3 予測

① 予測項目

予測項目は、施設の存在により変化する景観の状況として、以下を予測しました。

- ア. 地域景観の特性の変化
- イ. 主要な景観資源の変化
- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化
- エ. 囲繞景観の変化

② 予測地域・地点

- ア. 地域景観の特性の変化

予測地域は、調査地域と同じく対象事業実施区域及びその周辺としました。

- イ. 主要な景観資源の変化

予測地点は、調査地点と同じく対象事業実施区域及びその周辺の16地点としました。

- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.12-12 に示す判定基準に従って、調査を行った20地点を整理しました。判定基準は、主要な眺望地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できること、また、なるべく多方向からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った20地点のうち、表 6.12-13 及び図 6.12-4 に示すとおり、眺望景観の予測地点として6地点を選定しました。

表 6.12-12 予測地点として選定する判定基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または計画建物の半分以上が眺望可能と想定される
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または計画建物の半分以下が眺望可能と想定される
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、計画建物のほとんどが眺望できない
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点
	△	上記以外の眺望地点

表 6.12-13(1) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定 結果	選定・非選定の理由
1	瀬谷市民の森	20	○	◎	選定	視認性は乏しいですが、対象事業実施区域を南東側から眺望できる地点として選定しました。
2	追分市民の森	600	△	◎	—	追分市民の森及び上川井市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
3	矢指市民の森	900	△	◎	—	追分市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
4	上川井市民の森	20	△	◎	—	上川井市民の森内の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	△	◎	—	東山ふれあい樹林内の樹木や周辺の住宅地で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
6	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
7	ふれあいの森	3,000	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
8	鶴間公園	2,700	△	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
9	三保市民の森	2,000	△	◎	—	周辺のマンションや樹林により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
10	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	△	◎	—	周辺の住宅地により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
11	瀬谷みはらし公園	90	◎	◎	—	和泉川源流域を眺望できる地点ですが、圍繞景観の地点として予測評価するため、選定しません。
12	中屋敷三丁目公園	350	△	◎	—	周辺の樹木により対象事業実施区域が眺望されないため、選定しません。
13	本郷四丁目第二公園	400	○	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
14	上瀬谷第172号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	供用後の東地区の出入口として整備する場所であるため選定しました。

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.12-13(2) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定 結果	選定・非選定の理由
15	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	供用後の東地区と中央地区間の往 来として整備する場所であるため 選定しました。
16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	中央地区及び上川井市民の森と連 続する樹林地を眺望できる地点と して選定しました。
17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	供用後の西地区の出入口として整 備する場所であるため選定しまし た。
18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	—	人工的土地利用域を眺望でき、対 象事業実施区域を西側から眺望で きる地点ですが、圍繞景観の地点 として予測評価するため、選定し ません。
19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	○	○	—	周辺の樹木により対象事業実施区 域方向の眺望の大部分が遮蔽され ているため、選定しません。
20	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 北側)	100	◎	○	選定	北地区を眺望でき、対象事業実施 区域を東側から眺望できる地点と して選定しました。

注 1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

エ. 圍繞景観の変化

予測地点は、前掲表 6.12-12 (p.6.12-26 参照) に示す判定基準に従って、調査を行った 10 地点を整理しました。

本事業の対象事業実施区域を含め、土地区画整理事業実施区域は、全て土地区画整理事業の造成工事により改変される可能性があります。南東部に隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地は圍繞景観の構成要素として残されます。そのため、判定基準は、調査地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化及び瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景観との調和を的確に把握できること、また、なるべく多方向からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った 10 地点のうち、表 6.12-14 及び図 6.12-4 に示すとおり、圍繞景観の予測地点として 4 地点を選定しました。

表 6.12-14 予測地点の選定結果（困繞景觀の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定 結果	選定・非選定の理由
11	瀬谷みはらし公園	100	◎	◎	選定	和泉川源流域を眺望できる地点として選定しました。
14	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	—	供用後の東地区の出入口として整備する場所ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
15	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	—	供用後の東地区と中央地区間の往来として整備する場所ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
16	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	—	中央地区及び上川井市民の森と連続する樹林地を眺望できる地点ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
17	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	—	供用後の西地区の出入口として整備する場所ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
18	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	人工的土地利用域を眺望でき、対象事業実施区域を西側から眺望できる地点として選定しました。
19	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	○	○	—	周辺の樹木により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
20	旧上瀬谷通信施設 内通路 (対象事業実施区域 北側)	100	◎	○	—	北地区を眺望でき、対象事業実施区域を東側から眺望できる地点ですが、眺望地点として予測評価するため選定しません。
21	旧上瀬谷通信施設 地区内道路 (対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	谷戸地域及び上川井市民の森を眺望できる地点として選定しました。
22	農道 (対象事業実施区域 北側)	0	◎	△	選定	樹林が点在する広大な草地域及び瀬谷市民の森を眺望でき、対象事業実施区域を北側から眺望できる地点として選定しました。

注 1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

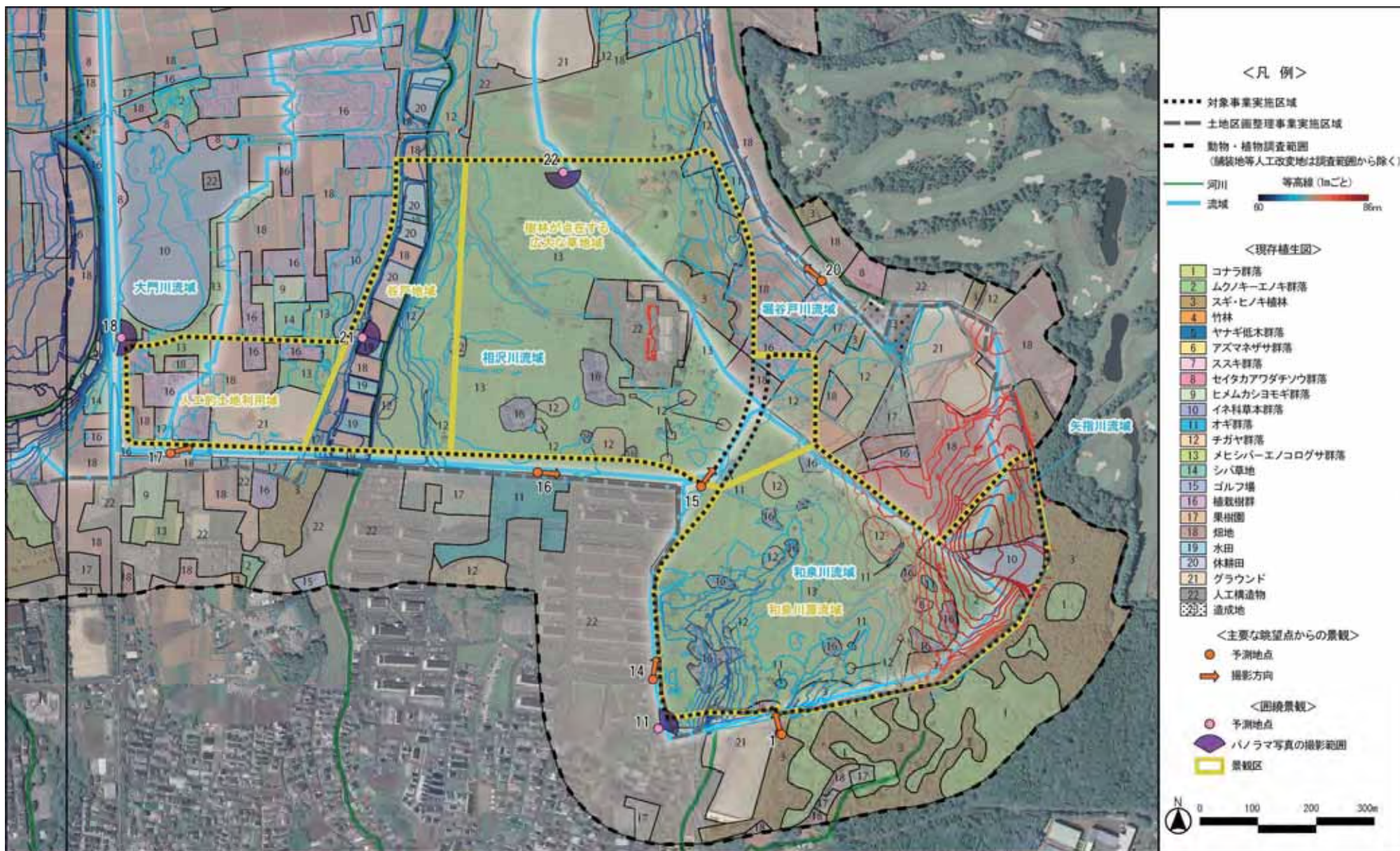


図 6.12-4 予測地点（主要な眺望地点からの景観、圍繞景観）

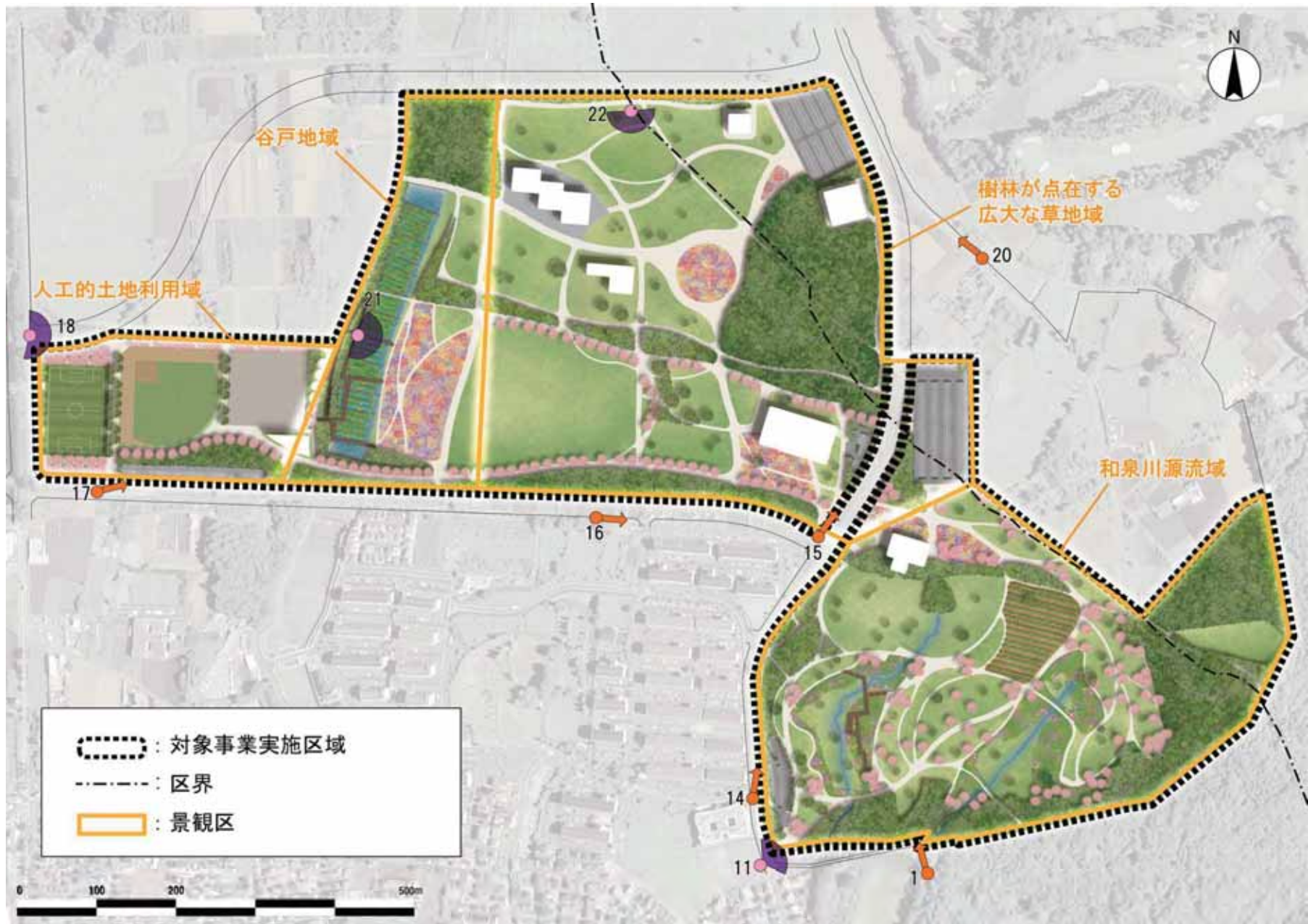


図 6.12-5 景観区と事業計画

③ 予測時期

予測時期は、供用開始時としました。また、同時期の土地区画整理事業の構造物の存在に伴う影響を考慮しました。

④ 予測方法

ア. 地域景観の特性の変化

本事業の種類、規模及び地域景観の特性を踏まえ定性的に予測しました。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を定性的に予測しました。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に公園施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望地点からの景観の変化の程度を定性的に予測しました。なお、「現況」は土地区画整理事業の実施前の状態を示します。

エ. 囲繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で囲繞景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。なお、「現況」は土地区画整理事業の実施前の状態を示します。

⑤ 予測結果

ア. 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行うことから、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、地域景観の特性が変化すると予測します。

ただし、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。

また、森林地域や住宅地が広がる周辺環境と可能な限り調和が図られるよう、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うとともに、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、前掲図 6.12-1 に示すとおりです。

景観資源については、土地区画整理事業実施区域外に存在するものは、本事業により直接改変は行わず、土地区画整理事業でも改変されないことから、改変による影響はないと予測します。本事業の対象事業実施区域を含む土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（地点 A）及び海軍道路沿いの桜並木（地点 C）は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失する計画のため、改変による影響はあると予測します。なお、土地区画整理事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において、可能な限り現況の地形や樹林地を保全し、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行います。

海軍道路沿いの桜並木が消失するため、環状 4 号線の拡幅整備後、土地区画整理事業により環状 4 号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出される計画です。また、本事業では、公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。

加えて、土地区画整理事業により農業振興地区として耕作地環境が整備されるとともに、本事業により既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の整備を行うことで、緑地及び農地の景観を保全・創出します。

以上のことから、土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域内に存在する景観資源は消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとともに、緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、図 6.12-6 に示すとおりです。




<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>瀬谷市民の森の落葉樹 (コナラ等)</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の草地 (メヒシバ・エノコログ サ群落、チガヤ群落)</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の樹林 (エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群)</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>瀬谷市民の森の落葉樹 (コナラ等)</p> <p>本事業で低茎乾生草地、 高茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で瀬谷市民の森 との連続性に配慮し、 コナラ等の落葉樹を植栽</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地がわずかに見えますが、瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(1) 景観の変化 (地点1 瀬谷市民の森：着葉期)




<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地がわずかに見えます。瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありませんが、ほとんどが落葉樹であるため、着葉期と比較すると、視認性が向上します。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域や県営瀬谷団地の集合住宅はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

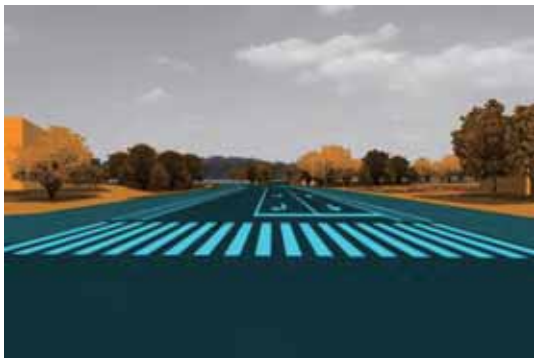
図 6.12-6(2) 景観の変化 (地点1 瀬谷市民の森：落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>上瀬谷第54号線</p> <p>対象事業実施区域内 の樹林（エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群）</p> <p>対象事業実施区域内 の草地（メヒシバ・ エノコログサ群落）</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>上瀬谷第54号線</p> <p>本事業でエノキ、 シラカシ等の落葉樹、 常緑樹を混植</p> <p>本事業で 低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で東地区（南） 駐車場を整備</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、正面に上瀬谷第54号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(3) 景観の変化（地点14：着葉期）

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>上瀬谷第54号線</p> <p>対象事業実施区域内 の樹林(エノキ、クワ、 カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内 の草地(メヒシバ エノコログサ群落)</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>県営瀬谷団地の 集合住宅</p> <p>上瀬谷第54号線</p> <p>本事業でエノキ、 シラカン等の落葉樹、 常緑樹を混植</p> <p>本事業で 低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で東地区(南) 駐車場を整備</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、正面に上瀬谷第54号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカン等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 6.12-6(4) 景観の変化(地点14: 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバエノコログサ群落、チガヤ群落)</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業でパークセンター1を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で中央地区駐車場を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で東地区(北)駐車場を整備</p> <p>本事業でパークセンター2を整備</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域内の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植や低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。</p>






注1 :  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(5) 景観の変化 (地点15:着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバやエノコログサ群落、チガヤ群落)</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業でパークセンター1を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で中央地区駐車場を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で東地区(北)駐車場を整備</p> <p>本事業でパークセンター2を整備</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域内の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、着葉期と比較するとパークセンターや駐車場の視認できる範囲がわずかに拡大することから、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植や低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。</p>



注1 :  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(6) 景観の変化 (地点 15 : 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	<p>対象事業実施区域内の樹林(エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内の草地(メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落)</p>		<p>上川井市民の森に連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>深見第228号線</p>
<p>【供用時】</p>	<p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p>		<p>上川井市民の森に連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>土地区画整理事業により深見第228号線を拡幅</p>
<p>景観の変化</p>		<p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第228号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の奥に見える上川井市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p>	




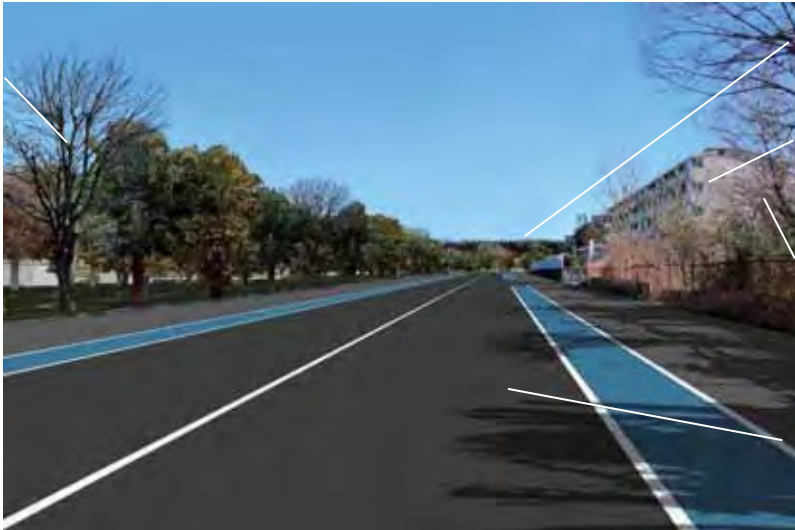

注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(7) 景観の変化(地点16:着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落)</p> <p>上川井市民の森に連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>深見第228号線</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>上川井市民の森に連続する樹林</p> <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>土地区画整理事業により深見第228号線を拡幅</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第228号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の奥に見える上川井市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p>






注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(8) 景観の変化(地点16:落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>野球場</p> <p>対象事業実施区域内の畑地</p> <p>深見第228号線</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業でエノキ、シラカシ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で野球場を整備</p> <p>本事業で多様な品種の桜を植栽</p> <p>本事業で西地区駐車場を整備</p> <p>土地区画整理事業により深見第228号線を拡幅</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で野球場や駐車場を整備しますが、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の右側の畑地及び樹林地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>




注1 :  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(9) 景観の変化 (地点17: 着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群で、常緑樹が優先しますが、落葉樹も一部混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で野球場や駐車場等を整備しますが、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の右側の畑地及び樹林地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>




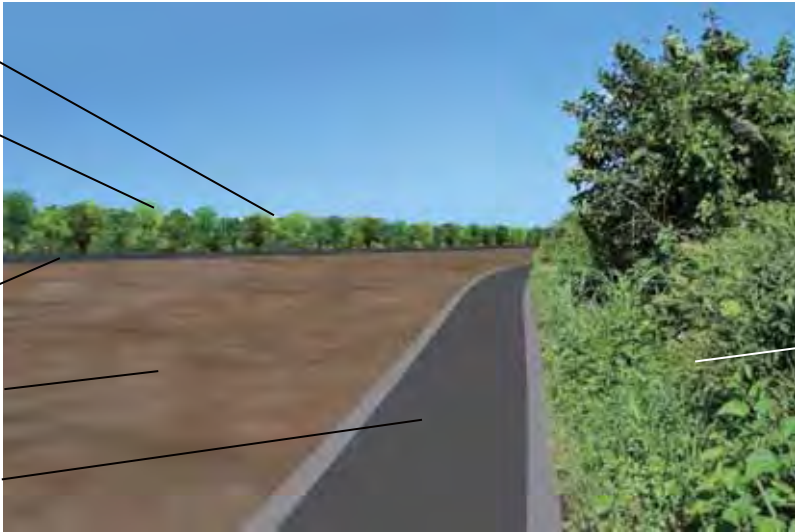
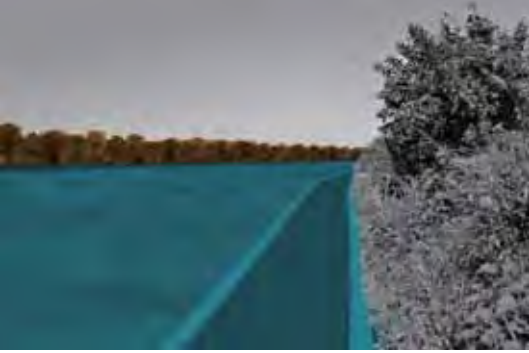
注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。



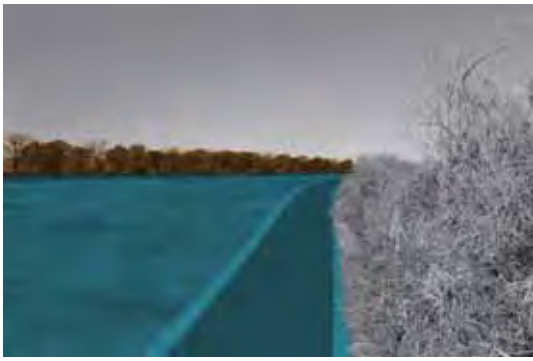
図 6.12-6(10) 景観の変化(地点17: 落葉期)

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の 畑地及び植栽樹群</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p> <p>対象事業実施区域内の 樹林が点在する草地</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業で 管理施設を整備</p> <p>本事業でエノキ、 シラカシ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で 道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で造成</p> <p>土地区画整理事業で 通路を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草地が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、管理施設はわずかに視認できる程度です。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。

注2： は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(11) 景観の変化(地点20:着葉期)

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>旧上瀬谷通信施設地区の 緑農地域の 畑地及び植栽樹群</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p> <p>対象事業実施区域内の 樹林が点在する草地</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業で 管理施設を整備</p> <p>本事業でエノキ、 シラカシ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で 道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で造成</p> <p>土地区画整理事業で 通路を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の 緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地在わづかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。旧上瀬谷通信施設内通路の右側は落葉樹、左側は落葉樹と常緑樹が混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草地在減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、着葉期と比較すると管理施設の視認できる範囲が拡大するものの、わずかに視認できる程度です。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。



注2：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-6(12) 景観の変化(地点20:落葉期)

エ. 圍繞景観の変化

A 場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区の区分と事業計画を重ね合わせたものは、前掲図 6.12-5 (p.6.12-31 参照) に示します。

また、景観区ごとに改変率、供用時における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.12-15 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全域が改変される可能性があるため、改変区域は本事業の対象事業実施区域の全域とし、改変率は全ての景観区で100%となっています。

表 6.12-15(1) 景観区ごとの改変率及び供用時における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 (ha)	改変面積 (ha)	改変率 (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
人工的 土地利用域	約 6.2	約 6.2	100	現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用後は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用されます。	現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業で野球場や運動広場を整備する計画であることから、眺めの状態は大きく変化すると予測します。
谷戸地域	約 8.7	約 8.7	100	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用後は谷戸地形をいかし、ガーデン1や大花壇を整備することから、公園来園者に広く利用されます。	現況では相沢川沿いに水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、東部にメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、東部は、本事業で花壇や園路等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、西部は、谷戸地形をいかし、湿性環境や草地環境等の多様な環境を創出する計画であることから、大きな変化はないと予測します。

注1：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

表 6.12-15(2) 景観区ごとの改変率及び供用時における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 (ha)	改変面積 (ha)	改変率 (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
樹林が点在する広大な草地	約 27.5	約 27.5	100	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されます。	現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、南部～東部にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や囲障区域のモミジバズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業でパークセンター、飲食・物販施設、管理施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は大きく変化すると予測します。
和泉川源流域	約 22.3	約 22.3	100	現況では関係者以外立ち入り禁止となっていますが、供用後はガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されます。	現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、北部は、本事業でパークセンター2や庭園等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、南部は、和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、大きな変化はないと予測します。

注1：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

B 圍繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

圍繞景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.12-16、フォトモンタージュは図 6.12-7 に示すとおりです。

表 6.12-16(1) 圍繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	供用時
地点 18	土地人工的 利用域	<p>概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内のメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。</p> <p>(概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、手前側の土地区画整理事業実施区域ではメヒシバーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が視認でき、奥の本事業の対象事業実施区域ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。)</p>	<p>対象事業実施区域内の草地や樹林が改変され、野球場や運動広場を整備することから、眺めが変化すると予測します。ただし、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、本事業の対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p> <p>(土地区画整理事業実施区域内の草地や樹林が改変され、土地区画整理事業で道路の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うことから、眺めが変化すると予測します。ただし、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、本事業の対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。また、海軍道路沿いの桜並木は、環状4号線の拡幅整備に伴い、土地区画整理事業で伐採されますが、拡幅整備後、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進める計画です。)</p>
地点 21	谷戸地域	<p>目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥にメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。</p>	<p>東部は花壇や園路等を整備するため、眺めが変化しますが、西部は、谷戸地形を保全し、湿性環境や草地環境等の多様な環境を創出する計画であることから、大きな変化はないと予測します。</p> <p>パークセンターや対象事業実施区域内に植栽する樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できると予測します。</p>
地点 22	樹林が点在する 広大な草地域	<p>対象事業実施区域内のメヒシバーエノコログサ群落及びエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には困障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。</p>	<p>対象事業実施区域内の草地や樹林が改変され、飲食・物販施設や管理施設を整備するため、眺めは大きく変化すると予測します。ただし、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画であり、また、建築物については、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。</p>

注1：()内は、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

表 6.12-16(2) 围绕景观现地调查地点からの眺めの変化

調査地点	景观区	現況	供用時
地点 11	和泉川源流域	<p>なだらかな丘陵地に小規模植栽樹林やメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の緑豊かな景观が広がっています。西側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のあるムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が視認できます。</p>	<p>北部は対象事業実施区域内の草地や樹林が改変され、パークセンター2や庭園等を整備するため、眺めが変化しますが、南部は和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、丘陵地や瀬谷市民の森等と連続性のある樹林地の眺めに大きな変化はないと予測します。</p>



【現況】



【供用時】



注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業 環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。

注2： は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 6.12-7(1) 地点 18 (人工的土地利用域)



【現況】



【供用時】



图 6. 12-7(2) 地点 21 (谷戸地域)



【現況】



【供用時】



図 6.12-7(3) 地点 22 (樹林が点在する広大な草地域)



【現況】



【供用時】



図 6.12-7(4) 地点 11 瀬谷みはらし公園 (和泉川源流域)

C 圍繞景観の価値の変化の程度

景観区の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.12-17 に示すとおりです。

表 6.12-17(1) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△ (○→△)	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、本事業で野球場や運動広場を整備するため、景観区全体の緑被率は低下しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植することで、本地点からの視野に占める自然性はある程度確保されると予測します。</p> <p>(フォトモンタージュで視認できる範囲においては、手前側の土地区画整理事業実施区域には、現況ではメヒシバーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が分布しており、奥側の本事業の対象事業実施区域にはメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。また、隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。視認できる範囲は全て土地区画整理事業の造成工事によって改変される可能性があり、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野全体の緑被率が低下し、自然性は低下すると予測します。ただし、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに、土地区画整理事業では環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等を創出し、自然性の回復を行います。)</p>
	視認性	○→○	<p>現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物はありませんが、対象事業実施区域内の植栽樹群により景観区内を見通せず、瀬谷市民の森等も視認できないため視認性は中程度です。供用時は、野球場の防球ネットや対象事業実施区域の境界に植栽する高木を含む落葉樹、常緑樹、サクラ等が視認できるものの、防球ネットが視界を大きく遮ることはなく、樹木による視野の遮蔽は現況と同程度であるため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	利用性	◎→◎	<p>現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：() 内は、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

表 6.12-17(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
固有価値	固有性	○→○ (○→△)	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備しますが、施設の周辺に樹林や芝地を整備します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進める計画であることから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。</p> <p>(フォトモンタージュで視認できる範囲においては、手前側の土地区画整理事業実施区域には、現況ではメヒシバーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が分布しており、奥側の本事業の対象事業実施区域にはメヒシバーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。また、隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>視認できる範囲は全て土地区画整理事業の造成工事によって改変される可能性があり、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野の大部分を占める広大な草地が消失し、固有性は低下すると予測します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進めることで固有性の回復を行います。)</p>
	親近性	◎→◎	<p>現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：() 内は、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

表 6.12-17(3) 景観区ごとの価値の変化の程度（谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況では相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥にメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が視認できます。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	現況では谷戸地形となっており、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため、谷戸底の水田や畑地と谷戸の東側に広がるメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林地を広く見通せます。供用時は谷戸地形を保全し、水路、湿地、草地、樹林地、花壇等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかし、ガーデン1や大花壇を整備することから、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	現況では相沢川沿いが谷戸地形となっており、水田、畑地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、樹林等が分布し、固有性が高くなっています。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかしてガーデン1や大花壇を整備し、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.12-17(4) 景観区ごとの価値の変化の程度（樹林が点在する広大な草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や圍障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備します。北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画ですが、景観を構成する要素のうち、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、自然性は中程度に低下すると予測します。</p> <p>なお、建築物については、可能な限り周辺の草地や樹林地との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。</p>
	視認性	◎→○	<p>現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため視認性は高いですが、供用時は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、視認性が低下すると予測します。</p>
	利用性	○→◎	<p>現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。</p>
固有価値	固有性	◎→○	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や圍障区域のモミジバスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備します。北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画ですが、景観を構成する要素のうち、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少することから、固有性は中程度に低下すると予測します。なお、対象事業実施区域内の樹木は、公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木として活用する計画です。</p>
	親近性	○→◎	<p>現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が向上すると予測します。</p>

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.12-17(5) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	<p>現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、自然性が高いです。</p> <p>和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	視認性	◎→◎	<p>現況では、なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。南側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のある樹林地が視認できます。</p> <p>供用時は現況の地形や瀬谷市民の森と連続性のある樹林地を保全し、湧水起源の小水路環境、草地、樹林地、庭園、農園等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	利用性	△→○	<p>現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されるため、利用性が中程度に向上すると予測します。</p>
固有価値	固有性	◎→◎	<p>現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、固有性が高いです。</p> <p>和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、固有性に現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	親近性	△→○	<p>現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が中程度に向上すると予測します。</p>

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

6.12.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、周辺景観との調和を図るため、表 6.12-18 に示す内容を実施します。

表 6.12-18 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植を行います。 ・可能な限り既存樹木の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 ・公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。 ・公園内の建築物及び工作物については、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。 <p>【谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の創出を行います。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。また、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等は、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

6.12.5 評価

ア. 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行うことから、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、地域景観の特性が変化すると予測します。

ただし、本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。

また、森林地域や住宅地が広がる周辺環境と可能な限り調和が図られるよう、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うとともに、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。

また、環境保全措置として、公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めるとともに、公園内の緑の適切な管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。加えて、公園内の建築物及び工作物については、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

イ. 主要な景観資源の変化

景観資源については、土地区画整理事業実施区域外に存在するものは、本事業により直接改変は行わず、土地区画整理事業でも改変されないことから、改変による影響はないと予測します。本事業の対象事業実施区域を含む土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失する計画のため、改変による影響はあると予測します。

海軍道路沿いの桜並木が消失するため、環状4号線の拡幅整備後、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出される計画です。また、本事業では、公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。加えて、土地区画整理事業により農業振興地区として耕作地環境が整備されるとともに、本事業により既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の整備を行うことで、緑地及び農地の景観を保全・創出することから、土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域内に存在する景観資源は消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとと

もに、緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

公園施設として供用するにあたり、対象事業実施区域内の樹木や草地进行を改変し、新たな施設等を整備することになりますが、地点1においては、対象事業実施区域の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の周辺の樹林と同様の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。地点14においては、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。地点15、16、17、20においては、景観構成要素の大部分を占める草地や樹林地が減少し、景観が変化すると予測しますが、本事業の対象実施区域と地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植、低茎乾生草地を整備する等の配慮を行います。

また、周辺景観とのさらなる調和が図られるよう、環境保全措置として、現位置保存した既存樹木を含めた植栽の適切な維持管理、公園内の建築物及び工作物については、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

エ. 囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、土地区画整理事業により対象事業実施区域内の全域が改変される可能性があり、本事業で新たな公園施設を整備する計画であることから、人工的土地利用域及び樹林が点在する広大な草地域では大きく変化すると予測します。谷戸地域及び和泉源流域では、一部の範囲で眺めの状態が変化しますが、現況の地形をいかし、樹林地の保全や緑地の創出を行う計画であることから、大きな変化はないと予測します。利用の状態は、現状では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園の来園者に広く利用されます。

囲繞景観の価値は、自然性、固有性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はないと予測しますが、樹林が点在する広大な草地域では、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。なお、人工的土地利用域において、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲においては、土地区画整理事業で環状4号線の拡幅、本事業で野球場や運動広場の整備を行うため、視野の大部分を占める草地が消失し、緑被率が低下することから、現況から低下すると予測します。

視認性は人工的土地利用域、谷戸地域、和泉川源流域では現況から大きな変化はありませんが、樹林が点在する広大な草地域は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、

視認性が低下すると予測します。利用性、親近性は、人工的土地利用域では現況から大きな変化はありませんが、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域では現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用後は公園来園者に広く利用されるため、向上すると予測します。

そのため、新たな公園施設が出現することを踏まえ、環境保全措置として、既存樹の原位置保存・移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用した緑化、対象事業実施区域の境界にエノキやシラカシ等の高木を含む、周辺の樹林と同様の落葉樹、常緑樹の混植、新たに設置する建築物や工作物の形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行うことで、圍繞景観への影響の低減を図ります。また、谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業が主体となり、動植物の生息・生育環境が整備・創出されることから、本事業では、その周辺において既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地、草花や花木を主体とする植栽帯の創出、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう順応的な維持管理を行います。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

6.13 触れ合い活動の場

6.13 触れ合い活動の場

本事業の実施により、工事中は工事用車両の走行、供用時は施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行により、触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における触れ合い活動の場への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施、施設の存在・土地利用の変化及び来園車両等の走行に伴う

主要な触れ合い活動の場への影響】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 海軍道路の桜並木は、環状4号線の約3kmの直線道路に、約300本の桜が植えられており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。 瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和51年4月に開園された広さ19.1haの市民の森です。 上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成30年4月に開園された、広さ10.1haの市民の森です。 武相国境・緑の森コースは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの中の1つです。 	p. 6.13-5 ~6.13-9
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。 	p. 6.13-10
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置していることから、触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測されます。 触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、土地区画整理事業と工事が重複する期間は、土地区画整理事業の実施により、触れ合い活動の場の利用状況の変化がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。供用時の来園車両の走行に伴う影響については、本事業の来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が海軍道路、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本事業の来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。供用時における施設の存在・土地利用の変化に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置していることから、触れ合い活動の場の利用状況に著しい影響が生じることはないものと予測します。 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置しているため、本事業による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測されます。 本事業の対象事業実施区域では、本事業において豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する広域公園として整備するとともに、公園内に多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めます。 	p. 6.13-11 ~6.13-13

【工事の実施、施設の存在・土地利用の変化及び来園車両等の走行に伴う

主要な触れ合い活動の場への影響】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルート of 厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内に可能な限り緑地を創出します。 ・公園内に、周囲に桜があり、人が集まることで空間と一体となってお花見ができるような、広大なサクラ広場（草地広場）を整備し、地域の祭りやイベントに活用するとともに、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。なお、ガーデン3、4のHWL以上の範囲は既存樹や桜等の花木を散在させ、ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りはコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の湿性環境の植生に配慮します。 ・中央地区は植物や環境などに関する学びを発信する場として、北地区はアウトドア体験施設として、地産地消を活用した飲食・物販施設などを導入し、自然と共生しながら賑わいを創出する場として、東地区は自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区としてそれぞれ整備し、環境学習や自然体験という観点における新たな自然との触れ合いの拠点づくりを進めます。なお、相沢川や和泉川周辺のコアエリアについては、保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置しますが、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアを確保し、自然体験や環境学習の場として活用します。 ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 ・公園職員、その他業務関係者、来園者等に車両の安全な利用を促進する活動を行います。 	p. 6. 13-14
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 13-15

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.13.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等
- ② 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等
- ③ 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

(2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域周辺としました。

既存資料（区画整理）における現地調査の調査地点は、図 6.13-1 に示すとおり海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースとしています。

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地踏査は、各調査地点の利用状況が多いと思われる時期とされています。既存資料（区画整理）における聞き取り調査は、瀬谷市民の森に対して行われました。聞き取り調査の日時等は、表 6.13-1 に示すとおりです。

表 6.13-1 既存資料（区画整理）における聞き取り調査の日時等

調査地点	日時	聞き取り相手
瀬谷市民の森	令和2年10月22日（木）	市民の森愛護会

(4) 調査方法

既存資料の収集・整理及び既存資料（区画整理）における現地踏査により、主要な触れ合いの活動の場における利用状況及び利用環境を把握し、結果の整理及び解析を行いました。

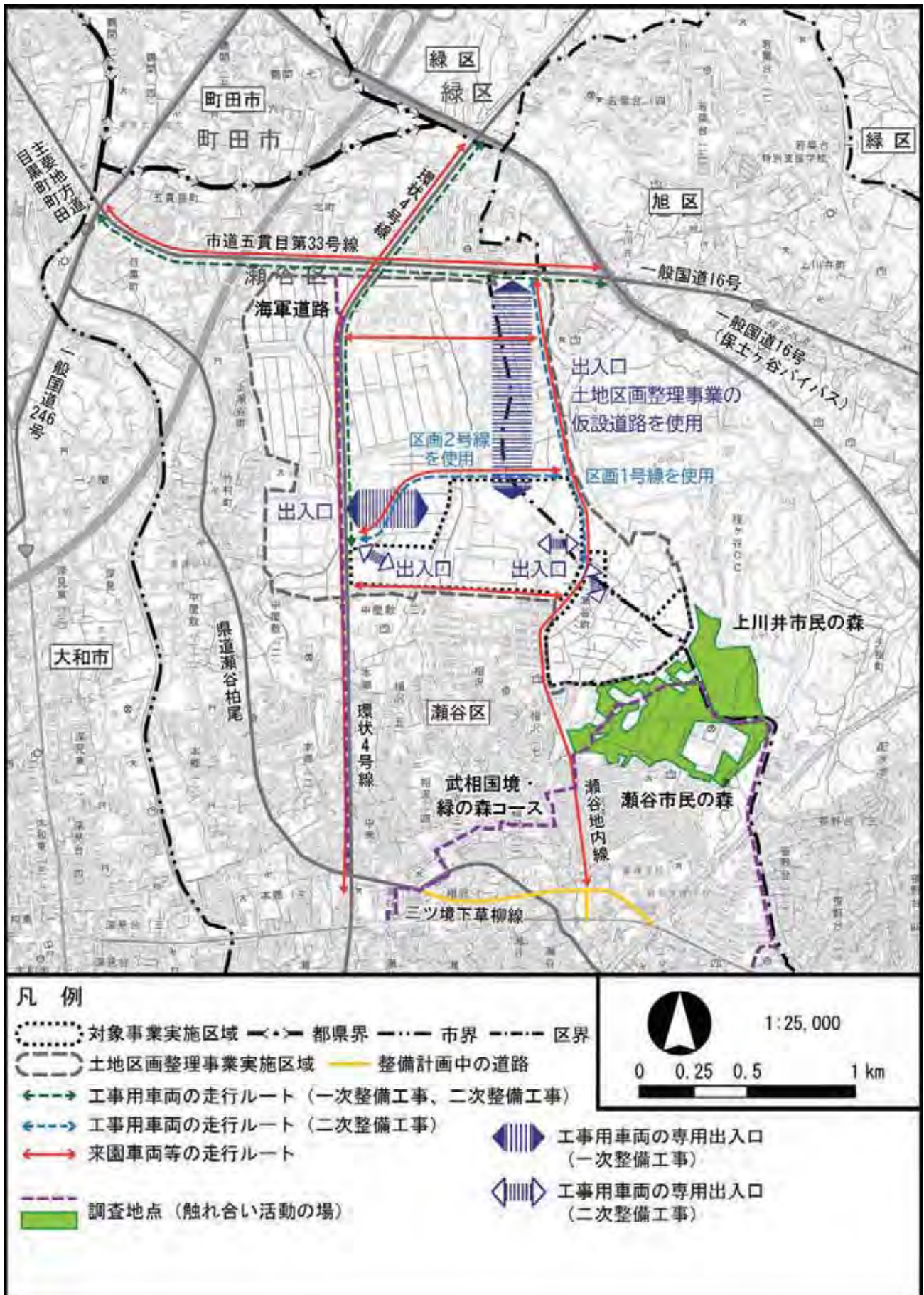


図 6.13-1 既存資料（区画整理）における触れ合い活動の場の調査地点図

(5) 調査結果

既存資料調査の結果及び既存資料（区画整理）の現地調査の結果は以下に示すとおりです。

① 海軍道路

海軍道路の調査結果は、表 6.13-2 に示すとおりです。

表 6.13-2 調査結果（海軍道路）

触れ合い活動の場の概要	名称	海軍道路
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	環状4号線の瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約3km
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>海軍道路の桜並木は、環状4号線の約3kmの直線道路に、約300本の桜が植えられており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。毎年3月下旬から4月初旬にかけて道路を覆う桜のアーチを見ようと多くの人が訪れます。また、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道」の鎌倉古道 北コースの中にも盛り込まれています。</p> <p>桜の開花時期には、隣接する旧上瀬谷通信施設の“はらっぱ”が一般開放され、仮設トイレも設置されます。平成31年3月30日(土)には、瀬谷区制50周年記念イベント「上瀬谷お花見 DAY」が開催されたこと等により、3月23日(土)から4月7日(日)の期間に横浜市が調査した結果によると約4,200人が訪れました。</p> <p>また、毎年新春には、瀬谷区陸上競技協会が主催となり、瀬谷区内在住、在勤、在クラブ、在学(小学生5年以上)が参加資格となる「瀬谷区マラソン大会」が開催され、海軍道路はコースの一部として利用されています。平成29年度から令和元年度までの3年間の参加者は、平均約930名となっています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	<p>相鉄本線 瀬谷駅より徒歩約25分 神奈川中央交通バス バス停「中屋敷」より徒歩8分</p>	



令和3年3月27日撮影

② 瀬谷市民の森

瀬谷市民の森の調査結果は、表 6.13-3 に示すとおりです。

既存資料（区画整理）における瀬谷市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は表 6.13-4 に示すとおりです。

表 6.13-3 調査結果（瀬谷市民の森）

触れ合い活動の場の概要	名称	瀬谷市民の森
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	広さ 19.1ha の市民の森
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年 4 月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。森の中は起伏が少ない明るい森で、道路沿いに簡易トイレが 1 箇所設置されています。スギ、ヒノキ等の針葉樹や、クヌギ、コナラ等の雑木林、オオシマザクラ等の大木があり、自然観察に適しています。また、和泉川の源流域となっており、源流となる水がしみ出して一筋の流れとなってゆく様子を見ることができます。</p> <p>瀬谷市民の森の周辺は、古文書に「相模国世野原」あるいは「武州瀬谷原」と記される等、相模国と武蔵国の国境に位置していました。鎌倉時代（1333 年）には新田義貞がこの辺りで鎌倉攻めの陣揃えを行い、また室町時代（1417 年）に起きた上杉禅秀の乱における主戦場となった世野原の戦いは、この辺りで展開されたと伝えられています（現地において瀬谷区が設置した看板には「瀬谷の原」と記載されていました。）。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	神奈川中央交通バス バス停「西部病院前」より徒歩 1 分	



令和 3 年 3 月 27 日撮影

表 6.13-4 既存資料（区画整理）における聞き取り調査の概要

- ・利用者数のデータは取っていません。追分市民の森のようなお花畑等がないので、利用者は追分市民の森と比較して少ないと思います。
- ・愛護団体は特にありませんが、野草の会やホタルの会等個別に活動をしている団体はあります。
- ・利用目的は、散策やハイキング、ジョギングの他、虫取り、秋にはキノコ狩り等様々な利用がなされています。
- ・利用者が多いのは春の時期で、秋のキノコ狩りの時期も多いです。利用時間は昼前後が多く、弁当を食べている人もいます。
- ・駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- ・利用者は、相模鉄道・三ツ境駅からバスを使うか、周辺（近隣）から徒歩で来る人がほとんどです。
- ・アクセス道路となっている「なかみち」沿いには、桜並木があります。
- ・瀬谷高校の生徒のうちバスの利用者は、野境道路のバス停（西部病院前）から「なかみち」を通過して登校し、自転車の利用者は瀬谷地内線を使って登校しています。

③ 上川井市民の森

上川井市民の森の調査結果は、表 6.13-5 に示すとおりです。

表 6.13-5 調査結果（上川井市民の森）

触れ合い活動の場の概要	名称	上川井市民の森
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	広さ 10.1ha の市民の森
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成 30 年 4 月に開園された、広さ 10.1ha の市民の森です。</p> <p>上川井市民の森は、ヒノキ、スギ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森等と一体的に利用されています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	神奈川中央交通バス バス停「西部病院前」より徒歩 1 分	



令和 2 年 12 月 13 日撮影

④ 武相国境・緑の森コース

武相国境・緑の森コースの調査結果は、表 6.13-6 に示すとおりです。

表 6.13-6 調査結果（武相国境・緑の森コース）

触れ合い活動の場の概要	名称	武相国境・緑の森コース
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	相鉄本線 瀬谷駅と三ツ境駅間の約 4.5km
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>武相国境・緑の森コースは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの中の1つです。</p> <p>武相国境・緑の森コースは、相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅の間において、源頼朝や徳川家康ゆかりの史跡や神社仏閣、瀬谷市民の森、野境道路を巡る約4.5kmのハイキングコースです。</p> <p>なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は144人となっています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	相鉄本線 瀬谷駅・三ツ境駅より徒歩約0分	



長天寺



和泉川源流広場



諏訪社



令和2年11月28日撮影

6.13.2 環境保全目標の設定

触れ合い活動の場に係る環境保全目標は、表 6.13-7 に示すとおり設定しました。

表 6.13-7 環境保全目標

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行	自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。
【供用時】 施設が存在・土地利用の変化、 来園車両等の走行	

6.13.3 予測

① 予測項目

予測項目は、触れ合い活動の場の消失又は改変の程度、触れ合い活動の場への利用状況の変化の程度、触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、工事の実施及び本事業の実施に伴い触れ合い活動の場としての機能に影響が生じるおそれがある海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースとしました。

③ 予測時期

工事の実施に伴う主要な触れ合い活動の場への影響の予測対象時期は、工事期間全体としました。施設の存在・土地利用の変化及び来園車両等の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響の予測時期は、供用開始時としました。また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮しました。

④ 予測方法

調査で把握した主要な触れ合い活動の場の状況と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測しました。





⑤ 予測結果

触れ合い活動の場の予測結果は、「ア.触れ合い活動の場の消失又は改変の程度」、「イ.触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度」、「ウ.触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度」に示すとおりです。

予測にあたり、表 6.13-8 に示すとおり、本事業と土地区画整理事業の工事期間及び触れ合い活動の場への影響が生じる可能性がある期間を整理しました。土地区画整理事業の工事は令和4年度から54ヶ月を予定し、本事業の工事は令和5年度から246ヶ月を予定しており、工事期間の一部が重複します。

表 6.13-8 工事期間及び触れ合い活動の場への影響

区分		工事年度											
工事期間	土地区画整理事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
	本事業		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
触れ合い活動の場への影響	海軍道路												
	瀬谷市民の森												
	上川井市民の森												
	武相国境・緑の森コース												
区分		工事年度											
工事期間	土地区画整理事業	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目
	本事業	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目
触れ合い活動の場への影響	海軍道路												
	瀬谷市民の森												
	上川井市民の森												
	武相国境・緑の森コース												

注1：
 土地区画整理事業の工事により海軍道路の桜並木が消滅する可能性のある期間
 土地区画整理事業の工事により環状4号線の歩道の改変の可能性のある期間
 土地区画整理事業の工事用車両及び関係車両（本事業を除く）の走行の影響の可能性のある期間
 本事業の工事用車両及び来園車両等の走行の影響の可能性のある期間

ア. 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置しているため、本事業による触れ合い活動の場の消失又は改変の影響はありません。

なお、本事業の対象事業実施区域では、本事業において、西地区はスポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区、中央地区は広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する場として整備する計画です。北地区は、公民連携を積極的に推進し、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設として、地産地消を活用した飲食・物販施設などを導入し、自然と共生しながら、賑わいを創出することを想定しています。東地区は、自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や

環境学習などを行う地区として整備する計画です。また、公園内に周囲に桜があり、人が集まることで空間と一体となってお花見ができるような、広大なサクラ広場（草地広場）を整備し、地域の祭りやイベントに活用するとともに、園路沿いにソメイヨシノの並木の配置、花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めます。以上により、新たな触れ合い活動の場が創出されると考えられます。

イ. 触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度

工事中の触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路は、本事業及び土地地区画整理事業の工事用車両の走行ルートに位置しています。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性があります。海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境緑の森コースには、本事業及び土地地区画整理事業の工事用車両は通行しません。

また、供用時の来園車両等の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、供用時に本事業の来園車両等及び土地地区画整理事業の関係車両が海軍道路、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本事業の来園車両等及び土地地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。

供用時における施設の存在・土地利用の変化に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置しているため、本事業による触れ合い活動の場の利用状況への著しい影響は想定されません。

なお、本事業の対象事業実施区域は、現況は大部分が関係者以外立ち入り禁止となっていますが、本事業において「ア. 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度」に示すとおり、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する広域公園として整備するとともに、公園内に多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めます。以上により、新たな触れ合い活動の場として利用されることが考えられます。

ウ. 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置しているため、本事業による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測されます。

6.13.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事の実施、施設の存在・土地利用の変化及び来園車両等の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響を低減するため、表 6.13-9 に示す内容を実施します。

表 6.13-9 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中】 工事用車両の走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内に可能な限り緑地を創出します。 ・公園内に、周囲に桜があり、人が集まることで空間と一体となってお花見ができるような、広大なサクラ広場（草地広場）を整備し、地域の祭りやイベントに活用するとともに、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。なお、ガーデン3、4のHWL以上の範囲は既存樹や桜等の花木を散在させ、ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りはコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の湿性環境の植生に配慮します。 ・中央地区は植物や環境などに関する学びを発信する場として、北地区はアウトドア体験施設として、地産地消を活用した飲食・物販施設などを導入し、自然と共生しながら賑わいを創出する場として、東地区は自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区としてそれぞれ整備し、環境学習や自然体験という観点における新たな自然との触れ合いの拠点づくりを進めます。なお、相沢川や和泉川周辺のコアエリアについては、保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置しますが、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアを確保し、自然体験や環境学習の場として活用します。 ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 ・公園職員、その他業務関係者、来園者等に車両の安全な利用を促進する活動を行います。

6.13.5 評価

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置していることから、触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測されます。

また、本事業の対象事業実施区域では、本事業において豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する広域公園として整備するとともに、公園内に多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めます。

触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、土地区画整理事業と工事が重複する期間は、土地区画整理事業の実施により、触れ合い活動の場の利用状況の変化がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。供用時の来園車両の走行に伴う影響については、本事業の来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が海軍道路、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本事業の来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。

供用時における施設の存在・土地利用の変化に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置していることから、著しい影響が生じることはないものと予測します。

なお、本事業の対象事業実施区域は、現況は大部分が関係者以外立ち入り禁止となっておりますが、本事業において豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する広域公園として整備するとともに、公園内に多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めます。以上により、新たな触れ合い活動の場として利用されることが考えられます。

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置しているため、本事業による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測されます。

また、環境保全措置として、工事中は、工事の内容等の早期周知、工事用車両の出入口付近に誘導員の配置、工事用車両の運転者に対する交通安全教育、供用時は、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した緑地の創出、公園利用と地域の生態系保全の調和に配慮した新たなサクラの名所づくりの推進や環境学習・自然体験という観点での新たな自然との触れ合いの拠点づくり、公園職員、その他業務関係者、来園者等に対する公共交通機関の利用促進等を講じることで、可能な限りの影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

第7章 環境影響の総合的な評価

第7章 環境影響の総合的な評価

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。横浜市では、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を公表し、土地利用について検討を進めており、まちづくりの一環として新たな公園の整備を計画しています。また、令和2年12月から令和3年1月にかけて「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(素案)」について市民意見募集を実施し、令和3年6月に「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)」を公表しました。その後、公園区域を北側に拡大し、令和4年6月に「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」を公表しました。なお、公園予定地は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場として利用される計画です。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの、人が集い交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を図る事業です。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、温室効果ガス、生物多様性(動物、植物、生態系)、水循環(湧水の流量)、廃棄物・建設発生土(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)、大気質、水質・底質(公共用水域の水質)、騒音、振動、地域社会(交通混雑、歩行者の安全)、景観、触れ合い活動の場の計11項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または周辺環境に著しい影響を及ぼさないなどと予測されました。さらに、環境の保全のための措置を講じることで、さらなる影響の低減が図られるものと考えます。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講じることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者が実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと考えられる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

第8章 事後調査の実施に関する事項

第8章 事後調査の実施に関する事項

8.1 事後調査の考え方

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置の適正な履行状況等を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価項目において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目等を対象として行います。

8.2 事後調査項目の選定

事後調査項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 8.1 及び表 8.2 に示すとおりです。

表 8.1(1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働	×	工事中の温室効果ガスは、建設機械や工事用車両のアイドリングストップ徹底やエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）の使用等の環境保全措置によって、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
		工事用車両の走行	×	
生物多様性	動物	建設行為等	×	本事業の工事に伴う動物・植物・生態系への直接的影響はありません。また、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的な影響の程度は小さいため、選定しません。
	植物	建設行為等	×	
	生態系	建設行為等	×	
水循環	湧水の流量	建設行為等	○	和泉川の湧水は、影響予測に不確実性があると考えられるため、選定します。 なお、堀谷戸川の湧水は本事業の対象事業実施区域外に分布しており、堀谷戸川の集水域は対象事業実施区域外にも広がっていることから、本事業による堀谷戸川への影響は小さいと予測されるため、選定しません。
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物	建設行為等	×	工事中の産業廃棄物については、産業廃棄物管理表により管理を行い適正に処理します。 建設発生土について、場内利用を行うとともに、場外へ搬出する建設発生土については、他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。 以上のことから、工事中の産業廃棄物及び建設発生土は、適正に管理し、処理することから、選定しません。
	建設発生土	建設行為等	×	
大気質	大気汚染	建設機械の稼働	×	本事業及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。 本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
		工事用車両の走行	×	
水質・底質	公共用水域の水質	建設行為等	○	本事業の工事の実施に伴う公共用水域の水質の影響は、予測条件として整理した仮設調整池の諸元、植栽範囲で発生する浮遊物質量 ^{注1} 、仮設調整池での土砂の残留率 ^{注2} 等に不確実性があると考えられるため、選定します。
騒音	騒音	建設機械の稼働	×	本事業及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。 本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
		工事用車両の走行	×	

注1：植生によるSSの除去効果は、植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状などの諸条件によって異なるため、植生によるSSの除去割合の条件には不確実性があると考えられます。

注2：植生通過後の土壌粒子は、裸地から流出される土壌粒子より小さい可能性が考えられ、その場合、仮設調整池での滞留時間経過後の土砂の除去率は、植生通過後の土壌の方が裸地から流出された土壌よりも低く（残留率が高く）なります。

表 8.1(2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
振動	振動	建設機械の稼働	○	本事業及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果を補完するため、選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会	交通混雑	工事用車両の走行	×	本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑の影響は小さいと考えられること、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数の調整を行う等の環境保全措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。
	歩行者の安全	工事用車両の走行	×	工事中の歩行者の安全性は、工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置する等の環境保全措置によって確保できるため、選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	工事用車両の走行	×	本事業及び他事業の工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への著しい影響は生じないと考えられること、工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置する等の環境保全措置によってさらに影響を低減できると考えられることから、選定しません。

表 8.2(1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
温室効果ガス	温室効果ガス	施設の運営	×	供用時の温室効果ガスは、省エネルギー型製品の導入、太陽光等の再生可能エネルギー施設の導入等の環境保全措置によって、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	○	施設の供用及び土地利用の変化に伴う動物・植物・生態系への影響については影響予測に不確実性があると考えられます。また、環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、緑化計画や環境全措置の実施状況を確認して、環境保全措置の実施により対象事業実施区域内の環境が適切に再生・復元されているか把握するため、選定します。 なお、施設の運営に伴う動物・植物・生態系への直接的な影響はなく、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的な影響の程度は小さいため、施設の運営については選定しません。
		施設の運営	×	
	植物	施設の存在・土地利用の変化	○	
		施設の運営	×	
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	○	
		施設の運営	×	

表 8.2(2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
水循環	湧水の流量	施設の存在・土地利用の変化	○	和泉川の湧水は、影響予測に不確実性があると考えられるため、選定します。 なお、堀谷戸川の湧水は本事業の対象事業実施区域外に分布しており、堀谷戸川の集水域は対象事業実施区域外にも広がっていることから、本事業による堀谷戸川への影響は小さいと予測されるため、選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	施設の運営	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
	産業廃棄物	施設の運営	×	
大気質	大気汚染	来園車両等の走行	×	本事業の来園車両等及び他事業の関係車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
騒音	騒音	来園車両等の走行	○	本事業の来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられますが、他事業を考慮した関係車両の走行に伴う道路交通騒音は、比較的高い予測値となっているため、予測結果を補完するため、選定します。
振動	振動	来園車両等の走行	○	本事業の来園車両等の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられますが、他事業を考慮した関係車両の走行に伴う道路交通振動の影響が、比較的高いと考えられるため、予測結果を補完するため、選定します。
地域社会	交通混雑	来園車両等の走行	○	本事業の来園車両等及び他事業を考慮した関係車両の走行に伴う交通混雑への影響が、比較的高い予測値となっているため、予測結果を補完するため、選定します。
	歩行者の安全	来園車両等の走行	×	供用時の歩行者の安全性は、来園経路において歩道等が設置されており安全が確保されているため、選定しません。
景観	景観	施設の存在・土地利用の変化	○	公園施設が出現することによる周辺景観との調和の状態を確認するため、選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	施設の存在・土地利用の変化	×	本事業の施設の存在・土地利用の変化、本事業の来園車両等及び他事業の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場への著しい影響は生じないと考えられること、従業員、公園利用者に対する公共交通機関の利用促進等の環境保全措置によってさらに影響を低減できると考えられることから、選定しません。
		来園車両等の走行	×	

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3 及び表 8.4 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

また、工事中及び供用時の事後調査の結果が環境影響評価の予測結果と大きく異なる場合、すなわち、当初予測できなかった事態が生じ、周辺に著しい影響を及ぼすことが懸念される場合には、必要に応じて関係機関の協力を得て原因の究明や対策の検討を行い、環境保全のための適切な措置を講じます。また、原因の究明や対策の検討にあたっては、必要に応じて、専門家等の意見を踏まえながら、適切に対応します。

表 8.3 事後調査の内容（工事中）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
水循環	湧水の流量	湧水の流量	和泉川周辺で予測を行った地点（6地点）	4季	工事期間全体	「水質調査方法」（昭和46年9月環水管30号）に定める方法又は容器法とします。
水質・底質	公共用水域の水質	浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH）	予測を行った地点（仮設調整池の出口4地点及び放流先河川4地点） ^{注1}	4季（各季 非降雨時及び降雨時の2回）	一次整備工事期間全体	「水質調査方法」（昭和46年循環水管30号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定められた方法とします。
振動	振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル	居住環境等に近接し、かつ影響が最大と想定される工事敷地境界の1地点	1回（平日1日）	予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後1時間を加えた時間帯	「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に定める方法により、振動の状況を確認します。
		建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	対象事業実施区域内	1回（平日1日）	上記、現地調査日と同日に実施	工事資料の整理等により確認します。

注1：仮設調整池1（堀谷戸川）の排水は堀谷戸川の合流前の南側の支流に放流することから、仮設調整池1の放流先河川の事後調査位置は堀谷戸川の南側の支流の合流前の位置とします。

注2：水循環、水質・底質について、土地区画整理事業と調査地点及び調査時期が重なる場合は、土地区画整理事業の事後調査結果を活用します。

表 8.4(1) 事後調査の内容（供用時）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化に伴う動物の状況	対象事業実施区域内	4季	全体供用開始後1年程度経過後	現地調査により、動物種・植物種の生息・生育状況を確認します。
	植物	施設の存在・土地利用の変化に伴う植物の状況				
	生態系	施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況				動物、植物の調査で確認した生息・生育状況より類推します。
水循環	湧水の流量	湧水の流量	和泉川周辺で予測を行った地点（6地点）	4季	全体供用後1年間	「水質調査方法」（昭和46年9月 環水管30号）に定める方法又は容器法とします。
騒音	騒音	来園車両等の走行に伴う道路交通騒音レベル	予測を行った地点（7地点）	2回（平日、休日）	全体供用後の適切な時期	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）及び「環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731）に定める方法により、騒音の状況を確認します。
		騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）	予測を行った地点（7地点）	2回（平日、休日）	上記、現地調査日と同日に実施	自動車断面交通量を調査し、1時間ごとに集計します。
振動	振動	来園車両等の走行に伴う道路交通振動レベル	予測を行った地点（7地点）	2回（平日、休日）	全体供用後の適切な時期	「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に定める方法により、振動の状況を確認します。
		振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）	予測を行った地点（7地点）	2回（平日、休日）	上記、現地調査日と同日に実施	自動車断面交通量を調査し、1時間ごとに集計します。

表 8.4 (2) 事後調査の内容 (供用時)

環境影響 評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価 項目	細目					
地域 社会	交通 混雑	来園車両等の 走行台数	予測を行った地 点 (9 地点)	2 回 (平日、休日)	全体供用後の適切 な時期	交差点 (地点 1~6、 8~9) では時間別・ 車種別・方向別自動 車交通量、渋滞の状 況及び信号現示を現 地調査により把握し ます。 断面 (地点 7) で は、時間別・車種別 自動車交通量を現地 調査により把握しま す。
		主要な眺望地 点からの景観 の変化	フォトモンター ジュによる予測 を行った予測地 点 (6 地点)	2 回 (着葉期、落葉期)	全体供用後の適切 な時期	予測地点と同地点で 写真撮影を行います。
景観	景観	囲繞景観の変 化	フォトモンター ジュによる予測 を行った予測地 点 (4 地点)	1 回 (着葉期)	全体供用後の適切 な時期	予測地点と同地点で 写真撮影を行います。

第9章 对象地域

第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」にある対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、動物、植物、生態系、騒音、振動の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約 200m 圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

対象地域は表 9.1 及び図 9.1 に示すとおりです。

表 9.1 対象地域

区名	町丁名	周知地域
瀬谷区	瀬谷町	全域
	中屋敷二丁目	全域
	中屋敷三丁目	全域
	相沢五丁目	全域
	相沢六丁目	全域
	相沢七丁目	全域
旭区	上川井町	一部地域

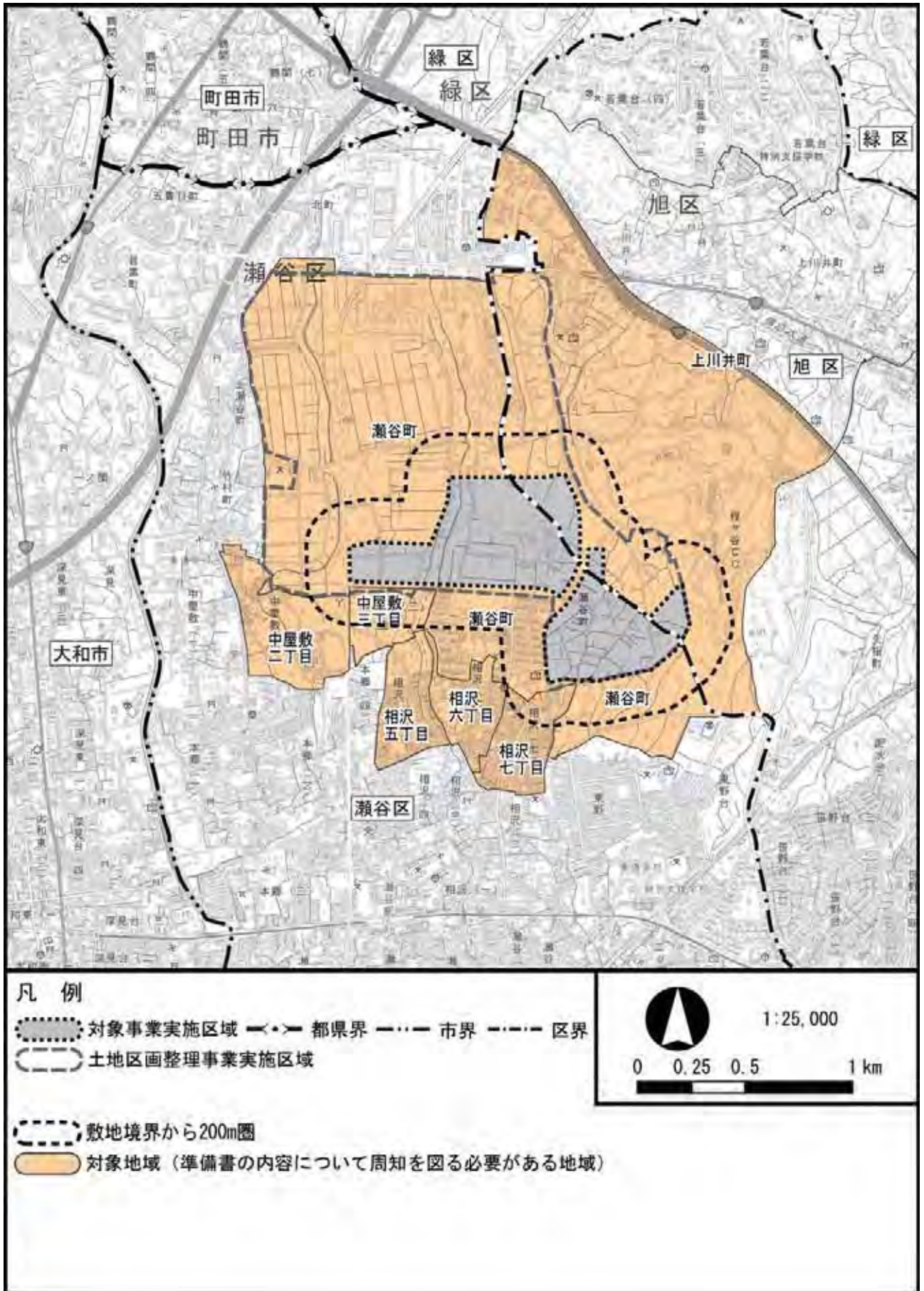


図 9.1 対象地域

(仮 称) 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設
公 園 整 備 事 業

環 境 影 響 評 価 書

2 分 冊 の 2

令 和 5 年 11 月

横 浜 市

- 総目次 -

【2分冊の1】

第1章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項.....	1-1
第2章 対象事業の計画内容.....	2-1
第3章 地域の概況及び地域特性.....	3-1
第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容.....	4-1
第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定.....	5-1
第6章 環境影響評価の予測及び評価.....	6-1
第7章 環境影響の総合的な評価.....	7-1
第8章 事後調査の実施に関する事項.....	8-1
第9章 対象地域.....	9-1

【2分冊の2】

第10章 準備書に対する意見、見解等.....	10-1
第11章 審査会に提出した資料.....	11-1
第12章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項.....	12-1
第13章 方法書に対する意見、見解等.....	13-1

資料編

第1章 調査・予測・評価関連.....	資 1.1-1
---------------------	---------

- 【2分冊の2】 - 目 次 -

第10章 準備書に対する意見、見解等.....	10-1
10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解.....	10-1
10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解.....	10-23
10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解.....	10-65
第11章 審査会に提出した資料.....	11-1
11.1 方法書段階の審査会に提出した資料.....	11-3
11.2 事業内容等修正届出書の審査会に提出した資料.....	11-77
11.3 準備書段階の審査会に提出した資料.....	11-86
第12章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項..	12-1
第13章 方法書に対する意見、見解等.....	13-1
13.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解.....	13-1
13.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解.....	13-21
13.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解.....	13-26
13.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解.....	13-29

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイトル）を加工して作成したものである。

第 10 章 準備書に対する意見、見解等

第10章 準備書に対する意見、見解等

10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

10.1.1 準備書説明会の開催状況

準備書説明会は、表 10.1 に示す日時で計4回開催し、準備書の概要を参加者に説明しました。

表 10.1 準備書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第1回	令和5年4月14日(金) 18:30~20:30	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)	12名
第2回	令和5年4月15日(土) 18:30~19:50		4名
第3回	令和5年4月21日(金) 18:30~20:40	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町190番地)	56名
第4回	令和5年4月22日(土) 18:30~20:50		33名
合計			105名

10.1.2 準備書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の見解

説明会の各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 10.2～表 10.4 に示すとおりです。整理にあたっては、発言順とし、項目欄を設けました。

なお、「説明会における質疑、意見の概要」及び「事業者の説明」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「区画整理事業」、令和9年開催の「2027年国際園芸博覧会」は、「園芸博」、また、国際園芸博覧会を主宰する「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、「園芸博協会」とそれぞれ記載しています。

表 10.2(1) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	環境影響評価	予測したり評価したりする主体は誰なのか教えてください。	予測評価の主体は横浜市環境創造局公園緑地整備課になります。この事業につきましては、横浜市は組織として行っているものですので、特定の個人の責任で行うものではありません。
	環境影響評価	環境影響評価について、光、音、振動、湧水等の項目をばらばらに評価していますが、動植物等では、一つの要因が影響するのではなく、複数の要因が影響すると思うため、全部をまとめて評価しないのはなぜでしょうか。	法令上、項目毎に評価するという制度になっていますので、その制度に即した形で個別の項目毎に評価を行っています。
	環境影響評価	事後調査において重大な環境破壊が認められた場合、どのようにするのでしょうか。	そのようなことが無いように、適切に評価を行い、対策を講じていきたいと考えています。

表 10.2(2) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
	環境影響評価	受託業者オリエンタルコンサルタンツは何をする人なののでしょうか。	横浜市より委託して、今回の予測・評価のお手伝いをさせていただいています。なお、事業者、責任者は横浜市になります。
B	環境影響評価	緑量、緑質という言葉が出てきましたが、それはどういう単位で、何を基準としているのでしょうか。	緑量については、緑地の面積等になります。 緑質については緑の質を意味しており、緑と一言で言ってもいろんな種類があると思いますので、郷土種等を用いた緑地、湿った緑地、乾いた緑地、草丈の高い草地、低い草地、樹林地等の多様な種類の環境を保全、創出することで、緑の質を高めることを考えています。
		緑の質については、乾いたものが悪くて、湿ったものがよいということなのでしょうか。	そのようなことではなく、いろいろな植物、動物、昆虫等、それぞれに適した環境が違いますので、多様な生息・生育環境を用意しておくことが緑の質が高くなるというふうに考えています。
		緑量、緑質について、単位等、定量的に評価できる指標や国際的な基準は存在しないのでしょうか。	緑質の単位はありません。 緑量は、緑被率という面積に対する緑の量を表す指標があり、本事業では、事業実施前の現況の状態に対してどの程度変化があるかという視点から評価を行っています。
		海軍道路の桜を全て伐採して、またソメイヨシノ等を植えるということになっていますが、全て伐採する必要はあるのでしょうか。全てを伐採せずに活用する等の検討は行ったのでしょうか。	海軍道路の桜並木の伐採は公園事業で行うものではございませんので、その所管部署に御意見を伝えさせていただきます。

表 10.2(3) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	<p>一般市民には区画整理事業と公園事業の切り分けが判らないことを前提に質問します。</p> <p>区画整理事業で全面的な土地改変を行い、公園事業ではその代償をしていると思われる。区画整理事業で相沢川の谷戸のところの環境を破壊して、公園のエリアで湿地と草地の連続的な環境を創出することで代償しているという言い方をしていますが、公園事業でどの程度復旧出来るのか定量的に示すことは可能でしょうか。定量的なものがないと市民としては納得できないと思います。例えば、区画整理事業で樹木を何本伐採して、公園事業で何本植えるのか等の回答はいただけるのでしょうか。</p>	<p>今回は区画整理事業の代償として公園事業を行っているものではなく、あくまでも公園事業として、樹木を保全したり、新しい緑を創出したり、表土の保全等について、今ある上瀬谷の公園区域の緑・環境を保全していきたいと考えています。</p> <p>ただし、区画整理事業と公園事業は、完全に切り離されているわけではなく、公園区域内の相沢川の谷戸の部分に関しては、区画整理事業のアセスの中でもミティゲーションするエリアとして環境を保全・創出するということを言っています。公園事業においても、区画整理事業と連携して、公園区域内の環境はしっかりと保全したいと考えています。</p>
		<p>区画整理事業と公園事業、トータルとしての環境が全体として保全されているのが問題だと思いますが、それについて市民に説明をする場があるのでしょうか。</p>	<p>上瀬谷地区全体の話については、区画整理事業の環境影響評価の手続きの説明の中等で説明させていただいていると考えています。また、公園区域については、できるだけ緑の保全・創出に取り組みます。</p> <p>公園区域内ではなく区画整理事業を含めたエリア全体で保全したほうが良いという意見は区画整理事業に伝えさせていただきます。</p>
	事業計画	<p>相沢川の切り直し工事については、区画整理事業で実施されると思いますが、概略図のようなものを見たのは初めてなのでお伺いします。観光・賑わいゾーンのところを回避したような切り直しをしているということは、全面的に暗渠化しなくて良くなったのでしょうか。やはり、暗渠化すると、一般的に水質の悪化が懸念されると思うので、お聞きしたい。</p>	<p>相沢川の切り直しについては、区画整理事業で行うものであるため、区画整理事業から聞いている情報によると、川としての切り直しではなく、暗渠化による切り直しと聞いています。</p>

表 10.2(4) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	<p>工事に関することで、保全対策として工事用車両の燃費をよくする等とありますが、工事は市より工事業者に委託して実施されるため、横浜市としてはその監督をちゃんと常時行う、何人体制で行う等と言わなければ、保全対策が実施されるかは保証されないのではないのでしょうか。</p>	<p>工事の体制につきましては、必ず各工事に担当監督員、主任監督員、総括監督員が付き、各工事3名体制でやることとなります。監督員が環境への配慮につきまして、きちんと事業者が対応しているかについては指導や確認をしております。</p> <p>また、複数業者が入るような場合には協議会のようなものも設立いたしまして、共通する内容のものは、その場でも共有するというように漏れなく、しっかりと対応していきたいと考えています。</p>
D	その他	<p>現状でも、現地では不法投棄や事故、グラウンド利用者による路上駐車が多いです。片側通行の道路が多いので、工事のトラックが通ったら、さらに事故が増えると心配されるため、対策をお願いしたいと思います。</p>	御意見として承ります。
	その他	<p>タヌキなどの動物が団地の中に逃げ込んだと連絡したときには、対応をしていただきたい。</p>	御意見として承ります。
	その他	<p>樹木の件に関して、担当の部署が分からないが、動物園のキリンが食べるということで、餌を地区の中で職員が剪定して取りに来ています。情報をもう一度共有します。</p>	御意見として承ります。
E	環境影響評価	<p>工事車両や様々な工事に関わる影響に関して、公園整備事業のみでの評価となっているのですが、並行して行われる園芸博やテーマパークの工事の影響も勘案して評価しているのでしょうか。もし、していないのであれば、園芸博やテーマパークも併せて評価すべきと思いますが、再度評価をし直す予定はありますか。</p>	<p>今回の影響評価につきまして、区画整理事業に伴う影響は加味して評価していますが、園芸博やテーマパークは評価できる情報がありませんので、評価ができない状況です。</p>
		<p>園芸博やテーマパークの詳細が分かったら、評価をやり直すのでしょうか。</p>	<p>公園の手続きが終了した後に、園芸博やテーマパークの計画が完成しても、公園事業としての評価を改めて行うことは予定しておりません。</p> <p>実際の工事を行う際は、他事業と調整し、できる限り影響が小さくなるように工事を行っていくように取り組みたいと考えています。</p>

表 10.2(5) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	<p>公園の完成予定について、2043年以降が全ての完成見込みということなのですが、それ以前は公園は使えないということでしょうか。</p> <p>今、野球場は3つありますが、今回の公園の整備の計画だと1つしかなく、これは横浜市にとっても大変な損失になるのではないかと思います。地域の少年野球などでも使っている方たちは多いし、三ツ沢もこの先、球場が整備されるとはいえ、三ツ沢の整備も始まると、市民が使える場所が少なくなっていくと思います。テニスコートも少ししかないため、公園整備事業としてはいつ頃からどこは開業できるという見込みがあるのか、知りたいです。</p>	<p>野球場の整備に関して、現時点の計画では、既存の野球場と同じ数の野球場を確保するのは難しいと考えています。ただ、他に広場等も整備しますので、利用について調整することもできるかと思います。様々な御意見等をいただきながら、工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>また、部分開園については、今時点でははっきりと何年にここが開園しますということはお答えできない状況ですが、早期に開園を望まれる施設もありますので、そうしたところから優先的に整備を進めていきたいと考えています。</p>
		<p>優先的に整備を進めるということは、もう既に整備の順番は決まっているのでしょうか。また、いつになったら決まりますか。</p>	<p>今時点では、園芸博以降の整備の順番は決まっています。部分開園がいつの時期になるのかも決まっています。</p>
E	環境影響評価	<p>環境の保全目標が達成される評価ということで、今の計画では環境が保全されて、ホトケドジョウやタヌキ等への影響はないという話ですが、実際、事後調査は何年毎に実施及び報告がされるのでしょうか。また、環境の破壊等があった場合には何か対策を行いますか。</p>	<p>事後調査は、工事中は湧水、水質、振動を行い、工事中の湧水及び水質については、4季、季節毎に行う計画としています。その他、振動は、平日1日行う計画をしています。</p> <p>なお、事後調査の内容は準備書に記載しています。</p>
		環境影響評価	<p>工事中に幾ら影響が少ない工事を行っても、護岸を崩されたらホトケドジョウは死んでしまうと思います。ホトケドジョウ等の生物について事前に保全をするような計画はありますか。</p>
<p>有識者はどなたでしょうか。なぜ公表できないのでしょうか。</p>	<p>有識者については、あくまでも意見を伺う立場であり、事業の責任は横浜市にあるため、有識者個人に責任がかからないよう、公表はできません。</p>		
<p>有識者から事前に保全するような計画が正しいという意見が出た場合、横浜市として納得できる場合は、有識者の言うことに従ってやっていくということですか。</p>	<p>有識者の意見を踏まえて、ホトケドジョウの保全等も含めた環境の保全措置等を検討させていただき、今後、アセス審査会等の場で対策等については示させていただければと考えています。</p>		
	<p>審査会はいつ開催されるのでしょうか。</p>	<p>横浜市環境創造局の環境影響評価課のホームページをご覧ください。</p>	

表 10.2(6) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	環境影響評価	先ほどの回答で予測・評価は横浜市が行い、オリエンタルコンサルタンツがその手伝いをしているということでしたが、そのルールについて教えてください。	横浜市環境影響評価条例に定められている評価項目について、オリエンタルコンサルタンツに委託を行い、評価を行っています。
	環境影響評価	先ほどの質問で、評価が項目毎の評価となっている理由をお尋ねしましたが、自然を守るためには、項目毎の評価で十分なのでしょうか。	環境影響評価項目として、評価する項目が定められているので、その内容に基づいて評価をしています。それを踏まえ、審査会等で専門家の先生の御意見を伺いながら、環境への評価・対策が十分かどうかについて、検討・対応を行っており、複合的な影響についても、先生方の御意見を踏まえて対応したいと考えています。
	環境影響評価	審査会を傍聴したが、最初の審査会での指摘に対し、クリアできていなかったと思います。例えば、先ほどのホトケドジョウの件等もそうですが、現状の内容では不十分ということではないのでしょうか。	審査会は1回のみではなく、今後も引き続き開かれるので、専門家の御意見等を踏まえて、具体的な対応を検討し、順次審査会にて示していきたいと考えています。
	事業計画	公園事業区域は、「公園・防災ゾーン」にもなっていますが、工事中に広域避難が必要となるような災害が起こったら、どうしたらよいのでしょうか。	工事中に災害が起こった場合の対策については、所管部署と協議し、今後検討していきます。
C (再質問)	事業計画	公園と防災が両立するように考えてもらっているようなので、そこは評価したいと思います。グラウンドを広域防災拠点の位置づけとしてヘリポートとして使うと理解しましたが、いかがでしょうか。	西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場などを防災エリアとして活用することを想定しています。
	環境影響評価	工事中の事後調査項目の中に騒音が無いのはなぜでしょうか。	本事業及び同時期の他事業の工場車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定を行いませんでした。
	事業計画	来園車両台数を見積もるに当たって、来園者の数を1日どの程度として見積もっているのでしょうか。	現時点で、公園の計画では将来の公園の利用者想定を177万人と想定しており、そのうちの4割弱の人が車で来られると想定をしています。

表 10.2(7) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E (再質問)	環境影響評価	この資料の作成にオリエンタルコンサルタンツはどの程度携わっているのでしょうか。	準備書及びお配りしたチラシの作成はオリエンタルコンサルタンツで実施しています。
		オリエンタルコンサルタンツの元受けはどちらでしょうか。	横浜市とオリエンタルコンサルタンツが直接契約しています。また、本市との契約についてはホームページ上に契約条件としてアップされていますので、そちらを御覧いただければと思います。
B (再質問)	環境影響評価	契約条件はプロポーザル形式ですか。	競争入札です。
E (再質問)	環境影響評価	ホトケドジョウがいなくなった時の責任は誰がどのようにとるのでしょうか。	保全措置は区画整理事業と連携して実施し、いなくならないように努めていきます。
	その他	公園事業として不発弾の調査はするのでしょうか。	今後、公園整備の工事を行う中で、安全に進めていくことは大事だと考えていますので、区画整理事業と連携して調査方法も含めて検討を進めていきます。
		今年度工事を開始すると聞いているのですが、今から検討をするというのはおかしくないでしょうか。	工事の発注の際には不発弾の調査を行うかどうかも含めて工事条件がわかるように周知することになりますが、安全が確保できるように検討を進めます。

表 10.3(1) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	<p>供用時には確実にこの範囲が公園となるのでしょうか。</p> <p>先日の選挙で、市議会議員が旧上瀬谷通信施設内に大学の誘致を進めるという話をしていたため、公園の北地区が大学用地として用途が変更されるようなことはないのでしょうか。</p>	<p>横浜市としては、この計画通り公園を整備していきたいと考えています。</p> <p>また、区画整理事業でもこの範囲を公園・防災地区と位置付けています。</p>
	その他	<p>周知を図る必要がある地域について、選定の理由について知りたいと思います。</p> <p>以前行われた説明会では細谷戸住宅や東野を工事用車両が通ることになっていたのですが、工事用車両が通る地域も周知が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>準備書対象地域の色が塗られている地域は、環境影響を受ける恐れがある範囲として選定しています。</p> <p>なお、事業地の南側に工事用車両を通す計画はありません。一次整備工事は環状4号線と五貫目第33号線を使用する計画で、二次整備工事では、区画整理事業により区画内に道路が整備されるため、区画内道路を北に抜けていく計画で、南側に工事用車両を通す計画はしていません。</p>
	事業計画	<p>環状4号線では現状、路肩に停車して休憩する車が多数見られます。公園の工事により、道路に停車して休憩する車が増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>工事用車両について、工事を発注する監督員として、工業者に路上駐車による休憩や、地域の皆様に迷惑をかけることがないようにしっかり監督していきたいと考えています。</p>
	事業計画	<p>相沢川の治水対策はどうなっているのでしょうか。</p> <p>公園区域内では親水公園を作ることですが、北側の民有地では雨水が相沢川に流れ込むので、公園の親水公園だけでは民有地から流れ込む雨水を補いきれないと思います。民有地の雨水を抑えられる対策を公園内で実施してほしいと思います。</p>	<p>観光・賑わい地区の開発を行うことによって処理しきれない雨水については、区画整理事業で雨水調整池を整備すると聞いています。</p>
	事業計画	<p>これまでの資料では、相沢川の遊水池の計画が載っていませんでした。計画ができたなら、その内容を周知してほしいと思います。</p>	<p>調整池の整備は区画整理事業のため、関係部署に御意見を伝えさせていただきました。</p>
B	その他	<p>説明スライドの冊子は全員に配布していないのでしょうか。説明を聞くだけでは理解できないので、説明スライドの冊子を資料として全員に配布してほしいと思います。</p>	<p>説明スライドの冊子は全員に配布はしていません。瀬谷区で実施する次回説明会までに検討します。</p>

表 10.3(2) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
	環境影響評価	<p>環境保全目標を達成しているのですが問題ないとしていますが、環境保全目標の具体的な数字が示されていないので、安心できません。環境保全目標は何を基準に設定していて、どの程度の数値なのか説明してほしいです。また、例えば騒音はdBで示されていますが、それがどの程度の音なのか分かりません。</p>	<p>建設機械の稼働の騒音は85dB以下、振動は75dB以下が環境保全目標の数字です。例えば、建設機械の稼働に伴う騒音の環境保全目標である85dBは騒音規制法に基づき設定しています。</p>
		<p>法律を守っていてもうるさいと感じる人はいます。例えば、新幹線が走る音くらい等、わかりやすい例えを使って説明してください。</p>	<p>人によって感じ方が異なるため、85dBが明確にどの程度とは断言できません。85dB以下は騒音規制法に定められた基準であり、法律を守った基準であるため、1つの目安になると考えています。</p>
B	事業計画	<p>広域避難場所について、審査会で草地広場は広域避難場所に適さないという指摘があり、野球場やスポーツ広場に広域避難場所が移動したと思っていましたが、昨日、草地広場も広域避難場所にすると言っていたので、有識者が広域避難場所に適さない草地広場を広域避難場所に指定しているのはなぜでしょうか。草地にも生物は生息しています。</p> <p>また、広域避難場所とはどのような施設や利用を想定しているのでしょうか。審査会ではテントを張ったり、大型の重機を入れて災害支援本部を作ると言っていたように思います。</p>	<p>審査会では生態系の保全エリアとしての草地を防災時の活動エリアにするのはふさわしくないという意見であったと認識しています。</p> <p>この場所には2つの機能があります。1つ目は、災害直後に近隣の住民が一時避難を行う場所、2つ目は、自衛隊や消防、警察が集まって災害の救助活動等を行う拠点となる場所を想定しています。</p>
		<p>2つの機能ともが草地広場に適さないという指摘ではないのでしょうか。</p> <p>(質問者A)：瀬谷区民が避難する場所がないため、大切なエリアと考えています。災害時には生物よりも人の命を優先して頂きたいと思います。</p>	<p>地域の方が避難する場所としての公園と生物の生息空間としての公園とが両立できる公園計画を検討していきたいと考えています。</p>
	環境影響評価	<p>敷地内を流れる河川の有機フッ素化合物 (PFOS、PFAS) について今後調査する予定はあるのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染については、区画整理事業が国と調整中であり、具体的には国から基準値や対策方法が示された段階で、その状況を踏まえて改めて検討すると聞いています。</p>
		<p>国から基準値や対策方法が示されるのはいつ頃になりますか。</p>	<p>時期は現時点では未定と聞いています。</p>

表 10.4(1) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	北地区は公民協働で事業を行うということですが、公民協働とは具体的にどのようなことなのでしょう。また、どのような契約体系となっているのか、お尋ねします。民間の力が強くなると環境問題が起こった時に対応されないのではないかと心配です。	公民連携の契約については、パークPFIという、公募型で事業者を募集する事業手法になり、事業者の選定については有識者からなる、横浜市公園公民連携推進委員会に諮り、事業者を選定していくことを想定しています。 企業の募集にあたっては、募集要項を公表する予定であり、募集要項内に環境配慮事項を記載します。
	事業計画	相沢川の地上式調整池とはどのようなものなのでしょう。「施設配置計画に係る環境配慮事項」の赤で囲まれた区域全体が遊水池になるのでしょうか。	調整池4は和泉川に整備する予定であり、相沢川には調整池機能は設けない予定です。 相沢川の湿地等は環境保全措置として整備するものになります。
	その他	この公園は、国有地に整備されると思いますが、国有地の地権者は誰という意識で事業を行っているのでしょうか。	国有地の地権者は国であると考えています。 区画整理事業で公園区域に国有地を集約し、市の公園として、市民にとってより良い公園を作っていきたいと考えています。
B	環境影響評価	環境影響評価は上瀬谷全体で行うべきではないのでしょうか。	横浜市環境影響評価条例で事業毎に予測・評価を行うことになっています。ただ、区画整理事業、園芸博、公園事業の3事業が連携して進めていく必要があると考えています。
C	環境影響評価	今日示されたデータは、フェアなものでしょうか。審査会の会議録（令和3年10月27日開催）に、現地視察では荒地ばかり見せられて、生物の生息環境がよくわからないという委員の意見が記載されています。審査会での指摘についても対応した記録はあるのでしょうか。	フェアな観点で評価していると考えています。 審査会での指摘に対しては、真摯に対応しています。なお、審査会の議事録は横浜市ホームページに掲載されています。
	その他	現地視察をやり直したという記載は見つかりませんが、再度現地視察は実施したのでしょうか。	審査会の先生方には事業者が直接接触することはできないため、現地の案内は行っておりません。

表 10.4(2) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	<p>まず、環境影響評価の説明について、所定の書式に基づいた表現となっていますが、住民視点で地元でどのようなマイナスの影響があるのかを示していただきたい。</p> <p>その上で、工事用車両は海軍道路を走行することですが、北側と南側のどちらからの車両が多いのでしょうか。</p>	<p>工事用車両は、一次整備工事において、事業地より北側の海軍道路及び市道五貫目第33号線を出入口として使用する予定です。工事用車両の走行台数は、園芸博までの一次整備工事で1日平均230台程度を想定しています。</p>
	事業計画	<p>広域避難場所として事業実施区域内が指定されていますが、工事中はどこに避難するのか、代替案等はあるのでしょうか。</p>	<p>公園事業だけではなく、区画整理事業等の他事業と連携しながら、避難場所を確保できるよう調整中です。</p> <p>具体的な代替案はまだ決まっていません。</p>
	環境影響評価	<p>交通渋滞は認められないと予測していますが、その根拠を明らかにしていただきたい。</p>	<p>具体的な数値としては、交差点需要率を基に評価しており、交差点需要率とは、交差点の処理能力を表すものになっています。限界需要率を超えると、交差点の1回の信号で処理しきれなくなることから渋滞が生じますが、予測結果は限界需要率を超えていないため、交差点の処理能力を超えないと考えています。</p>
E	土壌汚染	<p>汚染土壌があることは把握されているのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染があることは把握しています。防衛省が調査しており、汚染土壌は区画整理事業で除去すると聞いています。</p> <p>一点、公園の東地区の地下深く8～9mの位置に鉛が基準値以上あることは把握していますが、地下深くにあり、地形を大きく改変しないため、影響はないと考え、残置する計画としています。</p> <p>また、区画整理事業の評価書でも現状で地下水汚染はなく、地形を大きく改変することはないため、影響はないと記載されています。</p>
F	土壌汚染	<p>土壌汚染は全て取り除くべきではないのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染対策は区画整理事業で行うため、都市整備局に御意見として伝えさせていただきます。</p>

表 10.4(3) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	事業計画	<p>前は園芸博以降の計画が不明確だったが、今回はかなり明確になったのは評価したいと思います。</p> <p>事業に20年かかるということですが、技術的な問題か、予算がないからなのでしょうか。</p>	<p>今回、65haという大規模な公園事業となるため、予算も含めて総合的に判断し、20年と設定しています。</p>
	事業計画	<p>せっかく大きな公園を整備しているのだから、名前を付けてほしいと思います。例えば立川の昭和の森は全国に知られています。折角だから、名前を付けてほしいと思います。</p>	<p>今後、検討していきたいと考えています。</p>
	その他	<p>現在の海軍道路の桜並木は無残な状況になっています。公園の中に桜を整備するという話がありましたが、海軍道路の桜は見捨てるのでしょうか。それとも再生させるのでしょうか。</p>	<p>横浜市では、「旧上瀬谷通信施設地区 新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」を公表しており、海軍道路、環状4号線では桜並木を再生するとしています。詳細は横浜市ホームページ等でも公表されている計画をご覧いただきたいと思います。</p>
H	事業計画	<p>公園が20ha増えたのは良いことだが、もっと公園部分を増やしてほしいと思います。旧上瀬谷通信施設跡地の4分の1ではなく、もう少し頑張してほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	土壌汚染	<p>自然と共生するという意味では、汚染土壌が8～9mにあるから問題ないというのは全く根拠がないと考えます。汚染土壌は全て除去するよう、公園の担当者から要望すべきと思います。</p>	<p>8～9mの深い位置にある汚染土壌を除去しようとする、地表部の地形や環境も改変することになります。除去してほしいという御意見は関係部署に伝えますが、除去するかどうかは、生物への影響等、環境の観点も踏まえて判断する必要があると思います。</p>
	事業計画	<p>工事中車両は跡地に道路を作って、そこを通る計画なののでしょうか。供用時の駐車場への接続道路も跡地の中に作る計画なのでしょうか。</p>	<p>区画整理事業において、区域内に道路を整備することになっており、その他細谷戸団地前の道路拡幅や、農業振興地区では農道の整備が行われる予定となっています。</p>
	事業計画	<p>完成が令和25年度ということですが、住民は20年間事業地に入れられないということなののでしょうか。部分開業はないのでしょうか。</p>	<p>令和25年は全面供用であり、部分開園も検討したいと考えています。</p>

表 10.4(4) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
I	その他	<p>区域内道路の説明会の時に、説明会の時間帯や回数について指摘があったと思いますが、今回の説明会について、4回では少ないのではないのでしょうか。また、昼間なら来られる人もいないのではないかと思います。なぜこの時間の説明会となったのでしょうか。そもそも誰を対象としているのかお答え頂きたいと思います。</p>	<p>他の日時に会場の空きが無く、会場の手配の関係でこの日程となりました。 ターゲットとしては、準備書対象地域の方を対象としています。 また、ご指摘のとおり、説明会に来られない方もいるので、ホームページにて本日の説明と同じ動画を掲載しており、更に意見書の提出により横浜市に意見を伝えることができると考えています。 日にちも勘案した上で、会場がおさえられる時間帯がこの時間しかなく、設定させていただきました。</p>
	環境影響評価	<p>大気質に係る工事車両の走行の予測結果に「他事業を考慮」とありますが、他事業とは何を勘案されているのでしょうか。また、他事業の計画等に応じて、現在の評価結果が変わる可能性があるということでしょうか。</p>	<p>工事中は区画整理事業の影響を勘案し、予測評価を行い、供用時に関しては区画整理事業で考慮している、観光・賑わい施設、物流施設、公園・防災等を勘案しています。 工事中については、物流や観光・賑わい施設は工事に関する数字が出ていないため現時点で評価できない状況です。他の工事が重なったら、条件は今示しているものと変わる可能性があります。</p>
	環境影響評価	<p>地域社会に係る来園車両の走行の予測結果について、供用時はいつ、どこの地点で予測して影響がないとしているのでしょうか。テーマパークを勘案しても影響は少ないといえるのでしょうか。</p>	<p>供用時は、観光・賑わい施設の供用が開始されたという条件で予測評価しています。観光・賑わい施設の数値は区画整理事業で示された数値を使用しています。 また、区画整理事業で道路の拡幅等を行った後の将来の道路構造で予測しているものです。</p>
J	環境影響評価	<p>生物多様性の動物に係る供用時の予測結果について、区画整理事業により全域が改変され、公園事業で生息環境の創出をしていますが、公園の工事によって希少生物に影響がある可能性が高いと考えられます。工事中に今いる希少な生物の生存を保障するという説明がありませんが、どこかで希少生物を一時的に保管するのか、それとも全域を工事してしまってから生息環境を創出するのか、説明してください。</p>	<p>工事によりホトケドジョウがいなくなってしまうことがないように、一時的に避難させることなども含め、専門家の意見を伺いながら具体的な工事計画等を検討していきたいと考えています。</p>

表 10.4(5) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	事業計画	<p>上瀬谷地域は、環境省にて、生物多様性保全上、重要な里地・里山と位置づけられています。東地区の概略図が示されていますが、里地・里山の環境としてふさわしい環境になっているのでしょうか。</p>	<p>東地区は公園基本計画の中で「自然体験や農体験等を通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区」と位置付けています。里地・里山はある一定の人間が関わることで維持される環境であると考えますが、東地区は自然体験や農体験等を行う地区という意味では、里地・里山の要素が含まれていると考えています。</p>
	事業計画	<p>体験農園ゾーンについて、審査会でも意見が出ていましたが、水田には水田ならではの生物がいて重要な環境だと思うので、谷戸の水田を全面的につぶしてしまうと質的な問題があると思います。体験農園のエリアを拡張して水田にする考えはないのでしょうか。</p>	<p>相沢川の環境の創出の検討において、水田についても検討しています。</p>
K	環境影響評価	<p>予測が外れて環境に悪影響が出た場合に、事業は中止、中断する可能性はあるのでしょうか。また、それについて条件等がありますか。</p>	<p>今回は、あくまでも予測に基づく評価ですので、不確実性の大きい項目は事後調査を実施します。基本的には、事後調査で思わしくない結果とならないよう努めますが、万が一、事後調査で思わしくない結果となった場合には、原因を踏まえて対策を検討していきたいと考えています。</p>
L	環境影響評価	<p>環境省で、生物多様性の保全上重要な里地・里山に指定されているという点について、里山は人との関わりではなく、生物多様性を保全することが重要であることを念頭に置いてほしい。</p> <p>また、ホトケドジョウを工事中に移設してくれるということはよかったですと思います。この生物多様性保全上、重要な里地・里山の中には、自然環境の保全上重要であるとして、ホトケドジョウだけではなく、オオタカも出てきます。オオタカの保全についてはどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>ホトケドジョウの移設は、確定ではなく、移設も含めて今後検討していく方針です。</p> <p>次に、里地・里山に関しては、生物多様性の保全ということで本公園についても、自然環境との共生は重要と考えています。生物多様性の維持については、サンクチュアリ的な環境を好む生物もいれば、人が草刈りなど一定程度手を加えることで生息できる生物もいるため、そのような生物多様性の観点から公園の計画を考えたいと思います。</p> <p>オオタカの生息は確認しているため、影響についても配慮していきたいと考えています。</p>

表 10.4(6) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F (再質問)	環境影響評価	<p>環境保全目標で「最小限にとどめる」と記載している箇所がありますが、具体的な数字を示すべきと思います。</p> <p>また、数字が記載されている目標もありますが、その場合は数字の根拠を明記すべきと思います。</p>	<p>評価項目の中には、定量的に評価していくものと定性的に評価していくものがあり、例えば、光の影響などは生物に対して定量的に示すことができないので、定性的な表現としています。</p>
	環境影響評価	<p>「影響しない」との表現がありますが、何に対して影響しないのか、人間に対してなのか、生物に対してなのか、主体がわかりません。例えば、騒音では85dBとありますが、生物多様性の方の生き物には影響はないのでしょうか。</p>	<p>例えば、85dBは騒音規制法にて定められる数値を目標値としており、対象は環境全般を勘案して85dBとしています。</p>
	環境影響評価	<p>事後調査についても、問題があるかないかの基準や根拠が曖昧で分からないので、きちんと決めていただきたい。</p>	<p>生物多様性であれば、今回の準備書等で示している重要な種が生息できているか、湧水は湧水量が増えているか減っているか等が判断基準となるかと思います。景観は定性的な評価になるため、今と比べてどの程度景観に配慮されたかがポイントになると考えています。</p>

表 10.5(1) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	今日は園芸博の説明会ではないのですか。	本日は、将来作る公園整備事業の説明会であり、園芸博の説明会ではありません。
		園芸博は何年後に開催するのでしょうか。	園芸博は、2027年3月から9月に開催予定と園芸博協会より聞いています。
		園芸博開催時期の道路混雑は大丈夫なのでしょうか。	園芸博協会にて検討を進めていると聞いていますが、適切な時期に園芸博協会から説明があると考えています。
	その他	園芸博の説明会にしては、参加者が少ないように感じますが今回の説明会はどのように周知しているのでしょうか。方法を教えていただきたい。	今回の説明会は横浜市環境影響評価条例に基づき、お配りしているチラシに記載の「準備書対象地域」を対象とし、ポスティングや、広報よこはま、ホームページ等にて周知しています。
B	環境影響評価	今回示されているのは、公園整備事業のアセスとのことですが、2次整備の際に観光・賑わい地区の工事も行われるのでしょうか。行われる場合、環境影響評価の結果は変わってくるのでしょうか。	基本的に公園整備事業として予測・評価を行っていますが、先行して環境影響評価の手続きを行っている区画整理事業を考慮して、工事中は区画整理事業の工事、供用時は区画整理事業で影響を予測している賑わい施設や物流施設等の影響を踏まえて、予測評価を行っています。
C	事業計画	この公園内において、なぜ相沢川には遊水池を設置しないのでしょうか。区画整理事業の説明会では相沢川の地下に貯留施設を作るという説明がありました。	相沢川の調整池3は区画整理事業で位置も含めて検討中であり、公園整備事業とも連携し、情報の共有を行いながら検討を進めています。
	事業計画	相沢川付近はハザードマップで内地浸水域で2m以上の浸水となっていますが、市の職員の皆さんはご存じでしょうか。	ハザードマップを基にした資料を準備書に反映しており、浸水域等を把握し、考慮したうえで計画策定を行っています。
	その他	区画整理事業の担当者や、公園事業の前任者とは適切に情報共有ができていますでしょうか。以前、旭区の説明会にて、遊水池については北側の区画整理区域に設置すると聞きましたが、確認はできたのでしょうか。また、担当者の引継ぎはしっかり行われているのでしょうか。	区画整理事業を行う都市整備局との連携は適切に行っており、担当者の異動に伴う引継ぎも、時間を設けてしっかり行っています。

表 10.5(2) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	相沢川はなぜ暗渠とするのでしょうか。開渠にできないのでしょうか。	区画整理事業では暗渠とすると聞いていますが、公園区域の谷戸ではその暗渠から取水し、湿地環境等を整備することを考えています。
	環境影響評価	暗渠にすると生物への影響は大きいと思いますが、適切に、科学的に評価が行われているのでしょうか。	区画整理事業のアセス審議会でも暗渠化による水質への影響について審議されましたが、問題ないと判断されたと聞いています。
	事業計画	相沢川の半分以上は区画整理事業の区域にありますが、川は繋がっていて、区画整理事業が上流側なので、暗渠にすると影響が出てくると思います。公園事業とは関係がないとは言えないので、区画整理事業にも対策を行うよう働きかけが必要ではないでしょうか。	横浜市としては、旧上瀬谷通信施設全体を、郊外部の活性化拠点としてまちづくりを進めています。 相沢川の自然環境の保全については、引き続き、区画整理事業と連携して進めていきます。
E	事業計画	「歩道整備により工事用車両等の振動が低減される」とありましたが、環状4号線沿いの住民は、今でも振動に悩まされています。歩道は整備されるのでしょうか。	歩道については、地域社会の歩行者の安全性で、歩道が整備されるので環境の配慮がされると説明したと思います。 なお、公園事業では歩道の整備は行いませんが、区画整理事業にて区画内の道路を整備するにあたって歩道を整備すると聞いています。
	その他	新たな交通とは何のことでしょうか。新交通を指していますか。上瀬谷基地までのアクセス手段はどのように考えているのでしょうか。	新たな交通について、現在、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コスト抑制や新たな技術の活用などの視点で幅広い検討が進められていると聞いています。今回の環境影響評価の中でも新たな交通からのアクセスが生じると想定しています。また、本公園は広域公園となるため、徒歩、自転車、自動車による来園者も想定しています。
	その他	環状4号線の拡幅工事について、以前の説明会では中屋敷の消防署から先を4車線に拡幅するとありましたが、そこから先だけを拡幅してもあまり意味がないと思います。	海軍道路は区画整理事業の区域内は4車線に拡幅されますが、その他の区間も拡幅するかは、区画整理か道路整備にお問い合わせいただきたいと思います。本日そのような意見があったことは都市整備局に伝えます。

表 10.5(3) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	相沢川をなぜ暗渠にしなければならないのでしょうか。また、公園区域内は取水なのか、開渠なのでしょう。	区画整理事業より、まちづくりの上で暗渠化が必要と聞いていますが、詳しくは都市整備局に問い合わせ頂きたいと思います。 なお、公園区域内は、開渠ではなく取水として考えています。
F	その他	公園整備事業は園芸博ありきの事業なのでしょう。	公園整備の途中に、園芸博が開催される予定です。なお、公園整備事業は、この旧上瀬谷通信施設地区のまちづくりの一環として実施するという認識でいます。
	その他	園芸博は何のためにやるのでしょうか。誰に聞いても説明がないし、園芸博の方に質問しても訳のわからない回答しかありません。そのような状況で話がどんどん進んでいます。説明できる人を連れてきてください。	園芸博は園芸博協会が主催しています。園芸博協会から基本計画が公表されており、そこに開催の意義が記載されているため、ホームページで確認するか、園芸博協会に問合せいただきたいと思います。 本日は公園整備事業の説明会であり、他事業の、かつ横浜市とは別の組織で行う事業の回答を正確にお伝えできるかわからないため、説明がないという意見があったことは園芸博協会に伝えます。また、園芸博も環境影響評価の手続きを進めていますので、今後、同様な説明会を実施すると思います。その際に質問等をお願いします。
G	土壌汚染	区画整理事業では土壌汚染が何か所かあると記述されていますが、公園事業においてはどのように対策するかの説明が全くありませんでした。 また、土壌汚染箇所について、残置することは環境学的に影響はないのでしょうか。	土壌汚染は区画整理事業が対策するため、区域内にある土壌汚染は、基本的には区画整理事業で除去され、公園事業の区域内に対策が必要なものはないと考えています。1点だけ、東地区の1箇所に鉛が検出されていますが、検出された深さが8～9mと深いため、除去はせず残置すると区画整理事業から聞いています。 土壌汚染に関しては、土壌汚染対策法に基づき適切に対処していきます。
	環境影響評価	工事事業者、来園者ともに出来る限り環境負荷がかからないように会場に来るとありますが、車以外で移動するのは感覚的に無理と思います。できないならできないと言い切ってしまった方が良くないのでしょうか。	ご指摘のとおり、何時も必ず公共交通機関を使うことは難しいため、可能な限りとしています。こちらの姿勢として、周辺的生活環境に影響を及ぼさないことを目標に公共交通機関の利用を推奨しますが、炎天下や嵐の際には環境目標を鑑みて、多少車も利用させていただければと考えています。

表 10.5(4) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	環境影響評価	和泉川の浸透性土地利用は81.4%とありますが、浸透しないものは全て下流に流れてくるのでしょうか。	和泉川は、公園区域内に多自然型の調整池を整備予定であり、降雨時に大量の水が一気に下流に流れないように、一時溜めて徐々に流れていくような調整池を東地区に作ることを区画整理事業において検討しています。
	その他	環状4号線はゆめが丘の開発が進み、そちらへの交通量も増えます。南側から公園にアクセスする車が増え、瀬谷の南や泉区内全体に関係してくる問題だと思いますが、泉区や大和市に説明会の案内がないので、説明会を充実させてほしい。環状4号線や瀬谷柏尾道路は私たちの生活道路なので、よろしくをお願いします。	今回は環境影響評価の説明範囲としていますが、工事開始後に、より南の方まで影響が出る可能性も考えられるため、区画整理事業や園芸博とも調整し、説明範囲や手法を改めて検討したいと考えています。
H	環境影響評価	「現況に近い状況に回復」「ある程度現況に近い状況に回復」とありますが、現状を100として、どの程度回復すれば現況に近いと言えるのでしょうか。具体的な数字を示してください。例えば、ホトケドジョウ1匹だけでも回復といえるのか等、具体的な指標を示してください。	基本的には、注目すべき種が存続できることが重要であると思います。注目すべき種の生息が維持できる環境を創出することが目的であるため、どのくらいの面積を確保したら、それが達成できるかは環境の質的な面もあるため、数字での表現は難しいと考えます。
I	事業計画	水田は質的に草地と湿地の繰り返しとは異なります。また、人と自然との触れ合いの場でもあると思います。ガーデン1を可能性ではなく具体的な話として、水田にできないでしょうか。	水田も1つの可能性として検討していますので、本日の意見も参考に検討を進めたいと思います。
	環境影響評価	ホトケドジョウの生息が危ぶまれたら専門家と相談のうえ移設を考えるという言い方でしたが、明確な計画ではないので、守る仕組み、組織等について専門家等を含めて明確化しておかなければ意味がないと思います。もっと計画が具体化した段階で説明会を行ってほしいと思います。	専門家の方に御意見いただきながら、工事の方法や保全・創出の方法を検討しています。具体的な方法等はアセスの審議会などで必要に応じて説明したいと考えています。
	その他	園芸博の説明会にて外来種を入れる可能性が高いことから、拡散汚染への懸念について、質問しました。 今回の公園の大花壇において、外来種拡散への対策はどのようにされる予定でしょうか。	園芸博協会と連携し、外来種が公園内に残らないような対策の検討を進めていきたいと思っています。

表 10.5(5) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	事業計画	公園の災害時の活用方法や設備等の計画はどうなっているのでしょうか。有事の際のヘリポートや一時避難の設備があると聞いていますが、どのような計画となっていますか。	西地区のグラウンドや中央地区のサクラ広場のような広場空間等に自衛隊や消防等が集まって応援活動拠点として活動できる空間や、サクラ広場はヘリパッドとする計画の検討を関係部署と進めています。
	事業計画	今回の説明では、賑わい地区等を含めて治水を検討されているのでしょうか。	区画整理事業で、全体のまちづくりを進めるにあたって必要な調整池の検討を進めています。
K	土壌汚染	地下8～9mに鉛の汚染があると聞きましたが、正確な場所と数値は準備書に記載していますか。載っている場合、準備書の具体的なページ数を教えてください。	準備書の3～30ページに記載しています。また、準備書はホームページでご覧いただけます。
L	その他	昨日、場所が取れなかったため、夜しか説明会が開催出来なかったとのことですが、公会堂の予定表では空いている日があるので、そこで説明会を行わなかったのはなぜでしょうか。	説明会は、公告から30日以内に開催が必要で、私共が予約をするタイミングでは、この時間しか空いている日がありませんでした。
	その他	壇上で紹介されていない方は誰なのでしょう。	今回の説明会の記録を取っている速記の方です。
M	事業計画	上瀬谷の自然は貴重なので、保全するとうたっていることは敬意を表しますが、実際に打ち出されている計画では、自然が保全されているとは言えないのではないかと思います。 相沢川は暗渠化ではなく、より自然度の高い川にしてほしいと思います。環境創造局の立場として、より自然豊かな川になるように、横浜市を説得すべきと考えます。	相沢川の暗渠化については、横浜市としては、まちづくりの一環として暗渠化するという事を考えています。 公園区域では相沢川から取水して、できる限り環境の保全や創出に努めていきたいと思っています。
	事業計画	環境ゾーンの中にぜひ水田を設置していただきたい。冬みずたんぼは草地とは生態系が違い、非常に豊かです。歴史的な意味、環境学習のフィールドとしても水田は是非実現してほしいと思います。	相沢川の谷戸は、公園区域内については水田も含めて検討を進めていますので、水田を作ってほしいという御意見として承ります。
	事業計画	和泉川で十数年、毎日水位や生物を観測していますが、今年の2月の1か月間に和泉川の干上がりが8日間もありました。これでは生物多様性は失われていきます。この地域が水の供給源であるので、透水性をしっかりと確保してください。	公園区域の和泉川は源頭部であることを承知していますので、自然を創出しながら、水源涵養機能を果たしていきたいと考えています。

表 10.5(6) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
N	環境影響評価	上瀬谷を分水界が通過していることは認識していますか。	承知しています。
	環境影響評価	東西方向、南北方向の断面図は用意していますか。また、現況との変化はありますか。それがわからないと、環境アセスが成り立たないと思うのですが、今の環境アセスは、現在の地表面で行っているという理解で良いでしょうか。 また、断面図は提示して頂けるのでしょうか。	公園の工事においては、流域面積が変わらないように計画しています。 ただし、造成は区画整理事業で実施し、公園事業では造成は行わないため、断面図は公園としては作成していません。区画整理事業が入ったことを前提に公園計画を立てています。
O	土壌汚染	園芸博、区画整理事業、公園事業について、どこがどこに対して責任を取るか、ワンストップの責任者がいないことに疑問を持っているという前提でお尋ねします。 2025年3月に土壌汚染の最終精査をした結果を防衛相から発表すると聞いています。南関東防衛局、防衛省に問い合わせたところ、旧日本海軍のものに関しては、防衛省とは違う組織なのでわからないとの回答がありました。また、土壌汚染対策法に8～9mの鉛の汚染は該当しないから調査しないとのことでしたが、アメリカ海軍が接収していた時のもの、日本海軍があった時のものをつまびらかに調査しないで、かつ砲弾が2発出ても警察が規制線すら張っていません。こんなことをしていて大丈夫なのでしょうか。 防衛省による土壌汚染の精査結果は来年3月に出ますが、ここでは結果が出ているから調査しないというのは齟齬がないのでしょうか。8～9mに鉛があったら、水質汚染等の可能性は考えないのでしょうか。	区画整理事業とは連携しながら土壌対策汚染法に基づき適切に対処していきます。

10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」に対し、21 通の意見書（延べ意見数 53 件）が提出されました。意見項目と意見数は、表 10.6 に示す通りです。

意見書の内容と事業者の見解は、表 10.7 (1) ～ (41) に示すとおりです。なお、整理にあたっては、意見書は原則として原文を記載していますが、個人情報等は「(伏字)」と表現しています。また、内容を可能な範囲で項目別に分類し、整理しています。

なお、「事業者の見解」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「区画整理事業」、令和9年開催の「2027年国際園芸博覧会」は、「園芸博」また、国際園芸博覧会を主宰する「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、「園芸博協会」とそれぞれ記載しています。

表 10.6 意見項目と意見数

意見項目		意見数
事業計画	事業方針	9 件
	施設計画	18 件
	施工計画	1 件
	防災計画	2 件
環境影響評価	温室効果ガス	1 件
	生物多様性	8 件
	水循環	5 件
	土壌	2 件
	騒音	1 件
	地域社会	1 件
	景観	1 件
	文化財	1 件
その他	説明会	4 件
	意見書	1 件
合計		53 件（意見書21通）

注1：複数の項目に該当する意見があるため、各項目の意見数の合計と延べ意見数の合計は一致しないことがあります。

表 10.7(2) 意見書の内容と事業者の見解(2)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	事業方針	(前ページからの続き) 事業者に、色々求めています。騒音。排ガス。破った場合の罰則、中止もないと聞いています。市民から苦情が来て、役所の仕事が滞るのが目に見えます。このような準備書をなぜ市長は許可しているのでしょうか？	(前ページからの続き) なお、事業者としては、環境影響評価制度に基づき、様々な意見をいただきながら環境に対する著しい影響の発生を未然に防ぐことを考えています。
事業計画	事業方針	この意見書は環境影響評価を請け負った事業者の方へ送付され、見解は事業者が作成することですので、請け負った事業の個々の部分には直接関係ないとは思いますが、間接的には横浜市民の税金が投入される事業ですので、事業を推進する市当局とは異なる考え方を持っている市民も数多くいること知っていただきたいため投稿しました。今回の「環境影響評価」により、この地域には相沢川、和泉川など自然水路が存在し、希少野生動植物が多数生息していることを知りました。この地域は環境省が推進している「里山再生」に相応しい地域と思います。「里山とは原生的な自然と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域」と定義されています。ネットで「横浜市の里山」で検索すると、殆どがお花畑のようです。象徴的なのがズーラシア隣接の「里山ガーデン」です。「横浜みどり税」は造園業界のための税金なのでしょうか。この地域の利用計画に対する3年前の市民の意見募集では、現在進められている計画への賛同者は25%弱でした。横浜市はこの結果を無視して計画を進めています。花博はもう止められませんが、その後の開発(自然破壊)計画を変更し、三浦市の「小網代の森」という里山再生の良いお手本がこの地域で再現されることを目指したいと思っています。	本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画(素案)に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画(原案)を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画(案)として公表しました。本事業はこの計画に基づき実施するものです。 また、本事業の実施にあたっては、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備や、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出を行うなど、残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

表 10.7(3) 意見書の内容と事業者の見解(3)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>事業方針</p> <p>4 555億円の花博跡地公園は、財政難でなくても、不要です。元々、雄大な自然があるので、もっとスリムなコストで事業を行ってください。地代を引いても355億円の整備費は異常です。公共事業の在り方として、この金額は許容できません。徹底して環境を破壊して、しまいには川の水質を下げ、切り回しの上暗渠という暴挙は許されません。今すぐこの計画は白紙に戻し、市民にとって必要な公園は何かをゼロから考えてください。</p>	<p>本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場を創出するとともに、園芸博のレガシーを継承する拠点を形成し、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等を形成することを目的として実施するものです。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画（素案）に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画（原案）を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画（案）として公表しています。</p> <p>また、本事業の整備費については、基本計画（案）に基づいて、整備に必要な金額を算出しています。令和4年度に実施した公共事業評価において、事業費も含めた事業実施について妥当と審議されました。</p> <p>なお、今後の公園施設等の整備にあたっては、公民連携手法の導入など、整備費の縮減に引き続き取り組んでいきます。</p>

表 10.7(4) 意見書の内容と事業者の見解(4)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>5 共用まで20年かかる、公園は不要です。いま生まれた子供が成人しても使えない公園など要りません。このようなお金と時間をかけた公園を造り、誰が責任をとるのですか。山中竹春市長ですか？違います。市民が借金という責任をとらされるのです。</p>	<p>本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場を創出するとともに、園芸博のレガシーを継承する拠点を形成し、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等を形成することを目的として実施するものです。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画（素案）に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画（原案）を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画（案）として公表しています。</p> <p>また、全面供用は令和25年頃を予定しますが、整備が完了したところから、順次、供用について検討していきます。</p>

表 10.7(5) 意見書の内容と事業者の見解(5)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>意見1 公園事業は近隣住民の日常利用を前提にして計画すべきである</p> <p>補足1.1利用者はレジェンドを特に意識しないだろう。そのための特別な仕様は不要である</p> <p>象の鼻パークに建立された横浜開港150周年「たねまる記念碑」は殆ど認識されていないようだ。ゆえにもっと立派なものを目指す考え方もありそうだが、効果は少ないであろう</p> <p>補足1.2お金を使わないで楽しめる環境で十分だろう。特別な維持管理を必要とする施設は不要である</p> <p>横浜を代表する山下公園、根岸森林公園、本牧山頂公園(いずれも接収された歴史あり)では、レジャーシート・テントでのんびり過ごす人たちを多々見かける</p> <p>補足1.3利用者は177万人/年(4850人/日)との推定は盛り過ぎ、見直すべきである</p> <p>利用者は177万人/年に根拠はあるか。観光地点等入込客数2021年(延べ数、単位万人/年)は、鶴見周辺17、みなとみらい・桜木町594、山下・関内・伊勢佐木町 279、山手・本牧・根岸84、磯子・金沢283。上瀬谷の立地環境は山手・本牧・根岸から山手を除いたエリアに類似と想定する。すなわち84万人/年よりは余程少ないだろう。</p> <p>参考： https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/bunka/2022/0607press.html</p> <p>補足1.4観光・賑い地区境界のランドスケープ・サウンドスケープは特に配慮すべきである</p> <p>何らかの仕切りは設けるだろうが、例えばコンクリート塀剥き出しでは興覚だ。また音の漏れ出しを予測できるが、十分な隔離帯が必要である</p>	<p>本事業の計画策定にあたっては、令和2年度に実施した公園の基本計画(素案)に対する市民意見募集を踏まえ、令和3年6月に基本計画(原案)を策定し、その後、具体的な公園施設等について検討を進めるとともに、地域の皆様や地権者の皆様のご意見をいただきながら、本地区で行われる区画整理事業や園芸博事業の進捗などを踏まえ、令和4年6月に基本計画(案)として公表しており、草地の広場や遊具広場、運動広場など近隣住民の日常的な利用も想定した内容となっています。</p> <p>また、基本計画(案)では、整備方針の1つとして、園芸博のレガシーの継承・発信拠点を盛り込んでおり、グリーンインフラの実装、発信や、園芸博を通じてできた人々のつながりや取り組みの継承発展などに取り組むことは必要と考えています。</p> <p>年間利用者数については、他の公園事例を参考に試算しました。</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区活用事業「観光・賑わい地区」との境界については、事業予定者が決定した際には、詳細を検討していきます。</p>

表 10.7(6) 意見書の内容と事業者の見解(6)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>事業方針</p>	<p>意見2 公園事業(区画整理事業)は、「川井・矢指・上瀬谷地区」拠点を含む「横浜市 水と緑の基本計画」との整合性を確保すべきである</p> <p>参考: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-oen/mizutomidori.html</p> <p>補足2.1公園事業(区画整理事業)で云う「自然」「緑」の定義は、「横浜市 水と緑の基本計画」のまとまった樹林地・農地を拠点と考える定義と一致させるべきである</p> <p>例えば樹林地・農地と大花壇とは大いに異なる。上瀬谷には豊かな自然が残ると云われるが、現在でも自然は損なわれている。通信隊跡は野芝?で覆われていて野生の植物は少ない</p> <p>補足2.2公園事業(区画整理事業)で計画される川の暗渠化等の改変は、「横浜市水と緑の基本計画」に整合させるべきである</p> <p>川の改変は自然災害の軽減等、市民生活の安全安心の向上、精神的に豊かにするために計画・実施されるべきである。逆方向のベクトルを持つ改変は控えるべきである</p> <p>補足2.3残土量最小のために、建設発生土の事業地内利用を無理すべきではない</p> <p>特に農業振興地区西側はほぼ民有地であり、農業継続の観点からも盛土は悪影響をもたらすであろう。一帯は大門川段丘であり傾斜地は見られず、傾斜地の農作業も無いと思われる。段丘上下を頻繁に行き来するなら別だが、傾斜地の農作業が困難であるとの意見があれば明確にすべきである。地権者の権利を尊重すべきと考えるが、優遇されるべきではない</p> <p>補足2.4公園事業(区画整理事業)で造成される土地は、宅地など他用途に転用されないように用途制限を設定すべきである (次ページに続く)</p>	<p>本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>これを踏まえ、基本計画(案)では、上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園としていくことや、農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し、実践する公園、また、豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら自然体験や環境学習などが行える公園とすることなどを方針としており、本事業は「横浜市水と緑の基本計画」と整合していると考えています。</p> <p>相沢川は、区画整理事業において、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討しますが、公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>本事業の対象事業実施区域では、区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業等を実施して施設整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。なお、本事業により建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り、他の工事等で有効活用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域では、計画通り公園を整備していきます。</p>

表 10.7(7) 意見書の内容と事業者の見解(7)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>(前ページからの続き)</p> <p>人口減に向かう事が必至の昨今、再生産困難あるいは不可能な自然や公有地はやむを得ない最小限の改変以外は、現状を次世代に引き継ぐべきである</p> <p>国際園芸博や所謂テーマパーク目論見は、観客動員数や新設交通機関の実現、既設交通機関との連携において実現は容易でないだろう。途中で目的変更があってはならない</p>	
事業計画	<p>・貴重な谷戸地形保全について</p> <p>説明会で岩ヶ谷課長が「里山は人の手を入れて保全していくもの」と発言しました</p> <p>①「里山」の「人の手が入る」という定義に「地形の改変」は入らないはずですがその点について環境創造局公園緑地整備課としての見解をお答えください</p> <p>②上瀬谷は環境省により生物多様性保全上重要な里地里山環境に指定されている他 横浜市により緑の七大拠点・緑の十大拠点に指定されていますが 今後これは返上するという認識でよろしいですか？</p>	<p>「里地・里山」は、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけにより環境が形成・維持されてきたものと考えています。その中で、必要に応じて環境に配慮しながら「地形の改変」が行われてきた場所と認識しています。</p> <p>本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>このような本市の計画を踏まえて、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているものと考えています。</p> <p>基本計画(案)では、上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園としていくことや、農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し、実践する公園、また、豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら自然体験や環境学習などが行える公園とすることなどを方針としており、本事業は「横浜市水と緑の基本計画」と整合していると考えています。</p>

表 10.7(8) 意見書の内容と事業者の見解(8)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p>	<p>事業方針</p> <p>上瀬谷は貴重な自然資源と考えます。今ある自然を除草剤をまいて、木を切ってコンクリートで固めてしまっはもう取り戻すことはできません。ここにしかない動植物は絶滅してしまいます。花博をやるのであれば「港の見える丘公園」のあたりとか、「みなと未来21地区」とかすでにコンクリート敷きになっているところに施設するのが良いと思います。花博後にテーマパークというのはもう時代おくれの発想だと思います。とても採算がとれるとは思いません。市民は望んでいません。ただ広い、緑の広がっている場所がある方がよっぽど嬉しい。ムダなお金を使わず、図書館の充実とか、冷たい工場で作った給食ではなく、自校式や親子式などできるようにしてほしいです。</p>	<p>本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場を創出するとともに、園芸博のレガシーを継承する拠点を形成し、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等を形成することを目的として実施するものです。</p> <p>また、本事業の対象事業実施区域のある、「横浜市水と緑の基本計画」の「緑の10大拠点」「川井・矢指・上瀬谷地区」は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用することとしています。</p> <p>これを踏まえ、基本計画(案)では、上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園としていくことや、農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し、実践する公園、また、豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら自然体験や環境学習などが行える公園とすることなどを方針としています。</p> <p>また、本事業の整備費については、基本計画(案)に基づいて、整備に必要な金額を算出しています。令和4年度に実施した公共事業評価において、事業費も含めた事業実施について妥当と審議されました。</p> <p>なお、今後の公園施設等の整備にあたっては、公民連携手法の導入など、整備費の縮減に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>園芸博や「観光・賑わい地区」のテーマパークについてのご意見は関係部署に情報共有させていただきます。</p>

表 10.7(9) 意見書の内容と事業者の見解(9)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>相沢川の治水対策について</p> <p>上瀬谷地区の公園建設、区画整理の説明会に参加し、意見を述べてきましたが、いまだに治水対策について明確な説明がありません。現在の横浜市長はコロナについて、データに基づく科学的な対策をアピールしてきました。治水対策についても、降水量や地面への雨水浸透力などをデータ化し、科学的な対策を立ててください。治水対策が重要な理由としてとして、次のような点があります。</p> <p>最新のハザードマップによれば、上瀬谷地区の相沢川沿いの地区は2m以上の浸水域です。(伏字) 我が家も2mから3mの浸水域です。相沢川のバイパスが完成しましたが、その後も、大雨が降ると近くの側溝から水が溢れ出します。</p> <p>公園内、区画整理地内に遊水池の記載がいまだにありません。公園の説明会で遊水池について尋ねると、区画整理地内に作るという聞いていたということでしたが、図面上で遊水池の記載を見たことはありません。資料の84ページにも、仮説調節池という文字はありますが、地図上にその記載はありません。</p> <p>遊水池の計画の前に、区画整理地内の事業者の募集が行われている。治水対策が立てられる前に事業者が決まったら、その事業者の計画が優先され、なし崩し的に遊水池の建設が白紙となる恐れがある。事業者以外にも、換地により川沿いの土地が民有地となったら遊水池は作りにくくなる。賑わい地区はコンクリートで覆われることを考えると、相沢がを流れ込む水量は莫大なものであり、広い湧水地は必要不可欠である。</p> <p>線状降水帯の心配がある。</p> <p>昨年9月、静岡市の巴川が氾濫した時、たまたま、静岡市内(伏字)にいました。一晩中、ドッカンドッカンと雨が降り続き、低い土地の家は浸水しました。横浜に住んで40年近く経ちますが、あのような降り方の雨は、あまり経験がありません。あのような降り方をしたら、相沢川沿いの家はひどく浸水します。線状降水帯は、どこでも発生すると言います。それに備えた治水対策が必要だと思います。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>相沢川の調整池については、区画整理事業で整備が行われます。区画整理事業環境影響評価書では、本事業の対象事業実施区域内の相沢川下流部の東側に地下調整池が予定されていましたが、その後、区画整理事業において、位置も含めて改めて検討しています。</p> <p>なお、区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池を、各流域に1箇所以上配置する計画です。</p> <p>公園区域内に計画されている和泉川流域の調整池については、区画整理事業において、本事業と調整し、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池として整備される計画です。</p> <p>なお、仮設調整池は、各流域の流末付近に設置する計画です。</p>

表 10.7(10) 意見書の内容と事業者の見解(10)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>(前ページからの続き)</p> <p>今のまま事業が進めば、公園の一部が遊水池になる恐れがある。ただでさえ、国有地が少なくなっているのに、しっかりした計画を立てないまま区画整理事業が進み、すいがいも発生した場合、遊水池を作る場所は公園以外になくなる恐れがある。それゆえに、先んじて、治水対策、遊水池ご建設を進める必要がある。</p>	
事業計画	施設計画	<p>近年人間の経済活動により生物多様性を育む湿地が世界的規模で消失しています。旧上瀬谷通信施設公園事業予定地の中でも特にガーデンの3～5予定地には貴重な湿性低地が存在しています。環境の保全措置として、園路沿いにロープ柵を設置し、人と自然環境との距離を確保するとありますが、ガーデン3、4には複数の園路が配置され、園路沿いに既存樹でないソメイヨシノやその他の桜を植栽する計画です。複数の園路は湿地を分断し、乾燥させるため、自然環境を大きく変え、保全対象種の生息環境を損なう恐れがあると考えます。よって、ガーデン3、4の園路は極力減らし、今ある自然環境に極力手を加えないことが、生物の生息環境を守ることになると考えます。人と自然環境との距離を確保する方法として、ゾーニングが重要と考えます。ガーデン3～5にソメイヨシノなどの桜を植栽し、新たな桜の名所を創出することで、生物の生息環境保護エリアとしてのゾーニングが曖昧になるという懸念があります。桜の名所を創出する場合、人と自然環境とのゾーニングが成立するよう十分配慮していただきたいと思えます。</p> <p>また、日本庭園は国際園芸博覧会の継承ですが、土地柄と関係なく唐突感があり、維持管理費もかかるので、元の草地に戻した方が良いのではないかと考えます。日本庭園設置予定地は猛禽類の狩場だったり、雉や雲雀の繁殖地です。ここを日本庭園として造成すれば、生態系に影響を及ぼすと考えます。</p>	<p>ガーデン3から5は和泉川の源頭部に位置し、源頭部の環境をいかした保全対象種など生物の生息生育環境の保全・創出を行いながら、人と自然との触れ合いの場の観点も考慮したゾーニングや園路配置、植栽計画を検討していきます。</p> <p>なお、一定の範囲について、維持管理作業や自然観察など必要なものを除き、人の立ち入りを制限することを検討していきます。</p> <p>日本庭園においても、和泉川源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生の場ともなるよう検討していきます。</p>

表 10.7(11) 意見書の内容と事業者の見解(11)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>相沢川の暗渠化・切り回しについて この工事を担う事業者は土地区画整理事業の方だとは思いますが、その環境影響評価書に文言としては言及されてはいるが、文書作成時点では具体的な河川引き回しのレイアウトは提示されていなかった。従って、本件は、土地区画整理事業の環境アセスにおいても、この具体的なプランに対しての十分な審議が尽くされていなかったのではないかと考えている。別事業の範疇かも知れないが、申し上げたい。</p> <p>相沢川は、今のかたちの流路、開水路状態を保存した上で護岸は三面コンクリート式から多自然型に改修してほしい。</p> <p>開水路であれば、太陽光を受けて、藻類や植物性プランクトンが光合成を行い、酸素豊富な水質となり、好気性微生物が活発に過剰な有機物を分解して水質の向上に寄与する。そのもとで、現況確認されている多様な魚類、水生昆虫などの生物の生存条件を確保できる。暗渠による切り回しの距離が長くなればなるほど、さらなる水質劣化が懸念されるわけだが、それに関する影響評価は提示されていない。環境アセス審査会でも、「暗渠化は時代に逆行していて、現状の三面コンクリートの相沢川の護岸はむしろ多自然型等に整備し直すのが主流である」と指摘があり、これは市民環境保護団体の意見陳述における「相沢川の護岸をこの機に三面コンクリートから多自然型工法へ」という要望と合致するものだった。そのあとの審査会では、どうしても暗渠にしなければならない理由とは何か、と事業者は問われたのだが、その回答というのは、なんと「観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用を促進するためのもの」である。開水路としての相沢川との共存状態でそれ以外のまとまったエリアで、土地利用価値維持する、という考え方があってよい。そのようにテーマパーク事業者とすり合わせてほしい。(むしろ都市整備局お得意の調整力を発揮できるチャンスではないか?)</p>	<p>区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>なお、都市整備局による観光・賑わい地区の事業予定者の公募においては、「豊かな緑など上瀬谷における貴重な地域資源を継承し、土地のポテンシャルを活かした提案となっているか」を提案審査の視点に入れています。</p>

表 10.7(12) 意見書の内容と事業者の見解(12)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施設計画</p>	<p>観光賑わいゾーンに今ある谷戸環境・水田の保全を</p> <p>公園内にガーデン1を作りこれを谷戸と称する計画であるが、これでは水田を含むいまの谷戸環境の「代替」とはならない、という意見が会場からも出た。これは、現在観光賑わいゾーンにある谷戸環境の水田で、近隣の上瀬谷小学校の生徒たちの環境学習の一環として一年をかけて苗作りから収穫までの米作りのボランティア活動を実践している環境保護市民団体の方のものである。実際に現場の自然環境状況をよく認識稲作をする方の意見として大変重いものだと思う。私も、公園事業を経てできる空間は、せいぜい「里山ガーデン」と同じような公園にしかならないのではないかと危惧している。(里山ガーデンは、現に上瀬谷が環境省によって指定されている「生物多様性保全上重要な里地里山」ではない。)里山ガーデンと同じようなものなら存在価値は高くなく、市として想定しているような年間170万人(1日5000人程度)の来園者はないだろう。(皮肉な話、来園者が少ない方が、希少生物にとっては若干住みやすい環境となるかもしれないが。)</p> <p>また、環境アセスメントでは、「人と自然のふれあい」ということも重要項目として掲げられている。水田での米作りは、まさに人と自然のふれあいを豊かに享受できる営為だ。それがテーマパーク誘致構想という荒い理由で、無残にもその機会がいつも簡単に消失してしまう、というのはSDGsの観点からも容認しがたいことである。勿論、暗渠化された相沢川からの取水による水田など論外である。</p> <p>また、いまある谷戸の水田は、豪雨時は遊水地化しまさに人の手を掛けないグリーンインフラ機能も発揮してきた、かけがえのないものである。地上式調整池3の新増設などという環境負荷の高い方法によらずに、現状を維持する形で、水田及びその周辺一帯をこのまま残すことはできないか。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p> <p>また、本事業の実施にあたっては、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備や、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息・生育環境の保全・創出を行うなど、残された自然をいかした緑豊かな公園とします。</p> <p>年間利用者数については、他の公園事例を参考に試算しました。</p> <p>なお、観光・賑わい地区の自然環境や水田の保全に関する御意見については関係部署に情報共有します。</p>

表 10.7(13) 意見書の内容と事業者の見解(13)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>施設計画</p> <p>(前ページからの続き)</p> <p>環境アセスメント上も、今ある水田の消失というのは大問題のはずであり、だからその代償方法を真剣に検討する、というのは大切な姿勢と評価する。ただし、うわべの体裁だけ作ればそれでよい、というのではなく、実際に米作りが継続できるところまで実現して環境が保全されるのであり、それはまさに、「それを誰がやるか」という事にも関わってくる。この環境再生に当たっては、本事業の範疇においても、上記環境保護団体を巻き込んで、早い段階から今以上の規模での水田環境作りを進めていくようにしてほしい。</p> <p>また、この市民団体は、この近辺の自然観察会も催しており、多くの子どもたちの自然に親しむ機会を提供している。この地点は、人間の居住をふくむ生活環境から「適度に離れていた」こと、米軍が長期接収して人の手があまり加わっていなかったことから豊かな生物の生息環境があったのである。このことは、その周辺におけるカヤネズミ等の予想外の希少生物の生息報告が意見陳述の際にあったことからわかることだと思う。</p> <p>準備書ではその生息は確認されていないことになっているが、ここの地にカヤネズミが以前棲んでいたことは間違いないことだ。この「人と自然の適度な距離感」という観点からみても、公園を上瀬谷の南側に押込めることにより、守るべき環境と人間との距離の短縮化が引き起こされ、本事業によつての十分な補償・代償は見込めないのではないか、と懸念する。このことから、「テーマパークエリアの縮小」や「物販などパークPFI的なものに占める割合をできるだけ抑える」方向での更なる検討を要望する。</p> <p>いまある環境の質を、事業以降もしっかり残していくことこそ、環境創造の名にふさわしいと思う。</p>	

表 10.7(14) 意見書の内容と事業者の見解(14)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>体験農園エリアについて 東地区の和泉川源流域の北側に約5haばかり予定している体験農園について、早い段階で市民の協力を得て一緒に事業を進める、というスキームがあってよいだろうと思う。個人的には、大学や自然系博物館等の専門家の意見を取り入れながら、近年注目を集め始めている「不耕起農法」の実験ができる農園がいい。その意味では、自然系博物館の分室をこの地域に誘致することも一案である。新たな都市農業のモデルケースを発信する拠点となればなお結構だ。またこれは、隣の日本庭園のスペースを減らしてでも面積を広げる価値はある。供用が20年後というのはあり得ない。早く実現してほしい。</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、農体験や農福連携などの農的活動を通じた交流の推進を掲げており、体験農園では農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場として活用することを想定しています。体験農園の規模やどのような農体験を提供していくのか等、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>また、全面供用は令和25年頃を予定しますが、整備が完了したところから、順次、供用について検討していきます。</p>
事業計画	施設計画	<p>生物多様性のための開渠について 谷戸には谷戸に適した動植物が生きている。谷戸をなくせばすべて死滅する。例えば湿地に適した絶滅危惧種のオオアカバナは現在の谷戸で元気に増えつつあり夏には花を咲かせている。小さい水路を作っても相沢川を暗渠にし谷戸を潰したら湿地に適した植物は育たない。相沢川を死の川にするべきではない。</p>	<p>区画整理事業において、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>
事業計画	施設計画	<p>様々な計画があるようですが、せめて施設内にある田んぼは残してほしいです。田畑特有の植物や昆虫、それをエサとする生き物を失いたくありません。今後確実に保護保全していかなければならない「自然」というぼんやりとしたものを理解していくためには、実物本物が重要です。また、「食」の問題も今後の課題のひとつです。子どもたちに学習の場が必要だと思います。</p> <p>もうひとつは、相沢川を暗渠化しないでほしいです。川が死んでしまつては、どうやって貴重な生態系を守れるのでしょうか。</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p> <p>また、区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>

表 10.7(15) 意見書の内容と事業者の見解(15)

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>施設計画</p> <p>意見3 公園事業(区画整理事業)地区を南北に通過する東京湾・相模湾分水界は、地区外の広範囲に及ぶ影響を避けるため、恣意的な変更を抑制するべきである</p> <p>補足3.1公園事業(区画整理事業)は分水界を意識した計画にするべきである</p> <p>4月21日の事業説明会時の質問に対して、分水界の認識はあるとの回答を得た。過去の検討等で分水界が如何に吟味され事業立案に反映されたかの報告があつてしかるべきである</p> <p>補足3.2公園事業(区画整理事業)着手前の地表面の起伏を示す地形図、東西・南北断面図を明確にすべきである</p> <p>一部断面図の提示はあるが上瀬谷の特異地形である分水界が意識されていない。八王子街道に面する崖は7.8mあり、この周辺から南に延ばす線から東西に下り勾配となる</p> <p>補足3.3公園事業(区画整理事業)造成後の予想する地表面の起伏を示す地形図、東西・南北断面図を明確にすべきである</p> <p>事業説明会で(公園事業地区の)断面図(地表面の変化を知る)の提示を要請したが、区画整理事業に質問するよう回答を得た。しかし公園事業区画は空白、すなわち現状維持と認識する</p> <p>補足3.4公園事業(区画整理事業)の造成完了・施設完成時に帷子川水系・境川水系へ流量は現状維持して、流域への環境変化をもたらしてはならない</p> <p>地表面の変化で、帷子川・境川水系へ流入する降雨・湧水・伏流水の影響を明確にすべきである。調整池の無水時の影響を明確にすべきである。</p>	<p>区画整理事業及び本事業では、分水界を踏まえた計画としており、整備後も帷子川水系及び境川水系への流量は、それぞれの流域への環境を考慮した計画としていきます。また、本事業においては、帷子川水系、境川水系の流域面積が変わらないよう、施設配置を計画しています。</p> <p>本事業の対象事業実施区域内の造成は、区画整理事業によって行われるため、着手前後の地形状況については、区画整理事業の環境影響評価書の模式断面図である「図2.3-6」で確認できます。なお、本事業では必要に応じて不陸の整生や整地作業等を実施して施設整備を行う計画です。</p> <p>併せて、本公園の基本計画(案)において、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>

表 10.7(16) 意見書の内容と事業者の見解(16)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>相沢川は公園用地北側で切り回し・暗渠化される予定で水質の劣化が見込まれます。その水を利用して公園内で草地・新たに新たに創造するのは難しいのではと思います。保全対象の動植物の移設・移植や公演開園までの管理などはどの機関で行うのでしょうか?なるべく早めに市民ボランティアを募るなどして管理運営に市民が関わられるようにしていただけたらと思います。</p> <p>行政によってすべて準備されるのではなく準備段階から関わることで開園後の環境保全にもつながるのではと考えます。</p>	<p>相沢川からの取水方法については、関係部署と協議しながら検討していきます。</p> <p>保全対象の動植物の移設・移植も含め、公園の管理については専門家等の協力を得ながら市で行います。</p> <p>併せて、管理において市民の皆さまのご協力をいただくことも検討していきます。</p>
事業計画	施設計画	<p>相沢川をわざわざ切り回して暗渠にすることは、公園整備事業には不必要と思います。なぜなら、川が死んでしまうからです。今からでも土地区画整理事業と連携して、川の暗渠化をStopするべきです。どうしても暗渠化するなら、理由を教えてください。</p> <p>もし、土地区画整理事業が担当というなら、そちらから回答を聞いてきて答えてください(同じ横浜市ですよ)</p>	<p>区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>
事業計画	施設計画	<p>おととい5月6日(土)、横浜市金沢区の海の公園は、10時に駐車場1700台が満車になったそうです。この公園も、年間177万人来場者を見込んでいるとのこと。駐車場はこれで足りると思えません。</p> <p>駐車場を増やすか、来場者数を見直してください。</p>	<p>年間利用者数については、他の公園の事例をもとに試算しました。</p> <p>駐車場は、繁忙期を想定した休日の最大同時滞在者数から試算しています。</p>
事業計画	施設計画	<p>東地区北地区、水田環境を残してください。</p> <p>今のままでは、大谷戸が残っていた上瀬谷の自然は失われてしまいます。</p> <p>横浜市は、そんなにSDGsを蔑ろにするのですか。しないですよ。</p> <p>谷戸や里山を「創出」するのではなく、「残して」「生かして」公園を作ってください。</p> <p>作り物の、自然を破壊して行う花博のためではない、横浜市が百年先まで誇れる公園にして下さい。</p> <p>出来なかったら、花博も止めて、そのままの自然を残してください。</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p>

表 10.7(17) 意見書の内容と事業者の見解(17)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>野球場が少なすぎます。 今までは三カ所ありましたよね。 せめて二カ所、野球場を作って下さい。 出来なかったら、今の球場は残してこのような公園整備は断念して下さい。</p>	<p>硬式・軟式野球や少年野球、ソフトボールなどができる野球場を計画しています。 加えて、多目的広場においても、少年軟式野球やソフトボールの利用を想定しています。</p>
事業計画	施設計画	<p>2006年に「より良い自然環境を次の世代に引き継ごう」とボランティア団体を立ち上げ活動してきました。 開発計画の総論では「開発対象地域の自然が非常に貴重なもの」と捉え保全することを謳っています。これは大変妥当であり敬意を表します。しかし、実際に打ち出されている計画ではあまりにもその言葉に合致しない内容になっていると言わざるを得ません。水に関連したことについて3点要望があります。 1点目、相沢川を多自然工法等により、これを「より自然度の高い川」に改修すべきです。 川の暗渠化では川は死んでしまいますし、多額の工事費がかかります。現在の相沢川は3面コンクリートです。 多自然工法等により、これを「より自然度の高い川」に改修すべきです。相沢川の源流域は谷戸の状態が保たれています。</p>	<p>区画整理事業においては、相沢川は、観光・賑わい地区及び物流地区の将来的な土地利用を踏まえて川の切り回し等を検討します。 公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p>
事業計画	施設計画	<p>2点目、『環境保全ゾーン』に水田を設定してください。大谷戸は瀬谷区最後の水田のある谷戸です。私たちは14年に亘って「冬みず田んぼ」で稲作を行ってきました。水田は豊かな生態系を生み出し、日本の原風景としても貴重であり、「環境教育」の絶好のフィールドになります。『環境保全ゾーン』に水田を設定してください。</p>	<p>基本計画(案)では、「「農」と持続可能なライフスタイルの融合」として、畑や水田などの農体験ができる場の整備を掲げており、相沢川の谷戸地形をいかしたガーデン1において、水田の整備を含めて検討を進めています。併せて、市民の方との連携も含めた環境学習や農体験等の場としての活用も検討する予定です。</p>

表 10.7(18) 意見書の内容と事業者の見解(18)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	施設計画	<p>・ガーデン1に予定されている大花壇は里山ガーデンにあるような季節毎に植物を全入れ替えするような形式のものですか? そうだとしたら</p> <p>①真横に予定されている相沢川の保全対象種の生息環境にあるはずの在来植物に影響はありませんか? あるとしたら影響を無くすための措置は考えていますか?</p> <p>②この大花壇は2027年国際園芸博覧会のレガシーとして遺されるものと考えてよいですか? そうだとしたら季節毎に植物を全入れ替えするような形式はSDGsを謳った国際園芸博覧会のポリシーに反するものと考えられませんか? 環境創造局 公園緑地整備課としての意見をお聞かせください</p>	<p>ガーデン1に隣接する大花壇については、区画整理事業において整備される保全対象種の生息環境への影響を含めて、引き続き検討していきます。</p> <p>園芸博のレガシーとして遺される施設は、園芸博計画の進捗に応じて、園芸博協会と協議しながら、検討していきます。</p>
事業計画	施設計画	<p>・公園内に5ヶ所整備1000台分されるといふ駐車場のそれぞれの駐車台数を教えてください またこの駐車場は国際園芸博覧会と共通のものですか? いつ頃完成して使用可能になりますか?</p>	<p>本公園に整備する予定の駐車場は次の通りです。</p> <p>西地区駐車場 約180台 北地区駐車場 約270台 中央地区駐車場 約40台 東地区(北)駐車場 約460台 東地区(南)駐車場 約110台</p> <p>なお、警察等の関係機関との協議等により変更する可能性があります。また本事業の駐車場は園芸博後の整備を予定しており、公園の供用開始時期と合わせた整備を検討していきます。</p>
事業計画	施設計画	<p>・土地区画整理事業の説明会では海軍道路の桜を一部公園内の桜広場に移植すると言っていました</p> <p>①この計画を公園緑地整備課は把握していますか?</p> <p>②把握しているとしたら歳を経た桜の移植はどの程度可能だと考えていますか?</p>	<p>令和4年10月に策定した「旧上瀬谷通信施設地区新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」を踏まえて、区画整理事業を所管している都市整備局において、健全度の高い木を公園に移植することを検討しています。</p> <p>海軍道路の桜については、健全度が高い樹木を対象として、樹木医等の専門家の意見を聞きながら、移植の可能性について、検討を行うものと考えます。</p>

表 10.7(19) 意見書の内容と事業者の見解(19)



項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>事業計画</p> <p>施工計画</p>	<p>意見4 全体計画が決定するまで全ての工事を控えるべきである</p> <p>補足4.1第一次整備工事の工事用車両ルート・八王子街道側は出入口の切下げ必須であり、着手時点で不可逆的な地形変化をもたらす。ルート断面等仕様を明確にすべきである。併せて汚濁等を含む雨水の挙動も明確にすべきである</p> <p>計画では武相国境・分水界付近がルートであり、最も地形変化が大きくなるだろう。位置がずれても北側の崖であれば大差ない</p> <p>参考:八王子街道側工事用車両ルート断面推定</p>  <p>補足4.2「旧上瀬谷通信施設における土地の所有状況(平成27年6月30日返還時)」において、北側・相沢川東側に旧通信施設への進入路と思われる突起状の土地が明記されている。その後は抹消されているが工事用車両ルートに利用すれば一時的でも地形変更が遅延でき、検討すべきである</p> <p>かつて参加した説明会で民有地だからとの説明があった。民有地を計画から除外するなら、45%が民有地であるこの事業自体が成立しない</p> <p>参考:旧上瀬谷通信施設における土地の所有状況(平成27年6月30日返還時)</p>  <p>(次ページに続く)</p>	<p>関連事業の計画を踏まえながら、本事業の工事実施に必要な手続きを適切に行ったうえで、工事に着手していきたいと考えています。</p> <p>また、本事業では、区画整理事業で整備する道路も含め、既存の道路や橋を生かした工事用車両の走行ルートを検討しています。</p> <p>また、汚濁等を含む雨水の挙動については、準備書の評価項目「水質・底質」の細目「公共用水域の水質」で予測評価を行い、早期緑化などの環境保全措置により水質を悪化させないように、努めていきます。</p> <p>補足4.2に記載の工事用車両ルートについてのご意見については、関係部署にも情報共有させていただきます。</p>

表 10.7(20) 意見書の内容と事業者の見解(20)

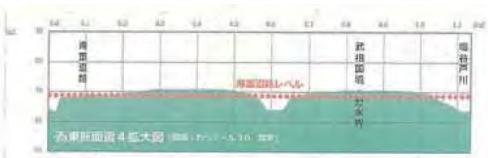
項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画 施工計画	<p>(前ページからの続き)</p> <p>補足4.3海軍道路ルートは相沢川段丘部分を通るので低地の埋立が必要であり、着手時点で不可逆的な地形変化をもたらすが、ルート断面等仕様を明確にすべきである。併せて汚濁等を含む雨水の挙動も明確にすべきである</p> <p>この際の河川は生物への影響は一際大きいと思えるが、仮橋を検討すべきである</p> <p>参考:海軍道路側工事用車両ルート断面推定</p> 	
事業計画 防災計画	<p>今の事業の進め方を見て、治水対策が決まっていないこと、広域避難場所の代替地さえ決まっていないことなどを考えると、瀬谷区民や相沢川沿いの下流国民は、水に流されたり、火に巻かれて死ぬ！と言われているようで絶望的になります。私たちはホトケドジョウ様いかではありません。税金も納めています。</p> <p>まともな行政をお願いします。</p>	<p>区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主要流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池を、各流域に1箇所以上配置する計画です。</p> <p>また、区画整理事業や本事業の工事中及び公園供用後の広域避難場所については、区画整理事業と連携しながら、上瀬谷地区全体の土地利用を含めて、地域の皆さまが安心して暮らすことができるよう、防災関係部署と調整し、近隣住民の皆様に周知していきます。</p>
事業計画 防災計画	<p>・防災機能について 公園整備事業と共通する土地区画整理事業の環境影響評価審査会で「公園機能と大型重機が入り出す防災拠点機能は並び立たない」「公園機能と防災拠点を同じ場所にすると共倒れになる」と明確に指摘されました</p> <p>①この事について岩ヶ谷課長は「私共は環境影響評価審査会には出席できないので把握していない」と発言されましたがこれは確かですか?またアセスメントを共有する公園整備事業の担当課が「把握していない」で環境を護る事ができるとお考えですか?</p>	<p>区画整理事業の環境影響評価審査会では、ご意見のとおり、防災拠点と生態系保全の場所の重複についての指摘があり、区画整理事業の準備書に対する横浜市長意見として、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の事業計画地内における防災拠点計画とそれに伴う環境配慮を当該事業者へ引継ぐ際には、多様な生物の生息可能なエリアとヘリポートなど災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、生態系の保全が図られるよう配慮を求めてください。」とあります。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 10.7(21) 意見書の内容と事業者の見解(21)

項目		意見書の内容	事業者の見解
事業計画	防災計画		<p>(前ページからの続き)</p> <p>また、本事業に対する方法市長意見として「対象事業実施区域内の生態系保全エリアと災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、災害時の機能を十分に維持しつつ、生態系の保全も図られるよう配慮を検討し、準備書に記載してください。」とあります。</p> <p>これらを踏まえ、本事業においても、災害時には西地区のスポーツ施設や中央地区の桜広場等を活用するものとして、区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池及び保全対象種の生息環境が災害時に活動拠点として活用するエリアと重ならないよう配慮しました。</p> <p>なお、説明会における、この趣旨のご意見に関しては、「審査会では生態系の保全エリアとしての草地を防災時の活動エリアにするのは相応しくないという意見であったと認識しています」と回答しています。</p>
環境影響評価	温室効果ガス・生物多様性	<p>2 生物多様性・温室効果ガス</p> <p>悪化しかいない公園事業だけの評価に なんの意味があるのかわからないが、現在、バスや車でしか行けない場所であり、万年渋滞地域にある。工事を20年も行い、環境に配慮できているわけがない。水田も潰し、土地は全改変。生物は一旦、全滅させる。</p> <p>このような環境破壊を認めるなら、環境アセスは税金の無駄である。</p>	<p>環境影響評価制度の手続を通じて、事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価し、適切な環境保全措置を検討し、事業計画に反映いたします。これにより、事業の実施による環境への著しい影響の発生を未然に防止することに努めます。</p> <p>生物多様性については、区画整理事業により全域が改変される可能性があります。相沢川や和泉川周辺では保全対象種の生息・生育環境が創出されます。また、本事業では、既存樹林地の保全、植栽等による草地、樹林地の創出などの配慮を行います。</p> <p>また、供用後の来園車両等の走行に伴う交通混雑についても予測を行っています。</p>

表 10.7(22) 意見書の内容と事業者の見解(22)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>和泉川源頭部の希少生物の保全措置について 東地区の和泉川源頭部では希少生物のホトケドジョウの生息が確認されている。この生息環境を創出する位置づけで調整池4の工事が土地区画整理事業の担当で行われる。しかしこの調整池の工事そのものによって、却ってホトケドジョウがいなくなる危険性もなしとはしない。市側からの回答は、専門家の意見を聞きながら土地区画整理事業と連携してやっていく、との具体性を欠くものであった。 方法が確定できないのなら、生息環境保全のための組織体制等を文書上で明確化していただく等の担保を頂きたいものだ。ホトケドジョウの生息のための外部環境は作りましたが、肝心のホトケドジョウは消失しました、或いはホトケドジョウは生き延びましたが他の種の目配せは行き届かず死んでしまいました、等というのは笑い話にもならない。計画はより具体性をもってこそ、市民の納得が得られる、というものだ。</p>	<p>和泉川源頭部のホトケドジョウに関する環境保全措置については、区画整理事業が主体となり本事業と調整して実施します。区画整理事業の事後調査計画書では、保全対象種の移設・移植は、工事計画を踏まえ、相沢川及び和泉川に保全対象種の生息・生育環境を創出後に実施される計画です。具体的な工事計画は区画整理事業において検討中ですが、専門家等の意見を踏まえて、工事前の確認適期に保全対象種の確認を行い、各保全対象種の移設・移植適期に移設・移植を行うとしています。 また、動物については、工事中に保全対象種が確認された場合には、創出した生息環境もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。創出する生息環境の受け入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、水槽等の飼育設備への一時避難、対象事業実施区域外への移設を検討するとしています。 なお、ホトケドジョウに関しては、和泉川調整池及び小水路の整備に先立ち、専門家の指導の下、ホトケドジョウを捕獲し、水槽等に移設・飼育し、調整池及び水路が完成し、環境が安定した後、水路に戻す予定です。さらに、整備した環境に様々な生物が生息できるよう、順応的な管理を行います。</p>

表 10.7(23) 意見書の内容と事業者の見解(23)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>説明会に参加。 上瀬谷の生物多様性を知るにつけ、工事で生物がいなくなってしまうのではと危惧している。 準備書p. 6. 2-116～117「ある程度現況に近い状態に回復すると予測します」とあるが、どのようにしてそれがわかるのか。「現況に近い」と判断するのは誰か？現況はどのようなもので、回復とはどの指すのか指すのか、判断基準を教えて欲しい。上瀬谷の自然を是非回復して欲しいという意見とともに、回復するためには相沢川の暗渠化は回避するべきと言う意見を申し添える。 また、説明会では幾度も「環境保全目標を達成するものと評価する」と読み上げられた。私にはそれは無理では？と説明会での一方的な読み上げでは納得がいかなかった。 準備書p. 6. 2-116～117 供用時に注目すべき動物が挙げられているが、これら生物の具体的な保全策を知りたい。説明会では「これから専門家と相談して決めていく」という説明だったが、「これから決めていく」のに、どうして「環境保全目標を達成するものと評価する」事が出来るのか。理解できない。 1、生物の具体的な保全策は、いつ、専門家と相談するのか。 2、生物保全のための予算は、今年度、次年度、次時年度はいくら確保しているのか。教えて欲しい。</p>	<p>本事業では対象事業実施区域を植生、地形及び利用等の状況から4つの地域に区分し、各地域で確認された注目すべき種の生息環境が現況と比べ、どの程度回復するのかを予測しています。 現況は区画整理事業の工事実施前の状況を示しており、各地域の注目すべき種の生息環境は準備書p. 6. 2-102～6. 2-103に示すとおりです。 区画整理事業の造成工事によって全域が改変される可能性があります。相沢川及び和泉川周辺において、区画整理事業が主体となって保全対象種の生息環境と動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）を整備する計画であり、本事業では、その周辺において既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、草地の創出、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。 そのため、注目すべき種の生息環境は現況に近い状態に回復すると予測します。 本事業で実施する環境の保全のための措置は、準備書p. 6. 2-119～6. 2-122に示すとおりです。ただし、施設の供用及び土地利用の変化に伴う動物への影響については影響予測に不確実性があると考えられます。そのため、環境保全措置の実施により対象事業実施区域内の環境が適切に再生・復元されているか把握するため、事業者で事後調査を実施し、事後調査結果報告書を公表します。事後調査結果報告書では、調査結果を予測結果や環境保全目標と対比し、これらの内容が著しく異なり、周辺地域等への環境に著しい影響を与える恐れがないかを検証します。 また、公園内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。 (次ページに続く)</p>

表 10.7(24) 意見書の内容と事業者の見解(24)

項目		意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	生物多様性		<p>(前ページからの続き)</p> <p>なお、専門家へのヒアリングは今年度中に実施する予定です。</p> <p>また、生物の生息・生育環境の保全創出など生物保全の取組は、公園整備全体の中で行うものであり、個別に計上しておりません。</p>
環境影響評価	生物多様性	<p>『6.2生物多様性(動物)』について</p> <p>“環境保全目標”に、「影響を最小限に留めること」との記載があるが、この記載だと「影響はある」ということとなり、「最小限」というのも曖昧過ぎて捉え方次第でどのようになってしまう。(もし甚大な影響があるとしても「最小限」という表現にできてしまう)</p> <p>また、“予測結果の概要”には「影響はほとんどないと予測」と記載されているが、その根拠が示されていない。夜間作業を行わないからといって、そこに生息する動物への影響がないとは到底思えない。</p> <p>また、仮囲いの設置についてはどのような仮囲いがどの位置にどれくらい設置されるかも記載されておらず、仮囲いがあることによって、騒音や照明、振動がどれくらい提言されるかも示されていない。これでは「環境保全のための措置を講じているため動物への影響を最小限に留めている」とは言えない。まずは具体的な根拠および数値、根拠を出した有識者の詳細を明らかにすべきである。</p>	<p>環境影響の予測評価については、本事業に加え、現在示されている区画整理事業の工事中、及び供用時のデータも用いて、可能な限り他の事業の影響を含め行いました。</p> <p>これを踏まえ、生物多様性については、隣接する瀬谷市民の森等や区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に生息する動物に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の程度を予測しています。本項目は、隣接する瀬谷市民の森等に生息する動物に対して工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の低減を図るため、環境保全目標は「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること」として、現地調査結果と施工計画を踏まえ、定性的に予測しています。工事中は作業時間を順守するとともに仮囲いを設置することから、工事に伴う夜間照明の影響はほとんどないと予測します。</p> <p>なお、仮囲いは、準備書p.6.9-19、6.9-21～22に示すとおり、高さ3mの鋼製仮囲いを工事エリアの外周部に設置する計画です。鋼製仮囲いの透過損失は、「建設工事騒音の予想モデル”ASJ CN-Model 2007”」(一般社団法人日本音響学会誌 第64巻4号 平成20年4月)より、20デシベルと設定しています。これらを根拠に予測を行っています。</p>

表 10.7(25) 意見書の内容と事業者の見解(25)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>『6.4生物多様性(生態系)』について ここでも”環境保全目標”が「影響を最小限に留めること」となっている。これでは目標が無いのと同然であり、どれほどの影響があったとしても「影響を最小限に留めた」と言えてしまう。 具体的な数値を出した目標設定とすべきである。 また、”予測結果の概要”に記載があるように、タヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測するというのは信頼できない。 タヌキが夜行性だからといって夜間作業を行わないから影響がないとは言えない。昼間の作業による振動や騒音でも大きく影響するものと考えられる。 また、夜間作業は行わないとしても工事による影響は「深くある」と考えられるのに「影響はほとんどないと予測します。」などと記載するのは詐欺行為に近い。 ホトケドジョウについても、「生息環境を創出する」と記載はあるものの、そんなに都合よくホトケドジョウは棲み処を引っ越ししてくれるわけがない。現在の棲み処が無くなってしまえば全滅する可能性もある。ほかの場所に移動して適応していくような強い生き物ではない。</p>	<p>環境影響の予測評価については、本事業に加え、現在示されている区画整理事業の工事中、及び供用時のデータも用いて、可能な限り他の事業の影響を含め行いました。 これを踏まえ、生物多様性については、隣接する瀬谷市民の森等や区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に生息・生育する動植物に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の程度を予測しています。本項目は、隣接する瀬谷市民の森等に生息・生育する動植物に対して工事中の夜間照明及び騒音・振動に係る間接的影響の低減を図るため、環境保全目標は「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること」として、現地調査結果と施工計画を踏まえ、定性的に予測しています。 対象事業実施区域南東部の瀬谷市民の森と隣接する樹林地を保全する計画であり、工事エリアの外周部に仮囲いを設置することから、瀬谷市民の森等に生息するタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。 ホトケドジョウに関しては、和泉川調整池及び小水路の整備に先立ち、専門家の指導の下、ホトケドジョウを捕獲し、避難先として水槽等に移設・飼育する予定です。その後、調整池及び水路が完成し、環境が安定した後、水路に戻す予定です。</p>

表 10.7(26) 意見書の内容と事業者の見解(26)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>瀬谷環境ネットの（伏字）です。 意見書として添付ファイル(1)にWord文をアップロードしました。 添付ファイル(2)に意見書内の野鳥、植物の写真のPDFをアップロードしました。 意見書内の瀬谷環境ネットだよりは下記で見ることが出来ます。 https://seya-kankyo-nt.hatenablog.com/ よろしくお願ひします。 (次ページに続く)</p>	<p>本事業における動物及び植物の現地調査は、区画整理事業の現地調査結果を活用していますが、準備書の資料編1.1生物多様性（動物）、1.2生物多様性（植物）に記載のとおり、現存植生図、微地形（標高地形）、流域の重ね合わせにより、本事業の対象事業実施区域の自然的環境の特徴を整理し、動物・植物の調査地点の妥当性の検討を行っており、本事業の対象事業実施区域における調査地点の設定は適切であると考えています。</p> <p>ただし、提供された種（写真）のうち、これまでに区画整理事業で実施した現地調査で確認されていない種も対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する可能性があるかと認識していますので、今回提供された情報は区画整理事業とも情報を共有し、今後、区画整理事業において、工事中に実施される事後調査では、提供された種にも留意して調査を実施するとともに、提供された種（写真）のうち、準備書「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(1)③動物の注目すべき生息地 表3.2-21」(p.3-74～3-76参照)及び「第3章 3.2.5動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(2)③植物の重要な種及び重要な群落 表3.2-25」(p.3-82～3-84参照)に示す法令や規制等の選定基準に当てはまる重要な種が確認された場合には、区画整理事業の評価書に示した環境保全措置により適切に対応される計画です。また、本事業においても、区画整理事業と連携しながら環境保全措置に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

表 10.7(27) 意見書の内容と事業者の見解(27)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>(前ページからの続き) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について 意見書 動物(鳥類) オオジシギ 環境影響評価準備書6.2-21ページ 注目すべき種 表6.2-8に載っていないオオジシギについて、環境省カテゴリ「準絶滅危惧(NT)」です。2022年9月に対象事業実施区域内で確認しています。オオジシギが休息できる環境を創出して欲しい。</p> <p>ホオアカ 環境影響評価準備書6.2-41ページ・・・確認されませんでした。 2019年11月に区域内で確認しています。ホオアカは神奈川県内の絶滅危惧Ⅰ類です。ホオアカの住める環境を残すまたは創出してほしい。</p> <p>キセキレイ 環境影響評価準備書6.2-40ページ・・・確認されませんでした。 2022年8月に区域内の相沢川(3面コンクリート水路内)で確認しています。キセキレイが棲める環境を残すか創出してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>	<p>(前ページからの続き) 提供された種への対応は、以下のとおり計画しています。 オオジシギは夏鳥として飛来し、本州中部以北の草原で繁殖、春と秋の渡の時期に水田に飛来します。 ホオアカは草原や灌木の点在する草原で繁殖し、非繁殖期は低地の水田の畔や河原の草地に生息します。 キセキレイは留鳥・漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息し、主に水辺で水生昆虫を捕食します。 ゲンジボタル、サワガニ、マシジミ(タンスイシジミ)は、いずれも沢に生息します。 タコノアシは湿地や湿った河原に、アマナは草地、林道、畦、オオアカバナは河畔など湿り気のある明るい草地、イチリンソウは丘陵地の広葉樹林帯林縁や林床及び草地、ヒトツバハギは丘陵の林縁、ワレモコウは陽光な草地、スズメウリは林縁や原野等、ツリガネニンジン(ツリガネ)は丘陵の草地や明るい雑木林内、キツネノカミソリは林床、ヤブカンゾウは土手や田の畔に生育します。</p> <p>本事業の実施にあたっては、区画整理事業により、相沢川及び和泉川周辺において保全対象種の生息・生育環境の創出及び動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池4)の整備が行われる計画です。また、本事業では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地の創出など多様な環境を保全・創出することにより、様々な動植物の生息・生育が可能な環境を創出する計画としています。ご意見いただいた生物種が引き続き生息・生育できるよう、努めてまいります。</p> <p>また、生物の移植・移設については、区画整理事業と連携し検討します。</p>

表 10.7(28) 意見書の内容と事業者の見解(28)

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>生物多様性</p> <p>(前ページからの続き)</p> <p>昆虫類 ゲンジボタル</p> <p>環境影響評価準備書6.2-92ページ ゲンジボタルについて表6.2-20区域外(6)で確認されていると有りますが、区域内の(4)でも確認しています。特に区域内の(4)の水路ではゲンジボタルの幼虫を確認しています。</p> <p>環境影響評価準備書2-13ページの②和泉川周辺(土地区画整理事業・・・の創出)の場所に現在もゲンジボタルが生息しています。この環境を壊さないようにゲンジボタルが生息できる環境を創出してほしい。</p> <p>相沢川流域ではサワガニやタンスイシジミを確認しています。環境影響評価準備書2-15ページの環境保全措置場所に移植や移入をして種を残してほしい。</p> <p>(次ページに続く)</p>	

表 10.7(29) 意見書の内容と事業者の見解(29)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生物多様性</p> <p>(前ページからの続き) 植物 タコノアシ 環境影響評価準備書6.2-21ページ タコノアシについて「対象事業実施区域内では、確認されませんでした。」となっていますが、瀬谷環境ネットの観察会で毎年確認しています。</p> <p>アマナ 環境影響評価準備書6.3-22ページ アマナについて「対象事業実施区域内では、確認されませんでした。」となっていますが今年3月19日にアマナの花を確認しています。</p> <p>オオアカバナ オオアカバナの自生は神奈川県では瀬谷だけです。環境省カテゴリは「絶滅危惧ⅡI(VU)」で、移植ではなく種の採取で増やしてほしいと思います。</p> <p>上記以外にも、イチリンソウやヒトツバハギ、ワレモコウ、スズメウリ、ツリガネニンジン、キツネノカミソリ、ヤブカンゾウ等は区画整理区域内にあり、環境影響評価準備書2-15ページの環境保全措置場所に移植や移入をして種を残してほしい。上記生物は「瀬谷環境ネットだより」に毎月の観察記録として載せています。</p> 	

表 10.7(30) 意見書の内容と事業者の見解(30)

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>生物多様性</p> <p>意見5 環境アセスは事業完了時の地形・施設を前提にして評価されるべきであり、時系列的な地形・施設の変化を加味して評価すべきである</p> <p>補足5.1環境アセス委員に提示される情報は公平・公正を確保すべきである</p> <p>「令和3年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録」に、委員は「事業者から多様性に配慮するような場所は見せて貰っていない」との主旨の発言がある</p> <p>補足5.2生物多様性をいかに確保するか絶滅するか、時系列で明確にすべきである</p> <p>例えば「土地区画整理事業により保全対象種の生育環境が創出されます」と云うが、問題は環境の創出でなく現状の生物が移植・移動されつつ生命を継続できることが肝要である。再生の言葉を見かけるが、絶滅した生命を再生はできない</p>	<p>事業者の見解</p> <p>本事業は、区画整理事業で造成工事を行った後、必要に応じて整地や施設整備を行うものであり、本事業における環境影響への予測及び評価については、区画整理事業による敷地の造成が完了した後に対するものとなっています。</p> <p>区画整理事業の環境影響審査会でご指摘のご意見が出されたことは承知していますが、それを踏まえ提出された区画整理事業の評価書を参照し、横浜市環境影響評価技術指針に基づき適切に予測評価を行い、今回の準備書を作成しています。</p> <p>また、区画整理事業において、保全対象種の生息・生育環境の創出を行いますが、区画整理事業の事後調査計画書では、工事前の確認適期に保全対象種の確認を行い、各保全対象種の移設・移植適期に移設・移植を行い、実施にあたっては必要に応じて専門家に意見を求めながら進めるとしてしています。</p>
環境影響評価	<p>生物多様性</p> <p>・生物多様性について 注目すべき種の動植物を工事中「保護するために一時移設保護するかどうかは検討中」と岩ヶ谷課長が説明会で発言されましたがその後どうなりましたか?</p> <p>①一時移設保護しないと生態系が壊れ注目すべき種の動植物は絶滅するおそれがあると思われそうですが 環境創造局公園緑地整備課の見解をお答えください</p> <p>②注目すべき種のなかで殊にオオタカに関しては「生態系ネットワークの形成に寄与する」とされ神奈川県オオタカ保護指導指針で細かく指定された保護法がありますがこれは守られますか?</p>	<p>事業者の見解</p> <p>注目すべき種のうち、相沢川、和泉川における保全対象種の移設、移植については、区画整理事業で行いますが、区画整理事業の事後調査計画書では、創出する生息環境の受入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、水槽等の飼育設備への一時避難やトロ船等の人工池への仮移植を検討するとしていますので、適切に対応されると考えています。</p> <p>オオタカについては、区画整理事業における現地調査の中で生息を確認しているため、神奈川県オオタカ保護指導指針に拠り、オオタカの生息環境の保全を図ります。</p> <p>区画整理事業の環境影響評価書では、保全対象種のオオタカに係る環境保全措置として、工事の実施の際の逃避経路の確保と工事の分散化、作業時間の順守等、及び土地又は工作物の存在及び供用の際の周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出が示されています。本事業においても、これらを前提に工事中の配慮を行い、また、本事業は樹林地や多様な草地環境を保全・創出することを踏まえて影響を予測しています。</p>

表 10.7(31) 意見書の内容と事業者の見解(31)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水循環</p> <p>現在、自宅庭で使用しております鯉飼育用の井戸についてご相談です。準備書対象地域外で影響は少ないものと考えておりますが、水循環（湧水の流量）の面で心配をしております。また、この井戸は災害時の地域活用も考えております。</p> <p>事前の湧水の流量と事後の湧水の流量の調査を希望いたします。</p> <p>2027年花博の成功と公園整備事業の地域活性化を心より願っております。</p>	<p>本事業では、湧水のある和泉川、堀谷戸川については、湧水の状況を調査した上で、予測評価を行っています。</p> <p>事後調査としては、和泉川の湧水については、工事期間全体と全体供用開始後に調査する計画としています。一方、堀谷戸川の湧水については、集水域が対象事業実施区域外にも広がっており、本事業による堀谷戸川への影響は小さいと予測されるため、本事業で事後調査は行う予定はありません。</p> <p>なお、区画整理事業では、堀谷戸川の湧水について工事期間中と工事完了後に事後調査を行う計画としています。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水循環</p> <p>治水の問題</p> <p>意見陳述の際、近年の和泉川の水位の不安定化について指摘されている。この原因は源流部北部の造成などによる土地改変がひとつ大きな原因ではないか、という推定だ。さらに今回説明会会場からの質問・指摘があったが、この上瀬谷の東端には側は武相国境の分水界(周囲より5~10m位高い分水嶺とってよい)があり、ここが切土盛土で平坦化されてしまうと、それによって分水界は変化、相模湾に向けて南側に流れていく和泉川水系の流量、堀谷戸川を經由して東京湾に向けて東側に流れていく帷子川水系の流量、同じく相模湾に向かう相沢川系への流量(土地区画整理事業により切り直し暗渠化が計画されているので、まだ計画が固まっていない調整池に流れ込む雨水排水から相沢川に流すのであろうが)のバランスが崩れてしまうリスクにどのように対応できるのかに関し、個人的にも大変心配している。会場からの質問は、造成後の地形を考慮に入れた環境影響評価をしたのか、ということであった。これも、主に担うべきは土地区画整理事業の方なのだろうが、今回の説明会では公園事業者からはまともな回答はなかった。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>区画整理事業及び本事業では、流域を踏まえた計画としており、整備後も帷子川水系及び境川水系への流量は、それぞれの流域への環境を考慮した計画としています。また、本事業においては、帷子川水系、境川水系の流域面積が変わらないよう、施設配置を計画しています。</p> <p>併せて、区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池が、各流域に1箇所以上整備され、各流域への流量は維持されるものと認識しています。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 10.7(32) 意見書の内容と事業者の見解(32)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p>	<p>水循環</p> <p>(前ページからの続き)</p> <p>特に、豪雨時の河川氾濫に対しては、調整池で対応できる可能性は高いと思うが、それ以外の時期の、水位変動とくに水涸れやその長期化による、下流の生態系への影響が気になる。前述のように、近年の、冬季の水位低下という変動が観測されている和泉川への影響への配慮は十分行っていない。この水量比のバランスの崩れを補正するには、それぞれの水系に付属している調整池の水を別の水系にも放流できるように水路を設計しなければならないのではないか、と素人目に危惧している。できればそのようなことをやる必要がないように、分水界近辺の切土盛土工事をやらないのが一番良い。その方向の再検討をお願いしたい。</p> <p>一方、瀬谷市民の森側から連続性に配慮して、樹林を東地域に育成する計画はあるようだが、これを和泉川水系の治水にさらに資するように、説明会で図示されたものより質量ともに上回る植樹計画を是非検討し、かつ実現してほしい。公園事業で生じる環境へ影響に配慮する(一番深刻なのは土地区画整理事業で生じる環境への影響であることは間違いないが)、というところから一步踏む込んだ計画の立案こそ、環境創造の仕事だと考える。(勿論、それをおこなっても、かつてあった豊かな自然環境の復活を超えるものではない、のだが。)</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>併せて、基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>

表 10.7(33) 意見書の内容と事業者の見解(33)

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>水循環</p> <p>湧水について 相沢川沿いの谷戸には農業用水路があり相沢川から取水していない冬季においてもかなりの水量がある。この水路の水は大部分は上瀬谷跡地からの湧水であり、この湧水には冬季でも様々な生物が生息している。これらの生物を保全する計画を示して欲しい。水路の保全が最も望ましい。</p> <p>また東地区の湧水が周辺の開発によってなくなる心配もある。桜広場や庭園によって大勢の人が入り込めば湧水は当然減少する。木道を作る。桜広場は縮小するなどの対策が必要である。</p>	<p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>また、本公園は相沢川や和泉川の上流域に位置しており、公園整備に伴う雨水浸透量の減少を防ぐことは大切な観点だと考えています。基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>

表 10.7(34) 意見書の内容と事業者の見解(34)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>水循環</p>	<p>1 川の水質低下・治水環境が変わり下流域に影響</p> <p>コンクリートやアスファルトで造成される場所のほとんど雨水は、貯水池に集まります。地下へ吸収される雨水は、激減します。跡地は、和泉川・堀谷戸川の源流域であり、水質の低下と水量の増減が予想されます。水質が低下すると、現在の良好な環境にある和泉川のホテルジョウやホテルを含む生物がいなくなります。</p> <p>湧水についても、図に載っていないもの(相沢川から引き込んでいる農業用水路へ西側台地の至る所から染み出しています。)があり、それを市に問い合わせても、「全ての湧水は保護も何も検討していないので、載っていないものがあっても問題ない」とのことでした。他の川と水系の違う堀谷戸川の流入量が変わると、下流の帷子川・境川の水量に変化が出る可能性も否定できません。大門川・相沢川を引きまわして、暗渠し、コンクリートで土地を覆うわけですから、下流地域の地水面での影響もはかり知れません。水害が起きてからでは遅いです。各事業単位の影響調査をしている限り、本当の姿が霞み、影響は大きくなっていきます。そもそも、土地の規模からして、事業者の資料が足りておらず審議する時間も、人も足りていません。公園事業含む、全事業を水環境面での甘すぎるアセスをしっかりと見直してください。</p>	<p>基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留砕石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討し、ホテルジョウなどが生息する水路への湧水を維持する計画です。</p> <p>公園区域内の相沢川の谷戸においては、区画整理事業が主体となって、本事業と調整して実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、相沢川から取水し、谷戸地形を活かし、おおむね現在の位置で多自然水路を整備する計画としています。</p> <p>また、各流域の治水については、区画整理事業の事業地内には、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの主な流域があり、区画整理事業において、流域の浸水防止のために必要となる調整池を、各流域に1箇所以上配置する計画です。</p> <p>環境影響評価制度の手続を通じて、適切な環境保全措置を検討し、事業計画に反映いたします。これにより、事業の実施による環境への著しい影響の発生を未然に防止することに努めます。</p>



表 10.7(35) 意見書の内容と事業者の見解(35)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水循環</p>	<p>3点目、開発対象の全域にわたって雨水の浸透を図ってください。私は10数年、毎日東山の水辺で和泉川の水位を中心に、観測・観察を続けています。近年の異常気象にも影響されて水位が不安定になり、それに従って生物多様性が弱まっています。本年2月は「瀬切れ」が14日、「干上がり」は8日もありました。和泉川の水の半分は開発対象地域からの湧水です。開発対象の全域にわたって雨水の浸透を図ってください。瀬谷区の災害用井戸の水もこの地域から供給されています。</p> <p>環境問題は、単なる理想ではなくて、対処すべき今日的な課題になっていると思います。次世代のために。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画において、グリーンインフラを活用し、緑を生かしたまちを目指すとしています。</p> <p>また、本公園は相沢川や和泉川の上流域に位置しているため、雨水の浸透を図ることは大切なことと考えています。基本計画(案)では、「グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信」を掲げており、雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進をすることとしています。具体的には公園内に一定量の緑地を確保することで雨水浸透機能を確保することや、公園施設整備に伴う雨水浸透機能の低下を防ぐため、透水性舗装や雨水貯留碎石、スウェル(素掘り側溝)などを導入し、雨水浸透量を確保することを検討しています。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土壌</p>	<p>3 地下、地質調査についてが全く足りていない。昨年10月、旧日本軍の遺構調査中に、砲弾が発見されました。また、これまでの国の汚染土壌調査は一度目の報告では地歴で汚染の高そうな場所だけを選び、0.5mの深さまでの調査しかされず、国有地だけで56カ所の汚染でした。追加の報告では、ウド栽培をしていた施設の撤去に伴い、1mの深さまで調査し、9カ所追加で汚染がみつかっています。その面積は834.56m²で、上瀬谷全体242haのたった0.0345%の広さを調べての9カ所です。</p> <p>(単純に掛け算すると、全エリアを深さ1mまで調査すると、27,000カ所の汚染が見つかります。)戦後77年経っても砲弾が見つかり、わずか0.0345%の広さでも1mの深さまで調査して9カ所も汚染が見つかる。このことからして、上瀬谷基地跡地は地下・地質調査は、全く足りていません。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>土壌汚染調査については、当地区の全域を対象に区画整理事業において、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき、旧日本海軍施設及び米軍上瀬谷通信施設等の土地利用の履歴を踏まえて、土壌汚染のおそれがある区画の詳細調査を実施しました。</p> <p>調査の結果、国有地66区画、民有地・公有地22区画の基準値超過を確認しており、民有地・公有地の2区画は既に除去済みとなっています。今後は、深い位置で土壌汚染が確認された1区画を除き、全て掘削除去を行っていく予定です。</p> <p>また、地下については、既往の調査の他、砲弾などを対象とした磁気探査調査を実施するなど、安全性を確保しながら進めていきます。</p>

表 10.7(36) 意見書の内容と事業者の見解(36)


項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価 土壌	(前ページからの続き) 	
環境影響評価 土壌	<ul style="list-style-type: none"> 公園予定地内の土壌汚染について最近問題になっているPFOS PFASについては国の基準ができてから調査するとの説明会での答えでしたが <ul style="list-style-type: none"> ①国の基準はいつできると予想していますか? ②令和5年度に工事着手との事ですが国の基準が出来るまで工事は進めないのですか? 	PFOSなどの有機フッ素化合物 (PFAS) については、現在、国が専門家会議を設置し、対応の検討を進めていますが、基準や対応方針の策定期間については明らかにされていません。 工事着手時点での法令に基づき、適切に実施していきますが、国が基準や対応方針を示した段階で、その状況を踏まえ、対応を検討します。
環境影響評価 騒音・地域社会	新しい道路の建設による交通渋滞・騒音が細谷戸・東野地域で起こるのではと懸念されます。	来園車両等の走行に伴う交通混雑(自動車)は、細谷戸・東野地域周辺の予測地点7、8において、交差点需要率がいずれの交差点においても限界需要率は下回っており、車線の交通容量比がいずれの車線においても1.0を下回ることから、来園車両等による各交差点への影響は小さいと予測しています。 また、来園車両等の走行に伴う騒音は、細谷戸・東野地域周辺の予測地点7において、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分が1デシベル未満(0.3~0.7デシベル)であることから、本事業の影響は小さいと予測しています。

表 10.7(37) 意見書の内容と事業者の見解(37)

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>景観</p> <p>里山の景観について 里山は横浜市民の特に瀬谷区民の心の故郷である。川と田んぼと周りの樹木から形成される里山を少しでも残すために、計画公園内の谷戸地区を里山保全地区にし、市民が里山から恩恵が受けられるようにして欲しい。 里山保全のために必要であれば市民特に瀬谷区民の力を募るのも可能であると思う。里山には川と田んぼと自然林が必要である。木はできるだけ切らず自然の状態を残して欲しい。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>基本計画(案)では、「上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園」と「農」と持続可能なライフスタイルの融合」を掲げています。 これらを踏まえ、既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備や、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出、畑や水田などの農体験のできる場の整備の検討を進めています。併せて、市民の皆さまとの連携も含めた自然体験や環境学習等の場としての活用も検討する予定です。</p>
環境影響評価	<p>文化財</p> <p>3.3.8の文化財等の状況に関して 戦前の日本海軍施設の一部が残っており、本計画では全てなくなるようです。また本準備書には文化財等にも何も記載されておらず疑問に思う。 これらの旧海軍施設は防衛省の南関東防衛局で把握してあるはず。これらの施設(掩体壕、水槽、煙突の基礎と思われるコンクリート等)はレガシーとして残しておくべきものと考えます。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>本事業の対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、区画整理事業において「文化財保護法」に基づき、必要な措置を講じるため、本事業では環境影響評価項目に選定しておりません。 また、対象事業実施区域内の旧日本海軍の施設については、区画整理事業において、埋蔵文化財調査の一環で調査しています。公園整備にあたっては、区画整理事業が実施した調査結果を踏まえながら、連携して対応を検討します。</p>
その他	<p>説明会</p> <p>説明会について 表面的には環境保全に関わるものとはみえないかもしれないが、住民理解と環境保全には深いところで大きな関係があると思うので、申し上げる。 まず、住民に対する理解を求めるのであれば、今回の瀬谷区、旭区にて実施された計4回、高々百名程度の出席者の説明会だけでは足りないと思う。行政手続き上はこれにて全く瑕疵はない、と開き直られそうであるが、それならば、環境アセスの枠組みでなくてよいので住民説明会をもっとたくさん開いて住民の疑問や意見を広く採取してほしい。 (次ページに続く)</p>	<p>事業者の見解</p> <p>説明会について、横浜市環境影響評価条例に基づいて、準備書の内容を周知するために開催しました。準備書の内容について、周知を図る必要がある地域が、瀬谷区と旭区にまたがるため、両区の公会堂を会場とし、より多くの方に来ていただけるように、両区で平日と土曜日に開催し、計4回の説明会としました。 また、併せて、説明会のご来場が難しい方々のために、事業者としては説明会と同じ内容の説明動画をインターネットで配信しました。 なお、環境影響評価条例に基づき、事業ごとに環境影響評価を行うこととなりますが、予測評価にあたっては、本事業に加えて、区画整理事業で示されている、工事中、及び供用時のデータを用いて、可能な限り他事業の影響も含めた環境影響の予測評価を行いました。 なお、土壌汚染については、区画整理事業で対応しますので、その旨を説明会でご説明したものです。 引き続き情報提供に努めてまいります。</p>

表 10.7(38) 意見書の内容と事業者の見解(38)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>その他</p>	<p>説明会</p> <p>(前ページからの続き)</p> <p>特に、本事業((仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業)は、その他、土地区画整理事業、花博、テーマパークの事業という複数の事業とともに、上瀬谷地区という同じ地域で行われる。事業の縦割り化で、想定される実質的な環境影響(環境破壊というべきか)が、一般住民にとって非常にわかりにくくなってしまったという問題が生じている。これらの一連の事業による統合的或いは俯瞰的な環境影響評価およびそれに基づく保全措置、というものを過不足なく定量的に、わかりやすく説明していただいた上で、それを住民側としては判断したい。</p> <p>一例であるが、これらの事業をあわせて、総計何本の木が切られて、何本の木が植樹される、とか、そういう情報を市民としては知りたい。</p> <p>またこれに加えて、説明の仕方についても、ひと言を申し上げたい。</p> <p>例えば、土壌汚染(鉛)の問題。土壌汚染の地点は8m地下であり、本事業ではそのままにした方がよい、という説明はまことにそっけないもの。今後の工事で新たな土壌汚染が見つかるかすると、それはむしろ土地区画整理事業での造成工事の方だ、という他人事の姿勢が見られた。またそうした土壌に当たったときはしかるべく土壌汚染対策法に基づいて、担当部署が対処する、と繰り返す感じにいうように次第に変化した。どんどん説明者と参加者との間は、険悪な雰囲気になった。市民が心配して質問攻めにするのは、市が適切な情報提供をしていないからである。汚染物質は地下水脈に当たって外部への溶出拡散の心配はないのか、その基準濃度を超える物質の由来は自然のものか人為的なものなのか、測定ポイントの間隔は適切で分布は十分把握できているといえるのか等々適切な情報を提供する事であったと思う。</p>	

表 10.7(39) 意見書の内容と事業者の見解(39)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>その他</p> <p>説明会</p>	<p>『2023年4月21日に瀬谷市役所にて行われた環境影響評価準備書説明会』について質問の時間が足りず、また、納得いく回答も得られなかったため改めて意見書としてここに記載します。(当日も、司会者と説明者の方が「追加の質問は意見書で」とおっしゃっていたと思います。)</p> <p>3番目に質問した方の意見について 以前、横浜市により上瀬谷の土地を有識者が見学に訪れたことがあり、その後、有識者は「上瀬谷の荒地地しか見せられていない。肝心なところを見せてもらっていない。」と発言したとのことだった。これではフェアなものとは言えないのではないかという意見だった。また、記録も残っていないということだった。このとき、横浜市側の説明者は「フェアなもの？」と笑いながら回答していた。全くけしからん事である。質問者の意見について真摯に向き合った回答でもなかったため、改めて回答を求める。</p> <p>4番目に質問した方の意見について 「住民から見てどのようなマイナス面があるか」を知りたい、という意見だった。これはその通りであり、旭区と瀬谷区の住民を中心に「マイナス面」に特化した説明会も行うべきである。「影響は最小限に留めます」などという曖昧な説明ではなく、「(渋滞、騒音、生物多様性の破壊など)このような懸念事項がある」ということを説明すべきである。そのうえで、課題をどのように解決していくかを検討・説明していくべきである。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>区画整理事業の環境影響審査会でご指摘のご意見が出されたことは承知していますが、それを踏まえ提出された区画整理事業の評価書を参照し、横浜市環境影響評価技術指針に基づき予測評価を行い、今回の準備書を作成しています。</p> <p>環境影響評価では、各評価項目ごとに環境保全目標を設定し、環境への影響について予測評価しています。具体的な生物の生息環境の変化、例えばマイナス面も含めた現在の状況との変化や対策を踏まえて、環境にどのような影響が生じるかなどを予測評価しており、説明会ではその内容を説明したものです。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 10.7(40) 意見書の内容と事業者の見解(40)

項目	意見書の内容	事業者の見解
<p>その他</p>	<p>（前ページからの続き）</p> <p>8番目に質問した方の意見について 当日は、参加者は60～70名ほどいたように見えるが、横浜市の人口から考えると少なすぎる参加人数である。</p> <p>質問者からも意見が出ていたが、「4日間のみ、場所は2か所のみ、いずれも18:30からという開始時刻」だったのはなぜか。これでは参加できる市民は限られている。夜間の仕事をしている人や、家事・育児をしている人にも最も忙しい時間帯である。横浜市役所や、旭区と瀬谷区だけでなくもっと多くの区役所または駅から近い施設を利用すべきだったのではないか。</p> <p>また、時間帯も幅広い層に参加してもらうために昼間と夕方と夜間の3部構成にしたら良かったのではないか。今回の開催日程は「多くの市民には知らせたくない」という横浜市側の魂胆が見え見えである。インターネットでも見られるという言い訳をしていたが、会場にてその場で質問したことにより理解できることや、自分以外の様々な質問者からの意見を聞くことにより新たな発見があったりもするので、会場での説明会をしっかりとやるべきだ。</p> <p>10番目に質問した方の意見について 「予測が外れて影響が出た時にどうするのか」これに対する明確な回答がなかった。説明者は「そうならないようにしっかりとやる」という適当な回答だった。予測が外れて影響が出るという可能性は大いに考えられるものであり、予測よりも影響が出るとわかった段階で見直しや中止をするべきである。</p>	<p>（前ページからの続き）</p> <p>説明会について、横浜市環境影響評価条例に基づいて、準備書の内容を周知するために開催しました。準備書の内容について、周知を図る必要がある地域が、瀬谷区と旭区にまたがるため、両区の公会堂を会場とし、より多くの方に来ていただけるように、両区で平日と土曜日に開催し、計4回の説明会としました。</p> <p>なお、開催の広報は、周知範囲の皆様にはご案内を各戸にポスティングし、併せて、記者発表及び広報よこはま瀬谷区版、旭区版に掲載しました。</p> <p>併せて、説明会のご来場が難しい方々のために、事業者としては説明会と同じ内容の説明動画をインターネットで配信しました。また、説明会に参加できなかった方においても、横浜市環境影響評価条例の制度として、意見書を提出することができることから、市民の皆様への情報提供はできたものと考えています。</p> <p>準備書で行っているのは、予測に基づく評価ですので、不確実性の大きい項目は事後調査を実施します。事業の実施にあたっては、事後調査で思わしくない結果とならないよう努めますが、事後調査でそのような結果となった場合には、原因を踏まえて対策を検討したいと考えています。</p>

表 10.7(41) 意見書の内容と事業者の見解(41)

項目	意見書の内容	事業者の見解
その他	<p>説明会</p> <p>意見6 説明会は多数市民の参加を容易にするため開催条件は多様であるべきであり、十分な説明・質疑を行うために余裕ある時間設定をすべきである。</p> <p>既実施回の条件・進行は不十分であり追加説明会を実施すべきである</p> <p>補足6.1曜日・時間帯に変化を持たせ、なおかつ区画整理事業など他事業関係者を同席して実施すべきであり、現状は不十分と認識すべきである</p> <p>金曜日・土曜日の夜間に開催しているが、多くの人に、出向いた人にも参加困難な時間である。曜日の変更、昼間にも開催を検討すべきである</p> <p>補足6.2説明会は2時間であるが、資料説明および質問要旨を司会者が反復するので半分を費やす。質問は残りの1時間で、疑義を解消するには短い。質問時間を長くすべきである</p> <p>会場定員に対して参加者は1.2割の場合が多いと思うが、それでも質問打ち切りになる進行はおかしい</p> <p>以上</p>	<p>説明会について、横浜市環境影響評価条例に基づいて、準備書の内容を周知するために開催しました。準備書の内容について、周知を図る必要がある地域が、瀬谷区と旭区にまたがるため、両区の公会堂を会場とし、より多くの方に来ていただけるように、両区で平日と土曜日に開催し、計4回の説明会としました。</p> <p>併せて、説明会のご来場が難しい方々のために、事業者としては説明会と同じ内容の説明動画をインターネットで配信しました。また、説明会に参加できなかった方においても、横浜市環境影響評価条例の制度として、意見書を提出することができることから、市民の皆様への情報提供はできたものと考えています。</p> <p>なお、司会が質問を反復するのは、説明会の円滑な進行のため、質問要旨を確認していたものです。</p>
その他	<p>説明会</p> <p>・その他 今までに行われてきた 土地区画整理事業・国際園芸博覧会の説明会にも共通していましたが専門用語と専門的な数字を並べた動画をただ読み上げるだけで質問に対しては「そう評価されているからそうなのだ」というような答えをするだけの説明会で本当に住民の理解が得られるとお思いですか?</p> <p>説明会は「手順を踏んだ」とするためのアリバイですか?岩ヶ谷課長のお考えをお答えください</p>	<p>準備書は、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の結果、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域にお住まいの方に対し、概要をお知らせすることとなっております。</p> <p>本事業の説明会では専門的な内容を多く含む準備書を少しでも分かりやすくご説明に努めたもので、ご質問に対しても、準備書の内容に基づき回答いたしました。</p>
その他	<p>意見書</p> <p>そもそもなぜこの質問書に対して横浜市は回答を直接してくれないんですか?</p>	<p>横浜市環境影響評価条例第29条において、事業者は意見の見解を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならないとなっております。</p> <p>また、本見解書は縦覧されるとともに、インターネットで公表されます。</p>

10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の準備書に対し、横浜市環境影響評価条例第31条第1項に規定する環境の保全の見地からの審査書の送付を、令和5年10月4日に受けました。

審査書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表10.8に示すとおりです。また、審査書の内容及び事業者の見解は、表10.9に示すとおりです。

表 10.8 審査書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和5年10月13日から令和5年11月13日（32日間）
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 10.9(1) 審査書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(1) 対象事業実施区域内は、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）が保全対象種の生息環境や地上式調整池を整備するとともに、公園の整備を一時中断して、2027年国際園芸博覧会の会場としても利用されます。これらの関連事業と連携して、環境に配慮した公園を整備し、適切に維持管理を行うよう努めてください。	環境に配慮した公園整備に向けて、土地区画整理事業や国際園芸博覧会と調整を図りながら、相沢川及び和泉川周辺の環境保全措置、地上式調整池（調整池4）、草地の整備方針等について検討の深度化を進めています（第2章 p. 2-12～2-22、2-40～2-41）。また、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行い、保全・創出した環境が継続するよう順応的な維持管理を行うことを評価書に記載しました（第2章 p. 2-14、2-18～2-19）。
	(2) 生物多様性の保全に資するため、相沢川及び和泉川周辺だけではなく、草地の環境等も含めた公園全体での生態系ネットワークの考え方を整理し、評価書に記載してください。	相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林地に加えて、草地の環境として、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行う草地や高茎乾生草地を含めた公園全体での生態系ネットワークの考え方を評価書に記載しました（第2章 p. 2-33～2-35）。

表 10.9(2) 審査書の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解	
1 事業計画	(3)	ガーデン3、4には園芸種を主体とした植栽をしていますが、既存植生である低茎乾生草地等の保全についても考慮して、緑化計画をより具体化してください。	ガーデン3、4のHWL以上の範囲は園芸種を含む草花や花木を主体とする植栽帯を整備し、ガーデン3、4のHWL以下の範囲は、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備する計画であることを踏まえ、調整池4の整備内容及び緑化の方針を具体化しました(第2章 p. 2-18~2-22、2-40~2-44)。	
	(4)	公園区域は約64.5haと広大であることから、生物多様性の保全や雨水の浸透・貯留に加えて、ヒートアイランド現象の抑制の観点からも、できる限り人工被覆を抑えるよう努めてください。	ヒートアイランド現象の抑制の観点から、可能な限り人口被覆を抑え、緑地を確保するとともに、緑陰の創出、省エネルギー型機器の導入等に努めることを評価書に記載しました(第2章 p. 2-33)。	
2 環境影響評価項目	(1) 工事中及び供用	ア 騒音	工事用車両及び来園車両等の走行による騒音レベルの増分は小さいとされていますが、現況から騒音レベルが大きく増加する地点があります。その増加した要因を考察し、評価書に記載してください。	工事用車両の走行に伴う騒音の予測の地点4、来園車両等の走行に伴う騒音の予測の地点4及び7では、既存資料(区画整理)における現地調査の実測値から騒音レベルが大きく増加することから、その要因を考察し、評価書に記載しました(第6章 p. 6.9-35、6.9-45、6.9-47)。
		イ 地域社会	現地調査を行っている交差点では、飽和交通流率の設定には原則として実測値を用いて予測評価してください。その結果、交差点需要率が限界需要率を上回る交差点や交通容量比が1.0を上回る車線が予測された場合は、環境保全措置を徹底して実施するとともに、車両の走行経路や来園時間等を分散する方策を検討してください。	既存資料(区画整理)における現地調査で飽和交通流率が観測されている車線は、原則として実測値を用い、実測値が観測されていない車線、将来新たに車線数の増加や車線運用が変更となる車線及び新設される交差点のみ算定値を適用して予測評価を行いました(第6章 p. 6.11-24、6.11-41、6.11-43~6.11-46、6.11-49、6.11-51~6.11-62、6.11-66~6.11-67)。その結果、供用時における来園車両等の走行に伴う交通混雑(自動車)の予測において、交差点需要率が限界需要率を上回る交差点や交通容量比が1.0を上回る車線があると予測されたため、公園利用者に対し、混雑していないアクセスルートをホームページ等で周知し、該当の交差点への負荷を軽減することを環境保全措置に追加しました(第6章 p. 6.11-65)。また、供用時における来園車両等の走行台数及び環境保全措置の実施状況について事後調査を実施します(第8章 8-4~8-5、8-7)。

表 10.9(3) 審査書の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解	
2 環境影響評価項目	(2) 工事中	ア 水質・底質	(ア) 仮設調整池の位置を明確にして評価書に記載してください。 (イ) 仮設調整池出口の浮遊物質量の予測濃度について、その算出過程を詳細に記載してください。また、浮遊物質量が低濃度になると沈降しづらくなることを考慮して、予測評価してください。なお、除去率や造成緑地で発生する浮遊物質量には不確実性があることから、事後調査を適切に実施してください。	仮設調整池の設置位置を評価書に記載しました(第6章 p.6.8-23、p.6.8-25)。 仮設調整池出口での浮遊物質量(SS)の予測濃度の算出過程を詳細に記載しました(第6章 p.6.8-25~6.8-28)。また、仮設調整池出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとし、予測結果及び評価を見直しました(第6章 p.6.8-27~6.8-30、6.8-32)。なお、植栽範囲で発生する浮遊物質量、仮設調整池での土砂の残留率等に不確実性があることを踏まえ、公共用水域の水質を事後調査項目として選定した理由及び事後調査の内容を見直しました(第8章 p.8-2、8-5)。
		イ 生物多様性	(重要な種の保護の観点から、非表示としております。)	(重要な種の保護の観点から、非表示としております。)
	(3) 供用時	ア 生物多様性	(ア) 注目すべき種の生息・生育環境は現況に近い状態に回復すると予測していますが、この区域は公園の整備に先立ち土地区画整理事業により大幅に土地が改変されます。その前提を踏まえ、現況からの動植物の具体的な変化を明らかにし、その上で予測評価してください。	対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事によって全て改変される可能性があることを踏まえ、地域区分または生態系区分ごとに動植物の生息・生育環境となる樹林地、草地、耕作地等の面積や質の変化を明らかにし、注目すべき種の生息・生育環境の回復の程度及び対象事業実施区域に整備される緑の量、緑の質の回復の程度を予測評価し、評価書に記載しました(第6章 p.6.2-120~6.2-127、6.2-134~6.2-135、6.3-38~6.3-39、6.3-44~6.3-45、6.4-26~6.4-32、6.4-40~6.4-42)。

表 10.9(4) 審査書の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
<p>2 環境影響評価項目</p>	<p>(3) 供用時 ア 生物多様性</p>	<p>(イ) 公園全体で地域に適した生態系が復元され、維持されるように、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や表土の保全・活用に加えて、在来種の積極的な保全についても検討し、評価書に記載してください。特にガーデン3、4においては、創出する水辺の生態系の質を維持・向上できるように復元する目標種の具体化と保全措置を検討し、評価書に記載してください。</p>	<p>可能な限り既存樹の原位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めることや、生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持することを評価書に記載しました(第6章 p. 6. 2-129、6. 2-135、6. 3-42、6. 3-44、6. 4-31、6. 4-35、6. 4-41～6. 4-42)。</p> <p>また、ガーデン3、4のHWL以下では現在の地形や植生を維持して整備するため、現況で生息・生育が確認されている注目すべき種であるホトケドジョウ、トノサマバッタ等の回復を図り、ガーデン3、4のHWL以上では草花や花木を主体とする植栽帯を整備する計画であることから、吸蜜性のチョウ類、ハチ類等の新たな生息環境の創出を図ることで、水辺の生態系を維持・向上できるよう配慮することを評価書に記載しました(第6章 p. 6. 4-27、6. 4-30、6. 4-41)。</p> <p>加えて、「横浜市森づくりガイドライン」(横浜市環境創造局みどりアップ推進課平成25年3月)を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うことを環境保全措置に記載しました(第6章 p. 6. 2-130、6. 2-132、6. 3-42、6. 4-36、6. 4-38)。</p>
	<p>イ 水循環</p>	<p>公園施設の整備により雨水浸透量が減少するため、樹林や草地の整備に加えてグリーンインフラを導入する計画としていることから、可能な範囲で定量的にグリーンインフラの効果を算出し、評価書に記載してください。</p>	<p>グリーンインフラの目標として「2020年年間降雨量における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しており、グリーンインフラ施設の導入により公園区域全体(和泉川及び堀谷戸川は流域単位)で、公園整備による対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収する効果を目指すことを評価書に記載しました(第2章 p. 2-36～2-37、第6章 p. 6. 5-18)。</p> <p>この目標を踏まえて、施設の存在・土地利用の変化に伴う和泉川及び堀谷戸川の湧水の流況への影響を予測評価しました(第6章 p. 6. 5-24～6. 5-25、6. 5-28～6. 5-29)。</p> <p>また、この目標を達成するにあたり、必要なグリーンインフラ施設の規模、配置及び見込まれる効果を試算した結果を評価書に記載しました(第2章 p. 2-38～2-39)。</p>

表 10.9(5) 審査書の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(3) 供用時 ウ 景観	<p>(ア) 周辺の樹林や農地などの景観資源との関係性を踏まえた上で、変化や周辺環境との調和について質的な観点から具体的に予測評価してください。</p> <p>(イ) 土地利用の変化や特徴的な景観の保全等の観点から価値の変化を具体的に記載し、その上で価値の変化の程度を客観的に示してください。特に、自然性や固有性の価値の変化は、フォトモンタージュで視認できる範囲においては、土地区画整理事業実施区域の変化も踏まえて予測評価してください。</p>	<p>地域景観の特性の変化及び主要な眺望地点からの景観の変化について、周辺の樹林や農地などの景観資源との関係性を踏まえ、景観構成要素の変化や周辺環境との調和を質的な観点から予測評価しました（第6章 p. 6. 12-33～6. 12-46、6. 12-61～6. 12-62）。</p> <p>圍繞景観について、土地利用の変化や特徴的な景観の保全等の観点から、圍繞景観の価値の指標を基に、現況及び供用時における自然性、視認性、利用性、固有性、親近性の状況を具体的に記載し、価値の変化の程度を客観的に示しました。</p> <p>また、人工的土地利用域のフォトモンタージュには本事業の対象事業実施区域外の土地区画整理事業実施区域も含まれるため、土地区画整理事業実施区域を含めたフォトモンタージュで視認できる範囲における自然性や固有性の価値の変化を予測評価しました（第6章 p. 6. 12-47～6. 12-59、6. 12-62～6. 12-63）。</p>
	エ 触れ合い活動の場	<p>公園として自然体験や環境学習の要素を確保することは重要であることから、生物多様性を保全する上で重要な相沢川及び和泉川周辺においても自然との触れ合い活動の機会が確保されるよう検討してください。なお、新たな桜の名所づくりを進めるとしていることから、ガーデン3、4における桜の植栽に際しては、湿性環境の植生への影響に配慮してください。</p>	<p>本事業における自然体験や環境学習の観点での新たな自然との触れ合いの拠点づくりについて、地区ごとの整備計画を予測結果及び環境保全措置に記載しました。相沢川及び和泉川周辺のコアエリアは、保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置しますが、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアを確保し、自然体験や環境学習の場として活用することを環境保全措置に追記しました（第6章 p. 6. 13-14）。</p> <p>また、本事業では新たな桜の名所づくりを進めますが、ガーデン3、4のHWL以上の範囲は既存樹や桜等の花木を散在させ、ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りはコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の水路環境及びその周辺の湿性環境の植生に配慮することを環境保全措置に追記しました（第6章 p. 6. 13-14）。</p>

第 11 章 審査会に提出した資料

第11章 審査会に提出した資料

本事業に関する横浜市環境影響評価審査会の開催状況及び概要は、表 11.1 に示すとおりです。

表 11.1 (1) 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
令和3年	方法書	【令和3年度 第6回横浜市環境影響評価審査会】 方法書の概要説明（事業者） 質疑応答
		【令和3年度 第8回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-5～11-25 1 土地区画整理事業の現地調査結果の活用 2 環境類型区分、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について 3 公園整備事業による生物多様性の予測の考え方 4 河川の形態、流量の項目選定について 5 圍繞景観について 質疑応答
		【令和3年度 第10回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-26～11-31 6 圍繞景観について（その2） 7 方法書本編の用語使い方の修正方針 質疑応答
		【令和3年度 第12回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-32～11-53 8 現存植生図、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について（その2） 9 地域社会の予測地点（工事中） 10 地域社会の予測地点（供用時） 11 供用時の温室効果ガスの項目選定について 質疑応答
		【令和3年度 第14回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-54～11-74 12 環境保全のスペースの考え方について 13 河川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定について 14 工事中の温室効果ガスの項目選定について 15 生物多様性の項目の選定と予測の考え方について 質疑応答
		【令和3年度 第15回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-75～11-77 16 公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方 17 供用時の土地被覆の変化に伴う相沢川への雨水排水の影響 18 公園整備事業区域内における調整池整備・供用の考え方 質疑応答
令和4年	事業内容等 修正届出書	【令和4年度 第5回横浜市環境影響評価審査会】 修正届出書添付資料の概要説明（事業者） 質疑応答
		【令和4年度 第7回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-79～11-86 1 景観の調査地点について 2 相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について 3 北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について 4 供用時の光害対策について 質疑応答

表 11.1 (2) 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
3月27日	令和5年 準備書	【令和4年度 第18回横浜市環境影響評価審査会】 準備書の概要説明（事業者） 質疑応答
4月27日		【令和5年度 第1回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-88～11-126 1 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について 2 仮設調整池の出口での土砂の残留率について 3 将来交通量の増加・減少の要因について 4 供用時の交差点需要率の減少要因について 5 工事用車両の走行に伴う騒音の環境保全目標について 6 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の増加要因について 質疑応答
5月25日		【令和5年度 第2回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-127～11-171 7 仮設調整池の位置について 8 仮設調整池の出口での土砂の残留率について（2） 9 調整池4の設えについて 10 在来種や草地群落等を考慮したガーデンの整備方針について 11 相沢川及び和泉川以外の注目すべき種の保全について 12 利用制限エリアの設定について 13 「現況に近い状態に回復」する具体的根拠について 14 水辺の貴重種の移設・移植時期について 15 囲繞景観の価値の変化の根拠について 16 触れ合い活動の場の保全措置について 17 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量について 18 グリーン電力調達制度について 不開示情報に関する審議 質疑応答
6月12日		【令和5年度 第3回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-172～11-198 19 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（2） 20 供用時の交差点需要率の減少要因について（2） 21 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音増加要因について（2） 説明会の開催報告（事業者） 質疑応答
6月22日		【令和5年度 第4回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-199～11-228 22 眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について 23 囲繞景観の価値の変化の根拠について（2） 24 相沢川及び和泉川以外の注目すべき種の保全について（2） 準備書意見見解書の概要説明（事業者） 質疑応答
7月10日		【令和5年度 第5回環境影響評価審査会】 意見陳述人の選定

表 11.1 (3) 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日		手続の段階	審査概要
令和 5年	7月31日	準備書	【令和5年度 第6回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-229～11-286 25 施設が存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（3） 26 眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について（2） 27 草地の整備・維持管理方針について 28 「現況に近い状態に回復」する具体的根拠について（2） 29 調整池4の設えについて（2） 30 水辺の貴重種の移設・移植時期について（2） 不開示情報に関する審議 質疑応答
	8月8日		【令和5年度 第7回環境影響評価審査会】 意見陳述人から意見聴取
	9月11日		【令和5年度 第8回環境影響評価審査会】 答申（案）作成のための検討事項整理（事務局）
	9月25日		【令和5年度 第9回環境影響評価審査会】 準備書に係る答申（案）審議（事務局）

11.1 方法書段階の審査会に提出した資料

方法書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 環境類型区分、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について

本事業では、土地区画整理事業の現地調査結果を活用する計画のため、土地区画整理事業の動物・植物現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても環境類型区分、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しました。

(1) 検討手順

検討手順は図 2-1 に示すとおりです。現存植生図（図 2-2）と土地区画整理事業の準備書で示されている地域を特徴づける生態系の区分を基に細分化し、環境類型区分図を作成しました。

環境類型区分、微地形（標高地形）、流域区分を踏まえて、本事業の対象事業実施区域を①和泉川源流、②草地、③谷戸、④その他の4つの区域に細分化しました（図 2-3）。

環境類型区分図、微地形（標高地形図）、流域図及び細分化された4つの区域と動物・植物の現地調査地点を重ね合わせることで、動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行いました。



※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9,11-25 参照）

※2 「低地の樹林・畑地・草地の生態系」のうち、和泉川の湧水及び和泉川流域を細区分した。

※3 平成31年度測量（横浜市）

※4 境川水系河川整備計画、椎子川水系河川整備計画、下水道計画一般図、排水施設区画調整平面図（横浜市）

※5 は既存の図、 は既存資料を基に本検討で新たに作成した図を示す。

図 2-1 動物・植物調査地点の検討手順

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

参考：土地区画整理事業の準備書で示されている地域を特徴づける生態系の区分

表 9.12-4 地域を特徴づける生態系の概況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占するほか、ゴナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ・エノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部、相沢川及び大門川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	水田、休耕田が優占するほか、オギ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	対象事業実施区域の北端から南端に流れる相沢川、大門川沿いに分布します。

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）(p.9.12-5 参照)

(2) 検討結果

公園整備事業の対象事業実施区域における動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行った結果を表2-1に示します。

表 2-1(1) 動物・植物調査地点の検討結果

調査項目	調査手法 [※]	調査地点の検討結果	参照頁
哺乳類	トラップ法 (1地点)	「①和泉川源流」にトラップが1地点 (M6)、対象事業実施区域の北西側近傍にトラップ及び無人撮影装置が1地点 (M4) 設置されている。トラップ調査は、任意観察による確認が困難なネズミ類やヒミズ類、無人撮影調査は中型哺乳類を対象として実施している。M6は上瀬谷市民の森と連続した樹林（スギ植林）に位置する地点であり、樹林環境に生息する哺乳類を確認できる。M4は草地が分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する哺乳類を確認できる。	p. 7 (図 2-4)
	任意観察法及びフィールドサイン法	①～④を網羅的に踏査している。	
一般鳥類	定点観察法 (1地点)	「①和泉川源流」に1地点 (B3)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点 (B2) 設置されている。B3は対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点で、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林地に生息する鳥類を確認できる。B2は、対象事業実施区域の北西側を見渡せる定点であり、定点南側の畑地、定点西側の草地及び畑地に生息する鳥類を確認できる。	p. 8 (図 2-6)
	ラインセンサス法 (2ルート)	「①和泉川源流」に1本 (BL1)、「③谷戸」と「④その他」に1本 (BL2) 設置されている。BL1は草地、耕作地及び上瀬谷市民の森に続く樹林（スギ植林）を通過するルートで、草地・畑地性鳥類及び平地の樹林性鳥類を確認できる。BL2は点在する樹林（落葉広葉樹）、植栽樹群、河川沿いの水田、耕作地、河川や耕作地脇の高径草地を通過するルートで、水鳥、草地・畑地性鳥類、平地の樹林性鳥類を確認できる。	
	任意観察法	①～④を網羅的に踏査している。	

※調査手法の () 内の数字は、公園整備事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

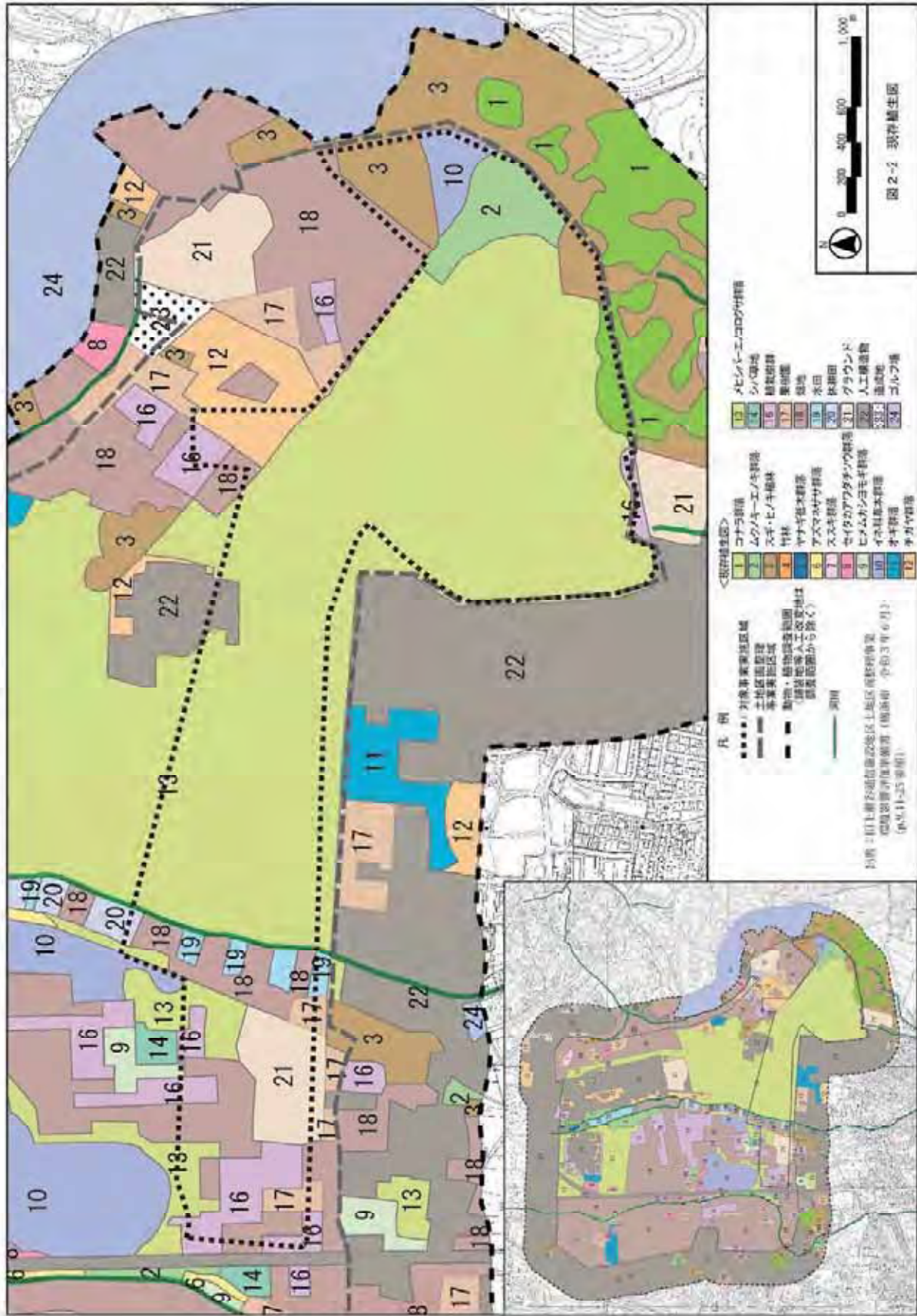
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 2-1(2) 動物・植物調査地点の検討結果

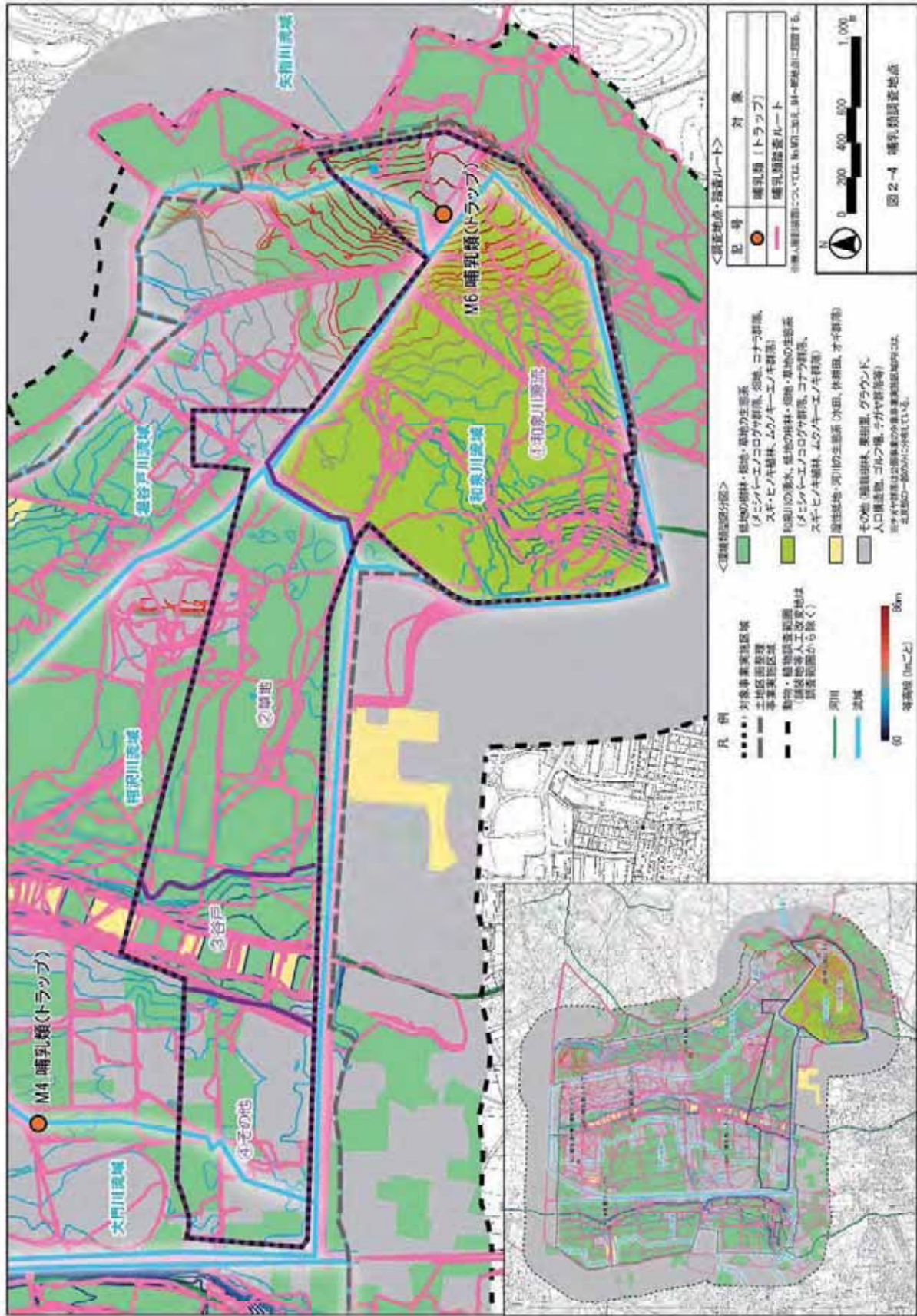
調査項目	調査手法 [○]	調査地点の検討結果	参照頁
猛禽類	定点観察法 (1 地点)	「①和泉川源流」と「②草地」の境界に1地点(B3)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点(B2)設置されている。B3は、対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点であり、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林性鳥類の確認できる。B2は、対象事業実施区域の北西側を見渡せる定点であり、定点周辺の畑地、草地等に出現する猛禽類を確認できる。	p. 9 (図 2-6)
両生類 ・ は虫類	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	p. 10 (図 2-7)
魚類	任意観察法 及び任意採取法 (3 地点)	和泉川に2地点(3-1、3-2)、相沢川に1地点(2-1)設置されている。3-1は護岸されておらず、比較的良好的な自然環境である。3-2は護岸されていないが、河川流量は少ない。2-1は調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。	p. 11 (図 2-8)
昆虫類 ・ クモ類	ライトトラップ法 ・ ベイトトラップ法(1 地点)	「①和泉川源流」に1地点(M6)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点(M4)設置されている。M6は、対象事業実施区域南東側の瀬谷市民の森と連続した樹林(スギ植林)に位置する地点であり、樹林環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。M4は、草地在分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。	p. 12 (図 2-9)
	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	
底生動物	任意観察法 及び任意採取法 (3 地点) ・ 定量調査 (2 地点)	和泉川に任意観察・採取及び定量調査地点が1地点(3-1)、任意観察・採取地点が1地点(3-2)、相沢川に任意観察・採取及び定量調査地点が1地点(2-1)設置されている。3-1は護岸されておらず、比較的良好的な自然環境である。3-2は護岸されていないが、河川流量は少ない。2-1は調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。	p. 13 (図 2-10)
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	p. 14 (図 2-11)
植物群落	植生調査 (コドラート:1 地点)	「③谷戸」に1地点(5)、「①和泉川源流」及び「②草地」の近傍に1地点(3)、対象事業実施区域の北東側近傍に1地点(4)、南東側近傍に2地点(13、14)、北西側近傍に2地点(1、2)、南西側近傍に1地点(16)が設置されている。畑地、水田、草地、樹林地の植生を確認できる。	p. 15 (図 2-12)
維管束植物	任意観察及び採取	①～④を網羅的に踏査している。	p. 16 (図 2-13)
	大径木調査	比較的樹幹の大きい樹木が分布しているものと考えられる海軍道路及び開墾区域内を網羅的に踏査している。	
付着藻類	任意観察及び採取(2 地点)	和泉川に1地点(3-1)、相沢川に1地点(2-1)設置されている。河川源流部の湧水はカワモズク等の大型紅藻類の重要種が確認される可能性が高い。	p. 17 (図 2-14)
蘚苔類	任意観察及び採取	①～④を網羅的に踏査している。	p. 18 (図 2-15)

※調査手法の()内の数字は、公園整備事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

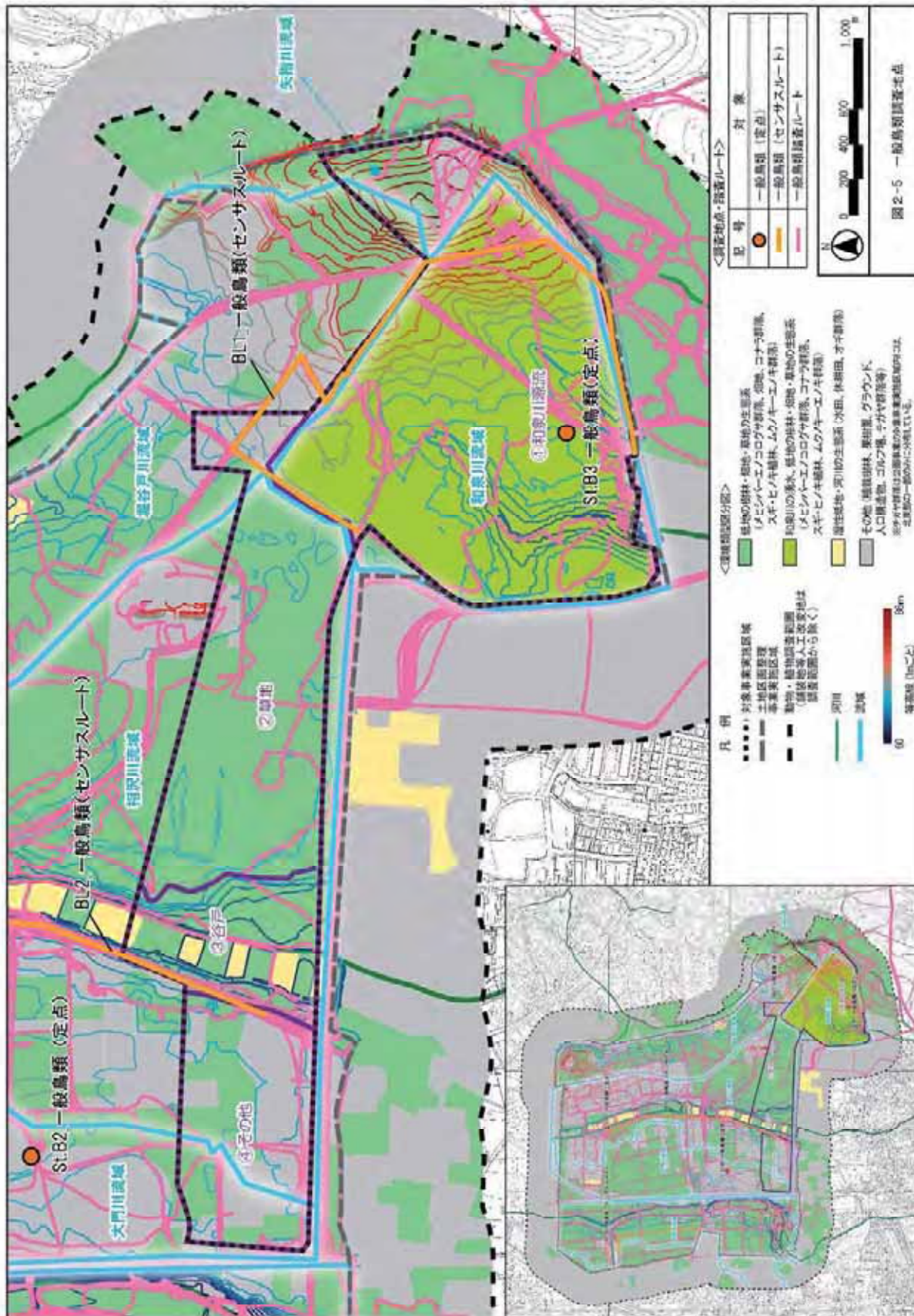
この資料は調査計画に即座して修正したもので、調査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。



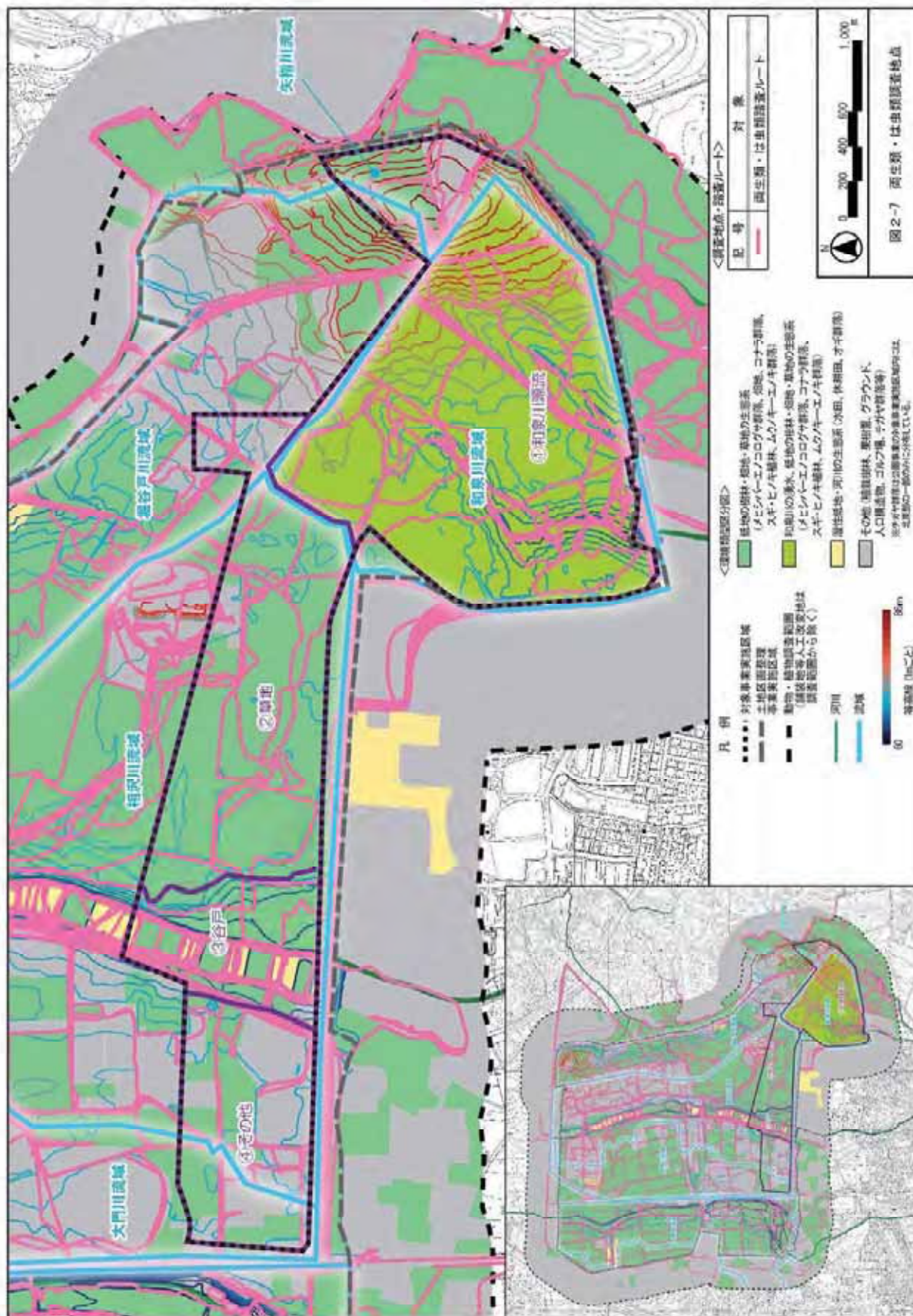
この資料は調査会報に作成したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は調査会用に作成したものです。調査の過程で変更されることもありまますので、取扱いにご注意願います。



この資料は調査会用に作成したもので、調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は調査計画に作成したもので、調査の過程で変更されることもあります。取扱いにご注意願います。

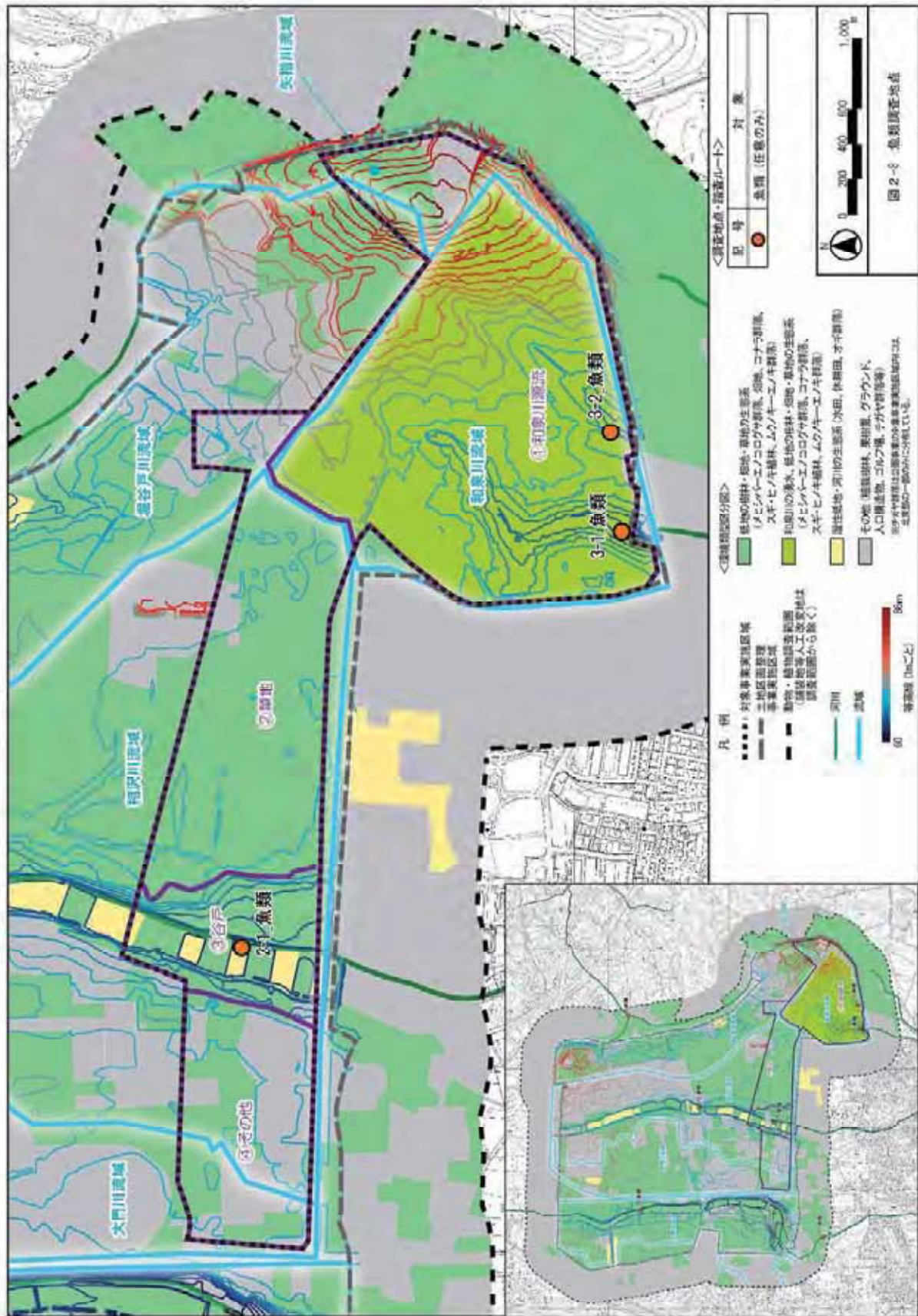
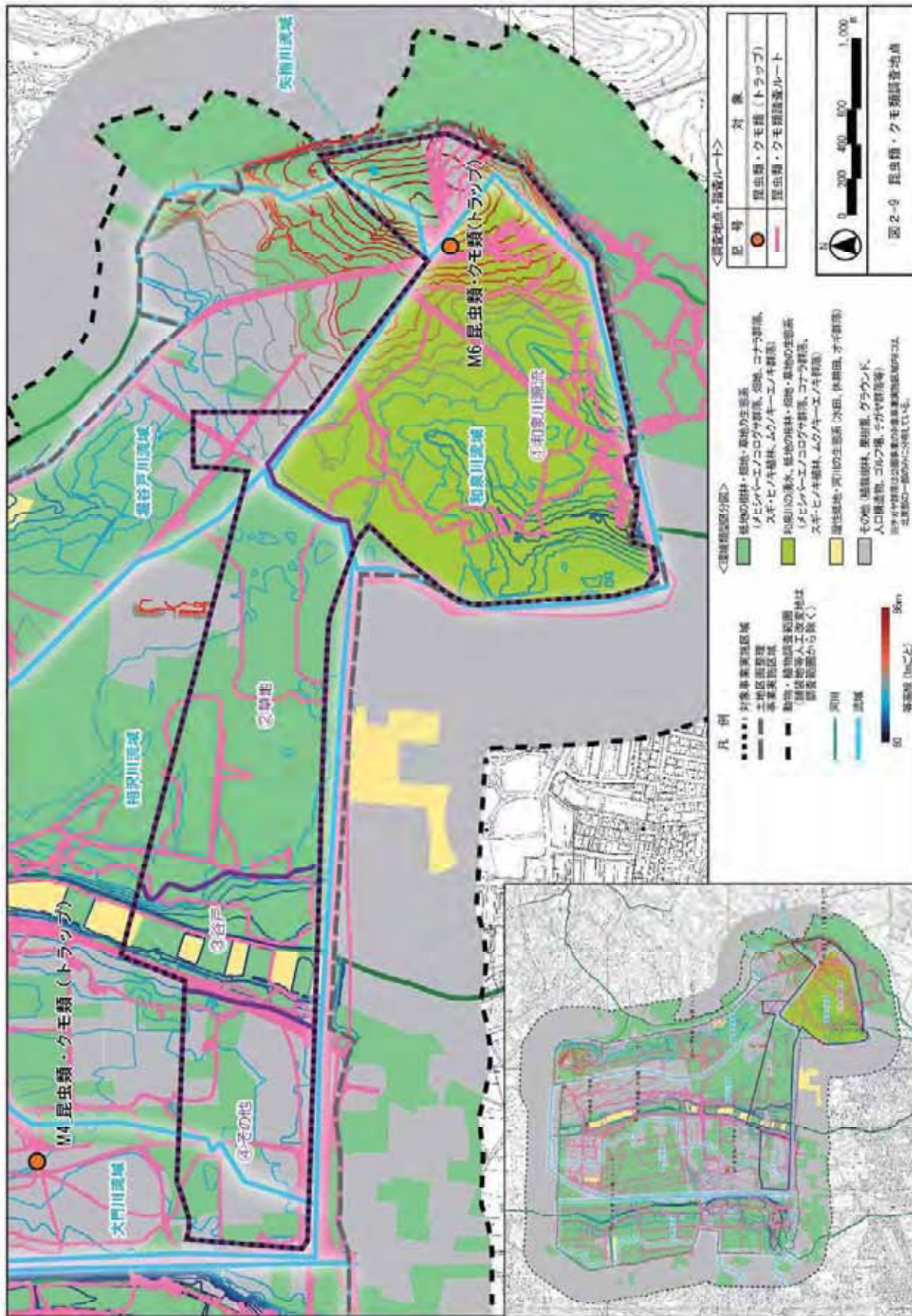
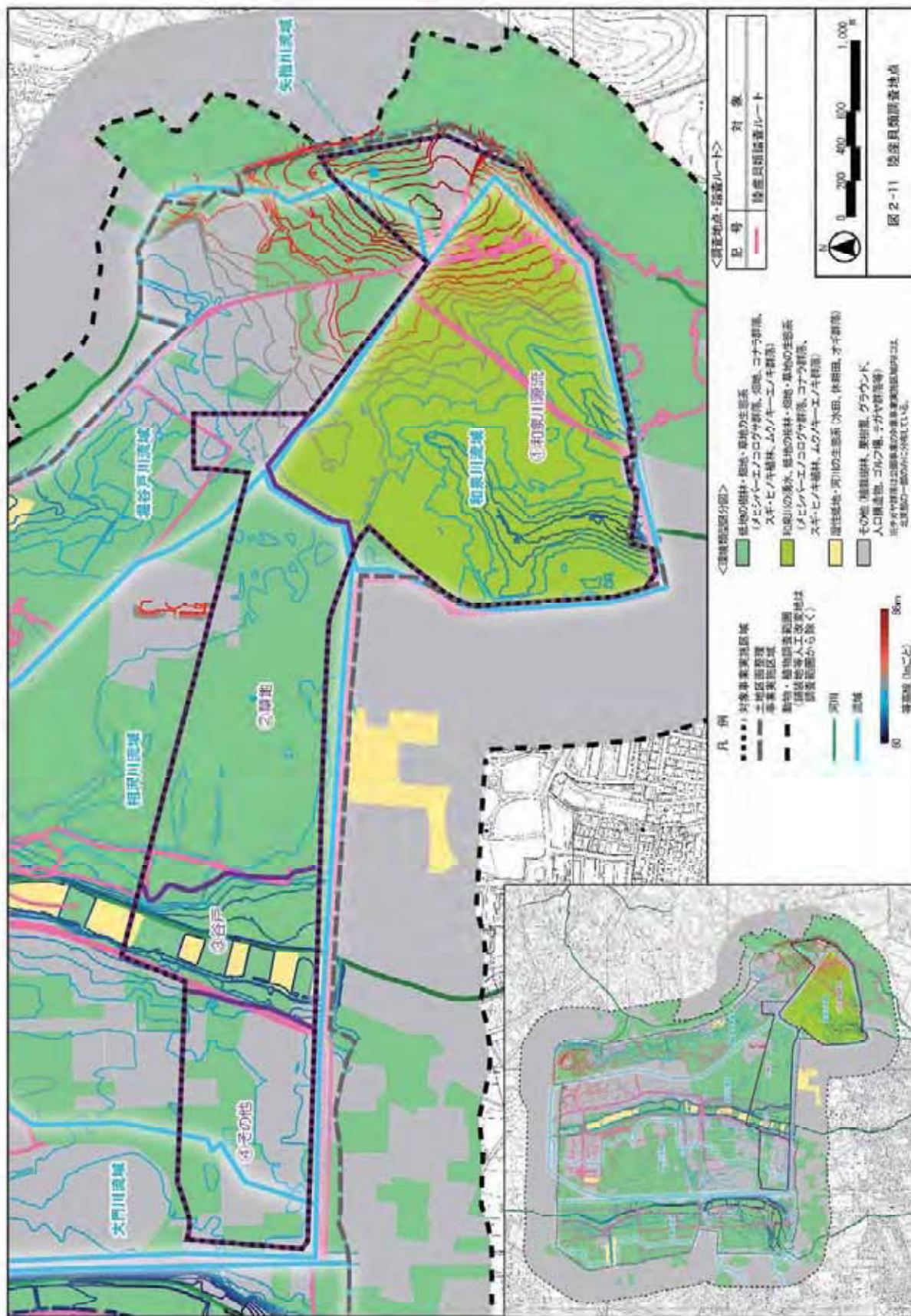


図 2-8 魚類調査地点

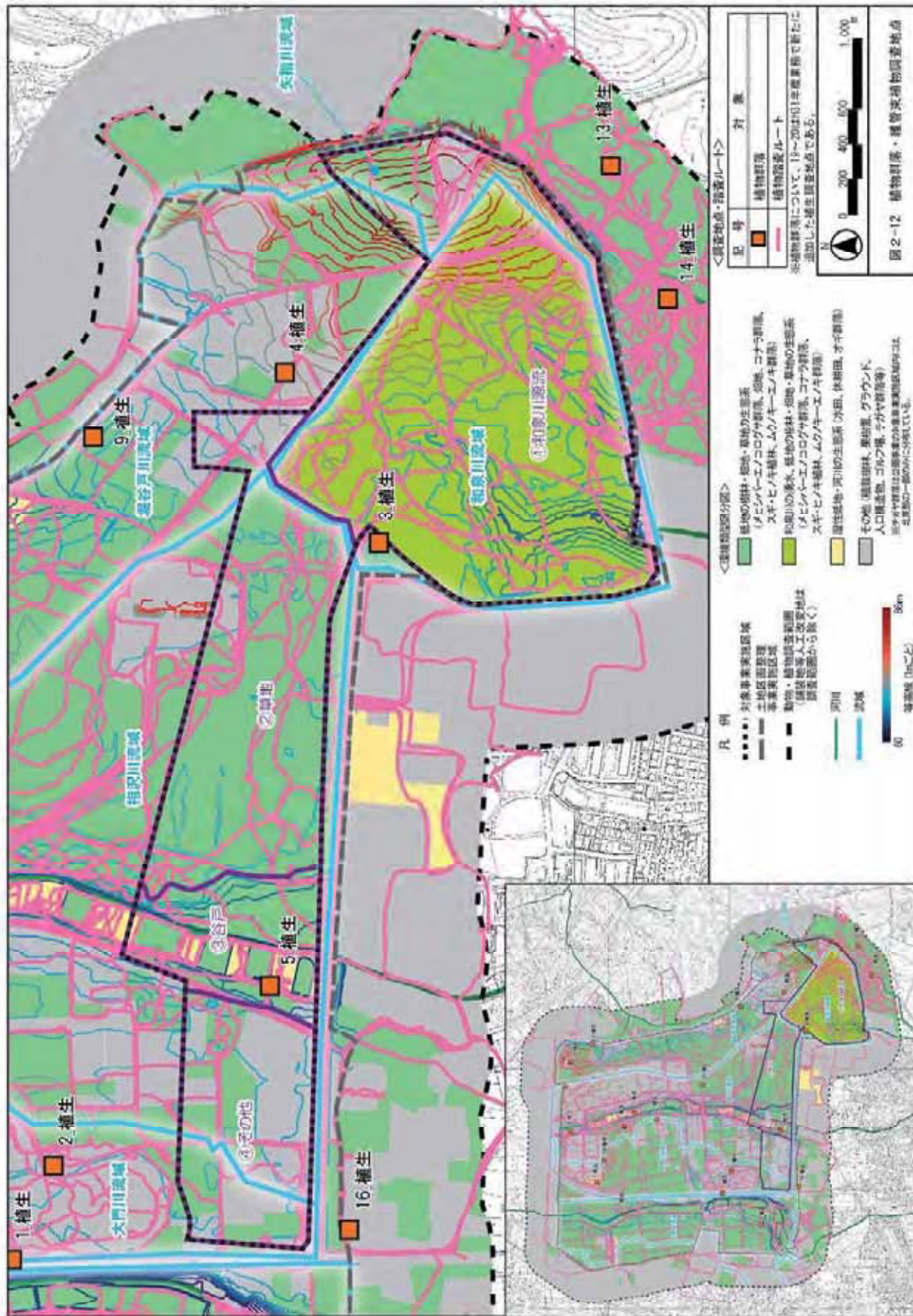
この資料は調査計画に作成したもので、調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



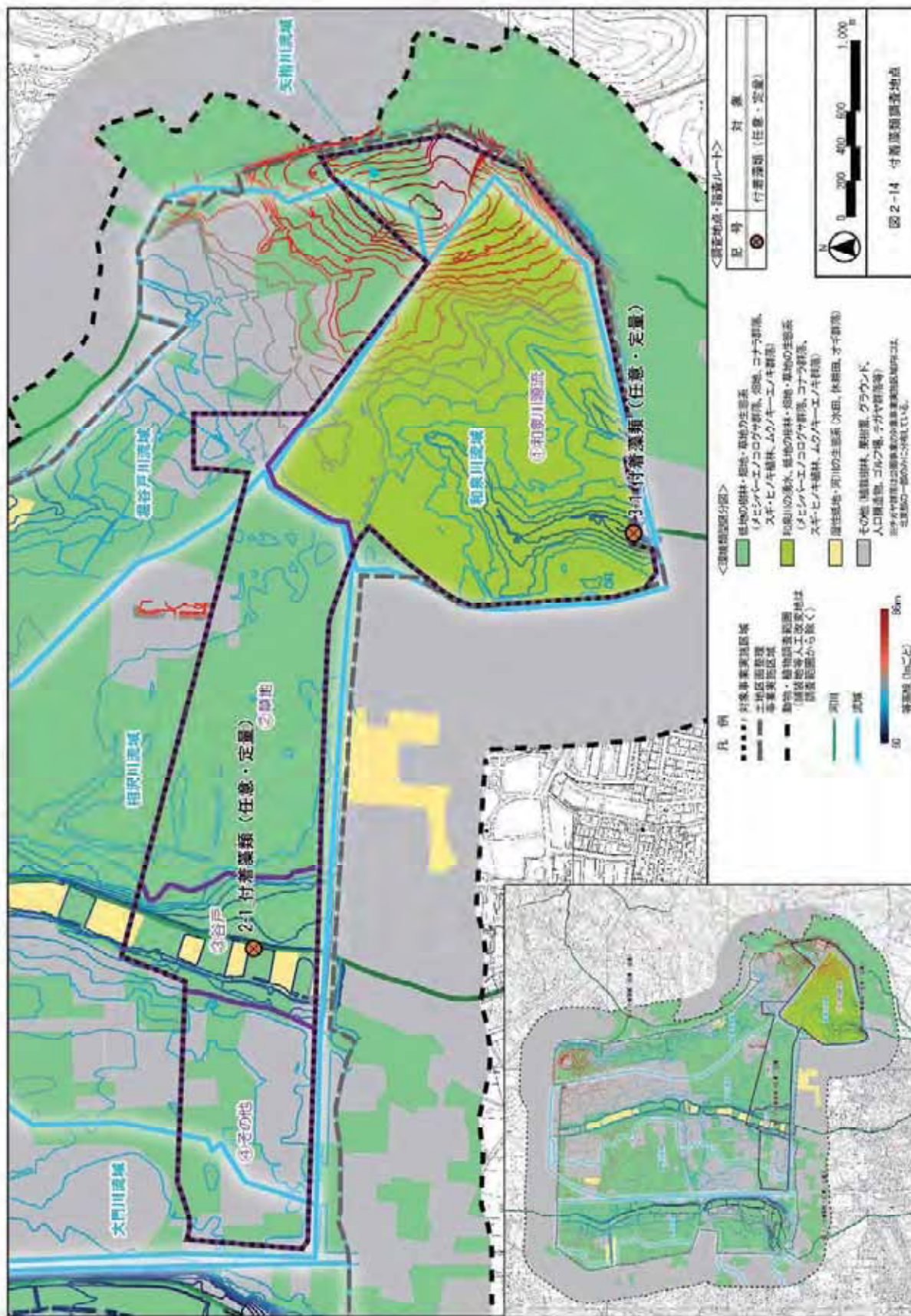
この資料は調査用に作成したもので、調査の過程で変更されることもあります。取扱いにご注意願います。



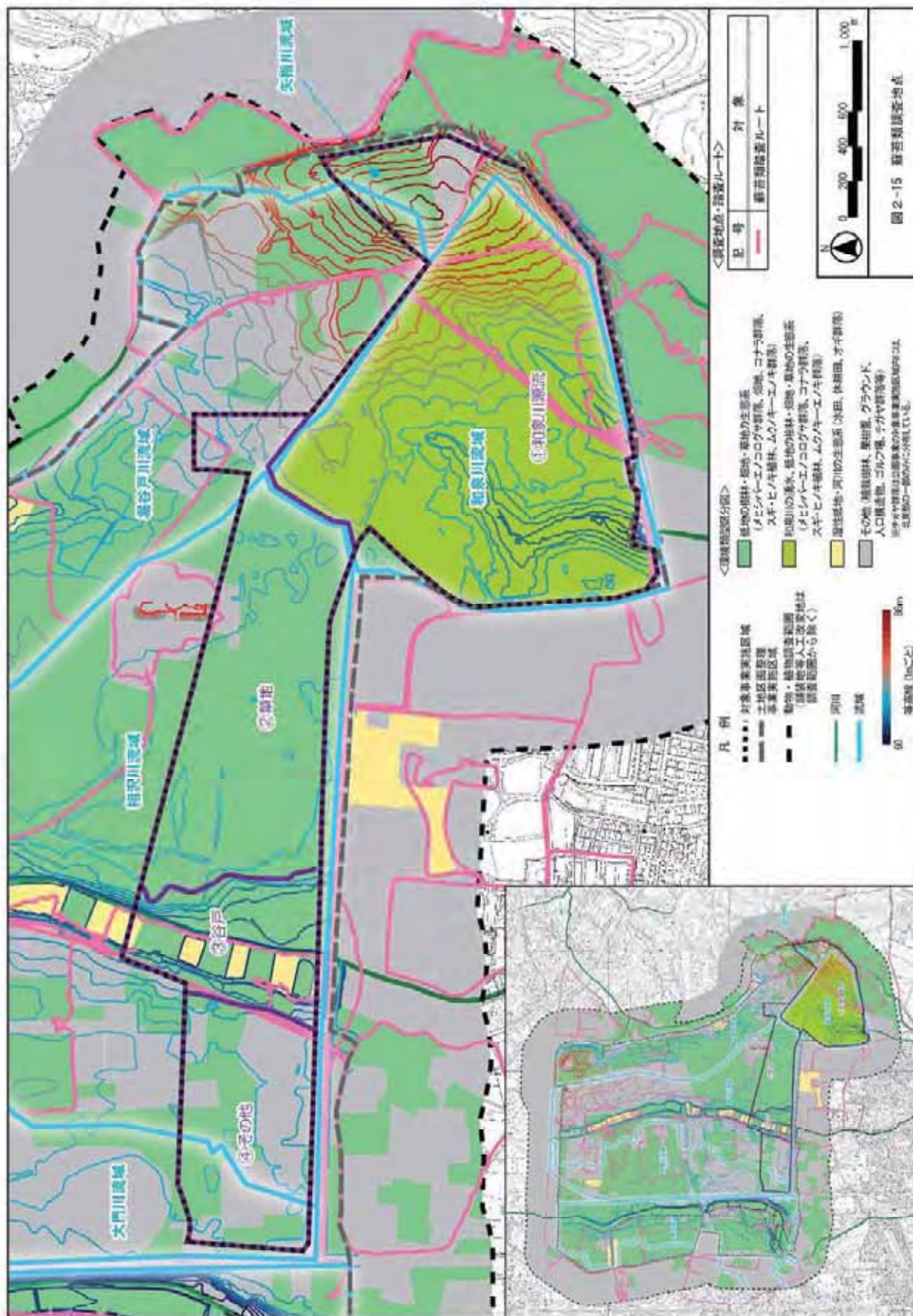
この資料は調査計画に作成したもので、調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は調査計画に作成したもので、調査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。



この資料は調査会用に作成したもので、調査の過程で変更されることもありまますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

3 公園整備事業による生物多様性の予測の考え方

公園整備事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に、工事を実施する計画です。また、土地区画整理事業の準備書においては、生物多様性の環境保全措置として、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」の生息環境の代償措置や「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」等の生息・生育環境への影響の低減措置が検討されています。

以上を踏まえ、公園整備事業においては、土地区画整理事業と連携しながら、事業計画の検討を進めていくとともに、生物多様性は、特に土地区画整備事業による整備後から、どの様に土地利用が変化するかに着目しながら、動物、植物、生態系への影響を予測評価していきます。

4 河川の形態、流量の項目選定について

土地区画整理事業で実施された現地調査結果（調査地点は、次頁参照）では、和泉川源流部の湧水の流量（地点：湧水5）は $0.0003\sim 0.0018\text{ m}^3/\text{s}^{\#1}$ で推移していますが、対象事業実施区域外に位置する和泉川の流量（地点：水質6）は $0.0023\sim 0.0027\text{ m}^3/\text{s}^{\#2}$ と、湧水の流量の変動に対して河川の流量の変動は小さいため、湧水の和泉川の流量への寄与は小さいと考えられます。そのため、公園整備事業において、和泉川の河川の形態・流量は、環境影響評価項目として選定する必要はないと考えます。

なお、公園整備事業においては、土地区画整理事業による造成・整地後の公園施設や園路等の整備による湧水の流況及び流量への影響に関して、湧水の流量を環境影響項目として選定し予測評価を実施し、必要に応じて透水性舗装等の環境保全措置を講じる計画です。

※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.7-4参照）

※2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.7-5参照）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

抜粋：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月） p.9.7-3

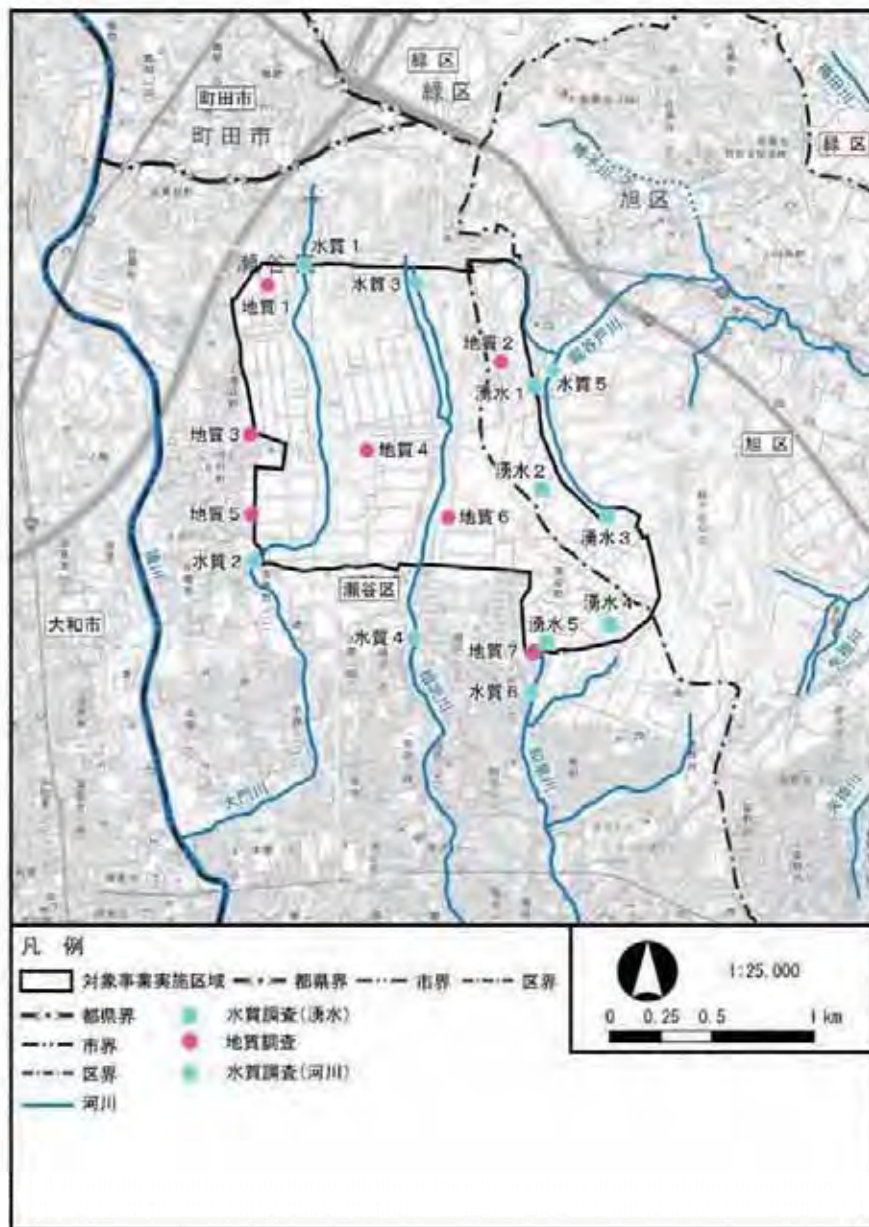


図 9.7-1 湧水、河川流量等調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

5 圍繞景觀について

本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景觀を変化させるような大規模な造成はないことから、方法書p5-8の表 5.4(3)を以下のとおり修正します。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景觀	景觀	○	土地の改変及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺の景觀が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景觀を変化させるような、大規模な造成は実施しないため、圍繞景觀は選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：追加事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

6 圍繞景観について（その2）

下記の文献によると、圍繞景観とは、事業地及びその近傍の眺めであり、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めであるとされています。

【参考情報】眺望景観と圍繞景観

環境影響評価においては、眺望景観と圍繞景観については以下のように整理されている。

＜眺望景観：視覚を通じて認知される像に着目した二次元的景観＞

環境影響評価における眺望景観とは、事業実施区域から離れた場所からの事業実施区域の眺めであり、眺望景観の変化は事業の実施に伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、眺望景観へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施に伴う変化を視覚的に認知することが可能な範囲となるため、一般的に事業実施区域外の比較的広い範囲が影響範囲内に含まれることとなる。ただし、眺望景観については、特定の眺望点からの眺めや特定の景観資源への眺めに代表させて事業による影響を捉えるのが一般的である。

＜圍繞景観：眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観＞

環境影響評価における圍繞景観とは、事業地及びその近傍の眺めであり、圍繞景観の変化は事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為（利用）の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、圍繞景観へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施区域及びその近傍に限られる。ただし、圍繞景観については、有名な眺望点や傑出した景観資源が存在しない場合でも、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めなどに着目し、身の回りの景観の変化をきめ細かく捉えていく必要がある。このことが、身近な自然との関わりや地域の個性的な景観を保全していく上で重要である。

出典：「環境アセスメントの技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（監修：環境省総合環境政策局環境影響評価課、編集：環境影響評価技術手法に関する検討会）p.187

土地区画整理事業によって、本事業の対象事業実施区域を含め、土地区画整理事業実施区域は、全て改変されますが、本事業の対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地は、圍繞景観の構成要素として残されます。

従いまして、圍繞景観の予測は、公園施設と瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景観との調和が図れているかについて予測する必要があると考えており、圍繞景観の変化は、次頁に示す調査地点のうち、地点 11（瀬谷みはらし公園）、地点 14～20 より予測できると考えています（各地点の撮影方向は、図 6-1 に示します）。

例えば、図 6-2 に示す地点 15 は、対象事業実施区域周辺に位置する道路上からの調査地点です。本地点の圍繞景観の構成要素は、対象事業実施区域外の南東側に位置する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地であり、本地点の予測（フォトモンタージュの作成）により、事業の実施に伴い出現する公園施設の存在によるこれらの圍繞景観の構成要素の変化を予測、評価できるものと考えます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

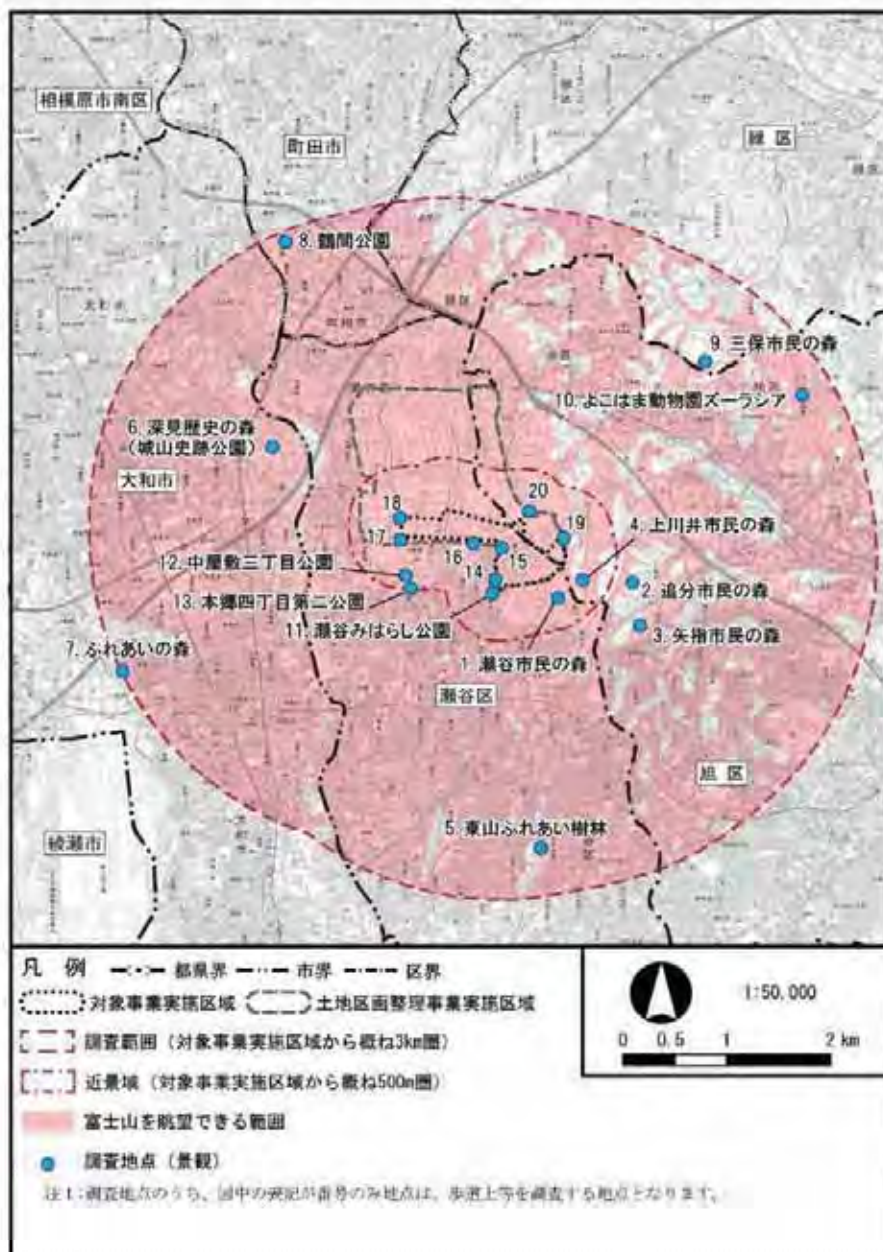


図 6.7 景観現地調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 6-1 主な近景の調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



※調査は、今後実施（着葉期、落葉期の2季を予定）

図 6-2 例：地点 15 付近からの眺望

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

令和3年7月27日の審査会補足資料で方法書p5-8の表5.4(3)に下線部を追加しましたが、追加部分を削除し、方法書の記載のとおりとします。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由 (供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	土地の改変及び施設存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。 <u>なお、本事業は、土地区画整理事業による造成一挙地後に工事を実施する計画であり、圍繞景觀を変化させるような、大規模な造成は実施しないため、圍繞景觀は選定しません。</u>
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：令和3年7月27日の審査会補足資料における追加事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

7 方法書本編の用語使い方の修正方針

方法書「第2章 対象事業の計画内容」の本文中の表現について、事業計画を踏まえ、下記のとおり見直します。また、図書内の同様の表現についても見直します。

なお、図書は、準備書から記載を変更します。

p2-16 「2.6 生物多様性の保全」2文目

・原文

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

・修正案

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

※太字下線：修正箇所

P2-16 「2.7 緑の保全と創造」2文目

・修正前

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

・修正後

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

※太字下線：修正箇所

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

8 現存植生図、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について（その2）

本事業では、土地区画整理事業の現地調査結果を活用する計画のため、土地区画整理事業の動物・植物現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しました。

（1）検討手順

検討手順は図 8-1 に示すとおりです。現存植生図、微地形（標高地形）、流域の重ね合わせにより、対象事業実施区域の自然的環境の特徴を整理し、動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行いました。なお、現存植生図は、土地区画整理事業の現地調査結果及び2021年9月1日に本事業の対象事業実施区域内を対象に実施した現地踏査結果を基に作成しました。



※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.11-25 参照）

※2 2021年9月1日に本事業の対象事業実施区域内を対象に実施

※3 平成31年度測量（横浜市）

※4 境川水系河川整備計画、轆子川水系河川整備計画、下水道計画一般図、排水施設区画測平面図（横浜市）

図 8-1 動物・植物調査地点の検討手順

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

（2）対象事業実施区域の自然的環境の特徴

現存植生図、微地形（標高地形）、流域を重ね合わせた図、及び事業実施区域内の状況は p.3 に示します。対象事業実施区域の自然的環境の特徴は、以下に示すとおりです。

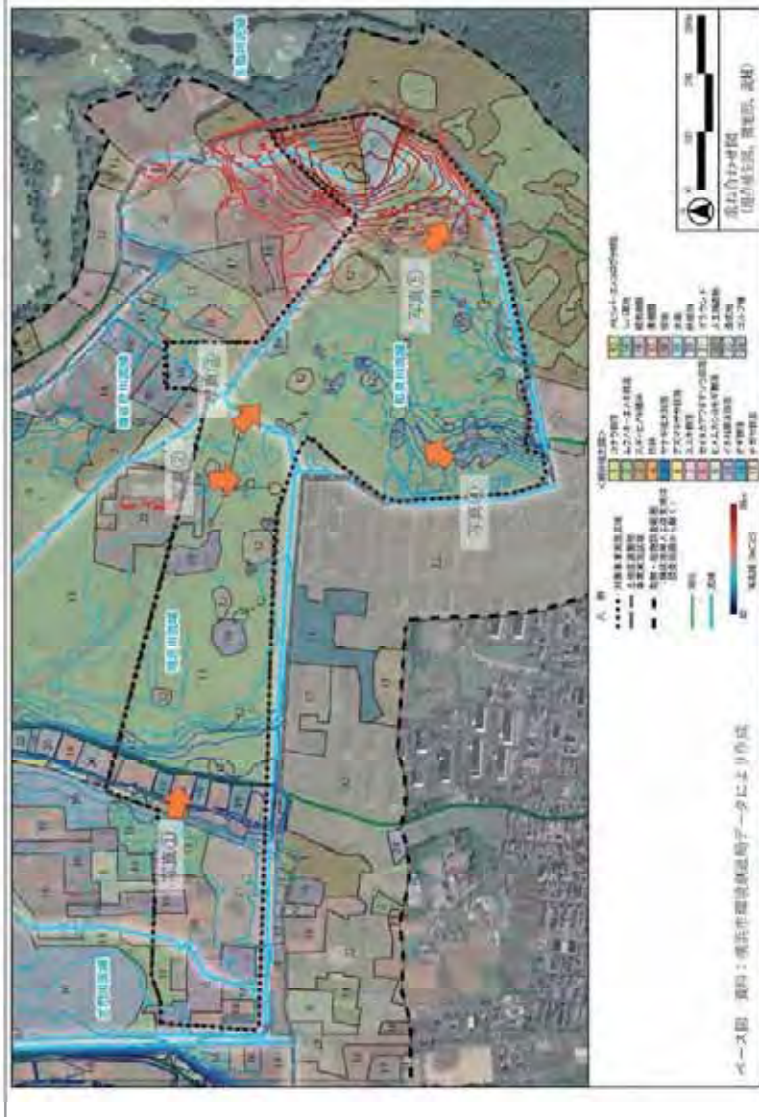
- ・対象事業実施区域の西側は、高低差が小さく、グラウンド、畑地、果樹園等の人工的な土地利用です。また、相沢川周辺は、畑地、水田、メヒシバ・エノコログザ群落等が分布しており、相沢川沿いは谷戸地形となっています（写真①）。なお、対象事業実施区域の西側の大部分が相沢川流域、一部が大門口川流域となっています。
- ・対象事業実施区域の中央部は、高低差が小さく、メヒシバ・エノコログザ群落、チガヤ群落等を中心にした草地が分布し、その一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布しています（写真②③）。なお、中央部は、相沢川流域、堀谷戸川流域、和泉川流域となっています。
- ・対象事業実施区域の東側の和泉川周辺は、標高が低く、メヒシバ・エノコログザ群落が大部分を占めており、また、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿性植物が分布しています（写真④）。また、瀬谷市民の森に近接する付近は、標高がもっとも高く、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しています（写真⑤）。なお、東側の大部分が和泉川流域、一部が矢指川流域となっています。

以上より、対象事業実施区域は、大部分がメヒシバ・エノコログザ群落、チガヤ群落等の草地であり、草地内に植栽樹群がパッチ状に分布しています。また、瀬谷市民の森に近接する東側に、まとまった樹林地が存在します。なお、水域として、相沢川、和泉川が存在しています。

（3）検討結果

本事業の対象事業実施区域における動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行った結果を p.4 以降に示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。



写真①：対象事業実施区域西側（植況田周辺）



写真②：対象事業実施区域中央部



写真③：対象事業実施区域東側（和泉田周辺）



写真④：対象事業実施区域中央部



写真⑤：対象事業実施区域西側（植況田周辺）

※写真は、2021年9月1日に撮影

この資料は調査計画に準拠したもので、調査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。

哺乳類		調査手法		調査手法		調査手法	
調査手法・ 地点数・ 調査地点の 検討結果	任意観察法	任意観察法	任意観察法	任意観察法	任意観察法	任意観察法	任意観察法
	及びフィールドサイン法	及びフィールドサイン法	及びフィールドサイン法	及びフィールドサイン法	及びフィールドサイン法	及びフィールドサイン法	及びフィールドサイン法
	トランプ法	トランプ法	トランプ法	トランプ法	トランプ法	トランプ法	トランプ法
検出結果	無人撮影法	無人撮影法	無人撮影法	無人撮影法	無人撮影法	無人撮影法	無人撮影法
調査地点	調査地点						

調査手法	地点数
任意観察法	1
トランプ法	1
無人撮影法	1

対象事業実施区域の東側にトランプが1地点 (M)、対象事業実施区域の北西側近傍にトランプが1地点 (M) 設置されている。トランプ調査は、任意観察による確認の困難なネズミ類やミズガキ類を対象として実施している。Mは上瀬谷和谷の森と隣接した樹林 (スギ植林) に設置する地点であり、樹林環境に生息する哺乳類を確認できる。Mは草場が分布し、広葉樹林に生息する哺乳類を確認できる。

対象事業実施区域の北西側近傍に無人撮影法が1地点 (M) 設置されている。Mは草場が分布し、広葉樹林に生息する哺乳類を確認できる。

無人撮影調査は、哺乳類を撮影対象として実施している。Mは草場が分布し、広葉樹林に生息する哺乳類を確認できる。

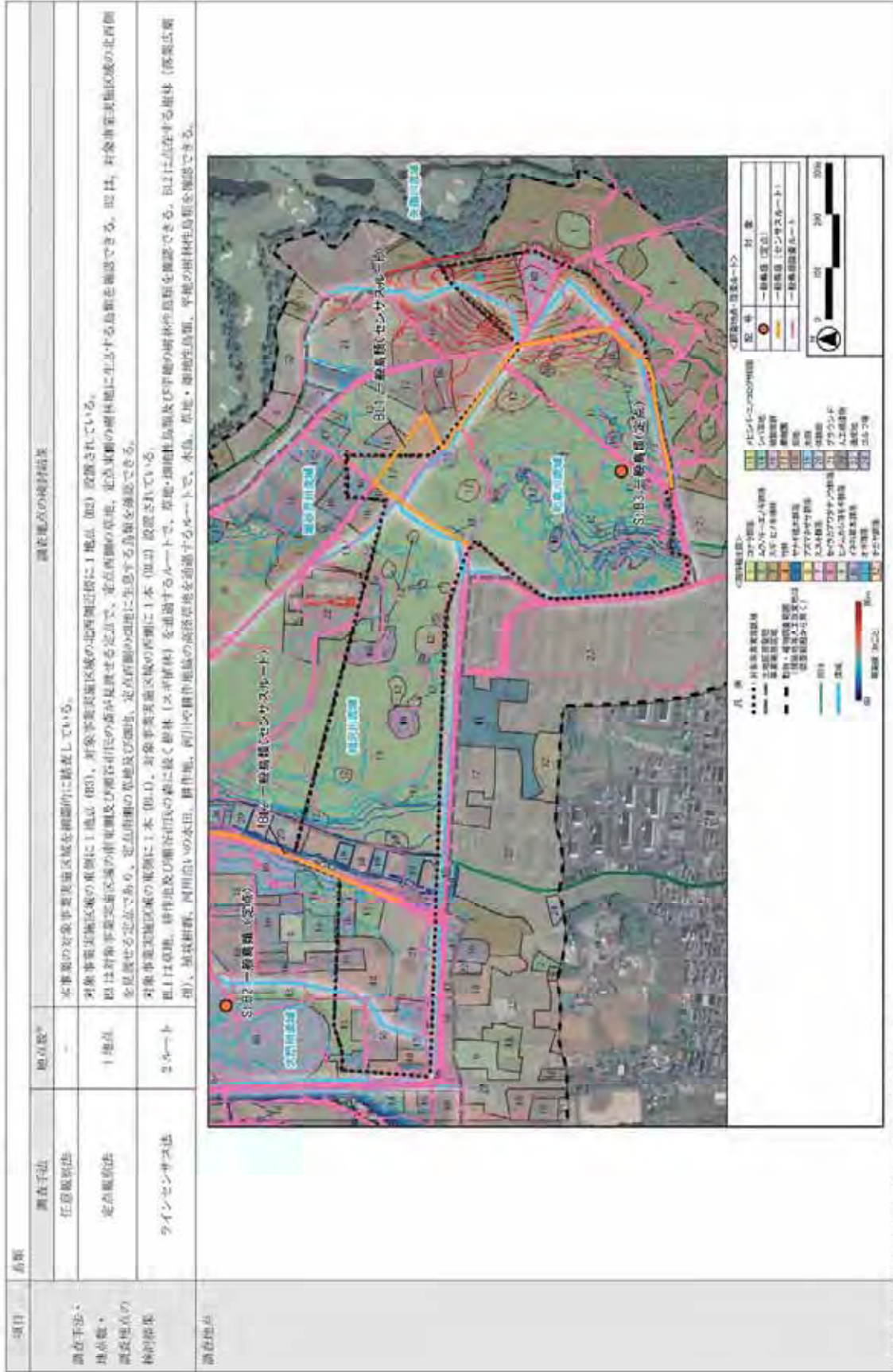
調査地点

調査地点

調査地点

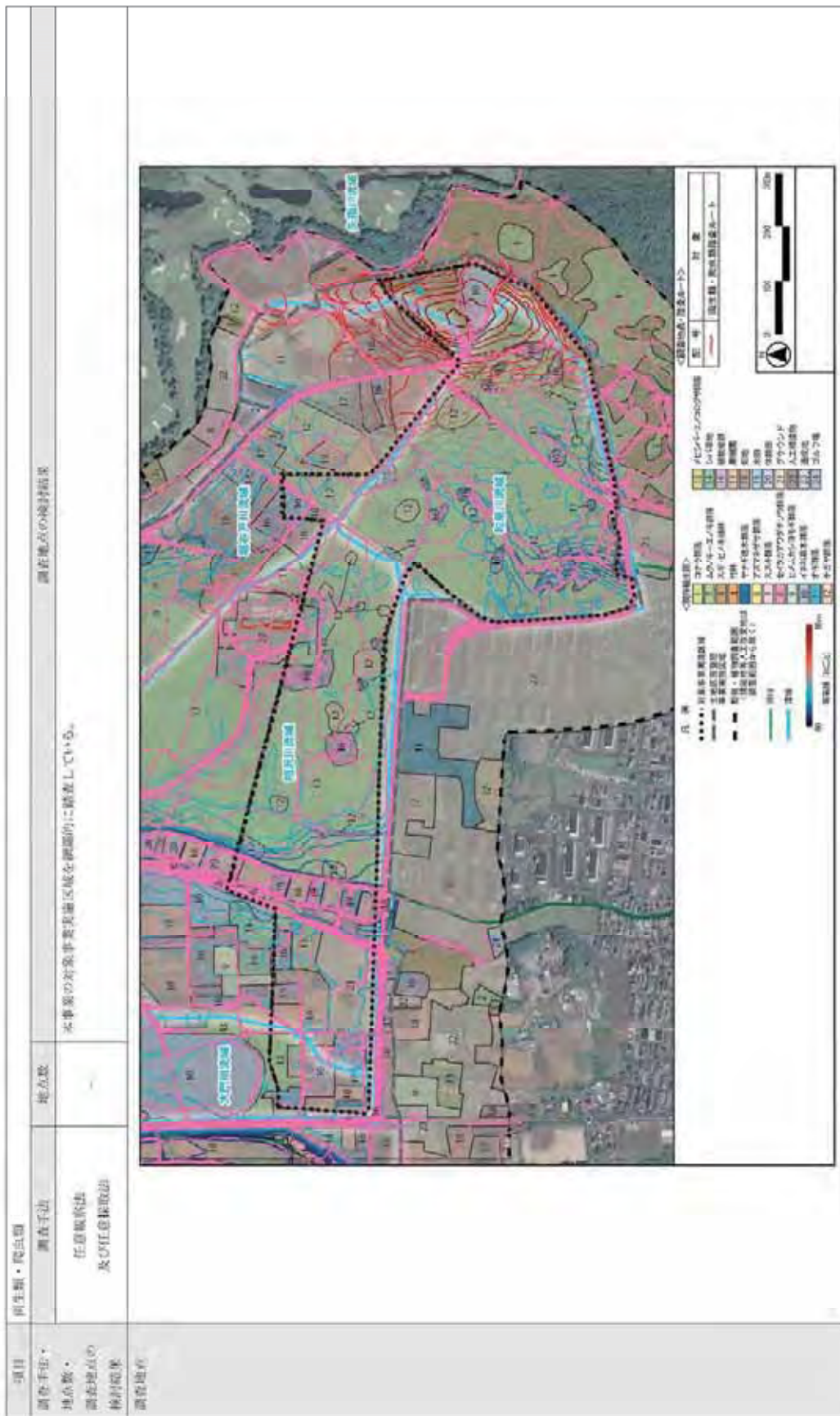
※数字は、対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は調査用に整理したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

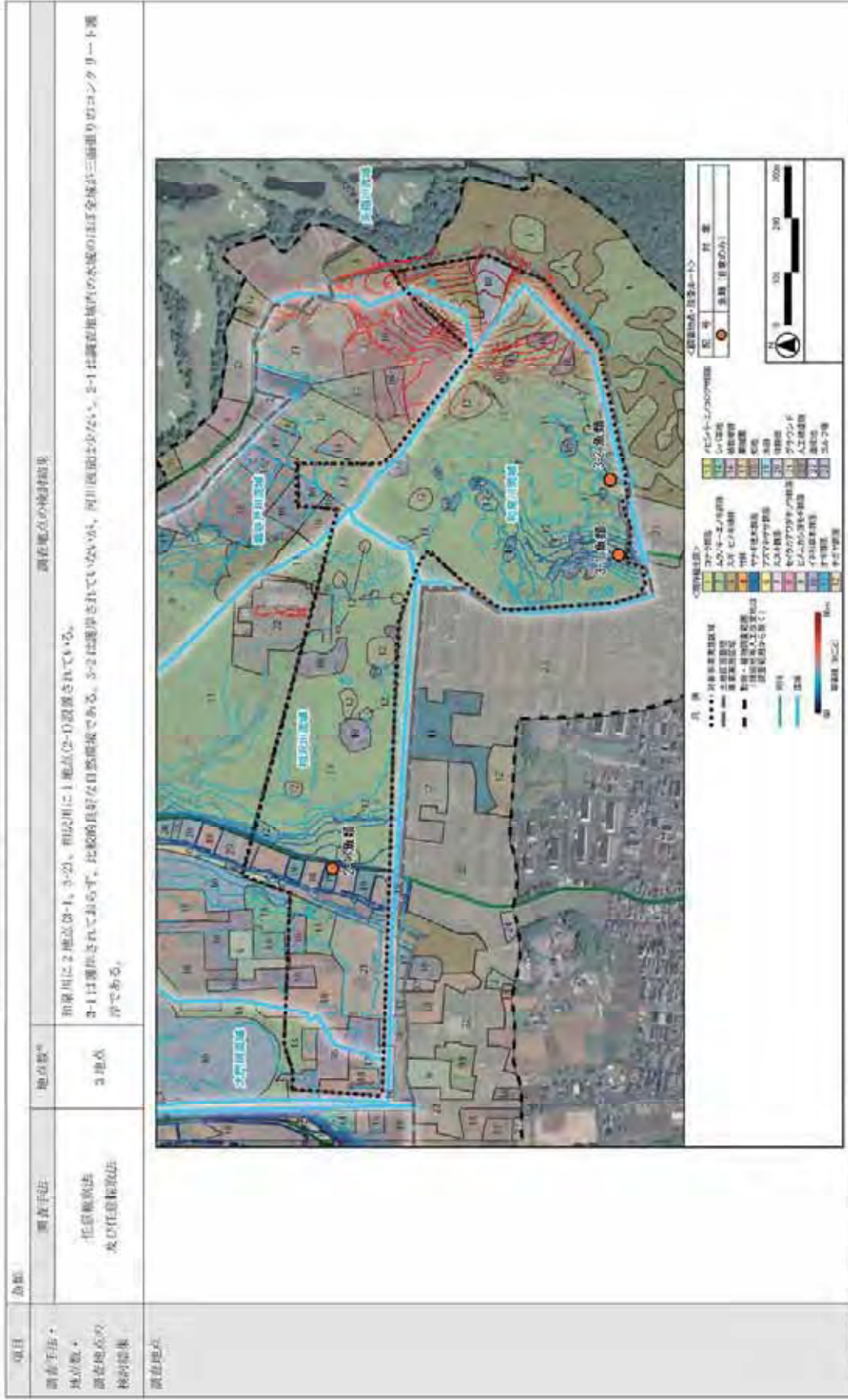


※数字は、本事業の調査事業実施区域の調査地点番号を示す。
※調査手法的な調査手法、地点位置は、土地区画管理事業と同様となります。

この資料は調査計画に準拠したものです。調査の過程で変更されることもありますが、取扱いにご注意願います。

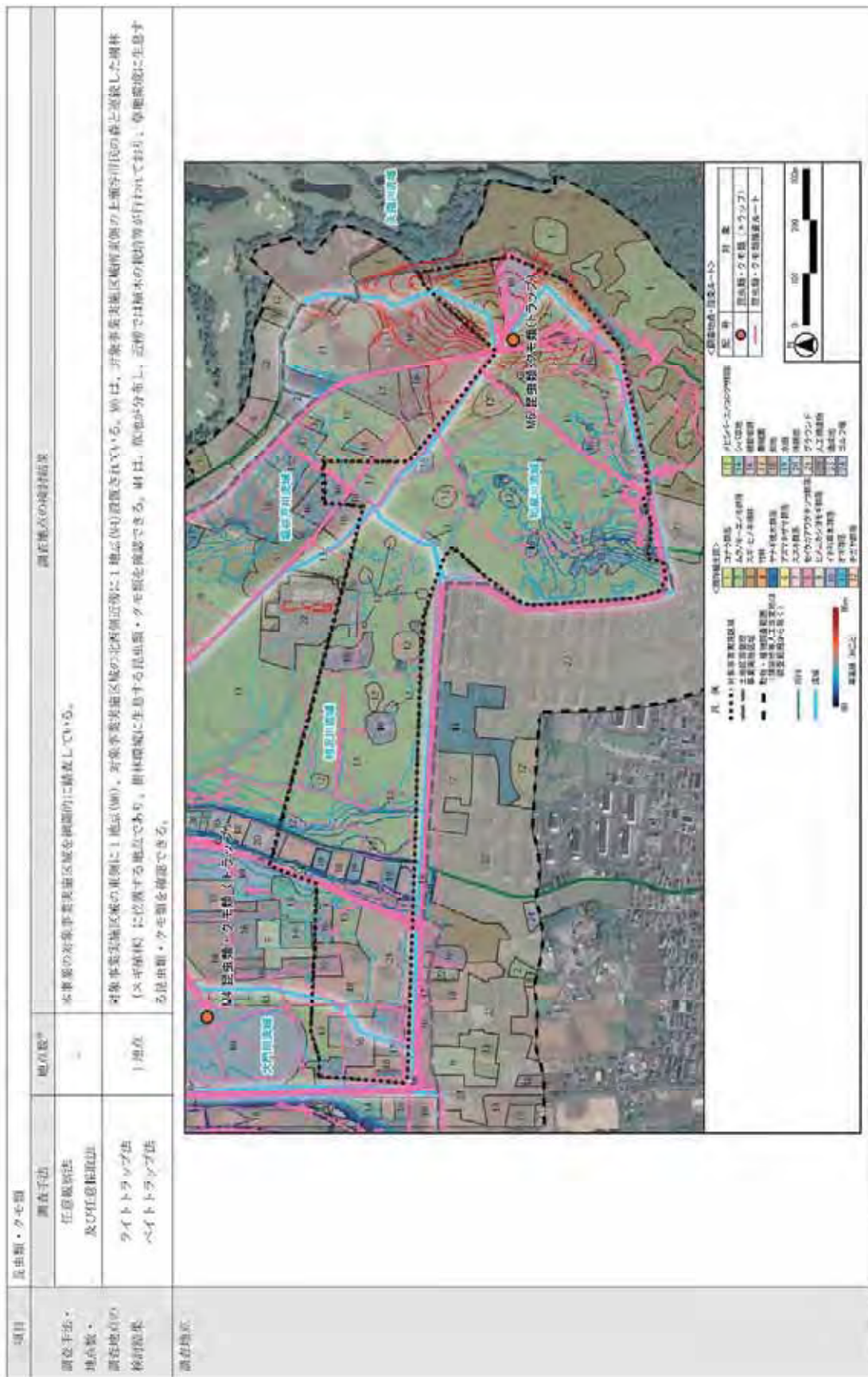


この資料は調査計画に作成したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

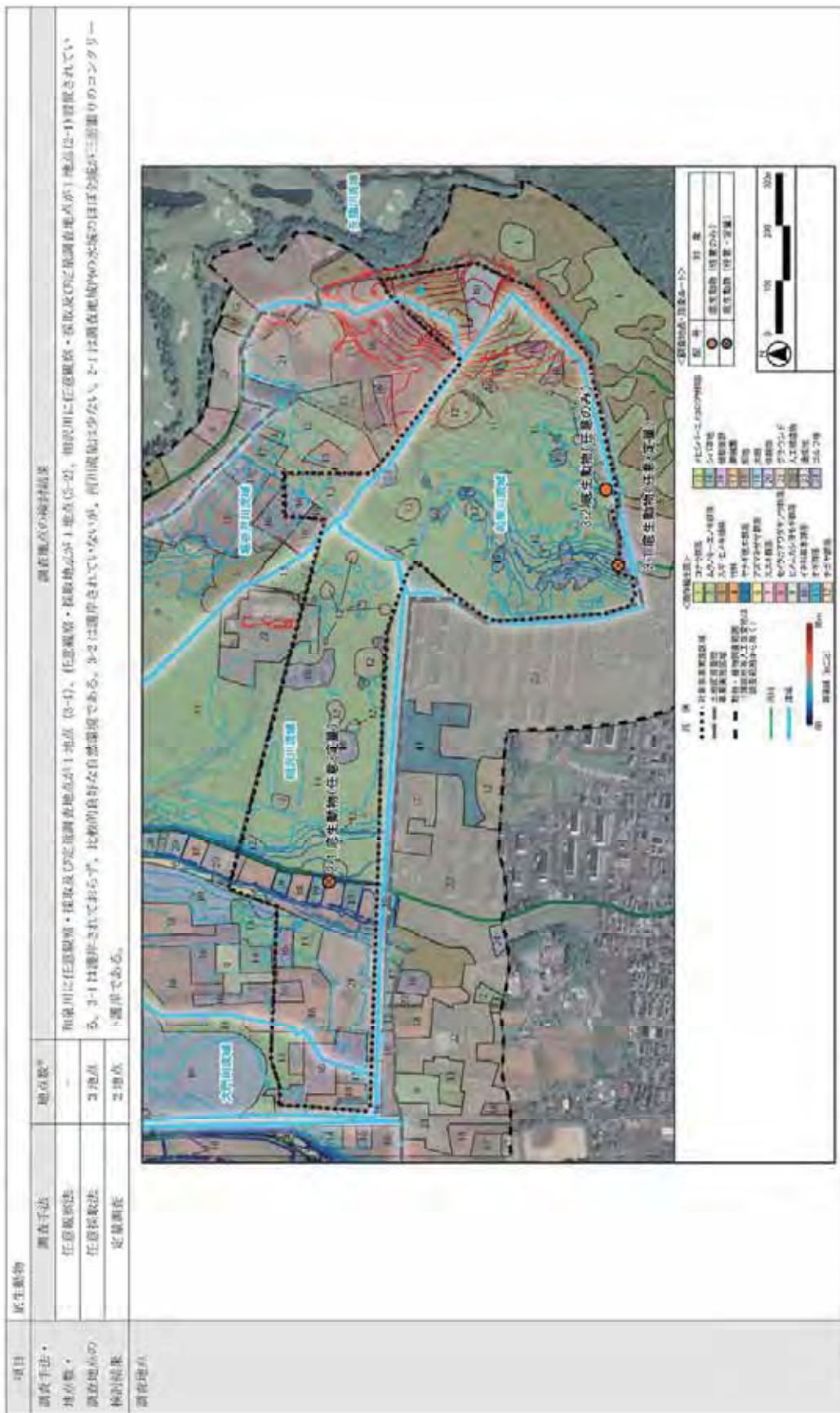


※数字は、本調査の調査事業実施地域内での調査地点数を示す。

この資料は調査計画に参照したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

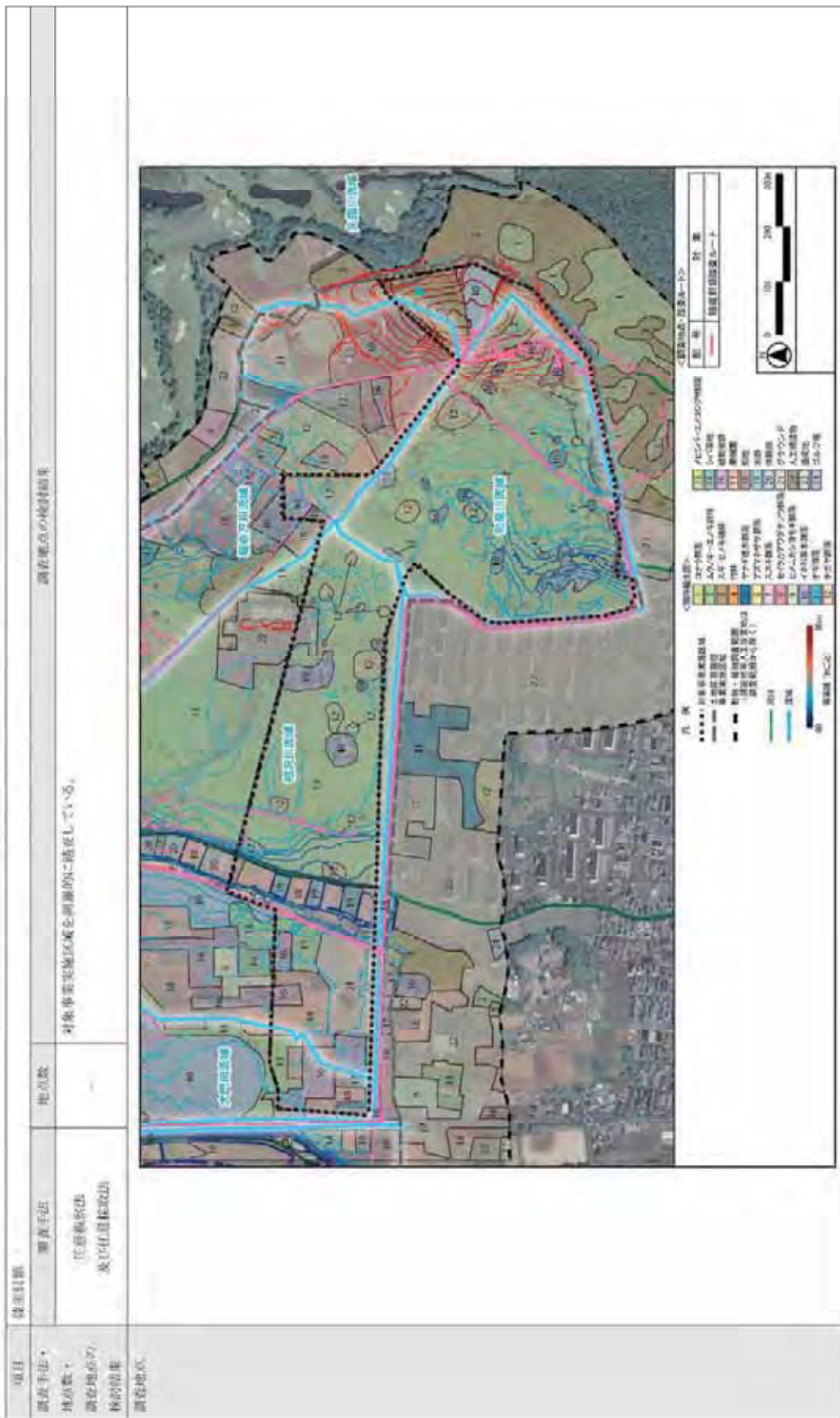


この資料は調査台用に作成したもので、調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

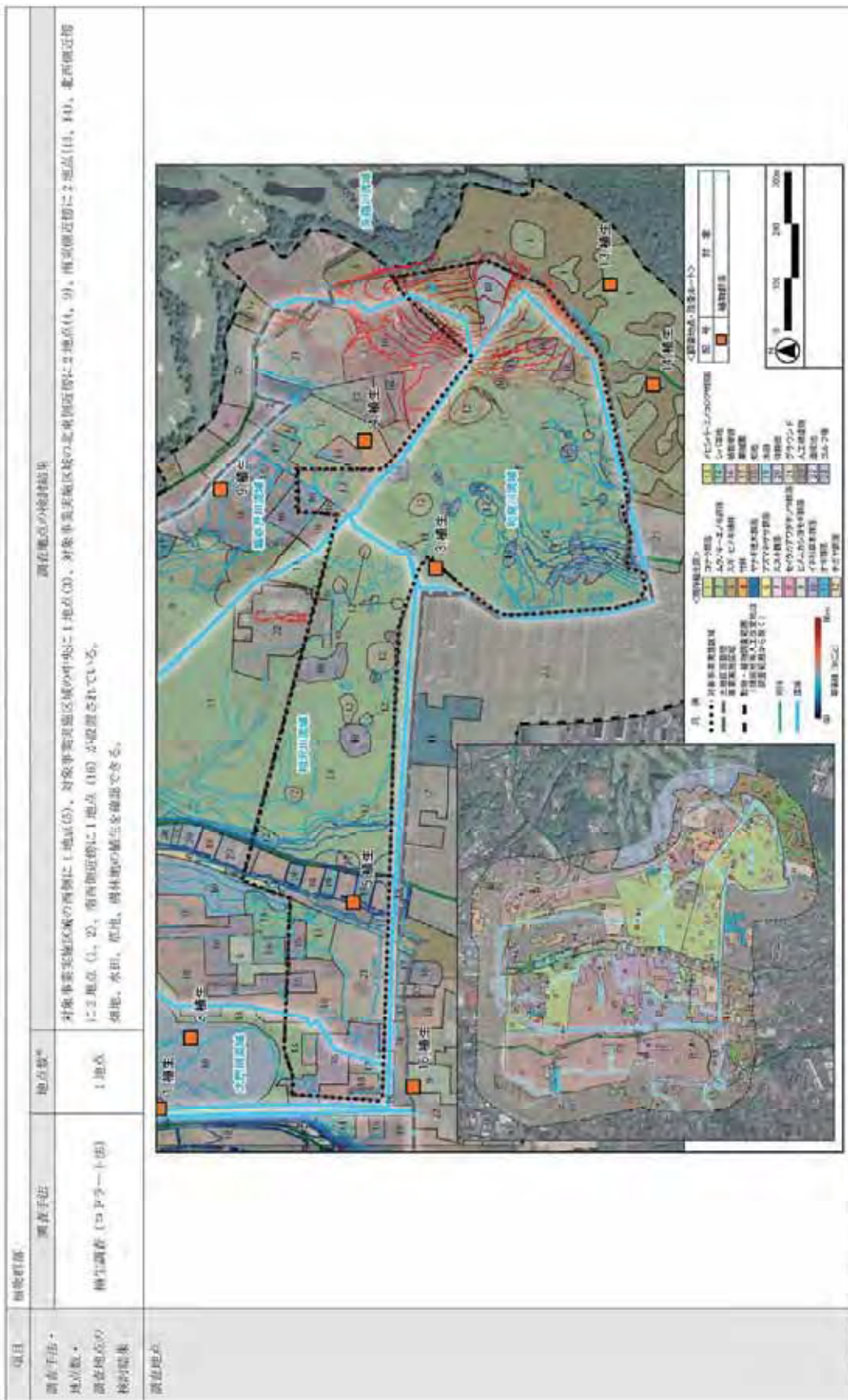


※数字は、本調査の対象事業実施区域区内の調査地点数を示す。

この資料は調査会用に作成したものです。調査の過程や変更されることもありますが、取扱いにご注意願います。

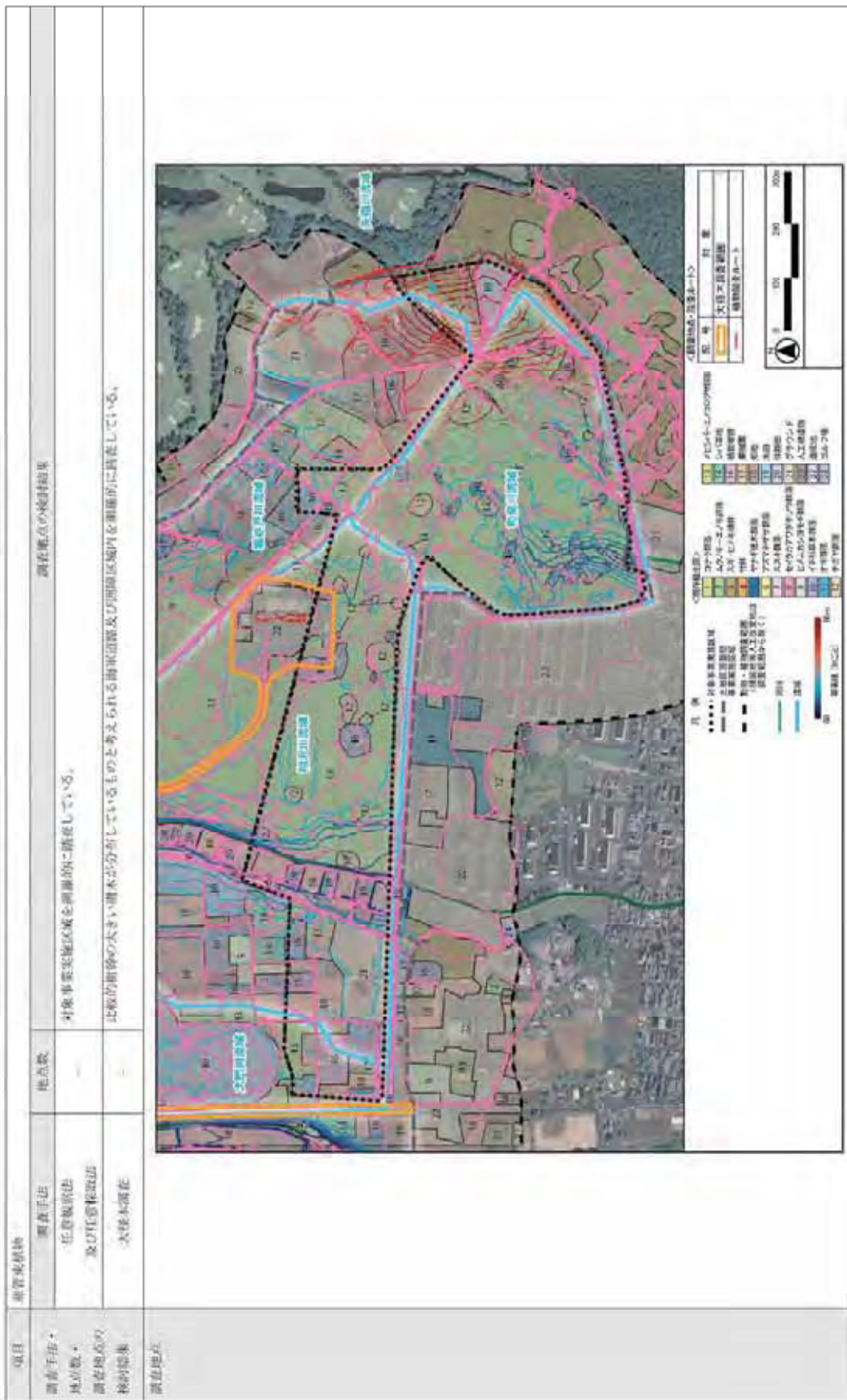


この資料は調査会用に準備したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

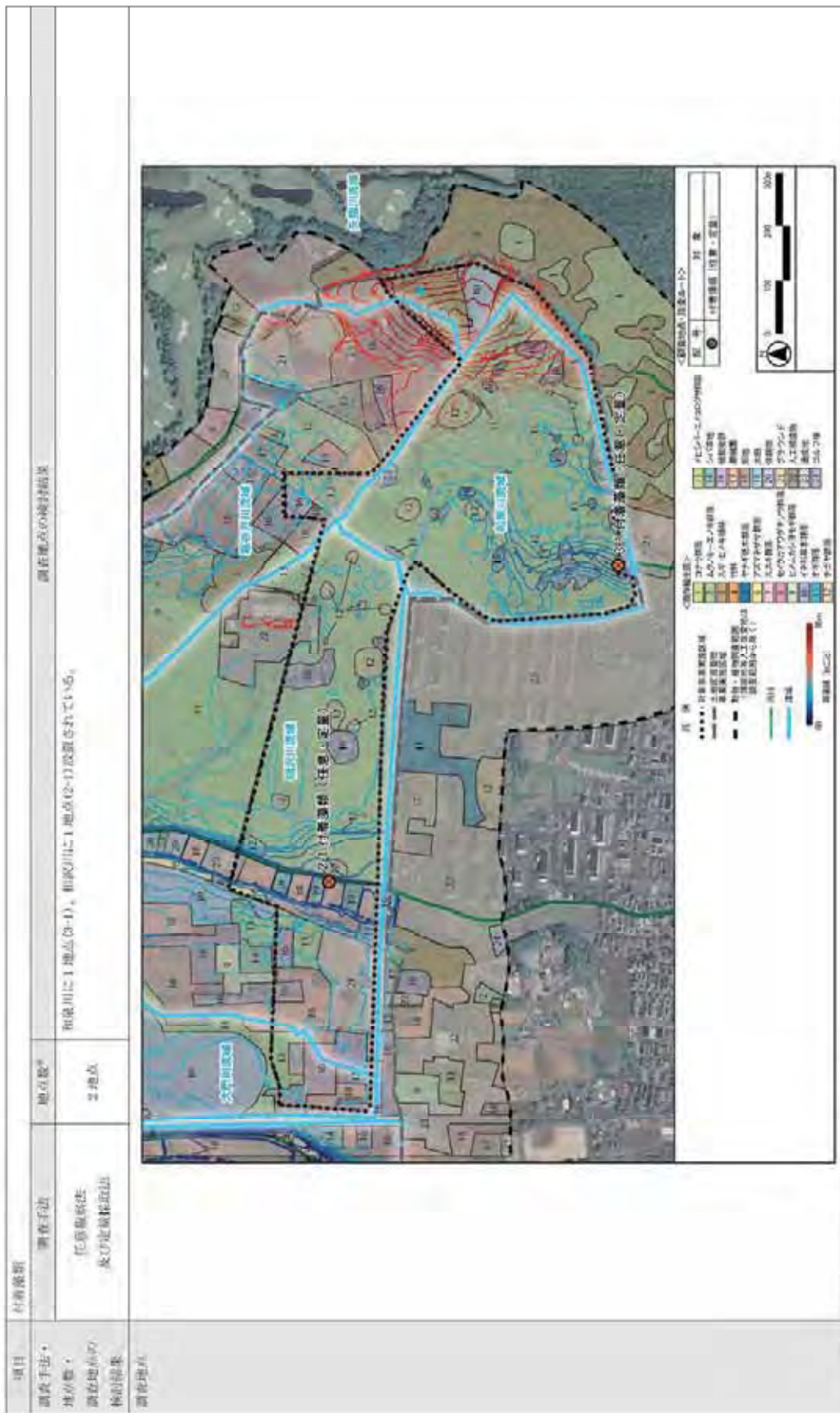


番数字は、本事業の対象事業実施区域域内の調査地点数を示す。

この資料は調査会用に作成したものです。調査の過程で変更されることもありまますので、取扱いにご注意願います。

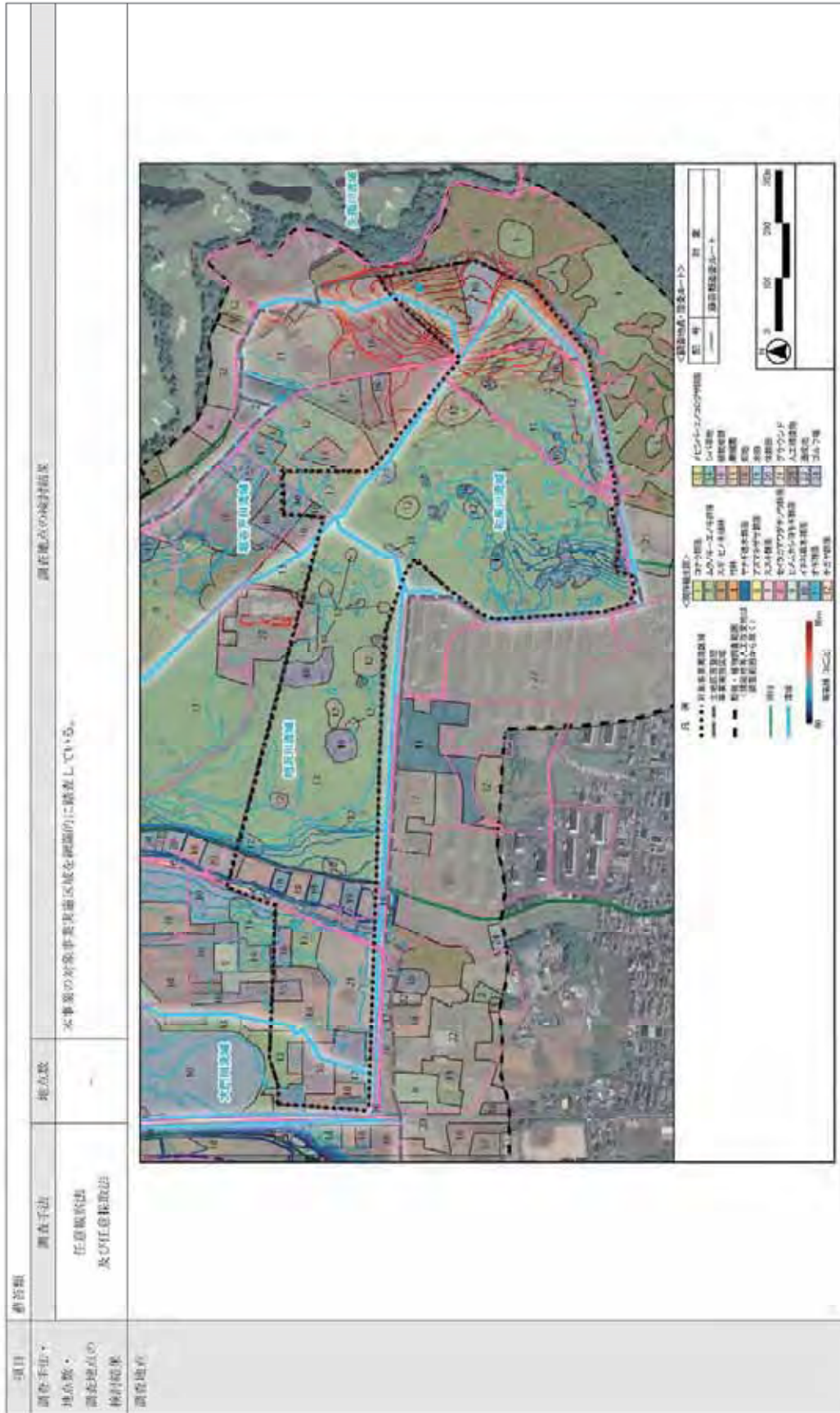


この資料は調査計画に作成したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



※数字は、本事業の対象単独調査区域区内の調査地点数を示す。

この資料は調査計画に作成したものです。調査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

9 地域社会の予測地点（工事中）

地域社会の工事中の地点5（中瀬谷消防署出張所北側 交差点）の予測の必要性について、工事用車両ルート及び工事用車両の工事区域（対象事業実施区域）への出入口の状況を踏まえ、検討を行いました。

工事用車両の走行ルートについて、一次整備工事及び二次整備工事は、環状4号線、市道五貫目第33号線を主な走行ルートとし、二次整備工事は、土地区画整理事業が新設する南北方向の道路を追加する計画としています。

最新の施工計画を踏まえた工事用車両の工事区域（対象事業実施区域）への出入口は、図9-1、及び図9-2に示すとおりです。

一次整備工事の工事区域への出入りは、図9-1に示すとおり、地点5の手前からのルート（入口のみ）と、土地区画整理事業において検討されている土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用するルート（出入口）とし、工事用車両が地点5の走行を行わない計画とします。

二次整備工事の工事区域への出入りは、図9-2に示すとおり、地点5の手前からのルート（入口のみ）と新設する南北方向の道路を使用するルート（出入口）、及び新設する東西方向の道路を使用するルート（出入口）とし、工事用車両が地点5の走行を行わない計画とします。

以上より、地域社会の工事中の予測にあたり、工事用車両が地点5を走行することはないため、地点5は予測地点をして選定する必要はないと考えます。なお、工事用車両の運行にあたっては、工事区域の出入口への誘導員の配置による円滑な通行の確保、及び工事用車両運行時間帯の管理による朝夕の混雑時間帯を避けた工事用車両の運行に努めます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 9-1 一次整備工事時の工事用車両の工事区域の出入口



図 9-2 二次整備工事時の工事用車両の工事区域の出入口

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

10 地域社会の予測地点（供用時）

地域社会の供用時の予測地点について、将来における最新の周辺道路整備計画を踏まえ見直しを行いました。最新の周辺道路整備計画においては、対象事業実施区域の南東側を走る瀬谷地内線に、新しく2つの交差点が設置される計画です。そのため、地域社会の供用時の予測地点として、新たに地点8、地点9を選定します。これに伴い、方法書p6-25の表6.18、p6-26の図6.6を以下のとおり修正します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.18 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	工事用車両の走行台数が最大となる時期とします。 ^{注1,注2}	工事用車両ルートとして想定される主要交差点の4地点（地点1～4）とします。（図 6.6 参照）	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。
		工事中の歩行者・自転車の安全		工事用車両の走行が予想される主要交差点・ルート、及び施工ヤード周辺とします。	現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。
供用時	来園車両等の走行	来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）	供用開始時とします。 ^{注1}	来園車両等の走行ルートとして想定される主要交差点の8地点（地点1～6、地点8、9）、及び1断面（地点7）とします。（図 6.6 参照）	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。
		来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全		来園車両等の走行が予想される主要交差点・ルートとします。	現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、交通安全上支障がなく、著しい混雑が生じない水準等から適切な内容を設定します。		
		工事中の歩行者・自転車の安全	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、歩行者・自転車の安全が保たれる水準等から適切な内容を設定します。		
供用時	来園車両等の走行	来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、交通安全上支障がなく、著しい混雑が生じない水準等から適切な内容を設定します。		
		来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、歩行者・自転車の安全が保たれる水準等から適切な内容を設定します。		

注1：本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用時：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

注2：必要に応じて一部供用時の来園車両等の影響も考慮し、影響を予測します。

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

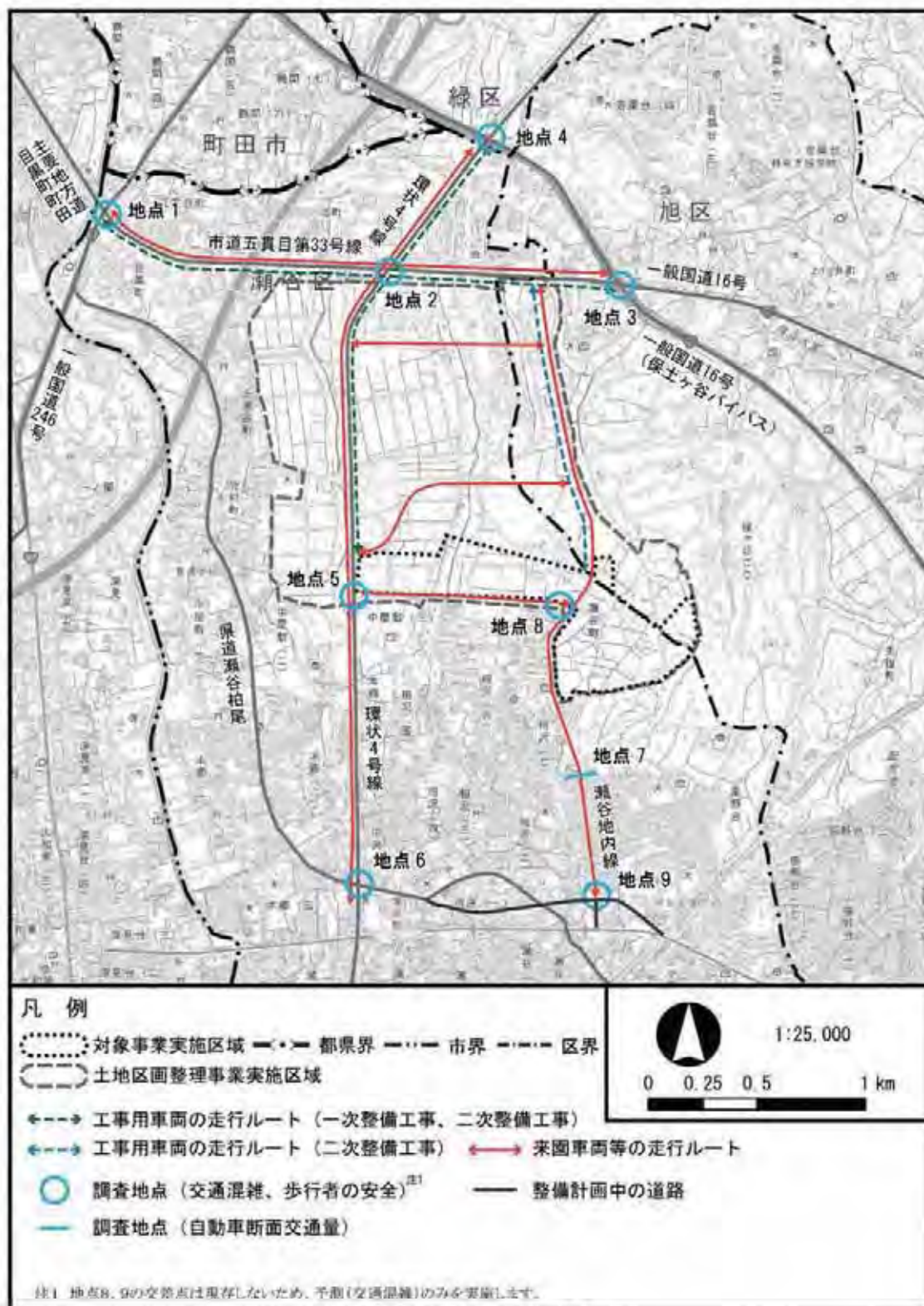


図 6.6 地域社会現地調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 1 供用時の温室効果ガスの項目選定について

本事業で整備する施設の詳細は、今後、具体化を進めてきますが、検討している施設の一部において、定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。これに伴い、方法書 p5-2 の表 5.2、及び p5-6 の表 5.4(1)を次頁のとおり修正します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時		
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	施設の存在	施設の供用	
						変化	施設の存在・土地利用の	施設の運営
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	—	—	—	○	—
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	—	—	○	○	—	—
		植物	—	—	○	○	—	—
		生態系	—	—	○	○	—	—
	水循環	地下水位及び湧水の流量	—	—	○	○	—	—
		河川の形態、流量	—	—	—	—	—	—
		海域の流況	—	—	—	—	—	—
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—
		産業廃棄物	—	—	○	—	○	—
		建設発生土	—	—	○	—	—	—
	大気質	大気汚染	○	○	—	—	—	○
	水質・底質	公共用水域の水質	—	—	—	—	—	—
		公共用水域の底質	—	—	—	—	—	—
		地下水の水質	—	—	—	—	—	—
	土壌	土壌汚染	—	—	—	—	—	—
	騒音	騒音	○	○	—	—	—	○
	振動	振動	○	○	—	—	—	○
	地盤	地盤沈下	—	—	—	—	—	—
	悪臭	悪臭	—	—	—	—	—	—
	低周波音	低周波音	—	—	—	—	—	—
	電波障害	テレビジョン電波障害	—	—	—	—	—	—
	日影	日照障害	—	—	—	—	—	—
シャド-ブロッカー		—	—	—	—	—	—	
風害	風害	—	—	—	—	—	—	
安全	土地の安定性	—	—	—	—	—	—	
	浸水	—	—	—	—	—	—	
	火災・燃焼	—	—	—	—	—	—	
	有害物漏洩	—	—	—	—	—	—	
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	—	—	—	—	—	—
		交通混雑	—	○	—	—	—	○
		歩行者の安全	—	○	—	—	—	○
	景観	景観	—	—	—	○	—	
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	○	—	○	—	○
文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	—	

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	施設の稼働に伴い、設備機器等から定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の供用にあたっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域内における自然環境の一部改変や創出が行われることから、事業の実施により動物、植物の生息・生育環境が変化するため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、公園整備に伴い湧水の分布及び流量が変化するため、環境影響評価項目として選定します。 なお、供用時において、地下水の揚水は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水することはありません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	供用時には建設発生土は発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	公園内の施設における水利用・排水処理は、公営下水道及び公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	公園内の施設における水利用・排水処理は、公営下水道及び公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.2 環境保全のスペースの考え方について

(1) 相沢川における水辺空間の検討

「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）創出」の計画、施工、事後モニタリングに加え、モニタリング結果を踏まえた追加の保全措置の検討などの主体は土地区画整理事業となりますが、「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」は、公園区域に位置することから、土地区画整理事業等と調整を図りながら、本事業の検討も進めていきます。

(2) 環境保全のスペースの考え方

方法書では、公園基本計画（原案）を基に、3つのエリアに区分しています。

みどりの賑わい・レクリエーションエリアにおいては、土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」や自然環境の連続性に配慮しながら、草地広場の配置や敷地内の緑化などを検討します。

みどりの発信エリアにおいては、建物（管理棟等）周辺や敷地内を緑化することにより、瀬谷市民の森や和泉川源流部などとの連続性に配慮する計画です。また、上川井の農との連続性の配慮等についても検討します。

みどりの実践エリアにおいては、和泉川源流部は、現在の湧水環境等に配慮した水辺空間、隣接する瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全検討に加え、土地区画整理事業において地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討することとしています。

今後、これらの配慮事項を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.3 河川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定について

(1) 相沢川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

1) 土地区画整理事業による相沢川及びその周辺の整備内容

土地区画整理事業において、相沢川は、切り回し、暗渠化し、併せて調整池（地下式）が整備される計画となっています。また、表 1.3-1 に示すとおり、動物・植物・生態系に対する環境保全措置として、公園区域の相沢川沿いにおいては、「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」を行う計画となっています。

更に、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」等、環境保全措置の効果に不確実性があるものが存在することから、工事中、工事の完了後の適切な時期において、表 1.3-2 に示す事後調査を行うこととされており、事後調査の結果、著しい影響が認められる場合、専門家等の意見を踏まえ、更なる環境保全措置を検討することとしています。

表 13-1 環境保全措置の実施の内容

実施主体	土地区画整理事業者	
実施内容	種類	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出
	位置	相沢川及びその周辺（公園区域）
保全措置の効果	保全対象種の生息・生育環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	
効果の不確実性	あり	
他の環境への影響	なし	

土地区画整理事業準備書 p.9.10（動物）-144～145 参照

土地区画整理事業準備書 p.9.11（植物）-49～50 参照

土地区画整理事業準備書 p.9.12（生態系）-22～23 参照

表 13-2 事後調査の項目等

調査項目	調査内容	実施主体
保全対象種の生息状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息状況を勘案して設定します。 ・ 調査方法 現地調査（目視確認等）による確認 	土地区画整理事業者

土地区画整理事業準備書 p.9.10（動物）-148 参照

土地区画整理事業準備書 p.9.11（植物）-52 参照

土地区画整理事業準備書 p.9.12（生態系）-26 参照

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2) 相沢川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

本事業は、土地区画整理事業で整備がされた後、公園整備を実施することから、土地区画整理事業で計画されている相沢川の暗渠化、調整池の整備、及び「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」は、公園区域に位置していますが、相沢川及びその周辺において、本事業による土地の改変など新たに影響が生じることはありません。また、本事業の工事に伴い発生する工事排水及び施設の運営によって発生する事業排水は公共下水道に排水する計画であり、河川に直接排水することはありません。

以上により、河川の形態、流量及び公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 和泉川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

1) 和泉川の状況

和泉川は、対象事業実施区域の東側に位置し、湧水を水源とする河川です。対象事業実施区域内に分布する和泉川の支流は、p.6 に示すとおり、支流①及び支流②の2箇所が分布し、隣接する瀬谷市民の森の敷地には支流③の1箇所が分布しており、それらの支流は瀬谷市民の森の西端付近で合流しています。

対象事業実施区域の和泉川源流域は、対象事業実施区域の境界の転圧された道路によって分断されており、対象事業実施区域から和泉川に流れる湧水（伏流水）は、地形の形状を踏まえると、支流①又は支流②から道路下の導水管（コンクリート）を通過して下流に流れ、また、東側の瀬谷市民の森に隣接する箇所においては、支流③から下流に流れていると考えられます。

【支流①】

- ・対象事業実施区域内は、起伏のある地形から生み出された湧水（伏流水）によって形成された流水（素掘りの水路）が分布しています。対象事業実施区域内の流水（素掘りの水路）は、河川法により定められた河川^{#1}、河川法の規定を準用する河川^{#2}及び横浜市の管理区分^{#3}に該当しません。
- ・対象事業実施区域より下流は、コンクリート3面張りの小水路（河川）となっており、河川法により定められた河川^{#1}及び河川法の規定を準用する河川^{#2}ではありませんが、横浜市の管理区分^{#3}に該当します。
- ・湧水調査は、湧水5の地点で豊水期と渇水期に各1回調査が行われていますが、確認された湧水の流量は、0.0003～0.0018 m³/sでした。（土地区画整理事業準備書 p 9.7（その他の水環境）-4 参照）

【支流②】

- ・対象事業実施区域内は、最上流の掘り込み池から、起伏のある地形から生み出された湧水（伏流水）によって形成された流水（素掘りの水路）が分布し、対象事業実施区域より下流についても、瀬谷市民の森の敷地内の素掘りの水路があり、支流③と合流します。いずれも、河川法により定められた河川^{#1}、河川法の規定を準用する河川^{#2}及び横浜市の管理区分^{#3}に該当しません。支流③と合流後、道路下を通過し、素掘りの水路からコンクリート3面張りの小水路（河川）となります。
- ・湧水調査は、湧水4の地点で豊水期と渇水期に各1回調査が行われていますが、湧水の流れは観測されませんでした。（土地区画整理事業準備書 p 9.7（その他の水環境）-4 参照）
- ・なお、現地調査では、湧水の流れは確認されていませんが、比較的、まとまった降雨が確認された後は、湧水量が増加し、素掘りの水路を通じて、下流に流れるものと考えられます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

【支流③】

- ・対象事業実施区域に隣接した瀬谷市民の森の敷地内の樹林地において沢が分布しており、農地に隣接した場所から下流は、河川法により定められた河川^{※1}及び河川法の規定を準用する河川^{※2}ではありませんが、横浜市の管理区分^{※3}に該当します。
- ・対象事業実施区域外に分布しているため、湧水調査は、実施されていません。

※1：河川法により定められた河川










- 一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。国土交通省・都道府県知事が管理を行う。
- 二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの。都道府県知事が管理を行う。

※2：河川法の規定を準用する河川

準用河川：「河川法」の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。

※3：一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を「普通河川（その他）」と呼び、市町村長が管理を行う。

この資料は案件合用に使いましたが、都合の都合で変更されることありますので、取扱いにご注意願います。

 <p>写真①：支流と対象事業実施区域の境界</p>		 <p>写真①：支流と対象事業実施区域の境界</p>
 <p>写真②：支流と対象事業実施区域の境界</p>	 <p>写真③：支流と対象事業実施区域の境界</p>	 <p>写真④：支流と対象事業実施区域の境界</p>
 <p>写真⑤：支流と対象事業実施区域の境界</p>	 <p>写真⑥：支流と対象事業実施区域の境界</p>	 <p>写真⑦：支流と対象事業実施区域の境界</p>

※写真は、2021年8月27日、2021年9月25日に撮影

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2) 和泉川の水循環（湧水の流量）の調査・予測の考え方

①調査

対象事業実施区域及びその周辺の湧水（伏流水）環境を把握するため、支流①～③を対象とした現地調査を図 13-1 に示す 6 地点で実施します。調査方法は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 環水管 30 号）に定める方法又は容器法等により、河川の流量、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。調査頻度は、和泉川源流の湧水量の変動が比較的大きいと考えられることから、4 回（四季）とします。

②予測

予測は、土地区画整理事業による造成・整地後の公園施設や園路等の整備による湧水（伏流水）の流況への影響に関して、工事中は施工計画の内容を、供用時は事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水（伏流水）の流況への影響について定性的に予測します。

3) 和泉川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

河川の形態、流量及び公共用水域の水質を環境影響評価項目として選定せず、水循環（湧水の流量）として調査、予測、評価を実施します。

対象事業実施区域及びその周辺に分布する支流①～③を対象に、事業実施に伴う涵養源や支流の形態及び流量への影響について調査、予測・評価することで、和泉川下流への影響についても適切に把握できると考えています。また、工事に伴い発生する工事排水及び施設の運営によって発生する事業排水は公共下水道に排水する計画であり、排水を公共用水域に直接排水することはありません。

この資料は単なる公用に作成したもので、用途の範囲で変更されることありまますので、取扱いにご注意願います。



図 13-1 本事業における湧水調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

これに伴い、方法書 p.6-10 の表 6.7 及び p.6-11 の図 6.2 を以下のとおり修正します。

表 6.7 水循環（湧水の流量）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
湧水の分布、流量及び水質	資料	既存資料の収集・整理により、湧水の分布を把握します。	対象事業実施区域及びその周辺とします。
	現地	「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 環水管 30 号)に定める方法又は容器法により、河川の流量を調査します。また、水温、水素イオン濃度 (pH)、電気伝導度 (EC) を調査します。 ・調査 4 回 (四季)	対象事業実施区域及びその周辺 6 地点とします (地点 1～6)。 (図 6.2 参照)
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域及びその周辺とします。
降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集・整理により把握します。	横浜地方気象台

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 6.2 湧水現地調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.4 工事中の温室効果ガスの項目選定について

本事業においては大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事用車両の走行は限られますが、工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。これに伴い、方法書 p5-2 の表 5.2 及び p5-3 の表 5.3(1)を次頁のとおり修正します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	施設の存在	施設の供用		
						変化	施設の存在・土地利用の	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	—	—	○	—	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	—	—	○	○	—	—	
		植物	—	—	○	○	—	—	
	水循環	生態系	—	—	○	○	—	—	
		地下水及び湧水の流量	地下水位及び湧水の流量	—	—	○	○	—	—
河川の形態、流量			—	—	—	—	—	—	
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—	
		産業廃棄物	—	—	○	—	○	—	
		建設発生土	—	—	○	—	—	—	
	大気質	大気汚染	大気汚染	○	○	—	—	—	○
			公共用水域の水質	—	—	—	—	—	—
			公共用水域の底質	—	—	—	—	—	—
	水質・底質	地下水の水質	地下水の水質	—	—	—	—	—	—
			土壌汚染	—	—	—	—	—	—
			騒音	○	○	—	—	—	○
	振動	振動	振動	○	○	—	—	—	○
			地盤沈下	—	—	—	—	—	—
			悪臭	—	—	—	—	—	—
	低周波音	低周波音	低周波音	—	—	—	—	—	—
			電波障害	—	—	—	—	—	—
			日照障害	—	—	—	—	—	—
	日影	日照障害	日照障害	—	—	—	—	—	—
シャド-ブロッカー			—	—	—	—	—	—	
風害	風害	風害	—	—	—	—	—	—	
		土地の安定性	—	—	—	—	—	—	
		浸水	—	—	—	—	—	—	
安全	安全	火災・燃焼	—	—	—	—	—	—	
		有害物漏洩	—	—	—	—	—	—	
		地域分断	—	—	—	—	—	—	
		交通混雑	—	○	—	—	—	○	
快適な地域環境の確保	地域社会	歩行者の安全	—	○	—	—	—	○	
		景観	—	—	—	○	—	—	
		触れ合い活動の場	—	○	—	○	—	○	
	文化財等	文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	
			文化財等	—	—	—	—	—	

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(工事中)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事用車両の走行は限られますが、工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は自然環境が残された地域であり、工事施工ヤードの設置等の建設行為等に伴い動物、植物、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、工事により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はありません。また、旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、一部区画で土壌の汚染が確認されていますが、本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.5 生物多様性の項目の選定と予測の考え方について

(1) 項目の選定

本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に、工事を実施する計画です。

本事業の工事着手時における対象事業実施区域は、土地区画整理事業による造成・整地により改変された状態となります。一方で、対象事業実施区域の東側には、瀬谷市民の森等が位置しており、工事の実施により間接的影響が生じるおそれがあります。

また、供用時は、新に創出される緑による生物多様性の回復が期待されます。その一方で、施設の照明設備の使用による瀬谷市民の森等への間接的影響が生じるおそれがあります。

以上を踏まえ、これらの影響の予測評価のため、生物多様性（動物・植物・生態系）を環境影響評価項目として選定します。

(2) 予測の考え方

生物多様性（動物・植物・生態系）の予測にあたり、本事業の実施による直接的影響、及び間接的影響のそれぞれの考え方は、表 15-1 に示すとおりです。なお、工事中の直接的影響は、土地区画整理事業において、改変された土地であるため、新たな影響が生じる可能性はないため、工事中の直接的影響は対象外とします。

表 15-1 生物多様性（動物・植物・生態系）の予測の考え方

区分	予測の考え方		予測地域
工事中	直接的影響	土地区画整理事業において、改変された土地であり、新たな影響が生じる可能性はないため、工事中の直接的影響は対象外とします。	-
	間接的影響	工事の実施に伴う対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的影響を定性的に予測します。	対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲 (図 15-1 参照)
供用時	直接的影響	工事中と同様、土地区画整理事業において、改変された土地であり、新たな影響が生じる可能性はないため、施設の使用に伴う直接的影響は対象外としますが、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。	対象事業実施区域内 (図 15-1 参照)
	間接的影響	施設の使用に伴う照明設備の使用による対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的影響を定性的に予測します。	対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲 (図 15-1 参照)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

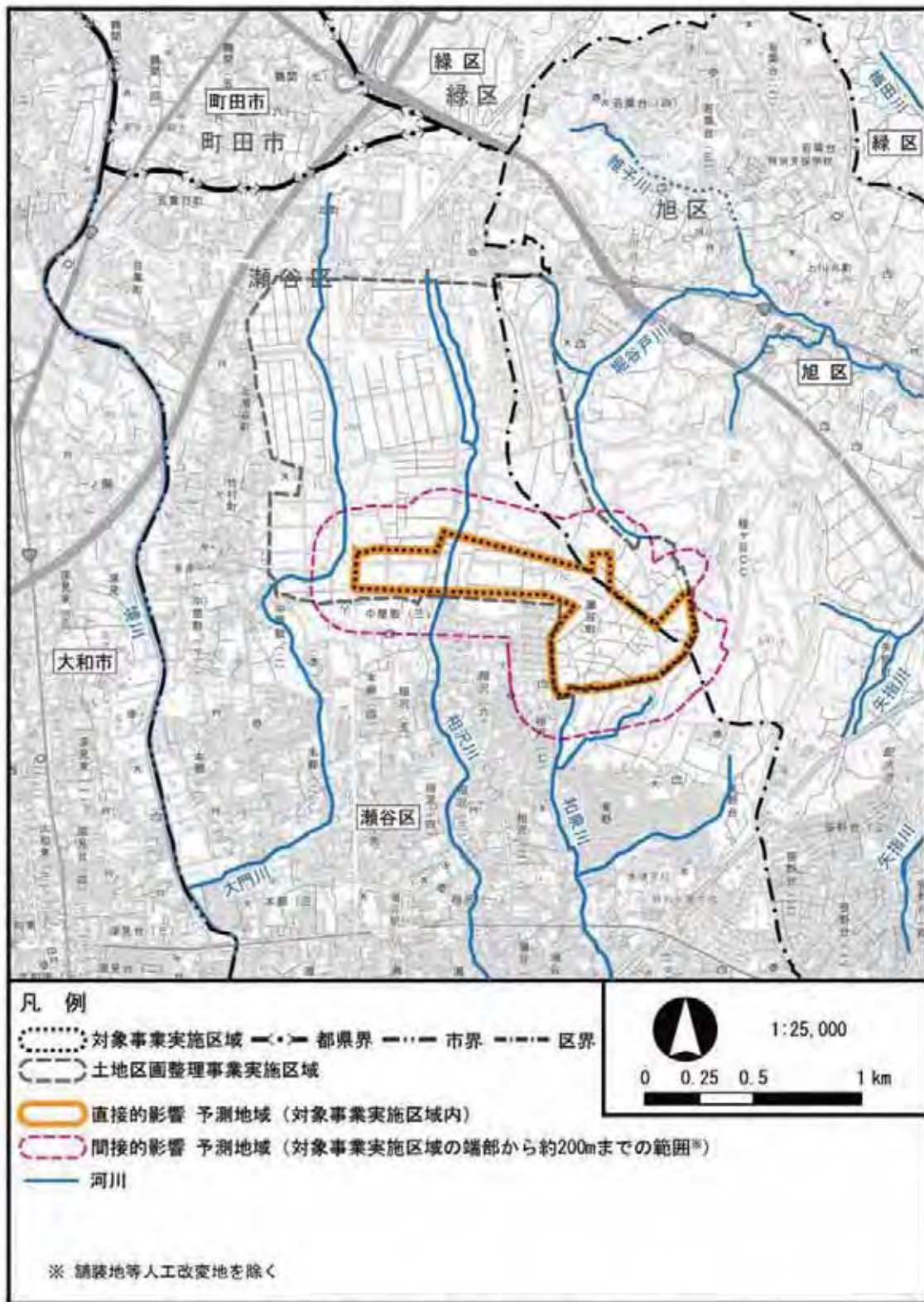


図 15-1 動物・植物・生態系の予測地域

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

これに伴い、方法書 p.5-3 の表 5.3(1)、p.5-6 の表 5.4(1)、p.6-4 の表 6.2、p.6-7 の表 6.4 及び p.6-9 の表 6.6 を以下のとおり修正します。

なお、調査については、土地区画整理事業の現地調査結果を活用し、調査地域は、土地区画整理事業と同様に、対象事業実施区域及びその周辺の比較的多くの動物種・植物種の生息・生育が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(工事中)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事車両の走行は限られますが、工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業において改変された土地であり、本事業の工事に伴う直接的影響はありません。しかし、隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、工事により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はありません。また、旧瀬谷通信施設の国有地において令和元年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、一部区画で土壌の汚染が確認されていますが、本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	施設の稼働に伴い、設備機器等から定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の供用にあたっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業において改変された土地であり、施設の存在・土地利用の変化に伴う直接的影響はありません。しかし、施設の供用に伴う照明設備の使用により対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。 また、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度に配慮します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、公園整備に伴い湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、供用時において、地下水の揚水は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水することはありません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	供用時には建設発生土は発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.2 生物多様性(動物)に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物相の状況及び生息環境と施工計画を比較することで、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物への間接的影響の程度を定性的に予測します。
供用時	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	直接的影響は、対象事業実施区域内、間接的影響は、対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物相の状況及び生息環境と事業計画を比較することで、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測します。 また、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した陸生動物の動物相、水生生物相の状況等を踏まえ、注目すべき動物種を保全する水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した陸生動物の動物相、水生生物相の状況等を踏まえ、注目すべき動物種を保全する水準等から適切な内容を設定します。			

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.4 生物多様性(植物)に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と施工計画を比較することで、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする植物への間接的影響の程度を定性的に予測します。
供用時	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	直接的影響は、対象事業実施区域内、間接的影響は、対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と事業計画を比較することで、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする植物への間接的影響の程度を定性的に予測します。 また、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した陸生植物の植物相、水生植物の植物相の状況等を踏まえ、注目すべき植物種、植物群落を保全する水準等から適切な内容を設定します。			

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.6 生物多様性（生態系）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	<u>対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。</u>	調査で把握した生態系の状況と施工計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の生態系への間接的影響の程度を定性的に予測します。</u>
供用時	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	<u>直接的影響は、対象事業実施区域内、間接的影響は、対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。</u>	調査で把握した生態系の状況と事業計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の生態系への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測します。</u> また、更なる環境配慮として、 <u>対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。</u>
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した生態系の状況等を踏まえ、動物種、植物種の多様性を保全する水準等から適切な内容を設定します。			

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.6 公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

(1) 「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）創出」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

なお、2021年10月27日審査会補足資料で示しました「土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」や自然環境の連続性に配慮」の「連続性に配慮」とは、「緑のつながりに配慮する」ということを示します。具体的には、土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」が分断影響を受けないように、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における緑のつながりに配慮した草地や植栽等の配置などの検討を行い、詳細を準備書において示します。

(2) 「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「現在の湧水環境等に配慮した水辺空間」、「生息環境の創出に寄与するような調整池」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

なお、「みどりの実践エリア」における日本庭園やアウトドア体験施設等と湧水環境や生息環境の創出に寄与するような調整池等との両立なども踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 7 供用時の土地被覆の変化に伴う相沢川への雨水排水の影響

本事業の対象事業実施区域のうち相沢川流域には、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」が設定されており、エリアの大部分は、草地広場、遊具広場、運動広場、多目的広場、硬式野球場、ドッグラン、桜並木、大花壇など、土地区画整理事業によって造成や整地される土地利用と比較して、本事業の供用時は、雨水の表面排水が低い土地利用形態を想定しており、今後、公園内への雨水貯留や浸透機能の整備等の詳細な検討を行います。

土地区画整理事業によって整備される調整池3は、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地（公園・防災等用地）の相沢川流域部分の雨水排水を対象とした計画としており、本事業の雨水排水量は、計画容量に影響はありません。なお、土地区画整理事業において、河川の形態、流量の予測評価をしています。



図 17-1 調整池の位置

(9月30日審査会 土地区画整理事業補足資料No.27より)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.8 公園整備事業区域内における調整池整備・供用の考え方

相沢川流域の調整池3は、土地区画整理事業において、地下式として整備される計画です。調整池3は、本事業の供用前に整備・供用され、その後、本事業において、上部に草地広場などを整備する計画です。

和泉川流域の調整池4は、土地区画整理事業において、地上式を基本として整備される計画です。調整池4の具体的な設えや供用の時期については、土地区画整理事業が本事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討するとしています。

11.2 事業内容等修正届出書段階の審査会に提出した資料

事業内容等修正届出書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 景観の調査地点について

景観については、主要な眺望地点から撮影した現況写真に、事業計画を基に公園施設を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化を予測するとともに、圍繞景観の変化について予測することとしています。

また、圍繞景観については、現況と事業計画を重ね合わせ、事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為（利用）の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化の程度を予測する必要があります。

そのため、景観の調査地点は、現況の土地利用の特性（図 1.3）及び将来の施設配置計画（図 1.4）等を踏まえ、図 1.2～図 1.4 に示すとおり、方法書に示した地点に加え、現況の相沢川の谷戸地形をいかした生物の生息生育環境を保全・創出する地点（追加地点①）、対象事業実施区域が拡張された北地区を把握できる地点（追加地点②）として、2 地点を追加します。

<景観の現地調査について>

- ・調査地点： 周辺の公園、車道、林道、農道など周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を選定する。
- ・調査時期： 自然性、利用性等の変化を把握できる調査時期を設定する。
- ・調査方法： 主要な眺望地点から現況写真を撮影するとともに、圍繞景観については、瀬谷市民の森や対象事業実施区域の場の状況等を把握するため、パノラマ写真を撮影する。



注1：令和4年8月2日撮影

図 1.1(1) 景観の追加地点①（現況の相沢川の谷戸地形）



注1：令和4年8月2日撮影

図 1.1(2) 景観の追加地点②（対象事業実施区域が拡張された北地区）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

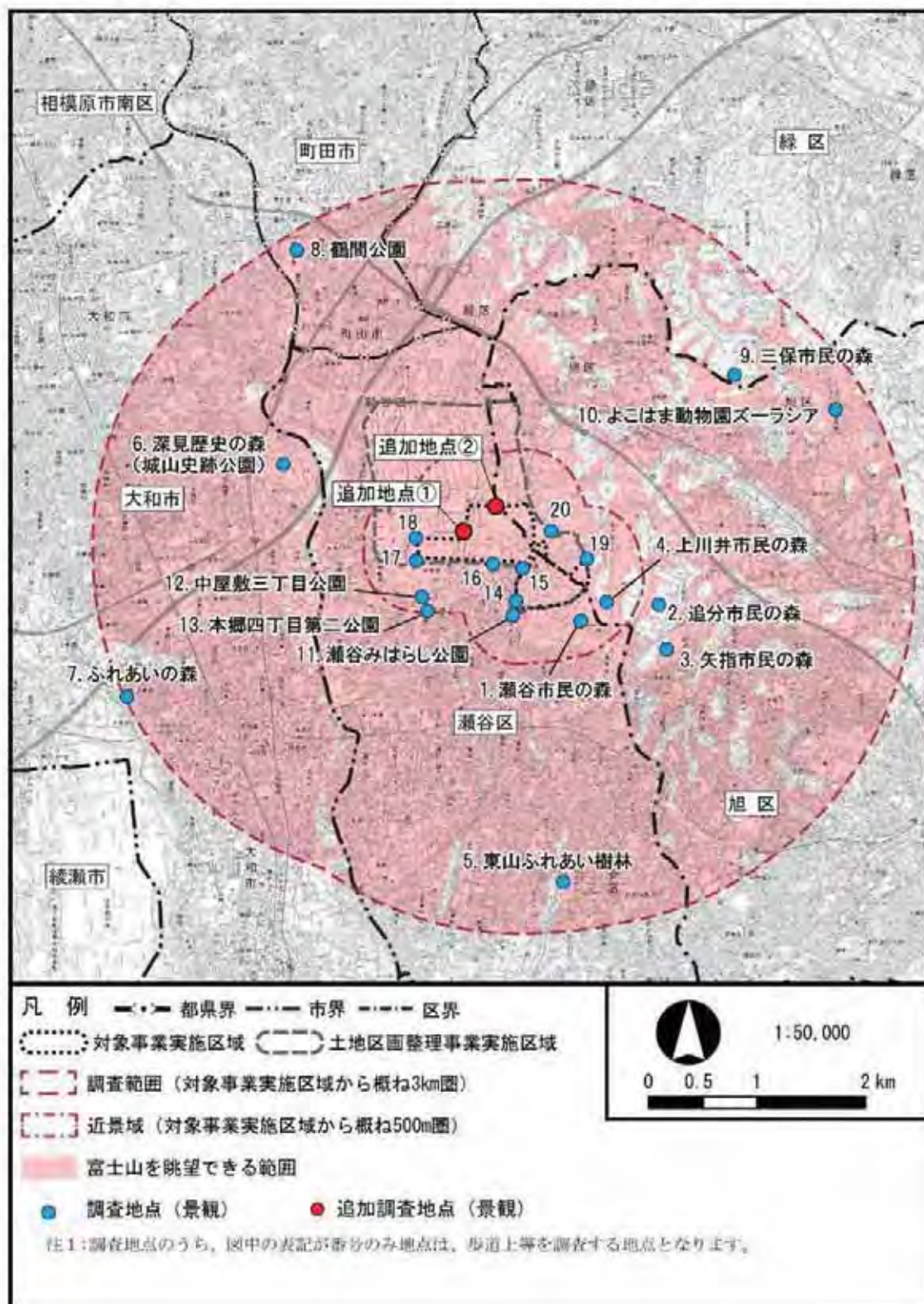


図 1.2 景観の調査地点図

この資料は調査台用に作成したものです。調査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。

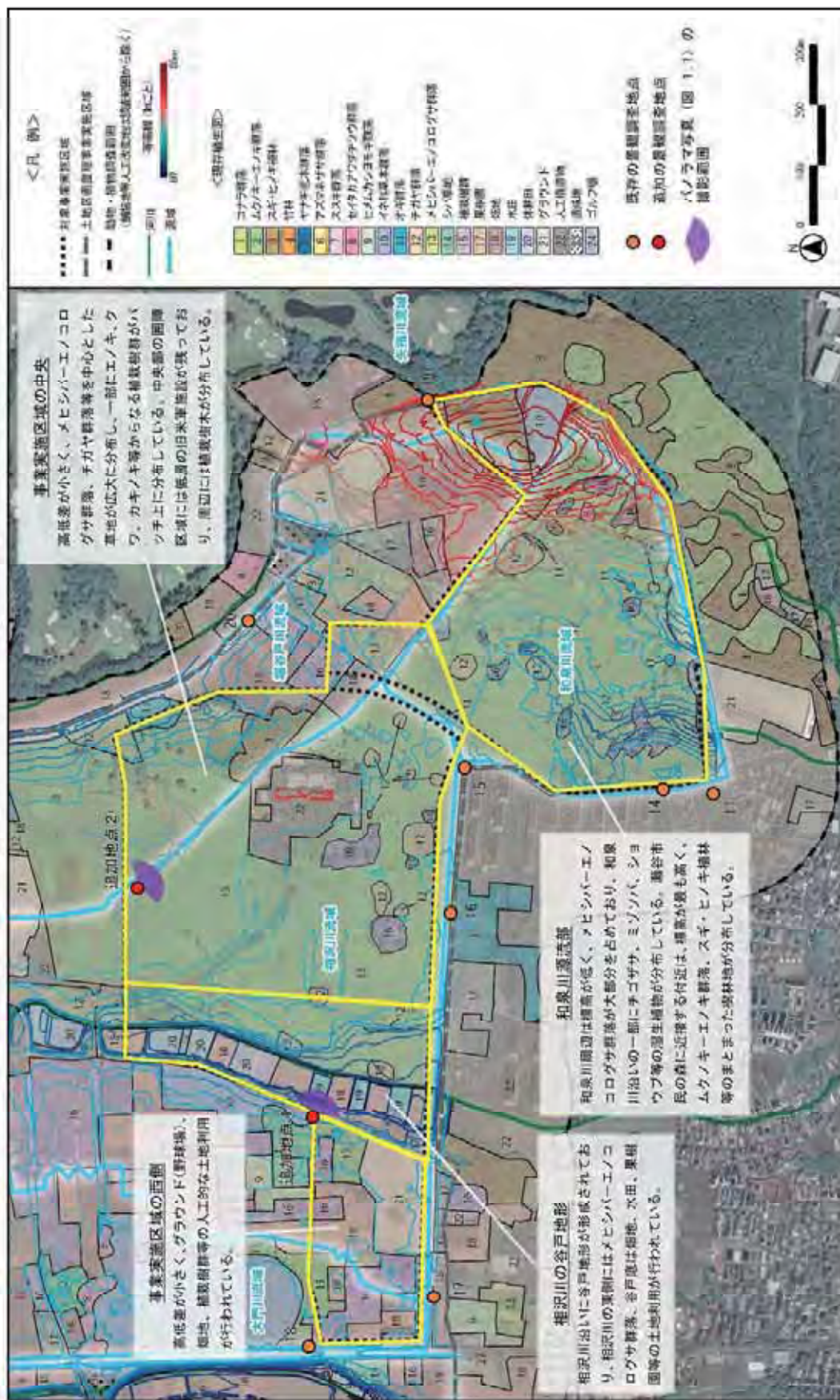


図 1.3 親沢の土地利用及び景観調査地点

この資料は審判官用に作成したものです。審判の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 1.4 施設配置計画及び景観調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について

相沢川及び和泉川の環境配慮事項について、土地区画整理事業で実施される整備及び環境保全措置と本事業で実施する環境配慮事項を明確にするため、方法書修正届出書添付資料 p.1-22 を次頁のとおり修正します。

なお、相沢川及び和泉川において実施する具体的な内容については、準備書段階でお示しする予定です。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

また、施設配置計画の環境配慮事項は下記のとおりで、イメージを図 2.5 に示します。

- ・相沢川は土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域の全域が暗渠化され、切り回しが行われる計画です。これにより、一部の生物の生息・生育環境が失われるため、本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業で保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が創出される計画となっています。その際、暗渠化された相沢川から取水した水を放流し、活用することが計画されています。このような環境保全措置と併せて、本事業においても、対象事業実施区域内の現況の相沢川の谷戸地形をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努めます。
- ・和泉川源頭部には、現況の地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備と保全対象種の生息環境（湧水起源の小木路環境）の創出が土地区画整理事業により行われます。このような環境保全措置等と併せて、本事業においても源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努めます。なお、地上式調整池（調整池4）の詳細な位置は図 2.6 に示します。
- ・土地区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）及び保全対象種の生息環境が、災害時の活用エリアと重ならないよう配慮します。
- ・運動施設やアウトドア体験施設等は西地区及び北地区に配置し、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。併せて、既存樹林地との林縁部は現況を保全するとともに、園路については人との距離が適切に確保されるよう計画します。
- ・既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備を行います。特に、北地区は、草を主体としながらも比較的まともな樹木が存在していることから、これらをいかし、さらに新たな緑の創出をしながら施設整備を行います。
- ・雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮します。

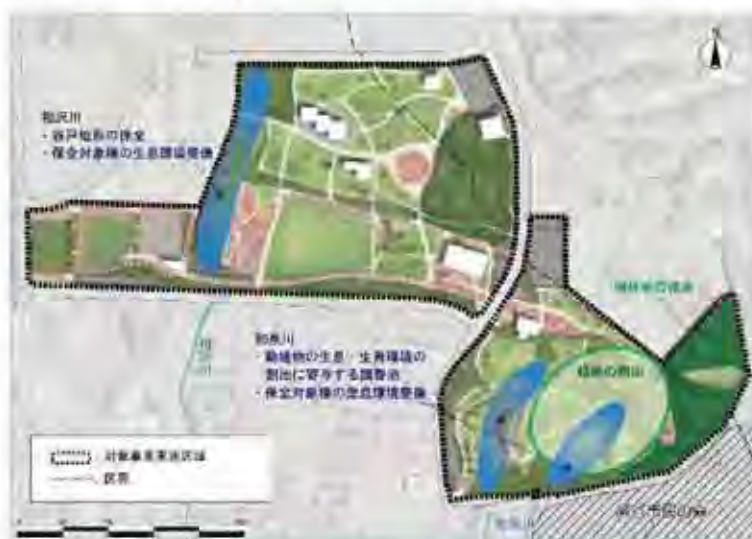


図 2.5 環境配慮事項イメージ図

注 〇：方法書修正届出書添付資料からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

3 北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園については、令和2年度に行った市民意見募集などを踏まえ、令和3年5月に基本計画(原案)を策定し、具体的な公園施設等について検討を進めてきました。その後、土地区画整理事業において、地権者の皆様との調整を進め、計画を深度化し、国有地の換地先を整理した結果、「相沢川や、和泉川源頭部など自然環境の一層の保全・創出」、「レクリエーション等のニーズに対応した施設の充実」、「国際園芸博覧会のレガシーの確実な継承」などの理由から、公園区域を北側に拡張することとし、令和4年6月に公園基本計画(案)を策定しました。

本事業で整備する公園は都市公園法で規定する都市公園に該当し、表3.1に示す都市公園法(昭和31年4月 法律第79号)で規定された「公園施設」を設置することとなります。

表 3.1 都市公園法における公園施設の種類(都市公園法第2条)

1	園路及び広場
2	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
3	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
4	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
5	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
6	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
7	飲食店、売店、駐市場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
8	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
9	前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

拡張した北地区も都市公園であるため、一般論としては法律上、表3.1の公園施設が設置可能ではありますが、この公園基本計画(案)においては「自然と共生しながら賑わいを創出する地区として樹林などの新たな緑を創出しながら、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施する。」と位置付けています。現時点では、他都市の事例などから、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食物販施設などが可能性あるものとして、これらを想定して環境影響評価の進めていくものです。

北地区の施設については、今後、民間企業に対しサウンディング調査を行い、事業提案を受けるなど、公民連携による検討の中で具体的な施設を決定しますが、その過程では、公園基本計画(案)に示す事業特性や地域特性及び修正届出書添付資料 p4-7 以降「表 5.3 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由」に記載の事項、例えば事業排水は公共下水道に接続すること、高層建築物は建築しないこと等を踏まえることから、現在選定していない環境影響評価項目に負荷は生じない想定です。

したがって、評価項目の選定については、北地区の整備も含め、環境影響評価項目の選定・非選定を修正届出書添付資料 p4-5 「表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」に示すとおりであり、環境影響評価項目の追加はないと考えています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

4 供用時の光害対策について

本事業では、屋外スポーツ施設等に照明設備の設置を想定しており、「生物多様性」の予測において、供用時の照明設備の使用による動物、植物、生態系への間接的影響の程度を予測することとしています。

一方、光害は野生動植物だけでなく近隣住居への侵入光、近接道路の通行車両や通行人への障害光等の影響も想定されることから、人や動植物、夜空の明るさ等に及ぼす影響に配慮した照明設計を行います。

具体的には、屋外スポーツ施設及び駐車場等に設置する照明灯の設計にあたっては、「光害対策ガイドライン」（環境省）も踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの配慮を検討します。

11.3 準備書段階の審査会に提出した資料

準備書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について

(1) 堀谷戸川流域の浸透性土地利用の被覆面積の変化

本事業では、対象事業実施区域内の堀谷戸川流域に、管理施設、駐車場、園路等の公園施設を整備する計画です。そのため、施設の存在により、雨水が浸透する土地利用の被覆率は、本事業の対象事業実施区域内では100%から約52%となる計画ですが、堀谷戸川の集水域は図1-1及び図1-2に示すとおり対象事業実施区域外の北東側にも広がっているため、本事業の対象事業実施区域外も含めた堀谷戸川流域における現況及び施設の存在時の浸透性・不浸透性土地利用の被覆面積を算出しました(表1-1)。対象とする堀谷戸川流域は、湧水の流量・水質の調査地点7及び8の湧水が流れ込む合流前の南側の堀谷戸川の流域としました。

本事業の対象事業実施区域外も含めた堀谷戸川流域における雨水が浸透する土地利用の被覆率は、表1-1に示すとおり本事業の施設整備及び土地区画整理事業の土地利用転換によって約87%から約61%となります。

表 1-1 土地利用状況に基づいた雨水の浸透性に関する被覆面積

		現況				施設の存在時			
		和泉川流域	堀谷戸川流域			和泉川流域	堀谷戸川流域		
			区域内 ^{注1}	区域外 ^{注2}	合計		区域内 ^{注1}	区域外 ^{注2}	合計
被覆面積 (ha)	浸透性 ^{注3}	18.97	8.20	45.86	54.06	15.44	4.26	33.89	38.15
	不浸透性 ^{注4}	0.00	0.00	8.18	8.18	3.53	3.94	20.15	24.09
	合計	18.97	8.20	54.04	62.24	18.97	8.20	54.04	62.24
浸透性土地利用の被覆率 (%)		100.0	100.0	84.9	86.9	81.4	52.0	62.7	61.3

注1：本事業の対象事業実施区域内。

注2：図1-1及び図1-2に示す本事業の対象事業実施区域外を含む合流前の南側の堀谷戸川流域。

注3：浸透性：

【現況】 コナラ群落、ムクノキ・エノキ群落スギ・ヒノキ植林、竹林、ヤナギ低木群落、アズマネザサ群落、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヒメムカシヨモギ群落、イネ科草本群落、チガヤ群落、メヒシバ・エノコログサ群落、オギ群落、シバ草地、植栽樹群、果樹園、畑地、水田、休耕田、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、畑雑草群落、ゴルフ場・芝地。

【施設の存在時】 本事業の対象事業実施区域内は、調整池(地上式)、その他(林地、耕地、原野、その他ローター等に類する建設機械を用いて締め固められていない土地)。

土地区画整理事業実施区域内(本事業の対象事業実施区域を除く)は、調整池(地上式)、農業振興地区。

土地区画整理事業実施区域外は、現況と同様。

注4：不浸透性：

【現況】 グラウンド、人工構造物、造成地

【施設の存在時】 本事業の対象事業実施区域内は、園路、建築物(管理施設1、2、パークセンター2、日本建築、トイレ、休憩所(あずまや))、駐車場。

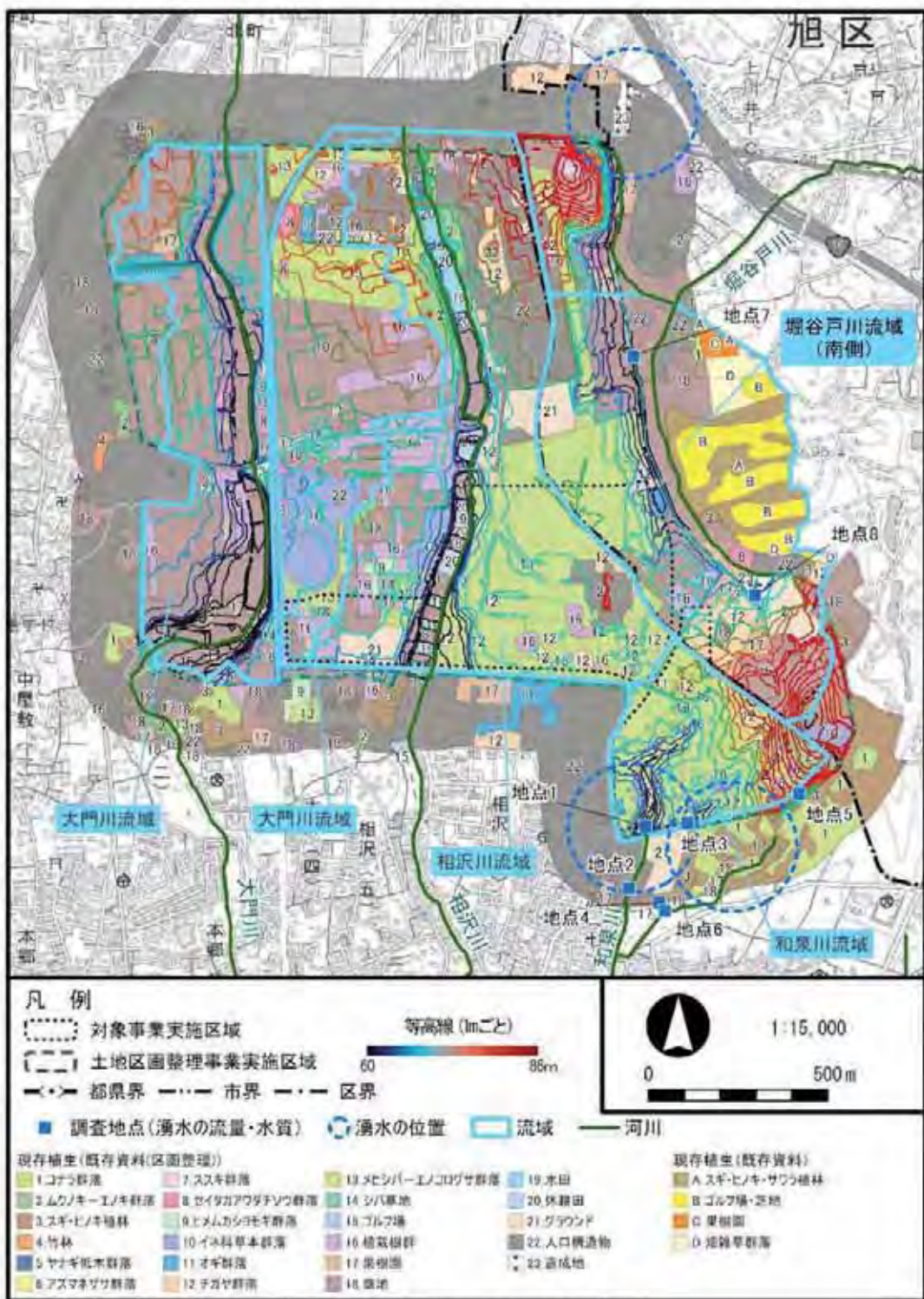
土地区画整理事業実施区域内(本事業の対象事業実施区域を除く)は、観光・賑わい地区、公園・防災地区、道路。

土地区画整理事業実施区域外は、現況と同様。

注5：「被覆面積」は雨水が浸透する土地利用の敷地面積、「被覆率」は各流域の面積に対する、雨水が浸透する土地利用の敷地面積の割合です。

注6：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

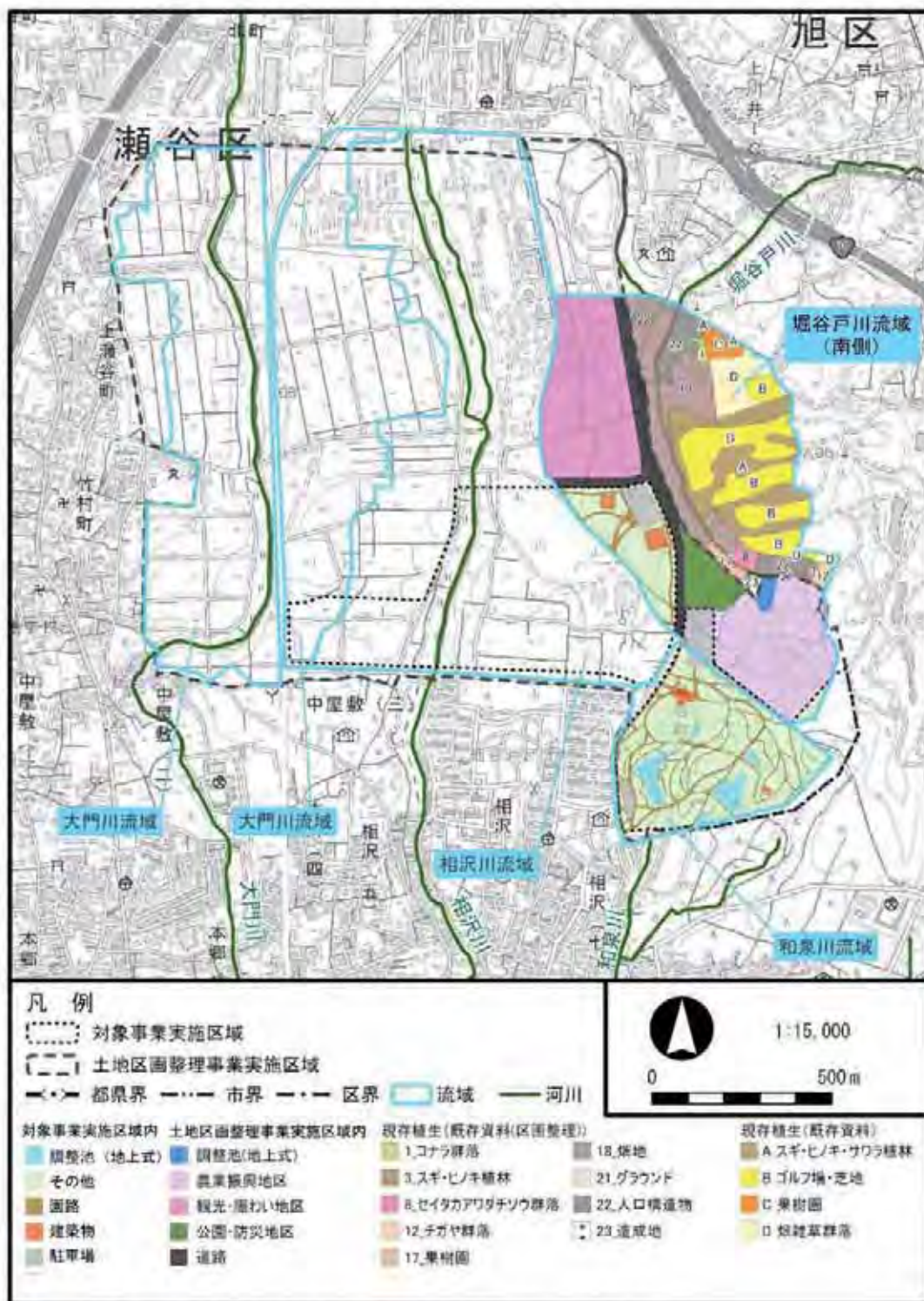


資料:「旧上野谷酒造施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書」(横浜市 令和4年3月)

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和5年4月閲覧)

図 1-1 現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図(現況)

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



資料：『田上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書』（横浜市 令和4年3月）
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和5年4月閲覧）

図 1-2 現存植生、土地利用、流域の重ね合わせ図（施設の存在時）

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) グリーンインフラの定量的評価

本事業では、グリーンインフラの目標として「2020年年間降雨量(1,687.5mm)における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しています。目標設定にあたり、近年10年間(2011~2020年)の年間降雨量は、図1-3に示すとおり一定の増加・減少傾向はないため、10年間の年間平均降雨に最も近い2020年を対象としました。

2020年年間降雨量(1,687.5mm)における堀谷戸川の雨水流出量を図1-4に示します。本事業による園路、駐車場等の整備により雨水流出量は、年間で約24,000m³から約50,000m³となりますが、雨水が浸透しない土地利用に対し、表1-2に示す浸透性舗装、スウェル等のグリーンインフラ施設を整備することで、雨水流出量を整備前と同程度にします。

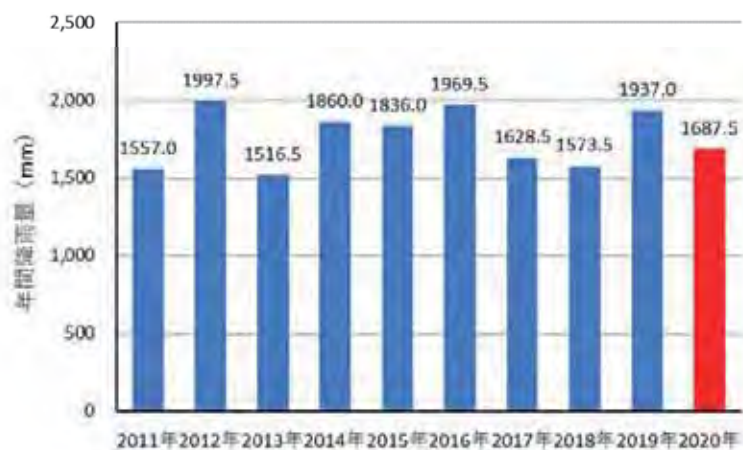


図 1-3 近年10年間(2011年~2020年)の年間降雨量

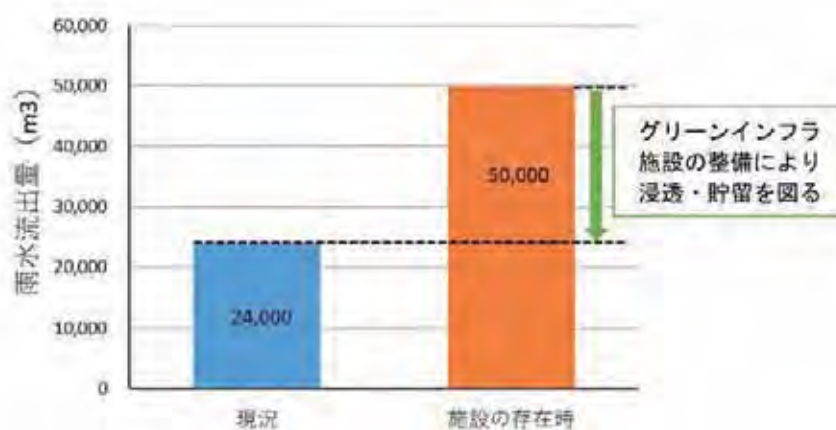


図 1-4 堀谷戸川の雨水流出量

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 1-2 堀谷戸川流域のグリーンインフラ

雨水不浸透性の 公園施設	面積 (ha)	適用する グリーンインフラ	整備目標
園路	1.86	透水性舗装 スウェル	2020 年年間降雨量 (1,687.5mm) に おける対象事業実施区域外への雨水 流出量を整備前と同程度にする。
建築物 (管理施設 1、2)	0.28	GI 施設への接続	
駐車場	1.81	礫間貯留施設 透水性舗装 スウェル	

以上により、堀谷戸川流域では本事業及び土地区画整理事業の実施により、雨水が浸透する土地利用の被覆率が本事業の対象事業実施区域内では 100%から約 52%、対象事業実施区域外を含む合流前の堀谷戸川流域全体では約 87%から約 61%となりますが、既存樹林地の保全や植栽等による樹林地、草地の整備、表 1-2 に示すグリーンインフラ施設の整備を実施することで、対象事業実施区域外への雨水流出量が整備前と同程度に抑えられ、水源の涵養及び堀谷戸川流域の湧水の流量は維持されると予測します。

なお、園路や駐車場等の範囲への礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理及び建築物の屋根排水のグリーンインフラ施設への接続は堀谷戸川流域を含む対象事業実施区域全体で実施する計画です。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 仮設調整池の出口での土砂の残留率について

(1) SSの発生濃度(原単位)

本事業の工事は対象事業実施区域をいくつかの工区に分けて段階的に行います。そのため、土地利用区分を土地区画整理事業の造成工事後、本事業で速やかな施工を行う区域(以下、「造成裸地」とする)、本事業で速やかな施工を行わない区域(以下、「造成緑地」とする)、本事業及び土地区画整理事業で改変を行わない区域(以下、「非改変区域」とする)の3つに区分し、それぞれ浮遊物質量の発生濃度(原単位)を設定しました。造成裸地は準備書「第6章6.8.3(1)⑤表6.8-4(p.6.8-8参照)」を参考に最大値である2,000mg/Lを設定しました。造成緑地は、土地区画整理事業により造成終了後に緑地の回復が行われる計画であることから、植栽範囲では9割程度の低減が図られるとし、200mg/Lを設定しました。非改変区域も造成緑地と同様に200mg/Lを設定しました。

集水区域で発生する浮遊物質量は表2-1に示すとおり、仮設調整池1(堀谷戸川)は481.69mg/L、仮設調整池2(相沢川)は802.00mg/L、仮設調整池3(和泉川)は765.40mg/L、仮設調整池4(大門川)は200.00mg/Lです。

表2-1 集水区域で発生する浮遊物質量と面積

土地利用の区分	雨水流出係数	SSの発生濃度(原単位)(mg/L)	集水区域の面積(ha)				備考
			仮設調整池1(堀谷戸川)	仮設調整池2(相沢川)	仮設調整池3(和泉川)	仮設調整池4(大門川)	
造成裸地	0.5	2000	0.99	9.23	5.53	0	出典における「ローラその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地」の流出係数を設定
造成緑地	0.4	200 ^{注1)}	3.41	0.75	1.49	1.90	出典における「人工的に造成され植生に覆われた法面」の流出係数を設定
非改変区域	0.4	200 ^{注2)}	3.26	22.21	13.96	0	出典における「人工的に造成され植生に覆われた法面」の流出係数を設定
集水区域で発生するSS濃度(mg/L) ^{注2)}			481.69	802.00	765.40	200.00	—

注1:「道路環境影響評価手法(7.水質 7.4.切上)事等、工事にヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁り」に関する参考資料(国総研資料大594号)注1を踏まえて、植栽範囲では9割程度の低減が図られるとし、200mg/Lを設定しました。当該文献は、裸地法面では平均310mg/Lに対し、植栽法面では平均30mg/Lとなっており、9割以上の削減となっています。

注2:各仮設調整池の集水区域で発生する浮遊物質量は、以下のとおり計算しました。

$$\text{集水区域で発生する浮遊物質量} = 2000 \times (\text{造成裸地からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量}) + 200 \times (\text{造成緑地及び非改変区域からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量})$$

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

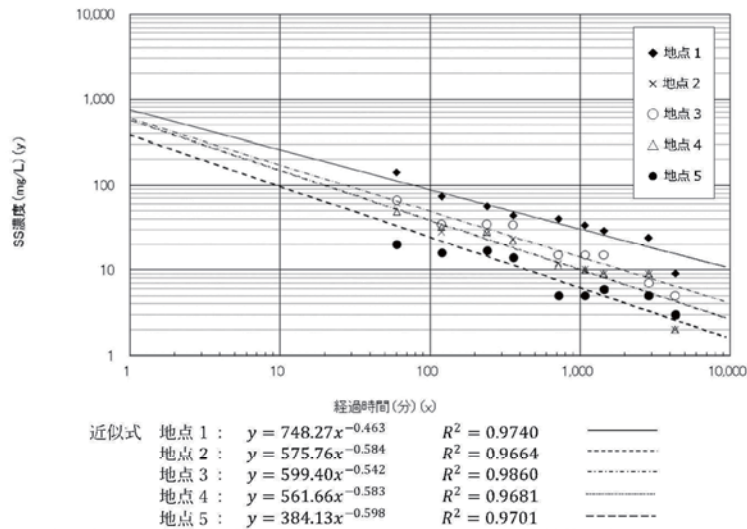
(2) 仮設調整池出口及び放流先河川での SS 濃度の見直し結果

仮設調整池の出口での土砂の残留率の算出に使用した SS 濃度と経過時間の関係の近似式 (図 2-1) は、SS 濃度が 10mg/L 以下の低濃度の範囲では横ばいになる傾向が見られます。そのため、仮設調整池出口での SS 濃度の予測値が 10mg/L 以下となる豪雨時の仮設調整池 1 (堀谷戸川) 及び仮設調整池 4 (大門川)、日常的な降雨時の仮設調整池 1 (堀谷戸川)、仮設調整池 2 (相沢川) 及び仮設調整池 4 (大門川) においては、図 2-1 の近似式のとおり SS 濃度が減少しないことが想定されます。

以上を考慮し、安全側をみて仮設調整池の出口での SS 濃度の最小値を 10mg/L とし、予測結果を見直しました。豪雨時及び日常的な降雨時における仮設調整池出口での濃度は表 2-2、日常的な降雨時における放流先河川での濃度は表 2-3 に示すとおりです。

仮設調整池出口での濃度は市条例の工事排水の水質に係る規制基準 (70mg/L 以下) であることから、SS 濃度の最小値を 10mg/L とした場合でも本事業の工事時の雨水の排水に起因する基準値の超過はないものと予測します。

放流先河川での濃度は現況の SS 濃度が高い堀谷戸川以外は、放流先河川の環境基準値 (大門川、相沢川及び和泉川は 100mg/L、堀谷戸川は 25mg/L) を満足する値となっています。また、すべての仮設調整池で現況の河川濃度を下回る結果となります。



注 1 : 地点 2 の近似式と地点 4 の近似式はほぼ重複しています。R は相関係数です。
仮設調整池出口での残留率 P は、各調整池における滞留時間経過後 SS 濃度 / 初期 SS 濃度 (=2000mg/L) で求めました。

図 2-1 滞留時間 (経過時間) と SS 濃度との関係

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 2-2(1) 仮設調整池の出口での浮遊物質量(SS)の予測結果(豪雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	集水区域で発生するSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率 ^{注1} (%)	仮設調整池の出口でのSS(計算値) (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS(見直し後) (mg/L) ^{注4}
仮設調整池1	堀谷戸川	7.66	53.8	481.69	89.3	1.31(地点5)	6.3	10.0
仮設調整池2	相沢川	32.19	234.6	802.00	19.2	5.02(地点4)	40.2	40.2
仮設調整池3	和泉川	20.98	152.1	765.40	30.9	7.64(地点1) ^{注2}	57.8	57.8
仮設調整池4	大門川	1.9	12.9	200.00	209.0	1.27(地点2)	2.5	10.0

注1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の()内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。
 注2：土質調査結果が得られない和泉川流域は、影響の大きい地点1(武蔵野ローム層で粘土質主体)の沈降試験結果を用いました。
 注3：**太字下線部**：準備書からの変更点を示しています。
 注4：仮設調整池の出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとしました。

表 2-2(2) 仮設調整池の出口での浮遊物質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	集水区域で発生するSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率 ^{注1} (%)	仮設調整池の出口でのSS(計算値) (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS(見直し後) (mg/L) ^{注4}
仮設調整池1	堀谷戸川	7.66	3.7	481.69	1282.4	0.27(地点5)	1.3	10.0
仮設調整池2	相沢川	32.19	16.3	802.00	275.6	1.06(地点4)	8.5	10.0
仮設調整池3	和泉川	20.98	10.6	765.40	444.0	2.22(地点1) ^{注2}	16.8	16.8
仮設調整池4	大門川	1.9	0.9	200.00	3002.2	0.27(地点2)	0.5	10.0

注1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の()内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。
 注2：土質調査結果が得られない和泉川流域は、影響の大きい地点1(武蔵野ローム層で粘土質主体)の沈降試験結果を用いました。
 注3：**太字下線部**：準備書からの変更点を示しています。
 注4：仮設調整池の出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとしました。

表 2-3 放流先河川での浮遊物質質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	現況の日常的な降雨時の河川流量 ^{注1} (m^3/min) Q_s	現況のSS濃度 ^{注1} (mg/L) C_s	仮設調整池からの放流量 ^{注2} (m^3/min) Q	仮設調整池の出口でのSS濃度 (mg/L) C	放流先河川下流でのSS濃度 (mg/L) C_R
仮設調整池1	堀谷戸川	13.4	305	3.7	10.0	240.5
仮設調整池2	相沢川	14.9	35	16.3	10.0	21.9
仮設調整池3	和泉川	2.15	23	10.6	16.8	17.9
仮設調整池4	大門川	97.8	74	0.9	10.0	73.4

注1：現況の日常的な降雨時河川流量及びSS濃度は、既存資料(区画整理)における2回の降雨時調査における観測値の平均としました。

注2：仮設調整池への流入量と同じとしました。

注3：仮設調整池1の排水は堀谷戸川の支流に排水されますが、当該支流の流量は少なく、仮設調整池1からの排水により流量やSS濃度が支配されるものとみなし、合流後(準備書「第6章 6.8.1 調査図 6.8-1 既存資料(区画整理)における水質調査地点図」(p.6.8-4 参照)の堀谷戸川の地点)の濃度を予測しました。

注4：太字下線部：準備書からの変更点を示しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

3 将来交通量の増加・減少の要因について

(1) 現況から将来にかけての交通状況の変化

現況（令和2年の現地調査結果）と供用時（令和28年時点の推計交通）の交通量の比較結果を図3-1に示します。

上瀬谷周辺道路における、現況から将来への交通の傾向として、高規格道路（圏央道等）が整備されることから、交通がそれらの路線に転換し、上瀬谷周辺の交通は、全体的にみるとやや減少傾向になりますが、供用時においては、環状4号線や市道五貫目第33号線の拡幅工事、瀬谷地内線の整備により、以下のとおり交通量が増加・減少する見込みです。

- ①高規格道路（圏央道等）の整備に伴い、交通量がそれらの路線に転換し、保土ヶ谷バイパスの交通量が減少します。環状4号線では、4車線拡幅により周辺道路（主に一般国道467号）から、交通量が減少した保土ヶ谷バイパスを経由して当該路線に交通が転換するため、地点1及び地点4では、交通量が一部増加する傾向です。ただし、瀬谷地内線等の新規整備に伴い環状4号線の交通が分散されるため、地点6では、現況から将来にかけて交通量が減少する見込みです。
- ②高規格道路（圏央道等）の整備に伴い、交通量がそれらの路線に転換し、保土ヶ谷バイパスの交通量が減少します。交通量が減少した保土ヶ谷バイパスに市道五貫目第33号線の交通が転換することで地点2では交通量が減少します。一方、開発施設の関係車両の多くは東名高速道路横浜町田ICから、上川井インター交差点を経由するため、地点3では交通量が増加する見込みです。
- ③瀬谷地内線等が新規整備により中原街道と接続することで、交通が流入するため、地点5及び地点7では交通量が増加する見込みです。

なお、将来一般交通量は、他事業を考慮した将来交通量（将来一般交通量に本事業の来園車両等台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両の発生集中交通量を加えた台数）の推計結果から、本事業の来園車両等台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設の関係車両の台数を差し引いた交通量を示しています。そのため、将来一般交通量は、本事業の来園車両等台数を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設の関係車両による交通流の変化が加味された交通量となっており、開発施設の関係車両が上瀬谷周辺に集中するため、一般車両は混雑を避けて分散し、全体的にみると減少する傾向です。ただし、瀬谷地内線等が新規整備により中原街道と接続することで、交通が流入するため、地点5及び地点7では将来交通量と同様に増加する見込みです。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

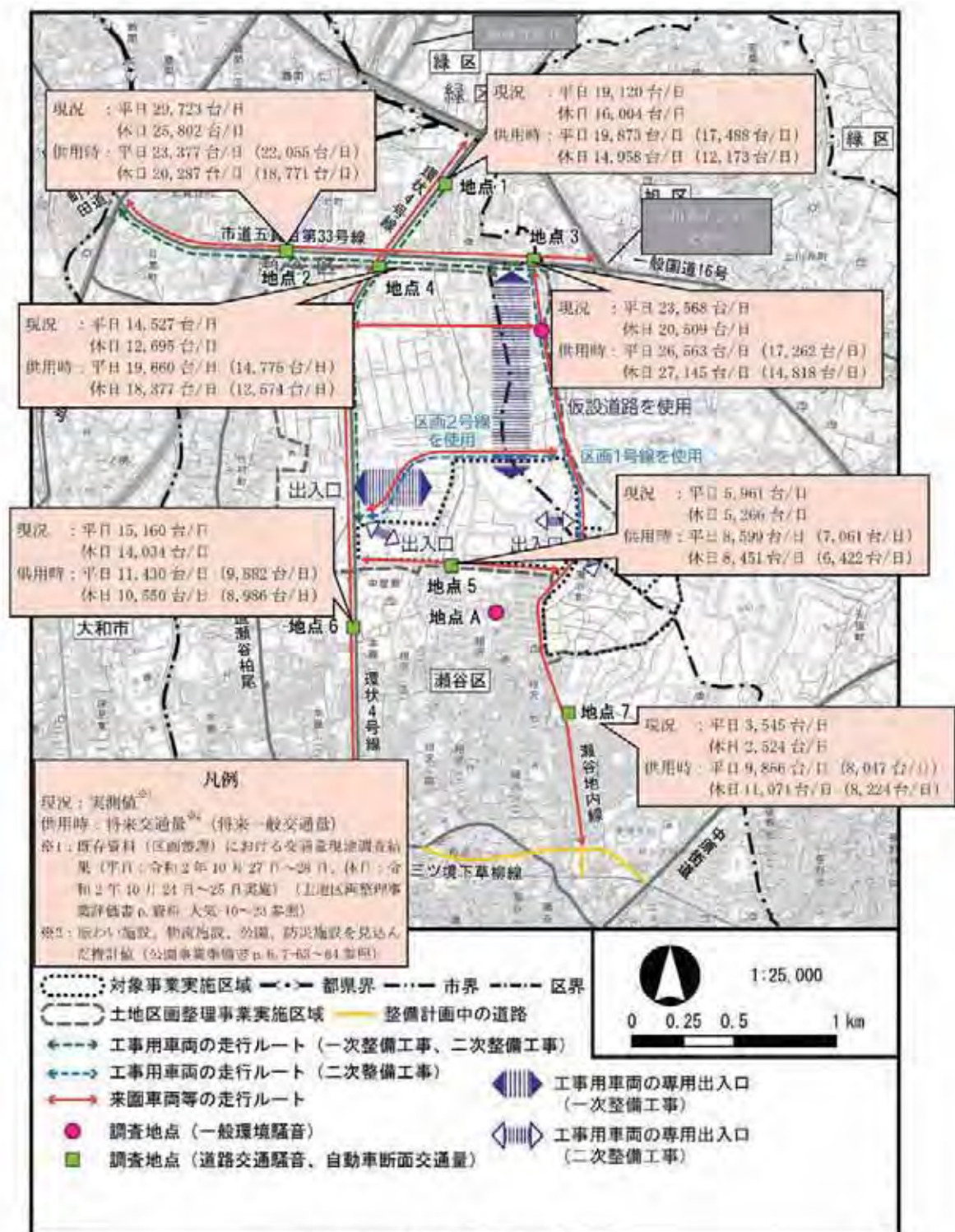


図 3-1 現況と供用時の交通量の比較

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

■参考：交通流の変化

〈広域図〉

- ・上瀬谷周辺の横浜湘南道路、横浜環状南線の開通により保土ヶ谷バイパスの交通量が転換。上瀬谷周辺の道路では交通量が減少傾向



〈上瀬谷周辺〉

- ・新規整備・拡幅路線については、周辺道路から交通が転換し交通量が増加傾向



この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

4 供用時の交差点需要率の減少要因について

(1) 供用時の交差点需要率の減少要因

供用時の来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）の予測において、供用時の交差点需要率は以下の①～③の要因によって減少します。

供用時の交差点需要率が減少する地点2～5について、車線ごとに交差点需要率の減少要因を分析した結果は、表4-1に示すとおりです。交差点構造の変更が予定されておらず、飽和交通流率の設定が要因で供用時の交差点需要率が減少している地点は、本事業の予測（以下、「ケース①」とする。）の地点4（滝沢）及び地点4（瀬谷土橋公園入口）の平日・休日、他事業を考慮した予測（以下「ケース②」とする。）の地点4（瀬谷土橋公園入口）の平日、地点4（滝沢）の休日です。

【供用時の交差点需要率の減少要因】

- ①流入交通量の減少
- ②道路の拡幅による車線運用の改良に伴う交通容量の増加
- ③飽和交通流率の設定

供用時の予測は、本事業を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の整備が全て完了し、来園車両等の走行が定常となる時期として令和28年（2046年）時点の将来交通量を推計した結果を用いて予測しています。令和28年時点では周辺交通網の整備や道路整備、区画線の変更、自動車の性能向上などが進み、令和元年～令和2年の現地調査時点とは状況が大きく異なる可能性があるため、全ての地点で飽和交通流率の実測値ではなく、基本値（直進を含む車線2,000、右折・左折車線1,800）に基づく算定値を適用しました。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 4-1 地域社会（交通混雑）の調査・予測地点図

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 4-1(1) 交差点需要率の減少要因(ケース①)

交差点名	断面	流入車線構成	平日			休日				
			現示の 需要率が 減少した 流入部	需要率の 減少要因			現示の 需要率が 減少した 流入部	需要率の 減少要因		
				①	②	③		①	②	③
地点2	目黒交番前	A	左折・直進							
			直進							
			右折							
		B	左折(直進)	●	●		●	●		
			直進	●	●		●	●		
			右折							
	C	左折・直進								
		直進								
		右折								
	D	左折・直進	●	●	●	●	●	●		
		(直進)	●	●	●	●	●	●		
		右折								
地点3	上川井 IC	A	左折・右折							
			(右折)							
		B	直進	●	●	●	●	●	●	
			右折	●	●		●	●		
		C	直進	●	●	●	●	●	●	
			右折	●	●		●	●		
地点4	滝沢	A	左折・直進				●		●	
			直進				●		●	
		B	直進	●	●	●	●	●	●	
			右折	●	●		●	●		
		C	左折・右折	●	●		●	●	●	
			右折	●	●		●	●	●	
	瀬谷土橋公園 入口	A	左折・直進	●	●	●	●	●	●	
			直進	●	●	●	●	●	●	
		B	直進							
			右折							
		C	左折	●	●	●	●	●	●	
			右折	●	●		●	●	●	
地点5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折							
			左直(直進)	●	●	●	●	●	●	
			右折							
		(B)	左折・直進	●		●	●		●	
			右折							
		B	直右(左直)	●	●	●	●	●	●	
			右折	●	●		●	●		
		C	左折・直進	●	●	●	●	●	●	
			右左(右折)	●	●	●	●	●	●	
			右左(右折)	●	●	●	●	●	●	

注1：表内の①～④は以下を示します。

- ①流入交通量の減少
- ②道路の拡幅による車線運用の改良に伴う交通容量の増加
- ③飽和交通流率の設定

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 4-1(2) 交差点需要率の減少要因 (ケース②)

交差点名	断面	流入車線構成	平日			休日				
			現示の 需要率が 減少した 流入部	需要率の 減少要因			現示の 需要率が 減少した 流入部	需要率の 減少要因		
				①	②	③		①	②	③
地点 2 目黒交番前	A	左折・直進								
		直進								
		右折								
	B	左折(直進)		●			●			
		直進	●	●	●	●	●	●		
		右折								
	C	左折・直進								
		直進								
		右折								
	D	左折・直進		●			●			
		(直進)	●	●	●	●	●	●		
		右折					●			
地点 3 上川井 IC	A	左折・右折								
		(右折)								
	B	直進	●	●	●					
		右折		●						
	D	直進	●	●	●					
		右折		●	●					
地点 4 滝沢 瀬谷土橋公園 入口	A	左折・直進				●			●	
		直進							●	
		右折							●	
	B	直進				●	●		●	
		右折							●	
		左折・右折				●	●		●	
	C	左折							●	
		右折							●	
		右折							●	
	地点 5 中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折							
			左直(直進)	●	●	●	●	●	●	
			右折							
(B)		左折・直進	●		●	●		●		
		右折								
B (C)		直右(左直)	●	●	●	●	●	●		
	右折		●	●		●	●			
C (D)	左折・直進	●	●	●	●	●	●			
	右左(右折)									

注1：表内の①～④は以下を示します。

- ①流入交通量の減少
- ②道路の拡幅による車線運用の改良に伴う交通容量の増加
- ③飽和交通流率の設定

注2：地点3(上川井 IC)の休日、地点4(滝沢)の平日、地点4(瀬谷土橋公園入口)の休日は、供用時の交差点需要率が現況の交差点需要率も高い値になっていることから対象外としました。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 飽和交通流率の実測値を適用した場合の予測結果

飽和交通流率の実測値と算定値のうち、小さい方の値を適用した場合の本事業の平日の予測結果は表 4-2 及び表 4-3 に示すとおりです。なお、地点 3 (上川井 IC)、地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側) については、全流入部で車線運用が変わり、実測値の適用はできないため、再予測の対象外としています。

将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、地点 6 (瀬谷中学校前) の 1.076 で、限界需要率を上回る結果となりました。そのため、環境保全措置として、公園利用者に対し公共交通機関の利用促進に加えて、混雑していないアクセルートをホームページ等で周知し、地点 6 への負荷を低減します。

また、将来交通量による車線の交通容量比は、地点 1 (目黒) の C 断面左折車線で 1.162、地点 6 (瀬谷中学校前) の C 断面左折車線で 1.431、D 断面左折・直進車線で 1.327 となり、1.0 を上回る結果となっていますが、地点 6 (瀬谷中学校前) の C 断面左折車線及び D 断面左折・直進車線は、図 4-1 に示すとおり本事業の来園車両等が通行するルートとなっておりません。また、地点 1 (目黒) の C 断面左折車線は来園者両等の通行ルートではありますが、交通量推計の結果、来園車両等の台数は 0 台となり (公園事業準備書 p.資 1.6-63 参照)、本ルートを通行する来園車両等の台数は非常に少ないと考えられます。そのため、車線の交通容量比の増加は将来一般交通量の変化によるものであり、本事業による影響はありません。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 4-2 交差点需要率（信号交差点）（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車））

時期	交差点名	交差点需要率 ^{注1}			供用時 限界 需要率 ^{注2}	
		現況 (ピーク時間帯)	供用時 (準備書)	供用時 ^{注3} (再予測)		
平日	地点 1	目黒	0.697 (17:45~18:45)	0.753 (17:00~18:00)	0.929 (17:00~18:00)	0.931
	地点 2	目黒交番前	0.793 (17:00~18:00)	0.493 (17:00~18:00)	0.529 (17:00~18:00)	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	0.453 (17:00~18:00)	-	0.864
	地点 4	滝沢	0.474 (18:00~19:00)	0.448 (7:00~8:00)	0.521 (7:00~8:00)	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.502 (17:30~18:30)	0.403 (18:00~19:00)	0.512 (18:00~19:00)	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.281 (7:00~8:00)	-	0.911
	地点 6	瀬谷中学校前	0.537 (7:45~8:45)	0.766 (7:00~8:00)	1.076 (7:00~8:00)	0.880
	地点 8	—	-	0.143 (17:00~18:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.529 (18:00~19:00)	-	0.917

注1：交差点需要率：交差点需要率とは、交通流が単一な車線または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注2：限界需要率…「(サイクル長-損失時間(黄色-赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

注3：交差点需要率の算定に用いる各車線の飽和交通流率の適用値に、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」（交通工学研究会 2007年6月）に基づく基本値（直進を含む車線 2,000、右折・左折車線 1,800）を使用した算定値と実測値のうち値の小さい方を適用した予測結果を示します。

注4：網掛けは、交差点需要率が限界需要率を上回ったことを示します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 4-3(1) 車線の交通容量比（来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）：平日）
（地点1～5）

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注3}				
			現況	供用時 (準備書)	供用時 ^{注4} (再予測)		
地点1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.714	0.911	
			右折	0.278	0.727	0.772	
		B	左折・直進	0.628	0.759	0.927	
			右折	0.872	0.721	0.837	
	C	左折	0.719	0.937	1.162		
		直進	0.943	0.240	0.337		
	D	右折	0.316	0.095	0.101		
		左折・直進	0.492	0.259	0.284		
地点2	目黒交番前	A	直進	0.603	0.399	0.485	
			右折	1.116	0.681	0.681	
		B	左折(直進)	0.279	0.691	0.691	
			直進	0.815	0.691	0.691	
		C	右折	0.287	0.230	0.230	
			左折・直進	0.524	0.486	0.624	
	D	直進	0.524	0.486	0.624		
		右折	0.737	0.047	0.049		
	地点3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.351	—
				(右折)	なし	0.104	—
			B	直進	0.865	0.156	—
		D	右折	0.786	0.783	—	
右折			0.609	0.199	—		
直進			0.626	0.357	—		
地点4	滝沢	A	左折・直進	0.511	0.460	0.554	
			直進	0.511	0.460	0.554	
		B	直進	0.418	0.282	0.349	
			右折	0.045	0.000	0.000	
		C	左折・右折	0.642	0.197	0.197	
			右折	0.659	0.613	0.673	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.495	0.630	
			直進	0.636	0.495	0.630	
		B	直進	0.300	0.326	0.496	
			右折	0.389	0.537	0.705	
		C	左折	0.274	0.000	0.000	
			右折	0.568	0.205	0.219	
地点5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.454	—	
			左直(直進)	0.919	0.352	—	
		(B)	右折	なし	0.038	—	
			左折・直進	なし	0.073	—	
		B	右折	なし	0.000	—	
			直右(左直)	0.782	0.359	—	
		C	右折	なし	0.052	—	
			左折・直進	なし	0.157	—	
		(D)	右左(右折)	0.634	0.324	—	

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：地点2、地点3及び地点5の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注4：交差点需要率の算定に用いる各車線の飽和交通流率の適用値に、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」(交通工学研究会 2007年6月)に基づく基本値(直進を含む車線2,000、右折・左折車線1,800)を使用した算定値と実測値のうち値の小さい方を適用した予測結果を示します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 4-3(2) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 平日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注2}		
			現況	供用時 (準備書)	供用時 ^{注3} (再予測)
地点 6	A	左折	0.324	0.029	0.045
		直進	0.556	0.451	0.482
		右折	0.057	0.054	0.074
	B	左折・直進	0.705	0.518	0.573
		右折	0.507	0.619	0.724
	C	左折	0.616	0.991	1.431
		直進	0.788	0.691	0.903
	D	右折	0.246	0.562	0.636
		左折・直進	0.816	0.972	1.327
			右折	0.282	0.039
地点 8	A	直進	—	0.072	—
		右折	—	0.000	—
	B	左折	—	0.000	—
		右折	—	0.253	—
	C	左折・直進	—	0.126	—
		左折・直進	—	0.381	—
地点 9	A	右折	—	0.000	—
		左折・直進	—	0.674	—
	B	右折	—	0.335	—
		左折・直進	—	0.679	—
	C	右折	—	0.000	—
		左折・直進	—	0.731	—
	D	右折	—	0.047	—

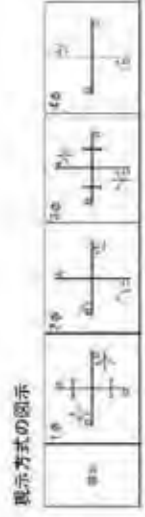
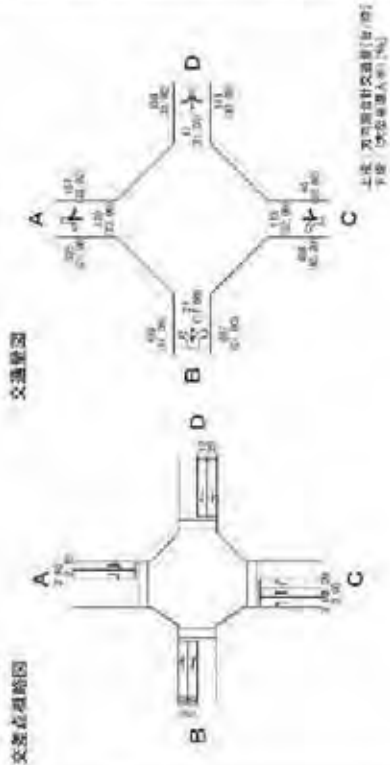
注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注3：交差点需要率の算定に用いる各車線の飽和交通流率の適用値に、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」(交通工学研究会 2007年6月)に基づく基本値(直進を含む車線2,000、右折・左折車線1,800)を使用した算定値と実測値のうち値の小さい方を適用した予測結果を示します。

【準備書】ケース① 供用時交差点交通量（地点1（日黒）：平日ピーク時 17：00～18：00）

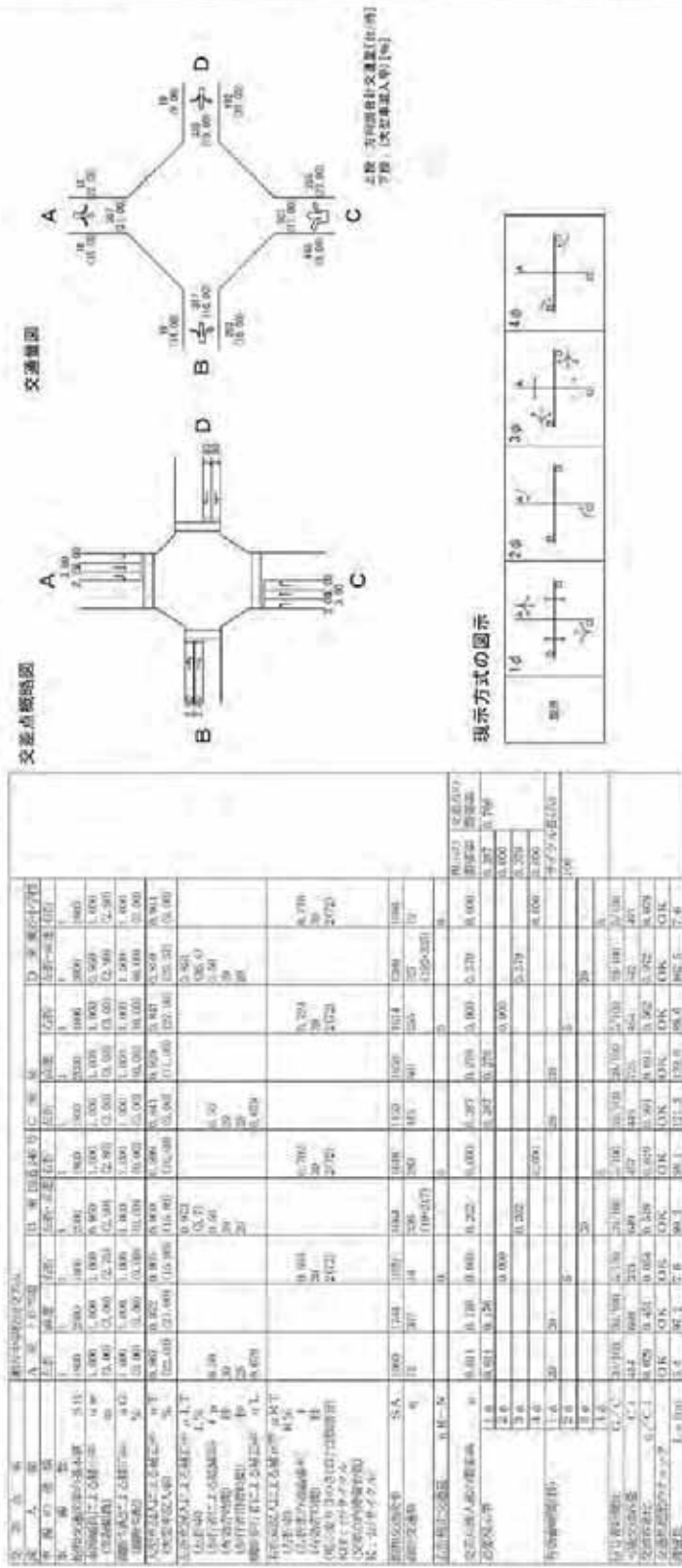
No.	区画	11号道路		13号道路		17号道路		18号道路		19号道路		20号道路	
		交通量	占有率	交通量	占有率	交通量	占有率	交通量	占有率	交通量	占有率	交通量	占有率
1	11号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
2	13号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
3	17号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
4	18号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
5	19号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
6	20号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
7	11号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
8	13号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
9	17号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
10	18号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
11	19号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00
12	20号道路	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00	1000	0.00



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

【準備書】ケース① 供用時交差点交通量（地点6（瀬谷中学校前）：平日ピーク時 7：00～8：00）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

5 工事用車両の走行に伴う騒音の環境保全目標について

工事用車両の走行に伴う騒音の調査・予測地点は、図 5-2 に示すとおりです。

工事用車両の走行に伴う騒音の予測は、図 5-1 に示すとおり、現況の等価騒音レベル（現地調査結果）と現況交通による等価騒音レベル（計算値）から補正値を算出し、予測値を補正しています。

ただし、地点 4 の予測においては、車線構造が現況と工事中で変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量及び工事中交通量による等価騒音レベルを予測しています。

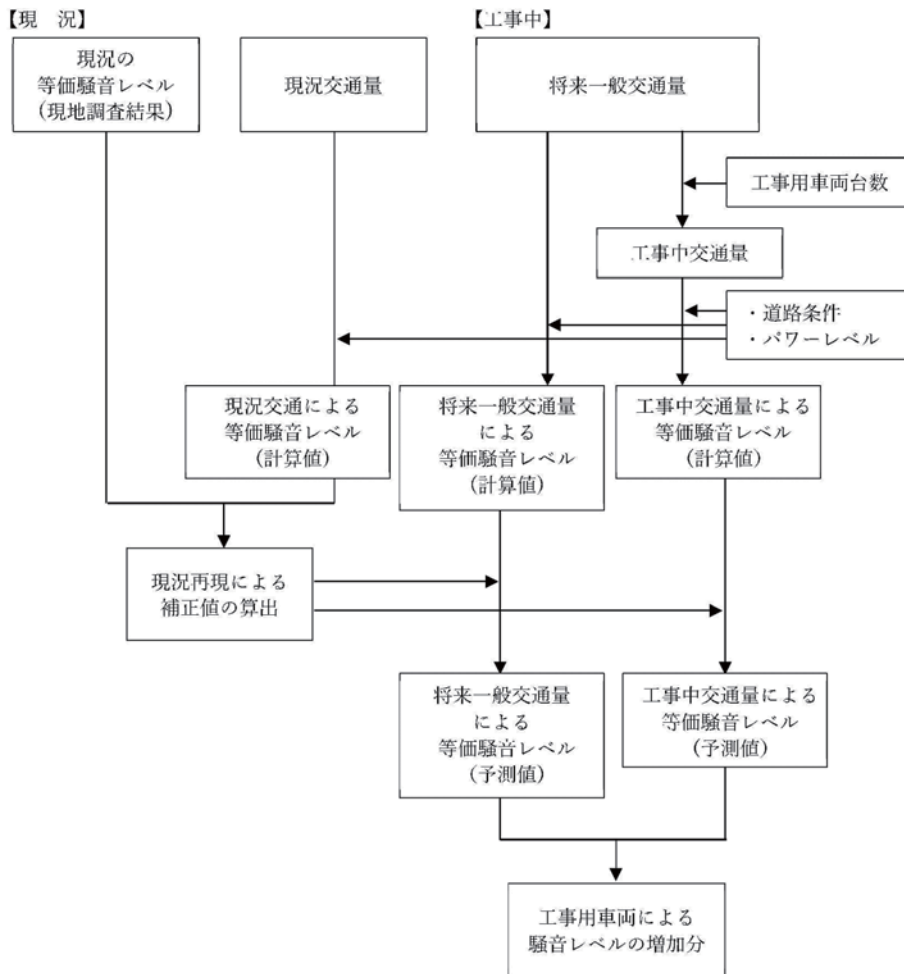


図 5-1 予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

地点4の予測においては、将来一般交通量の予測では、道路条件を道路の拡幅後の道路断面、交通量を将来一般交通量（平日の現地調査結果）、工事中交通量の予測では道路条件を道路の拡幅後の道路断面、交通量を将来一般交通量（平日の現地調査結果）に本事業の工事用車両台数を上乗せした台数として予測しています。そのため、地点4の評価は、現在の状況（現地調査時点）からの変化ではなく、拡幅後の道路を一般車両のみが走行する場合の道路交通騒音と、そこに工事用車両が上乗せされた場合の道路交通騒音を比較し、その増分は0.1デシベルと予測されることから、本事業の工事用車両により周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。

なお、現地調査結果から将来一般交通量の予測値で騒音レベルが6.1dB増加するのは、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等の影響と考えられます。

表 5-1 環境保全目標(騒音)

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行	現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 5-2 騒音の調査・予測地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

6 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の増加要因について

来園車両等の走行に伴う騒音の調査・予測地点は、前掲図 5-2 に示すとおりです。

来園車両等の走行に伴う騒音の予測は、図 6-1 に示すとおり、現況の等価騒音レベル（現地調査結果）と現況交通による等価騒音レベル（計算値）から補正値を算出し、予測値を補正しています。ただし地点2、地点3、地点4及び地点5の予測においては、道路構造が現況と供用後で変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量及び将来交通量による等価騒音レベルを予測しています。

現況（現地調査結果）と比較して供用時の将来一般交通量の騒音レベルが大きく増加する地点4及び地点7について、騒音レベルの増加要因を次頁以降に考察しました。

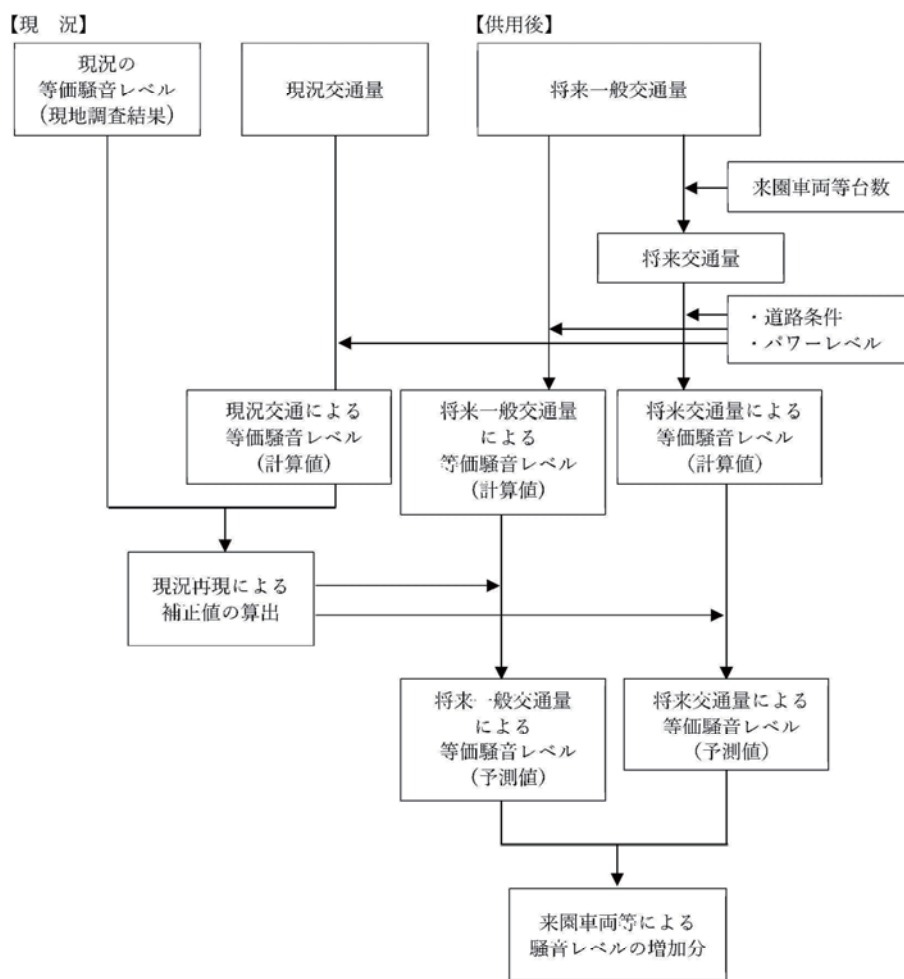


図 6-1 予測手順（来園車両等の走行に伴う道路交通騒音）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

なお、来園車両等の走行に伴う騒音の予測においては、現在の状況（現地調査時点）からの変化を予測しているわけではなく、供用時の一般交通量（将来一般交通量）による等価騒音レベルの予測値と、将来一般交通量に本事業の来園車両等を加えた将来交通量による等価騒音レベルの予測値を比較しているため、環境保全目標を表 6-1 に示すとおり設定しています。

表 6-1 環境保全目標(騒音)

区分	環境保全目標
【供用時】 来園車両等の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

(1) 地点4の騒音レベルの増加要因

地点4の現地調査結果と供用時の将来一般交通量の予測結果を比較すると、騒音レベルが平日6.0デシベル増加、休日7.2デシベル増加（図6-2に示す現地調査を行った西側で比較した場合）しています。

現地調査時と供用時の交通量及び等価騒音レベルは表6-2に示すとおりです。

地点4は、現地調査結果を用いた計算値の補正を行っていないため、現地調査結果と等価騒音レベルの計算値の乖離が大きくなる可能性があります。交通量は、現地調査結果と供用時の将来一般交通量で大幅な増加はありませんが、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等の影響により騒音レベルが増加したと考えます。

ただし、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1デシベル未満（0.1デシベル未満～0.1デシベル）であることから、本事業の影響は小さいと予測します。なお、この騒音レベルの増加分は、将来一般交通量に本事業の来園車両等を加えた将来交通量による騒音レベルの予測値から、将来一般交通量による騒音レベルの予測値を差し引いた値であり、本事業の来園車両等の台数が加わることによる騒音レベルの増加分を示しています。



図 6-2 地点4 現地調査地点位置図

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6-2(1) 交通量と等価騒音レベルの変化(平日)

予測地点	道路名	方向	車種分類	現況交通量		将来一般交通量		将来交通量		
				現況交通量	騒音レベル(実測値)	将来一般交通量	騒音レベル(予測値)	将来交通量	騒音レベル(予測値)	
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	965	63.6	967	69.6	967	69.6	
			小型車	5,336		4,618		4,661		
			合計	6,301		5,585		5,628		
			小型車換算合計	9,650		8,940		8,983		
		瀬谷駅(南行)	大型車	1,034	-	1,335	70.0	1,335	70.0	
			小型車	5,690		5,388		5,438		
			合計	6,724		6,723		6,773		
			小型車換算合計	10,312		11,355		11,405		
		断面合計(小型車換算)			19,962	-	20,296	-	20,389	-

注1:予測時間帯は昼間(6時~22時)としました。
注2:交通量は予測時間帯の16時間交通量としました。

表 6-2(2) 交通量と騒音レベルの変化(休日)

予測地点	道路名	方向	車種分類	現況交通量		将来一般交通量		将来交通量		
				現況交通量	騒音レベル(実測値)	将来一般交通量	騒音レベル(予測値)	将来交通量	騒音レベル(予測値)	
地点4	環状4号線	目黒交番前(北行)	大型車	197	61.8	848	69.0	848	69.1	
			小型車	2,682		4,048		4,138		
			合計	2,879		4,896		4,986		
			小型車換算合計	3,563		7,839		7,929		
		瀬谷駅(南行)	大型車	169	-	1,170	69.4	1,170	69.4	
			小型車	3,329		4,718		4,825		
			合計	3,498		5,888		5,995		
			小型車換算合計	4,084		9,948		10,055		
		断面合計(小型車換算)			7,647	-	17,786	-	17,983	-

注1:予測時間帯は昼間(6時~22時)としました。
注2:交通量は予測時間帯の16時間交通量としました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 地点7の騒音レベルの増加要因

地点7の現地調査結果と供用時の将来一般交通量の予測結果を比較すると、騒音レベルが平日4.3dB増加、休日5.8dB増加(図6-3に示す現地調査を行った東側で比較した場合)しています。

現地調査時と供用時の交通量及び等価騒音レベルは表6-3に示すとおりです。

地点7は、現況と供用後で道路構造が変わらないため、現地調査結果を用いた補正を行い予測しています。そのため、騒音レベルの増加は、交通量の増加によるものと考えられます。

ただし、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1デシベル未満(0.3デシベル～0.7デシベル)であることから、本事業の影響は小さいと予測します。



図 6-3 地点7 現地調査地点位置図

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6-3(1) 交通量と等価騒音レベルの変化(平日)

予測地点	道路名	方向	車種分類	現況交通量		将来一般交通量		将来交通量		
				現況交通量	騒音レベル(実測値)	将来一般交通量	騒音レベル(予測値)	将来交通量	騒音レベル(予測値)	
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	64	—	530	64.6	530	64.9	
			小型車	1,524		3,509		3,883		
			合計	1,588		4,039		4,413		
			小型車換算合計	1,810		5,878		6,252		
		瀬谷駅(南行)	大型車	78	59.9	476	64.2	476	61.5	
			小型車	1,721		3,038		3,480		
			合計	1,799		3,514		3,956		
			小型車換算合計	2,070		5,166		5,608		
		断面合計(小型車換算)			3,880	—	11,044	—	11,860	—

注1: 予測時間帯は昼間(6時~22時)としました。
 注2: 交通量は予測時間帯の16時間交通量としました。

表 6-3(2) 交通量と等価騒音レベルの変化(休日)

予測地点	道路名	方向	車種分類	現況交通量		将来一般交通量		将来交通量		
				現況交通量	騒音レベル(実測値)	将来一般交通量	騒音レベル(予測値)	将来交通量	騒音レベル(予測値)	
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園(北行)	大型車	3	—	537	64.7	537	65.2	
			小型車	429		3,548		4,344		
			合計	432		4,085		4,881		
			小型車換算合計	442		5,948		6,744		
		瀬谷駅(南行)	大型車	5	58.4	483	64.2	483	64.9	
			小型車	677		3,068		4,010		
			合計	682		3,551		4,493		
			小型車換算合計	699		5,227		6,169		
		断面合計(小型車換算)			1,142	—	11,175	—	12,913	—

注1: 予測時間帯は昼間(6時~22時)としました。
 注2: 交通量は予測時間帯の16時間交通量としました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

7 仮設調整池の位置について

仮設調整池は、図 7-1 に示すとおり各流域の流末付近に設置する計画です。

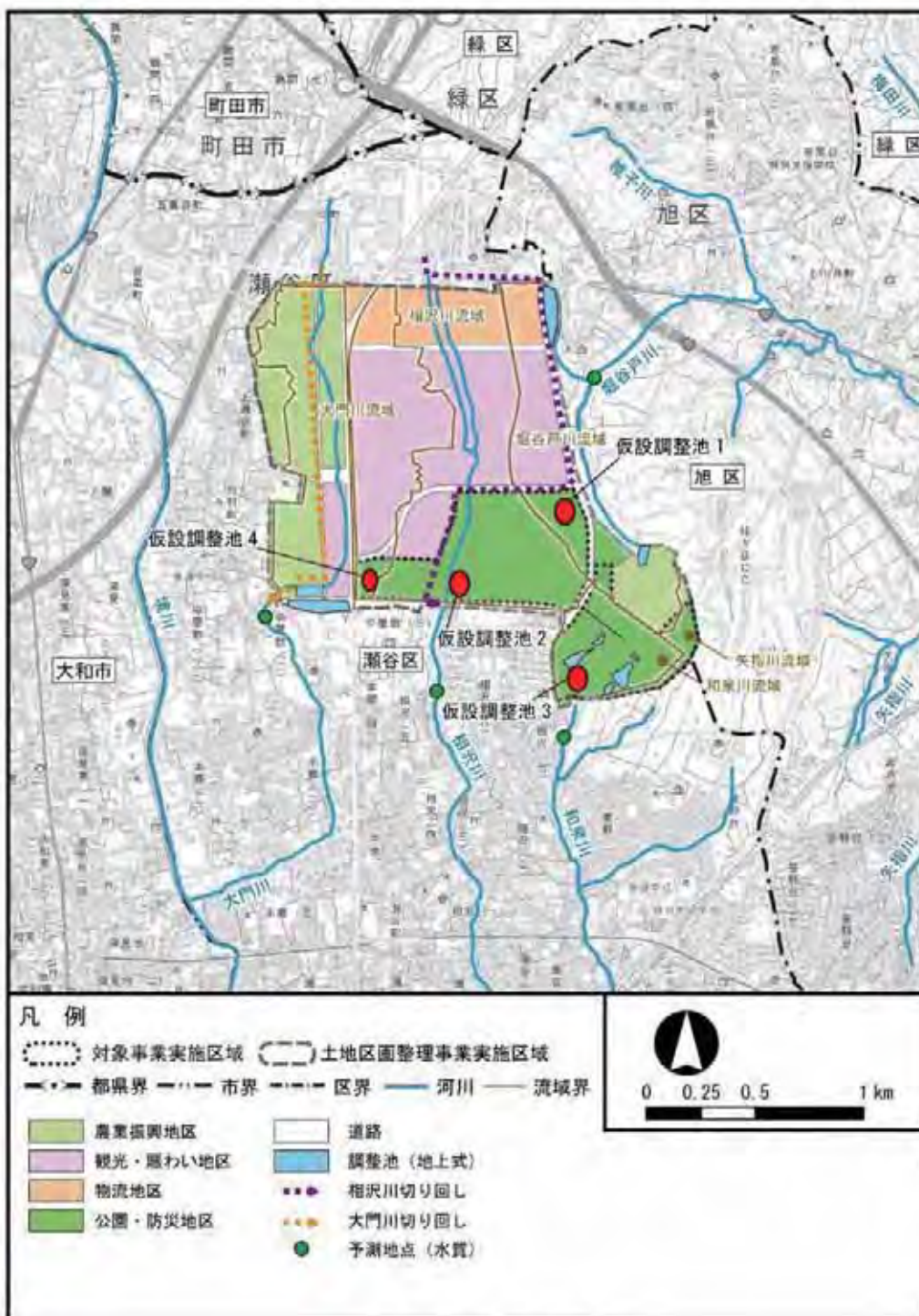


図 7-1 仮設調整池の位置

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

8 仮設調整池の出口での土砂の残留率について (2)

(1) 環境影響評価書における見直し案

審査会でのご指摘を受けて補足資料として提出した内容を踏まえ、準備書の該当箇所の内容を見直し、次のとおり修正します。準備書からの変更点は、太字下線で示します。

⑤ 予測条件

ア、本事業の集水区域の対象範囲

流域ごとに設置する仮設調整池に流入する雨水の集水区域の面積については、表 6.8-15 に示すとおりです。また、矢指川流域の土地利用については、自然的な利用を計画しているため、仮設調整池の対象とはしないこととしました。

集水区域の流域の状況は、前掲図 6.8-5 (p.6.8-23 参照) に示すとおりです。

仮設調整池は、前掲図 6.8-5 (p.6.8-23 参照) に示すとおり各流域の流末付近に設置する計画です。

イ、仮設調整池の諸元

工事により発生する雨水排水(濁水)は、公共下水道に排出する計画ですが、排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。

仮設調整池の諸元は表 6.8-15 に示すとおりです。

表 6.8-15 仮設調整池の諸元

仮設調整池の名称	流域	集水区域の面積 (ha)	仮設調整池の貯留容量 (m ³)
仮設調整池 1	堀谷戸川	7.66	4,800
仮設調整池 2	相沢川	32.19	4,500
仮設調整池 3	和泉川	20.98	4,700
仮設調整池 4	大門川	1.9	2,700

ウ、集水区域の雨水流出係数

国土交通省告示による雨水流出係数は、表 6.8-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われます。本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。なお、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

本事業の工事は対象事業実施区域をいくつかの工区に分けて段階的に行います。土地区画整理事業の造成工事後、闊路や建築施設等、本事業で速やかな施工を行う区域(以下、「造成裸地」とする)は、雨水流出係数(0.5)を用いました。道路擦り付け部等、本事業で速やかな施工を行わない区域(以下、「造成緑地」とする)は、土地区画整理事業により造成終了後に緑地の回復が行われる計画であることから、雨水流出係数(0.4)を用いました。また、既存樹林を保全し、本事業及び土地区画整理事業で改変を行わない区域(以下、「非改変区域」とする)についても、雨水流出係数(0.4)を用いました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.8-16 集水区域の雨水流出係数と面積

土地利用 の区分	雨水 流出 係数	SS の発生濃 度 (原単位) (mg/L)	集水区域の面積 (ha)				備 考
			仮設調整池 1 (堀谷戸川)	仮設調整池 2 (相沢川)	仮設調整池 3 (和泉川)	仮設調整池 4 (大門川)	
造成裸地	0.5	2,000	0.99	9.23	5.53	0	出典における「ローラその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地」の流出係数を設定
造成緑地	0.4	200 ^{注1}	3.41	0.75	1.49	1.90	出典における「人工的に造成され植生に覆われた法面」の流出係数を設定
非改変 区域	0.4	200 ^{注1}	3.25	22.21	13.96	0	出典における「人工的に造成され植生に覆われた法面」の流出係数を設定
集水区域で発生する SS 濃度 (mg/L) ^{注2}			481.69	802.00	765.40	200.00	-

注1: 「道路環境影響評価手法」7. 水質 7.4 切土工事等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する参考資料 (国総研資料大 594 号) を踏まえて、植栽範囲では9割程度の低減が図られるとし、200mg/Lを設定しました。当該文献は、裸地法面で平均310mg/Lに対し、植栽法面では平均20mg/Lとなっており、9割以上の削減となっています。

注2: 各仮設調整池の集水区域で発生する浮遊物質量は、以下のとおり計算しました。

$$\text{集水区域で発生する浮遊物質量} = 2000 \times (\text{造成裸地からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量}) + 200 \times (\text{造成緑地及び非改変区域からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量})$$

資料: 「流出雨量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」(平成16年国土交通省告示第521号)

エ. 時間雨量

対象事業実施区域の最寄り気象官署であるアメダス海老名観測所の過去30年間時間雨量の最大値を基に、豪雨時の1時間降水量(102mm)を設定しました。

日常的な降雨時については、既存資料(「降雨の時間特性に関する研究」(水工学論文集第47巻 土屋ら 平成15年2月))により関東地方平野部における一降雨時あたり最大1時間降水量の平均値(7.1mm)を設定しました。

表 6.8-17 時間雨量

降雨の区分	時間雨量	備 考	資料
豪雨時	102mm/ 時	アメダス海老名観測所における平成5年～令和4年までの1時間降水量の最大値	1
日常的な降雨時	7.1mm/時	関東地方平野部における一降雨時あたり最大1時間降水量の平均値	2

資料: 1. 「各種データ・資料、過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ 令和5年2月閲覧)

2. 水工学論文集「降雨の時間特性に関する研究」(水工学論文集第47巻 土屋ら 平成15年2月)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

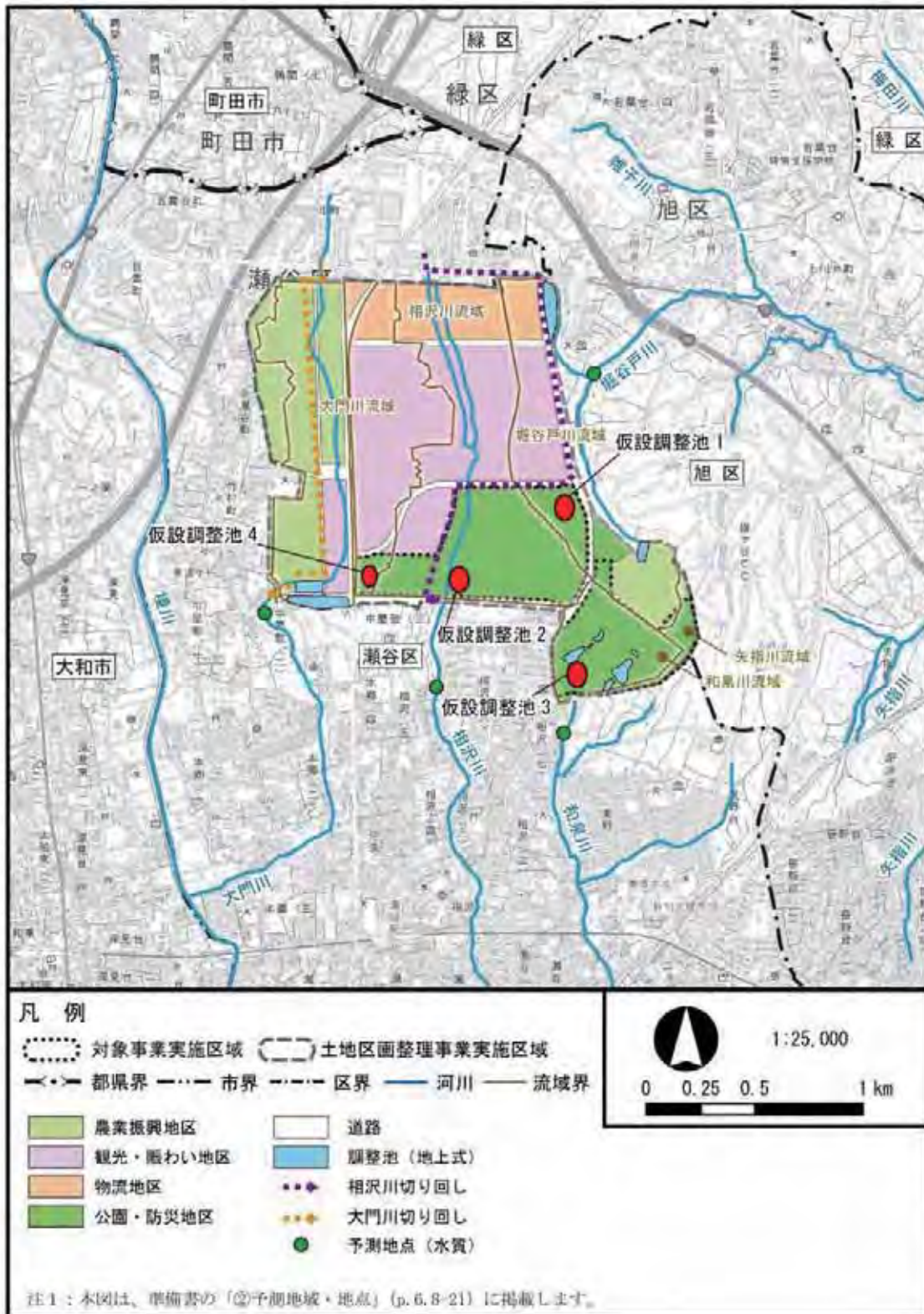


図 6. 8-5 予測地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

オ. 集水区域で発生する浮遊物質量

本事業の工事は対象事業実施区域をいくつかの工区に分けて段階的に行います。そのため、土地利用区分を造成裸地、造成緑地、非改変区域の 3 つに区分し、それぞれ浮遊物質量の発生濃度 (原単位) を設定しました。

日常的な降雨時、豪雨時ともに、造成裸地は前掲表 6.8-4 (p.6.8-8) を参考に最大値である 2,000mg/L を設定しました。造成緑地は、土地区画整理事業により造成終了後に緑地の回復が行われる計画であることから、「道路環境影響評価手法「7. 水質 7.4 切土工事等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁り」に関する参考資料 (国総研資料大 594 号) ¹⁾ を踏まえて、植栽範囲では 9 割程度の低減が図られるとし、200mg/L を設定しました。非改変区域も造成緑地と同様に 200mg/L を設定しました。

集水区域で発生する浮遊物質量は前掲表 6.8-16 に示すとおり、仮設調整池 1 (堀谷戸川) は 481.69mg/L、仮設調整池 2 (相沢川) は 802.00mg/L、仮設調整池 3 (和泉川) は 765.40mg/L、仮設調整池 4 (大門川) は 200.00mg/L です。

なお、工事排水は速やかに公共下水道に接続できない場合も想定され、造成緑地の一部では、局所的な植栽工事等を実施しますが、該当工事の施工期間は短期間であり、排水管の敷設・接続工事の完了後は、順次、排水管により工事排水を公共下水道に排出し、二次整備工事開始時は、全ての工事排水を公共下水道に排出することから、発生する浮遊物質量は前掲表 6.8-16 で設定した値を大きく上回ることはないと想定します。

注 1 : 当該文献は、裸地法面で平均 310mg/L に対し、植栽法面では平均 20mg/L となっており、9 割以上の削減となっています。

注 2 : 各仮設調整池の集水区域で発生する浮遊物質量は、以下のとおり計算しました。

$$\text{集水区域で発生する浮遊物質量} = 2000 \times (\text{造成裸地からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量}) + 200 \times (\text{造成緑地及び非改変区域からの濁水量} / \text{集水区域全体の濁水量})$$

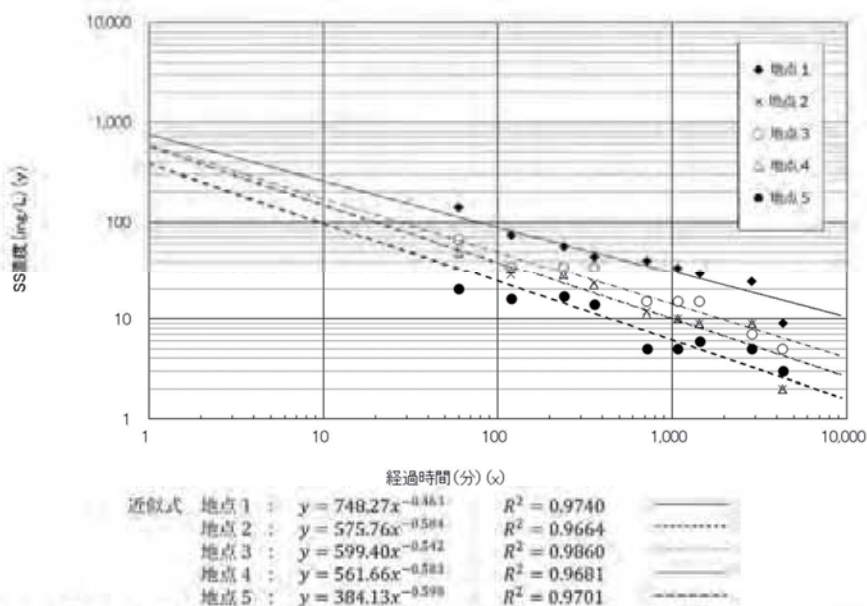
カ. 仮設調整池の出口での土砂の残留率

仮設調整池の出口での土砂の残留率は、各仮設調整池での滞留時間と土壌の沈降試験結果 (前掲表 6.8-7 及び図 6.8-6) から設定しました。

本事業の工事は土地区画整理事業の造成工事によって表土が剥ぎ取られた後に着手することから、土壌の沈降試験に用いた土質サンプル (前掲表 6.8-3 (p.6.8-8) 参照) と同様の粒度組成の土壌が流出すると想定しました。粒径が同じ土砂の沈降速度は同じであるため、土壌の沈降試験に用いた SS 濃度 2,000mg/L の濁水と本事業の集水区域で発生する SS 濃度 200.00~802.00mg/L (前掲表 6.8-16) の濁水で、濁水中に含まれる土砂の粒度組成が同じ場合、滞留時間経過後の土砂の残留率は変わりません。そのため、図 6.8-6 に示す初期濃度 2,000mg/L の土壌の沈降試験から算出される近似式を用いて土砂の残留率を算出し、算出した残留率を初期濃度 200.00~802.00mg/L にかけることで、仮設調整池出口での SS 濃度の予測値を算出しました。

ただし、SS 濃度が 10mg/L 以下の低濃度の範囲では横ばいになる傾向が見られ、近似式のとおり SS 濃度が減少しないことが想定されることから、安全側をみて仮設調整池の出口での SS 濃度の最小値は 10mg/L としました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



注1：地点2の近似式と地点4の近似式はほぼ重複しています。Rは相関係数です。

仮設調整池出口での残留率Pは、各調整池における滞留時間経過後SS濃度/初期SS濃度(=2000mg/L)で求めました。

図 6.8-6 滞留時間(経過時間)とSS濃度との関係

⑥ 予測結果

ア. 工事の実施に伴う公共用水域の水質(浮遊物質)

仮設調整池の出口での浮遊物質(SS)は、表 6.8-18 に示すとおりです。

豪雨時におけるSS濃度は10.0~57.8mg/L、日常的な降雨時におけるSS濃度は、10.0~16.8mg/Lと予測されます。

豪雨時及び日常的な降雨時における仮設調整池出口での濃度は、市条例の工事排水の水質に係る規制基準(70mg/L以下)以下となることから、豪雨時及び日常的な降雨時においては、本事業の工事時の雨水の排水に起因する基準値の超過はないものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。

表 6.8-18(1) 仮設調整池の出口での浮遊物質(SS)の予測結果 (豪雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	集水区域で発生するSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池出口での土砂の残留率 ^{注1} (%)	仮設調整池の出口でのSS (計算値) (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS (見直し後) (mg/L)
仮設調整池1	柳谷戸川	7.66	53.8	481.69	89.3	1.31(地点5)	6.3	10.0
仮設調整池2	相沢川	32.19	234.6	802.00	19.2	5.02(地点4)	40.2	40.2
仮設調整池3	和泉川	20.98	152.1	765.40	30.9	7.64(地点1) ^{注2}	57.8	57.8
仮設調整池4	大門川	1.9	12.9	200.00	209.0	1.27(地点2)	2.5	10.0

注1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の値の()内は、残留率の測定に用いた土質調査地点を示しています。
 注2：土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい地点1(武蔵野ローーム層で粘土質土体)の沈降試験結果を用いました。
 注3：仮設調整池の出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不能実性が得るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとしました。

表 6.8-18(2) 仮設調整池の出口での浮遊物質(SS)の予測結果 (日常的な降雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	集水区域で発生するSS濃度 (mg/L)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池出口での土砂の残留率 ^{注1} (%)	仮設調整池の出口でのSS (計算値) (mg/L)	仮設調整池の出口でのSS (見直し後) (mg/L)
仮設調整池1	柳谷戸川	7.66	3.7	481.69	1282.4	0.27(地点5)	1.3	10.0
仮設調整池2	相沢川	32.19	16.3	802.00	275.6	1.05(地点4)	8.5	10.0
仮設調整池3	和泉川	20.98	10.6	765.40	444.0	2.22(地点1) ^{注2}	16.8	16.8
仮設調整池4	大門川	1.9	0.9	200.00	3002.2	0.27(地点2)	0.5	10.0

注1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の値の()内は、残留率の測定に用いた土質調査地点を示しています。
 注2：土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい地点1(武蔵野ローーム層で粘土質土体)の沈降試験結果を用いました。
 注3：仮設調整池の出口でのSS濃度が10mg/L以下になる地点は、不能実性が得るため、安全側をみて仮設調整池の出口でのSS濃度を10mg/Lとしました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

日常的な降雨時における放流先河川の SS 濃度について、完全混合式により予測した結果を表 6.8-19 に示します。現況の SS 濃度が高い堀谷戸川以外は、放流先河川的环境基準値(大門川、相沢川及び和泉川は 100mg/L、堀谷戸川は 25mg/L)を満足する値となっています。また、すべての仮設調整池で現況の河川濃度を下回る結果となりました。しかしながら、放流先河川への SS の負荷量としては影響があるため、環境保全措置を検討するものとします。

表 6.8-19 放流先河川での浮遊物質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	現況の日常的な降雨時河川流量 ^{注1} (m ³ /min) Q _S	現況の SS 濃度 ^{注1} (mg/L) C _S	仮設調整池からの放流量 ^{注2} (m ³ /min) Q	仮設調整池の出口での SS 濃度 (mg/L) C	放流先河川下流での SS 濃度 (mg/L) C _R
仮設調整池 1	堀谷戸川	13.4	305	3.7	10.0	240.5
仮設調整池 2	相沢川	14.9	35	16.3	10.0	21.9
仮設調整池 3	和泉川	2.15	23	10.6	16.8	17.9
仮設調整池 4	大門川	97.8	74	0.9	10.0	73.4

注1：現況の日常的な降雨時河川流量及び SS 濃度は、既存資料(区画整理)における2回の降雨時調査における観測値の平均としました。

注2：仮設調整池への流入量と同じとしました。

注3：仮設調整池1の排水は堀谷戸川の支流に排水されますが、当該支流の流量は少なく、仮設調整池1からの排水により流量や SS 濃度が支配されるものとみなし、合流後(前掲図 6.8-5 の堀谷戸川の地点)の濃度を予測しました。

注4：仮設調整池の出口での SS 濃度が 10mg/L 以下になる地点は、不確実性が残るため、安全側をみて仮設調整池の出口での SS 濃度を 10mg/L としました。

6.8.5 評価

(1) 工事の実施に伴う公共用水域の水質(浮遊物質量、水素イオン濃度)

工事の実施に伴う公共用水域の水質のうち、豪雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、10.0~57.8mg/L、日常的な降雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、10.0~16.8mg/L と予測され、仮設調整池出口での濃度は、市条例の工事排水の水質に係る規制基準(70mg/L 以下)以下となることから、豪雨時及び日常的な降雨時において、本事業の工事時の雨水の排水に起因する基準値の超過はないものと予測します。

また、日常的な降雨時における放流先河川の SS 濃度は、現況の SS 濃度が高い堀谷戸川以外は放流先河川的环境基準値(大門川、相沢川及び和泉川は 100mg/L、堀谷戸川は 25mg/L)を満足する値となっています。また、すべての仮設調整池で現況の河川濃度を下回る結果となりました。

工事の実施に伴う公共用水域の水素イオン濃度について、コンクリート打設により発生するアルカリ排水は、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出することから、雨水の排水に伴う公共用水域の水質(水素イオン濃度)への影響は小さいものと考えられます。

また、環境保全措置として、裸地の早期緑化、凝集剤の添加、仮設調整池の点検、工事排水の水質の定期的な測定を実施することで、より一層の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(浮遊物質量(SS)) 仮設調整池出口は「市条例の工事排水の水質に係る規制基準」である 70mg/L 以下、放流先河川は大門川、相沢川、和泉川については「生活環境

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

の保全に関する環境基準（河川）である 100mg/L とし、堀谷戸川については現況の水質を大きく悪化させないこと。」「(水素イオン濃度 (pH)) 工事排水の排出先となる河川の現況の水質を大きく悪化させないこと。」を達成するものと評価します。

(2) 事後調査

本事業の予測では、造成緑地及び非改変区域の浮遊物質量の発生濃度（原単位）を植栽範囲では造成裸地から9割程度の低減が図られるとし、200mg/L と設定しましたが、植生による SS の除去効果は、植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状などの諸条件によって異なるため、植生による SS の除去割合の条件には不確実性があると考えられます。

また、植生通過後の土壌粒子は、裸地から流出される土壌粒子より小さい可能性が考えられ、その場合、仮設調整池での滞留時間経過後の土砂の除去率は、植生通過後の土壌の方が裸地から流出された土壌よりも低く（残留率が高く）なります。そのため、造成緑地及び非改変区域から流出される土壌の滞留時間経過後の除去率は、裸地と類似した条件で採取した土壌沈降試験のサンプルよりも低くなる可能性があり、予測の不確実性があると考えられます。

以上のことから、予測の不確実性を補い、環境保全措置の効果を高めるため、表 8.1 に示す事後調査を実施します。なお、公共用水域の水質の事後調査位置について、準備書では予測を行った地点（仮設調整池の出口4地点及び放流先河川4地点）としていましたが、仮設調整池1で処理した工事排水は、堀谷戸川の合流前の南側の支流に排出することから、仮設調整池1の放流先河川の事後調査地点を南側の支流の合流前の位置に変更します。また、事後調査地点の一部は土地区画整理事業の事後調査地点と重なることから、土地区画整理事業の事後調査結果を活用します。

以上を踏まえ、準備書第 8 章の事後調査項目を選定した理由及び事後調査の内容を次のとおり修正します。準備書からの変更点は、太字下線で示します。

表 8.1 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
水質・底質	公共用水域の水質	建設行為等	○	本事業の工事の実施に伴う公共用水域の水質の影響は、予測条件として整理した仮設調整池の諸元、 <u>植栽範囲で発生する浮遊物質量^{注1)}、仮設調整池での土砂の残留率^{注2)}</u> 等に不確実性があると考えられるため、選定します。

注1：植生による SS の除去効果は、植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状などの諸条件によって異なるため、植生による SS の除去割合の条件には不確実性があると考えられます。

注2：植生通過後の土壌粒子は、裸地から流出される土壌粒子より小さい可能性が考えられ、その場合、仮設調整池での滞留時間経過後の土砂の除去率は、植生通過後の土壌の方が裸地から流出された土壌よりも低く（残留率が高く）なります。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 8.2 事後調査の内容 (工事中)

環境影響 評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価 項目	細目					
水質・ 底質	公共用 水域の 水質	浮遊物質量 (SS)、水素 イオン濃度 (pH)	予測を行った地 点 (仮設調整池 の出口 4 地点及 び放流先河川 4 地点) 以下	4 季 (各季 非降雨 時及び降雨時の 2回)	一次整備工事期間 全体	「水質調査方法」 (昭和 46 年簡水管 30 号) 及び「水質汚 濁に係る環境基準に ついて」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号) に定められた方 法とします。

注 1 : 仮設調整池 1 (堀谷川) の排水は堀谷川の合流前の南側の支流に放流することから、仮設調整池 1 の放流先河川の事後調査位置は堀谷川の南側の支流の合流前の位置とします。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

9 調整池4の設えについて

本公園の方針には、「上瀬谷の緑と水を基調とした公園」があり、そこでは、既存の樹木や地形、表土の活用を考慮した施設整備、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全創出をすとしてしています。そのため、土地区画整理事業が主体となり整備する調整池4においても、この公園の方針に基づき、土地区画整理事業と調整を行っています。

現在、和泉川の源頭部は緩やかな起伏の中で、滲み出した伏流水が小水路に流れ出ている状況にあり、表 9-1 及び写真 9-1 に示すとおり支流①及び③では年間を通して流れが見られますが、支流②では渇水期には水が枯れることもあります。湧水は一般に水温の変動が小さい傾向にありますが、調整池に水をためる構造とした場合、気温の影響により水温の変動が大きくなるなど水温、水質が現況から変化する可能性があります。そのため、調整池の整備にあたっては、平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。

ただし、多様な水辺環境の確保のため、堤体のオリフィス付近を小規模な止水域にすることや、水路には川幅の変化や小さな落差を形成し、流速や水深に変化のある構造とすることも含め、幅広く検討しています。

なお、水路は、護岸が必要な箇所では石積みなどの多孔質な素材により、地下水の滲出性を持たせることで、滲み出した伏流水を水路に流し、水際部には抽水植物を植栽する予定です。また、最高水位（HWL）以下については、可能な限り現在の地形やメヒシバエノコログサ群落等の植生を維持し、現在と同様の定期的な草刈りにより、適切に維持管理します。



図 9-1 湧水の流量の現地調査地点（地点1～6）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 9-1 湧水の流量の現地調査結果（地点1～6）

調査時期	調査項目	単位	支流①		支流②		支流③	
			地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6
夏季	流量	m ³ /s	0.0056	0.0075	0.0010	0.0013	0.0004	0.0025
秋季	流量	m ³ /s	0.0027	0.0040	0.0000	0.0014	0.0002	0.0022
冬季	流量	m ³ /s	0.0010	0.0015	0.0000	0.0009	0.0001	0.0014
春季	流量	m ³ /s	0.0004	0.0010	0.0000	0.0003	0.0001	0.0005

注1：地点3は、秋季には水はあるが流れがなく、冬季と春季には対象事業実施区域の範囲全てで枯れた状態となっていました。



注1：各季節の写真の撮影日は以下のとおりである。

- ・夏季：2021年8月27日（金）
- ・秋季：2021年11月24日（水）
- ・冬季：2022年1月17日（月）
- ・春季：2022年3月11日（金）

写真 9-1 湧水の流量の調査地点状況

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

10 在来種や草地群落等を考慮したガーデンの整備方針について

本公園で計画しているガーデンは、上瀬谷の自然の魅力や機能を体感できるグリーンインフラを象徴する場として整備するもので、各ガーデンは相沢川や和泉川の源頭部など既存の自然環境や地形をいかしながら整備しますが、現況の水辺環境や景観を保全するエリアと、多様な植栽により見どころの形成や園芸文化の発信を行うエリアに区分し、保全と利用の両立を図ります。ガーデン 3 及びガーデン 4 のイメージは次頁以降に示すとおりです。

具体的には、ガーデン 3 の植栽エリアは、横浜が近代日本の植物交易の始まりの場であったことを象徴するように、日本から海外へ輸出したアジサイなどの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種を植栽し、日本、横浜の植物資源・文化・歴史を学ぶ場として展開する計画です。ガーデン 4 の植栽エリアについては、上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースに海外から日本に伝わった新種や園芸種を植栽し、高木を添えながら野の花の風景を創る計画としています。

一方、ガーデン 3 及びガーデン 4 の水路及びその周辺の草地は、土地区画整理事業によって和泉川に整備される動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）の湛水域と重複するため、両ガーデンとも調整池と重複するエリアについては、湧水による小水路及び窪地の地形と、やや湿性という植生も分布することを踏まえ、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物も計画しています。また大雨時に湛水する可能性のある HWL 以下は、可能な限り現在の地形やメヒシパーエノコログサ群落等の植生を維持して整備します。その他、造成により裸地が生じる場所においては表土保全により埋土種子を活用し、地域の潜在種による地被植栽も想定します。

以上のことから、ガーデン 3、ガーデン 4 は、調整池 4 重複する範囲では可能な限り現在の地形と植生を維持し、その他の範囲では現在の群落構成種と異なりますが、園芸種その他、郷土種も用いて、現況と同様のハビタットを提供する草地及び樹林地を形成することで、調整池 4 と瀬谷市民の森等との連続性を確保します。また、既存の樹木は可能な限り原位置で保存し、植栽する樹木も上瀬谷地域内に生育していた樹木を移植して活用するなど、土地の歴史を語る植物資源として活用する予定です。

これらのガーデンは、博覧会前の一次整備工事で整備することから、整備されたガーデンを博覧会でも活用がなされるよう、調整しています。

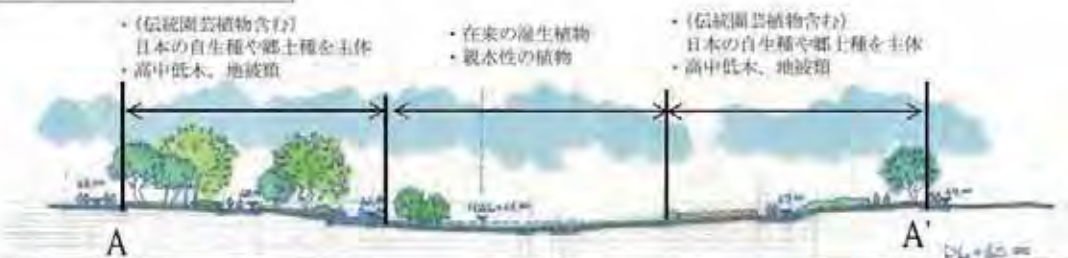
また、調整池も含めたガーデンの維持管理についても、農薬や肥料の使用を抑え、これまで生息していた生物が引き続き生息できるよう、順応的な管理を行います。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 10-1 断面位置

ガーデン内の主な植物構成例



注1：断面の位置は、図 10-1 に示します。

図 10-2 ガーデン3断面図

ガーデン内の主な植物構成例



注1：断面の位置は、図 10-1 に示します。

図 10-3 ガーデン4断面図

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 1 相沢川及び和泉川以外の注目すべき種の保全について

土地区画整理事業で行う環境保全措置により、相沢川、和泉川において、水辺の貴重種の保全を行います。また、瀬谷市民の森と連続する対象事業実施区域南東部のムクノキエノキ群落、スギヒノキ群落は保全することから、樹林地に生息する生物の生息・生育環境は引き続き維持できるものと考えます。その他のエリアについては、土地区画整理事業の造成工事によって全域が改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行うとともに、緑地の創出などを通して、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。

(1) 生態系ネットワークの保全・創出

土地区画整理事業により相沢川及び和泉川に整備される動植物の生息・生育環境及び瀬谷市民の森と連続する対象事業実施区域南東部の保全樹林（以下、「コアエリア」という。）に加えて、図 11-1 に示すとおり、対象事業実施区域の代表的な環境である湿性低地や樹林地がまとまって分布するエリア（以下、「サブコアエリア」という。）を配置し、生物の生息空間の多様性を高める方針とします。サブコアエリアとなる相沢川の北部の疎林は、現況では草地を主体としてエノキやマグワ等の植栽樹林で構成されており、植栽により新たな緑を創出するとともに、雨水の溜まる窪地の地形を保全する計画です。また、中央部の保全既存樹林では、まとまりのある大径木の樹林を保全します。

さらに、コアエリア及びサブコアエリア間を水路や樹林、草地等でネットワーク化することで、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。



図 11-1 対象事業実施区域の生態系ネットワーク

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 里地里山の環境要素の機能確保

対象事業実施区域に広域的に生息する、生態系の注目種である、オオタカ、ヒバリ、トノサマバツタ、シマヘビ、シオカラトンボ等は、日本の里地里山環境に生息する種です。これらの保全に対する具体的な展開としては、園内各地区に整備する草地、樹林地等を人の営みと自然環境が調和した里地里山の環境を参考に、里地里山環境に存在する水田や水域、鎮守の森のような大径木樹林、草地、畑地、雑木林等の環境要素のそれぞれが有する生息環境機能を公園内の各緑地に持たせ、さらにそれぞれを前述のとおりネットワーク化することで、日本のかつての郊外地域の生態系ネットワークモデルを公園内で構築することを目指します。

例えば鎮守の森のような機能は、大きく成長した在来種の大木を原位置保存することにより、鳥類の好適な生息環境となり、湿った下草では、小動物の生息が期待できます。また、草地・畑地のような機能は、一定程度のまとまりのある面積を確保し、場所により粗放的な管理も取り入れることで、現況のメヒシバエノコログサ群落やチガヤ群落と同様に、草丈の異なる多様な草地環境を創出し、小型の哺乳類や爬虫類、草地性昆虫の生息環境の確保が期待できます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 2 利用制限エリアの設定について

本公園では上瀬谷の既存の自然を保全するとともに、自然と触れ合う心地よさや喜びを感じられる公園とすることを目指しています。

供用時の保全エリアとしては図 1 2-1 に示す相沢川、和泉川の土地区画整理事業の環境保全措置実施範囲及び地上式調整池（調整池 4）、瀬谷市民の森と連続する南東部の樹林地を想定しています。これらのエリアについては既存の地形を活かした園路設定、ロープ柵等による園路以外への立ち入り防止措置を想定しています。また、既存樹木が多く残る場所については計画盤と現況盤を変えずに樹木と一帯を保全していきます。なお、利用制限エリアにおいても、自然観察や体験学習、維持管理作業のため、必要に応じて立ち入りが想定されます。

一方、サクラ広場等の草地については、園路等は原則設けず自然の中で多様な活動ができる空間とすることを想定しています。



図 1 2-1 ロープ柵等による園路以外への立ち入り防止範囲

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 12-2 樹林地内の園路（ロープ柵）のイメージ

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.3 「現況に近い状態に回復」する具体的根拠について

生物多様性（動物、植物、生態系）の注目すべき種の生息・生育環境の変化の内容を表 1.3-1 に示します。

注目すべき種の生息・生育環境は、相沢川及び和泉川周辺に創出され、その周辺では草地や樹林地等を整備することで、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。そのため、対象事業実施区域において確認された注目すべき種の生息・生育環境は現況に近い状態に回復すると予測します。

地域区分ごとの生物多様性（動物）の予測結果を以下に示します。なお、準備書からの変更点を太字下線で示します。

ア、人工的土地利用域

人工的土地利用域は、畑地、植栽樹群・果樹園、低基乾生草地や芝地として主にメヒシバ・エノコログサ群落とグラウンド等の人工的な土地利用が混在するエリアであり、注目すべき種として、畑地、植栽樹群、果樹園、草地（主にメヒシバ・エノコログサ群落）等ではモズ、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワが、また、それらを採餌場として利用している猛禽類が確認されています。

本事業では、土地区画整理事業の造成工事の後、公園整備に必要な範囲の整地と野球場、運動広場、多目的広場、スポーツ施設管理棟等の公園施設を設置することで、人工的な土地利用の面積が拡大します。

そのため、当該地域において確認された注目すべき種の生息環境は、相沢川及び和泉川周辺に創出する計画です。加えて、谷戸地域の相沢川周辺に創出する生息環境との連続性を考慮し、施設周辺にはエノキ、クスノキ等からなる植栽樹林、芝地を整備する計画であることから、面積、種構成、配置の変化が生じますが、人工的土地利用域において確認された注目すべき種の動物相の生息環境は、現況に近い状態に回復すると予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 13-1(1) 注目すべき種の生息・生育環境の変化（人工的土地利用域）

現況	環境区分	乾生草地（メヒシバ・エノコログサ群落等）	畑地	植栽樹群、果樹園	グラウンド
	面積 (ha)	1.04	1.72	1.89	1.58
動物の注目すべき種	モズ、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワ、猛禽類				—
植物の注目すべき種	—				—
生態系の注目種	ヒバリ、トノサマバツタ、オオタカ	ヒバリ、トノサマバツタ、オオタカ	タヌキ、オオタカ	—	
土地区画整理事業の影響	・造成工事により全域を改変の可能性				
本事業の影響	・公園整備に必要な範囲の整地と野球場、スポーツ施設管理棟等の公園施設の設置 ・施設周辺には植栽等により樹林地、芝地を創出				
施設の存在時	環境区分	芝地		植栽樹林（エノキ、クスノキ等）	野球場、運動広場、多目的広場、スポーツ施設管理棟等
	面積 (ha)	1.03			5.17
変化の内容	・管理頻度が高く草丈が短い ・面積が縮小 ・種構成が変化		・施設周辺に帯状に配置 ・面積が縮小 ・種構成が変化		・面積が拡大
注目すべき種への影響	・注目すべき種の生息環境は相沢川及び和泉川周辺に創出される ・土地区画整理事業の環境保全措置実施範囲と連続する草地、樹林地環境を提供				—

イ、谷戸地域

谷戸地域は、相沢川、水田、耕作地（主に畑地、メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落等）、樹林地（主に小規模植栽樹群、疎林）が分布し、注目すべき種として、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地ではハグロトンボ、ヤマサナエ、シュレーゲルアオガエルが、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地や耕作地（主に畑地、メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落等）、樹林地（主に小規模植栽樹群、疎林）ではヤマカガシ、オオヨシキリが、さらには、それらを採餌場として利用している猛禽類が確認されています。

本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-32 (p.6.2-113 参照) に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿地や草地（ミズワラビ、ミズナラ等の湿生草地、ムギ、ソバ等の乾生草地）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）を整備する計画となっており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出します。

また、本事業では、その周辺において庭園等（コブシ、キク、スイセン等）を整備しますが、既存の樹林地（クスギ、コナラ等）の保全や植栽等による樹林地（コナラ、ハンノキ等）、ミズワラビ、ミズナラ等の低茎湿生草地、ナノハナ、レンゲ等の低茎乾生草地、高茎乾生草地の創出、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。

以上により谷戸地域において確認された注目すべき種の動物相（植物相）の生息（生育）環境は、現況に近い状態に回復すると予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 13-1(2) 注目すべき種の生息・生育環境の変化（谷戸地域）

現況	環境区分	開放水面、水田	畑地、休耕地	小規模 植栽樹群	乾生草地（メヒシバ -エノコログサ群 落、チガヤ群落等）	疎林（エノキ、 マダマツ等）
	面積 (ha)	0.56	2.62	5.47		
動物の注目すべき種	ハグロトンボ、ヤマサナエ、シュレーゲルアオガエル、ヤマカガシ、オオヨシキリ、猛禽類		ヤマカガシ、オオヨシキリ、猛禽類			
植物の注目すべき種	アオカワモズク、シャジクモ、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジ		ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジ			
生態系の注目種	シマヘビ、シオカラトンボ	ヒバリ、トノサマバツタ、オオタカ、シマヘビ	タスキ、オオタカ	ヒバリ、トノサマバツタ、オオタカ	タスキ、オオタカ	
土地区画整理事業の影響	・造成工事により全域を改変の可能性 ・相沢川を暗渠化し、取水した水を保全した谷戸地形に放流して活用 ・谷戸地形をいかした多自然水路、湿地、草地、樹林地を整備し、保全対象種の生息環境を創出				・造成工事により全域を改変の可能性	・保全
本事業の影響	・樹林地、湿生草地、乾生草地の創出 ・生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画 ・保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理					・疎林をいかし、植栽により新たな緑を創出
施設の存在時	環境区分	多自然水路、湿地、湿生草地（ミズワラビ、ミズナラ等）	乾生草地（ムギ、ソバ等）	既存樹林（クスギ、コナラ等）、植栽樹林（コナラ、ハンノキ等）	乾生草地（ナノハナ、レンゲ等）、庭園等（コブシ、キク、スイセン等）	疎林
	面積 (ha)	0.50	1.00	1.37	2.76	1.28
変化の内容	・三面コンクリート張りの水路から多自然水路となる ・水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移				・種構成が変化	・密度が変化
注目すべき種への影響	・様々なハビタットタイプの動物の生息・生育可能な環境を提供				・土地区画整理事業の環境保全措置実施範囲と周辺との連続性を確保	

ウ、樹林が点在する広大な草地域

樹林が点在する広大な草地域では、メヒシバ-エノコログサ群落等の低茎草地、チガヤ群落等の高茎草地、耕作地（主に畑地、オギ群落、裸地）、点在する小規模植栽樹群、疎林等や人工構造物が分布し、注目すべき種として、高茎草地等ではオオヨシキリ、ヒバリ、ショウリョウバッタモドキが、低茎草地、高茎草地、耕作地、小規模植栽樹群、疎林等では、モズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワが、さらには、それらを採餌場として利用している猛禽類が確認されています。

樹林が点在する広大な草地域は、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と飲食・物販施設、パークセンター等の公園施設の設置する計画です。

そのため、当該地域において確認された注目すべき種の生息環境は、相沢川及び和泉川周辺に創出する計画です。また、当該地域においては、植栽等により樹林地や草地等が帯状・パッチ状に配置す

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

る計画であることや、谷戸地域の相沢川周辺に創出する生息環境との連続性を考慮し、既存の樹木や地形、表土を活用して樹林地、乾生草地、湿生草地、芝地、庭園等を整備することから、面積、種構成、配置の変化が生じますが、樹林が点在する広大な草地域において確認された注目すべき種の動物相の生息環境は、現況に近い状態に回復すると予測します

表 13-1(3) 注目すべき種の生息・生育環境の変化（樹林が点在する広大な草地域）

現況	環境区分	メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落、畑地	オギ群落	小規模植栽樹群	疎林（スギ・ヒノキ植林、植栽樹群）	人工構造物
	面積 (ha)	23.24	0.17	1.16	0.83	2.07
動物の注目すべき種		オオヨシキリ、ヒバリ、ショウリョウバッタモドキ、モズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワ	オオヨシキリ、ヒバリ、ショウリョウバッタモドキ、モズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワ	モズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワ	モズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワ	—
植物の注目すべき種		—	—	—	—	—
生態系の注目種		ヒバリ、トノサマバッタ、オオタカ	ヒバリ、トノサマバッタ、オオタカ	タヌキ、オオタカ	タヌキ、オオタカ	—
土地区画整理事業の影響		・造成工事により全域を改変の可能性		・保全		・造成工事により全域を改変
本事業の影響		・公園利用に必要な範囲の整地と飲食・物販施設、パークセンター等の公園施設の設置 ・地形、表土を活用して低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備		・原位置保存、移植	・疎林をいかし、植栽により新たな緑を創出	・公園利用に必要な範囲の整地と飲食・物販施設、パークセンター等の公園施設の設置
施設の存在時	環境区分	乾生草地、芝地、庭園等	湿生草地（既存湿生植物、ムラサキツユクサ等）	既存樹林（ケヤキ、クワ等）、植栽樹林（ヤマボウシ、サクラ等）	疎林（スギ・ヒノキ植林、植栽樹群）	飲食物販施設、管理施設、パークセンター等
	面積 (ha)	12.97	0.09	3.23	3.64	6.45
変化の内容		・面積が縮小 ・種構成が変化	・種構成が変化	・帯状、パッチ状に配置 ・種構成が変化	・密度が変化	・面積が拡大
注目すべき種への影響		・土地区画整理事業の環境保全措置実施範囲と連続する草地、樹林環境を提供				—

エ. 和泉川源流域

和泉川源流域は、和泉川源流域の小水路、その周辺のオギ群落等の湿生草地、メヒシバ・エノコログサ群落等の低茎乾生草地、チガヤ群落等の高茎乾生草地、耕作地や小規模植栽樹林、瀬谷市民の森に続く樹林（主にコナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）等が分布し、注目すべき種として、和泉川源流域の小水路ではホトケドジョウ、ヤマサナエが、その周辺のオギ群落、メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林ではアズマヒキガエル、ケラ、ヤブガラシグンバイが、その周辺のオギ群落等の湿生草地やメヒシバ・エノコログサ群落等の低茎乾生草地、チガヤ群落等の高茎乾生草地ではアズマヒキガエル、ケラ、ヤブガラシグンバイが、チガヤ群落等の高茎乾生草地、耕作地や小規模植栽樹林、瀬谷市民の森に続く樹林（主にコナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）等ではヒバリ、セッカ、モズ、ツバメ、カワラヒワ、アオジ、クヅワムシが、さらに

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

は、それらを採餌場として利用している猛禽類が確認されています。

和泉川源流域では、庭園や農園を設置する計画ですが、本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-33～表 6.2-34 (p.6.2-113～6.2-114 参照) に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として種構成や位置の変化はありますが、ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）が整備される計画です。なお、本事業では、対象事業実施区域全域の園路や駐車場等に礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図り、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行うとともに、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備します。

以上により和泉川源流域において確認された注目すべき種の動物相（植物相）の生息（生育）環境は、現況に近い状態に回復すると予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 13-1(4) 注目すべき種の生息・生育環境の変化（和泉川源流域）

現況	環境区分	湧水起源の小水路	湿生草地（オギ群落）	乾生草地（メヒシバ、エノコログサ群落、チガヤ群落等）	小規模植栽樹林	コナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林
	面積 (ha)	—	0.11	16.58	1.23	4.36
動物の注目すべき種	ホトケドジョウ、ヤマサナエ	アズマヒキガエル、ケラ、ヤブガラシグンバイ	アズマヒキガエル、ケラ、ヤブガラシグンバイ、ヒバリ、セッカ、モズ、ツバメ、カワラヒラ、アオジ、クツワムシ	ヒバリ、セッカ、モズ、ツバメ、カワラヒラ、アオジ、クツワムシ		
植物の注目すべき種						
生態系の注目種	ホトケドジョウ	ヒバリ、トノサマバツタ、オオタカ、シマヘビ、シオカラトンボ	ヒバリ、トノサマバツタ、オオタカ、シマヘビ、シオカラトンボ	タスキ、オオタカ	タスキ、落葉広葉樹林、オオタカ	
土地区画整理事業の影響		<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により全域を改変の可能性 ・ホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低草乾生草地、高草乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）を整備 			・保全	
本事業の影響		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽等により樹林地、低草湿生草地、低草乾生草地、高草乾生草地を整備 ・園路や駐車場等に確固貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理 			・原位置保存、移植	・保全
施設の存在時	環境区分	自然石護岸等による湧水起源の小水路、抽水植物	湿生草地（カキツバタ、キボウシ）	乾生草地（メヒシバ、エノコログサ群落等）、庭園等（アジサイ、スイセン、サクラ等）、農園等（野菜、果樹等）	既存樹林（ケヤキ、クワ等）、植栽樹林（シラカシ、サクラ等）	コナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林
	面積 (ha)	0.10		14.58	2.09	4.73
変化の内容		・素掘りの水路から自然石護岸の水路となる	・種構成が変化	・種構成が変化	・一部は位置が変化 ・種構成が変化	・変化なし
注目すべき種への影響		・ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・同様のハビタットを提供 ・土地区画整理事業の環境保全措置実施範囲及び調整池4と瀬谷市民の森等との連続性を確保 			

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.4 水辺の貴重種の移設・移植時期について

(1) 相沢川保全対象種の移設・移植の方針

及び和泉川での環境保全措置については、土地区画整理事業が主体となって本事業と調整を行い、土地区画整理事業において保全対象種の生息・生育環境を整備し、土地区画整理事業実施区域内に生息・生育する保全対象種の移植・移設を行います。

土地区画整理事業事後調査計画書では、保全対象種の移設・移植について、次のような方針で行うこととされています。

【方針】

保全対象種の移設・移植は、工事計画を踏まえ、相沢川及び和泉川に保全対象種の生息・生育環境を創出後に実施される計画です。

具体的な工事計画は土地区画整理事業において検討中ですが、専門家等の意見を踏まえて、工事前の確認適期に表 1.4-1 に示す保全対象種の確認を行い、各保全対象種の移設・移植適期に移設・移植を行います。

なお、動物については、工事中に保全対象種が確認された場合には、創出した生息環境もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。創出する生息環境の受け入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、水槽等の飼育設備への一時避難、対象事業実施区域外への移設を検討します。

植物については、工事中に保全対象種が確認された場合には、創出した生育環境へ移植します。創出する生育環境の受け入れが整う前に保全対象種が確認された場合は、トロ舟等の人工池への仮移植を検討します。付着藻類については、仮移植が困難であることから、引き続き専門家等と対応を協議します。

表 1.4-1 移設・移植を行う保全対象種

移設・移植場所	区分	保全対象種
相沢川（湿地環境と草地環境）	動物	シュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、マルタニシ、スナガイ
	植物	ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスグチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチヨウウキゴケ
	生態系	シオカラトンボ（幼虫）
和泉川（湧水起源の小水路環境）	動物	ホトケドジョウ
	植物	—
	生態系	—

資料：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その1）（横浜市 令和5年3月）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 保全対象種の移設・移植時期

具体的な移植・移設時期については、本事業と調整し、次の通りを想定しています。

【相沢川】



- ・着手可能となり次第、保全種を適期に採取し、代替植生地に移植・播種・表土移植・埋土種子撒きだし等様々な方法で定着を試みるとともに、リスク分散や外来種対策としてトレーやプラ船等での育成栽培を開始します。
- ・令和6年度から代替植生地の整備に着手し、完成した場所から順次移植を行います。
- ・移植は複数年に分けて、創出された代替植生地に様子を見ながらなじませていきます。また、移植は各植物の適期に行います。
- ・工事期間中や園芸博期間中も含め、代替植生地が安定するまではモニタリングを行いながら維持管理し、その後も順応的に維持管理していきます。なお、維持管理の主体は土地区画整理事業と調整中です。

(参考) プラ舟のイメージ



資料：白旗沼・手賀沼における沈水植物再生の取り組みと課題（林紀男 平成25年3月）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

【和泉川】

和泉川の調整池4及び小水路の整備に先立ち、専門家の指導の下、ホトケドジョウを捕獲し、水槽等に移設・飼育し、調整池及び水路が完成し、環境が安定した後、水路に戻す予定です。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.5 圍繞景観の価値の変化の根拠について

圍繞景観の価値の変化の程度は、普遍価値及び固有価値について、表 1.5-1 に示す代表的な指標例に基づき、各認識項目の変化を予測しています。

3月27日の審査会でのご指摘を踏まえ、各認識項目の価値の評価の根拠を具体的に記載しました。左頁に準備書の予測結果、右頁に前回審査会での指摘を踏まえた見直し結果を示します。

表 1.5-1 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標例
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際性の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ（被視頻度） 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在、他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 18 (人工的土地利用域)



【供用時】 地点 18 (人工的土地利用域)

表 15-2 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度 (人工的土地利用域) 【準備書】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	○→○	供用時において視認性を遮るものは計画されていないため、現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	◎→◎	現況では農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公園来園者に広く利用されるため、現況から大きな変化はないと予測します。
固有価値	固有性	○→○	現況、供用時ともに人工的な土地利用を計画しているため、現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	◎→◎	現況では農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公園来園者に広く利用されるため、現況から大きな変化はないと予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 15-2 (2) 景観区ごとの価値の変化の程度 (人工的土地利用域) 【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△	現況ではメヒシバ・エノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備するため、景観区全体の緑被率は低下しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植することで、本地点からの視野に占める自然性はある程度確保されると予測します。
	視認性	○→○	現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物はありませんが、対象事業実施区域内の植栽樹群により景観区内を見通せず、瀬谷市民の森等も視認できないため視認性は中程度です。供用時は、野球場の防球ネットや対象事業実施区域の境界に植栽する高木を含む落葉樹、常緑樹、サクラ等が視認できるものの、防球ネットが視界を大きく遮ることはなく、樹木による視野の遮蔽は現況と同程度であるため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	◎→◎	現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性は現況から大きな変化はないと予測します。
固有価値	固有性	○→○	現況ではメヒシバ・エノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備しますが、施設の周辺に樹林や芝地を整備します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進める計画であることから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	◎→◎	現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性は現況から大きな変化はないと予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。
 また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 21 (谷戸地域)



【供用時】 地点 21 (谷戸地域)

表 15-3 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度 (谷戸地域) 【準備書】

価値軸	認識項目	価値の変化 ⁽¹⁾	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	谷戸地形をいかし、湿性環境や草地環境等の多様な環境を創出する計画であることから、現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	供用時において視認性を遮るものは計画されていないため、現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方に利用されていますが、供用時は公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	谷戸地形をいかし、湿性環境や草地環境等の多様な環境を創出する計画であることから、現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方に利用されていますが、供用時は公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 15-3 (2) 景観区ごとの価値の変化の程度（谷戸地域）【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況では相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥にメヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が視認できます。 土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	現況では谷戸地形となっており、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため、谷戸底の水田や畑地と谷戸の東側に広がるメヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林地を広く見通せます。供用時は谷戸地形を保全し、水路、湿地、草地、樹林地、花壇等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかし、ガーデン1や大花壇を整備することから、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	現況では相沢川沿いが谷戸地形となっており、水田、畑地、メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落、樹林等が分布し、固有性が高い。 土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかしてガーデン1や大花壇を整備し、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。
また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 22（樹林が点在する広大な草地域）



【供用時】 地点 22（樹林が点在する広大な草地域）

表 15-4 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度（樹林が点在する広大な草地域）【準備書】

価値軸	認識項目	価値の変化 ⁽¹⁾	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	既存の樹林地をいかした植栽により樹林地や低基草地を整備する計画であることから、現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→○	飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、視認性が低下すると予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	既存の樹林地をいかした植栽により樹林地や低基草地を整備する計画であることから、現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 15-4 (2) 景観区ごとの価値の変化の程度（樹林が点在する広大な草地）【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況ではメヒシバ・エノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や圍障区域のモミジバズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が視認できます。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備しますが、北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備することから、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→○	現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため視認性は高いですが、供用時は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、視認性が低下すると予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	現況ではメヒシバ・エノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や圍障区域のモミジバズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が視認できます。土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備しますが、北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、圍障区域内の大径木は公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木として活用する計画です。そのため、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されるため、親近性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況)→(供用時)の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 11 瀬谷みはらし公園（和泉川源流域）



【供用時】 地点 11 瀬谷みはらし公園（和泉川源流域）

表 15-5 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）【準備書】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^(注1)	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	和泉川源流部は、現況の地形をいかした整備を行い、南東部の樹林地は、瀬谷市民の森等と連続性のある樹林地の保全や緑地の創出が行われるため、現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	供用時において視認性を遮るものは計画されていないため、現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	△→○	対象事業実施区域内は、現況では関係者以外立ち入り禁止となっていますが、供用時は生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されるため、利用性が中程度に向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	和泉川源流部は、現況の地形をいかした整備を行い、南東部の樹林地は、瀬谷市民の森等と連続性のある樹林地の保全や緑地の創出が行われるため、現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	△→○	対象事業実施区域内は、現況では関係者以外立ち入り禁止となっていますが、供用時は生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用され、親しまれるため、親近性が中程度に向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 15-5 (2) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、自然性が高いです。 和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	現況では、なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。南側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のある樹林地が視認できます。 供用時は現況の地形や瀬谷市民の森と連続性のある樹林地を保全し、湧水起源の小水路環境、草地、樹林地、庭園、農園等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	△→○	現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されるため、利用性が中程度に向上すると予測します。

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 15-5 (3) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
固有価値	固有性	◎→◎	現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、固有性が高いです。 和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、固有性に現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	△→○	現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用され、親しまれるため、親近性が中程度に向上すると予測します。

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.6 触れ合い活動の場の保全措置について

触れ合い活動の場の予測・評価において、本事業において新たな桜の名所づくり及び各地区において環境学習や自然体験などが行える自然との触れ合いの拠点の形成を進めることから、新たな触れ合い活動の場が創出されるとして検討しています。これらの新たな桜の名所づくり及び環境学習、自然体験の観点での新たな触れ合い活動の場の創出について検討した内容は、次に示すとおり環境保全措置において修正します。また、桜並木の立地に関する検討状況も含んだ新たな桜の名所づくりに関する計画は、p.68～70 に示すとおりです。

表 1.6-1 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者、一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内に可能な限り緑地を創出します。 ・公園内に、周囲に桜があり、人が集まることで空間と一体となってお花見ができるような、広大なサクラ広場（草地広場）を整備し、地域の祭りやイベントに活用するとともに、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノの並木の配置、花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めます。 ・また、中央地区は植物や環境などに関する学びを発信する場として、北地区はアウトドア体験施設として、地産地消を活用した飲食・物販施設などを導入し、自然と共生しながら、賑わいを創出する場として、東地区は自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区としてそれぞれ整備し、環境学習や、自然体験という観点における新たな自然との触れ合いの拠点づくりを進めます。 ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 ・公園職員、その他業務関係者、来園者等に車両の安全な利用を促進する活動を行います。

注1：太字下線部：準備書からの変更点を示しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

旧上瀬谷通信施設地区 新たな桜の名所づくりに向けた基本計画

背景

瀬谷区の海軍道路（環状4号線）の桜は、毎年の樹木医診断の結果を踏まえ、直近10年で平均して毎年20本程度を撤去せざるを得ないなど、年々老木化が進んでいる状況にあります。

このため、2027年国際園芸博覧会や、旧上瀬谷通信施設地区の新たなまちづくりをきっかけとして、自然との調和を次の世代に繋げていくという考え方から、この機会に、桜をしっかりと再生していく必要があると考えています。

これまで検討を進めてきた、「海軍道路の桜並木に関する懇談会（以降、「懇談会」）」の検討結果や「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）」、「市民意見募集の結果」等も踏まえて、**新たな桜の名所づくりに向けた基本計画**をお示しします。



図1 位置図

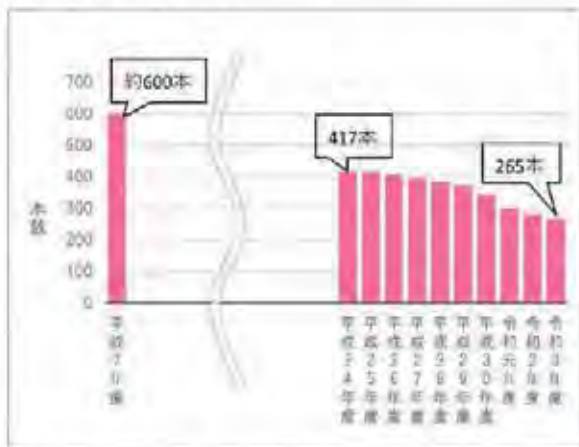


図2 海軍道路（環状4号線）のソメイヨシノ生育本数



撤去された桜跡

年次	注	区副都心区内				区副都心区外		合計	
		総合判定				総合判定			
		A	B1	B2	C	A~B2	C		
ソメイヨシノ	R2年度	57本	140本	47本	8本	38本	10本	292本	18本
			244本		撤去		撤去		
ソメイヨシノ	R3年度	42本	126本	63本	13本	34本	4本	265本	17本
			233本		撤去		撤去		

図3 海軍道路（環状4号線）のソメイヨシノ樹木診断結果



平成23年9月の台風で倒木した様子





新たな部の名所づくりに向けた基本計画

新たな部地区の歴史・文化・自然の魅力を最大限に引き出し、地域住民の生活の質を向上させ、観光客の訪れを促すことにより、地域の活性化を図ります。

知見① 観光資源と観光地帯の活用

新たな部地区には、歴史的・文化的・自然の観光資源が豊富にあり、これらを有効に活用することで、地域の魅力を最大限に引き出すことができます。

- ◎ 観光資源 (歴史・文化・自然) 観光地帯の活用
- ◎ 観光資源 (歴史・文化・自然) 観光地帯の活用
- ◎ 観光資源 (歴史・文化・自然) 観光地帯の活用

知見② 観光地の連携

観光地間の連携を促進し、観光客の滞在時間を長くし、観光消費を促進します。

- ◎ 観光地間の連携 (観光客の滞在時間・観光消費)
- ◎ 観光地間の連携 (観光客の滞在時間・観光消費)
- ◎ 観光地間の連携 (観光客の滞在時間・観光消費)

知見③ 観光客の行動動向に関する調査と分析

観光客の行動動向に関する調査を行い、観光客のニーズや行動パターンを把握し、観光地の魅力を最大限に引き出すための施策を立案します。

- ◎ 観光客の行動動向に関する調査と分析 (観光客のニーズ・行動パターン)
- ◎ 観光客の行動動向に関する調査と分析 (観光客のニーズ・行動パターン)
- ◎ 観光客の行動動向に関する調査と分析 (観光客のニーズ・行動パターン)

観光客の行動動向に関する調査と分析

観光客の行動動向に関する調査を行い、観光客のニーズや行動パターンを把握し、観光地の魅力を最大限に引き出すための施策を立案します。

観光客の行動動向に関する調査と分析

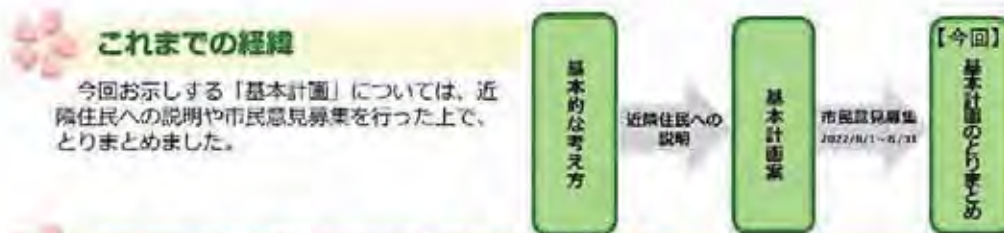
観光客の行動動向に関する調査を行い、観光客のニーズや行動パターンを把握し、観光地の魅力を最大限に引き出すための施策を立案します。

観光客の行動動向に関する調査と分析

観光客の行動動向に関する調査を行い、観光客のニーズや行動パターンを把握し、観光地の魅力を最大限に引き出すための施策を立案します。

※ 観光客の行動動向に関する調査と分析は、観光客のニーズや行動パターンを把握し、観光地の魅力を最大限に引き出すための施策を立案するための重要な要素です。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



「海軍道路の桜並木に関する懇談会」について

2027年国際園芸博覧会や旧上瀬谷通信施設のまちづくりをきっかけに、海軍道路の桜並木のこれからについて検討を進めるため、地域の方々や公募区民による「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を令和3年度に設置しました。

意見交換を行った結果、土地区画整理事業区域内（八王子街道付近～中瀬谷消防出張所）は、桜並木を再生していく方向で意見がまとまりました。

また、土地区画整理事業区域外（中瀬谷消防出張所～瀬谷中学校前交差点）の東側歩道部においても、桜並木を再生していく予定です。



意見交換の様子



樹木店による現地説明会

【参考】旧上瀬谷通信施設における土地利用計画



【発 行】令和4年10月
 【問合せ先】横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課
 電話：045-671-2061 FAX：045-650-4098
 【HP】「海軍道路の桜並木に関する懇談会」の議事要旨・資料、市民意見募集の結果は、HP上にてご覧いただけます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu/kuh-hankyo/tonshisei/jokyo_senote/kaimiseya/default20210316.html
 【HP】「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」については、HP上にてご覧いただけます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu/kuh-hankyo/midori-koen/koen-tsaku.nu/sabikinkaki/kaimiseya.html>

資料：旧上瀬谷通信施設地区新たな街の名所づくりに向けた基本計画（横浜市 令和4年4月）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1.7 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量について

本事業の施設の運営に伴い発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量は、1,564 tCO₂/年と予測しますが、表 1.7-1 及び図 1.7-1 に示すとおり、横浜市の 2020 年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）（総排出量：1,647.5 万 tCO₂/年）に対して、本事業の施設の運営が該当する業務部門の温室効果ガス排出量（312.5 万 tCO₂/年）に対する本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量（1,564 tCO₂/年）の割合は、0.05%に相当します。

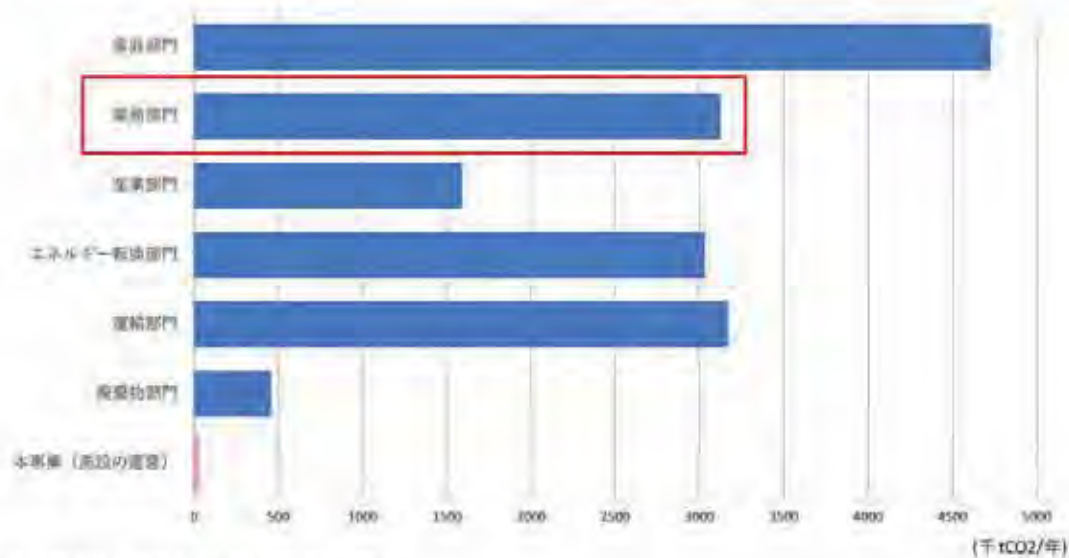
また、横浜市役所が行う事務及び事業に関する事業別の温室効果ガスの排出量（2013 年度）及び目標排出量（2030 年度）は、表 1.7-2 及び図 1.7-2 に示すとおりです。市役所の削減は、2013 年度から 2030 年度までに、温室効果ガス排出量を市役所全体で 50%、庁舎等で 72%削減することを目標としており、庁舎等の温室効果ガスの目標排出量（2030 年度）に対して、本事業の温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量の割合は 3.191%となることから、今後、詳細な設備計画の検討にあたっては、法令、実行計画（市役所編）の目標・内容に沿って、高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用し、照明や空調機を省エネ制御することに加え、環境保全措置として、新しい技術も含めて検討したうえで、省エネルギー型製品や、太陽光等の再生可能エネルギー施設の設備等の積極的な導入、グリーン電力調達制度に基づく電力調達、機器・設備等の運用改善、電気自動車の充電設備の導入、ホームページで公共交通機関の利用の呼びかけ等を実施し、さらなる消費エネルギー並びに二酸化炭素排出量の削減に努める計画とします。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 17-1 横浜市の部門毎の温室効果ガス排出量（2020 年度速報値）
及び本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量とその割合

項目	横浜市の部門毎の温室効果ガス排出量 (2020 年度速報値)	本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス 年間排出量の割合
	(tCO ₂ /年)	(%)
二酸化炭素	家庭部門	—
	業務部門	0.050
	産業部門	—
	エネルギー転換部門	—
	運輸部門	—
	廃棄物部門	—
本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量	1,564	—

注1：網掛けは、本事業が該当する部門を示す。



注1：赤枠は、本事業が該当する部門を示す。

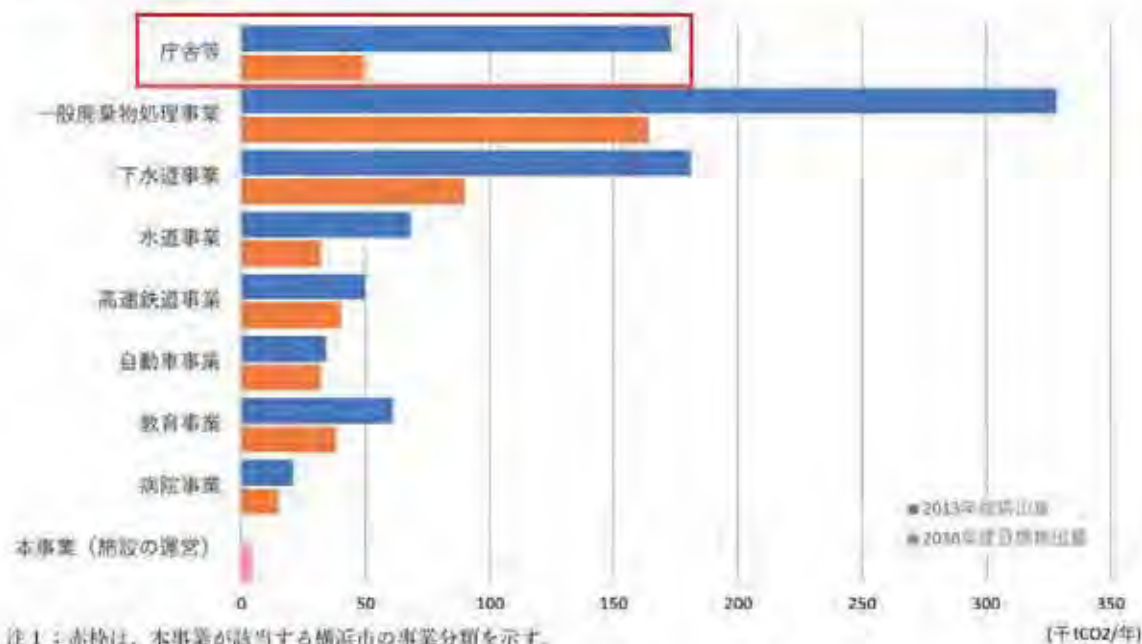
図 17-1 横浜市の部門毎の温室効果ガス排出量（2020 年度速報値）
及び本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 17-2 横浜市役所の事業別の温室効果ガスの排出量（目標排出量）及び
本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量とその割合

項目	横浜市役所の温室効果ガス排出量 (2013年度)	本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス年間排出量の割合	横浜市の温室効果ガス目標排出量 (2030年度)	本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス年間排出量の割合
	(tCO2/年)	(%)	(tCO2/年)	(%)
庁舎等	173,000	0.904	49,000	3.191
主要事業				
一般廃棄物処理事業	328,000	—	164,000	—
下水道事業	181,000	—	90,000	—
水道事業	68,000	—	32,000	—
高速鉄道事業	50,000	—	40,000	—
自動車事業	34,000	—	32,000	—
教育事業	61,000	—	38,000	—
病院事業	21,000	—	15,000	—
本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量	1,564	—	1,564	—

注1：網掛けは、本事業が該当する事業分類を示す。



注1：赤枠は、本事業が該当する横浜市の事業分類を示す。

図 17-2 横浜市役所の事業別の温室効果ガスの排出量（目標排出量）及び
本事業の施設の運営に伴う温室効果ガス排出量

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

18 グリーン電力調達制度について

横浜市グリーン電力調達制度は、「小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、下表に示す『環境配慮評価項目』に基づき評価を行い、毎年一定の基準を満たした事業者が横浜市との契約資格を有するものとする制度」であり、「横浜市役所が発注する全ての電力調達」に適用されるものとしています。なお、一定の基準を満たした事業者とは、表 18-1 に示す「環境配慮評価基準」により算定した評価点の合計が 50 点以上の小売電気事業者であり、契約資格を有することとなります。

本公団の管理にあたっては、さらなる消費エネルギー並びに二酸化炭素排出量の削減に向けて、一定の基準（評価点）を満たす事業者より電力調達を行う仕組みとなるよう対応する予定です。

表 18-1 環境配慮評価基準

環境配慮評価項目	内容	配点等
二酸化炭素基礎排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）	60
再生可能エネルギーの導入状況等	FIT 法で定める「再生可能エネルギー」の導入状況や、発電に利用した工場の廃熱等の「未利用エネルギー」の活用状況の、供給電力量に占める割合	40
合計		100

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 9 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（2）

（1）土地利用区分と雨水流出係数

本事業では、グリーンインフラの目標として「2020 年年間降雨量（1,687.5mm）における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しています。

土地区画整理事業の整備前と本事業の整備後の土地利用区分及び流出係数を現時点での試算として表 1 9-1 及び図 1 9-1 に示します。整備前の雨水流出係数は、和泉川流域①で 0.422、和泉川流域②で 0.424、堀谷戸川流域で 0.427 となっていますが、本事業による園路、駐車場等の雨水が浸透しない施設の整備により、整備後の雨水流出係数は和泉川流域①で 0.543、和泉川流域②で 0.521、堀谷戸川流域で 0.634 に増加します。そのため、グリーンインフラ施設を整備し、雨水を浸透・貯留させることで、雨水の流出抑制と湧水の流量の維持を図ります。

表 1 9-1 土地利用区分と雨水流出係数

土地利用区分	雨水流出係数	面積 (ha)											
		和泉川流域①		和泉川流域②		堀谷戸川流域		大門川流域		相沢川流域		矢指川流域	
		整備前	整備後	整備前	整備後	整備前	整備後	整備前	整備後	整備前	整備後	整備前	整備後
宅地	0.90	-	0.19	-	-	-	0.29	-	-	0.54	1.10	-	-
水路、湖沼	1.00	0.07	0.66	0.04	0.67	-	-	-	-	0.15	0.60	-	-
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-	1.46	-	-	-
運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	-	-	-	-	-	-	-	1.13	-	2.31	-	-
コンクリート等の不浸透性素材により舗装された土地（法面を除く。）	0.95	0.42	2.28	0.25	0.71	0.41	3.24	0.09	0.71	0.74	7.06	-	-
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-	1.52	-	-	-
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	11.71	9.06	6.48	5.38	7.83	4.71	1.81	0.06	27.83	21.18	2.24	2.24
面積合計 (ha)		12.20	12.20	6.77	6.77	8.24	8.24	1.90	1.90	32.24	32.24	2.24	2.24
雨水流出係数		0.422	0.543	0.424	0.518	0.427	0.634	0.426	0.844	0.433	0.577	0.400	0.400

資料：「流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」

（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 19-1(1) 土地利用区分図 (整備前)



図 19-1(2) 土地利用区分図 (整備後)

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 導入予定のグリーンインフラ施設の概要

本事業で導入予定のグリーンインフラ施設は以下の①、②に示すとおりです。

本事業の施設配置計画を基に、①、②のグリーンインフラ施設を配置したイメージは図 19-2 に示すとおりです。なお、透水性舗装等の導入も検討していますが、本公園は災害時の活動拠点となるため、大型車両が通ることも想定して園路の路盤は強く締固めすることとなり、想定通りの浸透量を確保できない可能性もあることから、透水性舗装はグリーンインフラの定量的な評価には含めないこととしました。

① バイオスウェル

- ・園路、駐車場等に帯状に整備
- ・植生と多孔質な構造が一体となり、降雨時に水を集め、一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させる



表 19-2 施設諸元 (バイオスウェル)

項目	大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k_0 (m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計浸透量 (m^3/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果 (R4 年度 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託) の各流域近傍の調査地点の数値 (湛水深 0.25m) を適用しました。

②-1 礫間貯留 (舗装型)

- ・駐車場、草地等に整備
- ・地下の碎石層へ雨水を導き、碎石内の空隙を利用して一時的に貯留、貯留された水は側面及び底面から地下に浸透する

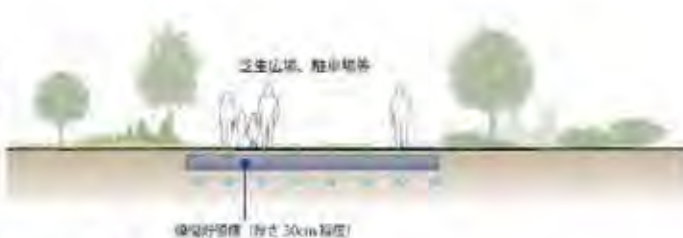


表 19-3 施設諸元 (舗装型)

項目	大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k_0 (m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計浸透量 (m^3/hr)	0.0083	0.0083	0.0116	0.0116	0.0087
単位設計貯留量 (m^3/m^2)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果 (R4 年度 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託) の各流域近傍の調査地点の数値 (湛水深 0.25m)。

算定式は、雨水浸透施設技術指針 [案] 調査・計画編 (社団法人雨水貯留浸透技術協会) の透水性舗装 (浸透地) 単位設計浸透量の算定を適用しました。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

②-2 蝶間貯留（雨庭型）

- ・窪地等に整備
- ・緑地内に雨水を導いて一時的に貯留し、ゆっくり浸透させる

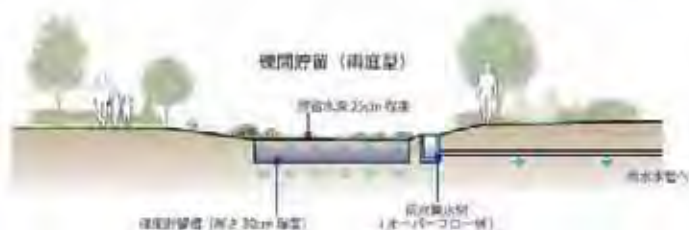


表 19-4 施設諸元（雨庭型）

項目	大門川流域、 和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、 相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k0(m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計浸透量 (m ³ /hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計貯留量 (m ³ /m ²)	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透試験結果（R4 年度（仮称）旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託）の各流域近傍の調査地点の数値（湛水深 0.25m）。

算定式は、雨水浸透施設技術指針〔案〕調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）の透水性舗装（浸透池）単位設計浸透量の算定を適用しました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

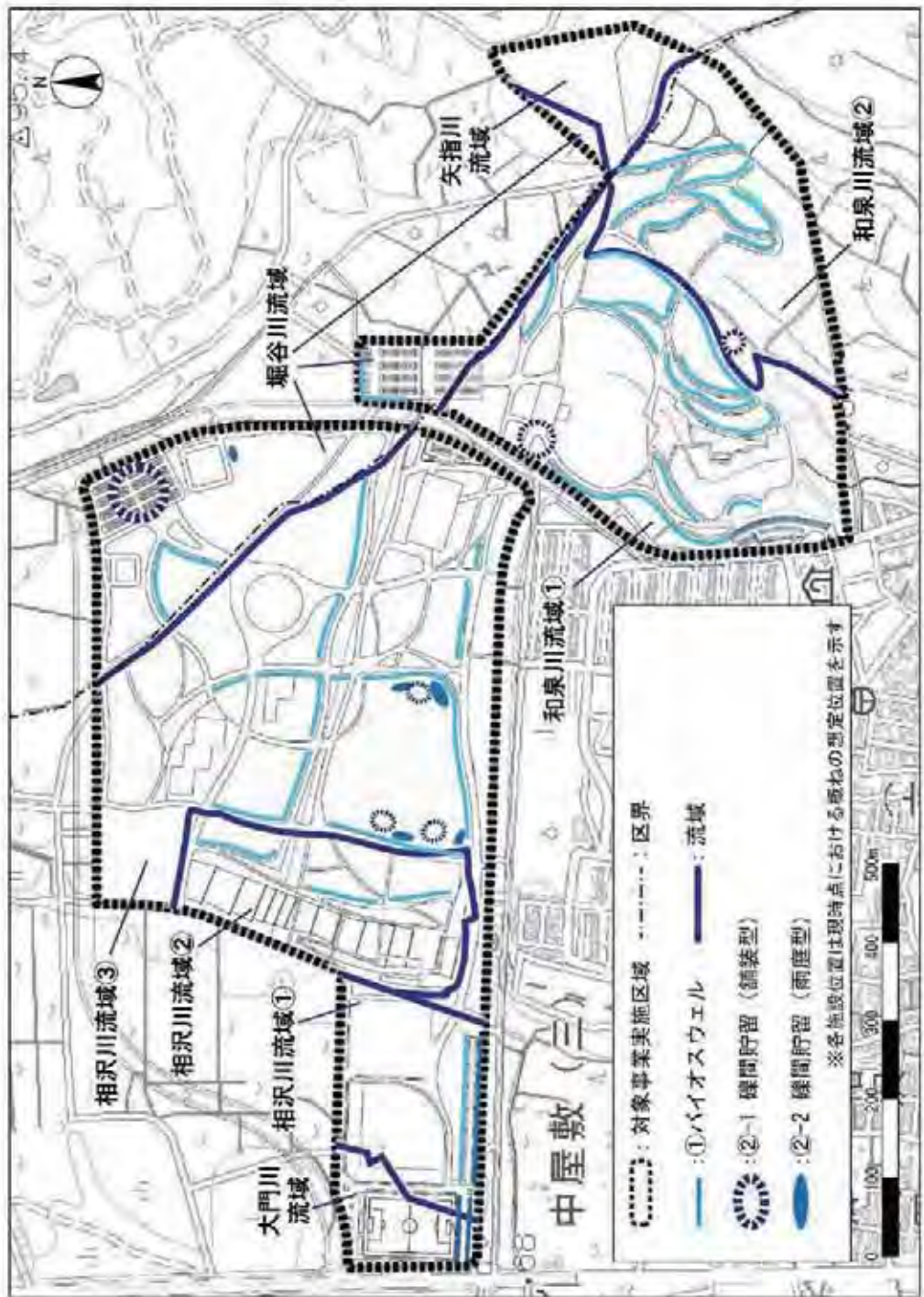


図 19-2 グリーンインフラ施設配置イメージ

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

（3）グリーンインフラの導入により見込まれる効果

①～②のグリーンインフラ施設を図 19-2 の位置に配置した場合の実装規模、設計貯留量及び設計浸透量は表 19-5 に示すとおりです。

グリーンインフラ施設の導入により公園区域全体で、公園整備による流出増の全てを吸収する効果を目指します。なお、湧水の源流域となる和泉川流域①、②と堀谷戸川流域においては、当該流域内だけでも流出増の全てを吸収するように計画します。また、一時的な強雨による流出抑制は、土地区画整理事業により整備される調整池にて達成されることから、ここでは年間を通じた雨の区域外への流出を整備前と同程度に抑え、水源の涵養及び湧水の流量を維持することを目標としました。

近年 10 年間（2011～2020 年）の年間平均降雨に最も近い 2020 年の実績降雨、流域面積（A）及び流出係数（B、B'）から公園整備前後の流出量の差分（C）を算出し、図 19-2 に示すとおりグリーンインフラ施設を配置した場合の浸透量（D）と比較しました。試算結果は表 19-6 に示すとおりです。

公園整備前後の流出量の差分（C）とグリーンインフラによる浸透量（D）を比較すると、和泉川流域①、②と堀谷戸川流域については、各流域においてグリーンインフラによる浸透量（D）が流出量の差分（C）と同程度となっており（ $C \approx D$ ）、公園区域全体でもグリーンインフラによる浸透量（D）が流出量の差分（C）よりも大きくなる（ $C < D$ ）ことから、和泉川流域①、②と堀谷戸川流域の各流域及び公園区域全体において「2020 年年間降雨量（1,687.5mm）における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」を達成するものと考えます。

以上により、水源の涵養及び堀谷戸川流域、和泉川流域の湧水の流量は維持されると予測します。

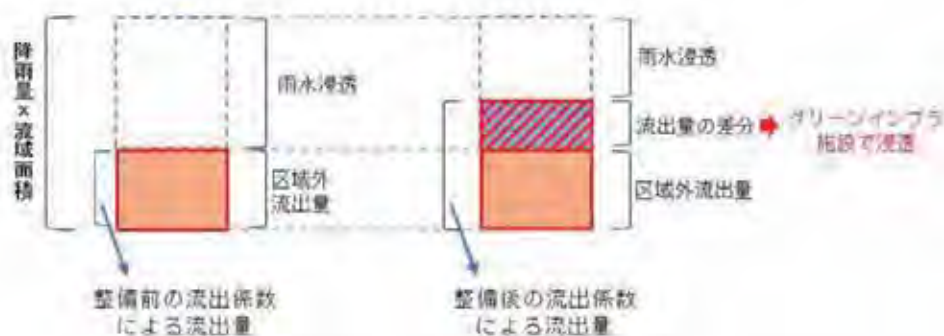


図 19-3 公園整備前後の流出量のイメージ

この資料は審査会用にて作成したものです。審査の過程で変更されるに及ぶありますので、取扱いに注意願います。

表 19-5 グリーンインフラ施設の実装規模、浸透・貯留量

流域	流域面積 (m ²)	実装規模 (m ²)				設計貯留量 (m)				設計浸透量 (m ³ /10min)	
		機間貯留 (舗装型)	機間貯留 (植草型)	パイオ スウェール	パイオ スウェール	機間貯留 (舗装型)	機間貯留 (植草型)	機間貯留 (植草型)	機間貯留 (植草型)	機間貯留 (植草型)	パイオ スウェール
和泉川流域①	122,036	630	0	3,762	0	110	0	0.913	0	0	5,204
和泉川流域②	67,854	263	0	1,902	0	46	0	0.359	0	0	2,501
堀谷戸川流域	82,414	1,360	450	501	0	137	48	2.621	0.278	0.926	0.000
大西川流域	19,043	0	650	0	0	0	153	0	0.856	0.000	0.000
和泉川流域	322,377	1,660	3,571	4,197	0	380	943	3.162	4.063	7.550	0
矢野川流域	32,391	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	635,915	3,750	3,371	10,312	0	572	843	5.895	8.196	16,185	0

表 19-6 2020 年実績降雨におけるグリーンインフラによる浸透量の試算結果

流域	流域面積 (m ²)	降雨量×流域面積 (m ³)	降雨前		降雨後		流出量の差分 (m ³)	グリーンインフラ による浸透量 (m ³)
			流出係数 B	流出係数 B'	流出係数 B	流出係数 B'		
和泉川流域①	122,036	205,935	0.422	0.422	0.543	24,918	25,049	
和泉川流域②	67,854	114,166	0.424	0.424	0.518	10,731	11,175	
堀谷戸川流域	82,414	139,073	0.437	0.437	0.634	28,788	28,839	
大西川流域	19,043	32,136	0.426	0.426	0.834	13,433	12,721	
和泉川流域	322,377	545,833	0.433	0.433	0.577	78,410	108,130	
矢野川流域	32,391	37,783	0.400	0.400	0.400	0	0	
合計	635,915	1,072,927	0.428	0.428	0.571	156,623	186,005	

注1: グリーンインフラによる浸透量は、2020年の10分間の降雨量と、表19-5に示すグリーンインフラ施設の浸透・貯留量を基に、年間の浸透量の合計を推算しました。
 注2: グリーンインフラの体積の浸透率に作り、第1巻(2025年4月27日版)の補足資料1の1.12から試算結果を補正しました。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

20 供用時の交差点需要率の減少要因について（2）

供用時の来園車両等の走行に伴う交通混雑の予測における飽和交通流率の設定について、準備書では全ての地点で基本値（直進を含む車線 2,000、右折・左折車線 1,800）に基づく算定値を適用していましたが、3月27日及び4月27日の審査会でのご指摘を踏まえ、「平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引－」（一般社団法人交通工学研究会 平成30年11月）に基づき、飽和交通流率は原則として、土地区画整理事業における現地調査結果（実測値）を用いて再計算しました。

なお、現況及び工事中の工事用車両の走行に伴う交通混雑についても、準備書では飽和交通流率を基本値に基づく算定値と実測値のうち、小さい方を適用していましたが、実測値を適用し、実測値が観測されていない車線については算定値を適用しました。審査会でのご指摘を踏まえた見直し結果をp.10～23に示します。準備書からの変更点は太字下線で示します。なお、調査・予測地点は、図20-1に示すとおりです。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 20-1 地域社会 (交通混雑) の調査・予測地点図

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全

⑥ 予測結果

ア. 来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）

A 本事業の予測結果

予測対象時期における交差点需要率は表 6.11-20、車線の交通容量比は表 6.11-21、単路部の交通容量比は表 6.11-22 に示すとおりです。

将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日は地点 6（瀬谷中学校前）で 1.076、休日は地点 1（目黒）で 0.896 であり、平日の地点 6（瀬谷中学校前）では限界需要率を上回っていません。また、現況交通量に対する供用時交通量の交差点需要率の増加は、最大で平日の地点 6（瀬谷中学校前）の 0.539 と予測されます。

将来交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、平日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.162、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.431、D 断面左折・直進車線で 1.327、休日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.105、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.155、D 断面左折車線で 1.239 となっており、1.0 を上回る結果となっています。また、現況交通量に対する供用時交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で平日の地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 0.815 と予測されます。なお、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線及び D 断面左折・直進車線は 1.0 を上回る結果となっていますが、本事業の来園車両等がこれらの車線を通行することはなく、将来一般交通量の変化によるものであるため、本事業による影響はありません。また、地点 1（目黒）の C 断面左折車線は来園者両等の通行ルートではありますが、交通量推計の結果、来園車両等の台数は全時間帯で 0 台となり（資料編（p. 資 1.6-63）参照）、本ルートを通行する来園車両等の台数は非常に少ないと考えられます。そのため、車線の交通容量比の増加は将来一般交通量の変化によるものであり、本事業による影響は小さいと考えます。

将来交通量による単路部の交通容量比は地点 7 で平日 0.526、休日 0.570 となり 1.0 を下回ります。

以上より、交差点需要率は地点 6（瀬谷中学校前）の 1 地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点 1（目黒）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 2 地点で将来一般交通量の変化により 1.0 を上回る車線があると予測します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-20 交差点需要率 (信号交差点) (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車))

時期	交差点名		交差点需要率 ^{注1}			供用時 限界 需要率 ^{注2}
			現況 (ピーク時間帯)	供用時 (ピーク時間帯)	増分	
			A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	0.697 (17:45~18:45)	<u>0.929</u> (17:00~18:00)	<u>0.232</u>	0.931
	地点 2	目黒交番前	<u>0.789</u> (17:00~18:00)	<u>0.552</u> (17:00~18:00)	<u>-0.237</u>	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	<u>0.545</u> (17:00~18:00)	<u>-0.135</u>	0.864
	地点 4	滝沢	0.474 (18:00~19:00)	<u>0.521</u> (7:00~8:00)	<u>0.047</u>	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.502 (17:30~18:30)	<u>0.512</u> (18:00~19:00)	<u>0.010</u>	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.281 (7:00~8:00)	-0.419	0.911
	地点 6	瀬谷中学校前	0.537 (7:45~8:45)	<u>1.076</u> (7:00~8:00)	<u>0.539</u>	0.880
	地点 8	—	-	0.143 (17:00~18:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.529 (18:00~19:00)	-	0.917
休日	地点 1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	<u>0.896</u> (19:00~20:00)	<u>0.216</u>	0.931
	地点 2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	<u>0.479</u> (17:00~18:00)	<u>-0.133</u>	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	<u>0.439</u> (17:00~18:00)	<u>-0.053</u>	0.864
	地点 4	滝沢	0.357 (15:45~16:45)	<u>0.373</u> (16:00~17:00)	<u>0.016</u>	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.332 (15:45~16:45)	<u>0.313</u> (16:00~17:00)	<u>-0.019</u>	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.666 (16:30~17:30)	0.261 (15:00~16:00)	-0.405	0.900
	地点 6	瀬谷中学校前	0.520 (14:30~15:30)	<u>0.849</u> (15:00~16:00)	<u>0.329</u>	0.880
	地点 8	—	-	0.239 (16:00~17:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.561 (16:00~17:00)	-	0.917

注 1 : 交差点需要率: 交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で表されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率 (交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値 (現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率 (注 2) が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 2 : 限界需要率… 「(サイクル長 - 損失時間 (黄色 - 赤色)) / サイクル長」 で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-21(1) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 平日)
(地点 1~5)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 1	A	左折・直進	0.809	0.911	0.102	
		右折	0.278	0.772	0.494	
	B	左折・直進	0.628	0.927	0.299	
		右折	0.872	0.837	-0.035	
	C	左折	0.719	1.162	0.443	
		直進	0.943	0.337	-0.606	
	D	右折	0.316	0.101	-0.215	
		左折・直進	0.492	0.284	-0.208	
地点 2	A	右折	0.699	0.163	-0.536	
		左折・直進	0.603	0.485	-0.118	
		直進	0.603	0.485	-0.118	
	B	右折	1.072	0.651	-0.421	
		左折 (左折・直進)	0.279	0.794	0.515	
		直進	0.815	0.794	-0.021	
	C	右折	0.287	0.300	0.013	
		左折・直進	0.524	0.624	0.100	
		直進	0.524	0.624	0.100	
	D	右折	0.737	0.049	-0.688	
		左折・直進	0.984	0.587	-0.397	
		(直進)	なし	0.587	—	
		右折	0.031	0.047	0.016	
	地点 3	A	左折・右折	0.748	0.455	-0.293
(右折)			なし	0.104	—	
B		直進	0.865	0.214	-0.651	
		右折	0.786	0.889	0.103	
C		右折	0.609	0.266	-0.343	
		直進	0.626	0.471	-0.155	
地点 4	A	右折	0.319	0.375	0.056	
		左折・直進	0.511	0.554	0.043	
	B	直進	0.511	0.554	0.043	
		直進	0.418	0.349	-0.069	
	C	右折	0.045	0.000	-0.045	
		左折・右折	0.612	0.188	-0.424	
	地点 5	A	右折	0.659	0.673	0.014
			左折・直進	0.636	0.630	-0.006
		B	直進	0.636	0.630	-0.006
			直進	0.300	0.496	0.196
C		右折	0.389	0.705	0.316	
		左折	0.274	0.000	-0.274	
地点 5	A	右折	0.568	0.219	-0.349	
		左折	なし	0.454	—	
	(B)	左直 (直進)	0.919	0.352	-0.567	
		右折	なし	0.038	—	
	B	左折・直進	なし	0.073	—	
		右折	なし	0.000	—	
	C	直右 (左折・直進)	0.782	0.359	-0.423	
		右折	なし	0.052	—	
	(D)	左折・直進	なし	0.157	—	
		右左 (右折)	0.634	0.324	-0.310	

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：地点2、地点3及び地点5の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-21(2) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 平日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.207	0.029	-0.178
			直進	0.556	0.482	-0.074
			右折	0.057	0.074	0.017
		B	左折・直進	0.705	0.573	-0.132
			右折	0.448	0.643	0.195
		C	左折	0.616	1.431	0.815
			直進	0.788	0.903	0.115
			右折	0.246	0.636	0.390
		D	左折・直進	0.816	1.327	0.511
			右折	0.282	0.050	-0.232
地点 8	—	A	直進	—	0.072	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折	—	0.000	—
			右折	—	0.253	—
		C	左折・直進	—	0.126	—
		D	左折・直進	—	0.381	—
地点 9	—	A	右折	—	0.000	—
			左折・直進	—	0.674	—
		B	右折	—	0.335	—
			左折・直進	—	0.679	—
		C	右折	—	0.000	—
			左折・直進	—	0.731	—
		D	右折	—	0.047	—

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-21(3) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 休日)
(地点 1~5)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注3}		
			現況	供用時	増分
			A	B	B-A
地点 1	A	左折・直進	0.969	0.881	-0.088
		右折	0.184	0.863	0.679
	B	左折・直進	0.410	0.916	0.506
		右折	0.711	0.798	0.087
	C	左折	0.736	1.105	0.369
		直進	0.670	0.293	-0.377
	D	右折	0.194	0.112	-0.082
		左折・直進	0.559	0.300	-0.259
地点 2	A	左折・直進	0.426	0.376	-0.050
		直進	0.426	0.376	-0.050
		右折	0.907	0.607	-0.300
	B	左折 (左折・直進)	0.245	0.693	0.448
		直進	0.729	0.693	-0.036
		右折	0.140	0.267	0.127
	C	左折・直進	0.513	0.499	-0.014
		直進	0.513	0.499	-0.014
	D	右折	0.489	0.045	-0.444
		左折・直進	0.770	0.496	-0.274
		(直進)	なし	0.496	—
	地点 3	A	右折	0.054	0.039
左折・右折			0.341	0.283	-0.058
B		(右折)	なし	0.077	—
		直進	0.592	0.197	-0.395
C		右折	0.653	0.934	0.281
		右折	0.475	0.189	-0.286
D		直進	0.517	0.452	-0.065
		右折	0.293	0.396	0.103
地点 4	A	左折・直進	0.386	0.397	0.011
		直進	0.386	0.397	0.011
		直進	0.363	0.231	-0.132
		右折	0.037	0.000	-0.037
	B	左折・右折	0.317	0.130	-0.187
		右折	0.453	0.505	0.052
	C	左折・直進	0.363	0.438	0.075
		直進	0.363	0.438	0.075
		直進	0.228	0.277	0.049
		右折	0.304	0.360	0.056
左折		0.042	0.000	-0.042	
右折		0.462	0.163	-0.299	
地点 5	A	左折	なし	0.474	—
		左直 (直進)	0.801	0.361	-0.440
		右折	なし	0.042	—
	(B)	左折・直進	なし	0.067	—
		右折	なし	0.000	—
	B	直右 (左折・直進)	0.592	0.352	-0.240
		(C)	右折	なし	0.068
	C	左折・直進	なし	0.127	—
		(D)	右左 (右折)	0.818	0.263

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：地点2、地点3及び地点5の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-21(4) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 休日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.165	0.027	-0.138
			直進	0.543	0.511	-0.032
			右折	0.084	0.078	-0.006
		B	左折・直進	0.423	0.578	0.155
			右折	0.336	0.538	0.202
		C	左折	0.546	1.155	0.609
			直進	0.815	0.879	0.064
			右折	0.501	0.557	0.056
		D	左折・直進	0.730	1.239	0.509
			右折	0.133	0.034	-0.099
地点 8	—	A	直進	—	0.071	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折	—	0.000	—
			右折	—	0.642	—
		C	左折・直進	—	0.139	—
			右折	—	0.000	—
地点 9	—	A	左折・直進	—	0.509	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折・直進	—	0.695	—
			右折	—	0.350	—
		C	左折・直進	—	0.732	—
			右折	—	0.000	—
		D	左折・直進	—	0.754	—
			右折	—	0.057	—

注1: 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注2: 車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-22 単路部における交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 : 地点 7)

時期	ピーク 時間帯	車 線 数	基本 容量 (台/h) 往復 合計	補正係数			大型混入		可能交通 容量 (台/h)	ピーク時 流入 交通量 (台/h)	交通 容量比 ^{注1}
				車線 幅員	側方 余裕	沿道 条件	大型混入 率	大型車 混入率			
				3.0m	0.50m 両側	市街地 (駐車有)					
現況	平日 18:00~ 19:00	2	2500	0.94	0.95	0.75	0.993	0.7%	1,662	302	0.182
	0.981						1.8%	1,643			
供用時	平日 8:00~ 9:00						0.883		12.1%	1,478	777
	休日 16:00~ 17:00						0.901	10.0%	1,508		

注1: 交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

B 他事業を考慮した予測結果

また、同時期に旧上瀬谷通信施設において整備が計画されている「賑わい施設」、「物流施設」、「防災施設」の関係車両の影響を考慮した来園車両等の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.11-23、車線の交通容量比は表 6.11-24 に示すとおりです。

他事業を考慮した予測結果は、本事業の対象事業実施区域の拡張により来園車両が増加したことで、将来の一般交通量を含めた交通量の各車線への分配が変化したことより、土地区画整理事業評価書における地域社会の交通混雑（関係車両の走行）の予測結果と異なります。

交差点需要率は、平日の地点 1（目黒）で 0.945、と地点 6（瀬谷中学校前）で 1.076 であり、限界需要率を上回っています。また、現況交通量に対する供用時交通量の交差点需要率の増加は、最大で平日の地点 6（瀬谷中学校前）の 0.539 と予測されます。

車線の交通容量比は、平日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.200、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.431、直進車線で 1.100、D 断面左折・直進車線で 1.327、休日では地点 1（目黒）の C 断面左折車線で 1.125、地点 3（上川井 IC）の D 断面直進車線で 1.038、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 1.155、D 断面左折・直進車線で 1.239 となっており、1.0 を上回る結果となっています。また、現況交通量に対する供用時交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で平日は地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線で 0.815 と予測されます。なお、地点 6（瀬谷中学校前）の C 断面左折車線及び D 断面左折・直進車線は 1.0 を上回る結果となっていますが、本事業の来園車両を含む土地区画整理事業実施区域内の全開発施設（賑わい施設、物流施設、公園、防災施設）の関係車両がこれらの車線を通行することはなく、将来一般交通量の変化によるものであるため、開発施設の関係車両による影響はありません。

将来交通量による単路部の交通容量比は地点 7 で平日 0.569、休日 0.462 となり 1.0 を下回ります。

以上より、他事業を考慮した場合、交差点需要率は地点 1（目黒）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 2 地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点 1（目黒）、地点 3（上川井 IC）及び地点 6（瀬谷中学校前）の 3 地点で 1.0 を上回る車線があると予測します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-23 交差点需要率 (信号交差点) (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車))

時期	交差点名		交差点需要率 ^{注1}			供用時 限界 需要率 ^{注2}
			現況 (ピーク時間帯)	供用時 (ピーク時間帯)	増分	
			A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	0.697 (17:45~18:45)	0.945 (17:00~18:00)	0.248	0.931
	地点 2	目黒交番前	0.789 (17:00~18:00)	0.617 (17:00~18:00)	-0.172	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	0.730 (8:00~9:00)	0.050	0.864
	地点 4	滝沢	0.474 (18:00~19:00)	0.581 (7:00~8:00)	0.107	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.502 (17:30~18:30)	0.599 (18:00~19:00)	0.097	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.305 (7:00~8:00)	-0.395	0.911
	地点 6	瀬谷中学校前	0.537 (17:45~18:45)	1.076 (7:00~8:00)	0.539	0.880
	地点 8	—	-	0.182 (8:00~9:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.569 (8:00~9:00)	-	0.917
休日	地点 1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	0.915 (19:00~20:00)	0.235	0.931
	地点 2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	0.579 (17:00~18:00)	-0.033	0.918
	地点 3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	0.734 (8:00~9:00)	0.242	0.864
	地点 4	滝沢	0.357 (15:45~16:45)	0.398 (16:00~17:00)	0.041	0.920
		瀬谷土橋公園入口	0.332 (15:45~16:45)	0.417 (17:00~18:00)	0.085	0.909
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	0.666 (16:30~17:30)	0.321 (17:00~18:00)	-0.345	0.900
	地点 6	瀬谷中学校前	0.520 (14:30~15:30)	0.849 (15:00~16:00)	0.329	0.880
	地点 8	—	-	0.251 (16:00~17:00)	-	0.911
	地点 9	—	-	0.568 (16:00~17:00)	-	0.917

注1：交差点需要率：交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注2)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注2：限界需要率…「(サイクル長-損失時間(黄色-赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-24(1) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 平日)
(地点 1~5)

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.924	0.115
			右折	0.278	0.806	0.528
		B	左折・直進	0.628	0.927	0.299
			右折	0.872	0.841	-0.031
	C	左折	0.719	1.200	0.481	
		直進	0.943	0.373	-0.570	
	D	右折	0.316	0.150	-0.166	
		左折・直進	0.492	0.288	-0.204	
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.544	-0.059
			直進	0.603	0.544	-0.059
			右折	1.072	0.651	-0.421
		B	左折 (左折・直進)	0.279	0.798	0.519
			直進	0.815	0.798	-0.017
			右折	0.287	0.447	0.160
	C	左折・直進	0.524	0.867	0.343	
		直進	0.524	0.867	0.343	
		右折	0.737	0.060	-0.677	
	D	左折・直進	0.984	0.650	-0.334	
		(直進)	なし	0.650	—	
		右折	0.031	0.119	0.088	
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.886	0.138
			(右折)	なし	0.682	—
		B	直進	0.865	0.239	-0.626
			右折	0.786	0.768	-0.018
	C	右折	0.609	0.213	-0.396	
		直進	0.626	0.940	0.314	
	D	右折	0.319	0.301	-0.018	
		左折・直進	0.511	0.660	0.149	
直進		0.511	0.660	0.149		
右折		0.418	0.381	-0.037		
地点 4	滝沢	B	右折	0.045	0.000	-0.045
			左折・右折	0.612	0.298	-0.314
		C	右折	0.659	0.673	0.014
			左折・直進	0.636	0.648	0.012
	瀬谷土橋公園入口	A	直進	0.636	0.648	0.012
			直進	0.300	0.536	0.236
		B	右折	0.389	0.945	0.556
			左折	0.274	0.000	-0.274
		C	右折	0.568	0.219	-0.349
			左折	なし	0.502	—
地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左直 (直進)	0.919	0.365	-0.554
			右折	なし	0.048	—
		(B)	左折・直進	なし	0.078	—
			右折	なし	0.000	—
		B	直右 (左折・直進)	0.782	0.501	-0.281
			(C)	右折	なし	0.057
	C	左折・直進	なし	0.157	—	
		(D)	右左 (右折)	0.634	0.491	-0.143

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を1:回ったことを示します。

注2：地点2、地点3及び地点5の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-24(2) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 平日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注1,2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.207	0.035	-0.172
			直進	0.556	0.495	-0.061
			右折	0.057	0.117	0.060
		B	左折・直進	0.705	0.610	-0.095
			右折	0.448	0.643	0.195
		C	左折	0.616	1.431	0.815
			直進	0.788	1.100	0.312
			右折	0.246	0.644	0.398
		D	左折・直進	0.816	1.327	0.511
右折	0.282		0.083	-0.199		
地点 8	A	直進	—	0.084	—	
		右折	—	0.048	—	
	B	左折	—	0.114	—	
		右折	—	0.130	—	
	C	左折・直進	—	0.222	—	
	地点 9	A	左折・直進	—	0.364	—
右折			—	0.000	—	
B		左折・直進	—	0.650	—	
		右折	—	0.317	—	
C		左折・直進	—	0.774	—	
		右折	—	0.000	—	
D	左折・直進	—	0.709	—		
		右折	—	0.134	—	

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-24(3) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 休日)
(地点 1~5)

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比 ^{注3}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.894	-0.075
			右折	0.184	0.904	0.720
		B	左折・直進	0.410	0.916	0.506
			右折	0.711	0.802	0.091
	C	左折	0.736	1.125	0.389	
		直進	0.670	0.334	-0.336	
	D	右折	0.194	0.195	0.001	
		左折・直進	0.559	0.304	-0.255	
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.432	0.006
			直進	0.426	0.432	0.006
			右折	0.907	0.607	-0.300
		B	左折 (左折・直進)	0.245	0.703	0.458
			直進	0.729	0.703	-0.026
			右折	0.140	0.286	0.146
	C	左折・直進	0.513	0.832	0.319	
		直進	0.513	0.832	0.319	
		右折	0.489	0.063	-0.426	
	D	左折・直進	0.770	0.543	-0.227	
		(直進)	なし	0.543	—	
		右折	0.054	0.124	0.070	
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.820	0.479
			(右折)	なし	0.749	—
		B	直進	0.592	0.222	-0.370
			右折	0.653	0.827	0.174
		C	右折	0.475	0.155	-0.320
		D	直進	0.517	1.038	0.521
右折	0.293		0.324	0.031		
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.386	0.434	0.048
			直進	0.386	0.434	0.048
		B	直進	0.363	0.283	-0.080
			右折	0.037	0.000	-0.037
		C	左折・右折	0.317	0.173	-0.144
	右折		0.453	0.505	0.052	
	左折・直進		0.363	0.464	0.101	
	瀬谷土橋公園入口	A	直進	0.363	0.464	0.101
			直進	0.228	0.316	0.088
		B	右折	0.304	0.602	0.298
左折			0.042	0.000	-0.042	
C		右折	0.462	0.160	-0.302	
地点 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.609	—
			左直 (直進)	0.801	0.425	-0.351
		(B)	右折	なし	0.050	—
			左折・直進	なし	0.066	—
	B	右折	なし	0.000	—	
		直右 (左直)	0.592	0.349	-0.222	
	(C)	右折	なし	0.073	—	
		左折・直進	なし	0.124	—	
D	右左 (右折)	0.818	0.295	-0.523		

注1 : 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注2 : 地点 2、地点 3 及び地点 5 の括弧内は将来の流入構成断面を示します。

注3 : 車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.11-24(4) 車線の交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) : 休日)
(地点 6~9)

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 ^{注2}			
			現況	供用時	増分	
			A	B	B-A	
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.165	0.059	-0.106
			直進	0.543	0.565	0.022
			右折	0.084	0.085	0.001
		B	左折・直進	0.423	0.578	0.155
			右折	0.336	0.538	0.202
			左折	0.546	1.155	0.609
		C	直進	0.815	0.893	0.078
			右折	0.501	0.592	0.091
			左折・直進	0.730	1.239	0.509
		D	右折	0.133	0.038	-0.095
地点 8	—	A	直進	—	0.083	—
			右折	—	0.027	—
		B	左折	—	0.017	—
			右折	—	0.653	—
		C	左折・直進	—	0.154	—
			左折・直進	—	0.539	—
地点 9	—	A	右折	—	0.000	—
			左折・直進	—	0.720	—
		B	右折	—	0.356	—
			左折・直進	—	0.743	—
		C	右折	—	0.000	—
			左折・直進	—	0.759	—
D	右折	—	0.075	—		

注1: 網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2: 車線の交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.11-25 単路部における交通容量比 (来園車両等の走行に伴う交通混雑 : 地点 7)

時期	ピーク 時間帯	車線 数	基本 容量 (台/h) 往復 合計	補正係数			大型混入		可能交通 容量 (台/h)	ピーク時 流入 交通量 (台/h)	交通 容量比 ^{注1}
				車線 幅員	側方 余裕	沿道 条件	大型混入				
				3.0m	0.50m 両側	市街地 (駐車有)	大型車 混入率				
現況	平日 18:00~ 19:00	2	2500	0.94	0.95	0.75	0.993	0.7%	1,662	302	0.182
	0.981						1.8%	1,643			
供用時	平日 8:00~ 9:00						0.896		10.5%	1,501	911
	休日 16:00~ 17:00						0.904	9.6%	1,514		

注1: 交通容量比…「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

6.11.4 環境の保全のための措置

(3) 来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車)

環境の保全のための措置は、来園車両等の走行による影響を低減するため、表 6.11-28 に示す内容を実施します。

表 6.11-28 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 来園車両等の走行に伴う 交通混雑 (自動車)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数として計5箇所で合計1,000台程度を確保した駐車場を整備します。 ・路上に在庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 ・公園利用者に対し、混雑していないアクセスルートをホームページ等で周知し、地点1、3及び6への負荷を低減します。

6.11.5 評価

(3) 来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車)

来園車両等の走行に伴う交通混雑 (自動車) は、交差点需要率の観点からは、地点6 (瀬谷中学校前) の1地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点1 (目黒) 及び地点6 (瀬谷中学校前) の2地点で将来一般交通量の変化により1.0を上回る車線があると予測します。

また、他事業の影響を考慮した交通混雑 (自動車) は、交差点需要率の観点からは、地点1 (目黒) 及び地点6 (瀬谷中学校前) の2地点で限界需要率を上回り、車線の交通容量比は地点1 (目黒)、地点3 (上川井IC) 及び地点6 (瀬谷中学校前) の3地点で1.0を上回る車線があると予測します。

供用時は、環境保全措置として、必要駐車台数を確保した駐車場を整備するとともに、路上に在庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースの確保等を行います。また、公園利用者に対し、マイカー以外の交通手段の利用促進や混雑していないアクセスルートをホームページ等で周知し、地点1、3及び6への負荷の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

8.2 事後調査項目の選定

表 8.2(2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由 (供用時)

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
地域社会	交通混雑	来園車両等の走行	○	本事業の来園車両等及び他事業を考慮した関係車両の走行に伴う交通混雑への影響が、比較的高い予測値となっているため、予測結果を補完するため、選定します。
	歩行者の安全	来園車両等の走行	×	供用時の歩行者の安全性は、来園経路において歩道等が設置されており安全が確保されているため、選定しません。

8.3 事後調査の内容

表 8.3 事後調査の内容 (供用時)

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
地域社会	交通混雑	来園車両等の走行台数	予測を行った地点 (9地点)	2回 (平日、休日)	全体供用後の適切な時期	交差点 (地点 1~6、8~9) では時間別・車種別・方向別自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。 断面 (地点 7) では、時間別・車種別自動車交通量を現地調査により把握します。

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 1 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の増加要因について (2)

4月27日の審査会までのご指摘を踏まえ、補足資料として提出した内容を再度見直し、次のとおり修正します。前回からの変更点は太字下線で示します。

来園車両等の走行に伴う騒音の調査・予測地点は、図 2 1-2 に示すとおりです。

来園車両等の走行に伴う騒音の予測は、図 2 1-1 に示すとおり、現況の等価騒音レベル（現地調査結果）と現況交通による等価騒音レベル（計算値）から補正值を算出し、予測値を補正しています。ただし地点2、地点3、地点4及び地点5の予測においては、道路構造が現況と供用後で変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量及び将来交通量による等価騒音レベルを予測しています。

現況（現地調査結果）と比較して供用時の将来一般交通量の騒音レベルが大きく増加する地点4及び地点7について、騒音レベルの増加要因を次頁以降に考察しました。

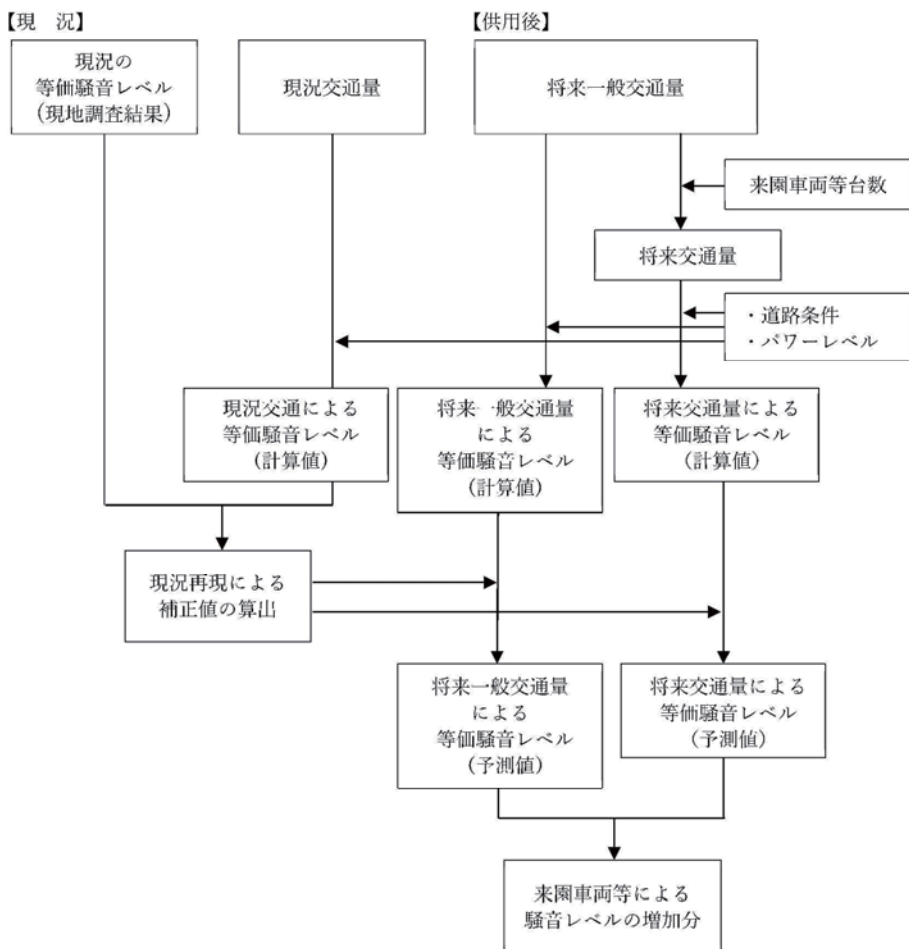


図 2 1-1 予測手順 (来園車両等の走行に伴う道路交通騒音)

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

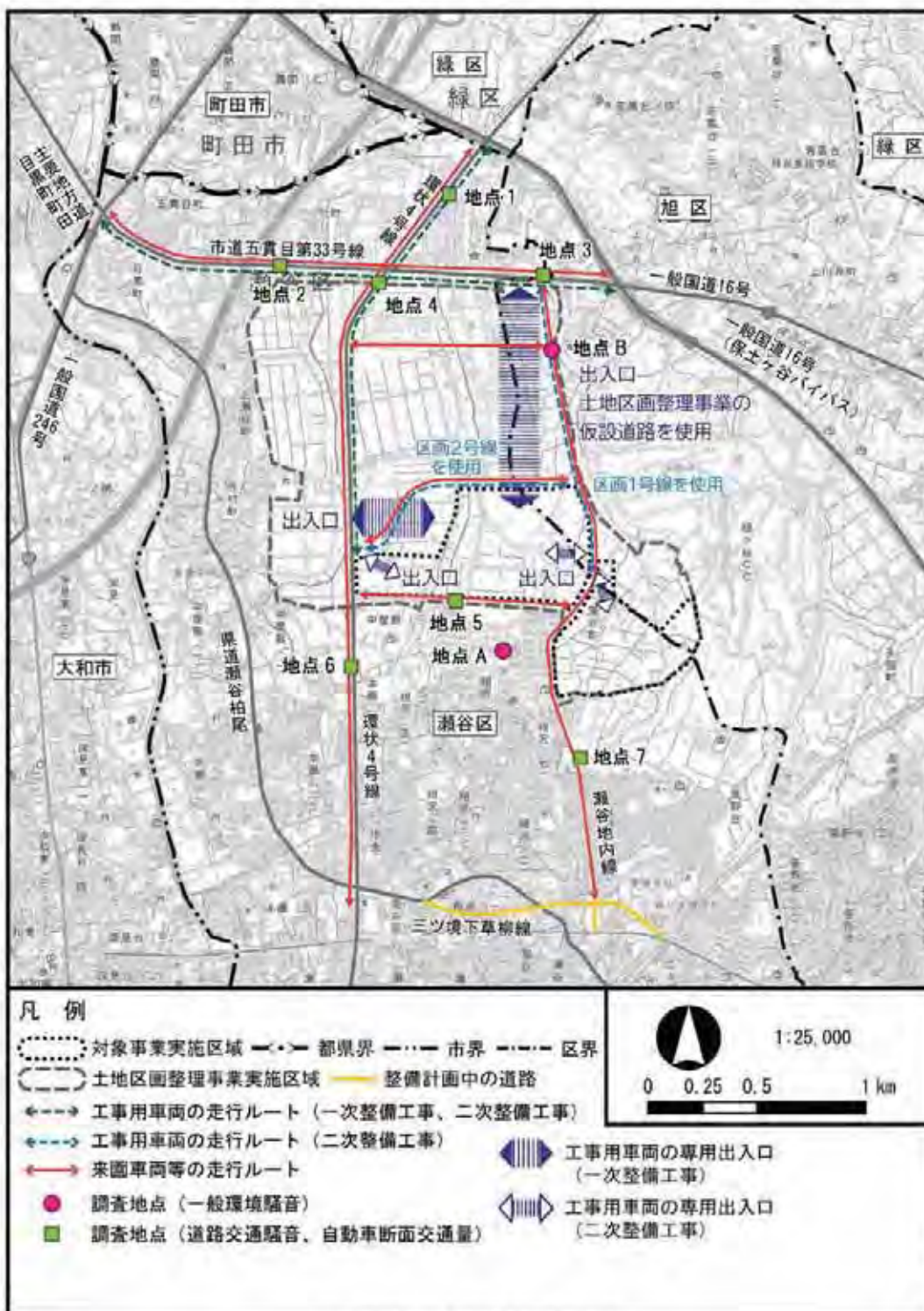


図 2 1-2 騒音の調査・予測地点

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

なお、来園車両等の走行に伴う騒音の予測においては、現在の状況（現地調査時点）からの変化を予測しているわけではなく、供用時の一般交通量（将来一般交通量）による等価騒音レベルの予測値と、将来一般交通量に本事業の来園車両等を加えた将来交通量による等価騒音レベルの予測値を比較しているため、環境保全目標を表 2 1-1 に示すとおり設定しています。

表 2 1-1 環境保全目標(騒音)

区分	環境保全目標
【供用時】 来園車両等の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

(1) 地点 4 の騒音レベルの増加要因

地点 4 の現地調査結果と供用時の将来一般交通量の予測結果を比較すると、騒音レベルが平日 6.0 デシベル増加、休日 7.2 デシベル増加（図 2 1-3 に示す現地調査を行った西側で比較した場合）しています。

現地調査時と供用時の交通量及び等価騒音レベルは表 2 1-2 に示すとおりです。

地点 4 は、現地調査結果を用いた計算値の補正を行っていないため、現地調査結果と等価騒音レベルの計算値の乖離が大きくなる可能性があります。平日の予測結果について、交通量は、現地調査結果と供用時の将来一般交通量で大幅な増加はありませんが、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等の影響により騒音レベルが増加したと考えます。休日の予測結果については、交通量が約 2 倍に増加しているため、騒音レベルの増加は、道路の拡幅による音源の位置の変化や舗装、車両の速度等に加え、交通量の増加の影響によるものと考えられます。

ただし、来園車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は、平日、休日ともに 1 デシベル未満 (0.1 デシベル未満 -0.1 デシベル) であることから、本事業の影響は小さいと予測します。なお、この騒音レベルの増加分は、将来一般交通量に本事業の来園車両等を加えた将来交通量による騒音レベルの予測値から、将来一般交通量による騒音レベルの予測値を差し引いた値であり、本事業の来園車両等の台数が加わることによる騒音レベルの増加分を示しています。



図 2 1-3 地点 4 現地調査地点位置図

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 2 1-2(1) 交通量と等価騒音レベルの変化 (平日)

予測地点	道路名	方向	車種分類	現況交通量		将来一般交通量		将来交通量	
				現況交通量	騒音レベル (実測値)	将来一般交通量	騒音レベル (予測値)	将来交通量	騒音レベル (予測値)
地点 4	環状 4号線	目黒交番前 (北行)	大型車	965	63.6	967	69.6	967	69.6
			小型車	5,336		4,618		4,661	
			合計	6,301		5,585		5,628	
			小型車換算合計	9,650		8,940		8,983	
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,034	-	1,335	70.0	1,335	70.0
			小型車	5,690		5,388		5,438	
			合計	6,724		6,723		6,773	
小型車換算合計	10,312	11,355	11,405						
断面合計 (小型車換算)			19,962	-	20,296	-	20,389	-	

注1：予測時間帯は昼間（6時～22時）としました。

注2：交通量は予測時間帯の16時間交通量としました。

表 2 1-2(2) 交通量と騒音レベルの変化 (休日)

予測地点	道路名	方向	車種分類	現況交通量		将来一般交通量		将来交通量	
				現況交通量	騒音レベル (実測値)	将来一般交通量	騒音レベル (予測値)	将来交通量	騒音レベル (予測値)
地点 4	環状 4号線	目黒交番前 (北行)	大型車	197	61.8	848	69.0	848	69.1
			小型車	2,682		4,048		4,138	
			合計	2,879		4,896		4,986	
			小型車換算合計	3,563		7,839		7,929	
		瀬谷駅 (南行)	大型車	169	-	1,170	69.4	1,170	69.4
			小型車	3,329		4,718		4,825	
			合計	3,498		5,888		5,995	
小型車換算合計	4,084	9,948	10,055						
断面合計 (小型車換算)			7,647	-	17,786	-	17,983	-	

注1：予測時間帯は昼間（6時～22時）としました。

注2：交通量は予測時間帯の16時間交通量としました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 2 眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について

主要な眺望地点からの景観の変化は、図 2 2-1 に示す予測地点 1、14～17、20 の 6 地点について、現況写真に、施工計画を基に公園施設等を合成したフォトモンタージュを比較し、景観構成要素の変化や周辺景観との調和等を予測しています。

3月27日の審査会でのご指摘を踏まえ、眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性を具体的に記載しました。

なお、土地区画整理事業地内の樹木調査の進捗を踏まえ、対象事業実施区域境界に植栽する樹木について、移植により既存樹木をより活用できることが確認できたことから、フォトモンタージュの対象事業実施区域境界の植栽樹木の密度や樹高を修正しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 2 2-1 予測地点、景観区

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。




<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地在わずかに見えますが、瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目に見えぬ瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の落葉樹を植栽するとともに、低草乾生草地、高草乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 22-2 景観の変化 (地点1: 着業期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月30日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草草がわずかに見えます。瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありませんが、ほとんどが落葉樹であるため、着葉期と比較すると、視認性が向上します。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の田畑や路傍でごく普通に見られるメシバやエノコログサが優先する低基草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高基草本群落です。</p> <p>土地画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域や県営瀬谷団地の集合住宅はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の落葉樹を植栽するとともに、低基乾生草地、高基乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 22-3 景観の変化 (地点1・落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>黒菅瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバ・エノコロクサ群落)</p> <p>上瀬谷第 54 号線</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>黒菅瀬谷団地の集合住宅</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で低茅乾生 草地を整備</p> <p>本事業で東地区 (南) 駐車場を整備</p> <p>上瀬谷第 54 号線</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、正面に上瀬谷第 54 号線の道路が広がり、その西側には黒菅瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコロクサが優先する低基草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茅乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>


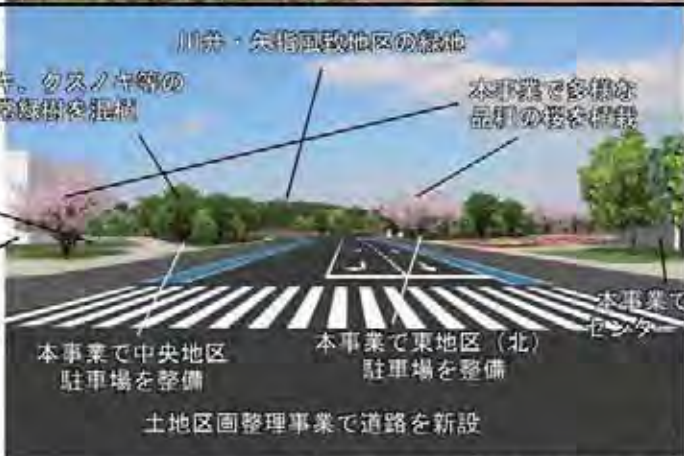
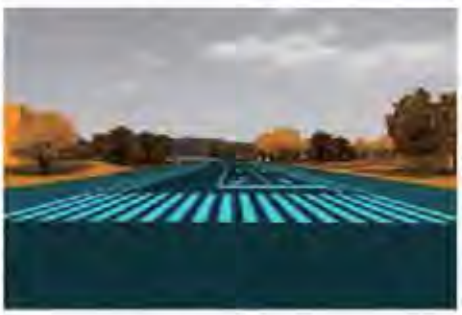
図 22-4 景観の変化 (地点 14: 着葉期) 【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月30日(月) 撮影</p>	<p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバ・エノコログサ群落)</p> <p>上瀬谷第 54 号線</p>
<p>【供用時】</p>	<p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で低茎乾生 草地を整備</p> <p>本事業で東地区 (南) 駐車場を整備</p> <p>上瀬谷第 54 号線</p>
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、正面に上瀬谷第 54 号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 22-5 景観の変化 (地点 14: 落葉期) 【見直し後】


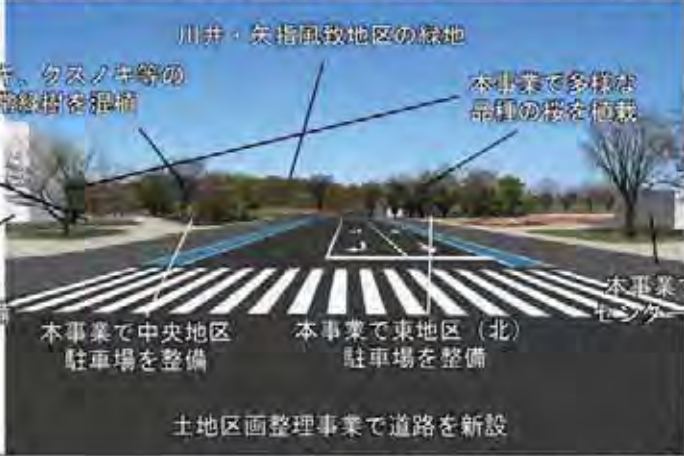
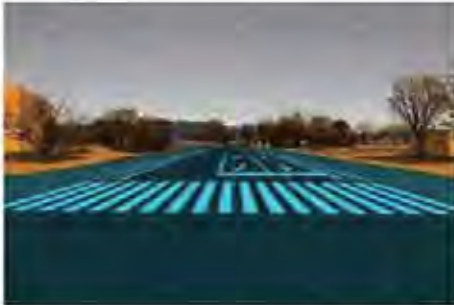
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域内の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、景観が変化します。</p> <p>ただし、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに低草乾生草地を整備することから、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。</p>

注1 〇は、本事業の対象事業実施区域、□は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 22-6 景観の変化(地点15:着葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域内の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優先する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、景観が変化します。</p> <p>ただし、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに低草乾生草地を整備することから、着葉期と比較するとパークセンターや駐車場の視認できる範囲がわずかに拡大するものの、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。</p>



注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 22-7 景観の変化(地点15:落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クスノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優先する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第 228 号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化します。</p> <p>ただし、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植することから、深見第 228 号線の奥に見える上川井市民の森等との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。</p>

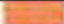
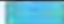
注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 2 2-8 景観の変化 (地点 16 : 着葉期) 【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第228号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化します。</p> <p>ただし、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植することから、深見第228号線の奥に見える上川井市民の森等との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。</p>

注1： は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 2 2-9 景観の変化(地点16: 落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化します。</p> <p>ただし、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植することから、深見第228号線の右側の畑地及び樹林地との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。また、本事業で整備する野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>

注1： は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 22-10 景観の変化(地点17:着葉期)【見直し後】


この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	<p>対象事業実施区域内の樹林 （エノキ、クワ、カキノキ等の常緑樹群）</p> <p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>野球場</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p> <p>深見第228号線</p> <p>対象事業実施区域内の畑地</p>
<p>【供用時】</p>	<p>対象事業実施区域外の樹林</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で多様な種類の樹を植栽</p> <p>本事業で西地区 駐車場を整備</p> <p>対象事業実施区域外の畑地</p> <p>土地区画整理事業で 深見第228号線を拡幅</p>
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群で、常緑樹が優先しますが、落葉樹も一部混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化します。</p> <p>ただし、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植することから、深見第228号線の右側の畑地及び樹林地との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。また、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、本事業で整備する野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>

注1： は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 2 2-11 景観の変化（地点 17：落葉期）【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林が点在する草地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で造成</p> <p>土地区画整理事業で通路を整備</p>	 <p>本事業で管理施設を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て変更される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草草が減少し、景観が変化します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木の落葉樹、常緑樹を混植することから、管理施設はわずかに視認できる程度であり、本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。

注2：[茶色]は、本事業の対象事業実施区域、[青]は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 2 2-12 景観の変化（地点 20：落葉期）【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	<p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林が点在する草地</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の落葉樹、常緑樹を混植</p>	<p>土地区画整理事業で道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で造成</p>	 <p>本事業で管理施設を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p> <p>土地区画整理事業で通路を整備</p>
<p>景観の変化</p>		<p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。旧上瀬谷通信施設内通路の右側は落葉樹、左側は落葉樹と常緑樹が混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草地在減少し、景観が変化します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木の落葉樹、常緑樹を混植することから、着葉期と比較すると管理施設の視認できる範囲は拡大するものの、わずかに視認できる程度であり、本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園との緑の連続性は確保され、周辺景観と調和するものと予測します。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。



注2：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 2 2-13 景観の変化（地点 20：落葉期）【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2.3 圍繞景観の価値の変化の根拠について（2）

5月25日の審査会でのご指摘を踏まえ、補足資料として提出した内容を再度見直し、人工的土地利用域及び樹林が点在する広大な草地域の予測結果を次のとおり修正しました。

圍繞景観の価値の変化の程度は、前掲図 2.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域を4つの景観区に区分し、普遍価値及び固有価値について、表 2.3-1 に示す代表的な指標例に基づき、景観区ごとに各認識項目の変化を予測しています。

準備書において、「自然性」及び「固有性」については、平面的な面積割合から緑被率等の変化を予測していましたが、審査会でのご指摘を踏まえ、フォトモンタージュを基に立体的な要素を勘案した評価に修正しました。樹林が点在する草地域では、人工建造物の平面的な面積割合は現況で約2ha（景観区全体の面積の約8%）、施設が存在時で約6.5ha（景観区全体の面積の約23%）ですが、立体的な要素を勘案したフォトモンタージュの視野では、施設が存在時における人工建造物の占める割合が大きくなるため、価値の変化を修正しました。

また、人工的土地利用域のフォトモンタージュには本事業の対象事業実施区域外の土地区画整理事業実施区域も含まれることから、土地区画整理事業実施区域を含むフォトモンタージュで視認できる範囲での評価を追加しました。

次頁以降において、審査会でのご指摘を踏まえた準備書からの見直し結果を示します。土地区画整理事業実施区域を含むフォトモンタージュで視認できる範囲での評価は、括弧内に記載します。

表 2.3-1 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標例
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、木際性の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ（被視頻度） 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在、他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。





【現況】 地点 18 (人工的土地利用域)



【供用時】 地点 18 (人工的土地利用域)



- 注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業 環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。
- 注2：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 23-2(1) 景観区ごとの価値の変化の程度 (人工的土地利用域) 【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△→△ (○→△)	<p>現況ではメヒシパーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、本事業で野球場や運動広場を整備するため、景観区全体の緑被率は低下しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植することで、本地点からの視野に占める自然性はある程度確保されると予測します。</p> <p>(フォトモンタージュで視認できる範囲においては、手前側の土地区画整理事業実施区域には、現況ではメヒシパーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が分布しており、奥側の本事業の対象事業実施区域にはメヒシパーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。また、隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。視認できる範囲は全て土地区画整理事業の造成工事によって改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備するため、視野全体の緑被率が低下し、自然性は低下すると予測します。ただし、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに、土地区画整理事業では環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等を創出し、自然性の回復を行います。)</p>
	視認性	○→○	<p>現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物はありませんが、対象事業実施区域内の植栽樹群により景観区内を見通せず、瀬谷市民の森等も視認できないため視認性は中程度です。供用時は、野球場の防球ネットや対象事業実施区域の境界に植栽する高木を含む落葉樹、常緑樹、サクラ等が視認できるものの、防球ネットが視界を大きく遮ることはなく、樹木による視野の遮蔽は現況と同程度であるため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>
	利用性	◎→◎	<p>現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公団来園者に広く利用されるため、利用性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：() 内は、土地区画整理事業実施区域を含んだフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 23-2(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工的土地利用域）【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
固有価値	固有性	○→□ (○→△)	<p>現況ではメヒシパーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地が視認できますが、その奥にはグラウンドが広く分布しています。隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林、草地、グラウンドは全て改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備しますが、施設の周辺に樹林や芝地を整備します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進める計画であることから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。</p> <p>（フォトモンタージュで視認できる範囲においては、手前側の土地区画整理事業実施区域には、現況ではメヒシパーエノコログサ群落やイネ科草本群落、植栽樹群が分布しており、奥側の本事業の対象事業実施区域にはメヒシパーエノコログサ群落、植栽樹群、畑地、グラウンドが分布しています。また、隣接する海軍道路沿いの桜並木は瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>視認できる範囲は全て土地区画整理事業の造成工事によって改変される可能性があり、土地区画整理事業で新たな道路、本事業で野球場や運動広場を整備するため、視野の大部分を占める広大な草地在消失し、固有性は低下すると予測します。また、土地区画整理事業の環状4号線の拡幅工事に伴い海軍道路沿いの桜並木は伐採されますが、土地区画整理事業により環状4号線や地区内幹線道路に新たな桜並木等が創出され、本事業では、公園内に多様な品種の桜を植栽して新たな桜の名所づくりを進めることで固有性の回復を行います。）</p>
	親近性	○→□	<p>現況ではグラウンドが地域住民、畑地等が農家の方に広く利用されていますが、供用時は野球場や運動広場を整備することで、スポーツを中心としたレクリエーションの場となり、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性は現況から大きな変化はないと予測します。</p>

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：（ ）内は、土地区画整理事業実施区域を含んだフォトモンタージュで視認できる範囲における評価を記載しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 21 (谷戸地域)



【供用時】 地点 21 (谷戸地域)



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 23-3 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度 (谷戸地域) 【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況では相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥にメヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林が視認できます。 土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	現況では谷戸地形となっており、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため、谷戸底の水田や畑地と谷戸の東側に広がるメヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落等の草地や樹林地を広く見通せます。供用時は谷戸地形を保全し、水路、湿地、草地、樹林地、花壇等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。
	利用性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかし、ガーデン1や大花壇を整備することから、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	現況では相沢川沿いが谷戸地形となっており、水田、畑地、メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落、樹林等が分布し、固有性が高くなっています。 土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の水田、畑地、草地は全て改変される可能性があります。谷戸地形を保全し、水路、湿地、湿生・乾生草地、樹林という多様な環境区分が連続的に推移し、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するとともに、その周辺には草地、樹林地、花壇等を整備して緑の連続性を確保します。また、北部の疎林は原位置保存して植栽により新たな緑を創出することから、固有性は現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	○→◎	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、谷戸底の水田、畑地が農家の方に利用されていますが、供用時は谷戸地形をいかしてガーデン1や大花壇を整備し、公園来園者に広く利用され、親しまれることから、親近性が向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 22（樹林が点在する広大な草地域）



【供用時】 地点 22（樹林が点在する広大な草地域）



表 23-4 (1) 景观区ごとの価値の変化の程度（樹林が点在する広大な草地域）【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ⁽¹⁾	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→○	<p>現況ではメヒシバー・エノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や間隙区域のモミジ、バスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備します。北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茎乾生草地を整備する計画ですが、景观を構成する要素のうち、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少し、緑被率が低下することから、自然性は中程度に低下すると予測します。</p> <p>なお、建築物については、形状、デザイン・色彩等への配慮や周辺の植栽による修景等を行うことで、周辺の草地や樹林地との調和を図ります。</p>
	視認性	◎→○	<p>現況では高低差が小さく、予測地点の近くに視界を遮る構造物がないため視認性は高いですが、供用時は飲食・物販施設や管理施設等の建物を整備するため、視認性が低下すると予測します。</p>
	利用性	○→◎	<p>現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されるため、利用性が向上すると予測します。</p>

注1：価値の変化は、（現況）→（供用時）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

表 23-4 (2) 景觀区ごとの価値の変化の程度 (樹林が点在する広大な草地) 【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1}	価値の変化の状況
固有価値	固有性	◎→○	<p>現況ではメヒシバーエノコログサ群落が広く分布し、その奥にエノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群や開闢区域のモミジ、バスズカケノキ、ソメイヨシノ等の大径木が分布しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があり、本事業で飲食・物販施設や駐車場等の公園施設を整備します。北地区の北西部及び南東部は既存の樹林地をいかした植栽により樹林地を整備するとともに、中央部には低茅乾生草地を整備する計画ですが、景觀を構成する要素のうち、飲食・物販施設等の建築物の占める割合が増加して草地が減少することから、固有性は中程度に低下すると予測します。なお、対象事業実施区域内の樹木は公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木として活用する計画です。</p>
	親近性	○→◎	<p>現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、西端及び東端の一部が農家の方や地域住民に利用されていますが、供用時は公民連携を積極的に推進し、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら賑わいを創出する地区となり、公園来園者に広く利用されるため、親近性が向上すると予測します。</p>

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



【現況】 地点 11 瀬谷みはらし公園 (和泉川源流域)



【供用時】 地点 11 瀬谷みはらし公園 (和泉川源流域)



表 2 3-5 (1) 景観区ごとの価値の変化の程度 (和泉川源流域) 【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎→◎	現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メシバ・エノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミズソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムタノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、自然性が高いです。和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、景観を構成する要素や緑被率に現況から大きな変化はないと予測します。
	視認性	◎→◎	現況では、なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。南側の住宅地及びゴルフ場の奥には瀬谷市民の森と連続性のある樹林地が視認できます。供用時は現況の地形や瀬谷市民の森と連続性のある樹林地を保全し、湧水起源の小水路環境、草地、樹林地、庭園、農園等を整備する計画であり、視界を大きく遮る構造物等は存在しないため、視認性は現況から大きな変化はないと予測します。

注1：価値の変化は、(現況) → (供用時) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 2 3-5 (2) 景観区ごとの価値の変化の程度 (和泉川源流域) 【見直し後】

価値軸	認識項目	価値の変化 ^{注1)}	価値の変化の状況
普遍価値	利用性	△→○	現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用されるため、利用性が中程度に向上すると予測します。
固有価値	固有性	◎→◎	現況では和泉川の源頭部であり、湧水起源の小水路、メヒンパーエノコログサ群落、チガヤ群落、小規模植栽樹林が分布しており、和泉川沿いの一部にはチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物も分布しています。瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しており、固有性が高いです。 和泉川沿いでは可能な限り現況の地形と植生を維持するとともに、湧水起源の小水路環境を創出します。また、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地の保全を行い、地上式調整池（調整池4）の周辺には、植栽等により樹林地、湿生草地、乾生草地、庭園等、農園等を整備します。そのため、固有性に現況から大きな変化はないと予測します。
	親近性	△→○	現況では対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、供用時は、ガーデン、体験農園、森の散策路、パークセンター等が整備され、生物の生息環境保護エリアとして立ち入りや利用を制限する範囲を除き、公園来園者に広く利用され、親しまれるため、親近性が中程度に向上すると予測します。

注1：価値の変化は、(現況)→(供用時)の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2.4 相沢川及び和泉川以外の注目すべき種の保全について（2）

土地区画整理事業で行う環境保全措置により、相沢川、和泉川において、水辺の貴重種の保全を行います。また、瀬谷市民の森と連続する対象事業実施区域南東部のムクノキエノキ群落、スギヒノキ群落は保全することから、樹林地に生息する生物の生息・生育環境は引き続き維持できるものと考えます。その他のエリアについては、土地区画整理事業の造成工事によって全域が改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行うとともに、緑地の創出などを通して、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。

（1）公園整備における草地環境の保全・創出

対象事業実施区域の草地は、図 2.4-1 に示すとおり、現況で主としてメヒシバエノコログサ群落等の低茎草地在が広く分布し、小面積のチガヤ群落等の高茎草地在が点在するほか、人工的土地利用域には畑地が、樹林が点在する広大な草地の北東部にはオギ群落や畑地が、和泉川源流域には小面積のオギ群落、東端にイネ科草本群落が一部まとまって分布しています。

そのような草地環境において、低茎草にはヒバリやトノサマバタ等が確認されるほか、生息地は限られますが、低茎・高茎の混生する環境にはセッカ、乾性の高茎草にはショウリョウバタモドキ等の鳥類や昆虫類の生息が確認されており、渡り時期には、湿性の高茎草を選好するオオヨシキリの飛来が確認されています。また、これらの昆虫類等を捕食するニホンカナヘビが生息するとともに、チョウゲンボウやオオタカなどの猛禽類が採餌のために飛来します。

公園整備において、図 2.4-2 に示すとおり中央地区のサクラ広場（草地広場）には、現況と同様、やや粗放的に管理された低茎のイネ科草本等からなる草地を広く整備します。その周囲の主要な園路沿いに桜並木を配置します。西地区の畑地や、北地区の北東部に分布するオギ群落や畑地は、土地区画整理事業によって改変されるため、谷戸地域の環境保全措置を実施する範囲においてオギ群落や水田雑草群落など湿性の低茎～高茎草の環境を創出するとともに、その周辺にはまとまった乾性の高茎草を整備する計画です。北地区は、自然と共生しながら賑わいを創出する地区であり、サウンディング調査では、環境影響評価手続きを踏まえるものとの条件を付けていますので、今後の提案募集にあっても、緑地のつながりや生物の生息空間となる樹林地、草地の確保について、配慮を求めるものです。

なお、北地区のうち、相沢川北部にまとまった疎林を整備する計画であり、相沢川北部のエノキやマガワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する計画です。

東地区は、和泉川流域の地上式調整池（調整池4）を中心に、ガーデン3、4、その周辺部へ広がりをもった段階的な環境整備を行い、多様な動植物の生息・生育環境の形成を目指します。また、現況の水辺環境や景観を保全するエリアと、多様な植栽により見どころの形成や園芸文化の発信を行うエリアに区分し、保全と利用の両立を図ります。

①調整池4のHWL以下の範囲

和泉川源流域においては、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物も計画しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、動植物の生息・生育環境の創出

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

に寄与する地上式調整池（調整池4）として、可能な限り現在の地形やメヒシパーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。

②ガーデン3、4のHWL以上の範囲

ガーデン3、4は、現在、メヒシパーエノコログサ群落が広く分布し、チガヤ群落やオギ群落、植栽樹群が点在していますが、本事業においては、ガーデン3ではアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリヤスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4では上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースに海外から日本に受信した西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させることで、多様な動植物の生息・生育環境を創出します。

③ガーデン3、4周辺の草地の範囲

ガーデン3、4周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低基のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出する計画です。また、東地区は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜などの花木も植栽する計画とします。

（2）草地環境の利用と管理

草地環境の管理及び利用について、サクラ広場や東地区の草地広場など利用主体の草地については、利用しやすいよう低めに刈り込む見込みです。一方、それらの草地広場の縁辺部や、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定や、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討し、草刈り前にはシジミチョウ類やバッタ類、コオロギ類等が生息し、草刈り後にはムクドリやヒヨドリ、ヒバリ、キジバト等が採餌に飛来することを繰り返すような、多様なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を維持するなど、利用と保全のバランスをとりながら管理を行う予定です。

一方、ガーデン3、4に植栽する草花や草本の中に散在させる桜を含む樹木は、ガーデン3、4内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りはコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理する計画です。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

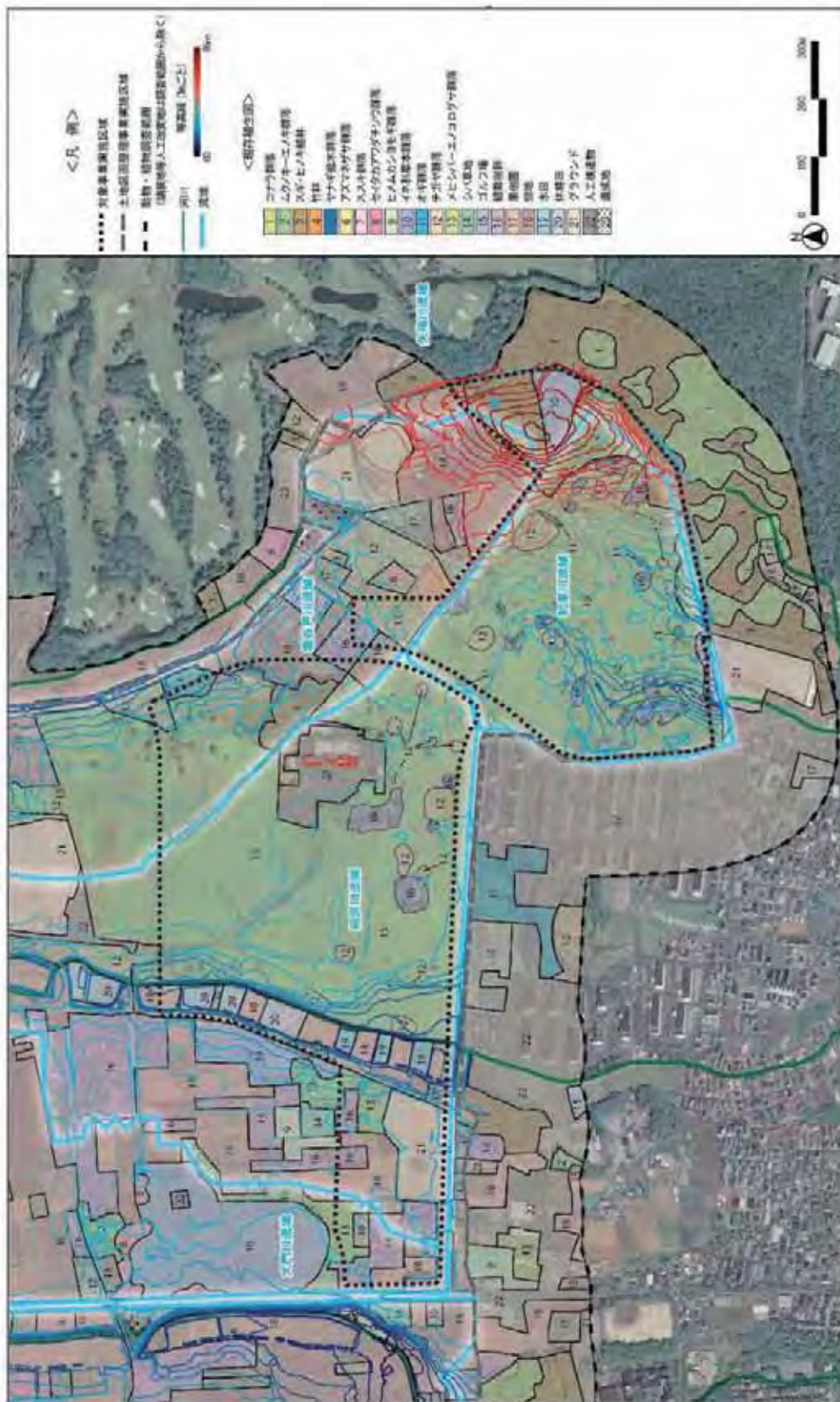
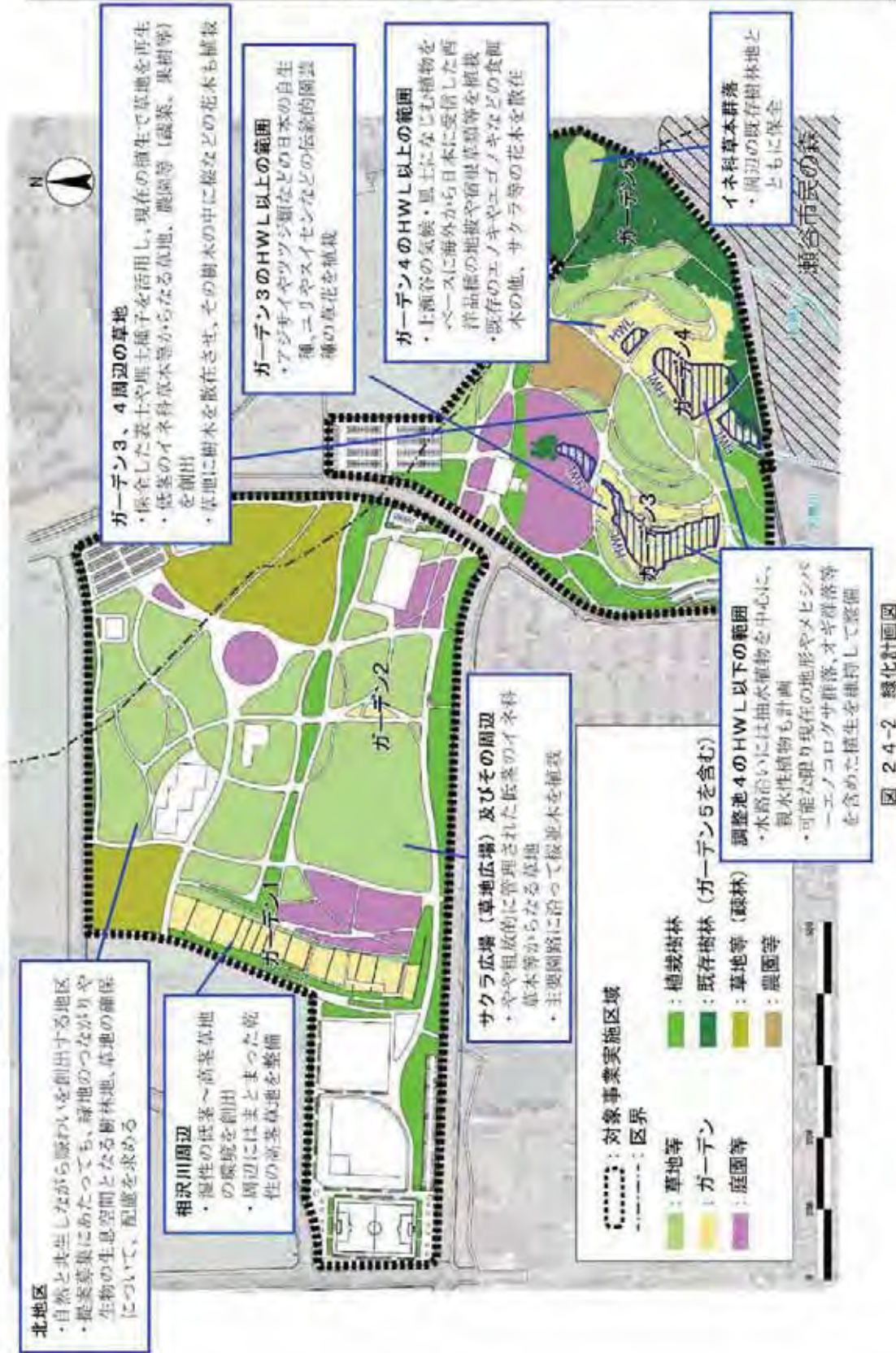


図 24-1 既存植生図

この資料は調査会用に作成したものです。調査の進捗で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(3) 園芸博期間を通じた草地環境の保全・創出

本事業の工事期間中には国際園芸博覧会が開催されることから、一次整備、園芸博開催期間、そして、二次整備の期間における、対象事業実施区域内の草地環境については、園芸博と調整しながら次のとおり計画し、公園全面開園時には、前述の(1)に示す姿を目指します。

①一次整備から園芸博開催時

本事業の一次整備及び園芸博開催期間を通して、園芸博と調整し、不必要な草地の改変の回避に努めますが、現時点で、現況の状態で草地として維持されるエリアは、瀬谷市民の森と隣接する東端側に位置するイネ科草本群落(図24-3に示す赤色のエリア)と見込まれます。

②二次整備期間

図24-3に示す青色のエリアについては、園芸博で整備される草地等の緑地を継承し、公園の草地広場として広げていくことが見込まれます。ただし、青色のエリア以外にも、緑地を継承できるよう、園芸博と調整します。

公園で草地広場を整備する際には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地の再生に努めるとともに、「横浜市森づくりガイドライン」等を踏まえ維持管理を行うなど、草地の生態系の注目種が生息・生育できるよう、整備・管理します。



図 24-3 現況を保全及び園芸博時の草地を継承する範囲

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(4) 生態系ネットワークの保全・創出

以下の①～③に示す相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林をコアエリアとして設定しています。

- ①瀬谷市民の森に隣接する樹林、
- ②和泉川源流部の小水路環境
- ③相沢川沿いの湿地環境と草地環境

また、対象事業実施区域の代表的な環境である湿性低地や樹林地がまとまって分布するエリアをサブコアエリアとしていましたが、審査会でのご指摘を踏まえ、現況の生態系ネットワークの保全・創出の観点から①～③の周辺に整備する乾性草地のうち、瀬谷市民の森及び相沢川的环境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部において、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアもサブコアエリアとして設定します。

新たなサブコアエリアの確保のためにも、園芸博開催時まで現況が維持されるエリアや園芸博で整備する草地等を継承するエリア(図 2 4-3 の青色のエリア)を設けるほか、両エリア以外でも緑地を継承できるよう、園芸博と調整します。なお、公園で草地広場を整備する際には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地の再生に努めるとともに、「横浜市森づくりガイドライン」等を踏まえた順応的な維持管理を行うなど、草地の生態系の注目種が生息・生育できるよう管理を行います。

また、その他のサブコアエリアについても、図 2 4-3 に示すとおり主に相沢川北部にまとまった疎林を整備する計画であり、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する計画です。また、ガーデン 2 では、まとまりのある大径木の樹林を保全します。

整備後は、各環境要素間を高基草地や新たな植栽帯等で結びつけることより、湿性～乾性草地×湿地×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

これらの対応により、草地にはヒバリやセッカ、トノサマバッタ、シマヘビ、エンマコオロギ、シバズ、ヤマトシジミ、モンシロチョウ等が生息し、湿地にはシオカラトンボやアオイトトンボ、アメンボ等が生息し、チョウゲンボウやオオタカが時折採餌に飛来するという現況と近似の環境の確保が期待できます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 5 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（3）

6月12日の審査会において、導入予定のグリーンインフラの概要とグリーンインフラによる浸透量の試算結果を示しましたが、礫間貯留（雨庭型）の単位設計貯留量は間隙率を踏まえて計算すべきとご指摘を頂きましたので、それを踏まえて次の通り見直しました。

6月12日の審査会補足資料では礫間貯留（雨庭型）の貯留量に、緑地の地下に設置する礫間貯留槽の貯留量が見込まれていなかったため、礫間貯留（雨庭型）の単位設計貯留量を見直しました。礫間貯留（雨庭型）の地下に設置する礫間貯留槽の貯留量は、厚さ0.5m（もしくは0.3m）に間隙率0.35をかけています。なお、本試算では礫間貯留（雨庭型）の植栽の種類や密度は未定のため、貯留量のうち植栽が占める割合は考慮していませんが、設計にあたっては、将来植栽による間隙率も考慮して貯留量を設定する予定です。

（1）導入予定のグリーンインフラ施設の概要

本事業で導入予定のグリーンインフラ施設の諸元は以下に示すとおりです。

① バイオスウェル

- ・ 園路、駐車場等に帯状に整備
- ・ 植生と多孔質な構造が一体となり、降雨時に水を集め、一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させる



表 2 5-1 施設諸元（バイオスウェル）

項目	大門川流域、 和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、 相沢川流域③	堀谷川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k0(m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計浸透量 (m ³ /hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果（R4年度（仮称）旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託）の各流域近傍の調査地点の数値（湛水深0.25m）を適用しました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

②-1 礫間貯留（舗装型）

- ・ 駐車場、草地等に整備
- ・ 地下の碎石層へ雨水を導き、碎石内の空隙を利用して一時的に貯留、貯留された水は側面及び底面から地下に浸透する

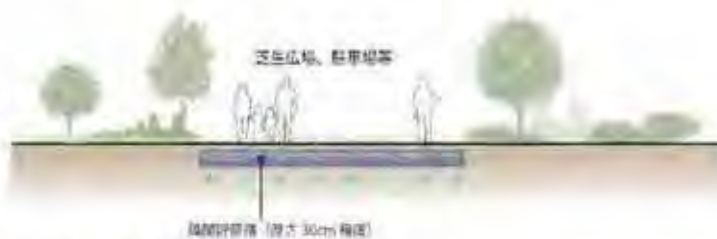


表 2 5-2 施設諸元（舗装型）

項目	大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k0(m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計浸透量 (m ³ /hr)	0.0083	0.0083	0.0116	0.0116	0.0087
単位設計貯留量 (m ³ /m ²)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175

注 1：礫間貯留槽の厚さは、大門川流域、和泉川流域①②、相沢川流域②③では 50cm、相沢川流域①、堀谷戸川流域では 30cm に設定しています。

注 2：礫間貯留槽の貯留量は、厚さ 0.5m（もしくは 0.3m）に間隙率 0.35 をかけています。

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果（R4 年度（仮称）旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託）の各流域近傍の調査地点の数値（湛水深 0.25m）。

算定式は、雨水浸透施設技術指針【案】調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）の透水性舗装（浸透池）単位設計浸透量の算定を適用しました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

②-2 礫間貯留 (雨庭型)

- ・窪地等に整備
- ・緑地内に雨水を導いて一時的に貯留し、ゆっくり浸透させる

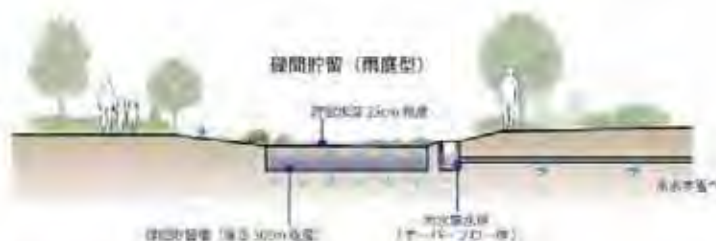


表 2 5-3 施設諸元 (雨庭型)

区分	項目	大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
表面貯留・浸透分	単位設計貯留量 (m ³ /m ²)	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250
礫間での貯留・浸透分	土壌の飽和透水係数 k0 (m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
	単位設計浸透量 (m ³ /hr)	0.0083	0.0083	0.0116	0.0116	0.0087
	単位設計貯留量 (m ³ /m ²)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175
合計	単位設計浸透量 (m ³ /hr)	0.0083	0.0083	0.0116	0.0116	0.0087
	単位設計貯留量 (m ³ /m ²)	0.425	0.355	0.425	0.355	0.425

注1：礫間貯留槽の厚さは、大門川流域、和泉川流域①②、相沢川流域②③では50cm、相沢川流域①、堀谷戸川流域では30cmに設定しています。

注2：礫間貯留槽の貯留量は、厚さ0.5m (もしくは0.3m)に間隙率0.35をかけています。

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果 (R4年度 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託) の各流域近傍の調査地点の数値 (湛水深0.25m)。

算定式は、雨水浸透施設技術指針 [案] 調査・計画編 (社団法人雨水貯留浸透技術協会) の透水性舗装 (浸透池) 単位設計浸透量の算定を適用しました。

【参考】 施設諸元 (雨庭型) (修正前)

項目	大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k0 (m/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計浸透量 (m ³ /hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
単位設計貯留量 (m ³ /m ²)	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果 (R4年度 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託) の各流域近傍の調査地点の数値 (湛水深0.25m)。

算定式は、雨水浸透施設技術指針 [案] 調査・計画編 (社団法人雨水貯留浸透技術協会) の透水性舗装 (浸透池) 単位設計浸透量の算定を適用しました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

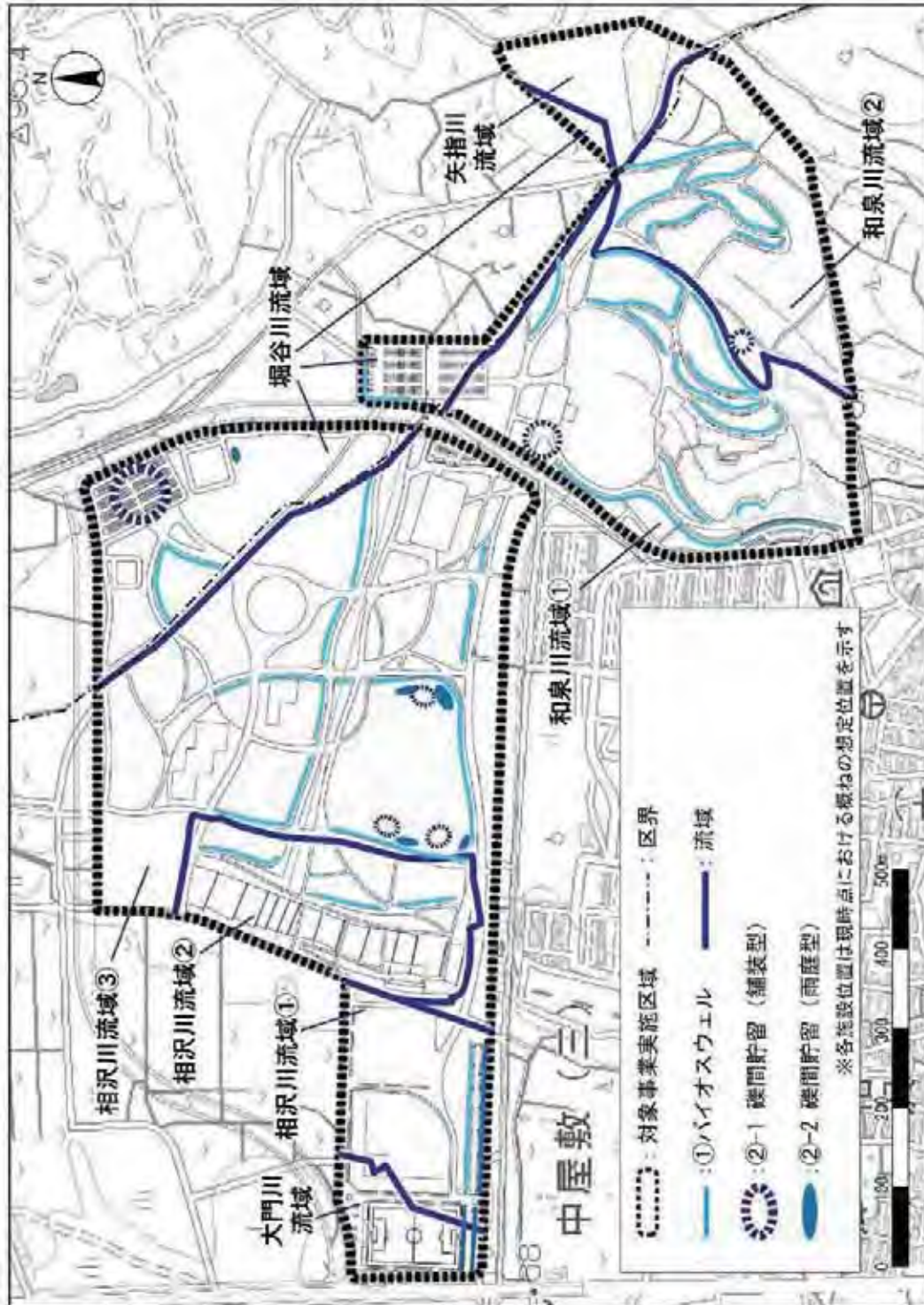


図 25-1 グリーンインフラ施設配置イメージ

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) グリーンインフラの導入により見込まれる効果

①～②のグリーンインフラ施設を図 2 5-1 の位置に配置した場合の実装規模、設計貯留量及び設計浸透量は表 2 5-4、グリーンインフラ施設による浸透量の試算結果は表 2 5-5 に示すとおりです。

公園整備前後の流出量の差分 (C) とグリーンインフラによる浸透量 (D) を比較すると、和泉川流域①、②と堀谷戸川流域については、各流域においてグリーンインフラによる浸透量 (D) が流出量の差分 (C) と同程度となっており (C≒D)、公園区域全体でもグリーンインフラによる浸透量 (D) が流出量の差分 (C) よりも大きくなります (C<D)。

ただし、本試算は、図 2 5-2 に示す「整備後の流出係数による流出量」が全てグリーンインフラ施設に導水された場合に見込まれる浸透量であり、グリーンインフラ施設に導水されず、雨水管に直接流れ込む雨水が発生した場合、グリーンインフラ施設による浸透量は試算結果より減少します。そのため、設計にあたっては集水範囲や方法を具体化し、雨水管に直接流れ込む雨水量も考慮して、「2020 年年間降雨量 (1,687.5mm) における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」という目標について、流域ごとを基本に達成できるよう、グリーンインフラ施設の規模や位置を検討します。

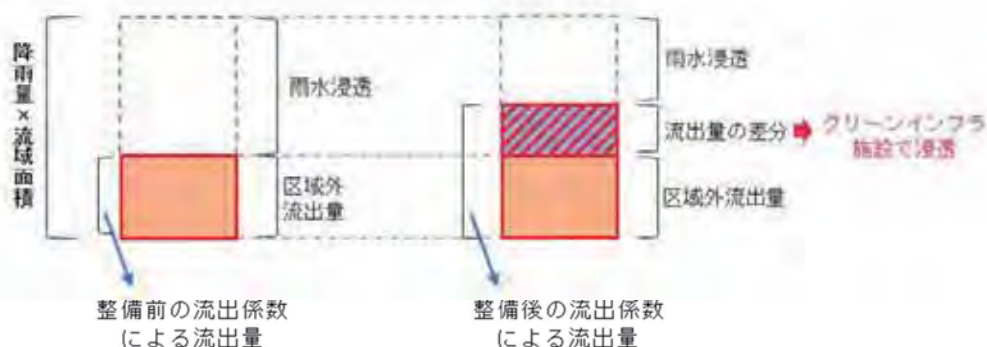


図 2 5-2 公園整備前後の流出量のイメージ

この資料は審査会用に作成したものです。審判の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 25-4 グリーンインフラ施設の構築規模、浸透・貯留量

流域	実築規模 (m ²)				設計貯留量 (m ³)			設計浸透量 (m ³ /10min)	
	縦間貯留 (舗装型)	縦間貯留 (凹型型)	バイオ スウェール	横間貯留 (舗装型)	横間貯留 (凹型型)	横間貯留 (舗装型)	横間貯留 (凹型型)	バイオ スウェール	
和泉川流域①	630	0	3,762	110	0	0.918	0	5,204	
和泉川流域②	260	0	1,902	48	0	0.359	0	2,504	
堀谷戸川流域	1,300	150	501	137	53	2.521	0.291	0.926	
大門川流域	0	650	0	0	276	0	0.897	0.000	
相沢川流域	1,600	2,571	4,147	280	1002	3.102	4.259	7.650	
矢掛川流域	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	3,790	3,371	10,312	572	1,331	6.895	5.447	16.188	

注1: 6月12日の審査会補足資料項目19の表19-5からの変更点を太字で示します。

表 25-5 2020年実績降雨におけるグリーンインフラによる浸透量の試算結果

流域	流域面積 (m ²)	降雨量×流域面積 (m ³)		降雨前 流出係数 B	整備後 流出係数 B'	流出量の差分 (m ³) C=(B'-B)×A	グリーンインフラ による浸透量 (m ³) D
		A	B				
和泉川流域①	122,036	906,935	0.422	0.513	24,922	25,142	
和泉川流域②	67,654	114,166	0.424	0.518	10,713	11,170	
堀谷戸川流域	32,414	139,073	0.427	0.634	28,744	29,650	
大門川流域	19,043	32,136	0.425	0.644	13,443	15,798	
相沢川流域	322,377	543,833	0.433	0.577	78,457	122,266	
矢掛川流域	22,391	37,785	0.400	0.400	0	0	
合計	635,915	1,073,927	0.428	0.573	156,279	204,026	

注1: グリーンインフラによる浸透量は、2020年の10分間の降雨量と、表19-5に示すグリーンインフラ施設の浸透・貯留量を基に、平均的浸透量の合計を算出した。

注2: グリーンインフラの掘削の進捗に伴い、第1回(2020年4月27日開催)の補足資料1の1(付)で示している値1-4とは異なっています。

注3: 縦間貯留(凹型型)を設置しない流域についても、全て小数点以下を求めて計算を行ったため、流出量の差分とグリーンインフラによる浸透量が6月12日の審査会補足資料と若干異なる値となっています。

注4: 6月12日の審査会補足資料項目19の表19-5からの変更点を太字で示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 6 眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について（2）

主要な眺望地点からの景観の変化について、図 2 6-1 に示す予測地点 1、14～17、20 の 6 地点について、現況写真に、施工計画を基に公園施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、景観構成要素の変化等の景観資源への影響の程度を予測しました。なお、「現況」は土地区画整理事業の実施前の状態を示します。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森等の横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっており、ゴルフ場、樹林地、田畑、屋敷林をもつ住宅地を含む優れた風致景観が残る区域となっています。本事業の実施にあたっては、これらの地域の緑と対象事業実施区域の景観の連続性を確保するとともに、可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域境界に樹木を植栽し、植栽する樹木は可能な限り既存樹木を活用して、周辺の樹林と同様に落葉樹と常緑樹を混植する等の配慮を行います。これらについて、審査会でのご指摘を踏まえ、予測結果の表現を修正しました。

また、対象事業実施区域境界に植栽する樹木は、対照事業実施区域と瀬谷市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保することに加え、公園内から周辺の住居等の視認性、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減することも考慮し、配置や樹高を検討しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 2 6-1 予測地点、景観区

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。




<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>馬場瀬谷団地の集合住宅</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の草地 (メヒシバ、エノコログサ群落、チガヤ群落)</p> <p>瀬谷市民の森の落葉樹 (コナラ等)</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>本事業で低基乾生草地、高基乾生草地を整備</p> <p>本事業で瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の落葉樹を植栽</p> <p>瀬谷市民の森の落葉樹 (コナラ等)</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に馬場瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地がわずかに見えますが、瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低基草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高基草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の落葉樹を植栽するとともに、低基乾生草地、高基乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 26-2 景観の変化 (地点1: 着葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左奥側に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域であり、なだらかな丘陵地に樹木や草草がわずかに見えます。瀬谷市民の森の樹木により見通しは良くありませんが、ほとんどが落葉樹であるため、着葉期と比較すると、視認性が向上します。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコグサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優先する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たにパークセンター等を整備しますが、目前に見える瀬谷市民の森の樹木や草地は残置するため、対象事業実施区域や県営瀬谷団地の集合住宅はわずかに視認ができる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮し、コナラ等の落葉樹を植栽するとともに、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することから、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 26-3 景観の変化 (地点1: 落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹群)</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバ・エノコログサ群落)</p> <p>上瀬谷第54号線</p>
<p>【供用時】</p>	 <p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の 落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で低茎乾生 草を整備</p> <p>本事業で東地区 (南) 駐車場を整備</p> <p>上瀬谷第54号線</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、正面に上瀬谷第54号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 26-4 景観の変化 (地点14: 着葉期) 【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月30日(月) 撮影</p>	<p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>対象事業実施区域内の樹林 (エノキ、クワ、カキノキ等の植栽樹種)</p> <p>対象事業実施区域内の草地 (メヒシバ・エノコログサ群落)</p> <p>上瀬谷第54号線</p>
<p>【供用時】</p>	<p>県営瀬谷団地の集合住宅</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>本事業で低茎乾生草地を整備</p> <p>本事業で東地区(南)駐車場を整備</p> <p>上瀬谷第54号線</p>
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、正面に上瀬谷第54号線の道路が広がり、その西側には県営瀬谷団地の集合住宅、東側には対象事業実施区域内の草地及び樹林が視認できます。</p> <p>対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、対象事業実施区域内の草地及び樹林地は全て改変される可能性があります。また、本事業で新たに駐車場を整備しますが、対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植するとともに低茎乾生草地を整備することから、本地点の景観を構成する樹林や草地は現況から大きな変化はないと予測します。また、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、新たに整備する駐車場はわずかに視認できる程度であり、景観に大きな変化はないと予測します。</p>

図 26-5 景観の変化 (地点14: 落葉期) 【見直し後】


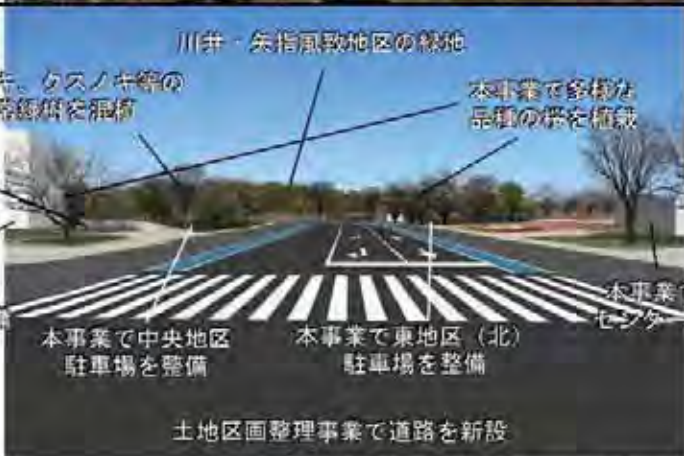

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の手でごく普通に見られるチガヤが優占する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹の混植や低草乾燥草帯を整備する等の配慮を行います。</p>

注1:  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-6 景観の変化 (地点 15: 着葉期) 【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、旧上瀬谷通信施設内通路の両側に対象事業実施区域の樹林及び草地が広がり、その奥に対象事業実施区域の東側に位置する川井・矢指風致地区の緑地及び北東側に位置する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が視認できます。対象事業実施区域の草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低草草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高草草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で新たな道路を、本事業でパークセンターや園路等を整備するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める草地や旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林地が減少し、着業期と比較するとパークセンターや駐車場の視認できる範囲がわずかに拡大することから、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と対象事業実施区域の奥に見える川井・矢指風致地区の緑地等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、本事業で対象事業実施区域の境界にエノキやクスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹の混植や低草乾生草等を整備する等の配慮を行います。</p>



注1：  は、本事業の対象事業実施区域、  は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-7 景観の変化 (地点 15: 落葉期) 【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低茎草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高茎草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第 228 号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と深見第 228 号線の奥に見える上川井市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p>

注1: は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-8 景観の変化 (地点 16 : 着葉期) 【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	 <p>現況では、右側に対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に黒宮瀬谷団地の集合住宅がわずかに見えます。左側に対象事業実施区域内の樹林や草地が見え、深見第228号線の奥には上川井市民の森に連続する樹林を眺望することができます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群であり、落葉樹と常緑樹が混在しています。草地は日本全国の畑や路傍でごく普通に見られるメヒシバやエノコログサが優先する低基草本群落と、日本全国の田畑や河川の土手でごく普通に見られるチガヤが優占する高基草本群落です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の樹林や草地は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>ただし、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の奥に見える上川井市民の森等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。</p>


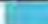
注1:  は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-9 景観の変化 (地点16: 落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群です。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で野球場や駐車場を整備しますが、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の右側の畑地及び樹林地等、地城の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>

注1 〇は、本事業の対象事業実施区域、□は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-10 景観の変化 (地点17:着葉期)【見直し後】


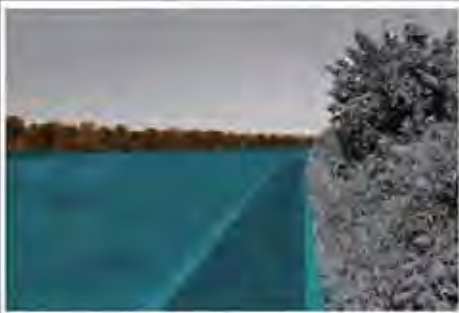
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月30日(月) 撮影</p>	
<p>【供用時】</p>	
<p>景観の変化</p>	<p>現況では、深見第228号線を挟んで右側に畑地及び樹林地、左側に対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林地が視認できます。対象事業実施区域内の樹林はエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群で、常緑樹が優先しますが、落葉樹も一部混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって対象事業実施区域内の畑地、野球場、樹林は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で深見第228号線を拡幅するため、道路の占める割合が増加し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で野球場や駐車場等を整備しますが、本事業の対象事業実施区域と深見第228号線の右側の畑地及び樹林地等、地域緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木を含む落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、着葉期と比較すると対象事業実施区域内の視認性は向上しますが、野球場や西地区駐車場はわずかに視認できる程度です。</p>

注1: は、本事業の対象事業実施区域、 は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-11 景観の変化 (地点 17: 落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



<p>【現況】 令和3年 9月21日(火) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林が点在する草地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p> <p>旧上瀬谷通信施設区内通路</p>
<p>【供用時】</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p>	 <p>本事業で管理施設を整備</p> <p>土地区画整理事業で造成</p> <p>土地区画整理事業で通路を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草地在減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、管理施設はわずかに視認できる程度です。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。

注2：[茶色]は、本事業の対象事業実施区域、[青]は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-12 景観の変化(地点20:着葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

<p>【現況】 令和3年 12月20日(月) 撮影</p>	 <p>対象事業実施区域内の樹林が点在する草地</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p> <p>旧上瀬谷通信施設内通路</p>
<p>【供用時】</p> <p>本事業でエノキ、クスノキ等の落葉樹、常緑樹を混植</p> <p>土地区画整理事業で道路を新設</p> <p>土地区画整理事業で作成</p> <p>土地区画整理事業で通路を整備</p>	 <p>本事業で管理施設を整備</p> <p>川井・矢指風致地区の緑地の果樹園</p>
<p>景観の変化</p>	 <p>現況は、旧上瀬谷通信施設内通路を挟んで右側に川井・矢指風致地区の緑地の果樹園、左側に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の畑地及び植栽樹群が広がっており、奥には樹林が点在する草地がわずかに視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。旧上瀬谷通信施設内通路の右側は落葉樹、左側は落葉樹と常緑樹が混在しています。</p> <p>土地区画整理事業の造成工事によって、土地区画整理事業実施区域内の畑地及び植栽樹群は全て改変される可能性があります。また、土地区画整理事業で道路を新設するため、本地点の景観構成要素の大部分を占める旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域の樹林や草地が減少し、景観が変化すると予測します。</p> <p>また、本事業で管理施設等の整備を行います。本事業の対象事業実施区域と通路の右側の川井・矢指風致地区の緑地の果樹園等、地域の緑の景観との連続性を確保するとともに可能な限り調和が図られるよう、対象事業実施区域の境界にエノキ、クスノキ等の高木の落葉樹、常緑樹を混植する等の配慮を行います。なお、着葉期と比較すると管理施設の視認できる範囲が拡大するものの、わずかに視認できる程度です。</p>

注1：土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外のフォトモンタージュは、土地区画整理事業環境影響評価書の構造物の存在時のフォトモンタージュを参照して作成しています。

注2：赤は、本事業の対象事業実施区域、青は、土地区画整理事業実施区域のうち、本事業の対象事業実施区域外を示します。

図 26-13 景観の変化(地点20:落葉期)【見直し後】

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2.7 草地の整備・維持管理方針について

本事業における草地及び維持管理と、それに伴う生態系ネットワークの形成について、これまでの審査会でのご指摘への回答を、ご意見ごとに分けて下記に整理しました。

ご意見の趣旨

樹林が点在する広大な草地域では、現況のメヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落、畑地が乾生草地、芝地、庭園等となっていて、種構成だけではなく環境そのものもだいぶ変化すると見て取れます。特に庭園は非常に大きな変化で、変化の割合を面積として分けてカウントしておかないといけないと思いました。

また、ガーデンの整備方針としてアジサイ、ユリ、スイセン、低木類等を植栽するなら、庭園等として面積を計上すべきではないですか。

事業者の見解

緑化計画のガーデン及び草地等について、5月25日の審査会でのご指摘を踏まえ、図27-1に示すとおり緑地の区分を見直しました。なお、各緑地の面積については、項目28に示します。

対象事業実施区域及びその周辺の大部分は、農地として長年にわたり人為的な維持管理が行われてきた場所であり、現況で自然植生はほぼ見られません。また、平成27年の返還後は、暫定的に農地が耕作放棄地として広大な草地となり、現在は植生の遷移が続いている状態であり、攪乱時に先駆的にみられる草本類は減り、外来種を多く含む高茎の草本草地となっています。注目すべき種の多くは、相沢川谷戸内や農地として継続して利用されている湿地や畔、和泉川の小水路環境及びその周辺の草地で確認された種であり、それらの注目すべき種の生息・生育環境は土地区画整理事業において相沢川及び和泉川周辺に創出します。その他、対象事業実施区域の広大な範囲を占める草地環境については、公園としての利用を主体とする広場や花壇と、草地や樹林環境を保全するエリアを分け、それぞれの利用や環境に応じた維持管理を実施します。

各エリアの草地の具体的な整備方針は以下に示すとおりです。

ガーデン1は、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地を整備する計画です。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。

中央地区のサクラ広場（草地広場）は、利用しやすいよう低めに刈り込みますが、縁辺部や点在する既存樹木の周辺等は草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定や、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。また、その周囲の主要な園路沿いに桜並木を配置します。

ガーデン2は、まとまりのある大径木の樹林を保全します。

東地区は、和泉川流域の地上式調整池（調整池4）を中心に、ガーデン3、4、その周辺部へ広がりをもった段階的な環境整備を行うことで、多様な動植物の生息・生育環境の形成も目指します。また、現況の水辺環境や景観を保全するエリアと、多様な植栽により見どころの形成や園芸文化の発信を行うエリアに区分し、保全と利用の両立を図ります。

調整池4のHWL以下の範囲は、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバ-エノコログサ群落、オギ群落

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

等を含めた植生を維持して整備します。

ガーデン3、4のHWL以上の範囲は、ガーデン3ではアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4では上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースに西洋品種の地被や宿根草類等を植栽します。また、両ガーデンとも既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させることで、草地と同様の昆虫や爬虫類等の生息環境となる他、吸蜜性のチョウ類、ハチ類、それらを捕食する爬虫類や鳥類等が増え、多様な動植物の生息・生育環境となることが期待されます。農薬や殺虫剤の使用は極力控え、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入など、環境へ負荷をかけない維持管理方法により対処します。そのため、花壇や日本庭園が含まれる庭園等やイネ科草本等からなる草地とは区分し、「草花や花木を主体とする植栽帯」に区分しました。

ガーデン3、4周辺の草地の範囲は、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出する予定です。利用主体の草地については、利用しやすいよう低めに刈り込む見込みですが、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。また、東地区は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜などの花木も植栽する計画とします。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 27-1 緑化計画図



【参考】 緑化計画図 (準備書時点)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

コアエリア、サブコアエリアを図として示さないと、コンセプトとしての生態系保全が見えてこないです。ネットワーク化がどのような質的な環境で担保されているのか明確にしていきたいです。

事業者の見解

以下の①～③に示す相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林をコアエリアとして設定しています。

- ①瀬谷市民の森に隣接する樹林、
- ②和泉川源流部の小水路環境及び地上式調整池（調整池4）
- ③相沢川沿いの湿地環境と草地環境

また、対象事業実施区域の代表的な環境である湿性低地や樹林地がまとまって分布するエリア及び①～③の周辺に整備する乾生草地のうち、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等において、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアをサブコアエリアとして設定します。

上記を踏まえた対象事業実施区域の生態系ネットワークを図 27-2 に示します。

このように、相沢川の谷戸周辺及び和泉川源頭部周辺を中心に、公園全体として草地や新たな植栽帯等で相互に結びつけることより、湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

これらの対応により、草地には注目すべき動物種のヒバリ、セッカ、ショウリョウバッタモドキ、注目すべき植物種のウスゲチョウジタデ、ミズタカモジ、生態系の注目種のとノサマバッタ、シマヘビ等、水路には注目すべき動物種のハグロトンボ、シュレーゲルアオガエル、注目すべき植物種のアオカワモズク、シャジクモ、生態系の注目種であるシオカラトンボ等、樹林地やその林縁部では注目すべき動物種のカワラヒワ、クツワムシ、生態系の注目種のタヌキ等が生息し、注目すべき動物種であるオオタカやオオヨシキリ等が時折飛来するという環境の創出が期待できます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

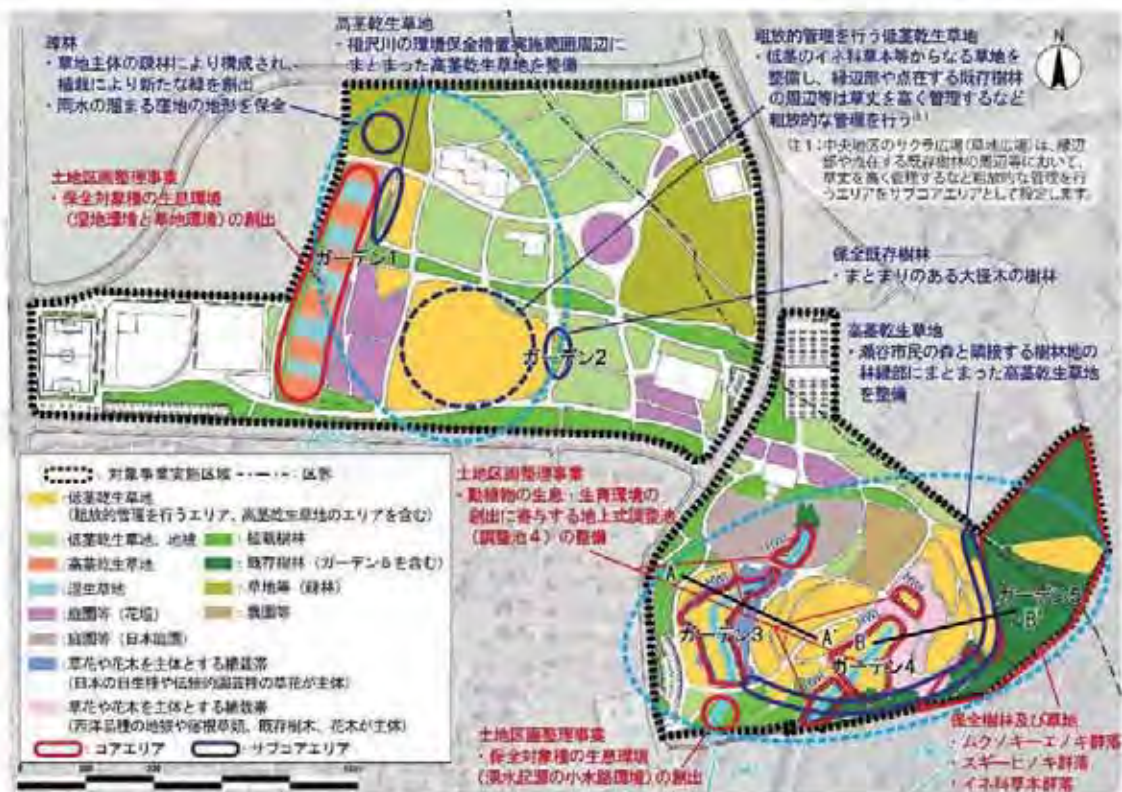
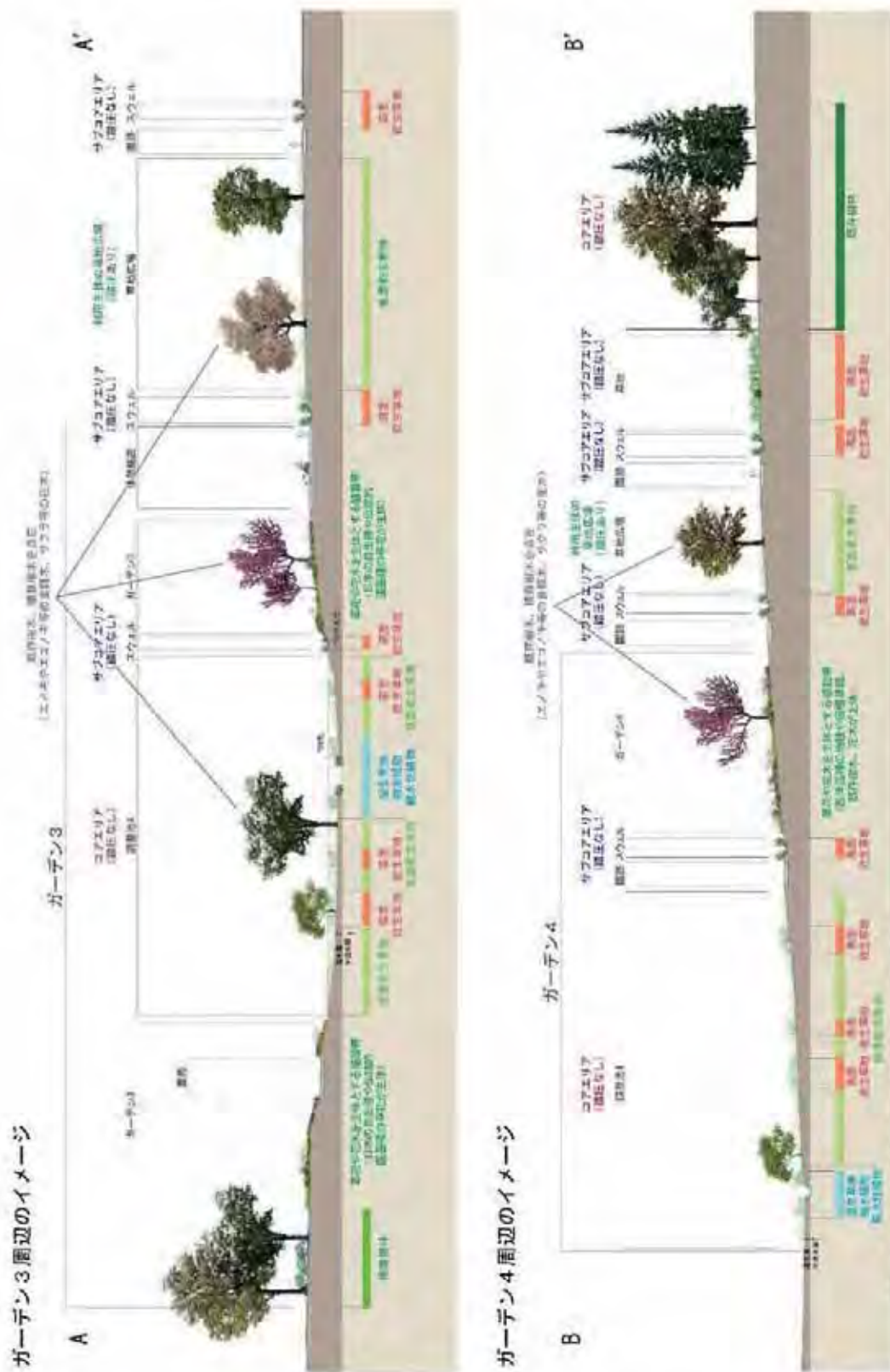


図 2.7-2 対象事業実施区域の生態系ネットワーク

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



注1：断面の位置は、前掲図 27-2 に示します。

図 27-3 ガーデン3、4 断面図

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

ガーデン3、4にも桜が植栽され、花見の時期以外の時期も桜を主体とした景観、植栽、その下を覆う草地群落となると、乾生草地と質が全く違うのではないですか。生態系としてのエリアの中で、どのように桜を使うかは、説明いただいた方が良いです。

また、利用制限エリアは、調整池に柵をして、お花見はできるけれども保全するエリアには全く入れないという二極的な線引きになっているように見えます。全域を柵で囲うことが、最初から必要かは疑問に感じます。学びや体験の要素を確保することは公園の在り方として大事です。利用制限が何なのか、逆に、許容するもの、何ができる環境として整備するのも分かるようにしていただきたいです。

事業者の見解

東地区は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地や草花に樹木を散在させるものです。

ガーデン3、4のHWL以下の範囲は、和泉川の水路沿いを「湿生草地」、その周辺を「低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）」と分類したうえで、可能な限り現在の地形や植生を維持して整備します。第2回（2023年5月27日）の補足資料項目12の図12-1に示す立ち入り防止範囲は、ガーデン3、4のHWL以下の範囲を含む生態系ネットワークのコアエリアとなっています。このエリア内への立ち入りは可能ですが、保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置するものです。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。また、湿生～乾生の草地や樹林などの環境特性に合わせた順応的な維持管理、モニタリングによる保全対象種の確認、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等の維持管理のための立ち入りも行います。

ガーデン3、4のHWL以上の範囲については、「草花や花木を主体とする植栽帯」と分類したうえで、既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、桜等の花木を散在させる計画です。ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りはコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺的环境を適切に維持管理する予定です。

ガーデン3、4に挟まれる草地広場などについては、「低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）」と分類したうえで、利用主体の草地広場には桜のほか、ヤマボウシ（花期：6～7月）、サルスベリ（花期：7～10月）、ヤブツバキ（12月～4月）、モミジ（紅葉：10月～12月）等、四季を通して開花や紅葉を楽しめる花木や落葉樹を植栽します。月1～2回の草刈や樹木の剪定等を実施して利用者が自由に立ち入り可能なエリアとし、散策など一定の利用を想定します。一方、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保することを予定しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

HWL の周りの水は全て調整池に集水されます。ガーデンが集水域であることを認識し、ガーデンに安易に海外由来の園芸品種を入れて良いか慎重に検討する必要があると思います。下流への影響等を検討した上で、ゾーンをコントロールできることが前提ではないかと思います。

事業者の見解

本事業では、ガーデン 3、4 の HWL 以上の範囲及び庭園等において、一部、海外由来の園芸品種を植栽しますが、植栽する園芸品種は日本で通常流通している品種であり、特定外来生物として指定されている植物は、ガーデンの植物材料として使用しないことに加え、見かけ次第、駆除を行います。

また、生態系等への被害を防止するべく、環境省と農林水産省により指定された「生態系被害防止外来種リスト」に掲載される植物は、各種の侵略性に関する情報を理解した上で、使用する場合は在来種との競合や、植栽地からの逸出及び意図せぬ分布拡大の防止に十分に注意します。なお、緊急対策外来種及び重点対策外来種については使用しません。

生態系被害防止外来種などのリストに掲載されていない植物であっても、こぼれ種やちぎれた根茎などから大繁殖し、一旦増えると除去が難しく、他の植物の生育を抑制し、生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、設定された植栽範囲を超えて植物を生育させないように管理します。

また、ガーデン以外の草地においては、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持していく予定です。

これらの維持管理を通じて、現況、対象事業実施区域内の草地で一面に分布し、開花する様子が見られる状態となっている侵略的な外来種であるオオキンケイギク、オオブタクサ、セイタカアワダチソウなどを抑制していきます。

なお、国際園芸博覧会協会からは、海外から導入する生態系への影響が懸念される植物については、周囲に拡散しないよう慎重に取扱うとともに、展示する植物については、結実前に植え替えを行って、開催後は速やかに撤去すると聞いています。

表 27-1 現況で確認されている外来種及び外来種の利活用・維持管理方針

この資料は審査会用に作成したもので、審査の過程で変更されることもありますので、取扱いに注意願います。

カテゴリー	カテゴリーへの定義	現地で確認されている種 (感度の低い植栽種の逸出)	利活用、維持管理の方針
定着型以外来種	国内では定着が確認されているが、生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や木際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。	なし	分布拡大により近縁種との競合や野外の逸出、定着防止が必要であり、植栽種として用いないことを原則とする。
緊急対策外来種	国内に定着が確認されており、侵略性が高く、生態系への影響が特に甚大かつ対策の緊急性が高い種であり、積極的に防除を行う必要がある。	ポオキケンケイギク、アンチウリ	植栽には使用しない。 現地で確認された場合は積極的に除去する。
重点対策外来種	国内に定着が確認されており、繁殖力が強く、忌散の抑制が困難であり、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。	トウネズミモチ、ニワウルシ (シンジユ)、コマツヨイダサ、ツルニニチソウ、オオアタラシ、セイタカアワダチソウ、トキワズミクリ、シナダレスズメカヤ、メリケンガンキョウ	現地で確認された場合は、周囲への影響等を鑑み必要に応じて除去する。 基本的には導入しないが、使用する場合は適度に管理できる範囲(花壇内、開拓水城など)に限定し、コアエリアやサブコアエリアには植栽しない。
その他の総合対策外来種	国内に定着が確認されており、既に広く分布拡大しているもの、緊急対策外来種、重点対策外来種と比べて、被害の深刻度は小さい。	シヤウリクサ、ヒメワルツバ、ヒメスイバ、ナカバネシギク、エゾノギンギク、ムシトリナシクサ、セイラギナンテン、セイヨウカラシナ (カラシナ)、アレチヌスビトハギ、ナシキハギ、ヤナギハナカサ、アメリカセンダングサ、アメリカオニアザミ、ヒメジョオン、ハナニラ、センテツソウ、ヒメヒメウズメ、センテツソウ、メリケンカルカヤ、シヤウスバメノヒニ、セイバンモロコシ	競合により在来種の分布に影響が出る場合があるため、定期的・計画的な草刈りや除去により分布拡大の抑制を図る。 植栽として使用する場合は適切に管理できる範囲(花壇内、開拓水城など)に限定し、コアエリアやサブコアエリアには植栽しない。
産業管理外来種	産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理をよびかける。	ゼウ (石灰岩質の岩層地) ハリエンジュ (川原、海苔、リンゴ園周囲) コマカダサ (河川敷) アメリカスズメバエ (奄美諸島) モクワヅチク (二次林など)	工に果樹や作物の他、牧草、雑草抑制(草マル手)などで利用される種・品種であり、管理地からの逸出しないよう注意する。 計画地では部分的に分布しており、土地の履歴を示す材料として有効であることから、分布拡大を抑制しながら管理する。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

園芸博から継承する草地は、どのような質的な草地をイメージされていますか。ガーデンですか、元々の草地保全エリアですか。特にガーデン3、4の周りが非常に曖昧です。元々の草地を残すエリアを決めた上で園芸博と一緒に残していかないと結局、ガーデンになってしまうのではないかという印象です。

事業者の見解

園芸博時においても、現況の状態での草地として維持されるエリアは、瀬谷市民の森と隣接する東端側に位置するイネ科草本群落（図 27-4 に示す赤色のエリア）と見込まれます。

図 27-4 に示す青色のエリアについては、園芸博で整備される草地等の緑地を継承し、公園の草地広場として広げていきたいと考えています。園芸博から継承する草地等については、国際園芸博覧会協会から次の通りと聞いています。

「当該エリアには、園芸博に向けて、新たに複数個所の広場を整備しますが、整備に当たっては現在の草地環境（乾生草地）の一部を活用する予定です。新たに整備する広場の設えについては、現在の地形や環境等を生かしながら、芝だけではなく草地環境（乾生草地）の一部を残すことで検討を進めています。」



図 27-4 現況を保全及び園芸博時の草地を継承する範囲

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2.8 「現況に近い状態に回復」する具体根拠について（2）

準備書の子測結果「注目すべき種の動物相（植物相）の生息（生育）環境は、現況に近い状態に回復すると予測します。」は、現況で確認されている注目すべき種が生息・生育し続けられる環境に回復するという意図で記載していましたが、審査会でのご指摘を踏まえ、「注目すべき動物種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。」と表現に見直しました。また、前項に整理した草地の整備・維持管理方針を踏まえ、現況からの変化の内容を具体化しました。

地域区分ごとの生物多様性の予測結果を以下に示します。なお、準備書からの変更点を太字下線で示します。

6.2 生物多様性（動物）

(6) 予測結果

② 施設存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

ア. 人工的土地利用域

人工的土地利用域は、畑地、植栽樹群・果樹園、低茎乾生草地（主にメヒシバエノコログサ群落）とグラウンド等の人工的な土地利用が混在するエリアであり、注目すべき種として、谷戸地域に隣接する低茎乾生草地（主にメヒシバエノコログサ群落）、畑地ではモズや、対象事業実施区域の中央部から南東部の草地を主な生息環境とするヒバリ等が、対象事業実施区域西部に分布する植栽樹群、果樹園では瀬谷市民の森に隣接する樹林地やその林縁部を主な生息環境とするカワラヒワが確認されるほか、採餌のために飛来する猛禽類が確認されています。

本事業では、土地区画整理事業の造成工事の後、公園整備に必要な範囲の整地と野球場、運動広場、多目的広場、スポーツ施設管理棟等の公園施設を設置することで、人工的な土地利用の面積が拡大します。

そのため、当該地域において確認された注目すべき種の生息環境は、相沢川及び和泉川周辺の生態系ネットワークのコアエリアに創出します。加えて、現況では、注目すべき種は主に谷戸地域に隣接する草地や樹林で確認されていることから、谷戸地域の相沢川周辺に創出する生息環境との連続性を考慮し、谷戸地域に隣接する範囲や公園施設周辺にエノキ、クスノキ等からなる植栽樹林や芝地を整備する予定です。

以上により、人工的土地利用域においては、草地、畑地、植栽樹林の面積が縮小しますが、相沢川及び和泉川周辺に創出される乾生の低茎～高茎草地、疎林、瀬谷市民の森に隣接する樹林地やその林縁部ではヒバリ、カワラヒワ、相沢川周辺や公園施設周辺の植栽樹林ではモズ、さらには時折飛来する猛禽類等の注目すべき動物種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

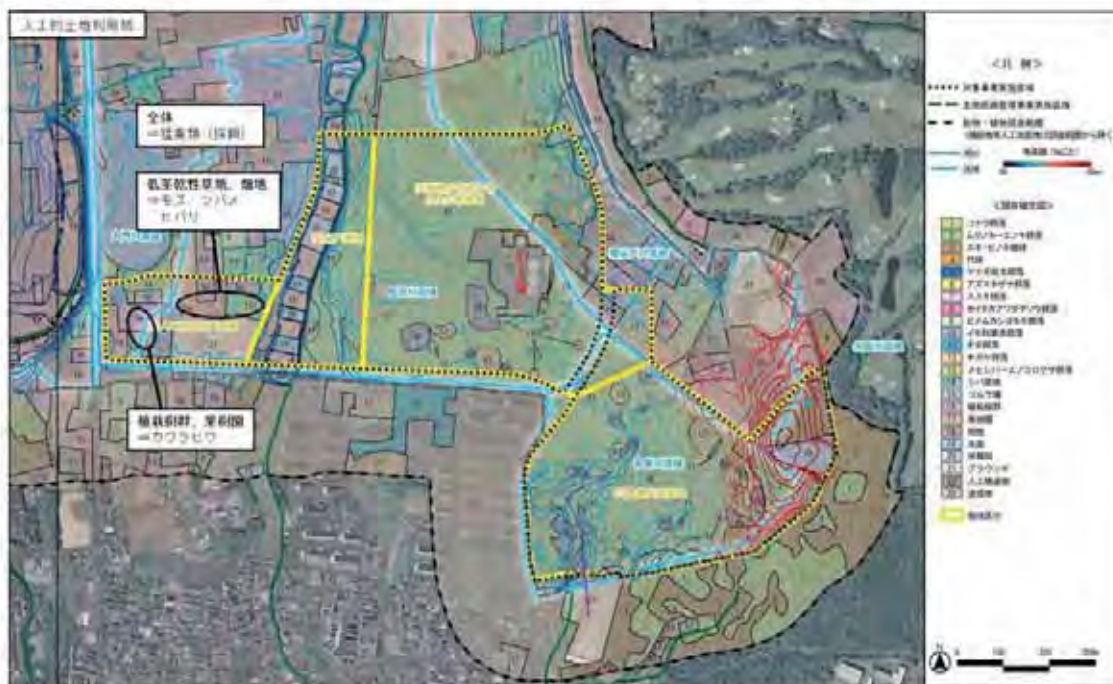


図 28-1(1) 現況 (人工的土地利用域)



図 28-1(2) 施設の存在時 (人工的土地利用域)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

イ. 谷戸地域

谷戸地域は、コンクリート三面張りの相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側には低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）等が帯状に分布し、注目すべき種として、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地ではハグロトンボ等が、水田等の湿生草地や畑地ではシュレーゲルアオガエル等が、畑地や低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）ではハマベキクイゾウムシや、対象事業実施区域の中央部から南東部の草地を主な生息環境とするヒバリ等が確認されるほか、採餌のために飛来する猛禽類や渡りの時期には湿生高茎草地を嗜好するオオヨシキリの飛来が確認されています。ただし、相沢川はコンクリート三面張りですら単調な環境になっているため、ハグロトンボ等の水生生物の生息環境は脆弱であり、また、シュレーゲルアオガエル等の樹林と水田とを移動する生物にとっては移動の障害となっている可能性があります。

本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-32（p.6.2-113 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高茎乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。

また、本事業では、その周辺において園路、休憩所（あずまや）等の小規模建築物、庭園等（大花壇）を整備しますが、サブコアエリアとして、まとまった高茎乾生草地を創出し、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。加えて、コアエリア及びサブコアエリアでは生物の生息・生育に配慮した園路の配置とし、コアエリアはロープ柵等の設置により園路以外への立ち入りを禁止するとともに、保全・創出した環境が継続するよう人為的な攪乱も含め順応的管理を行います。

以上により谷戸地域においては、樹林地や草地の面積が減少し、種構成、配置が変化しますが、相沢川は現況よりも良好な生息環境を提供する多自然型水路とし、周辺には多様な環境が集約してエコトーンを形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとなり、水路ではハグロトンボ等、水路や谷戸底の湿生草地ではシュレーゲルアオガエル等、その周辺の乾生の低茎～高茎草地や疎林はサブコアエリアとなり、ヒバリ、ハマベキクイゾウムシ、さらには時折飛来する猛禽類やオオヨシキリ等の注目すべき種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 28-2(1) 現況 (谷戸地域)



図 28-2(2) 施設の存在時 (谷戸地域)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ウ. 樹林が点在する広大な草地域

樹林が点在する広大な草地域では、中央部の囲障区域には旧米軍施設が残っており、周辺には、耕作が終了して以来、人為的利用がなく、人の手が入らないままの低茎乾生草地（メヒシパーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）を中心とした乾生草地が広く分布し、その中には小規模植栽樹群が点在し、東部には疎林（主にスギ・ヒノキ植林）、湿生草地（オギ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）、畑地が分布しています。注目すべき種として、東部にまとまって分布する高茎乾生草地（チガヤ群落）ではショウリョウバッタモドキが、東部の畑地、疎林（主にスギ・ヒノキ植林）にはモズや、瀬谷市民の森に隣接する樹林地やその林縁部を主な生息環境とするカワラヒワが、その周辺の低茎乾生草地（メヒシパーエノコログサ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）、湿生草地ではヒバリ等が確認されるほか、採餌のために飛来する猛禽類や渡りの時期には湿生高茎草地を選好するオオヨシキリの飛来が確認されています。

樹林が点在する広大な草地域は、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と飲食・物販施設、パークセンター等の公園施設の設置を予定しています。

そのため、当該地域において確認された高茎乾生草地、湿生草地等の注目すべき種の生息環境は、相沢川及び和泉川周辺の生態系ネットワークのコアエリアに創出します。また、当該地域においては、谷戸地域の相沢川周辺に創出する生息環境との連続性を考慮し、その周辺やサクラ広場（草地広場）の縁辺部や点在する既存樹林周辺等をサブコアエリアとして、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。ガーデン2ではまとまりのある大径木の樹林を保全します。加えて、既存の樹木や地形、表土を活用し、植栽等により樹林地や草地等を帯状・パッチ状に配置することで、コアエリアやサブコアエリアの湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

以上により、樹林が点在する広大な草地域においては、乾生草地の面積が縮小し、東部に分布する湿生草地、高茎乾生草地、畑地は消失しますが、相沢川及び和泉川周辺のコアエリアに創出される湿生草地や乾生の低茎～高茎草地や、サブコアエリアとなるサクラ広場（草地広場）の粗放的な管理を行う草地等では草刈り前にはシジミチョウ類やショウリョウバッタモドキ等のバッタ類、コオログキ類等が生息し、草刈り後にはムクドリやヒヨドリ、ヒバリ等が採餌に飛来することを繰り返し、ガーデン2の樹林地等ではモズ、カワラヒワ、さらには時折飛来する猛禽類やオオヨシキリ等の注目すべき動物種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 28-3(1) 現況 (樹林が点在する広大な草地域)

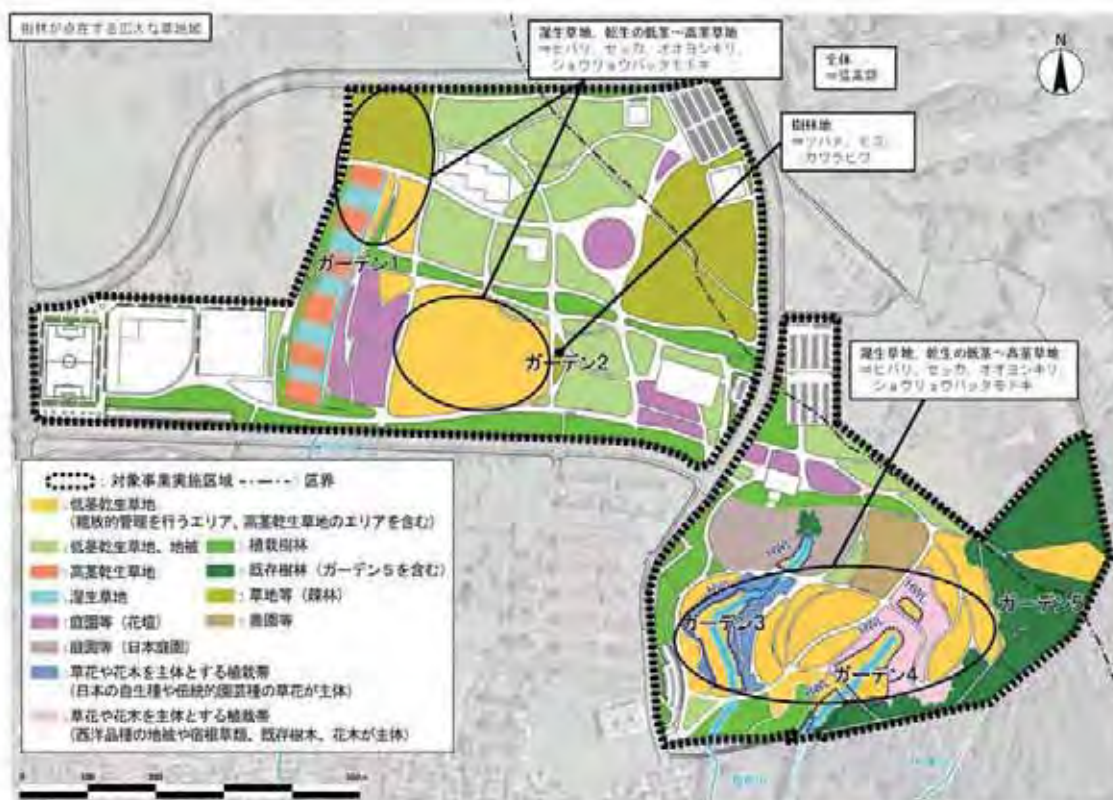


図 28-3(2) 施設の存在時 (樹林が点在する広大な草地域)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

エ. 和泉川源流域

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。和泉川源流域の小水路沿いの一部には湿生植物（チゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等）が分布し、その周辺は低茎乾生草地（主にメヒシバ・エノコログサ群落）が大部分を占めており、高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、湿生草地（オギ群落）、小規模植栽樹林が点在しています。南東部には瀬谷市民の森に隣接する樹林（主にコナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）等が分布し、その中にまとまったイネ科草本群落も分布しています。注目すべき種として、和泉川源流域の小水路ではホトケドジョウ等が、その周辺の湿生草地（オギ群落）、低茎乾生草地（主にメヒシバ・エノコログサ群落）、高茎乾生草地（チガヤ群落）ではアズマヒキガエル、ケラ、ヒバリ等が、小規模植栽樹林や瀬谷市民の森に隣接する樹林（主にコナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）及びその林縁部の粗放的に管理された草地（メヒシバ・エノコログサ群落、オギ群落等）ではカワラヒワ、クツワムシ等が確認されるほか、採餌のために飛来する猛禽類が確認されています。

和泉川源流域では、本事業で駐車場、園路、庭園、農園等の設置を予定していますが、本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-33～表 6.2-34（p.6.2-113～6.2-114 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のある HWL 以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバ・エノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとして瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

本事業では、ガーデン 3 の HWL 以上の範囲にアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン 4 の HWL 以上の範囲では上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースに海外から日本に受信した西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させることで、多様な動植物の生息・生育環境を創出します。ガーデン 3、4 周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（野菜、果樹等）を創出する予定です。また、和泉川源流域は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜などの花木も植栽する計画とします。

また、コアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地（主にコナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）及びイネ科草本群落の保全を行うとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に近い草地については、高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、園路にロープ柵等を設置して人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討します。

加えて、本事業では、対象事業実施区域全域の園路や駐車場等に礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図り、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

以上により、和泉川源流域においては、樹林地や草地の面積が減少し、一部のエリアでは園芸種や西洋品種を用いることで種構成が変化しますが、和泉川周辺はコアエリアとして現況の環境を維持し、湧水起源の水路ではホトケドジョウ、湿生草地及び粗放的に管理された乾生の低茎～高茎草

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

地では草刈り前にはシジミチョウ類やバッタ類、ケラ等のコオロギ類、アズマヒキガエル等が生息し、草刈り後にはムクドリやヒヨドリ、ヒバリ、キジバト等が採餌に飛来することを繰り返し、草花や花木を主体とする植栽帯では吸蜜性のチョウ類、ハチ類、それらを捕食する爬虫類や鳥類等の多様な種の新たな生息環境となり、瀬谷市民の森に隣接する樹林地及びその林縁部ではカワラヒロやクツワムシ、さらには時折飛来する猛禽類等の注目すべき動物種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

6.3 生物多様性（植物）

(6) 予測結果

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

ア. 谷戸地域

谷戸地域は、コンクリート三面張りの相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側には低基乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高基乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）等が帯状に分布し、注目すべき種として、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地ではアオカワモズク、シャジクモが、水田等の湿生草地や畑地、休耕田ではウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。

本事業の実施にあたっては、前掲表 6.2-32（p.6.2-113 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生息環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高基乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。

また、本事業では、その周辺において園路、休憩所（あずまや）等の小規模建築物、庭園等（大花壇）を整備しますが、サブコアエリアとして、まとまった高基乾生草地を創出し、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。加えて、コアエリア及びサブコアエリアでは生物の生息・生育に配慮した園路の配置とし、コアエリアはロープ柵等の設置により園路以外への立ち入りを禁止するとともに、保全・創出した環境が継続するよう人為的な攪乱も含め順応的管理を行います。

以上により谷戸地域においては、樹林地や草地の面積が減少し、種構成、配置が変化しますが、相沢川は現況よりも良好な生息環境を提供する多自然型水路とし、周辺には多様な環境が集約してエコトーンが形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとなり、水路ではアオカワモズクやシャジクモ、谷戸底の湿生草地や高基乾生草地ではウスゲチョウジタデ、ミズタカモジ等の注目すべき種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

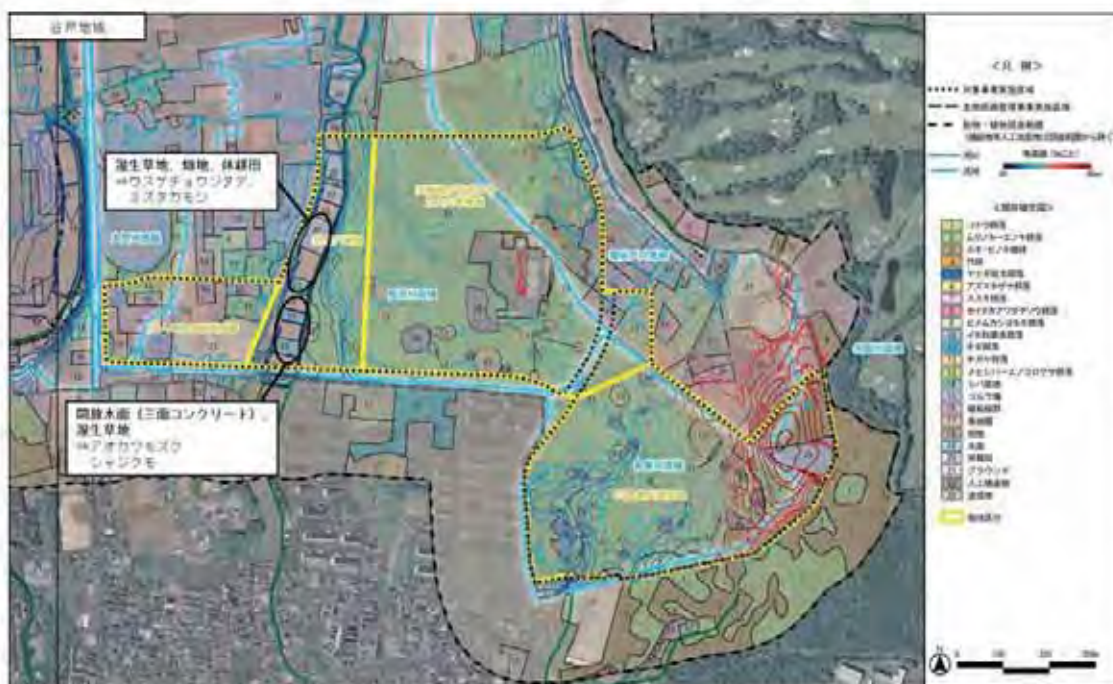


図 28-5(1) 現況（谷戸地域）



図 28-5(2) 施設の存在時（谷戸地域）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

6.4 生物多様性（生態系）

(6) 予測結果

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度 ア. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林（落葉広葉樹林：コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地（乾生草地：メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバッタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等との連続性を考慮して、生態系ネットワークのコアエリアとなる瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林（主にコナラ群落、ムクノキ-エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等）及びイネ科草本群落の保全を行うとともに、サブコアエリアとなる瀬谷市民の森に隣接する樹林地に近い草地については、高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、園路にロープ柵等を設置して人の立ち入りをコントロールする等の工夫を検討します。

谷戸地域の周辺はサブコアエリアとして、まとまった高茎乾生草地を創出し、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。また、サクラ広場（草地広場）の縁辺部や点在する既存樹林地周辺をサブコアエリアとして、草丈を高く管理する粗放的な管理を行う、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。ガーデン2ではまとまりのある大径木の樹林を保全します。和泉川源流域から相沢川沿いの谷戸地域までの連続性を考慮して、既存の樹木や地形、表土を活用し、植栽等により約 12.3ha の樹林地、約 8.7ha の地被及び低茎乾生草地、約 9.7ha の低茎乾生草地（粗放的な管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）、約 1.0ha の高茎乾生草地、約 0.6ha の湿生草地を帯状・パッチ状に設置することで、コアエリアやサブコアエリアの湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

以上により、対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系の樹林及び草地からなる生息・生育環境は、樹林地、草地の面積が縮小し、構成種や配置が変化しますが、コアエリアとなる瀬谷市民の森に隣接する樹林地やその林縁部ではタヌキや落葉広葉樹、サブコアエリアとなる高茎乾生草地や粗放的な管理を行う草地、疎林ではヒバリやトノサマバッタ、さらには時折飛来するオオタカ等の生態系の注目種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

なお、中央地区と東地区の間には、幅約 26m の道路が整備される計画ですが、新たに創出する樹林や草地を主な生息・生育環境とするタヌキ等の道路上への侵入が懸念されるため、新たに樹林や草地を創出した後の状況を踏まえ、必要に応じて対策を検討します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 28-6(1) 現況 (低地の樹林・畑地・草地の生態系)



図 28-6(2) 施設の存在時 (低地の樹林・畑地・草地の生態系)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

イ. 湿性低地・河川の生態系

A 相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系

相沢川はコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32」（p. 6.2-113 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置として、保全対象種の生息・生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高茎乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。

また、本事業では、その周辺において園路、休憩所（あずまや）等の小規模建築物、庭園等（大花壇）を整備しますが、サブコアエリアとして、まとまった高茎乾生草地を創出し、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。加えて、コアエリア及びサブコアエリアでは生物の生息・生育に配慮した園路の配置とし、コアエリアはロープ柵等の設置により園路以外への立ち入りを禁止するとともに、保全・創出した環境が継続するよう人為的な攪乱も含め順応的管理を行います。

以上により相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の生息・生育環境は、樹林地や草地の面積が減少し、種構成、配置が変化しますが、相沢川は現況よりも良好な生息環境を提供する多自然型水路とし、周辺には多様な環境が集約してエコトーンが形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとなり、水路ではシオカラトンボ、水路や谷戸底の湿生草地や高茎乾生草地、疎林ではカエル類、シマヘビ等の生態系の注目種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

B 和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

件 表 6.2 33～表 6.2 34」(p. 6.2-113～6.2-114 参照)に示すとおり、土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育環境等を創出するため、湧水起源の小水路環境を創出するとともに、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のある HWL 以下は、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）として、可能な限り現在の地形やメヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成することで、生態系ネットワークのコアエリアとして瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

本事業では、ガーデン 3 の HWL 以上の範囲にアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン 4 の HWL 以上の範囲では上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースに海外から日本に受信した西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させることで、多様な動植物の生息・生育環境を創出します。ガーデン 3、4 周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出する予定です。また、和泉川源流域は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜などの花木も植栽する計画とします。加えて、本事業では、対象事業実施区域全域の園路や駐車場等に礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図り、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

以上により、和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の生息・生育環境は、樹林地や草地の面積が減少し、一部のエリアでは園芸種や西洋品種を用いることで種構成が変化しますが、和泉川源流域の湧水の流量は維持され、和泉川周辺はコアエリアとして現況の環境を維持し、湧水起源の水路ではホトケドジョウ、湿生草地及び乾生の低茎～高茎草地ではシマヘビ、シオカラトンボ等の生態系の注目種が再び確認できるような環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

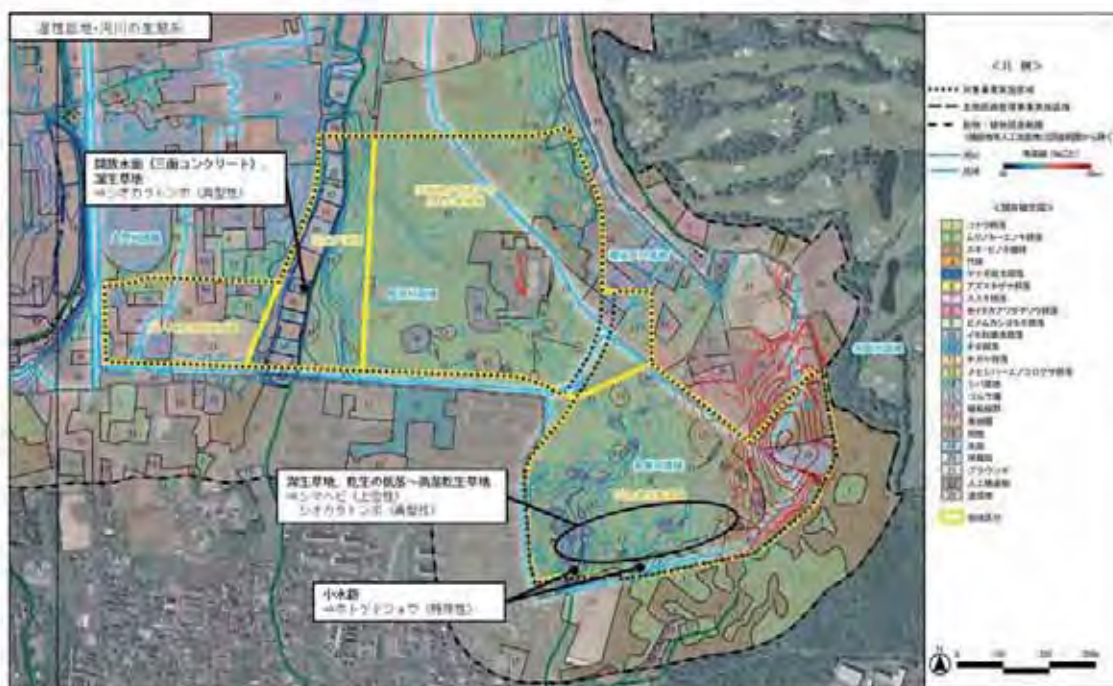


図 28-7(1) 現況 (湿性低地・河川の生態系)



図 28-7(2) 施設の存在時 (湿性低地・河川の生態系)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ウ. 緑の量及び緑の質

対象事業実施区域内（約 64.5ha）には、表 6.4-8 に示すとおり、約 9.2ha の樹林、約 45.1ha の乾生草地、約 0.3ha の湿生草地、予測地域内には約 25.0ha の樹林、約 46.9ha の乾生草地、約 1.9ha の湿生草地が分布しています。対象事業実施区域内の緑地は、土地区画整理事業による造成工事によって、全て改変される可能性があります。また、予測地域内（対象事業実施区域と隣接する範囲を含む）の樹林域の約 37%、乾生草地の約 96%、湿生草地の約 15%、合計約 70%が改変される可能性があります。

【緑の量】

本事業では、対象事業実施区域東側の瀬谷市民の森等と隣接する樹林地や北地区の東側及び北西側は、既存樹林地を保全し、その他のエリアは、地被や草本、樹木等を植栽することで、合計約 45.6ha（対象事業実施区域全体 64.5ha の約 71%）の緑地面積を確保する計画です。これにより、予測地域内（対象事業実施区域と隣接する範囲を含む）112.7ha の約 64%が緑地となる計画です。

【緑の質】

本事業では、既存樹の移植、郷土種を中心とした植栽や、表土の保全・活用に努めるとともに、対象事業実施区域東側、北地区の東側及び北西側は既存樹林地を保全します。草地は利活用主体のエリアと保全するエリアを分け、サクラ広場や東地区の草地広場など利用主体の草地については、利用しやすいよう低めに刈り込み、それらの草地広場の縁辺部や点在する樹林地周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地については、高茎乾生草地や草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討し、草刈り前にはシジミチョウ類やバッタ類、コオロギ類等が生息し、草刈り後にはムクドリやヒヨドリ、ヒバリ、キジバト等が採餌に飛来することを繰り返すような、多様なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を維持するなど、生物の生息・生育環境の確保に資する緑の質の向上を図ります。また、保全・創出した環境が継続するよう、現位置保存した既存樹木を含めた植栽を適切に維持管理します。なお、対象事業実施区域の中央部に位置する囲障区域内で大径木（ソメイヨシノ 4 本、サワラ 1 本、ヒマラヤスギ 2 本、モミジバスズカケノキ 3 本、カイヅカイブキ 4 本、ミズキ 2 本、イロハモミジ 1 本）が確認されています（「第 6 章 6.3 生物多様性（植物）6.3.1（5）① IC 大径木」（p. 6.3-18～6.3-19 参照）。対象事業実施区域内は土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性がありますが、大径木については、毎木調査及び健康度等の簡易診断を実施し、公園樹木として利用可能な樹木は現位置保存し、その他の活用可能な樹木は、対象事業実施区域内に移植し、公園樹木としての活用を予定しています。

以上により緑の量は減少しますが、緑の質は、既存樹や表土の活用に努めるとともに、水路、湿生草地、乾生の低茎～高茎草地、草花や花木、樹林という多様な環境を創出し、それらの環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な環境を創出するものと予測します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.4-8 緑地面積

区分 ^{注1}		現況				将来（供用時）				
		対象事業実施区域		予測地域		対象事業実施区域		予測地域		
		面積 (ha) ^{注2}	改変率 (%)	面積 (ha) ^{注2}	改変率 (%)	面積 (ha) ^{注2}	被覆率 (%) ^{注2}	面積 (ha) ^{注2}	被覆率 (%) ^{注2}	
樹林	植栽樹林	0.00	—	0.00	—	7.60	11.8	7.60	6.7	
	既存樹林 (植栽樹林)	9.23 (4.05)	100.0 (100.0)	24.99 (4.65)	37.0 (87.1)	12.33 (7.60)	19.1 (11.8)	28.09 (7.60)	24.9 (6.7)	
	合計	9.23	100.0	24.99	37.0	12.33	19.1	28.09	24.9	
	草花や花木を主体とする植栽帯	0.00	—	0.00	—	2.66	4.1	2.66	2.4	
草地	乾生草地	地被	0.00	—	0.00	—	2.84	4.4	2.84	2.5
		低茎乾生草地	0.00	—	0.00	—	5.87	9.1	5.87	5.2
		低茎乾生草地 (粗放的管理を行う エリア、高茎乾生草 地のエリアを含む)	41.90	100.0	42.54	98.5	9.70	15.0	10.34	9.2
		高茎乾生草地	3.15	100.0	4.34	72.6	1.00	1.6	2.19	1.9
		合計	45.05	100.0	46.89	96.1	24.42	37.9	26.26	23.3
		湿生草地	0.28	100.0	1.87	15.1	0.61	0.9	2.20	1.9
	草地等（疎林）	0.00	—	0.00	—	5.01	7.8	5.01	4.4	
	合計	45.33	100.0	48.76	93.0	25.03	38.8	28.45	25.2	
	花壇等	庭園等	0.00	—	0.00	—	4.66	7.2	4.66	4.1
		農園等	6.40	100.0	13.90	46.0	0.89	1.4	8.40	7.4
合計		6.40	100.0	13.90	46.0	5.55	8.6	13.05	11.6	
合計	60.97	100.0	87.65	69.6	45.58	70.7	72.26	64.1		

注1：前掲表 6.4-6（p. 6.4-21 参照）の「群落名等」との対応は、以下のとおりとしました。

なお、前掲 6.4-6（p. 6.4-21 参照）の植栽樹群の面積及び改変率は、「既存樹林」の（ ）内に示します。

植栽樹林：該当なし

既存樹林：コナラ群落、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林、竹林、ヤナギ低木群落、植栽樹林

草花や花木を主体とする植栽帯：該当なし

地被：シバ草地

低茎乾生草地：該当なし

低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）：イネ科草本群落、メヒシパーエノコログサ群落

高茎乾生草地：アズマネザサ群落、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヒメムカシヨモギ群落、チガヤ群落

湿生草地：オギ群落

草地等（疎林）：該当なし

庭園等：該当なし

農園等：果樹園、畑地、水田、休耕田

注2：「面積」は、区分ごとの敷地面積、対象事業実施区域の「被覆率」は、対象事業実施区域面積（64.5ha）に対する、各区分の面積の割合、予測地域の「被覆率」は、予測地域面積（112.7ha）に対する、各区分の面積の割合です。

注3：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

29 調整池 4 の設えについて (2)

現在、公園区域内に位置する和泉川の源頭部は、緩やかな起伏の中で、滲み出した伏流水が小水路に流れ出ている状況にあり、表 29-1 及び写真 29-1 に示すとおり支流①の地点(地点 1)では年間を通して流れが見られますが、支流②の地点(地点 3)では、冬季から春季の湧水期には長期間に渡り湧水が枯れていると考えられます。

このように、公園区域内の源頭部は、安定的かつ豊富な湧水量が供給されている状況ではありませんが、支流①(地点 1)、②(地点 3)の水温は 12.7~23.9℃であり、現状でホトケドジョウが好む 20℃前後の水温帯となっており、支流①では、年間を通じてホトケドジョウの生息が確認され、支流②では、下流の瀬谷市民の森の素掘りの水路^{注1}から移動したと考えられるホトケドジョウが秋季に確認されるなど、ホトケドジョウが生息可能な湧水起源の小水路環境が保たれているものと考えています。

そのため、専門家からは、和泉川の源頭部における公園整備にあたっては、ホトケドジョウの生息環境として、安定した湧水があることが必須条件であるとの意見や、現況の流水環境から滞水環境に変わると、質が異なる水辺環境になることから、和泉川においては源頭部の環境をどのように残していくかが重要であるとの意見を頂いています。

なお、一般的に貯水池等の止水環境における水温は、水深が浅い表層部において気温の影響を強く受ける傾向にありますが、仮に調整池 4 に止水域を整備する場合、水深は非常に浅くなることから、止水域の水温は気温の影響を受けやすく、下流部における支流①及び支流②においても、水温が変化することが考えられます。さらに、止水環境においては、気温が 25~35℃において藻類の増殖が活発となる等、主に夏季においては、水質が変化することも考えられます。

以上を踏まえ、調整池 4 の整備にあたっては、支流①に加え、調整池 4 を設置する支流②についても、専門家の指導・助言を得ながら、現状の和泉川の源頭部の地形を活かした湧水起源の小水路となるよう調整池 4 を整備し、創出した湧水環境を安定させることを最優先とした計画としていると聞いています。

一方で、和泉川の小水路周辺においても、多様な水生生物が生息・生育できるような環境を創出することも重要な視点と考えられ、湧水起源の小水路環境の整備後、環境が安定した状況を確認しながら、専門家の指導・助言を得ながら、慎重に検討を進めていくと聞いています。

注 1 : 公園区域内の和泉川源流域は、公園区域の境界の転圧された道路によって分断されており、公園区域境界から和泉川に流れる湧水(伏流水)は支流②から道路下の導水管(コンクリート)を通して下流に流れていると考えられます。
支流②の下流の地点 3 において湧水が枯れている状況においては、上記の理由から公園区域内からの湧水の供給はないと考えられますが、瀬谷市民の森の樹林地に位置する水路(地点 4)は、年間を通じて湧水が確認されていることから、支流②の下流はホトケドジョウの主な生息環境であると考えられます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。















図 29-1 湧水の流量の現地調査地点 (地点1~6)

表 29-1 湧水の流量及び水温の現地調査結果 (地点1~6)

調査時期	調査項目	単位	支流①		支流②		支流③	
			地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6
夏季	流量	m ³ /s	0.0056	0.0075	0.0010	0.0013	0.0004	0.0025
	水温	°C	23.9	24.5	20.9	23.0	19.7	20.8
秋季	流量	m ³ /s	0.0027	0.0040	0.0000	0.0014	0.0002	0.0022
	水温	°C	15.5	15.3	15.2	14.3	16.6	13.8
冬季	流量	m ³ /s	0.0010	0.0015	0.0000	0.0009	0.0001	0.0014
	水温	°C	12.7	10.8	—	11.1	15.3	9.9
春季	流量	m ³ /s	0.0004	0.0010	0.0000	0.0003	0.0001	0.0005
	水温	°C	15.5	13.2	—	15.7	14.8	9.9

注1：地点3は、秋季には水はあるが流れがなく、冬季と春季には対象事業実施区域の範囲全てで枯れた状態となっていました。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

調査時期	地点 1 (支流①上流)	地点 3 (支流②上流)	地点 5 (支流③上流)
夏季			
秋季			
冬季			
春季			

注 1 : 各季節の写真の撮影日は以下のとおりである。

- ・夏季：2021年8月27日(金)
- ・秋季：2021年11月24日(水)
- ・冬季：2022年1月17日(月)
- ・春季：2022年3月11日(金)

写真 29-1 湧水の流量の調査地点状況

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

なお、ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）の整備イメージは、図 29-2 に示すとおりであり、以下に留意して整備される計画です。

- ・水際は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持します。
- ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。
- ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。
- ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。
- ・現況と同様に、水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境を維持します。



図 29-2 ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）の断面イメージ図

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

30 水辺の貴重種の移設・移植時期について (2)

水辺の貴重種の移設・移植時期及び方法について、5月25日審査会でのご指摘への回答を、ご意見ごとに分けて下記に整理しました。

ご意見の趣旨

代替植生地をどこに取ろうとしていますか。

事業者の見解

5月25日審査会での補足資料14で示しました、相沢川に整備する「代替植生地」は、土地区画整理事業が主体となって図30-1に示す保全対象種の生息・生育環境(湿地環境と草地環境)を創出する範囲に整備します。

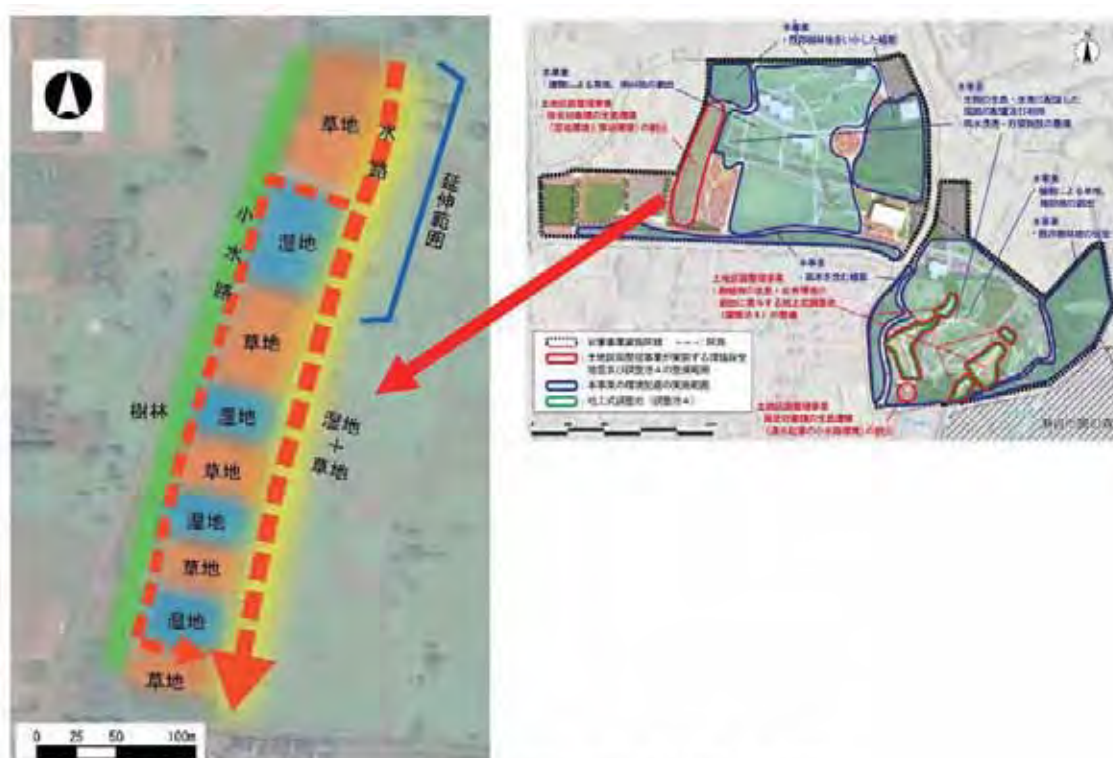


図 30-1 相沢川周辺の環境保全措置実施範囲

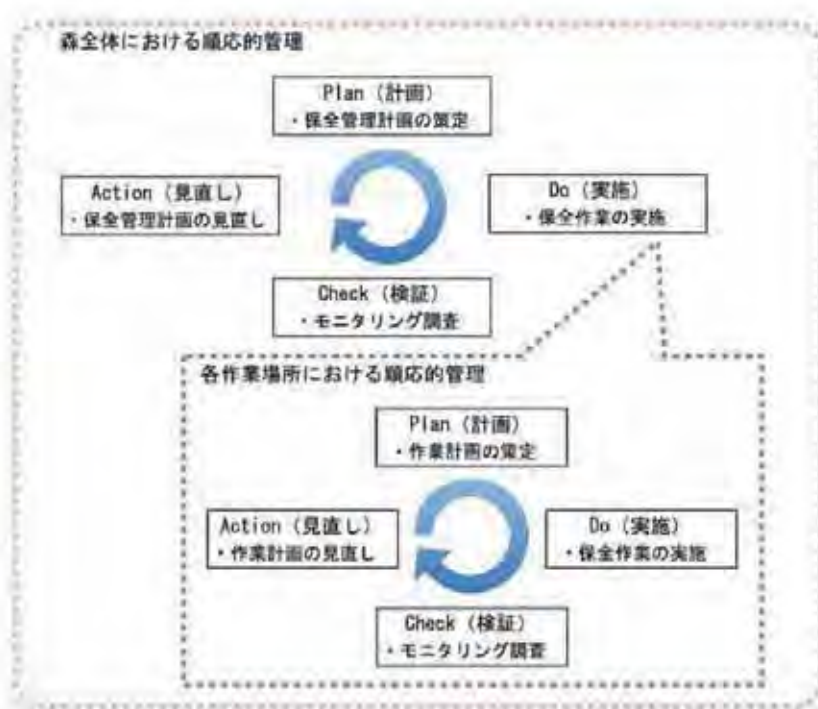
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

「順応的」とはどのようなことを指していますか。
人為的攪乱などの生態系のための管理サイトを水辺、特に水路周りなどでどのように考えていますか。

事業者の見解

順応的管理とは、保全管理計画の不確実性を前提とし、計画について継続的なモニタリング評価と検証によって随時見直しと修正を行いながら管理する手法です。図 3 0-2 に示すとおり、立案された保全管理計画に基づき保全管理作業を実施しますが、実施後のモニタリング調査において、作業の結果を調査・検証し、適宜当初の計画を修正しながら進めることを考えています。



資料：「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）

図 3 0-2 保全管理計画における順応的管理の概念

また、具体的な管理の方法については、個別の種の生態や専門家へのヒアリング結果に基づき、生息・生育環境の維持に必要な具体的な管理計画を策定し、生息・生育状況をモニタリングしながら適宜計画を見直していきます。管理計画は図 3 0-3 に示す「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、各環境や保全対象種に合わせて、管理目標を立案するとともに、表土の攪拌等の必要な管理は、作業内容やスケジュール等の具体的な維持管理計画に反映していくことを予定しています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

移設・移植する種の中に、1年の中で卵から成虫になる種類がたくさん入っています。移動性のある種について、移植する方法、できるのかできないのかも含めて検討した上で保全対象種を括ってください。

事業者の見解

5月25日審査会でお示した補足資料項目14の「表14-1 移設・移植を行う保全対象種」は、「土地地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書（工事中その1）」の「表7.1-1 保全対象種別の環境保全措置」を参考に、移設・移植場所ごとに保全対象種をまとめたものです。

具体的な移植・移設方法は、土地地区画整理事業において、事後調査計画書に記載の環境保全措置に基づき、各保全対象種の生態を踏まえるとともに、必要に応じて専門家に意見を求めながら検討していると聞いています。

なお、シオカラトンボが「(幼虫)」と記載されているのは、土地地区画整理事業評価書において、評価項目「生態系」で被食者としての「シオカラトンボ(幼虫)」と記載されていることから、その記載のまま、事後調査計画書に記載したとのことです。従いまして、移設に際しては、種としての「シオカラトンボ」を指しているものです。また、動物の保全対象種である、ハグロトンボ、ヤマサナエは、既存資料(区画整理)における現地調査で幼虫が確認されていますが、ナツアカネは成虫のみ確認されています。それぞれ、工事中の状況に応じて対応すると聞いています。

【参考：表7.1-1 保全対象種別の環境保全措置（土地地区画整理事業事後調査計画書）】

項目	保全対象種	環境保全措置	適否の理由
動物	シュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、マルタニシ、スナガイ	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体を保全できることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。なお、保全対象種の個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、捕獲の方法や時期等を計画、実施します。
植物	ヒロハノカワラサイコ、ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ウスゲチョウジタデ、スマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケ	保全対象種の移植・播種	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
生態系	シオカラトンボ(幼虫)	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体を保全できることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。なお、保全対象種の個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、捕獲の方法や時期等を計画、実施します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

ご意見の趣旨

移植・移設の方法、規模、場所、草地の復元はどのように行うのか、在来種を残して復元するのかを説明してください。

事業者の見解

相沢川及び和泉川での環境保全措置については、土地区画整理事業が主体となって本事業と調整を行い、土地区画整理事業において保全対象種の生息・生育環境を整備し、土地区画整理事業実施区域内に生息・生育する保全対象種の移植・移設を行います。

移植・移設の方法は前述のとおりを検討しています。具体的な手法については、土地区画整理事業において専門家等の意見を踏まえ、今後検討すると聞いています。

第 12 章 方法市長意見書等を総合的に検討して
方法書の内容を変更した事項

第12章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

令和3年6月に提出した（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書（以下、「方法書」とします。）に対する方法市長意見書及び令和4年7月に提出した事業内容等修正届出書に対する環境影響評価審査会からの附帯意見等を総合的に検討し、方法書の内容を変更した事項は、表 12.1 に示すとおりです。

表 12.1(1) 方法書の内容を変更した事項

項目	方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書該当ページ
対象事業の計画内容	事業者の氏名	代表者の氏名を更新しました。	p. 2-1
	対象事業の種類、規模	本事業の区域の拡張を踏まえ、敷地面積及び形質変更区域面積を約 64.5ha に変更しました。	p. 2-1
	対象事業実施区域	本事業の区域の拡張を踏まえ、対象事業実施区域の範囲を変更しました。	p. 2-2 以降の全ての関係箇所
	対象事業の目的及び必要性	関連事業の計画の深度化により、表現の一部を見直しました。	p. 2-4
	土地利用構成	関連事業の計画の深度化により、土地利用構成を修正しました。	p. 2-5
	対象事業の内容	「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）（以下、「公園基本計画（案）」とします。）」に基づき、整備方針を修正しました。	p. 2-6～ p. 2-7
	公園の地区構成と主な施設	公園基本計画（案）に基づき、地区構成を修正しました。	p. 2-8
	施設配置計画	公園基本計画（案）等に基づき、施設配置計画及び環境配慮事項を修正しました。	p. 2-9～ 2-20
	動線計画	公園基本計画（案）に基づき、動線計画を修正しました。	p. 2-21～ 2-23
	今後のスケジュール	本事業及び関連事業の計画の深度化により、スケジュールの一部を修正しました。	p. 2-24
	工事概要等	事業計画の深度化に伴い、工事概要等及び工事工程表を修正しました。	p. 2-25～ 2-28
	工事用車両の走行ルート	方法市長意見書を踏まえ、工事用車両の専用出入口を示しました。	p. 2-26、 2-29～2-30
工事排水計画	事業計画の深度化に伴い、工事排水計画を追記しました。	p. 2-27	

表 12.1(2) 方法書の内容を変更した事項

項目	方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ
対象事業の 計画内容	地球温暖化対策	事業計画の深度化に伴い、地球温暖化対策を修正しました。	p. 2-31
	生物多様性の保全	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、表現の一部を見直しました。	p. 2-31
	緑の保全と創造	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、表現の一部を見直しました。 また、事業計画の深度化に伴い、グリーンインフラの展開及び緑地面積を追記しました。	p. 2-32～ 2-37
	計画を策定した経緯	本事業の区域の拡張を踏まえ、計画を策定した経緯を加筆しました。	p. 2-38
方法書手続き及び事業内容等修正届出書手続きの内容を追記しました。		p. 2-39～ 2-41	
地域の概況及び 地域特性	全般	方法書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-1～ 3-172
環境影響要因の 抽出及び環境影響 評価項目の選定	環境影響評価項目 の選定	方法市長意見書を踏まえ、環境影響要因「建設機械の稼働」、「工事用車両の走行」、「施設の運営」に係る環境影響評価項目として「温室効果ガス」を選定しました。	p. 5-1～ 5-3、5-6
		環境影響要因「施設の運営」に係る環境影響評価項目として「生物多様性」を選定しました。	p. 5-2、 5-6
		環境影響要因「建設行為等」に係る環境影響評価項目として「公共用水域の水質」を選定しました。	p. 5-2、 5-3
	環境影響評価項目 の選定の理由	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、「生物多様性」の選定した理由・選定しない理由の表現の一部を見直しました。	p. 5-3、 5-6

表 12.1(3) 方法書の内容を変更した事項

項目	方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ	
環境影響評価	全般	調査	土地区画整理事業において実施された現地調査の結果を引用した項目は、「既存資料（区画整理）」として整理しました。	p. 6-1、 6. 1-1 以降 の全ての関係箇所
	温室効果ガス	調査、予測及び評価等	方法市長意見書を踏まえ、「温室効果ガス」の調査、予測及び評価等を追加しました。	p. 6. 1-1 ～6. 1-25
	生物多様性 (動物)	予測	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、動物の予測地域・地点及び予測方法を変更しました。	p. 6. 2-110 ～6. 2-111
		予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、環境影響要因「施設の運営」に伴う動物の予測評価を追加しました。	p. 6. 2-110 ～6. 2-124
	生物多様性 (植物)	予測	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、植物の予測地域・地点及び予測方法を変更しました。	p. 6. 3-34 ～6. 3-35
		予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、環境影響要因「施設の運営」に伴う植物の予測評価を追加しました。	p. 6. 3-34 ～6. 3-41
	生物多様性 (生態系)	予測	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、生態系の予測地域・地点及び予測方法を変更しました。	p. 6. 4-19 ～6. 4-20
		予測及び評価	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、環境影響要因「施設の運営」に伴う生態系の予測評価を追加しました。	p. 6. 4-19 ～6. 4-36
	水循環 (湧水の流量)	調査、予測及び評価	本事業の区域の拡張及び方法市長意見書を踏まえ、本事業で実施する調査地点（地点1～6）及び土地区画整理事業で実施した調査地点（地点7～8）を追加しました。	p. 6. 5-4 ～6. 5-24
	水質・底質（公共用水域の水質）	調査、予測及び評価等	事業計画の深度化に伴い、「水質・底質（公共用水域の水質）」の調査、予測及び評価等を追加しました。	p. 6. 8-1 ～6. 8-31
地域社会	予測	方法市長意見書を踏まえ、「来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）」の予測地点（地点8、9）を追加しました。	p. 6. 11-47 ～6. 11-62	
景観	調査、予測及び評価	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、圍繞景観の調査、予測及び評価を追加しました。	p. 6. 12-3 ～6. 12-22、 6. 12-25 ～6. 12-56	

第 13 章 方法書に対する意見、見解等

第13章 方法書に対する意見、見解等

13.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

13.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 13.1 に示す日時で計3回開催し、方法書の概要を参加者に説明しました。なお、説明会は関連事業である「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」の準備書説明会と同時開催としました。

表 13.1 方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	開場	参加人数
第1回	令和3年7月16日(金) 18:00~19:45	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町190番地)	50名
第2回	令和3年7月17日(土) 18:00~20:00	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町190番地)	29名
第3回	令和3年7月19日(月) 18:00~19:15	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)	25名
合計			104名

13.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の見解

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 13.2～表 13.4 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、事業区分、項目を設けました。なお、事業区分は、両事業共通する質疑・意見は「共通」、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」に関する質疑・意見は「区画整理」、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」に関する質疑・意見は「公園」、その他事項については「その他」としました。

表 13.2(1) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の見解

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	各河川の流域の図（流域の状況）が描いてありますが、この流域に対して疑問があります。相沢川の流域が、地形から考えて不当に狭いのではないかと思います。上瀬谷地区の草原の水がどこに流れているか詳しく知りませんが、大門川流域のエリアが、相沢川のすぐ近くまで、はみ出している意味がわかりません。	現状、対象事業実施区域内は、大門川、相沢川、堀谷戸川、和泉川、矢指川の5つの流域がまたがっています。図中の流域の大きさは現況を示したものです。
	区画整理	その他の水環境（河川の形態、流量）	相沢川の流量について、大変心配しています。現在、相沢川の両側は、谷戸やきれいな畑が広がっています。雨が降った時は、そこで水を受け止めていると思います。相沢川流域は、観光用地、あるいは物流用地として、コンクリートで覆うと思います。そうしたら、雨水は全部、相沢川に流れ込みます。それはとても不安です。 相沢川は暗渠化、調整池は地下と書いてあります。川の流量が増えたとしても、私たちにはわかりません。下流に住んでいる私たちのところに、水が大量にきた時点でわかるということですか。 川の治水に関してしっかりと考えていただきたいと思います。	基本的に、計画地内に降った雨は、一度全て調整池に入る計画です。調整池に入った水は、最終的に相沢川に流れますが、調整池の出口で流れる量を規制し、下流には影響がないよう考えています。 また、降った雨が全部流れるわけではなく、歩道等は透水性舗装を、道路には植栽柵を造ることで地下へ雨水を浸透させる計画です。 なお、工事中、工事後、どんな影響があったか、事後調査を計画しています。 相沢川は暗渠化しますが、下流には影響しないまちづくりを進めていきたいと考えています。
	区画整理	その他の水環境（河川の形態、流量）	調整池や河川の流量は、毎回調べるのですか。	毎回調査するというものではありません。工事中、事後調査、共に、時期を決めて実施します。

表 13.2(2) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B	区画整理	土壌汚染	<p>国有地部分について、防衛省の調査で、鉛等、国の基準を超える特定有害物質が56か所検出されたということですが、このままにしておけば将来に禍根を残します。汚染土壌を2mの範囲で全量場外排出するのが、当然だと思いますし、ぜひその立場で実施していただきたいです。</p> <p>汚染土壌を排出する主体は、本来は防衛省ではないかと思いますが、防衛省は、人体に影響がなければコンクリート等で覆う対策もあり得る、と言っています。それでは本当に困ります。横浜市には、全量場外へ排出するという立場で、防衛省にあたっていただきたいです。</p>	<p>土壌汚染対策については、国に対応を求めています。ただし、スケジュール上、区画整理事業着手時に土壌汚染がある場合については、横浜市が対応する可能性もあります。横浜市が実施する場合も汚染土壌の撤去費用は、国に負担を求めていくというスタンスは変わりません。</p> <p>「全量場外排出」については、土壌汚染対策法に基づき、将来土地利用に影響のない対策を、検討していきます。</p>
	区画整理	事業計画	<p>跡地の半分以上が、観光・賑わいゾーン、テーマパークだということですが、新聞等では、「相鉄ホールディングスがテーマパーク開発構想を断念し、三菱地所が新たに対応することになった」と報道されています。1,500万人の来場を想定する、ディズニーランド級のテーマパーク構想に変わりはないのでしょうか。改めて、見直すべきではないかと考えます。</p>	<p>地権者で構成する、まちづくり協議会で、企業提案会を行ったのですが、その中で複数の企業がテーマパークを提案しています。まちづくり協議会として、テーマパークを行っていくという考え方に変更はありません。市としても、土地利用計画でも位置付けましたが、テーマパークを核としたまちづくりを進めていくという考えに、現時点で変更はありません。</p>

表 13.2(3) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	区画整理	土壌汚染	<p>土壌汚染の専門家から、お話を聞く機会がありました。「今の日本の土壌汚染対策法は、1970年代の公害が次々と起きた時代に、緩い基準に改悪されている。今なら、上に何も建っていないので、簡単に除去対策はできる。一旦、コンクリートで埋めてしまえば、永遠に汚染物質は残ってしまう」ということでした。</p> <p>「環境保全措置」の「造成工事の内容を踏まえた適切な措置」では、直接表土を剥がさないところは、コンクリートで覆うこととなります。この周辺には和泉川の源流があるのではないかと認識していましたので、川への流出や、様々な形で人体への影響が、大変心配されます。適切な措置は、あくまでも土壌汚染対策法に基づき、用途によっては埋めてしまう、ということではなく、将来の為にも掘削除去していただきたいと重ねてお願いします。</p>	<p>今の段階では、まだ国に汚染土壌の処理をお願いしている立場なので、市で実施する時には「掘削除去をお願いしたい」というご意見として承らせていただきます。</p>
	区画整理	事業計画	<p>上瀬谷基地は、長い間、地元住民への迷惑設備としてあり、電波障害等様々な障害を受けてきました。跡地は、横浜市民、旭区民、瀬谷区民の財産でもあります。</p> <p>瀬谷は病院が足りなく、ワクチン接種をしてもらえるような病院がとても少ないです。</p> <p>今後、地域で一体何が望まれるのか、地元住民の要望を聞いていただいて、アフターコロナ、ウィズコロナも展望した計画をお願いしたいと思います。</p>	<p>上瀬谷のまちづくりの計画は、地権者で構成する、まちづくり協議会と協議をしてきました。そして、市民の皆様からもご意見を伺いながら、昨年の3月に土地利用基本計画を策定しました。現時点では、「観光・賑わい」、「農業振興」、「公園・防災（公益的施設用地）」、「物流」、この4つの地区で変更はございません。</p> <p>ただ、ご指摘のように時代も変わってきたということもございます。今後も社会情勢等を踏まえながら、まちづくりの検討をしっかりと進めていきたいと考えています。</p>

表 13.2(4) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	その他	新交通	<p>以前の説明会で紛糾した、都市交通の新しい整備、鉄道を造る話が、今回ありませんでした。スケジュールでは、着工が来年度になっていますが、前回あれだけ皆が反対したのに、まだ残っているのですか。今回、全然触れなかったことが、とても気になります。</p>	<p>前回の説明会は、土地区画整理事業の方法書と新交通の方法書、同時に説明を行いました。今回は、土地区画整理事業と公園整備事業の環境影響評価手続きの説明になっています。土地区画整理事業は、今回、計画がまとまったということで、準備書の手続きに入っているところです。</p> <p>新交通については、計画がまとまった段階で、準備書の手続きに入っていく、改めて説明会を行う予定です。（区画整理事業者より説明）</p>
E	区画整理	事業計画	<p>海軍道路（環状4号線）の拡幅ですが、4車線になるのは、計画地だけで、その下（南側）の瀬谷駅に至る部分を4車線化する話ではないのでしょうか。</p>	<p>4車線化、拡幅する区間は、計画地の中だけです。</p>
	区画整理	施工計画	<p>工事中、主にトラックは、一日最大何台くらい出入りして、メイン道路はどこになるか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>工事用車両の台数は、ピークの時には1日で片道約900台走ると想定して計算しています。</p> <p>メインの道路は、海軍道路から北側に抜けて、八王子街道の目黒交番前交差点のところを東側、西側、北側へ分かれて走っていくと想定しています。</p>
F	区画整理	騒音	<p>騒音問題については、これから全体的に音が大きくなると思うのですが。</p>	<p>お住いの場所からは、調査地点 No.5 が近いと思います。現地調査が、平日で67の騒音レベル、将来の予測結果は67.2と、若干、今より数値が上がると予測しています。</p>
	その他	不法投棄	<p>前から何回も言っていますが、不法投棄が多くて、夜中も不法駐車、バイク、トラック、車を置いていくというトラブルがずっと起きています。</p> <p>何回か偉い方が見学に来て、調査もしていると思いますが、現在も変わっておりません。</p>	<p>不法投棄については、関係する部署や国にも伝え、協力しながら対応していきたいと思っています。</p>

表 13.2(5) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	その他	(現地)その他	瀬谷中から現場まで歩いた人はいるか。	皆、一度は歩いたことがあると思います。
	その他	国際園芸博	国際園芸博覧会が開催された場合、一日に現場を訪れる人が、最高で何名か、平均で何名か、最低で何名か、推測されている数字を教えてください。	今回は、土地区画整理事業、将来のまちづくりに関係する環境影響評価なので、国際園芸博覧会については、来場者数の予測自体行っておりません。(区画整理事業者より説明)
	その他	新交通	都市高速鉄道が工事の中に入っていますが、報道によると、相鉄は手を引いたという話がありますがいかがですか。	今回は、土地区画整理事業と公園整備事業の説明です。都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業は、今回説明する環境影響評価とは別事業です。資料3ページの記載(今後のスケジュール)は、関連事業ということで都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業を載せています。(区画整理事業者より説明)
	区画整理	人と自然との 触れ合いの活動の場	配布資料8ページ、9ページの「適正な規模の施設」、「事業者の実行可能な範囲」、「汚染土壌の適切な措置」という表現について、「適切な」という言葉が、あちこちに出てきますが、数値で表現できないのですか。	例えば、「水の汚れ」の「適正な規模の仮設調整池」については、資料2ページの表(調整池の容量及び集水区域面積)に記載しています。これだけの調整池を設けることによって、適切に「低減が図れる」と評価している」と記載しています。全てではありませんが、数字で表せるところは、数字で表しています。
	区画整理	その他(表現)	配布資料12ページの「工事車両の運行」の「環境保全措置」の説明の中で、「安全運行の啓蒙」と書いてありますが、この「啓蒙」という2文字は差別用語で、中央官庁では、今は使っていません。横浜市は使っているのですか。	「啓蒙」の言い方が適切か調査し、適切でない場合は、今後の手続きの中で修正します。
H	区画整理	人と自然との 触れ合いの活動の場	配布資料12ページの「人と自然との触れ合いの活動の場」で「鎌倉古道」という表現をされていますが、平仮名の「かまくらみち」という場所を指していると思います。「鎌倉古道」ではなく「かまくらみち」に変えて欲しいと思います。	「鎌倉古道 北コース」「鎌倉古道 南コース」という名称で登録されているコースです。実際の「かまくらみち」とは、意味合いが異なります。

表 13.2(6) 方法書に関する説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
I	公園	事業計画	<p>国際園芸博覧会後の公園に、今からインパクトのある名前を考えておいたほうが良いと思います。東京の立川に「昭和の森公園」（昭和記念公園）というのがあり、県外からもたくさん人が集まっています。そこで、「平成の森」という名前を取って置いたらどうでしょうか。</p>	<p>公園の名称については、これから皆様ともご相談をさせていただきながら、また、どういったものが相応しいかも、市の内部で検討させていただいて、今後検討していく予定です。インパクトのある名前、ということで、ご意見を頂戴しましたので、今後の参考にさせていただきます。</p>
	区画整理	温室効果ガス	<p>今日の説明はほとんどが工事中の環境対策ですが、今、一番問題になっているのは、地球温暖化にどう立ち向かうかということです。この計画も、地球温暖化に対してどうプラスするのか、工事中はさることながら、工事後、これだけ緑地が増えて、このように寄与するのだという話を聞きたいと思います。</p>	<p>今回、区画整理事業においては、建設機械の稼働や工事車両の走行によって、どれだけCO₂が発生するか予測を行っており（資料12ページ）、CO₂を極力減らす方向で考えています。また、「グリーンインフラ」（資料3ページ）を上瀬谷のまちづくりとして打ち出しています。例えば、緑をたくさん残していく、透水性・保水性舗装を活用し、減災・防災に資する取組を行っていく、といった計画を検討しているところです。</p>
A (再質問)	区画整理	事業計画	<p>土地利用面積について、「国有地、市有地をあわせて54%」と報道で見ました。この土地利用計画を見ると、道路、調整池、交通施設用地、公益的施設用地をあわせて、およそ33%です。物流地区をあわせても43%程度で、54%とはかなり数字が違うと思います。割合で考えれば、もう少し緑の地域や公園用地を増やせるのではないのでしょうか。国有地、市有地は、私たち国民全体が地権者ですので、きちんと割合通りで計画を立てていただきたいと思います。この計画における、各計画地区で国有地や市有地の割合を教えてください。</p>	<p>国有地、市有地等の割合については、約242haという基地の面積のうち、国有地が110ha、市有地が約22ha、民有地が110haで、質問の通りと思います。ただ、この事業は、区画整理事業ということで土地を皆さんに提供していただきながら進めていくという事業です。実際に国有地や市有地をどこに配置していくかということについては、決まっていない状況ですが、基本的に国有地、市有地は、ご質問にあった通り、公園、交通施設用地等に優先的に充てていく予定です。最終的に国有地がどこにいくかということは今後、換地設計などを進めていく中で、配置が決まっていくこととなります。</p>

表 13.3(1) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	<p>2月の公聴会（書面）で意見書を提出し、5つの質問をしましたが、包括的な一括した回答になっており不満足です。担当者と話したら、この次に環境評価という場もありますから、そのときに質問してくださいと言われました。改めて5つの質問をしますので個別にお答え願いたいと思います。</p> <p>地権者の生活再建が土地区画整理事業の課題の第一に掲げられている理由を教えてください。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の地権者の方々は、戦後70年間にわたり土地利用が制限されてきました。例えば農地であれば、ビニールハウスが設置できない、高さの制限が加わるなどです。このような制限されてきた地権者の方々の思いを踏まえ、旧上瀬谷通信施設のインフラ整備をしっかりと行い、地権者の皆様の意向、例えば農地をやっていききたい、土地活用をやっていききたいなどの意向に沿った整備を実施していくことが第一だと考えております。</p>
		事業計画	<p>横浜市は地権者の生活再建のためにこれまで具体的に何を実行してきたのか。また、今後、何を実行しようとしているのか、教えてください。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設では戦後70年間、インフラ整備も何もできず、道路の整備や水道も引けないという状況でしたので、まずはインフラ整備をしっかりと行っていくということで、今回、区画整理を実施します。生活再建をしていくために、まずは区画整理を実施し、その中で地権者の意向を踏まえたまちづくりを行っていかようと考えています。</p>
		事業計画	<p>そもそも、横浜市はどのような生活再建が必要だと考えているのでしょうか。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の45%の土地については、地権者の方がいますので、地権者の皆様と意見交換をしっかりと行い、皆様の意向を踏まえながら、まちづくりを検討していかようと考えているところです。例えば農地を継続したい方については農業振興、土地活用を行っていききたい方については土地活用という形で旧上瀬谷通信施設のまちづくりを考え、生活再建を守っていかようと考えています。</p>
		事業計画	<p>早期の生活再建が必要と言いますが、どのような状況になったら再建ができたかと判断するのでしょうか。その達成理由と根拠を示していただきたいです。</p>	<p>戦後70年間、土地利用がかなり制限されてきた経緯があることから、まず地権者の皆様の意向がどれだけ反映できるか、反映したことによって、旧上瀬谷通信施設の土地利用が将来どうなるかが分かった段階でお示しできるのではないかと考えております。地権者の実施したいことが実現できたら良いと考えています。</p>

表 13.3(2) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	区画整理	事業計画	<p>テーマパークの誘致と建設が地権者の生活再建となると考えているのでしょうか。その場合の生活再建と言える根拠は何かを示していただきたいです。</p>	<p>観光・賑わい地区は、テーマパークを中心とした土地利用を計画しており、地権者の皆様が話し合い、検討を深度化してきました。本市としまして、旧上瀬谷通信施設は郊外部の新たな活性化拠点を目指していくという方針ですので、地権者の皆様の考えと合致していることから、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定し、観光・賑わい地区を位置づけたところですが、今後も、この土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の実現に向けて、インフラ整備を進めながらまちづくりを進めていくことが必要だと考えています。基盤整備を実施することによって地権者だけでなく、市民の方々の発展や、上瀬谷のまちづくりが円滑に進むと考えています。</p>
B	区画整理	土壌汚染	<p>本日の説明で、防衛省が明らかにした56か所もある汚染土壌を、市では「法律に基づいて処理します」とおっしゃっていましたが、専門家の皆様や県の意見書でも市民の納得のいく形で安心・安全をきちんと保証するという説明が必要だと言われていたと思います。その意味で、今日の説明だけでは十分な説明になっていないと思います。様々な計画を進めていく上で、全ての土壌汚染を完全除去することを大前提にすべきだと思います。そうしないと安心・安全な計画は進んでいかないのではないのでしょうか。</p> <p>土壌汚染問題は防衛省とも国とも関係し、将来的には民間の事業者も巻き込んだ計画を進めようとしているように感じられるのですが、本来ならば国と、跡地計画を推進する横浜市の両者できちんと協議をして、最初に土壌汚染の処理問題について、スケジュールや誰が汚染土壌の処理を実施するのかを市民に分かりやすく説明し、責任持って安心・安全を保証してくれる状況をつくるべきだと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>国に関係する土壌汚染については、国に撤去を求めていくスタンスは変わっていません。ただ、スケジュールの関係で、土地区画整理事業で来年度以降、工事に着手する予定をしておりますので、工事着手段階で土壌汚染物質が残っており、撤去等の必要がある場合には土壌汚染対策法に基づいて、市が撤去や封じ込めを実施することも考えられます。</p> <p>区画整理事業で処理したとしても汚染土壌の処理費用は、国に関係するものについては、国に負担を求めていくというスタンスは変わりありません。</p> <p>また、処理方法については、将来の土地利用に基づき検討します。具体的には、農業振興、観光・賑わい、公園などの土地利用を検討していますので、これらの将来の土地利用を考慮し、土壌汚染対策法に基づき適切な対応を検討していきます。</p>

表 13.3(3) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	区画整理	土壌汚染	<p>予測評価では問題ないという話でしたが、データは公開されていますか。今の話の中では根拠になるデータが示されていないので、私達には予測評価の妥当性を理解できません。測定の方法や予測結果の出し方など根拠となるデータはどこに行けば縦覧できますか。</p>	<p>本日お配りしたチラシに加え、環境影響評価準備書という冊子を公表しています。根拠となる数値は、準備書の本編及び資料編に載せて公開しています。準備書の内容はインターネットで全て見るすることができます。</p>
	区画整理	土壌汚染	<p>防衛省が30区間で土壌汚染を調査し、56か所で汚染が見つっていますが、問題は深度ではなく幅です。ボーリング調査を実施し、区画ごとに深度方向のデータを出していると思います。特に鉛の場合は、おそらく上のほうに溜まっているというのは専門家なら誰でも考えることですが、横にも広がっているという結果ですので、3分の1くらいの土壌を除去しなければいけないと思います。</p>	<p>区画整理事業では切土・盛土工事を実施しますので、汚染土壌の処理については、計画を策定した段階で関係する部署としっかり協議していきます。協議した上で、どのような対策を実施していくのか、これからまとめていくところです。現段階では、土壌汚染対策法に基づいて処理していくということしか言えませんが、横浜市の環境創造局の関係する部署と協議をした上で、法律に基づき、掘削除去するか、封じ込めをするのか、将来の土地利用を踏まえて、これから調整していくところです。</p>
			<p>一般的に、鉛は溶出試験で出てくるのが非常に少ない項目ですが、農業ゾーンの溶出試験では、かなり高濃度な鉛が見つかっており、この場所はおそらく相当、様々な形で汚染されていると考えられます。周辺を全て面にわたって調査しなければ、次の汚染土壌の処理や工事に着手できないはずですが、追加調査を実施することが説明の中にないので、防衛省の出したボーリング調査に基づいて処理するだけになっていると思います。面的に調査・除去しなければ汚染土壌を全部除去できなくなると思います。</p>	
<p>土壌汚染対策法で、昔は掘削、最近では覆土で処理するとなっておりますが、建物を建てると全部掘り返し、杭を打つこととなりますので、覆土したとしても汚染土壌を全て除去しない限りは拡散してしまうと思います。汚染土壌の処理方法について、どのような形が考えられているのか、先ほどの説明では抽象的で分からなかったのので、教えていただきたいです。</p>				

表 13.3(4) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	区画整理	事業計画	<p>配布頂いた冊子「土地区画整理事業環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ」の2ページ目に「大門川と相沢川につきましては切り回しを行って改修する」とありますが、暗渠化され、調整池を造るということかと思えます。大門川は、暗渠化のかなり下流のほうに調整池5と調整池6を造り、相沢川については、切り回しが大きく曲がって調整池1を造る計画ですが、治水の関係から考えると、暗渠化するところで水があふれたりしないかと不安を感じます。調整池の位置がこの場所で問題ないと判断をされた根拠などがあれば教えていただきたいです。</p>	<p>上瀬谷の開発を行う場合、必要な調整池の容量については、関係部署と協議をしながら決めていく形になりますが、降った雨が流れ出し下流に影響しないような調整池を検討しており、2ページに示したとおり、容量を設定しているところです。</p> <p>暗渠化については、下水道計画に基づいて実施していく予定ですが、基本的には計画地に降った雨は、全て一度、調整池を経由します。なお、河川の排出については下流に影響しないよう調整池を経由した上で、流量を絞って排出する計画です。</p>

表 13.3(5) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	区画整理	事業計画	<p>2020年3月に土地利用基本計画を作成し、旧上瀬谷通信施設の土地利用として花博やテーマパークを想定しているかと思えます。花博については、今、国際園芸家協会（AIPH）から承認を得ていて、保証金15万ユーロ、日本円で2,000万円、ライセンス料60万ユーロ、日本円で7,900万円を払わなければいけない状況で、来年度の6月に国際博覧会事務局（BIE）に正式に申請をするような手順になっているかと思えます。現在、花博の保証金等は約1億円ですが、ハンドワークするのにも運営費が360億円、会場建設費が320億円で、予算的には土地区画整理事業が153億円、都市公園整備事業が250億円、道路整備に80億円、新交通に700億円で合計1,183億円ぐらいが見込まれています。新聞報道では、8月22日に行われる横浜市長選の候補者が、上瀬谷は花博やテーマパークではなく、医療や保健、高齢者福祉などの拠点を考えたいとおっしゃっています。また、花博は一時的ですが、テーマパークは、超高齢化の時代に高齢者が来ないと流行らないのではないかと危惧しています。そう考えると、今、環境影響評価の準備書を公表し、土地利用計画に基づいて土地区画整理を来年度から実施する予定となっていますが、市長選の結果によっては方針転換で上瀬谷の土地利用がガラッと変わってしまう可能性が十分考えられます。それを踏まえて、今、横浜市でスケジュールや土地利用の方針について考えていることがあればお教えいただきたいです。</p>	<p>園芸博は、6月22日に閣議了解をして、国の方で「国際園芸博覧会の開催に向けた準備を進めます」と記者発表し、BIEの申請等の準備を進めているところで、今後も国の方で手続きを進めていく予定です。</p> <p>上瀬谷まちづくりについては、区画整理事業は基本的に今の段階では計画どおり進めていくことで考えており、2027年の園芸博に向けて、しっかりまちづくりに取り組んでいく予定です。</p>

表 13.3(6) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	公園	説明会 (配布資料)	<p>区画整理事業では資料が説明と同じでしたが、公園事業の方は区画整理事業と内容が被っているからなのか、説明されているものと配布資料の内容がかけ離れている感じがしました。なぜ資料が整っていないかったのか、お聞きしたいです。</p>	<p>公園整備事業は方法書を提出した段階、区画整理事業は準備書を提出した段階です。方法書は、どのような方法で環境評価を実施していくかという内容を記載しているものです。そのため、区画整理事業と比べて記載の内容が違ってくるものです。</p> <p>また、お配りしたチラシは本日の説明資料の抜粋となっており、本編全てについてはホームページ等で公表しています。</p>
	区画整理	土壌汚染	<p>防衛省の土壌汚染調査では民有地においても 20 か所の汚染土壌箇所が公表されていますが、その処理については、この説明会で何の説明もされていません。民有地なので、公表すると土地の地権者の風評被害にも関わるからということですが、区画整理事業は 242ha 全体を一体のものとして、国有地と民有地をゾーニングし、様々な人が利用することになります。その際、民有地の中の汚染土壌の部分を曖昧にすることは、問題ではないのでしょうか。なぜ、そこに触れないのかお聞きしたいです。</p>	<p>民有地の土壌汚染については、本日の説明や配布した資料にはありませんが、環境影響評価準備書に記載しています。土壌汚染の場所の特定は記載していませんが、土壌汚染が 20 区画出ていることや、対策を行った場合に予想される影響などについては全て記載していますので、準備書を見ていただければと思います。</p> <p>民有地についても、汚染土壌の処理は土壌汚染対策法に基づき、除去もしくは封じ込めという形で対応していきたいと考えています。</p>
	区画整理	事業計画	<p>民有地は全体面積の 45%、市有地が 10%で、残り 45%は国有地ですから、当然、市民の要求を土地利用計画に網羅して当たり前だと思いますが、そのことが全く触れられないのは問題だと思います。</p>	<p>国有地については、区画整理を実施し、公共用地を中心に配置していくことを考えています。具体的には今後検討を進めて、どこに国有地が配置されるか決めていきます。</p>

表 13.3(7) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F	共通	事業計画	<p>みどりの賑わい・レクリエーションエリア、みどりの発信エリア、みどりの実践エリアと様々なエリアが計画されていますが、この計画は全て人の都合で建物やゾーンを造りますというように書かれているような気がします。生き物にも生存権があるのに、この計画は人の都合、人の勝手に作られていて、生き物の側に立った意見が全く見えてきません。これほど広大な面積、市民の森がつながると広大な緑があるので、目玉として大自然公園やサンクチュアリー、自然保護区というものを考えられているのか、今日ご説明があった計画に含まれているのか、あるいはこれから提言して下さるのか教えていただきたいです。</p> <p>文章には、「緑の創造」など美辞麗句が書かれていますが、本当の意味での自然保護をどう考えるか、今後、提言して下さるのか説明してください。</p>	<p>今回、上瀬谷 242ha の開発を行っていく上で、現在の自然環境は非常に重要だと思っています。現在の上瀬谷の自然環境については、事業を実施するにあたり、全てのエリアで様々な調査を実施し、その中で、貴重な生き物や希少な動物・植物などが見つかりました。その調査結果を踏まえて、事業影響の予測評価を行いました。開発をするにあたって、どうしてもなくなってしまいう自然環境はありますので、それに代わる代償措置をどこでどのように実施していくか検討しているところです。代償措置を実施することによって、今後も、この上瀬谷に合った、動物・植物が生息可能な環境を少しでも残していこうと考えています。</p> <p>具体的な内容については、赤丸で示した2か所（相沢川、和泉川周辺）でどのような代償措置が実施できるかを今後しっかり検討していきたいと考えています。また、この2か所だけでなく、道路沿道の緑の整備や市民の森との連携もありますので、今後、皆様の御意見を踏まえながら、具体的に検討していきます。(区画整理事業者より説明)</p>

表 13.3(8) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	共通	事業計画	<p>旧上瀬谷通信施設の中で生き物観察や相沢川水系で冬みず田んぼをしています。旧上瀬谷通信施設は非常にすばらしい自然環境を持った場所ですので、ぜひそれを生かしていく形で使っていただきたいと思います。特に生態系をつくっていく際に水は決定的に大事です。畑と水田では生態系の豊かさが全く違います。今まで旧上瀬谷通信施設の生態系がすばらしかったのは水によるものが非常に多いと思います。今回示された事業計画は、地上に開かれた形の貯水池が余りにも少ないのではないのでしょうか。可能であれば、相沢川をもっとグリーンインフラとして活用していただけないのでしょうか。</p> <p>田んぼは単にお米を作る機能だけでなく、様々な生物の生息環境や環境教育のフィールドにもなっています。現在、田んぼのある場所は賑わいゾーンの中に含まれていますが、相沢川の上流域は何か残せないのでしょうか。そのまま残せば、瀬谷の自然の博物館のようにもなると思います。</p> <p>また、旧上瀬谷通信施設は海拔 70m ほどで、ここで醸成される地下水の流れは瀬谷区全体に広がっていると思います。20 年ほど前の災害用井戸計画で契約してくださっている家庭が 200 近くありますが、その災害用井戸に旧上瀬谷通信施設から水が行っているはずですが、今、気候変動が地球全体を覆っており、上水道が途絶えてしまうことは考えられないことではありません。そういう意味でも区民の安全のために、もっと水環境を考えていただきたいです。</p> <p>表面水についても、和泉川の水位を 10 年ほど毎日測っていますが、非常に不安定になっています。和泉川に水を供給しているのは 100% 近く瀬谷市民の森からの湧水ですので、森や湧水、地上に空いている貯水池を大事にしていきたいです。</p>	<p>お配りした資料の 10 ページに示している観光・賑わい地区については、相沢川の環境を残すことは難しいと考えています。そのため、赤丸で囲った「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」という箇所にも少しでも水辺空間を残せないか、公園と一緒に検討していきたいと考えています。（区画整理事業者より説明）</p>

表 13.3(9) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
H	区画整理	生態系	<p>「外来種の拡大抑制」という記載がありますが、そこには植物や生態系があると思います。先ほど人が造った自然、人の手が入った自然というような発言がありましたが、現状は米軍がいなくなってから人の手がほとんど入っていない状態で、単なる荒地になっています。「動物」のところに印がついていませんが、元々いなかったアライグマやハクビシンなどの害獣被害が非常にひどくなっています。作物を作っている方や近隣に住まわれている方は、屋根裏に入り込んでしまったなどの被害が出てきていますが、その辺は調査対象にはならないのでしょうか。里山にしても、人の手が入っているから環境が維持できる、そうでなければ原生林か荒地になってしまうので、害獣被害や人による環境の維持管理についても検討していただければと思います。</p>	<p>外来種については、現地調査の調査対象として把握しております。</p>
C (再質問)	区画整理	土壌汚染	<p>9ページの「9. 土壌汚染」のところで「汚染土壌（ほぐし）」という文章があるのですが、この「ほぐし」というのは一体、何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>地面に埋まっているときは地山と言いますが、地山は掘ったときに膨れるので、それをほぐしたときの量がいくつかという形で記載しています。例えば、1 m³の場合、掘ったら1.3 m³になるなど、かさが増えることを「ほぐし」という形で表現しています。</p>
	区画整理	施工計画	<p>2ページの造成工事のところで、盛土・切土を行わない箇所についても整地を行って、全改変という話ですが、具体的などころがよく分からなかったなので、説明していただきたいです。赤い部分と黄色い部分に「盛土」と「切土」と書いていますが、何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>切土・盛土については、旧上瀬谷通信施設の原地盤や将来道路等を考慮し、黄色い部分が削る箇所、赤い部分が盛る箇所を示しています。</p>
	区画整理	その他（準備書の貸出）	<p>準備書が公表されていますが、時間をかけなければ全ての内容を見ることができないので、図書館で全て閲覧するのは難しいです。できれば1冊頂けませんか。そうすれば、全部見て意見を出せます。 各委員など様々なところで配っているのに、なぜ必要な人に配らないのですか。 どこで貸出できるのですか。</p>	<p>準備書はホームページで公開しています。図書館等でも閲覧することができます。 また、横浜市環境影響評価課に問合せいただければ、閲覧・貸出可能という形になっています。</p>

表 13.3(10) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	共通	説明会	<p>今回の説明会の感想を述べさせていただきました。最初の区画整理事業の説明は、「お示ししている環境保全措置が図られていることから低減されていると思います」が何回も繰り返されており、気持ちが伝わらなかったです。公園事業の説明の方が、「環境評価のためのサンプリングはここでやります」など、調査はこれから実施しますが、どのような方法で調査するかイメージできました。公園事業の表現の方が意味が通じやすいのではないかと感じましたので、説明の仕方を考えた方が良いのではないかと思います。</p>	<p>説明の方法については、今後検討させていただきます。(区画整理事業者より説明)</p>
	共通	事業計画	<p>賑わいゾーンが中央に据えられ、公園が南側の配置に変わっています。近隣住民としては、災害があった際の避難場所が広域避難場所に設定されていることが大事なのですが、それが東の隅の方に置かれたのは非常に不愉快に感じます。今回示された計画では、公園部分が南に狭い帯のような形で配置されており、東西に伸びたことについては少なくとも評価していますが、現在、広域避難場所として定められているスペースと比較すると、はるかに狭いです。</p> <p>賑わいゾーンでテーマパークをするから、それ以外使わないという着想ではなく、災害時には複合的な意味から、賑わいゾーンを住民や地域の方々が避難する場所として確保し、避難場所としての設備を用意するということが必要だと思います。</p> <p>先ほどの自然を残すことに関する質問でも観光・賑わい地区は相沢川の環境を残すことは難しいというようにテーマパークありきのような回答をされていました。そのようなテーマパークありきの考え方を見直す必要があるのではないかと思います。その意味で、特に現状、災害時の広域避難場所になっているスペースは守っていただきたいです。仮にテーマパークができたとしても複合的な形で、平常時はテーマパーク、災害時は広域避難場所として機能するという考え方に切り換えていただきたいと思います。</p>	<p>広域避難場所の考え方については、今後調整していく段階なので、ご意見として承らせていただき、将来、土地利用者と可能な範囲で検討していくことになります。(区画整理事業者より説明)</p>

表 13.3(11) 方法書に関する説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	新交通	事業計画	<p>新交通システムの環境評価について、地域住民としてすごく気になっていますが、一体、いつ行われるのかを教えてください。</p>	<p>新交通システムの環境影響評価については、現在、方法書の手続きが終わっている段階です。今回は土地区画整理事業として準備書の準備が整ったので、説明会を開催しているところです。新交通の具体的な説明時期については決まっていますが、詳細設計を進め、具体的な内容が決まった段階で、改めて準備書という形で説明させていただければと思います。 (区画整理事業者より説明)</p>
I	区画整理	手続全般	<p>1,100 ページにも及ぶ方法書を作られています、その前提となるのが都市計画事業の計画内容だと思います。そのうち、テーマパークが未定で、上瀬谷ラインの計画についても未定です。その状態で方法書はできていますが、この2つが未定のまま準備書に進むことはあるのでしょうか。</p>	<p>今回、説明しているのは土地区画整理事業で、道路整備や宅地造成をするまでが本事業の内容で、そこまでの環境影響評価となっています。 テーマパークについては、規模により環境影響評価の対象になった場合、環境影響評価が今後、実施される予定です。 上瀬谷ラインについては、具体的に計画がまとまった段階で準備書の手続きに入っていくこととなります。</p>

表 13.4(1) 方法書に関する説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	事業費	鉛等で汚染された土壌が、56 か所あることがわかっています。汚染された土壌は除去が基本と考えるがどうなっていますか。	現在、国が土地を保有していることから、国に撤去を求めているところです。ただ、土地区画整理事業は来年度以降の工事着手を予定しており、スケジュール上、土壌汚染物質が残っている場合は、掘削除去だけではなく、封じ込め等も含めて、土壌汚染対策法に基づいて適切に対応することを考えています。もし市が撤去する場合も、撤去費の負担は国に求めていく考えです。
	区画整理	事業計画	横浜市長選で市長が代わる場合、計画も変わる可能性はありますか。	地権者がおり、その中でまちづくりを進めています。また 2027 年の国際園芸博覧会は、国で閣議了解されています。現時点では、国際園芸博覧会に向けて、基盤整備、まちづくりを進めていく考え方に変更はありません。
B	区画整理	予測及び評価	<p>「予測及び評価の結果の概要」で、「影響があると予測される。」または「影響は小さいと予測される。」という文言に対して、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。」という文言が繰り返されていますが、目標値がなければ、何を評価し、何に対して OK か NG かという判定が下せないと思います。事業者に目標値を明示しないと、事業者がただ「出来るところだけやりました。」と言え、結局なにもしなければいけないという話になります。</p> <p>資料 6 ページ「大気質」のような項目は、定量的に出せるけれど、数値、グラフ、表がない項目については全部、数字が具体的にはないところで判断をするという理解でよろしいですか。</p> <p>事後調査についても、調査をしてなにを判定し、どのようなフィードバックをかけようとしているのか、なにも書かれていません。ただ調査しました、事業者にお任せしましたとしか受け取れないような文面が繰り返されているのがすごく気になったので、そこについて具体的な答えを求めたいと思います。</p>	<p>本日の資料には細かく書けていない部分がありまして、大変申し訳ございません。準備書には細かく書いてあるのですが、なかなか準備書を見るのは大変かと思しますので、概略を説明させていただきます。</p> <p>環境基準値がある項目は、その数字を目標にしています。例えば、資料 6 ページ「大気質」の「建設機械の稼働」で、二酸化窒素の予測値は 0.048 です。環境基準は 0.04～0.06 の範囲内又はそれ以下、横浜市環境目標値は 0.04 という数字で、これを目指します。環境基準値に入っていれば、評価上は問題ないと考えられますが、現況の数字がある中でプラスされていきますので、プラスの分の対策を含め、環境保全措置として、「新しい排出ガス対策型の建設機械の使用」、「工事工程の平準化」等を行うことにより、少しでも環境影響を低減しようという取組を記載しています。</p> <p>環境基準値がない項目は、定性的に判断しています。環境保全措置を取り組むことによって、環境影響が少なくなるという予測のもと、低減が図られることから、影響が少ないと記載しています。</p> <p>水質、地下水、動植物関係等、予測が難しい項目や不確実な項目は、事後調査を設けています。また、これから審査会を通して、有識者の方からも色々意見伺い、明らかになってくる部分はあると思います。</p>

表 13.4(2) 方法書に関する説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	事業区分	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	区画整理	土壌汚染	国に汚染土壌の除去を求めていくということですが、国から応答はないのですか。	国と調整しているところですが、まだ、どちらがやるかは決まっていません。どちらがやるにしても、法律に基づいてしっかりやっっていこうというスタンスです。
	区画整理	土壌汚染	近くに住んでいるので、時々見に行くのですが、上瀬谷の谷戸のほうは、埋め立てが始まっています。埋め立ててしまうと、汚染された土壌は取れないのではないのでしょうか。	区画整理事業は、まだ環境影響評価の準備書の段階で、都市計画決定もしていないので、事業を開始していません。埋め立てについては把握できていない部分がありますが、民間の地権者の方々は自由に土地が使える状況なので、恐らく、民間の地権者の方が実施していると考えられます。 事業実施時には改めて、国のデータや今、地権者が埋め立てているデータを含め、様々なデータを重ね合わせて、関係部署と対策を協議したうえで、土壌汚染対策法に基づいてしっかり行っていきます。
	区画整理	事業計画	以前、観光・賑わい地区について、国際園芸博覧会後の利用で、テーマパークの話が出ていました。相鉄が撤退して、白紙状態なのか、三菱地所の名前も出ていますが、具体的な計画があるのでしょうか。	観光・賑わい地区については、地権者が45%います。地権者が構成する、まちづくり協議会で、自らの土地をどう利用していくのかということを含め、民間企業の力を借りながら検討を進めているところです。
C	区画整理	土壌汚染	資料9ページ「掘削除去を行う場合に場外搬出される土量」に「全量場外排出するものと想定した」時の数量が載っています。「法律の範囲内」でやるということですが、その法律の中身が問題になると思います。当然、掘削除去し全部なくなった方が良くも皆思うと思います。残せば、将来残ったままになるし、再開発する時にまた問題が出てきてしまいます。掘削除去が大前提とっております。掘削除去を全てするというのは「実行可能な範囲内」と理解して良いのでしょうか。	旧上瀬谷通信基地の土壌汚染対策については、国で実施するか市で実施するか、土壌汚染対策法に基づいて、どのような方法で処理するのかも、まだ決まっていません。これから検討を深めていく中で、どういう対策をするのか、決めていくこととなります。今回、環境影響評価準備書では、もし掘削除去した場合には、運搬や処分等で環境に与える影響が大きいと想定したことから、掘削除去した場合をまとめたところです。将来土地利用に問題がないように、土壌汚染対策法に基づき適切な方法でしっかり行っていきます。

13.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」に対し、4通の意見書(延べ意見数 18 件)が提出されました。意見書の内容と意見数は、表 13.5 に示す通りです。

意見書の内容と事業者の見解は、表 13.6 に示すとおりです。なお、整理にあたっては、項目別としています。

表 13.5 意見書の内容と意見数

意見項目		意見数	
「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」 に対し提出された意見書	事業計画	2 件	18 件 (4 通)
	地域の概況及び地域特性	2 件	
	環境影響評価	2 件	
	その他	12 件	

表 13.6(1) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	<p>方法書を下記のキーワードの視点で推敲した。</p> <p>①デミングサイクル ②現状打破（ブレークスルー） ③バーナード組織の3要素 （組織目的・協働意欲・情報共有） ④首都圏最大規模の巨大空間 ⑤横浜西の玄関口</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>先人から学ぶ「水五訓」黒田官兵衛の教えを活かしたい。</p> <p>一、自ら活動して他を動かしむるは水なり 二、常に己の進路を求めて止まざるは水なり 三、障害にあい激しくその勢力を百倍し得るは水なり 四、自ら潔うして他の汚れを洗い清濁併せ容るるは水なり 五、洋々として大洋を充たし発しては蒸気となり雲となり雨となり雪と変じ霰（あられ）と化し凝（ぎょう）しては玲瓏（れいろう）たる鏡となりたえるも其（その）性を失はざるは水なり</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域の概況及び地域特性	<p>方法書「第3章地域の概況及び地域特性 3.2.2 水環境の状況」（p3-16）の水環境の測定項目に硝酸性窒素を加えてほしい。</p>	<p>方法書 p.3-24 「第3章 3.2.2(2) ②地下水の水質」に地下水の水質測定結果として調査結果を記載しています。</p>
	<p>わらべ保育園は名簿に入っているか。</p>	<p>方法書 p.3-129 「第3章 3.3.5 表 3.3-16 (1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）」に「S02 わらべ細谷戸保育園」として記載しています。</p>
環境影響評価	<p>大気質は、不慮の排出等の可能性があるため、工事中、常時監視できる機器を2か所くらいに設置してほしい。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、「建設機械の稼働に伴う大気質」及び「工事用車両の走行に伴う大気質」の予測を行い、必要に応じて、環境保全のための措置についても検討します。</p>

表 13.6(2) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	<p>景観の調査・予測の範囲に「緑の 10 大拠点（川井・矢指・上瀬谷地区）」、「生物多様性保全上重要な里地・里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）」、「東山ふれあい樹林、宮沢ふれあい樹林、宮沢・蟹沢特別緑地保全地区、和泉川流域の 5 つの水辺（宮沢地区）、全通院勢至堂（下瀬谷）を追加すること。</p>	<p>景観の調査・予測地点は、横浜市環境影響評価技術指針等を参考に、「主要な景観資源」及び「主要な眺望点」について、市区が発行している既存資料やホームページの情報の収集・整理結果を基に選定することとなっており、「主要な景観資源」は、対象事業実施区域周辺において、景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものを選定し、「主要な眺望点」は、不特定かつ多数のものが利用し、景観資源を眺望する場所を選定することとなっています。</p> <p>また、上記の「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」については、「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（方法書 p 3-93 参照）において、「緑の 10 大拠点」として位置づけられており、「樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観を優先的に保全・活用する」とされているため、対象事業実施区域周辺の樹林地や農地、湧水や水辺を対象としています。</p> <p>「主要な景観資源」及び「主要な眺望点」は、上記の考え方に基づき、方法書 p 3-97(表 3.2-31)の脚注に示す、横浜市などが公表している資料を収集整理し、「主要な景観資源」は対象事業実施区域周辺の樹林地や農地、湧水や水辺を対象に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域など 15 地点、「主要な眺望点」は景観資源を眺望する場所として、不特定かつ多数の方々にご利用されている瀬谷市民の森など 10 地点を選定しています。</p> <p>ご意見頂きました地点のうち、「緑の 10 大拠点（川井・矢指・上瀬谷地区）」、「生物多様性保全上重要な里地・里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）」は、これらの景観の構成要素となる「No.1 瀬谷市民の森」、「No.2 追分市民の森」、「No.3 矢指市民の森」、「No.4 上川井市民の森」、「No.9 三保市民の森」、「No.11 旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」、「No.12 川井・矢指風致地区の緑地」を調査地点として選定しています。</p> <p>また、「東山ふれあい樹林」は、No.5 として選定しており、「宮沢ふれあい樹林」、「宮沢・蟹沢特別緑地保全地区」、「和泉川流域の 5 つの水辺（宮沢地区）」は、「No.19 東山・関ヶ原の水辺」として選定しています。</p> <p>なお、景観の調査・予測地点は、対象事業実施区域からの視認性を考慮し、対象事業実施区域より 3km 以内を調査範囲として設定しており、全通院勢至堂は、対象事業実施区域より 3km 以上離れているため、調査対象外としています。</p>

表 13.6(3) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
その他	<p>本事業の対象事業実施区域は、大門川、相沢川、堀谷戸川、和泉川の水源となっており、これらの河川への還流を考え、遊水地に還元する装置を設置してほしい。</p>	<p>本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-3、p5-6 参照)</p>
	<p>防衛省の土壤汚染調査では、56 か所で基準値超過が確認され詳細調査をしたと示されているが、どの区画の汚染度が高いか読み取れないため、市が行おうとしている対策が適切か判断できない。ドイツのように調査結果のデータ(範囲と深度)は全て記載してほしい。</p>	<p>防衛省の土壤汚染調査結果は、「令和2年9月横浜市 令和2年度 第9回横浜市環境影響評価審査会資料」を参考として記載しています。(方法書資料編参照)</p> <p>本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壤汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。</p> <p>本事業では工事において土壤汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-4 参照)</p> <p>また、本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壤汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-7 参照)</p>
	<p>公園の整備事業の場合、土壤汚染調査は10m×10mでは不十分である。いくつかの地点で5m×5m、深度1mで再度調査すべきである。</p>	<p>防衛省による土壤汚染調査は、土壤汚染対策法に基づき、地歴調査による土壤汚染の恐れ区分(方法書資料編 p 資料-1 参照)に応じて、適切に調査がなされています。</p>
	<p>私有地と言えど、米軍で使用した土地であるため、公共の土地とみなせる。私有地の土壤汚染調査結果を公開してほしい。</p>	<p>私有地の土壤汚染調査結果については、個人の資産に関する情報のため、方法書に記載はしていません。</p>
	<p>「汚染土壌(ほぐし)」という記載があるが、汚染土壌はほぐす必要はない。汚染土壌の処理は掘削排出が基本である。ほぐすことにより薄めて基準値以下にし、排出量を減らすことを示しているように感じられるが、公害等の総量規制に違反する。</p>	<p>方法書に汚染土壌(ほぐし)という記載はしていません。</p> <p>本事業の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壤汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。</p> <p>本事業では工事において土壤汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-4 参照)</p> <p>また、本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壤汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。(方法書 p5-7 参照)</p>
	<p>将来想定される課題への対応として、今必要としているのは医療施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷町に AED を増設してほしい。 ・ウイルスに対応した救急車、消防車、救急駐車場、訓練場所を増やしてほしい。 ・新ウイルス病院を整備してほしい。 	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>

表 13.6(4) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
その他	防犯カメラを設置してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	高齢者が多く、後期高齢者の危険運転や若者・中年のマナー違反が目立つ。少しでも事故を減らすために、細谷戸 5812 番細谷戸第 3 バス停側交差点に信号機を設置してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	県営細谷戸ハイツ内の道路の制限速度はもとも 30 km/h だったが、瀬谷団地連絡道路開通のため、40 km/h になってしまった。30km/h に戻してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	対象事業実施区域と県営細谷戸ハイツの間を通る道路の標識やミラーが見えないため、沿道の樹木を剪定してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	対象事業実施区域と県営細谷戸ハイツの間を通る道路に排水溝が整備されておらず、雨や台風の際に水が溢れて危険である。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。
	相沢七丁目 11 の信号機交差点から相沢七丁目 34 の進入入口道路（一方通行）は、以前から裏道として利用されている。スクールゾーンで子供や高齢者、親子連れも通行するが、運転者のマナーが悪く、猛スピードで通行する車が多いため、人身交通事故が絶えない。横断歩道を設置し、この道を通る車には他の道路に迂回してほしい。	本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。

13.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の方法書に対する、横浜市環境影響評価条例第 21 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの方法市長意見書の送付を、令和 3 年 12 月 24 日に受け取りました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 13.7 に示すとおりです。

また、方法市長意見の内容及び事業者の見解は、表 13.8 に示すとおりです。

表 13.7 方法市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 4 年 1 月 14 日から令和 4 年 2 月 14 日 (30 日間)
縦覧対象区	瀬谷区、旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 13.8(1) 方法市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解	
1 事業計画	(1)	予測の前提条件となる施設の位置や規模、公園利用者の園内動線を明確にし、より詳細に準備書に記載してください。	各地区の施設、園路、駐車場等の位置や規模、公園利用者の園内動線を準備書に記載しました(第 2 章 p. 2-9~2-23)。
	(2)	対象事業実施区域には、土地区画整理事業によって消失する環境の代償措置として、生物の生息環境が創出されます。それらを含む対象事業実施区域内の生態系保全と本事業で設置する施設とが両立するとともに、生態系の質を高めるような施設配置計画や配慮を検討し、準備書に記載してください。	土地区画整理事業により保全対象種の生息環境が創出されるとともに、和泉川源頭部には、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池 4)が整備されることから、本事業においても、相沢川の谷戸地形や和泉川の源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努め、併せて既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備を行います。 このほか、運動施設やアウトドア体験施設等は西地区及び北地区に配置し、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います(第 2 章 p. 2-8~2-20)。
	(3)	対象事業実施区域内の生態系保全エリアと災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、災害時の機能を十分に維持しつつ、生態系の保全も図られるよう配慮を検討し、準備書に記載してください。	災害時は西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場(草地広場)等を活用するものとし、土地区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池 4)及び保全対象種の生息環境が災害時に活動拠点として活用するエリアと重ならないよう配慮します(第 2 章 p. 2-9~2-20)。

注 1 : 事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.8(2) 方法市長意見の内容及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解	
1 事業計画	(4)	対象事業実施区域の東側に設置される計画である地上式調整池（調整池4）について、周辺にホトケドジョウが確認されていることから、それら保全対象とすべき生物に配慮した位置、構造等を検討し、具体的に準備書に記載してください。	対象事業実施区域の東側に設置される計画である地上式調整池（調整池4）は、保全対象とすべき生物が確認された場所を含まない位置に配置することにより、保全対象種に配慮しました（第2章 p.2-17）。調整池の具体的な構造等は準備書に記載しました（第2章 p.2-20）。なお、堤体を含めた調整池及び保全対象種の生息環境である小水路は、土地区画整理事業で整備される計画です。	
	(5)	対象事業実施区域の東側に保全する樹林地については、動物への影響を少なくするため、動物にとって重要な林縁部を生かして、人との距離が確保されるよう適切な維持管理も含めて、検討してください。	対象事業実施区域の東側の樹林地については、動物への影響を少なくするため、動物にとって重要な林縁部の現況を保全し、適切な管理により維持するとともに、園路については人との距離が適切に確保されるよう計画します。なお、市民の森と一体に利用できるよう、樹林地内の一部に散策路を予定しますが、保全する樹林地内に配置する園路については、利用者が林内に入ることがないようにロープ柵等を設置します（第2章 p.2-17）。	
2 環境影響評価項目	(1) 工事中及び供用時	ア 水循環	対象事業実施区域内の和泉川源流域に加え、その周辺の伏流水を含む湧水の流量等も把握し、本事業による和泉川への影響についても適切に調査、予測、評価を行ってください。	対象事業実施区域内の和泉川流域及びその周辺の伏流水を含む湧水の流量等の調査を実施しました（第6章 p.6.5-4～6.5-13）。事業実施に伴う涵養源や支流の形態及び流量への影響について調査、予測、評価することで、和泉川下流への影響についても把握し、準備書に記載しました（第6章 p.6.5-14～6.5-24）。
		イ 温室効果ガス	工事期間が約20年と長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定してください。	環境影響評価項目として工事中の「温室効果ガス」を選定しました（第5章 p.5-1～5-3、第6章 p.6.1-15～6.1-18）。
	(2) 工事中	イ 地域社会	一次整備工事時は、土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用する計画であることから、本事業の対象事業実施区域の出入口だけでなく、土地区画整理事業実施区域における出入口も準備書で示してください。	一次整備工事時の本事業の対象事業実施区域の出入口及び土地区画整理事業における出入口のおおむねの位置を準備書に記載しました（第2章 p.2-26、2-29～2-30、第6章 p.6.11-9）。

注1：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

表 13.8(3) 方法市長意見の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(3) 供用時 ア 温室効果ガス	施設は定常的に使用されるものであり、その規模も不明確であることから、環境影響評価項目として選定してください。	環境影響評価項目として供用時の「温室効果ガス」を選定しました（第5章 p.5-1～5-2、5-6、第6章 p.6.1-18～6.1-22）。
	イ 生物多様性	対象事業実施区域内の微地形や集水域も踏まえた環境の詳細を把握し、新たに対象事業実施区域の東側に設置される調整池（調整池4）が地上式に変更になったことを踏まえ、予測、評価を行ってください。	対象事業実施区域内の微地形や集水域も踏まえた環境の詳細を把握しました（第6章 p.6.2-32～6.2-103、6.3-20～6.3-29）。また、新たに対象事業実施区域の東側に設置される調整池（調整池4）が地上式に変更になったことを踏まえた予測、評価を行い、準備書に記載しました（第6章 p.6.2-110～6.2-124、6.3-34～6.3-41、6.4-19～6.4-36）。
	ウ 地域社会	(ア)「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」と「みどりの発信エリア」の間に道路が計画されていることから、このエリア間の公園利用者の往来方法について、準備書に記載してください。	「中央地区（方法書では「みどりの賑わい・レクリエーションエリア）」と「東地区（方法書では「みどりの発信エリア）」」の間の公園利用者の往来は、横断歩道を想定しているため、横断歩道の位置を準備書に記載しました（第2章 p.2-22）。
		(イ)対象事業実施区域の東側周辺において、来園車両等の走行に伴う交通混雑の影響を適切に予測するため、走行ルート沿道の主要交差点に予測地点を設定してください。	来園車両等の走行ルート及び周辺道路整備計画を踏まえ、対象事業実施区域の南東側を走る瀬谷地内線に新しく2箇所の交差点が設置される計画のため、予測地点として新たに地点8、地点9を選定しました（第6章 p.6.11-9、6.11-47～6.11-62）。
エ 景観	「みどりの実践エリア」及び「みどりの発信エリア」に設置する施設の存在により囲繞景観の変化があることから、対象事業実施区域内からの景観についても調査、予測、評価を行ってください。	囲繞景観の調査地点は、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえた上で、周辺住民等が立入り可能な地点から、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を調査、予測、評価を行いました（第6章 p.6.12-3～6.12-10、6.12-19～6.12-22、6.12-25～6.12-31、6.12-46～6.12-56）。	

注1：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。

13.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

対象事業実施区域の拡張を踏まえて令和4年7月19日に提出した事業内容等修正届出書に対して環境影響評価審査会から附帯意見がありました。

附帯意見の内容及び事業者の見解は、表 13.9 に示すとおりです。

表 13.9 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

項目	附帯意見の内容	事業者の見解	
修正届出書附帯意見	(1)	<p>拡張する北地区については、これから公民連携の手続を行っていくことから、今後提出する図書には、具体的な想定施設を記載すること。</p> <p>なお図書を作成する時点で新たな環境影響のおそれがある場合は、その要因を踏まえ、環境影響評価項目を追加で選定するなど適切に対応すること。</p>	<p>拡張する北地区は、公民連携の手法を導入する計画としています。現時点では、他都市の事例などから、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などが可能性あるものとして、これらを想定して環境影響評価の手続を進めています(第2章 p. 2-8~2-11)。また、公民連携の手続の一貫で行っているサウンディングでは、実施要領において、これまでの環境影響評価手続きを踏まえるものと明記していることから、現時点では、方法書で選定した環境影響評価項目を追加する必要はないと考えています。</p>
	(2)	<p>北地区における景観の変化も把握するため、北地区の北側に調査地点を追加し、駐車場など景観の変容が大きい場所を含め、北地区とその周辺の景観への影響を適切に予測、評価すること。</p>	<p>圍繞景観の調査地点は、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえた上で、周辺住民等が立入り可能な地点から、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を設定しました。北地区においても、駐車場等の景観の変容の大きい場所を含め、北地区とその周辺の景観への影響を適切に把握できる地点を北地区の北側に追加し、景観の調査、予測、評価を行いました(第6章 p. 6. 12-3~6. 12-10、6. 12-19~6. 12-22、6. 12-25~6. 12-31、6. 12-46~6. 12-56)。</p>

注1：事業者の見解に記載した参照ページは、準備書の該当ページを示します。